

史料目録 第90集

信濃国松代真田家文書目録
(その11)

平成22年3月

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構

国文学研究資料館
調査収集事業部

史料目録 第90集

信濃国松代真田家文書目録
(その11)



写真1 京都出張往還入費関係書類綴 (の1)

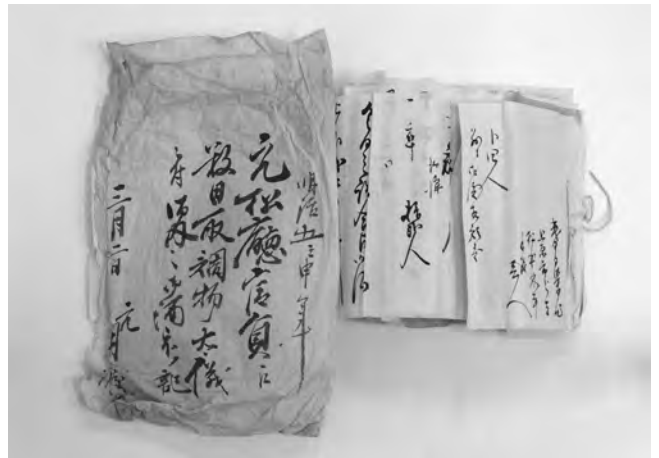


写真2 元松代庁官員へ酒下賜関係書類一括(の4)



写真3 本上納証文綴(の33)



写真4 村々荒所見分仕訳書並びに村々願書綴(ひ4)



写真5 中借証文綴(ひ297)



写真6 根越組名主曾野右衛門他五名拝借金証文(ふ4-1)

凡 例

- 1 本目録は、『史料目録』第90集として「信濃国松代真田家文書（その11）」を収めた。
「信濃国真田家文書（その一）」は『史料館所蔵史料目録』第二十八集として、昭和53（1978）年に刊行した。その後、目録（その二）から目録（その10）まで刊行してきた。今年度は目録（その11）・目録（その12）を刊行する。これによって当館で管理している真田家文書全体の目録編成は一応終了することとなった。
- 2 目録の編成にあたっては文書群の管理・保存部局と作成部局に留意し、ISAD（G）（国際標準：記録記述の一般原則）の考え方も参考にしつつ、項目で編成する方式をとった。
- 3 各まとまり単位に区分け配列し、各区分け名称を付し、また区分け名称の後に、「勘定所」や「計政局」など部局名を記しているが、それは当該文書群を最終的に管理・保存していたと考えられる部局である。部局名を付していないものがあるが、それは部局を特定できなかったためである。
- 4 真田家文書の未整理史料の把握のため現状調査した折りに、解題で述べるように箱番号としてアルファベットを付したが、これまでの刊行目録の番号付与の方法との整合性をはかり、かつデータ処理の統合性を保つために、本目録では、「A・B・C・D・E・J」をそれぞれ「ね・の・は・ひ・ふ・へ」と置き換えた。場合によっては、「ね（A）・の（B）・は（C）・ひ（D）・ふ（E）・へ（J）」と併記した形で表示した。
- 5 袋・こより紐などによる一括史料は、史料館へ譲渡後の仮整理時に一括されたかと推定されるものも含め、すべて現状のまま一括掲載し、枝番号付与で物理的階層を示すこととした。一括内の個々の史料配列順も原則として現状通りとし、並び替えは行わなかった。一括史料に表題がない場合は、仮に全体表題を付与して（ ）内に記した。
- 6 史料1点ごとの記述は、①表題・作成等（表題、作成→宛所、備考）、②年代（作成年月日）、③形態・数量、④整理番号、の順に記載した。
表題は、本目録の大半を占める書付型史料の場合、原則として差出人+文書名のかたちで付与した。表題の付与に当たり、原文書に柱書がある場合は表題の後に [] で記した。また、柱書がない場合で端裏書など文書管理文言がある場合は、それを採用し、（端裏書） [] と標記した。また、表題や柱書だけで不十分な場合は、さらに（ ）で内容を摘記した。表題などで、□・[] が付されているのは、原史料が虫損などにより解読不能のためである。
作成・宛所で、-→、→-と-を付しているのは、作成ないし宛所が不明であることを示している。
形態は、本目録の大半を占める書付型史料の場合、堅紙、横折紙、堅継紙、横切紙、切紙などと表記することで、料紙の使用法の違いを示した。
- 7 本目録では史料が保管されてきた秩序に応じて史料番号を付与したため、目録上では史料が番号順に並んでいない。そのため番号による検索には不便をきたすので、史料の引用に際しては番号のほか掲載頁も

併記をお願いしたい。

- 8 本目録はアーカイブズ研究系の高橋実が担当し、太田弥保、佐藤有、志田達彦、高橋伸拓（以上 2008 年度）、榎本博、清水邦俊、鈴木直樹、種村威史、長谷川雅也（以上 2008 年度～2009 年度）、小田真裕、北村厚介、萩原拓己（以上 2009 年度）の諸氏の協力を得た。なかでも、種村威史氏の協力は大きい。

総目次

口絵

凡例

総目次

本文細目次	1
信濃国松代真田家文書目録（その11）解題	7
文書群記号	7
文書群名	7
年 代	7
数 量	7
入手の経路	7
真田家文書について	7
1 真田家と松代藩の歴史	7
2 真田家文書の管理と伝来	7
①真田家文書の管理・保存	8
②真田家文書の伝来	9
③戦後に分割された真田家文書	11
④国文学研究資料館真田家文書の整理の歴史	12
⑤真田家文書群の特色	13
3 収録文書群の構造と目録編成方式	14
4 松代藩の職制について	16
5 個別文書群内の配列と概要	17
6 真田家文書関連文献一覧	37
7 補説 弘方御金奉行の財方における役割について	41

本文細目次〔文書群の構造〕

ね文書群

1 真田家／家政／長国寺永続金・旧家臣借用 真田家家令・家扶	63
2 真田家／家政／地券・土地登記 真田家家令・家扶	64
3 真田家／家政／交際など 真田家家令・家扶	70
4 真田家／家政・家計／家禄・所得・諸用 真田家家令・家扶	71
5 真田家／家計／米切手・地域献金・買物代など 真田家家令・家扶	72
6 真田家／家内／学芸 真田家	82
7 藩政／財方／小銭・銭札 勘定所	82
8 藩政／家臣／勤役要用金中内借用 勘定所	83
9 藩政／在方／両替融通銭札借用 勘定所	84
10 藩政／江戸屋敷／替地 江戸役所	84
11 松代庁／財方／太政官札引換 計政局	85
12 松代庁／財方／贖金取計い 計政局	87
13 松代庁／財方／商社規則 計政局	87
14 松代庁／庁政／藩士献言 政治所	88
15 元松代庁／財方／旧藩士御救い 元計政局	88
16 その他	88

の文書群

1 真田家／家政／太政官布達など 真田家家令・家扶	89
2 真田家／家計／寄付金・農工銀行 真田家家令・家扶	89
3 藩政／財方／勘定用状 勘定所	90
4 藩政／財方／給金勘定など 勘定所	93
5 藩政／財方／出張中諸宿諸費受取 勘定所	94
6 藩政／財方／北陸総督府通行賄い代取計 勘定所	97
7 藩政／財方／京都出張往還宿費・銃隊賄い代受取 勘定所	98
8 松代庁／庁政／通達・高帳調査・藩印交付・中野出張など 政事局	101
9 松代庁／財方／財政運用方上申・用状・諸勘定 計政局	104

10	松代庁／財方／出納伺・指示	計政局	108
11	松代庁／財方／用達金送金その他	計政局	114
12	松代庁／財方／財政運用策献言など	計政局	116
13	松代庁／財方／用度役所東京買物・諸品調達	計政局	119
14	松代庁／財方／米穀相場調査・記録	計政局	131
15	松代庁／財方／冥加金上納など	計政局	133
16	松代庁／財方／借入金・藩士拝借金返済	計政局	135
17	松代庁／財方／足輕給金勘定	計政局	136
18	松代庁／財方／全国錢札・藩錢札取扱い	計政局	136
19	松代庁／財方／国絵図作成褒賞	計政局	137
20	松代庁／番方／新潟等出張・降伏人預	番方役所	137
21	松代庁・真田家／財方・家計／賞典・酒料など	計政局・真田家家令家扶	138
22	その他		141

は文書群

1	藩主（藩侯）／内方／遺品讓目録	奥元	142
2	真田家／家政／所有地	真田家家令・家扶	142
3	真田家／家政／長国寺御救い願書など	真田家家令・家扶	143
4	真田家／家政／白鳥神社上申	真田家家令・家扶	143
5	真田家／家政／諸用状	真田家家令・家扶	143
6	真田家／家計／金錢勘定・為替切手	真田家家令・家扶	150
7	真田家／家計／資金融通	真田家家令・家扶	154
8	真田家／家計／世襲財産	真田家家令・家扶	154
9	真田家／家内／寺社絵図	真田家	154
10	真田家／家内／藩主染筆・古書購入	真田家	155

ひ文書群

1	藩主（藩侯）／勝手方／貞松院月割金	勘定所	156
2	藩主・真田家／勝手方／知藩事一族月割金	計政局	157
3	藩政／財方／御勝手方取計い上申	勘定所	161
4	藩政／財方／勘定向き取計い用状	勘定所	161
5	藩政／財方／才覚金・御用達金費	勘定所	164

6	藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借	勘定所	164
7	藩政・松代庁／財方／営業資金・施策遂行費中借	勘定所・計政局	208
8	藩政／財方／高掛借入金半減措置願い	勘定所	209
9	藩政／財方／施策遂行内借金返済受取	勘定所	210
10	藩政／財方／施策遂行中借金払切	勘定所	210
11	藩政／家臣／払方御金奉行所管金より勤役費内借・返済・未納	勘定所	215
12	藩政／家臣／元方御金奉行所管金借換金中借	勘定所	217
13	藩政／町方／取為替金訴訟・内済	勘定所	225
14	藩政／町方／御救い措置願書	勘定所	225
15	藩政／在方／荒地年貢減免願書・請書	勘定所	229
16	藩政／在方／内借掛所管金より資金内借	勘定所	235
17	藩政／在方／御城用材薪掛所管金より資金内借	勘定所	237
18	藩政／在方／借入金返済日延・猶予願書	勘定所	240
19	藩政／在方／浄福寺蓮根植付ほか願書	郡奉行所	243
20	松代庁／財方／産物会所運営資金金策	計政局	244
21	松代庁／財方／施策遂行費・旅費中内借	計政局	245
22	松代庁／在方／財方所管金より資金内借	計政局	253
23	松代庁／財方／善光寺より借入金	計政局	256
24	松代庁／財方／町方御用達金・全国通用錢札引替	計政局	257
25	元松代庁／政務方／施策遂行費・旅費中借	元計政局	257
26	その他		270

ふ文書群

1	藩政／家臣／拝借金証文	勘定所	271
2	藩政／在方／村方御救い拝借金証文	勘定所	272
3	藩政／在方／村方拝借米返済受取報知	勘定所	301

へ文書群

1	藩主（藩侯）／内方／御刀・武具・馬具拵	奥元	303
2	藩主（藩侯）／内方／譲与蒔絵・太刀目録	奥元	304
3	真田家／家計／銀行創立・小銃方角打ち代	真田家家令・家扶	304
4	藩政／表方／町年寄ら年頭御礼人取	表方	305

5	藩政／表方／諸御用用の刀脇差授受	番方	……………	305
6	藩政／番方／横浜応接警護の月番老中書付	御用方	……………	314
7	藩政／番方／鎮台府より留守居呼出一件	番方	……………	315
8	藩政／番方／武具方上申・指示・用状	番方	……………	315
9	藩政／番方／二鞍馬運用上申	番方	……………	317
10	藩政／番方／鉄砲・弓等稽古場建設	番方	……………	318
11	藩政／番方／武具方所管武備向き用状並びに武具・武具関係品拝借	番方	……………	322
12	藩政／番方／武具方所管武具・武具関係品拝借・目録	番方	……………	326
13	藩政／番方／武具方所管上京御用服・武具・具足・張笠拝借	番方	……………	359
14	藩政／番方／新小銃組編成	番方	……………	362
15	藩政／番方／新小銃組発射中り調書	番方	……………	363
16	藩政／番方／百目筒図面	番方	……………	364
17	藩政／番方／真田石見馬印平面図	番方	……………	364
18	藩政／番方／武具方所管武具・武備・諸費上申	勘定所	……………	364
19	藩政／番方／武具方所管武具・火薬購入製造諸費上申	勘定所	……………	367
20	藩政／番方／武具方鉄砲奉行所管張筒製造上申	勘定所	……………	368
21	藩政／番方／武具方庶務筆墨料上申	勘定所	……………	369
22	藩政／番方／武具方所管小銃組諸費上申	勘定所	……………	369
23	藩政／番方／武具方所管鉄砲買上費上申	勘定所	……………	370
24	藩政／番方／武具方所管鉄砲師昼賄い上申	勘定所	……………	370
25	藩政／番方／馬奉行所管馬具出来・日吉馬場借入可否上申	勘定所	……………	370
26	藩政／番方／西寺尾村硝石作場潰地小作糶支給上申	勘定所	……………	371
27	藩政／番方／大坂で錫購入御用請書	勘定所	……………	371
28	藩政／番方／船手方所管御手船讓渡・入札	勘定所	……………	371
29	藩政／番方／武具費内借金勘定・用状	勘定所	……………	372
30	藩政／番方／文武学校・武具諸費・鉄砲調練費用状	勘定所	……………	374
31	藩政／番方／鉛買上費用状	勘定所	……………	374
32	藩政／番方／武具方所管鉄砲製造費増額訴願	勘定所	……………	375
33	藩政／番方／武具方所管硝石製造用石臼代滞り訴訟取下げ	勘定所	……………	375
34	藩政／番方／元武具方仲間硝石製造懸硝石抜け荷一件処置	勘定所	……………	375
35	藩政／番方／浦賀表海防臨時出張手当金拝借	勘定所	……………	376
36	藩政／番方／武具方所管武備・武具・火薬等購入製作修復費中内借	勘定所	……………	382

37	藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取	勘定所	406
38	藩政／番方／先手組稽古費・鉄砲方諸費受取	勘定所	461
39	藩政／番方／足軽組高島流砲術稽古費受取	勘定所	462
40	藩政／番方・財方／大銃鑄造費受取	勘定所	464
41	藩政／番方／劔付鉄砲購入費受取	勘定所	466
42	藩政／番方／合薬方所管硝石製造費受取	勘定所	466
43	藩政／番方／硝石方所管硝石製造道具・材料費村々受取	勘定所	472
44	藩政／番方／出陣諸費受取	勘定所	475
45	藩政／番方／武具収納箆筒等製作見積	勘定所	483
46	藩政／番方／鞍鑑定	勘定所	484
47	藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方上申・用状	番方	484
48	藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方所管武具・武具関係品拝借・受領	番方	488
49	藩政・松代庁／番方／武具方拝借切手並びに武具方より武具拝借	計政局・番方	497
50	藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方所管武具・武備費上申	勘定所・計政局	514
51	藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方所管武具・武備費中借	勘定所・計政局	515
52	藩政・松代庁／番方／硝石方・武庫方より硝石製造道具・材料費村々受取	勘定所・計政局	516
53	松代庁／番方／松代藩兵隊交代の新潟県庁通牒・帰藩届	政事局	525
54	松代庁／番方／武庫方運営上申・伺い並びに用状	番方役所	525
55	松代庁／番方／武庫方所管武具ほか取計い達・伺い並びに指示	番方役所	540
56	松代庁／番方／徴兵士病氣措置伺い	番方役所	549
57	松代庁／番方／武庫方所管鑄物師弾丸献納褒賞	番方役所	550
58	松代庁／番方／下付鉄砲類武庫方受領	番方役所	550
59	松代庁／番方／武庫方所管火薬等製造作費上申・伺い	計政局	550
60	松代庁／番方／武庫方所管武具調達・修復費並びに運営費上申	計政局	558
61	松代庁／番方／兵食料費過払い返納上申	計政局	571
62	松代庁／番方／喇叭手等への諸手当上申・指示	計政局	571
63	松代庁／番方／割番所品・営繕費等上申	計政局	573
64	松代庁／番方／武庫方借用調練太鼓返却伺い書	計政局	574
65	松代庁／番方／武庫方所管銃隊調練費・使丁増員上申	計政局	575
66	松代庁／番方／武庫方所管古鉄払切り上申	計政局	575
67	松代庁／番方／武庫方所管瑞西銃買入手当用状	計政局	576
68	松代庁／番方／給禄掛役所所管農兵手当金支給願い	計政局	576

69	松代庁／番方／營繕局所管武具木札・武具箱製作諸費上申	計政局	577
70	松代庁／番方／營繕局所管西条村西越の鉄砲角場石垣建設費伺い	計政局	577
71	松代庁／番方／營繕局所管銃隊調練赤坂角場普請見積入札	計政局	578
72	松代庁／番方／荷物会所掛所管上京荷物荷造・搬送費中借伺い	計政局	579
73	松代庁／番方／武庫方所管硝石製造場建築・建材費村々受取	計政局	579
74	松代庁／番方／武庫方所管武具拝借並びに火薬購入費・武具修復費拝借	計政局	584
75	松代庁／番方／器械方所管鉄砲製造道具・材料費中借	計政局	586
76	松代庁／番方／武庫方番士手当金書上	計政局	594
77	松代庁／番方／硝石方所管硝石製造費村々受取	計政局	595
78	元松代庁／番方／上田分営諸入用受取	元計政局	603
79	元松代庁／番方／旧武庫方褒賞並びに費用伺い	元計政局	604
80	元松代庁／番方／元武庫方所管武具加工所借地年貢滞納払い伺い	元計政局	605
81	松代庁／財方／神社郡政庶務方所管入用道具上申	計政局	605
82	その他		605

信濃国松代真田家文書目録（その11） 解題

文書群記号 26A

文書群名 信濃国松代真田家文書「ね (A)・の (B)・は (C)・ひ (D)・ふ (E)・へ (J)」の部

年 代 天正年間 (1573-91) 年～明治 45 (1912) 年

数 量 7,622点

註、目録（その9）で、真田家文書目録の解題全体を統合し、さらに真田家文書の管理と伝来などに関する新しい知見を総合した解題を付したが、今年度の目録刊行によって全体の目録化が完成するので、この目録にも目録（その9）の解題を基本とし、それにいくつかの知見を加え、さらに補説として「払方御金奉行の財方における役割について」（種村威史）を加えて、真田家文書の利用に便となるようにした。

入手の経路

本目録は、当館所蔵の信濃国松代真田家文書（文書群記号26A）のうち、既刊史料目録の収録対象からはずされ、書庫の側壁棚に別置されていた文書群の現状を把握するため行った仮整理の段階で「ね (A)・の (B)・は (C)・ひ (D)・ふ (E)・へ (J)」の記号が付された書付型史料群を収録したものである。真田家文書の入手経路については『信濃国松代真田家文書』（その一）～（その六）、とくに（その一）と本目録の解題を参照されたい。

真田家文書の未整理文書の把握のため現状調査した折り、後述するように箱番号としてアルファベットを付したが、これまでの刊行目録の番号付与の方法との整合性をはかり、かつデータ処理の統合性を保つために、本目録では、「A・B・C・D・E・J」をそれぞれ「ね・の・は・ひ・ふ・へ」と置き換えた。場合によっては、「ね (A)・の (B)・は (C)・ひ (D)・ふ (E)・へ (J)」と併記した形で表示した。

真田家文書について

1 真田家と松代藩の歴史

真田家と松代藩の歴史については、『史料館所蔵史料目録 第二十八集（信濃国松代真田家文書〈その一〉）』から『目録（その8）』の解題、とくに（その一）（その二）の解題を参照されたい。さらに、解題末に掲載した、『長野市誌』『長野県史』などの地方史誌類も参照願いたい。

2 真田家文書の管理と伝来

真田家文書の文書管理や伝来については、後述するようにこれまで種々論じられてきた。『真田家文書目録』

(その一) (その二) の解題で、その段階までに明らかとなっていた事実を整理している。これまで刊行された目録 (その8) までは、この解題に依拠してきた。しかしその後、真田家文書の管理と伝来についての調査・研究が進み、また30年前に刊行された『真田家文書目録』(その一・二) を参照することが難しいことも生じているようなので、『真田家文書目録』(その9) 段階で、その後の調査・研究成果をも取り入れ、真田家文書の管理と伝来についてまとめておいた。以下の解題は、それに若干加筆と付論を加えたものである。

①真田家文書の管理・保存

日記や文書類はそれぞれの部局で作成され、管理保管されてきたものであろうが、それぞれ一定の年限が経過すると長期保存・永年保存の文書記録を専管する部署に引き渡される。それを引き継いだ文書記録専管部署は、「御日記御土蔵」(場所は三の丸で、花之丸御殿へつながらる中御門近くに建設されていた二階建ての土蔵)などに保存し、管理していたようである。その管理台帳の全体は不明であるが、その一つが国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩の文書管理』(名著出版、2008年)に収録した「日記并諸帳面入注文」である。

「御勘定所図面」(年代不明。真田家文書し10<『信濃国松代真田家文書目録(その8)』63頁>)によれば、勘定所の敷地内の少し離れた場所に飯米蔵と棟続きで「御日記土蔵」(御勘定所御帳蔵)がある。執務場所や台所から離れた場所で、土蔵造りであるから防火に配慮した設置であるといえよう。さらに離れたところに「御用紙御蔵」などが配置されているところから、日記土蔵(帳蔵)は、執務場所から少し離れているが、日常的参照のためにも出納が難しい場所に設けられたものと考えられる。この「御勘定所図面」とほぼ同じ平面図が、『松代城絵図集成』(66頁、真田宝物館、2006年)に掲載されており、「松代御蔵屋鋪絵図」という名称が付されている。おそらく「御勘定所」には、年貢米などを保管する蔵が多く設けられていたため一般に「御蔵屋敷」と称されていたのであろう。

この勘定所(御蔵屋敷)は、松代城東側の堀のさらに北東の場所にある「蔵屋敷」がそれであろう(『松代城絵図集成』所収「信州松代之城図」<年代不明>。真田宝物館の原田和彦氏教示)。勘定所の北は筑摩川(千曲川)の河川敷につながり、東と南は侍屋敷である。

「御勘定所図面」によれば、この勘定所(御蔵屋敷)には、郡方の執務部屋の他に、勘定元メ、代官、物書、初掛、御金掛、御内借掛、拝借掛、御蔵番、手代、仲間らが勤める部屋が配置されている。いっぽう「松代御蔵屋鋪絵図」には、御郡方役所、拝借方役所(御金掛、御内借掛、拝借掛という名称は付されていないが部屋の位置と大きさは「御勘定所図面」と同じである)、勘定所、御勘定所御帳蔵とあり、「御勘定所図面」とほぼ同じ配置である。

そういう点で、勘定所(御蔵屋敷)は、在方・財方の中核部署の役所といえよう。ここで業務にともなって作成し、受け取り、管理し参照してきた文書記録が、時の経過とともに日常的参照の機会が少なくなると、同じく年数の経過した執務日記類とともに「御日記土蔵」(御勘定所御帳蔵)という帳蔵(文書庫)で管理・保管していたのではないだろうか。後述するが、本目録に収録した文書の大半は、最終的にこの勘定所ないし勘定所所管

の帳蔵（文書庫）において管理され、保管・保存されていたものと思われる。

松代藩では、財方の職制が整備されていたことは伺われるが（吉永昭「藩財政についての基礎的研究（上）・（下）」（『史学研究』第55号・56号、1954年）、いまの段階ではその概要は不明である。ただ、補説として掲載した種村論考によれば、藩財政組織の基幹に御金奉行所が位置しており、御金奉行所には収入を扱う元方御金奉行と支払いを担当する払方御金奉行（払方役所）の二つの部署があった。諸役所からの請求に対する支払いは払方御金奉行がかかわっている。

御金奉行は、納戸方に属していたようで、勘定方とは所属が異なっている。これは、大元の収支を司る職制と個別の財務を司る職制に一定の距離を持たせたためであろうか。

宝暦10年の「御本丸御絵図」（『松代城絵図集成』52頁）によれば、「納戸方御金方」は本丸の一階の南東部分にある。この一階部分には、殿様の寝所や居間があり、それを取り囲むように「小納戸」「近習方」など側方の諸詰所があり、さらに「御用部屋」などの重要な役職の勤務場所がある。そこから大広間を隔てた南東部の角に設けられており、その近くに大きな「御土蔵」や「辰巳櫓」がみえる。

明和4年に、本丸機能の政務財務部門が「花の丸御殿」に移り、御金方役所は「台所続二階」に配置されることとなった。

②真田家文書の伝来

信濃国松代藩の文書群は、現在、真田宝物館（長野市松代町）と国文学研究資料館に分割されて所蔵されている（伝来の概要については、原田和彦「松代藩における文書の管理と伝来」＜国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究』岩田書院、2008年＞によっている）。

真田宝物館所蔵史料は、総数1万3千点余りで、保存蔵の中でさらに大小の箱や箆筒・長持などに収納されていたという特徴がある。国文学研究資料館（譲渡当時は、文部省史料館）所蔵史料は、昭和26（1951）年に真田家から譲渡を受けたもので、現在も継続して史料目録を作成し刊行中の膨大な文書記録群である（そのほか寄託文書2千点余）。譲渡した分と残した分を内容的に区分けした明確な基準はみられないが、譲渡段階でそれぞれ異なる場所で管理・保存されていたとみられている。なお譲渡分は3万件余という点数がしばらく示されていたが、それは1980年代での既整理分を含めた予想の点数であり、整理が完了するとおそらく7万件近い件数になると思われる。

原田和彦氏の研究によると（原田和彦「『真田家文書』について」（『信濃』第50巻第4号、1998年）、松代藩文書は、A大名真田家としての戦国時代からの伝来の文書群（「吉文書」）とB松代藩の各部局が作成し、管理・保存してきた文書群に分けられ、前者Aの多くが真田宝物館に所蔵されている（現在、それらの一部は長野県宝に指定されている）。

真田家は明治政府から歴史編纂のための史料提供の要請を受け、日記類を中心とした調査と整理を行った。さらに大正7（1918）年から14年にかけても、史資料の整理を行ったが、その際Aに関しては天保4（1833）年に作成された「吉光御長持入記」（「吉文書」）という目録が用いられ、Bについては「旧藩御日記其外書

類入記」が新しく作成され、その後の文書群の管理・保存に用いられてきたという。

大正期の整理記録に、松代の真田家別邸の二番倉一階全部に「民政上累年の書留帳簿類」が保存されていたとあり、また土蔵の中でさらに箆笥類に保存されていた「多数の書類や伝来の図書」があったことが述べられている。原田氏は、前者が文部省史料館（現在、国文学研究資料館）に譲渡されたBで、後者が真田宝物館（1966年、真田家から当時の松代町（同年に長野市へ編入）に寄贈）に伝えられたAであろうと推定している。Aの文書管理史については、解題末の関連文献にあげた原田和彦氏の一連の論考を参照していただきたい。

真田宝物館のものと国文学研究資料館のものをあわせると8万件を超える膨大な史料群であるが、Bの松代藩政文書全体の特徴は大きくわけて二つある。一つは幕府老中関係の文書群で、もう一つは約2,000冊の日記である。その多くは各役・各部署が公的に記録した公的御用日記である。種類は「家老日記（江戸・国許）」をはじめ約50種ほどである。中には欠本のために連続性を欠くものや、1冊しか残っていないものもあるが、家老のほか御側向諸役、勘定方・郡方に御目付を加えた主要奉行所などの役職日記が伝えられていることに特色がある（原島陽一「宝物館所蔵真田家文書の特色と意義」＜『松代—真田の歴史と文化—』第4号、1991年＞）。この日記類については『史料館所蔵史料目録 第二十八集（信濃国松代真田家文書〈その一〉）』（国立史料館、1978年）の「解題」を参照されたい。中でも「家老日記」は貞享3（1684）年から明治4（1871）年まで、289冊現存している。これらの日記の大半は国文学研究資料館にあるが、真田宝物館にも200冊あまりの日記が確認されている。

明治4年7月に廃藩置県が行われ、松代藩も松代県となった。しかし、その後、明治4年11月、信濃国内諸県の統廃合があり、松代はじめ飯山・須坂・上田・小諸・岩村田、椎谷（一部）の7県は廃止となり、長野県に統合された。松代には長野県松代庁が置かれたが、明治5年2月に松代庁のすべてを長野県庁に移管し、閉庁となった。松代県村々はこのような統治体制の改編にともなって長野県に引き継がれることとなった（『長野市誌 第五巻・歴史編近代一』長野市、1997年）。廃藩置県の折に、全ての藩で事務引継と文書記録の引き渡しが行われたであろう。松代県から長野県への引継書類の記録は、前出の『藩の文書管理』に収録されている。

廃藩置県によって、藩侯の文書記録と、松代藩庁管理の文書記録のうち松代県・長野県に引き継がれない文書記録は、元知県事真田家のもとにおかれ、時を移さず新御殿（通称、真田家別邸）内の蔵に収蔵されたものと推測される。

明治期になると諸般の事情で、家臣諸家から文書記録が流出する事態が生ずるが、真田家では積極的にそれらを収集している（原田和彦「真田家文書の基礎的考察—流入文書について—」＜『松代—真田の歴史と文化—』第10号、1997年＞）。このように流入文書があり、さらに東京の真田邸からの道具類を合わせて明治13（1880）年に整理が加えられているが、それでも明治期には幕末期の文書管理保存の形態をほぼそのまま受け継がれていたようである。その伝来形態に手が増えられたのは、前述した大正7（1918）年

からはじまる伝来の絵画・諸道具および古文書類を合わせた総合整理によるものであった。大正7年から14年にかけて、真田家別邸に伝えられていた大名道具類や古書・古文書類が全面的に整理されたのである。

このように伝来形態の変更があったことはたしかであるが、しかし箱単位や塊の形は大きくくずされてはいない。文書記録の「ウブ」な形が多く伝えられていたことが松代藩文書群の一つの特徴である。

それはいうまでもないが、真田家をはじめとする多くの関係者の配慮と努力があったためであり、様々な諸条件がうまく整っていたからである。廃藩置県から戦前期までは、真田家政組織による美術工芸品や道具類、あるいは古書・古文書類の管理・保存のための大きな努力と配慮の積み上げがあったため、多くの資料が今日まで伝えられてきたのである（以上、前掲『藩の文書管理』の解題にもとづいている）。

③戦後に分割された真田家文書

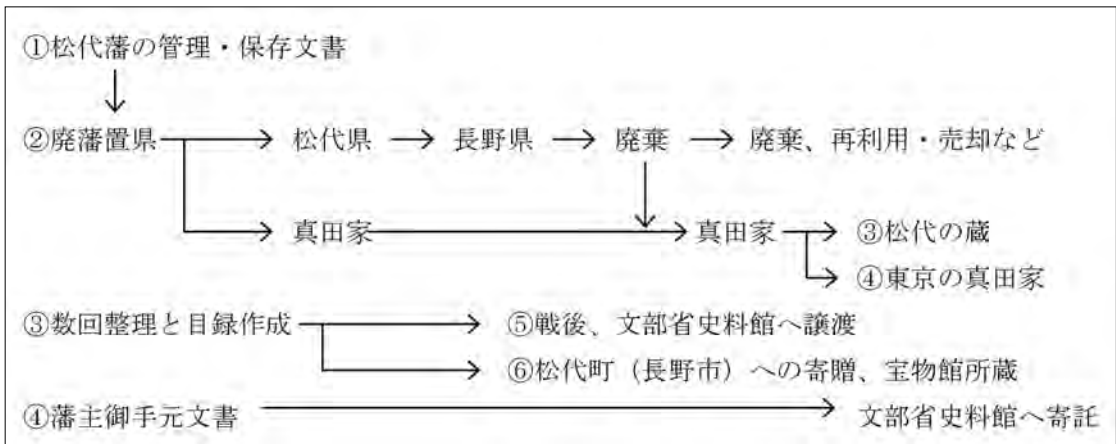
真田家文書は、現在、国文学研究資料館と真田宝物館に二分されている。この分割についてさまざまに論じられてきたが、史料館で整理を担当した原島陽一氏は、この分割については両者に重なる部分があるために、厳密に分割基準らしきものはなかったとしている（原島陽一「宝物館所蔵真田家文書の特色と意義」＜『松代』第4号、1991年＞）。

一方、北村保氏は、真田宝物館文書はそれぞれある種のまとまりをもって収納されており、一番から三一番に分類された大小不揃の容器に収納され、真田家の分類にもとづいて真田邸内の土蔵に収納された状態のまま整理されたものであるという。そして、他の文書記録類とは区別され、真田家では「異なる扱いを受け、異なる土蔵に収納されていた」と指摘している（北村保「真田宝物館所蔵真田家文書について」＜『信濃』44-1-2、1992年＞）。この北村氏の指摘は、真田宝物館所蔵の真田家文書の管理・保存のあり方を端的に示すものである。つまり、戦国期以来の家伝の文書は、真田家として重要な文書であるため、特別の保存措置がはかられていたのである。

北村氏の指摘を受けた原田和彦氏は、大正7（1918）年の再整理時記録の検討によって、真田家文書には二つのまとまりがあって、一つは筆筒など容器の中に収納されていた多数の書類と、一つは二番倉の階下全部に置かれていた図書と民政上累年の書留帳簿類があったことを指摘した。さらに、この状態は文部省史料館に譲渡された時にもそのままであったであろうとした上で、真田宝物館所蔵の真田家文書はその多くが筆筒などに収納されているところから前者の「筆筒の中に所在する多数の書類や伝来の図書」にあたり、一方、国文学研究資料館の真田家文書については「民政上累年の書留帳簿類」であったとした（前掲、原田和彦「松代藩における文書の管理と伝来」など）。

このように、真田宝物館と国文学研究資料館の所蔵文書には、多少重なるところはあるが、真田宝物館の文書は真田家の「家伝の文書」、国文学研究資料館の文書は「藩政の文書」で、後述するようにその多くは主として勘定所で管理・保存されていた文書群であると考えられる。

真田家文書伝来経路図



④国文学研究資料館真田家文書の整理の歴史

以上のような経緯で、戦後、真田家文書の一部が文部省史料館の所蔵史料となった。真田家文書を松代から東京へ輸送するのに鉄道貨車1輛を要したといわれるほどの大量なものであったため、冊子目録を編成するための整理では、まず簿冊型史料と一紙型の書付・絵図とに形態分けをしている。この方法は、史料館の整理方針とも相異し、利用にも不便であることは認識しつつも、多量の史料を少しでも早く目録化して一般の利用に供するための例外的な措置として採用したものと断っている（『信濃国松代真田家文書目録（その一）』解題、1978年3月）。そして『信濃国松代真田家文書目録（その一）』には簿冊型史料約1万1千点を収録し、『信濃国松代真田家文書目録（その二）』以降には、主として一紙型の書付・絵図の目録が収録され、現在、『信濃国松代真田家文書目録（その10）』まで刊行している。平成21年度は残り全部の未整理史料と補遺分をあわせて『信濃国松代真田家文書目録』（その11）と（その12）として刊行し、真田家文書目録の編成と刊行を終了させることとした。寄託文書については目録（その12）の解題を参照願いたい。

なお、旧真田家別邸に残され、その後、長野市に寄贈となり、現在、真田宝物館で管理・保存されている真田家文書については、前掲の原田和彦「松代藩における文書の管理と伝来」を参照されたい。

史料館では、印刷目録を6冊刊行した段階で、なお膨大な未整理史料があったため、平成12年度に、残存史料状況を把握し、目録編成の方向性を探るため、概要調査を実施した（史料館リサーチアシスタント倉持隆『史料館所蔵真田家文書未整理史料調査報告書』2001年。この報告書は刊行したものでない）。この段階で、未整理史料は、品川区にあった旧書庫の2階史料庫前室（棚3・箱2）、2階史料庫奥室側壁に棚（箱11・籠）に置かれており、全部で34箱（文書箱25・衣装箱7・ダンボール箱2）に残存史料が収納されていた。このとき、棚や衣装箱など保存単位ごとに番号・記号が付されて、史料収納現状のスケッチや概要調査が行われている。この概要調査のとき便宜的に付されたのがA～Nの記号である。本目録に収録した「ね(A)・の(B)・は(C)・ひ(D)・ふ(E)・へ(J)」はこのとき付された収納単位ごとの中間記号である（前掲『史料館所蔵

真田家文書未整理史料調査報告書』)。なお、残存史料の整理の経緯については、本目録と同時に刊行される目録（その12）の解題も参照されたい。

未整理史料といっても、一部仮整理済みで内容的にまとまっているものがあり、一紙書付型史料のみでなく、簿冊型史料も未整理史料の中に混在している。

史料搬入からしばらく、前述したような事情で、史料館では史料そのものの形態分類や内容分類による整理が行われてきた。それでも書付が一括して残存している場合にはその伝来形状を尊重して一括のまま配列し、また事案毎に「一件史料」として封筒・袋等に一括伝存しているものはその伝存形状を尊重して史料を配列したと明示しているように、紙縫で綴ったり、包紙で包んだりしていた個々の小文書群の固まりの原状はくずしていない。しかし、同じような内容・形態の文書をまとめて新しく綴ったり、紙紐などで束ねたり、新しく封筒にまとめたりしていることは多く見られ、これは史料原形の破壊である。当時の史料調査整理論の未発達や諸般の事情があつて一概に批判できないところであるが、たいへん残念なことである。それはともかく、史料館で新たに加えられた作偽も、これも一つの「作られた現形」としてその纏まりを物理的に崩さず、整理を行い、番号を付与していった。

そして、本目録編成にあたっては、「管理・保存の現形」の場合も「作られた現形」の場合も区別せず、その小文書群単位をばらすことなく一括して配列した。したがって、「作られた現形」の小文書群には、内在的に関連をもたない文書が混在しているものも少なくない。

この「作られた現形」に関連して、史料館に搬入された真田家文書の整理に当初から係わってこられた方は次のように話している（前掲『史料館所蔵真田家文書未整理史料調査報告書』）。つまり、①黒い衣装箱に入れられているもあるが、これは史料館で改めて入れ直したものである。また、箱ごとの意味はなく、雑多なものが入っているということであった。さらに②受け入れ当初の整理は文書をすべてばらして一点ごとに旧封筒に入れ、文書の内容を記載していた。その際に内容に合わせて「部門」を記入したが、現在ではそれが適当なものかどうかは問題がある。そして③封筒に入れることが間に合わなくなり、文書の端裏に鉛筆で内容や分類を記すようになる。④最初の内は文書を一点一点ばらしていたが、その後一括されていた文書の端をこよりで綴じるようになったということである。

なお、衣装箱は三井文庫時代からのもので、松代からの搬入後、それほど時間が経過していない時期に、一紙書付型文書をそれなりに形や内容を勘案してこの衣装箱に収納したのではないかといわれている。

⑤真田文書群の特色

前述したように、文部省史料館に移された文書記録は、松代の真田家別邸の二番倉一階に保存され、その所在が確認されていた「民政上累年の書留帳簿類」であることが明らかとなった。民政上とは主として郡奉行所（勘定所・蔵屋敷）のことであると考えられる。既刊目録収録史料の大半も郡奉行所（勘定所・蔵屋敷）に伝存された史料であると推定されている。

目録（その7）の解題でも、かなりの部分は郡奉行所（勘定所・蔵屋敷）に伝存した文書ではないかと推

定しているが、①真田家文書の管理・保存の項で勘定所の絵図にもとづいて検討したように、当館所蔵の真田家文書（藩庁の文書）、そして本目録に収録した文書の大半は、郡奉行所（勘定所・蔵屋敷）及びその管理する帳蔵に保管・保存されていた勘定所関係の文書記録といってよいであろう。廃藩置県後、帳蔵文書の大方は、散逸することなくそのまま真田家別邸の二番倉1階に移され、保存されてきたのであろう。

このような出所をもつ当館所蔵の真田家文書の特色について、これまで刊行した10冊の目録解題から整理すれば次のようになる。

- ・各役局で日常の執務の必要から作成された、いわゆる生の文書が圧倒的に多い。代官の年貢徴収のために作製された「上納差出」から、奥向きの支払い帳簿まで、後年編さんされた文書がほとんどない。
- ・藩の要路に片寄らず、藩の職制や業務の上では末端に近いと思われる諸役人の仕事に関する事柄を示す文書が少なくない。
- ・真田家文書の全体構成としては化政期以後の文書が圧倒的である。これは、嘉永6年の火災で、藩政文書も大きな損害を受けた結果と思われる。
- ・勘定帳簿には、作成者のほかに、その勘定について確認し、立ち合い、見届け吟味するものなどが次々に署名捺印している。
- ・一般的に廃棄されてしまっても何ら不思議でないような零細な書類が、しかも多量に残存しているところに特色がある。
- ・文書の作成または受理を担当した部署で取扱った文書を一括して袋入などにして保存を計ったものが見受けられる。
- ・多いものは百通以上に達する組文書が見られる。
- ・村方騒動文書や争論文書など、事件に関係する一連文書が包括的にまとめられ、一括保存されているところに大きな特質がある。
- ・評議書類などで、定例化した事案でも毎回、伺を立てて決済を求めるという官僚的文書管理制度は確立していたと見受けられる。
- ・綴込伺書は農民上申文書その中に含み込むが、本質的には藩の部局内授受文書というべきものである。これら諸文書の伝存の理由は、これらが後代の事務参考に供すべき先例文書としての意味をもつこと、またそこに封入された農民提出の請書・濟口証文・各種の誓約文書が永続的な証拠効力を有するといった事情によるものであろう。

3 収録文書群の構造と目録編成方式

本目録に収録した「は (C)・ひ (D)」の文書群は、文部省史料館に搬入された後で黒い衣装箱に入れられていたもので、「へ (J)」は同じ時期に葛籠に収納されたものである。「ね (A)・の (B)・ふ (E)」の文書群は、2000年度の未整理史料調査の時に中性紙製段ボール保存箱に収納したものである（前掲『史料

館所蔵真田家文書未整理史料調査報告書』)。衣装箱・葛籠は、旧史料館書庫2階の奥室の右壁側に積まれていたもので、保存箱に収納されたものは同じ書庫の前室にあった木製書棚にそれぞれまとめられていたものである。

これらの内、一部藩政期にまとめられたものもあるが、大方は内容を勘案して真田家文書群のあちらこちらから集めて収納したものである。また、当時の整理担当者は箱ごとの意味はなく、雑多なものが入っているものもある、と述べている(前掲『史料館所蔵真田家文書未整理史料調査報告書』)。このように本目録に収録した「ね(A)・の(B)・は(C)・ひ(D)・ふ(E)・へ(J)」の各文書群は、そのかたまりにあまり意味がないものである。したがって、内容上必ずしも明確なまとまりがあるわけではなく、また藩庁での作成部局あるいは保管部局を直接特定できる文書も多くない。

アーカイブズ学の原則に従えば、目録編成は本来、各文書の最終保管部局を確定した上で、組織構造に対応した文書群体系を示す編成にする必要がある。しかし、「ね(A)・の(B)・は(C)・ひ(D)・ふ(E)・へ(J)」の部の文書群の場合、保管部局を明確に確認できる文書は少ない。

とはいえ、もともと関連文書を袋に収納して保存していたり、綴込んでいたり、紙縫で束ねていたり、いわゆる「管理・保存の原形」もある程度残っている。そこで、作成や宛先の人名を頼りに『真田家中明細書』(史料館叢書8、東京大学出版会、1986年)で担当役職を特定することはある程度可能であった。もともと松代藩の場合、諸役を兼任する場合が少なくないこともあり、各文書を最終的に保管したと推定される部局を一つに絞ることはなかなか困難であったが、複数の宛先人名および作成者がわかる場合は相当高い確度で推定でき、少なくとも職務の傾向はつかむことができた。

それによって、本目録に収録した文書で差出人(作成部局)・宛名(受理部局)が分かるか推定できるかなりの部分は、あるいは類推される文書伝達経路や取り扱われている事案の内容から考えて、在方・財方業務に直接関わった郡奉行所、なかでも郡奉行の管轄のもとにある勘定所で管理・保存されてきた文書記録である可能性が高い。

なお、財務組織や財務関係文書の作成・移動などについては、後掲の種村威史補説を参照されたい。

つづいて具体的編成についてである。衣装箱・葛籠・保存箱単位の大枠は崩さないで、その大枠のなかでの分けけと編成を行った。前述したように各「ね(A)・の(B)・は(C)・ひ(D)・ふ(E)・へ(J)」と記号を付された箱単位と、その次のレベルのまとまりは、ある段階で整理担当者によって人為的に集められたものであるのであまり意味を持っていない。そのため次の第2層、つまり小文書群の塊、包み、結びなど、いわゆる「保存の現状」(原形の痕跡)が残っている「まとまりと括り」を編成の基本単位とした。そして、「まとまりと括り」(小文書群)単位の文書記録の受取部局を第一義編成基準とし、ついで作成部局や文書機能・文書の動きを勘案して分けけし、編成した。どうしてもまとまりや関連を見出せない若干の文書は、各箱単位の後に「その他」としてまとめた。

具体的には、まず第一に受取部署に着目し、ついで作成部署と文書記録の機能・移動などを勘案し、さら

に次の階層段階でも、2001年の概要調査時の写真や中間番号順や整理時の現状（目録採録の順序）を重視したが、部分的に従来の目録の内容区分けを加味した部分併用方式を採用した。

一応この様な方式で区分け編成しているが、不明確なものも少なくない。したがって、一群全体を見ていただきたい。かかる編成方式による目録は、たしかに主題別などの分類目録に比べて検索に少し時間がかかるであろうが、しかし検索からもれる文書は少なくなるはずである。

4 松代藩の職制について

文書の作成と管理システムを検討するためには、職制・部局とその機能が明確になっている必要があるが、残念ながら松代藩に関する職制研究は進んでいない。わずかに『史料館所蔵史料目録第二十八集（信濃国松代真田家文書その一）』（国立史料館、1978年）の解題や『史料館研究紀要』第10号（1978年）に収録された、原島陽一「真田家文書と松代藩家臣団の職制機構」及び井上勝生「藩財政史料の構造と分類方法について」によってその一端を知ることができるだけである。

2001年に『長野市誌 第三巻・歴史編・近世一』（長野市）が刊行され、その一項目に「歴代藩主と藩組織」が設けられ、叙述されているが、必ずしも立体的に把握できるようになっていない。今後の検討課題であろう。

本目録では、笠谷和比古氏が1988年に公表した「大名家文書の史料的特質と目録編成」（史料館編『史料の整理と管理』岩波書店、所収。のち笠谷和比古『近世武家文書の研究』法政大学出版局、1998年に再録）に掲載した「『大名家文書』成立の模式図」をもとに、真田家文書の整理の過程でえた知見をくわえて「松代藩職制図」（種村威史作成）を作成してみた。文書利用の参考にしていただきたい。

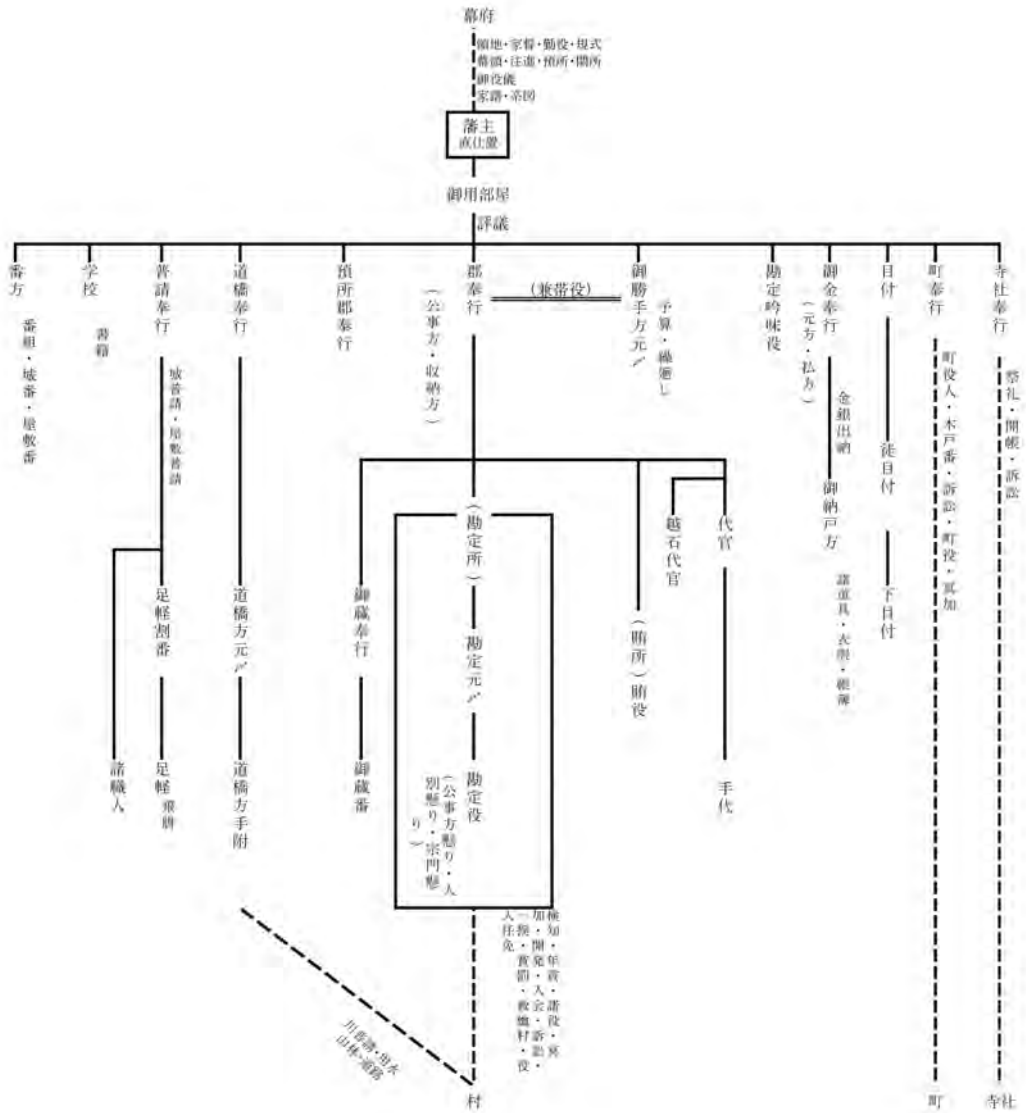
なお、明治2年6月に実施された版籍奉還によって、諸藩は大幅な職制改正を行うが、松代藩の財政を担う「計政局」や政務を担当する「政治所」などの職制が整い、稼働し始めるのは明治2年12月である。

そのため、前目録（その9）と同じく本目録でも個別文書群内の編成の大区分けでは、明治2年11月までを「藩政」としてくり、12月以降を「松代庁」（原文書には「松代藩庁」と出てくる場合が多い）としてくくった。

なお、職制改正によって郡方所管の財政・民政部局（御蔵屋敷が勤務部署）は計政局と神社郡政局に移行し、納戸三役（元方御金奉行・払方御金奉行・納戸役で、花丸御殿が勤務部署）と勘定吟味は計政局に移行したようである。これらの点については、補説および目録（その12）の解題を参照されたい。

また、「藩主（藩侯）」と「真田家」は区別しており、藩政期の藩主関係は「藩主（藩侯）」に区分けし、「真田家」は明治4年の廃藩置県以降の元藩主家である真田家に関係するものを示している。

松代藩職制表



出典：笠谷和比古『近世武家文書の研究』、250頁所収の「図2『大名家文書』成立の模式図」に種村威史が加筆・修正し作図。

5 個別文書群内の配列と概要

以下、各まとまり単位に区分け配列し、各区分け名称を付し、さらに当該文書群の概要を記述した。また、区分け名称の後に、「勘定所」や「計政局」など部局名を記しているが、それは当該文書群を最終的に管理・保存していたと考えられる部局である。なお、部局名を付していないものが若干あるが、それは部局名を特定できなかったためである。

ね (A) 文書群

年 代 寛政8 (1796) 年～明治45 (1912) 年

数 量 363点



ね (A) 箱の現状写真

「ね (A)」文書群の主な作成者・部局と宛所を上げれば次の通りである。

作成者・部局としては長国寺世話掛・長野県主事埴科郡長・家老・職事掛・勘定吟味役があり、宛所としては家令・家扶・御用番家老・新御殿役所・郡奉行勝手元ノ兼帯・司金・留守居役・引換（太政官札）懸り役所・松代藩会所・商法社引替役所・元松代庁などがある。

この文書群は、伝来の形を残しているものでなく、松代から史料館に搬入され、形態や内容、そして年代などで分けられた上に、目録に採録されなかった一紙ものを、ある段階で便宜的に集めたものである。大方が、廃藩置県以降の明治期の真田家の家政・家計に関するものである。東京邸で管理・保存していたものをある時期（おそらく明治10年に新御屋敷〈新御殿〉内に倉が建設されてから間もない頃であろう〈後出の関連文献一覧にある浅倉論文による〉）に松代別邸二番倉に移し替えたことによって、「民政上累年の書留帳簿類」と一緒になったのではなかろうか。それに藩政と松代庁時代の文書記録が、史料館での荒仕分けの時に混入したものであろう。

この文書群の大部分を占めているのが、2地券・土地登記と5米切手で、なかでも5は全体のほぼ半分を占めている。この文書群は、旧大名家である真田家の明治期家政・家計にかかわる文書群といえる。

1 真田家／家政／長国寺永続金・旧家臣借用

真田家家令・家扶

真田家の菩提寺である長国寺（曹洞宗）の永続手段金（基金）に、真田家が預金したときの預り証文で、

明治8年から15年までのものである。菩提寺である長国寺の経営に、近代以降も深く関係していたのであろう。

なお、前目録と同じく本目録でも「藩主（藩侯）」と「真田家」は区別しており、藩政期の藩主関係は「藩主（藩侯）」に区別し、「真田家」は明治4年の廃藩置県以降の元藩主家である真田家に関するものを示している。総点数 18 点。

2 真田家／家政／地券・土地登記 真田家家令・家扶

松代町などに真田家が所有している土地の地券で、明治 12 年と 20 年に発行されたものである。さらに明治 36 年と 42 年に土地移動があったようで、それにとまう土地登記関係の文書がある。総点数 50 点。

3 真田家／家政／交際など 真田家家令・家扶

華族としての東京での交際や松代での旧家臣との交際などに関する明治8年から41年までの文書をここにまとめている。総点数 16 点。

4 真田家／家政・家計／家禄・所得・諸用 真田家家令・家扶

家禄に関する布告や所得あるいは古跡などに関する明治 5 年から 23 年までの諸用文書をまとめている。総点数 8 点。

5 真田家／家計／米切手・地域献金・買物代など 真田家家令・家扶

平鹿田根森村の蔵宿である高橋与之助らが取り扱っている真田家の小作米受払に関する米切手や買い物代金受取証など真田家の家計に関する明治 8 年から 45 年までの文書のまとまりである。総点数 179 点。

6 真田家／家内／学芸 真田家

英語辞典や短歌・俳句などの短冊で、年代としては文政3年から明治6年までのものである。総点数 14 点。

7 藩政／財方／小銭・錢札 勘定所

明治2年の甲府で小銭を買い上げたことに関する文書と錢札規定書である。総点数 3 点。

8 藩政／家臣／勤役要金中内借用 勘定所

家臣が勤めを遂行するために、あるいは施策を遂行するために必要な費用を借用したことに関する文書である。年代幅は、嘉永7年から明治3年である。総点数 17 点。

9 藩政／在方／両替融通錢札借用 勘定所

文久3年に、三輪村小嶋宇兵衛らが両替銭の融通困難を理由に錢札の下付を求めた願書である。点数 1 点。

10 藩政／江戸屋敷／替地 江戸役所

寛政期と文政期の江戸屋敷地の相対替えに関する証書類である。総点数 18 点。

11 松代庁／財方／太政官札引換 計政局

他所への送金などのために全国通用紙幣である太政官札への交換を求めた明治3年の願書類で、総点数 10 点である。

12 松代庁／財方／贖金取計い 計政局

明治初年の贖金の取り計らいに関する書類で、総点数 13 点である。

13 松代庁／財方／商社規則

計政局

明治期に商社を取り立てようとしたときにまとめた規則類と問い合わせ状である。点数4点。

14 松代庁／庁政／藩士献言

政治所

藩士の長谷川平次郎が維新後の政局問題について献言したものである。点数6点。

15 元松代庁／財方／旧藩士御救い

元計政局

明治5年に旧藩士石黒家が生計困難のため御救いを求めたもので、かつては一件文書群として編綴されていたものが、そのくくりからはずれたものではないだろうか。点数3点。

16 その他

近代の真田家のもとに集まった記録や布告類である。点数3点。

の(B) 群文書

年代 弘化3(1846)年～明治5(1872)年

数量 836点



の(B) 箱の現状写真

「の(B)」文書群の主な作成者・部局と宛所を上げれば次の通りである。

作成者・部局としては、家老・勘定役・勘定吟味役・台所目付・表御納戸・京都留守居見習・足軽奉行・御用人・計政局主事・会計官判事・出納掛・神社郡政主事・小銃隊・公用人・在京買物役・預所民政判事・松代藩庁・家令・家令助などがある。

宛所としては、家老・留守居・払方御金奉行・勘定元メ役・勘定役・御台所役所・預役所・政事局・民事懸・神社郡政主事・郡政庶務方役所・庁掌方役所・用度方役所・会議所用度方役所・営繕司・大病院買物役所・学校買物役所・計政局・計政庶務・司金・会計懸・会計方・給録方・司蔵・蔵庶務・計監役所・樹芸掛役所・

御城用材薪御用掛役所・割番・使役・硝石製造懸り元メ・松代役所・家令・長国寺住職などがある。

「の(B)」文書群は、伝来の原形を残しているものでなく、松代から史料館に搬入され、形態や内容、そして年代などで区分けされた上に、目録に採録されなかった一紙ものを、ある段階で便宜的に集めたものである。

年代的には、ほとんどが版籍奉還から廃藩置県前後の「松代庁」の財方に関する文書群であり、計政局で管理・保管されていた文書記録であろう。

1 真田家／家政／太政官布達など 真田家家令・家扶

主として廃藩置県後の真田家東京邸に送付されてきた通達・通知類で、年幅は明治3年から7年である。点数8点。

2 真田家／家計／寄付金・農工銀行 真田家家令・家扶

主として廃藩置県後の真田家家計に属する寄付金や長野県農工銀行関係文書類で、年幅は明治8年から42年である。点数10点。

3 藩政／財方／勘定用状 勘定所

勘定所内の用状で、勘定役どうしの、あるいは勘定吟味役や勘定元メ役を含めた間での財政運営や諸勘定など幅広い財方関係用状類である。年代は明治2年という版籍奉還の時期であり、藩政の最終期の文書類である。総点数55点。

4 藩政／財方／給金勘定など 勘定所

賄所での給金・給米勘定などの証書類で、年幅は弘化4年から慶応元年のものである。点数13点。

5 藩政／財方／出張中諸宿諸費受取 勘定所

明治元年に維新政府の命で松代藩は下諏訪などに出陣し、その時に費消した人足賃などを支払っているが、その支払いを受けた宿場役人からの受取証文である。担当は御金奉行払方役所であった。これらの証文は、一定の期間後に実際の勘定実務に当たった勘定所において管理・保存されていたのであろう。総点数55点。

6 藩政／財方／北陸総督府通行賄い代取計い 勘定所

5と同じく、戊辰戦争のときに北陸道総督府一行が預所のある水内郡を通行していくが、それにかかわる賄代を松代藩預役所に求めた牟礼宿の願書である。これらの文書は、実際の勘定実務に当たる勘定所において一括して管理・保存されていたのであろう。点数6点。

7 藩政／財方／京都出張往還宿諸費・銃隊賄い代受取 勘定所

明治2年に払方御金奉行が担当した宿場費用などの請求・受取関係文書である。明治元年に京都警衛のために松代藩は出兵するが、その往復の宿場で費消した人足賃や宿賃などの勘定請求と受取証文および銃隊賄代受取である。これらの証文は、5と同じく一定の期間後に実際の勘定実務に当たった勘定所において管理・保存されていたのであろう。総点数41点。

8 松代庁／庁政／通達・高帳調査・印鑑交付・中野出張など 政治所

明治2年から4年の版籍奉還から廃藩置県前後の庁政及び中野県出張に関する文書記録である。関係

担当・関係部局は、家老・公用人・庁掌方役所であるが、それらの文書は政治所（政事局）で一括管理されていたものと思われ。総点数 48 点。

9 松代庁／財方／財政運用方上申・用状・諸勘定 計政局

主に、明治4年5年の緊迫する松代藩財政の運用についての会計掛・民事掛など諸部署からの上申・伺いであり、相互間の用状である。また金額の大きい諸勘定も一緒に綴り込まれている。総点数 73 点。

10 松代庁／財方／出納・計政伺・指示 計政局

出納掛と計政副主事どうしの金銭運用・貸借などについての伺いと指示の文書類である。版籍奉還後の明治3年のものである。総点数 107 点。

11 松代庁／財方／用達金送金その他 計政局

大岡村の所団右衛門に課した用達金に関する一件文書で、庁内の諸掛から計政副主事や神社郡政副主事に宛てたものである。作成者として、計政副主事・神社郡政副主事の外に、計監・出納掛・監察・庶務方などがみえる。総点数 32 点。

12 松代庁／財方／財政運用策献言など 計政局

主に明治4の財政運用に関する藩内、領内からの献言書である。これらの献策は、長谷川権大史から出された6か条の諮問に対する各自の見込提案である。総点数 26 点。

13 松代庁／財方／用度役所東京買物・諸品調達 計政局

在京買物役が用度役所と連絡を取りながら行った東京での買い物にともなう明治2年3年の文書類や松代藩に出入りしていた商人たちからの品代受取証文である。用度役所は、御買物役所とも称されていたようである。その他、職制として学校御買物役所、大病院御買物役所、大英寺用度方役所などがみられる。総点数 220 点。

14 松代庁／財方／米穀相場調査・記録 計政局

領内外の松代、善光寺、小布施、上田、須坂などの米穀相場についての明治3年4年の調査や報告書である。これは、年貢石代納相場を決定する重要な調査であった。これらの調査や報告書は、郡政庶務方役所に上げられ、それから計政局に引き継がれたのであろう。中野県庁・伊奈県庁などから松代藩に相場の問い合わせがあったことは注目される。総点数 41 点。

15 松代庁／財方／冥加金上納など 計政局

売薬渡世者の冥加金上納証文ほか諸上納証文類で、いずれも明治2年3年のものである。またここに含まれている本上納証文とは、中借などで借用した資金の返済が完了したときに発行される証文である。総点数 20 点。

16 松代庁／財方／借入金・藩土拝借金返済 計政局

城内の伐採薪代の内借や藩土拝借金の返済にかかわる文書で、明治3年4年のものである。総点数 9 点。

17 松代庁／財方／足輕給金勘定 計政局

いずれも明治5年の足輕給金にかかわる調書及び願書である。点数 8 点。

18 松代庁／財方／全国錢札・藩錢札取扱い

計政局

明治3年4年の全国錢札と藩錢札の取扱いに関する文書である。高遠藩や飯田藩と錢札のやりとりをしているのは興味深い。点数6点。

19 松代庁／財方／国絵図作成褒賞

計政局

国絵図作成にかかわった元「国絵図取調掛」田中権之助に対する褒賞関係文書で、明治4年から5年までのものである。点数2点。

20 松代庁／番方／新潟等出張・降伏人預

番方役所

いずれも明治3年の新潟などへの守衛のための出張関係文書であり、降伏人預かりにかかわる文書である。点数20点。

21 松代庁・真田家／財方・家計／賞典・酒料など

計政局・真田家家令家扶

藩士や領民に対する諸褒賞にともなう酒代や品代などの費用の授受関係文書で、計政二等算計司宛のものである。年代は明治3年から5年である。総点数46点。

22 その他

点数1点。

は (C) 群文書

年 代 天正年間 (1573~1591) 年~昭和 14 (1939) 年

数 量 200点



は (C) 箱の現状写真

「は (C)」文書群の主な作成者・部局と宛所を上げれば次の通りである。

作成者では白鳥神社年番など、宛所としては真田家執事・伯爵御家扶・家令などがある。

「は (C)」文書群は、ほぼすべてが、明治20年代以降の大正・昭和戦前期の真田家の家政・家計に関するもので、いわゆる私的文書を中心とするものである。東京邸で管理・保存していたものをある時期（おそらく前述したように明治10年代であろう）に松代別邸二番倉に移し替えたことによって、「民政上累年の書留帳簿類」と一緒になったのではなかろうか。

この文書群は、伝来の形を残しているものでなく、松代から史料館に搬入され、形態や内容、そして年代などで分けられた上に、目録に採録されなかった一紙ものを、ある段階で便宜的に集めたものである。

1 藩主（藩侯）／内方／遺品讓目録 奥元

文政11年の大暁院（真田幸専）御讓目録など点数は4点である。

2 真田家／家政／所有地 真田家家令・家扶

十勝国広尾郡などに所有していた真田家の土地の売買にかかわる文書類である。

年代幅は、明治31年から大正13年である。点数8点。

3 真田家／家政／長国寺御救い願書など 真田家家令・家扶

「ね」文書群にも出てきた長国寺の財政困難を救うため明治8年の願書である。点数1点。

4 真田家／家政／白鳥神社上申 真田家家令・家扶

真田の執事に宛てた白鳥神社年番の御紋服・御盃頂戴者名の昭和12年の報告である。

真田家の祈願寺は開善寺であるが、開善寺が別当を勤めていたのがこの白鳥神社である。真田家が前の居城地であった上田から勧請したもので、真田家の祖先を祀っている。特に幕末には真田家の祖として真田信之が祀られるようになった。点数1点。

3、4ともにそれぞれの1点であるが、かつての一件文書のくくりから外れたものであろう。

5 真田家／家政／諸用状 真田家家令・家扶

明治30年から昭和14年までの真田家家政にかかる用状類で、総点数107点である。

6 真田家／家計／金銭勘定・為替切手 真田家家令・家扶

昭和25年の金銭受取や為替切手類で、総点数63点である。

7 真田家／家計／資金融通 真田家家令・家扶

大正6年に日本興行社より融資を受けるに当たっての書類である。点数3点。

8 真田家／家計／世襲財産 真田家家令・家扶

昭和5年の世襲財産の異動届けにかかわる十五銀行からの通知状などである。点数4点。

9 真田家／家内／寺社絵図 真田家

どこの寺社絵図か不明であるが、真田家に伝来していたもの3点である。

10 真田家／家内／藩主染筆・古書購入 真田家

真田家が自家の歴史にかかわる先代藩主の自筆書状などを購入した、あるいは寄贈を受けたものようである。総点数5点で、武田勝頼の判物と伝えられるものもある。点数6点。

ひ (D) 群文書

年 代 天明8 (1788) 年～明治6 (1873) 年

数 量 1,520点



ひ (D) 箱の現状写真

「ひ (D)」文書群の主な作成者・部局と宛所を上げれば次の通りである。

作成者・部局としては、御側納戸・払方御金奉行・御勘定吟味・御勝手元メ・御勝手御用役・御金掛・勘定役・御余慶方・武具奉行・賄役・用度方・買物役・御供小頭・番頭・割番・使役・山方支配人・市政・計政・神社郡政庶務方・給録方・用度方 (司)・出納掛・商法掌・営繕司・武庫・番士などがある。

宛所としては、家老・元方御金奉行・払方御金奉行・勘定役・勘定役見習・勘定所内借掛・納戸役・目付・御徒目付・側医・普請奉行・道橋奉行・武具奉行・郡奉行所・寺社奉行・公事方掛・代官所・百小頭・足軽奉行・才薪掛・計政局・計政算計師 (司)・計政庶務方・産物方役所・荷物会所・司金などがある。

「ひ (D)」文書群は、伝来の形を残しているものでなく、松代から史料館に搬入され、形態や内容、そして年代などで分けられた上に、目録に採録されなかった一紙ものを、ある段階で便宜的に集めたものである。

この文書群の多くは、幕末から明治初年にかけての元方・払方御金奉行が所管していた藩内諸費用の中借・内借にかかわる証書類である。中借と内借は異なる借用のようで、その点については、補説を参照していただきたい。いずれにしても、藩内各部署では、必要な経費を中内借し、それにもとづいて政務を遂行し、必要経費が配分されると決算する財務システムを採用していたようである。

- 1 藩主（藩侯）／勝手方／貞松院月割金 勘定所
 文久4年から元治元年の貞松院（10代藩主真田幸貫の次男幸良の正室）の月割金に関する中借証文である。中借したのは御側役と勝手元メで、宛所は元方御金奉行である。総点数は14点。
- 2 藩主・真田家／勝手方／知藩事一族月割金 計政局
 明治3年から5年、つまり版籍奉還から廃藩置県前後の真田知事一族の月割金に関する中借証文である。月割金を出したのは計政局である。総点数は64点。
- 3 藩政／財方／御勝手方取計い上申 勘定所
 年欠文書であるが、勝手元メが二分金での返済は困難を理由に手形での返済を上申した文書である。点数は1点。
- 4 藩政／財方／勘定向き取計い用状 勘定所
 弘化4年から慶応4年にわたるもので、おそらく勘定所内各部署間での具体的財政運用に関する上申や問い合わせ、あるいは連絡などの用状類である。総点数は53点。
- 5 藩政／財方／才覚金・御用達金 勘定所
 青柳文左衛門から才覚金20両を受領した御勝手御用役の証文と中野町大和屋からの御用達金に関する御金掛の上申書である。点数は3点。
- 6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借 勘定所
 藩庁内の中借・内借にかかわる証文で、「ひ」文書群の約4割を占めている。年代は文政9年から明治2年までで、松代藩時代の政務全体にわたる費用の取支にかかわる証書類である。繰り返すが、この財務システムについては補説を参照していただきたい。総点数は595点。
- 7 藩政・松代庁／財方／施策遂行費中借 勘定所・計政局
 前記6と同様の中借関係証書類であるが、版籍奉還後のものも含まれているので、分けした。年代幅は、文久2年から明治4年である。総点数は17点。
- 8 藩政／財方／高掛借入金半減措置願い 勘定所
 中之条出張所役人から高掛借入金の返済半減を求めた願書である。点数は3点。
- 9 藩政／財方／施策遂行内借金返済受取 勘定所
 6、7の証書類を取り交わして内借した費用を返済したときに、勘定役から発行された受取書類である。時期は天保8年から慶応元年。点数は7点。
- 10 藩政／財方／施策遂行中借金払切 勘定所
 過去の中借金が関係部局から返済になったときに勝手方元メが返済金を受け取り、「払切」つまり返済が完了したという元方御金奉行宛に渡した証文で、文久3年から慶応3年のものである。総点数は55点。
- 11 藩政／家臣／払方御金奉行所管金より勤役費内借・返済・未納 勘定所
 家臣が勤役にともなう費用を内借したときの証文や返済・未納に関する書類である。時期は嘉永7年から

慶応3年で、総点数は24点。

12 藩政／家臣／元方御金奉行所管金より借換金中借 勘定所

安政5年に前記 11 のような家臣の借入金を一斉に書き替えたとき、つまり新たに借入証文を作成して借入を継続したときの中借証文である。総点数は87点。

13 藩政／町方／為替金訴訟・内済 勘定所

元石町の和田牧太の取為替金訴訟に関する寛政2年の内済証文である。点数は4点。

14 藩政／町方／御救い措置願書 勘定所

安政の大地震による御救い拝借金の滞納切り替え願書をはじめ困窮御救い措置を求めた願書類で、文久元年から3年にかけてのものである。総点数は37点。

15 藩政／在方／荒地年貢減免願書・請書 勘定所

荒地年貢減免を求めた領内村々からの願書である。時期は、農村荒廃著しく進んだ天明8年から寛政3年までである。村々からは郡方の代官ないし郡奉行に願い出たのであろうが、その願書は郡方での稟議、さらに上部部署の審理という決裁の流れに沿って回っていき、最終的には財政を司る勘定方に指示書とともにこれらの願書類が回っていき、そこで管理・保存されたものと考えられる。総点数62点。

16 藩政／在方／内借掛所管金から資金内借 勘定所

勘定所の御内借掛が所管していた貸出金から領内村々が営業資金を内借したときの願書や証書類である。時期は、文久3年から明治2年である。点数は13点。

17 藩政／在方／城用材薪掛所管金より資金内借 勘定所

御城用材や薪を確保する掛が所管していた貸出金から領内で用材・薪を提供していた村々から出された資金を内借したときの願書や証書類である。時期は、慶応2年から明治元年までで、総点数は42点。

18 藩政／在方／借入金返済日延・猶予願書 勘定所

14～17で借用したお救い金や資金の返済延期ないし猶予を求めた願書類である。時期は文化9年から慶応4年までである。担当は、郡奉行と勘定所内借掛である。総点数は33点。

19 藩政／在方／浄福寺蓮根植付ほか願書 郡奉行所

文化9年に田中村の浄福寺が代官所宛に、境内の田に蓮根を栽培したいということと、通路新設を許可してもらいたいという願書類である。点数4点。

20 松代庁／財方／産物会所運営資金金策 計政局

産物会所が所管する運営資金の金策に関する文書類である。横浜で3千両を手当てするなど規模の大きい金策である。それらは生糸などの買い上げに使われたようである。時期は、文久3年から明治2年である。点数は20点。

21 松代庁／財方／施策遂行費・旅費中内借 計政局

松代庁内各部署が業務を遂行するために必要な費用を中借・内借したことにかかわる証書類である。版籍

奉還後の新しい政治態勢のもとでも、藩政時代の財務システムが継承されていたようである。総点数は111点。

22 松代庁／在方／財方所管金より資金内借 計政局

計政局が所管していた貸出金から領内村々が営業資金を内借したときの願書や証書類である。なかに藩政時代のものも含まれているが、関連するものとしてまとめられていたので、区分けしなかった。時期は、明治3年である。総点数は50点。

23 松代庁／財方／善光寺より借入金 計政局

明治3年に善光寺の司堂金から借用しようとしたときの書類である。点数5点。

24 松代庁／財方／町方御用達金・全国通用銭札 計政局

明治初年の町方に課した御用達金と全国通用紙幣引替に関する書類である。点数は9点。

25 元松代庁／政務方／施策遂行費・旅費中借 元計政局

廃藩置県後の明治5年から6年にかけての中借証文である。廃藩となっても松代庁の役割は直ちに終了ということにならない。とくに財務にかかわる業務は決算などが済むまで存続しなくてはならないものである。総点数は209点。

26 その他

点数は2点。

ふ (E) 群文書

年代 天明元（1781）年～嘉永3（1850）年

数量 268点

「ふ (E)」文書群の主な作成者・部局と宛所を上げれば次の通りである。

作成者・部局は領内村々を除くと蔵奉行・勘定見習があり、宛所はほとんど「御勘定所御拝借掛役所」であるが、勘定所元メもみられる。つまり、この文書群は、拝借掛が所管する拝借と返済にかかわる書類である。

「ふ (E)」文書群は、編綴の原形を残している。在方などへの個別の御救い金の貸与と返済の手続きが終わると、一定期間そのまま現場に保管されるが、その後このような形で編綴され、後の証拠として、あるいは後日の「見合」=参照のために保存されてきたものであろう。拝借掛は勘定所の一掛であり、この御救い拝借関係文書の長期保存を担当したのも勘定所であったと推定される。

1 藩政／家臣／拝借金証文 勘定所

文政4年から天保13年にかけての、勤務用資金の拝借証文など11点である。

2 藩政／在方／村方御救い拝借金証文 勘定所

安永9年から嘉永3年にわたる領内を中心とする在方が拝借したときの証文250点である。借入金額をみると必ずしも困窮に起因する御救い拝借だけとはいえず、諸営業の経営資金の借用という面もみられるのは注目されよう。総点数は243点。

3 藩政／在方／村方拝借米返済受取報知

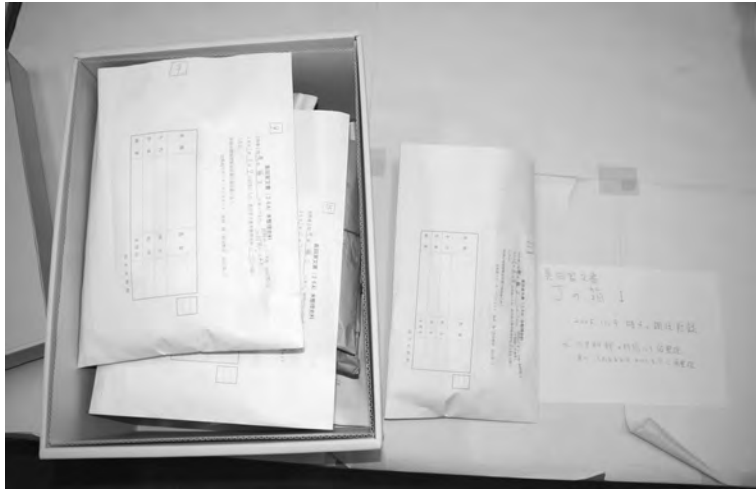
勘定所

拝借米が返済となり、それを受け取ったことの報告書が15点である。年代幅は天保10年から15年である。点数は14点。

へ (J) 群文書

年代 天明5(1785)年～明治35(1902)年

数量 4,475点



へ (J) 箱の現状写真

「へ (J)」文書群は蓋なしの葛籠に収納されていたが、その上部の史料の間に半紙半切大の紙が挟まれており、そこに「(軍事) 武具」と記述されていた。史料館に搬入された後の整理者が、武具関係の文書をまとめて収納したものであろう。

「へ (J)」文書群の主な作成者・部局と宛所を上げれば次の通りである。

作成者・部局としては、家老・奥元 \times ・側役・御側御納戸・表御納戸・近習役・書役・勝手方元 \times ・勘定吟味・勘定役・買物役・足軽奉行・御馬奉行・船手方・割番所・御預郡奉行・武具奉行・武具方調役・御物頭・徒士頭・徒士目付・武庫方・武庫司事・武庫庶務・硝石合薬懸元 \times ・鉄砲師・権大参事・市政副主事・計政副主事・神社郡政副主事・用度司(方)・給録掛などがある。

宛所としては、家老・城代・奥元 \times ・御側御納戸・納戸役・表用人・吟味役・御金方・元方御金奉行・払方御金奉行・御金奉行所・勝手元 \times ・勘定所元 \times ・勘定吟味・勘定役・勘定所・買物方・目付・普請奉行・足軽奉行・番頭・武具方・武具方調役・武具方役所・武具奉行・武具役所・鉄砲方・大筒役・合薬方・合薬方元 \times ・硝石方・硝石方元 \times ・刀番・徒士・代官所・武庫方・武庫方元 \times ・武庫司事・武庫庶務・武庫方硝石掛・軍艦・会計懸・小銃方・器械方・計政局・城郭御番人・大参事・市政副主事・神社郡政副主事・

司金・計務方出納掛・営繕方（局・司）・器械方などがある。

「へ（J）」文書群は、個々の綴り込み文書形態の原形は崩れていないが、文書群全体として伝来の形を残しているものでない。松代から史料館に搬入され、形態や内容、そして年代などで分けられた上に、これまで目録に採録されなかった一紙ものを、ある段階で便宜的に集めたものである。前述したように、特にこの文書群は、整理者が武具・武備に関係するものを集めたものである。

この文書群の大部分は、藩政期の武具方、版籍奉還後の武庫方に関係するもので、幕末から明治初年に作成され、管理・保存されてきたものである。

一紙ものは綴じられた形が多く、勘定所などで受け取ったり、あるいは回ってきた文書を編綴して管理・保存していたのであろう。目録編成にあたっては、編綴の形を尊重し、配列した。

1 藩主（藩侯）／内方／御刀・武具・馬具拵・床机修復 奥元

藩主家の内方向きの文書類で、御刀や馬具などの誂えに関するものである。点数は18点。

2 藩主（藩侯）／内方／譲与蒔絵・太刀目録 奥元

嘉永6年に藩主が譲られた蒔絵や太刀の目録である。点数は2点。

3 真田家／家計／銀行創立・小銃方角打ち代 真田家家令・家扶

華族真田家の家計関係文書で、時期は明治9年から35年である。点数は3点。

4 藩政／表方／町年寄り年頭御礼人取調 表方

これは関係文書として綴り込まれていたものが、はずれたものであろう。年頭御礼に訪れたものの取調はどのセクションで行ったのかは不明である。点数は1点。

5 藩政／内方／諸御用用の刀脇差授受 番方

「御用」のために刀などを提出しているが、御用が明確でない。軍事用のための提出でないようである。直接の所管部署は、元方御金奉行と思われる。元方御金奉行は、資金と刀の管理を所管していた。時期は、天明5年から元治元年までである。総点数は91点。

6 藩政／番方／横浜応接警護の月番老中書付 御用方

横浜での外交交渉に際して、幕府は諸大名に警護の軍役を課したが、松代藩も出張するように老中から通達を受けたときの書付である。点数は5点。

7 藩政／番方／鎮台府より留守居呼出一件 番方

慶応4年・明治初年に設置された鎮台府・鎮将府から松代藩に指示を通達するために留守居宛の呼出関係文書である。戊辰戦争への出陣命令であろう。部署を「番方」としたのは文書管理担当部署を特定できないためである。以下、同じ理由で「番方」とした。点数は9点。

8 藩政／番方／武具方上申・指示・用状 番方

武具方の運営に関する上申書や指示書、あるいは関係部署間の用状などである。時期は、文政7年から安政6年までである。総点数は29点。

- 9 藩政／番方／二鞍馬運用上申 番方
軍事用としての二鞍馬の運用に関する上申書および用状である。時期は不明で、点数は5点である。
- 10 藩政／番方／鉄砲・弓等稽古場建設 番方
砲術訓練などの稽古場を新設するための関係文書である。文政4年の清野村砲術稽古絵図、文化12年の開善寺大門脇新矢場取立、文化14年の西小越町鉄砲角場用地授受、天保15年から嘉永7年の西条村西越の鉄砲角場建設上地、文政5年の鉄砲角場建設勘弁西条村返答、年代不明の東条村砲術角場出来一件などの文書類である。総点数は52点。
- 11 藩政／番方／武備向き用状並びに武具方所管武具・武具関係品拝借 番方
武具方宛の武具取扱向きの用状および武具方が所管している武具類を藩士が調練や出陣のとき拝借した証文の綴りである。時期は、文久3年から慶応4年までで、総点数は63点である。
- 12 藩政／番方／武具方所管武具・武具関係品拝借・受領 番方
武具方が管理している武具の拝借証文、武具方が関係している武具関係品の受領証文である。全体として14の綴り込みであるが、点数は多い。時期は、安政4年から明治3年までである。総点数は561点。
- 13 藩政／番方／武具方所管上京御用服・武具・具足・張笠拝借 番方
松代藩は京都警衛のために出陣したが、そのときに供奉人たちが武具方から軍装品や武具などを拝借したときの証文である。時期は、元治元年から明治元年までである。史料文言に「一度目御上京」とあるので、上京は複数回あったのであろうか。総点数は45点。
- 14 藩政／番方／新小銃組編成 番方
新小銃隊の兵隊取立や編成・派遣関係書類である。総点数は20点。
- 15 藩政／番方／新小銃組中り調書 番方
新小銃組の鉄砲発射調練で、的に当たった者の調書である。明治初年であろうか。点数は16点。
- 16 藩政／番方／百目筒図面 番方
大筒製作のための図面である。点数は1点。
- 17 藩政／番方／真田石見馬印平面図 番方
真田石見の馬印（金地塗、猩々緋）図である。点数は1点。
- 18 藩政／番方／武具方所管武具・武備・諸費上申 勘定所
武具方が所管する武具・武備の運用や必要経費の取扱についての上申書類である。時期は、弘化3年から明治2年である。総点数は、43点。
- 19 藩政／番方／武具方所管武具・火薬購入製造諸費上申 勘定所
鉄砲をはじめとする武具や火薬などの購入ないし製造のための経費についての上申書類である。時期は、嘉永4年から明治2年である。総点数は、22点。
- 20 藩政／番方／武具方鉄砲奉行所管張筒製造上申 勘定所

武具方の鉄砲奉行が担当する張筒の製造についての上申書類である。嘉永5年の上申で、点数は6点である。

21 藩政／番方／武具方庶務筆墨料上申 勘定所

武具方庶務部門での筆墨料下付についての上申書類である。時期は、万延元年から元治元年で、点数は4点である。

22 藩政／番方／武具方所管小銃組諸費上申 勘定所

小銃組の諸費用に関する上申書類である。時期は不明で、点数は6点。

23 藩政／番方／武具方所管鉄砲買上費上申 勘定所

洋式銃のシヤスホウ銃の買上費に関する上申書類である。時期は不明で、点数は4点。

24 藩政／番方／武具方所管鉄砲師昼賄い上申 勘定所

武具方が所管する鉄砲師の昼食賄い下付を上申した書類である。時期は不明で、点数は4点。

25 藩政／番方／馬奉行所管馬具出来・日吉馬場借入可否上申 勘定所

馬奉行が所管する馬具と馬場に関する上申書類である。時期は不明で、点数は4点。

26 藩政／番方／西寺尾村硝石作場潰地小作糶支給上申 勘定所

硝石製造所を西寺尾村に設置したが、その敷地として潰れ地となった田の小作糶の年々支給を求めた書類である。時期は不明である。点数は1点。

27 藩政／番方／大坂で錫購入御用請書 勘定所

おそらく軍事用の錫であろうが、その錫を大坂で購入を指示されたことに対する弘化3年の請書である。点数は1点。

28 藩政／番方／船手方所管御手船譲渡・入札 勘定所

船手方が所管する御手船の譲渡・入札にかかわる一件書類である。7艘は高崎藩に譲渡している。時期は元治2年から慶応2年で、点数は8点である。

29 藩政／番方／武具費内借金勘定・用状 勘定所

武具費内借金の勘定書類および用状である。時期は不明のものが多く、天保11年の勘定証文がみられる。総点数は、25点。

30 藩政／番方／文武学校諸費・鉄砲調練費用状 勘定所

文武学校の諸費用と鉄砲調練費などの下付についての用状類である。時期は嘉永5年で、点数は10点である。

31 藩政／番方／鉛買上費用状 勘定所

弾製造用鉛の購入費下付についての用状類である。時期は不明である。点数は5点。

32 藩政／番方／武具方所管鉄砲製造費増額訴願 勘定所

武具方が所管している鉄砲製造費用の増額願書である。元治元年の願書1点である。

33 藩政／番方／武具方所管硝石製造用石臼代滞り訴訟取下げ 勘定所

武具方が所管している硝石製造用の石臼代金滞りに起因する訴訟が生まれたが、村方の当事者双方から吟味下げを求めたのがこの願書である。慶応3年の願書1点である。

34 藩政／番方／元武具方仲間硝石製造懸硝石抜け荷一件処置 勘定所

元武具方仲間で硝石掛を勤めていた大田原村の者が、抜け荷などの不正行為をしているので、その処置についての伺い及び処置案である。時期は不明であるが、点数は4点である。

35 藩政／番方／浦賀表海防臨時出張手当金拝借 勘定所

払方御金奉行が担当している資金から、藩士が浦賀表の海防出張のための手当金を拝借したときの証書類である。時期は嘉永7年である。総点数は、91点。

36 藩政／番方／武具方所管武備・武具・火薬等購入製作修復費中内借 勘定所

武具方が所管する武備や武具の購入をはじめ火薬製作費などを中借・内借したときの証書類である。中に村方の鉄砲製作人が拝借した証文があるが、その場合の宛所は払方御金奉行である。また、武備・武具の修復の場合は普請奉行宛である。時期は嘉永5年から明治2年までで、総点数は417点である。

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作修復その他諸費受取 勘定所

武具方が所管する鉄砲など武具の購入をはじめ火薬製作費などの受取証書類である。時期は天保4年から明治3年までで、総点数は796点である。

38 藩政／番方／先手組稽古費・鉄砲方諸費受取 勘定所

武具方が所管する先手組の稽古に必要な費用と武具方に所属する鉄砲方の入り用諸費の受取証書類である。時期は嘉永4年から5年までで、点数は6点である。

39 藩政／番方／足軽組高島流砲術稽古費受取 勘定所

足軽組が高島流砲術の稽古を行ったが、そのときの諸費用の受取証書類である。時期は不明で、総点数は33点。

40 藩政／番方／大銃製造費受取 勘定所

松代藩は領内で大銃製造を行っていたようで、それに必要な費用を大工や鋳物師などが受け取ったときの証書類である。嘉永7年のもので、総点数は30点である。

41 藩政／番方／劔付鉄砲購入費受取 勘定所

劔付鉄砲を購入したときにその費用の受取証文である。御側納戸が購入費用を受け取っているが、それは劔付鉄砲が藩主用のものであったからであろうか。時期は弘化5年から嘉永元年で、点数は4点である。

42 藩政／番方／合薬方所管硝石製造費受取 勘定所

武具方に所属する合薬方が所管していた火薬製造諸費の受取証書類である。領内の諸職人が受取人である。時期は慶応4年から明治3年で、点数は82点である。

43 藩政／番方／硝石方所管硝石製造道具・材料費村々受取 勘定所

武具方に所属する硝石方が所管していた硝石製造のための諸費受取証書類である。領内村々の諸職人が受取人である。合薬方と硝石方の業務分担の関係は不明である。時期は明治元年から明治3年で、総点数は47点である。

44 藩政／番方／出陣諸費受取 勘定所

慶応4年の戊辰戦争とき新潟など諸所に出陣するが、そのとき諸所で必要な物品を購入している。その代金などを出陣各部署から各地の商人らが受け取った際の受取証書類である。この受取を勘定所に提出して精算事務が進められ、証書類は勘定所で管理・保存されたのであろう。総点数は112点。

45 藩政／番方／武具収納箆等製作見積 勘定所

武具などを収納する箆等製造の見積もり関係書類である。製作の担当は普請奉行である。明治2年の見積もりで、点数は17点である。

46 藩政／番方／鞍鑑定 勘定所

寛政12年の鞍の鑑定と代金の書類である。点数は2点。

47 藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方上申・用状 番方

明治2年11月の新職制で武具方は武庫方となるが、その武具方と武庫方の運営に関する上申書や部署間の用状である。時期は明治2年3年で、総点数は68点である。

48 藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方所管武具・武具関係品拝借・受領 番方

武具方・武庫方が所管している武具類を藩士が訓練や出陣のとき拝借した証文の綴りである。時期は、文久3年から明治5年までで、総点数は162点である。

49 藩政・松代庁／番方／武庫方拝借切手並びに武具方より武具拝借 計政局・番方

武庫方に所属する武器方の諸拝借切符と武具拝借証文が一つに綴られている。武具拝借は、藩士が慶応4年の出陣のときに鉄砲などを拝借したものが大半である。時期は慶応2年から～明治3年で、総点数は260点である。

50 藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方所管武具・武備費上申 勘定所・計政局

武具方・武庫方が所管している武具・武備費用について上申書や評議書類である。時期は明治2年から3年までで、点数は9点である。

51 藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方所管武具・武備費中借・受取 勘定所・計政局

武具方・武庫方が所管している武具・武備費用の中借証文である。時期は慶応2年から4年で、点数は15点である。

52 藩政・松代庁／番方／硝石方・武庫方より硝石製造道具・材料費村々受取 勘定所・計政局

武具方に所属する硝石方や武庫方が所管していた硝石製造のための道具や材料費の受取証書類である。領内村々の諸職人が受取人である。時期は慶応4年から明治6年で、総点数は116点である。

53 松代庁／番方／松代藩兵隊交代の新潟県庁通牒・帰藩届 政治所

維新政府の命により新潟に出陣していた松代藩に対して、新潟県庁から通知された大垣藩と交代するようという通牒と帰藩届である。時期は明治3年で、点数は2点である。

54 松代庁／番方／武庫方運営上申・伺い並びに用状 番方役所

武庫方の運営についての上申書や用状類である。時期は明治2年から5年で、総点数は238点である。

55 松代庁／番方／武庫方所管武具ほか取計い達・伺い並びに指示 番方役所

武庫方が管理している武具などの取扱についての達や伺い、およびそれに対する指示書類である。時期は明治4年5年で、総点数は175点である。

56 松代庁／番方／徴兵士病氣措置伺い 番方役所

徴兵士が病氣となったため、宿下げなどの措置についての伺い書である。時期は明治であるが、年は不明。点数は2点である。

57 松代庁／番方／武庫方所管鋳物師弾丸献納褒賞 番方役所

武庫方が所管する鋳物師らが弾丸を献納したので、それに対する褒賞の伺い一件である。事務を担当したのは、武庫庶務である。時期は明治3年で、点数は5点である。

58 松代庁／番方／下付鉄砲類武庫方受領 番方役所

武庫方が貸し下げた鉄砲が返却となったことを記録した横半帳である。明治2年12月と年月が記された1冊である。

59 松代庁／番方／武庫方所管火薬等製造費上申・伺い 計政局

武庫方が所管していた火薬などの製作費についての上申書並びに伺い書である。時代は明治2年から5年で、総点数は96点である。

60 松代庁／番方／武庫方所管武具調達・修復費並びに運営費上申 計政局

武庫方が所管していた武具の調達や修復の費用、さらに武庫方の運営費についての上申書である。時期は明治2年から5年で、総点数は165点である。

61 松代庁／番方／兵食料費過払い返納上申 計政局

松代藩が維新政府の軍務局宛に提出した嘆願書である。内容は政府から支払われた兵食料費が過払いであったために、政府から返納するよう指示されていたが、松代藩は財政上の問題から返納猶予を嘆願したものである。明治3年のもので、1点である。

62 松代庁／番方／喇叭手等への諸手当上申・指示 計政局

喇叭手などへの諸手当を下付するよう求めた上申書やそれに対する指示書である。時期は明治3年から5年で、総点数は28点である。

63 松代庁／番方／割番所物品・営繕費等上申 計政局

割番所での必要物品や営繕費などについての上申書である。時期は明治4年で、点数は12点である。

64 松代庁／番方／武庫方借用調練太鼓返却伺い 計政局

武庫方が藩士より借用していた調練用の太鼓を破損したために、返却にあたり弁償などの措置について伺った書類である。時期は明治4年で、点数は3点である。

65 松代庁／番方／武庫方所管銃隊調練費・使丁増員上申 計政局

武庫方が担当していた銃隊調練費や使丁増員についての上申書である。時期は明治4年で、点数は5点である。

66 松代庁／番方／武庫方所管古鉄払切り上申 計政局

武庫方が管理していた古鉄、これは武器製作用のために備蓄していたのであろうが、この古鉄に錆が発生したため払い下げる措置の上申書である。時期は明治初年であるが、年は不明である。点数は6点。

67 松代庁／番方／武庫方所管瑞西銃買入手当用状 計政局

瑞西銃620挺を調練用として購入したが、その代金の手当についての上申書である。時期は明治初年であるが、年は不明である。点数は3点。

68 松代庁／番方／給禄掛役所所管農兵手当金支給願い 計政局

農兵が、農兵手当を所管する給禄役所に対して手当金支給を求めた願書である。明治2年12月のもので、点数は2点である。

69 松代庁／番方／営繕局所管武具木札・武具箱等製作費上申 計政局

武具に付ける木札や武具を収納する木製箱の製作は営繕局の所管であり、それに関わる書類である。時期は明治3年で、点数は8点である。

70 松代庁／番方／営繕局所管西条村西越の鉄砲角場石垣建設費伺い 計政局

営繕局が担当した西条村西越の鉄砲角場石垣建設費についての伺いである。時期は明治3年で、点数は7点である。

71 松代庁／番方／営繕局所管銃隊調練赤坂角場普請見積入札 計政局

これも営繕局が担当した銃隊調練用の赤坂角場普請についての見積入札である。時期は明治3年で、点数は8点である。

72 松代庁／番方／荷物会所掛所管上京荷物荷造・搬送費中借伺い 計政局

松代藩士が上京するにあたり、必要な荷物の荷造りや輸送は荷物会所の担当であったようで、それに関わる費用の中借伺書である。時期は明治2年から3年までで、点数は5点である。

73 松代庁／番方／武庫方所管硝石製造場建築・建材費村々受取 計政局

硝石製造場は硝石武庫方が所管しており、その建築費や建材費を村々の職人たちが受け取った証書類である。時期は明治2年から6年で、点数は60点である。

74 松代庁／番方／武庫方所管武具拝借並びに火薬購入費・武具修復費拝借 計政局

武庫方が管理している武具類の拝借証文と火薬購入費や武具の修復費の拝借証文である。時期は明治4年から6年で、点数は39点である。

- 75 松代庁／番方／器械方所管鉄砲製造道具・材料費中借 計政局
器械方が担当する鉄砲の製作道具や材料費の受取証書類である。時期は明治3年で、点数は143点である。
- 76 松代庁／番方／武庫方番士手当金書上 計政局
矢野倉謙兵衛ら12名の武庫方番士への手当支給の記録である。明治初年であるが、年は不明。縦帳1冊。
- 77 松代庁／番方／硝石方所管硝石製造費村々受取 計政局
武庫方の硝石方が担当している硝石製造にかかわる諸費用を村々の製造人が受け取った証書類である。時期は明治2年から5年までで、総点数は97点である。
- 78 元松代庁／番方／上田分営諸費受取 元計政局
上田にあった分営に出張していたときに消費した食料費などの受取証文である。時期は明治5年で、点数は6点である。
- 79 元松代庁／番方／元武庫方褒賞並びに褒賞費用伺い 元計政局
武庫方関係者の褒賞にかかわる書類である。時期は明治5年から7年までで、点数は11点である。
- 80 元松代庁／番方／元武庫方所管武具加工所借地年貢滞納払い伺い 元計政局
前年まで武庫方が担当していた武具の加工所敷地の年貢滞納問題についての伺いである。時期は明治5年で、点数は1点である。
- 81 松代庁／財方／神社郡政庶務方所管入用道具上申 計政局
神社郡政庶務方で必要な道具の手配について上申した書類である。明治初年であるが、年は不明である。点数は5点。
- 82 その他
点数は1点。

6 真田家文書関連文献一覧

松代藩含む藩政文書関係文献

笠谷和比古『近世武家文書の研究』法政大学出版局、1998年。

福田千鶴氏「近世領主文書の伝来と構造」（国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学・下』柏書房、2003年）。

国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究』岩田書院、2008年。

松代藩関係文献

『史料館所蔵史料目録第二十八集（信濃国松代真田家文書その一）』国立史料館、1978年。

『史料館所蔵史料目録第三十七集（信濃国松代真田家文書その二）』国立史料館、1983年。

『史料館所蔵史料目録第四十集（信濃国松代真田家文書その三）』国立史料館、1985年。

- 『史料館所蔵史料目録第四十三集（信濃国松代真田家文書その四）』国立史料館、1986年。
- 『史料館所蔵史料目録第五十一集（信濃国松代真田家文書その五）』国文学研究資料館史料館、1990年。
- 『史料館所蔵史料目録 第五十九集（信濃国松代真田家文書〈その六〉）』国文学研究資料館史料館、1993年。
- 『史料館所蔵史料目録 第86集（信濃国松代真田家文書〈その7〉）』人間文化研究機構国文学研究資料館、2008年。
- 『史料館所蔵史料目録 第87集（信濃国松代真田家文書〈その8〉）』人間文化研究機構国文学研究資料館、2008年。
- 国立史料館編『史料館叢書 真田家家中明細書』東京大学出版会、1986年。
- 『松代町史 上巻』松代町、1929年。
- 藤沢直枝『上田市史 下』信濃毎日新聞社、1940年。
- 『更級埴科地方誌 第三巻 近世編上』更級埴科地方誌刊行会、1980年。
- 『更級埴科地方誌 近世編下』更級埴科地方誌刊行会、1981年。
- 『中野市誌 歴史編（後編）』中野市、1981年。
- 『長野市誌 第三巻・歴史編・近世一』長野市、2001年。
- 『長野市誌 第四巻・歴史編・近世二』長野市、2004年。
- 『長野市誌 第五巻・歴史編・近代一』長野市、1997年。
- 『長野市誌 第十三巻・資料編・近世』長野市、1997年。
- 『長野県史 通史編・第四巻・近世一』長野県、1987年。
- 『長野県史 通史編・第五巻・近世二』長野県、1988年。
- 『長野県史 通史編・第六巻・近世三』長野県、1989年。
- 『長野県史 通史編・第七巻・近代一』長野県、1988年。
- 『長野県史 近世史料編・第七巻・一』長野県、1981年。
- 『長野県史 近世史料編・第七巻・二』長野県、1981年。
- 『長野県史 近世史料編・第七巻・三』長野県、1982年。
- 『長野県史 近世史料編・第八巻・一』長野県、1975年。
- 『長野県史 近世史料編・第八巻・二』長野県、1976年。
- 『長野県史 近代史料編・第一巻・維新』長野県、1980年。
- 吉永昭「藩財政についての基礎的研究（上）・（下）」（『史学研究』第55号・56号、1954年）
- 笠谷和比古「大名文書の史的特質と目録編成」（国文学研究資料館史料館編『史料の整理と管理』岩波書店、1988年）。
- 原島陽一「真田家文書と松代藩家臣団の職制機構」（『史料館研究紀要』第10号、1978年）。

- 井上勝生「藩財政史料の構造と分類法について」(『史料館研究紀要』第10号、1978年)。
- 原島陽一「宝物館所蔵真田家文書の特徴と意義」(『松代—真田の歴史と文化—』第4号、1991年)。
- 北村保「真田宝物館所蔵真田家文書について」(『信濃』第44巻第12号、1992年)。
- 原島陽一「明治三年の『職員録』」(『松代—真田の歴史と文化—』第7号、1994年)。
- 原田和彦「長野県宝『真田家文書』の基礎的考察—流入文書について」(真田宝物館『松代—真田の歴史と文化—』第10号、1997年)。
- 原田和彦「真田家の印章について—「真田家文書」における位置—」(『松代—真田の歴史と文化—』第11号、1998年)。
- 山中さゆり「近代における真田家資料の展示と整理—長岡助次郎資料から—」(『松代—真田の歴史と文化—』第11号、1998年)。
- 原田和彦「『真田家文書』について」(『信濃』第50巻第4号、1998年)。
- 原田和彦「『真田家文書 拾遺』」(『信濃』第50巻第11号、1998年)。
- 原田和彦「松代城の『城付諸道具』—真田家大名道具論(一)—」(『松代—真田の歴史と文化—』第12号、1999年)。
- 原田和彦「江戸時代における真田昌幸像」(小林計一郎編『真田昌幸のすべて』、新人物往来社、1999年)。
- 原田和彦「真田家伝来の大名道具と道具帳—真田家大名道具論(二)—」(『松代—真田の歴史と文化—』第13号、2000年)。
- 渡辺尚志「大名家文書の中の『村方文書』」(高木俊輔・渡辺浩一 編著『日本近世史料学研究—史料空間論への旅立ち—』北海道大学図書刊行会、2000年、のち渡辺尚志編『藩地域の構造と変容—信濃国松代藩地域の研究—』岩田書院、2005年に再録)。
- 北村典子「史料紹介『御腰物帳』」(『松代—真田の歴史と文化—』第16号、2003年)。
- 『真田宝物館収蔵品目録 長野県宝・真田家文書(1)』松代藩文化施設管理事務所、2004年。
- 『真田宝物館収蔵品目録 長野県宝・真田家文書(2)』松代藩文化施設管理事務所、2005年。
- 『真田宝物館収蔵品目録 長野県宝・真田家文書(3)』松代藩文化施設管理事務所、2006年。
- 『真田宝物館収蔵品目録 長野県宝・真田家文書(4)』松代藩文化施設管理事務所、2007年。
- 原田和彦「『木地蠟金御紋附御文庫』の文書類について」(『真田宝物館収蔵品目録 長野県宝・真田家文書(2)』松代文化施設等管理事務所、2005年)。
- 渡辺尚志編『藩地域の構造と変容—信濃国松代藩地域の研究—』(岩田書院、2005年)
- 北村典子「資料紹介『御腰物元帳』と真田家伝来の御腰物」(『松代—真田の歴史と文化—』第18号、2005年)。
- 種村威史「天保期日光社参における宿城儀礼と奏者番」(『国史学』第190号、2006年)
- 原田和彦「松代藩における文書の管理と伝来」(国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブ

ズの研究』岩田書院、2008年)。

山中さゆり「真田家文書目録編成試論—研究の現状と展望—」(『松代—真田の歴史と文化—』第21号、2007年)。

渡辺尚志・小関悠一郎編『藩地域の政策主体と藩政 信濃国松代藩地域の研究Ⅱ』(岩田書院、2008年)。

古川貞雄「松代藩御勘定所元メ役・御勘定役史料」(『市誌ながの』第7号、2000年)。

国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究—近世における文書管理と保存—』(岩田書院、2008年)。

国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩の文書管理』(名著出版、2008年)。

浅倉有子「松代城地の払下と真田家の道具類(宝物)の管理」(『松代—真田の歴史と文化—』第22号、2008年)。

藤尾隆志・藪田貫「津田秀夫文庫文書目録4松代藩真田家大坂御用場関係文書について」(関西大学『博物館紀要』第12号、2008年)。

補説 弘方御金奉行の財方における役割について

種村 威史

I、はじめに

当館所蔵真田家文書の多くが財政関係史料であることは、既に指摘されるところである。

松代藩財政組織は、大凡、「御蔵役所」を役所とする郡奉行支配下の代官や勘定元メと花ノ丸御殿の一角を役所とする御金奉行によって構成されていたと考えられる。前者については、鈴木寿氏が代官・越石代官・手代の、古川貞雄氏が勘定元メ役の役職の起源・沿革等の上申書をそれぞれ紹介しており（鈴木氏は『更級埴科地方誌 近世編下』更級埴科地方誌刊行会、1980年、古川氏は「松代藩勘定所元メ役・御勘定所史料」『市誌ながの』第7号、2000年）、さらに近年の松代藩研究においては郡方や勘定元メの日記の分析が進み、その職掌が明らかになりつつある。しかし、後者に関する研究はこれまで皆無に近い。松代藩財政組織を総体的に把握するためには、御金奉行の職掌に関する理解は不可欠であると考えられる。そこで、本稿では、元方・弘方・さらに収納方・余慶方より構成される御金奉行の内、特に弘方御金奉行の職掌等を記録した「御役方起原并勤方沿革申上控」（当館所蔵真田家文書 あ3405、以下「役方起原」）を主な史料として、御金奉行の職掌について概観し、今後の松代藩財政組織の研究の進展のための基礎としたい。

あらかじめ、「役職起原」の史料的性格について記しておきたい。形態は縦帳で、墨付27丁。外題はなく、「御役方起原并勤方沿革申上控」との史料名は当館で付与したものである。作成年代は不明であるが、史料中に「明治二巳年十一月十六日御弘方關役ニ相成候付是迄之取扱金錢司金江引渡左之通」と弘方が管理する資金を司金へ引き継いだ旨の記述が見られることから、少なくとも明治2年（1867）11月以降に作成されたことは確実である。敢えて推測すれば、明治2年の職制改正にともない職務の引継ぎのために作成されたのではないだろうか。なお、既述の鈴木・古川両氏が紹介する上申書は、いずれも嘉永5年（1852）成立のものであるのに対し、本史料は明治2年11月以降、すなわち明治2年の職制改正後に作成されたところに特徴がある。すなわち、江戸時代の弘方の職掌とともに、職制改正に伴う、職務引継ぎの様子も明らかできるわけである。なお、巻末に翻刻文を掲載した。今後の松代藩研究に役立てていただければ幸いである。

II、弘方金奉行の沿革

弘方御金奉行の沿革はなお不明な部分も少なくないが、「役方起原」によって、貞享年間には存在していたこと、初期の御金奉行は元方・弘方の区別がなく、職掌が初めて分化するのは享保19年（1734）であること、元禄9年（1696）より藩主の腰物を管理していたこと、一旦は統合された後、寛保3年（1743）より再度分化され、明治2年に至ること、さらには、古い職務書類が「明和年中より安永年中迄伺之上取崩、反古御用ニ相立残置候」と安永年間以前には既に、継続的な廃業・保存を実施していたことが明らかになる。

払方御金奉行の定員は、宝永6年(1709)より安永5年(1776)までは2～3人であったが、寛政5年(1793)には5人にまで増加し、文化年中より4～5人で安定する。払方御金奉行の就任者をまとめたのが別表であるが、これを見ると、大凡100石～300石までの知行取が多いが、歳米取も散見する。職歴を見れば、前職は御納戸より就任しているものも多いが、御番入から初任で就任するものが圧倒的に多い。離職後は享保～天明年間までは、元方御金奉行に転進するものが多く見られ、その転進コースは固定していたようであるが、寛政期以降はその限りではなく武具奉行、普請奉行、吟味役、さらには目付へまで栄転する者など様々となっている。番入より就任し、後の転身のためのステップアップの場となっていたのであろう。ただし、最終的には、払方へ帰役するものも見られることからすると、職務を全うするには一定度の専門性が求められたと考えられる。

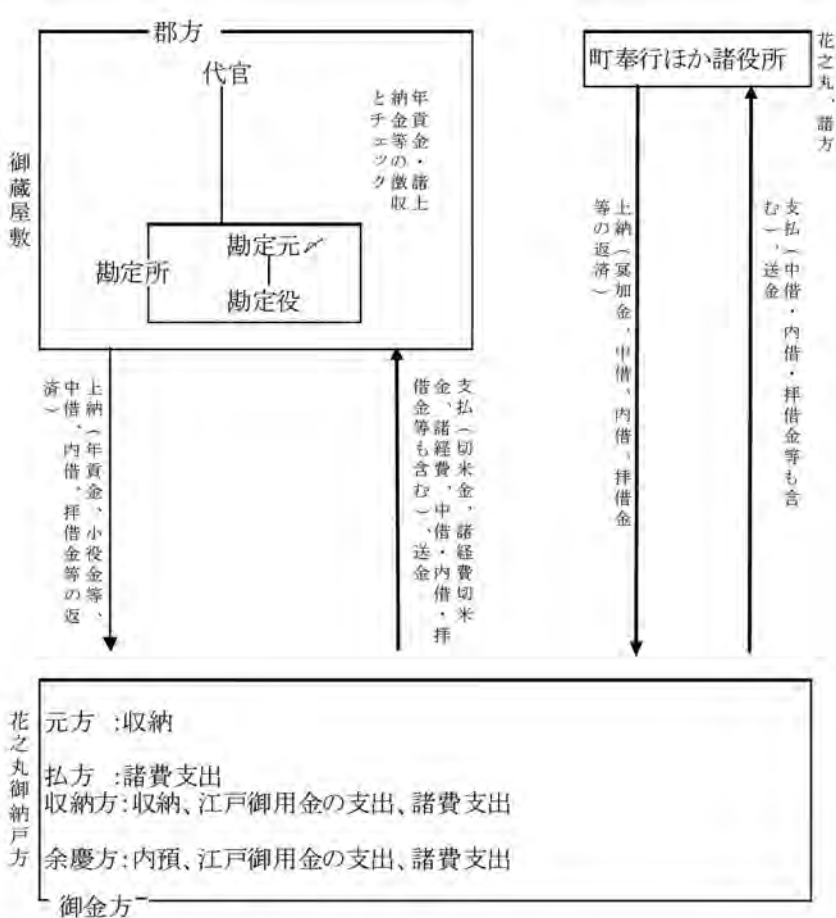
払方は元方や御納戸役と共に「御納戸三役」と称されていたことが元方の執務日記「元方日記」(い1488)よりわかる。「御納戸三役」の職務分掌は必ずしも明確ではないが、元方は御金の出納、払方は御金の支出を担当し、御納戸は諸物品の管理を行っていた。なぜ、元方・払方と御納戸が「御納戸三役」と一括して呼称されるかといえば、それは後述するように、御金奉行が、御金の管理とともに真田家重代の腰物等の「御道具」の管理をしていたことに関係しよう。御金奉行の配下には、物書小頭(4人)、御徳居、御金番(8人)、小納戸、御研師、御鞆師、さらには「役方起原」には見えないが、納戸方を統括する御納戸元メ(1人)が置かれ実務に当たっていたが、この内、御納戸元メや小納戸等が「御納戸三役」の支配下にあった。したがって、これらの役職の任免などに関する書類の作成者や受取者名は、「御納戸三役」の連名であるのが通例であった。

Ⅲ、払方御金奉行の職掌

図1は近世後期の松代藩の金銭の流れを掲載したものである。松代藩財政の基本は、藩内の村から上納される年貢金や小役等である。特に年貢金については、松代藩は当初、原物物の納入が原則であったが、宝暦8年(1758)2月、恩田木工等の宝暦改革によって「里郷」は3～11月まで、「山中」は4月～11月まで、月割で金納する月割上納制度を採用し、それに伴い小役も原則として金納化した。これらは4名の代官によって徴収され、勘定所に納入される。そこで、数量などの勘定が行われた後、藩庁である花ノ丸に上納される。上納された金銭は元方が受取り、御金蔵に納入した上で、元方内の収納掛、余慶掛、さらには払方に配分され、藩士の切米金や藩内の各部局の諸経費や諸手当、さらには中借、内借、拝借金等の貸借金、さらには代官や町奉行等を通じて村や町へ手当金や貸付金が支給される。

元方作成の慶応3年(1867)「諸向金銭上納帳」(あ1647)の12月分の項を見ると、元方にある元金(年貢金、小役金、冥加金、上納金等の合計)は6万984両3分2朱と銭2万2297貫328文で、内訳は収納方596両3分2朱と銭473貫323文、余慶方は金銭3473両2分3朱と銭956貫157文、「格別の方」が17両1分1朱と銭2貫525文であるのに対し、払方は金5万5897両1朱と銭2万865貫319文と圧倒的に多いことが判かる。勿論、この金額は全てではなく、臨時的な元方からの支給金や他部局からの借入金もさらに含ま

図1 近世後期の松代藩の金銭の流れ



出典:「(慶応3年) 諸向金銭上納帳」(あ1617)、「(慶応3年) 御収納金銭請払御日記」(あ1776)、「(慶応3年) 金銭請払御日記御勘定」(あ1971)等を参考に作成。

れ運営されることになり、例えば慶応3年1月の払方の資金は14万両余となる。

払方が特に、中借や内借、切米の支給、参勤交代へ供奉する藩士への諸入用の支給、江戸拝借金、さらには銭の購入等、さらには江戸御用金の支出の際の立合など多様な事項を職掌としていたことが「役方起原」より明らかであるが、払方以外にも収納方や余慶方が支出を担当していたことは付記したい。両者は江戸御用金や諸向きへの中借や内借の支出を担当しており、特に、江戸御用金は、松代藩財政の支出部門のトップを占め、財政機構における重要性を指摘できよう。払方や余慶方は、元方や払方の兼任であることは『史料叢書8 真田家家中明細書』(東京大学出版会、1986年)等より明らかである。しかし、両者の御金奉行所における位置や職掌は総じて未解明であること、したがって図1の記述は、今後、多少の修正が必要となる可能性のあることを了解されたい。

「役方起原」には、弘方の職務上、蓄積された主要な諸書類が「御日記其外品々御帳類」として記録されている。この内、当館に残存しているのは、「金銭請払御日記」16冊、「諸向中借金銭帳」12冊、「諸向内出金銭書上帳」19冊のみである。なお、「役方起原」には「一御土蔵一戸前 内腰掛裏 右は御元方御納戸共一同共御預り」とともに御納戸方三役が共有する土蔵を所持していたとあるが、前述した諸書類はここに保管されていたものであろう。

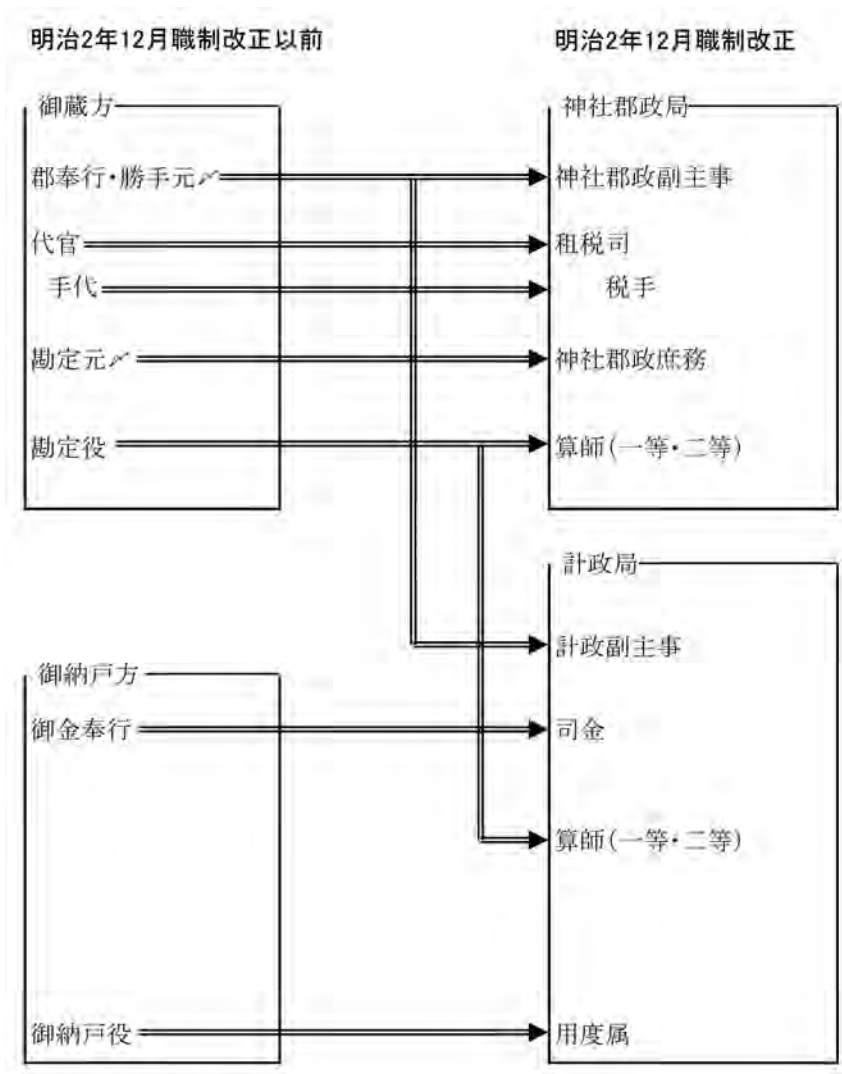
IV、御金奉行役所の所在と宝物管理

御金奉行の役所は、「役方起原」中に「御役所は御台所続二階二而御元方と相并隔之格子御座候、先年は御元方一同二御座候」とあり、台所の二階に存在したこと、その一室を格子で分けする形で元方と弘方で共有していたことがわかる。台所とは、藩主の居住する花ノ丸に一角にあった。後掲の花ノ丸絵図（し480）を見ると、やや手前に御台所土間があることがわかる。絵図中には記載はないが、この二階に御金奉行の執務室が存在したのであろう。この一角には、配下の小納戸や買物役、監察役の吟味役、廊下続で勘定吟味役等の役所が見える。さらに、台所土間の正面には御金蔵も見えるが、ここに松代藩の金銭が収納されて、その開封は御納戸三役の責任であった。

ところで、既に「史料目録88集 信濃国松代藩真田家文書目録（その9）」の解題で指摘するように、郡方支配の役職は、大手門の出先にある「御蔵屋敷」に役所を持っていたが、「御蔵屋敷」と花ノ丸御殿とはかなり距離がある。しかし、その職務上、御金奉行と郡方支配の役職は相互に関連することは言うまでもなく、さらに文書授受でも、「金銭諸払御元方一同取調、毎月晦日郡方江突合仕候」（「御払切之事」）とあるように郡奉行や勘定役のチェックが必要なものも多い。なぜ、職務上、かかる不便な配置をとっていたのか。

一つには、御金奉行が、御金の出納とともに藩主の宝物管理を担当していたことと関係があるように思われる。「役方起原」によれば、弘方の職掌は御金の出納管理以外に、「御腰物 一吉光御脇差、一御腰物櫃一棹、一御重代其外御腰物并御小道具 右は御元方一同御預仕候、取扱方万端御元方より書上仕候付不申上候」とあり、弘方・元方一同での、吉光脇差ほかの真田家重代の腰物管理がある。吉光の脇差とは、関ヶ原の戦いの時に真田信之が、徳川家康より拝領した「吉光の短刀」のことである。さらに、この短刀と同じ長持に真田家重代の古文書が一緒に入り、その文書群を「吉文書」、長持を「吉光御長持并御腰物箆筒」と称した。この箆筒は藩主の参勤に伴い松代と江戸を往来する、まさに藩主権威の象徴であったわけであるが、箆筒は松代にある間は花ノ丸の「御広間」の床の間に置かれた（以上、原田和彦氏「松代藩における文書の管理と伝来」国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究』岩田書院、2008年）。すなわち、「御広間」にある「吉光御長持并御腰物箆筒」を管理するという職掌の都合から御金奉行の役所が花ノ丸御殿に設置されたのではないだろうか。二つ目の理由は、藩の資金を管理する御金奉行所と財政を執行する郡方系統の部局が明確に分離していたためであろう。すなわち、資金運用のチェック機能を厳格化する措置と考えられるのである。

図2 明治2年の職制改正以前・以降の松代藩財政組織



出典：大平喜間太編 『松代町史』上巻（長野県埴科郡松代町役場、1929年）
 p 509～521、国立史料館編『史料館叢書8 真田家家臣明細帳』（東京大学
 出版会、1986年）、「(明治2年11月)日記扣」(い1098)等より作成

V、御金奉行から司金へ

松代藩では明治2年12月に職制の改正が実施されたわけであるが、明治2年以前と以降の松代藩の財政機構の変化をまとめたのが図2である。職制改正に伴い、松代藩では領内の村々や神社の支配を掌る神社郡政局と、財政業務を担当する計政局が設置される。御金奉行は計政局内の司金へ引き継がれる。一方、郡奉行系統のうち郡奉行が神社郡政副主事と計政副主事に、勘定役が、神社郡政局と計政局の算師に分化する。すなわち、郡奉行系統と御納戸方系統を一部統合する等し職制を再編したわけである。郡奉行系統の民政と財政に関わる職掌を分化したものである。なお、明治期の松代藩（県）内の職制図については、「史

料目録 91 集 信濃国松代藩真田家文書目録（その12）」に掲載されており、併せて参照されたい。

「役方起原」には「明治二巳年十一月十六日御払方闕役ニ相成候付是迄之取扱金銭司金江引渡左之通」と、払方の廃止に伴い、1万1086両3分と銭309貫75文が司金へと引き継がれたことが記されている。なお、「役方起原」にみえる「内預」とは、一時的な預り、といった程の意味であろう。注意したいのは、司金へ引き継がれた1万1086両3分余には、中借や内借の内の未決済分が含まれる点である。中借や内借は、最終的に決済した時点で支出項目に掲載され差引されるのである。すなわち、1万1086両3分余は、ある種、架空の資産であり、実際の払方の手元にある（「御在金」）は274両3分余しかないのである。かかる資産状況は、松代藩財政の特性を考える上で留意すべきである。

最後に、職制改正に関わり御金奉行が司金に移行する際、文書行政の変化を示す記事を提示する（「（明治2年）計政日記」、当館寄託松代真田家文書、191）。「役方起原」の記事と比較すると、中借や内借金等文書作成の手續きに変化が生じたことがわかる等、職制改正以前と以降の文書の取り扱いの変化を知ることが可能である。参照されたい。なお、史料中の「計監」は藩政の監察官であり、明治2年以前では吟味役や目付がその役職に相当する。また、「御収納方」とはこの場合、元方御金奉行を指す。

（明治2年）
十二月四日

計監

御納戸方之儀御収納方・御払方之名目を廃し、貨幣出納共総而司金ニ而取扱候事

但従前口々之帳立総而御当用江結込、出納共一帳ツハ仕立候事

一諸向内出を廃し中借払之事

但中借之義は其御用向名目を証文江書載御役方江差出、見届印之上計政局江差出、副主事之印を受司金より受取可申事

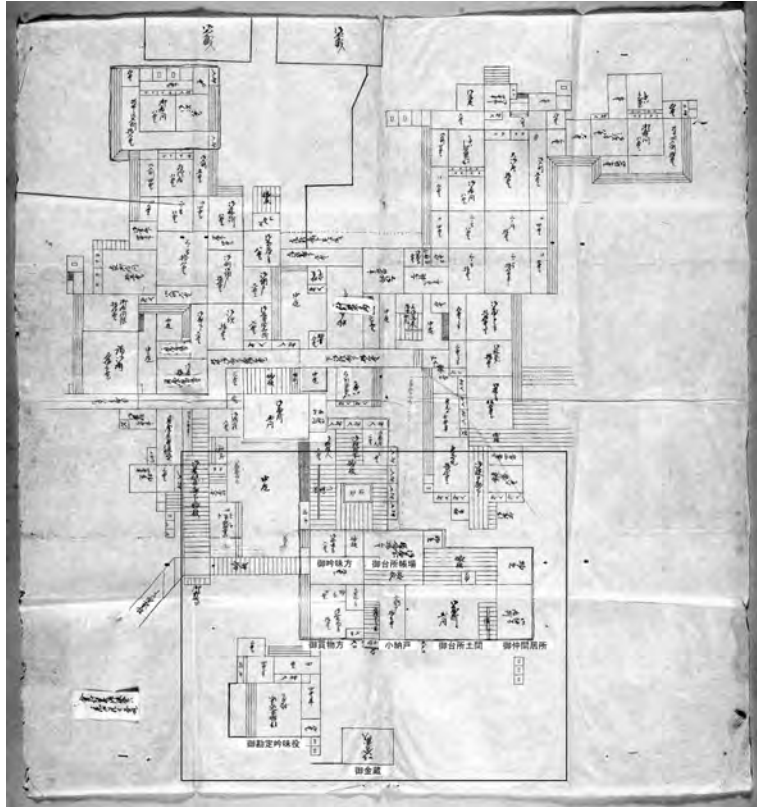
一従前差懸中借之儀は、右証文御勘定吟味見届印無之相済来候処、向後は差懸之節成共御役方見届印可受旨計政副主事江申渡候、尤夜中等至急之節ハ主事之証書を以相渡、翌日御役方割印之上右証書可相返旨司金へ申渡候間、其段相心得可取計事

一監察方御内用金、是迄御納戸役より受取来候処、以来は計政副主事江申立之上、御役方割印受司金より受取可申、夜中等至急之節ハ前文之通、尤追而本証文引替可申事

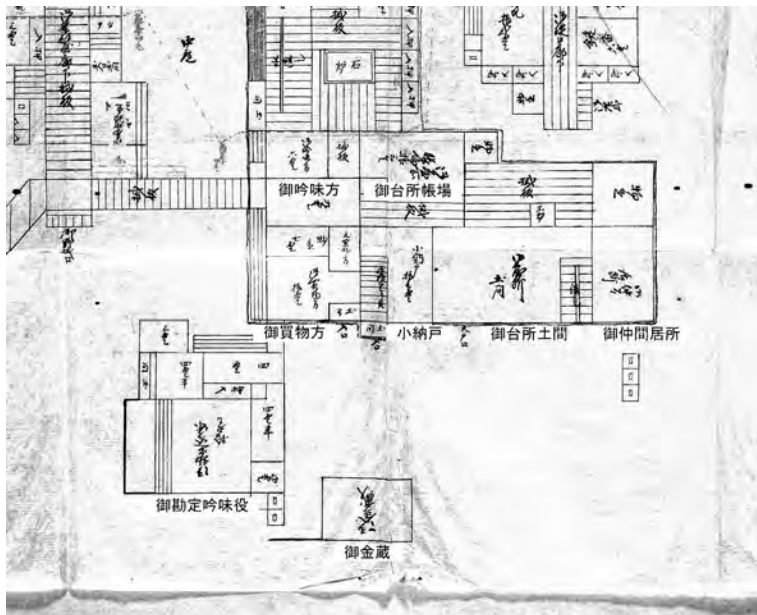
附御用名目相認候ニ不及候事

右之通相心得向々江も可申通事

右前島有年招呼申渡之



絵図1 花ノ丸御殿〈全体〉(し480)に加筆したもの



絵図2 花ノ丸御殿〈絵図1の囲い部分〉

別表 弘方御金奉行就任者一覧

氏名	在職期間	前職	後職
関口軍蔵	享保19年～ 元文4年		元方御金奉行
近藤七左衛門	元文4年～?	御納戸役	
小崎孝右衛門	寛保3年～?		
入十助	宝暦2年～?		元方御金奉行
依田縫殿進	宝暦2年～?		
金子甚五右衛門	宝暦2年～?		
牧野喜間太	宝暦8年～?		
山口清之進	宝暦9年～?		
井上与一兵衛	宝暦11年～?		元方御金奉行
安藤但見	宝暦11年～?		
原又左衛門	明和元年～?		
斎藤四郎右衛門	明和元年～?		
常田彦之進	明和元年～?		
望月九郎右衛門	明和元年～?		
長谷川四郎治	明和元年～?		元方御金奉行

氏名	在職期間	前職	後職
原半兵衛	明和6年～?		
星野権右衛門	明和7年～?		元方御金奉行
宮下六郎大夫	明和7年～?		
白川八右衛門	明和7年～?	御納戸役	元方御金奉行
白川又三郎	明和7年～?		
長谷川四郎治	明和8年～?	元方御金奉行 *帰役	願の通り御役 御免
加藤武右衛門	安永2年～?		
高山平十郎	安永3年～安永7 年		御御吟味役
斎藤新蔵	安永4年～安永5 年		御目付役
大嶋一郎兵衛	安永4年～安永7 年		御目付役
菅沼九兵衛	安永4年～安永5 年	御納戸役	願の通り御役 御免
菅沼助右衛門	安永5年～安永6 年		御目付役
成沢十郎左衛門	安永6年～天明3 年		御目付役
赤沢内蔵進	安永6年～安永7 年		元方御金奉行
矢野武右衛門	安永7年～安永 10年		御使役

氏名	在職期間	前職	後職
斎藤治右衛門	安永7年～ 天明7年		役替元方御金奉行
岡野湯之助	安永7年～安永10年		御目付役
柘植量右衛門	安永10年～天明4年		御吟味役
祢津嘉治人	安永10年～?		
湯本十学	天明3年～天明7年	御納戸役	元方御金奉行
長谷川金蔵	天明4年～?	御納戸役	願の通り御役御免
樋口弾右衛門	天明4年～?		
三井寿一郎	天明5年～寛政12年		元方御金奉行
金子甚左衛門	天明6年～寛政元年		元方御金奉行
桜井六郎左衛門	天明7年～?		御目付役
金兎総左衛門	天明9年～寛政3年		元方御金奉行
長谷川市左衛門	天明9年～?		
綿貫五郎兵衛	寛政2年～?		御普請奉行
宮下治郎蔵	寛政2年～?		願の通り御役御免
片岡半十郎	寛政2年～?		御目付役
白川松三郎	寛政2年～?		願の通り御役御免

氏名	在職期間	前職	後職
磯田市兵衛	寛政2年～?		御近習役
矢野源八	寛政6年～ 享和元年		元方御金奉行
長谷川男也	寛政6年～?		御目付役
山寺藤左衛門	寛政6年～?		御目付役
大嶋新右衛門	寛政6年～?		願の通り御役御免
与良弥門	寛政6年～文化3年		御吟味役
望月権之進	寛政10年～?		御普請奉行
東條与一郎	寛政10年～ 文化5年		御役御免御番入
森山嘉藤太	享和5年～?		願の通り御役御免
山寺藤左衛門	享和元年～文化5年	御目付役より 帰役	御役御免御番入
長谷川藤右衛門	享和4年～ 文化5年		
石倉源五左衛門	文化2年～?	(御納戸役)	道橋奉行
原直衛	文化4年～?		願の通り御役御免
藤田右仲	文化5年～文化9年	御納戸役	御吟味役
興津権右衛門	文化5年～文化7年		御武具奉行
三井源五郎	文化5年～文化14年	元方御金奉行	

氏名	在職期間	前職	後職
宮嶋清左衛門	文化6年～?		願の通り御役御免
金井兵左衛門	文化7年～文化8年		願の通り御役御免
奥村三左衛門	文化8年～文政2年		御役御免御番入
馬場介作	文化9年～文化12年		御普請奉行
大嶋永左衛門	文化10年～文化12年		願の通り御役御免
金児丈助	文化12年～文化13年		御吟味役
小幡勝七郎	文化12年～文化15年		御使役
原軍治	文化12年～文政元年		御奥元ノ役
渡辺清右衛門	文化14年～文政4年	御納戸役	御吟味役
金子半兵衛	文政元年～文政3年		御武具奉行
安藤十郎左衛門	文政元年～文政3年		御吟味役
綿貫左四郎	文政元年～文政3年		若殿様御近習役
矢島左殿助	文政2年～文政5年		元方御金奉行
宮下小平太	文政3年～文政12年		御目付役
金井甚五左衛門	文政3年～文政6年		道橋奉行
彦沼弥惣右衛門	文政3年～文政8年		御目付役

氏名	在職期間	前職	後職
依田木工右衛門	文政3年～?		願の通り御役御免
関口又十郎	文政5年～?	御納戸役	
片岡此面	文政8年～文政8年	御近習役→番入	御使役
岡部八十喜	文政8年～文政8年(文政9年)	番入	御訴訟(内願により御役御免)
長井主計	文政9年～天保7年	番入	御使役
桜井利右衛門	文政9年～文政13年	番入	御武具奉行
長谷川善兵衛	文政10年～文政11年	御納戸役(それ以前に元方御金奉行)	武具奉行
祢津綾之介	文政10年～文政13年	番入	御目付役
吉村兵作	文政11年～文政11年	大殿様御膳番御刀番兼	御武具奉行
小崎孝作	文政13年～天保12年		御役御免御番入
興津藤左衛門	文政13年～天保2年	番入	御吟味役
伊東友作	天保4年～天保7年		願の通り御役御免
前嶋源蔵	天保5年～天保11年	御番入	御役御免御番入
成沢勘左衛門	天保7年～天保7年		若殿様御近習役
樋口一角	天保7年～弘化2年	御番入	御役御免御番入
渡辺十大夫	天保8年～天保10年		御掃役御吟味役

氏名	在職期間	前職	後職
祢津刑左衛門	天保10年～天保10年	御番入	定火消役
大嶋隼見	天保10年～天保12年		若殿様御近習
上村最仲	天保11年～天保15年	御番入	願の通り御免御番入
平林藤助	天保12年～天保14年	若殿様御近習	御奥支配
西村源蔵	天保12年～天保14年	水道役	御奥支配
安藤右膳	天保15年～嘉永6年	御番入	御城御同心頭
木内求喜	天保15年～?	御番入	
三沢刑部丞	弘化4年～弘化4年	御番入	御吟味役
大日方四郎兵衛	弘化4年～嘉永3年	御番入	御目付
関山平治	嘉永元年～?	御番入	元方御金奉行
小幡保之丞	嘉永3年～嘉永3年	定火消役	御役御免・御番入
中山兵助	嘉永3年～嘉永4年	御近習役	御側御右筆
湯本十学	嘉永4年～安政2年12月	御番入	御城詰
鹿野外守	嘉永6年～安政2年11月	御近習役	元方御金奉行
三村大之助	安政2年～安政4年	感応院様御側御納戸勤仕並	武具奉行
竹内金左衛門	安政2年11月～安政3年10月	御納戸(御側御納戸)	御目付

氏名	在職期間	前職	後職
山岸左内	安政2年12月～安政5年8月24日	御番入	御武具奉行
谷口左仲	安政3年～文久3年	御目付役	御城詰
松木源八	安政4年正月20日～安政5年11月16日	御役場方番入(御番入)	退役
上原弘衛	安政4年8月9日～安政5年3月朔日	御番入	御同心頭
矢野倉謙兵衛	安政5年3月朔日～安政5年10月25日	御番入	御元方御金奉行
福田小平太	安政5年8月24日～文久元年	御番入	御近習役
坂口又治	安政5年10月25日～文久2年	御納戸役	元方御金奉行
池田富之進	安政5年11月28日～明治2年11月26日	御番入	司金
松木源八	文久元年10月～文久4年3月10日	御番入	御番入
白川綾次郎	文久2年3月4日～文久3年8月21日	御近習役	御目付役
福田小平太	文久2年11月20日～文久4年3月	近習役より帰役	退役
堤千治郎	文久2年12月18日～文久3年9月5日	御番入	京都御守衛方兼帯
馬場介作	文久3年3月8日～慶応元年10月9日	御番入	御武具奉行
河口左文太	文久3年8月21日～慶応元年11月9日	御番入	御武具奉行
山田兵衛	文久3年10月14日～慶応元年10月	御番入	御城同心頭
西村源兵衛	文久4年3月10日～慶応元年10月18日	元方御金奉行	御蔵奉行へ帰役

氏名	在職期間	前職	後職
久保九郎右衛門	元治元年5月15日 ～元治元年9月朔日	京都御守衛方	御近習役
横田作大夫	元治2年3月22日 ～元治2年12月22日	御警衛方御番士	御目付
赤澤内蔵之助	慶応2年正月28日 ～慶応3年11月28日	御番入	退役慎
長谷川直太郎	慶応3年8月25日 御近習役～明治2年11月16日	御近習役	勤仕
小野熊男	慶応3年9月16日 ～慶応4年3月	御番入	御武具奉行

氏名	在職期間	前職	後職
高久専之助	慶応4年2月朔日 ～明治2年11月16日	御城詰	勤仕並
相澤龍太郎	慶応4年2月10日 ～慶応4年11月	御番入	御吟味役
赤澤内蔵助	慶応4年閏4月4日 ～明治2年11月16日		勤仕並
柘津静衛	明治元年10月～ 明治2年11月16日		勤仕並
東條清見	明治2年4月6日～ 明治2年11月16日	御目付	勤仕並

出典：「御役方起原并勤方沿革申上控」（あ3405）のうち「当御役先輩より之姓名并転遷之箇所」を基本として、国立史料館編『史料叢書8 真田家家中明細書』（東京大学出版会、1986年）によって情報を加筆した。

史料 弘方御金奉行「御役方起原并勤方沿革申上控」

凡 例

- 一、本史料は当館所蔵「御役方起原并勤方沿革申上控」(あ3405)を翻刻するものである。
- 二、史料のうち「当御役先輩より之姓名并転遷之箇所」は、閲覧の便を別表3としてまとめたため省略している。
- 三、翻刻にあたっては、判読の便を考慮して常用漢字を使用した。また、送り仮名の「者」「茂」はそれぞれ「は」、「も」と、合字は現行の仮名に直した。また、読点及び並列点を適宜付与した。
- 四、平出は二字明け、欠字は一字明けとした。

(表紙)

「

(無題)

」

(本文)

当御役起原より之事実不相分、御朱印御條目等も無御座、且前々より之御勘定帳其外諸帳面証書類等、明和年中より安永年中迄伺之上取崩、反古御用ニ相立残置候、貞享年中帳面之内、山越六郎左衛門・竹内源之丞・山寺藤左衛門等名面御座候得共、委細之儀相分不申候

一 貞享五辰五月十九日野池治太夫・久保九郎右衛門御金奉行被 仰付候、己来享保年中迄は御金奉行と計被 仰付候、享保十九寅年より寛保三亥年迄之間、元方弘方と別御役被 仰付候処、延享二丑七月元方弘方共一同相勤候様被 仰渡、宝曆三申年迄一同相勤申候、尚亦同年八月元方弘方と別御役二被 仰付候

一 御腰物御預之儀、貞享元子年長谷川善兵衛御腰物役被 仰付、元禄九子年 御免、元禄八亥年御金奉行久保九郎右衛門御腰物役兼帯被 仰付、己来同九子年平林忠大夫、享保十七子年正村治兵衛、寛延元辰年藤井彦九郎御腰物役兼帯被 仰付候、宝曆年中より別段被 仰付無御座、御金奉行一同兼役取計仕来候

一 享和年中迄同役一同相勤来候、文化二丑年当番立相勤候之处、同五辰年尚亦当番相崩、一同相勤申候

宝曆以前御元方一同取計候次第、御勘定一紙無御座相分不申候、宝曆元未年御殘金銭同三申年御元三相建候、以後御元方より請取、其外諸向上納之分、御元三相建御

払仕来候、当時取扱候次第

但文政六末年迄は御日記江御払切并中借共附込仕、御払切之分老ケ年切ニ御勘定相極、錢渡之分金銀ニ相直御勘定仕候処、中借引替等之節差引混雜仕候付、金錢請払ニ仕、御払切之分月々御勘定相極中借之分中借金錢帳江記直、上納引替御座候節消置申度旨、伺之上文政七申年より御払切之分月々御勘定仕候

一 御金請取之事

右は御払金高二応請取、通帳を以御元御収納方ヨリ請取、御元ニ相建申候

但月々御殘金三拾兩已上相殘不申候様取調請取可申、右已上相殘候は御余慶方江内預仕、追而請取可申旨文化五辰年被 仰渡候

一 御錢御買上之事

右は御元方并御徳居又は町方より御買上仕御元ニ相建申候、右御錢代金并損錢共御殘御買上帳江記置、御錢代并損錢之分は月々御払御勘定相建申候

但前々御殘兩替御役方ニ而相極月々郡方江通達仕来候処、文政七申年より郡方ニ而兩替相極申候、右已前は上納兩替御払兩替相場違ニ取計、欠錢ニ而損錢之分引渡殘錢御益ニ相立申候処、申年より兩様同兩替取計候様被仰渡候、損錢之義は志貫文ニ付三文宛之御定を以、御殘錢之内ニ而御払ニ相建申候

一 御払切之事

右は御払被 仰渡帳を以御払之帳江記置、御印鑑証文を以相渡申候、諸御日記御勘定帳仕立月々御勘定仕候、尤毎月晦日御殘金申上仕候

但金錢諸御元方一同取調毎月晦日郡方江突合仕候、諸向前々御役方江御払断仕郡方江御払断申上立候上御払申立仕候様、文政七申年被仰渡、同八酉年より諸向郡方江御払断仕候

七月十二月は金錢不殘日記証文江引合、三役立合之上致封印、追而開封之節も三役立合致開封候之様文化五辰年被仰渡候、当時立合請候上御余慶方江内預仕候、封印請不申事

一 中借之事

右は御払被仰渡帳を以中借金錢帳江記置、御印鑑証文を以相渡申候、追而本証文を以引替候分月々御勘定相建申候、尤正金錢上納引替之分共御帳消置申候、且引替之分毎月書上仕候

但郡方支配之分は郡奉行差懸り未書当坐証文を以相渡申候、中借証文御用中借と計ニ而訳書無之分は相渡不申候様、尤郡方は御用中借ニ而不苦候旨、文政五午年被仰渡候、諸向渡方見届御吟味役御目付立合仕候処、文政七申年已来御吟味役計立合候旨被仰渡候

一 内出金錢之事

右は表御納戸御台所御買物所御内借、其外諸向差掛り諸人料有之、御内借仕候分御勘定吟味役割印証文を以相渡申候、内出金錢帳江記置追而上納御坐候分御帳消置申候、

尤毎月御帳差出申候

一 内預金錢之事

右は諸向中借并御内借共上納之分、御勘定相極引替仕候迄内預仕候、其外金錢内預仕候分内預金錢帳江記置、追而引戻候節御帳消置申候、毎年七月十二月両度御帳差出申候

但内預金之儀は御当用江出シ申候付金高多相成候得は、御余慶方江正金内預仕候、七月十二月は御当用御殘金一同不殘御余慶方江内預仕候

一 本上納之事

右は諸向差出証文ヲ以上納仕候分御元江結入申候、諸上納書上帳御元方一同月々差出申候

一 中借上納之事

右は諸向江中借相渡置、追而正金上納又ハ本証文を以引替候節中借通二相成、上納之分御元江建返申候、每月上納書上帳江都合ニ而書上仕候

一 御徒士羽織代之事

右は御徒士詰番被 仰付、御供羽織代木綿合羽代共被下候分、羽織代帳江載銘々印形取、相渡置月々御勘定相建申候

但於江戸表相渡候分証文、此表江差遣羽織代帳江引取置申候、尤江戸渡之分此表御勘定相建不申候

一 御切米渡之事

右は七月十二月御家中上下御切米金相渡申候、御切米掛二而取調渡元帳差遣申候、御勘定吟味役・御吟味役立合渡取帳江銘々印形取相渡、ハ金ヲ以御勘定相建申候

但渡前日渡済共御届仕候

渡定日

九日	御侍	十日	御侍
七月 十日	御侍已下	十二月 十一日	御侍以下
十一日	御目見以下	十二日	御目見以下

右定日病氣差合之面々以名代請取申候、定日請取不申候分差合之趣書付を以相断可申旨、安永四未年七月被仰渡候

御參府 御帰城之節御供面々御切米渡右同様取計仕候、尤渡日相定候得は向々江通達仕候、臨時渡御切米は別元帳を以時々相渡申候、七月十二月両度_ハ金を以御勘定相建申候

但御切米先年は御切米掛二而相渡候由之処、御役方二而相渡来候年曆相記不申候

一 定府并長滯府之面々御切米金之事

右は御金并渡元帳共江戸表江差遣申候

銘々相渡後元帳此表江差戻候上_ハ金を以御勘定相建申候

但長滯府之面々御手充金は初懸二而取調元帳差遣申候、取計方御切米同様御座

候

一 江戸拝借金之事

右は勤番之面々拝借仕此表江罷帰候得は、右証文此表江差遣申候、江戸御内借帳江留置追而上納仕候分江戸表江差遣申候

但於江戸表拝借仕罷帰候上、追而不及上納被成下御払切候趣被仰渡候得は、右証文江御役方ニ而未書仕御勘定相建申候、尤金子江戸表江振替仕此表御払ニ相建申候

一 御参府御道中御入料御勘定之事

右は御道中品々御入料諸向江中借相渡置、右証文共江戸表江差遣向々御勘定相極、引替相済候上本証文此表江相送り申候、別段御勘定帳仕立、金を以御勘定相建申候

但御道中御囲金并増御囲金共諸向中借証文志封、御発駕前日御供御家老中江差出申候、諸向中借証文并御囲金共一紙認、御供御家老御用番御勝手方江一通宛差出申候

御帰城之節は御道中御入料金御囲金共江戸表江差遣申候、諸向江中借相渡証文此表江相送申候、向々御勘定相極引替相済候上御勘定帳仕立、金を以御勘定相建申候

一 江戸表江御用金差出候節は御用金見届帳江金高相記、正金三役立合見届印形仕候上取拵、会所懸江相渡御用金預留帳江請取印形取置申候

但御用金江戸表江差出候節ハ御届仕候

一 關所金之事

右は御元方一同取扱仕候、諸払之儀は御元方より書上仕候付不申上候

一 大般若御祈祷之事

一 御星供御祈祷之事

一 御盆会之事

右は御元方一同相勤申候、勤方万端御元方より書上仕候付不申上候

御腰物

一 吉光御小脇差

一 御腰物櫃一棹

一 御重代其外御腰物并御小道具

右は御元方一同御預仕候、取扱方万端御元方より書上仕候付不申上候

御役所并持場之箇所

一 御役所は御台所統御二階ニ而御元方と相并隔之格子御座候、先年は御元方一同二御座候由承伝候、格子立候時代知兼申候

一 物書并御金番休息所 一階 御役所出入北之方

右は御元方一同持

一 小納戸部屋 一間 御役所入口北之方御納戸役所下

右は御元方御納戸共

一同持

一 御土蔵一戸前 内腰掛裏

右は御元方御納戸共一同御預

御日記其外品々御帳類

一 金錢諸払御日記

宝曆十三末年御仕立諸払 明和二酉年より

同十四申年金錢全揃 文政六末年迄 内 (貼紙) 「明和七寅年 御金請払 / 同
八卯年同錢諸払 不足」

一 諸向御払切金錢御勘定帳

宝曆五亥年より

宝曆六子年

内

不足

文政六末年迄

明和五子年

一 御勘定一紙目録

宝曆二申年より

内

明和七寅年不足

文政六末年迄

右は文政六末年迄年切御勘定仕候節之諸払御勘定帳二御座候

一 金錢請払御日記御勘定帳

文政七申年より全揃

右は文政七申年より月々御勘定仕候節御勘定帳二御座候

一 諸向中借金銭帳

天保七申年以來

一 諸向内出金錢書上帳

天保十亥年より以來

一 諸向内預金錢帳

弘化三午年より以來

一 御徒士羽織代帳

宝曆十三末年より全揃

一 江戸拜借証文留帳

一 御参府 御帰城御道中御勘定帳

宝曆九卯年より

七拾八帳

嘉永二酉年迄

内御定式二無御座候分

天保四辰年

甲州路 御通行 御景城御道中御勘定帳

寛政十年年

御入部御道中御勘定帳

文化十二亥年

天真院様 御霊骨御道中御勘定帳

文政七申年

御入部御道中御勘定帳

文政十一子年

大暁院様 御尊骸御道中御勘定帳

弘化三年年

日光 御社参上州御通行 御景城御道中御勘定帳

寛政二戌年

一 南部坂御奥御普請御勘定帳

同年

一 三千姫様 御婚礼一巻御勘定帳

同八辰年

一 貴姫様 御婚礼一巻御勘定帳

同年

一 貴姫様 御婚礼御用御腰物并御小道具帳

同十年年

一 おね姫様 御婚礼一巻御勘定帳

同年

一 御隠居 御家督諸向品々御入料一紙御勘定帳

右之外貞享年中より御座候品々、御帳共御元方より一同書上仕候

一 支配之者江被仰渡候御書付之類、御元方より一同書上仕候

当御役人数多少宝曆已前御元方一同相勤候付相分不申候

一 宝曆六子年より安永五申年迄之間式人三人二而相勤、安永六酉年より寛政四子年迄之間三人四人二而相勤申候、寛政五丑年已来三人より五人迄二而相勤候処、文化年中よりは追年御用多罷成候付、多分四人五人二而相勤申候

但御納戸役と隔年詰番被 仰付候、同役四人ノ節老人出付仕三人ニ罷成候得は御元方より助被 仰渡候之節も御座候、且先年は御元方江詰番被 仰付候義も御座候

天保十一子年御役方交代、向後二月九日御在所出立、着日より十二日限り惣御用向相仕廻出立相伺候様、尤日合も可成丈果散取候様相心得御取計、且臨時御用等有之手間取定日交代難相成節は前永ニ可申立旨被仰渡候

(役人履歴略、前掲別表参照)

支配之者員数

御足輕奉行より

一物書小頭四人

請取人

文化七年年迄式人御渡被成下候処御役方御用多被成候二付申立仕者人御増被成下候、
右已来追年御用多被成、猶亦申立仕文政七申年迄人御増被成下候

一御徳居

(貼紙)

伊勢町

重兵衛

右御役方御徳居申付

紺屋町

伊兵衛 (貼紙) 「嘉永 年 / 御徳居御免」

右は文化八年十二月御弘方御徳居被 仰付候

一御金番八人 御城番組

御城内同心頭より

請取人

右は御元方一同

一小納戸八人

居付人

右は御元方御納戸共一同

一御劔師

山上久作

一御鞘師

紺屋町

清七

(貼紙)

「安政三辰年

柄卷師

三月

鍛冶町

喜一郎

右は御腰物方御徳居申付之」

右は御元方一同

右は御元方一同支配仕候、勤方方端御元方より書上仕候付不申上候

右之外御刀鍛冶・御劔師其外共先年支配仕、当時無御座候分御元方より書上仕候付
不申上候

三人 御城番組より

一使番并番人共兼六人内

出人

三人 割番所より

右は御元方御納戸共一同取扱仕候、委細御元方より申上候

勤方年中行事

一 正月

四日 出役諸帳面取扱前年御残新帳江引替申候

六日 出役

十一日 出役、御役所開二付御酒御肴頂戴仕候

同日 前年勤書差出 但物書之者勤書御元方一同取調差出申候

十二日 從今日日勤

同月中前年御益相立候品々取調御元方一同書上仕候

同月中大般若祈祷出役 但御元方老人・御弘方老人熨斗目麻上下着用、尤前日御檀錢
為仕候

一 毎月十四日朝御役所大掃除、御元方申合老人宛罷出小納戸惣出掃除為仕候

一 毎月十五日諸上納金銭書上帳江前月御残金銭差引書小札附差出申候

一 毎月晦日金銭諸払御元方一同取調御勝手元小役江申遣突合仕候

但十二月大月廿九日小月廿八日突合仕候

一 五月

六日 休

同月中大般若御祈祷日出役 但正月同断

綿帷子麻上下

一 六月中御家中定府并長瀬府之面々七月渡御切米金差出申候

一 七月

朔日 御在城之節御盆柵飾之義被仰渡候

九日より十一日迄御家中上下金御切米渡仕候

十三日 御盆柵飾御元方御納戸共惣出

十四日より十六日昼迄御元方御納戸共申合一同六人宛代合出役

御在府之節は十四日より十六日迄休

同月十二月諸払御勘定相極御残金銭御日記江引合、三役立合之上御余慶方江内
預仕候

一 八月 御祭礼両日休

一 九月 舞鶴山 御両宮

御祭礼日休

同月中大般若御祈祷日出役 但五月同断、熨斗目麻上下

一 九月十月之内御腰物御手入仕候

一 十一月御家中定府并長瀬府之面々十二月渡御切米金差出申候

一 十二月

十日より十二日迄御家中上下金御切米渡仕候

廿一日 御煤払出役御粥頂戴仕候 但御元方申合隔年老人宛

同月中旬迄二御家中長滯府之面々御手充金差出

同月中翌年正月大般若御札御家中江被下候、御札紙御元方一同取調開善寺江相渡申候

同月大月廿九日小月十八日諸御勘定相極御殘金錢御日記江引合三役立合之上御余慶方江内預仕候

一 兩殿様被為当 御星年は於開善寺正五九月御星供御祈禱、一七日之内御元方申合一日志人宛出役

一 自他差定候御用文通願同御届証文之類案詞書上仕候程之儀無御座候

一 支配之者勤方別段書上為仕候程之義無御座候

出火出水之節詰場并取計

一 出火出水共御役所江罷出候取計方万端御元方より一同書上候付不申上候

右之外御金方一同之義は御元方より書上仕候付不申上候

一 御 刷 師

青木繁三郎

右慶応元五年九月玄米志人御扶持被下置御刷師被 仰付御書請奉行より引渡二付御元方一同請取

一 慶応三卯年七月伺左之通

見出ニ認

臨時御入料御当用御払之義伺

御 払 方

近年諸向内出金御入料金高相嵩候付、取調之義被仰渡候間取調仕候处、和宮様御一件
其外近年度々之 御参府 御堀城、貞松院様 大御前様 御堀城
御参府都而臨時御入料数件御座候分、不殘諸向御払切之分迄も其御一卷御勘定帳に仕立
候迄ハ内出帳江載置候義付金高相嵩申候(割書)「其御一卷相綴候節ハ聊計之金高之証文
志通不相揃候共仕立上ケ二相成兼候」是迄数件之臨時御入料、御当用御払ニ取計御一件
帳ハ別ニ一紙帳面拵之、其時々御払切証文之分、以来追加ニ任不殘相揃候節、ハ金仕通相
極 候ハ、御差支も有御座間敷哉、左候得ハ諸向御内借之分計相成御勘定向も果敢取
可申哉奉存候間、御賢心被成下候様仕度此段奉伺候、以上

七月

御 払 方

御手紙

払方御金奉行中

赤沢助之進

別紙伺之通承済候以上

八月二日

明治二巳年十一月十六日御払方關役二相成候付、是迄之取扱金錢司金江引渡左之通

覚

当已十一月十六日御勘定帳御殘金銭辻

一金貳拾五万九千九百六拾四兩壹分貳朱

殘四万八拾貳七百八拾七文

内

十一月十六日迄諸向中借金銭辻

金拾五万九千九百三拾八兩三分壹朱

錢六千七百六拾貳百四拾貳文

同月同日迄諸向内出金銭辻

金六万四千六百八拾八兩壹分三朱

錢三万貳千八百八拾貳八百三拾七文

同月同日御上京二付合同断

金貳万四千八百四拾五兩貳分貳朱

錢百四貫五百四拾六文

同月同日迄寅 御上京二付合同断

金壹万八千八拾六兩三分

錢三百九貫七拾五文

差引

正金貳百七拾四兩三分 正金御在辻司金方江内預仕候

錢貳拾六貫七拾九文

外

同月同日迄諸向内預金銭辻

一金六千三百九拾四兩貳分三朱

錢六百七拾五貫八百貳拾三文

内

金六千貳百六兩 是迄追々御元方江内預仕置候分

金百八拾八兩貳分三朱

錢六百七拾五貫八百貳拾三文

此度司金方江内預仕候

右之通当已十一月十六日迄御払方金銭取調司金方江引渡申候、此段申上候、以上

十一月

御払方

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
--------	----	-------	------

ね(A)

1 真田家／家政／長国寺永続金・旧家臣借用

真田家家令・家扶

(長国寺永続金関係書留綴 明治8年1月～15年5月)		17点	ね53
長谷川半之進他八名長国寺永続金預り証文〔証書〕(長国寺永続金150円として先住畔崎榎仙よりの寄附金預りにつき) 長谷川半之進・小幡茂義・南沢喜代人他6名→長国寺鑑寺大浄寺住職佐藤隆道殿・同御世話人前島吉徳殿・小山田之安殿他5名	明治8年1月11日	縦継紙・1通	ね53-1
長谷川半之進他八名長国寺永続金預り証文〔証書〕(長国寺永続金50円として先住畔崎榎仙よりの寄附金預りにつき) 長谷川半之進・小幡茂義・南沢喜代人他6名→長国寺鑑寺大浄寺住職佐藤隆道殿・同御世話人前島吉徳殿・小山田之安殿他5名 端裏書「金五拾円証文」、端裏朱書「二」	明治8年乙亥1月26日	縦継紙・1通	ね53-2
長谷川半之進他七名長国寺手段金預り証文〔証〕(長国寺手段金100円受取並びに入用次第返済につき) 長谷川半之進・小幡茂義・飯島勝名他5名→御令扶御中 端裏朱書「五」	明治9年5月26日	縦継紙・1通	ね53-3
小山田久米長国寺手段金預り証文〔証〕(金100円預り並びに入用次第返済につき) 御家扶小山田久米→長国寺鶴沢古鏡殿・同寺御世話掛御中 端裏朱書「五添」	明治9年1月26日	縦継紙・1通	ね53-4
長谷川甲之進他七名手段金預り証文〔証〕(金100円預り並びに入用次第返済につき) 長谷川甲之進・飯島勝名・齊藤勝名他5名→長国寺世話人前島好謙殿 端裏朱書「六」	明治12年2月16日	縦継紙・1通	ね53-5
長谷川甲之進他七名手段金預り証文〔証〕(金50円預り並びに入用次第返済につき) 長谷川甲之進・小島茂義・飯島勝名他5名→佐藤則善殿・久保成殿・前島好謙殿 端裏朱書「七」	明治11年寅1月26日	縦継紙・1通	ね53-6
長谷川甲之進他七名手段金預り証文〔証〕(金80円預り並びに入用次第返済につき) 長谷川甲之進・小島茂義・飯島勝名他5名→長国寺世話人前島好謙殿 端裏朱書「八」	明治12年2月1日	縦継紙・1通	ね53-7
長谷川甲之進他七名手段金預り証文〔証〕(金25円預り並びに入用次第返済につき) 長谷川甲之進・飯島勝名・齊藤重固他5名→長国寺世話方前島好謙殿 端裏朱書「九」	明治12年2月11日	縦継紙・1通	ね53-8
長谷川甲之進他六名手段金預り証文〔証〕(金17円預り並びに入用次第返済につき) 長谷川	明治13年5月11日	縦紙・1通	ね53-9

2 真田家／家政／地券・土地登記

甲之進・小幡茂義・飯島勝休他4名→佐藤則善殿・前島好謙殿 端裏朱書「十一」			
長谷川甲之進他六名手段金預り証文〔証〕(金148円預り並びに入用次第返済につき) 長谷川甲之進・小幡茂義・飯島勝休他4名→御家令扶御中 端裏朱書「十二」	明治13年7月1日	縦継紙・1通	ね53-10
長谷川甲之進他六名手段金預り証文〔証〕(金32円預り並びに入用次第返済につき) 長谷川甲之進・飯島勝休・齊藤重固他4名→長国寺世話人前島好謙殿 端裏朱書「十四」	明治13年庚辰8月26日	縦紙・1通	ね53-11
長谷川甲之進他六名手段金預り証文〔証〕(金35円預り並びに入用次第返済につき) 長谷川甲之進・齊藤重固・小幡茂義他4名→前島好謙殿 端裏朱書「十五」。端裏書「辛巳二月」、端裏朱印「十五」	明治14年2月1日	縦継紙・1通	ね53-12
長谷川甲之進他二名手段金預り証文〔証〕(金66円預り並びに入用次第返済につき) 長谷川甲之進・長井知則・齊藤重固他3名→前島好謙殿 端裏朱書「十四年三月」、端裏朱印「十六」	明治14年3月26日	縦継紙・1通	ね53-13
長谷川甲之進他二名手段金預り証文〔証〕(金5円預り並びに入用次第返済につき) 長谷川甲之進・長井知則・齊藤重固他3名→長国寺世話人前島好謙殿 朱印「長野県下松代融通会社之印」、端裏朱印「十八」	明治15年3月31日	縦継紙・1通	ね53-14
佐藤則通他一名手段金預り証文〔証〕(金20円預り並びに入用次第返済につき) 佐藤則通・草間一路→前島好謙殿 朱印「長野県下松代融通会社之印」、茶色罫紙、端裏朱印「十九」	明治15年4月10日	縦紙・1通	ね53-15
小幡茂義他一名手段金預り証文〔証〕(金7円30銭預りにつき) 融通会社小幡茂義・齊藤重固→長国寺惣代前島好謙殿 朱印「長野県下松代融通会社之印」、茶色罫紙、端裏朱印「二十」	明治15年5月26日	縦継紙・1通	ね53-16
長谷川甲之進他七名手段金預り証文〔証〕(金100円預りにつき) 融通会社小幡茂義・齊藤重固他5名→小山田久米殿・前島好謙殿	明治10年丑1月11日	縦継紙・1通	ね53-17
大熊教政預り証文〔証〕(鈴木家伝来トヲカンス1個預りにつき) 大熊教政→祢津静衛殿	明治14年4月7日	縦紙・1通	ね43

2 真田家／家政／地券・土地登記

真田家家令・家扶

(地券綴 明治12年3月～20年9月)		40点	ね69
[地券](埴科郡松代町一番字殿町宅地1町1反7畝14歩、地価金426円余) 長野県→東京府芝区琴平町持主真田てい 明治21年3月16日に真田幸民の所有を	明治12年12月1日	縦紙・1通	ね69-1

確認する旨の裏書あり			
[地券](埴科郡松代町2番イ号字殿町宅地5畝歩、地価金18円余) 長野県主事埴科郡長横田数馬→同国同郡(信濃国埴科郡)松代町持主玉川調布裏書3つ、明治21年3月16日に真田幸民の所有に	明治13年6月21日	縦紙・1通	ね69-2
[地券](埴科郡松代町2番ロ号字殿町宅地3反1畝16歩、地価金114円余) 長野県主事埴科郡長横田数馬→同国同郡(信濃国埴科郡)松代町持主小林慶治 裏書2つ、明治21年3月16日に真田幸民の所有に	明治13年6月21日	縦紙・1通	ね69-3
[地券](埴科郡松代町16番字殿町城跡池沼8畝27歩) 長野県主事埴科郡長中島精一→東京府芝区琴平町持主真田てい 裏書2つ、明治21年3月16日に真田幸民の所有に	明治20年2月18日	縦紙・1通	ね69-4
[地券](埴科郡松代町3番字殿町原野4畝1歩) 長野県主事埴科郡長中島精一→東京府芝区琴平町持主真田てい 裏書1つ、明治21年3月16日に真田幸民の所有に	明治20年2月18日	縦紙・1通	ね69-5
[地券](埴科郡松代町1番字殿町宅地13番口ノ1字殿町城跡池沼5畝10歩) 長野県主事埴科郡長中島精一→東京府芝区琴平町持主真田てい 裏書1つ、明治21年2月16日に真田幸民の所有に	明治20年2月18日	縦紙・1通	ね69-6
[地券](埴科郡松代町1番字殿町宅地13番口ノ1字殿町城跡池沼6畝2歩) 長野県主事埴科郡長中島精一→東京府芝区琴平町持主真田てい 裏書1つ、明治21年2月16日に真田幸民の所有に	明治20年2月18日	縦紙・1通	ね69-7
[地券](埴科郡松代町54番字殿町原野1反3歩) 長野県主事埴科郡長中島精一→同国同郡(信濃国埴科郡)松代町持主佐藤則通 裏書なし	明治20年2月18日	縦紙・1通	ね69-8
[地券](埴科郡松代町5番8号字殿町原野1反3畝26歩) 長野県主事埴科郡長中島精一→同国同郡(信濃国埴科郡)松代町持主佐藤則通 裏書なし	明治20年2月18日	縦紙・1通	ね69-9
[地券](埴科郡清野村2千882番口号字妻女山原野4反7畝9歩、地価金96銭余) 長野県主事埴科郡長中島精一→同国同郡(信濃国埴科郡)松代町持主佐藤則通 裏書なし	明治20年4月19日	縦紙・1通	ね69-10
[地券](埴科郡岩野村2千853番2号字妻女山原野5畝2歩、地価金18銭) 長野県主事埴科郡長中島精一→同国同郡(信濃国埴科郡)松代町持主佐藤則通 裏書なし	明治20年4月19日	縦紙・1通	ね69-11
[地券](埴科郡岩野村2千853番8号字妻女山原野5畝2歩、地価金18銭) 長野県主事埴科郡長中島精一→同国同郡(信濃国埴科郡)松代町持主佐藤則通 裏書なし	明治20年4月19日	縦紙・1通	ね69-12
[地券](埴科郡松代町又2番字殿町原野3畝28	明治20年9月6日	縦紙・1通	ね69-13

2 真田家／家政／地券・土地登記

歩、地価金33銭) 長野県主事埴科郡長中島精一→同国同郡(信濃国埴科郡)松代町持主佐藤則通 裏書なし			
[地券](埴科郡東寺尾村590番字道島東畑1反分余、地価金49円余) 長野県→同国(信濃国)更科郡(埴科郡)西寺尾村持主五明元作 裏書2つ、明治16年3月9日に佐藤則通の所有に	明治12年12月20日	縦紙・1通	ね69-14
[地券](埴科郡東寺尾村584番道島東畑3畝6歩、地価金14円余) 長野県→同国(信濃国)更科郡(埴科郡)西寺尾村持主五明元作 裏書2つ、明治16年3月9日に佐藤則通の所有に	明治12年12月20日	縦紙・1通	ね69-15
[地券](埴科郡東寺尾村589番道島東畑9畝9歩、地価金42円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡西寺尾村持主五明元作 裏書2つ、明治16年3月9日に佐藤則通の所有に	明治12年12月20日	縦紙・1通	ね69-16
[地券](更級郡東福寺村3千413番字猫島西耕地1反2畝10歩、地価金44円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡松代町持主飯島彦兵衛 裏書1つ、明治13年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-17
[地券](更級郡東福寺村3千414番字猫島西耕地7畝16歩、地価金27円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡松代町持主飯島彦兵衛 裏書1つ、明治13年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-18
[地券](更級郡東福寺村3千416番字猫島西耕地1反1畝3歩、地価金39円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡松代町持主飯島彦兵衛 裏書1つ、明治13年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-19
[地券](更級郡東福寺村3千415番字猫島西耕地1反2畝1歩、地価金43円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡松代町持主飯島彦兵衛 裏書1つ、明治13年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-20
[地券](更級郡東福寺村3千417番字猫島西耕地9畝8歩、地価金33円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡松代町持主飯島彦兵衛 裏書1つ、明治13年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-21
[地券](更級郡東福寺村3千418番字猫島西耕地8畝29歩、地価金32円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡松代町持主飯島彦兵衛 裏書1つ、明治13年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-22
[地券](更級郡東福寺村3千419番字猫島西耕地1反1畝15歩、地価金41円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡松代町持主飯島彦兵衛 裏書1つ、明治13年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-23
[地券](更級郡東福寺村3千420番字猫島西耕地8畝24歩、地価金31円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡松代町持主飯島彦兵衛 裏書1つ、明治13	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-24

年3月5日に佐藤則通の所有に			
[地券](更級郡東福寺村3千421番字猫島西耕地1反2畝25歩、地価金46円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡松代町持主飯島彦兵衛	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-25
[地券](更級郡東福寺村3千429番字猫島西耕地1反2畝9歩、地価金44円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡松代町持主飯島彦兵衛 裏書1つ、明治13年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-26
[地券](更級郡小森村710番字西原耕地5畝18歩、地価金28円余) 長野県→同国同郡(信濃国更級郡)小森村持主宮本倉吉 裏書2つ、明治21年3月9日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-27
[地券](更級郡小森村651番字ツ越耕地5畝5歩、地価金26円余) 長野県→同国同郡(信濃国更級郡)小森村持主宮本倉吉 裏書2つ、明治21年3月9日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-28
[地券](更級郡小森村762番字西原耕地7畝29歩、地価金40円余) 長野県→同国同郡(信濃国更級郡)小森村持主宮本喜市 裏書2つ、明治20年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-29
[地券](更級郡小森村698番字西原耕地4畝23歩、地価金23円余) 長野県→同国同郡(信濃国更級郡)小森村持主宮本喜市 裏書2つ、明治20年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-30
[地券](更級郡小森村438番字福王寺耕地4畝13歩、地価金9円余) 長野県→同国同郡(信濃国更級郡)小森村持主米沢金三郎 裏書3つ、明治19年11月27日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-31
[地券](更級郡小森村438番字福王寺耕地8畝22歩、地価金43円余) 長野県→同国同郡(信濃国更級郡)小森村持主米沢金三郎 裏書3つ、明治19年11月27日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-32
[地券](更級郡小森村439番字福王寺耕地7畝12歩、地価金38円余) 長野県→同国同郡(信濃国更級郡)小森村持主米沢金三郎 裏書3つ、明治19年11月27日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-33
[地券](更級郡小森村551番字福王寺耕地6畝1歩、地価金30円余) 長野県→同国同郡(信濃国更級郡)小森村持主宮本仙太郎 裏書1つ、明治20年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-34
[地券](更級郡小森村691番字西原耕地8畝19歩、地価金43円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡岩野村持主青木逸平 裏書1つ、明治13年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-35
[地券](更級郡小森村550番字福王寺耕地3畝18	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-36

2 真田家／家政／地券・土地登記

歩、地価金18円余) 長野県→同国同郡(信濃国更級郡)小森村持主田野口友三郎 裏書1つ、明治20年3月5日に佐藤則通の所有に			
[地券](更級郡小森村769番字西原耕地8畝12歩、地価金42円余) 長野県→同国同郡(信濃国更級郡)小森村持主丸山三吉 裏書1つ、明治21年3月9日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-37
[地券](更級郡小森村400番字金井田耕地5畝28歩、地価金29円余) 長野県主事更科郡々長吉松集躬→同国同郡(信濃国更科郡)小森村持主中村富作 裏書2つ、明治19年11月27日に佐藤則通の所有に	明治13年7月10日	縦紙・1通	ね69-38
[地券](更級郡小森村128番字合戦場耕地9畝26歩、地価金50円余) 長野県→同国同郡(信濃国更科郡)小森村持主宮沢小右衛門 裏書1つ、明治20年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-39
[地券](更級郡小森村212番字山表原野6畝12歩、地価金23銭余) 長野県→同国(信濃国)更科郡東福寺村持主玉井権右衛門 裏書1つ、明治22年4月3日に佐藤則通の所有に	明治12年11月1日	縦紙・1通	ね69-40
依田元金員借用証書并抵当書[金員借用証書](金400円並びに雨宮県村内田地3筆抵当・登記済) 埴科郡松代町千四百八番地借用人依田元・同郡同町千百九拾七番地右保証人宮下秀丈→東京市芝区琴平町貳番地真田幸正殿 「片岡代書用紙」罫紙、金員借用証書は活版、収入印紙付	明治42年9月7日	縦半・1冊	ね16
真田幸正土地抵当権消滅登記申請書[土地抵当権消滅登記申請書](明治40年10月登記分松代町土地282号等4筆分) 東京市芝区琴平町貳番地抵当権者真田幸正・埴科郡松代町五百六拾八番地右代理人長井知則→長野県裁判所松代出張所御中 「代書人 依田豊二郎」、申請書は活版・「抵当権消滅登記申請用紙」罫紙、その他青色罫紙	明治42年2月26日	縦半・1冊	ね17
(土地登記変更関係書類綴 明治20年3月～36年11月)		8点	ね18
真田幸正土地登記変更申請書[土地登記変更二付申請](地価修正のため埴科郡松代町13番口号字殿町城跡内3筆分登記変更につき並びに登記済の旨) 東京市芝区琴平町貳番地住華族亡伯爵真田幸民相続人伯爵真田幸正・埴科郡松代町千四拾番地住士族代理人吉岡丸→長野区裁判所松代出張所御中	明治36年11月11日	縦半・1冊	ね18-1
真田幸正土地登記変更申請書[土地登記変更二付申請](明治34年4月11日直第825号により埴科郡松代町13番口号字殿町城跡内登記変更につき並びに登記済の旨) 東京市芝区琴平町貳番地住華族亡伯爵真田幸民相続人伯爵真田幸	明治36年11月11日	縦半・1冊	ね18-2

正・埴科郡松代町千四拾番地住士族代理人吉岡乳→ 長野区裁判所松代出張所御中			
真田幸正土地登記変更申請書[土地登記変更二 付申請](本反別へ畦畔組入により埴科郡松 代町43番字殿町城跡内畑登記変更につき並 びに登記済の旨) 東京市芝区琴平町式番地住華 族亡伯爵真田幸民相続人伯爵真田幸正・埴科郡松代 町千四拾番地住士族代理人吉岡乳→長野区裁判所松 代出張所御中	明治36年11月11日	豎半・1冊	ね18-3
真田幸正土地登記変更申請書[土地登記変更二 付申請](買受登記申請誤謬により埴科郡東 福寺村大字森559番字福王寺等田2筆登記変 更につき並びに登記済の旨) 東京市芝区琴平 町式番地住華族亡伯爵真田幸民相続人伯爵真田幸 正・埴科郡松代町千四拾番地住士族代理人吉岡乳→ 長野区裁判所松代出張所御中	明治36年11月11日	豎半・1冊	ね18-4
真田幸正土地登記変更申請書[土地登記変更二 付申請](地目変換により埴科郡松代町2番イ 号字殿町等田2筆登記変更につき並びに登記 済の旨) 東京市芝区琴平町式番地住華族亡伯爵真 田幸民相続人伯爵真田幸正・埴科郡松代町千四拾番 地住士族代理人吉岡乳→長野区裁判所松代出張所御 中	明治36年11月11日	豎半・1冊	ね18-5
真田幸正土地登記変更申請書[土地登記変更二 付申請](開懇期明地価修正により埴科郡松 代町2番字殿町原野登記変更につき並びに登 記済の旨) 東京市芝区琴平町式番地住華族亡伯 爵真田幸民相続人伯爵真田幸正・埴科郡松代町千四 拾番地住士族代理人吉岡乳→長野区裁判所松代出張 所御中	明治36年11月11日	豎半・1冊	ね18-6
真田幸正土地登記変更申請書[土地登記変更二 付申請](開懇期明地価修正により埴科郡松 代町2番字殿町等2筆原野登記変更につき並 びに登記済の旨) 東京市芝区琴平町式番地住華 族亡伯爵真田幸民相続人伯爵真田幸正・埴科郡松代 町千四拾番地住士族代理人吉岡乳→長野区裁判所松 代出張所御中 赤色罫紙	明治36年11月11日	豎半・1冊	ね18-7
山田定則代理児玉九野右衛門代金受証文[御請 書](建家引払手当前書金109円受取につき) 山田定則代理児玉九野右衛門→真田御家扶佐藤則通 殿 赤色罫紙	明治20年3月31日	豎紙・1通	ね18-8

3 真田家／家政／交際など

真田家家令・家扶

(諸届綴 明治27年12月～30年4月)		3点	ね45
真田幸民家扶長井知建物新設届[建物新設届] (埴科郡松代町壱番に尾台根二階造土蔵新設 につき 付土蔵被せ絵図) 東京市芝区琴平町 式番地華族真田幸民家扶長井知→埴科郡松代町長小 野梅三郎殿 赤色罫紙	明治27年12月16日	縦紙・1通	ね45-1
真田幸世入社申込書[入社申込書](日本赤十字 社につき) 現住所長野県埴科郡松代町壱番地寄 留東京府華族真田幸民弟真田幸世代印長井知則→日 本赤十字社御中	明治27年12月16日	縦紙・1通	ね45-2
長井知則出届控[出届](牡馬1頭譲渡につき) 東京市芝区琴平町式番地真田幸民家扶長井知則→松 代町長小野梅三郎殿 赤色罫紙	明治30年4月1日	縦紙・1通	ね45-3
(新嘗祭への華族参賀関係書類)		5点	ね46
[御布告](封筒) 望月帰一郎→御用番様		封筒・1点	ね46-1
郡山他二藩御用回章(端裏書)[御用廻章写申 上](新嘗祭参賀並びに神事の旨太政官布告2 通到来につき) 郡山藩・岡山藩・和歌山藩→熊本 御藩・福井御藩・佐賀御藩他4藩公用人中様 端裏書「 公御用人」、太政官布告2通写	(明治)12月20日	横切継紙・1通	ね46-2
玉川一学申上書(端裏書)[御用廻章写申上](有 位の華族等天機伺他廻状高知藩へ順達願に つき) 玉川一学→ - 端裏書「公御用人」	(明治)11月20日	横切継紙・1通	ね46-3
玉川一学申上書(端裏書)[御布告申上](新嘗祭 へ有位の華族参賀の旨廻状高知藩へ順達願 につき) 玉川一学→ -	(明治)11月24日	横切継紙・1通	ね46-4
望月帰一郎用状(端裏書)[御用番様](御用廻状 写送付につき) 望月帰一郎→御用番様	(明治)11月24日	横切継紙・1通	ね46-5
真田幸民家扶小山田久米他一名弾薬盗難届 [記](ミニール銃弾薬・合薬等151円余分につ き) 従四位真田幸民家扶小山田久米・殿町用掛福田 勝敏→長野県権令榎崎寛直殿 青色罫紙	(明治)8年9月	縦半・1冊	ね47-1
真田幸民家扶小山田久米認取[紛失弾薬心当之 次第大略認取](紛失の状況等につき) 従四 位真田幸民家扶小山田久米→第十三区四小区戸長御 中 青色罫紙	明治8年9月	縦半・1冊	ね47-2
石和時郎御供米料受取証文[領収書](白鳥神社 御供米料につき) 小県郡郡村海野石和時郎→真田 家々扶長井知則殿	明治41年12月26日	切紙・1通	ね48

矢沢頼道寄付金受取証文〔受取証〕(東宮殿下遊覧所記念碑建築費へ30円につき) 右(東宮殿下遊覧所記念碑)建設主任矢沢頼道→伯爵真田家御家扶長井知則殿	明治40年5月22日	縦紙・1通	ね49
五明甚左衛門他三名歎願書〔以書付奉歎願候〕(丹波島久保寺岡村地所総論のため出張入費拜借につき) 五明甚左衛門・酒井市治・春日榮作→長谷川昭道殿・矢野唯見殿明治 赤色罫紙	明治12年7月	縦半・1冊	ね50
(旧表御納戸御徳居内山幸右衛門御賞関係書類綴明治8年10月～12月)		3点	ね51
水井周徳伺書(端裏書)〔旧表御納戸御徳居内山幸右衛門御賞之義伺〕(明治元年4月21日～27日まで宅方へ同職雇置昼夜尽力につき) 水井周徳→ -	(明治8年)10月	横切紙・1通	ね51-1
旧表御納戸御徳居内山幸左衛門伺書〔乍恐以書付奉伺候〕(明治元年4月下筋戦争にて六連紋旗50流製作等極密御用尽力の賞与の件につき) 旧表御納戸御徳居内山幸左衛門→御備懸様御中	明治8年亥10月	縦紙・1通	ね51-2
某用状(雇入にて御用遂行へは2朱支給願につき並び12月2日評議済みの旨に端裏朱書)	(明治8年)12月	切紙・1通	ね51-3

4 真田家／家政・家計／家禄・所得・諸用

真田家家令・家扶

大蔵大輔井上馨布告〔壬申十一月中御布告〕(家録支給割合につき) 大蔵大輔井上馨→ -	(明治5年)壬申6月10日	縦半・1冊	ね15
願人惣代滝沢才吉他三名願書〔以書面奉願上候〕(近藤駒治・小林喜助兩人取扱振の件につき) 願人惣代滝沢才吉・同亀田甚左衛門・同相沢喜作他1名→御家扶御中 赤色罫紙	明治12年12月24日	縦半・1冊	ね63
馬場大属用状(端裏書)〔九月十三達 戸籍御届書上ノ事〕(布告十八号と相違のため改め等につき) 馬場大属→渡辺大属殿 虫損大	9月4日	横切継紙・1通	ね64
柘植彦六伺書(端裏書)〔伺〕(布告十八号廃止の有無東京にて取調依頼につき) 柘植彦六→ - 全文鉛筆書	9月4日	横切継紙・1通	ね65
渡辺大属用状(端裏書)〔戸籍之儀ニ付来書 廿三日達ス〕(戸籍届の書式等につき) 渡辺大属→馬場大属殿	(明治)9月19日	横切継紙・1通	ね66
〔幸世様 兵役免許状〕(包紙) ね67・2入		包紙・1点	ね67-1
(真田幸世徴兵免許状) 第一旅管徴兵署→第一管 長野県大隊区長野県埴科郡松代町住真田幸世 一部活版	明治23年7月23日	切紙・1通	ね67-2

[所得金高届](公債利子金等、計2万2千90円)		横長半・1冊	ね68
--------------------------	--	--------	-----

5 真田家／家計／米切手・地域献金・買物代など

真田家家令・家扶

[明治十三年分 米受留入 但品々入 但昨子より分](包紙) 紐付		包紙・1点	ね70-1
高橋作兵衛用状[記](社印秋味等代金引合願につき) 高橋作兵衛→舎御親方様	1月25日	横切継紙・1通	ね70-2
(黒川・百万川等代金受取につき)		切紙・1通	ね70-3
本郷吉右衛門米切手(米4俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→	(明治13年)2月20日	切紙・1通	ね70-4
(蔵宿高橋与之助米切手綴 明治13年11月～12月) 切手有効期限10月期まで		12点	ね70-5
蔵宿高橋与之助米切手(焼二印5俵七蔵分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→齊藤万三様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年12月1日	切紙・1通	ね70-5-1
蔵宿高橋与之助米切手(二印米三入33俵久蔵分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→齊藤万蔵様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年12月1日	切紙・1通	ね70-5-2
蔵宿高橋与之助米切手(二印三入米18俵巳之松分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→齊藤万蔵様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年12月3日	切紙・1通	ね70-5-3
蔵宿高橋与之助米切手(焼印玄米三二入6俵巳之松分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→齊藤万蔵様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年11月26日	切紙・1通	ね70-5-4
蔵宿高橋与之助米切手(焼二印三二入貢米1俵巳之松分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→齊藤万蔵様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年11月26日	切紙・1通	ね70-5-5
蔵宿高橋与之助米切手(二印米1俵貢米吉太郎分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→齊藤万蔵様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年12月4日	切紙・1通	ね70-5-6
蔵宿高橋与之助米切手(二印三入米4俵貢米吉太郎分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→齊藤万蔵様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年12月1日	切紙・1通	ね70-5-7
蔵宿高橋与之助米切手(二印貢米三二入2俵吉太郎分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→齊藤万蔵様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年11月30日	切紙・1通	ね70-5-8
蔵宿高橋与之助米切手(焼二印玄米3俵道五郎分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→齊藤万三様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年11月25日	切紙・1通	ね70-5-9
蔵宿高橋与之助米切手(二印三入4俵道五郎分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→	明(明治)13年12月3日	切紙・1通	ね70-5-10

齊藤万蔵様 切手有効期限10月期まで			
蔵宿高橋与之助米切手(二焼印朱三入6俵道五郎分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→齊藤万蔵様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年12月5日	切紙・1通	ね70-5-11
蔵宿高橋与之助米切手(二焼印3俵久蔵分受取につき) (ヒラカタ村蔵宿善治)→齊藤万蔵様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年11月22日	切紙・1通	ね70-5-12
船頭内蔵船源之助用状[記](石野より依頼分米金等書上につき) 船頭内蔵船源之助→舎御親方様 ね70-6~9は巻込一括	明(明治12年)卯極月	切紙・1通	ね70-6
船頭久吉用状[記](米引取依頼につき) 船頭久吉→舎御親方様 「済」、ね70-5~8は巻込一括	明(明治12年)卯2月24日	切紙・1通	ね70-7
九二用状[記](明治14年3月9日分大抱1丈につき) 九二→舎様 ね70-6~9は巻込一括	(明治13年)2月	切紙・1通	ね70-8
某用状[記](卯年4月~5月作喰等入作米勘定書) ね70-6~9は巻込一括	(明治12年4月27日~5月26日)	切紙・1通	ね70-9
某用状(惣書出2千65円余につき) ね70-6~13は巻込一括		切紙・1通	ね70-10
相場司用状[記](小出し分等金銭勘定書) 相場司→舎様御社御中 ね70-6~13は巻込一括	(明治12年)卯2月8日	切紙・1通	ね70-11
(本郷吉右衛門米切手綴 明治13年1月~14年1月)		10点	ね70-12
本郷吉右衛門米受取切手(米3俵2斗余受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→今泉ノ伝三郎殿 ね70-11~14は巻込一括	明治14年巳1月7日	切紙・1通	ね70-12-1
本郷吉右衛門米受取切手(米4俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→今泉ノ伝三郎殿	(明治)14年辛巳1月6日	切紙・1通	ね70-12-2
本郷吉右衛門米受取切手(米3俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→今泉ノ伝三郎殿	(明治)14年辛巳1月5日	切紙・1通	ね70-12-3
本郷吉右衛門米受取切手(米4俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→今泉ノ伝三郎殿	(明治)14年辛巳1月5日	切紙・1通	ね70-12-4
本郷吉右衛門米受取切手(米3俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→今泉ノ伝三郎殿	明治14年辛巳1月4日	切紙・1通	ね70-12-5
本郷吉右衛門米受取切手(米9俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→今泉ノ伝三郎殿	(明治13年)庚辰12月3日	切紙・1通	ね70-12-6
本郷吉右衛門米受取切手(米10俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→下西ノ伝三郎殿	(明治13年)庚辰12月10日	切紙・1通	ね70-12-7
本郷吉右衛門米受取切手(米10俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→今泉ノ伝三郎殿	(明治13年)庚辰12月13日	切紙・1通	ね70-12-8
本郷吉右衛門米受取切手(米10俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→今泉ノ伝三郎殿	明治14年辛巳1月3日	切紙・1通	ね70-12-9
本郷吉右衛門米受取切手(米10俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→今泉ノ伝三郎殿	(明治13年)庚辰12月11日	横切継紙・1通	ね70-12-10

5 真田家／家計／米切手・地域献金・買物代など

(断簡) ね70 - 10~13は巻込一括		断簡・1点	ね70-13
本郷吉右衛門米受取切手(米3俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ幸助殿 ね70 - 10~13は巻込一括	(明治12年)乙卯12月28日	切紙・1通	ね70-14
鎌口秀七用状(25円借用願につき) (鎌口)秀七 →(舎様御内)弥一郎様	明(明治)12月28日	切紙・1通	ね70-15
官林新田村役場[救荒預備上納金割](金2円2銭 9厘上納依頼につき) 官林新田村役場→本郷吉 右エ門殿	明治13年1月	縦紙・1通	ね70-16
本郷吉右衛門米受取切手(米7俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ重兵衛殿	(明治13年)庚辰2月3日	切紙・1通	ね70-17
本郷吉右衛門米受取切手(米13俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→下夕関ノ三助殿	明治13年庚辰2月9日	切紙・1通	ね70-18
本郷吉右衛門米受取切手(米17俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→下西ノ重兵衛殿	明治13年庚辰2月7日	切紙・1通	ね70-19
本郷吉右衛門米受取切手(米2俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→藤木ノ新十郎殿	(明治13年)辰1月5日	切紙・1通	ね70-20
本郷吉右衛門米受取切手(米6俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→藤木ノ新十郎殿	明治13年辰2月5日	切紙・1通	ね70-21
本郷吉右衛門米受取切手(米7俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→藤木ノ新十郎殿	(明治12年)乙卯12月5日	切紙・1通	ね70-22
本郷吉右衛門米受取切手(貢米5俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ十衛殿	(明治12年)乙卯11月13日	切紙・1通	ね70-23
本郷吉右衛門米受取切手(米5俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地重兵衛殿	(明治12年)卯11月7日	切紙・1通	ね70-24
本郷吉右衛門米受取切手(米5俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→藤木ノ新十郎殿	明治13年2月6日	切紙・1通	ね70-25
本郷吉右衛門米受取切手(米5俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳ノ清八殿	(明治12年)卯11月6日	切紙・1通	ね70-26
本郷吉右衛門米受取切手(米15俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳ノ清八殿	(明治13年)庚辰2月7日	切紙・1通	ね70-27
本郷吉右衛門米受取切手(米15俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳ノ清八殿	明治13年辰ノ2月7日	切紙・1通	ね70-28
本郷吉右衛門米受取切手(米10俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳ノ清八殿	(明治12年)卯11月9日	切紙・1通	ね70-29
本郷吉右衛門米受取切手(米12俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→藤木ノ新十郎殿	(明治12年)卯12月15日	切紙・1通	ね70-30
本郷吉右衛門米受取切手(米6俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ幸助殿	(明治13年)庚辰1月22日	切紙・1通	ね70-31
本郷吉右衛門米受取切手(米2俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→幸助殿	(明治12年)乙卯12月19日	切紙・1通	ね70-32
本郷吉右衛門米受取切手(米3俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→下境ノ清左衛門殿	(明治13年)辰ノ1月26日	切紙・1通	ね70-33

根つ川村八右衛門米受取切手(下境村清左衛門分貢米3斗2俵受取につき) 根つ川村八右衛門→(本郷舎)本郷吉右衛門殿	明治12年卯11月24日	切紙・1通	ね70-34
根つ川村八右衛門米受取切手(下境村清左衛門分米4俵受取につき) 根つ川村八右衛門→(本郷舎)本郷吉右衛門殿	(明治13年)庚辰2月3日	切紙・1通	ね70-35
根つ川村八右衛門米受取切手(下境村清左衛門分貢米4俵受取につき) 根つ川村八右衛門→(本郷舎)本郷吉右衛門殿	(明治12年)庚辰12月5日	切紙・1通	ね70-36
根つ川村八右衛門米受取切手(下境村清左衛門分貢米3斗2升入受取につき) 根つ川村八右衛門→(本郷舎)本郷吉右衛門殿	明治12年卯12月11日	切紙・1通	ね70-37
本郷吉右衛門米受取切手(米5俵受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地幸助殿	(明治13年)庚辰2月7日	切紙・1通	ね70-38
根つ川村八右衛門米受取切手(平俵米4俵受取につき) 根つ川村八右衛門→(本郷舎)本郷吉右衛門殿	(明治13年)庚辰2月2日	切紙・1通	ね70-39
(本郷吉右衛門米切手綴 明治13年1月～12月)		6点	ね70-40
本郷吉右衛門米受取切手[証](米16俵余受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳清八殿	明治13年庚辰1月31日	切紙・1通	ね70-40-1
本郷吉右衛門米受取切手(米6俵余受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳清八殿	明治13年庚辰12月20日	切紙・1通	ね70-40-2
本郷吉右衛門米受取切手(米6俵余受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳ノ清八殿	(明治13年)庚辰12月19日	切紙・1通	ね70-40-3
本郷吉右衛門米受取切手(米10俵余受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳ノ清八殿	(明治13年)庚辰12月18日	切紙・1通	ね70-40-4
本郷吉右衛門米受取切手(米7俵余受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳ノ清八殿	(明治13年)庚辰12月14日	切紙・1通	ね70-40-5
本郷吉右衛門米受取切手(米8俵余受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳ノ清八殿	(明治13年)庚辰12月13日	切紙・1通	ね70-40-6
本郷吉右衛門米受取切手(米3俵余受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→宮林ノ四兵衛殿	(明治14年)辛巳1月2日	切紙・1通	ね70-41
本郷吉右衛門米受取切手(米48俵受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→松田ノ(佐藤)儀八郎殿 ね70-46に巻込一括	(明治14年)辛巳1月5日	切紙・1通	ね70-42
本郷吉右衛門薪受取切手(米170束受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→松田ノ(佐藤)儀八郎殿 ね70-46に巻込一括	(明治14年)辛巳1月3日	切紙・1通	ね70-43
本郷吉右衛門薪受取切手(米156束受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→松田村(佐藤)儀八郎殿 ね70-46に巻込一括	(明治14年)辛巳1月4日	切紙・1通	ね70-44
本郷吉右衛門薪受取切手(米66束受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→松田村(佐藤)儀八郎殿 ね70-46に巻込一括	(明治14年)辛巳1月6日	切紙・1通	ね70-45

5 真田家／家計／米切手・地域献金・買物代など

本郷吉右衛門金銭受取証文(15円につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→松田ノ佐藤儀八郎殿 ね70-42~45を巻込一括	明治14年巳1月5日	切紙・1通	ね70-46
本郷吉右衛門券状書換委任状[券状書換委任状](本郷信五郎分等128枚分) 本郷吉右衛門→県下長野町田代直吉殿 青色罫紙	明治11年12月	縦紙・1通	ね70-47
本郷吉右衛門米受取切手(米8俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ幸助殿	(明治14年)巳2月3日	切紙・1通	ね70-48
本郷吉右衛門米受取切手(米2俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ幸助殿	(明治12年)卯11月28日	切紙・1通	ね70-49
本郷吉右衛門米受取切手(米8俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→下西ノ幸助殿	(明治13年)庚辰ノ2月2日	切紙・1通	ね70-50
本郷吉右衛門米受取切手(米1俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→(千台谷地)幸助殿	(明治12年)乙卯12月7日	切紙・1通	ね70-51
本郷吉右衛門米受取切手(米3俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ幸助殿	(明治12年)卯11月5日	切紙・1通	ね70-52
本郷吉右衛門米受取切手(米8俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地幸助殿	(明治12年)乙卯12ノ月3日	切紙・1通	ね70-53
本郷吉右衛門米受取切手(米2俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地幸助殿	(明治12年)乙卯11月14日	切紙・1通	ね70-54
本郷吉右衛門米受取切手(米2俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地幸助殿	(明治12年)乙卯11月20日	切紙・1通	ね70-55
本郷吉右衛門米受取切手(米5俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→(千台谷地)幸助殿	(明治13年)辰10月25日	切紙・1通	ね70-56
根つ川村八右衛門米受取切手(下境村蔵助分官米3斗2升入受取につき) 根つ川村八右衛門→(本郷舎)本郷吉右衛門殿	明治13年辰12月15日	切紙・1通	ね70-57
根つ川村八右衛門米受取切手(下境村蔵助分16俵受取につき) 根つ川村八右衛門→(本郷舎)本郷吉右衛門殿	(明治14年)辛巳1月2日	切紙・1通	ね70-58
本郷吉右衛門米受取切手(米3升受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→下境ノ庫之助殿	(明治14年)辛巳1月28日	切紙・1通	ね70-59
本郷吉右衛門米受取切手(米7俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→内山村勘十郎殿	(明治14年)辛巳1月28日	切紙・1通	ね70-60
本郷吉右衛門米受取切手(米2俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳善兵衛殿	(明治14年)辛巳1月24日	切紙・1通	ね70-61
本郷吉右衛門米受取切手(米10俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳善兵衛殿	(明治14年)辛巳1月6日	切紙・1通	ね70-62
本郷吉右衛門米受取切手(米10俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→下西ノ善兵衛殿	(明治13年)庚辰3月14日	切紙・1通	ね70-63
本郷吉右衛門米受取切手(米3俵余受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→庫之助殿	(明治14年)辛巳1月28日	切紙・1通	ね70-64
本郷吉右衛門米受取切手(米2俵余受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→蔵之助殿	(明治13年)庚辰11月21日	切紙・1通	ね70-65

(米受取切手綴 明治13年12月～14年10月)		13点	ね70-66
本郷吉右衛門米受取切手(米3俵余受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地幸助殿	(明治13年)庚辰12月17日	切紙・1通	ね70-66-1
本郷吉右衛門米受取切手(米3俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→仙台谷地幸助殿	(明治13年)庚辰12月19日	切紙・1通	ね70-66-2
本郷吉右衛門米受取切手(米5俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地幸助殿	(明治14年)巳1月6日	切紙・1通	ね70-66-3
本郷吉右衛門米受取切手(米1俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地幸助殿	(明治14年)巳1月6日	切紙・1通	ね70-66-4
本郷吉右衛門米受取切手(米5俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ幸助殿	(明治14年)辛巳1月6日	切紙・1通	ね70-66-5
本郷吉右衛門米受取切手(米4俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地幸助殿	明治13年辛巳12月21日	切紙・1通	ね70-66-6
本郷吉右衛門米受取切手(米5俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地幸助殿	(明治14年)辛巳1月1日	切紙・1通	ね70-66-7
本郷吉右衛門米受取切手(米5俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ幸助殿	(明治14年)辛巳1月3日	切紙・1通	ね70-66-8
本郷吉右衛門米受取切手(米1俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ孝助(幸助)殿	(明治14年)辛巳1月28日	切紙・1通	ね70-66-9
本郷吉右衛門米受取切手(米2俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→逢西孝助(幸助)殿	(明治14年)辛巳10月28日	切紙・1通	ね70-66-10
本郷吉右衛門米受取切手(米5俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ幸助殿	明治14年辛巳1月3日	切紙・1通	ね70-66-11
本郷吉右衛門米受取切手(米10俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→逢西ノ幸助殿	(明治14年)辛巳10月28日	切紙・1通	ね70-66-12
本郷吉右衛門米受取切手(米6俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→下西ノ幸助殿	(明治14年)辛巳1月27日	切紙・1通	ね70-66-13
某用状[記](午正月・戌正月より証書にて取替 金書書書上) →山七様	(明治13年)辰2月	切紙・1通	ね70-67
蔵宿高橋与之助米切手(貢米2俵につき)平鹿田 (根森村)藤吉与之助・(蔵宿高橋)与之助→本郷(吉右 衛門)様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年11月23日	切紙・1通	ね70-68
本郷吉右衛門米受取切手(米6俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→中吉田ノ与之助殿	明治14年辛巳1月3日	切紙・1通	ね70-69
船頭市二郎用状[記](3月10日～明治14年1月8 日まで米代金引合願につき) 船頭市二郎→本 郷吉右衛門様	(明治13年)辰1月	切紙・1通	ね70-70
本郷吉右衛門米受取切手(貢米10俵受取につ き、炭消抹消) (本郷舎)本郷吉右衛門→川向茂助 殿	明治13年2月5日	切紙・1通	ね70-71
(地所買入諸入費請求書類綴 明治13年3月～20 年5月)		3点	ね54
佐藤則通他一名金銭受取証文[証](東福寺村方	明治13年辰3月	豎半・1冊	ね54-1

5 真田家／家計／米切手・地域献金・買物代など

地所買入入費81銭9厘受取につき) 佐藤則通・佐藤則善→大熊教政殿・久保成殿・前島好謙殿他2名 茶色罫紙			
招魂社世話方抛当小泉浅右衛門他二名代金精算書[埴科郡清野岩野両村地内処妻女山原野地献納并御買入二付御下付被成下候諸費額精算] 招魂社世話方抛当小泉浅右衛門・山越新八郎・上原宗一郎→御家令扶御中 赤色罫紙	明治20年5月	豎半・1冊	ね54-2
某調書[地所御買受ニ付正金下付調] 赤色罫紙		豎紙・1通	ね54-3
真田幸正委任状[委任状](松代町依田へ貸与の150円の抵当土地登記についての長井知則へ委任につき) 東京市芝区谷平町貳番地真田幸正→	明治42年5月	豎紙・1通	ね55
水野清右衛門他一名悔状并雅明勘返状(奥様死去につき) (水野)権右衛門・(酒井)市治→雅明様	7月25日	横切紙・1通	ね56
(学校寄付金受取証綴 明治8年10月～12月)		3点	ね57
世話掛青柳増太郎他三名学校寄付金受取証文[記](第十六中学区第五拾四番小学松代学校敷地代真田幸民より献金57円余受取につき) 世話掛青柳増太郎・町用掛大野左平治・事務抛当成本治左エ門他1名/(奥印)学区取締玉川一学→真田従四位殿家令大熊教政殿 割印「長野県学務課」、裏に長野県の検印の旨あり	明治8年10月27日	豎紙(美)・1通	ね57-1
世話掛浦野長之助他四名学校寄付金受取証文[記](第十六中学区第53番小学校松盛学校営繕費の内真田幸民より献金30円受取につき) 世話掛浦野長之助・同柄沢泰治郎・町用掛中村嘉十郎他2名/(奥印)学区取締玉川一学→真田従四位殿家令大熊教政殿 割印「長野県学務課」、裏に長野県の検印の旨あり	明治8年12月22日	豎紙(美)・1通	ね57-2
世話掛金児伝右衛門他六名学校寄付金受取証文[記](第十六中学区第55番小学陽透学校営繕費の内真田幸民より献金30円受取につき) 世話掛金児伝右衛門・岡田莊之助・島田喜一郎他4名/(奥印)学区取締玉川一学→真田従四位殿家令大熊教政殿 割印「長野県学務課」、裏に長野県の検印の旨あり	明治8年12月25日	豎紙(美)・1通	ね57-3
教寛学校世話方齊藤重固他三名金銭受取証文[証](教寛学校副教場寄付金50円につき) 教寛学校世話方齊藤重固・同岡野元賢・戸長河原理助他1名→御家令御中 青色罫紙	明治8年11月	豎半・1通	ね58
埴科郡松代町矢沢頼道土地代金受取証文[領収証](松代町殿町宅地・畑等売買代金受取につき) 埴科郡松代町矢沢頼道→伯爵真田家御家扶長井知則殿 赤色罫紙	明治41年12月1日	豎紙・1通	ね59
矢沢三千太郎土地代金受取証文[示談金領収書]	明治45年2月26日	豎紙・1通	ね60

(松代町字殿町内建家200円で売渡しにつき) 松代町四拾五番地矢沢三千太郎→真田家御家扶長井知則殿			
松崎義顕土地代金受取証文[領収証](田地売上代金5円受取につき) 松崎義顕→真田家代理長井知則殿	明治24年4月23日	横切紙・1通	ね61
(諸品代金受取証文一括)		59点	ね52
[御手充ニ而御払之請取入 但し明治十三年迄也](包紙) 元はね52を一括	(明治13年)	包紙・1点	ね52-1
菊屋留店代金受取証文(藤箱等代金受取につき) 菊屋留店→-	10月6日	切紙・1通	ね52-2
美濃屋丈左衛門代金受取証文(跡羽等代金受取につき) (松代木町)みのや(美濃屋)丈左衛門→上	12月29日	切紙・1通	ね52-3
ミなかミや清作代金受取証文[記](更紗代金受取につき) ミなかミや清作→上	11月15日	切紙・1通	ね52-4
伊勢屋新三郎代金受取証文[記](鯨箱等代金受取につき) (南鍋二)いせや(伊勢屋)新三郎→大熊(薰)様	11月20日	切紙・1通	ね52-5
湊屋清作代金受取証文[記](白服縮等代金受取につき) 湊屋清作→上	1月7日	横切紙・1通	ね52-6
湊屋清作代金受取証文[記](綿糸にしき代金受取につき) 湊屋清作→上	12月20日	切紙・1通	ね52-7
田中長二郎代金受取証文[記](復古菱物語定価代受取につき) 田中長二郎→上		切紙・1通	ね52-8
湊屋清作代金受取証文[記](縮緬地代受取につき)湊屋清作→上	12月18日	切紙・1通	ね52-9
湊屋清作代金受取証文[記](飛唐服地代受取につき) 湊屋清作→上	12月19日	横切紙・1通	ね52-10
上井村熊吉代金受取証文[記](上々四ツ爺張替代等代金受取につき) 上井村熊吉→田中勘助殿		切紙・1通	ね52-11
熊太郎代金受取証文[記](三味線等代受取につき) 熊太郎→田町勘助様		切紙・1通	ね52-12
大坂屋才助代金受取証文[記](三味線等代受取につき) 大坂屋才助→上	4月15日	横切紙・1通	ね52-13
菊屋留店代金受取証文[記](あや更紗代金受取につき) きくや(菊屋)留店→上		横切紙・1通	ね52-14
田之屋仁助代金受取証文[記](まんちう代金受取につき) (松代中町)甲子屋仁助→上	7月13日	切紙・1通	ね52-15
田之屋仁助代金受取証文[記](まんちう代金受取につき) (松代中町)甲子屋仁助→上	7月13日	切紙・1通	ね52-16
大坂屋才助代金受取証文[記](茂中・煎餅代金受取につき) 大坂屋才助→上 青色罫紙	9月26日	切紙・1通	ね52-17

5 真田家／家計／米切手・地域献金・買物代など

湊屋清作代金受取証文〔記〕(飛唐縞地代金受取につき) 湊屋清作→上	11月4日	切紙・1通	ね52-18
湊屋清作代金受取証文〔記〕(唐天大巾代金受取につき) みなとや(湊屋)清作→上	(明治12年)卯11月27日	切紙・1通	ね52-19
湊屋清作代金受取証文〔記〕(小倉帯代金受取につき) 湊屋清作→上	11月12日	切紙・1通	ね52-20
甲子屋長作代金受取証文〔記〕(饅頭代につき) 甲子や(甲子屋)長作→上様	7月12日	横切継紙・1通	ね52-21
成沢善十代金受取証文〔記〕(三味線弦替代金につき) 成沢善十→上	9月12日	縦紙・1通	ね52-22
徳二郎代金受取証文〔記〕(カルタ等につき) 徳二郎→上 赤色罫紙		縦紙・1通	ね52-23
湊屋清作代金受取証文〔記〕(手拭1反代金受取につき) みなとや(湊屋)清作→上	(明治12年)卯12月13日	切紙・1通	ね52-24
湊屋清作代金受取証文〔記〕(飛唐縞地等につき) 湊屋清作→上	1月9日	切紙・1通	ね52-25
池田屋豊蔵代金受取証文〔記〕(かしみ等代金受取につき) 池田屋豊蔵→上		横切紙・1通	ね52-26
湊屋清作代金受取証文〔記〕(唐天形付代金受取につき) みなとや(湊屋)清作→上	4月2日	切紙・1通	ね52-27
柳屋九平代金受取証文〔記〕(饅頭代金受取につき) 柳屋九平→御新御殿	11月26日	切紙・1通	ね52-28
大坂屋才助代金受取証文〔記〕(人力車等代金受取につき) 大坂屋才助代金→上	12月	横切紙・1通	ね52-29
津た屋嘉吉〔証〕(饅頭代金受取につき) 津た屋嘉吉→上	12月26日	切紙・1通	ね52-30
柳屋九平代金受取証文〔記〕(饅頭代金受取につき) 柳屋九平→上	3月25日	切紙・1通	ね52-31
菊屋伝兵衛代金受取証文〔記〕(浅黄本縮緬代金受取につき) きく屋(菊屋)伝兵衛→上	3月31日	切紙・1通	ね52-32
菊屋伝兵衛代金受取証文〔記〕(浅黄縮緬代金受取につき) きく屋(菊屋)伝兵衛→上	3月30日	横切継紙・1通	ね52-33
菊屋伝兵衛代金受取証文〔記〕(赤絞り葉ナス代金受取につき) きく屋(菊屋)伝兵衛→上	8月8日	切紙・1通	ね52-34
大坂屋才助代金受取証文〔記〕(人力車代金受取につき) (大坂屋)才助→上	5月1日	横切継紙・1通	ね52-35
菊屋伝兵衛留店代金受取証文〔記〕(浅黄縮緬等代金受取につき) 菊屋伝兵衛留店→上	6月19日	横切紙・1通	ね52-36
菊屋伝兵衛代金受取証文〔記〕(木綿浅黄等代金受取につき) 菊屋伝兵衛→上	6月23日	横切紙・1通	ね52-37
長門屋儀助代金受取証文〔おほへ〕(くるみせん代金受取につき) (松代伊勢町鏡屋町)長門屋儀	10月4日	切紙・1通	ね52-38

助→上			
長門屋儀助代金受取証文[記](胡桃煎餅代金受取につき) (松代伊勢丁鏡屋町長門屋)儀助→上	11月28日	切紙・1通	ね52-39
長門屋儀助代金受取証文[記](胡桃煎餅代金受取につき) (松代伊勢丁鏡屋町)長門屋儀助→上	5月25日	切紙・1通	ね52-40
長門屋儀助代金受取証文[記](胡桃煎餅代金受取につき) (松代伊勢丁鏡屋町長門屋)儀助→上	8月31日	切紙・1通	ね52-41
高砂屋新三郎代金受取証文[記](柏餅代金受取につき) 高砂屋新三郎→上		切紙・1通	ね52-42
柳屋九平代金受取証文[記](まへちり代金受取につき) 柳屋九平→新御殿御役所	(明治13年)辰9月19日	横切紙・1通	ね52-43
長門屋儀助代金受取証文[記](胡桃煎餅代金受取につき) 長門屋儀助→上 青色罫紙	11月26日	切紙・1通	ね52-44
高砂屋新三郎代金受取証文[記](花餅代金受取につき) 高砂屋新三郎→上		切紙・1通	ね52-45
芝居元方代金受取証文[記](棧敷元方他代金受取につき) 芝居元方→御奥様	9月28日	切紙・1通	ね52-46
棧敷方代金受取証文[記](高棧敷2棟間繰代金等受取につき) 棧敷方→上	11月19日	縦紙・1通	ね52-47
小間物店才助代金受取証文[記](簪箱等代金受取につき) 小間物店才助→上		縦紙・1通	ね52-48
山口雪形代金受取証文[記](白綸子等代金受取につき) 山口雪形→上	明治13年庚辰12月	横切紙・1通	ね52-49
伊勢屋金兵衛代金受取証文[記](煙草入代金につき) 伊勢屋金兵衛→御用	11月20日	切紙・1通	ね52-50
万屋伝六代金受取証文[記](扇子等代金受取につき) 万屋伝六→上	12月19日	切紙・1通	ね52-51
長門屋儀助代金受取証文[記](胡桃煎餅代金受取につき) (松代伊勢丁鏡屋町)長門屋儀助→上	1月10日	横切紙・1通	ね52-52
某代金勘定書(棧敷代金等につき)		切紙・1通	ね52-53
長門屋儀助代金受取証文[おほへ](金平糖・胡桃煎餅代金受取につき) 長門屋儀助→上	11月30日	切紙・1通	ね52-54
湊屋清作代金受取証文[記](手拭代金受取につき) 湊屋清作→上	12月5日	切紙・1通	ね52-55
現金屋彦作代金受取証文[記](まくわ代受取につき) 現金屋彦作→上	12月8日	切紙・1通	ね52-56
三張屋徳二郎代金受取証文[覚](歌留多・双六等代金受取につき) 三張屋徳二郎→上	12月22日	切紙・1通	ね52-57
湊屋清作代金受取証文[記](更紗代金受取につき) 湊屋清作→上	12月15日	切紙・1通	ね52-58

三張屋徳治郎代金受取証文〔記〕(絵紙代金受取につき) み張(三張)屋徳治郎→上	10月27日	・1通横切継紙	ね52-59
---	--------	---------	--------

6 真田家／家内／学芸 真田家

[英仏単語篇注解](掛紙) 開成学館校本、木版	慶応3年丁卯	掛紙・14点	ね21
[英吉利文典字類](掛紙) 薩陽足立梅景編述・伊月邨舎蔵梓、木版	慶応2年丙寅中春新雕	掛紙・6点	ね22
[麻糸の…](和歌短冊) 順線院→・掛紙付		短冊・1点	ね23
[万家相慶喜秋声…](他七言律詩2首) 落款あり		捲・1点	ね24
[国つ御神の浦さひてと吟して](和歌) 木版刷、絵付	文政3年庚辰夏	縦紙・1通	ね25
[歳旦](素均他俳句5首) 木版刷、絵付		縦紙・1通	ね26
(善志俳句一括) 卷込一括		4点	ね27
[能き年か…](俳句) 善志→・落款あり		色紙・1枚	ね27-1
[鶯の世を…](俳句) 善志→・落款あり、裏にも1首あり		色紙・1枚	ね27-2
[昼白いや…](俳句) 善志→・落款あり		色紙・1枚	ね27-3
[青いはつ…](俳句) (善志)→・落款あり		色紙・1枚	ね27-4
[我君の…](等俳句短冊7点一括) 掛紐付		7点・短冊	ね28
(招魂祭漢詩関係書類一括 明治6年) 包紙一括		3点	ね29
[恭具](包紙) ね28・2・3入		1点	ね29-1
[大東本色可憐人取…](明治6年招魂祭にての七言絶句)		捲・1枚	ね29-2
[招魂祭日賦尊 神霊](五言律詩)石川誼臣→・	(明治6年)4月	切紙・1通	ね29-3

7 藩政／財方／小銭・銭札 勘定所

(甲州表小銭買上取計関係書類綴 明治2年6月～11月)		2点	ね10
伊東千右衛門内々申上書〔御内々申上〕(甲府にて小銭買上取計一件始末申上につき謹慎赦免願)(伊東)千右衛門→・下ケ札あり	(明治2年)6月	縦半・1冊	ね10-1
伊東千右衛門内々申上書〔御内々申上〕(悪銭不分明等の件付札写、謹慎命令願につき)(伊東)千右衛門／伊東栄治→・	(明治2年)11月	縦半・1冊	ね10-2

[規定書](錢札製造規定書) 松代藩石阪市郎右衛門・松本藩ハ瀬川团右衛門・上田藩寺島兵藏他16名→	明治2年乙巳8月	豎半・1冊	ね11
8 藩政／家臣／勤役要金中内借 勘定所			
綿内右門内借証文[覚](内借金5両余受取につき) 綿内右門→草間一路殿	元治元年子12月	豎紙・1冊	ね1
菅沼柳三伺書[器械製造方御入料御中借之儀伺] (2月～7月分金120両につき)菅沼柳三→・端裏下 ケ札「七月四日御メ」	7月4日	横切紙・1通	ね30
郷原力作用状(端裏書)[式拾五両郷原氏御内借受 取書] (郷原)力作→(大塚)谷平様・(海沼)辰男様	12月15日	横切紙・1通	ね31
柘植彦六時借証文一紙(明治2年12月金250両・明 治3年2月8日10両両分一紙留) 柘植彦六→高山純 一郎殿／佐藤美与喜殿 割印付	(明治2年12月～ 明治3年2月18日)	豎紙・1通	ね32
五明富之助他一名拝借金受取証文[覚](長国寺拝 借金100両受取につき) 五明廣助・窪田善治→水野 清右衛門殿・月岡善平殿・駒村左十郎殿	(明治5年以降)1月28日	横切紙・1通	ね33
玉川一学時借証文[覚](金10両につき) 玉川一学 →柘植彦六様	11月10日	切紙・1通	ね34
(借用証文綴 安政6年12月～明治2年12月)		4点	ね35
齊藤友衛内借証文[覚](立帰り御用出府につ き) 齊藤友衛→	安政6年末12月	切紙・1通	ね35-1
上村内借証文[覚](慎時出府につき) 上村→齊 藤(友衛)様	(明治2年)12月16日	切紙・1通	ね35-2
坂本常之丞借入金証文[覚](芝大真寮等借入に つき) 坂本常之丞→片桐重之助殿・高野覚之進殿 (関田庄助等藩士借用証文3通留)	嘉永7年亥4月28日 (慶応3年6月～ 明治2年4月)	横切継紙・1通 横切継紙・1通	ね35-3 ね35-4
長谷川三郎兵衛拝借金証文[覚](差懸りのため拝 借金200両につき) 長谷川三郎兵衛→太田藤右衛門 殿	慶応3年卯6月	横切紙・1通	ね41
(牧野良平白紙証文) 牧野良平→佐藤為之進殿 捺印 あり、本文欠		豎紙・1通	ね42
郷原力作内借金証文[覚](25両郷原氏御内借受取 につき) 郷原力作→海沼辰男殿	11月晦日	横切紙・1通	ね36
柘植彦六中借証文[覚](村上覚等3人回村囲金5両 拝借につき) 柘植彦六(印抹消)→中島渡浪殿	(明治3年)午12月朔日	横切継紙・1通	ね37
柘植彦六拝借金証文[覚](差掛り御用のため200 両拝借につき) 柘植彦六(印抹消)→長谷川深美殿 文面抹消	(明治2年)巳11月13日	横切紙・1通	ね38

9 藩政／在方／両替融通銭札借用 10 藩政／江戸屋敷／替地

郷原力作内借金証文〔御受〕(25両受取につき) (郷原)力作→海沼(辰男)殿	12月18日	横切継紙・1通	ね39
柘植彦六拝借証文〔覚〕(吉村左織御用にて在出のため困金拝借につき) 柘植彦六→中島渡浪殿	(明治3年)午12月朔日	横切紙・1通	ね40

9 藩政／在方／両替融通銭札借用 勘定所

三輪村小嶋宇兵衛他一名願書〔乍恐以書付奉願候〕(両替銭融通困難のため銭札御下げ願につき) 三輪村小嶋宇兵衛・後丁村→郡御奉行所	文久3年亥9月	堅紙・1通	ね8
---	---------	-------	----

10 藩政／江戸屋敷／替地 江戸役所

(谷中三崎屋敷境修復関係書類綴 寛政年間)		7点	ね12
[寛政八辰年谷中三崎御屋敷御修復所ニ付渋谷縫殿助□近藤彦八郎と為御取替証文五通并右御屋敷之内矢嶋[]等分御内貸絵図面両通弘化四未年十月御普請方より写差出候ニ付仕廻置候 同年十一月成置](包紙) ね12全体の包紙		包紙・1点	ね12-1
[覚](包紙) ね12-3の包紙		包紙・1点	ね12-2
渋谷縫殿助内河原半左衛門他二名絵図面議定書〔谷中三崎〕(谷中三崎屋敷境修復の件対談につき) 渋谷縫殿助内河原半左衛門・土橋平次右衛門・岡田新平→真田右京大夫(幸専)様御内鈴木弥左衛門殿・渡辺友右衛門殿・金井善兵衛殿	寛政8年11月	堅継紙・1通 (32.0×90.0)	ね12-3
[覚](包紙) ね12-5の包紙		包紙・1点	ね12-4
真田右京大夫内金井善兵衛他二名絵図面議定書并近藤彦八郎家来真田右京大夫家来宛議定書〔谷中三崎〕(谷中三崎屋敷境修復の件対談につき) 真田右京大夫(幸専)内・金井善兵衛・渡辺友右衛門・鈴木弥左衛門→近藤彦八郎様御内上田平治殿 近藤彦八郎家来議定書は貼継	寛政8年辰11月	堅継紙・1通 (34.5×93.5)	ね12-5
関田守之丞絵図面届書(小宮山御内替地絵図面修正につき) 関田守之丞→朱引絵図	正月	堅継紙・1通 (32.0×67.0)	ね12-6
絵図面(石場市三郎・矢嶋助治郎他の有坪につき) 朱引絵図		堅紙・1通(25.0×33.5)	ね12-7
(間宮源十郎屋敷相對替書類一括 文政8年12月～文政9年5月)		5点	ね13
[間宮源十郎様氷川御屋敷前と三崎御屋鋪御相	文政8年酉～	包紙・1点	ね13-1

対替一卷書類	文政9年申6月		
問宮源十郎内犬井糸左衛門地所仮受取証文[地所仮請取之事](谷中三崎200坪につき) 問宮源十郎内犬井糸左衛門→真田伊豆守(幸専)様御内座 問百人殿・藤田為之丞殿・小宮山利左衛門殿	6月2日	縦紙・1通	ね13-2
[赤坂氷川町続町問宮源十郎様御屋敷と谷中三崎御屋敷御相對御内証替ニ付金子御同人様江御渡申候証文壱通并御用人証文壱通入](包紙)	文政9年戌	包紙・1通	ね13-3-1
問宮源十郎屋敷地相對替約定証文[覚](問宮の赤坂氷川拝領屋敷と真田の三崎下屋敷相對替につき) 問宮源十郎/(奥印)野田源大夫→座問百人殿・坂本喜代馬殿・小宮山利右衛門殿	文政8年酉12月	縦継紙・1通	ね13-3-2
問宮源十郎内犬井糸左衛門屋敷地相對替約定証文[覚](問宮の赤坂氷川拝領屋敷と真田の三崎下屋敷相對替につき) 問宮源十郎内犬井糸左衛門→座問百人殿	文政8年酉12月	縦紙・1通	ね13-3-3
(端裏貼書)[谷口三崎御屋敷式百坪問宮源太郎様え御引渡申候節御用人え相渡候絵図扣](真田伊豆守下屋敷絵図) 真田伊豆守家來座問百人・藤田為之丞・小宮山利左衛門→問宮源十郎様御内犬井糸左衛門殿	文政9年戌6月3日	縦紙・1通(25,0×31,5)	ね13-4
(端裏貼書)[問宮十郎様氷川御屋敷式百坪引渡絵図面] 問宮源十郎内犬井糸左衛門→座問百人殿・藤田為之丞殿・小宮山利左衛門殿	文政9年戌5月26日	縦紙・1通(33,0×46,0)	ね13-5
[地所仮請取](包紙) 問宮源十郎内犬井糸左衛門→ - いずれを包んでいたかは不明、貼紙「谷中三崎御屋敷之内式百坪御引渡仕候節御用人請取証文三通」		包紙・1点	ね13-6
[深川小松町下屋鋪御泉湖同所御隣久松忠次郎様御屋鋪泉水え御貫被成候付御同人様御家來証文](包紙) ね・2・3入、「江戸」	寛政9年丁巳4月10日	包紙・1点	ね14-1
[書付 壱通] ね・3入		包紙・1点	ね14-2
久松忠次郎家來井上要助他一名屋敷泉水貫請証文(真田家の深川小松町屋敷泉水を久松忠次郎拝領屋敷へ) 久松忠次郎家來井上要助・黒川奥右衛門→鈴木弥左衛門殿	寛政9年巳4月8日	横切紙・1通	ね14-3

11 松代庁／財方／太政官札引換

計政局

(商用商社札関係願書綴 明治3年6年～7月)		10点	ね9
伊勢町小松彦治郎願書[乍恐以書付奉願上候](葉種買取代金手形にて支障のため官札の交換願につき) 伊勢町小松彦治郎/(奥印)右町長	明治3年午7月	縦紙・1通	ね9-1

1 1 松代庁／財方／太政官札引換

町人宮崎彦三郎→御引換御懸り御役所 下部欠損			
椎谷藩六川附高井郡六川村武右衛門他二名願書[覚](越後高田へ米代金送金のため手札と太政官札交換願につき) 椎谷藩六川附高井郡六川村武右衛門・同断名主治兵衛・伊勢町宿北村丈太郎／(奥印)伊勢町名主小嶋茂七郎→松代藩御会所御役人衆中様	明治3年午6月20日	縦紙・1通	ね9-2
椎谷藩六川附高井郡六川村字[]他二名願書[覚](越後高田へ米代金送金のため手札と太政官札交換願につき) 椎谷藩六川附高井郡六川村字[]・同断名主治兵衛・伊勢町宿北村丈太郎／(奥印)伊勢町名主小嶋茂七郎→松代藩御会所御役人衆中様	明治3年午6月20日	縦紙・1通	ね9-3
伊勢町富作願書[乍恐以書付奉願上候](越後高田よりの肴荷物仕入支障のため商法社を官札へ引換願につき) 伊勢町富作／(奥印)右町(伊勢町)名主小嶋茂七郎→御引換御懸り御役所	明治3年7月	縦紙・1通	ね9-4
伊勢町富作願書[乍恐以書付奉願上候](越後高田よりの肴荷物仕入支障のため手形を官札へ引換願につき) 伊勢町富作／(奥印)右町(伊勢町)名主小嶋茂七郎→御引換御懸り御役所	明治3年7月	縦紙・1通	ね9-5
伊勢町直治願書[乍恐以書付奉願上候](越後高田へ出張手形では支障のため官札と引換願につき) 伊勢町直治／(奥印)名主小嶋茂七郎→商法社御引替御役所	明治3年6月	縦紙・1通	ね9-6
伊勢町直治願書[乍恐以書付奉願上候](越後高田での商用商法社札にては支障のため官札と引換願につき) 伊勢町直治／(奥印)右町(伊勢町)名主小嶋茂七郎→商法社御引替御役所	明治3年6月	縦紙・1通	ね9-7
伊勢町宇兵衛願書[乍恐以書付奉願上候](砂糖仕入金商法社札にては支障のため官札と引換願につき) 伊勢町宇兵衛／(奥印)右町(伊勢町)名主小嶋茂七郎→商法社御引替御役所	明治3年7月	縦紙・1通	ね9-8
伊勢町宇兵衛願書[乍恐以書付奉願上候](砂糖仕入金手札にては支障のため官札と引換願につき) 伊勢町宇兵衛／(奥印)伊勢町名主小嶋茂七郎→商法社御引替御役所	明治3年7月	縦紙・1通	ね9-9
中町伴織之進願書[以書付奉願上候](須坂出張の借金に商法社札混合にて支障のため官札と引換願につき) 中町伴織之進→商法社御引替御役所	明治3年7月	縦紙・1通	ね9-10

12 松代庁／財方／賈金取計い 計政局

石阪市郎右衛門申上書(端裏書)[楮幣之儀ニ付再達之条申上](松本藩新造へ出金等につき) 石阪市郎右衛門→ -	9月5日	横切継紙・1通	ね3
(賈金関係等書類一括) 紙縫一括 (紙縫)		10点	ね4
郡方申上書(端裏書)[伊東団左衛門御買上取扱之儀ニ付申上](取計い不行届につき) 郡方→ -	11月	紙縫・1点 横切紙・1通	ね4-1 ね4-2
某用状(平野屋元兵衛御用繁多のため銭買交代等につき) (賈金取調関係書綴)		切紙・1通	ね4-3
計政副主事申上書(端裏書)[申上](賈金申立の人数につき)	11月28日	7点 切紙・1通	ね4-4 ね4-4-1
[賈金調](八幡領等勘定書につき)		横切継紙・1通	ね4-4-2
某賈金鐘勘定勘定書[覚](藩用分等代金勘定書)		縦紙・1通	ね4-4-3-1
郡政副主事賈金鐘勘定勘定書[御支配所四ヶ所覚](社寺領賈金札取調・勘定書)	10月	縦紙・1通	ね4-4-3-2
某賈金銭勘定勘定書(端裏書)[賈金御届相達し候](藩中・郡中等につき)		横切紙・1通	ね4-4-4
某用状[覚](中借金等勘定書)		横折紙・1通	ね4-4-5
司金勘定書(端裏書)[御在金凡申上](正金5千600両余につき)	11月29日	横切紙・1通	ね4-4-6
[賈金調](藩用分・郡中分等勘定書)		横切継紙・1通	ね5
行政官布告写[罪状](正金と札交換に打を取る者への罪状7ヶ条) 行政官→ -		横切継紙・1通	ね6

13 松代庁／財方／商社規則 計政局

(商社規則関係書類) (紙縫)		4点	ね7
某申上書(端裏書)[商社御規則等義ニ而別紙相添申上](規則書商法掌へ問合等につき) 破損甚大につき判読不能箇所多、裏打済		紙縫・1点 横切継紙・1通	ね7-1 ね7-2

14 松代庁／庁政／藩士献言 15 元松代庁／財方／旧藩士御救い 16 その他

清右衛門申上書(端裏書)[極密之御手許限り別紙相添申上](商社積立規則取決の件につき) 清右衛門→ -	11月6日	横切継紙・1通	ね7-3
[商社規則書] 虫損あり、裏打済、ね7-2・3の別紙		横切継紙・1通	ね7-4

14 松代庁／庁政／藩士献言 政事所

(長谷川平次郎呈上書類一括) 包紙一括		6点	ね62
[申上](包紙) ね62-2~62-6を一括		包紙・1点	ね62-1
長谷川平次郎呈上書(集議院問題等維新後の政局問題書上) (長谷川平次郎)→ - 「周球館印」	明治	縦紙・1通	ね62-2
長谷川平次郎呈上書(維新後の政局問題書上) (長谷川平次郎)→ - 「周球館印」		縦紙・1通	ね62-3
[横井平四郎大病中門人へ説話筆記] 通旭→ - 「周球館印」		縦半・1冊	ね62-4
[当初攘夷論ノ根元聞書] 「周球館印」		縦半・1冊	ね62-5
長谷川平次郎申上書(端裏書)[申上](京撰等無事につき) 長谷川平次郎→ -	7月21日	切紙・1通	ね62-6

15 元松代庁／財方／旧藩士御救い 元計政局

[石黒家御救助之義歎願](包紙) 石黒家親類→ - ね20-10-2入		包紙・1点	ね20-1
石黒家親類歎願書(石黒八郎老衰にて生計困難のため御救願につき) 石黒家親類→元松代御庁	(明治5年)壬申正月	横切継紙・1通	ね20-2
太政官布告(絞油営業鑑札・税則規則) 太政官→ - 鑑札雛型付、木版刷、版心「大蔵省」	(明治4年)辛未9月	縦半・1冊	ね19

16 その他

(北越出兵日記)	(慶応4年3月25日~6月)	綴・1通	ね2
[電震氣之儀](包紙) 士族館三郎→ - 近藤の朱印あり、ね44-2入		包紙・1点	ね44-1
[電震氣之儀](実用性を実見願につき) 青色罫紙	(明治5年)壬申正月19日	縦紙・1通	ね44-2

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
--------	----	-------	------

の(B) 箱

1 真田家／家政／太政官布達など 真田家家令・家扶

(元会津藩士5人名面書) 一部破損		横切継紙・1通	の40
[午歳在京役員]	(明治3年)	豎半・1冊	の41
(封筒) 長野県→第二十九区区长副 の42-2入	(明治7年)4月20日	封筒・1点	の42-1
内務卿木戸孝允達書[乙第二十二号](招魂場 無税・祭祀等官費支給並びに修繕費取調につ き、付取調書雛形帳面) 内務卿木戸孝允→府県 活版、付属の取調書は豎半	明治7年3月17日	豎紙・1通	の42-2
(2月12日到来留守居・太政官布達留) 朱書「二月 十二日到来」	(明治3年)2月12日到来	豎半・1冊	の43
某用状(藩副事等選出等6ヶ条書)		横切継紙・1通	の44
(官禄規則・官禄定則) 頁数付		横長半・1冊	の45
監察伺書(端裏書)[弾正台御印章之義ニ付伺](弾 正台廃止のため印章返上の件につき) 監察→	7月	横切継紙・1通	の46

2 真田家／家計／寄付金・農工銀行 真田家家令・家扶

(追福修堂金寄付金関係書類一括) 紙綴一括		3点	の47
(紙綴) の47-2・3一括		紙綴・1点	の47-1
佐藤則善他一名用状(拙者名前にて融通方へ願 の件報告につき) 佐藤則善・証人矢野清智→		横切継紙・1通	の47-2
御家令助佐藤則善金銭受取証文[証](追福修堂 金寄付金預りにつき) 御家令助佐藤則善→長国 寺住職鶴沢古鏡殿・同寺御世話掛御中	明治8年12月	豎紙(美)・1通	の47-3
(長野県農工銀行関係書類綴)		7点	の21
[記](明治41・42年当用金決済書)		切紙・1通	の21-1
藤四郎他一名書状(委任状へ調印の上計算書送 付取計い願につき) 藤四郎・(久保)成→(佐藤) 知則様	11月27日	横切継紙・1通	の21-2
[記](返納金1筆差引勘定金等勘定書)		横切紙・1通	の21-3
[記](送金・地所買上金等差引の上残金勘定書)		横切継紙・1通	の21-4
(生萱田地・竹山町宅関係代金等支払後残金勘 定書)		横切紙・1通	の21-5

3 藩政／財方／勘定用状

(松代町・竹山町等地租関係金勘定書)		横切継紙・1通	の21-6
[記](明治41年9月7日～42年5月12日利子済金等代金書上)		切紙・1通	の21-7

3 藩政／財方／勘定用状 勘定所

(東京よりの御用状一括 明治2年6月～12月) 包紙一括		65点	の76
[東京御用状入]	明治2年正月ヨリ	封筒・1点	の76-1
(東京御用状綴 明治2年6月～12月)		11点	の76-2
月岡善平用状(御金未到着等につき) (月岡)善平→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様 端裏書「六月五日朝達 同六日付返書 大塚氏」	(明治2年)6月2日	横切継紙・1通	の76-2-1
月岡善平用状(御金未到着等につき) (月岡)善平→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様 端裏書「巳六月廿三日朝達 同廿五日付返書 大塚氏」	(明治2年)6月20日	横切継紙・1通	の76-2-2
月岡善平用状(大札と小札両替不都合等につき) (月岡)善平→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様	(明治2年)8月22日	横切継紙・1通	の76-2-3
柘植嘉兵衛用状(大札と小札両替不都合等につき) (柘植)嘉兵衛→(草間)一路様・(佐藤)為之進様・(岡野)弥右衛門様	(明治2年)8月15日	横切継紙・1通	の76-2-4
月岡善平用状(大札と小札両替不都合等につき) (月岡)善平→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様 端裏書「巳八月廿一日達 大塚氏」	(明治2年)8月15日	横切継紙・1通	の76-2-5
月岡善平用状(上納金到着等につき) (月岡)善平→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様 端裏書「巳八月廿七日達 大塚氏」	(明治2年)8月20日	横切継紙・1通	の76-2-6
月岡善平用状(着金の内贖金・刃金送付につき) (月岡)善平→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様	(明治2年)8月29日	横切継紙・1通	の76-2-7
月岡善平用状(悪刃金別紙包装につき) (月岡)善平→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様	(明治2年)8月29日	横切継紙・1通	の76-2-8
月岡善平用状(5千両金支出願につき) (月岡)善平→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様	(明治2年)12月14日	横切継紙・1通	の76-2-9
月岡善平用状(軍用一件不足代金支出願につき) (月岡)善平→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様	(明治2年)12月14日	横切継紙・1通	の76-2-10
月岡善平用状(預り人護送等種々事件のため支出願につき) (月岡)善平→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様	(明治2年)12月21日	横切継紙・1通	の76-2-11
(柘植嘉兵衛金銭関係用状綴 明治2年3月～12月)		18点	の76-3
柘植嘉兵衛用状(逼迫のため支出願につき)	(明治2年)6月2日	横切継紙・1通	の76-3-1

(柘植)嘉兵衛→(草間)一路様・(佐藤)為之進様・(岡野)弥右衛門様 端裏書[六月四日暮過達 五日付返書 東京]			
柘植嘉兵衛用状(道中囲金・封金送金等につき) (柘植)嘉兵衛→(草間)一路様・(佐藤)為之進様・(岡野)弥右衛門様	(明治2年)8月14日	横切継紙・1通	の76-3-2
柘植嘉兵衛用状(到着金に式分金多し・小札送金依頼等につき) (柘植)嘉兵衛→(草間)一路様・(佐藤)為之進様・(岡野)弥右衛門様	(明治2年)8月15日	横切継紙・1通	の76-3-3
柘植嘉兵衛用状(内義出立のため封金送付依頼につき) (柘植)嘉兵衛→	(明治2年)15日	切紙・1通	の76-3-4
柘植嘉兵衛用状(小札等送金につき) (柘植)嘉兵衛→(草間)一路様・(佐藤)為之進様・(岡野)弥右衛門様	(明治2年)8月20日	横切継紙・1通	の76-3-5
柘植嘉兵衛用状(小札・悪金等急送等につき) (柘植)嘉兵衛→御勝手元ノ様	(明治2年)8月16日	横切継紙・1通	の76-3-6
柘植嘉兵衛用状(悪金返却につき) (柘植)嘉兵衛→(草間)一路様・(佐藤)為之進様・(岡野)弥右衛門様	(明治2年)8月26日	横切継紙・1通	の76-3-7
柘植嘉兵衛用状(上納金の内悪金・勿銭返却につき) (柘植)嘉兵衛→(草間)一路様・(佐藤)為之進様・(岡野)弥右衛門様	(明治2年)8月29日	横切継紙・1通	の76-3-8
柘植嘉兵衛用状(別封手数ながら御達願につき) (柘植)嘉兵衛→(草間)一路様・(佐藤)為之進様・(岡野)弥右衛門様	(明治2年)8月29日	横切継紙・1通	の76-3-9
(瀬戸川村等9ヶ村上納金勘定書)	(明治2年)	1冊・横長半	の76-3-10
柘植嘉兵衛用状(両替相場不都合のため送金願につき) (柘植)嘉兵衛→(草間)一路様・(佐藤)為之進様・(岡野)弥右衛門様	(明治2年)12月14日	横切継紙・1通	の76-3-11
柘植嘉兵衛用状(御台所元ノ石川藤次郎御賞目録下賜の件につき) 柘植嘉兵衛→鎌(鎌原)伊野右衛門様	(明治2年)12月14日	横切継紙・1通	の76-3-12
柘植嘉兵衛用状(正金不融通のため配慮願等の件につき) (柘植)嘉兵衛→(佐藤)為之進様	(明治2年)12月16日	横切継紙・1通	の76-3-13
柘植嘉兵衛用状(京都預り人護送等の費用送金願につき) 柘植嘉兵衛→(草間)一路様・(佐藤)為之進様・(岡野)弥右衛門様	(明治2年)12月21日	横切継紙・1通	の76-3-14
某用状(この義心配につき)	(明治2年)	切紙・1通	の76-3-15
柘植嘉兵衛用状(逼迫につき300両・支払代1千両送付願につき) 柘植嘉兵衛→(佐藤)為之進様	(明治2年)12月16日	切紙・1通	の76-3-16
柘植嘉兵衛用状(支払金1千両送金願等につき) 柘植嘉兵衛→(草間)一路様・(佐藤)為之進様・(岡野)弥右衛門様	(明治2年)12月22日	横切継紙・1通	の76-3-17
柘植嘉兵衛用状(端裏書)[御囲金送り退散](逼	(明治2年)3月29日	横切継紙・1通	の76-3-18

3 藩政／財方／勘定用状

迫のため5分送金願につき) 柘植嘉兵衛→(草間)一路様・(佐藤)為之進様・(岡野)弥右衛門様 (金銭用立関係用状綴 明治2年4月～6月)		7点	の76-4
久保極人用状(金札受取等につき) (久保)極人→(岡野)弥右衛門様 端裏書「久保殿 五月廿一日下ケ 五月廿九日返書」	(明治2年)5月26日	横切継紙・1通	の76-4-1
三人用状(当月月割金受取並びに明治元年月割金残金送金願につき) 三人→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様	(明治2年)4月17日	横切継紙・1通	の76-4-2
酒井市治用状(玉川様御文通案閲覧願等につき)酒井市治→草(草間)一路様	6月5日	切紙・1通	の76-4-3
草間一路用状(端裏書)[三字一条 玉川様御文通案](正金等借用願につき) (草間)一路→(玉川)一学様	6月5日	横切継紙・1通	の76-4-4
会計官判事通達(梅田屋卯兵衛他1名海運横際生産引立会所へ出頭につき) 会計官判事→御名(真田幸民)殿御家来	5月24日	横切紙・1通	の76-4-5
[六月中東京御用金出様]		1冊・横長半	の76-4-6
[御金出積](諸品支出後残金高につき)	明治	1冊・横長半	の76-4-7
(金銭用立関係用状綴 明治2年4月～5月)		18点	の76-5
三人用状(月給等支障のため美和村宇兵衛へ貸付の才覚金返上の様取計い願につき) 三人→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様	明治4月21日	横切継紙・1通	の76-5-1
小野唯之進他一名用状(諸品買物代金払切のため悪金支給送金願につき) (小野)唯之進・(田中)権之助→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様	(明治2年)4月23日)	横切継紙・1通	の76-5-2
行政官通達(長谷川三郎兵衛徴子御免につき) 行政官→ -	4月	横切継紙・1通	の76-5-3
木町直治願書[口上](金札用立のため正金1万5千両拝借につき) 木町(和泉屋)直治→小野唯之進様	(明治2年)巳5月7日	縦紙・1通	の76-5-4
小野唯之進用状(正金と金札同様に通用の旨家中・郡中へ触達願等につき) (小野)唯之進→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様	(明治2年)5月朔日	横切継紙・1通	の76-5-5
小野唯之進用状(正金と金札同様に通用の旨家中・郡中へ廻村等にて触達願につき) (小野)唯之進→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様 端裏書「五月二日朝達 小野氏」	(明治2年)4月28日	横切継紙・1通	の76-5-6
小野唯之進用状(降伏人入料受取・正金と金札同様に通用の旨嚴重触達願・和泉屋御用達願等二付) (小野)唯之進→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様 端裏書「五月十二日朝達 五月廿五日達書 小野氏」	(明治2年)5月9日	横切継紙・1通	の76-5-7
和泉屋直治申上書[口上](正金入用返金仕法等	(明治2年)5月9日	横切継紙・1通	の76-5-8

につき) (和泉屋)直治→上 の76-5-7の関連文書			
小野唯之進用状(正金と金札同様に通用の旨厳重触達願・和泉屋御用達願・横浜崎屋よりの借金返済の件につき) (小野)唯之進→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様	(明治2年)5月9日	横切継紙・1通	の76-5-9
小野唯之進用状(出兵入料御下ケ金取調の件につき) (小野)唯之進→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様	(明治2年)5月13日	横切継紙・1通	の76-5-10
某用状[覚](会津降伏人預り入料取調書) 某→ - 端裏書「此書面御差出相成候処御取用之不相成事」	(明治2年)5月	横切継紙・1通	の76-5-11
御名公用人横田数馬願書(会津降伏人賄・着服料支給につき) 御名公用人横田数馬→ -	(明治2年)5月	横切継紙・1通	の76-5-12
御名公用人横田数馬願書(会津降伏人鼻紙料支給につき) 御名公用人横田数馬→ -	(明治2年)5月	横切継紙・1通	の76-5-13
小野唯之進用状(商人よりの借入金返済の件・大谷幸蔵よりの上納金残金取調書等受取等につき) (小野)唯之進→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様 端裏書「巳六月廿一日達 同廿二日付返書字之助へ渡ス 小野氏」	(明治2年)6月14日	横切継紙・1通	の76-5-14
某拝借金取調書并下ケ札答書[覚](三輪村宇兵衛御用達金1万両拝借取調につき)	(明治2年)	横切紙・1通	の76-5-15
小野唯之進用状(三輪宇兵衛生産会所へ金札上納方の件等につき) (小野)唯之進→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様 端裏書「巳六月廿三日達 同廿五日付返書字之助へ渡ス 小野氏」	(明治2年)6月20日	横切継紙・1通	の76-5-16
小野唯之進用状(当用金の繰回方・大坂よりの借財6万両の内商人へ貸下げ等につき) (小野)唯之進→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様 端裏書「巳六月廿四日達 同廿五日付返書 小野氏」	(明治2年)6月17日	横切継紙・1通	の76-5-17
小野唯之進用状(京都借入金一件・三輪村宇兵衛貸下ケ金の繰回し仕法承知等につき) (小野)唯之進→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様	(明治2年)6月7日	横切継紙・1通	の76-5-18

4 藩政／財方／給金勘定など 勘定所

某用状[覚](渡金・御借入金等借入金差引につ き)	(慶応元年)戊2月8日	横切継紙・1通	の66-1
某用状(端裏書)[渡残之分](諏訪部分等残金取 調につき)	(慶応元年)2月8日)	横切継紙・1通	の66-2
[覚](受取印書差引につき)	亥月正日	横切紙・1通	の67-1
小野喜平太用状[覚](証文引渡の件につき)	(嘉永)正月晦日	横切継紙・1通	の67-2

5 藩政／財方／出張中諸宿諸費受取

(小野)喜平太→(春日)儀左衛門・(春山)磯治			
春日儀左衛門他一名金銭預り証文[覚](小野喜平太下ケ金につき) 春日儀左衛門・宮本慎助→興津藤右衛門殿・矢野式左衛門殿	嘉永3年2月	切紙・1通	の67-3
(証文引渡につき)		横切継紙・1通	の67-4
小野喜平太他二名金銭勘定書[借財取調覚](760両拝借につき) 小野喜平太・親類興津藤右衛門・鹿野伴治→ - 端裏書「小野喜平太」	11月	横切継紙・1通	の68
(金銭受取証文等綴)		6点	の69
<input type="checkbox"/> 大輔用状[覚](玄米3俵支給願につき) <input type="checkbox"/> 大輔→御賄衆中 虫損甚大、裏打済	安政6年未□月	横切紙・1通	の69-1
[]衛門金銭勘定書[覚](金銭勘定書) []衛門→ - 虫損甚大、裏打済	戌□月	横切継紙・1通	の69-2
[]用状([覚](扶持米の件願につき) []→御賄所 虫損甚大、裏打済	弘化4年未6月	横切紙・1通	の69-3
[]金銭受取証文[覚](要用のため5両につき) []→小林与左衛門殿 虫損大	酉11月25日	切紙・1通	の69-4
親類某金銭受取証文雛形[覚](小林喜平太への下ケ金受取につき) 親類→矢部(式左衛門)・宮本(慎助)・春山(磯治)		横折紙・1通	の69-5
上原徳之助用状(金1両受取につき) (上原)徳之助→(春山)磯治様	10月11日	横切紙・1通	の69-6

5 藩政／財方／出張中諸宿諸費受取

勘定所

(大熊衛士等供人足賃勘定関係書類綴 明治元年10月) かぶせ綴	明治元年	46点	の32
御飛脚才領組賃銭払元吉申上書(明治元年大熊衛士等供人足賃42枚分切手勘定につき) 御飛脚才領組賃銭払元吉→ -	明治3年午10月	縦継紙・1通	の32-1
長窪宿笹屋善右衛門金銭受取証文[覚](旅籠料5人分等代金受取につき) 長窪宿笹屋善右衛門→松代様御内御払方様 貼紙あり	(明治元年)辰10月21日	縦紙・1通	の32-2
御旧臣和田宿長井重左衛門金銭受取証文[覚](金500目録受取につき) 御旧臣和田宿長井重左衛門→ - 虫損あり	(明治元年)辰10月	縦紙・1通	の32-3
和田峠東餅屋御用宿土屋藤八金銭受取証文[覚](昼弁当代等受取につき) 和田峠東餅屋御用宿土屋藤八→松代様御内御払方様 虫損あり	(明治元年)辰10月22日	縦紙・1通	の32-4
下諏訪宿佐賀屋治郎助金銭受取証文[覚](旅籠料5人分等代金受取につき) 下諏訪宿佐賀屋治郎助→松代様御内町田元吉殿 虫損あり	(明治元年)辰10月23日	縦継紙・1通	の32-5

松島宿問屋嘉兵衛代金受取証文[覚](御野茶代等受取につき) 松島宿問屋嘉兵衛→松代様御内御払方様 虫損甚大、破損甚大	(明治元年)辰10月23日	横切紙・1通	の32-6
伊那部宿問屋清兵衛金銭受取証文[覚](旅籠料等受取につき) (伊那街道)伊那部宿問屋清兵衛→松代様御内御役人中様 虫損あり	(明治元年)辰10月24日	横切紙・1通	の32-7
飯島宿御用宿榑崎与次右衛門金銭受取証文[覚](上下16人昼朝等につき) 飯島宿御用宿榑崎与次右衛門→上 虫損あり	(明治元年)辰10月25日	横切紙・1通	の32-8
上穂宿殿岡半左衛門金銭受取証文[覚](御上様御旅籠料等代金受取につき) 上穂宿殿岡半左衛門→松代様御内町田元吉様 虫損あり	(明治元年)辰10月26日	縦紙・1通	の32-9
北殿宿綿宿義右衛門金銭受取証文[覚](御上様昼弁当代金等受取につき) 北殿宿綿宿義右衛門→松代様御内御払方様	(明治元年)辰10月26日	横切紙・1通	の32-10
小野宿扇屋茂左衛門金銭受取証文[覚](旅籠料・御茶代等代金受取につき) 小野宿扇屋茂左衛門→松代様御内御払方様 貼紙あり	(明治元年)辰10月27日	横切紙・1通	の32-11
塩尻宿万屋蔵左衛門金銭受取証文[覚](御休息代金目録受取につき) 塩尻宿万屋蔵左衛門→上	(明治元年)辰10月27日	縦紙・1通	の32-12
下諏訪宿亀屋茂兵衛金銭受取証文[覚](昼弁当代受取につき) 下諏訪宿(小湯端)亀屋茂兵衛→松代様御内町田元吉様	(明治元年)辰10月28日	縦紙・1通	の32-13
下諏訪宿亀屋茂兵衛金銭受取証文[覚](昼弁当代金受取につき) 下諏訪宿(小湯端)亀屋茂兵衛→松代様御内町田元吉様	(明治元年)辰10月28日	縦紙・1通	の32-14
西餅屋久兵衛金銭受取証文[覚](昼弁当代受取につき) 西餅屋久兵衛→松代様御内町田元吉殿	(明治元年)辰10月28日	縦紙・1通	の32-15
和田宿長井与左衛門金銭受取証文[覚](旅籠料・茶代金・手当金受取につき) 和田宿長井与左衛門→松代様御内御払方様 貼紙訂正、虫損あり	(明治元年)辰11月28日	縦紙・1通	の32-16
長久保宿小林九右衛門金銭受取証文[覚](銀目録受取につき) 長久保宿小林九右衛門→大熊様御家来中様 貼紙訂正、虫損あり	(明治元年)10月29日	縦紙・1通	の32-17
腰越村御宿春蔵金銭受取証文[覚](昼・弁当代等受取につき) 腰越村御宿春蔵→松代様御内御払方様 虫損あり	(明治元年)辰10月29日	縦紙・1通	の32-18
米屋万右衛門金銭受取証文[覚](旅籠代・茶代受取につき) (信州上田御本陣脇)米屋万右衛門→松代様御内御払方様 虫損あり	(明治元年)辰10月29日	縦紙・1通	の32-19
御茶屋守室賀八左衛門金銭受取証文[覚](茶代受取につき) 御茶屋守室賀八左衛門→上	(明治元年)10月30日	切紙・1通	の32-20
坂本宿与□金銭受取証文[覚](弁当代・茶代受取につき) (坂木田町)坂本宿与□→松代様上	(明治元年)辰10月29日	横切紙・1通	の32-21

5 藩政／財方／出張中諸宿諸費受取

[従松代飯島迄宿々駄賃帳 御用] - →松代町 田元吉	(明治元年10月21日～ 10月28日)	横長半・1冊	の32-22
[小払覚](各宿等への手当代等)	(明治元年10月21日～ 10月25日)	横長半・1冊	の32-23
(供方足痛のため駕籠雇代書上)	(明治元年)	切紙・1通	の32-24
長窪問屋金銭受取証文[覚](酒井様分長窪より 和田宿までの先触人足賃につき) (長窪)問屋 → -	(明治元年)10月22日	横切継紙・1通	の32-25
和田問屋金銭受取証文[覚](酒井様和田より下 諏訪までの先触人足賃につき) 和田問屋→ -	(明治元年)10月22日	切紙・1通	の32-26
和田問屋金銭受取証文[覚](山本様和田より下 諏訪での先触人足賃につき) 和田問屋→ -	(明治元年)10月22日	切紙・1通	の32-27
岡谷問屋金銭受取証文[覚](山本様分岡谷より 平出までの先触人足賃につき) (岡谷)問屋→ -	(明治元年)10月23日	切紙・1通	の32-28
平出問屋役人金銭受取証文[覚](酒井様伊奈平 出より松島まで先触人足賃につき) (伊奈平 出)問屋役人→ -	(明治元年)10月23日	切紙・1通	の32-29
松島問屋役人金銭受取証文[覚](酒井様松島よ り小野まで先触人足賃につき) (松島)問屋役 人→ -	(明治元年)辰10月23日	切紙・1通	の32-30
大泉問屋役人金銭受取証文[覚](山下様大泉よ り伊那部まで先触人足賃につき) (大泉宿)問 屋役人→ -	(明治元年)10月23日	切紙・1通	の32-31
宮田問屋役人金銭受取証文[覚](酒井様宮田よ り上穂まで先触人足賃につき) (宮田)問屋役 人→ -	(明治元年)10月24日	切紙・1通	の32-32
赤浦町問屋役人金銭受取証文[覚](赤浦より飯 島まで先触人足賃につき) 赤浦町問屋役人→ 上	(明治元年)10月24日	切紙・1通	の32-33
飯島問屋役人金銭受取証文[覚](飯島より上穂 まで先触人足賃につき) (飯島)問屋役人→上	(明治元年)10月25日	切紙・1通	の32-34
伊奈部問屋役人金銭受取証文[覚](伊奈部より 宮田まで先触人足賃につき) (伊奈街道西伊奈 部宿)問屋役人→上	(明治元年)10月24日	切紙・1通	の32-35
大泉宿問屋役人金銭受取証文[覚](酒井様大泉 より松島まで先触人足賃につき) (伊奈街道 大泉宿)問屋役人→ -	(明治元年)10月26日	切紙・1通	の32-36
松島問屋役人金銭受取証文[覚](山本様・酒井 様松島より宮木まで先触人足賃につき) (松 島)問屋役人→上	(明治元年)辰10月26日	切紙・1通	の32-37
宮木問屋役人金銭受取証文[覚](山本様宮木よ り小野まで先触人足賃につき) (宮木)問屋役 人→ -	(明治元年)10月26日	切紙・1通	の32-38

小野問屋役人金銭受取証文[覚](山本様小野より塩尻まで先触人足賃につき) (小野)問屋役人→-	(明治元年)辰10月27日	切紙・1通	の32-39
伊奈部問屋役人金銭受取証文[覚](酒井様伊奈部より北殿まで先触人足賃につき) (伊奈部)問屋→上	(明治元年)10月26日	切紙・1通	の32-40
塩尻問屋金銭受取証文[覚](山本様・酒井様塩尻より下諏訪まで先触人足賃につき) (塩尻)問屋→-	(明治元年)辰10月27日	切紙・1通	の32-41
下諏訪問屋金銭受取証文[覚](山本様・酒井様塩尻より下諏訪まで先触人足賃につき) (下諏訪)問屋→-	(明治元年)辰10月29日	切紙・1通	の32-42
和田問屋金銭受取証文[覚](酒井様和田より長窪まで先触人足賃につき) (和田)問屋→-	(明治元年)10月29日	切紙・1通	の32-43
腰越問屋金銭受取証文[覚](山下様腰越より長瀬まで先触人足賃につき) (腰越)問屋→上	(明治元年)10月29日	切紙・1通	の32-44
長瀬村問屋金銭受取証文(人足・駕籠代につき) 長セ村問屋→上	(明治元年)10月	切紙・1通	の32-45
助右衛門金銭受取証文(家来上田より鼠まで人足賃につき) 助右衛門→上	(明治元年)10月30日	切紙・1通	の32-46

6 藩政／財方／北陸総督府通行賄い代取計

勘定所

(北陸道総督府・兵部卿宮様凱陣通行賄代支給願書類綴 明治2年10月～3年6月) の61-1～5までを添付書類として用度司が最終的に出したのがの61-6		6点	の61
用度属伺書(北陸道総督府・兵部卿宮様凱陣通行の節賄代支給願につき) 用度属→- 以下の61-5まで別紙	6月	横切継紙・1通	の61-1
吉田藤右衛門伺書(北陸道総督府・兵部卿宮様凱陣通行の節賄代奉礼宿へ支給願につき) 吉田藤右衛門→宮下三郎治様	6月23日	横切継紙・1通	の61-2
水内郡牟礼村役人惣代組頭藤次郎願書[乍恐以書付奉歎願候](悪作難洪のため北陸道総督府・兵部卿宮様凱陣通行の節賄代支給願につき) 水内郡牟礼村役人惣代組頭藤次郎→松代藩御預所御役所	明治3年午6月	豎半・1通	の61-3
水内郡牟礼宿問屋兼名主六左衛門他三名願書[明治元辰年十月宮様御通輿ニ付御本領御賄書上帳](賄代取調のため支給願につき) 水内郡牟礼宿問屋名主兼六左衛門・同政右衛門・年寄松	明治2年巳10月	横長半・1冊	の61-4

7 藩政／財方／京都出張往還宿費・銃隊賄い代受取

の助他1名→松代御預所御役所 水内郡牟礼宿問屋兼名主政右衛門他三名願書 [慶応四辰年三月御総督府様之節御本領御賄料取調書上帳](賄代取調のため支給願につき) 水内郡牟礼宿問屋兼名主政右衛門・同六左衛門・年寄又市他1名→松代御預所御役所 用度司添伺貼紙[北陸道総督府・兵部卿宮様凱陣通行之節賄代之儀伺] 用度司→ - の61-1～5までを添付書類として用度司が最終的に伺を出す	明治2年巳10月 6月24日	横長半・1冊 貼紙・1通	の61-5 の61-6
--	---	---	--

7 藩政／財方／京都出張往還宿費・銃隊賄い代受取

勘定所

(京都出張往還入費関係書類綴 明治2年正月～5月)		37点	の1
荒井喜市金銭支払証文(京都出張往還入費9件受取の上支払につき) 賃銭払御飛脚才領組(荒井)喜市／(奥印)津田孫五郎／(奥印)竹内藤右衛門・中沢弥一→池田富之進殿・長谷川直太郎殿・高久専之助殿他3名	明治2年巳5月	横切継紙・1通	の1-1
[松代宿々駄賃帳] (津田源五郎内御飛脚宰領組荒井)喜市→ -	(明治2年)巳正月26日 出立	横長半・1冊	の1-2
荒井喜市申上書(福島宿等早追人足雇賃切手8枚分勘定につき) 御飛脚才領組(荒井)喜市→ -	(明治2年)	竪紙・1通	の1-3
福島宿問屋役人金銭受取証文(人足不足のため人足雇倍賃銭10人5貫余につき) 福島宿問屋役人→ -	(明治2年)巳正月26日	切紙・1通	の1-4
上松宿問屋役人金銭受取証文[覚](人足不足のため人足雇倍賃銭10人5貫余につき) 上松宿問屋役人→松代様御内荒井喜市殿	(明治2年)巳正月26日	切紙・1通	の1-5
須原宿役人金銭受取証文[覚](人足不足のため人足雇倍賃銭10人3貫余につき) 須原宿役人→松代様御内あら井喜市殿	(明治2年)巳正月26日	切紙・1通	の1-6
中山道野尻宿役人金銭受取証文[覚](人足不足のため人足雇倍賃銭10人4貫余につき) 当宿役人(中山道野尻御伝馬所)→松代様御内荒井喜一殿	(明治2年)正月26日	切紙・1通	の1-7
三留野宿役人金銭受取証文[覚](人足不足のため人足雇倍賃銭10人3貫余につき) 三留野宿役人(中山道三留野御伝馬所)→松代様御内荒井喜市殿	(明治2年)巳正月26日	切紙・1通	の1-8
妻籠宿役人金銭受取証文[覚](人足不足のため人足雇倍賃銭10人4貫余につき) 当(妻籠)宿	(明治2年)正月26日	切紙・1通	の1-9

役人→松代津田源五郎様御才領荒井喜市殿			
鵜沼宿問屋桜井吉之助金銭受取証文[覚](人足不足のため人足雇倍賃銭10人6貫余につき) 鵜沼宿問屋桜井吉之助→津田源五郎様御才領荒井喜市殿	(明治2年)正月28日	縦紙・1通	の1-10
武佐宿役人金銭受取証文[覚](人足不足のため人足雇倍賃銭10人5貫余につき) 武佐宿御伝馬所→-	(明治2年)正月29日	縦紙・1通	の1-11
[行節早追駕籠道中御勘定帳] 御飛脚宰領組(荒井)喜市→-	(明治2年)	横長半・1冊	の1-12
[行節道中仕切御賄御勘定帳] 御飛脚才領組(荒井)喜市→-	(明治2年)	横長半・1冊	の1-13
加納宿やまや宇兵衛受取証文[覚](蠟燭代3貫文受取につき) 加納宿やまや宇兵衛→-	(明治2年)巳正月28日	切紙・1通	の1-14
[松代宿々駄賃帳] 津田源五郎才領荒井喜市→- 縦紙等挟み綴じあり	(明治2年)2月18日	横長半・1冊	の1-15
本山宿役人金銭受取証文[覚](崖崩れにて往来崩のため本山宿より人馬雇の賃銭5貫600文につき) 本山宿役人→松代御家中津田源五郎様御才領荒井喜市様	(明治2年)巳2月4日	縦紙・1通	の1-16
[覚](人馬賃銭勘定書) 御飛脚宰領(荒井)喜市→- 貼紙あり	(明治2年)	横長半・1通	の1-17
御飛脚才領組喜市申上書(京 outgoing 出張帰路仕切賄代勘定につき) 御飛脚才領組(荒井)喜市→-		縦紙・1通	の1-18
草津宿万や庄蔵証文[覚](昼仕度代2貫200文につき) 草津宿万や庄蔵→上	(明治2年)巳2月18日	縦紙・1通	の1-19
本山宿脇本陣宇野忠左衛門金銭受取証文[覚](旅籠料4貫600文につき) 本山宿脇本陣宇野忠左衛門→上	(明治2年)巳2月18日	縦紙・1通	の1-20
鳥居本宿丁子徳左衛門金銭受取証文[覚](昼仕度代2貫332文につき) 鳥居本宿丁子徳左衛門→上	(明治2年)巳2月19日	縦紙・1通	の1-21
番場宿米屋善蔵金銭受取証文[覚](下陣料4貫目につき) 番場宿米屋善→上	(明治2年)巳2月19日	縦切紙・1通	の1-22
赤坂才領松葉屋兼助金銭受取証文[覚](昼賄料2貫248文につき) 赤坂才領松葉屋→上	(明治2年)巳2月20日	縦紙・1通	の1-23
加納宿脇本陣松波清右衛門金銭受取証文[覚](宿料4貫800文につき) 加納宿脇本陣松波清右衛門→上	(明治2年)巳2月20日	縦紙・1通	の1-24
大田宿大坂屋幸兵衛金銭受取証文[覚](昼代2貫200文につき) 大田宿大坂屋幸兵衛→上	(明治2年)巳2月21日	縦切紙・1通	の1-25
御嶽宿脇本陣茶屋金三郎金銭受取証文[覚](旅籠料4貫248文につき) 御嶽宿脇本陣茶屋金三郎→上	(明治2年)巳2月21日	縦紙・1通	の1-26

7 藩政／財方／京都出張往還宿費・銃隊賄い代受取

大井宿和泉や利吉金銭受取証文[覚](炭支度代2貫200文につき) 大井宿和泉や利吉→上	(明治2年)巳2月22日	縦紙・1通	の1-27
馬籠宿大和や作兵衛金銭受取証文[覚](旅籠料4貫700文につき) 馬籠宿大和屋作兵衛→松代様御役人中様	(明治2年)巳2月22日	縦紙・1通	の1-28
野尻宿三河波や善左衛門金銭受取証文[覚](昼支度代2貫264文につき) 野尻宿三河波や善左衛門→上	(明治2年)巳2月3日	縦切紙・1通	の1-29
上松宿小松庄兵衛金銭受取証文[覚](旅籠料4貫900文につき) 上松宿小松庄兵衛→上	(明治2年)巳2月23日	縦切紙・1通	の1-30
藪原宿伊勢や又右衛門金銭受取証文(上下昼支度2貫372文につき) 藪原宿伊勢や又右衛門→上	(明治2年)巳2月24日	切紙・1通	の1-31
熱川宿本陣千村右衛門司金銭受取証文(宿料4貫500文につき) 熱川宿本陣千村右衛門司→上	(明治2年)巳2月24日	縦紙・1通	の1-32
洗之宿同心脇御本陣志村勘之丞金銭受取証文[覚](旅籠料2貫300文につき) 洗之宿同心脇御本陣志村勘之丞→上	(明治2年)巳2月25日	縦紙・1通	の1-33
岡田宿本陣七左衛門金銭受取証文[覚](旅籠料4貫600文につき) 岡田宿本陣七左衛門→上	(明治2年)巳2月25日	縦切紙・1通	の1-34
青柳宿本陣青柳八郎左衛門金銭受取証文[覚](昼支度代2貫248文につき) 青柳宿本陣青柳八郎左衛門→上	(明治2年)巳2月26日	縦切紙・1通	の1-35
桑原宿柳沢忠右衛門金銭受取証文[覚](旅籠料4貫496文につき) 桑原宿柳沢忠右衛門→津田源五郎様御才領荒井喜市様	(明治2年)巳2月26日	切紙・1通	の1-36
[帰之節昼中御茶代御勘定帳] 御飛脚才領組喜市→-	(明治2年)	横長半・1通	の1-37
(兵隊賄代関係書類綴 明治2年8月～10月)		4点	の77
小銃隊小頭永原新之助賄代不足分受取証文[覚](式番銃組暇のため帰国道中賄代不足分受取につき) 小銃隊小頭永原新之助/(奥印)寺内多宮/(奥印)月岡善平/(奥印)綿貫泰蔵→池田富之進殿・堤常之丞殿・長谷川直太郎殿他4名 虫損あり	明治2年巳10月	縦継紙・1通	の77-1
矢代宿御本陣柳崎繁之介宿代金銭受取証文[覚](式番銃組隊41名分宿料につき) 矢代宿御本陣柳崎繁之介代人茂兵衛→上	(明治2年)巳8月20日	切紙・1通	の77-2
鼠宿村伊重郎賄料金銭受取証文[覚](式番銃組隊41名分賄料につき) 鼠宿村(問屋)伊重郎→上	(明治2年)巳8月20日	切紙・1通	の77-3
小諸宿御出入御定宿葛屋孫左衛門金銭受取証文[覚](式番銃組隊41名分旅籠代につき) 小諸宿御出入御定宿葛屋孫左衛門→上	(明治2年)巳8月19日	切紙・1通	の77-4

8 松代庁／庁政／通達・高帳調査・藩印交付・中野出張など 政事局

(上ヶ知等社寺関係太政官布達留)	(明治4年5月～7月)	豎半・1冊	の51
(旧松代藩3万石賞典禄使途書上帳)	(明治5年)壬申2月	豎半・1冊	の52
監手申上書(浪人数名大手木戸番所へ無心言掛り 一件風説報告につき) 監手→-	午7月	横切継紙・1通	の53
(林民部権大丞一行出張につき御取扱次第書綴)		2点	の54
(林民部権大丞一行出張につき御取扱次第書下 書) 朱・貼紙で加除訂正	(明治4年)	豎半・1通	の54-1
(林民部権大丞一行出張につき御取扱次第書清 書) の54-1の清書	(明治4年)	豎半・1通	の54-2
郡政副主事申上書(端裏書)[中之条権少属罷越面 会仕候儀申上](知事様より見舞として御菓子 頂戴の礼のため出頭等につき) 郡政副主事→ 端裏書「郡政記録」の上に「郡政副主事」貼紙付、貼紙付	5月20日	横切継紙・1通	の55
(辻固指図書一括) 卷込一括		2点	の56
兵部省指図書(集議員へ行幸のため辻固めにつ き) 兵部省→- 汚損あり	9月	横切紙・1通	の56-1
某用状(集議員へ行幸並びに米国公使参朝のた め辻固指示につき) の56-1に挟込		豎切紙・1通	の56-2
新潟県刑法方用状(新潟県見廻方鑑札改正のため 送付につき) 新潟県刑法方→松代藩隊長御中	5月22日	横切紙・1通	の48
大蔵省出納司受取印書[証](金札返納受取につ き) 大蔵省出納司→- 包紙結付[金札御返納請取印 書]	(明治3年)午正月25日	豎紙・1通	の49
(郡村高取調一件関係書類一括 明治2年6月～3 年12月) 封筒入	明治3年	11点	の72
[藩之支配村々高帳](封筒) 望月帰一郎→鎌原溶 水様	(明治3年)12月16日達	封筒・1点	の72-1
(郡村高取調関係書類一括 明治2年12月)		5点	の72-2
大熊薫用状(現米総高再調書完成・評議決定の ため承知願につき) (大熊)薫→(真田)桜山様	(明治2年)6月28日	横切継紙・1通	の72-2-1
(郡村高取調指示の旨報知関係書類一括) 封筒 入		4点	の72-2-2
[御布告雛形取扱之義返報](封筒) 望月帰一郎 →大熊薫様	12月26日達	封筒・1点	の72-2-2-1
長谷川平次郎申上書(端裏書)[御布告写申上] (藩の村高明細調書雛形配布の旨太政官布告 通知廻状到来につき) 長谷川平次郎→-	(明治2年)12月12日	横切継紙・1通	の72-2-2-2

8 松代庁／庁政／通達・高帳調査・藩印交付・中野出張など

望月帰一郎用状(郡村高調公用人別紙の通り報知につき) (御当用)望月帰一郎→御用番様	(明治2年)12月18日	横切継紙・1通	の72-2-3
長谷川平次郎申上書(端裏書)[御布告書写上](藩の村高明細調書雛形の通り取調べの旨民部省布告通知の廻状到来につき) 長谷川平次郎→ -	(明治2年)12月6日	横切継紙・1通	の72-2-2-4
公用人申上書(端裏書)[郡村御高帳直之儀申上](社寺領不分明のため再調整の旨指令依頼につき) 公用人→ -	(明治2年)12月17日	横切紙・1通	の72-2-3
某指図書(布告の通り高取調につき)		切紙・1通	の72-2-4
望月帰一郎用状(布告の通り高取調べ取計い願につき) 望月帰一郎→鎌原溶水様 端裏書「溶水様」	(明治2年)12月13日	横切継紙・1通	の72-2-5
松代藩知事申上書(郡村御高帳大・中・小分別の上有体取調べ提出につき) 松代藩知事→弁官御中 「松代藩」罫紙、端貼紙「別帳へ御添書奉書半切ニ差出候写」	(明治3年)庚午6月	豎半・1冊	の72-2-6
玉川一学申上書(端裏書)[現米総高再取調書被差出候義申上](提出までの次第書) 玉川一学→ -	(明治3年)6月28日	横切継紙・1通	の72-2-7
(御藩印支給一件書類綴 明治3年2月～3月)		14点	の73
長岡茂市申上書(端裏書)[藩印御渡之義申上](藩印の支給の仕方・取扱い方等につき)	(明治3年)2月19日	横切継紙・1通	の73-1
公用人申上書(端裏書)[小事件用御藩印三箇添申上](並びに御政庁御分他4個出来につき) 公用人→ -	(明治3年)3月15日	横切継紙・1通	の73-2
某申上書[申上](京都布令書写等10通送付につき)	(明治3年)2月	切紙・1通	の73-3
某申上書(端裏書)[京都ニテ御藩印箱相渡り候義申上](京都留守官よりの藩印長岡茂市送付につき)	(明治3年)2月29日	切紙・1通	の73-4
長岡茂市申上書(端裏書)[一 於京都御布告之義付申上](邸内荒れざるように尽力等につき) 長岡茂市→ -	(明治3年)2月	横切紙・1通	の73-5
公用人申上書(端裏書)[京師御布令之義申上](邸手入・界紙送付の件につき) 公用人→ -	(明治3年)2月	横切紙・1通	の73-6
某用状(小諸藩出頭遅引の件の対応につき)	(明治3年)2月	横切紙・1通	の73-7
[御藩印御渡之義申上](次第書) 長岡茂市→ -	(明治3年)2月19日	豎半・1冊	の73-8
(藩印交付御用留)	(明治3年2月～2月10日)	豎半・1冊	の73-9
(藩印交付御用留)	(明治3年2月～3月)	豎半・1冊	の73-10
(藩印交付御用留)	(明治3年2月)	豎半・1冊	の73-11
(藩印交付記)	(明治3年2月19日)	豎半・1冊	の73-12

(藩印交付記)	(明治3年2月19日)	豎半・1冊	の73-13
(印鑑彫刻仕様についての太政官通達につき6藩公用人廻状留) (山口藩公用人)→(福岡御藩・広島御藩・岡山御藩他4藩)「松代藩」野紙	(明治3年)2月14日	豎半・1冊	の73-14
職事掛書記方内密伺書(端裏書)[給使之儀ニ付御内密奉伺候](老巧の者1人残留並びに大澤喜作士族昇格願につき) 職事掛書記方→ -	11月	横切継紙・1通	の74
(包紙) 堀恭之進内駒沢勘左衛門→真田信濃守様御用人中様 の35-2入		包紙・1点	の35-1
堀恭之進内駒沢勘左衛門書状(出雲崎庁より到来の印鑑50枚の内42枚順達願につき) 堀恭之進内駒沢勘左衛門→真田信濃守様御用人中様 虫損甚大	9月6日	横切継紙・1通	の35-2
(包紙) 堀恭之進内駒沢勘左衛門→真田信濃守様御用人中様 の36-2入		包紙・1点	の36-1
堀恭之進内駒沢勘左衛門書状(出雲崎庁より到来の印鑑順達不調法等につき) 堀恭之進内駒沢勘左衛門→真田信濃守様御用人中様 の35と関連	9月7日	横切継紙・1通	の36-2
[口上覚](包紙並びに門番申立考慮願の旨庁掌貼添) 西庁御門番→ -	9月11日	包紙・1点	の39-1
西庁御門番申上書[口上覚](池村良太郎御門通行違反等につき) 西庁御門番→庁掌方御役所	(明治4年)辛未9月11日	横切継紙・1通	の39-2
堀切海沼利兵衛願書[乍恐以書付奉願上候](城内熊笹竹冥加金上納と引替に拝領願につき) 堀切海沼利兵衛→計監御役所・樹芸御掛り御役所	明治4年未5月	豎紙・1通	の34
(吉井民部大丞中野県出張逗留一件関係書類綴)	(明治3年)	5点	の62
[今般民部大丞吉井徳春中野県へ被相越候付当町逗留中御取扱之次第 付兵部省通行之節挨拶振](伊勢町)	(明治3年)	豎半・1冊	の62-1
[今般民部大丞吉井徳春中野県へ被相越候付当町逗留中御取扱之次第 付兵部省通行之節挨拶振](伊勢町)	(明治3年)	豎半・1冊	の62-2
[今般民部大丞吉井徳春中野県へ被相越候付当町逗留中御取扱之次第](伊勢町)	(明治3年)	豎半・1冊	の62-3
(中野県へ出張の役員・兵隊用民部省先触写等交通関係通達留)	(明治3年12月26日)	豎半・1冊	の62-4
民部省先触写[記](中野県出張のため賃人足・旅宿賄人足用意につき) 民部省→中山道板橋宿より信州中野県迄右宿々役人	(明治3年12月26日)	豎半・1冊	の62-5

9 松代庁／財方／財政運用方上申・用状・諸勘定

計政局

玉川一学申上書(端裏書)[軍資金上納御猶予願差出候儀ニ付申上](許可につき) 玉川一学→ - (廃藩前後会計方書類綴 明治4年～8年) [廃藩前後会計方書類](切紙)	12月12日	横切紙・1通 72点 切紙・1通	の65 の28 の28-1
小野善四郎他一名用状(端裏書)[東京会計方四月九日付十六日送](蘭五へ差入金等につき) (小野)善四郎→(佐藤)美与喜様・(富永)新平様	4月9日	横切継紙・1通	の28-2
小野忠政書状(招魂社設立入費伺につき) (小野)忠政→富永(新平)様	3月24日	横切継紙・1通	の28-3
御手形引換掛内々伺書(端裏書)[御内々御手元之儀伺](製造手形引替の際出勤社へ手当支給願につき) 御手形引換掛→ -	正月	横切継紙・1通	の28-4
竹田新七伺書(端裏書)[飯島勝休・原田亀男エ御下金之儀再応申上](洋書購入費等支給願につき) 竹田新七→ -	(明治8年)乙亥12月	横切継紙・1通	の28-5
矢野唯見用状(藩札正贖改方につき) (矢野)唯見→(富永)新平様	7月4日	横切継紙・1通	の28-6
覚一郎他一名申上書(松代藩陸軍入費等調査猶予願等につき) 廃通称覚一郎覚一・廃通称善四郎忠政(小野忠政)→(佐藤)美与喜様・(富永)新平様	5月28日	横切継紙・1通	の28-7
某申上書(神林村野口吉十郎へ御林払下代金帳取調につき)	6月10日	横切継紙・1通	の28-8
某用状(端裏書)[会計](負債等旧会計取調につき)		横切継紙・1通	の28-9
三井行昌伺書(賞典高10石の残金頂戴願につき) 三井行昌→ -	(明治5年)壬申11月	横切継紙・1通	の28-10
善四郎内々申上書(端裏書)[御藩地産物方調之儀ニ付御内々申上](出京のため事務引継不行届のため会計方取調猶予願につき) (小野)善四郎→ -	7月	横切継紙・1通	の28-11
野中喜左衛門申上書(端裏書)[此日未進取調相違候事 三月九日駒村書状同日常右衛門持参](戊辰戦争の賄代等の件で村々より苦情等につき) 野中喜左衛門→富永新平様	3月9日	横切継紙・1通	の28-12
某願書雛形(賞典米松代県庁へ引渡願につき) - →長野県御庁御中 端裏貼紙「富永氏ト可伏分」	(明治5年)壬申3月	横切継紙・1通	の28-13
某申上書(端裏書)[申上](大東一件書類清書につき)	8月18日	横切継紙・1通	の28-14

酒井市治内々申上書(端裏書)[関田雅明歎願之儀ニ付御内々申上](大坂旧藩邸支払残金調達分下ケ渡願につき) 酒井市治→ -	5月	横切継紙・1通	の28-15
新平用状(将丸山の儀横田君へ取計願につき)(小野)新平→御両君(酒井市治・堀田)様	正月6日	横切紙・1通	の28-16
覚一他一名伺書(陸軍入費調至急送付などにつき) 覚一・(小野)忠政→(佐藤)美与喜様・(富永)新平様	6月19日	横切継紙・1通	の28-17
某申上書(租税納入仕法につき)		横切継紙・1通	の28-18
覚一郎他一名願書(賞典禄支給願につき) 覚一郎・(小野)善四郎→(佐藤)美与喜様・(富永)新平様	5月20日	横切継紙・1通	の28-19
忠政願書(負債の内藩中等のため借入金真田幸民引受につき) (小野)忠政→(佐藤)美与喜様・(富永)新平様	6月19日	横切継紙・1通	の28-20
某用状(端裏書)[竹村新兵衛等御扶持の事](扶持支給仕法案につき)		横切継紙・1通	の28-21
某内々願書(端裏書)[申上](大岡宮原組内献金の御賞の件達につき) (酒井)市治→ -		横切継紙・1通	の28-22
某申上書[河内国御厨村大東象五郎より旧松代藩え借入金之義ニ付申上](旧藩債調帳金高相違の分取調の件につき) 朱書あり		横切継紙・1通	の28-23
某用状(出張旅費日当手当並びに官員手当入料等心得につき)		横切継紙・1通	の28-24
酒井市治内々申上書(端裏書)[大坂御内用御入料御下ケ金之儀申上](残金支給願につき) 酒井市治→ -	3月	横切継紙・1通	の28-25
酒井市治内々申上書(端裏書)[荒神町嶋田喜太郎献金之儀ニ付御内々申上](御賞下賜願につき) 酒井市治→ -	7月	横切継紙・1通	の28-26
計監申上書(端裏書)[大里忠一郎新潟表へ出張之義御尋申上](国産品の目論見等につき) 計監→ -	3月	横切継紙・1通	の28-27
商法掌伺書并計監添伺貼紙(端裏書)[新潟商法会所召抱友七献金之儀付伺](官札3両献上了承願につき) 商法掌→ -	(明治4年)未2月	横切紙・1通	の28-28
会計方伺書(端裏書)[大里忠一郎新潟行之儀ニ付伺](御様子柄いかがわしきにつき) 会計方→ -	(明治4年)3月3日	切紙・1通	の28-29
大里忠一郎願書(引換代幣の件等閑のまま出張の事赦免願につき) 大里忠一郎→ -	(明治4年)辛未7月	横切継紙・1通	の28-30
大里忠一郎他一名内々申上書(廻米の件余人へ任命願につき) 大里忠一郎・(竹鼻)兵馬→ -	(明治4年)3月	横切継紙・1通	の28-31
富岡良右衛門他二名内々申上書(融通米買上等	(明治4年)3月3日	横切継紙・1通	の28-32

9 松代庁／財方／財政運用方上申・用状・諸勘定

のため大里忠一郎新潟出張願につき) 富岡 良右衛門・竹鼻兵馬・大里忠一郎→ -	(明治4年)11月3日	切紙・1通	の28-33
庶務方出頭命令状(4日に出頭につき) 大川前 通五ノ町喜一郎外屋敷庶務方→竹花兵馬殿	(明治4年)6月4日	切紙・1通	の28-34
大里忠一郎用状(端裏書)[御内々申上書](囲米 の件の書類柏崎にて拝見・見合せにつき) (大里)忠一郎→ -	明治2年巳11月	横切紙・1通	の28-35
松代藩竹花兵馬願書写并貼紙[口上覚](新潟開 港のため松代商会所設置願につき並びに11 月朔日新潟役所へ提出の旨) 松代藩竹花兵馬 印→新潟御役所	(明治2年)巳11月	横切紙・1通	の28-36
新潟御役所許可書(松代商会所設置許可につ き) (新潟御役所)→ -	9月	横切紙・1通	の28-37
出納懸報告書(盛徳寺本堂入料につき) 出納懸 → -		横切紙・1通	の28-38
(営膳・武庫等金員勘定書)	(明治4年)12月晦日	横切紙・1通	の28-39
(明治4年12月晦日御蔵有込内訳)		横切紙・1通	の28-40
(明治3～明治5年割合書)	明治6年4月	横切紙・1通	の28-41
小山田久米金子預り証文[証](金1千905両余に つき) 小山田久米→富永新平殿・佐藤則通殿	(明治4年)未3月4日	横切紙・1通	の28-42
小山藤左衛門預り証文[覚](官札15両につき) 小山藤左衛門→富永新平殿		横切紙・1通	の28-43
(拝借金員書上)		横切紙・1通	の28-44
(2千255両拝借金等勘定書)		横切紙・1通	の28-45
関田雅明用状(卯年5月24日才覚金500両差出に つき) 関田雅明→ - 後欠		横切紙・1通	の28-46
(1千200両拝借金等勘定書)	11月29日	横切紙・1通	の28-47
郷原請書(端裏書)[御請](内借金一件取調の報 告怠慢の赦免願につき) 郷原(力作)→ -		横切紙・1通	の28-48
関田雅明書状(端裏書)[関田氏より近藤氏え来 状 才覚金之事](才覚金駒村氏にて御請願 等につき) (関田雅明)→(駒村佐十郎) 虫損あ り	3月	横切紙・1通	の28-49
矢野唯見申上書(端裏書)[長崎屋新三郎え御下 金之義ニ付申上](問合願につき) 矢野唯見→ -	4月22日	横切紙・1通	の28-50
監督申上書(端裏書)[田中新十郎え御下ケ金之 儀ニ付申上](旧上田藩士来訪の節の酒穀代 につき) 監督→ -	4月22日	横切紙・1通	の28-51
監督申上(端裏書)[長崎屋新三郎御下ケ金歎願 之儀付申上](諸藩県等公務にて来訪の際の 酒賄費につき) 監督→ -			

矢野唯見伺書(端裏書)[元上田藩桜井純蔵等相越候節御入料伺](料理代金等につき) 矢野唯見→ -	3月	横切紙・1通	の28-52
某報告書(士卒月割玄米等当11月より来年10月迄入用積につき)	(明治4年)	横切継紙・1通	の28-53
某金銭勘定書(会計至急の口・初代入込・米不足分等勘定書)		横切継紙・1通	の28-54
民事掛伺書(端裏書)[当未御収納品納之義伺](立相場と町相場の相違・改革による困窮のため収納高減少の件了解願につき) 民事掛→ -	10月12日	横切継紙・1通	の28-55
某用状并下ヶ札(山里村々田方本口納の内品柄積書上並びに三輪村他2ヶ村分長野県へ引渡分粉書上)		切紙・1通	の28-56
民事懸申上書(端裏書)[当未品納之義ニ付申上](当11月より申10月の入料積会計方不都合至極のため繰合せ願につき) 民事懸→ -	10月14日	横切継紙・1通	の28-57
某用状(上納金・減略入用積評議等につき)	10月9日	横切継紙・1通	の28-58
会計懸申上書(端裏書)[当未品納之儀ニ付申上](当未年品柄不足分繰合せ方再調査願につき) 会計懸→ -	10月	横切継紙・1通	の28-59
某書状(諸事面談依頼につき)	10月23日	横切紙・1通	の28-60
用度方伺書(端裏書)[御下ヶ金之儀伺](新町村御徳居より購入の御用紙代支払願につき) 用度方→ -	9月13日	横切継紙・1通	の28-61
会計懸申上書并長谷川他一名朱印(端裏書)[用度方申立候義ニ付申上](70円支出につき) 会計懸→ -	6月16日	横切紙・1通	の28-62
新町村金兵衛願書[乍恐以書付奉願上候](夫食等支障のため御用紙漉立代金支払願につき) 新町村金兵衛→用度方御役所 の28-61の別紙	明治4年末9月	縦継紙・1通	の28-63
新町村金兵衛御用紙代金受取証文[差上申一札之事](御用紙買上代受取につき) 新町村金兵衛→用度方御役所	明治4年末9月	縦紙・1通	の28-64
(三輪村男公債証書持参一件書類綴)		2点	の28-65
矢野唯見伺書(公債証書持参の三輪村男へ公債無効の件説明の仕方教示願につき) (矢野唯見→(長谷川)昭道様 茶色罫紙	12月10日	縦紙・1通	の28-65-1
(三輪村男持参の文政5年付調達金返済約定証文等写) 茶色罫紙		縦紙・1通	の28-65-2
内川小六願書(真田幸民宛借用金の返済猶予願につき) 内川小六→ -		縦継紙・1通	の28-66
関田雅明書状(京坂御用金処理方等につき)	(明治9年)1月11日認	横切継紙・1通	の28-67

10 松代庁／財方／出納伺・指示

(関田)雅明→(酒井)市治様 端裏書「九年一月廿二日達 関田氏」			
関田雅明書状并酒井市治付札(京坂御用金処理方等につき) (関田)雅明→(酒井)市治様 端裏書「九年二月廿四日達 関田氏」、紙背に付札あり	(明治9年)3月16日認出	横切継紙・1通	の28-68
関田雅明書状(小根山酒井仲雄貸金一件出訴停止 依頼につき)(関田)雅明→司馬町賢兄上(酒井市治) 端裏書「三月十一日達 関田氏」	(明治9年)2月21日	横切継紙・1通	の28-69
(明治5年大坂支払残金調書綴 明治5年6月～11月)		2点	の28-70
[明治五壬申年六月大坂御払残調帳面写](朱書)	明治5年壬申6月上ケ写	豎半・1冊	の28-70-1
[明治五壬申年十一月雅明へ御渡シノ書面写](朱書、大坂支払残調)		豎紙・1通	の28-70-2

10 松代庁／財方／出納伺・指示 計政局

(拝借金等計政副主事・出納懸関係書類綴) すべて明治3年のものか		107点	の2
計政副主事申渡状(水原表鉄砲買上代1千530両 賞典名目より支払を司金へ通達の旨につき) 計政副主事→ -		横切継紙・1通	の2-1
計政副主事申渡状(小根山村神主京都為替金の件につき) 計政副主事→ - 虫損あり		横切継紙・1通	の2-2
某伺書(小根山村神主京都為替金の件につき) 虫損大		横切紙・1通	の2-3
出納掛申上書(端裏書)[小祢(根)村坂井仲雄京都為替金願之義ニ付申上](官札払底等のため坂井の官札と手形など交換願の件了解願につき) 出納掛→ -	4月10日	横切継紙・1通	の2-4
出納掛伺書并計算副主事添伺貼紙・卷上付札(端裏書)[御買上米代金御中借之儀ニ付伺](大塚村卯八郎へ300俵分700両中借願につき並びに了解の旨) 出納掛→ -	5月15日	横切継紙・1通	の2-5
出納掛申上書并計算副主事添伺貼紙(端裏書)[牟礼宿関門御入料御下ケ金之儀申上](牟礼宿役人歎願につき) 出納掛→ -	5月	横切紙・1通	の2-6
計政副主事伺書(端裏書)[古金引当ニ而御借入金御返済儀伺](官札にて返済させたきにつき) 計政副主事→ -	5月17日	横切継紙・1通	の2-7
某用状(大和藤四郎へ送金済の件了解の旨岡野敬一郎へ申渡などにつき)		切紙・1通	の2-8

岡野敬一郎申上書(端裏書)[大和藤七郎へ御返 済之儀ニ付申上](増御用達の件約定のため 500両返済の件出納掛申し出の通りにつき) 岡野敬一郎→ -	4月10日	横切継紙・1通	の2-9
出納掛申上書(端裏書)[小俣村大和藤七郎御用 達金御返済之儀申上](増御用達の件約定の ため500両返済につき) 出納掛→ -	4月	横切継紙・1通	の2-10
出納掛内応伺書并計政副主事添伺貼紙(端裏 書)[御内応伺](善光寺町商人等太政官札1千 両御用達の件了承願につき) 出納掛→ -	5月	横切継紙・1通	の2-11
某申渡状(伺の通り申渡につき)		切紙・1通	の2-12
出納掛伺書并計政副主事添伺貼紙(端裏書)[御 用金元利御下ヶ之義ニ付伺](荒神町他2町3 名養蚕のため2千519両余下ヶ金の件了承願 につき) 出納掛→ -	5月	横切継紙・1通	の2-13
某用状(逼迫のため利金のみ借継を説得の旨)		切紙・1通	の2-14
某指図書(營繕司砲術所見分所普請金等中借了 解につき)		横切継紙・1通	の2-15
某指図書(寅卯辰年中両京荷物往来道中人馬雇 増賃銭等了解につき)		横切紙・1通	の2-16
某用状[覚](飛脚才領組等荷物往来道中人馬雇 増賃銭計9筆分書上)		横切継紙・1通	の2-17
某用状[覚](才領組等荷物往来道中人馬雇増賃 銭計8筆分書上)		横切継紙・1通	の2-18
某指図書(寺院より御救方への借入金受取方に つき)		横切継紙・1通	の2-19
某申上書(窮民御救いのため寺院より借入金計 政方へ引渡しにつき)	5月22日	横切継紙・1通	の2-20
出納掛指図書(別紙の通り心得の旨) 出納掛→ -	5月27日	切紙・1通	の2-21
計政副主事指図書(春日敬三柏崎出張費内借金 支出につき) 計政副主事→ -		切紙・1通	の2-22
計政副主事指図書(春日敬三柏崎出張費内借金 支払につき) 計政副主事→ -		切紙・1通	の2-23
計政副主事指図書(西村半六柏崎県出仕準備金 支障のため内借許可につき) 計政副主事→ -		横切継紙・1通	の2-24
岡野敬一郎指図書(中借の件了解につき) 岡野 敬一郎→ -		切紙・1通	の2-25
出納掛申上書(端裏書)[飯山町御出入上松吉左 衛門御扶持代御中借之儀申上](御用達金代 金にて受取願につき) 出納掛→ -		横切継紙・1通	の2-26
計政副主事指図書(別紙の件了解につき) 計政		切紙・1通	の2-27

副主事→ -			
出納掛申上書并計政副主事添伺貼紙(端裏書) [力石村塚田一郎商社為替手形拝借等義申 上](蚕種生糸仕込代金拝借願につき) 出納 掛→ -	5月9日	横切継紙・1通	の2-28
計政副主事指図書(別紙の件了解につき) 計政 副主事→ -		切紙・1通	の2-29
出納掛申上書并計政副主事添伺貼紙(端裏書) [金手形摺方入料御中借之儀申上] 出納掛→ -	4月	切紙・1通	の2-30
岸善八指図書(別紙の件伺済につき) 岸善八→ -		切紙・1通	の2-31
岸善八伺書并同人巻上貼紙(端裏書)[金手形等 摺方之者御手充之義伺] 岸善八→ - 下ヶ札 あり	5月	横切継紙・1通	の2-32
鎌原溶水指図書(支出の件了承につき) 鎌原溶 水→計政副主事申	5月27日	切紙・1通	の2-33
出納懸申上書并計政副主事添伺貼紙(端裏書) [福島村仙左衛門手寄才覚金利足御下ヶ之儀 申上] 出納懸→ -	5月	横切継紙・1通	の2-34
鎌原溶水指図書(支出の件了承につき) 鎌原溶 水→計政副主事申	5月晦日	切紙・1通	の2-35
出納掛伺書并計政副主事添伺貼紙(端裏書)[計 政方付弁次郎官札御用達之義御下ヶ金之義 伺](軍用囲金引当にて融通分約定通り返済 願につき) 出納掛→ -	5月29日	横切継紙・1通	の2-36
計政副主事指図書(鬼無里村各組への夫喰拝借 大麦代の件了承につき) 計政副主事→ -		横切紙・1通	の2-37
計政副主事指図書(吉田村へ逃亡出役費20両中 借了承につき) 計政副主事→ -		横切紙・1通	の2-38
出納掛申上書并計政副主事添伺貼紙・巻上付札 (端裏書)[初御買上代御中借之儀申上](大塚 村卯八初50俵買付代金800両中借願につき 並びに了承の旨) 出納掛→ -	5月	横切継紙・1通	の2-39
計政副主事指図書(別紙の件了承につき) 計政 副主事→ -		切紙・1通	の2-40
計政副主事伺書(端裏書)[寺沢大之輔御内借之 儀ニ付伺書](買上米の件で越後出張費10両 内借につき) 計政副主事→ -	5月4日	切紙・1通	の2-41
出納掛指図書(別紙の通り心得につき) 出納掛 → -	5月9日	切紙・1通	の2-42
計政副主事指図書(友千代様誕生臨時御用金残 金50両了承につき) 計政副主事→ -		切紙・1通	の2-43
計政副主事指図書(別紙伺了承につき) 計政副		切紙・1通	の2-44

主事→-			
計政副主事伺書(端裏書)[摺職請負人等御目録被下之儀ニ付伺](御製造金手形並びに商社手形摺方精勤につき) 計政副主事→-	5月10日	横切継紙・1通	の2-45
計政副主事指図書(申立通り了承につき) 計政副主事→-		切紙・1通	の2-46
計政副主事申上書(端裏書)[申上](督促迷惑のため飯山借金口返済願につき) 計政副主事→-	6月	横切継紙・1通	の2-47
出納掛申上書(端裏書)[御出入千村斧右衛門より御借入金利足中借之儀申上](借継のため利足金返済のため中借願につき) 出納掛→-	6月	横切継紙・1通	の2-48
出納掛申上書(端裏書)[飯山町三人より御借入金之儀ニ付再申上](3人のもの商用支障のため返済願につき) 出納掛→- の2-49の関連文書	6月	横切継紙・1通	の2-49
計政副主事伺書并卷上付札(端裏書)[御買上米為御脚下筋江寺沢大之輔罷越候付御内借之儀申上] 計政副主事→-	6月8日	横切紙・1通	の2-50
計政副主事指図書(矢野唯見借人松原者塩尻出張費中借了承につき) 計政副主事→-		横切紙・1通	の2-51
出納掛指図書(別紙の通り心得につき) 出納掛→-		切紙・1通	の2-52
計政副主事指図書(用水路水門建設のため広土手段金出金了承につき) 計政副主事→-		横切継紙・1通	の2-53
出納掛指図書(別紙の通り心得につき) 出納掛→-		切紙・1通	の2-54
計政副主事指図書(東京へ飛脚路銭の件了承につき) 計政副主事→-		切紙・1通	の2-55
出納掛指図書(別紙の通り心得につき) 出納掛→-		切紙・1通	の2-56
計政副主事指図書(内用金15両了承につき) 計政副主事→-		切紙・1通	の2-57
出納掛指図書(別紙の通り心得につき) 出納掛→-	10日	切紙・1通	の2-58
計政副主事指図書(郡政方御用金中借了承につき) 計政副主事→-		切紙・1通	の2-59
計政副主事指図書(山浦昇へ刀製造指令のため中借金了承につき) 計政副主事→-		横切紙・1通	の2-60
出納掛指図書(別紙の通り心得につき) 出納掛→-	6月9日	切紙・1通	の2-61
計政副主事指図書(松原者扶持代・給金中借了承につき) 計政副主事→-		横切紙・1通	の2-62

10 松代庁/財方/出納伺・指示

出納掛指図書(別紙の通り心得につき) 出納掛 → -	6月7日	切紙・1通	の2-63
計政副主事指図書(木挽賃中借了承につき) 計 政副主事→ -		横切紙・1通	の2-64
出納掛指図書(別紙の通り心得につき) 出納掛 → -	6月7日	切紙・1通	の2-65
計政副主事指図書(別紙御金出伺の通り了承に つき) 計政副主事→ -		切紙・1通	の2-66
某伺書(端裏書)[下筋御買上米御金出之義ニ付 伺](引当として官札500両差入れにて買上入 料支出伺につき)	6月	横切継紙・1通	の2-67
出納掛指図書(別紙の通り心得につき) 出納掛 → -	6月8日	切紙・1通	の2-68
計政副主事指図書(捕亡役手寄借入金303両返 済金了承につき) 計政副主事→ -		横切紙・1通	の2-69
出納掛指図書(別紙の通り心得につき) 出納掛 → -	6月4日	切紙・1通	の2-70
計政副主事指図書(武田斐三郎へ送金の越後絹 2反買上代8両2分中借了承につき) 計政副主 事→ -		切紙・1通	の2-71
出納掛他一掛指図書(別紙の通り心得につき) 出納掛・諸事掛→ -	5月9日	切紙・1通	の2-72
計政副主事指図書(瀬脇村他8村への夫喰拝借 大麦代の件了承につき) 計政副主事→ -		横切継紙・1通	の2-73
出納掛指図書(別紙の通り心得につき) 出納掛 → -	5月14日	切紙・1通	の2-74
計政副主事指図書(蓮菜綿買上代中借了承につ き) 計政副主事→ -		切紙・1通	の2-75
出納掛他一掛指図書(別紙の通り心得につき) 出納掛・諸事掛→ -		切紙・1通	の2-76
計政副主事指図書(寄合兵隊の内ラッパ吹修行 手当等の件了承につき) 計政副主事→ -		切紙・1通	の2-77
出納掛他一掛指図書(別紙の通り心得につき) 出納掛・諸事掛→ -	5月4日	切紙・1通	の2-78
計政副主事指図書(新町村への夫喰拝借大麦代 の件了承につき) 計政副主事→ -		横切紙・1通	の2-79
計政副主事指図書(花尾村への極難の上褒美と して大麦代下賜の件了承につき) 計政副主事 → -		横切紙・1通	の2-80
計政副主事指図書(別紙の趣伝達依頼につき) 計政副主事→ -		切紙・1通	の2-81
計政副主事伺書(端裏書)[小頭已下御切米代金 御渡之義付伺](まず小頭へ並びに製造懸り)	4月	横切紙・1通	の2-82

へも中借願につき) 計政副主事→ -			
計政副主事申上書并計政副主事添伺貼紙・卷上付札(端裏書)[商社手形引換金札御借入等之儀ニ付申上](官札残少のため田中村亀治へ官札借入の代わりに商社手形を無利足にて貸与願並びに了承の旨) 計政副主事→ -	□月	横切紙・1通	の2-83
司蔵伺書并計政副主事貼添・卷上付札(端裏書)[蔵庶務中島啓作松本御用ニ付御中借金之儀申上](並びに了承の旨) 司蔵→ -	(明治3年)6月	切紙・1通	の2-84
蔵庶務中島啓作願書[口上覚](全国錢幣製造跡清勘定にて松本出張のため中借願につき) 蔵庶務中島啓作→ -	(明治3年)5月2日	切紙・1通	の2-85
計政副主事指図書(別紙の件了承につき) 計政副主事→ -		切紙・1通	の2-86
司蔵伺書(端裏書)[請取物之儀申上](小盤紙等入料支給願につき) 司蔵→ -	5月	横切紙・1通	の2-87
出納掛指図書(別紙の通り心得につき) 出納掛→ -		切紙・1通	の2-88
計政副主事指図書(台所入料中借了承につき) 計政副主事→ -		横切継紙・1通	の2-89
出納掛指図書(別紙の通り心得につき) 出納掛→ -	4月18日	切紙・1通	の2-90
計政副主事指図書(山里初代等返済金已年利分取納の内より返済の件了承につき) 計政副主事→ -		横切継紙・1通	の2-91
出納掛他一掛指図書(別紙の通り心得につき) 出納掛・諸事掛→ -	5月23日	切紙・1通	の2-92
計政副主事指図書(戸隠神領上野村等窮民への夫喰貸与のため中借了承につき) 計政副主事→ -		横切継紙・1通	の2-93
計政副主事指図書(別紙の件了承につき) 計政副主事→ -		切紙・1通	の2-94
出納掛并岸善八添伺貼紙(端裏書)[商社為替手形御中借之儀ニ付申上](御出入牧野へ金札1万両借入の代り商社為替手形1万両無利子貸与願につき) 出納掛→ -	5月晦日	横切紙・1通	の2-95
出納懸申上書并計政副主事添伺貼紙・卷上付札(端裏書)[柏原宿若月善吉御借入金御返済之儀申上](元利とも返済の件了承願につき並びに了承の旨) 出納懸→ -	5月	横切紙・1通	の2-96
計政副主事指図書(別紙の件了承につき) 計政副主事→ -		切紙・1通	の2-97
出納懸申上書并計政副主事添伺貼紙(端裏書)[御出入御扶持代御手形金札御引換之儀ニ付	5月	横切紙・1通	の2-98

1 1 松代庁／財方／用達金送金その他

申上] (須坂町出入5名へ金札にて扶持代支給の旨司金方へ通達願につき) 出納懸→ -			
計政副主事指図書(西村半六柏原県へ出仕のための中借了承につき) 計政副主事→ -		横切紙・1通	の2-99
計政副主事指図書(司税方借入金の内半金返済の件了承につき) 計政副主事→ -		横切紙・1通	の2-100
計政副主事指図書(塩買上代金中借了承につき) 計政副主事→ -		横切紙・1通	の2-101
出納掛他一掛指図書(別紙の通り心得につき) 出納掛・諸事掛→ -		横切紙・1通	の2-102
計政副主事指図書(大岡宮平組難渋人別への夫喰大麦代金拝借了承につき) 計政副主事→ -		横切紙・1通	の2-103
出納掛指図書(別紙の通り心得につき) 出納掛→ -		切紙・1通	の2-104
計政副主事指図書(辰年中買物役支払残金拝借了承につき) 計政副主事→ -		横切紙・1通	の2-105
出納掛指図書(別紙の通り心得につき) 出納掛→ -		切紙・1通	の2-106
計政副主事指図書(松本藩より出張人来訪の際郡役記録公聴の節の入料など別高の旨了承につき) 計政副主事→ -		横切紙・1通	の2-107

1 1 松代庁／財方／用達金送金その他

計政局

(大岡村所団右衛門御用達金一件関係書類綴)		19点	の20
計政副主事申上書(端裏書)[大岡村団右衛門申立之義ニ付申上](式分金銀台借入の件考慮願などにつき) 計政副主事→ -	12月8日	横切紙・1通	の20-1
計政副主事申上書(端裏書)[申上](団右衛門贖金回収の銀台借入の件考慮願につき) 計政副主事→ - 下ケ札あり	12月8日	横切紙・1通	の20-2
某借入金差引勘定書并下ケ札伺書(団右衛門借用式分金銀台につき) 計政副主事→ -	12月8日	横切紙・1通	の20-3
某申上書(端裏書)[式分金ニ添申上](団右衛門提出金子武田殿と改・借入等につき)		横切紙・1通	の20-4
某申上書(御用立金1万3千程につき)		切紙・1通	の20-5
計監申上書(端裏書)[大岡団右衛門御用金之義御尋申上](団右衛門式分金御用達に関する伺の内純金引替につき) 計監→ -	12月	横切紙・1通	の20-6
計政副主事申上書(端裏書)[宮原組所団右衛門	12月13日	切紙・1通	の20-7

手寄御用達金之義ニ付申上](年内余日なきため至急指図願につき) 計政副主事→-			
出納懸内々申上書(端裏書)[御内々申上](团右衛門身上につき) 出納懸→-	12月	横切紙・1通	の20-8
[上](包紙)		包紙・1点	の20-9
大岡宮本組郡百姓所团右衛門申上書[覚](松本藩支配所池田組大岡村の内掛金支出人別書上につき) 大岡宮本組郡百姓所团右衛門→上下ケ札あり	12月	横切紙・1通	の20-10
議事申上書(端裏書)[大岡村团右衛門申立之義ニ付申上](申立の件見合せ願につき) 議事→- 虫損あり	12月	横切継紙・1通	の20-11
監察申上書(端裏書)[大岡村团右衛門御用達金之義御尋申上](議事弁論は妥当につき) 監察→- 虫損あり	12月	横切紙・1通	の20-12
庶務方申上書(端裏書)[宮平組所团右衛門相尋候義ニ付申上](大岡村团右衛門御用達金の件他 下ケ札あり	12月	横切継紙・1通	の20-13
支配所との関係などの旨返答につき) 庶務方→-			
計政副主事申上書(端裏書)[申上](高別割拝借金返納分等繰合せ不調のため团右衛門周旋用立金1万両借入願等につき) 計政副主事→-	正月5日	横切継紙・1通	の20-14
鎌原溶水用状(团右衛門金子一件の関係書類の件問合せ願につき) (鎌原)溶水→(大熊)薫様	3月10日	横切継紙・1通	の20-15
草間一路他一名申上書(端裏書)[大岡村所团右衛門式分金御用達壹条御尋ニ付申上](御用達金の手回りよきため御用達の件認可願につき) 草間一路・北沢冠岳→-	3月12日	横切継紙・1通	の20-16
酒井市治用状(大岡村所团右衛門式分金一件訴訟願につき) (酒井)市治→(坂本)齊助様	3月28日	横切紙・1通	の20-17
草間一路伺并北沢冠岳下ケ札答書(团右衛門一件致し方なきため指図願につき) (草間)一路→(北沢)冠岳様	3月27日	横切継紙・1通	の20-18
北沢冠岳用状(式分金一件の噂にて团右衛門迷惑等様子報知につき) (北沢)冠岳→(草間)一路様	3月27日	横切継紙・1通	の20-19
(佐藤美与喜書状綴)		5点	の22
竹内新七他一名書状(大坂生糸一件猶予願許可等につき) (竹内)新七・(佐藤)美与喜→(岡野)敬一郎様・(富永)新平様 端裏書「十九日返翰朔日八日相達」	4月朔日	横切継紙・1通	の22-1

12 松代庁／財方／財政運用策献言など

佐藤美与喜書状(長谷川権大夫へ送金等につき) (佐藤)美与喜→(富永)新平様	6月6日	横切継紙・1通	の22-2
佐藤美与喜書状(拝借金出金の件等につき) (佐藤)美与喜→(富永)新平様 端裏書「佐藤六月廿三日付」	6月23日	横切継紙・1通	の22-3
佐藤美与喜書状(藤田新太郎子藩用にて西京中の内借金15両差引願等につき) (佐藤)美与喜→(富永)新平様	6月25日	横切継紙・1通	の22-4
佐藤美与喜書状(紙幣引替の件等につき) (佐藤)美与喜→(富永)新平様	7月17日	横切継紙・1通	の22-5
佐藤美与喜書状(旧藩債調遅延の件猶予願につき) (佐藤)美与喜→(富永)新平様	11月20日夜認	横切継紙・1通	の23
佐藤美与喜書状(3千両余送金の件約束等につき) (佐藤)美与喜→(富永)新平様 端裏書「十三日付」	11月12日夜中認	横切継紙・1通	の24
某書状(蘭五へ出金一件につき) 端裏書「九月十四日付十七日相達」	9月14日	横切紙・1通	の25
渡辺憲蔵他一名書状(改正藩禄高調書の残部につき) (渡辺)憲蔵・(佐藤)美与喜→(富永)新平様	9月14日	横切継紙・1通	の26
佐藤美与喜書状(3千両余送金の件約束等につき) (佐藤)美与喜→(富永)新平様 端裏書「十三日付」	11月11日夜中認	横切継紙・1通	の27
(下ヶ金受取証文綴 明治3年12月～4年6月)		3点	の11
中嶋渡浪金子受取証文[覚](権大参事下ヶ金より上納分1千両受取につき) 中嶋渡浪→富永新平殿 端裏書「未六月七日権大参事より御下金預ヶ上納」	明治4年未6月	縦紙・1通	の11-1
中嶋渡浪金子受取証文[覚](権大参事下ヶ金より上納分500両受取につき) 中嶋渡浪→富永新平殿 端裏書「未五月廿四日権大参事より御下金ニ而預ヶ上納」	明治4年未5月24日	縦紙・1通	の11-2
池田富之進金子受取証文[覚](野池勇太郎手寄才覚金より上納分180両受取につき) 池田富之進→岡野敬一郎殿・柘植彦六殿・竹村金吾様 端裏書「未五月廿三日野池勇太郎才覚金より預御下金ニ而預ヶ上納」	明治3年午12月23日	縦紙・1通	の11-3

12 松代庁／財方／財政運用策献言など

計政局

東条口議員意見書(官札手形・才覚金の件等につき) 東条口議員→	(明治4年辛未正月30日)	横切紙・1通	の14
(長谷川権大史よりの見込取調に対する議員よりの意見書綴 明治4年正月～3月)		20点	の15
東条村議員意見書(端裏書)[長谷川権大史殿ヨ	(明治4年)辛未正月晦日	横切継紙・1通	の15-1

り六ヶ条見込取調御達之趣愚意申上候](官札手形・才覚金の件等につき) 東条村議員→ -			
小川友衛他八名意見書(端裏書)[件々愚安](長谷川権大史より6ヶ条見込取調達へ官札手形・才覚金の件等申上につき) 小川友衛・河原理・小野四郎兵衛他6名→ -	(明治4年)未正月	横切継紙・1通	の15-2
町田保之進他七名意見書(長谷川権大史より6ヶ条見込取調達へ官札手形・才覚金の件等申上につき) 町田保之助・高田力馬・小山藤左衛門他5名→ - 端裏書「田街九ノ組」	(明治4年)正月	横切継紙・1通	の15-3
矢島清人他七名意見書(長谷川権大史より6ヶ条見込取調達へ官札手形・才覚金の件等申上につき) 矢島清人・坂野業次郎・島津隼見他5名→ -	(明治4年)辛未正月	横切継紙・1通	の15-4
深尾勇昌他七名意見書(長谷川権大史より6ヶ条見込取調達へ官札手形・才覚金の件等申上につき) 深尾勇昌・田中増治・山浦長十郎他5名→ -	(明治4年)正月	横切継紙・1通	の15-5
竹内権平他七名意見書(端裏書)[見込書](長谷川権大史より6ヶ条見込取調達へ官札手形・才覚金の件等申上につき) (下田町十之組)竹内権平→ -	(明治4年)未正月	横切継紙・1通	の15-6
弥三郎意見書(長谷川権大史より取調達2ヶ条目に対し申上につき) 弥三郎→ -	(明治4年)2月2日	横切継紙・1通	の15-7
九野右衛門意見書(長谷川権大史より6ヶ条見込取調達に対し官札手形申上につき) 九野右衛門→議員御中	(明治4年)	横切紙・1通	の15-8
大右衛門他一名意見書(長谷川権大史より6ヶ条見込取調達に対し官札手形・才覚金の件等申上につき) 大右衛門・鋸太郎→ - 端裏書「牧野大右衛門」	(明治4年)2月	横切継紙・1通	の15-9
竹内友馬他六名意見書(長谷川権大史より6ヶ条見込取調達に対し官札手形の件等申上につき) 竹内友馬・関田慶左衛門・平川芳三郎他4名→ - 端裏書「田町一之組」	(明治4年)正月	横切継紙・1通	の15-10
三野鋸太郎意見書(長谷川権大史より6ヶ条見込取調達に対し官札手形の件等申上につき) 三野鋸太郎→ - 端裏書「三村鋸太郎」	(明治4年)辛未正月晦日	横切継紙・1通	の15-11
殿町議員意見書(長谷川権大史より6ヶ条見込取調達に対し官札手形の件等申上につき) 殿町議員→ -	(明治4年)辛未正月26日	横切継紙・1通	の15-12
荒町意見書(端裏書)[愚考申立](長谷川権大史より6ヶ条見込取調達に対し官札手形の件等申上につき) 荒町→ -	(明治4年)辛未正月	横切継紙・1通	の15-13

12 松代庁／財方／財政運用策献言など

齊田千三郎意見書(端裏書)[長谷川権大史殿より達候儀ニ付愚意](要路役切替を建白の旨返答につき) 齊田千三郎→ -	(明治4年)辛未正月	横切紙・1通	の15-14
菅将一郎意見書(長谷川権大史より6ヶ条見込取調達に対し官札手形の件等申上につき) 菅将一郎→ -	(明治4年)3月	横切継紙・1通	の15-15
杵渕直喜意見書(長谷川権大史より6ヶ条見込取調達に対し官札手形の件等申上につき) 杵渕直喜→ - 端裏書「杵渕直喜」	(明治4年)辛未3月	横切継紙・1通	の15-16
菅左衛士介意見書(長谷川権大史より6ヶ条見込取調達に対し官札手形の件等申上につき) 菅左衛士介→ - 端裏書「菅左衛士介」	(明治4年)辛未3月	横切継紙・1通	の15-17
島津左織意見書(長谷川権大史より6ヶ条見込取調達に対し官札手形の件等申上につき) 島津左織→ - 端裏書「島津左織」	(明治4年)辛未2月	横切継紙・1通	の15-18
山本昇意見書(長谷川権大史より6ヶ条見込取調達に対し官札手形の件等申上につき) 山本昇→ - 端裏書「山本昇」	(明治4年)辛未3月	横切継紙・1通	の15-19
西村長雄他八名意見書(長谷川権大史より6ヶ条見込取調達に対し官札手形の件等申上につき) 西村長雄・坂本寛平・寺内多宮他6名→ - 端裏書「四ノ組」、下ヶ札付	(明治4年)辛未正月	横切継紙・1通	の15-20
伊勢町岸田作助願書[乍恐以書付奉願候](竹内友馬屋敷上地地拝借につき) 伊勢町岸田作助→松代御役所	明治4年辛未12月	縦紙・1通	の16
興津権右衛門他八名意見書(長谷川深見より6ヶ条見込取調達へ官札手形の件等申上につき) 興津権右衛門・高田貫之輔・矢野唯美他6名→ - 裏書「田町三ノ組」	(明治4年)正月9日	横長半・1通	の17
矢野唯美他八名意見書(長谷川深見より6ヶ条見込取調達へ官札手形の件等申上につき) 矢野唯美・高田貫之輔・河埜俊太郎他6名→ - 裏書「田町三ノ組」	(明治4年)辛未正月	横長半・1通	の18
紺屋町飯島新兵衛願書并民事掛下ヶ札伺書・矢野唯見他一名朱印(恩田新六等揚地拝借願につき) 紺屋町飯島新兵衛→松代県御役所 下ヶ札朱印は少参事民事懸矢野唯見・大参事赤沢蘭溪	明治4年未10月	縦紙・1通	の12
伊勢町中村理兵衛願書并民事掛下ヶ札伺書・矢野唯見他朱印(原五十馬揚地一部拝借願につき) 伊勢町中村理兵衛→松代県御役所 下ヶ札朱印は少参事民事懸矢野唯見・大参事赤沢蘭溪	明治4年未10月	縦紙・1通	の13

13 松代庁／財方／用度役所東京買物・諸品調達

計政局

(用度方用状綴 明治2年～3年) の64-1の包紙に 64-2の綴入		36点	の64
[東京表より到来御用状入](包紙) 用度方→ 原田亀尾用状[覚](納戸御用紙至急送付願等につ つき) (原田)亀尾→御在番御両方様(宮下三郎治 様・宮入半之丞様)	明治2年巳12月より (明治2年)6月22日	包紙・1点 横切紙・1通	の64-1 の64-2-1
(封筒) 近藤貫一郎→宮下三郎治様・宮入半之丞様 の64-2-3の封筒		封筒・1点	の64-2-2
近藤貫一郎用状(昨年中の大事件・廃藩・藩員希 少等につつき) (近藤)貫一郎→(宮下)三郎治様・ (宮入)半之丞様	(明治2年)2月朔日	横切紙・1通	の64-2-3
原田亀尾用状[覚](明治2年～明治3年の用度関 係費残金勘定並びに逼迫のため送金願につ つき) 原田亀尾→近藤貫一郎	(明治3年)5月	横長半・1冊	の64-2-4
[御用](包紙) 原田亀尾・近藤貫一郎→宮下三郎治 様・宮入半之丞様	5月19日到来	包紙・1点	の64-2-5
原田亀尾他一名用状(箱入盃・本送り送付等につ つき) (原田)亀尾・(近藤)貫一郎→(宮下)三郎治 様・(宮入)半之丞様 の64-2-6の封筒	5月11日	横切紙・1通	の64-2-6
近藤貫一郎用状(知事様塗笠出来等につつき) (近藤)貫一郎→(宮下)三郎治様・(宮入)半之丞様	(明治2年)閏10月12日	横切紙・1通	の64-2-7
近藤貫一郎他一名用状[覚](下座見羽織送付遅 延等につつき) (近藤)貫一郎・(原田)勝弥→御同役 中様	12月5日	横切紙・1通	の64-2-8
[御用](包紙) 小野善四郎・近藤貫一郎→宮下三郎 治様・宮入半之丞様 の64-2-10の封筒		包紙・1点	の64-2-9
近藤貫一郎用状[記](知事様紋付盃箱入1つ出 来・送付等につつき) (近藤)貫一郎→(宮下)三郎 治様・(宮入)半之丞様	(明治2年)閏10月4日	横切紙・1通	の64-2-10
某用状(荷物支障のため会所にて詰合の分除け につつき)		切紙・1通	の64-2-11
東京兩人用状[覚](サツク1つ柘植より注文の ため送付等につつき) 東京兩人(近藤貫一郎・原田 亀尾)→御両所様(宮下三郎治様・宮入半之丞様)	6月23日	横切紙・1通	の64-2-12
[御用](包紙) 近藤貫一郎・原田亀尾→(宮下)三郎 治殿・(宮入)半之丞殿	6月12日到来	包紙・1点	の64-2-13
原田亀尾他一名用状(貸出中の駕籠返却有無確 認願等につつき) (原田)亀尾・(近藤)貫一郎→(宮 下)三郎治様・(宮入)半之丞様	6月4日	横切紙・1通	の64-2-14

13 松代庁／財方／用度役所東京買物・諸品調達

原田亀尾他一名用状[覚](箱入御盃他9筆送付等につき) (原田)亀尾・(近藤)貫一郎→(宮下)三郎治様・(宮入)半之丞様	6月4日	横切継紙・1通	の64-2-15
龍助殿御廉式用状(東京より送付の合羽の数量問合につき) 龍助殿御廉式→用度方御役所	22日	横切紙・1通	の64-2-16
原田亀尾荷物送状并宮入半之丞他一名荷物受取証文[覚](箱入御盃他9筆等につき) (送状)原田亀尾／(奥印)柘植彦六(受取証文)宮入半之丞・宮下三郎治→(送状)宮下三郎治様・宮入半之丞様(受取証文)／(奥印)相沢龍太郎 の64-15の送状、受取証文は継足	(明治3年)午6月	横切継紙・1通	の64-2-17
原田亀尾他一名用状(紋付箱入盃他返却・未送金の品は用意不許可等につき) (原田)亀尾・(近藤)貫一郎→(宮下)三郎治様・(宮入)半之丞様の64-20入	(明治3年)9月7日	横切継紙・1通	の64-2-18
(包紙) 近藤貫一郎→(宮下)三郎治殿・(宮入)半之丞殿	6月12日	包紙・1点	の64-2-19
近藤貫一郎用状[記](並杉原紙8束他8筆品切れ必至のため支給送付願につき) 近藤貫一郎→(宮下)三郎治様・宮入半之丞)	9月29日	横切継紙・1通	の64-2-20
高山純一郎用状[覚](並杉原紙5束他7筆代金送付願につき) 高山純一郎→用度方 高山は東京の表御納戸役	(明治3年)午6月	横切継紙・1通	の64-2-21
近藤貫一郎用状[記](箱入御盆・唐紙送付並びに御召笠購入猶予願等につき) 近藤貫一郎→(宮下)三郎治様・(宮入)半之丞)	2月9日	横切継紙・1通	の64-2-22
(包紙) 近藤貫一郎→宮下三郎治殿・宮入半之丞殿		包紙・1点	の64-2-23
原田亀尾他一名用状[覚](箱入御盃近日送付・真田邸御用借にて上杉邸になる等につき) (原田)亀尾・(近藤)貫一郎→御在藩御兩人様(宮下)三郎治様・宮入半之丞様)	7月29日	横切継紙・1通	の64-2-24
近藤貫一郎他一名用状[覚](椀・皿等16筆送付につき) (近藤)貫一郎・(原田)勝弥→御在藩御同役中様(宮下)三郎治様・宮入半之丞) (原田)勝弥は亀尾を改名	正月17日	横切継紙・1通	の64-2-25
近藤貫一郎他一名用状[覚](本送り送付につき)(近藤)貫一郎・(原田)勝弥→御同役中様(宮下)三郎治様・宮入半之丞) (原田)勝弥は亀尾を改名	12月7日	横切継紙・1通	の64-2-26
近藤貫一郎他一名用状[覚](西洋馬具送付につき) (近藤)貫一郎・(原田)亀尾→御在藩御兩人様(宮下)三郎治様・宮入半之丞)	4月4日	横切継紙・1通	の64-2-27
原田勝弥他一名用状(盃代受取・書物購入代金内借不納にて至急送付願等につき) (原田)勝弥・(近藤)貫一郎→御在藩御兩人様(宮下)三郎治様・宮入半之丞様)	7月12日	横切継紙・1通	の64-2-28

原田亀尾用状(御用紙送り状員数より不足・長谷川深美書状未送付の件侘等につき) (原田)亀尾→(宮下)三郎治様・(宮入)半之丞様	3月12日	横切継紙・1通	の64-2-29
近藤貫一郎用状(原田勝弥の病状等につき) (近藤)貫一郎→(宮下)三郎治様・(宮入)半之丞	正月17日	横切継紙・1通	の64-2-30
[御用](包紙) 近藤貫一郎→宮下三郎治殿・宮入半之丞殿 裏書あり	(明治3年午)閏10月8日~12日)	包紙・1点	の64-2-31
近藤貫一郎他一名用状[覚](本送り・唐紙等送付並びに買上物代金至急送付願等につき) (近藤)貫一郎・(原田)亀尾→御在藩御調役中様	2月16日	横切継紙・1通	の64-2-32
近藤貫一郎他一名書状類送状[覚](荷物に詰合せの書状類につき) 兩人(近藤)貫一郎・原田(亀尾)→御両君様(宮下)三郎治・(宮入)半之丞) の62-2-32に疊込、内容の関係は不明	2月9日	横切紙・1通	の64-2-33
丸屋彦兵衛代金請求書[覚](唐紙代金につき) 丸屋彦兵衛→上) の62-2-32に疊込、内容の関係は不明	2月4日	切紙・1通	の64-2-34
丸屋彦兵衛代金請求書[覚](西地唐紙代金につき) 丸屋彦兵衛→原田(亀尾)様) の62-2-32に疊込、内容の関係は不明	2月8日	切紙・1通	の64-2-35
(諸品代金受取証文等一括 明治2年12月~3年12月)		63点	の29
御用達旭屋惣左衛門金銭受取証文[覚](荷桐油代金受取につき) (松代紺屋町)御用達旭屋惣左衛門→用度方御役所	明治4年未6月	切紙・1通	の29-1
浜屋為吉金銭受取証文[覚](朱墨等代金受取につき) 浜屋為吉→用度方御役所	明治3年午11月	切紙・1通	の29-2
紙屋町三吉屋伝治金銭受取証文[覚](草鞋代金受取につき) 紙屋町三吉屋→上) 下ヶ札「此金森木殿江式通分相廻ス事」	11月27日	横切継紙・1通	の29-3
紙屋町三吉屋伝治金銭受取証文[覚](草鞋代金受取につき) 紙屋町三吉屋→上)	11月27日	横切継紙・1通	の29-4
酒井屋徳兵衛金銭証文[覚](蠟燭代金受取につき) 酒井屋徳兵衛→用度方御役所	11月28日	横切継紙・1通	の29-5
一条屋彦治郎金銭受取証文[覚](藍紙等代金受取につき) 一条屋彦治郎→用度方御役所	12月	横切継紙・1通	の29-6
現金屋太吉金銭受取証文[覚](りんき代金受取につき) 現金屋太吉→用度方御役所	12月	切紙・1通	の29-7
叶屋与兵衛請求書[覚](りんき代金請求つき) 叶屋与兵衛→用度方御役所	(明治3年)午極月	切紙・1通	の29-8
飾屋喜多五郎代金請求書[覚](明治2年分代金請求につき) 飾屋喜多五郎→用度方御役所	(明治3年)午極月	切紙・1通	の29-9

13 松代庁／財方／用度役所東京買物・諸品調達

飾屋喜多五郎代金請求書[覚](鍋弦等代金請求につき) 飾屋喜多五郎→学校御買物御役所	(明治3年)午極月	切紙・1通	の29-10
伊勢屋治助代金請求書[覚](木地呂代金4両請求につき) 伊勢屋治助→御買もの御役所	(明治3年)うまの極月	横切継紙・1通	の29-11
鍵屋芳左衛門代金請求書[覚](紐引2筋請求につき) 鍵屋芳左衛門→用度方御役所	(明治3年)午12月	切紙・1通	の29-12
信濃屋捨作代金請求書[覚](銭方2枚受取につき) 信濃屋捨作→御用度方御役所	(明治3年)午極月	切紙・1通	の29-13
叶屋与兵衛代金請求書[覚](巳年2月分代金請求につき) 叶屋与兵衛→御用度方御役所	(明治3年)午極月	切紙・1通	の29-14
坂屋藤助[代金請求書覚](玉駕籠代金につき) 坂屋藤助→御用度向御役所	(明治3年)午極月	切紙・1通	の29-15
万屋市兵衛代金請求書[覚](山崎卓馬様御掛り等代金29両余につき) 万屋市兵衛→用度方御役所	(明治3年)午極月8日	横切継紙・1通	の29-16
坂屋藤助代金請求書[覚](机織等代金請求につき) 坂屋藤助→士官学校御役所	(明治3年)午極月	横切継紙・1通	の29-17
富屋要之助代金請求書(7月～12月まで小刀等代金机織等代金請求につき) 富屋要之助→用度方御役所	(明治3年)午極月	横切継紙・1通	の29-18
飾屋喜多五郎代金請求書[覚](茶入10膳等代金受取につき) 飾屋喜多五郎→病院御買物御役所	(明治3年)午極月	横切継紙・1通	の29-19
美濃屋庄兵衛代金請求書[覚](巳年代金受取につき) 美濃屋庄兵衛→御買物御役所	(明治3年)午12月	横切紙・1通	の29-20
叶屋与兵衛代金請求書[覚](大火入等代金につき) 叶屋与兵衛→御用度方御役所	11月24日	横切継紙・1通	の29-21
富屋要之助代金請求書[覚](7月～11月箱鍵等代金につき) 富屋要之助→用度方御役所	(明治3年)午11月	横切継紙・1通	の29-22
一文字屋彦治郎代金請求書[覚](藍紙等代金につき) (松代木町)一文字屋彦治郎→用度方御役所虫損あり	(明治3年)午11月	縦紙・1通	の29-23
叶屋与兵衛代金請求書[覚](紅鉢代金につき) 叶屋与兵衛→御用度方御役所	(明治3年)閏10月21日	切紙・1通	の29-24
一文字屋彦治郎代金請求書[覚](片紐代につき) (松代木町)一文字屋彦治郎→御買物所御役所	(明治3年)閏10月4日	縦紙・1通	の29-25
藤屋与兵衛代金請求書[覚](油差等代金につき) 藤屋与兵衛→御買物所宮下様	(明治2年)巳極月	横切紙・1通	の29-26
浜屋為吉代金請求書[覚](5月2日～11月30日極上朱墨等代金につき) 浜屋為吉→御買物御役所	(明治2年)巳12月	横切継紙・1通	の29-27
叶屋与兵衛代金請求書[覚](黒大火鉢代金につき) 叶屋与兵衛→御用度方御役所	(明治3年)閏10月13日	横切紙・1通	の29-28
飾屋喜多五郎代金請求書[覚](燈印代金につ	10月	横切紙・1通	の29-29

き) 飾屋喜多五郎→用度方御役所			
藤屋善之助代金請求書[覚](高張袋代につき) 藤屋善之助→用度方御役所	(明治3年)閏10月18日	横切紙・1通	の29-30
坂屋賀助代金請求書[覚](山崎様他受取代金等 につき) 坂屋賀助→用度方御役所	(明治3年)午10月	横切継紙・1通	の29-31
叶屋与兵衛代金請求書[覚](大入代金につき) 叶屋与兵衛→御用度方御役所	8月4日	横切継紙・1通	の29-32
旭屋惣右衛門代金請求書[覚](提灯代等につ き) 旭屋惣右衛門→用度局御役所	(明治3年)午10月12日	横切継紙・1通	の29-33
きく屋伝兵衛代金請求書[覚](西丹綿代金につ き) きく屋伝兵衛→用度方御役所	(明治3年)午9月	横切継紙・1通	の29-34
浜屋為吉代金代金請求書[覚](龍形朱墨等代金 につき) 浜屋為吉→用度方御役所	(明治3年)午7月	横切継紙・1通	の29-35
浜屋為吉代金請求書[覚](朱墨代等につき) 浜 屋代金→用度方御役所	(明治3年)午6月	横切継紙・1通	の29-36
中沢健治代金請求書[覚](内朱御紋付御繕1枚 等代金につき) 中沢健治代金請求書→用度方御 役所	(明治3年)午7月4日	横切継紙・1通	の29-37
柏屋喜兵衛代金請求書[覚](布団3枚等代金に つき) 柏屋喜兵衛→学校御懸り用度方御役所様	(明治2年)巳12月	切紙・1通	の29-38
柏屋喜兵衛代金請求書[覚](笠代金につき) 柏 屋喜兵衛→用度方御役所様	5月14日	切紙・1通	の29-39
きく屋伝兵衛代金請求書并受取証文[覚](晒木 綿代金につき) きく屋伝兵衛→用度方御役所 受取は後筆、日付は代金受取日か	(明治3年)午7月	横切紙・1通	の29-40
藤屋善内代金請求書并受取証文[覚](硝石等代 金につき) 藤屋善内→用度方御役所	(明治3年)午7月	横切紙・1通	の29-41
叶屋右兵衛代金請求書[覚](素焼等代金につ き) 叶屋右兵衛→御用度方御役所	(明治3年)午6月	横切継紙・1通	の29-42
浜屋利兵衛代金請求書[覚](巳年勘定代金につ き) 浜や利兵衛→学校所御懸り宮下三郎治様	7月	横切継紙・1通	の29-43
現金屋太吉地代金請求書[覚](椀木代金につ き) 現金屋太吉→学校所御懸り宮下三郎治様	(明治3年)午7月	横切紙・1通	の29-44
きく屋伝兵衛代金請求書[覚](越中晒につき) きく屋伝兵衛→用度方御役所	(明治3年)6月19日	横切継紙・1通	の29-45
きく屋伝兵衛代金請求書[覚](酒代金につき) きく屋伝兵衛→御買物所御役所	(明治3年)午7月	横切継紙・1通	の29-46
叶屋与右衛門代金請求書[覚](大火入代等につ き) 叶屋与右衛門→御用度方御役所	(明治3年)午7月	横切継紙・1通	の29-47
浜屋利兵衛代金請求[覚](三人組代金等につ き) 浜屋利兵衛→大英寺用度方御役所	(明治3年)午7月	横切継紙・1通	の29-48
浜屋利兵衛代金請求書[覚](油皿代金等につ	(明治3年)午7月	横切継紙・1通	の29-49

13 松代庁/財方/用度役所東京買物・諸品調達

き) 浜屋利兵衛→会議所用度方			
叶屋与兵衛代金請求書[覚](大火入代金等につき) 叶屋与兵衛→用度方御役所	4月10日	横切継紙・1通	の29-50
某用状(会所の高証文物等調替入料増分取調につき)		切紙・1通	の29-51
大丸屋惣兵衛代金請求書[覚](蝸代につき) 大丸屋惣兵衛→御用度方御役所	4月2日	切紙・1通	の29-52
大丸屋嘉助代金請求書[覚](上物大豆代につき) 大丸屋嘉助→上	11月7日	切紙・1通	の29-53
坂屋賀助代金請求書[覚](木綿代等につき) 坂屋賀助→用度方御役所	(明治3年)午5月	切紙・1通	の29-54
叶屋与兵衛代金請求書[覚](大火入代金等につき) 叶屋与兵衛→御用度方御役所	9月28日	切紙・1通	の29-55
水熊屋文左衛門代金請求書[覚](五合徳利等代金につき) 水熊屋文左衛門→御買物御役所	(明治3年)午10月	横切継紙・1通	の29-56
飾屋喜多五郎代金請求書[覚](鍋弦等代金につき) 飾屋喜多五郎→上	(明治3年)午10月	切紙・1通	の29-57
飾屋喜多五郎代金請求書[覚](五徳等代金につき) 飾屋喜多五郎→学校御買物御役所	(明治3年)午7月	切紙・1通	の29-58
飾屋喜多五郎代金請求書[覚](唐銅鍋等代金につき) 飾屋喜多五郎→大病院御買物御役所	(明治3年)午7月	横切紙・1通	の29-59
叶屋右兵衛代金請求書[覚](五合徳利等代金につき) 叶屋右兵衛→御用度方御役料	(明治2年)巳極月	横切継紙・1通	の29-60
某用状[覚](台所残金勘定書)	12月	横切継紙・1通	の29-61
某用状[覚](焚炭等買物代残金書上)		横切紙・1通	の29-62
某用状[覚](買物代支払書上)		横折紙・1通	の29-63
(焚炭・燈油関係書類一括 明治3年) 封筒一括		25点	の19
[焚炭・燈油取調書類入](封筒) 用度方→ -	明治3年正月~12月	封筒・1点	の19-1
(明治2年11月~12月分藩内各部所への焚炭・燈油代勘定書) (用度方)→ -	(明治3年)	横切紙・1通	の19-2-1
(燈油・焚炭代勘定書) (用度方)→ -	(明治3年)	横切紙・1通	の19-2-2
某用状(千田村与右衛門製造証文につき)	(明治3年)	切紙・1通	の19-2-3
(巳10月~12月14日燈油代金勘定書)	(明治3年)	切紙・1通	の19-2-4
千田与右衛門用状(焚炭納入辻差引勘定書につき) 千田与右衛門→上	(明治3年)	横切継紙・1通	の19-2-5
(千田村6月4日~10月12日焚炭勘定書につき)	(明治3年)	横切継紙・1通	の19-2-6
(晒木綿・水油代など残金支給願書留)	(明治3年)	横切継紙・1通	の19-2-7
山俊平書状(松屋・千田村焚炭代納入高につき) 山俊平→宮下三郎治様・宮入半之丞様	(明治3年)10月22日	横切紙・1通	の19-2-8

(7月～11月千田村・松屋焚炭代納入高勘定書)	(明治3年)	横切継紙・1通	の19-2-9
[町直段之品](桶等代金書上)	(明治3年)	横切継紙・1通	の19-2-10
[覚](明治3年12月～明治4年8月12日焚炭代納入高勘定書)		横切継紙・1通	の19-2-11
千田村与右衛門願書[覚](燈油代支給願につき) 千田村与右衛門→ -	明治3年午12月	縦紙・1通	の19-2-12
用度属願書(焚炭・燈油品薄のため至急購入の指図願につき) 用度属→ -	(明治3年)10月	横切継紙・1通	の19-2-13
千田村油屋与左衛門入札届書[覚](燈油入札につき) 千田村油屋与左衛門→御買物御掛御役所	(明治3年)10月25日	切紙・1通	の19-2-14
紺屋村熊井利兵衛入札届書(燈油入札につき) 紺屋村熊井利兵衛→用度司御役所	(明治3年)午10月25日	縦紙・1通	の19-2-15
市川惣兵衛入札届書(燈油入札につき) (印文)「信州松代」市川惣兵衛→御用度方御役所	(明治3年)10月	切紙・1通	の19-2-16
団伴屋喜作入札届書[乍恐入札奉差上候](燈油入札につき) 団伴屋喜作→御買物方御役所	(明治3年)10月29日	切紙・1通	の19-2-17
倉並村久之助入札届書并下ケ札[差出申入札之事](焚炭入札につき並びに懸け合の上値下ケの旨) 倉並村久之助→御買物御役所 下ケ札あり	明治3年午10月	縦切紙・1通	の19-2-18
富屋要助売渡書[覚](極上堅炭売渡につき) 富屋要助→用度方御役所		横切継紙・1通	の19-2-19
御用度世話人金児喜伝治入札届書[差上申一札之事](焚炭入札につき) 御用度世話人金児喜伝治→用度御役所	明治3年午10月	切紙・1通	の19-2-20
五十平村市左衛門入札届書并貼紙伺書[覚](焚炭入札につき) 五十平村市左衛門→用度方御役所 端裏伺書「燈油焚炭等至急御買上之儀伺 用度司」	(明治3年)午10月	縦紙・1通	の19-2-21
倉並村久之助親勇助願書[乍恐以書付奉願候](落札の焚炭値段変更願につき) 倉並村久之助親勇助→御用度方御役所	明治3年午11月	縦紙・1通	の19-2-22
富屋要之助願書[乍恐以書付奉願上候](極上堅炭売渡につき) (松代紙屋町)富屋要之助→御用度方御役所	明治3年10月	縦紙・1通	の19-2-23
倉並村勇助[乍恐以書付奉願候](落札の焚炭値段変更願につき) 倉並村勇助→御用度方御役所	明治4年正月	縦紙・1通	の19-2-24
[上](包紙)		包紙・1点	の30-1
御飛脚才領組元吉願書[以口上書奉願上候](伊奈県出張費用勘定願につき) 御飛脚才領組元吉→ -	明治3年午10月	縦紙・1通	の30-2
(諸品代金請求書等綴 明治3年正月～4年7月)		83点	の31

13 松代庁／財方／用度役所東京買物・諸品調達

(常用口支払残金取調帳 明治2～4年)		横長半・1冊	の31-1
(千足等数量書上)		横切紙・1通	の31-2
(旅状箱等代金書上)		横切紙・1通	の31-3
[返帳ニ無之分](黄紐引1筋)		横切紙・1通	の31-4
(午6月～11月分服帯等品数書上)		横切紙・1通	の31-5
(午3月～未5月分算盤等代金書上) 朱書		横切紙・1通	の31-6
(手桶・飼料桶等書上)		横切紙・1通	の31-7
[覚](午9月～未8月まで穀物購入代明細等書上) 後欠		横切継紙・1通	の31-8
[覚](硯箱蓋金箔塗代等書上)		切紙・1通	の31-9
[覚](明治3年7月細工物代金等書上)		横切継紙・1通	の31-10
富屋要助代金請求書[覚](箱錠等代金につき) 富屋要助→用度方御役所	(明治3年)午	横切継紙・1通	の31-11
[覚](午2月～10月鼻革等代金書上)		横切継紙・1通	の31-12
酒井屋常治代金請求書[覚](白木綿紐3反代金につき) 酒井屋常吉→上	8月14日	横切紙・1通	の31-13
カド町和吉代金請求書[覚](長国寺源殿滞留中 入料代金につき) カド町和吉→上	7月29日	横切紙・1通	の31-14
西條村市蔵請求書[覚] 西條村市蔵→	7月28日	切紙・1通	の31-15
現金屋太吉請求書[覚](杉2間丸太代につき) 現金屋太吉→用度方御役所	(明治4年)未7月	切紙・1通	の31-16
いと屋利兵衛代金請求書[覚](明治3年分代に つき) いと屋利兵衛→御買物方御役所	(明治4年)未7月	切紙・1通	の31-17
伊勢屋治介代金請求書[覚](7匁5分請求につ き) いせ屋(伊勢屋)治介→用度方御役所	(明治4年)未7月	切紙・1通	の31-18
柏藤屋代金請求書并某代金支払書(玉露茶代に つき並び280匁支払につき) (松代紺屋町)柏藤 屋→御用度方御役所 支払書は後筆	(明治4年)未7月	切紙・1通	の31-19
きく屋伝兵衛代金請求書[覚](奉書紙代につ き) きく屋伝兵衛→用度方御役所	(明治4年)未7月	切紙・1通	の31-20
坂屋太二助代金請求書[覚](白張揃等代につ き) 坂屋太二助→用度方御役所	(明治4年)未7月	横切継紙・1通	の31-21
きく屋伝兵衛代金請求書[覚](渡職代につ き) きく屋伝兵衛→用度方御役所	(明治4年)未7月	切紙・1通	の31-22
叶屋与兵衛代金請求書[覚](大すり銭代につ き) 叶屋与兵衛→御用度方御役所	(明治4年)7月2日	切紙・1通	の31-23
浜屋為吉代金請求書[覚](中野役人用墨・硯代 につき) 浜屋為吉→用度方御役所	(明治4年)未7月	横切継紙・1通	の31-24
浜屋為吉代金請求書[覚](硯・墨代につき) 浜 屋為吉→用度方御役所	(明治4年)未7月	横切継紙・1通	の31-25

一文字屋彦治郎代金請求書[覚](藍紙等代につき) 一文字屋彦治郎→御買物所御役所	(明治4年)未7月	横切紙・1通	の31-26
中沢健治代金請求書(黒猫足膳等代につき) 中沢健治→用度方御役所	(明治4年)未7月	横切継紙・1通	の31-27
会津屋宇兵衛代金請求書[覚](玉露等茶代につき) 会津屋宇兵衛→用度方御役所	(明治4年)未7月	横切継紙・1通	の31-28
徳島源五郎代金請求書并代金受取証文[覚](藩庁・役所印代金につき) 徳島源五郎→上 代金受取は8月14日	(明治4年)未7月	横切継紙・1通	の31-29
白木屋吉兵衛勘定書[覚](八田本陣用菓子代支払残金勘定につき) 白木屋吉兵衛→ -	(明治4年)未7月	横切継紙・1通	の31-30
(元御台所元メ等職務覚書)		横切紙・1通	の31-31
(5月17日～7月29日会議所分等金銭書上)		切紙・1通	の31-32
用度方坂屋賀助願書[舌代](浅黄木綿代引分願につき) 用度方坂屋賀助→ -	8月17日	横切紙・1通	の31-33
[覚](明治2年～明治4年前半期台所入料7等勘定書)	(明治4年)	切紙・1通	の31-34
用度司御役所値段取極書(胴赤弓張御提灯等値段仲間一同取極につき) 用度司御役所→ -	(明治3年)午3月	豎半・1冊	の31-35
(11月晦日～12月29日土瓶等数量書上)		横切紙・1通	の31-36
志垣村岡本広太小盤紙納入書[記](小盤紙納入につき) 志垣村岡本広太→用度方御役所 切封	(明治4年)未7月8日	横切紙・1通	の31-37
(12月24日～正月11日民部省滞留中御入料等書上)		切紙・1通	の31-38
藤屋為兵衛代金請求書[覚](空け荷代につき) 藤屋為兵衛→上	5月25日	切紙・1通	の31-39
新町村金兵衛代金請求[覚](並粘入紙代につき) 新町村金兵衛→用度方御役所	(明治4年)未2月23日	切紙・1通	の31-40
(小銃組へ渡し物月々改書)		横長半・1冊	の31-41
(明治3年7月島屋新五郎分乗駕籠代)		横切紙・1通	の31-42
(当用入料より中借高の差引勘定書)		横折紙・1通	の31-43
某用状[覚](弓張提灯等諸品申請書)		横切紙・1通	の31-44
(越後屋和吉民部省・弾正台出庁入料金支出等覚書反古)		横折紙・1通	の31-45
(河原慎助へ支給の初代金等明治6年正月～9月まで代金書上)		横折紙・1通	の31-46
(朔日より19日まで昼まで56人分賄賃差引勘定書)		切紙・1通	の31-47
御用達見宮下惣左衛門代金請求書(稲荷山よりの御用のための蠟燭代につき) (松代紺屋町御用達見宮下惣左衛門→用度方御役所)	明治4年未8月	豎紙・1通	の31-48

13 松代庁／財方／用度役所東京買物・諸品調達

御用達見宮下惣左衛門代金請求書(御用のため 蠟燭代よりのにつき) (松代紺屋町)御用達見宮 下惣左衛門→用度方御役所	明治4年未8月	縦紙・1通	の31-49
用度属伺書(焚炭臨時買上代金支出願につき) 用度属→-	正月	横切継紙・1通	の31-50
旭屋惣左衛門金銭受取証文[覚](焚炭代受取に つき) 旭屋惣左衛門→用度方御役所	(明治4年)未正月	横切紙・1通	の31-51
馬喰町惣兵衛金銭受取証文[覚](炭代受取につ き) 馬喰町堀田屋惣兵衛→旭屋惣左衛門	未正月5日	切紙・1通	の31-52
紙屋町富屋要之助金銭受取証文[覚](保科炭代 金受取につき) 紙屋町富屋要之助→上	(明治4年)未正月5日	切紙・1通	の31-53
紙屋町山崎駒之助金銭受取証文[覚](保科炭代 金受取につき) 紙屋町山崎駒之助→上	(明治4年)未正月5日	切紙・1通	の31-54
文美屋大吉郎金銭受取証文[覚](墨代受取につ き) (信州松代紙屋町)ふみ屋(文美屋)大吉郎→上	(明治4年)正月7日	切紙・1通	の31-55
万屋市兵衛金銭受取証文[覚](炭代受取につ き) 万屋市兵衛→御用度方御役所	(明治4年)正月4日	切紙・1通	の31-56
橋詰村藤右衛門金銭受取証文并用度司伺書貼 紙等[覚](焼炭代金受取につき並びに臨時払 切伺の旨) 橋詰村藤右衛門→(御用度方)御役所 貼紙に「計監可」等の朱印あり、貼紙伺書の上に了承 の旨の貼紙添付	(明治3年)午正月5日	縦切紙・1通	の31-57
藤屋与兵衛代金請求書并受取証文(すり銭等代 請求につき並びに受取の旨後筆) 藤屋与兵衛 →用度方御役所	(明治4年)未7月	横切継紙・1通	の31-58
山寺常吉用状(塗笠等御用のため送付につき) 山寺常吉→御同役中様 の30-58と60の間に挟みこ み、前欠	4月12日	切紙・1通	の31-59
袋屋惣兵衛代金請求書[覚](状箱等代受取につ き) 袋屋惣兵衛→用度方御役所様	5月	横切継紙・1通	の31-60
袋屋惣兵衛金銭受取証文[覚](状箱等代受取に つき) 袋屋惣兵衛→上	4月9日	切紙・1通	の31-61
かしまや留蔵代金請求書并受取証文[覚](細引 代請求につき並びに受取の旨後筆) かしま や留蔵→上	(明治3年)午極月	切紙・1通	の31-62
菱屋伊右衛門金銭受取証文[覚](大包丁1枚代 受取につき) 菱屋伊右衛門→用度方御役所	2月3日	切紙・1通	の31-63
伊勢町大日方大次郎金銭受取証文[覚](浄殿宿 泊入用受取につき) 伊勢町大日方大次郎→御用 度方御役所	明治4年未3月	切紙・1通	の31-64
間嶺常次郎他一名金銭受取証文[覚](米山宅へ 吉井様出張入料受取につき) 間嶺常次郎・中澤 音次郎→宮下様・宮入様	明治4年未2月	縦紙・1通	の31-65

菱屋太七郎金銭受取証文[覚](大包丁代金受取につき) 菱屋太七郎→上	(明治3年)午10月16日	切紙・1通	の31-66
銀之助金銭受取証文[覚](金納宮上代受取につき) 銀之助→-	(明治3年)閏10月	切紙・1通	の31-67
末吉受取証文[覚](神社郡改等分千足受取につき) 末吉→-	6月18日	切紙・1通	の31-68
御買物御役所受取証文[覚](12月分中奥分南天長場120足等につき) 御買物御役所/(奥印)半之丞→-		切紙・1通	の31-69
叶屋与兵衛金銭受取証文[覚](大火入等代金受取につき) 叶屋与兵衛→御用度方御役所	(明治3年)午7月17日	横切継紙・1通	の31-70
美濃屋嘉十郎金銭受取証文[覚](立物包丁1枚受取につき) 美濃屋嘉十郎→用度方御役所	(明治3年)7月29日	横切紙・1通	の31-71
豊屋良作金銭受取証文[覚](糸代等代金受取につき) 豊屋良作→用度方御役所	(明治3年)午7月	横切紙・1通	の31-72
御口勝右衛門金銭受取証文[覚](1両2分受取証文につき) 御口勝右衛門→上	9月15日	切紙・1通	の31-73
美濃屋小三郎金銭受取証文[覚](宜徳火鉢1対代金受取につき) 美濃屋小三郎→用度方御役所	(明治3年)午2月	切紙・1通	の31-74
文靜堂金銭受取証文[覚](筆代金受取証文につき) 文靜堂→上	9月12日	切紙・1通	の31-75
蔦屋伴五郎金銭受取証文[覚](新板四書につき) 蔦屋伴五郎→上	(明治3年)午正月	横切継紙・1通	の31-76
宮入伝治代金請求書[覚](御国美濃紙2帖等代金につき) 宮入伝治→上	7月18日	切紙・1通	の31-77
叶屋与兵衛内源十郎金銭受取証文(4両余につき) 叶屋与兵衛内源十郎→-	7月17日	切紙・1通	の31-78
西寺尾村舟又右衛門金銭証文[覚](麻縄代金受取につき) 西寺尾村舟又右衛門→用道方御役所	9月26日	切紙・1通	の31-79
[塗物品々御通] 万屋市兵衛→御用度方御役所	明治3年午	横半半・1冊	の31-80
柏屋喜兵衛金銭受取証文[覚](極6つ等代金受取につき) 柏屋喜兵衛→用度方御役所様	8月17日	横切継紙・1通	の31-81
ふち屋与兵衛金銭受取証文(肉入1つ等代金受取につき) ふち屋与兵衛→用度方御役所	8月17日	切紙・1通	の31-82
柏屋喜兵衛金銭受取証文[覚](笠代受取につき) 柏屋喜兵衛→用度方御役所様	8月17日	切紙・1通	の31-83
(包紙) 清野村→上	(明治3年)	包紙・1点	の7-1
新馬喰町御取締所中番新村藤作他一名金子受取証文[覚](新馬喰町取締所臨時入料薪炭75貫匁につき) 新馬喰町御取締所中番新村藤作・同断室賀平右衛門/(奥印)横田機応→御買物御役所	明治3年午11月	豎紙・1通	の7-2

13 松代庁／財方／用度役所東京買物・諸品調達

付箋「清野村」			
新馬喰町御取締所中番新村藤作他一名金子受取証文[覚](新馬喰町取締所臨時入料薪炭25俵分250匁につき) 新馬喰町御取締所中番新村藤作・同断室賀平右衛門／(奥印)横田機応→御買物御役所 付箋「清野村」	明治3年午11月	縦紙・1通	の7-3
(包紙) - →上	(明治3年)	包紙・1点	の8-1
関屋村名主半田孝右衛門他二名願書[乍恐以書付奉願候](関門出役の賄代支給差控のところ村内難渋のため下渡願につき) 関屋村名主半田孝右衛門・組頭長谷川又五郎・長百姓峯村惣右衛門／(奥印)馬場平作・桑名理内／(奥印)横田機応→烏海藤五郎様・馬場平作様・桑名理内様	明治3年庚午11月	縦半・1通	の8-2
(東寺尾村取締所臨時入料金受取証文一括 明治3年11月) 包紙一括		6点	の9
(包紙) - →上	(明治3年)	包紙・1点	の9-1
東寺尾村御取締所中番田中七郎右衛門他一名金子受取証文[覚](東寺尾村取締所臨時入料焚炭75貫目代につき) 東寺尾村御取締所中番田中七郎右衛門・野村太郎右衛門／(奥印)横田機応→御買物御役所 付箋「東寺尾村」	明治3年午11月	縦紙・1通	の9-2
東寺尾村御取締所中番田中七郎右衛門他一名金子受取証文[覚](東寺尾村取締所臨時入料上小蠟20挺代につき) 東寺尾村御取締所中番田中七郎右衛門・野村太郎右衛門／(奥印)横田機応→御台所御役所 付箋「東寺尾村」	明治3年午11月	縦紙・1通	の9-3
東寺尾村御取締所中番田中七郎右衛門他一名金子受取証文[覚](東寺尾村取締所臨時入料上小蠟15挺代につき) 東寺尾村御取締所中番田中七郎右衛門・野村太郎右衛門／(奥印)横田機応→御台所御役所 付箋「東寺尾村」	明治3年午11月	縦継紙・1通	の9-4
東寺尾村御取締所中番田中七郎右衛門他一名金子受取証文[覚](東寺尾村取締所臨時入料焚炭25俵代につき) 東寺尾村御取締所中番田中七郎右衛門・野村太郎右衛門／(奥印)横田機応→御買物御役所 付箋「東寺尾村」	明治3年午11月	縦継紙・1通	の9-5
東寺尾村御取締所中番田中七郎右衛門他一名金子受取証文[覚](東寺尾村取締所臨時入料灯油9升余代につき) 東寺尾村御取締所中番田中七郎右衛門・野村太郎右衛門／(奥印)横田機応→御買物御役所 付箋「東寺尾村」	明治3年午11月	縦継紙・1通	の9-6

14 松代庁／財方／米穀相場調査・記録

計政局

(相場取調書一括 明治3年9月～閏10月) 紙縫一括 (紙縫)	(明治3年)	21点	の5
善光寺町穀屋村井久四郎他五名麦相場取調書 [覚](君太麦相場取調につき) 善光寺町穀屋 村井久四郎・羽田伝右衛門・住田内蔵之助他3名→松 代藩御役所 の5-1～3巻込一括	明治3年午閏10月16日	紙縫・1点 縦紙・1通	の5-1 の5-2
中野県通知(松代町穀相場至急取調の上廻達願 につき) 中野県→松代藩御中 「中野県」罫紙、の 5-1～3巻込一括	(明治3年)庚午閏10月 13日	縦紙・1通	の5-3
中野県通知(戸隠神領収納相場至急取調の上廻 達願につき) 中野県→松代藩御中 「中野県」罫 紙、の5-1～3巻込一括	(明治3年)庚午閏10月 13日	縦紙・1通	の5-4
松代藩庁請書(端裏書)[各立相場事](租税石代 相場取調の件了解につき) 松代藩庁→中野県 庁御中 継紙で追啓書 (穀相場書綴)	(明治3年)庚午閏10月	縦紙・1通	の5-5
(相場書)		2点	の5-6
(善光寺方米・小豆・大豆相場書) 貼紙付		横切紙・1通	の5-6-1
松代藩庁請書(端裏書)[各立相場事](租税石代 相場取調の件了解につき) 松代藩庁→伊奈県 庁御中	(明治3年)庚午閏10月	横切紙・1通	の5-6-2 の5-7
(伊那県出張所石代相場取調割当書)	(明治3年)	切紙・1通	の5-8
(穀代金相場書付)	(明治3年)	切紙・1通	の5-9
(善光寺方米相場書上)	(明治3年)	切紙・1通	の5-10
松代藩庁取調書(大小豆相場吟味につき) 松代 藩庁→中野県庁御中	(明治3年)	切紙・1通	の5-11
中之條出張所駅通掛達書(松代藩継立につき) 中之條出張所駅通掛→中之條より松代迄宿々問屋役 人共 封筒付	(明治3年)庚午9月29日	切紙・1通	の5-12
伊那県塩尻出張所通知(松代町・善光寺町貢租 石代取調につき) 伊那県塩尻出張所→松代藩御 中 「塩尻庁」罫紙	(明治3年)庚午9月24日	縦半・1冊	の5-13
伊那県中野庁通知(善光寺町米大豆相場町取調 につき) 伊那県中野庁通知→松代藩御中 「塩尻 庁」罫紙	(明治3年)庚午9月24日	縦半・1冊	の5-14
(石相場関係書類綴 明治3年) 封筒一括		19点	の6

14 松代庁／財方／米穀相場調査・記録

[午納御立相場調](封筒)	(明治3年)11月	封筒・1点	の6-1
[午納御立相場調]	明治3年11月13日	豎半・1通	の6-2
[当午御立相場調]	(明治3年)午11月	豎半・1通	の6-3
(石相場関係取調書類綴 明治3年3月11月)		7点・	の6-4
[従前々御振合ヲ以取調所々相場平均](上田町等6町村分)		豎紙・1通	の6-4-1
鼠宿村瀧沢正兵衛他二名穀相場取調書[差上申一札之事](上田町当13日市米・大豆相場取調につき) 鼠宿村瀧沢正兵衛・小嶋市郎左衛門・西沢嘉右衛門→郡政庶務方御役所 端書「写」	明治3年午11月	豎紙・1通	の6-4-2
桑原村名主関栄左衛門他三名穀相場取調書[差上申一札之事](稲荷山村当13日市米・大豆等相場取調につき) 桑原村名主関栄左衛門・組頭中山文平・同断松島新蔵他1名→郡政庶務方御役所	明治3年午11月	豎紙・1通	の6-4-3
新町村尾崎栄三郎他四名穀相場取調書[差上一札之事](新町村当13日市米・大豆等相場取調につき) 新町村尾崎栄三郎・組頭内山善助・同断清水龍助他2名→郡政庶務方御役所	明治3年11月	豎紙・1通	の6-4-4
後町村鈴木八兵衛穀相場取調書[差上申一札之事](善光寺町当13日市米・大豆等相場取調につき) 後町村鈴木八兵衛→郡政庶務方御役所	明治3年午11月14日	豎紙・1通	の6-4-5
福島宿問屋白井定之助穀相場取調書[差上申一札之事](須坂町当13日市米・大豆相場取調につき) 福島宿問屋白井定之助→郡政庶務方御役所	明治3年午11月15日	豎紙・1通	の6-4-6
小布施町木屋大作相場取調書[相場書上覚](小布施町当13日市米・大豆等相場取調につき) 小布施村木屋大作／(奥書)小布施村関谷小右衛門／(奥書)郡政庶務方御役所→郡政庶務方御役所	明治3年午11月13日	豎紙・1通	の6-4-7
(穀相場取調関係書類綴 明治3年11月)		11点	の6-5
某取調書(端裏書)[三俵半と四表半相場間銀御手札内式割五分引掛金調] - →郡政庶務方御役所 付札写あり	(明治3年)	横切継紙・1通	の6-5-1
(石代差引勘定書) 下ヶ札あり	(明治3年)	横切継紙・1通	の6-5-2
(端裏書)[午大豆下調](大豆相場取調書) 白紙継紙	(明治3年)	横切継紙・1通	の6-5-3
(端裏書)[不用](穀物相場取調書)	(明治3年)	横切紙・1通	の6-5-4
吉田村御口留加茂十兵衛申上書[差上申一札之事](米・大豆飯山表にて相場で購入につき) 吉田村御口留加茂十兵衛→郡政庶務方御役所	明治3年午11月	豎紙・1通	の6-5-5
須坂村穀商嘉兵衛他一名穀相場取調書[覚](米・大豆値段取調につき) 須坂村穀商嘉兵衛・同所同孫治郎→町御役人中	(明治3年)午11月13日	豎紙・1通	の6-5-6

[松代町平均](真粳・覆米平均相場書)	(明治3年)	縦紙・1通	の6-5-7
紺屋町酒井弥右衛門他三名穀相場取調書[覚] (真粳・覆米値段取調につき) 紺屋町酒井弥右 衛門・鏡屋町北沢長左衛門・中町高橋嘉伸太他1名→ 郡政庶務方御役所	明治3年午11月15日	縦紙・1通	の6-5-8
(城下町・戸々平均粳相場取調書)	(明治3年)	縦紙・1通	の6-5-9
(城下町・戸々平均玄米・粳等相場取調書) 裏に 貼紙あり	(明治3年)	縦継紙・1通	の6-5-10
紺屋町酒井弥左衛門他三名穀相場取調書(11月 1日から11月15日まで大豆町売相場取調につ き)紺屋町酒井弥右衛門・鏡屋町北沢長左衛門・中町 高橋嘉忠太他1名→郡政庶務方御役所 訂正貼紙多、 虫損甚大	明治3年午11月15日	縦半・1冊	の6-5-11
(粳・大豆等相場伺書類一括 明治4年) 封筒一括		4点	の71
[辛未相場書入](封筒) - →上	(明治4年)	包紙・1点	の71-1
(穀代平均相場綴 明治4年) の71-1-2端裏朱書「 此両通本書出し切」		2点	の71-2
[松代町相場平均](真粳・覆粳・真石米・覆石米・ 大豆)	(明治4年)	縦紙・1通	の71-2-1
[所々相場平均](上田町・稲荷山町等6町分) 「 大豆所々平均」貼付	(明治4年)	縦紙・1通	の71-2-2
元松代県粳大豆相場伺書并答書[当未御立相場 伺](書面の見込みで相場を立てるべき旨答 書) 元松代県→ -	(明治4年)辛未11月	縦半・1冊	の71-3
(新馬喰町取締所御入料受取書一括 明治3年 11月)		3点	の7

15 松代庁／財方／冥加金上納など

計政局

(明治3年本上納証文綴 明治2年12月～明治3年6 月)		20点	の33
[午本上納証文入](包紙) の33-2入、虫損あり	明治3年午正月	包紙・1点	の33-1
(本上納証文綴 明治2年12月～明治3年6月)		19点	の33-2
[午本上納留帳]	明治3年午正月	縦半・1冊	の33-2-1
酒井渡七他二名本上納証文[覚](明治2年9月舞 鶴山祭礼金につき) 酒井渡七・増沢理介・寺沢慎 之丞／(奥印)坂本齐助・丸山竹阮／(奥印)岸善八→ 佐川又八郎・水井市治・谷口大角殿他2名	明治2年巳12月	縦継紙・1通	の33-2-2
酒井渡七他二名本上納証文[覚](明治2年8月舞 鶴山祭礼金につき) 酒井渡七・増沢理介・寺沢慎	明治3年午2月	縦継紙・1通	の33-2-3

15 松代庁／財方／冥加金上納など

之丞／(奥印)坂本齊助・丸山竹阮／(奥印)岸善八→佐川又八郎・水井市治・谷口大角殿他2名			
割番小頭小幡柳兵衛他一名本上納証文[覚](明治2年12月預所役所より御用金出金の手当につき) 割番小頭小幡柳兵衛・証文懸小頭宮尾徳左衛門／(奥印)牧野大右衛門→佐川又八郎・水井市治・谷口大角殿他2名	明治3年午正月	縦継紙・1通	の33-2-4
幡場潤蔵他一名本上納証文[覚](売薬渡世者冥加金につき) 幡場潤蔵・近藤権右衛門／(奥印)一場茂右衛門→佐川又八郎・水井市治・谷口大角殿他1名	明治2年巳12月	縦継紙・1通	の33-2-5
幡場潤蔵他一名本上納証文[覚](売薬渡世者冥加金につき) 幡場潤蔵・近藤権右衛門／(奥印)一場茂右衛門→佐川又八郎・水井市治・谷口大角殿他1名	明治2年巳12月	縦継紙・1通	の33-2-6
宮沢源之丞本上納証文[覚](鮭支払代金につき) 宮沢源之丞／(奥印)竹内新七→佐川又八郎・水井市治・谷口大角殿他2名	明治3年午2月	縦継紙・1通	の33-2-7
太田藤右衛門本上納証文[覚](預所御雇足輕扶持代金につき) 太田藤右衛門／(奥印)三沢清美／(奥印)玉井浅之進→佐川又八郎・水井市治・谷口大角殿他2名	明治3年午2月	縦紙・1通	の33-2-8
酒井渡七他二名本上納証文[覚](御膳米揚拵の粗代金につき) 酒井渡七・増沢理介・寺沢慎之丞／(奥印)半田亀作／(奥印)坂本齊助・丸山竹阮／(奥印)岸善八→佐川又八郎・水井市治・谷口大角殿他2名	明治3年午2月	縦継紙・1通	の33-2-9
幡場潤蔵本上納証文[覚](売薬渡世者冥加金につき) 幡場潤蔵／(奥印)北沢冠岳→佐川又八郎・水井市治・谷口大角殿他2名	明治3年午4月	縦継紙・1通	の33-2-10
硝石製造懸り元ノ北村団之丞本上納証文[覚](北郷村硝石製造中使丁等飯米支障分につき) 硝石製造懸り元ノ北村団之丞・宮入半左衛門／(奥印)駒村佐十郎→佐川又八郎・水井市治・谷口大角殿他2名	明治3年午6月	縦継紙・1通	の33-2-11
宮沢源之丞本上納証文[覚](志川村伊兵献金につき) 宮沢源之丞／(奥印)竹内新七→佐川又八郎・水井市治・谷口大角殿他2名	明治3年午8月	縦継紙・1通	の33-2-12
萩原八左衛門他一名本上納証文[覚](臨時下筋人数の節村村々等人別差出金につき) 萩原八左衛門・小島元之助／(奥印)市場源七郎→谷口大角殿・中島渡浪殿・池田富之進殿他1名	明治3年午9月7日	縦継紙・1通	の33-2-13
萩原八左衛門他一名本上納証文[覚](明治2年司金へ預金分につき) 萩原八左衛門・小島元之助／(奥印)半田亀作／(奥印)宮沢善治／(奥印)市場源七郎→谷口大角殿・中島渡浪殿・池田富之進殿他1名	明治3年午9月7日	縦継紙・1通	の33-2-14

山本常馬他二名本上納証文[覚](司金へ預金分につき) 山本常馬・富岡宗三郎・三井清治／(奥印)半田亀作／(奥印)坂本齊助・丸山竹阮／(奥印)岡野敬一郎→中島渡浪殿・池田富之進殿・徳嵩広馬殿	明治3年午8月	縦継紙・1通	の33-2-15
高橋龍左衛門本上納証文[覚](明治2年召抱えの松原者の内継辻にならざる者の給金につき) 高橋龍左衛門／(奥印)根井小右衛門／(奥印)田沢廉助→中島渡浪殿・池田富之進殿・徳嵩広馬殿他1名	明治3年午9月	縦継紙・1通	の33-2-16
相沢龍太郎本上納証文[覚](寺院献上の東本台取支払代銭につき) 相沢龍太郎／(奥印)田沢廉助→中島渡浪殿・池田富之進殿・徳嵩広馬殿他1名	明治3年午9月	縦継紙・1通	の33-2-17
成本万左衛門他一名本上納証文[覚](京都へ宿継用状添賃銭宿々受取残金につき) 成本万左衛門・小林惣兵衛→中島渡浪殿・池田富之進殿・徳嵩広馬殿他1名	明治3年午7月	縦継紙・1通	の33-2-18
割番小頭小幡柳兵衛他一名本上納証文[覚](明治2年組々旅役勤足軽飛脚最合金預金につき) 割番小頭小幡柳兵衛・証文懸小頭宮尾徳左衛門／(奥印)牧野大右衛門・証文懸小頭宮尾徳左衛門／(奥印)牧野大右衛門／(奥印)永野申太郎→佐川又八郎・水井市治・谷口大角殿他2名 貼紙付	明治3年午正月	縦継紙・1通	の33-2-19

16 松代庁／財方／借入金・藩士拝借金返済

計政局

南長池村宮沢弥惣八内借金受取証文[言上申御内借入之証文之事](城用才薪伐出入料受取につき) 南長池村宮沢弥惣八→御城用材薪御掛り御役所	明治2年巳10月	縦紙・1通	の37
(明治3年朝廷提出用銀台式分金借込預り上納受取証文綴 明治3年閏10月)		2点	の38
中島渡浪上納金受取証文[覚](朝廷提出用銀台式分金借込金預り分につき) 中島渡浪→岡野敬一郎殿 端裏書「古御製造掛より式分金中借之分預ケ」	明治3年午閏10月21日	縦紙・1通	の38-1
中島渡浪上納金受取証文[覚](朝廷提出用銀台式分金借込金預り分につき) 中島渡浪→岡野敬一郎殿 端裏書「式分金朝廷え差出付古御製造掛より式分金中借之分預ケ」	明治3年午閏10月27日	縦紙・1通	の38-2
(金銭書上書類綴)		6点	の70
(端裏書)[高拝借之内御下ケ金調](小野喜平太他16名拝借金勘定につき) 裏打済	酉12月	横切継紙・1通	の70-1
[渡銭](八田嘉助他拝借金書上)		横切継紙・1通	の70-2

17 松代庁／財方／足輕給金勘定 18 松代庁／財方／全国錢札・藩錢札取扱い

富永新平(端裏書)[相沢龍太郎手寄御借入金御返済元利払之義伺] 富永新平→ -	(明治4年)辛未7月22日	横切紙・1通	の70-3
(御払金上納の分遣払引当につき金銭書上)	8月～9月	横切紙・1通	の70-4
(貫属住所・書物日申立につき) 租税課→松代旧官員御中	6月20日	切紙・1通	の70-5
某用状(端裏書)[御内披][蘭五よりの借入金返済につき]		切紙・1通	の70-6

17 松代庁／財方／足輕給金勘定 計政局

(足輕給金関係書類綴 明治5年)		8点	の50
(辰年新古趣段金員数差引勘定につき)	(明治5年)	切紙・1通	の50-1
(巳年松原抱残金書上)	(明治5年)	切紙・1通	の50-2
某取調書[記](元足輕月給惣人数平均割につき)	(明治5年)	横切紙・1通	の50-3
某取調書(松原者・足輕人数初代等書上につき) 貼紙付	(明治5年)	横切紙・1通	の50-4
某用状(割番所手段金等勘定未提出につき)	(明治5年)	切紙・1通	の50-5
[記](御用詰支給金残高預割番所預り金等勘定書)	(明治5年)	横切紙・1通	の50-6
滝沢平作他二名取調書[覚](東京詰足輕手当金内訳につき) 滝沢平作・西条七治郎・岸田義右衛門→ -	(明治5年)壬申2月	横長半・1冊	の50-7
割番取扱卒惣代宮入半左衛門他七名願書[口上覚](御用詰増詰給金上納残金等支給願他につき) 割番取扱卒惣代宮入半左衛門・松本清左衛門・立岩長兵衛他5名→割番所 表紙「本書折掛半切紙ニ認差出」	(明治5年)壬申4月	縦半・1冊	の50-8

18 松代庁／財方／全国錢札・藩錢札取扱い 計政局

[全国錢札御到来之分并御出来中借相渡元帳] 出納懸→ - 複数の帳面・一紙より構成される、貼紙多数	明治2年巳11月	横長半・1冊	の57
[全国錢札差引等申上品々留] 全国錢札引換掛→ - 中に明治4年2月付月岡善平他一名覚書あり	明治3年庚午10月	横長半・1冊	の58
(全国錢札代幣諸藩受取関係書類綴 明治3年9月～4年8月)		4点	の59
[全国錢札代幣諸藩より請取切手入](包紙) 破損あり	明治3年午9月より	包紙・1点	の59-1

元高遠藩宮原濟藏受取証文[記](錢札代幣殘金200両につき) 元高遠藩宮原濟藏→松代元御藩會計局御中	8月	横切紙・1通	の59-2
御朝出張所庁務手附磯右衛門幣錢受取証文[覚](松代幣錢受取につき) 御朝出張所庁務手附磯右衛門→松代藩會計掛御中	明治4年未8月14日	横切紙・1通	の59-3
飯田藩篠田伊八金錢受取証文[記](全国錢札代金殘金受取につき) 飯田藩篠田伊八→松代御藩會計方御中	明治4年辛未8月	豎紙・1通	の59-4

19 松代庁／財方／国絵図作成褒賞 計政局

(絵図取調の御賞関係書類綴 明治4年9月～5年10月)		2点	の60
元御国絵図取調掛田中権之助内々伺書[国絵図取調掛被 仰下候以来出精相勤候者え御賞筋之儀伺](関愛山等4名につき) 元御国絵図取調掛田中権之助→ 貼紙・下ケ札あり	(明治4年)未9月	横長半・1冊	の60-1
田中義利申上書(数件絵図面勤務の御賞願につき) 田中義利→ 貼紙あり	(明治5年)申10月	横長半・1冊	の60-2

20 松代庁／番方／新潟等出張・降伏人預 番方役所

水原県庁仰渡書(保田・加茂・中條三ヶ所番兵豊浦藩と交代につき) 水原県庁→ 端裏付紙[三月七日保田加茂中條三ヶ所豊浦藩と交代被仰渡]	(明治3年)3月7日	横切紙・1通	の3
(水沢県出張人・預り人引渡し関係書類綴 明治3年正月～12月)		17点	の63
兵部省通達(松代藩兵隊新潟県守衛免除につき) 兵部省→松代県	(明治3年)庚午5月	横切継紙・1通	の63-1
水原県知事通達(守衛免除の兵隊全快の上出兵につき) 水原県知事→松代藩知事殿	(明治3年)正月29日	横切継紙・1通	の63-2
水原県通達(北沢小属病気のため水原県守衛免除につき) 水原県→	(明治3年)正月	横切継紙・1通	の63-3
松代藩知事請書案文(端裏書)[水原県御返翰御案文](北沢小属病気のため水原県守衛免除通達につき) 松代藩知事→水原県知事殿	(明治3年)2月	横切継紙・1通	の63-4
新潟県大参事返状(北沢小属病気未回復のため免職願書受理につき) 新潟県大参事→松代藩大参事御中 端裏貼紙[別紙ト有之ハ免職ノ書付也此	(明治3年)4月28日	横切継紙・1通	の63-5

21 松代庁・真田家／財方・家計／賞典・酒料など

本書北一へ渡シニナル]			
(日誌交付部署書上)	(明治3年午正月4日)	横切紙・1通	の63-6
松代藩大参事新潟県大参事用状(端裏書)[北沢一二馬願書へ御副案御尋ニ付申上](北沢少属病氣未回復のため免職願につき) 松代藩大参事→水原県大参事御中 貼紙等で加除訂正	(明治3年)	横切継紙・1通	の63-7
松代藩公用人玉川一学用状(端裏書)[本書美濃紙堅紙上包折懸(御預人引渡につき) 松代藩公用人玉川一学→三戸藩清水作右衛門殿	明治3年庚午3月14日	横切継紙・1通	の63-8
某申上書(端裏書)[岩鼻県より御頼之義申上](牢破人の人相書触示願につき)	(明治3年)5月14日	横切継紙・1通	の63-9
某申上書(端裏書)[御預り降伏人引渡し済之義申上](降伏人面名帳をもって引渡につき)	(明治3年)10月	横切継紙・1通	の63-10
某申上書(端裏書)[御預り人三戸藩引渡候義ニ付申上](三戸藩より御預り人受取書到来につき)	(明治3年)3月14日	横切継紙・1通	の63-11
松代藩公用人玉川一学用状(端裏書)[本書美濃紙堅紙上包折掛(降伏人面名帳をもって引渡につき) 松代藩公用人玉川一学→三戸藩清水作右衛門殿 端裏書「留済」	明治3年庚午3月14日	横切継紙・1通	の63-12
大熊薫用状(新潟県戌守免除兵部省より達の旨報知につき) 大熊薫→真田桜山様 端裏書「御当用」	(明治3年)5月14日	横切継紙・1通	の63-13
某申上書(端裏書)[兵部省より御達之儀ニ付申上](兵部省よりの達書送付のため請書返送願につき)	(明治3年)5月14日	横切紙・1通	の63-14
(包紙) 杉原慶三郎公用人清水作右衛門→ どの包紙かが不明		包紙・1通	の63-15
杉原慶三郎公用人清水作右衛門請書[覚](降伏預り人5人引取りにつき) 杉原慶三郎公用人清水作右衛門→松代藩玉川一学殿	明治3年庚午3月14日	縦紙・1通	の63-16
杉原慶三郎公用人清水作右衛門請書[覚](降伏預り人295人引取りにつき) 杉原慶三郎公用人清水作右衛門→松代藩玉川一学殿	明治3年庚午3月14日	縦紙・1通	の63-17

21 松代庁・真田家／財方・家計／賞典・酒料など

計政局・真田家家令家扶

(御賞典並びに御酒料等諸向証文綴 明治4年2月～6年7月)		24点	の75
開善寺役僧年貢代金受取証文[覚](門前馬場出来のため朱印地等内借入地年貢代につき) 開善寺役僧/(奥印)西条村松本吉右衛門・組頭吉村	明治4年未2月	縦紙・1通	の75-1

善兵衛・長百姓八木沢関右衛門→松代庁御役所→西條村三役人中			
永野申太郎送金状(47両送金につき) (永野申太郎・堀内)莊作→春山(喜平次)様・入(弥左衛門)様		切紙・1通	の75-2
松本賢吾中借証文[覚](真晴院様御賞典の内中借につき) 松本賢吾→春山喜平次殿	(明治4年)未12月晦日	横切継紙・1通	の75-3
桑名四角之助他一名手当受取証文[覚](居宅焼失手当受取につき) 桑名四角之助→春山喜平次殿	(明治4年)辛未7月	横切継紙・1通	の75-4
宮入半之丞他一名金銭受取証文[覚](真田幸民より士族の酒料金受取につき) 宮入半之丞・阪西広見→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・田沢廉助殿	明治4年辛未9月	縦紙・1通	の75-5
矢野倉謙兵衛他一名手当金受取証文[記](武庫方等手当初代受取につき) 矢野倉謙兵衛・小幡茂義→佐藤則通殿	明治6年7月	縦継紙・1通	の75-6
野中喜右衛門酒代受取証文[覚](元知事様出中の酒代調落分につき) 野中喜右衛門→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年辛未12月	縦紙・1通	の75-7
宮入半之丞酒代受取証文[覚](真田幸民よりの酒代受取につき) 宮入半之丞・阪西広見→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・田沢廉助殿	明治4年未9月	縦紙・1通	の75-8
宮入半之丞酒代受取証文[覚](真田幸民より士族への酒代受取につき) 宮入半之丞・阪西広見→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・田沢廉助殿	明治4年辛未9月	縦紙・1通	の75-9
小幡柳兵衛他二名賞典受取証文[覚](旧小頭・足軽等4月分賞典454両余受取につき) 小幡柳兵衛・佐藤直之助・齊藤房吉→入弥左衛門殿・春山喜平次殿	明治5年申4月	縦継紙・1通	の75-10
春日栄作中借証文[覚](菅下村々並びに町々他酒料下賜金につき) 春日栄作→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・田沢廉助殿	明治4年未9月	縦紙・1通	の75-11
宮入半之丞他一名受取証文[覚](授四位下真田幸民より士族への酒代受取につき) 宮入半之丞・阪西広見→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・田沢廉助殿	明治4年辛未9月	縦紙・1通	の75-12
徳鳶広馬米代金収納証文[覚](町方へ支払の米受取の上司金へ収納につき) 徳鳶広馬→春山喜平次殿・田沢廉助殿	明治5年壬申11月23日	縦紙・1通	の75-13
割番小幡柳兵衛他二名賞典受取証文[覚](旧小頭・足軽等明治4年12月分賞典受取につき) 割番小幡柳兵衛・西条七治郎・瀧沢平作(全員印抹消)→入弥左衛門殿・春山喜平次殿	明治5年申正月	縦継紙・1通	の75-14
割番小幡柳兵衛他二名賞典受取証文[覚](旧小頭・足軽等明治4年12月分賞典受取につき) 割番小幡柳兵衛・西条七治郎・瀧沢平作(全員印抹消)	明治4年未7月	縦継紙・1通	の75-15

21 松代庁・真田家／財方・家計／賞典・酒料など

→入弥左衛門殿・春山喜平次殿・駒村佐十郎殿 端裏書「西十月十四日引換済消印」			
前島有年金銭受取証文[覚](往返手当等受取につき) 前島有年→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・田沢廉助殿	明治4年辛未9月晦日	縦紙・1通	の75-16
春日栄作酒代受取証文[覚](菅下村々へ下賜酒代受取につき) 春日栄作→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・田沢広助殿	明治4年未9月	縦紙・1通	の75-17
西条村名主松本吉左衛門他二名初代受取証文[覚](開善寺前馬場形入料の初代受取につき) 西条村名主松本吉左衛門・組頭吉村善兵衛・長百姓八木沢関右衛門→松代庁御役所	明治4年	縦紙・1通	の75-18
宮入半之丞他一名酒代受取証文[覚](真田幸民下賜への酒代受取につき) 宮入半之丞・阪西広見→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・田沢廉助殿	明治4年未12月	縦紙・1通	の75-19
岸田義右衛門他二名御賞受取証文[覚](戊辰戦争中出精者への御賞受取につきにつき) 岸田義右衛門・西条七治郎・齊藤房吉→入弥左衛門殿・春山喜平次殿	明治5年申正月	縦紙・1通	の75-20
給禄方伺書并赤沢他一名朱印(端裏書)[窮民御救大麥代金受取之儀伺](金368両) 給禄方→	2月22日	横切紙・1通	の75-21
中沢平左衛門中借証文[覚](家禄中借につき) 中沢平左衛門→春山喜平次殿・入弥左衛門殿	明治5年壬申7月	縦紙・1通	の75-22
佐藤直之進他一名賞典受取証文[記](10月分賞典受取並びに支給約定につき) 佐藤直之進・齊藤房吉→入弥左衛門殿・春山喜平次殿・田沢廉助殿	(明治5年)壬申10月	縦半・1冊	の75-23
近藤民之助中借証文[覚](招魂歳寄付賞典石代金中借につき) 近藤民之助→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・田沢廉助殿他1名	明治5年壬申6月	縦紙・1通	の75-24
(元松代庁官員へ酒下賜関係書類一括 明治5年) 封筒一括		22点	の4
[元松代庁官員え数日取調物太儀ニ付御内々御酒被下ノ記](封筒) 元用度→ - の4-2の封筒	明治5年壬申3月2日	封筒・1点	の4-1
(元松代庁官員へ酒下賜関係書類綴 明治5年)		21点	の4-2
某願書(春日栄作等4名酒特別に下賜願につき)	(明治5年)	切紙・1通	の4-2-1
某用状(管轄方役人他補助員22名酒下賜人書上)	(明治5年)	切紙・1通	の4-2-2
某用状(御預所料理方4人下賜人書上)	(明治5年)	切紙・1通	の4-2-3
金一郎用状(士族・卒族19名今日詰合代に酒下賜願につき) 金一郎→(徳高)広馬様・(宮入)半之丞様	(明治5年)3月2日	横切紙・1通	の4-2-4
金一郎用状(士族・卒族19名今日気付下賜の件)	(明治5年)2月2日	横切紙・1通	の4-2-5

取計らい願につき) 金一郎→(佐藤)伊与之進様 (会計方大属筆生等役人書上)	(明治5年)	横切継紙・1通	の4-2-6
[監手五人](切紙)	(明治5年)	切紙・1通	の4-2-7
[十式人 戸籍掛](切紙) 鉛筆書	(明治5年)	切紙・1通	の4-2-8
(租税方・土木手等役職別人数書上)	(明治5年)	横切紙・1通	の4-2-9
(伍長他人数勘定書)	(明治5年)	切紙・1通	の4-2-10
(割番詰・使部人数勘定書)	(明治5年)	切紙・1通	の4-2-11
(大属・少属等人数勘定書)	(明治5年)	横切継紙・1通	の4-2-12
(少属等人数勘定書)	(明治5年)	切紙・1通	の4-2-13
(御飯米税手等人数勘定書)	(明治5年)	切紙・1通	の4-2-14
(口取物・その他人数勘定書)	(明治5年)	切紙・1通	の4-2-15
(用度方・使丁人数勘定書)	(明治5年)	切紙・1通	の4-2-16
ふしや与兵衛代金請求書[覚](徳利等代金につ き) ふしや与兵衛→用度方御役所	(明治5年)申3月朔日	横切紙・1通	の4-2-17
三沢清美礼状(内借金受取の礼につき) (三沢) 清美→(佐藤)伊与之進様	(明治5年)3月6日	切紙・1通	の4-2-18
小野他五名三役礼状(酒頂戴の礼につき) (商 法方)小野・八田・中村他3名3役職→小林惣兵衛様 上部虫損、差出の小野の下に「留」とあり	(明治5年)	横切紙・1通	の4-2-19
(給仕等人数書上)	(明治5年)	横折紙・1通	の4-2-20
[元官員詰合之内へ御酒被下之記] 元用度方→	明治5年壬申3月2日	横長半・1冊	の4-2-21

22 その他

五郎治申上書(写真開業許可斡旋願につき) 五 郎治→ -	5	8月8日	横切紙・1通	の10
---------------------------------	---	------	--------	-----

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
--------	----	-------	------

は(C) 箱

1 藩主（藩侯）／内方／遺品讓目録 奥元

(御讓関連書類一括) 包紙一括		4点	は10
(包紙)		1点	は10-1
某用状[覚](大暁院様御讓目録) 後欠、大暁院は 真田幸専	(文政11年カ)	横切継紙・1通	は10-2
小山田管右衛門用状(棟上役銭等26筆御手許へ 提出につき) (小山田)管右衛門→ - 後欠		横切継紙・1通	は10-3
小山田管右衛門他二名遺品引渡書[覚](感応院 様御讓目録) 小山田管右衛門・山中鹿渡・中俣一 平→ - 感応院は真田幸貫	嘉永5年子5月	横切紙・1通	は10-4

2 真田家／家政／所有地 真田家家令・家扶

小川勇次郎他一名土地移転登記保証書[保証書] (十勝国広尾郡茂寄村内売渡しのため所有移転 登記簿につき並びに登記済の旨) 小川勇次郎・ 立秋融吉→ - 佐藤利八へ移転	明治32年12月20日	竖冊・1冊	は7
(渡辺勘三郎宛土地売買証書綴 明治31年11月～ 32年12月)		4点	は8
十勝国広尾郡茂寄村番外地売渡人山崎金助土 地売渡証書[売買証書](十勝国広尾郡茂寄村 字会所前宅地1反余売渡につき並びに登記済 の旨) 十勝国広尾郡茂寄村番外地売渡人山崎金助 →渡辺勘三郎殿	明治31年11月22日	竖紙・1通	は8-1
福井縣三方郡小西郷村早瀬第11号第8番地 山本力吉代人山本長左衛門土地売渡証書[土 地売渡認](十勝国広尾郡茂寄村東通宅地1反 余り売渡につき並びに登記済の旨) 福井縣 三方郡小西郷村早瀬第11号第8番地山本力吉代人 山本長左衛門→渡辺勘三郎殿	明治32年11月20日	竖紙・1通	は8-2
十勝国広尾郡茂寄村番外地宮脇源次郎土地売 渡証書[地所売渡証書](十勝国広尾郡茂寄村 字東通宅地1反余売渡につき並びに登記済の 旨) 十勝国広尾郡茂寄村番外地宮脇源次郎→渡辺 勘三郎殿	明治32年10月20日	竖紙・1通	は8-3
十勝国広尾郡茂寄村佐藤利八土地売渡証書[売 買証書](十勝国広尾郡茂寄村字会所前宅地1	明治32年12月20日	竖紙・1通	は8-4

反余につき並びに登記済の旨) 十勝国広尾郡茂寄村佐藤利八→渡辺勘三郎代人須田市十郎殿 (十勝国広尾郡茂寄村東通内宅地登記関係書類綴明治32年10月～1月)		2点	は9
十勝国広尾郡茂寄村番外地山本力吉代人山本長左エ門土地登記申請書[土地所有権ノ保存ニ付登記申請](十勝国広尾郡茂寄村東通内の宅地1反4畝余につき並びに登記済の旨) 十勝国広尾郡茂寄村番外地山本力吉代人山本長左エ門→釧路区裁判所茂寄出張所御中	明治32年10月19日	縦紙・1通	は9-1
福井県三方郡北西郷村早瀬第拾参号第八番地山本力吉代人山本長左エ門土地名義変更申請書[登記名義人ノ表示変更ニ付登記申請] (十勝国広尾郡茂寄村東通内の宅地1反4畝余転籍につき並びに登記済の旨) 福井県三方郡北西郷村早瀬第拾参号第八番地山本力吉代人十勝国広尾郡茂寄村番外地山本長左エ門→釧路区裁判所茂寄出張所御中	明治32年12月20日	縦半・1冊	は9-2
赤沢重三郎書状(別邸裏土地取得の件につき) 赤沢重三郎→宮下幹様・竹村虎松様 青色罫紙、ペン書	大正12年5月19日	縦紙・1通(2枚一組)	は11

3 真田家／家政／長国寺御救い願書など 真田家家令・家扶

北島龍多他一名歎願書(長国寺財政困難にて借金願等につき) 北島龍多・成沢九十九→宮下幹殿・竹村虎松殿 赤色罫紙	12月7日	縦半・1冊	は5
---	-------	-------	----

4 真田家／家政／白鳥神社上申 真田家家令・家扶

縣社白鳥神社年番申上書[御紋服・御盃受領者] (常務総代馬場弥次郎他18名書上につき) 縣社白鳥神社年番→真田家執事坐下 青色罫紙	昭和12年3月	縦紙・1通	は22
--	---------	-------	-----

5 真田家／家政／諸用状 真田家家令・家扶

某上申書(倉庫改造・書籍等の台帳新調等別邸に関する愚意4ヶ条につき) 会計簿用紙使用、綴穴4点あり、ペン書		縦紙・1通	は14
某用状[渡辺勘三郎ニ対スル債権調](明治42年10月22日～大正2年6月20日までの借入金調査書)	(明治42年10月22日～大正2年6月20日)	縦紙・1通	は15

5 真田家／家政／諸用状

黄金色罫紙、鉛筆書			
九敬用状〔記帳面けふをかぎりに本能寺・・・〕(短歌) 九敬→-		切紙・1通	は16
(山崎金助茂寄村関係代金受取証文一括 明治30年11月) 巻込一括		2点	は17
広尾郡茂寄村山崎金助宅地売却代金受取証文〔請取証〕(茂寄村宅地売渡しの残金310円につき) 広尾郡茂寄村山崎金助→渡辺勘三郎殿 収入印紙付	明治30年11月22日	縦紙・1通	は17-1
茂寄築港請願運動委員山崎金助宅地売却代金受取証文〔請取証〕(茂寄築港請願運動のための運動費用等寄贈金50円につき) 茂寄築港請願運動委員山崎金助→渡辺勘三郎殿	明治30年11月8日	縦紙・1通	は17-2
土屋良道用状(商業学校創立30周年記念式のため武器並びに柔道場用の畳借用願執奏につき並びに返事は24日返送の旨矢沢朱書加筆) 土屋良道→矢沢頼道様 「長野県松代商業高校」罫紙	10月22日	縦紙・1通	は18
(封筒) 兵庫県武庫郡本庄村青木河原綱正→東京市麻布材木町真田伯爵様御家扶御中	大正7年12月29日	封筒・1点	は19-1
河原綱正書状(故河原均贈位聖旨拝受の報告の祭事執行日につき) (兵庫県武庫郡本庄村)河原綱正→(東京都麻布材木町)真田伯爵様御家扶御中 封筒入	大正7年12月28日	横切紙・1通	は19-2
(封筒) - →伯爵真田家御執事御中		封筒・1点	は20-1
増島六一郎代山本助一書状(真田・増島家共有私道へ黒田家より通行権承諾の依頼の件につき) 増島六一郎代山本助一→伯爵真田家執事御中 封筒入、青色罫紙、ペン書、桃色鉛筆書「『』内ダケノ事ヲ承認ス 十六日」	昭和5年4月15日	縦紙・1通	は20-2
(宮下幹、別邸執事赤沢重三郎宛書状綴 昭和13年～14年) クリップ綴		8点	は21
宮下幹書状(伯爵・御二方様来月2日入松決定並びに展覧会出展品につき) 宮下幹→赤沢重三郎様 黄金色罫紙、ペン書	(昭和13年)10月5日夜	縦紙・1通(2枚一組)	は21-1
宮下幹書状(9月本邸送金延期・男爵家立替金報知願等につき) 宮下幹→赤沢重三郎様 用箋、ペン書	(昭和13年)10月17日夜	縦紙・1通(3枚一組)	は21-2
宮下幹書状(展覧会盛況・宇治市広田氏よりの大麻等送付等につき) 宮下幹→赤沢重三郎様 用箋、ペン書	(昭和13年)12月1日	縦紙・1通(2枚一組)	は21-3
某書状(先年売却の殿町内屋敷跡未だ真田家名義のため委任登記推奨等につき) は21-3・5間に扶込、用箋、ペン書、下書か	(昭和13年)	縦紙・1通(2枚一組)	は21-4
某書状(象山神社大祭の展覧会盛況・入松の節	(昭和13年)	縦紙・1通(4枚)	は21-5

の入費支出願等につき) 用箋、ペン書、下書か 松代別邸赤沢重三郎調書[御立替調](献上者への挨拶下賜分等につき) 松代別邸赤沢重三郎 → - 青色罫紙	(昭和13年11月)	一組) 縦紙・1通	は21-6
某用状(松代町内区長・清野他村長名面書)「松代町役場」罫紙		縦紙・1通	は21-7
宮下幹書状(什物御庫納無事終了・智照院様法事の付届金につき) 宮下幹→赤沢重三郎様 用箋、ペン書	(昭和14年)	縦紙・1通(2枚一組)	は21-8
(封筒) 京橋区南伝馬町一丁目五番地中嶋屋小原久兵衛 →芝区琴平町真田幸民様御執事御中 中身なし	明治42年	封筒・1点	は24
(真田家別邸より本邸宛等書状一括 昭和2年4月～6年12月)		55点	は25
(包紙) は25の包紙		包紙・1点	は25-1
(封筒) 黒鞆有一→宮下(幹)様 は25・2・2入	(昭和4年)	封筒・1点	は25-2-1
黒鞆有一書状(地代金仮領収証受渡し並びに記入分確認につき) 黒鞆有一→宮下(幹)様	(昭和)4年7月15日	便箋・1通	は25-2-2
(封筒) 東京市外大久保百人町一九〇田中収→麻布区材木町五六伯爵真田邸内宮下(幹)様 は25・3・2入	(昭和)3月2日	封筒・1点	は25-3-1
田中収書状(同封金員貸金へ充当願につき) 田中収→宮下幹様	(昭和)3月1日	横切継紙・1通	は25-3-2
(封筒) 長野県松代成沢九十九→麻布区材木町五六真田家宮下幹様 は25・4・2・3入、裏書「図面ハ四年九月廿五日返送ス」、朱書「急々」	(昭和4年3月27日消印)	封筒・1点	は25-4-1
成沢九十九書状(畑地問題ついて六三銀行と対談の様子等につき) 成沢九十九→宮下幹様 青色罫紙	(昭和4年)3月27日	縦紙・1通	は25-4-2
某用状(畑地地番毎反別等書付)	(昭和4年)	横切継紙・1通	は25-4-3
(封筒) 長野県松代町真田幸世→東京市麻布区材木町五六宮下幹様 封筒のみ	(昭和2年4月11日消印)	封筒・1点	は25-5
(封筒) 長野県松代成沢九十九→麻布区材木町五六真田家宮下幹様 は25・7・2～4入	(昭和6年7月29日消印)	封筒・1点	は25-6
(封筒) 長野県松代成沢九十九→麻布区材木町五六真田家宮下幹様	(昭和6年1月9日消印)	封筒・1点	は25-7-1
成沢九十九書状(昭和5年分地家賃収入納入のため送金願等につき) 成沢九十九→宮下幹様 青色罫紙	(昭和6年)1月9日	縦紙・1通	は25-7-2
松城別邸成沢九十九金銭受領証[受領証](昭和5年松代別邸費の内200円につき) 松城別邸成沢九十九→東京本邸宮下幹殿	昭和5年12月30日	縦紙・1通	は25-7-3
「イシカワサマゴフコウ…」(電報) 八九マツシロー○ラ○一四二→アザブクザイモクマチ五六サナ	(昭和6年1月10日消印)	電報・1通	は25-7-4

5 真田家／家政／諸用状

ダケミヤシタミキ			
(封筒) 長野県埴科郡松代町保崎熊蔵→東京都麻布区材木町五六宮下幹殿 は25-8-2・3入、朱書「親展」	(昭和6年9月2日消印)	封筒・1点	は25-8-1
保崎熊蔵書状(町立松代図書館発展のため別紙へ賛同願につき) 保崎熊蔵→宮下幹様	(昭和6年)9月20日	横切紙・1通	は25-8-2
松代町長矢沢頼道他一名書状(象山文庫設立のため著述等委託・寄贈願につき) 松代町長矢沢頼道・松代図書館長保崎熊蔵→宮下幹殿 孔版	昭和3年9月	縦紙・1通	は25-8-3
(封筒) 大井町水野下二ノ一五樋畑正太郎→東京市麻布区材木町真田家家扶竹村虎松殿・宮下幹殿 は25-8-2入	(昭和3年7月10日消印)	封筒・1点	は25-9-1
樋口正太郎書状(御蔵在庫目録訂正の件につき) 樋畑正太郎→宮下(幹)様・竹村(虎松)様	(昭和3年7月)10日	横切紙・1通	は25-9-2
(封筒) 長野県松代成沢九十九→東京市麻布区材木町真田家宮下幹様 は25-10-2入	(昭和29日消印)	封筒・1点	は25-10-1
成沢九十九書状(明治6年度予算法会等品目違算・長国寺宝珠紛失につき) 成沢九十九→宮下幹様	(昭和)29日	縦紙・1通	は25-10-2
(封筒) 成沢九十九→宮下幹様 は25-11-2入	(昭和5年11月28日消印)	封筒・1点	は25-11-1
成沢九十九書状(松代町所有地小作人より御引歎願・旧記録調査・整理・西条銀行等支払停止等につき) 成沢九十九→宮下幹様	(昭和)11月27日	綴・1冊	は25-11-2
(封筒) 芝区琴平町2番地久保貞子→麻布区材木町五六真田家御内宮下幹様 は25-12-2・3入		封筒・1点	は25-12-1
久保貞子書状(久保家拝借屋敷の図面送付につき) 久保貞子→宮下(幹)様 2通一組	(昭和3年)5月20日	2通・便箋	は25-12-2
某絵図(久保家拝借屋敷図面) 「四十号久保来復」、ペン書		縦紙・1通	は25-12-3
(広田正容書状一括)		5点	は25-13
(封筒) 宇治山田市浦口町広田正容→東京都麻布区材木町真田伯爵様御邸内宮下幹殿 は25-13-2・3入	(昭和)	封筒・1点	は25-13-1
(封筒) 広田正容→宮下幹殿 は25-13-2-2入	12月1日	封筒・1点	は25-13-2-1
広田正容書状(献上物・大麻等送付につき) 広田正容→宮下幹殿	12月1日	横切紙・1通	は25-13-2-2
(包紙) 広田正容→宮下幹殿御披露 は25-13-3-2入		包紙・1点	は25-13-3-1
広田正容披露状(伯爵様武運長久のため伊勢両宮代参につき) 広田正容→宮下幹殿	12月1日	横折紙・1通	は25-13-3-2
(封筒) 長野県松代成沢九十九→東京都麻布区材木町五六真田家宮下幹様 は25-14-2入	(昭和)12月25日消印)	封筒・1点	は25-14-1

成沢九十九書状(海津城址に道路開鑿の件提出 函変更の件評議等につき) 成沢九十九→宮下 幹様 青色罫紙	(昭和12月)25日	罫紙・1通	は25-14-2
(封筒) 長野縣松代町矢沢頼道→東京麻布区材木町 真田家二而宮下幹様 は25-15-2入	(昭和6年5月18日消印)	封筒・1点	は25-15-1
矢沢頼道書状(象山神社創立内務省指令到着な し等につき) 矢沢頼道→宮下幹様	(昭和6年)5月17日	横切紙・1通	は25-15-2
(封筒) 長野縣松代成沢九十九→東京麻布材木町 五六真田家宮下幹様 は25-16-2入		封筒・1点	は25-16-1
成沢九十九書状(長国寺手当金送金願等につ き) 成沢九十九→宮下幹	(昭和5年12月)26日	罫紙・1通	は25-16-2
成沢九十九別邸費受領証[受領証](松代別邸費 369円余につき) 松代別邸成沢九十九→東京本邸 宮下幹殿 は25-16-2に巻込	昭和5年12月26日	罫紙・1通	は25-16-3
(封筒) 長野縣松代町矢沢頼道→東京市麻布区材木 街五十六番地宮下幹様		封筒・1点	は25-17-1
矢沢頼道書状(評議員会開催案内につき) 矢沢 頼道→宮下賢台(幹)	(昭和)5月10日	横切紙・1通	は25-17-2
(封筒) 長野縣松代成沢九十九→東京市麻布材木町 五六真田家宮下幹様 は25-18-2・3入	(昭和5年12月22日)	封筒・1点	は25-18-1
成沢九十九書状(杉田等2名小作地面積・賃金調 査・不況救済のため小学校西側通路開鑿の旨 町長談話につき) 成沢九十九→宮下幹様 青色 罫紙	(昭和5年12月22日)	罫紙・1通	は25-18-2
某用状[小作地調査](杉田等2名分) 青色罫紙	(昭和5年)	罫紙・1通	は25-18-3
(封筒) 神奈川県大磯渡辺福松→東京市麻布区材木 街五六真田家御邸真田家家扶宮下幹様 は25-19- 2入	(昭和5年12月2□日消 印)	封筒・1点	は25-19-1
渡辺福松書状(別荘の件未だ見当たらずにつ き) 大磯渡辺福松→真田家宮下(幹)様	(昭和5年)12月27日	横切紙・1通	は25-19-2
(封筒) 長野縣松代成沢九十九→東京都麻布材木町 五六真田家宮下幹様 は25-20-2・3入	(昭和5年12月3日消印)	封筒・1点	は25-20-1
成沢九十九書状并昭和五年十一月収支決算月 計表(昭和6年度予算訂正願・別紙請求書支払 願・11月収支決算月計表送付につき) 成沢 九十九→宮下(幹)様 2通一綴、青色罫紙	(昭和5年)12月3日	綴・1冊	は25-20-2
松代別邸成沢九十九別邸費用請求書[請求書] (昭和5年度松代別邸費用350円につき) 松代 別邸成沢九十九→東京本邸宮下幹殿	昭和5年12月3日	罫紙・1通	は25-20-3
(封筒) 長野縣松代成沢九十九→東京都麻布材木町 五六真田家宮下幹様	(昭和5年12)月	封筒・1点	は25-21-1
(別邸より本邸へ送付書類綴 昭和5年12月) は25-21-2入		3点	は25-21-2
成沢九十九書状(杉田他2名小作人小作料低減	(昭和5年)12月19日	罫紙・1通	は25-21-2-1

5 真田家／家政／諸用状

の別紙嘆願書の旨考慮願等につき) 成沢 九十九→宮下幹様 青色罫紙			
成沢九十九別邸費受取証[受領証](昭和5年度 別邸費の内男爵家生計費12月分につき) 松 代別邸成沢九十九→東京本邸宮下幹様	昭和5年12月19日	縦紙・1通	は25-21-2-2
杉田良治他二名歎願書[歎願書](不況のため小 作料8銭より5銭へ低減願につき) 杉田良治・ 岩佐孝・長崎ちと→伯爵真田家御家扶御中 青色罫 紙	昭和5年12月	縦半・1冊	は25-21-2-3
(封筒) 長野県松代成沢九十九→東京都麻布材木町 五六真田家内宮下幹様 は25-22-2入	(昭和6年12月3日	封筒・1点	は25-22-1
成沢九十九書状(男爵家墓地選定の件につき) 成沢九十九→宮下幹様 青色罫紙	(昭和6年)12月3日	縦紙・1通	は25-22-2
渡辺次郎后见人栗生藤三代り人日本橋区濱町二 丁目土地岩岡伊代治書簡(故渡辺勘三郎へキ 限定相続事件の際申請の債権利子の計算書至 急送付願等につき) 渡辺次郎后见人栗生藤三代り 人日本橋区濱町二丁目土地岩岡伊代治→麻布区材木 町五十六番地真田幸治殿親権者真田澄子殿執事御中	大正5年6月4日	葉書・1通	は26
(封筒) 東京市麹町区内幸橋一丁目五番地幸倶楽部内協 同会→長野県埴科郡松山町一男爵真田幸世殿 中身な し	4月9日	封筒・1通	は27
(紐紙繕)		紐紙繕・1点	は28-1
(封筒 手折) 今方廿三番地伊達宗城→琴平町二番 地真田幸民様 は28-2-2入	(明治36年以前)	封筒・1点	は28-2-1
伊達宗城書状(真田家男子婚姻候補松平乗円妹 兩名の事につき) (伊達)宗城→(真田)幸民様	(明治36年以前)4月1日	横切紙・1通	は28-2-2
某用状(松平乗円妹しん他3名名前書上)		切紙・1通	は28-2-3
某用状(家内様の年齢・男女書上願等につき)		切紙・1通	は28-3
伊東家黒木和平(雇入人員の件等につき) 伊東 家黒木和平→真田様御家扶様	5月25日	横切紙・1通	は28-4
松平従五位様御家扶書状(真田幸民24日東京到 着了承につき) 松平従五位様御家扶→真田従四 位様御家扶中様	6月	横切紙・1通	は28-5
泉藩家令書状(お芳姫より貞松院へ判物1つ進 呈につき) 泉藩家令→松城藩御家令中様	(明治4年以前)6月14日	横切紙・1通	は28-6
松根権六用状(明日1時頃参殿の旨恐縮につき) 松根権六→師岡源兵衛様	6月5日	横切紙・1通	は28-7
某用状(端裏書)[馳達](明日5時過知事様御手 許へ出頭の旨恐縮につき) - →(矢野)六蔵様	6月17日	横切紙・1通	は28-8
松根権六書状(其許様来訪の節の贈物への礼に つき) 松根権六→師岡源兵衛様・矢野六蔵様・小山 田久米様	5月25日	横切紙・1通	は28-9

伊達大藏卿様御内松根権六書状(其許様来訪の節風情なき事お詫につき) 伊達大藏卿様御内松根権六→松代藩知事様御内師岡源兵衛様・矢野六藏様・小山田久米様	5月20日	横切継紙・1通	は28-10
(封筒) 本所小泉町三十五番地伊達家浦江→芝区琴平町2番地真田様御郵久保様	4月9日	封筒・1点	は28-11-1
小泉町浦江書状(葉書到来のため廻達につき) 小泉町浦江→久保様 は28-11-2・3巻込一括		切紙・1通	は28-11-2
芝区中門前二丁目十五番地山田とき書簡(青山様へ持参等のため写真のこと今少し猶予願につき) 芝区中門前二丁目十五番地山田とき→本所区小泉町三十五番地伊達様御奥おさき様 は28-11-2・3巻込一括	4月8日	葉書・1通	は28-11-3
飯倉御家扶(表用人・奥女中等の年齢問合並びに此方奥女中年齢報知につき) 飯倉御家扶→琴平町御家扶中様	4月15日	横切継紙・1通	は28-12
(青山家関係等書類一括) 封筒一括		4点	は28-13
(封筒) 麴町区仲六番丁九番地北沢正誠→琴平町二番地久保成様 は28-13-2・3入		封筒・1点	は28-13-1
北沢正誠書状(青山処の件烏居様へ返報等につき) (北沢)正誠→久保(成)様	3月30日	横切継紙・1通	は28-13-2
(封筒) 麻布霞丁壹番地恒屋盛庸→麴町区仲六番丁九番地北沢正誠様 は28-13-3-2入	(3月30日消印)	封筒・1点	は28-13-3-1
恒屋盛庸書状(立花家・青山家へ戻りの御方様容子につき) 恒屋盛庸→北沢正誠様	3月30日	横切継紙・1通	は28-13-3-2
島原家扶書状(書中見舞等につき) 島原家扶→松代様御家扶衆様	6月13日	横切継紙・1通	は28-14
浅右衛門他一名書状(上様への挨拶、感応院様木像遷座等につき) 浅右衛門・勘左衛門→源兵衛様・六藏様・久米様	6月3日	横切継紙・1通	は28-15
(封筒) 東京市麴町区有楽町一丁目十一番地東京日日新聞社愛国金献課→麻布区材木町五六真田幸治様 は29-2入	昭和13年7月26日	封筒・1点	は29-1
東京日日新聞社他一社案内状(「愛国金総動員」運動参加者への案内につき) 東京日日新聞社・大阪毎日新聞社→真田幸治殿 活版、裏ペン書「第2177号 地金試験済通知書」	昭和13年7月26日	縦紙・1通	は29-2
(封筒) 東京市麴町区有楽町一丁目十一番地東京日日新聞社愛国金献課→麻布区材木町五六真田幸治様 は32-2・3入、「書留」	昭和13年7月6日	封筒・1点	は32-1
東京日日新聞社他一社案内状(金貨売却並びに売却代金支払案内につき) 東京日日新聞社・大阪毎日新聞社→真田幸治殿 活版、末尾「愛国金貨売却代金支払案内書」切取済	昭和13年7月6日	切紙・1通	は32-2

6 真田家／家計／金銭勘定・為替切手

東京日日新聞社愛国金献課金貨売却証明送付書[売却](真田幸治金貨4枚売却につき) 東京日日新聞社愛国金献課→造幣局御中 活版	昭和13年6月18日	縦紙・1通	は32-3
(封筒) (栃木県)塩谷郡塩原村君島亀吉→東京市麻布区材木町五六真田伯爵家三友良矩殿 は33-2・3 入	(昭和)	封筒・1点	は33-1
君島亀吉書状(別荘垣根建築の見積書作成につき) 君島亀吉→伯爵家三友良矩殿	(昭和)	横切継紙・1通	は33-2
某絵図[別荘垣根略図] (君島亀吉)→ - は33-2 の別紙、鉛筆書	(昭和)	縦紙・1通	は33-3
(白紙)		切紙・1通	は34
某用状(真田家戸籍) 真田幸民→ - 青色罫紙	(明治8年)辛未10月	縦半・1冊	は6

6 真田家／家計／金銭勘定・為替切手

真田家家令・家扶

(為替切手等一括 明治25年) 封筒一括		63点	は23
(封筒)[辰蔵為替証其地諸切手証書入]	明治25年1月	封筒・1点	は23-1
(諸入料関係書類一括 明治25年5月～10月) 紙繕一括		9点	は23-2
(紙繕)		1点	は23-2-1
埴科郡松代町収入役佐野秀領取書[領収証書] (第1号、明治25年1期分銃獵免許税・遊獵免許税金10円につき) 埴科郡松代町収入役佐野秀→松代町真田幸世	明治25年10月14日	切紙・1通	は23-2-2
仙道謙作代金受取証文[記](真綿271匁代金につき) (信州埴科郡松代町)仙道謙作→上	9月27日	切紙・1通	は23-2-3
仙道彦八郎代金受取証文[記](真綿540匁代金につき) (信州埴科郡松代町)仙道彦八郎→玉川定人殿	10月14日	切紙・1通	は23-2-4
(諸入料関係書類綴 明治25年5月～7月)		3点	は23-2-5
某酒料支払証(車夫3人酒料代につき)		切紙・1通	は23-2-5-1
共同中會社立換運賃金表[立換運賃金表](5円20錢、峠悪送二付増賃) 共同中會社→ - 木版摺り	明治25年6月26日	切紙・1通	は23-2-5-2
東京馬喰町貳丁目角竹内金庫送状[送状](改造金庫七号1個代につき) 東京馬喰町貳丁目角竹内金庫→信州松代殿町真田家内長井知則殿行 木版摺り、朱書「屋代ステーション卸シ」、収入印紙付	明治25年6月25日	縦紙・1通	は23-2-5-3
日本橋馬喰町二丁目角一番地竹内善次郎代金受領証[受領証](改造金庫七号1個代につき) 日本橋馬喰町二丁目角一番地竹内善次郎→南沢喜久	明治25年7月22日	切紙・1通	は23-2-6

人殿 収入印紙付			
本庁出納吏長野県属小林謙蔵代金領収書(通路開鑿寄付金500円につき) 本庁出納吏長野県属小林謙蔵→真田幸民家扶河原理助殿	明治25年5月9日	切紙・1通	は23-2-7
(為替切手綴 明治25年1月～6月) は3・1の紙縫で括る		23点	は23-3
(紙縫)		紙縫・1点	は23-3-1
南沢喜久人為替切手[証](松代谷口清修への送金1円につき) 南沢喜久人→久保成殿	明治25年1月11日	横切継紙・1通	は23-3-2
南沢喜久人為替証文[証](松代三村五郎への送金2円につき) 南沢喜久人→久保成殿	明治25年1月11日	切紙・1通	は23-3-3
真田家ニ而南沢喜久人為替切手[証](松代鹿野外守への送金40円につき) 真田家ニ而南沢喜久人→上原伸次郎殿	明治25年1月30日	横切紙・1通	は23-3-4
真田家南沢喜久人為替切手[証](松代上原宗一郎への送金18円につき) 真田家南沢喜久人→上原伸次郎殿	明治25年1月30日	横切紙・1通	は23-3-5
御家扶南沢喜久人為替切手[証](松代上融通会社への送金60円につき) 御家扶南沢喜久人→綾野たか殿・山本ひさ殿・竹村しま殿他2名	明治25年2月2日	横切紙・1通	は23-3-6
御家扶南沢喜久人為替切手[証](松代上融通会社への送金10円につき) 御家扶南沢喜久人→八田いと殿	明治25年2月2日	横切紙・1通	は23-3-7
御家扶南沢喜久人為替切手[証](松代上融通会社への送金20円につき) 御家扶南沢喜久人→久保おしつ殿	明治25年2月2日	横切紙・1通	は23-3-8
御家扶南沢喜久人為替切手[証](松代長井知則の送金3円につき) 御家扶南沢喜久人→小山田藤四郎殿	明治25年2月14日	横切紙・1通	は23-3-9
東京詰南沢喜久人為替切手[証](長国寺へ法事の供代75銭につき) 東京詰南沢喜久人→長井知則殿	明治25年2月14日	横切紙・1通	は23-3-10
真田家ニ而南沢喜久人為替切手[証](鹿野外守へ送金40円につき) 真田家ニ而南沢喜久人→鹿野勇之進殿	明治25年2月29日	横切紙・1通	は23-3-11
御家扶南沢喜久人為替切手[証](上原宗一郎へ送金15円につき) 御家扶南沢喜久人→上原伸次郎殿	(明治)25年2月29日	横切紙・1通	は23-3-12
東京詰南沢喜久人為替切手[証](長井知則へ送金10円につき) 東京詰南沢喜久人→小山田藤四郎殿	(明治)25年3月16日	横切継紙・1通	は23-3-13
真田家ニ而南沢喜久人為替切手[証](松代町上原宗一郎へ送金5円につき) 真田家ニ而南沢喜久人→上原伸次郎殿	明治25年3月15日	横切紙・1通	は23-3-14

6 真田家／家計／金銭勘定・為替切手

御家扶為替切手[証](松代町成沢源九郎へ送金10銭につき) 御家扶→南沢喜久人殿	明治25年2月13日	切紙・1通	は23-3-15
真田家ニ而南沢喜久人為替切手[証](松代町金子房五郎へ送金7円につき) 真田家ニ而南沢喜久人→富岡宗三郎殿	明治25年3月30日	横切紙・1通	は23-3-16
真田家南沢喜久人為替切手[証](松代町上原宗一郎へ送金15円につき) 真田家南沢喜久人→上原伸次郎殿	明治25年3月31日	横切紙・1通	は23-3-17
真田家ニ而南沢喜久人為替切手[証](松代町上原宗一郎へ送金15円につき) 真田家ニ而南沢喜久人→上原伸次郎殿	明治25年5月1日	横切紙・1通	は23-3-18
御家扶南沢喜久人為替切手[証](松代町細川秀治へ送金10銭につき) 御家扶南沢喜久人→細川国吉殿	明治25年5月2日	横切紙・1通	は23-3-19
御家扶南沢喜久人為替切手[証](松代町細川秀治へ送金4円につき) 御家扶南沢喜久人→細川国吉殿	明治25年4月2日	横切紙・1通	は23-3-20
御家扶南沢喜久人為替切手[証](松代町細川秀治へ送金4円につき) 御家扶南沢喜久人→細川国吉殿	明治25年4月2日	横切紙・1通	は23-3-21
久保成為替切手[証](上原宗一郎へ送金19円につき) 久保成→上原伸次郎殿	明治25年5月31日	横切紙・1通	は23-3-22
久保成為替切手[証](境村北田新八へ送金5円につき) 久保成→増田菊重殿	明治25年6月14日	横切紙・1通	は23-3-23
某用状(元金25円の利子書上) - →山本ひさ殿 割印あり	(明治)25年12月	切紙・1通	は23-4
某用状(元1千円の利子書上) - →久保成殿外名殿 割印あり	(明治)25年)12月	切紙・1通	は23-5
(為替切手綴 明治25年7月～12月)		28点	は23-6
河原理助為替切手[証](松代上原宗一郎への送金5円につき) 河原理助→上原伸次郎殿	明治25年7月3日	切紙・1通	は23-6-1
河原理助為替切手[証](松代南沢喜久人への送金25銭につき) 河原理助→八田いと子殿	明治25年7月7日	切紙・1通	は23-6-2
久保成為替切手[証](松代南沢喜久人への送金5円につき) 久保成→星野繁殿	明治25年7月27日	切紙・1通	は23-6-3
久保成為替切手[証](松代上原宗一郎への送金8円につき) 久保成→上原伸次郎殿	明治25年7月31日	切紙・1通	は23-6-4
久保成為替切手[証](松代細川秀治への送金4円につき) 久保成→細川邦吉殿	明治25年8月4日	切紙・1通	は23-6-5
久保成為替切手[証](松代細川秀治への送金4円につき) 久保成→細川邦吉殿	明治25年9月3日	切紙・1通	は23-6-6
河原理助為替切手[証](松代上原宗一郎への送金17円につき) 河原理助→上原伸次郎殿	明治25年8月31日	切紙・1通	は23-6-7

久保成爲替切手[証](松代南沢喜久人への送金15円につき) 久保成→久保成俊殿	明治25年9月5日	切紙・1通	は23-6-8
久保成爲替切手[証](松代上原宗一郎への送金5円につき) 久保成→上原伸次郎殿	明治25年9月20日	切紙・1通	は23-6-9
久保成爲替切手[証](松代上原宗一郎への送金19円につき) 久保成→上原伸次郎殿	明治25年8月30日	切紙・1通	は23-6-10
久保成爲替切手[証](松代榎田昭夫への送金10円につき) 久保成→兎玉お直殿	明治25年10月9日	切紙・1通	は23-6-11
久保成爲替切手[証](松代細川秀治への送金4円につき) 久保成→細川邦吉殿	明治25年10月5日	切紙・1通	は23-6-12
久保成爲替切手[証](松代友野尚樹への送金10円につき) 久保成→成沢九十九殿	明治25年10月16日	切紙・1通	は23-6-13
久保成爲替切手[証](松代上原宗一郎への送金7円につき) 久保成→上原伸次郎殿	明治25年11月1日	切紙・1通	は23-6-14
久保成爲替切手[証](松代細川秀治への送金4円につき) 久保成→細川邦吉殿	明治25年11月2日	切紙・1通	は23-6-15
久保成爲替切手[証](松代友野尚樹への送金25円につき) 久保成→成沢九十九殿	明治25年11月5日	切紙・1通	は23-6-16
久保成爲替切手[証](松代南沢喜久人への送金25円につき) 久保成→河原理助	明治25年11月27日	切紙・1通	は23-6-17
久保成爲替切手[証](松代南沢喜久人への送金10円につき) 久保成→中村てる子殿	明治25年11月27日	切紙・1通	は23-6-18
久保成爲替切手[証](松代上原宗一郎への送金18円につき) 久保成→上原伸次郎殿	明治25年11月1日	切紙・1通	は23-6-19
久保成爲替切手[証](松代南沢喜久人への送金4円50銭につき) 久保成→庭田稲作殿	明治25年12月1日	切紙・1通	は23-6-20
久保成爲替切手[証](松代友野尚樹への送金10円につき) 久保成→成沢九十九殿	明治25年12月9日	切紙・1通	は23-6-21
久保成爲替切手[証](松代長井知則への送金160円につき) 久保成→河原理助殿	明治25年12月17日	切紙・1通	は23-6-22
河原理助爲替切手[証](松代成沢直克への送金15円につき) 河原理助→成沢九十九殿	明治25年12月26日	切紙・1通	は23-6-23
久保成爲替切手[証](松代佐川又七郎への送金1円50銭につき) 久保成→河原理助殿	明治25年12月26日	切紙・1通	は23-6-24
久保成爲替切手[証](松代上原宗一郎への送金20円につき) 久保成→上原伸次郎殿	明治25年12月26日	切紙・1通	は23-6-25
久保成爲替切手[証](松代小崎莊次郎への送金15円につき) 久保成→中俣文三郎殿	明治25年12月24日	切紙・1通	は23-6-26
久保成爲替切手[証](松代南沢喜久人への送金30円につき) 久保成→河原理助殿	明治25年12月17日	切紙・1通	は23-6-27
久保成爲替切手[証](松代熊谷直吉への送金2	明治25年12月17日	切紙・1通	は23-6-28

円につき) 久保成→熊谷倉之助殿

7 真田家／家計／資金融通

真田家家令・家扶

(株式会社日本興行社融通関連書類一括 大正6年3月) 封筒一括 [御親族会必要書類](封筒) 真田幸治親族会員伯爵島津忠磨他一名同意書 [同意書](真田澄子の株式会社日本興行社より融通のため担保の処分につき) 伯爵真田幸治親族会員伯爵島津忠磨・大村純英・伯爵藤堂高紹→ - 孔版、2枚同内容 真田幸治親族会員同意書案[同意書](真田澄子の株式会社日本興行社より融通のため担保の処分につき) 真田幸治親族会員→ - 「株式会社日本興行銀行日本橋支店」罫紙	大正6年3月17日 大正6年3月17日	3点 封筒・1点 縦紙・1通(2枚一組) 縦紙・1通	は4 は4-1 は4-2 は4-3
---	----------------------------	---	------------------------------------

8 真田家／家計／世襲財産

真田家家令・家扶

(封筒) 東京市京橋区木挽町七丁目式番地株式会社十五銀行→麻布区材木町五六伯爵真田幸治殿 は30-2入 株式会社十五銀行通知状(世襲財産異動届案内並びに届書添付) 株式会社十五銀行→伯爵真田幸治殿 鋳綴、活版 (封筒) 東京市京橋区木挽町七丁目式番地株式会社十五銀行→麻布区材木町五六伯爵真田幸治殿 は31-2入 株式会社十五銀行通知状(世襲財産異動届提出期限につき) 株式会社十五銀行→伯爵真田幸治殿 活版	昭和5年10月3日 昭和5年10月3日 昭和5年11月27日 昭和5年11月28日	封筒・1点 縦半・1冊 封筒・1点 縦紙・1通	は30-1 は30-2 は31-1 は31-2
---	--	--	--

9 真田家／家内／寺社絵図

真田家

某絵図(寺社彩色指図) は1~3巻込一括	12月	鋪(55.0×76.5)・1点	は1
某絵図(寺社彩色指図) は1~3巻込一括		鋪(54.0×76.5)・1点	は2

某絵図(寺社彩色指図) は1~3巻込一括		鋪(55.0×74.0)・1点	は3
----------------------	--	-----------------	----

10 真田家／家内／藩主染筆・古書購入

真田家

[隼人正様 御書壺通 明治十五年九月寺内速見ヨリ御買上](包紙) は12-2・3の包紙、真田隼人正信重は信正弟、寺内速見は元寺内友右衛門		包紙・1点	は12-1
[寛永年間 真田隼人正信重御自筆](包紙) は12-3の包紙		包紙・1点	は12-2
真田信重書状(病氣平癒につき) (真田)隼人雅信重(花押)→矢沢但馬守殿・常田図書助殿・池田長門守殿他1名	(寛永年中)卯月4日	横折紙・1通	は12-3
[堤清十郎 献上之古書 二通 明治九年丙子十二月松代より逋送](包紙) は13-2・3の包紙、但一通のみ		包紙・1点	は13-1
[昌幸公并山形・小山田・内藤・春日え之武田勝頼公御判物壺通 明治八年乙亥 堤清十郎献上](包紙) は13-3の包紙		包紙・1点	は13-2
武田勝頼書状(陣中の事毎日報告等につき) (武田)勝頼(花押)→真田安房守(昌幸)殿・山県三郎右兵衛尉殿(昌景)・小山田備中守殿(信茂)他2名 明治段階の裏打あり	(天正年中)5月12日	豎紙・1通	は13-3

1 藩主（藩侯）／勝手方／貞松院月割金

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
--------	----	-------	------

ひ(D) 箱

1 藩主（藩侯）／勝手方／貞松院月割金

勘定所

(貞松院月割金等中借証文綴 文久元年3月～元治元年12月)		14点	ひ264
草間一路中借証文[覚](貞松院様2月月割金差懸り御用のため金10両につき) 草間一路→助水井平治殿・平井彦兵衛殿・上村何右衛門殿	文久4年子2月8日	縦紙・1通	ひ264-1
草間一路中借証文[覚](貞松院様3月月割金差懸り御用のため金10両につき) 草間一路→水井市治殿・平林吉之助殿・上村何右衛門殿	文久4年子3月7日	縦紙・1通	ひ264-2
齊藤友衛中借証文[覚](貞松院様4月月割金差懸り御用のため金10両につき) 齊藤友衛→助水井市路殿・平林吉之助殿・上村何右衛門殿	元治元年子4月18日	縦紙・1通	ひ264-3
齊藤友衛中借証文[覚](貞松院様5月月割金差懸り御用のため金10両につき) 齊藤友衛→水井平治殿・平林吉之助殿・上村何右衛門殿	元治元年子5月3日	縦紙・1通	ひ264-4
草間一路中借証文[覚](貞松院様6月月割金差懸り御用のため金10両につき) 草間一路→助水井市治殿・千喜良新之進殿・上村何右衛門殿	元治元年子6月	縦紙・1通	ひ264-5
齊藤友衛中借証文[覚](貞松院様7月月割金差懸り御用のため金10両につき) 齊藤友衛→助水井市路殿・千喜良新之進殿・久保三郎殿	元治元年子7月5日	縦紙・1通	ひ264-6
草間一路中借証文[覚](貞松院様8月月割金差懸り御用のため金10両につき) 草間一路→助水井平治殿・平井彦兵衛殿・上村何右衛門殿	文久4年子8月5日	縦紙・1通	ひ264-7
齊藤友衛中借証文[覚](貞松院様9月月割金差懸り御用のため金10両につき) 草間一路→助水井市治殿・千喜良新之進殿	元治元年子9月7日	縦紙・1通	ひ264-8
齊藤友衛中借証文[覚](貞松院様役料のうち御前料金差懸り御用のため金10両につき) 齊藤友衛→助水井市治殿・千木良新之進殿	元治元年子9月	縦紙・1通	ひ264-9
草間一路中借証文[覚](貞松院様10月月割金差懸り御用のため金10両につき) 草間一路→助水井市治殿・助水井忠治殿・久保三郎殿	元治元年子10月11日	縦紙・1通	ひ264-10
齊藤友衛中借証文[覚](貞松院様11月月割金差懸り御用のため金10両につき) 齊藤友衛→助水井市治殿・水井忠治殿・久保三郎殿	元治元年子11月5日	縦紙・1通	ひ264-11
草間一路中借証文[覚](貞松院様12月月割金差懸り御用のため金10両につき) 草間一路→助水井市治殿・水井忠治殿・久保三郎殿	元治元年子11月6日	縦紙・1通	ひ264-12

草間一路中借証文[覚](貞松院様来年1月月割金差懸り御用のため金10両につき) 草間一路→水井市治殿・水井忠治殿・久保三郎殿	元治元年子12月20日	縦紙・1通	ひ264-13
草間一路中借証文[覚](貞松院様仕切金来年丑年御月割御前借金分差懸り御用のため10両につき) 草間一路→水井市治殿・水井忠治殿・久保三郎殿	元治元年子12月20日	縦紙・1通	ひ264-14

2 藩主・真田家／勝手方／知藩事一族月割金

計政局

[証書六拾五通 金五千五百五拾三両貳分三匁六分三厘](中借証文綴 明治4年正月～明治5年2月) 表題は表紙記載のもの		66点	ひ297
松本賢吾中借証文[覚](真晴院正月月割金49両につき) 松本賢吾→岡野敬一郎殿	明治4年未正月	縦紙・1通	ひ297-1
松本賢吾中借証文[覚](御子様方正月月割金19両2分につき) 松本賢吾→岡野敬一郎殿	明治4年未正月	縦紙・1通	ひ297-2
宮入慎七郎中借証文[覚](知事月割金180両につき並びに本証文と引替の旨) 宮入慎七郎→入弥左衛門殿・野中直之助殿・駒村佐十郎殿	(明治4年)未正月6日	切紙・1通	ひ297-3
石倉藤右衛門中借証文(貞松院様正月中月割金50両中借につき) 石倉藤右衛門→岡野敬一郎殿	明治4年正月	縦紙・1通	ひ297-4
宮入慎七郎中借証文[覚](知事2月分月割金120両につき) 宮入慎七郎→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・野中直之助殿他1名	明治4年未5月	縦紙・1通	ひ297-5
石倉藤右衛門中借証文(貞松院様2月中月割金50両につき) 石倉藤右衛門→岡野敬一郎殿	明治4年未2月	縦紙・1通	ひ297-6
松本賢吾中借証文[覚](真晴院・御子様方正月月割金68両2分中借につき) 松本賢吾→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・野中直之助殿他1名	明治4年未正月	縦紙・1通	ひ297-7
宮入慎七郎中借証文[覚](知事去年仕切金100両につき) 宮入慎七郎→入弥左衛門殿・春山喜平次殿・野中直之助殿他1名	明治4年未3月	縦紙・1通	ひ297-8
石倉藤右衛門中借証文(貞松院様賄料50両につき) 石倉藤右衛門→岡野敬一郎殿	明治4年正月	縦紙・1通	ひ297-9
松本賢治中借証文[覚](真晴院・御子様方正月月割金58両2分につき) 松本賢治→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・野中直之助殿他1名	明治4年未8月	縦紙・1通	ひ297-10
宮入慎七郎中借証文[覚](知事4月分月割金120両につき) 宮入慎七郎→入弥左衛門殿・春山喜平次殿・野中直之助殿他1名	明治4年未4月	縦紙・1通	ひ297-11
石倉藤右衛門中借証文[覚](貞松院様4月分月	明治4年未4月	縦紙・1通	ひ297-12

2 藩主・真田家／勝手方／知藩事一族月割金

割金50両2分につき) 石倉藤右衛門→岡野敬一郎殿・富永新平殿			
宮入慎七郎中借証文[覚](知事3月中月割金120両中借につき) 宮入慎七郎→入弥左衛門殿・春山喜平次殿・野中直之助殿他1名	明治4年未3月	豎紙・1通	ひ297-13
松本賢吾中借証文[覚](真晴院・御子様3月月割金68両2分につき) 松本賢吾→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・野中直之助殿他1名	明治4年未4月	豎紙・1通	ひ297-14
石倉藤右衛門中借証文[覚](貞松院様明治4年月割金50両につき) 石倉藤右衛門→岡野敬一郎殿・富永新平殿	明治4年未3月	豎紙・1通	ひ297-15
宮入慎七郎中借証文[覚](知事6月月割金100両中借につき) 宮入慎七郎→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・野中直之助殿他1名	明治4年未5月	豎紙・1通	ひ297-16
松本賢吾中借証文[覚](真晴院・御子様明治3年御膳料残金の内100両につき) 松本賢吾→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・野中直之助殿他1名	明治4年未7月	豎紙・1通	ひ297-17
松本賢吾中借証文[覚](真晴院・御子様4月月割金69両余につき) 松本賢吾→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・野中直之助殿他1名	明治4年未4月	豎紙・1通	ひ297-18
石倉藤右衛門中借証文[覚](貞松院様5月中月割金50両につき) 石倉藤右衛門→富永新平殿	明治4年未5月	豎紙・1通	ひ297-19
宮入慎七郎中借証文(知事8月分月割金120両につき) 宮入慎七郎→入弥左衛門殿・春山喜平次殿・野中直之助殿他1名	明治4年未8月	豎紙・1通	ひ297-20
松本賢吾中借証文[覚](真晴院・御子様3月月割金68両2分につき) 松本賢吾→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・野中直之助殿他1名	明治4年未11月	豎紙・1通	ひ297-21
松本賢吾中借証文[覚](真晴院・御子様6月月割金68両2分中借につき) 松本賢吾→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・野中直之助殿他1名	明治4年未6月	豎紙・1通	ひ297-22
石倉藤右衛門中借証文[覚](貞松院様6月分月割金50両につき) 石倉藤右衛門→富永新平殿	明治4年未6月	豎紙・1通	ひ297-23
藤井浅右衛門中借証文[覚](真珠院法事料等12両につき) 藤井浅右衛門→富永新平殿	明治4年未7月	豎紙・1通	ひ297-24
藤井浅右衛門中借証文[覚](正月～3月までの月給134両余中借につき) 藤井浅右衛門→入弥左衛門殿・春山喜平次殿・野中直之助殿他1名	明治4年未7月	豎紙・1通	ひ297-25
松本賢吾中借証文[覚](真晴院様明治2年賄料100両につき) 松本賢吾→岡野敬一郎殿	明治4年未3月	豎紙・1通	ひ297-26
佐藤美与喜中借証文[覚](真田幸民発途入料150両につき) 佐藤美与喜→富永新平殿	明治4年未8月	豎紙・1通	ひ297-27
宮入慎七郎中借証文[覚](知事5月分月割金120両につき) 宮入慎七郎→春山喜平次殿・入弥左衛	明治4年未5月	豎紙・1通	ひ297-28

門殿・野中直之助殿他1名			
松本賢吾中借証文[覚](真晴院・御子様5月月割金68両2分につき) 松本賢吾→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・野中直之助殿他1名	明治4年未6月	縦紙・1通	ひ297-29
石倉藤右衛門中借証文[覚](貞松院様明治4年賄料50両につき) 石倉藤右衛門→富永新平殿	明治4年未6月	縦紙・1通	ひ297-30
宮入慎七郎中借証文[覚](真田幸民9月分月割金32両につき) 宮入慎七郎→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・田沢廉助殿	明治4年未8月	縦紙・1通	ひ297-31
宮入慎七郎中借証文[覚](真田幸民家禄の内5両1分余につき) 宮入慎七郎→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・田沢廉助殿	明治4年未9月	縦紙・1通	ひ297-32
稲葉茂十郎中借証文[覚](鉄沓代1両につき) 稲葉茂十郎→春山喜平次殿	(明治4年)未9月28日	切紙・1通	ひ297-33
稲葉茂十郎中借証文[覚](9月中馬1疋飼料6両2分余につき) 稲葉茂十郎→春山喜平次殿	(明治4年)未9月28日	切紙・1通	ひ297-34
矢野六蔵中借証文[証](真田幸民家禄の内500貫文につき) 矢野六蔵→富永新平殿	明治4年未9月	縦紙・1通	ひ297-35
鈴木富治中借証文[覚](真田幸民帰京の伴の弁当代等1両につき) 鈴木富治→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・田沢廉助殿	明治4年未9月	縦紙・1通	ひ297-36
小野善四郎中借証文[証](真田幸民荷物道中人足賃57両中借につき) 小野善四郎→ -	明治4年未9月	縦紙・1通	ひ297-37
松本賢吾中借証文[覚](真晴院・御子様7月月割金68両2分中借につき) 松本賢吾→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・野中直之助殿他1名	明治4年未7月	縦紙・1通	ひ297-38
石倉藤右衛門中借証文[証](貞松院様8月分月割金50両中借につき) 石倉藤右衛門→富永新平殿	明治4年未8月	縦紙・1通	ひ297-39
小野善四郎中借証文[証](文聴院様法事入料7両2分中借につき) 小野善四郎→ -	明治4年未10月	縦紙・1通	ひ297-40
石倉藤右衛門中借証文[覚](貞松院様9月分月割金50両につき) 石倉藤右衛門→富永新平殿	明治4年未9月	縦紙・1通	ひ297-41
松本賢吾中借証文[覚](真晴院様・御子様9月月割金68両2分につき) 松本賢吾→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・田沢廉助殿	明治4年未9月	縦紙・1通	ひ297-42
祢津刑左衛門中借証文[覚](真晴院様7月分月割金49両余につき) 祢津刑左衛門→岡野敬一郎殿・岸善八殿	明治3年午7月	縦紙・1通	ひ297-43
祢津刑左衛門中借証文[覚](御子様7月分月割金19両2分につき) 祢津刑左衛門→岡野敬一郎殿・岸善八殿	明治3年午7月	縦紙・1通	ひ297-44
佐藤美与喜中借証文[覚](真田幸民発途入料	明治4年未8月	縦紙・1通	ひ297-45

2 藩主・真田家／勝手方／知藩事一族月割金

150両につき) 佐藤美与喜→富永新平殿			
石倉藤右衛門中借証文[証](貞松院様10月分月割金50両につき) 石倉藤右衛門→富永新平殿	明治4年未10月	豎紙・1通	ひ297-46
師岡源兵衛中借証文[覚](4月～6月分月給22両余につき) 師岡源兵衛→春山喜平次殿・入弥左衛門殿	明治4年未12月	豎紙・1通	ひ297-47
中沢平左衛門中借証文[覚](家禄の内30両につき) 中沢平左衛門→春山喜平次殿・入弥左衛門殿	明治4年未12月	豎紙・1通	ひ297-48
中沢平左衛門中借証文[覚](真田幸民付属の者職禄53両余中借につき並びに本証文をもって引替えの旨) 中沢平左衛門→春山喜平次殿・入弥左衛門殿	明治4年壬申(ママ)2月	豎紙・1通	ひ297-49
中沢平左衛門中借証文[覚](貞松院様月割2ヶ月分の内玄米代金を差し引き分83両余中借につき並びに本証文をもって引替えの旨) 中沢平左衛門→春山喜平次殿・入弥左衛門殿	明治5年壬申2月	豎紙・1通	ひ297-50
中沢平左衛門中借証文[覚](真晴院上東京入料の内駕籠代金83両余中借につき並びに本証文をもって引替えの旨) 中沢平左衛門→春山喜平次殿・入弥左衛門殿	明治5年壬申2月	豎紙・1通	ひ297-51
中沢平左衛門中借証文[覚](真晴院上東京入料の内旭屋惣左衛門へ支払い分18両余中借につき並びに本証文をもって引替えの旨) 中沢平左衛門→春山喜平次殿・入弥左衛門殿	明治5年壬申2月	豎紙・1通	ひ297-52
石倉藤右衛門中借証文[覚](貞松院様11月分月割金50両につき) 石倉藤右衛門→富永新平殿	明治4年未11月	豎紙・1通	ひ297-53
石倉藤右衛門中借証文[覚](貞松院様12月分月割金50両につき) 石倉藤右衛門→富永新平殿	明治4年未12月	豎紙・1通	ひ297-54
藤井浅右衛門中借証文[覚](順操院への手当金15両中借につき) 藤井浅右衛門→富永新平殿	明治4年未6月	豎紙・1通	ひ297-55
中沢平左衛門中借証文[覚](相沢龍太郎松本への出張費11両余につき) 中沢平左衛門→春山喜平次殿・入弥左衛門殿	明治4年壬申(ママ)12月	豎紙・1通	ひ297-56
松本賢吾中借証文[覚](真晴院・御子様正月月割金50両につき) 松本賢吾→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・田沢廉助殿	明治4年申(ママ)3月	横切紙・1通	ひ297-57
稲葉茂十郎中借証文[覚](銅焚粉分初33両余につき) 稲葉茂十郎→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・野中直之助殿他1名	明治4年未4月	豎紙・1通	ひ297-58
矢野六蔵中借証文[証](真田幸民家禄の内500両につき) 矢野六蔵→富永新平殿	明治4年未9月19日	豎紙・1通	ひ297-59
矢野六蔵中借証文[証](佐藤美与喜へ送金分500両につき) 矢野六蔵→富永新平殿	明治4年未9月9日	豎紙・1通	ひ297-60
師岡源兵衛中借証文[覚](知事上東京705両余	明治4年未5月	豎紙・1通	ひ297-61

につき) 師岡源兵衛→富永新平殿			
宮入慎七郎中借証文[覚](知事2月分月割金120両につき並びに本証文をもって引替えの旨) 宮入慎七郎→入弥左衛門殿・春山喜平次殿・野中直之助殿他1名	(明治4年)未2月7日	横切紙・1通	ひ297-62
宮入慎七郎中借証文[覚](真田幸民9月分月割金88両につき) 宮入慎七郎→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・田沢廉助殿	明治4年未9月	縦紙・1通	ひ297-63
松本賢吾中借証文[覚](真晴院様・御子様10月分月割金68両2分につき) 松本賢吾→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・田沢廉助殿	明治4年未10月	縦紙・1通	ひ297-64
松本賢吾中借証文[覚](真晴院様・御子様12月分月割金68両2分につき) 松本賢吾→春山喜平次殿・入弥左衛門殿・田沢廉助殿他1名	明治4年未12月	縦紙・1通	ひ297-65

3 藩政／財方／御勝手方取計い上申

勘定所

御勝手元メ申上書[一申上](式歩金にて返済難渋のため御製造手形と引替願につき) 御勝手元メ→ 雛形	何月	横切継紙・1通	ひ216
---	----	---------	------

4 藩政／財方／勘定向き取計い用状

勘定所

(内用金・臨時金関係書類綴)		21点	ひ232
(内用金取調関係書類綴)		4点	ひ232-1
竹村金吾申上書(午年中御内用金取調につき、メ92両余) 竹村金吾→ -	弘化4年2月	横切継紙・1通	ひ232-1-1
某用状(端裏書)[未年御内用書抜](大草仲岱他への下げ金取調につき)	(7月27日～12月14日)	切紙・1通	ひ232-1-2
某用状[覚](申年御内用金取調につき、メ51両余) 端裏書[申年御内用取調]		横切継紙・1通	ひ232-1-3
某用状[覚](酉年御内用金取調につき)		横切継紙・1通	ひ232-1-4
御金懸用状(御隠居家督入料等諸品差引勘定書) 御金懸→ - 端裏貼紙[御見合ニ差上候間追而御返し可成下候]	丑11月4日	横切紙・1通	ひ232-2
某用状(定式・臨時金差引勘定書) 下ケ札あり		横長半・1冊	ひ232-3
[去子年其表御借入利足返済](残金勘定書、メ217両余) 朱書あり		横長半・1冊	ひ232-4
西村源蔵内借証文[覚](金2千両中受取につき)	安政3年辰4月晦日	堅切紙・1通	ひ232-5

4 藩政／財方／勘定向き取計用状

並びに正金と引換えの旨) 西村源蔵→片岡十郎兵衛殿			
[芝等専障光え返済御利足](残金取調書、345両)		横長半・1冊	ひ232-6
(臨時金等出金関係書類綴)		5点	ひ232-7
岡田新兵衛用状(慧昌院様・八丁堀様奥方療養入料等出金願につき) (岡田)新兵衛→(堤)常之丞様	(慶応4年)辰5月	横切継紙・1通	ひ232-7-1
堤常之丞用状(残金等取調書と相違の件のため再取調願につき) (堤)常之丞→(片桐)重之助様	12月15日	横切継紙・1通	ひ232-7-2
堤常之丞用状(金銭引き足りず高利借入につき) (堤)常之丞→(片桐)重之助様 端裏書「早春二可遣事 坂本氏 卯十二月十五日附、同廿二日到来」	12月15日	横切紙・1通	ひ232-7-3
(御金蔵拝借配当日録)		横切紙・1通	ひ232-7-4
竹村金吾用状(端裏書)[御金送](年頭献上黄金代等5千402両余送付につき) (竹村)金吾→(片岡)十郎兵衛様	12月8日	横切継紙・1通	ひ232-7-5
十郎兵衛伺書(端裏書)[午五月より八月迄品々御臨時](家定薨去等臨時入用支出につき) (片岡)十郎兵衛→(竹村)金吾様・(磯田)音門様・(宮下)兵馬様	(明治元年)12月	横切継紙・1通	ひ232-8
(臨時入用関係書類綴)		3点	ひ232-9
望月主水伺書(正月～4月まで臨時入用支出の件取計願につき) 望月主水→恩田頼母様	9月23日	横切継紙・1通	ひ232-9-1
宮下兵馬申上書(端裏書)[亥正月より四月迄品々御臨時御入用御金出申上](定式御献備入用等338両余支出願につき) 宮下兵馬→ -	亥8月	横切継紙・1通	ひ232-9-2
宮下兵馬申上書(端裏書)[若殿様亥正月より四月迄品々御臨時御入用御金出申上](年頭献上黄金2枚買上代等255両余支出願につき) 宮下兵馬→ -	亥8月	横切継紙・1通	ひ232-9-3
某用状[覚](辰7月25日御余計預金取調書、2千147両余) 端裏書[辰七月十五日御余計預り調之分]		横切紙・1通	ひ232-10
某用状(端裏書)[辰七月十五日 御内借掛り調之分](3万4千979両余)		横切継紙・1通	ひ232-11
某用状(江戸・京都勤務等諸入料取調書) 紙綴綴、掛紙付		横切継紙・1通	ひ232-12
(柘植嘉兵衛書状綴)		4点	ひ16
柘植嘉兵衛用状(大谷幸蔵為替の儀不審の件水野重兵衛の答弁等につき) 柘植嘉兵衛→鎌(鎌原)伊野右衛門様	7月15日	横切継紙・1通	ひ16-1
柘植嘉兵衛書状(鉄砲の件別紙へ書記等につ	4月5日	横切継紙・1通	ひ16-2

き) (柘植)嘉兵衛→(草間)一路様 端裏書「社事」			
柘植嘉兵衛書状(千葉恒五郎深川御屋敷守内願等につき) (柘植)嘉兵衛→(草間)一路様 端裏書「公事」	4月5日	横切継紙・1通	ひ16-3
柘植嘉兵衛書状(金10両送金願等につき) (柘植)嘉兵衛→(草間)一路様・(佐藤)為之進様・弥右衛門様	4月12日	横切継紙・1通	ひ16-4
[無事急々](包紙) 東京より橘三(橘町三丁目大黒屋大谷)三作→信州松代大黒屋(大谷)幸蔵様	4月23日出	包紙・1点	ひ17-1
大谷三作(返上金7千両工面困難等につき) 同(大黒屋、大谷)三作→大黒屋(大谷)幸蔵様	4月22日	横切継紙・1通	ひ17-2
某答書(番士帯府につき羽織代分手当金増の旨)		横切継紙・1通	ひ18
(扶持米関係書類綴)		25点	ひ178
某用状(家中扶持初支給分勘定書) 上部欠損、下ヶ札あり		横切継紙・1通	ひ178-1
(封筒) 浅井金太郎→岡野敬一郎様・岸善八様		封筒・1点	ひ178-2
浅井金太郎書状(京都より送付の荷物の運送金70両送金願につき) (浅井)金太郎→(岡野)敬一郎様・(岸)善八様	9月2日	横切継紙・1通	ひ178-3
某用状[覚](日本記等書物代金の件につき) 上部欠損のため詳細不明		横切紙・1通	ひ178-4
岡野敬一郎書状并三沢清美勘返状(駅通会議出張の件につき並びに承知の旨) 岡野敬一郎→三沢清美 上部欠損のため詳細不明、端裏書「書入御覽可被下候」	正月24日	横切継紙・1通	ひ178-5
御徒士頭用状(小泉市二10月分飯米前借願につき) 御徒士頭→ - 上部欠損のため詳細不明	8月	切紙・1通	ひ178-6
某用状(三井栄助飯米支給願につき)	8月29日	切紙・1通	ひ178-7
割番用状[覚](18日東京へ出立の飛脚人書上につき) 割番→ -	9月17日	切紙・1通	ひ178-8
西寺尾村通船会所藤右衛門用状[覚](運送荷物目方につき) 西寺尾村通船会所藤右衛門→産物方御役所	(明治3年)午3月2日	横切紙・1通	ひ178-9
某用状(勅任等際礼物支配相場書)		切紙・1通	ひ178-10
某用状(丹下他13名分名面書) 墨印あり		横切紙・1通	ひ178-11
某用状(下目付他5件へ一晩分飯米支給高書付) 合点あり		切紙・1通	ひ178-12
某用状(水原出張の官禄等事書)		切紙・1通	ひ178-13
泉書状(御社平方より拝借金につき) 泉→松山丁様	9月8日	横切紙・1通	ひ178-14
岸善八書状(頭痛のため出頭取止めにつき) (岸)善八→(岡野)敬一郎様	9月3日	横切継紙・1通	ひ178-15

5 藩政／財方／才覚金・御用達金 6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

三井栄助用状(飯米頂戴願につき)	9月18日	横切紙・1通	ひ178-16
横田数馬書状(自宅へ来訪願につき) (横田)数馬→(岡野)敬一郎様	21日	横切継紙・1通	ひ178-17
某用状(兵学・兵政出勤日数書上)		切紙・1通	ひ178-18
某用状(取箇6年分調査のため計政方算師より4人助役任命願につき)		切紙・1通	ひ178-19
某用状(5月分中白米勘定書)		切紙・1通	ひ178-20
某用状(端裏書)[招魂満御来還御口之障之事](書面の趣同意につき)		切紙・1通	ひ178-21
某用状(端裏書)[村々開屋宜加場所渡之事](書面の趣同意につき)	9月	切紙・1通	ひ178-22
文総院様御側御納戸伺書(端裏書)[御手札御引替之義申上](文総院様遺物等の手札引替につき) 文総院様御側御納戸勤仕達→ 端裏書抹消、端裏書は受取者が作成したもの	4月	横切紙・1通	ひ178-23
某用状(知行取へ支給の給禄勘定書)		切紙・1通	ひ178-24
草間一路書状(役方助米支給・廻米件にて面談願につき) (草間)一路→(岡野)敬一郎様	11月23日	横切継紙・1通	ひ178-25

5 藩政／財方／才覚金・御用達金

勘定所

青柳文左衛門才覚金受取証文[覚](20両につき) 青柳文左衛門→柳沢一郎殿	慶応2年寅12月	切紙・1通	ひ220
(中野町大和屋長兵蔵御用達金借入願関係書類綴)		2点	ひ223
御金掛内々申上書(端裏書)[中野町大和屋長蔵義ニ付御内々申上](御用達金借入願につき) 御金掛→	9月	横切継紙・1通	ひ223-1
御金掛内々申上書(端裏書)[中野町大和屋長蔵義ニ付御内々申上](御用達金借入願につき)		横切継紙・1通	ひ223-2

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

勘定所

金井左源太中借証文[覚](善光寺勸進役人金井磯右衛門路金5月中3両1分につき) 金井左源太→佐藤左金吾殿・徳嵩恒吉殿・樋口与兵衛殿	文政9年戌12月	縦紙・1通	ひ258
丸山平左衛門他二名中借証文[覚](御用のため金10両につき) 丸山平左衛門・春日儀左衛門・水井忠蔵／(奥印)金児丈助→関口又十郎殿・小崎孝作・前嶋源	天保9年戌12月	縦紙・1通	ひ249

蔵殿他1名 端裏書「山寺殿へ御手充此取」、受取人の印墨消 (中借金内預証文綴 嘉永6年6月～元治元年4月)		67点	ひ250
関山平治中借金内預証文[覚](感応院様道中入料金39両余につき) 関山平治→一場茂右衛門殿受取人の印墨消	嘉永6年丑6月9日	横切継紙・1通	ひ250-1
湯本十学中借金内預証文[覚](感応院様遺骸道中入料金18両余につき) 湯本十学→富永治左衛門殿 受取人の印墨消	嘉永7年寅5月	横切紙・1通	ひ250-2
西村源蔵他三名内借金証文[覚](当6月入部道中御供路用金不足分1両3分余につき並びに午4月上納付証書申す旨加筆) 西村源蔵・関山平治・湯本十学他1名→ 受取人の印墨消	嘉永6年丑6月9日	横切継紙・1通	ひ250-3
西村源蔵他三名内借金証文[覚](奥女中道中入料不足銀5匁余につき並びに午4月上納付証書申す旨加筆) 西村源蔵・関山平治・湯本十学他1名→ 受取人の印墨消	嘉永7年寅8月	横切紙・1通	ひ250-4
西村源蔵他三名内借金証文[覚](入部道中入料金240両2分余につき並びに午4月上納付証書申す旨加筆) 西村源蔵・関山平治・湯本十学他1名→ 受取人の印墨消	嘉永7年寅7月22日	横切継紙・1通	ひ250-5
西村源蔵他三名内借金証文[覚](帰城道中入料金300両他につき助関山平治) 西村源蔵・関山平治・湯本十学他1名→ 受取人の印墨消	嘉永7年寅5月22日	横切継紙・1通	ひ250-6
湯本一学中借金内預証文[覚](一場茂右衛門分御入部道中入料証文8綴につき) 湯本一学→大内源之助殿 受取人の印墨消	安政2年卯12月	横切継紙・1通	ひ250-7
山岸七郎右衛門中借金内預証文[覚](御入部道中入料金190両余につき) 山岸七郎右衛門→大内源之助殿 受取人の印墨消	(安政)7年4月	横切紙・1通	ひ250-8
竹田金左衛門中借金内預証文[覚](御入部道中入料金15両余につき) 竹田金左衛門→一場茂右衛門殿 受取人の印墨消	安政3年辰6月17日	横切継紙・1通	ひ250-9
三村大之助中借金内預証文[覚](御入部道中入料金1分余につき) 竹田金左衛門→大内源之助殿 受取人の印墨消	安政2年卯12月	横切継紙・1通	ひ250-10
鹿野外守中借金内預証文[覚](御入部道中入料金77両2分余につき) 鹿野外守→一場茂右衛門殿 受取人の印墨消	安政2年卯5月17日	横切紙・1通	ひ250-11
湯本十学中借金内預証文[覚](御入部の節の通日雇賃金等入料金75両につき) 湯本十学→大内源之助殿 受取人の印墨消	安政2年卯3月10日	横切紙・1通	ひ250-12
湯本一学中借金内預証文[覚](御入部道中入料金15両余につき) 湯本十学→一場茂右衛門殿 受取人の印墨消	安政2年卯3月10日	横切継紙・1通	ひ250-13

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

山岸左内中借金内預証文[覚](飛脚路錢並びに手充金2兩余につき) 山岸左内→岡嶋忠藏殿 受取人の印墨消	10月	横切継紙・1通	ひ250-14
山岸左内中借金内預証文[覚](飛脚路錢並びに手充金1兩2分につき) 山岸左内→祢津繁人殿 受取人の印墨消	安政3年辰11月3日	横切紙・1通	ひ250-15
三村大之助中借金内預証文[覚](国役御願村々への手充金50兩余につき) 三村大之助→小野左金太殿・草川吉右衛門殿 受取人の印墨消	安政3年辰2月	横切継紙・1通	ひ250-16
助閔山平治内借証文[覚](御道中本陣入料差引中借金不足分85兩につき並びに午4月上納付証書申す旨加筆) 助閔山平治・三村大之助・竹内金左衛門他2名→祢津繁人殿 受取人の印墨消	安政3年辰11月3日	横切紙・1通	ひ250-17
山岸左内中借金内預証文[覚](渡辺栄治12月中旅費12兩につき) 山岸左内→西村源藏殿 受取人の印墨消	安政4年巳7月	切紙・1通	ひ250-18
三村大之助中借金内預証文[覚](去卯年中品々渡物返上分につき) 三村大之助→片桐重之助殿・宮本慎助殿・春山磯治殿他1名 受取人の印墨消	安政3年辰12月8日	横切継紙・1通	ひ250-19
谷口佐仲中借金内預証文[覚](大店渡方の内返上分36兩3分兩につき) 谷口佐仲→片桐重之助殿・宮本慎助殿・春山磯治殿他1名 受取人の印墨消	安政4年巳6月	横切継紙・1通	ひ250-20
竹内直左衛門中借金内預証文[覚](去卯年品々返上金20兩につき) 竹内直左衛門→祢津繁人殿 受取人の印墨消	安政4年丁巳閏5月	横切紙・1通	ひ250-21
杉本源八中借金内預証文[覚](2兩2分につき) 杉本源八→片桐重之助殿・宮本慎助殿・春山磯治殿他1名 受取人の印墨消	安政4年巳6月	横切継紙・1通	ひ250-22
山岸左内中借金内預証文[覚](品々返上上納分9兩3分につき) 山岸左内→片桐重之助殿・宮本慎助殿・春山磯治殿他1名 受取人の印墨消	安政3年辰12月8日	横切継紙・1通	ひ250-23
谷口左仲中借金内預証文[覚](大店渡方の内返上分36兩3分兩につき) 谷口左仲→片桐重之助殿・宮本慎助殿・春山磯治殿他1名 受取人の印墨消	安政4年巳6月	横切継紙・1通	ひ250-24
[某用状覚](御切米金受取者8名書上につき)	(安政)	横切紙・1通	ひ250-25
山岸左内内借証文[覚](堀田速見殿内借金3分2朱内借につき) 山岸左内→齊藤善藏殿 受取人の印墨消	(安政3年)辰12月晦日	横切継紙・1通	ひ250-26
三村大之助中借金内預証文[覚](堀田速見殿内借金2兩1分2朱余内借につき) 三村大之助→佐川又左衛門殿 受取人の印墨消	(安政3年)辰12月29日	横切紙・1通	ひ250-27
三村大之助中借金内預証文[覚](帰城の節奥女中道中入料金9兩につき) 三村大之助→竹内六郎兵衛殿・金子専右衛門殿 受取人の印墨消	安政3年辰9月	横切継紙・1通	ひ250-28
三村大之助中借金内預証文[覚](50兩につき)	安政3年辰12月8日	横切継紙・1通	ひ250-29

三村大之助→片桐重之助殿・宮本慎助殿・春山磯治殿 他1名 受取人の印墨消			
谷口佐仲中借金内預証文[覚](飛脚路銭・手 金1両2分余につき並びに巳9月引戻しにつ き証書申す旨加筆) 谷口佐仲→祿津繁人殿 受取 人の印墨消	安政4年巳6月4日	横切紙・1通	ひ250-30
松本源八中借金内預証文[覚](荷物駄賃銭内借 のうち上納分4両2分余につき並びに巳7月引 戻しにつき証書申す旨加筆) 松本源八→岡島 忠記殿 受取人の印墨消	安政4年巳7月	横切紙・1通	ひ250-31
三村大之助中借金内預証文[覚](飛脚路銭・手 当金1両1分余につき並びに巳9月引戻しにつ き証書申す旨加筆) 三村大之助→近藤権右衛門 殿 受取人の印墨消	安政3年辰12月28日	横切紙・1通	ひ250-32
山岸左内中借金内預証文[覚](順操院殿帰国の 道中入用13両につき) 山岸左内→栗山五郎作殿 受取人の印墨消	(安政4年)巳3月9日	横切紙・1通	ひ250-33
谷口左仲中借金内預証文[覚](在京のため内借 上納の内へ内預金35両につき並びに6月引戻 しにつき証書申す旨加筆) 谷口左仲→岡島忠 記殿 受取人の印墨消	安政4年巳閏4月26日	横切紙・1通	ひ250-34
三村大之助中借金内預証文[覚](判物付添御用 のため内借上納の内へ内預金2両1分余につ き) 三村大之助→大塚峯治殿 受取人の印墨消	安政3年辰7月19日	横切紙・1通	ひ250-35
三村大之助中借金内預証文[覚](飛脚路銭・手 当金7両280貫につき) 三村大之助→岡島忠記殿	(安政4年)巳5月11日	横切紙・1通	ひ250-36
山岸左内中借金内預証文[覚](12月中預所より 御用金出の手当金1両につき) 山岸左内→岡 島忠記殿 受取人の印墨消	安政4年巳2月	横切紙・1通	ひ250-37
山岸左内中借金内預証文[覚](66銭6貫文につ き)山岸左内→岡島又右衛門殿 受取人の印墨消	(安政4年)巳2月24日	横切紙・1通	ひ250-38
三村大之助中借金内預証文[覚](浅河原懸り 10ヶ村組合拝借年賦割合上納につき) 三村 大之助→柘植嘉兵衛殿・宮島守人殿 受取人の印墨 消	安政3年辰12月28日	横切紙・1通	ひ250-39
助関山平治他五名中借金内預証文[覚](参府道 中入料金5両1分につき) 助関山平治・三村大之 助・竹内金左衛門他1名→	安政3年辰2月	横切紙・1通	ひ250-40
山岸左門中借金内預証文[覚](御払材木代金5 両につき) 三村大之助→三沢刑部丞殿 受取人 の印墨消	(安政4年)巳正月8日	横切紙・1通	ひ250-41
谷口左仲中借金内預証文[覚](13両3分両につ き)谷口左仲→中村修左衛門殿 受取人の印墨消	(安政4年)巳12月28日	切紙・1通	ひ250-42
松本源八中借金内預証文[覚](3分余につき並 びに巳10月中証文替え済みの旨) 松本源八→	安政4年巳9月	横切紙・1通	ひ250-43

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

岡島忠記殿 受取人の印墨消			
山岸左門中借金内預証文[覚](拝借金15両につき) 山岸左門→西村源藏殿 受取人の印墨消	安政4年巳12月	切紙・1通	ひ250-44
松木源八中借金内預証文[覚](金10両につき) 松木源八→菅鉞太郎殿 受取人の印墨消	安政4年丁巳5月	切紙・1通	ひ250-45
山岸左内中借金内預証文[覚](2両余につき) 山岸左内→ - 受取人の印墨消	(安政4年)巳12月	切紙・1通	ひ250-46
谷口左仲中借金内預証文[覚](武請大明神御遠忌御祭礼のため独身者等への施行米買上代52両余につき) 谷口左仲→中島渡浪殿 受取人の印墨消	安政4年巳正月10日	横切継紙・1通	ひ250-47
山岸左門中借金内預証文[覚](学校御開のため台所品々御入料分8両2分余につき) 山岸左門→野中喜左衛門殿・春日榮作殿 受取人の印墨消	安政4年巳12月	縦紙・1通	ひ250-48
福田小平太中借金内預証文[覚](去巳渡物返上分60両につき並びに午12月中引き渡しの旨) 福田小平太→片桐重之助殿・宮本慎助殿・春山磯治殿 他1名 受取人の印墨消	安政5年午10月18日	横切継紙・1通	ひ250-49
福田小平太中借金内預証文[覚](去巳渡物返上分57両につき並びに午12月中引き渡しの旨) 福田小平太→片桐重之助殿・宮本慎助殿・春山磯治殿 他1名 受取人の印墨消	安政5年午10月18日	横切紙・1通	ひ250-50
谷口左助中借金内預証文[覚](去巳年中品々返上物上納分6両1分余につき並びに午12月中引戻しの旨) 谷口左助→片桐重之助殿・宮本慎助殿・春山磯治殿 他1名 受取人の印墨消	安政5年午10月18日	横切継紙・1通	ひ250-51
谷口左仲中借金内預証文[覚](飛脚並びに御手当金2分につき) 谷口左仲→三沢刑部丞殿 受取人の印墨消	安政5年午6月4日	横切紙・1通	ひ250-52
関山平治中借金内預証文[覚](当年7月渡し家中上下金切米金125両余につき) 助関山平治・山岸左内・谷口左仲他2名→ - 受取人の印墨消	安政5年午7月	横切継紙・1通	ひ250-53
松木源八中借金内預証文[覚](千曲川除入用金1両3分余につき並びに午12月中引戻しの旨) 松木源八→宮島守人殿 受取人の印墨消	安政5年午8月	切紙・1通	ひ250-54
矢野倉謙兵衛中借金内預証文[覚](千曲川除入用金2分につき) 矢野倉謙兵衛→宮島守人殿 受取人の印墨消	安政5年午9月朔日	切紙・1通	ひ250-55
山岸左内中借金内預証文[覚](学校開校のため台所品々入料8両2分余につき) 山岸左内→野中喜左衛門殿・春日榮作殿 受取人の印墨消	安政5年午2月	横切紙・1通	ひ250-56
山岸左内中借金内預証文[覚](中縄先納代金21両につき) 山岸左内→柘植嘉兵衛殿 受取人の印墨消	安政3年辰3月	横切継紙・1通	ひ250-57

松本源八中借金内預証文[覚](2両2分につき) 松本源八→祢津繁人殿 受取人の印墨消	安政5年午3月	横切継紙・1通	ひ250-58
松本源八中借金内預証文[覚](正月中飛脚路銭 並びに御手当金3分余につき) 松本源八→祢 津繁人殿 受取人の印墨消	安政5年午2月26日	横切継紙・1通	ひ250-59
松本源八中借金内預証文[覚](江戸にて内借の 分1両につき) 松本源八→中村久吉殿 受取人の 印墨消	安政5年午10月	横切紙・1通	ひ250-60
谷口左仲中借金内預証文[覚](6月飛脚路銭並 びに手当金3分につき) 谷口左仲→岡嶋忠記殿 受取人の印墨消	(万延元年)申7月	横切紙・1通	ひ250-61
池田富之進中借金内預証文[覚](戊12月中新調 三拾目筒品々入料35両内借の内へ11両内預 けにつき) 池田富之進→宮島嘉織殿 受取人の 印墨消	(万延元年)申6月5日	横切継紙・1通	ひ250-62
福田小平太中借金内預証文[覚](戊12月中新調 三拾目筒品々入料35両内借の内へ2両3分内 預けにつき) 福田小平太→岡嶋忠記殿 受取人 の印墨消	安政6年未3月10日	横切紙・1通	ひ250-63
坂口又治中借金内預証文[覚](戊12月中新調三 拾目筒品々入料の内20両2朱内預けにつき並 びに酉7月中引戻しの旨) 坂口又治→宮島嘉織 殿 受取人の印墨消	(安政6年)未8月15日	横切紙・1通	ひ250-64
河口左文太中借金内預証文[覚](4月道中入料 金の内へ3両3分余につき並びに子4月14日引 戻しの旨) 河口左文太・堤千次郎殿→原田糺殿 受取人の印墨消	文久3年亥12月	横切継紙・1通	ひ250-65
福田小平太中借金内預証文[覚](貞松院様道中 入料9両余につき) 福田小平太→西沢甚七郎 受取人の印墨消	文久3年亥10月21日	横切紙・1通	ひ250-66
池田富之進中借金内預証文[覚](3月中奥女中 江戸へ差送りのため50両中借の内へ20両余 内預につき) 池田富之進→高橋伝治殿 受取人 の印墨消、文面抹消	元治元年子4月29日	横切紙・1通	ひ250-67
(内借証文綴 天保11年2月～元治元年6月)		20点	ひ103
和田九郎左衛門内借証文(参府御共の足軽帰国 31人等の費用9両3分内借につき) 和田九郎左 衛門→矢野倉長左衛門殿・樋口一角殿	(天保11年)子2月	切紙・1通	ひ103-1
和田九郎左衛門内借証文[覚](参府御共の足軽 帰国31人等の賃金9両3分内借につき) 和田 九郎左衛門→矢野倉長左衛門殿・樋口一角殿 ひ103 -1の別紙	(天保11年)子2月	横切継紙・1通	ひ103-2
菅沼源之進内借証文[覚](辻番請負人賃金14両 内借につき) 菅沼源之進→飯島与作殿	(文久元年)西正月26日	横切紙・1通	ひ103-3
佐藤安喜内借証文[覚](15両内借につき) 佐藤	午11月3日	切紙・1通	ひ103-4

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

安喜→西村源藏殿			
佐藤安喜内借証文[覚](9両2分につき) 佐藤安喜→西村源藏殿	辰2月	横切紙・1通	ひ103-5
割番大野健左衛門内借証文[覚](下座見見習拝命のため1両につき) 割番大野健左衛門/(奥印)竹内小左衛門/(奥印)片岡十郎兵衛→西村源藏殿	安政6年未4月	縦紙・1通	ひ103-6
割番斉藤房吉内借証文[覚](長谷川深美帰国のため道中賃銭3両2分内借につき) 斉藤房吉/(奥印)磯田小藤太/(奥印)草間元司→西村源藏殿	安政6年未7月14日	縦紙・1通	ひ103-7
割番斉藤房吉内借証文[覚](馬場茂八郎帰国道中付添払等2両2朱につき) 割番斉藤房吉/(奥印)磯田小藤太/(奥印)草間元司→西村源藏殿	安政6年未8月	縦紙・1通	ひ103-8
宇敷元之丞内借証文[覚](5両余につき) 宇敷元之丞→柘植嘉兵衛殿(墨消抹消)	元治元年子4月	縦紙・1通	ひ103-9
春原織右衛門内借証文[覚](御前様・貞松院様輿舁8人分月俸3両内借につき) 春原織右衛門→池田富之進殿	戊正月	切紙・1通	ひ103-10
御供調懸大内源之丞中借証文[覚](御前様帰国のため荷物賃金10両につき) 御供調懸大内源之丞/(奥印)春原織右衛門・祢津刑左衛門/(奥印)柘植嘉兵衛→池田富之進殿	文久2年戌10月	縦切紙・1通	ひ103-11
御供調懸斉藤房吉他一名中借証文[覚](御前様帰国のため日雇賃金91両につき) 御供調懸大内源之丞/(奥印)春原織右衛門・祢津刑左衛門/(奥印)柘植嘉兵衛→池田富之進殿	文久2年戌10月	縦切紙・1通	ひ103-12
御供小頭役斉藤房吉他一名内借証文[覚](荷物賃金50両につき) 御供小頭役斉藤房吉・御供調役大内源之助/(奥印)春原織左衛門/(奥印)柘植嘉兵衛→池田富之進殿	文久2年戌10月	縦継紙・1通	ひ103-13
割番高橋龍左衛門内借証文[覚](貞松院様在所荷物賃金50両につき) 割番高橋龍左衛門/(奥印)座間茂尾/(奥印)柘植嘉兵衛→池田富之助殿	文久3年亥3月	縦紙・1通	ひ103-14
座間茂尾内借証文[覚](臨時出府足輕切米代内借26匁につき) 座間茂尾→池田寅之進殿	文久3年亥6月	切紙・1通	ひ103-15
座間茂尾内借証文[覚](臨時出府杖突手当金2分2朱内借につき) 座間茂尾→池田寅之進殿	文久3年亥7月	切紙・1通	ひ103-16
座間茂尾内借証文[覚](松原者への道中手当金等1両3分内借につき) 座間茂尾→池田寅之進殿	文久3年亥7月	横切継紙・1通	ひ103-17
春山織右衛門内借証文[覚](5両内借につき) 春原織右衛門→池田寅之進殿	文久3年亥2月8日	切紙・1通	ひ103-18
割番依田莊吉内借証文(下座見見習手当金1両内借につき) 割番依田莊吉/(奥印)宇敷元之丞/(奥印)柘植嘉兵衛→綿貫泰藏殿	元治元年子4月	縦継紙・1通	ひ103-19

宇敷元之丞内借証文[覚](藩主上京の日雇御用賃金600両につき) 宇敷元之丞→綿貫泰蔵殿	元治元年子6月	縦紙・1通	ひ103-20
玉川一学内借証文[覚](交際公費の内20両につき) 玉川一学→高山純一郎殿	正月12日	縦紙・1通	ひ104
佐藤伊与之進内借証文[覚](御殿 城御用意并長国寺所々修復等費用30両内借につき) 佐藤伊与之進→池田富之進殿・長谷川直太郎殿・小野熊男殿他2名	(安政3年)辰2月	横切継紙・1通	ひ105
中嶋波之助内借証文[覚](伊奈県出張の際の5着服料を宇吉郡方が預かる才覚金を引当に50両内借につき) 中嶋波之助→酒井市治殿・水野清右衛門殿 端裏書「巳六月」中嶋波之助殿	明治2年巳6月	縦紙・1通	ひ106
柳沢彦三郎並びに菅沼弥惣右衛門内借証文(在所へ帰国の節の着服料3匁並びに柳沢彦三郎内借金3匁につき) 柳沢彦三郎/菅沼弥惣右衛門→草間一路/長井主計	申7月	1通(2通一継)・切継紙	ひ107
館彦右衛門他一名内借証文[覚](20両小諸辺出張費として20両内借につき) 館彦右衛門・坂本斎助→酒井市治殿	文久3年亥6月3日	横切紙・1通	ひ108
(河口多喜人内借関係書類綴 明治2年8月)		2点	ひ109
鎌原伊野右衛門用状(若松県調役拜命・帰国のため河口多喜人へ当主左文太への証文をもって金20両内借につき) 鎌原伊野右衛門→佐藤為之進殿	(明治2年)8月	横切継紙・1通	ひ109-1
河口左文太内借証文[覚](弟多喜人若松県調役拜命・帰国のため困金20両内借につき) 河口左文太→佐藤為之進殿	明治2年巳8月	縦紙・1通	ひ109-2
草間元司他一名内借証文(御用金10両につき) 草間元司・磯田音門→西村源蔵殿	安政7年申3月6日	横切紙・1通	ひ110
雨宮左十郎下真嶋村役代御借主平兵衛他三名内借証文[差上申御内借金証文之事](繰回金の内より金30両を持分蔵主雨仲よりの収納初を引当に内借につき) 雨宮左十郎下真嶋村役代御借主平兵衛・加判米蔵・近藤弥吉様佐御蔵本新五郎→御勘定所初方御掛御役所	嘉永4年亥7月	縦継紙・1摺	ひ111
片岡十郎兵衛内借証文[覚](内用金15両内借につき) 片岡十郎兵衛→福田小平太殿	嘉永元年申7月13日	縦紙・1通	ひ112
(中借証文綴 嘉永6年12月) 破損のためひ296・4以下は未開扉		4点	ひ296
徳嵩恒吉他四名中借証文[覚](内用金1両中借につき) 竹村金吾→徳嵩恒吉殿・齊藤善蔵殿・佐川又左衛門他2名	嘉永6年丑12月28日	縦紙・1通	ひ296-1
竹村金吾中借証文[覚](差掛り6両2分余中借につき) 竹村金吾→徳嵩恒吉殿・齊藤善蔵殿・佐川又左衛門他2名	嘉永6年丑12月25日	縦紙・1通	ひ296-2

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

高野覚之進他一名中借証文〔記〕(返済借入金 利足13両余中借につき) 高野覚之進・片桐重之助 →徳嵩恒吉殿・齊藤善蔵殿・佐川又左衛殿他2名 奥 書見えず	嘉永6年丑12月25日	豎紙・1通	ひ296-3
竹村金吾中借証文(内用金5両中借につき) 竹 村金吾→徳嵩恒吉殿・齊藤善蔵殿・佐川又左衛殿他2 名 帳はずれ、前欠	嘉永6年丑12月26日	豎紙・1通	ひ296-4
(中借証文綴 安政2年12月～安政3年12月) 綴紐 に札付、札上書「安政三辰年中借」		48点	ひ300
宮下兵馬中借証文〔覚〕(御用金182両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿 他1名	安政3年辰12月8日	豎紙・1通	ひ300-1
竹村金吾中借証文〔覚〕(借入金利足返済金125 両余につき) 竹村金吾→齊藤善蔵殿・佐川又左衛 門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰12月28日	豎紙・1通	ひ300-2
高野覚之進他一名中借証文〔覚〕(借入金利足90 両2分につき) 高野覚之進・片桐重之助／(奥印) 竹村金吾→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿 他1名	安政3年辰12月20日	豎紙・1通	ひ300-3
竹村金吾中借証文〔覚〕(御用金100両余につき) 竹村金吾→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿 他1名	安政3年辰12月27日	豎紙・1通	ひ300-4
春日儀左衛門中借証文〔覚〕(国役普請入料200 両余につき) 春日儀左衛門／(奥印)高田幾太→ 齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰12月27日	豎紙・1通	ひ300-5
竹村金吾中借証文〔覚〕(借入金利足返済金110 両余につき) 竹村金吾→齊藤善蔵殿・佐川又左衛 門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰2月24日	豎継紙・1通	ひ300-6
竹村金吾中借証文〔覚〕(借入金利足返済金365 両余につき) 竹村金吾→齊藤善蔵殿・佐川又左衛 門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰12月21日	豎継紙・1通	ひ300-7
野中喜左衛門他一名中借証文〔覚〕(御用金500 両余につき) 野中喜左衛門・関田慶左衛門／(奥 印)竹村金吾→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平 治殿他1名	安政3年辰12月22日	豎紙・1通	ひ300-8
竹村金吾中借証文〔覚〕(内用金5両余につき) 竹村金吾→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿 他1名	安政3年辰12月14日	豎紙・1通	ひ300-9
竹村金吾中借証文〔覚〕(借入金利足返済金40両 余につき) 竹村金吾→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門 殿・関山平治殿他1名	安政3年辰12月15日	豎紙・1通	ひ300-10
春日儀左衛門他一名中借証文〔覚〕(融通金の内 御納戸御当用の方へ借入金利足返済金117両 につき並びに本証文にて引替の旨) 春日儀 左衛門・水井忠蔵殿／(奥印)宮下兵馬→齊藤善蔵殿・	安政3年辰11月27日	豎紙・1通	ひ300-11

佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名			
春日儀左衛門他一名中借証文[覚](融通金の内御納戸御当用の方へ借入金昨年分利足返済金117両につき並びに本証文にて引替の旨)春日儀左衛門・水井忠蔵殿／(奥印)宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰11月27日	縦紙・1通	ひ300-12
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済金85両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰11月27日	縦継紙・1通	ひ300-13
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済金50両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰11月20日	縦紙・1通	ひ300-14
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済金6両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰11月14日	縦紙・1通	ひ300-15
宮下兵馬中借証文[覚](御用金100両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰11月13日	縦継紙・1通	ひ300-16
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済金74両につき) 磯田音門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰10月29日	縦継紙・1通	ひ300-17
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済金17両余につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰9月21日	縦継紙・1通	ひ300-18
宮下兵馬中借証文[覚](御用金150両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰9月18日	縦紙・1通	ひ300-19
竹村金吾中借証文[覚](内用金55両につき) 竹村金吾→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰8月25日	縦継紙・1通	ひ300-20
竹村金吾中借証文[覚](内用金15両につき) 竹村金吾→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰8月22日	縦紙・1通	ひ300-21
竹村金吾中借証文[覚](御用金200両につき) 竹村金吾→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰8月7日	縦継紙・1通	ひ300-22
竹村金吾中借証文[覚](御用金18両につき) 竹村金吾→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰7月28日	縦継紙・1通	ひ300-23
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足金100両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰7月22日	縦紙・1通	ひ300-24
宮下兵馬中借証文[覚](御用金100両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰7月10日	縦継紙・1通	ひ300-25

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済金50両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰7月4日	豎紙・1通	ひ300-26
宮下兵馬中借証文[覚](御用金50両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰6月23日	豎紙・1通	ひ300-27
竹村金吾中借証文[覚](内用金10両余につき) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰6月19日	豎継紙・1通	ひ300-28
高田幾太中借証文[覚](内用金50両につき) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰5月27日	豎切紙・1通	ひ300-29
高田幾太中借証文[覚](内用金30両につき) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰5月22日	豎紙・1通	ひ300-30
竹村金吾中借証文[覚](内用金100両につき) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰4月14日	豎継紙・1通	ひ300-31
春日儀左衛門中借証文[覚](国役普請入用金300両につき) 春日儀左衛門／(奥印)宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰4月20日	豎紙・1通	ひ300-32
春日儀左衛門中借証文[覚](国役普請入用金300両につき) 春日儀左衛門／(奥印)高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰3月20日	豎紙・1通	ひ300-33
春日儀左衛門中借証文[覚](国役普請入用金50両につき) 春日儀左衛門／(奥印)高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰3月26日	豎紙・1通	ひ300-34
春日儀左衛門中借証文[覚](国役普請入用金100両につき) 春日儀左衛門／(奥印)高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰2月25日	豎紙・1通	ひ300-35
高田幾太中借証文[覚](御用金28両につき) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰2月16日	豎紙・1通	ひ300-36
高田幾太中借証文[覚](御用金100両につき) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰2月9日	豎紙・1通	ひ300-37
宮下兵馬中借証文[覚](御用金160両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰2月3日	豎継紙・1通	ひ300-38
宮下兵馬中借証文[覚](御用金50両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰2月3日	豎紙・1通	ひ300-39
宮下兵馬中借証文[覚](御用金15両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰正月29日	豎紙・1通	ひ300-40

竹村金吾中借証文[覚](御用金100両につき) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿 他1名	安政2年卯12月28日	縦継紙・1通	ひ300-41
竹村金吾中借証文[覚](御用金30両につき) 竹 村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他 1名	安政2年卯12月28日	縦紙・1通	ひ300-42
宮下兵馬中借証文[覚](御用金40両につき) 宮 下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他 1名	安政3年辰正月26日	縦紙・1通	ひ300-43
春日儀左衛門中借証文[覚](国役普請入料70両 につき) 春日儀左衛門/(奥印)竹村金吾→齊藤善 藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯12月	縦紙・1通	ひ300-44
竹村金吾中借証文[覚](御用金5両余につき) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿 他1名	安政2年卯12月29日	縦継紙・1通	ひ300-45
宮下兵馬中借証文[覚](御用金3両余につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿 他1名	安政3年辰正月12日	縦紙・1通	ひ300-46
竹村金吾中借証文[覚](御用金25両につき) 竹 村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他 1名	安政2年卯12月29日	縦継紙・1通	ひ300-47
竹村金吾中借証文[覚](御内用金5両につき) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿 他1名	安政2年卯12月28日	縦紙・1通	ひ300-48
(中借証文綴 嘉永6年12月～明治2年10月) 裏表 紙付		134点	ひ301
柿崎良作他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借 金取立の内より鉄砲方入料5両につき) 助 柿崎良作・草川吉右衛門・関田慶左衛門→佐川又八郎 殿・水井市治殿・谷口大角殿他3名	明治2年巳10月3日	縦紙・1通	ひ301-1
田中理右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より鉄砲方入料10両につき) 田中理右衛門・関田慶左衛門→佐川又八郎殿・水井市 治殿・谷口大角殿他3名	明治2年巳2月9日	縦紙・1通	ひ301-2
田中理右衛門他二名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より借入返済金213両余につ き) 助田中理右衛門・同柿崎良作・関田慶左衛門→ 佐川又八郎殿・水井市治殿・谷口大角殿他3名	明治2年巳正月6日	縦紙・1通	ひ301-3
田中理右衛門他二名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より鉄砲方入料15両余につ き) 助田中理右衛門・同柿崎良作・関田慶左衛門→ 佐川又八郎殿・水井市治殿・谷口大角殿他3名	明治元年辰12月	縦紙・1通	ひ301-4
草川吉右衛門中借証文[覚](別段御趣意拝借金 取立の内より床几廻鉄砲入料10両余につき) 草川吉右衛門→水井市治殿・谷口左仲殿・上村何右衛	明治元年辰3月	縦紙・1通	ひ301-5

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

門殿他1名			
草川吉右衛門中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より213両余返済付につき) 草川吉右衛門／(奥印)岡野弥右衛門→水井市治殿・駒村源兵衛殿・上村何右衛門他1名	慶応3年卯3月	縦紙・1通	ひ301-6
草川吉右衛門中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より鉄砲方入料15両余につき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→水井市治殿・西村源兵衛・谷口大角殿他1名	慶応3年卯10月13日	縦紙・1通	ひ301-7
草川吉右衛門中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より床几廻り鉄砲入料10両余につき) 草川吉右衛門→水井市治殿・西村源兵衛・上村何右衛門殿他1名	慶応3年卯3月8日	縦紙・1通	ひ301-8
草川吉右衛門中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より鉄砲方入料10両余につき) 草川吉右衛門→水井市治殿・西村源兵衛・上村何右衛門殿他1名	慶応3年卯3月8日	縦紙・1通	ひ301-9
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より93両余につき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→水井市治殿・西村源兵衛・上村何右衛門殿他1名	慶応2年寅12月	縦紙・1通	ひ301-10
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より25両につき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→水井市治殿・西村源兵衛・上村何右衛門殿他1名	慶応2年寅12月28日	縦紙・1通	ひ301-11
関田慶左衛門中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より5両につき) 関田慶左衛門→水井市治殿・水井忠蔵殿・上村何右衛門殿他1名	慶応2年寅9月21日	縦紙・1通	ひ301-12
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より鉄砲方入料10両につき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・水井忠蔵殿他2名	慶応2年寅2月28日	縦紙・1通	ひ301-13
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より床几廻り鉄砲入料10両につき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・水井忠蔵殿他2名	慶応2年寅正月	縦紙・1通	ひ301-14
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より125両余につき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・水井忠蔵殿他2名	慶応元年丑12月	縦紙・1通	ひ301-15
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より140両余につき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・水井忠蔵殿他2名	慶応元年丑12月27日	縦紙・1通	ひ301-16
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意	慶応元年丑5月28日	縦紙・1通	ひ301-17

拝借金取立の内より7両余につき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・駒村源兵衛殿他3名			
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より鉄砲方入料8両につき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・駒村源兵衛殿他3名	元治2年丑3月朔日	縦紙・1通	ひ301-18
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より90両余につき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・駒村源兵衛殿他3名	元治元年子12月27日	縦紙・1通	ひ301-19
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より50両余につき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・駒村源兵衛殿他4名	元治元年子12月27日	縦紙・1通	ひ301-20
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より80両余につき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・片岡弘人殿他3名	元治元年子12月26日	縦紙・1通	ひ301-21
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より鉄砲方入料7両につき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・西村源兵衛殿他4名	元治元年子12月22日	縦紙・1通	ひ301-22
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より床几廻り鉄砲入料10両につき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・西村源兵衛殿他4名	元治元年子11月2日	縦紙・1通	ひ301-23
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より床几廻り鉄砲入料8両につき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・西村源兵衛殿他4名	元治元年子6月9日	縦紙・1通	ひ301-24
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より鉄砲方入料4両につき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・片岡弘人殿他3名	元治元年子2月26日	縦紙・1通	ひ301-25
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より床几廻り鉄砲入料10両につき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・片岡弘人殿他3名	文久4年子2月13日	縦紙・1通	ひ301-26
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より8両につき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・片岡弘人殿他2名	文久4年子正月16日	縦紙・1通	ひ301-27
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より80両につき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・片岡弘人殿他2名	文久3年亥12月28日	縦紙・1通	ひ301-28

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

人殿他2名			
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より112両につき) 草川吉右 衛門・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・片岡 弘人殿他2名	文久3年亥12月28日	縦紙・1通	ひ301-29
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より60両につき) 草川吉右衛 門・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・片岡弘 人殿他2名	文久3年亥12月26日	縦紙・1通	ひ301-30
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より床几廻り鉄砲入料10両 につき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→齊藤善蔵 殿・水井市治殿・片岡弘人殿他2名	文久3年亥11月15日	縦紙・1通	ひ301-31
草川吉右衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より鉄砲方入料2分2朱余に つき) 草川吉右衛門・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・ 水井市治殿・片岡弘人殿他2名	文久3年亥8月	縦紙・1通	ひ301-32
高坂民左衛門他二名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より鉄砲方入料8両につき) 高坂民左衛門・北鳥元之助・関田慶左衛門→齊藤善蔵 殿・水井市治殿・西村源兵衛殿他1名	文久3年亥7月	縦紙・1通	ひ301-33
高坂民左衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より10両につき) 高坂民左衛 門・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・片岡弘 人殿他2名	文久3年亥4月	縦紙・1通	ひ301-34
北鳥元之助他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より200両につき) 北鳥元之助・ 関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・佐藤伊与之 進殿他1名	文久2年戌12月	縦紙・1通	ひ301-35
北鳥元之助他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より152両余につき) 北鳥元之 助・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・佐藤伊 与之進殿他1名 中借金の内26両余を返上の旨の付 箋あり	文久2年戌12月	縦紙・1通	ひ301-36
高橋民左衛門他二名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より30両余につき) 高坂民 左衛門・北鳥元之助・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水 井市治殿・佐藤伊与之進殿他1名	文久2年戌12月	縦紙・1通	ひ301-37
北鳥元之助他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より8両余につき) 北鳥元之助・ 関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・佐藤伊与之 進殿他2名	文久2年戌7月	縦紙・1通	ひ301-38
高坂民左衛門他二名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より15両1分余につき) 助 高坂民左衛門・北鳥元之助・関田慶左衛門→齊藤善蔵 殿・水井市治殿・佐藤伊与之進殿他2名	文久2年戌6月	縦紙・1通	ひ301-39

高坂民左衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より1両につき) 高坂民左衛 門・北鳥元之助→齊藤善蔵殿・水井市治殿・佐藤伊与 之進殿他2名	文久2年戌6月	縦紙・1通	ひ301-40
関田慶左衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より10両につき) 関田慶左衛 門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・佐藤伊与之進殿他2名	文久2年戌4月2日	縦紙・1通	ひ301-41
高橋民左衛門他二名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より90両2分につき) 高坂民 左衛門・北鳥元之助・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水 井市治殿・佐藤伊与之進殿他2名	文久元年酉12月	縦紙・1通	ひ301-42
高橋民左衛門他二名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より4両につき) 高坂民左衛 門・北鳥元之助・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市 治殿・佐藤伊与之進殿他2名	文久元年酉12月	縦紙・1通	ひ301-43
高橋民左衛門他二名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より90両につき) 助高坂民左 衛門・北鳥元之助・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井 市治殿・佐藤伊与之進殿他2名	文久元年酉12月	縦紙・1通	ひ301-44
高橋民左衛門他二名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より7両につき) 助高坂民左 衛門・北鳥元之助・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井 市治殿・佐藤伊与之進殿他2名	文久元年酉12月	縦紙・1通	ひ301-45
北鳥元之助中借証文[覚](別段御趣意拝借金取 立の内より8両につき) 北鳥元之助→齊藤善蔵 殿・水井市治殿・助佐藤伊与之進殿他2名	文久元年酉7月	縦紙・1通	ひ301-46
海沼龍助他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借 金取立の内より50両2分につき) 海沼龍助・北 鳥元之助・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・ 佐藤伊与之進殿他2名	文久元年酉3月	縦継紙・1通	ひ301-47
北鳥元之助他一名中借証文[覚](別段御趣意拝 借金取立の内より床几廻り砲術入料10両に つき) 北鳥元之助・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水 井市治殿・佐藤伊与之進殿他2名	万延2年酉正月	縦継紙・1通	ひ301-48
海沼龍助他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借 金取立の内より鉄砲方入料4両につき) 海沼 龍助・北鳥元之助・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井 市治殿・佐藤伊与之進殿他2名	万延元年申12月	縦紙・1通	ひ301-49
海沼龍助他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借 金取立の内より102両につき) 海沼龍助・北鳥 元之助・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・佐 藤伊与之進殿他2名	万延元年申12月	縦紙・1通	ひ301-50
海沼龍助他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借 金取立の内より220両につき) 海沼龍助・北鳥 元之助・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・水井市治殿・佐 藤伊与之進殿他2名	万延元年申12月	縦紙・1通	ひ301-51

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より鉄砲方入料8両につき) 北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・水井市治殿・佐藤伊与之進殿他2名	万延元年申7月12日	縦紙・1通	ひ301-52
北島理兵衛中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より床几廻り入料10両につき) 北島理兵衛→齊藤善藏殿・水井市治殿・佐藤伊与之進殿他1名	万延元年申6月19日	縦紙・1通	ひ301-53
北島元之助中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より鉄砲方入料3両につき) 北島元之助→齊藤善藏殿・水井市治殿・関山平治殿他2名	万延元年申4月	縦紙・1通	ひ301-54
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より鉄砲方入料4両につき) 北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・水井市治殿・関山平治殿他3名	安政6年末12月28日	縦紙・1通	ひ301-55
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より235両につき) 北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・水井市治殿・関山平治殿他3名	安政6年末12月28日	縦紙・1通	ひ301-56
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より鉄砲方入料3両につき) 北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・水井市治殿・関山平治殿他1名	安政6年末11月	縦継紙・1通	ひ301-57
北島理兵衛中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より鉄砲方稽古入料5両につき) 北島理兵衛→齊藤善藏殿・水井市治殿・関山平治殿他1名	安政6年末7月	縦継紙・1通	ひ301-58
北島元之助中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より8両につき) 北島元之助→齊藤善藏殿・水井市治殿・関山平治殿他1名	安政6年末6月	縦継紙・1通	ひ301-59
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より床几廻り入料10両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・水井市治殿・関山平治殿他1名	安政6年末5月25日	縦紙・1通	ひ301-60
北島元之助他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より鉄砲方入料3両につき) 北島元之助・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・水井市治殿・関山平治殿他1名	安政6年末5月14日	縦紙・1通	ひ301-61
北島元之助他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より53両余につき) 北島元之助・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・水井市治殿・関山平治殿他1名	安政6年末4月25日	縦紙・1通	ひ301-62
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より床几廻り入料10両余につき) 北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午12月	縦紙・1通	ひ301-63
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意拝	安政5年午12月	縦紙・1通	ひ301-64

借金取立の内より鉄砲方入料2両につき) 北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→斉藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名			
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より300両余につき) 北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→斉藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午12月	縦紙・1通	ひ301-65
倉田三之丞他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より166両につき) 助倉田三之丞・北島理兵衛・関田慶左衛門→斉藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 差出は貼紙で修正	安政5年午12月28日	縦紙・1通	ひ301-66
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より50両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→斉藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 差出は貼紙で修正	安政5年午12月26日	縦紙・1通	ひ301-67
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より65両につき) 北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→斉藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午12月	縦紙・1通	ひ301-68
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金内預の内より15両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→徳嵩恒吉殿・大島富作殿・斉藤善藏殿他2名	嘉永6年丑7月20日	縦紙・1通	ひ301-69
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金内預の内より5両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→徳嵩恒吉殿・菊池浪治殿・佐川又左衛門殿	嘉永6年丑9月20日	縦紙・1通	ひ301-70
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より25両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→斉藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左伸他1名	嘉永6年丑12月14日	縦紙・1通	ひ301-71
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より30両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→徳嵩恒吉殿・斉藤善藏殿・佐川又左衛門殿他2名	嘉永6年丑12月19日	縦紙・1通	ひ301-72
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より20両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→徳嵩恒吉殿・斉藤善藏殿・佐川又左衛門殿他2名	嘉永6年丑12月20日	縦紙・1通	ひ301-73
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より50両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→徳嵩恒吉殿・斉藤善藏殿・佐川又左衛門殿他2名	嘉永6年丑12月23日	縦紙・1通	ひ301-74
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より5両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→徳嵩恒吉殿・斉藤善藏殿・佐川又左衛門	嘉永6年丑12月	縦継紙・1通	ひ301-75

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

殿他2名			
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より50両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→徳嵩恒吉殿・斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿他2名	嘉永6年丑12月25日	縦紙・1通	ひ301-76
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より70両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→徳嵩恒吉殿・斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿他2名	嘉永6年丑12月27日	縦紙・1通	ひ301-77
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より60両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→徳嵩恒吉殿・斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿他2名	嘉永6年丑12月28日	縦紙・1通	ひ301-78
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より15両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→徳嵩恒吉殿・斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿他2名	嘉永6年丑12月27日	縦紙・1通	ひ301-79
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より50両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→徳嵩恒吉殿・斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿他2名	嘉永6年丑12月晦日	縦紙・1通	ひ301-80
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より3両2分余につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→徳嵩恒吉殿・斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿他2名	嘉永7年寅正月	縦紙・1通	ひ301-81
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より10両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→徳嵩恒吉殿・斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿他2名	嘉永7年寅2月1日	縦紙・1通	ひ301-82
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より2両1分につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・斉藤左仲他1名	嘉永7年寅6月	縦紙・1通	ひ301-83
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より7両につき) 北島理兵衛→斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・斉藤左仲他1名	嘉永7年寅7月12日	縦紙・1通	ひ301-84
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より30両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅12月12日	縦紙・1通	ひ301-85
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より借入金利足返済分15両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政元年寅12月	縦紙・1通	ひ301-86
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝	安政元年寅12月	縦紙・1通	ひ301-87

借金取立の内より借入金利足返済分15両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名			
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より借入金利足返済分15両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政元年寅12月	縦紙・1通	ひ301-88
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より借入金利足返済分40両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政元年寅12月	縦紙・1通	ひ301-89
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より借入金利足返済分25両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政元年寅12月21日	縦紙・1通	ひ301-90
関田慶左衛門中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より借入金利足返済分45両につき) 関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政元年寅12月12日	縦紙・1通	ひ301-91
春日儀左衛門他一名中借証文[覚](別段内預りの内より6両1分余につき) 春日儀左衛門・水井忠蔵→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他2名	安政元年寅12月28日	縦紙・1通	ひ301-92
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より借入金利足返済分160両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政元年寅12月	縦紙・1通	ひ301-93
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より床几廻り入料10両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯正月12日	縦紙・1通	ひ301-94
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より床几廻り入料115両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政元年寅12月	縦紙・1通	ひ301-95
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より鉄砲方入料10両3分につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯2月	縦紙・1通	ひ301-96
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より借入金利足入料2両3分等につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯2月	縦紙・1通	ひ301-97
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より鉄砲方入料5両等につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門	安政2年卯2月15日	縦紙・1通	ひ301-98

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

門殿・谷口左仲殿他1名			
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より1千両等につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯2月27日	縦紙・1通	ひ301-99
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より鉄砲方入料10両等につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯7月	縦紙・1通	ひ301-100
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より10両等につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯7月	縦紙・1通	ひ301-101
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より51両2分につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯7月	縦紙・1通	ひ301-102
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より100両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯12月15日	縦紙・1通	ひ301-103
高坂民左衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より40両につき) 助高坂民左衛門・北島理兵衛→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯12月20日	縦紙・1通	ひ301-104
高坂民左衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より鉄砲方入料15両につき) 助高坂民左衛門・北島理兵衛→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿	安政2年卯12月21日	縦紙・1通	ひ301-105
高坂民左衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より10両につき) 助高坂民左衛門・北島理兵衛→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯12月	縦紙・1通	ひ301-106
高坂民左衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より150両につき) 助高坂民左衛門・北島理兵衛→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯12月27日	縦紙・1通	ひ301-107
高坂民左衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より50両につき) 助高坂民左衛門・北島理兵衛→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯12月29日	縦紙・1通	ひ301-108
高坂民左衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立の内より床几廻り入料10両につき) 高坂民左衛門・北島理兵衛→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯12月29日	縦紙・1通	ひ301-109

高坂民左衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立の内より床几廻り入料10両につ き) 高坂民左衛門・北島理兵衛→齊藤善藏殿・佐川 又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰3月	豎紙・1通	ひ301-110
高坂民左衛門他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金内預けの内より返済金5両2朱余につ き) 高坂民左衛門・北島理兵衛→齊藤善藏殿・佐川 又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰5月	豎紙・1通	ひ301-111
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金内預けの内より返済金5両2朱余につ き) 北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・佐川 又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰7月	豎紙・1通	ひ301-112
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立金内預けの内より返済金6両につ き) 北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・佐川 又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰7月	豎紙・1通	ひ301-113
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立金内預けの内より返済金80両につ き) 助北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→齊 藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰12月	豎紙・1通	ひ301-114
北島元之助他一名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立金の内より返済金120両につ き) 助北島元之助・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・佐川又左衛 門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰12月	豎紙・1通	ひ301-115
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立金の内より返済金3両につ き) 助北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・ 佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰12月25日	豎紙・1通	ひ301-116
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立金の内より返済金50両につ き) 助北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善藏 殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰12月	豎紙・1通	ひ301-117
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立金の内より返済金60両につ き) 助北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善藏 殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰12月27日	豎紙・1通	ひ301-118
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立金の内より床几廻り鉄砲入料金10 両につ き) 助北島元之助・北島理兵衛・関田慶左 衛門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1 名	安政3年辰11月	豎紙・1通	ひ301-119
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意 拝借金取立金の内より借入金返済金96両余に つき) 助北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→ 齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政3年辰12月	豎紙・1通	ひ301-120
北島理兵衛他二名中借証文[覚](別段御趣意 拝	安政4年巳正月28日	豎紙・1通	ひ301-121

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

借金取立金の内より1両3分余両余につき) 助北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名			
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立金の内より44両余両余につき) 助北島元之助・北島理兵衛→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳3月	縦紙・1通	ひ301-122
北島元之助他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立金の内より5両3分余につき) 助北島元之助・北島理兵衛→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳3月	縦紙・1通	ひ301-123
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立金の内より35両1分余につき) 北島理兵衛→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳9月23日	縦紙・1通	ひ301-124
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立金の内より60両につき) 助北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳12月25日	縦紙・1通	ひ301-125
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立金の内より鉄砲稽古場入料2両につき) 助北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳12月	縦紙・1通	ひ301-126
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立金の内より134両につき) 助北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳12月	縦紙・1通	ひ301-127
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立金の内より230両につき) 助北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳12月	縦紙・1通	ひ301-128
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立金の内より100両につき) 助北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳12月	縦紙・1通	ひ301-129
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立金の内より130両につき) 助北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳12月	縦紙・1通	ひ301-130
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立金の内より116両2分余につき) 助北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳12月	縦紙・1通	ひ301-131
北島元之助他二名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立金の内より1床几廻り砲術入料10両につき) 助北島元之助・北島理兵衛・関田慶左衛門	安政4年巳12月	縦紙・1通	ひ301-132

→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名			
北島理兵衛他一名中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立金の内より1床几廻り砲術入料10両につき) 北島理兵衛・関田慶左衛門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 破損	安政5年午5月29日	豎紙・1通	ひ301-133
北島理兵衛中借証文[覚](別段御趣意拝借金取立金の内より30両3分余につき) 北島理兵衛→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 破損	安政5年午6月21日	豎紙・1通	ひ301-134
(丑年品々献上請取元帳、中借証文綴 嘉永7年2月～安政元年12年) 綴紐付札「安政元寅年中借」		60点	ひ298
宮下兵馬中借証文[覚](内用のため24両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅12月28日	豎紙・1通	ひ298-1
宮下兵馬中借証文[覚](内用のため150両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅12月27日	豎紙・1通	ひ298-2
宮下兵馬中借証文[覚](内用のため150両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅12月27日	豎紙・1通	ひ298-3
宮沢善治中借証文[覚](道中賃銭旅籠銭のため100両につき) 宮沢善治/(奥印)宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅12月24日	豎紙・1通	ひ298-4
宮下兵馬中借証文[覚](内用のため92両余につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名/(奥印)宮下兵馬	安政元年寅12月23日	豎紙・1通	ひ298-5
高野覚之助他一名中借証文[覚](借入金利足滞返済のため125両余につき) 高野覚之助・片桐重之助/(奥印)高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅12月20日	豎紙・1通	ひ298-6
宮下兵馬中借証文[覚](内用のため24両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川五左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅12月28日	豎紙・1通	ひ298-7
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済御用金のため50両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅12月20日	豎紙・1通	ひ298-8
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済御用金のため18両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅12月20日	豎紙・1通	ひ298-9
高田幾太中借証文[覚](借入金利足返済御用金のため11両余につき) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅12月19日	豎紙・1通	ひ298-10
宮沢善治中借証文[覚](大坂白山彦五郎借入金85両につき) 宮沢善治/(奥印)高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅12月19日	豎紙・1通	ひ298-11

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

宮沢善治中借証文[覚](大坂白山彦五郎借入金44両につき) 宮沢善治／(奥印)高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅12月19日	縦紙・1通	ひ298-12
宮沢善治中借証文[覚](大坂山家屋熊治郎利14両2分につき) 宮沢善治／(奥印)高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅12月19日	縦紙・1通	ひ298-13
宮沢善治中借証文[覚](大坂白山彦五郎借入金44両につき) 宮沢善治／(奥印)高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅12月19日	縦紙・1通	ひ298-14
宮沢善治中借証文[覚](御用のため93両につき) 宮沢善治／(奥印)高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅12月19日	縦紙・1通	ひ298-15
宮下兵馬中借証文[覚](江戸借入金利足返済515両3分余につき) 宮沢善治／(奥印)高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅12月16日	縦紙・1通	ひ298-16
宮沢善治中借証文[覚](大坂白山彦五郎のため500両につき) 宮沢善治／(奥印)高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅12月13日	縦紙・1通	ひ298-17
宮沢善治中借証文[覚](御用のため93両につき) 宮沢善治／(奥印)高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅12月19日	縦紙・1通	ひ298-18
宮沢善治中借証文[覚](大坂炭屋彦五郎よりの借入金利足返済のため70両につき) 宮沢善治／(奥印)高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅12月19日	縦紙・1通	ひ298-19
高田幾太中借証文[覚](内用差掛御用のため60両につき) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅12月14日	縦紙・1通	ひ298-20
高田幾太中借証文[覚](江府借入金利足返済のため200両につき) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	安政元年寅11月	縦紙・1通	ひ298-21
高田幾太中借証文[覚](借入金利足返済のため36両余につき) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲他1名	嘉永7年寅11月13日	縦紙・1通	ひ298-22
宮下兵馬中借証文[覚](御内用金御用のため30両につき) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲他1名	嘉永7年寅10月29日	縦紙・1通	ひ298-23
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため120両1分につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲他1名	嘉永7年寅10月18日	縦紙・1通	ひ298-24
宮下兵馬中借証文[覚](御内用金差掛り御用のため5両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿	嘉永7年寅9月15日	縦継紙・1通	ひ298-25
宮下兵馬中借証文[覚](御内用金差掛り御用のため100両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川	嘉永7年寅9月10日	縦紙・1通	ひ298-26

又左衛門殿・助水井市治殿他1名			
宮下兵馬中借証文[覚](御内用金差掛り御用のため100両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅8月23日	縦紙・1通	ひ298-27
宮下兵馬中借証文[覚](江府借入金利足返済のため90両余につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲他1名	嘉永7年寅8月23日	縦紙・1通	ひ298-28
竹村金吾中借証文[覚](江戸大銃品々入料190両につき) 竹村金吾→竹村金吾殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅7月23日	縦紙・1通	ひ298-29
竹村金吾中借証文[覚](江戸大銃品々入料190両につき) 竹村金吾→竹村金吾殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅7月23日	縦紙・1通	ひ298-30
竹村金吾中借証文[覚](江戸借入金利足返済160両2分余につき) 竹村金吾→竹村金吾殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅7月26日	縦紙・1通	ひ298-31
宮下兵馬中借証文並びに御金掛貼紙[覚](御用のため200両につき並びに当用金がなかったなら借入口より借用願の旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅7月22日	縦継紙・1通	ひ298-32
高田幾太中借証文[覚](内用金50両につき) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅7月10日	縦紙・1通	ひ298-33
高田幾太中借証文[覚](借入金利足入料11両2分余につき) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	嘉永7年寅7月23日	縦継紙・1通	ひ298-34
宮下兵馬中借証文[覚](江戸大銃品々入料190両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・助水井市治殿他1名	嘉永7年寅6月21日	縦紙・1通	ひ298-35
野中喜左衛門中借証文[覚](銅山御用のため250両につき) 野中喜左衛門/(奥印)宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅6月	縦紙・1通	ひ298-36
宮下兵馬中借証文[覚](江府借入金利足返済55両1分につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅6月7日	縦継紙・1通	ひ298-37
竹村金吾中借証文[覚](江府借入金利足返済(70両につき) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅5月22日	縦継紙・1通	ひ298-38
磯田音門中借証文[覚](内用金26両につき) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅7月29日	縦継紙・1通	ひ298-39
磯田音門中借証文[覚](内用金10両につき) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅4月26日	縦紙・1通	ひ298-40
磯田音門中借証文[覚](内用金5両につき) 磯	嘉永7年寅4月20日	縦継紙・1通	ひ298-41

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名			
磯田音門中借証文[覚](内用金200両につき) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅4月20日	縦紙・1通	ひ298-42
磯田音門中借証文[覚](江戸借入金利足返済金75両につき) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅4月20日	縦紙・1通	ひ298-43
野中喜左衛門中借証文[覚](銀座前借金年賦割合返納丑年分150両につき) 野中喜左衛門／(奥印)磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅4月20日	縦紙・1通	ひ298-44
磯田音門中借証文[覚](内用金15両につき) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅4月朔日	縦紙・1通	ひ298-45
磯田音門中借証文[覚](江戸借入金利足返済金75両につき) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅4月20日	縦紙・1通	ひ298-46
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済25両につき) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅3月22日	縦紙・1通	ひ298-47
宮下兵馬中借証文[覚](内用金100両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅3月5日	縦紙・1通	ひ298-48
磯田音門中借証文[覚](内用金5両につき) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅3月5日	縦紙・1通	ひ298-49
磯田音門中借証文[覚](内用金10両につき) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅3月4日	縦紙・1通	ひ298-50
磯田音門中借証文[覚](内用金5両につき) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅2月晦日	縦紙・1通	ひ298-51
宮下兵馬中借証文[覚](内用金5両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅2月晦日	縦紙・1通	ひ298-52
宮下兵馬中借証文[覚](内用金5両2朱余につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	嘉永7年寅2月22日	縦紙・1通	ひ298-53
宮下兵馬中借証文[覚](内用金10両につき) 宮下兵馬→徳嵩恒吉殿・齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿他2名	嘉永7年寅2月	縦紙・1通	ひ298-54
宮下兵馬中借証文[覚](内用金12両につき) 宮下兵馬→徳嵩恒吉殿・齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿他2名	嘉永7年寅2月5日	縦紙・1通	ひ298-55

宮下兵馬中借証文[覚](内用金10両につき) 宮下兵馬→徳嵩恒吉殿・斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿他2名	嘉永7年寅2月	縦継紙・1通	ひ298-56
磯田音門中借証文[覚](内用金10両につき) 磯田音門→徳嵩恒吉殿・斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿他2名	嘉永7年寅2月	縦継紙・1通	ひ298-57
磯田音門中借証文[覚](内用金1両2分につき) 磯田音門→徳嵩恒吉殿・斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿他2名	嘉永7年寅正月	縦継紙・1通	ひ298-58
磯田音門中借証文[覚](内用金37両2分につき) 磯田音門→徳嵩恒吉殿・斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿他2名	嘉永7年寅正月22日	堅紙・1通	ひ298-59
[丑年品々献上請取元帳](裏表紙) 御余慶方→	10月	包紙・1点	ひ298-60
(中借証文綴 安政2年正月～12月)		48点	ひ304
宮本慎助他一名中借証文[覚](御用金160両につき) 宮本慎助・宮沢善治/(奥印)竹村金吾→斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯12月27日	堅紙・1通	ひ304-1
宮本慎助中借証文[覚](利足返済金22両余につき) 宮本慎助・宮沢善治/(奥印)竹村金吾→斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯12月26日	堅紙・1通	ひ304-2
高野覚之進他一名中借証文[覚](利足返済金110両2分余につき) 高野覚之進・片桐市之助/(奥印)竹村金吾→斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯12月26日	堅紙・1通	ひ304-3
春日儀左衛門中借証文[覚](国役普請目論見見分入料金100両につき) 春日儀左衛門→斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿	安政2年卯12月26日	堅紙・1通	ひ304-4
春日儀左衛門中借証文[覚](国役普請目論見見分入料金100両につき) 春日儀左衛門/(奥印)高田幾太→斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿	安政2年卯12月26日	堅紙・1通	ひ304-5
竹村金吾中借証文[覚](借入金利息足返済50両につき) 竹村金吾→斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯12月25日	堅紙・1通	ひ304-6
水井忠蔵中借証文[覚](御用金1両1分余につき) 水井忠蔵/(奥印)竹村金吾→斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯12月22日	堅紙・1通	ひ304-7
竹村金吾中借証文[覚](借入金利息足返済50両につき) 竹村金吾→斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯12月26日	堅紙・1通	ひ304-8
宮沢善治中借証文[覚](大坂山家熊次郎より借入金14両1分余につき) 宮沢善治/(奥印)竹村金吾→斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯12月21日	堅紙・1通	ひ304-9
竹村金吾中借証文[覚](借入金利息足返済110両につ	安政2年卯12月20日	堅紙・1通	ひ304-10

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

き) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名			
野中喜左衛門中借証文[覚](借入金利足250両につき) 野中喜左衛門/(奥印)竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯12月18日	豎紙・1通	ひ304-11
竹村金吾中借証文[覚](江戸向より借金利足400両につき) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯12月8日	豎紙・1通	ひ304-12
片桐重之助中借証文[覚](返済のため才覚金300両につき) 片桐重之助→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯12月8日	豎切紙・1通	ひ304-13
春日儀左衛門中借証文[覚](国役普請願一件のため金30両につき) 春日儀左衛門/(奥印)竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯12月8日	豎切紙・1通	ひ304-14
竹村金吾中借証文[覚](国役普請願一件のため金30両につき) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯12月8日	豎切紙・1通	ひ304-15
山寺源太夫中借証文[覚](借入金利足返済金60両につき) 山寺源太夫→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯11月28日	豎切紙・1通	ひ304-16
山寺源太夫中借証文[覚](借入金利足返済金50両につき) 山寺源太夫→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯11月26日	豎紙・1通	ひ304-17
山寺源太夫中借証文[覚](御用金50両につき) 山寺源太夫→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯11月25日	豎紙・1通	ひ304-18
竹村金吾中借証文[覚](国風五百匁御筒製造入料408両3分につき) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯11月22日	豎紙・1通	ひ304-19
宮下兵馬中借証文[覚](御用106両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯10月16日	豎紙・1通	ひ304-20
竹村金吾中借証文[覚](借入金119両につき) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯10月14日	豎紙・1通	ひ304-21
宮本慎助他一名中借証文[覚](御用金13両3分につき) 宮本慎助・宮本善治/(奥印)竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯10月14日	豎紙・1通	ひ304-22
宮本慎助他一名中借証文[覚](大坂炭屋彦兵衛より借入利足返済為替金到来のため89両2分余につき) 宮本慎助・宮本善治/(奥印)竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政2年卯10月14日	豎紙・1通	ひ304-23
宮本慎助他一名中借証文[覚](大坂炭屋彦兵衛より借入利足元金返済金2千両につき) 宮本	安政2年卯10月14日	豎紙・1通	ひ304-24

慎助・宮本善治/(奥印)竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名			
宮下兵馬中借証文[覚](御用金40両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯10月13日	縦紙・1通	ひ304-25
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済12両余につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯10月13日	縦紙・1通	ひ304-26
竹村金吾中借証文[覚](御用金12両余につき) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯10月11日	縦紙・1通	ひ304-27
竹村金吾中借証文[覚](御用金5両余につき) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯10月9日	縦紙・1通	ひ304-28
高田幾太中借証文[覚](御用金20両余につき) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯10月8日	縦紙・1通	ひ304-29
高田幾太中借証文[覚](江府借入利足100両余につき) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯9月22日	縦紙・1通	ひ304-30
春日儀左衛門中借証文[覚](殿向普請1両につき) 春日儀左衛門・水井忠藏→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯9月20日	縦紙・1通	ひ304-31
高田幾太中借証文[覚](才覚金利足返済23両余につき) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯8月17日	縦紙・1通	ひ304-32
竹村金吾中借証文[覚](御用金10両余につき) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯7月25日	縦紙・1通	ひ304-33
竹村金吾中借証文[覚](借入金利足返済金50両余につき) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯7月4日	縦継紙・1通	ひ304-34
菅沼九兵衛中借証文[覚](御用金10両余につき) 菅沼九兵衛→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲殿他1名	安政2年卯5月4日	縦紙・1通	ひ304-35
宮下三郎治他一名中借証文[覚](学校入料として太刀一腰につき) 宮下三郎治・大川才兵衛→齊藤善藏殿	(安政2年)卯4月	横切継紙・1通	ひ304-36
竹村金吾中借証文[覚](内用金支障のため御用金5両につき) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲他1名	安政2年卯4月25日	縦継紙・1通	ひ304-37
竹村金吾中借証文[覚](御用金10両につき) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲他1名	安政2年卯4月20日	縦紙・1通	ひ304-38
竹村金吾中借証文[覚](御用金15両につき)	安政2年卯4月15日	縦紙・1通	ひ304-39

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲他1名			
竹村金吾中借証文[覚](御内用要用のため20両余につき) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲他1名	安政2年卯4月15日	豎紙・1通	ひ304-40
宮本慎助他一名中借証文[覚](大坂炭屋彦兵衛より借入利足元金返済金15両につき) 宮本慎助・宮沢善治/(奥印)高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲他1名	安政2年卯3月22日	豎紙・1通	ひ304-41
宮本慎助他一名中借証文[覚](大坂炭屋彦兵衛より借入利足元金返済金435両につき) 宮本慎助・宮沢善治/(奥印)高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲他1名	安政2年卯3月22日	豎紙・1通	ひ304-42
高田幾太中借証文[覚](御内用金1両2分につき) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲他1名 破損大	安政2年卯3月□日	豎紙・1通	ひ304-43
宮下兵馬中借証文[覚](内用金支障金160両につき) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲他1名 破損大	安政2年卯2月	豎紙・1通	ひ304-44
宮下兵馬中借証文[覚](内用金要用のため100両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲他1名 破損大	安政2年卯□月□日	豎紙・1通	ひ304-45
宮下兵馬中借証文[覚](内用金要用のため□両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲他1名 破損大、裏打済	安政2年卯正月24日	豎紙・1通	ひ304-46
宮下兵馬中借証文[覚](内用金要用のため□両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲他1名 破損大、裏打済	安政2年卯正月28日	豎紙・1通	ひ304-47
高田幾太中借証文[覚](内用金要用のため6両につき) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・谷口左仲他1名 破損大、裏打済	安政2年卯正月29日	豎紙・1通	ひ304-48
(中借証文綴 安政4年5月～12月)		55点	ひ305
青柳丈左衛門中借証文[覚](国役普請入料120両につき) 青柳丈左衛門/(奥印)磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳12月28日	豎紙・1通	ひ305-1
宮下兵馬中借証文[覚](御用入料11両につき) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳12月28日	豎紙・1通	ひ305-2
高田幾太中借証文[覚](借入金利足返済金150両につき) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳12月28日	豎紙・1通	ひ305-3
高田幾太中借証文[覚](借入金利足返済金100両につき) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳12月27日	豎紙・1通	ひ305-4
高野覚之進他一名中借証文[覚](借入金利足返	安政4年巳12月27日	豎紙・1通	ひ305-5

済金82両余につき) 高野覚之進・片桐重之介／(奥印)高田幾太→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名			
高野覚之進中借証文[覚](大坂山家老熊治郎借入金15両余につき) 高野覚之進／(奥印)高田幾太→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳12月27日	縦紙・1通	ひ305-6
高野覚之進中借証文[覚](江戸借入金利足返済金802両中借3分余につき) 高野覚之進／(奥印)高田幾太→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳12月24日	縦紙・1通	ひ305-7
宮下兵馬中借証文[覚](御用金25両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳12月18日	縦紙・1通	ひ305-8
高田幾太中借証文[覚](借入金利足返済金50両につき) 高田幾太→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳12月15日	縦紙・1通	ひ305-9
高田幾太中借証文[覚](内用支障のため金15両につき) 高田幾太→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳12月11日	縦継紙・1通	ひ305-10
高田幾太中借証文[覚](借入金利足返済金27両中借2分につき) 高田幾太→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳12月5日	縦紙・1通	ひ305-11
高田幾太中借証文[覚](借入金利足返済金84両中借2朱余につき) 高田幾太→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳11月29日	縦継紙・1通	ひ305-12
青柳丈左衛門中借証文[覚](国役普請入料50両につき) 青柳丈左衛門／(奥印)磯田音門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳11月29日	縦継紙・1通	ひ305-13
高田幾太中借証文[覚](内用支障のため金5両につき) 高田幾太→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳11月20日	縦紙・1通	ひ305-14
宮下兵馬中借証文[覚](御用金100両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳11月14日	縦紙・1通	ひ305-15
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済金74両につき) 磯田音門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳11月9日	縦継紙・1通	ひ305-16
磯田音門中借証文[覚](御用金20両につき) 磯田音門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳11月9日	縦紙・1通	ひ305-17
宮下兵馬中借証文[覚](御用金100両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳11月5日	縦紙・1通	ひ305-18
野中喜左衛門中借証文[覚](御用金1両中借1分につき) 野中喜左衛門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛	安政4年巳11月2日	縦紙・1通	ひ305-19

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

門殿・関山平治殿他1名			
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済金3両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳10月27日	縦紙・1通	ひ305-20
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済金78両中借1分余につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳10月26日	縦紙・1通	ひ305-21
青柳丈左衛門中借証文[覚](国役普請入料30両につき) 青柳丈左衛門/(奥印)磯田音門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳10月19日	縦紙・1通	ひ305-22
宮下兵馬中借証文[覚](内用金支障のため金4両余につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳10月18日	縦紙・1通	ひ305-23
宮下兵馬中借証文[覚](内用金支障のため金45両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳10月7日	縦継紙・1通	ひ305-24
宮下兵馬中借証文[覚](内用金支障のため金7両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳10月5日	縦継紙・1通	ひ305-25
竹村金吾中借証文[覚](借入金利足返済金41両余につき) 竹村金吾→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳9月26日	縦紙・1通	ひ305-26
竹村金吾中借証文[覚](内用金支障のため金1両につき) 竹村金吾→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳9月26日	縦紙・1通	ひ305-27
竹村金吾中借証文[覚](内用金支障のため金59両につき) 竹村金吾→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳9月20日	縦紙・1通	ひ305-28
宮下兵馬中借証文[覚](内用金支障のため金40両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳9月10日	縦継紙・1通	ひ305-29
宮下兵馬中借証文[覚](内用金支障のため金25両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳9月10日	縦紙・1通	ひ305-30
宮下兵馬中借証文[覚](内用金支障のため金25両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳9月10日	縦継紙・1通	ひ305-31
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済金10両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳9月10日	縦紙・1通	ひ305-32
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済金46両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳9月4日	縦紙・1通	ひ305-33
竹村金吾中借証文[覚](借入金利足返済金6両余につき) 竹村金吾→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門	安政4年巳9月2日	縦紙・1通	ひ305-34

殿・関山平治殿他1名			
宮下兵馬中借証文[覚](御用金50両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳9月朔日	縦紙・1通	ひ305-35
高田幾太中借証文[覚](内用金支障のため金10両につき) 高田幾太→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳9月朔日	縦紙・1通	ひ305-36
青柳丈左衛門中借証文[覚](国役普請金50両につき) 青柳丈左衛門／(奥印)磯田音門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳8月	縦紙・1通	ひ305-37
宮下兵馬中借証文[覚](内用金支障のため金20両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳8月25日	縦紙・1通	ひ305-38
高田幾太中借証文[覚](江戸より借入金利足返済金133両余につき) 高田幾太→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳8月22日	縦紙・1通	ひ305-39
宮下兵馬中借証文[覚](内用金支障のため金5両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳8月10日	縦紙・1通	ひ305-40
宮沢善治中借証文[覚](御用金1千810両につき) 宮沢善治／(奥印)磯田音門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳8月3日	縦紙・1通	ひ305-41
宮下兵馬中借証文[覚](内用金支障のため金20両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳8月2日	縦紙・1通	ひ305-42
小野左金太中借証文[覚](村方手当拝借金450両につき) 小野左金太／(奥印)磯田音門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳7月23日	縦紙・1通	ひ305-43
宮下兵馬中借証文[覚](御用金350両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳7月10日	縦紙・1通	ひ305-44
宮下兵馬中借証文[覚](内用金支障のため50両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳7月11日	縦継紙・1通	ひ305-45
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済金50両につき) 磯田音門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳7月11日	縦継紙・1通	ひ305-46
磯田音門中借証文[覚](御用金32両につき) 磯田音門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳7月9日	縦継紙・1通	ひ305-47
宮下兵馬中借証文[覚](内用金差し掛かり御用のため金50両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 下部破損	安政4年巳7月8日	縦継紙・1通	ひ305-48
宮下兵馬中借証文[覚](内用金差し掛かり御用のため金6両につき) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐	安政4年巳6月29日	縦紙・1通	ひ305-49

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

川又左衛門殿・関山平治殿他1名			
宮下兵馬中借証文[覚](内用金差し掛かり御用のため金15両につき) 宮下兵馬→斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳11月5日	縦紙・1通	ひ305-50
高田幾太中借証文[覚](内用金差し掛かり御用のため金15両につき) 高田幾太→斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳閏5月22日	縦紙・1通	ひ305-51
宮沢善治中借証文[覚](御用金1800両につき) 宮沢善治/(奥印)高田幾太→斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳閏5月22日	縦紙・1通	ひ305-52
高田幾太中借証文[覚](内用金差し掛かり御用のため金6両につき) 高田幾太→斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳閏5月20日	縦継紙・1通	ひ305-53
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済金金10両につき) 磯田音門→斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳閏5月朔日日	縦継紙・1通	ひ305-54
磯田音門中借証文[覚](差し掛かり御用のため金45両につき) 磯田音門→斉藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政4年巳5月22日	縦継紙・1通	ひ305-55
福田小平太内借証文(大草仲岱内借金7両受取につき) 福田小平太→谷口左仲	万延元年申9月	切紙・1通	ひ116
岡野弥右衛門内借証文[覚](50両につき) 岡野弥右衛門→水野清右衛門殿 端裏書「岡野弥右衛門殿」	慶応3年卯12月	縦紙・1通	ひ134
畑権兵衛内借証文[覚](25両につき) 畑権兵衛・加判酒井市治→関田莊助殿 端裏書「畑権兵衛」	慶応2年寅12月	縦紙・1通	ひ135
忠蔵内借証文(内借金200両了承の旨礼等につき) 忠蔵→(酒井)市治	9月5日	切紙・1通	ひ136
藤田繁之丞内借証文[覚](100両につき) 藤田繁之丞→酒井市治殿・関田莊助殿 端裏書「藤田繁之丞」	慶応元年丑12月	縦紙・1通	ひ137
祢津繁人内借証文[覚](70両につき) 祢津繁人→宮下兵馬殿・長谷川三郎兵衛殿・斉藤友衛殿 端裏書「祢津繁人」	万延元年申12月	縦紙・1通	ひ138
丸山保次内借証文[覚](勤用のため40両につき) 丸山保次→酒井市治殿 端裏書「丸山保次」	文久3年亥12月	縦紙・1通	ひ139
小山田采女殿内義家栄作内借証文[覚](小山田采女要用のため150両につき) 小山田采女殿内義家栄作→酒井市治様・丸山保次様 端裏書「小山田采女殿内義家栄作」	文久2年戌3月	縦紙・1通	ひ140
金児忠兵衛内借証文[覚](50両につき) 金児忠兵衛→草間一路殿 端裏書「金児忠兵衛徳田次郎左衛門上京之節大坂ニ而拜借之分」	文久2年戌4月9日	縦紙・1通	ひ141
治郎左衛門書状(内借金の内正金返済日延願につき) 治郎左衛門→(水井)忠蔵様	29日	横切紙・1通	ひ142
金児忠兵衛他一名内借証文[覚](50両につき)	慶応2年寅3月8日	横切継紙・1通	ひ143

金児忠兵衛・代印金児友太郎→水野清右衛門殿 端裏書「金児忠兵衛殿」			
土屋直吉他一名内借証文[覚](下筋出張費50両を兩人糶切米の内より引当にて内借につき) 土屋直吉・青山忠兵衛→酒井市治殿・水野清右衛門殿・関田莊助殿 端裏書「青山忠兵衛・土屋直吉」	慶応3年卯9月	縦紙・1通	ひ144
綿貫泰蔵内借証文[覚](下筋出張のため知行所内の収納糶15俵を引当に50両内借につき) 綿貫泰蔵→草間一路殿 端裏書「綿貫泰蔵」	慶応3年卯9月	縦紙・1通	ひ145
水井忠蔵内借証文[覚](100両につき) 水井忠蔵→酒井市治殿・水野清右衛門殿 端裏書「水井忠蔵」	文久3年亥4月	縦紙・1通	ひ146
水井忠蔵内借証文[覚](伊藤一学要用のため同人扶持方引当に200両内借につき) 水井忠蔵→酒井市治殿・丸山保次殿・水野清右衛門殿 端裏書「水井忠蔵」	文久2年戌12月11日	縦紙・1通	ひ147
長谷川三郎兵衛内借証文[覚](570両につき) 長谷川三郎兵衛→水野清右衛門殿 端裏書「長谷川三郎兵衛殿」	文久3年亥12月	縦紙・1通	ひ148
河原左京内馬場惣左衛門他一名内借証文[覚](河原左京上京のため500両につき) 河原左京内馬場惣左衛門・小林太兵衛→酒井市治殿・水野清右衛門殿 端裏書「河原左京殿内馬場惣左衛門」	慶応2年寅3月	縦紙・1通	ひ149
河原左京内馬場惣左衛門内借証文[覚](河原左京要用のため300両につき) 河原左京内馬場惣左衛門→水野清右衛門殿 端裏書「河原左京殿内馬場惣左衛門」	元治元年子8月	縦紙・1通	ひ150
駒村佐十郎他一名内借証文[覚](切米を引当に100両につき) 駒村佐十郎・加判池田富之進→酒井市治様・水野清右衛門様 端裏書「駒村佐十郎」	慶応元年丑12月	縦紙・1通	ひ151
春日儀左衛門内借証文[覚](玉川左門の内借金200両を内借につき) 春日儀左衛門→野中喜左衛門殿・倉田三之丞殿 端裏書「玉川左門殿分春日殿証文」	文久3年亥3月29日	縦紙・1通	ひ152
牧嶋村玉川左門様御蔵元御借主多右衛門他五名内借証文[差上申御内借金証文事](借入金の内より金25両を玉川左門知行地の内の収納糶を引当に内借につき) 牧嶋村玉川左門様御蔵元御借主多右衛門・受人成右衛門・同断八左衛門他3名→御勘定所御内借御掛り御役所 無年号文書		縦継紙・1通	ひ153
高橋清蔵内借証文[覚](下筋手当金150両内借につき) 高橋清蔵→酒井市治様・水野清右衛門殿 端裏書「高橋」	明治2年巳7月	縦紙・1通	ひ154
高橋清蔵内借証文[覚](下筋手当金120両につき) 高橋清蔵→酒井市治様・水野清右衛門殿	明治2年巳7月	縦紙・1通	ひ155
岩村寅松内借証文[覚](東京表早追入用15両につき) 岩村寅松→酒井市治様・水野清右衛門殿 端裏書	明治2年巳9月17日	縦紙・1通	ひ156

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

「東京表早追入料御内借 岩村寅松様」			
竹花兵馬内借証文[覚](越中表借入金の件の下ケ金等50両につき) 竹花兵馬→酒井市治様・水野清右衛門殿	明治2年巳3月29日	縦紙・1通	ひ157
飯嶋与作内借証文[覚](東京早追入用50両につき) 飯嶋与作→岡野弥右衛門殿 端裏書「飯嶋与作東京え早追ニ付御内借」	明治2年巳7月6日	縦紙・1通	ひ158
丸山能藏内借証文[覚](100両につき) 丸山能藏→酒井市治様・水野清右衛門殿	(明治2年)巳8月2日	横切継紙・1通	ひ159
高橋清藏内借証文[覚](下筋手当金45両につき) 高橋清藏→酒井市治殿・水野清右衛門殿 端裏書「高橋」	明治2年巳7月	縦紙・1通	ひ160
田中権之助内借証文[覚](伊奈県へ出張の道中人馬賃銭等30両内借につき) 田中権之助→酒井市治殿・水野清右衛門殿 端裏書「田中権之助」	明治2年巳5月	縦紙・1通	ひ161
公事方御手付助五明万吉内借証文[覚](伊奈県へ出張の節御金支障のため20両につき) 公事方御手付助五明万吉・同断河口孝左衛門→酒井市治殿・水野清右衛門殿	明治2年巳6月	縦紙・1通	ひ162
西村弥太郎内借証文[覚](打ち続く遠国御用のため難渋にて20両につき) 西村弥太郎→佐藤為之進殿	明治2年巳8月	縦紙・1通	ひ163
田中権之助内借証文[覚](東京往還御用のため道中駕籠人足代等30両につき) 田中権之助→酒井市治殿・水野清右衛門殿	明治2年巳6月	縦紙・1通	ひ164
清水一郎左衛門内借証文[覚](護国隊銃陣散投方拜命のため困金20両につき) 清水一郎左衛門→佐藤為之進殿	明治2年巳7月	縦紙・1通	ひ165
堀内元治内借証文[覚](伊奈県へ出張の節衣服代20両につき) 堀内元治→酒井市治殿・水野清右衛門殿 端裏書「堀内元治拝借御受取証文」	明治2年巳5月	縦紙・1通	ひ166
石阪市郎右衛門内借証文[覚](伊奈県へ出張の節道中入用10両につき) 石阪市郎右衛門→酒井市治殿・水野清右衛門殿 端裏書「五月四日 石阪市郎右衛門」	(明治2年)巳5月4日	縦継紙・1通	ひ167
石阪市郎右衛門内借証文[覚](倉田三之丞殿御廻り金40両につき) 石阪市郎右衛門→酒井市治殿・水野清右衛門殿	(明治2年)巳3月22日	縦紙・1通	ひ168
根井小右衛門内借証文(東京送金290両内借並びに柘植嘉兵衛へ交付につき) 根井小右衛門→佐藤為之進殿 端裏書「巳四月 根井小右衛門」	明治2年巳8月4日	縦紙・1通	ひ169
宮本慎助内借証文[覚](伊奈県内用金等25両につき) 宮本慎助→水野清右衛門殿	明治2年巳2月	縦紙・1通	ひ170
春山喜平次内借証文[覚](伊奈県内用金等25両につき) 春山喜平次→水野清右衛門殿	明治2年巳3月	縦紙・1通	ひ171

公事方御手付助小林桂治郎内借証文[覚](伊奈県へ出張の節差切困金支障のため10両につき) 公事方御手付助小林桂治郎→酒井市治殿・水野清右衛門殿	明治2年巳6月	縦紙・1通	ひ172
草間一路内借証文[覚](小林安兵衛・松本久左衛門新潟県出張のため道中入用20両につき) 草間一路→佐藤為之進殿・岡野弥右衛門殿	明治2年巳6月10日	縦紙・1通	ひ173
高橋徳左衛門内借証文[覚](2月中交代の松原者抱入200両につき) 高橋徳左衛門→水野清右衛門殿 端裏書「割番」	明治2年巳2月	縦紙・1通	ひ174
大里惣一郎他一名中借証文[覚](4月中下筋御内用入料金の内20両につき) 大里惣一郎・竹花兵馬→酒井市治殿・水野清右衛門殿	明治2年巳9月	縦紙・1通	ひ175
御勘定所付弁次郎他一名内借証文[覚](大坂へ早追飛脚拜命のため駕籠人足賃金100両につき) 御勘定所付弁次郎・大谷幸蔵手代駒吉→酒井市治様・水野清右衛門様 端裏書「五月十六日西京へ早追二而御内借 御用□弁次郎」	明治2年巳5月16日	縦紙・1通	ひ176
河原理助他一名中借証文[覚](藩主旅中即急出立のため品々入料250両につき) 河原理助・竹内金左衛門→草間一路殿・佐藤為之進殿・岡野弥右衛門殿	明治2年巳4月8日	縦紙・1通	ひ177
池田荘右衛門他一名中借証文[覚](江戸廻り滞代金大豆挽抜等23両余中借につき) 池田荘右衛門・寺沢慎之丞／(奥書)齊藤友衛→西村源兵衛殿・谷口左仲殿・坂口又治殿他2名 鱈付	文久2年戌3月	縦紙・1通	ひ261
鈴木藤太他一名金銭証文[覚](綿貫嘉蔵御趣意当代割合上納3両余中借につき) 鈴木藤太・青柳丈右衛門／(奥印)草間一路→谷口左仲殿・福田小平太殿・松本源八殿他1名	文久2年戌12月	縦紙・1通	ひ261
(中借証文綴 文久元年3年)		4点	ひ262
関田慶左衛門中借証文[覚](献銅御用付金322両2分につき) 関田慶左衛門／(奥印)長谷川三郎兵衛→齊藤善蔵殿・水井市治殿・佐藤伊与之進殿他1名 破損大、裏打済	文久元年酉3月	縦紙・1通	ひ262-1
青柳丈左衛門中借証文(国役御普請入料200両中借につき) 青柳丈左衛門／(奥印)長谷川(三郎兵衛)→水井市治殿・助佐藤伊与之進殿他1名／(奥印)長谷川(三郎兵衛) 破損大、裏打済	文久元年酉3月	縦紙・1通	ひ262-2
青柳丈左衛門中借証文[覚](国役御普請入料100両中借につき) 青柳丈左衛門／(奥印)長(谷川三郎兵衛)→齊藤善蔵殿・水井市治殿・助齊伊与之進殿他1名 破損大、裏打済	文久元年酉3月	縦紙・1通	ひ262-3
春日栄作中借証文[覚](御用金13余両中借につき) 春日栄作／(奥印)齊藤善(蔵)→齊藤善蔵殿・水井市治殿・佐藤伊予之進殿他2名 破損大、裏打済	文久元年酉3月	縦紙・1通	ひ262-4

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

齊藤友衛中借証文[覚](御内用差掛り御用金150両中借につき) 齊藤友衛→(齊藤)善蔵殿・水井市(治)殿・(佐藤伊予之進殿)他1名 破損大・裏打済 (金銭受取証文綴 文久元年～明治3年7月)	万延2年酉2月21日	豎紙・1通	ひ263
和田安六御下ケ金受取証文[覚](45両余につき) 和田安六→酒井市治殿・丸山保次殿 端裏朱書「酉年」	文久元年酉	10点 横切紙・1通	ひ252 ひ252-1
関田莊助中借証文[覚](産物御内用往還費用等100両余につき) 関田莊助→小野唯之進殿 端裏朱書「辰十月」	明治元年辰10月30日	切紙・1通	ひ252-2
春山喜平次金銭受取証文[覚](当夏中仕入金150両につき) (春山)喜平次→(酒井)市治殿・(水野)清右衛門殿 端裏朱書「辰十二月」	12月21日	切紙・1通	ひ252-3
堀田莊作内借証文[覚](辰年中官軍休の節賄料3千200両につき) 堀田莊作→酒井市治殿・丸山保次殿 端裏書「堀田莊作殿」	(明治2年)巳6月17日	横切継紙・1通	ひ252-4
松本賢五郎内借証文[覚](御前様内借150両につき) 松本賢五郎→酒井市治殿・水野清右衛門殿	(明治2年)巳7月	横切紙・1通	ひ252-5
大里忠之進中借証文[覚](越後筋内用入料10両につき) 大里忠之進→酒井市治殿・水野清右衛門殿 端裏朱書「大里忠之進」	明治2年巳6月	豎紙・1通	ひ252-6
岩崎清蔵金銭受取証文[覚](堀内莊作へ送付金150両につき) 岩崎清蔵→酒井市治殿 端裏書「堀内庄作」	(明治2年)巳7月12日	横切紙・1通	ひ252-7
中沢義市内借証文[覚](中沢村等4ヶ村組合千曲川除御普請御入金につき) 中沢義市→酒井市治殿・水野清右衛門殿 端裏朱書「中沢義市」	明治2年巳9月21日	横切紙・1通	ひ252-8
藤牧村借主藤三郎他一名内借証文[差上申御内借金証文之事](借入金の内より金20両を九反仲高の内の収納粉を引当に内借につき) 藤牧村借主藤三郎・同村[]様御蔵本半之丞→御勘定所御内借懸り御役所 破損大・裏打済み (包紙) 岡野弥右衛門様知行所ニツ柳村→上	元治元年子5月	豎継紙・1通	ひ118
(地頭岡野弥右衛門立帰り)出府のため30両内借並びに所持地の内の収穫高を引当につき)ニツ柳村御借主次郎兵衛・御百姓惣代組頭受人清之丞・名主茂右衛門他2名→御勘定所御内借御掛り御役所	慶応3年卯9月	包紙・1点 豎紙・1通	ひ119-1 ひ119-2
[御借用証文](包紙) (朱書)「玉川」布施高田村亀吉→ -		包紙・1点	ひ120-1
布施高田村御借主亀吉他二名内借証文[差上申御内借証文之事](借入金の内より金20両を玉川左門知行地の内の収納粉を引当に内借につき) 布施高田村御借主亀吉・受人戸作・玉川様御蔵本与助→御勘定所御内借御掛り御役所	元治元年子5月24日	豎継紙・1通	ひ120-2

(小野権兵衛内借関係書類一括) 包紙一括		3点	ひ121
[覚](包紙) 小野権兵衛→		包紙・1点	ひ121-1
小野権兵衛内借証文[覚](30両内借並びに才覚金より返済につき) 小野権兵衛→酒井市治殿・水野清右衛門殿	明治元年辰12月	縦紙・1通	ひ121-2
小野権兵衛用状[覚](上納金100両預金証) (小野)権兵衛→(水野)清右衛門殿・(酒井)市治殿	(明治元年)12月10日	横切紙・1通	ひ121-3
(真田志摩内借関係書類一括) 包紙一括		3点	ひ122
[覚](包紙) 包紙上書「真田志摩殿御内借」		包紙・1点	ひ122-1
北川原慶助他一名[覚](真田志摩守要用のため100両内借につき) 北川原慶助・市川繁司→水野清右衛門殿	慶応2年寅4月	縦紙・1通	ひ122-2
市川繁司他一名用状[口上](真田志摩上京御供拜命のため内借金願につき) 市川繁司・北川原慶助→坂本斎助様	(慶応2年)4月9日	横切紙・1通	ひ122-3
[覚](包紙) 真田志摩守内長沢慶之助→		包紙・1点	ひ123-1
真田志摩守内長沢慶之助内借証文[覚](金100両内借につき) 真田志摩守内長沢慶之助→酒井市治様・水野清右衛門様	明治元年戊辰12月	縦紙・1通	ひ123-2
真田志摩内北川原慶助他一名内借証文[覚](100両内借につき) 真田志摩内北川原慶助・田筒高之助→酒井市治殿・水野清右衛門殿・関田庄助殿	慶応元年丑7月	縦紙・1通	ひ124
轟文助内借証文[覚](70両内借につき) 轟文助→水野清右衛門殿 端裏書「卯九月 轟文助」	慶応3年卯9月	縦紙・1通	ひ125
轟文助内借証文[覚](70両内借につき) 轟文助→酒井市治殿・水野清右衛門殿 端裏書「卯九月 轟文助」	慶応元年丑11月	縦紙・1通	ひ126
白井平左衛門内借証文[覚](硝石製造入用15両内借につき) 白井平左衛門→水井(野)清右衛門殿	8月11日	横切紙・1通	ひ127
白井平左衛門内借証文[覚](硝石製造の雑費20両につき) 白井平左衛門→水野清右衛門殿	(元治元年)子6月14日	横切紙・1通	ひ128
白井平左衛門内借証文[覚](硝石製造入用50両につき) 白井平左衛門→水野清右衛門殿	(元治元年)子12月	横切紙・1通	ひ129
丸山保次内借証文[覚](5両につき) 丸山保次→酒井市治殿	文久2年戌12月	縦紙・1通	ひ130
(中借証文綴 文久2年11月～明治2年11月) 綴紐脱		3点	ひ266
割番小頭高橋龍左衛門中借証文[覚](御前様入国のため荷物賃金20両につき) 割番小頭高橋龍左衛門/(奥印)春山織右衛門/(奥印)柘植嘉兵衛→池田富之進殿	文久2年戌11月	縦紙・1通	ひ266-1
岸善八中借証文[覚](差懸り御用のため3両につき) 岸善八→佐川又八郎殿・水井市治殿・谷口大角殿他2名 綴穴破損	明治2年巳11月17日	縦紙・1通	ひ266-2

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

御供小頭伊東善右衛門[覚](大殿様湯治御道中日雇賃金450両につき) 御供小頭伊東善右衛門／(奥印)矢野茂／(奥印)柘植嘉兵衛→齊田虎尾殿 (中借証文綴 元治元年8月～12月) ひ267-1に貼紙「四通ノ百四拾両」あり、ひ267-4端裏書「不用」	慶応2年寅4月	縦紙・1通 4点	ひ266-3 ひ267
宮下謙太夫中借証文[覚](御側御用差懸り入料20両中借につき) 宮下謙太夫→齊藤友衛殿 印墨消	元治元年年子8月	縦紙・1通	ひ267-1
宮下謙太夫中借証文[覚](御側御用差懸り入料20両中借につき) 宮下謙太夫→齊藤友衛殿 印墨消	元治元年年子10月	縦紙・1通	ひ267-2
宮下謙太夫中借証文[覚](当子年仕切金のうち差掛り入料20両中借につき) 宮下謙太夫→齊藤友衛殿 印墨消	元治元年年子12月	縦紙・1通	ひ267-3
宮下謙太夫中借証文[覚](当子年仕切金のうち差掛り入料80両中借につき) 宮下謙太夫→齊藤友衛殿 印墨消	元治元年年子12月	縦紙・1通	ひ267-4
春日栄作中借証文[覚](御用のため2両2分2朱につき) 春日栄作／(奥印)斎[](藤善治)→齊藤善蔵殿・水井市治殿・佐藤伊与之進殿他2名 (金銭借用証文綴 元治元年～慶応元年)	文久元年酉3月	縦紙・1通 9点	ひ268 ひ236
河原左京内柳原十作内借証文[覚](河原左京入料のため150両内借につき) 河原左京内柳原十作→酒井市治殿・関田庄助殿・春山喜平治殿	元治2年丑5月	縦紙・1通	ひ236-1
鈴木内蔵允内借証文[覚](藩主婦城御供にて滞坂中の入用嵩みのため85両内借につき) 鈴木内蔵允→長谷川三郎兵衛殿	元治2年丑2月13日	縦紙・1通	ひ236-2
某内借証文[覚](藩主婦城前後出立拜命にて滞坂中の入用嵩み・道中入用差支のため50両内借につき) 後欠のため作成・宛所不明		縦継紙・1通	ひ236-3
高坂専之助拜借証文[覚](95両拜借につき) 高坂専之助→酒井市治殿・関田莊(庄)助殿・春山喜平治殿 貼紙「内 拾八両 丑年上納 残金七拾七両」	慶応元年丑5月	縦紙・1通	ひ236-4
小幡保之助前借証文[覚](当子年割返しの内10両前借につき) 小幡保之助→酒井市治殿・関田承(庄)助殿・春山喜平治殿	元治元年年子12月17日	横切紙・1通	ひ236-5
福田小平太拜借証文[覚](勤向要用のため15両拜借につき) 福田小平太→酒井市治殿	元治元年年子10月3日	横切継紙・1通	ひ236-6
福田小平太拜借証文[覚](母大病にて在所帰国のため10両拜借につき) 福田小平太→酒井市治殿	元治元年甲子11月	縦紙・1通	ひ236-7
塚田内蔵助拜借証文[覚](勤方要用のため8両を扶持米10俵引当にて拜借につき) 借主塚田内蔵助・受人片岡文治→酒井市治殿	元治2年丑3月	縦紙・1通	ひ236-8

塚田内蔵助拝借証文[覚](勤方要用のため5両を扶持米3俵引当にて拝借につき) 借主塚田内蔵助・受人竹花兵馬→酒井市治殿	元治元年申(甲)子12月	縦紙・1通	ひ236-9
草間一路内借証文[覚](金100両につき) 草間一路→酒井市治殿・水野清右衛門殿・関田莊助殿 端裏書「草間一路」	慶応3年卯9月	縦紙・1通	ひ21
軍兵衛書状(中借金300両借用願等につき) 軍兵衛→(酒井)市治様	11月25日	横切紙・1通	ひ22
青山忠兵衛内借証文[覚](臨時金500両無利足を切米粉15俵引当にて借用につき) 青山忠兵衛→水野清右衛門殿 端裏書「青山忠兵衛」	元治元年子5月	縦紙・1通	ひ23
力石村御借主堀田多右衛門他四名内借証文(200両鬼無里村御林より才薪伐出し早流入料支障につき並びに小作入粉や場所引当の旨) 力石村御借主堀田多右衛門・同堀田五左衛門・御林才薪支配人同源左衛門他1名→御内借御掛り水野清右衛門様	慶応2年寅9月	縦継紙・1通	ひ24
鈴木藤吉中借証文(水野・湯田中・佐野3ヶ村御救金100両につき) 鈴木藤吉→水野清右衛門殿 端裏書「亥9月4日」「鈴木藤太殿」	慶応2年寅9月	縦紙・1通	ひ25
河原左京内小林太兵衛他一名内借金証文(河原左京下筋出張の際要用のため金70両につき) 河原左京内小林太兵衛・馬場惣左衛門→酒井市治殿・水野清右衛門殿 無年号文書、端裏書「河原左京殿内馬場惣左衛門・小林太兵衛」		縦紙・1通	ひ26
宮下肥前他一名金子借用証文[覚](鬼無村奥御林より才薪伐出請負運搬賃金の内より支給につき) 宮下肥前・山方支配人横田源左衛門→水野清右衛門様・酒井市治様 「さけ願方宮下肥前」	慶応3年卯3月9日	縦紙・1通	ひ27
五明元作中借証文[覚](入料材木代金の内70両につき) 五明元作→酒井市治殿・水野清右衛門殿	慶応2年寅3月	縦紙・1通	ひ28
轟文助内借証文[覚](内用のため50両につき) 轟文助→水野清右衛門殿 端裏書「轟文助」	慶応2年寅5月	縦紙・1通	ひ29
坂野栄太郎金子借用証文(要用のため知行所引当にて6両につき) 坂野栄太郎→水野清右衛門殿 端裏書「坂野栄太郎」	明治2年巳正月	縦紙・1通	ひ30
宮本慎助内借証文[覚](出張中帰国命令のため金200両につき) 宮本慎助→水野清右衛門殿 端裏書「巳二月廿九日 宮本慎助殿」	明治2年2月	縦紙・1通	ひ31
[御借用証文](包紙) 木町直治→ -		包紙・1点	ひ32-1
木町直治内借証文[御内借金証文之事](御手段御繰回し金の内より300両借用につき並びに地所家屋敷を引当とする旨) 木町直治→水野清右衛門殿	慶応3年卯10月	縦紙・1通	ひ32-2
(包紙) 海沼源之進→ -		包紙・1点	ひ33-1

6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借

海沼源之進内借証文[覚](金70両私役代東寺尾村地所書入にて借用につき) 海沼源之進・加判倉田源之丞→酒井市治殿	慶応元年丑12月	縦紙・1通	ひ33-2
[御内借証文](包紙) 力石村五左衛門→上 ひ34-2入		包紙・1点	ひ34-1
力石村堀田五左衛門他二名内借証文[乍恐以書付御内借奉願候](鬼無里村御林より才薪伐出し早流入料として50両内借につき) 力石村塚田五左衛門・塚田多右衛門→才薪御掛り御役所	慶応3年卯8月13日	縦紙・1通	ひ34-2
(包紙) 南長池村弥八→上 ひ35-2入		包紙・1点	ひ35-1
力石村塚田五左衛門他一名内借証文[乍恐以書付御内借奉願候](鬼無里村御林より才薪伐出し早流入料他品々渡金として100両内借につき) 力石村塚田五左衛門・塚田多右衛門・南長池村宮沢弥惣八他1名→御城用才薪御掛り御役所	明治元年辰12月	縦紙・1通	ひ35-2
[才薪](包紙) 力石村五左衛門→上 ひ36-2入		包紙・1点	ひ36-1
力石村塚田五左衛門他一名内借証文[乍恐以書付御内借奉願候](城用才薪伐出職人内渡金として100両内借につき) 力石村堀田五左衛門・塚田多右衛門→御城用才薪御掛り御役所 無年号文書		縦紙・1通	ひ36-2
(包紙) 力石村→上 ひ37-2入		包紙・1点	ひ37-1
力石村塚田五左衛門代印白沢定右衛門借証文[乍恐以書付御内借奉願候](城用才薪入用として160両余内借につき) 塚田五左衛門同人印形不参候付代印白沢定右衛門→御城用才薪御掛り御役所	慶応3年卯12月14日	縦紙・1通	ひ37-2
[覚](包紙) ひ38-2入		包紙・1点	ひ38-1
真田志摩内関完左衛門他一名内借証文[覚](真田志摩要用のため150両内借につき) 真田志摩内関完左衛門・北村与一右衛門→片桐重之助殿	嘉永6年正月	縦紙・1通	ひ38-2
[覚](包紙) 河原左京殿内小林太兵・馬場惣左衛門→ひ39-2入		包紙・1点	ひ39-1
河原左京内小林太兵衛他一名内借証文[覚](河原左京下筋出張供奉者の夏服用意のため金50両につき) 河原左京内小林太兵・馬場惣左衛門→酒井市治殿・水野清右衛門殿	慶応4年辰6月	縦紙・1通	ひ39-2
(包紙) 増田徳左衛門→上 ひ40-2入		包紙・1点	ひ40-1
御借主増田徳左衛門他四名金子拝借証文[御拝借金証文之事](産物方御用達地を引当に500両拝借につき) 御借主増田徳左衛門・伊勢町伝兵衛→富岡良右衛門様・小野唯之進様・酒井市治様他2名	明治元年辰11月	縦紙・1通	ひ40-2
(包紙) 夏和村→「二」	丑10月	包紙・1点	ひ41-1

夏和村松本元右衛門他四名内借証文[差上申御内借金証文之事](商売仕入金支障のため引当分借主持高より年貢・諸役差引分150俵を村役元へ預け金200両内借につき) 夏和村御借り主松本元右衛門・名主勘兵衛・組頭金右衛門他2名→御内借懸り御役所	慶応元年丑10月	縦紙・1通	ひ41-2
竹内金左衛門他一名書状(塚田五左衛門城用才薪伐出のため越中下龍川郡早月谷片貝谷両村伐子職人再抱込願の件取扱願につき) 竹内金左衛門・佐藤為之進→村左大夫様・寺嶋練太郎様 端裏書「越中下龍川郡岩瀬陣屋ニ而手形六枚」	3月15日	横切継紙・1通	ひ42
某用状(牧新藏他1名扱い分草間一路中借金400両書付)	5月28日	切紙・1通	ひ43
赤沢助之進達書(北平林村宝樹院炭薪入途の内へ金100両献上願了承につき) 赤沢助之進→佐藤為之進殿	2月22日	横切紙・1通	ひ44
赤沢助之進伺書(寺尾舟場着船次第荷主炭薪類代金受取願のため着船度内借願につき) 赤沢助之進→佐藤為之進殿	2月22日	横切紙・1通	ひ45
石坂市郎右衛門内借証文[覚](坪山炭重右衛門へ薪代類代金100両支払のため前借いつき) 石坂市郎右衛門/(奥印)竹内金左衛門・石倉嘉大夫→水野清右衛門殿	慶応2年寅3月	横切継紙・1通	ひ46
増沢理介引替手形[覚](千両才覚金の内200両受取につき) 増沢理介→水野清右衛門殿・鈴木富治殿	8月晦日	切紙・1通	ひ47
増沢理介引替手形[覚](千両才覚金の内300両受取につき) 増沢理介→酒井市治殿・水野清右衛門殿・鈴木富治殿 端裏書「四月十五日 増沢理助殿」	慶応3年卯4月15日	横切継紙・1通	ひ48
坂本斎助書状(横田実拝借金残金と追借分40両繰回し願につき) 坂本斎助→酒井市治様・水野清右衛門様	12月20日	横切継紙・1通	ひ49
作治書状(夏和村庄右衛門への拝借金藩主手元金より直様貸出につき) 作治→(酒井)市治様	3月晦日	横切継紙・1通	ひ50
宇敷元之丞内借証文[覚](内用にて加賀へ出張のため300両内借につき) 宇敷元之丞→水野清右衛門殿 端裏書「宇敷元之丞」	慶応3年卯11月2日	縦紙・1通	ひ51
友野隼太郎内借証文[覚](帰府費用支障のため御手当金の内より20両内借につき) 友野隼太郎→酒井市治殿・水野清右衛門殿 端裏書「友野隼太郎」	慶応2年寅12月	縦紙・1通	ひ52
久保田新兵衛他一名内借証文[覚](鬼無里村奥村々城用才薪伐出し賃金300両内借につき) 久保田新兵衛・山方支配人横田源左衛門→酒井市次(治)様・水野清右衛門様	慶応3年卯正月	縦紙・1通	ひ53
横田源左衛門引替切手(城用才薪伐代のため内借金200両受取につき) (山方支配人)横田源左衛門	慶応3年卯正月	縦紙・1通	ひ54

7 藩政・松代庁／財方／施策遂行費中借

→酒井市治殿・水野清右衛門殿			
夏和村松木元右衛門内借証文〔御借入金証文〕(商 用金支障のため50両内借につき) 夏和村松本元 右衛門→御内掛(内借掛)御役所 端裏書「夏和村松本元 右衛門」	慶応3年卯3月12日	縦紙・1通	ひ55
夏和村松木元右衛門内借証文〔御下ケ金一札之 事〕(鬼無里村奥村々城用才薪伐出し賃金200両 内借につき) 山方支配人横田源左衛門→酒井市治 様・水野清右衛門様	慶応3年卯3月2日	縦紙・1通	ひ56
久保田新兵衛他一名内借証文〔覚〕(鬼無里村御林 城用才薪伐出し賃金千両内借につき) 久保田 新兵衛・山方支配人横田源左衛門→酒井市治殿・水野清 右衛門殿	慶応3年卯3月17日	縦紙・1通	ひ57
内借金証文雛形〔御内借金証文之事〕(山中麻買入 代金400両産物方助成金の内より内借につき) 何村→酒井市治様・水野清右衛門殿		縦紙・1通	ひ58
吉原兵吾内借証文〔御借入金証文〕(才覚金の内よ り200両内借につき) 借主吉原兵吾→酒井市治様・ 水野清右衛門殿 端裏書「吉原兵吾」	明治元年辰11月17日	縦紙・1通	ひ59
高橋龍左衛門中借証文〔覚〕(松原者出立人抱入 200両中借につき) 高橋龍左衛門→水野清右衛門殿	明治2年巳3月	縦紙・1通	ひ260

7 藩政・松代庁／財方／施策遂行費中借 勘定所・計政局

(中借証文等級 文久2年～明治4年)		17点	ひ251
宗岡藤友衛中借証文〔覚〕(差掛御用のため2千 両につき) 宗岡藤友衛→宗岡藤善藏殿・水井市治 殿・佐藤伊与之進殿他2名 文面墨消	文久2年戌2月朔日	縦紙・1通	ひ251-1
関田庄助他二名為替切手受取証文〔覚〕(柳町壺 丁目大黒屋幸吉為替手形60両分につき) 関 田庄助・水野清右衛門・酒井市治→伊勢町きく屋伝 兵衛・佐助 文面墨消	慶応元年丑7月9日	横切継紙・1通	ひ251-2
きく屋伝兵衛他一名為替手形受取証文〔覚〕(大 黒屋幸吉為替金60両につき) 伊勢町きく屋伝 兵衛・佐助→水野清右衛門様	(慶応元年)丑8月16日	切紙・1通	ひ251-3
寺内多宮中借証文〔覚〕(12両につき) 寺内多宮 →酒井市治殿・水野清右衛門殿 端裏朱書「此分明廿 二日御受取可被下候」	慶応元年丑7月	縦紙・1通	ひ251-4
草間一路中借受取証文〔覚〕(懸り御用のため 300両につき) 草間一路→水井市治殿・西村源兵 衛殿・上村何右衛門殿他1名 文面墨消	慶応2年寅10月20日	縦紙・1通	ひ251-5
水井市治中借受取証文〔覚〕(差懸り御用のため	慶応4年辰3月	縦紙・1通	ひ251-6

10両につき) 水井市治→佐藤為之進殿			
宮沢善治中借受取証文[覚](玉子買上代金25両につき) 宮沢善治→酒井市治殿・関田莊藏殿	(明治元年)辰10月25日	切紙・1通	ひ251-7
謹一郎用状[覚](忠一郎出願なきのため召喚願につき) 謹一郎→莊一郎殿	9月	横切継紙・1通	ひ251-8
野中軍兵衛中借証文[覚](川除御普請の手当銭2千778貫につき) 野中軍兵衛→酒井市治殿	明治2年7月	縦継紙・1通	ひ251-9
前島有年内借証文[覚](矢野唯見内借金20両につき並びに矢野唯見印書引替の旨) 前島有年→岡野敬一郎殿・岸善八殿	明治2年巳12月21日	縦継紙・1通	ひ251-10
竹内新七金銭受取証文[覚]東京へ書物買上代金6両2朱につき) 竹内新七→岸善八殿	明治3年午3月21日	切紙・1通	ひ251-11
大里忠一郎中借証文[覚](越後米買上代金1千700両につき) 大里忠一郎→酒井市治殿・水野清右衛門殿	明治3年午2月	縦紙・1通	ひ251-12
大里忠一郎中借証文[覚](越後米買上代金3千両につき) 大里忠一郎→酒井市治殿・水野清右衛門殿	明治3年午3月21日	縦紙・1通	ひ251-13
相沢龍太郎中借証文[覚](武田斐太郎殿抱使丁給金・雑用金11両余につき) 相沢龍太郎→岡野敬一郎殿	明治4年未正月12日	縦紙・1通	ひ251-14
相沢龍太郎中借証文[覚](武田斐太郎殿月給125両につき) 相沢龍太郎→岡野敬一郎殿	明治4年未2月	縦紙・1通	ひ251-15
相沢龍太郎中借証文[覚](武田斐太郎殿への目録50両につき) 相沢龍太郎→岡野敬一郎殿	明治4年未3月	縦紙・1通	ひ251-16
相沢龍太郎中借証文[覚](武田斐太郎殿月給100両につき) 相沢龍太郎→岡野敬一郎殿	明治4年未3月	縦紙・1通	ひ251-17

8 藩政／財方／高掛借入金半減措置願い 勘定所

(成田兵左衛門高掛借入金半銀願関係書類綴)		3点	ひ222
清右衛門書状(端裏書)[兵左衛門への下案](往還諸入用嵩み等のため高掛御借入金出作分半銀願につき) (水野)清右衛門→(中之条出張所赤沼村成田)兵左衛門様	4月27日	横切継紙・1通	ひ222-1
(包紙) 中之条出張所赤沼村(成田)兵左衛門→松代草間 御旦那様(草間一路)		包紙・1点	ひ222-2
成田兵左衛門申上書(往還諸入用嵩み等のため高掛御借入金出作分半銀願につき) 成田兵左衛門→草間御旦那様(草間一路)	4月27日	横切継紙・1通	ひ222-3

9 藩政／財方／施策遂行内借金返済受取 勘定所

谷口左仲内借証文[覚](大久保弥三郎が江戸にて内借した2両2分受取につき) 谷口左仲→春山磯治殿 ひ239～244は巻込一括	万延元年申閏3月15日	横切紙・1通	ひ239
谷中左仲内借証文[覚](片岡金一郎他4名が江戸にて内借した19両2分受取につき) 谷中左仲→宮本慎助殿・春山磯治殿 ひ239～244は巻込一括	万延元年申2月16日	横切紙・1通	ひ240
富田虎尾内借証文[覚](柘植嘉兵衛他1名が内借した金銭の内5両受取につき) 富田虎尾→池田富之進殿 ひ239～244は巻込一括	慶応元年丑12月	縦紙・1通	ひ241
西村源蔵他一名内借証文[覚](祢津左盛が内借した317両受取につき) 西村源蔵・大嶋磯右衛門→町田源左衛門殿・町田権之助殿・伊東栄治殿 ひ239～244は巻込一括	天保8年12月晦日	縦紙・1通	ひ242
宇敷元之丞内借証文[覚](鹿野茂手木が豊隆院御用にて内借した金銭の内313両受取につき) 宇敷元之丞→池田富之進殿 ひ239～244は巻込一括	元治元年子5月7日	縦切紙・1通	ひ243
斎田虎尾内借証文[覚](大里忠之進が内借した金銭の内130両受取につき) 斎田虎尾→池田富之進殿 ひ239～244は巻込一括	慶応元年丑12月	縦紙・1通	ひ244
谷中左仲内借証文[覚](番方等江戸にて内借した金銭の内46両受取につき) 谷口左仲→宮本慎助殿・春山磯治殿	安政7年申7月	横切紙・1通	ひ245

10 藩政／財方／施策遂行中借金払切 勘定所

(払切証文綴 文久3年3月)		24点	ひ299
草間一路他三名払切証文[覚](弘化2年中借金84両3匁につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善蔵殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-1
草間一路他三名払切証文[覚](田口村佐蔵等差上げの弘化2年中借金55両につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善蔵殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-2
草間一路他三名払切証文[覚](弘化2年中借金200両につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善蔵殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-3

草間一路他三名払切証文[覚](弘化2年中借金2千110両につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-4
草間一路他三名払切証文[覚](弘化2年中借金650両につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-5
草間一路他三名払切証文[覚](弘化2年中借金418両・銭2貫906文余につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-6
草間一路他三名払切証文[覚](弘化2年中借金151両余につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-7
草間一路他三名払切証文[覚](弘化2年中借金237両余につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-8
草間一路他三名払切証文[覚](嘉永2年中借金123両余につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-9
草間一路他三名払切証文[覚](嘉永2年中借金500両余につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-10
草間一路他三名払切証文[覚](嘉永3年中借金84両余につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-11
草間一路他三名払切証文[覚](嘉永4年中借金314両余につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-12
草間一路他三名払切証文[覚](嘉永4年中借金184両余につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-13
草間一路他三名払切証文[覚](嘉永5年中借金290両余につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-14
草間一路他三名払切証文[覚](嘉永6年中借金327両余につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-15

10 藩政／財方／施策遂行中借金払切

無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名			
草間一路他三名払切証文[覚](安政元年中借金172両余につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-16
草間一路他三名払切証文[覚](安政3年中借金125両余につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-17
草間一路他三名払切証文[覚](安政4年中借金165両余につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-18
草間一路他三名払切証文[覚](安政5年中借金303両余につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-19
草間一路他三名払切証文[覚](安政5年中借金57両余につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-20
草間一路他三名払切証文[覚](安政6年中借金306両余につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-21
草間一路他三名払切証文[覚](万延元年中借金80両余につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-22
草間一路他三名払切証文[覚](文久2年中借金97両余につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-23
草間一路他三名払切証文[覚](文久2年中借金19両余につき) 草間一路・長谷川三郎兵衛・御用無印磯田音門他1名→齊藤善藏殿・水井市治殿・助片岡弘人殿他2名	文久3年亥3月	縦継紙・1通	ひ299-24
(払切証文綴 慶応3年7月)		24点	ひ302
佐藤為之進他三名払切証文[覚](嘉永3戌年中借金84両2朱余につき) 佐藤為之進・草間一路・齊藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-1
佐藤為之進他三名払切証文[覚](天保15年大砲入料返済のための中借金500両につき) 佐藤	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-2

為之進・草間一路・齊藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名			
佐藤為之進他三名払切証文[覚](嘉永2年中借金123兩余につき) 佐藤為之進・草間一路・齊藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-3
佐藤為之進他三名払切証文[覚](嘉永元年中借金237兩余につき) 佐藤為之進・草間一路・齊藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-4
佐藤為之進他三名払切証文[覚](弘化4年中借金153兩余につき) 佐藤為之進・草間一路・齊藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-5
佐藤為之進他三名払切証文[覚](弘化2年中借金55兩余につき) 佐藤為之進・草間一路・齊藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-6
佐藤為之進他三名払切証文[覚](嘉永4年中借金314兩余につき) 佐藤為之進・草間一路・齊藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-7
佐藤為之進他三名払切証文[覚](文久3年中借金145兩余につき) 佐藤為之進・草間一路・齊藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-8
佐藤為之進他三名払切証文[覚](元治元年中借金156兩2分余につき) 佐藤為之進・草間一路・齊藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・矢野倉謙兵衛殿他1名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-9
佐藤為之進他三名払切証文[覚](慶応元年中借金308兩3朱余につき) 佐藤為之進・草間一路・齊藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-10
佐藤為之進他三名払切証文[覚](慶応2年中借金296兩余につき) 佐藤為之進・草間一路・齊藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-11
佐藤為之進他三名払切証文[覚](慶応2年中借金296兩余につき) 佐藤為之進・草間一路・齊藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-12
佐藤為之進他三名払切証文[覚](嘉永5年中借金290兩余につき) 佐藤為之進・草間一路・齊藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-13

10 藩政／財方／施策遂行中借金払切

佐藤為之進他三名払切証文〔覚〕(嘉永6年中借金両327両余につき) 佐藤為之進・草間一路・斉藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-14
佐藤為之進他三名払切証文〔覚〕(安政元年中借金両172両余につき) 佐藤為之進・草間一路・斉藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-15
佐藤為之進他三名払切証文〔覚〕(安政2年中借金両142両余につき) 佐藤為之進・草間一路・斉藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-16
佐藤為之進他三名払切証文〔覚〕(安政3年中借金両125両余につき) 佐藤為之進・草間一路・斉藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-17
佐藤為之進他三名払切証文〔覚〕(安政3年中借金両165両余につき) 佐藤為之進・草間一路・斉藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-18
佐藤為之進他三名払切証文〔覚〕(安政5年中借金両303両余につき) 佐藤為之進・草間一路・斉藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-19
佐藤為之進他三名払切証文〔覚〕(安政5年中借金両57両余につき) 佐藤為之進・草間一路・斉藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-20
佐藤為之進他三名払切証文〔覚〕(安政6年中借金両306両余につき) 佐藤為之進・草間一路・斉藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-21
佐藤為之進他三名払切証文〔覚〕(万延元年中借金両80両余につき) 佐藤為之進・草間一路・斉藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-22
佐藤為之進他三名払切証文〔覚〕(文久元年中借金両97両余につき) 佐藤為之進・草間一路・斉藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-23
佐藤為之進他三名払切証文〔覚〕(文久2年中借金両89両余につき) 佐藤為之進・草間一路・斉藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ302-24
(払切証文綴 慶応3年7月)		6点	ひ303

佐藤為之進他三名払切証文[覚](弘化3年中借金両650両余につき) 佐藤為之進・草間一路・斉藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名 「逼相済申候」の旨酒井市治の署名あり	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ303-1
佐藤為之進他三名払切証文[覚](江川英龍用鉄砲製造のため下げ渡金200両余につき) 佐藤為之進・草間一路・斉藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ303-2
佐藤為之進他三名払切証文[覚](弘化2年中借金84両余につき) 佐藤為之進・草間一路・斉藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ303-3
佐藤為之進他三名払切証文[覚](天保12年中借金84両3分余につき) 佐藤為之進・草間一路・斉藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名 「逼相済申候」の旨酒井市治の署名あり、作成下付札「何れも御印形可受事」「何れも肩書可致事」	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ303-4
佐藤為之進他三名払切証文[覚](弘化3年中借金418両2分余につき) 佐藤為之進・草間一路・斉藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名 「逼相済申候」の旨酒井市治の署名あり	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ303-5
佐藤為之進他三名払切証文[覚](弘化3年中借金2千110両2分余につき) 佐藤為之進・草間一路・斉藤友衛他1名→水井市治殿・西村源兵衛殿・上村何右衛門殿他2名 「逼相済申候」の旨酒井市治の署名あり	慶応3年卯7月	縦継紙・1通	ひ303-6
某用状(紺屋町炭屋新兵衛他6件金高勘定書、ノ5千7両)		横切継紙・1通	ひ179

11 藩政／家臣／払方御金奉行所管金より勤役費内借・返済・未納 勘定所

[久保寺新兵衛并久保寺慶五郎え御下ケ金請取証文] - →上 ひ82-2入		包紙・1点	ひ82-1
塚田五左衛門他一名内借証文[乍恐以書付奉願候](久保寺御土場御城用才薪早流留場普請請負人足賃金等39両余内借につき) 塚田五左衛門・塚田多右衛門→御城用才薪御掛り御役所	慶応3年卯12月23日	縦紙・1通	ひ82-2
鹿野伴治他一名内借証文[覚](悴浪衛番士入にて着服用意のため知行所より上納物を引当に2両余借用につき) 鹿野波衛・鹿野伴/(奥印)佐藤安喜→遠藤小右衛門殿	文久元年酉12月	縦紙・1通	ひ83

11 藩政／家臣／払方御金奉行所管金より勤役費内借・返済・未納

清野新之助内借証文[覚](佐久間修理帰国の御供費用2兩余内借につき) 清野新之助/(奥印)草間元司→金井弥惣左衛門殿	嘉永7年寅9月24日	縦紙・1通	ひ84
某用状(佐々木又蔵分午2月～申閏3月の礼金書付)		切紙・1通	ひ85
館孝右衛門内借証文[覚](国元帰国の費用10兩内借につき) 館孝右衛門/(奥印)片岡十郎兵衛→西村源蔵殿	安政5年午12月	縦紙・1通	ひ86
中村久吉内借証文[覚](国元帰国の費用2兩時借につき) 中村久吉/(奥印)片岡十郎兵衛→西村源蔵殿	安政5年午12月	縦紙・1通	ひ87
橋本茂左衛門内借証文[覚](妻病気見舞のため帰国の費用1兩時借につき) 橋本茂左衛門/(奥印)片岡十郎兵衛→西村源蔵殿	安政5年午10月	縦紙・1通	ひ88
館孝右衛門内借証文[覚](蒸気船機関修業入料として30兩時借につき) 館孝右衛門/(奥印)片岡十郎兵衛→西村源蔵殿	安政5年午3月	縦紙・1通	ひ89
館孝右衛門内借証文[覚](蒸気船操作の機関教示受講のため5兩内借につき) 館孝右衛門/(奥印)齊藤増喜→西村源蔵殿	安政5年午2月	縦紙・1通	ひ90
御払方用状并初御切米懸答書下ヶ札(江戸内借金の内受取と48兩分の不足金者取調べ依頼並びに大日方2兩未上納の旨返答) 御払方→初御切米懸殿	正月19日	縦紙・1通	ひ91
高野広馬内借証文[覚](長期学問修行にて諸入料かさみ難渋のため15兩内借につき) 高野広馬/(奥印)片岡十郎兵衛→西村源蔵殿	安政5年午2月	縦継紙・1通	ひ92
大原仲岱内借証文[覚](国元帰国の費用7兩内借につき) 大草仲岱/(奥印)片岡十郎兵衛→西村源蔵殿	安政6年未2月	縦紙・1通	ひ93
初方懸書状(内借証文13通落手並びに証文預り切手送付につき) 初方懸→御払方様	12月9日	切紙・1通	ひ94
某用状(内借金貸与者書付)		切紙・1通	ひ95
西村源蔵用状(内借金未返金者11名より取立依頼につき) 西村源蔵→関山平治様・谷口左仲様・福田小平太様他1名	11月	切紙・1通	ひ96
某用状(并初方答書下ヶ札[覚](内借金未返金者124名書出並びに手当より回収の旨答書)		横長半・1冊	ひ97
(内借金返金未納者取立関係書類一括) 卷込一括		2点	ひ98
西村源蔵[覚](証文6通分内借金返金未納分書付) 西村源蔵→ -	(安政6年)未11月11日	切紙・1通	ひ98-1
西村源蔵書状(内借金証文6通送付並びに取立依頼につき) (西村)源蔵→御五人様(関山平治様・谷口)左仲様・福田小平太様・坂口又治様・池田富	(安政6年)11月11日	切紙・1通	ひ98-2

之進様)			
竹花新介内借証文[覚](勤務延期にて用意金不足のため1両内借につき) 竹花新介／(奥印)片岡十郎兵衛→西村源藏殿	安政3年辰3月	縦紙・1通	ひ99
竹花新介内借証文[覚](藩主入部の御供のための用意金不足にて1両2分内借につき) 竹花新介／(奥印)草間元司→金井弥惣左衛門殿	嘉永7年寅6月	縦紙・1通	ひ100
館孝右衛門他一名内借証文[覚](小沢善三郎一件見届の上帰国のところ物入のため20両内借につき) 館孝右衛門・親類加判小山東源太／(奥印)草間元司→西村源藏殿 奥印者が継目印を捺印	安政6年未2月	縦継紙・1通	ひ101
(内借金返金未納者取立関係書類一括) 巻込一括		2点	ひ102
西村源藏書状(内借金証文24通送付並びに取立依頼につき) (西村)源藏→(関山)平治様・(谷口)左仲様・(福田)小平太様他2名 「未十一月十四日達」	(安政6年)11月19日	横切紙・1通	ひ102-1
西村源藏[覚](内借証文24通分内借金返金未納分書付) 西村源藏→	(安政6年)未11月19日	横折紙・1通	ひ102-2

12 藩政／家臣／元方御金奉行所管借換金中借 勘定所

(中借証文綴 安政5年～同4年) 綴の最後に裏表紙らしき縦紙あり		86点	ひ231-1
[御当用御中[]借留并証文入](封筒) 御余慶方→ 破損大、破損のため月不明	安政5年□月	封筒・1点	ひ231-2-1
高野覚之進他一名中借証文[覚](借入金利足返済のため金82両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 高野覚之進・片桐十之助／(奥印)宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午12月28日	縦継紙・1通	ひ231-2-2
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金50両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午12月27日	縦継紙・1通	ひ231-2-3
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金7両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午12月26日	縦切紙・1通	ひ231-2-4
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金90両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午12月24日	縦継紙・1通	ひ231-2-5
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金300両受取につき並びに後日証文と引替の旨)	安政5年午12月24日	縦継紙・1通	ひ231-2-6

12 藩政／家臣／元方御金奉行所管借換金中借

旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名			
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済のため金57両3分3貫6文9厘受取につき並びに後日証文と引替の旨) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午12月21日	縦紙・1通	ひ231-2-7
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金1両1分受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午12月8日	縦切紙・1通	ひ231-2-8
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金15両3分2朱7文8厘受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午12月6日	縦切紙・1通	ひ231-2-9
高田幾太中借証文[覚](借入金利足返済のため金92両3分2朱9貫5文受取につき並びに後日証文と引替の旨) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午11月28日	縦切紙・1通	ひ231-2-10
高田幾太中借証文[覚](借入金利足返済のため金35両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午11月27日	縦切紙・1通	ひ231-2-11
高田幾太中借証文[覚](借入金利足返済のため金35両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午11月23日	縦紙・1通	ひ231-2-12
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済のため金50両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午11月22日	縦紙・1通	ひ231-2-13
高田幾太中借証文[覚](借入金利足返済のため金74両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午11月14日	縦紙・1通	ひ231-2-14
青柳丈左衛門中借証文[覚](借入金利足返済のため金50両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 青柳丈左衛門／(奥印)磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午11月13日	縦紙・1通	ひ231-2-15
春日栄作他一名中借証文[覚](借入金利足返済のため金2両1分受取につき並びに後日証文と引替の旨) 春日栄作・野中喜左衛門／(奥印)高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午11月	縦紙・1通	ひ231-2-16
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済のため金40両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山	安政5年午10月28日	縦切紙・1通	ひ231-2-17

平治殿他1名			
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済のため金5両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午10月25日	縦継紙・1通	ひ231-2-18
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済のため金109両1分3朱1文2厘受取につき並びに後日証文と引替の旨) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午10月25日	縦継紙・1通	ひ231-2-19
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済のため金2両2分受取につき並びに後日証文と引替の旨) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午10月19日	縦切紙・1通	ひ231-2-20
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済のため金30両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午10月15日	縦切紙・1通	ひ231-2-21
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済のため金7両2分受取につき並びに後日証文と引替の旨) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午10月15日	縦切紙・1通	ひ231-2-22
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済のため金15両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午10月14日	縦切紙・1通	ひ231-2-23
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済のため金200両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午10月14日	縦切紙・1通	ひ231-2-24
竹村金吾中借証文[覚](借入金利足返済のため金33両3分受取につき並びに後日証文と引替の旨) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午9月29日	縦切紙・1通	ひ231-2-25
竹村金吾中借証文[覚](借入金利足返済のため金3両2分受取につき並びに後日証文と引替の旨) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午9月15日	縦継紙・1通	ひ231-2-26
野中喜左衛門中借証文[覚](借入金利足返済のため金1両2分1朱受取につき並びに後日証文と引替の旨) 野中喜左衛門／(奥印)竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午9月	縦継紙・1通	ひ231-2-27
竹村金吾中借証文[覚](借入金利足返済のため金100両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午9月10日	縦切紙・1通	ひ231-2-28

12 藩政／家臣／元方御金奉行所管借換金中借

竹村金吾中借証文[覚](借入金利足返済のため金1両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午9月8日	縦継紙・1通	ひ231-2-29
竹村金吾中借証文[覚](借入金利足返済のため金10両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午9月5日	縦切紙・1通	ひ231-2-30
竹村金吾中借証文[覚](借入金利足返済のため金100両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午9月3日	縦継紙・1通	ひ231-2-31
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済のため金4両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午9月3日	縦切紙・1通	ひ231-2-32
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済のため金3両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午9月朔日	縦継紙・1通	ひ231-2-33
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金250両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午8月26日	縦継紙・1通	ひ231-2-34
竹村金吾中借証文[覚](借入金利足返済のため金26両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午8月25日	縦継紙・1通	ひ231-2-35
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金50両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午8月23日	縦切紙・1通	ひ231-2-36
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金2両2分受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名	安政5年午8月20日	縦切紙・1通	ひ231-2-37
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金78両3分5朱受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午8月16日	縦切紙・1通	ひ231-2-38
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金92両2分受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損のため日付不明(7カ)	安政5年午7月□日	縦切紙・1通	ひ231-2-39
青柳丈左衛門中借証文[覚](借入金利足返済のため金30両受取につき並びに後日証文と引	安政5年午7月25日	縦紙・1通	ひ231-2-40

替の旨) 青柳丈左衛門／(奥印)磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり			
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金550兩受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午7月23日	堅切紙・1通	ひ231-2-41
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金100兩受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午7月22日	堅継紙・1通	ひ231-2-42
高田幾太中借証文[覚](借入金利足返済のため金100兩受取につき並びに後日証文と引替の旨) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午7月	堅継紙・1通	ひ231-2-43
高田幾太中借証文[覚](借入金利足返済のため金80兩受取につき並びに後日証文と引替の旨) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午7月12日	堅継紙・1通	ひ231-2-44
高田幾太中借証文[覚](借入金利足返済のため金50兩受取につき並びに後日証文と引替の旨) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午7月12日	堅切紙・1通	ひ231-2-45
高田幾太中借証文[覚](借入金利足返済のため金1兩2分2朱2貫5文受取につき並びに後日証文と引替の旨) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午7月12日	堅切紙・1通	ひ231-2-46
野中喜左衛門中借証文[覚](借入金利足返済のため金1兩2朱受取につき並びに後日証文と引替の旨) 野中喜左衛門／(奥印)高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午7月4日	堅継紙・1通	ひ231-2-47
高田幾太中借証文[覚](借入金利足返済のため金20兩受取につき並びに後日証文と引替の旨) 高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午7月2日	堅切紙・1通	ひ231-2-48
春日栄策他一名中借証文[覚](借入金利足返済のため金4兩受取につき並びに後日証文と引替の旨) 春日栄作・野中喜左衛門／(奥印)磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午6月	堅継紙・1通	ひ231-2-49
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済のため金5兩1分5厘受取につき並びに後日証文と引替の旨) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午6月	堅切紙・1通	ひ231-2-50
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済のため金10兩受取につき並びに後日証文と引替の	安政5年午6月	堅継紙・1通	ひ231-2-51

12 藩政／家臣／元方御金奉行所管借換金中借

旨) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり			
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金46両1貫9文5厘受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午6月22日	堅切紙・1通	ひ231-2-52
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金5両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午5月15日	堅切紙・1通	ひ231-2-53
春日栄作他一名中借証文[覚](借入金利足返済のため金5両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 春日栄作・野中喜左衛門/(奥印)宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午5月10日	堅紙・1通	ひ231-2-54
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金30両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午5月10日	堅切紙・1通	ひ231-2-55
青柳丈左衛門中借証文[覚](借入金利足返済のため金100両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 青柳丈左衛門/(奥印)磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損大	安政5年午5月10日	堅紙・1通	ひ231-2-56
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金40両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午5月朔日	堅継紙・1通	ひ231-2-57
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金4両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午5月朔日	堅切紙・1通	ひ231-2-58
竹村金吾中借証文[覚](借入金利足返済のため金7両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午4月27日	堅切紙・1通	ひ231-2-59
竹村金吾中借証文[覚](借入金利足返済のため金5両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午4月22日	堅継紙・1通	ひ231-2-60
青柳丈左衛門中借証文[覚](借入金利足返済のため金150両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 青柳丈左衛門/(奥印)磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損甚大	安政5年午4月20日	堅紙・1通	ひ231-2-61
竹村金吾中借証文[覚](借入金利足返済のため金18両2分2朱2貫5文受取につき並びに後日証文と引替の旨) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川	安政5年午4月19日	堅切紙・1通	ひ231-2-62

又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり			
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済のため金10両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午4月14日	竖切紙・1通	ひ231-2-63
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金270両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午4月13日	竖継紙・1通	ひ231-2-64
青柳丈左衛門中借証文[覚](借入金利足返済のため金200両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 青柳丈左衛門/(奥印)磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損甚大	安政5年午3月9日	竖紙・1通	ひ231-2-65
春日栄作中借証文[覚](借入金利足返済のため金2両3分受取につき並びに後日証文と引替の旨) 春日栄作→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午4月	竖切紙・1通	ひ231-2-66
竹村金吾中借証文[覚](借入金利足返済のため金10両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損あり	安政5年午4月7日	竖切紙・1通	ひ231-2-67
青柳丈左衛門中借証文[覚](借入金利足返済のため金50両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 青柳丈左衛門/(奥印)磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損甚大	安政5年午3月	竖紙・1通	ひ231-2-68
春日栄作中借証文[覚](借入金利足返済のため金1両1分1朱受取につき並びに後日証文と引替の旨) 春日栄作/(奥印)高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損甚大	安政5年午3月	竖切紙・1通	ひ231-2-69
青柳丈左衛門中借証文[覚](借入金利足返済のため金300両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 青柳丈左衛門/(奥印)磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損甚大	安政5年午3月20日	竖紙・1通	ひ231-2-70
青柳丈左衛門中借証文[覚](借入金利足返済のため金100両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 青柳丈左衛門/(奥印)磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損甚大	安政5年午3月18日	竖紙・1通	ひ231-2-71
青柳丈左衛門中借証文[覚](借入金利足返済のため金200両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 青柳丈左衛門/(奥印)磯田音門→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損甚大	安政5年午3月17日	竖紙・1通	ひ231-2-72
竹村金吾中借証文[覚](借入金利足返済のため金15両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 竹村金吾→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損大	安政5年午3月朔日	竖切紙・1通	ひ231-2-73

12 藩政／家臣／元方御金奉行所管借換金中借

青柳丈左衛門中借証文[覚](借入金利足返済のため金150両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 青柳丈左衛門／(奥印)竹村金吾→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損甚大	安政5年午3月	縦紙・1通	ひ231-2-74
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済のため金2両2分2朱2貫5文受取につき並びに後日証文と引替の旨) 磯田音門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損大	安政5年午2月28日	縦切紙・1通	ひ231-2-75
野本力太郎中借証文[覚](借入金利足返済のため金50両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 野本力太郎／(奥印)磯田音門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損甚大	安政5年午2月28日	縦紙・1通	ひ231-2-76
春日栄作中借証文[覚](借入金利足返済のため金20両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 春日栄作／(奥印)磯田音門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損甚大	安政5年午2月	縦紙・1通	ひ231-2-77
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金110両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損甚大	安政5年午2月21日	縦紙・1通	ひ231-2-78
青柳丈左衛門中借証文[覚](借入金利足返済のため金1□0両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 青柳丈左衛門／(奥印)磯田音門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損甚大、虫損のため金額不明(「金百□拾両」)	安政5年午2月20日	縦紙・1通	ひ231-2-79
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金50両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損甚大	安政5年午2月19日	縦切紙・1通	ひ231-2-80
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済のため金□両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 磯田音門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損甚大、虫損のため金額不明	安政5年午2月19日	縦継紙・1通	ひ231-2-81
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため金□両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損甚大、虫損のため金額不明	安政5年午2月13日	縦切紙・1通	ひ231-2-82
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済のため金□両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 磯田音門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損甚大、虫損のため金額不明	安政5年午2月14日	縦切紙・1通	ひ231-2-83
磯田音門中借証文[覚](借入金利足返済のため金□両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 磯田音門→齊藤善蔵殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損甚大、虫損のため金額不明	安政5年午2月12日	縦切紙・1通	ひ231-2-84
宮下兵馬中借証文[覚](借入金利足返済のため	安政5年午2月2日	縦継紙・1通	ひ231-2-85

金□両受取につき並びに後日証文と引替の旨) 宮下兵馬→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損甚大、虫損のため金額不明			
春日儀左衛門中借証文[覚](借入金利足返済のため金□両2分受取につき並びに後日証文と引替の旨) 春日儀左衛門/(奥印)高田幾太→齊藤善藏殿・佐川又左衛門殿・関山平治殿他1名 虫損甚大、虫損のため金額不明(「□両2分」)	安政4年巳12月	縦紙・1通	ひ231-2-86

13 藩政／町方／取為替金訴訟・内済 勘定所

(和田牧太取為金訴訟内済関係書類一括 寛政2年)		4点	ひ19
[書付 三通](封筒) 貼紙「和田牧太取」、包紙上書「へ印」	寛政2年戌4月	包紙・1点	ひ19-1
本石町壺丁目孫次郎店弥兵衛他二名済口証文[指上申一札之事](依田十郎左衛門等3名取為金一件初鹿野河内守へ訴訟の件内済につき訴状2通取下げ願) 本石町壺丁目孫次郎店弥兵衛・手代三右衛門・亀嶋町家主加判吉兵衛→齊田左盛殿	寛政2年戌5月10日	縦紙・1通	ひ19-2
弥兵衛代三郎右衛門他一名済口証文[一札之事](和田牧太取為金一件和田出訴件内済につき) 本石町壺丁目孫次郎店弥兵衛代三郎右衛門・亀嶋町家主三右衛門・亀嶋町家主吉兵衛→齊田左盛殿	寛政2年戌5月10日	縦紙・1通	ひ19-3
亀嶋町家主吉兵衛金銭受取証文(金3両分目録につき) 亀嶋町家主吉兵衛→藤田典膳様御役人中様	(寛政2年)戌5月10日	横切紙・1通	ひ19-4

14 藩政／町方／御救い措置願書 勘定所

(安政地震等のため借入金返済滞納者年賦切替願書綴 文久元年5月～文久3年8月)		18点	ひ233
(貼紙)[久保寺・市村南組両村課業銭拝借之分年賦上納御取延伺](綴) 草間一路→ - 表題貼紙はひ233-1-4の奥に付		4点	ひ233-1
山寺源太夫他三名伺書并付札(煤花川出水・和宮通行の助郷人馬負担等難渋のため久保寺村・市村南組課業銭支払い延期願につき並びに伺の通りとの付札) 山寺源太夫・磯田音門・長谷川三郎兵衛他1名→ -	3月	横切継紙・1通	ひ233-1-1

14 藩政／町方／御救い措置願書

南沢甚之介伺書[口上覚](煤花川出水・和宮通行の助郷人馬負担等難渋のため久保寺村・市村南組課業錢支払い延期願につき) 南沢甚之介→	12月	横切継紙・1通	ひ233-1-2
久保寺村名主嘉之助他七名歎願書[乍恐以書付奉歎願候](煤花川出水・和宮通行の助郷人馬負担等難渋のため課業錢支払い延期願につき) 久保寺村名主嘉之助・小嶋栄吉・同断健左衛門他5名→御代官所	文久2年戌12月	豎半・1冊	ひ233-1-3
市村南組名主清太夫願書[乍恐以書付奉願候上候](煤花川出水・和宮通行の助郷人馬負担等難渋のため課業錢支払い1年間延期願につき) 市村南組名主清太夫→御代官所	文久2年戌12月	豎半・1冊	ひ233-1-4
下田町同心町いき他一名願書[乍恐以書付奉願候上候](眼病・家宅修復不行届にて難渋のため借入金を礼金免除・割合替にて返済願につき) 下田町同心町いき・肝煎新助→御奉行所	文久3年亥4月	豎半・1冊	ひ233-2
下田町同心町いき他二名願書[乍恐以書付奉願候上候](銀2匁5分宛上乗せし返金のため借入金を礼金免除・割合替にて返済再願につき) 下田町同心町いき・親類組合兼初太郎・肝煎新助→御奉行所 貼紙付	文久3年亥8月	豎半・1冊	ひ233-3
鍛冶町巳之吉願書[乍恐以書付奉願候上候](地震にて家潰のため商売難渋につき内借金25ヶ年賦返済願) 鍛冶町巳之吉/(奥印)名主真津祖兵衛→御奉行所	文久3年亥4月	豎半・1冊	ひ233-4
荒神町御拝借人善吉他二名願書[乍恐以書付奉歎願候](高借財・地震・足輕番代勤務等にて生活支障のため借入金返済延期願等につき) 荒神町御拝借人善吉・親類惣代勘右衛門・組合惣代東作→御奉行所 貼紙付	文久3年亥4月	豎半・1冊	ひ233-5
[借財調書](元金220両3分)		横長半・1冊	ひ233-6
下田町同心町栄吉他二名願書[乍恐以書付奉願候](銀1朱宛上乗せし返金のため借入金を礼金免除・割合替にて返済再願につき) 下田町同心町栄吉・親類組合兼佐太治・肝煎新助→御奉行所	文久3年亥8月	豎半・1冊	ひ233-7
下田町同心町栄助他一名願書[乍恐以書付奉願候](地震にて家潰・病気にて商売不能のため礼金免除・割合替にて返済願につき) 下田町同心町栄助・肝煎新助→御奉行所	文久3年亥4月	豎半・1冊	ひ233-8
中町作次郎継り願書[乍恐以書付奉御継奉歎願候](不仕合・母中風等のため借財嵩みのため借入金20年賦に延引願につき) 中町作次郎→御奉行所	文久3年亥3月	豎半・1冊	ひ233-9
中町作次郎歎願書[乍恐以書付再奉歎願候](貸	文久3年亥8月	豎半・1冊	ひ233-10

地経営にて借入金返済のため20ヶ年賦返済願につき) 中町作次郎／(奥書)名主小池清右衛門→御奉行所 貼紙付			
中町作次郎申上書[覚](地借滞納金書上につき) 中町作次郎→ -	文久3年亥8月	横折紙・1通	ひ233-11
鍛冶町権治郎歎願書[乍恐以書付再奉歎願候](親病気の上死去・安穀売捌支障にて借入金返済滞納のため25ヶ年賦切り替え願につき) 鍛冶町権治郎→御奉行所	文久3年亥3月	豎半・1冊	ひ233-12
鍛冶町権治郎願書[覚](6両余損金等借財のため年賦年限延引願につき) 鍛冶町権治郎→ - 外題「弘化二巳年秋作不熟之節安穀売捌損金調帳写」	文久元年酉6月	横長半・1冊	ひ233-13
[覚](地震等のため借入金返済滞納のため返済免除願等歎願書留)		横長半・1冊	ひ233-14
(安政地震等のため借入金返済滞納者年賦切替願書綴 文久2～3年)		15点	ひ234
鍛冶町柳左衛門歎願書[乍恐以書付奉歎願候](銅山元メ死去・地震にて米穀損毛・借財嵩みのため内借金返済25ヶ年賦に延引願につき) 鍛冶町柳左衛門／(奥書)名主志津祖兵衛→御奉行所	文久3年亥4月	豎半・1冊	ひ234-1
鍛冶町柳左衛門再歎願書[乍恐以書付奉歎願候](銅山元メ死去・地震にて米穀損毛・借財嵩みのため内借金返済25ヶ年賦に延引の件再願につき) 鍛冶町柳左衛門／(奥書)名主志津祖兵衛→御奉行所 貼紙付	文久3年亥8月	豎半・1冊	ひ234-2
鍛冶町柳左衛門再歎願書[乍恐以書付奉歎願候](繭糸商売の損金にて返済遅滞のため返済50ヶ年賦に延引の件再願につき) 中町太兵衛／(奥書)仮名主小池清右衛門→御奉行所 貼紙付	文久3年亥4月	豎半・1冊	ひ234-3
[覚](借財取調書) 中町太兵衛→ - 外題「借財取調御書上」,下ヶ札付	(文久3年)亥4月	横長半・1冊	ひ234-4
中町小池清右衛門歎願書[乍恐以書付奉歎願候](借財と地震による居家倒壊のためは郷宿渡世支障のにて内借金返済遅滞のため返済15ヶ年賦に延引の件再願につき) 中町小池清右衛門→御奉行所	文久3年亥4月	豎半・1冊	ひ234-5
荒神町茂吉抱屋敷役代茂左衛門願書[乍恐以書付奉願候](難渋と地震による居家大破の修復のためは内借金返済遅滞のため礼金免除等願につき) 荒神町茂吉抱屋敷役代茂左衛門→御奉行所	文久3年亥4月	豎半・1冊	ひ234-6
中町弥生五郎歎願書[乍恐以書付奉歎願候](地震による居家大破・五丁御手馬金借入金返済不能等にて内借金返済遅滞のため30ヶ年賦	文久3年亥4月	豎半・1冊	ひ234-7

に延引願につき) 中町弥生五郎→御奉行所 荒神町茂吉抱屋敷役代茂左衛門再歎願書[乍恐以書付再奉歎願候](難洪と地震による居家大破の修復のため足輕番勤不能・内借金返済遅滞のため礼金免除等願につき) 荒神町茂吉抱屋敷役代茂左衛門→御奉行所 貼紙付	文久3年亥8月	豎半・1冊	ひ234-8
[覚](東寺尾村男4名分借財取調書 天保14年12月～嘉永4年12月)	(文久3年)	横折紙・1通	ひ234-9
伊勢町中川太左衛門歎願書[乍恐以書付奉歎願候](秤座出張役所新設入料・地震による居家大破の修復等の借財のため内借金返済遅滞のため50ヶ年賦に延引願につき) 伊勢町中川太左衛門→御奉行所	文久3年亥4月	豎半・1冊	ひ234-10
伊勢町中川太左衛門歎願書[乍恐以書付再奉歎願候](秤座出張役所新設入料・地震による居家大破の修復等の借財のため内借金返済遅滞のため50ヶ年賦に延引願につき) 伊勢町中川太左衛門→御奉行所 貼紙付	文久3年亥8月	豎半・1冊	ひ234-11
中町小池清右衛門再歎願書[乍恐以書付奉再歎願候](借財と地震による居家倒壊のためは郷宿渡世支障のにて内借金返済遅滞のため返済15ヶ年賦に延引の件再願につき) 中町小池清右衛門→御奉行所 貼紙付	文久3年亥8月	豎半・1冊	ひ234-12
鍛冶町巳之吉再歎願書[乍恐以書付奉歎願候](地震により家潰のため商売難洪のため内借金返済滞納金25ヶ年賦返済願につき) 鍛冶町巳之吉→御奉行所 端下「鍛冶町巳之吉 再歎願」、貼紙付	文久3年亥8月	豎半・1冊	ひ234-13
[覚](7件分メ106両余分地借取調書)	(文久3年)	横折紙・1通	ひ234-14
川中嶋穀商売年貢行司大場村卯八郎他一名歎願書[乍恐以書付奉歎願候](穀売捌方善五右衛門難洪のため内借金返済困難・会所も弁済困難のため内借金返済延期願につき) 川中嶋穀商売年貢行司大場村卯八郎・小嶋田村吉右衛門→御勘定所御元メ御役所 下ケ札付	文久元年酉5月	豎半・1冊	ひ234-15
(鍛冶町金蔵内借金返金延引願関係書類綴)		3点	ひ235
鍛冶町金蔵歎願書[乍恐以書付奉歎願候](諸色高値並びに小児多く難洪のため内借金返済5ヶ年賦返済願につき) 鍛冶町金蔵/(奥書)志津祖兵衛→御奉行所 貼紙付	文久3年亥4月	豎半・1冊	ひ235-1
鍛冶町金蔵再歎願書[乍恐以書付奉歎願候](諸色高値並びに小児多く難洪のため内借金返済25ヶ年賦返済願につき) 鍛冶町金蔵→御奉行所 貼紙付	文久3年亥8月	豎半・1冊	ひ235-2
[覚](メ49両余借財取調) 鍛冶町金蔵→	文久3年亥	切紙・1通	ひ235-3

(万吉歎願書綴 文久3年)		2点	ひ238
鍛冶町万吉歎願書[乍恐以書付奉歎願候](先代金五郎内借金従前の返済仕法にて返済し難く新規返済仕法願につき) 鍛冶町万吉→御奉行所様／(奥書)名主志摩租兵衛 虫損あり	文久3年亥4月	縦帳・1冊	ひ238-1
鍛冶町万吉他一名歎願書[乍恐以書付奉願上候](養父兼吉内借金従前の返済仕法にて返済し難く新規仕法願いにつき) 鍛冶町万吉・組合富治→御奉行所様／(奥書)名主志摩租兵衛 虫損あり、元金・礼金付の全額と年賦返済額を記した貼紙あり	文久3年亥8月	縦帳・1冊	ひ238-2

15 藩政／在方／荒地年貢減免願書・請書 勘定所

(村々荒所見分仕訳書並びに村々願書綴 天明8年8月) 冊子仕立て		38点	ひ4
岩野村名主作右衛門他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 岩野村名主作右衛門・組頭市郎治・百姓代治太夫→堤左次兵衛様・岡川十太夫様・小林喜惣治様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-1
雨宮村名主林蔵他五名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 雨宮村名主林蔵・同断藤左衛門・組頭奥右衛門他3名→堤左次兵衛様・岡川十太夫様・小林喜惣治様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-2
倉科村名主其他四名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 倉科村名主[]衛門・同断善兵衛・組頭弥七他2名→堤左次兵衛様・岡川十太夫様・小林喜惣治様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-3
西[]村名主伝十郎他三名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 西[]村名主伝十郎・組頭市左衛門・同政右衛門他1名→堤左次兵衛様・岡川十太夫様・小林喜惣治様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-4
内川村名主其他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 内川村名主[]・組頭又治郎・百姓代伊兵衛→堤左次兵衛様・岡川十太夫様・小林喜惣治様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-5
千本柳村名主平左衛門他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 千本柳村名主平左衛門・組頭八郎右衛門・百姓代三郎左衛門→堤左次兵衛様・岡川十太夫様・小林喜惣治様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-6

[]村名主五右衛門他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) []村名主五右衛門・組頭平八・百姓代平七郎→堤左次兵衛様・岡川十太夫様・小林喜惣治様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-7
岡川十大夫他二名申上書[上郷通村々之荒所見分寄](村々荒所見分仕訳書) 岡川十太夫・小林喜惣治・堤左次兵衛→ 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-8
□□村名主弥五右衛門他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) □□村名主弥五右衛門・組頭兵左衛門・百姓代半兵衛→堤左次兵衛様・岡川十太夫様・小林喜惣治様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-9
五明村名主新右衛門他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 五明村名主新右衛門・組頭辰右衛門・百姓代□□郎→堤左次兵衛様・岡川十太夫様・小林喜惣治様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-10
網掛村名主某他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 網掛村名主□野右衛門・[]政右衛門・百姓代欽治→堤左次兵衛様・岡川十太夫様・小林喜惣治様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-11
須坂村名主某他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 須坂村名主[]・組頭要五郎・百姓代半右衛門→堤左次兵衛様・岡川十太夫様・小林喜惣治様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-12
本八幡村名主治郎八他五名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 本八幡村名主治郎八・同勇助・同[]他3名→堤左次兵衛様・岡川十太夫様・小林喜惣治様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-13
向八幡村名主清右衛門他四名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 向八幡村名主清右衛門・同弥平治・組頭[]他2名→堤左次兵衛様・岡川十太夫様・小林喜惣治様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-14
矢野倉弥大夫他二名申上書[川東通村々荒所見分寄](村々荒所見分仕訳書) 矢野倉弥大夫・田中直吉・立合三輪六十郎→ 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-15
西条村名主彦七他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 西条村名主彦七・組頭左吉・百姓代弥五兵衛→堤左次兵衛様・岡川十太夫様・小林喜惣治様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-16
平林村名主作右衛門他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 平林村名主嘉右衛門・組頭齊蔵・百姓代市右	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-17

衛門→三輪六十郎様・矢野倉弥大夫様・田中直吉様 裏打済			
大室村名主善兵衛他四名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 大室村名主嘉右衛門・組頭左衛門・百姓代平内他2名→三輪六十郎様・矢野倉弥大夫様・田中直吉様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-18
川田村名主文次郎他六名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 川田村名主文次郎・同断善五郎・組頭藤左衛門→三輪六十郎様・矢野倉弥大夫様・田中直吉様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-19
小出村名主市治郎他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 小出村名主市治郎・組頭音右衛門・百姓代藤右衛門→三輪六十郎様・矢野倉弥大夫様・田中直吉様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-20
保科村名主庄右衛門他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 保科村名主庄右衛門・組頭清蔵・百姓代富右衛門→三輪六十郎様・矢野倉弥大夫様・田中直吉様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-21
牛嶋村名主惣五郎他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 牛嶋村名主惣五郎・組頭恒右衛門・百姓代弥三郎→三輪六十郎様・矢野倉弥大夫様・田中直吉様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-22
幸高村名主勇右衛門願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 幸高村之内名主勇右衛門→三輪六十郎様・矢野倉弥大夫様・田中直吉様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-23
相野島村名主忠助他一名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 相野島村之内名主忠助・百姓代治左衛門→三輪六十郎様・矢野倉弥大夫様・田中直吉様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-24
小布施村之内名主幸八他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 小布施村之内名主幸八・組頭義右衛門・百姓代重左衛門→三輪六十郎様・矢野倉弥大夫様・田中直吉様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-25
福嶋村名主重右衛門他七名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 福嶋村名主重右衛門・名主久五郎・組頭仁兵衛他5名→三輪六十郎様・矢野倉弥大夫様・田中直吉様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-26
池田義左衛門他二名申上書[川中嶋村々所見分		縦紙・1通	ひ4-27

寄](村々荒所見分仕訳書) 池田義左衛門・竹内健左衛門・立合水井友右衛門→ - 裏打済			
西寺尾村名主勇藏他三名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 西寺尾村名主勇藏・組頭彦三郎・同断弥惣兵衛他1名→水井友右衛門様・池田義左衛門様・竹内健左衛門様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-28
小嶋田村名主伴右衛門他六名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 小嶋田村名主伴右衛門・同庄蔵・組頭兵藏他3名→水井友右衛門様・池田義左衛門様・竹内健左衛門様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-29
川合村名主新右衛門他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 川合村名主新右衛門・組頭源右衛門・百姓代彦三郎→水井友右衛門様・池田義左衛門様・竹内健左衛門様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-30
川合新田村名主義右衛門他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 川合新田村名主義右衛門・組頭源左衛門・百姓代七郎右衛門→水井友右衛門様・池田義左衛門様・竹内健左衛門様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-31
大豆嶋村名主惣右衛門他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 大豆嶋村名主惣右衛門・組頭武右衛門・百姓代源蔵→水井友右衛門様・池田義左衛門様・竹内健左衛門様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-32
網島村名主治郎兵衛他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 網島村名主治郎右衛門・組頭弥左衛門・百姓代六兵衛→水井友右衛門様・池田義左衛門様・竹内健左衛門様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-33
青木嶋村名主与七他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 青木嶋村名主与七・組頭三郎左衛門・百姓代吉右衛門→水井友右衛門様・池田義左衛門様・竹内健左衛門様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-34
丹波嶋村名主弥治郎他五名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 丹波嶋村名主弥治郎・組頭徳右衛門・同為右衛門他3名→水井友右衛門様・池田義左衛門様・竹内健左衛門様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-35
四ツ屋村名主勘右衛門他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 四ツ屋村名主勘右衛門・組頭重右衛門・百姓代五右衛門→水井友右衛門様・池田義左衛門様・竹	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-36

内健左衛門様 裏打済			
片岡治郎右衛門他二名申上書[川北并山中村々 荒所見分寄](村々荒所見分仕訳書) 片岡治 郎右衛門・高野数右衛門・立合大嶋磯右衛門→ - 裏 打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-37
小市村名主四郎兵衛他二名願書[乍恐以口上書 奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免に つき) 小市村名主四郎兵衛・組頭半六・百姓代勝右 衛門→大嶋磯右衛門様・片岡治郎右衛門様・高野数 右衛門様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-38
小柴見村名主仁兵衛他二名願書[乍恐以口上書 奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免に つき) 小柴見村名主仁兵衛・組頭伊右衛門・百姓代 久右衛門→大嶋磯右衛門様・片岡治郎右衛門様・高野 数右衛門様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-39
久保寺村名主八左衛門他三名願書[乍恐以口上 書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免 につき) 久保寺村名主八左衛門・組頭磯右衛門・ 同長右衛門他1名→大嶋磯右衛門様・片岡治郎右衛門 様・高野数右衛門様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-40
小祢山村名主嘉右衛門他二名願書[乍恐以口上 書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免 につき) 小祢山村名主嘉右衛門・組頭伴右衛門・百 姓代金左衛門→大嶋磯右衛門様・片岡治郎右衛門様・ 高野数右衛門様 裏打済	天明8年申8月	縦紙・1通	ひ4-41
(村々荒所見分仕訳書並びに村々願書綴 寛政元 年9月) 冊子仕立て	(寛政元年酉9月)	10点	ひ3
片岡治郎右衛門他二名申上書[川北川中嶋犀川 付村之内荒所見分寄](村々荒所見分仕訳書) 片岡治郎右衛門・竹内健左衛門・立合水井友右衛門→ - 裏打済	寛政元年酉9月	縦紙・1通	ひ3-1
丹波嶋村名主治右衛門他五名願書[乍恐以書付 奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免に つき) 丹波嶋村名主治右衛門・組頭平蔵・同名右衛 門他3名→水井友右衛門様・片岡治右衛門様・竹内健 左衛門様 裏打済	寛政元年酉9月	縦継紙・1通	ひ3-2
青木村名主与七他二名願書[乍恐以口上書奉願 候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につ き) 青木村名主与七・同断三郎左衛門・百姓代吉左 衛門→水井友右衛門様・片岡治右衛門様・竹内健左衛 門様 裏打済	寛政元年酉9月	縦継紙・1通	ひ3-3
網嶋村名主治郎兵衛他二名願書[乍恐以口上書 奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免に つき) 網嶋村名主治郎兵衛・組頭武右衛門・百姓代 六兵衛→水井友右衛門様・片岡治右衛門様・竹内健左 衛門様 裏打済	寛政元年酉9月	縦継紙・1通	ひ3-4

川合村名主源右衛門他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 川合村名主源右衛門・組頭武右衛門・百姓代弥右衛門→水井友右衛門様・片岡治右衛門様・竹内健左衛門様 裏打済	寛政元年酉9月	縦継紙・1通	ひ3-5
関田源丞他二名申上書[千曲川川東村々之内荒所見分寄](村々荒所見分仕訳書) 関田源丞・片桐惣十郎・立合梯崎喜間多→ - 裏打済	寛政元年酉9月	縦継紙・1通	ひ3-6
牛嶋村名主惣五郎他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 牛嶋村名主惣五郎・組頭常右衛門・百姓代辰右衛門→梯崎喜間多様・関田源丞様・片桐惣十郎様 裏打済	寛政元年酉9月	縦継紙・1通	ひ3-7
宮下伝左衛門他二名申上書[上郷通千曲川附村之内荒所見分寄](村々荒所見分仕訳書) 宮下伝左衛門・宮沢善治・立合堤一郎右衛門→ - 裏打済	寛政元年酉9月	縦継紙・1通	ひ3-8
力石村名主弥五右衛門他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 力石村名主弥五右衛門・組頭伊兵衛・百姓代半兵衛→堤一郎右衛門様・宮下伝左衛門様・宮沢善治様 裏打済	寛政元年酉9月	縦継紙・1通	ひ3-9
本八幡村名主庄右衛門他五名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 本八幡村名主庄右衛門・同善五右衛門・同喜左衛門他3名→堤一郎右衛門様・宮下伝左衛門様・宮沢善治様 裏打済	寛政元年酉9月	縦継紙・1通	ひ3-10
(村々荒所見分仕訳書並びに村々願書綴 寛政3年8月) 冊子仕立て		11点	ひ5
宮下伝左衛門他二名申上書[川郷通千曲川附村々之内荒所見分寄](村々荒所見分仕訳書) 宮下伝左衛門・小野唯右衛門・立合堤一郎右衛門→ - 裏打済	寛政3年亥8月	縦継紙・1通	ひ5-1
力石村治左衛門他二名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 力石村名主治左衛門・組頭良之助・長百姓五左衛門→堤一郎右衛門様・宮下伝左衛門様・小野唯右衛門様 裏打済	寛政3年亥8月	縦継紙・1通	ひ5-2
本八幡村庄右衛門他五名願書[乍恐以口上書奉願候御事](永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 本八幡村庄右衛門・名主金十郎・名主善右衛門他3名→堤一郎右衛門様・宮下伝左衛門様・小野唯右衛門様 裏打済	寛政3年亥8月	縦継紙・1通	ひ5-3
片桐惣十郎他二名申上書[千曲川附川東村々之内荒所見分寄](村々荒所見分仕訳書) 片桐惣十郎・小林小助・立合梯崎喜間多→ - 裏打済	寛政3年亥8月	縦継紙・1通	ひ5-4

牛嶋村恒右衛門他二名願書〔乍恐以口上書奉願候御事〕(永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 牛嶋村恒右衛門・組頭伊惣太・長百姓雄五郎→梯崎喜間多様・片桐惣十郎様・小林小助様 裏打済	寛政3年亥8月	豎継紙・1通	ひ5-5
佐藤甚八他二名申上書〔川北中嶋犀川付村々之内荒所見分寄〕(村々荒所見分仕訳書) 佐藤甚八・高澤善治・立合水井友右衛門→ 裏打済	寛政3年亥8月	豎継紙・1通	ひ5-6
久保寺村名主与惣右衛門他三名願書〔乍恐以口上書奉願候御事〕(永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 久保寺村名主与惣右衛門・組頭兵右衛門・同惣五郎他1名→水井友右衛門様・佐藤甚八様・宮沢善治様 裏打済	寛政3年亥8月	豎継紙・1通	ひ5-7
丹波嶋村名主金右衛門他五名願書〔乍恐以口上書奉願候御事〕(永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 丹波嶋村名主金右衛門・組頭喜左衛門・同断大吉他3名→水井友右衛門様・佐藤甚八様・宮沢善治様 裏打済	寛政3年亥8月	豎継紙・1通	ひ5-8
青木嶋村名主与七他二名願書〔乍恐以口上書奉願候御事〕(永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 青木嶋村名主与七・同三郎右衛門・長百姓吉右衛門→水井友右衛門様・佐藤甚八様・宮沢善治様 裏打済	寛政3年亥8月	豎継紙・1通	ひ5-9
網掛村名主五郎兵衛他二名願書〔乍恐以口上書奉願候御事〕(永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 網掛村名主五郎兵衛・組頭久右衛門・長百姓伊八→水井友右衛門様・佐藤甚八様・宮沢善治様 裏打済	寛政3年亥8月	豎継紙・1通	ひ5-10
川合村名主宇右衛門他二名願書〔乍恐以口上書奉願候御事〕(永荒・川欠の荒地年貢等赦免につき) 川合村名主宇右衛門・組頭小右衛門・長百姓磯右衛門→水井友右衛門様・佐藤甚八様・宮沢善治様 裏打済	寛政3年亥8月	豎継紙・1通	ひ5-11

16 藩政／在方／内借掛所管金より資金内借 勘定所

北郷村御借主清吉他四名内借証文〔差上申御内借証文之事〕(借金の内より金25両を玉川左門知行地の内の収納昹を引当に内借につき) 北郷村御借主清吉・同断茂左衛門・同断与右衛門他2名→御勘定所御内借御掛り御役所 端裏書〔北郷村清吉〕	文久3年亥12月	豎継紙・1通	ひ131
力石村御借主半兵衛他四名内借証文〔差上申御内借証文之事〕(借金の内より金100両を玉川左門知行地の内の収納昹を引当に内借につき) 力石村半兵衛・同断治左衛門・同断助市他2名→御勘定所御	文久3年亥12月	豎継紙・1通	ひ132

16 藩政／在方／内借掛所管金より資金内借

内借御掛り御役所 端裏貼紙「玉川左門殿え春日儀左衛門送候金分百兩御内借尤同人より力石村蔵本証文差出置」			
大豆嶋村御借り主伊藤太六名内借証文〔差上申御内借証文之事〕(才覚金の内より金100兩を借主所持地の内の収納粉を引当に内借につき) 大豆嶋村御借り主伊藤太・名主重蔵・組頭佐兵衛他4名→御勘定所御内借御掛り御役所 端裏書「大豆嶋村伊藤太」	慶応元年丑12月	縦継紙・1通	ひ133
(金銭借用関係書類一括 文久3年5月～8月) 包紙一括		3点	ひ60
〔証文武通〕(包紙) ひ60・2・3入、包紙上書「須坂」 「金百五拾兩御納戸預切手入置」		包紙・1点	ひ60-1
須坂牧新兵衛金銭借用証文〔借用申金子証文之事〕(200兩借用につき) 須坂牧新兵衛→松代酒井市治殿	文久3年亥5月28日	縦紙・1通	ひ60-2
齊藤善蔵引替切手〔覚〕(150兩受取につき並びに草間一路中借金のうちへ返上の旨) 齊藤善蔵→長谷川三郎兵衛殿	文久3年亥8月3日	縦紙・1通	ひ60-3
〔証文〕(包紙) 包紙上書「須坂町小田切為(マ)之助殿」		包紙・1点	ひ61-1
小田切辰之助他一名金銭借用証文〔借用金証文之事〕(金500兩借用につき) 借用人小田切辰之助・請人同禄三郎→野中喜左衛門殿・水野清右衛門殿	慶応4年辰9月	縦紙・1通	ひ61-2
(夏和村松本元右衛門内借証文一括 慶応元年12月) 包紙一括		3点	ひ62
(包紙) 夏和村→上	(慶応元年)丑12月	包紙・1点	ひ62-1
夏和村松本元右衛門内借証文〔御内借金証文之事〕(商用支障のため江戸上屋敷坂本五郎への渡り手形を引当に金150兩内借につき) 夏和村松本元右衛門→御内借掛り御役所 端裏書「丑十二月 夏和村元右衛門」	慶応元年丑12月20日	縦紙・1通	ひ62-2
夏和村松本元右衛門内借証文〔拜借申金子証文之事〕(商用支障のため江戸上屋敷坂本五郎への渡り手形を引当に金150兩内借につき) 夏和村松本元右衛門→御内借掛り御役所 端裏書「丑十二月」	慶応元年丑12月23日	縦紙・1通	ひ62-3
(包紙) 水内郡赤沼村成田兵左衛門→上 貼紙「慶応三卯五月八日宮下慎助殿より相廻ル」、朱書「十五止」		包紙・1点	ひ63-1
水内郡赤沼村成田兵左衛門願書并鈴木富治付札〔覚〕(荒地復興の諸入費の追割金30兩村々で割合の示談済むまで借用願につき並びに逼済の旨) 水内郡赤沼村成田兵左衛門→松代郡御奉行所	慶応3年卯3月	縦美継紙・1通	ひ63-2

17 藩政／在方／御城用材薪掛所管金より資金内借 勘定所

(塚田五左衛門他二名借用証文綴 慶応2年～明治元年)		7点	ひ237
塚田多右衛門他二名借用証文[御時借用仕金子証文の事](差掛り余儀無く入用発生のため100両を都合計26俵余りを引当にて拝借につき) 力石村御借主塚田多右衛門・同断塚田五左衛門・同断才薪支配人横田源左衛門→才薪御掛り御役所 「印形失念のため御日延願の書面には五左衛門の印を認める」旨の下ケ札あり	慶応2年寅12月29日	縦継紙・1通	ひ237-1
[上](包紙) 力石村塚田五左衛門→ - 虫損あり		1点	ひ237-2-1
塚田五左衛門内借証文[乍恐以書付御内借奉願候](差掛り夫々渡方金あるため50両内借につき) 力石村才薪方塚田五左衛門→御城用才薪御掛り御役所 虫損あり	明治元年辰11月17日	縦紙・1通	ひ237-2-2
[上](包紙) 力石村(塚田)五左衛門・(塚田)多右衛門→ - 虫損あり		1点	ひ237-3-1
塚田五左衛門他二名内借証文[乍恐以書付御内借奉願候](御林才薪伐出間尺棚数改の職人への賃金100両内借につき) 力石村塚田多右衛門・塚田五左衛門・長池村宮沢弥八→御城用才薪御掛り御役所 虫損あり	慶応4年辰9月4日	縦紙・1通	ひ237-3-2
[上](包紙) 長池村宮沢弥八→ - 虫損あり		1点	ひ237-4-1
宮沢弥八他一名内借証文[乍恐以書付御内借奉願候](才薪早流し飯米代金差支えのため20両内借につき) 長池村宮沢弥八・同人代塚田五左衛門→御城用才薪御掛り御役所 虫損あり	明治元年辰12月17日	縦紙・1通	ひ237-4-2
[薪才之入料](包紙) 力石村→上 ひ64 - 2入		包紙・1点	ひ64-1
力石村塚田多右衛門他二名内借証文[差上申一札之事](鬼無里村奥村々城用才薪御土場流地のため伐子職人への賃金250両内借につき) 力石村塚田多右衛門・塚田五左衛門・印形不参ニ付代印白沢定右衛門→御城用才薪御掛り御役所	慶応3年卯11月21日	縦紙・1通	ひ64-2
[覚](包紙) 包紙上書「河原左京殿」		包紙・1点	ひ65-1
河原左京内小林太兵衛他一名内借証文[覚](河原左京下筋にて費用支障のため金50両内借につき) 河原左京内小林太兵衛・馬場惣左衛門→酒井市治殿・水野清右衛門殿	慶応4年辰9月7日	縦紙・1通	ひ65-2
(包紙) 力石村五左衛門→上 ひ66 - 2入		包紙・1点	ひ66-1
力石村御借主塚田多右衛門他四名内借証文[乍	慶応4年辰9月	縦紙・1通	ひ66-2

17 藩政／在方／御城用材薪掛所管金より資金内借

<p>恐以書付御内借奉願候](鬼無里村御林より才薪伐出し早流入料として500両内借につき) 力石村御借主塚田多右衛門・同塚田五左衛門・長池村宮沢弥惣八他1名→御城用才薪御掛り御役所 (包紙) 穀行司→上 ひ67 - 2入</p>		包紙・1点	ひ67-1
<p>大塚村穀行司卯八他五ヶ村五名内借証文[御内借金証文之事](金100両内借につき) 大塚村行司(穀行司)卯八・上真島村栄吉・上小島田村善左衛門他3ヶ村3名→御勘定所御内借掛り御役所 [才薪](包紙) 力石村・長池村→上 ひ68 - 2入</p>	慶応2年寅9月	豎半・1冊	ひ67-2
<p>力石村塚田多右衛門他二名内借証文[乍恐以書付御内借奉願候](鬼無里村御林才薪伐出間尺棚数改の職人への賃金300両内借につき) 力石村塚田多右衛門・同塚田五左衛門・長池村宮沢弥惣八→御城用才薪御掛り御役所 (包紙) - →上 ひ69 - 2入</p>	慶応4年辰8月晦日	包紙・1点 豎紙・1通	ひ68-1 ひ68-2
<p>力石村塚田五左衛門他一名内借証文[乍恐以書付御内借奉願金子証文之事](鬼無里村御林才薪伐職人への飯米代100両内借につき) 力石村塚田五左衛門・同塚田多右衛門→御城用才薪御掛り御役所 (包紙) 伊勢町清兵衛→上 ひ70 - 2入</p>	慶応4年辰5月9日	包紙・1点 豎紙・1通	ひ69-1 ひ69-2
<p>伊勢町伝兵衛内借証文[覚](給油仕入金支障のため三井本店勘兵衛よりの手形2通引当に金700両内借につき) 伊勢町伝兵衛→酒井市治様・水野清右衛門様・関田荘助様 (包紙) 八幡羽尾出入事羽尾村本郷→上 ひ71 - 2入</p>	慶応元年乙丑10月	包紙・1点 豎紙・1通	ひ70-1 ひ70-2
<p>羽尾村本郷八幡入作惣代久兵衛他七名内借証文[御内借金証文之事](八幡入作臨夫銀上納支障のため11両余につき) 羽尾村本郷八幡入作惣代久兵衛・佐治衛門・与惣治他5名/(奥印)羽尾村本郷仮名主五助右衛門・仮長百姓熊蔵・同断友蔵→御勘定所御内借御抱り御役所</p>	元治元年子12月	包紙・1点 豎紙・1通	ひ71-1 ひ71-2
<p>石坂市郎右衛門内借証文[覚](木嶋平辺薪炭買上入料100両内借につき) 石坂市郎右衛門→酒井市治殿・水野清右衛門殿 [五百両遣ス](包紙) 小田切禄太郎→野中喜左衛門様・水野清右衛門様 ひ73 - 2入</p>	慶応2年寅2月	豎紙・1通	ひ72
<p>小田切禄太郎書状(御下ヶ金500両の件別紙証文添え願につき) 小田切禄太郎→野中喜左衛門様・水野清右衛門様 (包紙) 力石村→上 ひ74 - 2入</p>	9月10日	包紙・1点 横切継紙・1通	ひ73-1 ひ73-2
<p>力石村御借主塚田五左衛門他一名内借証文[乍恐以書付御内借奉願候](500両を江戸より送</p>	慶応4年辰3月	包紙・1点 豎紙・1通	ひ74-1 ひ74-2

付の糸代金引当にて内借につき) 力石村御借主塚田五左衛門・同断塚田多右衛門→御内借御掛り御役所 塚田多右衛門の所に貼紙「印形持参不[]奉願候」あり			
(包紙) 力石村→上 ひ75 - 2入		包紙・1点	ひ75-1
力石村塚田五左衛門他一名内借証文〔御借用奉願金子証文之事〕(鬼無里村御城用木伐出金60両内借につき) 力石村塚田五左衛門・塚田多右衛門→御城用才薪御掛り御役所	慶応4年辰閏4月23日	堅紙・1通	ひ75-2
[御薪御内借](包紙) 力石村塚田五左衛門→上 ひ76 - 2入		包紙・1点	ひ76-1
力石村塚田五左衛門他二名内借証文〔乍恐以書付御内借奉願候〕(御城用才薪伐子職人への白米代金150両内借につき) 力石村塚田五左衛門・塚田多右衛門・茂右衛門→御城用才薪御掛り御役所	慶応3年辰11月15日	堅紙・1通	ひ76-2
(包紙) 問御所村久保田新兵衛→上 ひ77 - 2入		包紙・1点	ひ77-1
問御所村久保田新兵衛内借証文〔覚〕(城用才薪当年取替金415両内借につき) 問御所村久保田新兵衛→御城用才薪御掛り御役所	慶応3年卯12月23日	堅紙・1通	ひ77-2
(包紙) 力石村→上 ひ78 - 2入		包紙・1点	ひ78-1
力石村塚田五左衛門他一名内借証文〔乍恐以書付御内借奉願候〕(鬼無里村御城用才薪伐職人へ中渡金等300両内借につき) 力石村塚田五左衛門・塚田多右衛門・茂右衛門→御城用才薪御掛り御役所	慶応4年辰7月7日	堅紙・1通	ひ78-2
[才薪受料分](包紙) 南長池村弥惣八・弥八→上 ひ79 - 2入		包紙・1点	ひ79-1
南長池村宮沢弥惣八他一名内借証文〔乍恐以書付奉願候〕(鬼無里村御林御城用才薪伐出し早流等品々250両内借につき) 南長池村宮沢弥惣八・宮沢弥八→御城用才薪御掛り御役所	明治2年巳2月	堅紙・1通	ひ79-2
(包紙) - →上 ひ80 - 2入		包紙・1点	ひ80-1
力石村塚田五左衛門他一名時借証文〔御時借用金子証文之事〕(鬼無里村御林御城用才薪伐出し職人への給金24両御時借用につき) 力石村御借主塚田五左衛門・同断塚田多右衛門→小野唯之進様	慶応4年辰4月17日	堅紙・1通	ひ80-2
[才薪](包紙) 力石村・長池村→ - ひ81 - 2入		包紙・1点	ひ81-1
力石村塚田多右衛門他一名内借証文〔乍恐以書付御内借奉願候〕(鬼無里村御林御城用才薪伐出間尺改職人賃金200両内借につき) 力石村塚田多右衛門・同塚田五左衛門・長池村宮沢弥八→御城用才薪御掛り御役所	慶応4年辰9月朔日	堅紙・1通	ひ81-2

18 藩政／在方／借入金返済日延・猶予願書 勘定所

(市村南組借入金返済一件関係一括 文化6年2月～文政10年10月) 包紙一括		24点	ひ248
[口上覚](包紙) 菊池孝助・大嶋磯右衛門→		包紙・1点	ひ248-1
菊池孝助他一名用状[口上覚](市村南組借入金返済未納の件召還の上尋問願につき) 菊池孝助・大嶋磯右衛門→	3月	横切継紙・1通	ひ248-2
弥右衛門書状(市村南組貸金滞納の件取計い方等相談につき) 弥右衛門→御郡方様	3月21日	横切継紙・1通	ひ248-3
市村南組柳右衛門他七名内借金証文写[御内借金証文之事](金40両を借主持分の内収納粉を引当に内借金受取につき) 市村南組柳右衛門・同断長左衛門・同断弥五八他5名/(奥書)深美六左衛門/(奥書)小野唯右衛門→大嶋武左衛門様	文化13年子11月	横切継紙・1通	ひ248-4
市村南組柳右衛門他七名内借証文写[御内借金証文之事](金30両を借主持分の内収納粉を引当に内借金請受取につき) 市村南組柳右衛門・同断長左衛門・同断弥五八他5名/(奥書)深美六左衛門/(奥書)小野唯右衛門→菊池伊惣治様	文化13年子11月	横切継紙・1通	ひ248-5
市村南組惣惣代蔵之助他二十二名連印証文[差上申一札之御事](拝借金返済のため掛り口入にて善光寺祠堂金等450両借入金返済約定につき) 市村南組惣惣代蔵之助・同断幸八・同断政七他20名→深美六左衛門様・深美甚十郎様	文化9年申12月	横切継紙・1通	ひ248-6
市村南組手入掛り三輪六十郎承書写[覚](舟場揚銭を以て返済困難のため利安にて450両拝借につき) 市村南組手入掛り三輪六十郎→深美六左衛門殿・深美甚十郎殿	文化9年申12月	縦紙・1通	ひ248-7
某用状(市村南組9名分席配書付)	(文化)	切紙・1通	ひ248-8
家老申渡書(船渡揚銭勘定役拝借掛へ上納等市村南組拝借金返上仕法村掛勘定役へ申渡につき) (家老)→御郡奉行中	(文政6年)2月20日	横切継紙・1通	ひ248-9
某用状(未年から酉年まで市村南組中借金書上につき) 下ケ札あり	(文化11年)	横切紙・1通	ひ248-10
(船渡揚銭入料37ヶ条書上帳)	(文化)	横長半・1通	ひ248-11
市村南組御借主柳右衛門他三名請書[差上申御請証文之事](菊池幸助他1名よりの拝借金返済遅延のため来月2日返済命令御請につき) 市村南組御借主柳右衛門・同断良左衛門・同断弥五八他1名/(奥印)名主兵左衛門→御郡御奉行所 端裏	文政10年亥3月	縦紙・1通	ひ248-12

書「二月廿七日南組来月二日迄日延」			
市村南組願人長左衛門他三名請書〔乍恐以口上書御日延奉願上候御事〕(菊池幸助他1名よりの拝借金返済再遅延により船揚銭の下渡しにて返上のため返済日再11日まで延期願につき) 市村南組願人長左衛門・同断柳右衛門・同断良左衛門他1名／(奥印)名主兵左衛門→御郡御奉行所 端裏書「二月廿七日南組十一日迄日延」	文政10年亥4月	縦継紙・1通	ひ248-13
市村南組御借主柳右衛門他三名返答書〔御尋ニ付乍恐以書付御答奉申上候〕(菊池幸助他1名よりの拝借金返済再遅延の件船揚銭の下ケ金なしのため番所揚銭下ケ金をもって返済の旨返答につき) 市村南組御借主柳右衛門・同断良左衛門・同断弥五八他1名／(奥印)名主兵左衛門→御郡御奉行所 端裏書「西組四月廿九日迄日延」	文政10年亥4月	縦継紙・1通	ひ248-14
市村南組御借り主長左衛門他三名日延証文〔乍恐以書付奉願上候〕(市村南組水主菊池幸助他1名よりの拝借金返済遅延の件番所揚銭なしのため20日まで返済延期願につき) 市村南組御借り主長左衛門・同断弥五八・同断良左衛門他1名／(奥印)名主兵左衛門→御郡御奉行所 端裏書「四月十二日南組廿日迄日延」	文政10年亥4月	縦紙・1通	ひ248-15
市村南組御借り主長左衛門他三名日延証文〔乍恐以書付御日延奉願上候御事〕(市村南組水主菊池幸助他1名よりの拝借金返済遅延の件番所揚銭なしのため29日まで返済延期願につき並びに返済手段世話する旨町宿役人奥印) 市村南組御借り主長左衛門・同断弥五八・同断良左衛門他1名／(奥印)名主兵左衛門／右村(市村南組)御町宿中町与惣右衛門→御郡御奉行所 端裏書「南組四月廿九日南組廿日迄日延」	文政10年亥4月	縦紙・1通	ひ248-16
中町東作願書〔乍恐以書付奉願上候〕(市村南組水主菊池幸助他1名よりの拝借金返済遅延の件私預かり返済手段報告のため来月10日まで猶予願につき) 中町東作→御郡御奉行所 端裏書「東作十日迄日延」	文政10年亥4月	縦紙・1通	ひ248-17
中町東作願書〔乍恐以書付御日延奉願上候〕(市村南組水主菊池幸助他1名よりの拝借金返済遅延の件返済手段報告20日まで再猶予願につき) 中町東作→御郡御奉行所 端裏書「東作廿日迄日延」	文政10年亥5月	縦紙・1通	ひ248-18
市村南組御借り主長左衛門他三名願書〔乍恐以書付御日延奉願上候〕(市村南組水主菊池幸助他1名よりの拝借金返済遅延の件番所揚銭なく返済手段なしのため22日まで返済延期願につき並びに返済手段世話する旨町宿役人奥印) 市村南組御借り主長左衛門・同断弥五八・	(文政10年)亥8月	縦継紙・1通	ひ248-19

18 藩政／在方／借入金返済日延・猶予願書

同断良左衛門他1名／(奥印)名主兵左衛門／右村(市村南組)御町宿中町与惣右衛門→御郡御奉行所 端裏書「四月十二日迄日延南組」			
市村南組長左衛門他三名日延一札[差上申御日延一札之御事](市村南組水主菊池幸助他1名よりの拝借金9月20日まで返済する旨につき) 市村南組御借り主長左衛門・同断弥五八・同断良左衛門他1名／(奥印)同村(市村南組)名主兵左衛門・御町宿与三左衛門→御郡御奉行所 端裏書「四月十二日迄日延南組」	文政10年亥8月22日	縦継紙・1通	ひ248-20
市村南組長左衛門他三名願書[差上申一札之事](菊池幸助他1名よりの拝借金舟番所入用をもって返済願につき) 市村南組長左衛門・弥五八・良左衛門他1名／(奥印)同村(市村南組)名主兵左衛門・御町宿与惣右衛門→御郡御奉行所 端裏書「南組已来之取極事」	文政10年亥8月27日	縦継紙・1通	ひ248-21
(包紙) 市村南組→上		包紙・1点	ひ248-22
市村南組長左衛門他三名日延一札[差上申御日延一札之御事](市村南組水主菊池幸助他1名よりの拝借金再度日延了承のため返済する旨につき) 市村南組長左衛門・弥五八・柳右衛門他1名／(奥印)同村(市村南組)名主兵左衛門・御町宿与惣右衛門→御郡御奉行所 端裏書「四月十二日迄日延南組」	文政10年亥9月21日	縦継紙・1通	ひ248-23
市村南組名主兵左衛門他一名済口証文[乍恐書付済口申上候](市村南組水主菊池幸助他1名よりの拝借金返済3年分利金返済・1年分利金は元金へ繰入れ20年賦にて返済の旨貸主と和談につき) 市村南組名主兵左衛門・中町東作→御郡御奉行所 端裏書「文政十一年子三月廿九日済口証文市村南組」	文政11年子3月28日	縦継紙・1通	ひ248-24
(新町駅産物方世話役人産物木綿布購入の内借金返済日延願関係書類綴 慶応4年3月～4月)		9点	ひ247
[覚](町駅産物方世話役5名内借金取調書)	(慶応4年)	切紙・1通	ひ247-1
(新町駅産物方世話役・取締役7人名面書)	(慶応4年)	切紙・1通	ひ247-2
小徳間村庄左衛門他五名願書[差出シ申一札之事](金子返納のため家財等売却の件宥免願につき) 小徳間村庄左衛門・同断新太郎・同断伊助他3名／(奥書)新町宿取締役鈴木助左衛門・同断小林安右衛門→御内借御掛り御役所	慶応4年辰3月18日	縦半・1冊	ひ247-3
世話役太助願書[差出シ申上一札之事](内借金返金困難のため4月下旬まで日延願につき) 世話役太助→御取締衆中	慶応4年辰3月	縦半・1冊	ひ247-4
世話役伊助願書[差出シ申上一札之事](産物布購入の内借金返済困難のため4月15日まで日	慶応4年辰3月	縦紙・1通	ひ247-5

延願につき) 世話役伊助→御取締衆中			
世話役富作願書[差出シ申一札之事](産物木綿布購入の内借金返金困難のため日延並びに分割払願につき) 世話役富作→御取締衆中	慶応4年辰3月28日	縦紙・1通	ひ247-6
庄左衛門願書[差出シ申一札之事](国産物木綿布購入の内借金返金困難のため4月まで返済願につき) 庄左衛門→御取締衆中	慶応4年辰3月	縦紙・1通	ひ247-7
伊左衛門願書[差出シ申一札之事](国産物木綿布購入の内借金返金困難のため4月まで返済願につき) 伊左衛門→御取締衆中	慶応4年辰3月	縦継紙・1通	ひ247-8
新町駅御産物方取締役田中喜間八他一名申上書[乍恐以書付奉願上候](新町駅産物方世話役5名産物木綿布購入入金返済困難のため返済日延願並びに日延書提出につき) 新町駅御産物方取締役田中喜間八・宮崎忠兵衛→御内借御掛御役所 奥下「新町宿」	慶応4年辰4月	縦冊・1冊	ひ247-9

19 藩政／在方／浄福寺蓮根植付ほか願書／請書 郡奉行所

(田中村浄福寺境内田方御高地蓮根植付並びに鎮守金毘羅大門通付許可関係書類一括) 封筒一括		4点	ひ2
[田中村浄福寺境内田方御高地蓮根植付其上鎮守金毘羅大門通付度之旨右寺役代□代[]置[]申上納可仕旨御代官申出候付承済[]有之候様御代[]及差図候故[]請書絵図面共封](封筒) 菅沼九左衛門→ 朱書「つ」,「は印櫃ニ入」,虫損	文化9年申6月	封筒・1点	ひ2-1
田中村浄福寺伝右衛門請書[乍恐以口上書御請申上候御事](田中村浄福寺境内田方御高地蓮根植付並びに鎮守金毘羅大門通付許可のため高成上納承知につき) 田中村浄福寺伝右衛門/(奥印)名主伝十郎・組頭喜惣太・長百姓要左衛門→御代官所 裏打済	文化9年申6月	縦紙・1通	ひ2-2
田中村浄福寺伝右衛門願書(田中村田中村浄福寺境内田方御高地蓮根植付並びに鎮守金毘羅大門通付許可につき) 田中村浄福寺伝右衛門/(奥印)名主伝十郎・組頭喜惣太・長百姓要左衛門→御代官所 奥印部分のみ裏打済	文化9年申5月	縦継紙・1通	ひ2-3
(田中村浄福寺境内田方御高地蓮根植付地並びに鎮守金毘羅大門通付許可地絵図) 田中村浄福寺伝右衛門/(奥印)名主伝十郎・組頭喜惣太・長百姓要左衛門→ 裏打済	2月4日	鋪(350×470)・1点	ひ2-4

20 松代庁／財方／産物会所運営資金金策 計政局

(横浜にて引換金札一件関係書状一括) 紙縫一括 (紙縫) ひ6・2・3を一括		8点	ひ6
[金札3千両添状](封筒) 堤東京橋三(橘町三丁目 大黒屋)→信州仙石村大谷幸蔵様		紙縫・1点	ひ6-1
大黒屋駒吉書状(横浜にて亀善よりの3千両拝 借金送付等につき) 大黒屋駒吉→御主人様	6月26日	封筒・1点	ひ6-2-1
[無事大専用](封筒) (大谷)三作→大谷幸蔵様		横切継紙・1通	ひ6-2-2
大谷三作書状(横浜にて亀善より3千両借用金 送付等につき) (大谷)三作→丸山竹阮様・大谷幸 蔵様	6月25日	封筒・1点	ひ6-3-1
[御用答](封筒) 酒井市治→丸山竹阮様		横切継紙・1通	ひ6-3-2
酒井市治書状(蚕種紙仕入・引換金札一件につ き) (酒井)市治→丸山竹阮様	6月25日	封筒・1点	ひ6-4-1
(大谷三作書状綴)		横切継紙・1通	ひ6-4-2
大谷三作願書(横浜便報告並びに2千両拝借内 願につき) (大谷)三作→酒井市治様 端裏書「御 内々御願状」	6月13日	4点	ひ7
大谷三作申上書[乍恐以書面奉申上候](預り銭 258貫送付につき) (大谷)三作→酒井市治様 端裏書「銭添」	6月21日	横切継紙・1通	ひ7-1
大谷三作書状(横浜便なきにつき) (大谷)三作 →酒井市治様	(6月)20日	横切紙・1通	ひ7-2
大谷三作書状[乍恐以書面奉申上候](時借金千 両返済につき) (大谷)三作→酒井市治様	6月17日	横切紙・1通	ひ7-3
某書状(端裏書)[蘭五返金一条](返金のため生糸 5千両にて出荷願等につき) 一部下部破損、裏打 済	8月26日	横切紙・1通	ひ7-4
某伺書[羽尾村幸蔵へ御下ケ金伺之事](大谷幸蔵 蚕種仕入費不足のため御下ケ金借用の旨嘆願 につき) 破損甚大	10月19日	横切継紙・1通	ひ8
菊兵衛申上書(端裏書)[申上](為替金千両受取方 等につき) 菊兵衛→-	7月	横切紙・1通	ひ9
出納掛申上書(端裏書)[大谷幸蔵金札拝借之義二 付申上](上田半長瀬村への蚕種紙金商社為替 手形にては支障につき) 出納掛→- 破損大	5月	横切紙・1通	ひ10
宮嶋嘉織書状(為替金の受取方等につき) (宮嶋) 嘉織→(草間)一路様・(佐藤)為之進様 破損大、裏打済	7月16日	横切継紙・1通	ひ11
			ひ12

[御用](包紙) 牧野良平→草間一路様 ひ13-2の包紙	7月1日認	包紙・1点	ひ13-1
牧野良平書状(榊木宿にて大谷幸蔵と面会並びに金子用立の旨聴取につき) (牧野)良平→(草間)一路様	7月1日	横切継紙・1通	ひ13-2
出納掛申上書(端裏書)[大谷幸蔵生系代拝借上納方之儀ニ付申上](7千両取立の件上納金わずか等のため本人より取立の旨につき) 出納掛→ - 破損大、裏打済	4月	横切継紙・1通	ひ14
羽尾村仙石組大谷幸蔵願書[乍恐書取ヲ以申上候](相場問合せ・相場間のため鉛納入延引の件執成願につき) 羽尾村仙石組大谷幸蔵→酒井市治様・水野清右衛門様 虫損あり	(慶応4年)7月	豎半・1冊	ひ15

21 松代庁／財方／施策遂行費・旅費中内借 計政局

(内借証文綴 明治2年11月～明治3年6月)		19点	ひ246
石倉謙之進内借証文[覚](真綿買上代並びに目録附金として5両1分2朱受取につき) 石倉謙之進・綿貫謙蔵→岸善八殿	明治2年巳11月	堅切紙・1通	ひ246-1
寺内多宮内借証文[覚](京都表の飛脚手当並びに路銭として18両受取につき) 寺内多宮→岸善八殿	明治2年巳11月	堅紙・1通	ひ246-2
石倉謙之進内借証文[覚](御備御用にて5両3分受取につき) 石倉謙之進→岸善八殿	(明治2年)巳11月21日	横切紙・1通	ひ246-3
石倉謙之進中借証文[覚](目録御用にて3両3分受取につき) 石倉謙之進→岸善八殿	(明治2年)巳11月22日	横切紙・1通	ひ246-4
小崎貫兵衛内借証文[覚](西越角場普請に関して22両受取につき) 小崎貫兵衛→岡野敬一郎殿・岸善八殿	(明治2年)巳11月	横切紙・1通	ひ246-5
佐藤伊与之進内借証文[覚](新道普請に関して20両受取につき) 佐藤伊与之進→岡野敬一郎殿・岸善八殿	(明治2年)巳11月	横切紙・1通	ひ246-6
木内中内借証文[覚](御内用金として30両受取につき) 木内中→岸善八殿	(明治2年)巳11月	横切紙・1通	ひ246-7
佐藤伊与之進内借証文[覚](新道普請に関して50両受取につき) 佐藤伊与之進→岸善八殿	(明治2年)巳11月	横切紙・1通	ひ246-8
矢野倉謙一郎内借証文[覚](沓野村造諸物小作地年貢卯辰巳3年分16両3分2朱受取につき) 矢野倉謙一郎→岸善八殿	明治2年巳11月	横切紙・1通	ひ246-9
矢野倉謙一郎内借証文[覚](追通村硝石製入料の内10両受取につき) 矢野倉謙一郎→岡野敬一	明治2年巳11月	横切紙・1通	ひ246-10

21 松代庁／財方／施策遂行費・旅費中内借

郎殿・岸善八殿			
矢野倉謙一郎内借証文[覚](合葉製入料の内10両受取につき) 矢野倉謙一郎→岡野敬一郎殿・岸善八殿	明治2年巳11月	横切継紙・1通	ひ246-11
佐藤伊与之進内借証文[覚](文聡院石碑作製石工請負代金の内25両受取につき) 佐藤伊与之進→岡野敬一郎殿・岸善八殿	明治2年巳11月	横切継紙・1通	ひ246-12
矢野倉謙一郎内借証文[覚](焰硝入桶55半新規出来入料33両3朱受取につき) 矢野倉謙一郎→岸善八殿	(明治2年巳)11月23日	横切継紙・1通	ひ246-13
佐藤伊与之進内借証文[覚](文聡院葬式のための品々買上代金の内50両受取につき) 佐藤伊与之進→岡野敬一郎殿・岸善八殿	(明治2年)巳11月	横切継紙・1通	ひ246-14
佐藤伊与之進内借証文[覚](文聡院名碑作製名工請負代金の内20両受取につき) 佐藤伊与之進→岡野敬一郎殿・岸善八殿	(明治2年)巳11月	横切継紙・1通	ひ246-15
宮島嘉織内借証文[覚](飛脚路錢並びに手当金の内20両受取につき) 宮島嘉織→岡野敬一郎殿	明治2年巳12月	縦切紙・1通	ひ246-16
南沢甚之助内借証文[覚](おまさ・およし呉服物その他入料の内150両受取につき) 南沢甚之助→岡野敬一郎殿・岸善八殿	明治2年巳12月	縦継紙・1通	ひ246-17
草間一路内借証文[覚](藩用の上東京拜命のための品々入用100両受取につき) 草間一路→岸善八殿	明治3年午6月15日	縦継紙・1通	ひ246-18
小崎貫兵衛内借証文[覚](新道普請請負賃金の内50両受取につき) 小崎貫兵衛→岡野敬一郎殿・岸善八殿	(明治2年)巳12月朔日	横切継紙・1通	ひ246-19
関田荘助内借証文[覚](大坂表産物内用向品々入料200両内借につき) 関田荘助→野中喜左衛門殿・坂本齊助殿・丸山龍蔵殿他2名	明治2年巳6月	縦紙・1通	ひ113
鈴木復一郎内借証文[覚](越州水原県へ出張囲金才覚金より150両内借につき) 鈴木復一郎→岡野敬一郎殿・岸善八殿 端裏書「明治二巳年十一月廿五日水原県へ出張ニ付 鈴木復一郎」	明治2年巳11月	縦紙・1通	ひ114
長谷川平次郎内借証文[証](出東のところ物価高騰にて出費のため50両内借につき) 長谷川平次郎→柘植彦六殿	(明治2年)巳12月	縦紙・1通	ひ115
宮入伝治内借証文[覚](中沢村等4ヶ村組合千曲川除御普請御入金につき) 宮入伝治→酒井市治殿・水野清右衛門殿	(明治3年)午5月	横切紙・1通	ひ252-9
八田五十司金銭受取証文[覚](牟礼宿関門入用96両につき) 八田五十司→酒井市治殿・水野清右衛門殿 端裏朱書「牟礼関門 八田五十司」	明治3年午5月19日	横切紙・1通	ひ252-10
近藤権内中借証文[覚](巳8月～12月中大病院入料15両につき) 近藤権内→佐川又八郎殿・水井市治	明治3年午7月	縦紙・1通	ひ253

殿・谷口大角殿他2名			
上田県管下小牧村願人手塚平十郎他一名願書(目岡善平出役中急場才覚金御下ケ中斷のため当惑のため手札150両内借願) 上田県管下小牧村願人手塚平十郎・当(松代県)御管下新地村山崎文太俣山崎善之助→松代県御役所	明治4年未12月29日	豎半・1冊	ひ117
(富永新平中借証文綴 明治4年11月26日) 紙縫で括る		2点	ひ265
(紙縫) ひ265を括る、下ケ札「未十一月分中借証文」付		1点	ひ265-1
富永新平中借証文[覚](長野縣へ打合せ諸官員出張の旅費30両につき) 富永新平→中島渡治殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未11月26日	豎紙・1通	ひ265-2
富永新平中借証文[覚](佐久郡野沢宿へ飛脚の者道中出張旅費2両2分につき) 富永新平→中島渡治殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未11月26日	豎紙・1通	ひ265-3
(中借証文綴 元治元年8月～12月)		62点	ひ269
(紙縫) ひ269一括、下ケ札「未九月分中借証文」付		紙縫・1点	ひ269-1
荒井伴之助中借証文[覚](8月25日出東京詰兵隊服替荷物他諸入用2両中借につき) 荒井伴之助→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月朔日	豎紙・1通	ひ269-2-1
成本治左衛門中借証文[覚](8月25日出東京詰兵隊服替荷物他諸入用2両中借につき) 成本治左衛門→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月2日	豎紙・1通	ひ269-2-2
春山喜平次中借証文[覚](去冬献上の初代金300両下ケ金代金の内へ中借につき) 春山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月	豎紙・1通	ひ269-2-3
宮沢善治中借証文[覚](東京・横浜表において1万5千両借入金の内御用達へ返済金の内へ5千両中借につき) 宮沢善治→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月	豎紙・1通	ひ269-2-4
富永新平中借証文[覚](須坂六川長野県へ全国錢札代幣送付分の内へ296両余中借につき) 富永新平→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月	豎紙・1通	ひ269-2-5
田沢廉助中借証文[覚](井守太郎在東京中国元の月給7両2分につき) 田沢廉助→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月3日	豎紙・1通	ひ269-2-6
田沢連助他二名中借証文[覚](西村重郎去年正月～10月月給7両中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門・春山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月3日	豎紙・1通	ひ269-2-7
田沢連助他二名中借証文[覚](去冬献上初米下ケ金350両中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門・春山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太	明治4年未9月3日	豎紙・1通	ひ269-2-8

21 松代庁／財方／施策遂行費・旅費中内借

郎殿			
田沢廉助他二名中借証文[覚](小林大二郎正月～3月月給4両2分につき) 田沢廉助・入弥左衛門・春山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月2日	縦紙・1通	ひ269-2-9
半田亀作他一名中借証文[覚](佐久間恪次郎在東京中拝借金山田秋巒10両拝借につき) 半田亀作→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月3日	縦紙・1通	ひ269-2-10
玉井浅之進中借証文[覚](去午年11月～当未2月中御馬時料品々入料111両余中借につき) 玉井浅之進→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年辛未9月5日	縦紙・1通	ひ269-2-11
矢野唯見中借証文[覚](犀口下堰水門建替等入料50両につき) 矢野唯見→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月5日	縦紙・1通	ひ269-2-12
矢野唯見中借証文[覚](相野島村千曲川川除御普請入用50両中借につき) 矢野唯見→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月	縦紙・1通	ひ269-2-13
田沢廉助他二名中借証文[覚](献上初御下ヶ代金の内390両中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門・野本力太郎→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月5日	縦紙・1通	ひ269-2-14
矢野唯見中借証文[覚](普請方入料材木小網・西条両御林角取柚代金12両中借につき) 矢野唯見→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月7日	縦紙・1通	ひ269-2-15
飯島与作中借証文[覚](雨宮山王・白鳥大明神県祭の節両社初穂代金1両中借につき) 飯島与作→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年辛未9月7日	縦紙・1通	ひ269-2-16
飯島与作中借証文[覚](12月中品々入料50両中借につき) 飯島与作→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	(明治4年)未9月7日	縦紙・1通	ひ269-2-17
宮入半之丞中借証文[覚](12月中用度方御入料中100両中借につき) 宮入半之丞→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月7日	縦紙・1通	ひ269-2-18
宮入半之丞中借証文[覚](去年12月中御台所臨時入料100両中借につき) 宮入半之丞→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月7日	縦紙・1通	ひ269-2-19
富永新平中借証文[覚](新地村山崎善之助手寄をもって上田管下より借入金利足3ヶ月分94両余中借につき) 富永新平→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月8日	縦紙・1通	ひ269-2-20
田沢廉助他二名中借証文[覚](上々様方9月分月割の内206両中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門・野本力太郎→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月9日	縦紙・1通	ひ269-2-21
田沢廉助他二名中借証文[覚](須坂・六川両藩	明治4年未9月11日	縦紙・1通	ひ269-2-22

へ内用拜命のため進物代等2両3分につき) 田沢廉助・入弥左衛門・春山喜平次→中島渡浪殿・徳 嵩広馬殿・野本力太郎殿			
田沢廉助他二名中借証文[覚](貞松院様・真昭 院様午年賄料200両中借につき) 田沢廉助・入 弥左衛門・春山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野 本力太郎殿	明治4年未9月11日	縦紙・1通	ひ269-2-23
宮入半之丞他一名中借証文[覚](8月25日出東 京詰兵隊服替荷物他諸入用24両中借につき) 宮入半之丞・阪西広見→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野 本力太郎殿	明治4年未9月11日	縦紙・1通	ひ269-2-24
富永新平中借証文[覚](横浜にて借入金返済送 金為替糸荷代料商人共下ケ金小野善四郎へ 送付分6千両中借につき) 富永新平→中島渡浪 殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月11日	縦紙・1通	ひ269-2-25
堀田荘作中借証文[覚](北山藤三郎親類拝借金 20両中借につき) 堀田荘作→中島渡浪殿・徳嵩 広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月2日	縦紙・1通	ひ269-2-26
菅沼柳三中借証文[覚](ミニール銃入料73匁に つき) 菅沼柳三→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力 太郎殿	明治4年未9月13日	縦紙・1通	ひ269-2-27
田沢廉助他二名中借証文[覚](堀井泉蔵在東京 中国元の月給11両中借につき) 田沢廉助・入 弥左衛門・春山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野 本力太郎殿	明治4年未9月17日	縦紙・1通	ひ269-2-28
田沢廉助他二名中借証文[覚](足軽佐藤弥兵衛 他7人小銃等取扱いの節手当金4両中借につ き) 田沢廉助・入弥左衛門・春山喜平次→中島渡浪 殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月17日	縦紙・1通	ひ269-2-29
田沢廉助他二名中借証文[覚](御召馬飼料8月 分家禄の内より5両中借につき) 田沢廉助・入 弥左衛門・春山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野 本力太郎殿	明治4年未9月17日	縦紙・1通	ひ269-2-30
田沢廉助他二名中借証文[覚](賢察方加役・司 金泊助勤務手当31両余中借につき) 田沢廉 助・入弥左衛門・春山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬 殿・野本力太郎殿	明治4年未9月17日	縦紙・1通	ひ269-2-31
田沢廉助他二名中借証文[覚](正月～3月分議 員手当金160両余中借につき) 田沢廉助・入弥 左衛門・春山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本 力太郎殿	明治4年未9月17日	縦紙・1通	ひ269-2-32
宮入半之丞中借証文[覚](午年中御用紙買上代 70両余中借につき) 宮入半之丞→中島渡浪殿・ 徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年辛未9月17日	縦紙・1通	ひ269-2-33
入弥左衛門中借証文[覚](帰京の供向品々手当 金267両余中借につき) 入弥左衛門→中島渡浪	明治4年未9月18日	縦紙・1通	ひ269-2-34

21 松代庁／財方／施策遂行費・旅費中内借

殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿			
菅沼柳三中借証文[覚](膳塗・官入イボ等入料10両2分中借につき) 菅沼柳三→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月19日	縦紙・1通	ひ269-2-35
田沢廉助他二名中借証文[覚](真田幸民御召馬9月分飼料6両中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門・春山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月19日	縦紙・1通	ひ269-2-36
田沢廉助他二名中借証文[覚](轟文助上東京詰初代85両余中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門・春山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月19日	縦紙・1通	ひ269-2-37
荒井伴之助中借証文[覚](監督方御用物東京表へ送付駄賃1両1分につき) 荒井伴之助→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月19日	縦紙・1通	ひ269-2-38
矢野唯見中借証文[覚](四ツ屋・丹波島村等犀川川除普請入用200両中借につき) 矢野唯見→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月19日	縦紙・1通	ひ269-2-39
田沢廉助他二名中借証文[覚](大熊薫在東京中職録40両中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門・春山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月19日	縦紙・1通	ひ269-2-40
田沢廉助他二名中借証文[覚](真田幸民帰城のため引当金のうち家禄代737両余中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門・春山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月19日	縦紙・1通	ひ269-2-41
青山喜平次中借証文[覚](真田幸民荷物賃金を家禄のうちより476貫余余につき) 青山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月20日	縦紙・1通	ひ269-2-42
河原理助中借証文[覚](御用金20両余中借につき) 河原理助→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月20日	横切紙・1通	ひ269-2-43
半田亀作他一名中借証文[覚](久保三郎上在京のため拝借金20両中借につき) 半田亀作・堀田莊作→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月23日	縦紙・1通	ひ269-2-44
春日栄作中借証文[覚](村々焼失並びに居宅潰人別手当金24両2分中借につき) 春日栄作→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月24日	縦紙・1通	ひ269-2-45
田沢廉助他二名中借証文[覚](山崎藤太弾薬製造手当金3両2分中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門・春山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月25日	縦紙・1通	ひ269-2-46
田沢廉助他二名中借証文[覚](舞鶴山祭礼入料26両2分余中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門・春山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月25日	縦紙・1通	ひ269-2-47
田沢廉助他一名中借証文[覚](真田幸民御召馬	明治4年未9月27日	縦紙・1通	ひ269-2-48

鉄沓代等家禄の内より1両余中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿			
田沢廉助他一名中借証文[覚](久保三郎上東京のため手当金39両余中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月27日	縦紙・1通	ひ269-2-49
田沢廉助他一名中借証文[覚](真田幸民御跡荷道中人足賃銭57両中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月27日	縦紙・1通	ひ269-2-50
竹内多吉中借証文[覚](居宅潰並びに住居除の者手当金3両2分中借につき) 竹内多吉→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月28日	縦紙・1通	ひ269-2-51
田沢廉助他一名中借証文[覚](真田幸民帰京のため供の者宿・弁当代等1両余中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月28日	縦紙・1通	ひ269-2-52
宮入半之丞中借証文[覚](弾正台・諸官員滞留中入料230両中借につき) 宮入半之丞→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月28日	縦紙・1通	ひ269-2-53
宮入半之丞中借証文[覚](用度方入料の内50両中借につき) 宮入半之丞→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月28日	縦紙・1通	ひ269-2-54
宮入半之丞中借証文[覚](台所入料47両余中借につき) 宮入半之丞→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月28日	縦紙・1通	ひ269-2-55
某中借証文[覚](旧冬藩中より献上金の内半金下賜金3千100両余中借につき) 中島渡浪・徳嵩広馬・野本力太郎→	明治4年未9月29日	縦紙・1通	ひ269-2-56
前島有年中借証文[覚](在京都品々入料313両余中借につき) 前島有年→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月晦日	縦紙・1通	ひ269-2-57
田沢廉助他一名中借証文[覚](前島有年・玉井浅之進上京手当金等187両中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月晦日	縦紙・1通	ひ269-2-58
田沢廉助他二名中借証文[覚](職禄1千659両余中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門・春山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月晦日	縦紙・1通	ひ269-2-59
宮入半之丞中借証文[覚](白袖3疋買上代15両中借につき) 宮入半之丞・阪西広見→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年辛未9月30日	縦紙・1通	ひ269-2-60
富永新平中借証文[覚](高嶋県へ全国銭札代幣運送代金400両中借につき) 富永新平→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未9月晦日	縦紙・1通	ひ269-2-61
(中借証文綴 明治4年10月～11月) 紙縫で上巻		5点	ひ270

21 松代庁／財方／施策遂行費・旅費中内借

(札付紙繕) 札上書「未十月分中借証文」		紙繕・1点	ひ270-1
矢野唯見中借証文[覚](逃亡出役入料官札5両中借につき) 矢野唯見→中島渡浪殿・徳高広馬殿・野本力太郎殿 金額右上「新」	明治4年辛未11月7日	縦紙・1通	ひ270-2-1
田沢廉助他二名中借証文[覚](学政・兵政・元議員4月分職禄526両余中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門・春山喜平次→中島渡浪殿・徳高広馬殿・野本力太郎殿 金額右上「古」	明治4年未10月7日	縦紙・1通	ひ270-2-2
矢野唯見中借証文[覚](飯山管下上今井村千曲川堀川一件の節土木手1人出役賄料10両中借につき) 矢野唯見→中島渡浪殿・徳高広馬殿・野本力太郎殿 金額右上「新」	明治4年未10月	縦紙・1通	ひ270-2-3
富永新平中借証文[覚](借入金の件で水野清右衛門出雲崎出張の旅費等25両中借につき) 富永新平→中島渡浪殿・徳高広馬殿・野本力太郎殿 金額右上「古」	明治4年未10月28日	縦紙・1通	ひ270-2-4
(中借証文等級 明治5年正月～3月)		10点	ひ254
河原理助中借証文[覚](内用金5両につき) 河原理助→中島渡浪殿・徳高広馬殿・野本力太郎殿 虫損あり	(明治5年)壬申正月20日	横切紙・1通	ひ254-1
岸田総雄他三名中借証文[覚](御賞典目録480両につき) 岸田総雄・田沢廉助・入弥右衛門他1名→中島渡浪殿・徳高広馬殿・野本力太郎殿 虫損あり	明治5年申正月25日	縦紙・1通	ひ254-2
倉田三之丞中借証文[記](国役御普請入料大蔵省より御下ケ金737両3分のうち50両につき) 倉田三之丞→中島渡浪殿・徳高広馬殿・野本力太郎殿 虫損あり	明治5年壬申正月	縦紙・1通	ひ254-3
田沢廉助他一名中借証文[覚](家禄の内163両余につき) 田沢廉助・春山喜平次→中島渡浪殿・徳高広馬殿・野本力太郎殿 虫損あり	明治5年申2月21日	縦紙・1通	ひ254-4
三井芳治中借証文[覚](林権大丞殿他中町出張入料435両余につき) 三井芳治／(奥書)矢野唯見→中島渡浪殿・徳高広馬殿・野本力太郎殿 虫損あり	明治5年申2月23日	縦紙・1通	ひ254-5
田中増治中借証文[覚](明治4年舞鶴山御社入用金の内21両余につき) 田中増治→中島渡浪殿・徳高広馬殿・野本力太郎殿 虫損あり	明治5年申3月	縦紙・1通	ひ254-6
岸田総雄他一名中借証文[覚](養老典扶持代868両余につき) 岸田総雄・春山喜平次→中島渡浪殿・徳高広馬殿・野本力太郎殿 虫損あり	明治5年壬申2月28日	縦紙・1通	ひ254-7
岸田総雄他一名中借証文[覚](養老典扶持代692両2分余につき) 岸田総雄・春山喜平次→中島渡浪殿・徳高広馬殿・野本力太郎殿 虫損あり	明治5年壬申2月28日	縦紙・1通	ひ254-8
岸田総雄他一名中借証文[覚](養老典扶持代119両余につき) 岸田総雄・春山喜平次→中島渡	明治5年壬申2月28日	縦紙・1通	ひ254-9

浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿 虫損あり			
岸田総雄他一名中借証文[覚](養老典扶持代414両2分につき) 岸田総雄・春山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿 虫損あり	明治5年壬申2月28日	縦紙・1通	ひ254-10
宮原有三畏他一名中借証文[覚](囚人7人護送のなわ・取り付添の旅費10両余につき) 宮原有三畏→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿 虫損あり	(明治5年)申3月8日	横切紙・1通	ひ254-11
春日栄作中借証文[覚](御用のため2両につき) 春日栄作/(奥書)齊藤[]→齊藤善蔵殿・水井市治殿・佐藤伊与之進殿 欠損大、裏打済	万延2年酉3月	縦紙・1通	ひ255
(中借金関係書類綴 明治3年6月) 貼込一括		2点	ひ256
用度司伺書(端裏書)[御下金之義](三等へ下ケ金願につき) 用度司→	(明治3年)6月14日	切紙・1通	ひ256-1
相沢龍太郎中借証文[覚](斜子1疋買上代金1分につき) 相沢龍太郎→佐川又八郎殿・水井市治殿・谷口大角殿他2名	明治3年午6月	縦紙・1通	ひ256-2
相沢龍太郎中借証文[覚](7月から9月まで書記筆墨代24両中借につき) 相沢龍太郎→中島渡浪殿・池田富之進殿・徳嵩広馬殿他1名	明治3年午10月	縦紙・1通	ひ257

22 松代庁／在方／財方所管金より資金内借 計政局

(借用証文一括 明治3年12月) 紙綴一括、裏打済		4点	ひ180
富岡良左衛門別段拝借証文(焼亡のため才覚金30両受取につき) 富岡良左衛門・代判青山喜平次→水野清右衛門殿・片岡善平殿・駒村佐十郎殿	明治3年午12月	横切紙・1通	ひ180-1
青山喜平次別段拝借証文(村々上納金支障並びに才覚金返却困難のため別段才覚金200両支給・受取につき) 青山喜平次→水野清右衛門殿・片岡善平殿・駒村佐十郎殿	明治3年午12月	横切紙・1通	ひ180-2
春日栄吉別段拝借証文[覚](村方上納金支障並びに才覚金返却困難のため別段才覚金60両支給・受取につき) 春日栄吉→水野清右衛門殿・片岡善平殿・駒村佐十郎殿	明治3年午12月26日	横切紙・1通	ひ180-3
声極恒太郎内借証文(才覚金の内100両内借金受取につき) 声極恒太郎→水野清右衛門殿・駒村佐十郎殿	(明治3年)庚午12月24日	横切紙・1通	ひ180-4
某用状[覚](借入金元利取調書) 181-1・2は巻込一括		横切紙・1通	ひ181-1
東江部村山田庄左衛門金銭受取証文[覚](御用達金受取につき) 東江部村山田庄左衛門→松代	慶応3年卯12月	横切紙・1通	ひ181-2

2.2 松代庁／在方／財方所管金より資金内借

藩御勘定所 181-1・2は巻込一括			
御金掛内々伺書(端裏書)[御用達金を替金等御下ケ金之義ニ付伺](生糸繭出荷の引当金差し支えにつき) 御金掛→-	5月	横切継紙・1通	ひ182
某用状(端裏書)[辰暮江戸御借入利足調] 端裏書「坂本より申来ル」		切紙・1通	ひ183-1
某用状(端裏書)[辰暮江府御利足之分]		横切紙・1通	ひ183-2
[覚](御用達金下ケ渡支障のため貸付金100両受取につき) 増洋儀介→水野清右衛門殿・月岡谷平殿・駒村佐十郎殿	(明治3年)庚午12月16日	横切継紙・1通	ひ184
出納掛申上書(端裏書)[上生坂村平林文五右衛門より御借入金之儀ニ付申上](煙草仕入元株消失等のため至急借入金返済につき) 出納掛→-	12月	横切継紙・1通	ひ185
岡野敬一郎金銭受取証文[覚](差掛り入用のため金札500両受取につき) 岡野敬一郎→-	5月1日	横切紙・1通	ひ186
(借入金関係書類一括)		4点	ひ187
(紙繕)		紙繕・1点	ひ187-1
某用状(端裏書)[鈴木仙三郎より御借入金元利等取調](月割分利足等につき) 下ケ札脱		横切継紙・1通	ひ187-2
鈴木文之助願書[覚](元利金の新規証文作成願につき) 鈴木文之助→御掛御役人衆中様 下ケ札あり、端裏書あり	辰3月	横切継紙・1通	ひ187-3
嘉右衛門用状(仙之助実家の経済状態等につき) 嘉右衛門→(草間)一路様・(佐藤)為之進様	6月13日	横切継紙・1通	ひ187-4
歳寄他一名申上書[口上覚](臨時借入金下渡し願につき) 歳寄・検断→- 裏打済	5月	横切紙・1通	ひ188
出納掛申上書(端裏書)[矢代村安兵衛え利金御下ケ金之儀ニ付申上](上納金納入につき) 出納掛→-	7月	横切継紙・1通	ひ189
出納掛申上書(端裏書)[越後田端村熊木貞左衛門え御返済金之義申上](純金にて千両返済願等につき) 出納掛→- 後欠、裏打済	11月29日	横切継紙・1通	ひ190
某申上書(議員中借入金調査未提出ありのため沙汰願につき)	2月8日	横切紙・1通	ひ191
(御下ケ金関係書類一括) 紙繕一括		6点	ひ192
(紙繕)		紙繕・1点	ひ192-1
出納掛伺書(端裏書)[中込村小林伝治郎等え利足御下ケ之義申上](元金据置きにて利足下渡しにつき) 出納掛→-	2月19日	横切継紙・1通	ひ192-2
岡野敬一郎内々申上(新規借入先探索につき)(岡野)敬一郎→(富永)新平様	3月23日	横切継紙・1通	ひ192-3
岡野敬一郎用状(腰痛のため見合願につき)	18日	切紙・1通	ひ192-4

(岡野)敬一郎→(富永)新平様 端裏書「検分献金中取周之当」			
某用状(元利共拝借初勘定書)		横切紙・1通	ひ192-5
某用状(上平村御林至急才覚金千両関係者名面書)		切紙・1通	ひ192-6
何町誰印願書雛形[乍恐以書付奉願上候](御用達金返御製造手形にて返済願につき) 何町誰印→御勘定所御月御掛御役所 端裏書「御山紙堅書ニ認」	明治2年巳9月	横切継紙・1通	ひ193
某願書(借入金7千610両返済延引の件預所へ取計願につき)		横切継紙・1通	ひ194
土屋直吉他一名願書(酒造業者4名酒造詰込入用多く借入金返済等支障のため借入金月割金の内より御下ケ金取成し願につき) 土屋直吉・弓井甚二郎→水野清右衛門様・月岡善平様	(明治3年)閏10月20日	横切継紙・1通	ひ195
柳沢一郎書状(才覚金延期並びに下ケ金願執成しの件面会了承につき) 柳沢一郎→酒井市治様・半田亀作様	6月8日	横切紙・1通	ひ196
宮沢善治内々歎願書(端裏書)[御内々奉歎願候](御用達金下げ渡し成り難きため時借願につき) 宮沢善治→ -	12月9日	横切継紙・1通	ひ197
久保田新兵衛書状(返金下ケ金願につき) 久保田新兵衛→酒井市治様・水野清右衛門様・鈴木富治様	11月27日	横切継紙・1通	ひ198
出納掛伺書并計政副主事貼紙(端裏書)[田町伊藤源太夫え利足御下ケ等之儀伺](利金・扶持代102両余につき) 出納掛→(計政局)出納掛 卷上貼紙2枚	4月29日	横切継紙・1通	ひ199
計政副主事伺書(端裏書)[柏原宿中村兵左衛門御用達金御下金義伺] 計政副主事→ -		横切継紙・1通	ひ200
酒井市治用状[覚](預所借入金等4件回送願につき) 酒井(市治)→水野(清右衛門)様	7月11日	横切継紙・1通	ひ201
出納掛申上書(端裏書)[須坂町田中新十郎え御返済金之儀申上](勿金48両金札に換金願につき) 出納掛→ -	11月4日	横切紙・1通	ひ202
某用状[覚](五分利附並びに村方より借入等取調につき)		横切継紙・1通	ひ203
市政副主事申上書(端裏書)[紺屋町飯嶋新兵衛等御下金願之儀申上](蘭仕入代金支障のため下ケ金支給願につき) 市政副主事→ -	5月24日	横切紙・1通	ひ204
前島有年内密申上書[御内密申上](金200両御用達金下渡し願につき) 前島有年→ -		横切紙・1通	ひ205
計監申上書(端裏書)[民事方御中借之儀ニ付申上](御定人足賃中借了承願につき) 計監→ -	5月	横切継紙・1通	ひ206
[覚](御用達金等勘定書)		横切継紙・1通	ひ207

23 松代庁／財方／善光寺より借入金

小田切為之助他二名申上書(才覚金下ケ金の件につき) 小田切為之助・牧新七・小田切禄三郎→野中喜左衛門様・酒井市治様・水野清左衛門様		横切継紙・1通	ひ208
計政副主事申上書(端裏書)[紺屋町飯嶋新兵衛等御下ケ金願之儀ニ付申上](御用達金の下渡の申請了解願につき) 計政副主事→-	5月	横切紙・1通	ひ209
柳遊亀尾伺書(端裏書)[去々辰三月中御借入金之儀伺](司金局への預け金引き戻し中借・上納残金を本上納の旨達願につき) 柳遊亀尾→-	10月	横切継紙・1通	ひ210
計政副主事伺書(端裏書)[御借入金之義ニ付伺](保字小判封金を引当として太政官札借入につき) 計政副主事→- 下ケ札2点あり、うち1点剥離		横切継紙・1通	ひ211
三井一郎左衛門他一名申上書(臨時才覚金御下ケ願につき) 三井一郎左衛門・七尾直吉→水野清右衛門様	7月	横切継紙・1通	ひ212
田沢廉助他一名内々願書(原家権右衛門へ下ケ金願につき) 田沢廉助・鈴木富治→-	4月	横切継紙・1通	ひ213
高田幾太他一名才覚金受取証文写[覚](原権右衛門内用のため才覚金100両と150両受取証文二通分写) 高田幾太・竹村金吾→田沢廉助殿 下ケ札付、ひ213の関連文書	(安政6年末11月)	横切継紙・1通	ひ214
善治用状(端裏書)[五分御借入取り□利足渡帳引渡ニ付差引書](伊藤一学才覚金返済取計願につき) (宮沢)善治→(半田)亀作様	(明治2年)巳11月25日	横切継紙・1通	ひ215
市政副主事申上書[新馬喰町喜四郎等御下ケ金願之義申上](商売等差支えのため御用達御下ケ金願につき) 市政副主事→- 下ケ札付、端裏書「北沢冠岳」	6月3日	横切継紙・1通	ひ221

23 松代庁／財方／善光寺より借入金 計政局

某用状[覚](借入金利足勘定書) 袖破損	(明治3年)	横切継紙・1通	ひ217
某用状(端裏書)[御見合](借入金利足差引勘定書)		横切継紙・1通	ひ218
(善光寺借入金一件書類一括) 紙縫一括		3点	ひ219
(紙縫)		1点	ひ219-1
計政副主事申上書[申上](善光寺より借入金 of 利足返済依頼につき) 計政副主事→-	12月(25日)	横切紙・1通	ひ219-2
某用状(元利金1千29両差引勘定書)		切紙・1通	ひ219-3

24 松代庁／財方／町方御用達金・全国通用錢札引替 計政局

計政副主事申上書(端裏書)[伊勢町名左衛門御用達金之儀ニ付申上](御用達金御下げの件再嘆願につき) 計政副主事→ -	12月(25日出)	横切継紙・1通	ひ224
某伺書(端裏書)[重左衛門え御返金事](借入金返済難渋にて御用差仕のため返済金の内元金・利金御用達金より下げ渡し願につき)	12月	横切継紙・1通	ひ225
出納懸申上書(端裏書)[須坂出入牧新七より御借入之儀ニ付申上](生糸購入金差支えのため借入金の内1両返済の件考慮願につき) 出納懸→ - 裏打済	12月	横切継紙・1通	ひ226
(全国通用錢札引替関係書類綴)		2点	ひ227
出納懸申上書(端裏書)[諸向御払才覚金御返済等之儀ニ付申上](全国通用錢札に引替の上支払につき) 出納懸→ - 裏打済	12月(7日)	横切継紙・1通	ひ227-1
計政副主事用状(諸向才覚支配全国通用錢札引替金4千500両のみにつき) 計政副主事→ -		横切紙・1通	ひ227-2
出納掛申上書(端裏書)[御用達金御返済義御尋ニ付申上](円右衛門御用金1千両調達のため御用達金返済につき) 出納掛→ - 虫損大	12月11日	横切継紙・1通	ひ228
(御料所打沢村友左衛門御用達金支給関係書類綴)		2点	ひ229
御借入金掛申上書并計監答書貼紙(端裏書)[御料所打沢村友左衛門御用達金御下ケ金之儀ニ付申上](家内物入りにて難渋のため御用達金御下げ願につき並びに異存なき旨) 御借入金掛→ -	12月	横切継紙・1通	ひ229-1
坂本齊助願書(端裏書)[口上認取](御料所打沢村友左衛家内物入りにて難渋のため御用達金御下げ願につき) 坂本齊助→御掛中様	12月25日	横切継紙・1通	ひ229-2
出納掛申上書(端裏書)[青柳増太郎御下ケ金之儀ニ付申上](亡父病氣療養の上死去にて入増難渋のため借入金御下げ願につき) 出納掛→ -	12月	横切継紙・1通	ひ230

25 元松代庁／政務／施策遂行費・旅費中借

元計政局

(中借証文綴 明治4年10月～明治6年11月)		183点	ひ271
中沢義市中借証文[覚](土木手3人諸御林へ出)	明治5年申6月	堅紙・1通	ひ271-1

25 元松代庁／政務／施策遂行費・旅費中借

役の賄料7両中借につき) 中沢義市→佐藤伊与之進殿			
岸田総雄他一名中借証文[覚](御賞典500両中借につき) 岸田総雄・入弥左衛門→佐藤伊与之進殿	明治5年壬申4月	縦紙・1通	ひ271-2
岸田総雄他三名中借証文[覚](養老典扶持代350両中借につき) 岸田総雄・田沢広助・入弥左衛門他1名→佐藤伊与之進殿	明治5年壬申4月	縦紙・1通	ひ271-3
岸田総雄他一名中借証文[覚](明治4年12月分御賞典355両中借につき) 岸田総雄・入弥左衛門他1名→佐藤伊与之進殿	明治5年壬申4月	縦紙・1通	ひ271-4
馬場広人中借証文[覚](履歴書作成者への手当金6両2分中借につき) 馬場広人→佐藤伊与之進殿	明治5年申6月	縦紙・1通	ひ271-5
竹内藤右衛門中借証文[覚](長野県出張所への用状運搬人賃銭960匁中借につき) 竹内藤右衛門→佐藤伊与之進殿	明治5年壬申4月	縦紙・1通	ひ271-6
岸田総雄他一名中借証文[覚](明治4年12月分賞典424両中借につき) 岸田総雄・入弥左衛門→佐藤伊与之進殿	(明治5年)壬申4月20日	縦紙・1通	ひ271-7
岸田総雄他一名中借証文[覚](明治4年12月分賞典500両中借につき) 岸田総雄・入弥左衛門→佐藤伊与之進殿	明治5年壬申4月	縦紙・1通	ひ271-8
岸田総雄他一名中借証文[覚](明治4年12月分賞典錢150貫文中借につき) 岸田総雄・入弥左衛門→佐藤伊与之進殿	明治5年壬申4月	縦紙・1通	ひ271-9
岸田総雄他一名中借証文[覚](明治4年12月分真田幸民賞典25両中借につき) 岸田総雄・入弥左衛門→佐藤伊与之進殿	明治5年壬申4月	縦紙・1通	ひ271-10
春山喜平次中借証文[覚](明治4年官給25両中借につき) 春山喜平次→佐藤伊与之進殿	明治5年壬申7月	縦紙・1通	ひ271-11
富永新平中借証文[覚](相沢龍太郎年取松本より借入返済金27両中借につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治5年8月	縦紙・1通	ひ271-12
岸田総雄他二名中借証文[覚](明治4年賞典1千141両中借につき) 岸田総雄・入弥左右衛門・入弥左衛門→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿 袖下書「司金口」、帳外れ	明治5年申正月	縦紙・1通	ひ271-13
岸田総雄他二名中借証文[覚](明治4年7月分賞典1千871両中借につき) 岸田総雄・田沢廉助・入弥左衛門他1名→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年末12月	縦紙・1通	ひ271-14
春山喜平次中借証文[覚](明治4年7月分足軽小頭賞典1千280両中借につき) 春山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治5年申正月	縦紙・1通	ひ271-15

矢野唯見中借証文[覚](長野県へ探索捕亡出役3両中借につき) 矢野唯見→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	(明治5年)申正月11日	縦紙・1通	ひ271-16
岸田総雄他二名中借証文[覚](明治4年12月中賞典1千両中借につき) 岸田総雄・入弥左衛門・春山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治5年申2月	縦紙・1通	ひ271-17
中島波之助中借証文[覚](元朱印社寺拜見分廻村昼泊賄料10両中借につき) 中島波之助→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治5年申2月	縦紙・1通	ひ271-18
中沢義市中借証文[覚](犀川除入料銭の足金35両中借につき) 中沢義市→駒村佐十郎殿	(明治5年)壬申3月20日	横切継紙・1通	ひ271-19
宮入半之丞他一名中借証文[覚](明治4年10～12筆墨料59両中借につき) 宮入半之丞・阪西広晃→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治5年壬申2月	縦紙・1通	ひ271-20
倉田三之丞他一名中借証文[覚](明治4年大安寺村等居宅焼失者下ケ金53両2分につき) 倉田三之丞・野中喜左衛門→佐藤伊予之進殿 倉田は御用のため無印	明治5年申5月	縦紙・1通	ひ271-21
倉田三之丞他一名中借証文[覚](瀬脇村居宅焼失の者借入金15両余につき) 倉田三之丞・野中喜左衛門→佐藤伊与之進殿	明治5年申5月	縦紙・1通	ひ271-22
玉井繁之助他一名中借証文[覚](元朱印除地改め廻村の節昼泊賄料12両中借につき) 玉井繁之助・野中直之助→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治5年申2月	縦紙・1通	ひ271-23
富永新平中借証文[覚](一色三郎右衛門手当渡しの分10両中借につき) 富永新平→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	(明治4年)辛未正月17日	縦紙・1通	ひ271-24
富永新平中借証文[覚](養老典200両中借につき) 富永新平→佐藤則通殿 日付あり	明治5年壬申	縦紙・1通	ひ271-25
富永新平中借証文[記](御賞典石代395両中借につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治5年4月	縦紙・1通	ひ271-26
石倉藤右衛門中借証文[記](貞松院賞典30両中借につき) 石倉藤右衛門→佐藤伊与之進殿	明治5年壬申4月9日	縦紙・1通	ひ271-27
岸田総雄他一名中借証文[覚](養老典扶持代金385両中借につき) 岸田総雄・春山喜平次→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治5年壬申3月	縦紙・1通	ひ271-28
半田亀作他一名中借証文[覚](栗木村よりの借入金返済金535両中借につき) 半田亀作・堀田莊作→佐藤伊与之進殿	明治5年申4月	縦紙・1通	ひ271-29
矢野唯見中借証文[覚](犀川普請入料200両中借につき) 矢野唯見→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治4年未12月	縦紙・1通	ひ271-30
半田亀作他一名中借証文[覚](栗林村より借入	明治5年申4月	縦紙・1通	ひ271-31

25 元松代庁／政務／施策遂行費・旅費中借

金返済利足金46両中借につき) 半田亀作・堀田荘作→佐藤伊与之進殿 倉田は御用のため無印			
御牢定番須田藤太郎他一名金銭受取書[記](牢舎入料1貫620文中借につき) 御牢定番東寺尾村須田藤太郎・須田源弥/(奥印)中島有平→松代御役所	明治5年申6月	縦紙・1通	ひ271-32
小山田久米中借証文[覚](明治5年2月殿様渡し金100両中借につき) 小山田久米→富永新平殿	明治5年7月	縦紙・1通	ひ271-33
春山喜平次中借証文[覚](3月・5月分賞典残金700両中借につき) 春山喜平次→佐藤則通殿	明治6年8月	縦紙・1通	ひ271-34
宮入伝治金銭受取証文[記](界紙摺銀23匁余につき) 宮入伝治→上	(明治6年)西9月	切紙・1通	ひ271-35
富永新平中借証文[記](長野県御用出張旅費13両余中借につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治6年5月	縦紙・1通	ひ271-36
富永新平中借証文[記](内川小六他借返済支障のため内貸し下ケ金107両2分につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治6年	縦紙・1通	ひ271-37
富永新平中借証文[記](須田孫六手当金30両矢野唯見に渡す分につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治6年1月	縦紙・1通	ひ271-38
富永新平中借証文[記](当用金の内144両余払下ケにつき) 富永新平→佐藤則通殿	明治6年8日	縦紙・1通	ひ271-39
富永新平他一名用状[記](藩札並びに焼殺古手形藩札に村名等払い分39両2分につき) 富永新平・佐藤則通→-	明治6年11月	縦紙・1通	ひ271-40
富永新平中借証文[覚](元朱印除地改め廻村の節昼泊賄料12両中借につき) 玉井繁之助・野中直之助→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治5年申2月	縦紙・1通	ひ271-41
矢野倉謙兵衛金銭受取証文[記](招魂社寄付賞典金12両余につき) 矢野倉謙兵衛→佐藤則通殿	明治6年11月22日	縦紙・1通	ひ271-42
宮入伝治金銭受取証文[記](御国美濃紙界刷代1分500文につき) 宮入伝治→上	(明治6年)西11	切紙・1通	ひ271-43
富永新平用状[記](元御有金の内4両3分余払入につき) 富永新平・佐藤則通→-	明治6年10	縦紙・1通	ひ271-44
富永新平中借証文[記](蚕種税金上納残の分20両余につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治6年1月	縦紙・1通	ひ271-45
富永新平中借証文[記](会計方臨時調の内別段御手当20両余につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治6年12月	縦紙・1通	ひ271-46
富永新平他一名用状[記](7月～11月入費21両余取計につき) 富永新平・佐藤則通→-	明治6年12月	縦紙・1通	ひ271-47
富永新平中借証文[記](社寺朱印除地引渡調の増手当他25両につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治6年12月	縦紙・1通	ひ271-48

矢野唯見中借証文[記](元穢多孫六へ手当金200両につき) 矢野唯見→-	明治6年11月	縦紙・1通	ひ271-49
田澤廉助他二名中借証文[記](年末賞典400両につき) 田澤廉助・入弥左衛門・春山喜平治→佐藤則通殿	明治6年酉8月	縦紙・1通	ひ271-50
中沢保孝中借証文[記](長国寺賞典残金49円余につき) 中沢保孝→駒村佐十郎殿	(明治6)年癸酉11月	縦紙・1通	ひ271-51
春山喜平治中借証文[証](出張手当残金33両余につき) 春山喜平治→佐藤則通殿	明治5年正月	縦紙・1通	ひ271-52
春山喜平治中借証文[証](招魂社寄付賞典金50両につき) 春山喜平治→佐藤伊与之進殿	明治5年申6月	縦紙・1通	ひ271-53
中沢義市中借証文[覚](最口下堰水門入用211両余につき) 中沢義市→佐藤伊与之進殿	明治5年申4月	縦紙・1通	ひ271-54
中沢義市中借証文[覚](川除入用125両につき) 中沢義市→佐藤伊与之進殿	明治5年申4月	縦紙・1通	ひ271-55
中沢義市中借証文[覚](上山田向八幡栗等4ヶ村千曲川普請入用392両余につき) 中沢義市→佐藤伊与之進殿	明治5年申4月	縦紙・1通	ひ271-56
中沢義市中借証文[覚](雨宮村往来橋普請金5両につき) 中沢義市→佐藤伊与之進殿	明治5年申4月	縦紙・1通	ひ271-57
中沢義市中借証文[覚](御厨町脇古関厚川筋堀浚入用金3両につき) 中沢義市→佐藤伊与之進殿	明治5年申4月	縦紙・1通	ひ271-58
野中喜左衛門中借証文[覚](焼失人別への分量用達金3両余につき) 野中喜左衛門→中島渡浪殿・徳嵩広馬殿・野本力太郎殿	明治5年壬申3月	縦紙・1通	ひ271-59
長岡茂一中借証文[覚](諸買物代金12両につき) 長岡茂一→佐藤伊与之進殿	明治5年壬申7月	縦紙・1通	ひ271-60
小出茂助他一名中借証文[覚](武庫方道具他9両入料につき) 小出茂助・前沢龍之進→佐藤伊与之進殿	明治5年申5月	縦紙・1通	ひ271-61
長岡茂一中借証文[覚](品々入料17買上代金17両2分につき) 長岡茂一→佐藤伊与之進殿	明治5年申5月	縦紙・1通	ひ271-62
玉井浅之進他一名中借証文[覚](品々入料買上代金7両につき) 玉井浅之進・長岡茂一→佐藤伊与之進殿	明治5年申5月	縦紙・1通	ひ271-63
玉井浅之進他一名中借証文[覚](品々入料買上代金14両余につき) 玉井浅之進・長岡茂一→佐藤伊与之進殿	明治5年申5月	縦紙・1通	ひ271-64
上野三七他二名中借証文[記](金番入用焚炭燈油代金2両余につき) 上野三七・落合富作・唐沢庄七→富永新平殿・佐藤則通殿	明治6年酉7月	縦継紙・1通	ひ271-65
倉田三之丞他一名中借証文[覚](瀬脇村居宅焼	明治5年申5月	縦紙・1通	ひ271-66

25 元松代庁／政務／施策遂行費・旅費中借

失者借入金11両につき) 倉田三之丞・野中喜左衛門→佐藤伊与之進殿			
中沢平左衛門中借証文[記](明治5年2月家禄の内100両につき) 中沢平左衛門→駒村佐十郎殿・相原音五郎殿	明治5年申7月	縦紙・1通	ひ271-67
富岡茂助他一名中借証文[記](管下動揺のため66両2分余献上につき) 富岡茂助・斉藤房吉／(奥印)近藤民之助→佐藤伊与之進殿	明治5年壬申5月	縦継紙・1通	ひ271-68
富永新平中借証文[記](室賀八左衛門下ケ金20両につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治5年壬申8月	縦紙・1通	ひ271-69
富永新平中借証文[記](厚村伊藤銀右衛門115両下ケ金につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治5年壬申8月	縦紙・1通	ひ271-70
小林惣助中借証文[証](筆工料11両余につき) 小林惣助→出納御掛中	(明治5年)壬申7月12日	横切紙・1通	ひ271-71
高野秀叟金銭受取証文[記](内用料理金2分余につき) 高野秀叟→佐藤伊与之進殿	(明治5年)壬申7月14日	横切紙・1通	ひ271-72
富永新平金銭受取証文[記](長野出張人員旅費不足金358両余につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治5年壬申8月	縦紙・1通	ひ271-73
坂本寛介金銭受取証文[証](長野出張租税方旅籠代関係23両余につき) 坂本寛介→佐藤伊与之進殿	明治5年壬申8月	縦紙・1通	ひ271-74
田澤廉助他二名金銭受取証文[記](北高田村故人への賞典30両につき) 田澤廉助・入弥左衛門・春山喜平次→佐藤則通殿	(明治5年)壬申8月	縦紙・1通	ひ271-75
入弥左衛門他一名中借証文[記](樋口旗之助他職禄20両余につき) 入弥左衛門・春山喜平次→佐藤則通殿	明治5年申8月	縦紙・1通	ひ271-76
富永新平金銭受取証文[記](東京出張者手当金1両につき) 富永新平→佐藤則通殿	(明治5年)壬申8月	縦紙・1通	ひ271-77
富永新平金銭受取証文[記](東京出張者へ送金222両余につき) 富永新平→佐藤則通殿	(明治5年)壬申8月	縦紙・1通	ひ271-78
樋口旗之助金銭受取証文[記](研師手当金3分余につき) 樋口旗之助→佐藤則通殿	(明治5年)壬申8月	縦紙・1通	ひ271-79
入弥左衛門他一名中借証文[記](近藤民之助賞典37両余につき) 入弥左衛門・春山喜平次→佐藤則通殿	明治5年申8月	縦紙・1通	ひ271-80
田澤廉助他二名中借証文[記](賞典45両につき) 田澤廉助・入弥左衛門・春山喜平次→佐藤伊与之進殿	明治5年申8月	縦紙・1通	ひ271-81
長谷川昭道金銭受取証文[証](旧藩屋敷高掛り国役金7両につき) 長谷川昭道→佐藤伊与之進殿	(明治5年)壬申8月15日	横切継紙・1通	ひ271-82
富永新平金銭受取証文[記](東京送金持参者への手当金6両につき) 富永新平→佐藤則通殿	(明治5年)壬申8月	縦紙・1通	ひ271-83

富永新平金銭受取証文[記](松代県引渡のため出張者往還人足賃他55両余につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治5年)壬申8月	縦紙・1通	ひ271-84
近藤民之助内借証文[記](上田分営へ出張旅費15両余につき) 近藤民之助代判横田数馬→富永新平殿	明治5年壬申7月14日	縦紙・1通	ひ271-85
前田量平中借証文[証](時借金3両余につき) 前田量平→長谷川深美殿	(明治5年)壬申9月15日	横切紙・1通	ひ271-86
富永新平中借証文[記](中ノ辻用地用水入料4両余につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治5年9月	縦紙・1通	ひ271-87
田澤廉助他二名金銭受取証文[覚](学校・軍事等官給295両余につき) 田澤廉助・入弥左衛門・春山喜平次→佐藤伊与之進殿 受取金貼紙訂正	明治5年申6月	縦紙・1通	ひ271-88
田澤廉助他二名金銭受取証文[覚](官給2千15両余につき) 田澤廉助・入弥左衛門・春山喜平次→佐藤伊与之進殿 受取金貼紙訂正	明治5年申6月	縦紙・1通	ひ271-89
田澤廉助他二名金銭受取証文[覚](官給1千22両余受取につき) 田澤廉助・入弥左衛門・春山喜平次→佐藤伊与之進殿	明治5年申6月	縦紙・1通	ひ271-90
富永新平金銭受取証文[覚](東京出張所諸費残金400両につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治5年壬申9月	縦紙・1通	ひ271-91
富永新平金銭受取証文[覚](東京出張所諸費残金1千625両余につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治5年壬申9月	縦紙・1通	ひ271-92
富永新平金銭受取証文[覚](東京送金為替担当者への手当金106両余につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治5年壬申9月	縦紙・1通	ひ271-93
富永新平金銭受取証文[記](民事方御用取調出張人員旅費不足分払切金322両余中借につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治5年壬申9月	縦紙・1通	ひ271-94
富永新平中借証文[記](京都・東京御金出分官札と交換の際の手当金321両中借につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治5年4月	縦紙・1通	ひ271-95
田沢廉助中借証文[記](明治4年8・9月分戸長手当金43両余中借につき) 田沢廉助→佐藤則通殿	明治5年申10月	縦紙・1通	ひ271-96
富永新平中借証文[記](旧松代藩と長野県へ引渡しの件で再出張旅費等231両余中借につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治5年壬申9月	縦紙・1通	ひ271-97
富永新平中借証文[記](御用のため備前銘刀を成沢勘左衛門より買上の代金77両2分余につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治5年壬申10月	縦紙・1通	ひ271-98
富永新平中借証文[記](東京への送金分並びに丁給渡官札交換手当金400両余中借につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治5年申4月	縦紙・1通	ひ271-99

25 元松代庁／政務／施策遂行費・旅費中借

倉田三之丞中借証文[記](長野県官員への菓子代・酒肴代金1両3分2朱につき) 倉田三之丞→富永新平殿	明治5年申9月	縦紙・1通	ひ271-100
宮入半之丞他一名中借証文(天朝節御諸酒下賜入料50両余中借につき) 宮入半之丞・阪西広晃→佐藤則通殿	明治5年壬申10月	縦紙・1通	ひ271-101
玉井浅之進他一名中借証文[記](7月～9月まで諸費買上物代金8両余中借につき) 玉井浅之進・長岡茂一→佐藤則通殿	明治5年壬申10月	縦紙・1通	ひ271-102
田沢廉助他一名中借証文[記](明治4年7～9月分元戸籍掛月給77両2分余につき) 田沢廉助・入弥左衛門→佐藤則通殿	明治5年申10月	縦紙・1通	ひ271-103
富永新平金銭受取証文[記](上納金不納分131両余払切につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治5年壬申8月	縦紙・1通	ひ271-104
長岡茂一中借証文[記](当年7～9月分買上物代金22両余中借につき) 長岡茂一→佐藤則通殿	明治5年壬申9月	縦紙・1通	ひ271-105
富永新平中借証文[記](藩用金の内証書上納の分212両余払切につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治5年壬申10月	縦紙・1通	ひ271-106
樋口旗之助中借証文[記](小田切友之助へ下賜の目録金3分につき) 樋口旗之助→佐藤則通殿	明治5年壬申11月	縦紙・1通	ひ271-107
長国寺世話方樋口弥治郎中借証文[覚](長国寺五院払金25両中借につき並びに本証文提出の旨) 長国寺世話方樋口弥治郎→富永新平殿・佐藤則通殿	(明治5年)壬申11月	縦紙・1通	ひ271-108
玉井浅之進中借証文[記](京都元邸内若八幡境内借入地税金18両中借につき) 玉井浅之進→佐藤則通殿	明治5年壬申10月	縦紙・1通	ひ271-109
富永新平中借証文[記](松本大治へ下賜の目録金3朱につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治5年壬申10月	縦紙・1通	ひ271-110
田沢廉助他二名中借証文[覚](招魂所寄付賞典代金8両3朱につき) 田沢廉助・入弥左衛門・春山喜平次→佐藤則通殿	明治5年壬申8月	縦紙・1通	ひ271-111
入弥左衛門中借証文[覚](両社賞典の内9両2分余につき) 入弥左衛門→佐藤則通殿	明治5年申11月	縦紙・1通	ひ271-112
田沢廉助他一名中借証文[覚](官給残金86両中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門→佐藤則通殿	明治5年申11月	縦紙・1通	ひ271-113
小野忠政中借証文[証](齊藤誠三郎他1名目録下賜金3両1分につき) 小野忠政→ -	明治5年申11月	縦紙・1通	ひ271-114
中沢義一中借証文[覚](犀口下堰組合夫銭出入一件のため長野県役員等丹波当村へ出張中賄代4両2分余につき) 中沢義市→佐藤則通殿	明治5年壬申11月	縦紙・1通	ひ271-115
入弥左衛門中借証文[覚](旧官給下賜の内25両余中借につき) 入弥左衛門→佐藤則通殿	明治5年申11月	縦紙・1通	ひ271-116

田沢廉助他一名中借証文[覚](明治5年正月・2月職禄支給残金69兩余中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門→佐藤則通殿	明治5年申11月	縦紙・1通	ひ271-117
田沢廉助他一名中借証文[覚](横田嘉一郎17名分賞典金24兩余中借につき) 田沢廉助・春山喜平次→佐藤則通殿	明治6年酉1月5日	縦紙・1通	ひ271-118
田沢廉助他一名中借証文[覚](下給使4人分手当金4兩中借につき) 田沢廉助・春山喜平次→佐藤則通殿	明治6年酉1月	縦紙・1通	ひ271-119
田沢廉助他一名中借証文[覚](京都出張中初代等関田恭蔵分69兩余中借につき) 田沢廉助・春山喜平次→佐藤則通殿	明治6年酉1月5日	縦紙・1通	ひ271-120
入弥左衛門他一名中借証文[記](産物方使部等賞典16兩中借につき) 入弥左衛門・春山喜平次→佐藤則通殿	(明治6年)癸酉1月12日	縦紙・1通	ひ271-121
野池勇太郎中借証文[記](甲州出張旅費等15兩中借につき) 野池勇太郎→佐藤則通殿	(明治6年)癸酉1月8日	縦紙・1通	ひ271-122
富永新平金銭受取証文[記](産物方10ヶ村分税金取立金長野県へ送信分51兩余中借につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治6年酉1月	縦紙・1通	ひ271-123
富永新平中借証文[記](長野県出張者への旅費等不足分108兩につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治6年11月	縦紙・1通	ひ271-124
御金番上野三七他二名金銭受取証文[記](明治5年4月～11月分御金番給米代金15兩1分につき) 御金番上野三七・唐澤庄七・落合富作→佐藤則通殿	明治5年1月12日	横切紙・1通	ひ271-125
矢野倉謙兵衛中借証文[記](栃原村硝石製入料の内手当金22兩余中借につき) 矢野倉謙兵衛→佐藤伊与之進殿	明治5年壬申6月	縦紙・1通	ひ271-126
田沢廉助中借証文[覚](明治5年3月分のうち賞典400兩中借につき) 田沢廉助→佐藤則通殿	明治5年申10月	縦紙・1通	ひ271-127
田沢廉助他一名中借証文[覚](明治5年3月分のうち賞典1千兩中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門→佐藤則通殿	明治4(5年)壬申9月	縦紙・1通	ひ271-128
小山田久米中借証文[記](長国寺賞典20兩中借につき) 小山田久米→佐藤則通殿	(明治5年)壬申10月	縦紙・1通	ひ271-129
田沢廉助中借証文[覚](明治5年3月分のうち賞典401兩2分余につき) 田沢廉助→佐藤則通殿	明治5年申10月	縦紙・1通	ひ271-130
田沢廉助他一名中借証文[覚](明治5年7月分のうち1千500兩中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門→佐藤則通殿	明治5年申10月	縦紙・1通	ひ271-131
田沢廉助中借証文[覚](明治5年7月分賞典908兩余中借につき) 田沢廉助→佐藤則通殿	明治5年申10月	縦紙・1通	ひ271-132
田沢廉助他一名中借証文[覚](明治5年7月分賞	明治5年申10月	縦紙・1通	ひ271-133

25 元松代庁／政務／施策遂行費・旅費中借

典1千両中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門→佐藤則通殿			
田沢廉助他一名中借証文[記](明治5年7月分賞典255両2分につき) 田沢廉助・入弥左衛門→佐藤則通殿	明治5年申10月	縦紙・1通	ひ271-134
中沢義市中借証文[覚](四ツ屋・丹波島両村犀川除入料中縄買上代37両余中借につき並びに本証文をもって引替の旨) 中沢義市→佐藤伊与之進殿	明治5年申5月	縦紙・1通	ひ271-135
中沢義市中借証文[覚](犀川除普請入料109両につき) 中沢義市→佐藤伊与之進殿	明治5年申4月	縦紙・1通	ひ271-136
小山田久米中借証文[記](定府等の人別への手当金145両2分につき) 小山田久米→富永新平殿・佐藤伊与之進殿	(明治6年)癸酉1月30日	縦紙・1通	ひ271-137
富永新平中借証文[記](長野県出張春山喜平次他への出張旅費等33両中借につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治6年11月	縦紙・1通	ひ271-138
富永新平中借証文[記](長野県小倉典事出張のため土産代・料理代2両3分余につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治6年11月	縦紙・1通	ひ271-139
富永新平中借証文[記](賞典帳筆工料2両余中借につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治6年1月	縦紙・1通	ひ271-140
岸田義右衛門他二名中借証文[記](一級士族任命以来の手当金15両中借につき) 岸田義右衛門・西条七治郎・宮入三治→富永新平殿・佐藤則通殿	明治6年2月	縦紙・1通	ひ271-141
岸田義右衛門他二名中借証文[記](旧割番佰長帳付両218両中借につき並びに本証文をもって引替の旨) 岸田義右衛門・宮入三治・西条七治郎→富永新平殿・佐藤則通殿	明治6年2月	縦紙・1通	ひ271-142
西条七治郎他一名中借証文[記](明治元年馬場広人越後新発田出張の節借人手当金等7両1分余中借につき) 西条七治郎・宮入三治→富永新平殿・佐藤則通殿	明治6年2月	縦紙・1通	ひ271-143
富永新平中借証文[覚](旧藩中拝領屋敷地券調査のため本県へ出張旅費200両中借につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治6年2月	縦紙・1通	ひ271-144
富永中借証文[覚](両組給禄平均一件のため長野県へ出訴一件に関わる旅費等170両中借につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治6年2月3日	縦紙・1通	ひ271-145
富永新平他一名中借証文[覚](相原音五郎御用達金証書写調落一件のため富永新平等出張旅費手当他5両中借につき) 富永新平・佐藤則通→ -	明治6年3月21日	縦紙・1通	ひ271-146
入弥左衛門他一名中借証文[証](木内中へ下賜の目録金5両中借につき) 入弥左衛門・春山喜	明治6年癸酉3月25日	縦紙・1通	ひ271-147

平次→-			
田沢廉助他一名中借証文[覚](賞典目録金100両中借につき) 田沢廉助・春山喜平次→佐藤則通殿	明治6年酉3月25日	縦紙・1通	ひ271-148
田沢廉助他一名中借証文[覚](伍長他1名32両余中借につき) 田沢廉助・春山喜平次→佐藤則通殿	明治6年酉3月25日	縦紙・1通	ひ271-149
佐藤元吉中借証文[覚](明治5年12月中京地在留中の事件のため長野県よりの召喚にかかわる費用1両3分余中借につき) 佐藤元吉→佐藤則通殿	明治6年酉3月28日	縦紙・1通	ひ271-150
小山田久米金銭受取証文[記](定府手当金8両中借につき) 小山田久米→富永新平殿	(明治6年)癸酉6月29日	縦紙・1通	ひ271-151
富永新平中借証文[記](明治5年給禄渡し帳等22両3分につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治6年酉3月	縦紙・1通	ひ271-152
旧割番岸田義右衛門他二名中借証文[覚](帳面筆工代209両余中借につき) 旧割番岸田義右衛門・西条七治郎・宮入三治→富永新平殿・佐藤則通殿	明治6年1月	縦紙・1通	ひ271-153
石阪市郎右衛門他一名中借証文[覚](賞典目録27両中借につき) 石阪市郎右衛門・玉井浅之進殿→佐藤則通殿	明治6年1月	縦紙・1通	ひ271-154
小幡茂義中借証文[記](1両1分余につき) 小幡茂義→佐藤則通殿	明治6年酉1月	縦紙・1通	ひ271-155
上野金作中借証文[記](1両1分余につき) 上野金作→旧武庫方御役所	明治6年1月18日	縦紙・1通	ひ271-156
玉井浅之進中借証文[覚](御雇組室川盛三郎への下ヶ金15両中借につき) 玉井浅之進→佐藤則通殿	明治6年1月	縦紙・1通	ひ271-157
富永新平中借証文[覚](旧藩借入分利足返済困難者へ金26両中借につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治6年1月28日	縦紙・1通	ひ271-158
石阪市郎右衛門他一名中借証文[覚](1~2月諸買上物代金25両2分につき) 石阪市郎右衛門・玉井浅之進→佐藤則通殿	明治6年酉3月	縦紙・1通	ひ271-159
齊藤房吉中借証文[記](使部月俸10両中借につき) 齊藤房吉→富永新平・佐藤則通殿	明治6年4月	縦紙・1通	ひ271-160
富永新作中借証文[記](明治3年分ラッパ手への手当金93両中借につき) 富永新作→佐藤則通殿	明治6年	縦紙・1通	ひ271-161
富永新平中借証文[記](中島有平他1名長野県出張手当金12両1分余につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治6年	縦紙・1通	ひ271-162
富永新平中借証文[記](山浦昇武庫方人員等へ支給の酒代3両1分につき) 富永新平→佐藤則通殿	明治6年	縦紙・1通	ひ271-163

25 元松代庁／政務／施策遂行費・旅費中借

通殿			
富永新平中借証文[記](御藩中屋敷絵図面取調の長野出張民事方掛人員旅費43両余中借につき)富永新平→佐藤則通殿	明治6年	縦紙・1通	ひ271-164
富永新平中借証文[記](賞典書上帳筆工料3両1分につき)富永新平→佐藤則通殿	明治6年	縦紙・1通	ひ271-165
富永新平中借証文[記](御払分御洋行入料3千両中借につき)富永新平・佐藤則通→-	明治6年西5月	縦紙・1通	ひ271-166
富永新平他一名中借証文[記](明治5年洋行入料2千700両につき)富永新平・佐藤則通→-	明治6年西5月	縦紙・1通	ひ271-167
富永新平他一名中借証文[記](明治5年蘭代返済料8千両につき)富永新平・佐藤則通→-	明治6年5月	縦紙・1通	ひ271-168
富永新平金銭受取証文[記](賞典石代金の内預け金引戻し分50両2分1朱につき)富永新平→佐藤則通殿	明治5年壬申12月	縦紙・1通	ひ271-169
富永新平他一名中借証文[記](相沢龍太郎手寄の松本への返済金1千両につき)富永新平・佐藤則通→-	明治6年5月	縦紙・1通	ひ271-170
富永新平他一名中借証文[証](東京へ送金為替賃5両1朱につき)富永新平・佐藤則通→-	明治6年5月	縦紙・1通	ひ271-171
小林惣兵衛金銭受取証文[証](内山紙代金等2分余につき)小林惣兵衛→-	5月7日	横切継紙・1通	ひ271-172
瀧沢平作金銭受取証文[記](4・5月分使部月俸14両中借につき)瀧沢平作→富永新平殿・佐藤則通殿	明治6年5月	縦紙・1通	ひ271-173
富永新平他一名中借証文[記](長野県へ出張旅費46両中借につき)富永新平・佐藤則通→-	明治6年5月	縦紙・1通	ひ271-174
春山喜平次中借証文[証](招魂社寄付賞典石代金18両中借につき)春山喜平次→佐藤則通殿	明治6年5月	縦紙・1通	ひ271-175
入弥左衛門他一名中借証文[記](明治2年初切米滞納分1千837両余中借につき)入弥左衛門・春山喜平次→富永新平殿	明治6年6月14日	縦紙・1通	ひ271-176
入弥左衛門他一名中借証文[記](明治2年初切米滞納分179両余中借につき)入弥左衛門・春山喜平次→富永新平殿	明治6年6月14日	縦紙・1通	ひ271-177
富永新平他一名中借証文[記](矢野唯見・永野申太郎長野県出張旅費等25両中借につき)富永新平・佐藤則通→-	明治6年癸酉5月	縦紙・1通	ひ271-178
富永新平他一名中借証文[記](横田数馬長野県出張旅費等3両中借につき)富永新平・佐藤則通→-	明治6年西5月	縦紙・1通	ひ271-179
富永新平他一名中借証文[証](横田数馬他長野出張旅費13両3分につき)富永新平・佐藤則通	明治6年5月	縦紙・1通	ひ271-180

→ -			
富永新平他一名中借証文[記](矢野唯見長野県出張旅費等10両中借につき) 富永新平・佐藤則通→ -	明治6年癸酉5月	縦紙・1通	ひ271-181
高橋龍左衛門中借証文[記](使部10人6月分月俸5両中借につき) 高橋龍左衛門→富永新平殿・佐藤則通殿	明治6年6月	縦紙・1通	ひ271-182
上野三七他二名中借証文[記](明治6年1月～7月分御金番月給13両1分余につき) 上野三七・落合富作・唐沢庄七→富永新平殿・佐藤則通殿	明治6年酉7月	縦紙・1通	ひ271-183
野中喜左衛門中借証文[記](12月中未進取立2両2分余使部回村賄代につき) 野中喜左衛門→佐藤則通殿	明治6年11月	縦紙・1通	ひ272
山中鹿渡他二名中借証文[記](勝手方恩田頼母請の銀付御筒入料200両につき) 山中鹿渡・久保極人・山岸助蔵→岡島莊蔵殿・竹村金吾殿	弘化2年10月	縦紙・1通	ひ273
中沢義市中借証文[記](角取杣賃金34両につき) 中沢義市→佐藤伊与之進殿	明治5年4月	縦紙・1通	ひ274
中沢義市中借証文[記](市村渡舟破損手当等74両につき) 中沢義市→佐藤伊与之進殿	明治5年4月	縦紙・1通	ひ275
野中喜左衛門中借証文[記](大豆島村過納分3両1分余につき) 野中喜左衛門→佐藤則通殿	明治6年11月	縦紙・1通	ひ276
田沢廉助他二名金銭証文[記](養老典70両中借につき) 田沢廉助・入弥左衛門・青山喜平様→岡島莊蔵殿・竹村金吾殿・青山喜平次	明治5年申2月	縦紙・1通	ひ277
野中喜左衛門中借証文[記](焼失課業銭上納預け金15両中借につき) 野中喜左衛門→佐藤則通殿	明治6年11月	縦紙・1通	ひ278
野中喜左衛門中借証文[記](焼失者への借入金17両余中借につき) 野中喜左衛門→佐藤則通殿	明治6年11月	縦紙・1通	ひ279
野中喜左衛門金銭証文[記](丹波島宿戌申戦争賄代100両につき) 野中喜左衛門→佐藤則通殿	明治5年申2月	縦紙・1通	ひ280
野中喜左衛門金銭受取証文[記](上高田真島左右衛門初代願の分20両につき) 野中喜左衛門→佐藤則通殿	明治6年12月	縦紙・1通	ひ281
野中喜左衛門中借証文[記](松本芳之助官林の件で出張旅費6両3分等につき) 野中喜左衛門→佐藤則通殿	明治6年酉11月	縦紙・1通	ひ282
野中喜左衛門中借証文[記](駅通割賦金過渡し関係金13両余につき) 野中喜左衛門→佐藤則通殿	明治6年10月	縦紙・1通	ひ283
野中喜左衛門中借証文[記](明治4年分孫六支給の粉66両2分につき) 野中喜左衛門→佐藤則通殿	明治6年11月	縦紙・1通	ひ284
春山栄作中借証文[記](西条村・河原新田上納金68両につき) 春山栄作→佐藤則通殿	明治6年11月	縦紙・1通	ひ285

26 その他

春日与作中借証文[記](河原新田の内清野村・田中村引戻し減少初代25両につき) 春日与作→佐藤則通殿	明治6年	縦紙・1通	ひ286
野中喜左衛門金銭証文[記](土屋直吉他よりの借入金関係入料39両3分につき) 野本力太郎→小島元之助殿・堀田荘作殿	明治6年8月23日	縦紙・1通	ひ287
野本力太郎金銭証文[記](全国銭札84両につき) 野本力太郎→小島元之助殿・堀田荘作殿	明治6年8月23日	縦紙・1通	ひ288
北島元之助中借証文[記](全国銭札村々引替129貫両余につき) 北島元之助→佐藤則通殿	明治6年11月	縦紙・1通	ひ289
北島元之助中借証文[記](古手形並びに全国銭札村々へ交付分3両につき) 北島元之助→佐藤則通殿	明治6年11月	縦紙・1通	ひ290
北島元之助中借証文[記](村々税金未進取立として竿手廻村賄代等24両3分につき) 北島元之助→佐藤則通殿	明治6年11月	縦紙・1通	ひ291
田沢廉助他一名中借証文[記](養老典米代75両等につき) 田沢廉助・入弥左衛門・春山喜左衛門→佐藤則通殿	明治5年申2月	縦紙・1通	ひ292
野中喜左衛門中借証文[記](沓野村住居国渋川普請入料129両余につき) 野中喜左衛門→佐藤則通殿	明治6年11月	縦紙・1通	ひ293
野中喜左衛門中借証文[記](村々過納金下ケ戻し分2両余につき) 野中喜左衛門→佐藤則通殿	明治6年12月	縦紙・1通	ひ294
野中喜左衛門中借証文[記](村々過納金20両につき) 野中喜左衛門→佐藤則通殿	明治6年11月	縦紙・1通	ひ295
(明治3年千曲川筋国役御普請金中借証文綴 明治6年11月) 卷込一括		2点	ひ259
野中喜左衛門中借証文[記](明治3年千曲川筋国役御普請金200両中借につき) 野中喜左衛門→佐藤則道殿 259は卷込一括	明治6年11月	縦紙・1通	ひ259-1
野中喜左衛門中借証文[記](明治3年千曲川筋国役御普請金200両中借につき) 野中喜左衛門→佐藤則道殿 259は卷込一括	明治6年11月	縦紙・1通	ひ259-2

26 その他

某用状(掃路茶煎りへの謝辞等につき)		切紙・1通	ひ1
某奏達(コレラ見回り等7月中役人勤務の指令につき)		横切紙・1通	ひ20

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
某用状(金児丈助奥印につき) ふ-34～ふ-37巻込一括、前欠、奥印か		切紙・1点	ふ-34
佐川又左衛門他一名用状(返上初受取関係書類か) 佐川又左衛門・長岡富五郎／(奥印)金児丈助→矢野倉惣之進殿・菊池孝助殿 ふ-34～ふ-37巻込一括、前欠	天保12年丑8月	切紙・1点	ふ-35
細田久作他一名申上書(初283俵につき) 細田久作・小林友之丞／(奥印)春日栄作／(奥印)金児丈助→矢野倉惣之進殿・菊池孝助殿 ふ-34～ふ-37巻込一括、前欠	天保13年寅10月	横切継紙・1通	ふ-36
菊池浪治他三名申上書(返上初関係書類か) 菊池浪治・佐川又左衛門・長岡富五郎他1名／(奥印)渡辺承之助／(奥印)竹村金吾→矢野倉惣之進殿・菊池孝助殿 ふ-34～ふ-37巻込一括、前欠	天保12年丑11月	横切継紙・1通	ふ-37
小林三左衛門拝借証文[覚](預金72両1割礼金付につき) 小林三左衛門→大嶋磯右衛門殿・西村源藏殿 ふ-38～ふ-44巻込一括、片桐重之助亥年返上分残金取調貼紙あり	天保6年未12月	切紙・1点	ふ-38
真田図書内穂菟政左衛門拝借証文[覚](江戸割返金の内金30両1割月掛りにつき) 真田図書内穂菟政左衛門→大嶋磯右衛門殿・池田良右衛門殿 ふ-38～ふ-44巻込一括	天保10年亥4月29日	切紙・1点	ふ-39
西村彦五郎他二名拝借証文[覚](借入金の内金10両1割3分付につき) 拝借主西村彦五郎・加判片桐重之助・加判加藤喜三郎→大嶋磯右衛門殿・西村源藏殿 ふ-38～ふ-44巻込一括、端裏書「西村彦五郎」	天保5年午12月	切紙・1点	ふ-40
中村小治郎他二名拝借証文[覚](借入金の内金12両2分1割3分付につき) 中村小治郎・加判田慶助・加判奥村権之丞→大嶋磯右衛門殿・西村源藏殿・池田良右衛門殿 ふ-38～ふ-44巻込一括、端裏書「中村小治郎」	天保10年亥12月	切紙・1点	ふ-41
真田図書内町田彦左拝借証文[覚](図書出府のため割返金の内金30両1割月掛りにつき) 真田図書内町田彦左→大嶋磯右衛門殿・池田良右衛門殿 ふ-38～ふ-44巻込一括、端裏書「真田図書内町田彦左」	天保10年亥3月	切紙・1点	ふ-42
入安兵衛拝借証文[覚](繰廻金の内金5両1割3分月掛につき) 入安兵衛→大嶋武左衛門殿・菊池孝助殿 ふ-38～ふ-44巻込一括、端裏書「入安兵衛」	文政4年巳3月	切紙・1点	ふ-43
佐藤長左衛門拝借証文[覚](借入金の内金5両1割3分付につき) 佐藤長左衛門・片岡亀之進→大嶋磯右衛門殿・西村源藏殿 ふ-38～ふ-44巻込一括	天保8年酉11月	切紙・1点	ふ-44

ふ(E) 箱

1 藩政／家臣／拝借金証文 勘定所

2 藩政／在方／村方御救い拝借金証文 勘定所

黒沼村名主六右衛門他二名拝借証文[指上申証文御事](御手当金3分2匁5分返上残分金1分13匁5分5厘3年賦にて拝借につき) 黒沼村名主六右衛門・組頭平左衛門・長百姓覚之丞→麻場孝蔵様・菊池伊惣治様 ふ-45～ふ-51巻込一括	天明元年丑12月	縦紙・1通	ふ-45
外鹿谷村名主庄右衛門他二名拝借証文[指上申拝借証文之御事](村方難渋のため元金・礼金125両2分13匁2分4厘10年賦にて拝借につき) 外鹿谷村名主庄右衛門・組頭義右衛門・長百姓九左衛門→麻場孝蔵様・菊池伊惣治様 ふ-45～ふ-51巻込一括、端裏書「外鹿谷村」	天明2年寅2月	縦継紙・1通	ふ-46
外鹿谷村名主庄右衛門他二名拝借証文[指上申証文之御事](村方難渋のため元金・礼金44両1分14匁2分8厘15年賦にて拝借につき) 外鹿谷村名主庄右衛門・組頭儀右衛門・長百姓九左衛門→麻場孝蔵様・菊池伊惣治様 ふ-45～ふ-51巻込一括、端裏書「外鹿谷村」 ふ-45～ふ-51巻込一括、端裏書「外鹿谷村」	天明2年寅2月	縦継紙・1通	ふ-47
久木村名主伴右衛門他三名拝借証文[指上申一札之御事](難渋のため元金・礼金96両1分7匁2厘15年賦にて拝借につき) 久木村名主伴右衛門・組頭丹右衛門・長百姓弥平治他1名→麻場孝蔵様・菊池伊惣治様 ふ-45～ふ-51巻込一括	天明3年卯2月	縦継紙・1通	ふ-48
久木村名主伴右衛門他三名拝借証文[指上申一札之御事](難渋のため元金・礼金53両1分9匁5分4厘15年賦にて拝借につき) 久木村名主伴右衛門・組頭丹右衛門・長百姓弥平治他1名→麻場孝蔵様・菊池伊惣治様 ふ-45～ふ-51巻込一括、端裏書「久木村」	天明3年卯2月	縦継紙・1通	ふ-49
上平村借主半次郎他四名拝借証文[差上一札之御事](江戸御用夫切米返上分手当金2両2匁7分6厘4年賦にて拝借につき) 上平村借主半次郎・同断八三郎・名主重郎左衛門他2名→水井久太夫様・徳高甚蔵様・大嶋小左衛門様 ふ-45～ふ-51巻込一括、端裏書「上平村」	安永9年子4月	縦紙・1通	ふ-50
竹生村御用夫十太夫他四名拝借証文[差上申一札之御事](江戸御用夫切米返上分手当金1両1匁3分8厘4年賦にて拝借につき) 竹生村御用夫十太夫・名主清五郎・組頭専左衛門他2名→水井久太夫様・徳高甚蔵様・大嶋小左衛門様 ふ-45～ふ-51巻込一括、端裏書「竹生村」	安永9年子4月	縦紙・1通	ふ-51
(拝借証文綴 寛政9年8月～文化13年12月)		81点	ふ-1
北上野村名主銀蔵他四名拝借証文[差上申拝借	文化12年亥12月	縦継紙・1通	ふ-1-1

証文之御事] (極難渋の者生活困難のため大嶋武左衛門へ願の上借財74両1分余30年賦にて拝借につき) 北上野村名主銀蔵・組頭吉九郎・長百姓七左衛門他2名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏朱書「取立懸」「北上野村」、割印あり	文化12年亥12月	縦継紙・1通	ふ1-2
北上野村名主銀蔵他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事] (円龍寺変死のため後住並びに江戸出府一件借財拝借難渋のため年賦変更にて拝借につき) 北上野村名主銀蔵・組頭吉九郎・長百姓七左衛門他2名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏朱書「取立懸」「北上野村」、割印あり	文化12年亥12月	縦継紙・1通	ふ1-3
北上野村名主銀蔵他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事] (極難渋の者生活困難のため大嶋武左衛門へ願いの上借財250両30年賦にて拝借につき) 北上野村名主銀蔵・組頭吉九郎・長百姓七左衛門他2名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏朱書「取立懸」「北上野村」、割印あり	文化12年亥12月	縦継紙・1通	ふ1-4
吉田村名主弥兵衛他五名拝借証文[差上申拝借証文之御事] (吉田村極難渋のため関田庄助詮議の上借財275両30年賦にて拝借につき) 吉田村名主弥兵衛・組頭甚兵衛・長百姓七左衛門他3名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏朱書「取立懸り」「吉田村」、割印あり	文化12年亥12月	縦継紙・1通	ふ1-5
北平林村惣兵衛他五名拝借証文[差上申拝借証文之御事] (上納残代の元金証文替により借財158両2分余26年賦にて拝借につき) 北平林村名主惣左衛門・組頭忠蔵・長百姓長兵衛他3名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏朱書「北平林村」、割印あり	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ1-6
北平林村惣兵衛他五名拝借証文[差上申拝借証文之御事] (去酉年迄の元金の残金は証文替えにより借財10両1分余14年賦にて拝借につき) 北平林村名主惣左衛門・組頭忠蔵・長百姓長兵衛他3名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏朱書「北平林村」、割印あり	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ1-7
小嶋村名主久兵衛他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事] (借財74両2分余5分礼金20年賦にて拝借につき) 小嶋村名主久兵衛・組頭要右衛門・長百姓七左衛門他2名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏朱書「小嶋村」、割印あり	文化13年子12月	縦継紙・1通	ふ1-8
北上野村名主七左衛門他五名拝借証文[差上申拝借証文之御事] (打続不作のため拝借金皆済難渋により借財108両2分余30年賦にて拝借につき) 北上野村名主七左衛門・組頭伝左衛門・長百姓銀蔵他3名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏朱書「北上野村」、割印あり	文化13年子12月	縦継紙・1通	

2 藩政／在方／村方御救い拝借金証文

惣兵衛他五名拝借証文[指上申拝借証文之御事](水溜場普請金行届かず三輪六十郎へ願いの上借財両50両礼金免除の15年賦にて拝借につき) 北上野村名主重左衛門・組頭吉左衛門・長百姓七左衛門他3名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏朱書「取立懸」「北上野村」、割印あり	文化8年末10月	縦継紙・1通	ふ-1-9
徳兵衛他九名拝借証文[差上申拝借証文之御事](高金引負い潰れ等極難渋のため借財195両1割礼金の25年賦にて拝借につき) 北尾張部村名主徳兵衛・組頭重右衛門・長百姓松蔵他7名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏朱書「取立懸」「北尾張部村」	文化12年亥12月	縦継紙・1通	ふ-1-10
西和田村名主新五郎他二十名拝借証文[差上申拝借証文之御事](弥惣借代の拝借方弁納が困難のため借財70両3分余17年賦拝借につき) 西和田村名主新五郎・組頭幾右衛門・長百姓又六他18名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「西和田村」、割印あり	寛政12年申4月	縦継紙・1通	ふ-1-11
西和田村名主新五郎他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](追放の長右衛門持地を弟清八並びに村方へ下さるところ冥加金6両1分上納困難のため礼金免除20年賦拝借につき) 西和田村名主新五郎・組頭幾右衛門・又六他1名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「西和田村」、割印あり	寛政12年申4月	縦継紙・1通	ふ-1-12
西和田村名主勇治郎他六名拝借証文[差上申拝借証文之御事](田地困窮並びに出入り等により村借財を抱え極難渋のため平出喜左衛門へ願いの上借財152両3分余礼金免除30年賦拝借につき) 西和田村名主新五郎・組頭幾右衛門・又六他1名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「西和田村」、割印あり	文化9年申9月	縦継紙・1通	ふ-1-13
南長池村名主久右衛門他八名拝借証文[差上申拝借証文之御事](欠落ち人の引負金村方での弁納多く片付かず難渋のため代官所へ願いの上129両1朱余礼金免除25年賦拝借につき) 南長池村名主久右衛門・組頭弥八・長百姓清左衛門他6名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏朱書「取立」「南長池村」、割印あり	文化9年申12月	縦継紙・1通	ふ-1-14
南長池村名主久右衛門他八名拝借証文[差上申拝借証文之御事](欠落ち人の引負金村方での弁納多く片付かず難渋のため借財162両余礼金5分26年賦拝借につき) 南長池村名主久右衛門・組頭弥八・長百姓清左衛門他6名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏朱書「取立」「南長池村」、割印あり	文化9年申12月	縦継紙・1通	ふ-1-15
北高田村名主清右衛門他十一名拝借証文[差上	寛政9年申8月	縦継紙・1通	ふ-1-16

申拝借証文之御事](村方弁納難洪のうえ不 作等のため黒田庄助へ願上げ礼金244両免除 30年賦拝借につき) 北高田村名主清右衛門・組 頭佐五兵衛・長百姓文左衛門他9名→御勘定所拝借御 掛り御役所 端裏書「北高田村」、上納金受取証文は 貼紙として添付、割印あり			
北高田村名主武右衛門他十三名拝借証文[差上 申拝借証文之御事](関田庄助の手入れによ り難洪片付き代官所へ返村のうえ拝借金124 両3分余礼金免除35年賦拝借に変更につき) 北田村名主武右衛門・組頭権左衛門・長百姓佐五兵衛 他11名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「北高田 村」、割印あり	文化5年辰5月	縦継紙・1通	ふ1-17
北高田村名主武右衛門他十三名拝借証文[差上 申拝借証文之御事](関田庄助手入れにより 難洪片付き代官所へ返村のうえ48両2分余5 分礼金30年賦拝借に変更につき) 北高田村名 主武右衛門・組頭権左衛門・長百姓左五兵衛他11名→ 御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「北高田村」、割 印あり	文化5年辰5月	縦継紙・1通	ふ1-18
下高田村名主文左衛門他三名拝借証文[差上申 拝借証文之御事](村難洪のため三輪六十郎 へ願上げ明細詮議の上5両礼金免除8年賦 にて拝借につき) 下高田村名主文左衛門・組頭 喜右衛門・長百姓常右衛門他1名→御勘定所拝借御掛 御役所 端裏書「下高田村」、割印あり	文化3年寅12月	縦継紙・1通	ふ1-19
下高田村名主常右衛門他四名拝借証文[差上申 拝借証文之御事](村難洪のため三輪六十郎 へ願上げ詮議の上8両礼金免除8年賦にて 拝借につき) 下高田村名主常右衛門・組頭喜右衛 門・長百姓久左衛門他2名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「取立懸り」]「下高田村」、割印あり	文化6年巳12月	縦継紙・1通	ふ1-20
下高田村名主喜右衛門他三名拝借証文[差上申 拝借証文之御事](拝借金年切り皆済困難の ため極難洪につき三輪六十郎へ願上げ手 入れ詮議のうえ寅年拝借滞り分等215両礼金 免除30年賦拝借に変更につき) 下高田村名主 喜右衛門・組頭文左衛門・常右衛門他1名→御勘定所 拝借御掛御役所 端裏書「下高田村」、割印あり	文化4年卯12月	縦継紙・1通	ふ1-21
下高田村名主喜右衛門他四名拝借証文[差上申 拝借証文之御事](拝借金年切り皆済困難の ため極難洪につき三輪六十郎へ願上げ手 入れ詮議のうえ40両礼金5分30年賦拝借に変 更につき) 下高田村名主喜右衛門・組頭文左衛 門・長百姓宇兵治他2名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「下高田村」、割印あり	文化4年卯12月	縦継紙・1通	ふ1-22
上高田村名主忠左衛門他二名拝借証文[差上申拝	文化10年酉12月	縦継紙・1通	ふ1-23

2 藩政／在方／村方御救い拝借金証文

借証文之御事] (南江観音の寄付地地所下げ渡しの冥加金2両3分上納困難のため3年賦にて拝借につき) 上高田村御借主名主忠左衛門・組頭喜右衛門・長百姓平三郎→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「上高田村」、割印あり			
上高田村名主平三郎他五名拝借証文[差上申拝借証文之御事] (極難渋村のため引訳村へ成し下され平出喜左衛門明細手入れのうえ拝借金並びに借金拝借滞り分99両30年賦拝借に変更につき) 上高田村名主平三郎・組頭喜右衛門・長百姓忠左衛門他3名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「上高田村」、割印あり	文化9年申9月	縦継紙・1通	ふ1-24
上高田村名主平三郎他五名拝借証文[差上申拝借証文之御事] (極難渋村のため引訳村へ成し下され平出喜左衛門明細手入れのうえ拝借金24両余15年賦拝借に変更につき) 上高田村名主平三郎・組頭喜右衛門・長百姓忠左衛門他3名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「取立」「上高田村」、割印あり	文化9年申12月	縦継紙・1通	ふ1-25
後町村名主甚十郎他六名拝借証文[差上申拝借証文之御事] (借家人借金村方にて引請により難渋のため小野唯右衛門へ願上げ18両を15年賦拝借に変更につき) 後町村名主甚十郎・組頭重兵衛・長百姓伊左衛門他4名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「後町村」、割印あり	文化13年子12月	縦継紙・1通	ふ1-26
南俣村名主文右衛門他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事] (潰者の村役弁納分等の拝借困難のため代官所へ願上げ113両2分余を30年賦拝借に変更につき) 南俣村名主文右衛門・組頭弥三郎・長百姓六左衛門他2名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「南又村」、割印あり	文化6年巳10月	縦継紙・1通	ふ1-27
市村南組御借主市松他二名拝借証文[差上申拝借証文之御事] (難渋につき三輪六十郎・富田庄助へ願上げ明細詮議のうえ3両を10年賦にて拝借につき) 市村南組御借主市松・請人弥左衛門・名主市松→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「市村南組」、割印あり	文化3年寅12月	縦継紙・1通	ふ1-28
市村南組御借主市松他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事] (難渋のため5両8年賦拝借につき) 市村南組御借主市松・同断要助・名主市松他1名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「取立懸り」「市村南組」、割印あり	文化6年巳12月	縦継紙・1通	ふ1-29
市村南組惣代要助他八名拝借証文[差上申拝借証文之御事] (拝借金等返済滞納のため300両15年賦拝借につき) 市村南組惣代要助・同断宇野右衛門・同断三右衛門他6名/(奥印)後町村御手先深沢六左衛門/(奥印)三輪六十郎→御勘定所拝	文化8年未12月	縦継紙・1通	ふ1-30

借御掛御役所 端裏朱書「取立」市村南組、割印あり			
妻科村名主四郎右衛門他八名拝借証文[差上申拝借証文之御事](高金拝借のところ証文替のため成年の元金100両2分余26年賦拝借に変更につき) 妻科村名主四郎右衛門・曾兵衛・仁兵衛他6名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「妻科村」、割印あり	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ1-31
妻科村名主曾兵衛他六名拝借証文[差上申拝借証文之御事](村困窮・引訳村のため拝借金滞納分73両2分余20年賦拝借に変更につき) 妻科村名主曾兵衛・組頭四郎右衛門・長百姓仁左衛門他4名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「妻科村」、割印あり	文化9年申10月	縦継紙・1通	ふ1-32
妻科村名主曾兵衛他六名拝借証文[差上申拝借証文之御事](村方困窮・引訳村のため拝借金・礼金滞納分36両1分余20年賦拝借に変更につき) 妻科村名主曾兵衛・組頭四郎右衛門・長百姓仁左衛門他4名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「妻科村」、割印あり	文化9年申10月	縦継紙・1通	ふ1-33
妻科村名主四郎右衛門他八名拝借証文[差上申拝借証文之御事](困窮・不作にて拝借金拝借難渋のため110両2分余30年賦拝借に変更につき) 妻科村名主四郎右衛門・組頭幸七・文治郎他6名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「妻科村」、割印あり	享和3年亥12月	縦継紙・1通	ふ1-34
妻科村名主曾兵衛他六名拝借証文[差上申拝借証文之御事](困窮引訳のため拝借金・礼金滞納分70両20年賦拝借に変更につき) 妻科村名主曾兵衛・組頭四郎右衛門・長百姓仁左衛門他4名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「妻科村」、割印あり	文化9年申10月	縦継紙・1通	ふ1-35
妻科村名主四郎右衛門他八名拝借証文[差上申拝借証文之御事](困窮・不作のため代官所へ願上げ110両2分余30年賦拝借に変更につき) 妻科村名主四郎右衛門・組頭幸七・長百姓文治郎他6名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「妻科村」、割印あり	享和3年亥12月	縦継紙・1通	ふ1-36
後町村名主甚十郎他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](善光寺騒動の際町方への常詰め同心への賄い等多く村難渋のため25両10年賦拝借につき) 後町村名主甚十郎・組頭善右衛門・長百姓伊左衛門他1名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「後町村甚十郎」、割印あり	文化10年酉11月	縦継紙・1通	ふ1-37
後町村御借主六左衛門他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](出入り内済により六左衛	文化10年酉9月	縦継紙・1通	ふ1-38

2 藩政／在方／村方御救い拝借金証文

門の拝借金拝借難渋のため11両2分を11年賦にて拝借に変更につき) 後町村御借主六左衛門・名主甚十郎・組頭善右衛門→御勘定所拝借御掛御役所 割印あり			
後町村名主六左衛門他八名拝借証文[差上申拝借証文之御事](極難渋にて礼金免除にて70両20年賦拝借に変更につき) 後町村名主六左衛門・組頭善右衛門・伊左衛門他6名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「後町村」、割印あり	文化3年寅12月	縦継紙・1通	ふ-1-39
後町村名主六左衛門他七名拝借証文[差上申拝借証文之御事](村方難渋のため拝借金・礼金175両2分30年賦拝借に変更につき) 後町村名主六左衛門・組頭善右衛門・長百姓伊左衛門他5名→御勘定所御拝借掛り御役所 端裏書「後町村」、割印あり	享和2年戌12月	縦継紙・1通	ふ-1-40
市村南組組惣代吉左衛門他七名拝借証文[差上申拝借証文之御事](質地入者出奔等のため年貢支障のため12両3分を10年賦拝借につき) 市村南組組惣代吉左衛門・同断政七・同断弥七他5名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書(朱印)「取立懸」「市村南組」、割印あり	文化12年亥12月	縦継紙・1通	ふ-1-41
久保寺村名主藤兵衛他十四名拝借証文[差上申拝借証文之御事](潰れ欠落者の引き負金村方弁納等にて上納滞納分等179両1分余30年賦拝借に変更につき) 久保寺村名主藤兵衛・組頭嘉平治・同断円七他12名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「久保寺村」、割印あり、ここで折り返されていた	文化6年巳11月	縦継紙・1通	ふ-1-42
久保寺村名主藤兵衛他十四名拝借証文[差上申拝借証文之御事](潰れ欠落者の引負金村方弁納並びに不作のため拝借金上納困難のため73両2分余30年賦拝借に変更につき) 久保寺村名主藤兵衛・組頭嘉平治・同断円七他12名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「久保寺村」、割印あり	文化6年巳11月	縦継紙・1通	ふ-1-43
四ツ屋村名主重右衛門他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](難渋村につき川除普請中の役人宿の修理等の出金等困難のため10両10年賦にて拝借) 四ツ屋村名主重右衛門・組頭善五郎・長百姓喜左衛門他1名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「四ツ屋村」、割印あり	文化2年丑10月	縦継紙・1通	ふ-1-44
丹波嶋村名主清松他十一名拝借証文[差上申拝借証文之事](裁許入料高金となり難渋につき70両25年賦拝借に変更につき) 丹波嶋村名主清松・組頭多惣八・組頭喜三郎他9名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「取立」「丹波嶋村」、割印あり	文化9年申12月	縦継紙・1通	ふ-1-45

丹波嶋村名主清松他十一名拝借証文[差上申拝借証文之事](裁許入料の際の拝借分85両25年賦拝借に変更につき) 丹波嶋村名主清松・組頭多惣八・組頭喜三郎他9名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏朱書「取立」「丹波嶋村」、割印あり	文化9年申12月	縦継紙・1通	ふ1-46
西寺尾村名主嘉平他四名拝借証文[差上申拝借証文之事](干損にて村難渋のため手当金として15両5年賦にて拝借) 西寺尾村名主嘉平・組頭茂七・長百章佐左衛門他2名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「西寺窪村」張り紙の跡あり	文化7年午12月	縦継紙・1通	ふ1-47
小河原村名主金蔵他九名拝借証文[差上申拝借証文之事](干損にて村難渋のため手当金として50両5年賦にて拝借) 小河原村名主金蔵・名主万蔵・名主惣蔵他7名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏朱書「取立」「小河原村」	文化7年午12月	縦継紙・1通	ふ1-48
小島村名主久兵衛他四名拝借証文[差上申拝借証文之事](村難渋のうえ不作のため拝借金上納困難により48両30年賦拝借に変更につき) 小島村名主久兵衛・組頭要右衛門・長百姓七右衛門他2名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「小嶋村」	文化13年子12月	縦継紙・1通	ふ1-49
小沼村名主八郎右衛門他三名拝借証文[差上申拝借証文之事](満水により村難渋のため種初代自力に及ばず種初代6両2分を10年賦拝借につき) 小沼村名主八郎右衛門・組頭武右衛門・惣七他1名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「取立懸り」「小沼村」	文化6年巳3月	縦継紙・1通	ふ1-50
上午村名主治右衛門他四名拝借証文[差上申拝借証文之事](難渋村のため三輪六十郎へ願ひ上げ古拝借の内に未申年の上納金を詰め入り180両30年賦拝借に変更につき) 上午村名主治右衛門・組頭権左衛門・市郎右衛門他2名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏朱書「取立」「上平村」	文化9年申12月	縦継紙・1通	ふ1-51
上午村名主治右衛門他四名拝借証文[差上申拝借証文之事](村難渋のため三輪六十郎へ願ひ上げ古拝借の内に未申年割合上納を詰め入り201両を30年賦拝借に変更につき) 上午村名主治右衛門・組頭権左衛門・市郎右衛門他2名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏朱書「取立」「上平村」	文化9年申12月	縦継紙・1通	ふ1-52
上午村名主治右衛門他四名拝借証文[差上申拝借証文之事](村難渋のため三輪六十郎へ願ひ上げ古拝借分92両3分余30年賦拝借) 上午村名主治右衛門・組頭権左衛門・長百姓市郎左衛門他2名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏朱書「取立」「上平村」、貼紙跡あり	文化9年申12月	縦継紙・1通	ふ1-53

2 藩政／在方／村方御救い拝借金証文

上八町村名主源六他五名拝借証文[差上申拝借証文之事](畑方干損のため手当金として18両5年賦拝借につき) 上八町村名主源六・組頭仲右衛門・長百姓新左衛門→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏朱書「取立」「上八村」、貼紙跡あり	文化7年午12月	縦継紙・1通	ふ1-54
下八町村名主源右衛門他五名拝借証文[差上申拝借証文之事](干損にて村難渋のため手当金として4両を5年賦拝借につき) 下八町村名主源右衛門・組頭甚五郎・長百姓重右衛門他3名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏朱書「取立」「下八村」、貼紙跡あり	文化7年午12月	縦継紙・1通	ふ1-55
沓野村名主助治郎他四名拝借証文[差上申拝借証文之事](高金拝借のところ8両2分余18年賦拝借に変更につき) 沓野村名主助治郎・組頭市兵衛・長百姓栄八他2名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「沓野村」、貼紙跡、割印あり	享和2年戊2月	縦継紙・1通	ふ1-56
小沼村名主半左衛門他三名拝借証文[差上申拝借証文之事](満水により家財流失等のため8両を10年賦拝借につき) 小沼村名主半左衛門・組頭留八・長百姓重左衛門他1名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「水難拝借」「小沼村」、貼紙跡、割り印あり	文化4年卯8月	縦継紙・1通	ふ1-57
鼠宿村名主半左衛門他七名拝借証文[差上申拝借証文之事](人足負担等により村困窮難渋のため10両10年賦拝借につき) 鼠宿村名主半左衛門・組頭庄八・長百姓七郎右衛門他1名・新池村4名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「鼠宿村・新池村」、貼紙跡、割り印あり	文化2年丑10月	縦継紙・1通	ふ1-58
上徳間村名主半左衛門他十七名拝借証文[差上申拝借証文之御事](借財21両6分余13年賦拝借に変更につき) 上徳間村名主半左衛門・組頭茂三郎・長百姓津右衛門他15名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「上徳間村」、貼紙跡あり、割印あり	享和2年戊2月	縦継紙・1通	ふ1-59
荒町村名主余市他一名拝借証文[差上申拝借証文](村格別の干損につき手当金7両5年賦拝借につき) 荒町村名主余市・組頭又八→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏朱書「取立」「荒町村」、貼紙跡あり、割印あり	文化7年午12月	縦継紙・1通	ふ1-60
加賀井村名主金左衛門他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](村格別の干損につき手当金1両1分5年賦拝借につき) 加賀井村名主金左衛門・組頭半左衛門・長百姓頭立三郎右衛門他1名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏朱書「取立」「加賀井村」、貼紙跡あり、割印あり	文化7年午12月	縦継紙・1通	ふ1-61
長礼村名主長右衛門他二名[差上申拝借証文之御事](村格別の干損につき手当金1両5年賦	文化7年午12月	縦継紙・1通	ふ1-62

にて拝借につき) 長礼村名主長右衛門・組頭喜右衛門・小前惣代権蔵→御勘定所拝借御掛御役所 端裏朱書「取立」「長礼村」、貼紙跡あり、割印あり			
東寺尾村名主徳右衛門他六名拝借証文[差上申拝借証文之御事](村格別の干損につき手当金20両5年賦拝借につき) 東寺尾名主徳右衛門・組頭三郎治・同断治五右衛門他4名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏朱書「取立懸り」「東寺尾村」、貼紙跡あり、割印あり	文化7年午12月	縦継紙・1通	ふ1-63
八幡村名主善五左衛門他二十三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](困窮のうえ水論入料並びにその他入料多く難洪のため61両10年賦にて拝借につき) 八幡村名主善五左衛門・長百姓弥左衛門・頭立伝左衛門他2ヶ村21名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏朱書「取立懸り」「三ヶ村」、貼紙跡あり、割印あり	文化5年辰12月	縦継紙・1通	ふ1-64
志川村名主左源治他六名拝借証文[差上申拝借証文之御事](高金拝借の上納金の残金証文替えのため256両8分余17年賦拝借に変更につき) 志川村名主左源治・長百姓源平太・頭立喜左衛門他4名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「志川村」、貼紙跡あり、割印あり	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ1-65
矢代村名主幸右衛門他五名拝借証文[差上申拝借証文之御事](高金拝借のため上納金残金の元金16両3分余20年賦拝借に変更につき) 矢代村名主幸右衛門・組頭金十郎・同断八左衛門他3名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「矢代村」、貼紙跡あり、割印あり	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ1-66
矢代村名主幸右衛門他五名拝借証文[差上申拝借証文之御事](高金拝借のため上納残金の元金19両1分余20年賦拝借に変更につき) 矢代村名主幸右衛門・組頭金十郎・同断八左衛門他3名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「矢代村」、貼紙跡あり、割印あり	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ1-67
矢代村名主拝借主源之助他五名拝借証文[差上申拝借証文之御事](高金拝借のため上納金の元金8両3分余17年賦拝借に変更につき) 矢代村拝借主源之助・名主弥兵衛・組頭甚左衛門他3名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「矢代村源之助」、貼紙跡あり、割印あり	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ1-68
矢代村名主源之助他五名拝借証文[差上申拝借証文之御事](高金拝借のため戌年の残金の元金は証文替えにつき11両7分余17年賦拝借に変更につき) 矢代村拝借主源之助・名主弥兵衛・組頭甚左衛門→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「矢代村源之助」、貼紙跡あり、割印あり	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ1-69

2 藩政／在方／村方御救い拝借金証文

石川村名主伊三郎他七名拝借証文[差上申拝借証文之御事](欠落人地所買取の冥加金10両2分10年賦にて拝借につき) 石川村名主伊三郎・同断半治郎・長百姓惣五郎他5名→勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「石川村」、貼紙跡あり、割印あり	文化3年寅4月	縦継紙・1通	ふ-1-70
郡村名主宇左衛門他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](拝借金残金195両2歩余を17年賦拝借に変更につき) 郡村名主宇左衛門・長百姓助三郎・頭立与惣右衛門他1名→勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「郡村」、貼紙跡あり、割印あり	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ-1-71
八幡村名主庄右衛門他六名拝借証文[差上申拝借証文之御事](難渋のため冥加金5両上納困難のため15年賦にて上納につき) 八幡村名主庄右衛門・長百姓瀬兵衛・頭立弥左衛門他4名→勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「八幡村」、貼紙跡あり、割印あり	享和1年酉12月	縦継紙・1通	ふ-1-72
岩野村名主御借主作右衛門他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事](格別の干損のため手当金15両5年賦にて拝借につき) 岩野村名主御借人作右衛門・組頭受人三左衛門・長百姓政之丞他2名→勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「岩野村」、貼紙跡あり、割印あり	文化7年午12月	縦継紙・1通	ふ-1-73
西条村名主徳左衛門他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](格別の干損により難渋のため手当金10両5年賦にて拝借につき) 西条村名主徳左衛門・組頭喜兵衛・長百姓磯八他1名→勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「西条村」、貼紙跡あり、割印あり	文化7年午12月	縦継紙・1通	ふ-1-74
欠村名主武右衛門他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](格別の干損により難渋のため手当金3両5年賦にて拝借につき) 欠村名主武右衛門・組頭七郎治・長百姓源五郎他1名→勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「欠村」、貼紙跡あり、割印あり	文化7年午12月	縦継紙・1通	ふ-1-75
平林村名主弥左衛門拝借証文[差上申拝借証文之御事](困窮のうえ引負弁納にため村難渋により借財256両2分余を25年賦拝借につき) 平林村名主弥左衛門・組頭孫左衛門・長百姓重蔵他3名→(御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「平林村」、奥上部破損、割印あり	文化10年酉12月	縦継紙・1通	ふ-1-76
平林村名主伊宗太他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](難渋につき中村仲右衛門へ願出て11両5分余14年賦拝借につき) 平林村名主伊宗太・組頭万五郎・長百姓久三郎他1名→勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「平林村」、貼紙跡あり、割印あり	文化3年寅12月	縦継紙・1通	ふ-1-77

<p>関屋村名主直右衛門他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](格別の干損により難洪のため手当金10両5年賦を拝借につき) 関屋村名主直右衛門・組頭津右衛門・長百姓重左衛門他1名→勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「関屋村」、貼紙跡あり、割印あり</p>	文化7年午12月	豎継紙・1通	ふ1-78
<p>桑根井村名主九右衛門他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](干損格別にて手当金5両を5年賦拝借につき) 桑根井村名主九右衛門・組頭市郎左衛門・長百姓市之丞他1名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「桑根井村」、貼紙跡あり、割印あり</p>	文化7年午12月	豎継紙・1通	ふ1-79
<p>東條村名主久左衛門他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](干損格別にて難洪のため手当金25両を5年賦拝借につき) 東條村南組名主久左衛門・組頭兵右衛門・長百姓岸右衛門他1名→勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「東條村南組」、貼紙跡あり、割印あり</p>	文化7年午12月	豎継紙・1通	ふ1-80
<p>東条村南組名主久左衛門他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](難洪のため手当金の拝借困難のため借財13両を10年賦証文替につき) 東条村南組名主久左衛門・組頭兵右衛門・長百姓岸右衛門他1名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「東條村南組」、貼紙跡あり、割印あり</p>	文化7年午6月	豎継紙・1通	ふ1-81
<p>(拝借証文一括 享和元年10月～文政5年3月) ぶ2-1～30とふ2-31～33は本来別の束であったが、綴穴が同一であるため一緒にまとめた</p>		33通	ふ2
<p>鬼無里村上組名主三郎兵衛他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事](山抜覆居家共押埋のため金4両2分15年賦にて拝借につき) 鬼無里村上組名主三郎兵衛・組頭源左衛門・長百姓義右衛門他2名→御勘定所拝借御掛り御役所 2-30、端裏書「鬼無里村」</p>	文政4年卯8月	豎継紙・1通	ふ2-1
<p>橋詰村上組名主奥右衛門他十一名拝借証文[指上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金18両1匁2厘を9年賦にて拝借につき) 橋詰村上組名主奥右衛門・組頭武左衛門・長百姓伝五郎他9名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「橋詰村」、西村源蔵辰年迄返上分・残金取調貼紙あり</p>	享和2年戌2月	豎継紙・1通	ふ2-2
<p>大岡村之内和平組名主吉右衛門他三名拝借証文[差上申拝借証文之事](大勢の者焼失のため金20両5年賦に拝借につき) 大岡村之内和平組名主吉左衛門・組頭松右衛門・長百姓小右衛門他1名→御勘定所拝借懸り御役所 端裏書「和平組」、西村源蔵辰年迄返上分・残金取調貼紙あり</p>	文化2年丑10月	豎継紙・1通	ふ2-3
<p>竹房村名主孫右衛門他六名拝借証文[差上申拝借証文之事](酉年迄返上残分元金20両2匁7</p>	享和2年戌2月	豎継紙・1通	ふ2-4

2 藩政／在方／村方御救い拝借金証文

分8年賦にて拝借につき) 竹房村名主孫右衛門・組頭与右衛門・長百姓頭立吉郎右衛門他4名→御勘定所拝借懸り御役所 端裏書「竹房村」、西村源藏辰年迄返上分・残金取調貼紙あり			
山上条村峯組名主善九郎他十名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金12両1分3匁3厘13年賦にて拝借につき) 山上条村峯組名主善九郎・組頭五右衛門・同断寅恠他8名→御勘定所拝借懸り御役所 端裏書「山上条村峯組」、印墨消	享和2年戊3月	縦継紙・1通	ふ2-5
山上条村峯組名主善九郎他十名拝借証文[指上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金10両3分6匁9分13年賦にて拝借につき) 山上条村峯組名主善九郎・組頭五右衛門・同断寅恠他8名→御勘定所拝借懸り御役所 端裏書「山上条村峯組」、印墨消	享和2年戊3月	縦継紙・1通	ふ2-6
山上条村峯組名主善九郎他十名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金3両3匁3厘13年賦にて拝借につき) 山上条村峯組名主善九郎・組頭五右衛門・同断寅恠他8名→御勘定所拝借懸り御役所 端裏書「山上条村峯組」、印墨消	享和2年戊2月	縦継紙・1通	ふ2-7
山上条村土田組名主善九郎他十名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金28両3分7匁5分2厘13年賦にて拝借につき) 山上条村土田組名主善九郎・組頭五右衛門・同断寅恠他8名→御勘定所拝借懸り御役所 印墨消	享和2年戊2月	縦継紙・1通	ふ2-8
山上条村土田組名主善九郎他十名拝借証文[指上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金35両2分14匁2分2厘13年賦にて拝借につき) 山上条村土田組名主善九郎・組頭五右衛門・同断寅恠他8名→御勘定所拝借懸り御役所 端裏書「山上条村土田組」、印墨消	享和2年戊2月	縦継紙・1通	ふ2-9
山上条村下川組名主善九郎他十名拝借証文[指上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金3両2分9匁2分4厘13年賦にて拝借につき) 山上条村下川組名主善九郎・組頭五右衛門・同断寅恠他8名→御勘定所拝借懸り御役所 端裏書「山上条村下川組」、印墨消	享和2年戊3月	縦継紙・1通	ふ2-10
山上条村下川組名主善九郎他十名拝借証文[指上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金2両12匁2分2厘13年賦にて拝借につき) 山上条村下川組名主善九郎・組頭五右衛門・同断寅恠他8名→御勘定所拝借懸り御役所 端裏書「山上条村下川組」、印墨消	享和2年戊2月	縦継紙・1通	ふ2-11
山上条村下川組名主善九郎他十名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金2	享和2年戊2月	縦継紙・1通	ふ2-12

両3分5匁6分7厘13年賦にて拝借につき) 山上条村下川組名主善九郎・組頭五右衛門・同断寅恠他8名→御勘定所拝借懸り御役所 端裏書「山上条村下川組」、印墨消			
山上条村中組名主善九郎他十名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金24両2分1匁2分5厘13年賦にて拝借につき) 山上条村中組名主善九郎・組頭五右衛門・同断寅恠他8名→御勘定所拝借懸り御役所 端裏書「山上条村中組」、印墨消	享和2年戌2月	豎継紙・1通	ふ2-13
山上条村中組名主善九郎他十名拝借証文[指上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金28両2分10匁4分3厘13年賦にて拝借につき) 山上条村中組名主善九郎・組頭五右衛門・同断寅恠他8名→御勘定所拝借懸り御役所 端裏書「山上条村中組」、印墨消	享和2年戌2月	豎継紙・1通	ふ2-14
山上条村中組名主善九郎他十名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金5両3分9匁3分8厘13年賦にて拝借につき) 山上条村中組名主善九郎・組頭五右衛門・同断寅恠他8名→御勘定所拝借懸り御役所 端裏書「山上条村中組」、印墨消	享和2年戌2月	豎継紙・1通	ふ2-15
地京原村下組名主伝吉他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事](年来困窮のため金2両10年賦礼金御免にて拝借につき) 地京原村下組名主伝吉・組頭弥惣右衛門・長百姓政之助他2名/(奥印)先御役中近藤前角・卯十二月徳嵩恒吉→御勘定所拝借掛御役所 端裏書「地京原村下組」	文政2年卯3月	豎継紙・1通	ふ2-16
地京原村上組名主甚兵衛他五名拝借証文[差上申拝借証文之事](年来困窮のため金2両10年賦礼金御免にて拝借につき) 地京原村上組名主甚兵衛・組頭清右衛門・長百姓吉郎右衛門他3名/(奥印)先御役中近藤前角・卯十二月徳嵩恒吉→御勘定所拝借掛御役所 端裏書「地京原村上組」	文政2年卯3月	豎継紙・1通	ふ2-17
竹房村名主孫右衛門他六名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金7両2分3匁4分8厘13年賦にて拝借につき) 竹房村名主孫右衛門・組頭与右衛門・長百姓頭立吉郎右衛門他4名→御勘定所拝借懸り御役所 端裏書「竹房村」、西村源蔵辰年迄返上分・残金取調貼紙あり	享和2年戌2月	豎継紙・1通	ふ2-18
里穂苅村名主七左衛門他三名拝借証文(居宅焼失のため高金10年賦にて拝借につき) 里穂苅村名主七左衛門・組頭栄助・長百姓清左衛門他1名→御勘定所拝借掛御役所 前欠	文化13年子5月	豎継紙・1通	ふ2-19
日影村名主一十郎他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事](不作のため金25両10年賦にて	文化13年子12月	豎継紙・1通	ふ2-20

2 藩政／在方／村方御救い拝借金証文

<p>拝借につき) 日影村名主一十郎・組頭重郎右衛門・長百姓清右衛門他2名→御勘定所拝借御懸御役所端裏書「日影村」</p> <p>日影村名主重郎右衛門他五名拝借証文〔拝借金証文之御事〕(不作のため金18両10年賦にて拝借につき) 日影村名主重郎右衛門・組頭一十郎・長百姓伝右衛門他3名／(奥印)成沢小右衛門→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「日影村」</p>	<p>文政元年寅12月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>ふ2-21</p>
<p>伊折村上組名主市郎右衛門他四名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(不作のため金4両2分10年賦にて拝借につき) 伊折村名主六郎右衛門・組頭市右衛門・同断利右衛門他2名／(奥印)古岩十右衛門→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「伊折村」</p>	<p>文政2年卯4月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>ふ2-22</p>
<p>栃原村平組名主善左衛門他八名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(前々より村方困窮のため金97両1分1匁3分8厘30年賦にて拝借につき) 栃原村平組名主善左衛門・組頭惣左衛門・長百姓武左衛門他8名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「栃原村平組」</p>	<p>享和元年酉10月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>ふ2-23</p>
<p>伊折村御借主六郎右衛門他五名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(村方難洪のため金29両3分7匁5分20年賦にて拝借につき) 伊折村御借主六郎右衛門・合地八治郎・組合惣左衛門他3名／(奥印)吉沢十助・池田良右衛門→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「伊折村」</p>	<p>文政5年午3月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>ふ2-24</p>
<p>和佐尾村名主清右衛門他三名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(小前難洪のため金7両2分10年賦にて拝借につき) 和佐尾村名主清右衛門・組頭小左衛門・長百姓市左衛門他1名／(奥印)徳嵩恒吉→御勘定所御拝借御掛御役所 端裏書「和佐尾村」</p>	<p>文政元年寅11月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>ふ2-25</p>
<p>和佐尾村名主清右衛門他三名拝借証文〔拝借金証文之御事〕(秋作不作のため金7両2分10年賦にて拝借につき) 和佐尾村名主清右衛門・組頭小左衛門・長百姓市左衛門他1名／(奥印)先御役中近藤最用・卯十二月徳嵩恒吉→御勘定所御拝借御掛御役所 端裏書「和佐尾村」</p>	<p>文政元年寅12月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>ふ2-26</p>
<p>上祖山村名主常八他三名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(居宅焼失のため金6両10年賦にて拝借につき) 上祖山村名主常八・組頭七兵衛・長百姓太郎右衛門他1名／(奥印)成沢小右衛門→御勘定所拝借御懸御役所 端裏書「上祖山村」</p>	<p>文政元年寅5月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>ふ2-27</p>
<p>上祖山村名主甚右衛門他六名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(年来困窮のため金5両10年賦にて拝借につき) 上祖山村名主甚右衛門・組頭七兵衛・長百姓常八他4名／(奥印)成沢小右衛門→</p>	<p>文政2年卯3月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>ふ2-28</p>

御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「上祖山村」			
栃原村平組名主善左衛門他十名拝借証文[差上申拝借証文之御事](前々より村方困窮のため金46両3分9匁3分9厘30年賦にて拝借につき) 栃原村平組名主善左衛門・組頭惣左衛門・長百姓武左衛門他8名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「栃原村平組」	享和元年酉10月	縦継紙・1通	ふ2-29
鬼無里村名主与兵衛他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事](山拔覆難渋のため金4両2分5年賦にて拝借につき) 鬼無里村名主与兵衛・組頭文六・長百姓庄藏他2名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「鬼無里村」	文化5年辰12月	縦継紙・1通	ふ2-30
鬼無里村名主伴左衛門他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事](徳左衛門他2名難渋のため拝借金623両30年賦にて拝借につき) 鬼無里村名主伴左衛門・組頭喜平治・長百姓源左衛門他2名→御勘定所拝借御掛御役所 ②ふ2-31～ふ2-33、辰御元残金取調貼紙あり、端裏書「鬼無里村」	文化11年酉12月	縦継紙・1通	ふ2-31
鬼無里村上組名主安左衛門他6名拝借証文[差上申拝借証文之御事](村方難渋のため金519両5匁9分8厘20年賦にて拝借につき) 鬼無里村上組名主安左衛門・組頭磯右衛門・長百姓忠右衛門他4名/(奥印)海沼与兵衛・町田源左衛門→御勘定所拝借御掛り御役所 辰御元残金取調貼紙あり、端裏書「鬼無里村上組」	文政2年卯閏4月	縦継紙・1通	ふ2-32
鬼無里村上組名主安左衛門他六名拝借証文[差上申拝借証文之御事](村方困窮のため金721両2分12匁1分4厘25年賦にて拝借につき) 鬼無里村上組名主安左衛門・組頭磯右衛門・長百姓忠右衛門他4名/(奥印)海沼与兵衛・町田源左衛門→御勘定所拝借御掛り御役所 辰御元残金取調貼紙あり、端裏書「鬼無里村上組」	文政2年卯閏4月	縦継紙・1通	ふ2-33
(拝借証文綴 享和2年2月～文化13年5月)		17通	ふ3
里穂苅村名主七左衛門他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](中尚場組の者居宅焼失のため金6両3分10年賦にて拝借につき) 里穂苅村名主七左衛門・組頭栄助・長百姓清左衛門他1名→御勘定所拝借御掛御役所	文化13年子5月	縦継紙・1通	ふ3-1
日名村名主勇左衛門他三名拝借証文[指上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金63両2分6匁6分19年賦にて証文替につき) 日名村名主勇左衛門・組頭長兵衛・長百姓吉郎右衛門他1名→御勘定所拝借御懸り御役所	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ3-2
日名村名主勇左衛門他三名拝借証文[指上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金85両1匁3分4厘19年賦にて証文替につき) 日名村名主	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ3-3

2 藩政／在方／村方御救い拝借金証文

勇左衛門・組頭長兵衛・長百姓吉郎右衛門他1名→御勘定所拝借御懸り御役所			
千田村名主武右衛門他八名拝借証文(西迄返上残分証文替につき) 千田村名主武右衛門・組頭八歳・長百姓喜兵衛他6名→御勘定所拝借御掛り御役所 前欠、ふ-3-3とふ-3-7の間に挿入	享和2年戊2月	縦継紙・1通	ふ-3-4
(辰年迄残金9両4匁7分書出の貼紙) ふ-3-3とふ-3-7の間に挿入、本紙より剥離		切紙・1点	ふ-3-5
某貼紙(辰年迄残金5両3分9分2厘書出の貼紙) ふ-3-3とふ-3-7の間に挿入、本紙より剥離		切紙・1点	ふ-3-6
瀬戸川村馬回組名主武右衛門他三名拝借証文 [差上申拝借証文之御事](山抜覆小前百姓居家押埋のため金40両15年賦にて拝借につき) 瀬戸川村馬回組名主武右衛門・組頭曾右衛門・長百姓第右衛門他1名→御勘定所拝借御掛り御役所	文化6年巳3月	縦継紙・1通	ふ-3-7
竹生村名主嘉兵衛他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](西年迄返上残分元金88両2分6匁8分4厘22年賦にて証文替につき) 竹生村名主嘉兵衛・組頭専右衛門・長百姓与右衛門他1名→御勘定所拝借御掛り御役所	享和2年戊2月	縦継紙・1通	ふ-3-8
伊折村名主利右衛門他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事](小前難洪のため金8両3分5年賦にて拝借につき) 伊折村名主利右衛門・組頭市右衛門・同断与五右衛門他2名→御勘定所拝借御懸御役所	文化14年丑4月	縦継紙・1通	ふ-3-9
後町村名主甚十郎他四名拝借証文(返上滞分元金へ結び入れ証文替につき) 後町村名主甚十郎・組頭重兵衛・長百姓伊左衛門他2名→御勘定所拝借御懸り御役所 ふ-3-9とふ-3-11の間に挿入、前欠	文政元年寅12月	縦継紙・1通	ふ-3-10
日影村名主一十郎他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](西京組入川村・小佐手村の者困窮のため金5両5年賦にて拝借につき) 日影村名主一十郎・組頭重郎右衛門・長百姓清右衛門他1名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「日影村」	文化13年子3月	縦継紙・1通	ふ-3-11
日影村名主半兵衛他二十一名拝借証文[差上申拝借証文之御事](西年迄返上残分元金120両2分5匁9分20年賦にて拝借につき) 日影村名主半兵衛・組頭重郎左衛門・長百姓六右衛門他19名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「日影村」	享和2年戊2月	縦継紙・1通	ふ-3-12
日影村名主伝右衛門他七名拝借証文[差上申拝借証文之御事](小前難洪のため金35両10年賦にて拝借につき) 日影村名主伝右衛門・組頭一十郎・長百姓佐市他5名→御勘定所拝借御掛御役所	文化10年酉12月	縦継紙・1通	ふ-3-13
日影村名主弥惣治他八名拝借証文[差上申拝借証文之御事](是迄1割礼金付拝借分金110両15年賦礼金御免にて拝借につき) 日影村名主	文化6年巳12月	縦継紙・1通	ふ-3-14

弥惣治・組頭一郎治・長百姓重郎左衛門他6名→御勘定所拝借御掛御役所			
小鍋村某拝借証文[差上申拝借証文之御事](返上滞分元金へ結入金42両1分7匁6分2厘20年賦にて拝借につき) (小鍋村)→(御勘定所拝借御掛御役所) 端裏書「小鍋村」、後部破損甚大、端裏朱書「取立懸り」		縦継紙・1通	ふ3-15
小鍋村名主某拝借証文[差上申拝借証文之御事](返上滞分元金へ結び入れ金11両2分20年賦拝借につき) 小鍋村名主[]→(御勘定所拝借御掛御役所) 後部破損甚大		縦継紙・1通	ふ3-16
黒沼村某拝借証文[差上申拝借証文之御事](山抜覆居家押埋のため金7両2分15年賦にて拝借につき) 黒沼村名[]→(御勘定所拝借御掛御役所) 後部破損甚大、端裏書「山抜難渋拝借」		縦継紙・1通	ふ3-17
(拝借証文綴 享和2年2月～文化12年5月)		64通	ふ4
根越組名主曾野右衛門他五名拝借証文[差上申拝借証文之事](天明年中拝借金返上滞分金4両3匁2分3厘10年賦にて拝借につき) 根越組名主曾野右衛門・組頭吉右衛門・長百姓弥惣右衛門他3名→御勘定所拝借懸御役所 端裏書「根越組」	文化6年巳6月	縦継紙・1通	ふ4-1
根越組名主嘉右衛門他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金44両13匁8分9厘17年賦にて拝借につき) 根越組名主喜右衛門・組頭太郎左衛門・長百姓藤助他2名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「根越組」	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ4-2
川口村名主作右衛門他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事](天明年中拝借金返上滞分金3両3分5匁2分9厘10年賦にて証文替につき) 川口村名主作右衛門・組頭与一右衛門・長百姓彦左衛門他2名→御勘定所拝借御懸御役所 端裏書「川口村」	文化6年巳7月	縦継紙・1通	ふ4-3
川口村名主彦左衛門他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金21両1分2匁5分3厘17年賦にて証文替につき) 川口村名主彦左衛門・組頭林右衛門・長百姓武左衛門他1名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「川口村」	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ4-4
南牧村御借主佐野右衛門他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](小杉代金未納のため村方困窮にて金5両10年賦にて拝借につき) 南牧村御借主佐野右衛門・名主嘉藤治・組頭要右衛門他1名／(奥印)宮下治部織・沢元馬→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「南牧村佐野右衛門」、端裏朱書「取立懸り」	文化6年巳7月	縦継紙・1通	ふ4-5
牧野島村名主六右衛門他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事](高金引負名主八郎右衛門	文化7年午6月	縦継紙・1通	ふ4-6

2 藩政／在方／村方御救い拝借金証文

欠落のため利下長年賦上納にて金33両2分2分9厘30年賦拝借につき) 牧野島村名主六右衛門・組頭権左衛門・長百姓久左衛門他2名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「牧野島村」			
牧野嶋村名主六右衛門他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事](拝借金返上分滞分金65両4匁5分1厘30年賦にて拝借につき) 牧野嶋村名主六右衛門・組頭権左衛門・長百姓久左衛門他2名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「牧野島村」	文化7年午6月	縦継紙・1通	ふ-4-7
里穂苺村名主利右衛門他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事](頭立庄右衛門内証難洪のため金5両10年賦にて拝借につき) 里穂苺村名主利右衛門・組頭清左衛門・長百姓七左衛門他2名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「里穂苺村」	文化7年午12月	縦継紙・1通	ふ-4-8
鬼無里村上組名主市左衛門他六名拝借証文[差上申拝借証文之御事](文化6年礼金御免拝借金返上残金42両2分6分6年賦にて拝借につき) 鬼無里村上組名主市左衛門・組頭治郎右衛門・長百姓伝左衛門他4名→御勘定所拝借御掛御役所	文化11年戌正月	縦継紙・1通	ふ-4-9
鬼無里村上組名主市左衛門他六名拝借証文[差上申拝借証文之御事](文化6年礼金御免拝借金返上残金93両3分11匁1分8厘にて拝借につき) 鬼無里村上組名主市左衛門・組頭治郎右衛門・長百姓伝左衛門他4名→御勘定所拝借御掛御役所	文化11年戌正月	縦継紙・1通	ふ-4-10
里穂苺村名主庄右衛門他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](文化7年礼金御免拝借金返上残金3両3分13匁5分23年賦にて拝借につき) 里穂苺村名主庄右衛門・組頭善蔵・長百姓儀右衛門他1名→御勘定所拝借御掛御役所	文化10年酉12月	縦継紙・1通	ふ-4-11
竹生村名主嘉兵衛他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金78両3分12匁3分6厘17年賦にて証文替につき) 竹生村名主嘉兵衛・組頭専右衛門・長百姓与右衛門他1名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「竹生村」	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ-4-12
上野村名主幾右衛門他五名拝借証文[差上申拝借証文之御事](高金引負人欠落のため礼金1割5分より5分に引下げ金65両2分7匁3分9厘30年賦にて拝借につき) 上野村名主幾右衛門・組頭佐五右衛門・長百姓惣右衛門他3名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「上野村」	文化12年亥5月	縦継紙・1通	ふ-4-13
大岡村宮平組名主吉右衛門他五名拝借証文[差上申拝借証文之御事](天明年中拝借金返上滞分金4両1分7匁4厘10年賦にて拝借につき) 大岡村宮平組名主吉右衛門・組頭銀左衛門・長百姓佐五左衛門他3名→御勘定所拝借御懸御役所 端裏書「宮平組」	文化6年巳7月	縦継紙・1通	ふ-4-14

宮平組名主小文治他三名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(酉年迄返上残分元金52両2分1匁三厘17年賦にて拝借につき) 宮平組名主小文治・組頭栄七・長百姓吉弥他2名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「宮平村」	享和2年戌2月	豎継紙・1通	ふ4-15
和平組名主小右衛門他五名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(天明年中拝借金返上滞分金5両1分3匁4分3厘10年賦に返上につき) 和平組名主小右衛門・組頭与四郎・長百姓岡右衛門他3名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「和平組」	文化6年巳6月	豎継紙・1通	ふ4-16
和平組名主甚右衛門他五名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(酉年迄返上残分元金26両1分9匁3厘17年賦にて拝借につき) 和平組名主甚右衛門・組頭久七・長百姓五郎右衛門他2名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「和平組」	享和2年戌2月	豎継紙・1通	ふ4-17
大原村名主重左衛門他六名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(酉年迄返上残分元金85両3分11匁7分6厘17年賦にて拝借につき) 大原村名主重左衛門・組頭利右衛門・長百姓惣吉他4名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「大原村」	享和2年戌2月	豎継紙・1通	ふ4-18
大原村名主重右衛門他六名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(酉年迄返上残分元金92両1匁2分4匁17年賦にて拝借につき) 大原村名主重左衛門・組頭利右衛門・長百姓惣吉他4名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「大原村」	享和2年戌2月	豎継紙・1通	ふ4-19
大原村名主重左衛門他六名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(酉年迄返上残分元金16両2分13匁4分4厘17年賦にて拝借につき) 大原村名主重左衛門・組頭利右衛門・長百姓惣吉他4名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「大原村鹿道組」	享和2年戌2月	豎継紙・1通	ふ4-20
大原村名主重左衛門他六名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(酉年迄返上残分元金11両2分8匁5分7厘17年賦にて拝借につき) 大原村名主重左衛門・組頭利右衛門・長百姓惣吉他4名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「大原村鹿道組」	享和2年戌2月	豎継紙・1通	ふ4-21
下越道村名主久兵衛他六名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(大雨の時居家押埋のため金12両2分10年賦にて拝借につき) 下越道村名主久兵衛・組頭小右衛門・長百姓平四郎他4名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「下越道村」	文化4年卯8月	豎継紙・1通	ふ4-22
奈良井村名主佐五兵衛他五名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(拝借金返上滞分元金へ結入金76両2分10匁4分8厘30年賦にて拝借につき) 奈良井村名主佐五兵衛・組頭新左衛門・同断弥惣他3名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「奈良井村」	文化5年辰5月	豎継紙・1通	ふ4-23

2 藩政／在方／村方御救い拝借金証文

青木村名主谷左衛門他七名拝借証文[差上申拝借証文之御事](拝借金返上滞分元金へ結入金61両2分8匁8分20年賦にて拝借につき) 青木村名主谷左衛門・同断三左衛門・組頭十左衛門他5名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「青木村」	享和2年戊12月	縦継紙・1通	ふ4-24
青木村名主重左衛門他七名拝借証文[差上申拝借証文之御事](冥加金上納引上地頂戴のため拝借金18両30年賦にて拝借につき) 青木村名主重左衛門・同断善左衛門・組頭吉弥他5名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「青木村」	享和3年亥5月	縦継紙・1通	ふ4-25
青木村名主宇左衛門他五名拝借証文[指上申拝借証文之御事](拝借礼金返上滞分金18両2分6匁4分9厘20年賦にて拝借につき) 青木村名主宇左衛門・同断弥左衛門・組頭嘉七他3名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「青木村」	文化8年未12月	縦継紙・1通	ふ4-26
中條村名主伊兵衛他七名拝借証文[差上申拝借証文之御事](中町組・蓬野組大勢の者焼失のため金50両10年賦にて拝借につき) 中條村名主伊兵衛・組頭新兵衛・同断佐兵衛他5名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「中条村」	文化元年子12月	縦継紙・1通	ふ4-27
中條村名主伊兵衛他八名拝借証文[差上申拝借証文之御事](中町組・蓬野組焼失秋作不作のため金96両1分13匁5分7厘30年賦礼金御免にて拝借につき) 中條村名主伊兵衛・組頭新兵衛・多右衛門他6名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「中条村」	文化元年子10月	縦継紙・1通	ふ4-28
中條村名主要助他六名拝借証文[差上申拝借証文之御事](拝借金返上滞正金分元金50両30年賦にて拝借につき) 中條村名主要助・組頭佐野右衛門・同断作兵衛他4名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「中条村」	文化10年酉12月	縦継紙・1通	ふ4-29
中條村名主伊兵衛他八名拝借証文[差上申拝借証文之御事](中町組・蓬野組焼失秋作不作のため金40両30年賦にて拝借につき) 中條村名主伊兵衛・組頭新兵衛・同断多右衛門他6名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「中条村」	文化元年子7月	縦継紙・1通	ふ4-30
念仏寺村名主嘉惣治他七名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金27両1分7匁4分4厘13年賦にて証文替につき) 念仏寺村名主嘉惣治・組頭喜右衛門・長百姓嘉伝治他5名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「念仏寺村上組」	享和2年戊2月	縦継紙・1通	ふ4-31
念仏寺村上組名主嘉惣治他六名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金23両1分12匁6分7厘13年賦にて証文替につき) 念仏寺村名主嘉惣治・組頭喜右衛門・長百姓嘉伝治他4名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「念仏寺村上組」	享和2年戊2月	縦継紙・1通	ふ4-32

念仏寺村上組名主嘉惣治他七名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金17兩9匁7分7厘13年賦にて証文替につき) 念仏寺村名主嘉惣治・組頭喜右衛門・長百姓嘉伝治他5名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「念仏寺村上組」	享和2年戌2月	豎継紙・1通	ふ4-33
梅木村上組名主治郎兵衛他六名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分金28兩1分4匁7分9厘13年賦にて証文替につき) 梅木村上組名主治郎兵衛・組頭清右衛門・長百姓富右衛門他4名→御勘定所拝借御掛り御役所	享和2年戌2月	豎継紙・1通	ふ4-34
梅木村上組名主治郎兵衛他六名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金29兩2分14匁9分2厘13年賦にて証文替につき) 梅木村上組名主治郎兵衛・組頭清右衛門・長百姓富右衛門他4名→御勘定所拝借御掛り御役所	享和2年戌2月	豎継紙・1通	ふ4-35
梅木村名主治郎兵衛他六名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金14兩1分5匁4厘13年賦にて証文替につき) 梅木村名主治郎兵衛・組頭清右衛門・長百姓富右衛門他4名→御勘定所拝借御掛り御役所	享和2年戌2月	豎継紙・1通	ふ4-36
地京原村名主勘右衛門他六名拝借証文[差上申拝借証文之事](酉年迄返上残分元金36兩1分3分9厘13年賦にて証文替につき) 地京原村名主勘右衛門・組頭宇右衛門・長百姓清九郎他4名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「地京原村上組」	享和2年戌2月	豎継紙・1通	ふ4-37
地京原村上組名主勘右衛門他六名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金50兩1分5匁3分5厘13年賦にて証文替につき) 地京原村上組名主勘右衛門・組頭宇右衛門・長百姓清九郎他4名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「地京原村上組」	享和2年戌2月	豎継紙・1通	ふ4-38
地京原村下組名主太惣治他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金74兩3分9分8厘13年賦にて証文替につき) 地京原村下組名主太惣治・組頭徳兵衛・長百姓弥惣次他2名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「地京原村下組」	享和2年戌2月	豎継紙・1通	ふ4-39
地京原村下組名主久右衛門他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](山抜覆忠二郎居宅押埋のため金3兩10年賦にて拝借につき) 地京原村下組名主久右衛門・組頭多惣治・長百姓甚之丞他1名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「地京原村下組」	文化6年巳3月	豎継紙・1通	ふ4-40
地京原村下組名主太惣治他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金21	享和2年戌2月	豎継紙・1通	ふ4-41

2 藩政／在方／村方御救い拝借金証文

<p>両9匁8分1厘13年賦にて証文替につき) 地京原村下組名主太惣治・組頭徳兵衛・長百姓弥惣治他1名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「地京原村下組」</p>			
<p>伊織村名主惣左衛門他四名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(礼金附年切拝借・御手当拝借礼金滞分元金160両6匁3分8厘30年賦礼金御免にて拝借につき) 伊織村名主惣左衛門・組頭弥忠治・長百姓嘉右衛門他2名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「伊折村」</p>	文化3年寅7月	縦継紙・1通	ふ4-42
<p>伊折村名主市左衛門他七名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(御手当拝借礼金滞分元金76両1分7匁5分9厘30年賦にて拝借につき) 伊折村名主市右衛門・組頭弥忠治・同断喜平治他5名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「伊折村」</p>	文化10年酉12月	縦継紙・1通	ふ4-43
<p>和佐尾村名主九之丞他七名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(酉年迄返上残分元金13両2分7匁7分4厘13年賦にて証文替につき) 和佐尾村名主九之丞・組頭善四郎・長百姓幸右衛門他5名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「和佐尾村」</p>	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ4-44
<p>和佐尾村名主九之丞他七名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(酉年迄返上残分元金37両3分13匁3分9厘13年賦にて拝借につき) 和佐尾村名主九之丞・組頭善四郎・長百姓幸右衛門他5名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「和佐尾村」</p>	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ4-45
<p>和佐尾村名主九之丞他七名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(酉年迄返上残分元金12両2分7匁9分13年賦にて拝借につき) 和佐尾村名主九之丞・組頭善四郎・長百姓幸右衛門他5名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「和佐尾村」</p>	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ4-46
<p>日影村名主重郎右衛門他五名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(西京組居宅焼失のため金24両5年賦にて拝借につき) 日影村名主重郎右衛門・組頭勇左衛門・長百姓佐市他3名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「日影村」</p>	文化8年未12月	縦継紙・1通	ふ4-47
<p>古間村名主喜左衛門他五名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(是迄1割5分礼金付年切拝借分金28両3分20年賦礼金御免にて拝借につき) 古間村名主喜左衛門・組頭喜右衛門・長百姓甚右衛門他3名→御勘定所拝借御掛り御役所 端裏書「古間村」</p>	文化元年子12月	縦継紙・1通	ふ4-48
<p>栃原村西条組名主源左衛門他十二名拝借証文〔差上申拝借証文之御事〕(大風麻作麦作水損のため金27両7年賦にて拝借につき) 栃原村西条組名主源左衛門・組頭七郎右衛門・長百姓武兵衛他9名→御勘定所拝借御懸御役所 端裏書「栃原村西条組」</p>	文化6年巳7月	縦継紙・1通	ふ4-49

鬼無里村名主伴左衛門他四名拝借証文〔差上申 拝借証文之御事〕(是迄1割5分礼金付拝借分 金787両9匁8分6厘30年賦礼金5分付にて拝借 につき) 鬼無里村名主伴左衛門・組頭喜平治・長百 姓源左衛門他2名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏 書「鬼無里村」	文化10年酉12月	豎継紙・1通	ふ4-50
鬼無里村上組御借主金左衛門他三名拝借証文 〔差上申拝借証文之御事〕(難渋のため金30両 15年賦にて拝借入上粉30俵より拝借につき) 鬼無里村上組御借主金左衛門・名主伴左衛門・組頭喜 平治他1名→御勘定所拝借御掛御役所 端裏書「鬼無 里村上組」	文化10年酉12月	豎継紙・1通	ふ4-51
鬼無里村元組名主元右衛門他六名拝借証文〔指 上申拝借証文之御事〕(酉年迄返上残分元金 20両1分1匁4分4厘6年賦にて拝借につき) 鬼 無里村元組名主元右衛門・組頭卯右衛門・長百姓源左 衛門他4名→御勘定所拝借御掛御役所	文化11年戊正月	豎継紙・1通	ふ4-52
鬼無里村名主元右衛門他六名拝借証文〔指上申 拝借証文之御事〕(酉年迄返上残分元金55両1 分2匁8分2厘11年賦にて拝借につき) 鬼無里 村元組名主元右衛門・組頭卯右衛門・長百姓源左衛門 他4名→御勘定所拝借御掛御役所	文化11年戊正月	豎継紙・1通	ふ4-53
鬼無里村元組名主佐五左衛門他十九名拝借証 文〔差上申拝借証文之御事〕(是迄1割5分礼金 付拝借分714両32匁1分6厘30年賦礼金御免に て拝借につき) 鬼無里村元組名主佐五左衛門・同 断弥忠治・組頭市兵衛他17名→御勘定所拝借御懸り 御役所 端裏書「鬼無里村元組」	文化7年午10月	豎継紙・1通	ふ4-54
鬼無里村元組名主佐五左衛門他十九名拝借証 文〔差上申拝借証文之御事〕(是迄1割5分礼金 付拝借分金220両2分6匁4厘30年賦礼金5分付 にて拝借につき) 鬼無里村元組名主佐五左衛 門・同断弥忠治・組頭市兵衛他17名→御勘定所拝借御 懸り御役所 端裏書「鬼無里村元組」	文化7年午10月	豎継紙・1通	ふ4-55
志垣村名主市郎右衛門他十一名拝借証文〔差上 申拝借証文之御事〕(大風麻作麦作水損のため 16両7年賦にて拝借につき) 志垣村名主市 郎右衛門・組頭九右衛門・長百姓奥右衛門他9名→御 勘定所拝借御懸御役所 端裏書「志垣村」	文化6年巳7月	豎継紙・1通	ふ4-56
追通村名主重左衛門他六名拝借証文〔指上申拝 借証文之御事〕(大風麻作麦作水損のため金 32両7年賦にて拝借につき) 追通村上組名主作 兵衛・組頭弥左衛門・長百姓甚十郎他8名→御勘定所 拝借御懸御役所 端裏書「追通村」、端裏朱書「取立懸 り」	文化6年巳7月	豎継紙・1通	ふ4-57
枋原村平組名主武左衛門他十名拝借証文〔差上	文化6年巳7月	豎継紙・1通	ふ4-58

2 藩政／在方／村方御救い拝借金証文

<p>申拝借証文之御事] (大風麻作麦作水損のため金33両7年賦にて拝借につき) 栃原村平組名主武左衛門・組頭平之丞・長百姓善左衛門他8名→御勘定所拝借御懸御役所 端裏書「栃原村平組」</p>			
<p>上祖山村名主久右衛門他六名拝借証文[差上申拝借証文之御事] (大風麻作水損のため金6両7年賦にて拝借につき) 上祖山村名主久右衛門・組頭七左衛門・長百姓権右衛門他4名→御勘定所拝借御懸御役所 端裏書「上祖山村」</p>	文化6年巳7月	縦継紙・1通	ふ4-59
<p>吉久保村名主頭立太右衛門他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事] (酉年迄返上残分元金46両1分11匁3分1厘18年賦にて拝借につき) 吉久保村名主頭立太右衛門・組頭半右衛門・長百姓惣吉他2名→御勘定所拝借御懸り御役所 端裏書「吉久保村」</p>	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ4-60
<p>長井村名主岩右衛門他八名拝借証文[差上申拝借証文之御事] (村方難渋のため金84両1匁6分6厘30年賦拝借年延5分礼金付にて拝借につき) 長井村名主岩右衛門・組頭吉郎兵衛・長百姓喜七他6名→御勘定所拝借御懸御役所 端裏書「長井村」</p>	文化4年卯4月	縦継紙・1通	ふ4-61
<p>五十里村名主佐源太他三名拝借証文[指上申拝借証文之御事] (拝借金拝借滞分元金へ結入金240両4匁7厘30年賦にて拝借につき) 五十里村名主佐源太・組頭虎三郎・同断政吉他1名→(御勘定所拝借御掛御役所) 端裏書「五十里村」、後欠のため年代・作成(の一部)・受取解読不能</p>		縦継紙・1通	ふ4-62
<p>長井村名主岩右衛門他八名拝借証文[差上申拝借証文之御事] (寅年滞分元金へ結入金112両1分13匁5分9厘30年賦礼金御免にて拝借につき) 長井村名主岩右衛門・組頭吉郎兵衛・長百姓喜七他6名→御勘定所拝借御懸御役所 端裏書「長井村」</p>	文化4年卯4月	縦継紙・1通	ふ4-63
<p>(五十里村) 某拝借証文[差上申拝借証文之御事] (金130両30年賦につき) (五十里村)→(御勘定所拝借御掛御役所) 端裏書「五十里村」、後欠</p>		縦継紙・1通	ふ4-64
<p>(拝借証文綴 寛政11年12月～文政2年12月) 破損箇所が多いため取扱注意</p>		12点	ふ52
<p>腰村名主伴右衛門他六名拝借証文[差上申拝借証文之御事] (酉年迄返上残分元金57両2分8匁1分2厘20年賦にて証文替につき) 腰村名主伴右衛門・組頭治郎右衛門・長百姓重右衛門他4名→御勘定所拝借御懸り御役所 虫損甚大、端裏書「腰村」</p>	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ52-1
<p>下越村名主頭立嘉左衛門他三名拝借証文[差上申御内借証文之御事] (拝借金返上滞分金50</p>	文政2年卯12月	縦継紙・1通	ふ52-2

<p>両3匁9厘礼金御免20年賦にて拝借につき) 下越村名主頭立嘉左衛門・組頭頭立惣三郎・長百姓平兵衛他1名／(奥印)伊藤小一右衛門・宮下源助→御勘定所内借御掛御役所 虫損甚大、端裏書「下越村」、巳御元残金取調貼紙あり</p>			
<p>西寺尾村名主其他十一名拝借証文[差上申拝借証文之事](酉年迄返上残分元金61両1分3匁23年賦にて証文替につき) 西寺尾村名主[]・組頭金[]・長百姓与右衛門他9名→御勘定所拝借御懸り御役所 辰御元残金取調貼紙あり、端裏書「西寺尾村」</p>	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ52-3
<p>西寺尾村名主政五郎他十一名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上納残分元金85両2分4匁2分8厘22年賦にて証文替につき) 西寺尾村名主政五郎・組頭金治・長百姓与右衛門他9名→御勘定所拝借御懸り御役所 辰御元残金取調貼紙あり、端裏書「西寺尾村」</p>	享和2年戌2月	縦継紙・1通	ふ52-4
<p>下越村名主嘉左衛門他二名拝借証文[差上申拝借証文之御事](是迄1割5分礼金付拝借分金51両3分礼金御免にて拝借につき) 下越村名主嘉左衛門・組頭頭立喜左衛門・長百姓[]→御勘定所拝借御懸り御役所 虫損甚大、端裏書「下越村」、辰御元残金取調貼紙あり(貼紙剥離)</p>	文化元年子12月	縦継紙・1通	ふ52-5
<p>下越村名主九兵衛他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事](返上滞分金50両30年賦礼金御免にて拝借につき) 下越村名主九兵衛・組頭嘉左衛門・長百姓市郎右衛門他1名→御勘定所拝借御懸り御役所 辰御元残金取調貼紙あり(貼紙剥離)、端裏書「下越村」</p>	文化8年未12月	縦継紙・1通	ふ52-6
<p>下越村名主頭立嘉右衛門他三名拝借証文[差上申拝借証文之御事](返上滞分金89両1分12匁20年賦礼金御免にて拝借につき) 下越村名主頭立嘉左衛門・組頭頭立惣太郎・長百姓平兵衛他1名／(奥印)伊藤小一右衛門・宮下源助→御勘定所拝借御掛御役所 虫損、端裏書「下越村」</p>	文政2年卯12月	縦継紙・1通	ふ52-7
<p>北山田村名主九左衛門他四名拝借証文[差上申拝借証文之事](天明年中拝借金返上滞分元金に結入金114両3分5匁5分9厘30年賦にて拝借につき) 北山田村名主九左衛門・組頭七郎右衛門・長百姓九兵衛他2名→御勘定所拝借御掛御役所 辰御元残金取調貼紙あり、端裏書「北山田村」</p>	寛政11年未12月	縦継紙・1通	ふ52-8
<p>北山田村名主九左衛門他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事](安永・天明年中拝借金残金37両3分13匁5分3厘年延30年賦にて拝借につき) 北山田村名主九左衛門・組頭七郎右衛門・長百姓九兵衛他2名→御勘定所拝借御掛御役所 虫損甚大、端裏書「北山田村」</p>	寛政11年未12月	縦継紙・1通	ふ52-9

2 藩政／在方／村方御救い拝借金証文

<p>三輪村名主彦市他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事](酉年迄返上残分元金76両11匁3厘25年賦にて証文替につき) 三輪村名主彦市・組頭与惣治・長百姓清之丞他2名→(御勘定所拝借御掛御役所) 後欠、端裏書「三輪村」、辰御元残金取調貼紙あり</p>	<p>享和2年戌2月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>ふ52-10</p>
<p>千田村某拝借証文[差上申拝借証文之御事](金172両1分13匁4厘19年賦にて拝借につき)(千田村)→(御勘定所拝借御掛御役所) 後欠、端裏書「千田村」</p>		<p>縦継紙・1通</p>	<p>ふ52-11</p>
<p>後町村某拝借証文[差上申拝借証文之御事](金585両20年賦にて拝借につき)(後町村)→(御勘定所拝借御掛御役所) 後欠、端裏書「後町村」</p>		<p>縦継紙・1通</p>	<p>ふ52-12</p>
<p>湯田中村御借主名主善右衛門他五名拝借証文[差上申拝借証文之御事](借入金の内金100両15年賦にて拝借借主持分より拝借につき) 湯田中村御借主名主善右衛門・同断組頭九左衛門・同断長百姓六右衛門他3名→御勘定所御内借御掛御役所 ふ-5～ふ-26は巻込一括</p>	<p>天保2年卯12月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>ふ5</p>
<p>青木村御借主政吉他四名拝借証文[差上申拝借証文之御事](拠無き理由のため借入金の内金4両を借主埒地を引当として10年賦拝借につき) 青木村御借主政吉・請人茂右衛門・名主重左衛門他2名→御勘定所御御内借御掛り御役所 端裏書「青木村」、残金は貼紙にて記載</p>	<p>天保3年辰正月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>ふ6</p>
<p>西寺尾村名主藤左衛門他二名拝借証文[差上申御内借証文之御事](拠無き理由のため拝借金の内金30両を借り主持分を引当として12年賦拝借につき) 西寺尾村御借主藤兵衛・名主藤兵衛・組頭重右衛門他1名→御勘定所御御内借御掛り御役所 端裏書「西尾村」、名主が借主</p>	<p>天保4年巳4月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>ふ7</p>
<p>鬼無里村名主喜右衛門他十四名拝借証文[差上申御内拝借証文之御事](難渋のうえ高掛弁金のため借財180両余を30年賦拝借につき) 鬼無里村名主嘉右衛門・組頭弥五郎・長百姓茂右衛門他12名／(奥印)保崎莊助→御勘定所御御内借御掛り御役所 端裏書「鬼無里村」、名主・組頭長百姓が借主、残金は貼紙にて記載</p>	<p>天保4年巳12月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>ふ8</p>
<p>力石村御借主五左衛門他三名拝借証文[差上申御内拝借証文之御事](拠無き理由のため拝借金の内金6両を借り主持分を引当として1年賦拝借につき) 力石村名主御借主五左衛門・名主九左衛門・組頭半兵衛他1名→御勘定所御御内借御掛り御役所 端裏書「力石村」</p>	<p>天保4年巳12月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>ふ9</p>
<p>三輪村組頭安左衛門他四名拝借証文[差上申御内借金証文之御事](拠無き理由のため拝借金の</p>	<p>天保5年午12月20日</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>ふ10</p>

内金25両を借り主持分を引当に1年賦拝借につき) 三輪村組頭安左衛門・同断金左衛門・同断喜右衛門他2名→御勘定所御御内借御掛り御役所 端裏書「三輪村安左衛門」、組頭安左衛門が借主			
牧島村御借主甚右衛門他三名拝借証文[差上申御内借金証文之御事](拠無き理由のため拝借金の内金7両を借り主持分を引当に1年賦拝借につき) 牧島村御借主甚右衛門・名主恒左衛門・組頭保平他1名→御勘定所御御内借御掛り御役所 端裏書「牧島村甚左衛門」	天保5年午12月	縦継紙・1通	ふ11
網掛村御借主義左衛門他三名拝借証文[差上申御内借金証文之御事](拠無き理由のため拝借金の内金20両を借り主持分を引当に15年賦拝借につき) 網掛村御借主義左衛門・名主熊三郎・組頭仁兵衛他1名→御勘定所御御内借御掛り御役所 端裏書「網懸村」	天保5年午12月	縦継紙・1通	ふ12
網掛村御借主茂左衛門他三名拝借証文[差上申御内借金証文之事](借入金の内金40両15年賦借主持地引当にて拝借につき) 網掛村御借主茂左衛門・名主熊三郎・組頭仁兵衛他1名→御勘定所御内借御掛り御役所 端裏書「網掛村」、半田藤作丑年迄返上分・残金取調張紙あり	天保5年午12月	縦継紙・1通	ふ13
網掛村御借主勘左衛門他三名拝借証文[差上申御内借金証文之事](借入金の内金20両15年賦借主持地引当にて拝借につき) 網掛村御借主勘左衛門・名主熊三郎・組頭仁兵衛他1名→御勘定所御内借御掛り御役所 端裏書「網掛村」、半田藤作丑年迄返上分・残金取調張紙あり	天保5年午12月	縦継紙・1通	ふ14
網掛村御借主磯右衛門他三名拝借証文[差上申御内借金証文之事](借入金の内金5両15年賦借主持地引当にて拝借につき) 網掛村御借主磯右衛門・名主熊三郎・組頭仁兵衛他1名→御勘定所御内借御掛り御役所 端裏書「網掛村」、半田藤作丑年迄返上分・残金取調張紙あり	天保5年午12月	縦継紙・1通	ふ15
町川田村御借主彦右衛門他四名拝借証文[差上申御内借金証文之事](借入金の内金50両1年賦入上初引当にて拝借につき) 町川田村御借主彦右衛門・親類加判病死栄三郎子芳吉・名主健左衛門他2名→御勘定所御内借御掛り御役所 端裏書「町川田村」	天保6年末11月	縦継紙・1通	ふ16
御安口御借主長蔵他二名拝借証文[差上申拝借証文之事](借入金の内金10両1年賦借主持地引当にて拝借につき) 御安口御借主長蔵・町分名主平右衛門・組頭忠蔵→御勘定所御内借御掛り御役所 端裏書「町分役印御安口長蔵」	天保6年末12月	縦継紙・1通	ふ17
内川村御借主繁蔵他四名拝借証文[差上申御内借金証文之事](借入金の内金10両1年賦入上初引当	天保6年末2月	縦継紙・1通	ふ18

2 藩政／在方／村方御救い拝借金証文

にて拝借につき) 内川村御借主繁蔵・御受人良左衛門・名主庄三郎他2名→御勘定所御内借御掛り御役所 端裏書「内川村」			
町川田村御借主彦右衛門他四名拝借証文[差上申御内借金証文之事](借入金の内金10両1年賦借主持地引当にて拝借につき) 町川田村御借主彦右衛門・親類加判芳吉・名主健左衛門他2名→御勘定所御内借御掛御役所 端裏書「町川田村」	天保7年申9月	縦継紙・1通	ふ19
下小嶋田村御借主徳左衛門他三名拝借証文[差上申御内借証文之事](借入金の内金30両1年賦入上引当にて拝借につき) 下小嶋田村御借主徳左衛門・名主一作・組頭九右衛門他1名→御勘定所御内借御掛御役所 端裏書「下小嶋田村徳左衛門」	天保9年戌2月	縦継紙・1通	ふ20
久保寺村小詠組綿内右門様御蔵本御借主佐兵衛他三名拝借証文[差上申御内借金証文之御事](借入金の内金5両1年賦入上引当にて拝借につき) 久保寺村小詠組綿内右門様御蔵本御借主佐兵衛・同断銀蔵・名主勘右衛門他1名→御勘定所御内借掛り御役所 端裏書「久保寺村」	天保10年己亥5月	縦継紙・1通	ふ21
追通村御借主名拝借証文主市左衛門他二名拝借証文[差上申御内借金証文之御事](商売仕入金のため金30両1年賦入上引当にて拝借につき) 追通村御借主名主市左衛門・組頭嘉兵衛・長百姓甚十郎→御勘定所御内借御掛御役所	天保10年亥8月	縦継紙・1通	ふ22
下高田村御借主藤七他四名拝借証文[差上申御内借証文之事](借入金の内金10両1年賦入上引当にて拝借につき) 下高田村御借主藤七・御請人と惣兵衛・名主斧七他2名→御勘定所御内借御掛御役所 端裏書「下高田村」	天保11年子2月	縦継紙・1通	ふ23
(拝借証文綴 天保11年正月～12月)		2点	ふ24
力石村御借主五左衛門他三名拝借証文[差上申御内借金証文之事](借入金の内金6両1分9匁8厘15年賦借主持地引当にて拝借につき) 力石村御借主五左衛門・名主宇右衛門・組頭長右衛門他1名→御勘定所御内借御掛御役所 端裏書「力石村五左衛門」、ふ-24-1・ふ-24-2は紙縫にて綴、片桐重之助巳年迄返上分・残金取調貼紙あり、入久左衛門辰年迄返上分・残金取調貼紙あり	天保11年子正月	縦継紙・1通	ふ24-1
力石村御借主五左衛門他三名拝借証文[差上申御内借金証文之事](借入金の内金2両15年賦借主持地引当にて拝借につき) 力石村御借主五左衛門・名主宇右衛門・組頭長右衛門他1名→御勘定所御内借御掛御役所 端裏書「力石村五左衛門」、ふ-24-1・ふ-24-2は紙縫にて綴	天保11年子12月	縦継紙・1通	ふ24-2
高野覚之進他一名指示書(通宮左十郎金100両入上引当拝借のため元利当人より取立につき)	嘉永3年戌12月	縦継紙・1通	ふ25

高野覚之進・片桐十之助→春日儀右衛門殿・宮本慎助殿・青山磯治殿 嘉永2年通宮左十郎拝借証文写あり			
伊東賢治拝借証文[覚](借入金の内金2両切米引当にて拝借につき) 伊東賢治→大嶋磯右衛門殿・西村源藏殿・池田良右衛門殿	天保10年亥8月	縦紙・1通	ふ26
専納村某拝借証文[差上申拝借証文之事](大塩組大雨の時居屋敷抜覆のため金15両5年賦にて拝借につき) (専納村)→(御勘定所拝借御掛御役所) ぶ-27・ぶ-28は巻込一括、端裏書「専納村」、西村源藏辰年迄返上分・残金取調貼紙あり、虫損甚大		縦継紙・1通	ふ27
鬼無里村某拝借証文[差上申拝借証文之御事](金129両3分12匁8分6厘30年賦にて拝借につき) (鬼無里村)→(御勘定所拝借御掛御役所) ぶ-27・ぶ-28は巻込一括、端裏書「鬼無里村」虫損甚大		縦継紙・1通	ふ28
某拝借証文[差上申拝借証文之御事](金214両1分9分8厘30年賦にて拝借につき) - →(御勘定所拝借御掛御役所) 辰御元残金取調貼紙あり、虫損甚大		縦継紙・1通	ふ29
青木村某拝借証文[指上申拝借証文之御事](西年迄拝借残分元金6両4分7厘10年賦にて拝借につき) (青木村)→(御勘定所拝借御掛御役所) 後欠、端裏書「青木村」		縦継紙・1通	ふ30
五十里村名主佐源太他五名拝借証文(是迄1割礼金年切拝借の分利下長年賦にて拝借につき) 五十里村名主佐源太・同断[]・同断[]他3名→御勘定所拝借御懸り御役所 前欠、虫損甚大	文化13年子12月	縦継紙・1通	ふ31
(江府為替金受取印書入につき) (志川村)→上		包紙・1点	ふ32

3 藩政／在方／村方拝借米返済受取報知

勘定所

(御勘定元メ拝借米返上分関係書類綴 天保10年10月～天保15年7月)		14点	ふ33
伊東賢治他一名申上書[覚](玄米2俵村方拝借米の内返上受取につき) 伊東賢治・菊池浪治／(奥印)岡嶋莊藏→菊池孝助殿・水井忠藏殿	天保15年辰7月	切紙・1点	ふ33-1
菊池浪治他一名申上書[覚](玄米2俵村方拝借米の内返上受取につき) 菊池浪治・中嶋渡浪／(奥印)岡嶋莊藏→矢野倉惣之進殿・菊池孝助殿	天保13年寅11月	切紙・1点	ふ33-2
菊池浪治他一名申上書[覚](玄米20俵村方拝借米の内返上受取につき) 菊池浪治・中嶋渡浪／(奥印)岡嶋莊藏→矢野倉惣之進殿・菊池孝助殿	天保13年寅11月	切紙・1点	ふ33-3
某用状[覚](差上米拝借代金にて拝借買上分書出につき) 後欠		切紙・1点	ふ33-4
細田久作他一名申上書[覚](玄米2俵村方拝借米	天保13年寅10月	切紙・1点	ふ33-5

3 藩政／在方／村方拝借米返済受取報知

の内返上受取につき) 細田久作・小林友之丞→矢野倉惣之進殿・菊池孝助殿			
某申上書[覚](玄米135俵去午年拝借米の内返上受取につき) 後欠		切紙・1点	ふ33-6
某用状[覚](拝借米の内返上初256俵書出につき) 後欠		切紙・1点	ふ33-7
助中島渡浪申上書[覚](人別差上初買上引渡分58俵につき) 助中島渡浪→・ 後欠	天保13年寅10月	切紙・1点	ふ33-8
佐川又左衛門申上書[覚](玄米120俵村方拝借米初の内返上受取につき) 佐川又左衛門・長岡富五郎→矢野倉惣之進殿 後欠	天保11年子10月	切紙・1点	ふ33-9
某用状[覚](戌12月～子10月返上初1千114俵書出につき) 後欠		切紙・1点	ふ33-10
某用状[覚](申10月～戌9月返上初書出につき) 後欠		切紙・1点	ふ33-11
三輪徳左衛門他五名申上書[覚](御救方入料御手当初品替分代初1千509俵1斗1升5合3勺受取につき) 三輪徳左衛門・小林友之丞・長岡富五郎他3名／(奥印)矢野倉惣之進・菊池孝助／(奥印)金児丈助→矢野倉惣之進殿・菊池孝助殿	天保10年亥10月	横切継紙・1通	ふ33-12
某用状[覚](巳12月～午6月御蔵入玄米等書出につき) 後欠		切紙・1点	ふ33-13
某用状[覚](巳12月～酉12月御蔵入初7578俵2斗5升書出につき) 後欠		切紙・1点	ふ33-14

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
へ(J)			
1 藩主(藩侯) / 内方 / 御刀・武具・馬具拵 奥元			
(鞘卷御太刀之絵図綴 文化10年7年) へ236、へ237は関連文書、同一部局で保管されていた可能性大		2点	へ236
[文化九申年於江戸表御拵被 仰付候御鞘卷御太刀之図、其節懸り合相勤候高島平右衛門、此表御納戸え持参二付、後之為御見合相仕廻置申候](包紙) 御金方→	文化10年酉7月19日	包紙・1点	へ236-1
[鞘卷御太刀之絵図](包紙)		包紙・1点	へ236-2
(鞘卷御太刀之絵図)		豎継紙・1通	へ236-3
(御刀御拵御用関係書類綴) へ236、へ237は関連文書、同一部局で保管されていた可能性大		6点	へ237
奥村三左衛門用状(御刀1腰等8筆書上) 奥村三左衛門→御金方様	4月18日	横切継紙・1通	へ237-1
奥村三左衛門書状(景光御拵付1腰を大熊衛士指図により其表へ差遣につき) 奥村三左衛門→金児綱左衛門様・三井寿一郎様・関口甚五右衛門様他5名 追啓で御刀袋、御紐を御納戸方御用荷の内にに入れて送るので刀袋は返却すべき旨	4月18日	横切継紙・1通	へ237-2
奥村三左衛門書状(御刀1腰、御刀箱之紐等を其表へ差遣につき) 奥村三左衛門→金児綱左衛門様・三井寿一郎様・関口甚五右衛門様他5名	4月18日	横切継紙・1通	へ237-3
奥村三左衛門申上書(御刀景光白鞘1腰等7筆、御拵御用になる旨) 奥村三左衛門→金児綱左衛門様・三井寿一郎様・関口甚五右衛門様他5名	4月18日	横切継紙・1通	へ237-4
奥村三左衛門申上書[覚](御刀景光1腰、大熊衛士指図により其表へ差遣につき) 奥村三左衛門→金児綱左衛門様・三井寿一郎様・関口甚五右衛門様他5名	申4月18日	豎継紙・1通	へ237-5
某用状[覚](御切羽2枚等3筆、江戸表より出来の御刀御拵の内)		横切紙・1通	へ237-6
赤沢助之進書状(3ヶ所惣鉤拵出来、御手掛懸等9筆出来のことにつき) 赤沢助之進→御奥元メ役中	11月21日	横切継紙・1通	へ238
赤沢助之進書状(弓張提灯・蠟燭のことを承り済につき) 赤沢助之進→御奥元メ役中	10月25日	横切継紙・1通	へ239
某用状(本ノ御木具10人前等12筆書付)		横切継紙・1通	へ240
金児綱左衛門伺書[覚](御縁赤銅斜子金玉縁六ツ連御紋四ツ附等17筆を江戸表より到来の焼御道具のうち近日江戸表へ腰物差出の節一同送	6月12日	横切継紙・1通	へ241

2 藩主（藩侯）／内方／譲与蒔絵・太刀目録 3 真田家／家計／銀行創立・小銃方角打ち代

付につき) 金児綱左衛門→ - 某用状[覚](御糸内合平1本等17筆書付)		横切継紙・1通	へ242
伊藤環書状(月琴等4筆代金請求等につき) (伊藤環)→(山寺)源大夫様・音門様・(高山)内蔵進様 端裏書「伊藤日僚、清笛継竹之处ニ少々疵有之、御不用ニ相成候处、復良なし遣候中ニ付相渡ス、月並ニ相勤来候事、正月十三日暮返事出ス、十四日作蔵」	正月7日	横切継紙・1通	へ243
(馬具関係書類綴) 御馬奉行申上書并前嶋友之進貼紙[御馬具御出来之儀申上](端裏書)(手綱等4筆出来依頼につき並びに御馬奉行伺に別段異議なしにつき) 御馬奉行→ -	正月	2点 横切継紙・1通	へ244 へ244-1
御馬奉行申上書并前嶋友之進貼紙[御召馬具御出来之儀申上](端裏書)(虎皮御鞍覆等7筆、御参内之節御用意御出来依頼つき並びに御馬奉行伺に別段異議なしにつき) 御馬奉行→ -	正月	横切紙・1通	へ244-2
真田志摩申渡書(御床机御修復のことを承済につき) 真田志摩→御刀番中	8月29日	横切継紙・1通	へ245

2 藩主（藩侯）／内方／譲与蒔絵・太刀目録 奥元

[嘉永六年丑七月中 殿様より御ゆつり被懸給候御品之覚](時代蒔絵等3筆)		横半半・1冊	へ248
[覚](太刀目録、美濃国氏房1腰)		横折紙・1通	へ249

3 真田家／家計／銀行創立・小銃方角打ち代 真田家家令・家扶

銀行創立仮内書状(銀行創立株金・準備金等につき) 銀行創立仮内→宗重正殿	(明治9年)5月14日	縦紙・1通	へ2
(小銃方角前打入料関係書類綴 明治3年7月) 巻込一括		2点	へ235
矢野倉武賢用状扣[小銃方角前打御入料壱ヶ月分凡御積] 矢野倉武賢→ -	明治3年午7月	横長半・1冊	へ235-1
矢野倉武賢用状扣(鉛等入料金書付) 矢野倉武賢→ -	明治3年午7月	横長半・1冊	へ235-2

4 藩政／表方／町年寄ら年頭御礼人取 表方

増田徳左衛門申上書[覚](年頭御礼人別御町年寄 検断附中沢久左衛門等112名取調につき) 増田 徳左衛門→ -	辰11月	横切継紙・1通	へ153
---	------	---------	------

5 藩政／表方／諸御用用の刀脇差授受 番方

(大小腰物・小物類授受関係書類一括 天明5年4 月～享和3年8月) 包紙一括 (包紙)		31点	へ227
(大小腰物・小物類授受関係書類綴 天明5年4 月～享和3年8月)		包紙・1点	へ227-1
長谷川金蔵金銭受取証文[覚](鉄之透御鑿1枚、 御用番御指図により此表へ指出につき) 長 谷川金蔵→三井九郎左衛門殿・早野権右衛門・□藤治 右衛門殿他2名	天明5年巳4月	30点	へ227-2
三井寿一郎申上書[覚](御縁赤銅花ニ唐艸彫 六ッ連御紋1ッ等5筆、若御前様御大小御拵に より御不用の分恩田内蔵正指図により指出 につき) 三井寿一郎→三井九郎左衛門殿・佐藤軍 治殿・湯本十学殿他4名	寛政2年戌2月	縦継紙・1通	へ227-2-1
長谷川市左衛門金銭受取証文[覚](三条小鍛冶 宗近御刀白鞘1腰、此表御用のため鎌原司馬 指図により指越につき) 長谷川市左衛門→三 井九郎左衛門殿・佐藤軍治殿・湯本十学殿他5名 寛 政6年寅閏11月10日江戸表より此表へ立戻により消 書	寛政2年戌9月	縦継紙・1通	へ227-2-2
山本藤左衛門申上書[覚](三条小鍛冶宗近御刀 白鞘1腰等5筆、恩田内蔵丞指図により其表へ 指遣につき) 山本藤左衛門→三井九郎左衛門殿・ 佐藤軍治殿・金子甚左衛門殿他5名 端裏書「此御刀 御用ニ付、寛政二戌年九月鎌原司馬殿御指図を以、江 戸表え指遣申候所、今度表書之通、送り証文ヲ以、此 表江差戻り申候」	寛政6年寅閏6月	縦継紙・1通	へ227-2-3
三井九郎左衛門他六名申上書[覚](御脇差備州 等75筆、貴姫様御用のため御用番御指図によ り指遣につき) 三井九郎左衛門・佐藤軍治・金子 甚左衛門他4名→ - 端裏書「卯九月廿四日、江戸表 え差遣申候 扣 是貴殿扣也」	寛政7年卯9月	縦継紙・1通	へ227-2-4
			へ227-2-5

5 藩政／表方／諸御用用の刀脇差授受

御金方連名七人申上書[覚](御脇指御柄白鯨1本等7筆、江戸表御用のため矢沢将監指図により指遣につき) 御金方連名七人→矢野源八殿端裏書「此式通 辰二月 扣」	寛政8年辰2月	縦継紙・1通	へ227-2-6
某用状[覚](御刀無銘1腰等26筆) 後欠、年代比定は227-2-8による	(寛政8年2月)	縦継紙・1通	へ227-2-7
三井寿一郎申上書[覚](御脇差備州等64筆、御不用の分送付につき) 三井寿一郎→三井九郎左衛門殿・佐藤軍治殿・金子甚左衛門殿他4名 1筆ごとに割印、都合64筆(御脇差備州など25筆は去卯9月中到来75筆の内、御脇差御柄白鯨など2筆は当2月中到来7筆の内、御刀無銘など11筆は当2月中到来23筆の内、御刀無銘など26筆は当4月中到来30筆の内)	寛政8年辰6月	縦継紙・1通	へ227-2-8
三井寿一郎金銭受取証文[覚](御鑰壹枚懸金等70筆、此表御用のため矢沢将監指図により送付につき) 三井寿一郎→三井九郎左衛門殿・佐藤軍治殿・金子甚左衛門殿他4名 1筆ごとに割印、都合70筆(御鑰壹枚懸金など49筆は去卯9月中到来75筆の内、御縁銅花唐草彫金など5筆は当2月中到来7筆の内、御脇差無銘など12筆は当2月中到来23筆の内、御脇差吉則など4筆は当4月中到来30筆の内)、下部貼紙あり(1筆ごとに墨書番号と朱書番号あり、備考があるものもあり、管理用の情報カ)	寛政8年辰5月	縦継紙・1通	へ227-2-9
三井寿一郎金銭受取証文[覚](御日貫赤銅鶴之彫1具等3筆、此表御用のため矢沢将監指図により送付につき) 三井寿一郎→三井九郎左衛門殿・佐藤軍治殿・金子甚左衛門殿他4名	寛政8年辰6月	縦継紙・1通	へ227-2-10
三井寿一郎申上書[覚](無銘御合口1腰等11筆、御不用の分送付につき) 三井寿一郎→三井九郎左衛門殿・佐藤軍治殿・金子甚左衛門殿他4名 端裏書「此請取証文、辰八月朔日、御使之節江戸表へ指遣ス」	寛政8年辰6月	縦継紙・1通	へ227-2-11
三井寿一郎申上書[覚](赤銅埋銅式ッ組等13筆、御不用の分祢津神平指図により送付につき) 三井寿一郎→三井九郎左衛門殿・佐藤軍治殿・金子甚左衛門殿他4名 端裏書「此受取証文、辰八月朔日、御使之節江戸表へ指遣ス」	寛政8年辰6月27日	縦継紙・1通	へ227-2-12
三井寿一郎受取証文[覚](御合口国光等8筆、此表御用のため其表御用番指図により送付につき) 三井寿一郎→三井九郎左衛門殿・佐藤軍治殿・金子甚左衛門殿他4名 1筆ごとに割印、メ8筆(御合口国光など6筆は当辰5月中到来の内、御日貫赤銅鶴之彫など2筆は当辰6月中到来の内)、下部貼紙あり(1筆ごとに墨書番号と朱書番号あり、備考があるものもあり、管理用の情報カ)	寛政8年辰6月	縦継紙・1通	へ227-2-13
三井寿一郎申上書[覚](井上河内守様へ進上す	寛政8年辰9月	縦継紙・1通	へ227-2-14

る御大小御小道具御拵御用のため御納戸預かり御有合の御小道具外し諸払書上、御道具帳引抜・御腰物御小道具帳へ引取印形請置につき) 三井寿一郎／(奥印)四木理右衛門／(奥印)渡邊友右衛門・杉田兵馬・片岡半十郎／(奥印)恩田内蔵丞・祢津神平→ - 1筆ごとに割印、ノ13匁7分、ノ90匁3分4厘、下ケ札8点			
山寺藤左衛門他六名受取証文[覚](下御鑑壹枚懸金等9筆、祢津神平指図により此表へ送付につき) 山寺藤左衛門・長谷川男也・矢野源八他4名→三井寿一郎殿	寛政8年辰11月	縦継紙・1通	へ227-2-15
三井寿一郎申上書[覚](御刀豊後注藤原行光1腰等25筆、御側御用のため此表御金方御道具御預り帳へ結入て御納戸へ収置につき) 三井寿一郎→三井九郎左衛門殿・佐藤軍治殿・金子甚左衛門殿他4名 御側御納戸役改次第御側へ差し出す品、下ケ札あり、年代は前後、作成、受取名から比定	(寛政8年)辰11月	縦継紙・1通	へ227-2-16
某用状[覚](御脇差鮫式本等4筆につき) 年代は前後から比定	(寛政8年)辰2月5日	横切継紙・1通	へ227-2-17
三井寿一郎受取証文(矢沢将監指図により此表御用のため御腰物4腰・御鑓2枚差出につき) 三井寿一郎→三井九郎左衛門殿・佐藤軍治殿・金子甚左衛門殿他4名 年代は前後、作成、受取名から比定	(寛政)4月20日	横切継紙・1通	へ227-2-18
矢野源八受取証文(此表御用のため御腰物・御小道具につき当座受取証文1通指出につき) 矢野源八→三井九郎左衛門様・山寺藤左衛門様 本証文は御極メ取極り次第差し出す旨、年代は前後から比定	(寛政)10月9日	横切継紙・1通	へ227-2-19
三井寿一郎書状(小納戸御用掛り相済につき当23日出立並びに27日帰着につき) 三井寿一郎→三井九郎左衛門様・佐藤軍治様・金子甚左衛門様他7名 年代は前後、作成、受取名から比定	(寛政)11月22日	横切継紙・1通	へ227-2-20
三井寿一郎申上書(御用の方都合70筆本証文1通・御入料無御座分64筆送り証文1通差出につき) 三井寿一郎→三井九郎左衛門様・佐藤軍治様・金子甚左衛門様他4名 年代は前後、作成、受取名から比定	(寛政)5月23日	横切継紙・1通	へ227-2-21
高山内蔵進他三名受取証文(太刀拵刀無銘等51筆) 高山内蔵進・上村河右衛門・佐久間一学他1名→三井九郎左衛門殿・佐藤軍治殿・金児綱左衛門殿他5名 朱書「四拾七筆 御不用四筆抜、如此筆数減申候」	寛政11年未5月	横切継紙・1通	へ227-2-22
望月権之進申上書[覚](金御鑓巢等6筆を御用済のため小山田主膳指図により差越につき) 望月権之進→三井九郎左衛門殿・金児綱左衛門殿・三井寿一郎殿他4名 寛政11年未8月13日の送り証文あ	享和2年戌6月	縦継紙・1通	へ227-2-23

5 藩政／表方／諸御用用の刀脇差授受

り(金御鑲巢など6筆、御側御用のため小山田大内蔵指図により差越、与良弥門他七名→堀田覚兵衛殿)、下ケ札2点あり			
岡嶋平治申上書[覚](御柄白鮫等21筆を御不用の分御渡につき) 岡嶋平治→三井九郎左衛門殿・金兒綱左衛門殿・和田惣摩殿他4名 端裏書「引合相済」、虫損あり	寛政12年申9月17日	縦継紙・1通	へ227-2-24
玉川慶蔵申上書[覚](無銘御刀之方御柄白鮫1本等3筆、御側御腰物御小道具御不用の分御渡につき) 玉川慶蔵・高山内蔵進・岡嶋平治→三井九郎左衛門殿・金兒綱左衛門殿・三井寿一郎殿4名 1筆ごとに割印あり、付札あり、端裏書「御引合済」	享和2年戌11月	縦継紙・1通	へ227-2-25
玉川慶蔵金銭受取証文[覚](御刀之方御柄白鮫1本等4筆、御側御用につき) 玉川慶蔵・高山内蔵進・岡嶋平治→三井九郎左衛門殿・金兒綱左衛門殿・三井寿一郎殿他4名 端裏書「戌十二月十日立合諸御帳面引合消置済」	享和2年戌11月	縦継紙・1通	へ227-2-26
玉川慶蔵受取証文[覚](御刀無銘等11筆、御側御用につき) 玉川慶蔵・高山内蔵進・岡嶋平治→三井九郎左衛門殿・金兒綱左衛門殿・三井寿一郎殿他5名 端裏書「戌十二月十日御帳面へ立合諸消印御済」	享和2年戌11月	縦継紙・1通	へ227-2-27
伊東伝吾受取証文[覚](金御鑲小菊透1枚、御側御用につき) 伊東伝吾→三井九郎左衛門殿・金兒綱左衛門殿・三井寿一郎殿他4名 付札あり、端裏書「戌十一月引合済、金御鑲伊東伝吾請取証文」	享和2年戌7月	縦継紙・1通	へ227-2-28
玉川慶蔵申上書[覚](御陣刀平安城注1腰等32筆、御不用支給につき) 玉川慶蔵・岡嶋平治→三井九郎左衛門殿・金兒綱左衛門殿・三井寿一郎殿他5名 下ケ札あり、1筆ごとに割印、端裏書「亥十一月廿七日引合済消置候」	享和3年亥8月	縦継紙・1通	へ227-2-29
(御腰物・御小道具授受関係書類綴 文化2年3月～元治元年9月)		43点	へ228
長谷川藤右衛門他四名申上書[覚](播磨大塚藤原忠国等12筆、御側御用御腰物1腰の御拵直により差遣につき) 長谷川藤右衛門・山寺藤左衛門・三井寿一郎他2名→谷口民馬殿 端裏書「丑六月十八日江戸より□□□」	文化2年丑3月	縦継紙・1通	へ228-1
某用状控[覚](景光御刀白鞘1腰等18筆につき) 端裏書「文化九申年二月江戸表差遣候御刀御小道具送り証文扣」	文化9年申2月	横切継紙・1通	へ228-2
某用状[覚](赤銅御縁頭等18筆、御用のため小山田主膳へ差出につき)	文化9年申2月11日	横切継紙・1通	へ228-3
某用状[覚](御刀肥前国河内守藤原正廣等9筆) 端裏書「未五月八日御用書付」		横切継紙・1通	へ228-4

奥村三左衛門受取証文[覚](御刀無銘城州国行1腰を此表御用のため送付につき) 奥村三左衛門→金児綱左衛門殿・三井寿一郎殿・関口甚五右衛門殿他5名	文化9年申5月	縦紙・1通	へ228-5
奥村三左衛門受取証文[覚](御刀景光白鞘1腰等7筆、此表御用のため送付につき) 奥村三左衛門→金児綱左衛門殿・三井寿一郎殿・関口甚五右衛門殿他5名	文化9年申5月	縦継紙・1通	へ228-6
奥村三左衛門等七名申上書[覚](御刀景光白鞘1腰等18筆、其表御用のため小山田主膳指図により送付につき) 奥村三左衛門・三井源吾・藤田右伸他5名→宮島平右衛門殿 下ケ札7点	文化9年申2月	縦継紙・1通	へ228-7
大鳥永左衛門等八名申上書[覚](御刀肥前国河内守藤原正広1腰等3筆、其表御刀御拵御用のため送付につき) 大鳥永左衛門・奥村三左衛門・宮島平右衛門他6名→馬場介作殿	文化11年戌2月	縦継紙・1通	へ228-8
馬場介作受取証文[覚](御刀武蔵守殿原盛道1腰等5筆並びに此表御刀御拵御用につき) 馬場介作/(奥印)中浜吉五郎・小松文治→金児綱左衛門殿・三井寿一郎殿・関口甚五右衛門殿他6名 下ケ札1点「御勘定吟味交代ニ付割印無御座候」	文化11年戌3月	縦継紙・1通	へ228-9
大鳥永左衛門他八名申上書[覚](御刀武蔵守殿原盛道1腰等14筆、其表御刀御拵御用のため真田志摩指図により送付につき) 大鳥永左衛門・奥村三左衛門・宮島平右衛門他6名→馬場介作殿 下ケ札9点	文化11年戌2月	縦継紙・1通	へ228-10
徳田多膳受取証文[覚](御脇差1腰等10筆、御拵御用のため真田志摩指図により送付につき) 徳田多膳→金児綱左衛門殿・三井寿一郎殿・関口甚五右衛門殿他4名 受取7名中、小幡勝七郎のみ肩書「御収納方加役」、端裏書「文化十一戌年十二月江戸表え差遣候御腰物御小道具請取証文」	文化12年亥正月	縦継紙・1通	へ228-11
金児丈助受取証文[覚](長光御刀1腰等5筆、真田志摩指図のため御側御納戸より受取送付につき) 金児丈助→金児綱左衛門殿・三井寿一郎殿・関口甚五右衛門殿他6名 1筆ごとに割印、端裏書「亥十一月十三日江戸表より御到来」	文化12年亥11月	縦継紙・1通	へ228-12
金児丈助受取証文[覚](長義御刀1腰等5筆、此表御用のため恩田鞆負殿指図により送付につき) 金児丈助→金児綱左衛門殿・三井寿一郎殿・関口甚五右衛門殿他4名 端裏書「亥七月廿五日江戸表より到来」	文化12年亥7月	縦継紙・1通	へ228-13
榎田忠治他二名受取証文[覚](御脇差美濃国兼友1腰を御側御用のため受取につき) 板田忠治・谷口民馬・高山内蔵進→金児綱左衛門殿・三井寿一郎殿・関口甚五右衛門殿他6名 付札あり	文化12年亥5月	縦継紙・1通	へ228-14

5 藩政／表方／諸御用用の刀脇差授受

徳田多膳受取証文[覚](御刀1腰等23筆を御不用のため恩田頼母指図により送付につき) 徳田多膳→金児綱左衛門殿・三井寿一郎殿・関口甚五右衛門殿他4名	文化12年亥2月	縦継紙・1通	へ228-15
奥村三左衛門他六名申上書[覚](来国次御刀1腰・御鞘黒塗、其表御用のため恩田靱負指図により送付につき) 奥村三左衛門・三井源吉・徳田多膳他4名→金児丈助殿 端裏書「御消印済 亥三月十九日御□□江戸表より□□証文」	文化12年亥8月7日	縦継紙・1通	へ228-16
加藤勘作他二名申上書[覚](無銘御刀1腰等28筆、天真院様御道中御大小のため望月頼母差図により支払につき) 加藤勘作・小幡莊作・小野斎二→金児綱左衛門殿・三井寿一郎殿・関口甚五右衛門殿他6名 1筆ごとに割印、端裏書「文化十二亥年九月十六日□奥状え引取済」	文化12年亥9月	縦継紙・1通	へ228-17
金児綱左衛門申上書[覚](御切羽2枚・御鍬1つを御用のため御渡につき) 金児綱左衛門→高山内蔵進殿 巻込	文政2年卯正月20日	横切紙・1通	へ228-18
藤岡甚右衛門書状(不用のため矢鳥将監指図により差遣につき) 藤岡甚右衛門→金児綱左衛門殿・三井寿一郎殿・関口甚五右衛門殿他9名 端裏書「辰正月中江戸表到来証文武通」	正月12日	横切継紙・1通	へ228-19
甚右衛門書状(兼定御脇差御拵のうち御鍬目金着を勝田甚右衛門へ見積り依頼につき) (藤岡)甚右衛門→御拾壱人殿	10月3日	横切継紙・1通	へ228-20
藤岡甚右衛門金銭受取証文[覚](御小脇指備州長船住1腰等11筆を不用のため矢沢将監指図により送付につき) 藤岡甚右衛門/(奥印)樋口莊司→金児綱左衛門殿・三井寿一郎殿・関口甚五右衛門殿他9名	文政3年辰正月	縦継紙・1通	へ228-21
藤岡甚右衛門金銭受取証文[覚](関兼光御刀1腰等35筆を此表御用のため恩田靱負指図により送付により) 藤岡甚右衛門/(奥印)樋口莊司→金児綱左衛門殿・三井寿一郎殿・関口甚五右衛門殿他9名 端裏書「辰正月江戸表より到来」	文政3年辰正月	縦継紙・1通	へ228-22
座間百人他四名金銭受取証文[覚](御鍬上金無垢下掛金・御切羽金無垢の御用のため受取につき) 座間百人・久保九十郎・谷口民馬他2名→金児綱左衛門殿・三井源吾殿 端裏書「卯四月引合相済」	文政2年卯2月	縦紙・1通	へ228-23
松木束申上書[覚](御大小古袋2つは不用のため真田図書指図により送付につき) 松木束/(奥印)樋口莊司→金児綱左衛門殿・三井寿一郎殿・関口甚五右衛門殿他9名	文政5年午11月	縦継紙・1通	へ228-24
松木束受取証文[覚](無銘御刀1腰等24筆、御用のため恩田靱負指図により送付につき) 松	文政5年午12月	縦継紙・1通	へ228-25

木束→金児綱左衛門殿・三井寿一郎殿・関口甚五右衛門殿他9名 端裏書「午十二月十五日江戸表より到来」			
松木束受取証文[覚](関兼光御刀1腰等32筆、御出生様大小御用のため恩田鞆負指図により送付につき) 松木束/(奥印)樋口莊司→金児綱左衛門殿・三井寿一郎殿・関口甚五右衛門殿他9名	文政5年午11月	豎継紙・1通	へ228-26
菅沼弥惣右衛門受取証文[覚](御短刀1腰等9筆、此表御用のため鎌原伯耆指図により送付につき) 菅沼弥惣右衛門→金児綱左衛門殿・関口甚五右衛門殿・三井源吉殿他6名 端裏書「文政六未年七月□□到来請取証文」「此証文之御道具不残、文政七申年夏中、江戸表御不用ニ付、相戻候趣を以、恩田鞆負殿御渡被成候ニ付、御元帳兼而消置不申、此請取証文不用ニ相成申候」	文政6年未7月	豎継紙・1通	へ228-27
落合瀨左衛門他二名受取証文[覚](御陣刀東国後無銘1腰等70筆を御用につき) 落合瀨左衛門・湯本三左衛門・中浜左吉→金児綱左衛門殿・三井寿一郎殿・関口甚五右衛門殿他7名	文政7年申10月	豎継紙・1通	へ228-28
落合瀨左衛門他二名受取証文[覚](御刀1腰等30筆を御用につき) 落合瀨左衛門・湯本三左衛門・中浜左吉→金児綱左衛門殿・三井寿一郎殿・関口甚五右衛門殿他7名	文政7年申10月	豎継紙・1通	へ228-29
落合瀨左衛門他二名受取証文[覚](御脇差勝次1腰等8筆を御手許御用につき) 落合瀨左衛門・湯本三左衛門・中浜左吉→関口甚五右衛門殿・三井源吾殿・佐藤左金吾殿他5名	文政8年酉5月	豎継紙・1通	へ228-30
寺内友之進他四名受取証文并金児丈助他二名 裏書[覚](守家御脇差1腰等15筆、御側御用のため差出につき並びに御側御納戸収納・御帳消の保証につき) 寺内友之進・小林市治・落合瀨左衛門他2名/(裏書)金児丈助・安藤十郎左衛門・木内三平→関口甚五右衛門殿・三井源吾殿・佐藤左金吾殿他6名	文政9年戌9月	豎継紙・1通	へ228-31
金井諫他五名申上書[覚](御陣刀平安城住1腰等32筆を御不用のため御渡につき) 金井諫・寺内友之進・小林市治他3名→関口甚五右衛門殿・三井源吾殿・佐藤左金吾殿他6名 1筆ごとに割印あり、端裏書「文政九戌年一月[]」	文政9年戌11月	豎継紙・1通	へ228-32
金井諫他四名受取証文[覚](無銘御刀1腰等3筆を御用につき) 金井諫・小林市治・落合瀨左衛門他2名→関口甚五右衛門殿・三井源吾殿・佐藤左金吾殿他7名 端裏貼紙「御側御納戸」、端裏書「文政十亥年三月、御側御用ニ付、御勝手方何之上、御側御納戸え相渡候、右証文を以、引合御元帳見届印形御請置申候」	文政10年亥3月	豎継紙・1通	へ228-33

5 藩政／表方／諸御用用の刀脇差授受

徳田五百人他四名受取証文並堀田覚兵衛裏書 [覚](金御鏝小菊透1枚等7筆、御側御用のた め受取につき並びに引渡の見届の保証につ き) 徳田五百人・原権右衛門・金井諫他2名/(奥印) 堀田覚兵衛→三井源吾殿・佐藤左金吾殿・徳嵩恒吉殿 他7名 下ケ札あり	文政11年子10月	縦継紙・1通	へ228-34
金井諫他二名受取証文並堀田覚兵衛裏書[覚] (赤銅御小柄石盤紙打金銀色絵1本を御側御 用のため受取につき) 金井諫・落合瀬左衛門・湯 本三左衛門→三井源吾殿・佐藤左金吾殿・徳嵩恒吉殿 他6名 下ケ札あり、付札あり、端裏書「御側御納戸」	文政11年子9月	縦継紙・1通	へ228-35
桜井利右衛門申上書[覚](備前長船祐光御刀1 腰・備前国住長船七兵衛尉祐定1腰、此表御用 のため矢沢監物差図により差遣につき小山 田采女へ提出につき) 桜井利右衛門→三井源吾 殿・佐藤左金吾殿・徳嵩恒吉殿他5名 虫損注意、付札 あり、端裏書「請取証文 文政十二丑[]引合[]」	文政12年丑9月	縦継紙・1通	へ228-36
徳田五百人他三名受取証文[覚](御刀無銘1腰 を御側御用につき) 徳田五百人・原権右衛門・落 合瀬左衛門他1名→三井源吾殿・佐藤左金吾殿・徳嵩 恒吉殿他5名 付札あり、端裏書「己丑五月廿四日引 合済」	文政12年丑4月	縦継紙・1通	へ228-37
飯島楠左衛門他四名申上書[覚](御刀無銘1腰 を御下ケのため引渡につき) 飯島楠左衛門・山 岸助蔵・常田雄司他2名→三井源吾殿・佐藤左金吾殿・ 徳嵩恒吉殿他6名 端裏書「天保二辛卯年六月廿九日 引合、御帳え引取此証文旁相成申候、立合寺内多宮、 草間権平、宮嶋守人」	天保2年卯5月	縦継紙・1通	へ228-38
飯島楠左衛門他四名受取証文[覚](則光御刀1 腰等2筆を御用につき) 飯島楠左衛門・山岸助 蔵・常田雄司他2名→三井源吾殿・佐藤左金吾殿・徳嵩 恒吉殿他6名 付札あり、端裏書「天保二卯年六月廿 七日、引合相済、消置候、立合寺内多宮、草間権平、宮 嶋守人」	天保2年卯5月	縦継紙・1通	へ228-39
興津藤左衛門受取証文[覚](備前長船盛光御刀 1腰、御用のため恩田靱負差図のため小山田 采女へ差出につき) 興津藤左衛門→三井源吾 殿・佐藤左金吾殿・徳嵩恒吉殿他6名 付札あり、端裏 書「天保二卯年十一月十一日、立合[]元帳消置申候 」	天保2年卯9月	縦継紙・1通	へ228-40
祢津綾之介受取証文[覚](来国次御刀1腰、此表 御用のため指遣につき小山田采女へ差出に つき) 祢津綾[](之介)→三井源吾殿・佐藤左金吾 殿・徳嵩恒吉殿他5名 付札あり、端裏書「天保三辰年 六月中、御元帳引合済証文」	天保3年辰4月	縦継紙・1通	へ228-41
加藤了作他一名受取証文[覚](寿命御刀1腰を	天保11年庚子2月	縦継紙・1通	へ228-42

若殿様御用のため受取につき) 加藤了作・竹内晋平→矢野倉長左衛門殿 裏打濟			
河口左文太他十一名受取証文[覚](御刀無銘1腰等3筆、おかね様卒去によって不用のため赤沢助之進差図により引渡しにつき) 河口左文太・馬場広人・堤千治郎他9名→山岸助藏殿・綿内右門殿・内林平藏殿他1名	元治元年子9月	縦継紙・1通	へ228-43
(御刀差出関係書類綴)		12点	へ229
某用状[覚](法城寺国光無銘御白鞘等5腰書付)	未4月23日	横切紙・1通	へ229-1
某申上書[覚](長義入1番等9筆、壹番御刀櫃へ入置につき)	未6月5日	横切紙・1通	へ229-2
徳田多膳申上書[覚](御刀豊後国正行1腰等20筆の残りを本証文に添えて送付につき) 徳田多膳/(奥印)菅沼弥右衛門・白川久馬・小松文治→金見勝左衛門・三井寿一郎・関口甚五右衛門他5名	3月9日	横切継紙・1通	へ229-3
山本民弥他二名申上書[覚](御大小1組等4筆を鎌原伯耆差図により御渡につき) 山本民弥・常田雄司・山本雄左衛門→関口甚五右衛門殿・三井源吾殿・佐藤左金吾殿他5名	申11月	横切継紙・1通	へ229-4
金見綱左衛門申上書[覚](兼光御刀白鞘1腰等18筆を御用のため差上につき) 金見綱左衛門→-	2月11日	横切継紙・1通	へ229-5
某用状[覚](長義1番等9筆書付)		横切紙・1通	へ229-6
金見綱左衛門申上書[覚](御短刀1腰等9筆、御用のため鎌原伯耆差図により差出につき) 金見綱左衛門→-	7月11日	横切継紙・1通	へ229-7
金見綱左衛門申上書[覚](御刀長義等9筆、御用のため差出につき) 金見綱左衛門→-	4月25日	横切継紙・1通	へ229-8
金見綱左衛門申上書[覚](御鞘卷太刀1腰等3筆、江戸御上屋敷御類焼の際に焼かれた御道具品々を御用のため差出につき) 金見綱左衛門→-	4月29日	横切紙・1通	へ229-9
金見綱左衛門申上書[覚](御刀来国次等5腰、御用のため差出につき) 金見綱左衛門→-	6月8日	横切継紙・1通	へ229-10
金見綱左衛門申上書[覚](御刀法城寺国光無銘御白鞘等5筆を御用のため差出につき) 金見綱左衛門→-	4月23日	横切継紙・1通	へ229-11
金見綱左衛門申上書[覚](御刀来国次等5腰、御用のため追って江戸へ指出べき旨を仰せ付けられた御刀の伺いにつき) 金見綱左衛門→-	6月11日	横切継紙・1通	へ229-12
(御腰物・御小道具関係書類綴)		5点	へ230
藤岡甚右衛門書状(此表御用御腰物御目貫1組の受取の当座証文送付につき) 藤岡甚右衛門	10月3日	横切継紙・1通	へ230-1

6 藩政／番方／横浜応接警護の月番老中書付

→金児綱左衛門様・三井寿一郎様・関口甚五右衛門様 他8名			
奥村三左衛門書状(此表御用のために遣わされて いた御腰物・焼御小道具のうち城州国行1 腰以外返却等につき) 奥村三左衛門→金児綱左 衛門様・三井寿一郎様・関口甚五右衛門様他5名	5月21日	横切継紙・1通	へ230-2
宮島平右衛門書状(この程送られた御刀・御小 道具6封の送書の口書違が大熊衛士に伝わっ た旨) 宮島平右衛門→金児綱左衛門様・三井寿一 郎様・関口甚五右衛門様他6名	7月20日	横切継紙・1通	へ230-3
赤澤与一郎書状(先便で御側御用御腰物1腰御 拵のため恩田杵指図により差越につき) 赤 澤与一郎→三井九郎左衛門様・金児綱左衛門様・三井 寿一郎様他4名 端裏書「丑三月廿四日到来 御腰物 請取証文添」	3月19日	横切継紙・1通	へ230-4
赤澤与一郎書状(先達で送られた御側御用御短 刀1腰を拵え直して此度差出により各々様御 預り証文御返しにつき) 赤澤与一郎→三井九郎 左衛門様・金児綱左衛門様・三井寿一郎様他2名	6月12日	横切継紙・1通	へ230-5
[覚](忠国御短刀1腰等14筆書付)		縦継紙・1通	へ247

6 藩政／番方／横浜応接警護の月番老中書付 御用方

(井上河内守作成書類一括) 封筒一括		3点	へ70
[御用番井上河内守様より御渡御書取](封筒) へ70の包紙		包紙・1点	へ70-1
井上河内守内大石括之丞他三名用状(伝達のため 1人来訪願につき) 井上河内守内大石括之丞 他3名→真田信濃守様御留守居中	5月10日	横切紙・1通	へ70-2
真田家江戸留守居書取(横浜表応接模様により 開戦・警護の旨井上河内守申渡につき) (真 田家江戸留守居)→ -	5月10日	横切継紙・1通	へ70-3
(海辺防備御達関係綴)		2点	へ149
払方御金奉行書状(御老中阿部伊勢守様より御 達伝達につき) 払方御金奉行→ -		横切継紙・1通	へ149-1
某書状(アメリカ人渡来のため沿岸防衛の上意 を伝達につき)		横切継紙・1通	へ149-2

7 藩政／番方／鎮台府より留守居呼出一件 番方

(鎮台府呼出状関係書類一括) 封筒一括		8点	へ131
(封筒) 大熊衛士様→横田数馬 「御書付入」,「江府御屋敷内ニ町人住居不相成候旨之御達」,枝番2-6封筒入	8月10日	封筒・1点	へ131-1
(包紙)[御呼出御剪紙]		包紙・1点	へ131-2
横田数馬申上書[御内々申上](奥州進軍についての鎮台府の諸藩御用を佐倉藩等へ調書につき) (横田)数馬→	8月3日	横切継紙・1通	へ131-3
横田数馬申上書[鎮台府より御達之儀ニ付申上](武家屋敷への町人差置禁止命令十藩様衆へ触達の旨) 御留守居助横田数馬→	7月29日	横切継紙・1通	へ131-4
(鎮将府関係書類一括) 紙縫一括		3点	へ131-5
(紙縫)		紙縫・1点	へ131-5-1
某抜書(7月付鎮将府関係3点につき)	7月	横切継紙・1通	へ131-5-2
横田数馬申上書[申上](開港により異人が250人市中奔走等の風説につき) (横田)数馬→		横切紙・1通	へ131-5-3
某申上書(有栖川様鎮台府御免につき) 書役共→御書改中様	8月朔日	横切継紙・1通	へ131-5-4
鎮台府用状(御用のため真田信濃守留守居の明29日巳刻出頭命令につき) 鎮台府→真田信濃守留守居	7月28日	横切継紙・1通	へ131-6

8 藩政／番方／武具方上申・指示・用状 番方

(武具方関係書類)		3点	へ57
根村熊五郎他一名申上書(新小銃組五小队取立により胴乱・管入共150分御買上入料送金願につき) (根村)熊五郎・(柘植)嘉兵衛→(久保)九郎右衛門様 端裏書「九月廿四日東京より着」	9月15日	横切継紙・1通	へ57-1
根村熊五郎他一名送状(舶来合薬等14筆につき) (根村)熊五郎・(柘植)嘉兵衛→(草間)一路様	8月22日	横切継紙・1通	へ57-2
元メ申上書(管等7筆代金4千512両2分取調につき) 元メ→	9月	横切継紙・1通	へ57-3
金児忠兵衛申上書[[]年以来御大銃御[]連御百[]御台出来不仕分等上](壺貫目カノン等9筆・修理2筆につき) 裏打済	亥6月	横切継紙・1通	へ58

8 藩政／番方／武具方上申・指示・用状

半蔵用状(端裏書)[御馬具返上](鞍等16筆につき) 半蔵→-		横切継紙・1通	へ59
岡野敬一郎申上書并武庫方勘返状(武具方ケット数伺並びに22枚ある旨返答) (岡野)敬一郎→御武具方様	12月16日	横切継紙・1通	へ60
某申上書[蚊帳之事并夏服送之事并夏服送之事](夏服・蚊帳等送付願につき)		横切継紙・1通	へ61
(大崎村抱屋敷稽古鉄砲打関係書類綴 文政7年3月) 包紙一括		3点	へ62
[文政七申年三月十四日大崎村御抱屋敷二而年々四月より七月迄稽古鉄砲打候儀御鷹匠戸田五介様御鷹見西郷岩蔵様江御問合書座問百人持参之处同廿一日御附札相添御渡之旨百人申年差出候 ろ印](包紙)		包紙・1点	へ62-1
真田伊豆守家来座問百人申上書并戸田大介他一名答書下ケ札(上下大崎村入合地伊豆守抱屋敷にて稽古鉄砲許可の旨伺につき並びに支障なき旨) 真田伊豆守家来座問百人→- 包紙入、へ55-1~2封紙入	3月14日	横切紙・1通	へ62-2
真田伊豆守家来座問百人申上書(上下大崎村入合地伊豆守抱屋敷にて家来の稽古鉄砲をさせたいので御用番様へ伺につき並びに支障なき旨) 真田伊豆守家来座問百人→- 包紙入、へ55-1~2封紙入、鹿窪吉左衛門・西郷岩蔵の差障無き旨の下ケ札あり	3月14日	横切紙・1通	へ62-3
(源武庫局諸書類一括 慶応2年~3年) 源武庫→- 封筒一括		10点	へ68
[品々取調書類入](封筒)	慶応3年卯9月	封筒・1点	へ68-1
(硝石関連書類)		9点	へ68-2
某通達(端裏書)[米倉勇助御書付写](硝石製造等秘伝伝授終了のため硝石掛任命につき)	慶応2年寅8月16日	横切紙・1通	へ68-2-1
磯田小藤太用状(硝石受取・分量訂正につき)(磯田)小藤太→(矢野倉)謙兵衛殿	(慶応)9月10日	横切紙・1通	へ68-2-2
藤岡伊織用状(同役当番へ引合わせの件につき) (藤岡)伊織→(矢野倉)謙兵衛様	(慶応)9月27日	横切紙・1通	へ68-2-3
矢野倉謙兵衛用状(水野弥右衛門へ引き合せ願につき) (矢野倉)謙兵衛→(藤岡)伊織様	(慶応)9月24日	横切継紙・1通	へ68-2-4
調役申上書(端裏書)[長ミニール銃取調申上] 調役→-	(慶応)9月	横切紙・1通	へ68-2-5
調役申上書(端裏書)[調練雷火管取調申上] 調役→-	(慶応)9月	横切紙・1通	へ68-2-6
(丹波嶋村内での御打較べの節の発砲数書上)	(慶応)	横切紙・1通	へ68-2-7
懸調役申上書(端裏書)[御貸具足調] 懸調役(山	慶応3年卯8月	横切継紙・1通	へ68-2-8

口総平)→ - 下ケ札あり			
懸り調役申上書[鉄取調] 懸り調役→ -	(慶応3年)8月	横長半・1冊	へ68-2-9
矢野倉謙一郎用状[覚](無印百匁玉御筒1挺等引渡につき) 矢野倉謙一郎→久保極人殿		横切紙・1通	へ43
某申上書[覚](御刀来国様1腰等を御用のため差出しにつき下書) 端裏書「未六月 御側江差出し御腰物下書」	6月20日	横切継紙・1通	へ44
某申渡書(伊勢町小松彦治郎御武具方御用達任命につき) - →御奉行中	12月	横切紙・1通	へ45
矢野倉謙一郎用状(ゲーベル銃9挺等返上につき)(矢野倉)謙(一郎)→武庫司方様	2月8日	横切継紙・1通	へ46
(麦菅金銭受取証文等 安政6年7月13日)		2点	へ47
片井為作受取証文[覚](麦菅400発代金として銀12匁受取につき) 片井為作→久保極人様	安政6年未7月13日	横切紙・1通	へ47-1
片井為作書状(麦菅トントロ代金100疋につき)(樋口)旗之助→(久保)極人様	(安政6年)7月13日	横切継紙・1通	へ47-2
(藤井浅右衛門所持書類一括 2月～5月) 封筒一括		2点	へ48
[藤井浅右衛門様 玉井浅之進](封筒)		封筒・1点	へ48-1
藤井浅右衛門書状[覚](御菓子・鯨頂戴の礼につき) 藤井浅右衛門→ -	5月23日	切紙・1通	へ48-2
玉井浅之助書状(中村義内拝領具足留替の件問合せにつき) (玉井)浅之進→田町様(藤井浅右衛門)「第十三大区四小区」罫紙	(明治年)2月19日	横切紙・1通	へ48-3

9 藩政／番方／二鞍馬運用上申 番方

(二鞍馬関係書類綴)		5点	へ186
(二鞍馬は御手法の次第により、九疋は前段の旨)		切紙・1通	へ186-1
某申上書(端裏書)[御馬御増之分ニ付申上](九疋・二鞍につき) 御勝手元メ→ -	7月8日	横切継紙・1通	へ186-2
某用状[回簡](二鞍馬に関する書抜、恩田頼母5月4日付書状等5点)		横長半・1冊	へ186-3
某用状(二鞍馬の山里村々への御預けについての意見書下書) 80疋御預けのことは100疋の積りで申し合わせるのが近年の都合により旨の下ケ札あり	8月	横切継紙・1通	へ186-4
某用状(馬増手段申上書への内尋につき返答)	8月	横長半・1冊	へ186-5

10 藩政／番方／鉄砲・弓等稽古場建設 番方

(清野村百姓申上書綴 弘化2年5月)		2点	へ41
清野村名主民平他三名申上書[乍恐以書付奉申上候](清野村内鉄砲丁場となるため村方差支え並びに小作年貢米等頂戴に御尋につき) 清野村名主民平・組頭喜平太・同断清兵衛他1名→御勘定所御元メ御役所 端裏書「壺」・「清野村」	弘化2年巳5月	縦紙・1通	へ41-1
清野村名主民平他三名申上書[乍恐以書付奉申上候](村地内鉄砲丁場となるため村方差支え並びに作年貢米等頂戴御尋につき) 清野村名主民平・組頭喜平太・同断清兵衛他1名→御勘定所御元メ御役所 端裏書「式」・「壺印者引替仕度願」・「清野村」	弘化2年巳5月	縦継紙・1通	へ41-2
清野村砲術稽古場絵図并祢津要三郎他四名裏書(封筒)[清野村砲術稽古場請取絵図面] 改宮本清之助・鈴木伝治/(裏印)祢津要三郎・藤田右仲・奥津権右衛門他2名→御郡奉行兼帯今井左源太殿・鹿野外守殿・岡嶋庄蔵殿→ 封筒入、文政4年9月付鹿野外守貼札あり	文政4年巳9月	縦継紙・1通・ 32.4×105.5	へ132
(開善寺大門脇新矢場関係書類綴 文化12年12月) 封筒一括		2点	へ53
[開善寺大門脇新御矢場絵図面](封筒) 鹿野外守→ 文化13年に場所不用につき絵図面差戻・地所村方へ差戻の旨の封筒入、封筒書「八番江入」	文化12年亥12月	封筒・1点	へ53-1
(開善寺大門脇新御矢場絵図面並びに見分済の旨届書) 海沼八十郎/(裏印)鹿野外守・菅沼九左衛門→上村何右衛門殿・樋口庄司殿・堀田覚兵衛殿他1名		縦紙・1通・35.5×42.0	へ53-2
恩田鞠負用状(小越町新之助屋敷の件引渡につき) 恩田鞠負→菅沼九左衛門殿 へ116~123は一連文書	10月7日	切紙・1通	へ116
近藤最角伺書[口上覚](西小越町新兵衛建家不用につき) 近藤最角→ へ116~123は一連文書	8月	横切継紙・1通	へ117
(西小越町新之助屋敷地押詮議関係) へ116~123は一連文書		3点	へ118
(包紙) 中町新之助→上 へ116~123は一連文書 へ71-3-1、-2一綴、下ケ札あり、へ116~123は一連文書		包紙・1点	へ118-1
吉沢民右衛門伺書[口上覚](西小越町新之助屋敷の件地押詮議につき) 吉沢民右衛門→ へ71-3-1、-2一綴、下ケ札あり、へ116~123は一連文書	9月	横切継紙・1通	へ118-2
西小越町新兵衛願書[乍恐以口上書奉願候御事](西小越町地所の件橋際まで引渡につき)	文化14年丑9月	縦紙・1通	へ118-3

西小越町新之助→吉澤民右衛門様 へ71-3-1、-2一綴、 下ケ札あり、へ116～123は一連文書			
[口上覚](包紙) 御蔵番松木善左衛門→・ へ116 ～123は一連文書		包紙・1点	へ119-1
松木善左衛門申上書[口上覚](西小越町用地の 件新之助へ引渡につき) 御蔵番松木善左衛門 →・ へ116～123は一連文書	10月	切紙・1通	へ119-2
[口上覚](包紙) 吉沢民右衛門 古岩彦作→・ 包 紙貼紙「御覧後御下可被成下候 菅沼九左衛門」、へ 116～123は一連文書		包紙・1点	へ120-1
吉沢民右衛門他一名申上書(西小越町用地の件 新之助へ引渡につき) 吉沢民右衛門・古岩彦作 →・ へ116～123は一連文書	10月3日	切紙・1通	へ120-2
西小越町新之助請書[差上申御請書之御事](西小 越町用地の件受取につき) 西小越町新之助/(奥 印)名主忠三郎/(奥印)御町年寄北村甚右衛門・俣断伴 三郎右衛門→吉沢民右衛門様・古岩彦作様 へ116～123 は一連文書	文化14年丑10月	堅紙・1通	へ121
(包紙) 中町新之助→上 へ116～123は一連文書		包紙・1点	へ122-1
西小越町新之助願書[乍恐以口上書奉願候御 事](西小越町空き地の件年貢赦免につき) 西小越町新之助→御代官所 へ116～123は一連文 書、虫損あり	文化14年丑10月	堅紙・1通	へ122-2
(新之助頂戴西小越町屋敷地関係一括) 包紙一括		3点	へ123
[西小越町新之助頂戴屋敷地絵図面](包紙) へ 116～123は一連文書、包紙貼紙「御掟」		包紙・1点	へ123-1
(絵図表書並びに拝領町屋敷引渡書裏書 雛 形) へ116～123は一連文書、黄色紙		堅紙・1通	へ123-2
(西小越町新之助頂戴屋敷絵図) 改吉沢民右衛 門・古岩彦作他4名→・ へ116～123は一連文書	文化14年丑10月	鋪・1点・28.0× 38.1	へ123-3
(西越角場引上地一件書類 嘉永7年7月～元治元 年6月) 封筒一括		22点	へ36
[西越新角場式并代地被下御小作山見分品々之 御引方等之儀伺](封筒) 立合関田慶左衛門・片 桐総左衛門・山下都作→・	(嘉永7年)寅12月	封筒・1点	へ36-1
[御物預方角場式御引上地并代地被下御小作山 等見分絵図面](絵図) 彩色	(嘉永7年)	鋪・1点・540× 1260(266)	へ36-2
[田方地代金積御書上帳](清野村) 清野村名主 弥平太・組頭周兵衛・同平治他1名→関田慶左衛門様	嘉永7年寅8月	横長半・1冊	へ36-3
[西越沖田方地代金積御書上帳](西条村) 西条 村名主徳左衛門・組頭新左衛門・長百姓重吉→関田慶 左衛門様	嘉永7年寅8月	横長半・1冊	へ36-4
[西越新角場式御引上地麦作種代普□并新堰道 形御引上地土地代金共相渡印判帳] 関田慶	嘉永7年寅12月	横長半・1冊	へ36-5

左衛門・片桐総左衛門／(奥印)高坂民左衛門→ -			
[西越明地御小作地見分野帳] 渡辺朗→ - 貼紙あり	元治元年甲子6月朔日	横半半・1冊	へ36-6-1
(西越明地御小作地絵図) へ-36-6-1に挟込、2色彩色		鋪・1点・245×410	へ36-6-2
(鉄砲角場普請関連書類 嘉永7年7月～11月)		6点	へ36-7
開善寺大場清五郎請書[御請一札之事](鉄砲角場式御用のため西越沖畑地の代替地受領につき) 開善寺内大場清五郎→関田慶左衛門様・片桐総左衛門様・御立合山下都作様	嘉永7年寅8月	縦紙・1通	へ36-7-1
御藪見瀧澤軍平請書[乍恐以書付御請申上候](御用地御引き上げ替地受領につき) 御藪見瀧澤軍平→関田慶左衛門様・片桐総左衛門様・御立合山下都作様 端裏書「御藪見軍平」	嘉永7年寅7月	縦紙・1通	へ36-7-2
清野村名主弥平太他三名申上書[乍恐以書付奉申上候](川欠高5斗5升5合7勺申請につき) 清野村名主弥平太・組頭周兵衛・同平治・長百姓慶左衛門→関田慶左衛門様	嘉永7年寅11月13日	縦半・1冊	へ36-7-3
御小作人中沢村甚作他九名請書[乍恐以書付御請奉申上候](小作山立木年貢相当の代金納入指令につき) 御小作人中沢村甚作・殿山彦作・馬喰町大七他8名／(奥印)西条村名主徳左衛門・組頭新左衛門・長百姓重吉→関田慶左衛門様・片桐総左衛門様・御立合山下都作様 虫損甚大、下ヶ札あり	嘉永7年寅8月	縦半・1冊	へ36-7-4
西条村磯右衛門他二名請書[乍恐以書付御請奉申上候](御鉄砲角場御普請堰道付替え御用のため西越沖御高辻取調指令につき) 西条村磯右衛門・出作紙屋町勝右衛門・同郡馬喰町治助／(奥印)右(西条)村名主徳左衛門・組頭新左衛門・長百姓重吉→関田慶左衛門様・片桐総左衛門様・御立合山下都作様	嘉永7年寅8月	縦半・1冊	へ36-7-5
西条村磯右衛門他四名願書[乍恐以書付御請奉申上候](御鉄砲角場御用のため所持地上納にて難渋のため手当支給願につき) 西条村磯右衛門・出作宮本慎助役代三十郎・紙屋町勝右衛門・他2名／(奥印)右(西条)村名主徳左衛門・組頭新左衛門・長百姓重吉→関田慶左衛門様・片桐総左衛門様・御立合山下都作様	嘉永7年寅	縦半・1冊	へ36-7-6
(西越角場引上替地一件綴)		8点	へ36-8
恩田頼母達(別紙伺いの通り決済につき) 恩田頼母→宮下兵馬殿	12月14日	横切継紙・1通	へ36-8-1
勘定吟味申上書(別紙西越角場御引替地之義につき) 御勘定吟味→ -	12月7日	横切紙・1通	へ36-8-2
関田慶左衛門他一名伺書(端裏書)[御小作山嶺通桜御植込之場所御滞之儀ニ付伺](代地へ	10月	横切継紙・1通	へ36-8-3

の桜植込遅滞につき) 関田慶左衛門・片桐総左衛門→ -			
関田慶左衛門伺書(端裏書)[先年御引上御鉄砲方角場式御引方之儀ニ付伺](鉄砲方角場代地浦町善吉難渋のため口初一斗九升五合免除につき) 関田慶左衛門→ -	10月	横切継紙・1通	へ36-8-4
高田幾太他四名伺書(端裏書)[西越角場式御引替地之儀ニ付伺](御用上げ地の代地の件勘定役申立の可否伺い) 竹村金吾・菅沼九兵衛左衛門・山寺源大夫・宮下兵馬・高田幾太→ -	12月	横切継紙・1通	へ36-8-5
関田慶左衛門他二名伺書(端裏書)[西越新角場式并代地被下御小作山見分品々御引方伺](西条村分地字西越沖御鉄砲角場引上による代地高引下につき) 関田慶左衛門・片桐総左衛門・立合山下都作→ -	10月	横切継紙・1通	へ36-8-6
竹村金吾他四名伺書(端裏書)[西越角場式代地被下等之儀伺](植樹の件につき) 竹村金吾・菅沼九兵衛・山寺源大夫・宮下兵馬・高田幾太→ - 端裏書「宮下兵馬」	12月	横切継紙・1通	へ36-8-7
関田慶左衛門伺書(端裏書)[西越新角場式代地被下御小作山之儀ニ付伺](道橋奉行へ管轄の旨伝達依頼等につき) 関田慶左衛門→ -	12月13日	横切継紙・1通	へ36-8-8
(西条村字西越沖御鉄砲方書類 天保15年3月) 封筒一括		7点	へ37
[西条村字西越沖御鉄砲方角場式絵図面并改伺一紙](封筒) 竹村金吾 → -	天保15年辰3月	封筒・1点	へ37-1
[西条村字西越御鉄砲方角場式并代地絵図面](絵図) 彩色、貼紙あり	天保15年辰3月	鋪・1点・530×738(225)	へ37-2
(西条村字西越沖御鉄砲方書類 天保15年3月)		4点	へ37-3
竹村金吾申上書(西条村分地を角場式鉄砲方へ引渡等につき) 竹村金吾→ -	3月	横切紙・1通	へ37-3-1
関田慶左衛門他一名内々申上書(端裏書)[御鉄砲方角場之儀ニ付御内々申上](清野村往来へ逸矢の危険等伺につき) 関田慶左衛門・小林佐兵衛→ -	3月	横切紙・1通	へ37-3-2
[西条村字西越沖御鉄砲方角場式改伺一紙](年貢免除地割地等村方願の件伺につき) 関田慶右衛門・小林佐兵衛・立合岡田隆吉→ - 下ケ札あり	3月	横長半・1冊	へ37-3-3
西条村茂左衛門外二名願書[乍恐以書付奉願候](当村分地字西越沖御鉄砲御用につき引上げその代地につき年貢引方願につき) 西条村名主茂左衛門・組頭亀治・長百姓平左衛門→関田慶右衛門・小林佐兵衛・御立合岡田隆吉	天保15年辰3月	豎半・1冊	へ37-3-4

1 1 藩政／番方／武具方所管武備向き用状並びに武具・武具関係品拝借

御収納郡方申上書〔調練場并町打場之儀ニ付申上〕(調練場の件村方へ地代金下渡しにつき) 御収納郡方→ -	8月	横切紙・1通	へ73
西条村返答書〔御尋ニ付乍恐以口上書御答申上候御事〕(関谷守前馬場での大御の御稽古についての差障有無の御尋につき) 西条村名主又五郎・組頭新左衛門・長百姓磯八→御代官所 端裏書〔西条村馬場ニ而大の稽古故障無之哉尋覚〕	文政5年午2月	縦継紙・1通	へ86
(東条村之内砲術角場出来ニ付見分申上書関係書類綴)		3点	へ135
馬場忠吾他一名申上書〔東条村之内砲術角場御出来可被成場所見分申上〕(御引高への諸役免除願につき) 馬場忠吾・宮澤善治→ - 下ケ札あり	4月	横切継紙・1通	へ135-1
某請書〔乍恐以書付御請申上候〕(差上地につき、耕地絵図付)		横切紙・1通	へ135-2
東条村両役人請書下書(除地山の内角場敷の内より差出につき) 東条村名主嘉左衛門・同市郎治・組頭靱五郎他3名→ -		横折紙・1通	へ135-3

1 1 藩政／番方／武具方所管武備向き用状並びに武具・武具関係品拝借 番方

(武具関係諸書類綴 安政6年正月～慶応4年3月24日) 新番号29・30は巻込一括、紙繕上書〔金児切手〕、綴じ紐にペンで「年代未詳分」と付箋あり		63点	へ29
蟻川堅之助他二名用状〔覚〕(雷火銃12挺等送付につき) 蟻川賢之助・金児忠兵衛・佐藤安喜→小野喜平太殿・三村大之助殿・寺内多宮殿他1名	4月5日	横切継紙・1通	へ29-1
山寺常吉用状〔覚〕(雷火銃13挺等送付につき) 山寺常吉→御調役中様	4月6日	横切継紙・1通	へ29-2
山寺常吉用状〔覚〕(酒井渡七等へ箱2つ等送付につき) 山寺常吉→御調役中様	4月5日	横切継紙・1通	へ29-3
[送なし 西沢藤吉 一洪紙包壺ツ 外書状添](切紙)		切紙・1通	へ29-4
某用状〔覚〕(洪紙包1つ等書上) 後欠		横切継紙・1通	へ29-5
蟻川賢之助他二名用状〔覚〕(雷火銃12挺等送付につき) 蟻川賢之助・金児忠兵衛・佐藤安喜→小野喜平太殿・三村大之助殿・寺内多宮殿他1名	4月8日	横切継紙・1通	へ29-6
蟻川賢之助他二名用状〔覚〕(雷火銃12挺等送付につき) 蟻川賢之助・金児忠兵衛・佐藤安喜→小野喜平太殿・三村大之助殿・寺内多宮殿他1名	4月3日	横切紙・1通	へ29-7
山寺常吉用状〔覚〕(蟻川賢之助より小野喜平太	4月5日	横切継紙・1通	へ29-8

への用状等送付につき) 山寺常吉→御同役中様			
山寺常吉用状[覚](矢沢但馬へ雷火胴乱11つ等送付につき) 山寺常吉→ 後欠	4月8日	横切継紙・1通	へ29-9
山寺常吉用状[覚](安房守様の御召料として法被5枚等指送るにつき) 山寺常吉→窪田友之助様・山口総平様 後欠カ	4月9日	横切継紙・1通	へ29-10
蟻川賢之助他二名用状[覚](安房守様の御召料等送付につき) 蟻川賢之助・金児忠兵衛・佐藤安喜→小野喜平太殿・三村大之助殿・寺内多宮殿他1名	4月9日	横切継紙・1通	へ29-11
蟻川賢之助他二名用状[覚](六匁筒3挺等送付につき) 蟻川賢之助・金児忠兵衛・佐藤安喜→小野喜平太殿・三村大之助殿・寺内多宮殿他1名	4月6日	横切継紙・1通	へ29-12
関口勇衛受取証文[覚](臨時出張のため袖印受取につき) 関口勇衛→菅沼治郎右衛門	4月21日	横切紙・1通	へ29-13
仙道彦八郎拝借証文[覚](臨時御用のため短ミニエール銃1挺等受取につき) 仙道彦八郎→久保九郎右衛門殿		横切継紙・1通	へ29-14
金児忠兵衛拝借証文[覚](三百匁カノン鉄玉15受取につき) 金児忠兵衛→	(万延元年)申11月	横切紙・1通	へ29-15
金児忠兵衛拝借証文[覚](練釜1つ受取につき) 金児忠兵衛→	(万延元年)申10月	横切紙・1通	へ29-16
金児忠兵衛拝借証文[覚](六ポンドカノン受取につき) 金児忠兵衛→	(万延元年)申10月	横切紙・1通	へ29-17
金児忠兵衛拝借証文[覚](三百匁カノン1挺受取につき) 金児忠兵衛→	(万延元年)申10月	横切継紙・1通	へ29-18
金児忠兵衛拝借証文[覚](五百匁カノン2挺受取につき) 金児忠兵衛→	申3月	横切紙・1通	へ29-19
金児忠兵衛拝借証文[覚](施條長砲1門等受取につき) 金児忠兵衛→池田平角殿	7月7日	横切紙・1通	へ29-20
金児忠兵衛拝借証文[覚](ミニエール銃2挺等受取につき並びに返上済の旨後筆) 金児忠兵衛→山岸左内殿	4月13日	横切紙・1通	へ29-21
金児忠兵衛拝借証文[覚](練柴板5枚受取につき) 金児忠兵衛→久保九郎右衛門殿	慶応(3年)丁卯6月9日	横切紙・1通	へ29-22
金児忠兵衛拝借証文[覚](六ポンド地砲1門等受取につき) 金児忠兵衛→池田平角殿	(慶応3年)卯8月	横切紙・1通	へ29-23
金児忠兵衛拝借証文[覚](鉛10貫100目受取につき) 金児忠兵衛→久保九郎右衛門殿	(慶応3年)卯6月6日	切紙・1通	へ29-24
金児忠兵衛拝借証文[覚](短施條銃2挺等受取につき) 金児忠兵衛→池田平角殿	5月26日	横切紙・1通	へ29-25
金児忠兵衛拝借証文[覚](大胴乱4つ等受取につき) 金児忠兵衛→三村大之助殿	11月	横切紙・1通	へ29-26

11 藩政／番方／武具方所管武備向き用状並びに武具・武具関係品拝借

林丈左衛門他三名拝借証文[覚](施條銃4挺受取につき) 林丈左衛門・宮下力之助・宮沢彦治他1名→馬場広人殿	(慶応2年)寅9月16日	横切継紙・1通	へ29-27
林丈左衛門他一名拝借証文[覚](三百匁カノン受取につき) 金児忠兵衛行司林丈左衛門・宮沢彦治→三村大之助殿	(慶応2年)寅7月	横切紙・1通	へ29-28
金児友太郎拝借証文[覚](槍印1つ受取につき) 金児友太郎→三村大之助殿	(慶応2年)寅3月	横切紙・1通	へ29-29
宮沢彦治他一名拝借証文[覚](三ポンド弾10につき) 金児忠兵衛行司宮沢彦治・林丈左衛門→三村大之助殿	(慶応2年)寅3月	横切継紙・1通	へ29-30
金児忠兵衛拝借証文[覚](三百匁カノン1門等につき) 金児忠兵衛→宮嶋嘉織殿	11月28日	横切紙・1通	へ29-31
金児忠兵衛拝借証文[覚](ミニエール銃打試しのため鉛1貫目等につき) 金児忠兵衛→宮嶋嘉織殿	7月	横切継紙・1通	へ29-32
金児忠兵衛拝借証文[覚](ミニエール銃打試し御用のため鉛1貫目等につき) 金児忠兵衛→富永新平殿	文久3年癸亥9月7日	切紙・1通	へ29-33
金児忠兵衛拝借証文[覚](六ポンドカノン1挺等につき) 金児忠兵衛→	文久3年亥4月	切紙・1通	へ29-34
金児忠兵衛拝借証文[覚](合薬2貫目につき) 金児忠兵衛→	(文久3年)亥10月	横切継紙・1通	へ29-35
金児忠兵衛拝借証文[覚](イギリス形鉄砲1挺につき) 金児忠兵衛→三村大之助殿	(文久3年)亥7月	切紙・1通	へ29-36
金児忠兵衛拝借証文[覚](二十寸臼砲坐につき) 金児忠兵衛→	正月19日	横切継紙・1通	へ29-37
林丈左衛門他二名拝借証文[覚](三ポンド地砲1門等につき) 金児忠兵衛行司林丈左衛門・宮下力之助・宮沢彦治→小野喜平太殿	8月	横切継紙・1通	へ29-38
金児忠兵衛拝借証文[覚](鉄柴板5枚につき) 金児忠兵衛→三村大之助殿	(慶応元年)丑8月15日	横切紙・1通	へ29-39
林丈左衛門他一名拝借証文[覚](三百目地砲1門等につき) 林丈左衛門・宮下彦治他1名→富永新平殿	6月	横切紙・1通	へ29-40
宮沢彦治他一名拝借証文[覚](五百目地砲1挺につき) 宮沢彦治・宮沢徳太郎→山岸左内殿	正月21日	横切紙・1通	へ29-41
三村大之助拝借証文[覚](十三寸臼砲玉10につき) 金児忠兵衛行司三村大之助→	(安政6年)未10月	切紙・1通	へ29-42
金児忠兵衛拝借証文[覚](十三寸玉11につき) 金児忠兵衛→	(安政6年)未5月	切紙・1通	へ29-43
金児忠兵衛拝借証文[覚](冷水桶1つ等につき) 金児忠兵衛→	(安政6年)未2月	切紙・1通	へ29-44

金児忠兵衛拝借証文[覚](五百匁カノン1挺等につき) 金児忠兵衛→-	(安政6年)未12月	切紙・1通	へ29-45
金児忠兵衛拝借証文[覚](二十九寸白砲1挺等につき) 金児忠兵衛→-	(安政6年)未2月	横切継紙・1通	へ29-46
金児忠兵衛拝借証文[覚](六ポンドカノン1挺等につき) 金児忠兵衛→-	(安政6年)未3月	切紙・1通	へ29-47
金児忠兵衛拝借証文[覚](十二寸白砲1坐等につき並びに返上の旨後筆) 金児忠兵衛→-	(安政6年)未正月	切紙・1通	へ29-48
金児忠兵衛拝借証文[覚](十二寸道火打込道具1組につき) 金児忠兵衛→-	(安政6年)未正月13日	切紙・1通	へ29-49
金児忠兵衛拝借証文[覚](三ポンドカノン1挺等につき) 金児忠兵衛→宮嶋嘉織殿	(文久2年)戌6月	切紙・1通	へ29-50
金児忠兵衛行司宮沢彦治他一名拝借証文[覚](六ポンドカノン1挺につき) 金児忠兵衛行司宮沢彦治・宮沢徳太郎→三村大之助殿	(元治元年)子11月	切紙・1通	へ29-51
宮下力之助拝借証文[覚](二十寸白砲等につき) 金児忠兵衛行司宮下力之助→-	文久2年戌3月	切紙・1通	へ29-52
金児忠兵衛拝借証文[覚](二十寸白砲1坐等につき) 金児忠兵衛→-	(文久元年)酉8月	切紙・1通	へ29-53
金児忠兵衛拝借証文[覚](十五寸短忽砲1挺等につき) 金児忠兵衛→-	(文久元年)酉2月	切紙・1通	へ29-54
金児忠兵衛拝借証文[覚](五百匁カノン1挺等につき) 金児忠兵衛→-	(文久元年)酉2月	切紙・1通	へ29-55
金児忠兵衛拝借証文[覚](運送車につき) 金児忠兵衛→-	(文久元年)西正月	切紙・1通	へ29-56
宮下力之助他一名拝借証文[覚](十二寸砲1挺につき) 宮下力之助・宮沢徳太郎→小野喜平太殿	12月4日	切紙・1通	へ29-57
中沢平左衛門門弟世話方中沢平左衛門・両角要右衛門→-	12月4日	切紙・1通	へ29-58
宮沢徳太郎他一名拝借証文[覚](鑄形等受取につき) 金児忠兵衛行司宮沢徳太郎・宮沢彦治→小野喜平太殿	(元治元年)子9月	横切継紙・1通	へ29-59
宮沢彦治他一名内借証文[覚](十五寸忽砲1挺等受取につき) 金児忠兵衛行司宮沢彦治・宮沢徳太郎→小野喜平太殿	(元治元年)子9月	横切継紙・1通	へ29-60
宮沢彦治他一名拝借証文[覚](鉤鉄物等につき) 金児忠兵衛行司宮沢彦治・宮下力之助→富永新平殿	7月	切紙・1通	へ29-61
金児忠兵衛拝借証文[覚](釣鉄物十五寸忽砲2挺等受取につき) 金児忠兵衛→小野喜平太殿	6月8日	横切紙・1通	へ29-62
高野左金吾他九名拝借証文[覚](短ミニエール銃10挺等受取につき) 高野左金吾・春日三治郎・	(慶応4年)辰3月24日	横切継紙・1通	へ29-63

関山藤三郎他7名→三村大之助殿

12 藩政／番方／武具方所管武具・武具関係品拝借・目録 番方

(武具受取証文綴)		7点	へ14
御持筒組小頭小山量左衛門受取証文[覚](鑄形・かるこにつき) 御持筒組小頭小山量左衛門→御武具御役所	(安政5年)午4月25日	横切紙・1通	へ14-1
御持筒組小頭小山量左衛門引替書[覚](三拾匁御筒につき) 御持筒組小頭小山量左衛門→御武具御役所	安政5年午8月	横切紙・1通	へ14-2
磯田小藤太受取証文[覚](硝石・硫黄につき) 磯田小藤太→宮嶋嘉織殿	安政4年巳8月	横切紙・1通	へ14-3
増沢彦作引替書[覚](三ツ道具につき) 増沢彦作→御武具方御元分中	寅8月21日	横切紙・1通	へ14-4
佐久間庸左衛門金銭受取証文[覚](鉄砲方御用につき) 佐久間庸左衛門→高野専之助殿・桜井利右衛門殿・三村源吾右衛門殿他1名	亥5月	横切紙・1通	へ14-5
長谷川三郎兵衛受取証文[覚](小筒鉄砲等御用につき) 長谷川三郎兵衛→三村大之助殿	(安政6年)未正月14日	横切紙・1通	へ14-6
宮下謙太夫引替書[覚](劍付鉄砲請取につき) 宮下謙太夫→三村大之助殿	(安政6年)未正月19日	横切紙・1通	へ14-7
(拝借証文綴 安政6年正月～11月)		8点	へ15
[安政六未年正月 諸拝借切手類](表紙)	安政6年未正月	切紙・1通	へ15-1
菅鉞太郎拝借証文[覚](硝石・鉛等につき) 菅鉞太郎→宮嶋嘉織殿	(安政6年)未4月5日	横切紙・1通	へ15-2
神戸平治拝借証文[覚](合葉につき) 神戸平治→宮嶋嘉織殿	4月15日	横切紙・1通	へ15-3
神戸平治拝借証文[覚](合葉につき) 神戸平治→宮嶋嘉織殿	4月25日	横切紙・1通	へ15-4
神戸平治拝借証文[覚](合葉につき) 神戸平治→ -	5月7日	横切紙・1通	へ15-5
山寺源大夫拝借証文[覚](鉛3貫目につき) 山寺源大夫→ -	(安政6年)未7月25日	横切紙・1通	へ15-6
白井平左衛門拝借証文[覚](細引につき) 白井平左衛門→ -	10月22日	横切紙・1通	へ15-7
内田捨治郎拝借証文[覚](真鍮銅物につき) 内田捨治郎→ -	安政6年未11月	横切紙・1通	へ15-8
(拝借証文綴 万延2年正月～文久元年8月)		5点	へ16
[万延二西歳正月拝借切手](表紙)	万延2年西正月	切紙・1通	へ16-1

白井平左衛門拝借証文[覚](十二柵撞葉杖につ き) 白井平左衛門→御武具方様	(文久元年)西3月6日	横切継紙・1通	へ16-2
野村弥左衛門拝借証文[覚](筒3挺につき) 野 村弥左衛門→山岸左内殿	(文久元年)西3月7日	横切紙・1通	へ16-3
白井平左衛門拝借証文[覚](傍示1本内借につ き) 白井平左衛門→御当番御武具方様	4月2日	横切紙・1通	へ16-4
原徳太郎拝借証文[覚](鉛につき) 原平馬加判 原徳太郎→御武具奉行字敷元之丞殿	文久元年8月25日	横切紙・1通	へ16-5
(拝借証文綴 文久二年正月～4月)		4点	へ17
[文久二戌年正月より・七月より諸拝借物切手] (表紙)	文久2年正月	切紙・1通	へ17-1
磯田小藤太拝借証文[覚](櫛二間柄等につ き) 磯田小藤太→山岸左内殿	文久2年2月6日	横切紙・1通	へ17-2
白井平左衛門拝借証文[覚](十二柵地砲等につ き) 白井平左衛門→岸太五之丞殿	3月15日	横切紙・1通	へ17-3
馬場介作拝借証文(焰硝につき) 馬場介作→三 村大之助殿	文久2年戌4月4日	横切紙・1通	へ17-4
(拝借証文綴 文久3年)		16点	へ18
[文久三亥年切手](表紙)		切紙・1通	へ18-1
竹内金左衛門拝借証文[覚](雑兵具足5領につ き) 竹内金左衛門→金見忠兵衛殿・宮嶋嘉織殿・三 村大之助殿他二名 後欠		横切紙・1通	へ18-2
馬場介作拝借証文[覚](鉛1貫目につき) 馬場 介作→山岸左内殿		横切紙・1通	へ18-3
上山田村御用達宮原治左衛門拝借証文[覚](硫 黄2貫40目預りにつき) 上山田村御用達宮原治 左衛門→御武具方御役所		横切紙・1通	へ18-4
伊木億右衛門拝借証文[覚](御城番砲術御用稽 古入料につき) 伊木億右衛門→金見忠兵衛殿	(文久3年)亥7月	横切紙・1通	へ18-5
御具足組頭三俣用作拝借証文[覚](櫛鎗柄3本 につき) 御具足組頭三俣用作→御武具方御役所	8月22日	横切紙・1通	へ18-6
山口近蔵拝借証文[覚](吹子につき) 山口近蔵 →御武具方御役所	(文久3年)亥9月12日	横切紙・1通	へ18-7
野村隼多用状[覚](狙撃雷管につき) 野村隼多 →山岸左内殿	10月25日	横切紙・1通	へ18-8
小沼茂平拝借証文[覚](焰硝・鉛につき) 小沼 茂平→御武具方御役所	(文久3年)亥4月8日	横切紙・1通	へ18-9
宮澤新八郎拝借証文[覚](槍荒木1本につ き) 宮澤新八郎→寺内多宮殿	(文久3年)亥12月	横切紙・1通	へ18-10
白井平左衛門拝借証文[覚](三斤玉・六斤玉に つき) 白井平左衛門→御武具方様	(文久3年)亥10月	横切継紙・1通	へ18-11
伊木億右衛門拝借証文[覚](鉛6貫50匁内借に	(文久3年)亥12月	横切継紙・1通	へ18-12

12 藩政／番方／武具方所管武具・武具関係品拝借・目録

つき) 伊木億右衛門→寺内多宮殿			
瀧沢常蔵拝借証文[覚](檜槍柄1本につき) 瀧沢常蔵→御武具方御役所	正月19日	横切紙・1通	へ18-13
北澤一二馬拝借証文[覚](具足請取につき) 北澤一二馬→寺内多宮殿	2月2日	横切紙・1通	へ18-14
館孝右衛門拝借証文[覚](石灰4俵につき) 館孝右衛門→寺内多宮殿	(文久3年)亥2月朔日	横切継紙・1通	へ18-15
植木直兵衛拝借証文[覚](三拾匁玉御筒等につき) 植木直兵衛→寺内多宮殿	(文久3年)亥2月12日	横切紙・1通	へ18-16
(武具拝借証文綴 文久3年3月～4月)		11点	へ19
鹿野伴治拝借証文[覚](鳶口30本につき) 鹿野伴治→御武具方	(文久3年)亥4月	横切紙・1通	へ19-1
磯川賢之助拝借証文[覚](槍印1筋につき) 磯川賢之助→三村大之助殿	(文久3年)亥3月	横切継紙・1通	へ19-2
宮澤徳太郎拝借証文[覚](合薬・雷管につき) 宮澤徳太郎→三村大之助殿	(文久3年)亥3月	横切継紙・1通	へ19-3
宮澤徳太郎拝借証文[覚](雷火管入5ツにつき) 宮澤徳太郎→三村大之助殿	(文久3年)亥3月	横切継紙・1通	へ19-4
寺内多宮拝借証文[覚](鉛玉・薬につき) 寺内多宮→三村大之助殿	(文久3年)3月	横切継紙・1通	へ19-5
山中小平次拝借証文[覚](御船印等貞松院様御帰御用につき) 山中小平次→三村大之助殿	(文久3年)亥3月	横切紙・1通	へ19-6
池村良太郎他一名拝借証文[覚](三拾匁玉等につき) 池村良太郎・高野車之助→三村大之助殿	(文久3年)亥3月	横切継紙・1通	へ19-7
磯田小藤太拝借証文[覚](雷火管につき) 磯田小藤太→三村大之助殿	(文久3年)3月16日	横切紙・1通	へ19-8
高野庫之助返上書[覚](鎗印1筋につき) 高野庫之助→三村大之助殿	(文久3年)亥3月19日	横切紙・1通	へ19-9
寺内多宮他一名拝借証文[覚](長持2組1棹につき) 寺内多宮・磯川賢之助→三村大之助殿	(文久3年)3月	横切紙・1通	へ19-10
大里忠之進拝借証文[覚](籠長持3棹につき) 大里忠之進→三村大之助殿	(文久3年)亥3月	横切継紙・1通	へ19-11
(武具拝借証文等級 元治元年4月～12月)		40点	へ20
(武器類拝借証文等級 元治元年4月～12月)		28点	へ20-1
矢野茂拝借証文[覚](煤竹法被等につき) 矢野茂→山岸左内殿	(元治元年)4月	切紙・1通	へ20-1-1
宮下三郎治他一名拝借証文[覚](煤竹御印法被等上京御供付につき) 宮下三郎治・近藤権内→山岸左内殿	元治元年4月	横切紙・1通	へ20-1-2
矢野茂拝借証文[覚](舶来石火銃等警衛付足軽稽古入用につき) 矢野茂→山岸左内殿	元治元年子4月	横切紙・1通	へ20-1-3
神戸美之助拝借証文[覚](赤山道法皮につき)	(元治元年)4月	横切継紙・1通	へ20-1-4

神戸美之助・酒井渡七→山岸左内殿			
高山久治郎他一名拝借証文[覚](牛馬取合8枚につき) 高山久治郎・足立鬼武七→金子忠兵衛様御内	(元治元年)5月10日	横切紙・1通	へ20-1-5
寺内多宮他三名拝借証文[覚](小銃足輕の砲発稽古入料として雷火管1千510挺等につき) 寺内多宮・蟻川賢之助・高野車之助他1名→山岸左内殿	(元治元年)6月6日	横切継紙・1通	へ20-1-6
山浦早太拝借証文[覚](上京のため赤山道附法皮につき) 山崎早太→山寺常吉殿・羽田三蔵殿	(元治元年)子6月10日	横切紙・1通	へ20-1-7
寺内多宮拝借証文[覚](京都警衛のため雷火銃50挺等につき) 寺内多宮→山岸左内殿	元治元年子6月	横切継紙・1通	へ20-1-8
某拝借証文[覚](京都警衛のため雷火銃50挺等につき) 後欠、へ20-8と同内容	(元治元年)子6月	横切継紙・1通	へ20-1-9
蟻川賢之助拝借証文[覚](京都警衛のため雷火銃50挺等につき) 蟻川賢之助→山岸左内殿	元治元年子6月	横切継紙・1通	へ20-1-10
某金銭拝借証文[覚](京都警衛のため雷火銃50挺・狙撃銃2挺等につき) 後欠、へ20-8と同内容	(元治元年)子6月	横切継紙・1通	へ20-1-11
金見忠兵衛拝借証文[覚](雷火銃付き柄10内借につき) 金見忠兵衛→山岸左内殿	(元治元年)11月10日	横切継紙・1通	へ20-1-12
山中平次拝借証文[覚](京都警衛のため笠印9つにつき) 山中小平次→山岸左内殿	(元治元年)子6月	横切継紙・1通	へ20-1-13
西津甚七郎他一名拝借証文[覚](上京道中御持参の長巻16振につき) 西津甚七郎・竹花兵馬→	元治元年甲子6月	横切継紙・1通	へ20-1-14
岩崎玄蕃拝借証文[覚](京都警衛のため御簀3流等につき) 山崎玄蕃→山岸左内殿	(元治元年)子6月	横切紙・1通	へ20-1-15
児玉九野右衛門他二名拝借証文(白山道附法被等につき) 児玉九野右衛門・宗岡文蔵・宮本彦之進→山岸左内殿 宗岡文右衛門は白山道附法被・赤山道附法被を返上したため印消しか	(元治元年)6月3日～6月5日)	横切継紙・1通	へ20-1-16
金見忠兵衛拝借証文[覚](京都警衛のため長持3棹・雷火管等につき) 金見忠兵衛→山岸左内殿	元治元年子6月	横切継紙・1通	へ20-1-17
成澤勘左衛門拝借証文[覚](上京御供のため纏2張・棹2本につき) 成澤勘左衛門→山岸左内殿	元治元年甲子6月13日	横切継紙・1通	へ20-1-18
山岸常吉拝借証文[覚](京都警衛のため洪紙3枚等につき) 山寺常吉→山岸左内殿	(元治元年)6月13日	横切紙・1通	へ20-1-19
武器奉行違書(手入不行届等の者へ具足拝借許可につき) 御武器奉行→ 端裏書「懸り 御具足奉行」	(元治元年)	横切継紙・1通	へ20-1-20
磯田小藤太願書(合焔硝を京都表へ御廻し願につき) (磯田)小藤太→御武器具頭様 端裏書「御武器奉行様」[小藤太]	(元治元年)2月4日	横切継紙・1通	へ20-1-21

12 藩政／番方／武具方所管武具・武具関係品拝借・目録

御武具奉行達書(上京道中人馬差支えのため2日に分け出立につき) - →懸り御武具奉行	(元治元年)	横切紙・1通	へ20-1-22
御武具奉行達書(高張桃灯・弓張桃灯持の内借許可等につき) 御武具奉行→ - 端裏書「御武具行」	(元治元年)	横切継紙・1通	へ20-1-23
金児忠兵衛拝借証文[覚](御警御用のため三俣5つ等につき) 金児忠兵衛→山岸左内殿	(元治元年)子6月13日	横切紙・1通	へ20-1-24
金児忠兵衛拝借証文[覚](上京入料のため散火銃玉薬につき) 金児忠兵衛→山岸左内殿	(元治元年)6月13日	横切紙・1通	へ20-1-25
依田源七拝借証文[覚](上京のため下夫具足3領につき) 依田源七→山岸左内殿	元治元年子7月25日	横切継紙・1通	へ20-1-26
根井小右衛門拝借証文[覚](京都警衛のため鞍・鎧等19筆分につき) 根井小右衛門→山岸左内殿	元治元年子6月12日	横切継紙・1通	へ20-1-27
小池六左衛門拝借証文[覚](銀山道笠1つ等につき) 御厩小頭小池六左衛門→山寺恒吉殿	(元治元年)子8月27日	横切紙・1通	へ20-1-28
(武具受取証文一括 文久元年7月～安政7年3月)包紙で一括		7点	へ114
(武具受取関連書類)		5点	へ114-1
[御大小御守刀引渡返](包紙) へ70-1-1～4を一括		包紙・1点	へ114-1-1
御吟味役武具受取証文[覚](幟、打鋪等につき) 御吟味役→御奥元メ役様 下ケ札あり	11月	横切継紙・1通	へ114-1-2
太五之丞武具受取証文(鎗につき) 太五之丞→(山岸)助蔵様	11月16日	切紙・1通	へ114-1-3
小山田菅右衛門武具受取証文[覚](鎗につき) 小山田菅右衛門→宮島嘉織殿	文久元年西7月17日	横切紙・1通	へ114-1-4
池田富之進等十名武具受取証文[覚](刀、脇差等につき) 池田富之進・坂口又治他9名→山中鹿渡殿・山岸助蔵殿他2名	万延元年申10月	縦継紙・1通	へ114-1-5
山中鹿渡金銭受取証文[覚](鎗につき) 山中鹿渡→一場茂右衛門殿・宮嶋嘉織他4名 封筒入	安政7年申3月	縦紙・1通	へ114-2
[証文](封筒) 御奥元メ役→ - へ115入	8月11日	封筒・1点	へ115-1
山中鹿渡武具受取証文[覚](鎗につき) 山中鹿渡→一場茂右衛門殿・宮嶋嘉織他4名 封筒入	安政7年申3月	縦紙・1通	へ115-2
(武具等拝借証文綴 元治元年11月)		12点	へ20-2
寺内又左衛門拝借証文[覚](臨時御用のため合薬10斤等につき) 寺内又左衛門→ -	(元治元年)11月21日	横切継紙・1通	へ20-2-1
伊東嘉左衛門拝借証文[覚](獵師病床のため代わりに火縄3里等につき) 伊東嘉左衛門→三村大之助殿	(元治元年)子11月24日	横切継紙・1通	へ20-2-2
清水忠治拝借証文[覚](御用のため御筒6挺等	(元治元年)子11月20日	横切継紙・1通	へ20-2-3

につき) 清水忠治守祥(花押)→-			
寺内又左衛門拝借証文[覚](焰硝1斤・鉛200目につき) 寺内又左衛門(花押)→-	(元治元年)11月21日	横切継紙・1通	へ20-2-4
某用状[覚](鉛・合薬等軍用品書上) 後欠		横切継紙・1通	へ20-2-5
白川謙之助拝借証文[覚](焰硝2斤・鉛200目につき) 白川謙之助(花押)→-	(元治元年)11月27日	切紙・1通	へ20-2-6
寺内又左衛門拝借証文[覚](袖印105つ等につき)寺内又左衛門(花押)→-	(元治元年)11月19日	切紙・1通	へ20-2-7
歩兵方四人拝借証文[覚](焰硝3斤につき) 歩兵方四人→-	(元治元年)11月27日	切紙・1通	へ20-2-8
寺内又左衛門拝借証文[覚](銀山道塗笠1つ等につき) 寺内又左衛門(花押)→-	(元治元年)11月20日	切紙・1通	へ20-2-9
清水忠治守祥拝借証文[覚](御用のため銀山道御練笠4蓋等につき) 清水忠治守祥(花押)→-	元治元年子11月20日	切紙・1通	へ20-2-10
寺内又左衛門拝借証文[覚](塗笠4つ等につき)寺内又左衛門(花押)→三村大之助様	(元治元年)11月20日	横切紙・1通	へ20-2-11
青木直馬拝借証文[覚](鉛1貫匁等につき) 青木直馬→小野喜平太殿	元治元年12月4日	横切紙・1通	へ20-2-12
(武器・武具拝借関連書類一綴)		28点	へ21
[元治二年正月ヨリ諸拝借切手](切紙表紙)		切紙・1通	へ21-1
富岡良右衛門拝借証文[覚](長刀1振・貞松院様御出府のため女中へ貸物入料として内借につき)富岡良右衛門→山岸左内殿	(元治2年)丑正月	横切紙・1通	へ21-1-1
高野平助拝借証文[覚](長柄2筋・貞松院様發興の節建換につき) 杖突高野平助/(奥印)根井小右衛門→御武具御奉行所	(元治2年)正月	横切紙・1通	へ21-1-2
金井清八郎他一名拝借証文[覚](火薬等につき)金井清八郎・山田兵衛→-	(元治2年)正月	横切紙・1通	へ21-1-3
内川美作拝借証文[覚](鉄針頭につき) 内川美作→三村大之助殿	元治2年丑2月	横切紙・1通	へ21-1-4
宮下代治郎他一名拝借証文[覚](ヤーケル等4筆につき) 宮下代治郎・宮下寛三郎→三村大之助殿 下ケ札「御筒壺挺 三ッ又壺ッ 宮下寛三郎 午五月十五日 返上」	(元治2年)2月22日	横切紙・1通	へ21-1-5
白川綾次郎拝借証文[覚](石火銃剣10本、学校御用につき) 白川綾次郎→小野喜平太殿・三村大之助殿・山岸左内殿他2名	(元治2年)丑3月	横切紙・1通	へ21-1-6
高木吉蔵代判横田二作拝借証文[覚](鉄針105匁につき) 高木吉蔵代判横田二作→御武具御奉行所	(元治2年)丑3月8日	横切紙・1通	へ21-1-7
金井清八郎他一名拝借証文[覚](五百匁砲壺門等につき) 金井清八郎・山田兵衛→- 3月12日	(元治2年)	切紙・1通	へ21-1-8

返上			
御買物所預ケ証文[覚](京都より送付の貫山道 下除土笠等揃い兼につき) 御買物所→御武具 方様	(元治2年)丑3月14日	切紙・1通	へ21-1-9
館孝右衛門申上書[覚](水銀5斤返上につき) 館孝右衛門→小野喜平太殿	元治2年乙丑3月19日	切紙・1通	へ21-1-10
酒井関兵衛他一名申上書[覚](御筒20挺等6筆 返上につき) 酒井関兵衛・依田荘吉→御武具方御 役所	元治2年3月20日	横折紙・1通	へ21-1-11
(武器・弾薬等拝借証文綴)		17点	へ21-2
金井清八郎他一名拝借証文[覚](火薬1斤・前車 1輛につき) 金井清八郎・山田兵衛→御武具方様	(慶応元年)4月9日	切紙・1通	へ21-2-1
富永新平拝借証文[覚](雷火銃4挺につき) 富 永新平→久保九郎右衛門殿	(慶応元年)4月27日	切紙・1通	へ21-2-2
山田兵衛拝借証文[覚](十三寸榴弾10につき) 山田兵衛→御武具方様	(慶応元年)5月1日	切紙・1通	へ21-2-3
野村弥左衛門拝借証文[覚](布交御幕、同くし につき) 野村弥左衛門→久保九郎右衛門殿	(慶応元年)4月17日	切紙・1通	へ21-2-4
樋口安男拝借証文[覚](長玉94・火薬2斤・雷管 300発につき) 御警衛方樋口安男→三村大之助様	(慶応元年)5月10日	切紙・1通	へ21-2-5
大日方渡拝借証文[覚](散玉につき) 大日方渡 →三村大之助殿	(慶応元年)5月26日	切紙・1通	へ21-2-6
長谷川深美拝借証文[覚](馬上砲1挺につき) 長谷川深美→御武具奉行衆中	慶応元年丑閏5月	切紙・1通	へ21-2-7
高田慎之丞拝借証文[覚](鉄葉板3枚につき) 高田慎之丞→牧野大右衛門殿	(慶応元年)閏5月	切紙・1通	へ21-2-8
西村十郎右衛門拝借証文[覚](野交御幕2帳と 赤坂水練稽古御用につき) 西村十郎右衛門→ 牧野大右衛門殿	(慶応元年)丑閏5月	切紙・1通	へ21-2-9
根井小右衛門拝借証文[覚](調練太鼓表皮1枚 と裏皮1枚につき) 根井小右衛門→富永新平殿	(慶応元年)6月7日	切紙・1通	へ21-2-10
佐久間忠幾久拝借証文[覚](50匁玉御筒1挺・同 鑄形1帖につき) 佐久間忠幾久→小野喜平太殿 11月山下彦兵衛返上	(慶応元年)10月10日	切紙・1通	へ21-2-11
佐久間忠幾久拝借証文[覚](50匁御筒1挺等5 筆につき) 佐久間忠幾久→小野喜平太殿 500匁 御筒来3月返上、御幕・御串・矢手木11月8日返上	(慶応元年)10月11日	横切継紙・1通	へ21-2-12
寺内多宮拝借証文[覚](松火縄1抱につき) 寺 内多宮→小野喜平太殿	(慶応元年)丑11月30日	横切継紙・1通	へ21-2-13
蟻川賢之助拝借証文[覚](張長持等9筆につき) 蟻(川)賢之助→久保九郎右衛門殿	(慶応元年)11月朔日	横切継紙・1通	へ21-2-14
金井清八郎他一名拝借証文[覚](薬計3ッ・火薬 8斤につき) 金井清八郎・山田兵衛→御武具方様	(慶応元年)4月9日	横切継紙・1通	へ21-2-15

蟻川賢之助拝借証文[覚](玉葉200発につき) 蟻川賢之助→馬場廣人殿 雷火銃ハトロン附、へ21-2-17に貼付	慶応元年丑11月25日	切紙・1通	へ21-2-16
木村正男拝借証文[覚](短ミニー銃1挺につき) 木村正男→へ21-2-16に貼付	(慶応元年)閏4月5日	横切紙・1通	へ21-2-17
(雷火銃等武具時拝借証文)		7点	へ22
三井孝右衛門時拝借証文[覚](御用稽古のため 雷火銃御筒8挺につき) 牧野大右衛門組小頭三井孝右衛門→御武具方御役所	(慶応元年)丑6月7日	切紙・1通	へ22-1
蟻川賢之助時拝借証文[覚](雷火銃16挺等時拝借につき) 蟻川賢之助→池田平角殿	(慶応2年)寅12月	切紙・1通	へ22-2
根井小右衛門時拝借証文[覚](御用のため竹長持等時拝借につき) 根井小右衛門→御武具方様	(慶応2年)寅11月	切紙・1通	へ22-3
根井小右衛門時拝借証文[覚](足輕稽古御用のため雷火銃25挺等につき) 根井小右衛門→牧野大右衛門	(慶応元年)閏5月	横切紙・1通	へ22-4
小山繁之助時拝借証文[覚](雷火銃7挺につき) 国井平左衛門組小頭小山繁之助→御武具方御役所	4月晦日	切紙・1通	へ22-5
池田儀左衛門他一名時拝借証文[覚](雷火銃5挺につき) 池田儀左衛門・吉岡喜惣治→御武具方御役所	(慶応元年)閏5月27日	横切紙・1通	へ22-6
小沢徳五郎時拝借証文[覚](雷火銃25挺につき) 小沢徳五郎→御武具方御役所 無印の鉄炮上納不足の旨下ケ札あり	11月24日	横切紙・1通	へ22-7
(武具拝借証文綴 慶応2年2月～11月) 紙縫に札「慶応二寅年」		5点	へ23
蟻川賢之助拝借証文[覚](施條銃1挺等につき) 蟻川賢之助→山岸左内殿	(慶応2年)寅2月18日	横切紙・1通	へ23-1
寺内多宮拝借証文[覚](ミニール銃丁放稽古のため合薬300匁等につき) 寺内多宮→三村大之助殿	(慶応2年)寅3月	切紙・1通	へ23-2
蟻川賢之助拝借証文[覚](臨時人数出役のため雷火管720粒等につき) 蟻川賢之助→河口左文太殿	(慶応2年)寅5月8日	横切紙・1通	へ23-3
長崎藤作拝借証文[覚](鑄形2挺につき) 長崎藤作→御武具方御役所	(慶応2年)寅11月13日	切紙・1通	へ23-4
蟻川賢之助拝借証文[覚](7月・8月分合薬37斤等につき) 蟻川賢之助→久保九郎右衛門殿	(慶応2年)寅8月	横切紙・1通	へ23-5
(武具拝借証文綴 慶応3年8月～12月) 紙縫付札「慶応三卯年」		19点	へ24
寺内多宮拝借証文[覚](御旗竿1本につき) 寺内多宮代判岸左内→池田平角殿	(慶応3年)卯8月	切紙・1通	へ24-1
寺内多宮拝借証文[覚](御旗負竿1本等につき) 寺内多宮→矢野倉謙兵衛殿	(慶応3年)卯9月3日	切紙・1通	へ24-2

12 藩政／番方／武具方所管武具・武具関係品拝借・目録

町田重太郎拝借証文[覚](幕串8本等につき) 小銃組小頭町田重太郎→	(慶応3年)卯10月	切紙・1通	へ24-3
赤地義太郎拝借証文[覚](竹長持1棹につき) 蟻川賢之助組赤地義太郎→御武芸方御役所	(慶応3年)卯11月3日	切紙・1通	へ24-4
米倉彦左衛門拝借証文[覚](小銃稽古のため御 銃附鑄形5挺等につき) 蟻川賢之助組小頭米倉 彦左衛門→御武具方御役所	(慶応3年)11月23日	切紙・1通	へ24-5
根井小右衛門拝借証文[覚](桐長持1棹につき) 根井小右衛門→三村大之助殿	(慶応3年)卯3月朔日	切紙・1通	へ24-6
山中小平次拝借証文[覚](劍15挺につき) 山中 小平次→三村大之助殿	(慶応3年)卯3月	縦紙・1通	へ24-7
牧野大右衛門拝借証文[覚](小銃組稽古のため 合薬81斤等につき) 牧野大右衛門→御武具方	(慶応3年)8月23日	横切紙・1通	へ24-8
牧野大右衛門拝借証文[覚](小銃組稽古のため 合薬30斤等につき) 牧野大右衛門→御武具方	(慶応3年)8月	横切紙・1通	へ24-9
根井小右衛門拝借証文[覚](小銃組火入のため 合薬31斤等につき) 根井小右衛門→馬場広人殿	(慶応3年)7月24日	横切紙・1通	へ24-10
根井小右衛門拝借証文[覚](小銃組火入のため 合薬72斤等につき) 根井小右衛門→馬場広人殿	(慶応3年)7月20日	横切紙・1通	へ24-11
一場茂右衛門拝借証文[覚](合薬83斤余等につ き) 一場茂右衛門→御武具方様	(慶応3年)卯6月	横切紙・1通	へ24-12
金児忠兵衛拝借証文[覚](施條小銃鑄形1挺に つき) 金児忠兵衛→久保九郎右衛門殿	慶応3年丁卯6月4日	切紙・1通	へ24-13
金児忠兵衛拝借証文[覚](五ツ道具1挺等につ き) 金児忠兵衛→三村大之助殿	(慶応3年)10月	横切継紙・1通	へ24-14
寺内多宮拝借証文[覚](火入稽古の節損の銅乱 16等につき) 寺内多宮→矢野倉謙兵衛殿	(慶応3年)9月	横切継紙・1通	へ24-15
佐藤通之助拝借証文[覚](雷火銃1挺につき) 佐藤通之助→御武具方御役所	(慶応3年)9月28日	横切紙・1通	へ24-16
佐久間忠幾久拝借証文[覚](江府送付のため短 ミニール銃1挺等につき) 蟻川賢之助代判佐久 間忠幾久→久保九郎右衛門殿	慶応3年卯12月	横切紙・1通	へ24-17
富永新平他一名拝借証文[覚](御用のため長ミ ニール銃40挺等につき) 富永新平・牧野大右衛 門→久保九郎右衛門殿	慶応3年卯12月	横切継紙・1通	へ24-18
蟻川賢之助拝借証文[覚](御用のため長ミニ ール銃40挺等につき) 蟻川賢之助→久保九郎右衛 門殿	慶応3年卯12月	横切継紙・1通	へ24-19
(武具拝借証文 慶応4年2月～明治元年12月)		33点	へ25
栗佐村宮沢但馬春房他一名拝借証文[口上](和 砲2挺につき) 栗佐村神主宮沢但馬春房・矢代村 大宮司竹田拱津道尊→御武具御掛り中 鉛筆書「明 治元」	(慶応4年)4月22日	横切紙・1通	へ25-1

富沢勇之進拝借証文[覚](御筒1挺等につき) 井上定人代判富沢勇之進→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰閏4月14日	横切紙・1通	へ25-2
桑根井村森日向他一名拝借証文[覚](御筒2挺等につき) 桑根井村神主森日向・富岡土佐伴富岡勇記→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月21日	横切紙・1通	へ25-3
近藤権右衛門拝借証文[覚](御筒21挺等につき) 近藤権右衛門→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月21日	横切紙・1通	へ25-4
戸根山徳三郎拝借証文[覚](臨時御用のため3匁5分御筒1挺等につき) 火野左平治代判戸根山徳三郎→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月21日	横切紙・1通	へ25-5
町田磯之助他一名拝借証文[覚](御筒1挺等につき) 町田茂之助・矢野倉小助→菅沼治郎右衛門殿 午3月14日付証文と引合す旨の付紙あり	(慶応4年)4月	横切継紙・1通	へ25-6
矢野倉小助拝借証文[覚](小筒1挺につき) 矢野倉小助→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月21日	横切紙・1通	へ25-7
一場俊蔵他一名拝借証文[覚](銃・胴乱等兵卒装備につき) 一場俊蔵・窪田岩太郎兩人代判山口作平→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月21日	横切継紙・1通	へ25-8
牧野大右衛門他一名拝借証文[覚](西洋太鼓替皮につき) 牧野大右衛門・寺内多宮→山岸左内殿	(慶応3年)寅2月	切紙・1通	へ25-9
寺内多宮拝借証文[覚](調練太鼓表革2枚につき) 寺内多宮→河口左文太殿	正月26日	切紙・1通	へ25-10
金児忠兵衛拝借証文[覚](雷火銃30挺等3筆につき) 金児忠兵衛代判金児友太郎→三村大之助	(慶応4年)3月23日	切紙・1通	へ25-11
松本源八他一名拝借証文[覚](大坂短ミニール銃につき) 松本源八・加判池田平角→	慶応4年戊辰2月29日	切紙・1通	へ25-12
五番小銃方小頭岸田安左衛門他一名拝借証文(稽古入料として長ミニール銃21挺につき) 五番小銃方小頭岸田安左衛門・堀田通太郎→御武具所	慶応4年辰8月	切紙・1通	へ25-13
小山繁之助拝借証文(長ミニール銃31挺等につき) 小山繁之助→御武具方御役所	(慶応4年)辰8月23日	横切継紙・1通	へ25-14
小銃方世話役西沢又治拝借証文[覚](銃皿につき) 小銃方世話役西沢又治→御武具方御役所	(明治元年)10月6日	切紙・1通	へ25-15
下大工義次郎拝借証文(臨時出張のため陣羽織につき) 下大工義次郎→御武具方御役所	(慶応4年)4月21日	切紙・1通	へ25-16
御貝役清左衛門拝借証文[覚](陣笠等につき) 御貝役清左衛門→	(慶応4年)4月25日	切紙・1通	へ25-17
久保極人拝借証文[覚](坊役の者の小頭陣羽織等につき) 久保極人→小野熊男殿 端裏書「陣羽織」	(慶応4年)辰4月	切紙・1通	へ25-18
宮下三郎治拝借証文[覚](臨時出張のため御目見以下用陣羽織につき) 宮下三郎治→御武具方様	(慶応4年)4月19日	切紙・1通	へ25-19

12 藩政／番方／武具方所管武具・武具関係品拝借・目録

大隊御旗附小頭萩原周左衛門他四名拝借証文 [覚](銀山道附笠等につき) 大隊御旗附小頭萩 原周左衛門・同長崎熊之助・山川虎治→御武具方御役 所	(慶応4年)閏4月2日	横切紙・1通	へ25-20
宮沢彦治拝借証文[覚](ミニール銃鑄形につ き) 宮沢彦治→三村大之助殿 破損大	(明治元年)辰12月	切紙・1通	へ25-21
金児忠兵衛行司宮沢彦治拝借証文[覚](四斤施 條銃等につき) 金児忠兵衛行司宮沢彦治→久保 九郎右衛門殿 破損大	(明治元年)辰11月	切紙・1通	へ25-22
宮沢彦治拝借証文[覚](中短施條銃につ き) 宮沢彦治→久保九郎右衛門殿	(明治元年)辰11月	切紙・1通	へ25-23
金児忠兵衛行司宮沢彦治拝借証文(十二寸弾等 につき) 金児忠兵衛行司宮沢彦治→菅沼治郎右衛 門殿 破損大	(明治元年)辰10月	切紙・1通	へ25-24
金児忠兵衛行司宮沢彦治拝借証文(十二寸弾等 につき) 金児忠兵衛行司宮沢彦治→菅沼治郎右衛 門殿	(明治元年)辰10月	切紙・1通	へ25-25
宮沢彦治拝借証文[覚](舶来合薬等につ き) 宮沢彦治→三村大之助殿 破損大	(慶応4年)辰8月	横切継紙・1通	へ25-26
宮沢彦治拝借証文[覚](六斤施條銃等につ き) 宮沢彦治→三村大之助殿	(慶応4年)辰8月晦日	切紙・1通	へ25-27
金児四郎拝借証文[覚](フランス元込四十合道 具等につき) 金児四郎・代判菅沼治郎右衛門→山 岸左内殿	(慶応4年)7月13日	切紙・1通	へ25-28
金児四郎拝借証文[覚](舶来落紙につ き) 金児四郎・代判山岸左内→三村大之助殿	(慶応4年)8月12日	切紙・1通	へ25-29
金児忠兵衛行司宮沢彦治拝借証文[覚](六斤施 條銃につ き) 金児忠兵衛行司宮沢彦治→久保九 郎右衛門殿	(慶応4年)辰6月	横切継紙・1通	へ25-30
宮沢彦治拝借証文(訓練口小粒合薬等につ き) 金児忠兵衛行司宮沢彦治→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月26日	切紙・1通	へ25-31
金児四郎拝借証文[覚](元込線附銃付属の品 箱等につ き) 金児四郎・代判山岸左内→小野熊男 殿	(慶応4年)5月18日	横切紙・1通	へ25-32
金児忠兵衛門弟小幡寛一郎他一名拝借証文 [覚](ヤーケル等につ き) 金児忠兵衛門弟小幡 寛一郎・戸沢元之助・代判山崎藤吉→久保九郎右衛門 殿	(慶応4年)6月8日	横切紙・1通	へ25-33
金児忠兵衛拝借証文[覚](三斤少農等につ き) 金児忠兵衛→三村大之助殿	(慶応4年)3月	切紙・1通	へ25-34
(武具・弾薬等拝借証文 明治元年12月24日～2年 12月12日)		74点	へ26
[拝借切手入](切紙表紙)	明治2年巳正月	切紙・1点	へ26-1
池村謹之進他一名拝借証文[覚](三斤榴弾10つ	(明治2年)正月7日	横切継紙・1通	へ26-2

等につき) 池村謹之進・岩下章五郎→矢倉謙兵衛殿			
佐藤伊与之進拝借証文[覚](ピストル革覆1つにつき) 佐藤伊与之進→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)正月2日	横切紙・1通	へ26-3
飯島与作受取証文[覚](琉球20枚病院の入料につき) 飯島与作→三村大之助殿	(明治2年)巳正月	横切継紙・1通	へ26-4
青木蔵治拝借証文[覚](古琉球表5枚受取りにつき) 青木蔵治→-	明治元年辰12月24日	切紙・1通	へ26-5
宮沢彦治拝借証文[覚](合薬3貫目等拝借つき) 宮沢彦治→池田平角殿	(明治2年)巳正月	横切紙・1通	へ26-6
岩下章五郎拝借証文[覚](調練合薬50斤につき) 中俣一平行司岩下章五郎→池田平角殿	(明治2年)巳正月	横切継紙・1通	へ26-7
金児友太郎拝借証文[覚](太鼓3つ等につき) 金児友太郎→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)2月2日	横切紙・1通	へ26-8
岩下章五郎拝借証文[覚](十二寸忽砲1門につき) 岩下章五郎→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)2月	横切紙・1通	へ26-9
金児友太郎拝借証文[覚](三斤弾薬につき) 金児友太郎→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)巳2月2日	横切紙・1通	へ26-10
岩下章五郎拝借証文[覚](三斤実弾15につき) 中俣一平行司岩下章五郎→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)2月	横切継紙・1通	へ26-11
青木蔵治拝借証文[覚](古琉球表26枚につき) 青木蔵治→-	明治2年巳2月16日	切紙・1通	へ26-12
青木蔵治拝借証文[覚](菅巻47枚につき) 青木蔵治→-	明治2年巳2月16日	切紙・1通	へ26-13
鈴木慶一郎拝借証文[覚](胴乱18等につき) 鈴木慶一郎→矢野倉謙兵衛殿	明治2年巳2月18日	横切紙・1通	へ26-14
池村謹之進拝借証文[覚](白蠟340目につき) 池村謹之進(花押)→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)2月22日	横切紙・1通	へ26-15
宮沢彦治拝借証文[覚](太鼓1つにつき) 宮沢彦治→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)正月2日	横切紙・1通	へ26-16
宮沢彦治拝借証文[覚](三斤カノン1門につき) 宮沢彦治→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)巳2月24日	横切紙・1通	へ26-17
宮沢彦治拝借証文[覚](四斤施條砲光榴弾15につき) 宮沢彦治→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)3月13日	横切紙・1通	へ26-18
宮沢彦治拝借証文[覚](四斤施條砲1門等につき) 金児忠兵衛行司宮沢彦治→久保九郎右衛門殿	(明治2年)巳3月	横切継紙・1通	へ26-19
宮沢彦治拝借証文[覚](雷震光榴弾5つにつき) 金児忠兵衛行司宮沢彦治→久保九郎右衛門殿	(明治2年)巳3月18日	横切継紙・1通	へ26-20
米倉光右衛門拝借証文[覚](舶来胴乱20等につき) 米倉光右衛門→御武具方御役所	(明治2年)3月25日	横切継紙・1通	へ26-21
永野申太郎受取証文[覚](舶来合薬37斤の代金6両2分余りにつき) 永野申太郎→久保五郎殿	(明治2年)巳3月19日	横切紙・1通	へ26-22

12 藩政／番方／武具方所管武具・武具関係品拝借・目録

川崎留次郎拝借証文[覚](三斤施條砲打挽1門につき) 蟻川賢之助行司川崎留次郎(花押)→久保九郎右衛門	(明治2年)3月23日	横切継紙・1通	へ26-23
宮沢章五郎拝借証文[覚](玉5つ等につき) 中俣一平行司岩下章五郎→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)4月朔日	横切紙・1通	へ26-24
矢野倉謙兵衛借証文[覚](調練合薬1斤等につき) 矢野倉謙兵衛→三村大之助殿	(明治2年)4月6日	横切紙・1通	へ26-25
寺内刑部受取証文[覚](硝石10貫目につき) 寺内刑部→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)4月6日	横切紙・1通	へ26-26
菅左衛士介拝借証文[覚](四斤施條砲1門等につき) 菅左衛士介→ 後久	(明治2年)4月6日	横切紙・1通	へ26-27
宮沢彦治拝借証文[覚](十二寸忽砲1門等につき) 金児忠兵衛行司宮沢彦治→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)巳4月	横切継紙・1通	へ26-28
御台所拝借証文[覚](水吞につき) 御台所→御武具方御役所	(明治2年)巳4月23日	横切紙・1通	へ26-29
宮沢彦治拝借証文[覚](大胴乱1つ等につき) 金児忠兵衛行司宮沢彦治→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)巳4月	横切紙・1通	へ26-30
菅左衛士介拝借証文[覚](十二支御幟竿四本につき) 菅左衛士介→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)4月23日	横切紙・1通	へ26-31
岡嶋慶蔵拝借証文[覚](十五寸大砲1門等につき) 岡嶋慶蔵→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)4月24日	横切継紙・1通	へ26-32
依田謙次郎拝借証文[覚](ホタエス15匁につき) 依田謙次郎→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)4月24日	横切紙・1通	へ26-33
矢野倉謙兵衛拝借証文[覚](調練合薬10斤等につき) 矢野倉謙兵衛→三村大之助殿	(明治2年)4月25日	横切継紙・1通	へ26-34
宮沢彦治拝借証文[覚](ミニー銃鞆2本につき) 宮沢彦治→久保九郎右衛門殿	(明治2年)巳5月	横切紙・1通	へ26-35
宮沢彦治拝借証文[覚](重船用砲1門につき) 金児忠兵衛行司宮沢彦治→久保九郎右衛門殿	(明治2年)巳5月	横切継紙・1通	へ26-36
菅左衛士介拝借証文[覚](四斤施條砲榴弾15等につき) 菅左衛士介→久保九郎右衛門殿	(明治2年)4月6日	横切継紙・1通	へ26-37
小泉市二借証文[覚](地車1輛につき) 小泉市二→久保九郎右衛門殿	(明治2年)5月11日	横切紙・1通	へ26-38
竹内又五郎借証文[覚](ナホレオン弾10つ等につき) 竹内又五郎→久保九郎右衛門殿	(明治2年)巳5月13日	横切継紙・1通	へ26-39
河原左京他一名拝借証文[覚](極短ミニー銃1挺等につき) 河原左京・代判山岸左内→久保九郎右衛門殿	(明治2年)巳正月17日	横切紙・1通	へ26-40
柘植彦四郎拝借証文[覚](小銃方稽古のため古箱1つにつき) 柘植彦四郎→久保九郎右衛門殿	明治2年巳5月	横切継紙・1通	へ26-41
金児忠兵衛他一名拝借証文[覚](中短ミニー銃8挺等につき) 金児忠兵衛・代印金児友太郎→久保九郎右衛門殿	(明治2年)5月21日	横切紙・1通	へ26-42

久保三郎正則拝借証文[覚](調練合薬6斤半等につき) 久保三郎正則(花押)→久保九郎右衛門殿	(明治2年)9月	横切紙・1通	へ26-43
宮沢彦治他一名拝借証文[覚](却2張等につき) 金見忠兵衛行司・中俣一平行司岩下章五郎→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)4月1日	横切紙・1通	へ26-44
菅左衛士介拝借証文[覚](中短ミニー銃3挺等につき) 蟻川賢之助行司菅左衛士介→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)巳6月6日	横切紙・1通	へ26-45
菅左衛士介拝借証文[覚](中短ミニー銃5挺につき) 蟻川賢之助行司菅左衛士介→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)巳6月6日	横切継紙・1通	へ26-46
菅左衛士介拝借証文[覚](三斤榴弾10発につき) 菅左衛士介→久保九郎右衛門殿	(明治2年)巳5月10日	切紙・1通	へ26-47
宮沢常馬拝借証文[覚](ピストル袋代として金札1両につき) 宮沢常馬→佐藤誠之進殿	(明治2年)巳3月6日	横切紙・1通	へ26-48
宮沢彦治拝借証文[覚](六斤施條砲1門につき) 宮沢彦治→久保三郎殿	(明治2年)巳7月	横切紙・1通	へ26-49
宮沢彦治拝借証文[覚](大机1面につき) 宮沢彦治→久保三郎殿	(明治2年)巳7月16日	横切紙・1通	へ26-50
宮沢彦治拝借証文[覚](三斤カノン1門につき) 金見忠兵衛行司宮沢彦治→久保三郎殿	(明治2年)巳7月	横切紙・1通	へ26-51
根井小右衛門拝借証文[覚](中短ミニー銃46挺等につき) 根井小右衛門→三村大之助殿	(明治2年)巳8月3日	横切継紙・1通	へ26-52
松村半次郎拝借証文[覚](塗笠30萱につき) 松村半次郎→矢沢右馬之助殿御内市川恒左衛門殿	(明治2年)4月25日	横切継紙・1通	へ26-53
宮沢彦治拝借証文[覚](重船用砲弾15につき) 金見忠兵衛行司宮沢彦治→三村大之助殿	(明治2年)巳8月	横切継紙・1通	へ26-54
菅左衛士介拝借証文[覚](大ホウト1門等につき) 菅左衛士介→三村大之助殿	(明治2年)8月12日	横切紙・1通	へ26-55
村田直太郎拝借証文[覚](毛櫛(カ)杖1本につき) 村田直太郎(花押)→三村大之助殿	(明治2年)8月19日	切紙・1通	へ26-56
金見友太郎拝借証文[覚](調練太鼓革3枚につき) 金見友太郎→三村大之助殿	(明治2年)巳8月20日	切紙・1通	へ26-57
大熊儉之丞他一名拝借証文[覚](赤山道法被32枚等につき) 大熊儉之丞・代判山崎藤太→三村大之助殿	(明治2年)8月20日	横切紙・1通	へ26-58
大熊三郎他一名拝借証文[覚](調練太鼓革4枚につき) 大熊三郎(花押)・代判野村弥左衛門→三村大之助殿	(明治2年)8月20日	横切継紙・1通	へ26-59
高野新之丞他一名拝借証文[覚](御旗1本等條時出張のためにつき) 高野新之丞・三井藤右衛門→御武具方御役所	(明治2年)8月27日	横切継紙・1通	へ26-60
長崎熊之助拝借証文[覚](長ミニー銃40挺等御	(明治2年)8月27日	横切継紙・1通	へ26-61

12 藩政／番方／武具方所管武具・武具関係品拝借・目録

用のためにつき) 宮島組長崎熊之助→御武具方御役所			
馬場広人拝借証文[覚](麻晒灰150匁拝借つき) 馬場広人→三村大之助殿	(明治2年)8月26日	横切紙・1通	へ26-62
某拝借証文[覚](中ミニ一銃7挺等拝借つき) 後欠のため差出・受取など不明		横切継紙・1通	へ26-63
宮沢彦治拝借証文[覚](四斤施條砲光柘榴弾15等につき) 金児忠兵衛行司宮沢彦治→久保九郎右衛門殿	(明治2年)巳9月	横切紙・1通	へ26-64
中俣俊平拝借証文[覚](三斤地砲1門等につき) 中俣一平行司中俣俊平→久保九郎右衛門殿	(明治2年)9月23日	横切紙・1通	へ26-65
森木一二三拝借証文[覚](剣3本につき) 森木一二三→馬場広人殿	明治2年10月11日	横切紙・1通	へ26-66
宇敷敬之助拝借証文[覚](剣1本につき) 宇敷敬之助→馬場広人殿 宇敷敬之助正と記載	(明治2年)10月18日	横切紙・1通	へ26-67
某拝借証文[覚](十三発元込銃1挺等につき) 後欠のため差出・受取など不明		横切継紙・1通	へ26-68
岩村寅松拝借証文[覚](御内用のため赤色御袴2流につき) 岩村寅松→馬場広人殿	(明治2年)10月28日	横切継紙・1通	へ26-69
河口左文太他一名拝借証文[覚](中短ミニ一銃1挺につき) 河口左文太・代判山越新八郎→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)巳11月19日	横切紙・1通	へ26-70
山口近蔵拝借証文[覚](ミカキ紙20枚につき) 御鉄砲師山口近蔵→御武具方御役所	(明治2年)巳11月26日	横切紙・1通	へ26-71
大日方四郎兵衛拝借証文[覚](馬場先御門御入用のため三つ道具1組につき) 大日方四郎兵衛→小幡全一郎殿	(明治2年)巳12月	横切継紙・1通	へ26-72
源七郎内借証文(大机1机内借につき) 源七郎→(小幡)全一郎 端裏書「全一郎様、源七郎」	(明治2年)12月12日	横切継紙・1通	へ26-73
沢角南拝借証文[覚](打貝9つにつき) 沢角南→武庫司事様	(明治2年)12月11日	横切紙・1通	へ26-74
(武具拝借証文綴 慶応4年2月朔～明治2年正月21日)		165点	へ27
(武具拝借証文等綴 慶応4年4月～明治2年正月21日)		66点	へ27-1
竹内友馬他一名拝借証文[覚](大岡関門御用のため布交御幕1張につき) 竹内友馬・上原広衛→菅沼治郎右衛門殿	慶応4年辰閏4月	横切紙・1通	へ27-1-1
大島勇三郎他一名拝借証文[覚](焰硝1貫500目等につき) 大島勇三郎・興津半蔵→御武具方様 焰硝は「塩消」と記載	(慶応4年)閏4月23日	横切紙・1通	へ27-1-2
大島勇三郎他一名書状(火縄支切のため12巴支給願いにつき) 大島勇三郎・興津半蔵→御武具方様	(慶応4年)閏4月22日	横切継紙・1通	へ27-1-3

恩田十郎他一名拝借証文[覚](藤宿御取締所出張のため中短ミエー銃2挺等につき) 恩田十郎・竹内小左衛門→三村大之助殿	(明治元年)12月20日	横切継紙・1通	へ27-1-4
大島勇三郎他一名拝借証文[覚](御用のため袖印2枚等につき) 大島勇三郎・興津半蔵→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰閏4月23日	横切紙・1通	へ27-1-5
興津半蔵他一名拝借証文[覚](御用のため火縄12把につき) 興津半蔵・大島勇三郎→菅沼治郎右衛門殿 へ27-1-6-2に貼継	(慶応4年)辰閏4月2日	横切継紙・1通	へ27-1-6-1
興津半蔵他一名願書[覚](火縄支切のため12把支給願いにつき) (興津)半蔵・(大島)勇三郎→御武具方様 端裏書「御武具方様 興津半蔵・大島勇三郎」、27-1-6-1に貼継	(慶応4年)閏4月2日	横切継紙・1通	へ27-1-6-2
三俣藤吉他一名拝借証文[覚](藤宿関門御入料のため三つ道具1組につき) 三俣鶴吉・代判山花平→御武具方御役所	(慶応4年)辰閏4月24日	横切紙・1通	へ27-1-7
北村源五兵衛拝借証文[覚](関屋口関門御入用のため玉薬108発等につき) 北村源五兵衛→御武具方御役所	(慶応4年)辰閏4月	横切紙・1通	へ27-1-8
伊藤祐之助他五名拝借証文[覚](関崎・笹崎等の御取締所へ出帳のため胴乱5つ等につき) 伊藤祐之助・町田善五右衛門・吉原慎吾他3名→三村大之助殿		横切継紙・1通	へ27-1-9
大嶋勇三郎他一名拝借証文[覚](農兵へ渡すため合薬8斤等につき) 大嶋勇三郎・興津半蔵→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)	横切継紙・1通	へ27-1-10
馬場平作他一名拝受取文[覚](関屋口関門入料のため火縄1束につき) 馬場平作・都筑喜七→山岸左内殿	(慶応4年)辰7月	横切紙・1通	へ27-1-11
宮本義治他一名拝借証文[覚](御用のため火縄2把につき) 宮本義治・竹花亀之助→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月3日	横切継紙・1通	へ27-1-12
中川元喜他一名拝借証文[覚](牟礼御取締出張のため中短ミニー銃2挺等につき) 中川元喜・土原弥兵衛→三村大之助殿	(明治元年)12月20日	横切継紙・1通	へ27-1-13
竹花亀之助拝借証文[覚](御用のため御政府御幕2張等につき) 竹花亀之助→菅沼治郎右衛門殿 政府御簾は返上のため墨消	正月21日	横切紙・1通	へ27-1-14
竹花亀之助拝借証文[覚](合焔硝5斤等につき) 竹花亀之助→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月21日	横切紙・1通	へ27-1-15
町田善五右衛門拝借証文[覚](笹崎取締所を命じられ農兵へ渡すため小筒10挺等につき) 町田善五右衛門→三村大之助殿 返上したものは下ヶ札で日時など記載	(明治元年)辰12月24日	横切継紙・1通	へ27-1-16
竹内金左衛門拝借証文[覚](御用のため赤地御	(慶応4年)閏4月7日	横切紙・1通	へ27-1-17

12 藩政／番方／武具方所管武具・武具関係品拝借・目録

紋附御簾1流等につき) 竹内金左衛門→菅沼治郎右衛門殿			
田中左吉拝借証文[覚](大崎取締所入料のため火縄七把等につき) 田中左吉→三村大之助殿	(明治元年)辰12月	横切紙・1通	へ27-1-18
上原弘衛拝借証文[覚](大岡宮平入料のため袖験25枚につき) 上原弘衛→三村大之助殿	慶応4年辰6月	横切継紙・1通	へ27-1-19
上原弘衛拝借証文[覚](牟礼御取締所出張のため調練合薬3斤等につき) 上原弘衛→池田平角殿	(慶応4年)辰正月27日	横切継紙・1通	へ27-1-20
鈴木藤太他一名拝借証文[覚](下三ヶ村入用ため合薬4斤につき) 鈴木藤太・富沢勇之進→菅沼治郎右衛門殿	慶応4年辰閏4月	横切継紙・1通	へ27-1-21
鈴木藤太拝借証文[覚](杳野村関門御用ため合薬800匁につき) 鈴木藤太→三村大之助殿	慶応4年辰8月12日	横切継紙・1通	へ27-1-22
鈴木藤太拝借証文[覚](杳野村関門御用ため御紋附御幕1張につき) 鈴木藤太→御武具方御役所	慶応4年辰5月	横切紙・1通	へ27-1-23
鈴木藤太拝借証文[覚](杳野村関門御用ため合薬3貫200匁等につき) 鈴木藤太→池田平角殿	明治2年巳正月21日	横切継紙・1通	へ27-1-24
横田甚五左衛門拝借証文[覚](袖印10枚等につき) 横田甚五左衛門→久保九郎右衛門殿	2月7日	横切継紙・1通	へ27-1-25
与良権三郎他一名拝借証文[覚](早合50発につき) 与良権三郎・与良四郎左衛門→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月28日	横切継紙・1通	へ27-1-26
横田甚五左衛門拝借証文[覚](桑原出張農兵へ渡すため調練合薬600匁等につき) 横田甚五左衛門→池田平角殿	正月11日	横切継紙・1通	へ27-1-27
横田甚五左衛門拝借証文[覚](赤地御簾1流につき) 横田甚五左衛門→菅沼治郎右衛門殿	慶応4年辰4月16日	横切紙・1通	へ27-1-28
御備[覚](玉薬3人分等桑原関門で支給願いに付き) 御備掛→御武具方様	(慶応4年)5月7日	横切継紙・1通	へ27-1-29
横田甚五左衛門他一名拝借証文[覚](桑原関門にて御用のため玉薬60発等につき) 横田甚五左衛門・代判小野熊男→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)5月7日	横切継紙・1通	へ27-1-30
大久保甲子太郎拝借証文[覚](東寺尾口関門にて御用のため火縄4把等につき) 大久保甲子太郎→山岸左内殿	(慶応4年)7月16日	横切紙・1通	へ27-1-31
月岡徳治拝借証文[覚](鼠宿出張の獅(獵カ)師へ支給のため赤山道法被5枚等につき) 月岡徳治→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月10日	横切紙・1通	へ27-1-32
大島久次郎拝借証文[覚](桑原御取締所出張につき中短ミニエール銃1挺等につき) 大島久次郎(花押)→池田平角殿	正月13日	横切紙・1通	へ27-1-33

月岡徳治拝借証文[覚](鼠宿関門御入料のため白山道法被1つ等につき) 月岡徳治→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月22日	横切紙・1通	へ27-1-34
都筑喜平拝借証文[覚](臨時出張の鼠宿獵師へ拝借の分として火縄5把等につき) 都筑喜平→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月25日	横切継紙・1通	へ27-1-35
塚田内蔵助拝借証文[覚](関崎関門にて御入料のため三つ道具1組等につき) 塚田内蔵助→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月23日	横切継紙・1通	へ27-1-36
三村勇之進拝借証文[覚](玉薬20発等につき) 三村勇之進→池田平角殿	12月21日	横切紙・1通	へ27-1-37
金井幾三郎拝借証文[覚](農兵へ支給のため火縄3把等につき) 金井幾三郎→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月14日	横切継紙・1通	へ27-1-38
片岡亀太郎他一名拝借証文[覚](鼠宿関門にて御用のため袖印1枚につき) 片岡亀太郎・代判山崎藤太→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月26日	横切紙・1通	へ27-1-39
片岡文治拝借証文[覚](牟礼宿出張のためミニエール銃玉薬50発等につき) 片岡文治→三村大之助殿	12月20日	横切紙・1通	へ27-1-40
某用状[関門切手]		横切紙・1通	へ27-1-41
興津半蔵拝借証文[覚](臨時出張のため袖印1枚等につき) 興津半蔵→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月24日	横切紙・1通	へ27-1-42
与良四郎左衛門拝借証文[覚](臨時出張のため六匁御筒1挺等につき) 与良四郎左衛門→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月19日	横切紙・1通	へ27-1-43
鈴木藤太拝借証文[覚](臨時御用のため三十匁御筒1挺等につき) 鈴木藤太→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月20日	横切継紙・1通	へ27-1-44
馬場悦之進他二名拝借証文[覚](村出張の御入用のため六匁玉御筒10挺等につき) 馬場悦之進・赤坂虎之助・代判馬場広人→小野熊男殿	(慶応4年)5月9日	横切継紙・1通	へ27-1-45
樋口銀太拝借証文[覚](袖印4つ等につき) 鬼無里式拾弍人頭樋口銀太→御役所	(慶応4年)4月23日	横切紙・1通	へ27-1-46
町田善五右衛門他一名拝借証文[覚](三十匁御筒2挺等につき) 町田善五右衛門・伊藤房吉→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月11日	横切継紙・1通	へ27-1-47
上越道村弥惣治他一名拝借証文[覚](六匁御筒1挺を獵師につき) 上越道村弥惣治・与良四郎左衛門→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月21日	横切紙・1通	へ27-1-48
小山藤左衛門拝借証文[覚](白石新田出張御用のため火縄2束等につき) 小山藤左衛門→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月8日	横切紙・1通	へ27-1-49
駒村彦三拝借証文[覚](臨時御用のため六匁筒2挺等につき) 駒村彦三→後欠	(慶応4年)4月21日	横切継紙・1通	へ27-1-50

12 藩政／番方／武具方所管武具・武具関係品拝借・目録

出浦岳男他五名拝借証文[覚](六匁玉葉50発等につき) 出浦岳男・大島勇三郎・小野柔四郎他3名→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月24日	横切継紙・1通	へ27-1-51
堀田速見拝借証文[覚](御入用のため陣羽織2つにつき) 堀田速見→小野熊御殿	(慶応4年)辰5月	横切継紙・1通	へ27-1-52
堀田伴右衛門他一名拝借証文[覚](臨時出張のため長ミニエール銃1挺等につき) 堀田伴右衛門・代判小野熊男→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月28日	横切継紙・1通	へ27-1-53
堀田伴右衛門他一名拝借証文[覚](臨時出張のため長ミニエール銃1挺等につき) 堀田伴右衛門・代判志村恭之進直孝(花押)→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月28日	横切継紙・1通	へ27-1-54
堀田伴右衛門拝借証文[覚](長ミニエール銃1挺につき) 堀田速見→三村大之助殿	(慶応4年)辰4月	横切継紙・1通	へ27-1-55
割番預組小十郎拝借証文[覚](袖印1枚につき) 割番預組小十郎→御武具方御役所	(慶応4年)5月4日	横切継紙・1通	へ27-1-56
堀内直太郎組富平拝借証文[覚](袖印1枚につき) 堀内直太郎組富平→御武具方御役所	(慶応4年)閏4月14日	横切継紙・1通	へ27-1-57
桜井勇作組千代吉拝借証文[覚](袖印1枚につき) 桜井勇作組千代吉→御武具方御役所	(慶応4年)辰5月20日	横切紙・1通	へ27-1-58
西條彦治郎印扱組彦吉拝借証文[覚](袖印2枚につき) 西條彦治郎印扱組彦吉→御武具方御役所	(慶応4年)閏4月14日	横切継紙・1通	へ27-1-59
左忠跡組谷右衛門拝借証文[覚](下筋出張のため袖印1枚につき) 左忠跡組谷右衛門→御武具御役所	(慶応4年)5月6日	横切継紙・1通	へ27-1-60
富岡半六組宗作拝借証文[覚](越州御用のため袖印1枚につき) 富岡半六組宗作→御武具方御役所	慶長4年辰5月22日	横切紙・1通	へ27-1-61
桜沼辰之丞跡組磯吉拝借証文[覚](下筋御用荷才領のため袖印1枚等につき) 桜沼辰之丞跡組磯吉→御武具方御調方中様	(慶応4年)辰5月	横切紙・1通	へ27-1-62
坂口鉄左衛門拝借証文[覚](下筋御用のため袖印1枚につき) 坂口鉄左衛門→御武具方御役所	(慶応4年)辰5月4日	横切紙・1通	へ27-1-63
割番出役峰田義右衛門拝借証文[覚](下筋へ御荷物送りのため才領2人分の袖印2枚につき) 割番出役峰田義右衛門→御武具方御役所	慶応4年辰5月18日	横切継紙・1通	へ27-1-64
御雇組左平太拝借証文[覚](袖印1枚につき) 御雇組左平太→御武具方御役所	(慶応4年)閏4月17日	横切紙・1通	へ27-1-65
(武具拝借証文綴 慶応4年4月25日～6月16日)		3点	へ27-2
細田久作受取証文[覚](御用のため袖印6枚受取につき) 細田久作→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月朔日	横切紙・1通	へ27-2-1
中島弥五兵衛預組角治後兄五郎八他一名拝借証文[覚](下筋御用のため白山道法被2枚受	(慶応4年)6月16日	横切継紙・1通	へ27-2-2

取につき) 中島弥五兵衛預組角治後兄五郎八・宮尾徳左衛門組伴五郎倅源助→御武具方御役所			
根井小右衛門他一名拝借証文[覚](臨時出張のため胴乱1つ等拝借につき) 根井小右衛門・代判菅沼治郎右衛門→三村大之助殿	(慶応4年)辰4月25日	横切継紙・1通	へ27-2-3
(武具拝借証文綴 慶応4年4月21日～明治元年12月21日)		11点	へ27-3
某拝借証文[覚](宿出張のため山道附陣羽織1枚等につき) 後欠		横切紙・1通	へ27-3-1
倉田彦右衛門他一名願書[覚](長巻2振等を切手引替にて支給願につき) 倉田彦右衛門・富沢勇之進→町田善五右衛門殿	(慶応4年)辰7月15日	横切継紙・1通	へ27-3-2
御武具方調役拝借証文[覚](長ミニエール銃1挺等返上につき) 御武具方調役→塚田元之助殿	(慶応4年)5月14日	横切継紙・1通	へ27-3-3
御武具方調役拝借証文[覚](中ミニエール銃1挺等につき) 御武具方調役→下目付助條之助殿	(慶応4年)5月6日	横切紙・1通	へ27-3-4
御武具方調役拝借証文[覚](長ミニエール銃1挺等につき) 御武具方調役→ 後欠	(明治元年)12月21日	横切継紙・1通	へ27-3-5
伊東嘉左衛門預組瀬左衛門拝借証文[覚](雷火筒30挺につき) 伊東嘉左衛門預組瀬左衛門→御武具方御役所	(慶応4年)閏4月3日	横切紙・1通	へ27-3-6
御温飩師元治拝借証文[覚](陣笠1つにつき) 御温飩師元治→神戸神蔵様	(慶応4年)4月26日	横切継紙・1通	へ27-3-7
岸田忠左衛門組勝兵衛拝借証文[覚](白山道附法被1枚等をにつき) 岸田忠左衛門組勝兵衛→御武具方御役所	(慶応4年)5月11日	横切紙・1通	へ27-3-8
小幡内膳内飯嶋弥兵衛拝借証文[覚](雷管20挺等をにつき) 小幡内膳内飯嶋弥兵衛→小野熊男様	(慶応4年)4月21日	横切紙・1通	へ27-3-9
某用状[覚](合薬8貫420匁等につき) 後欠		横切継紙・1通	へ27-3-10
御雇組誠兵衛拝借証文[覚](小荷駄印1枚につき) 御雇組誠兵衛→御武具方御役所	(明治元年)10月8日	横切紙・1通	へ27-3-11
(袖印等拝借証文 慶応4年4月12日～閏4月朔)		5点	へ27-4
五明元治他一名拝借証文[覚](袖印4枚を預かるにつき) 五明元治・春原仲吉→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月12日	横切紙・1通	へ27-4-1
竹内小左衛門他二名拝借証文[覚](袖印35枚につき) 竹内小左衛門・木内助右衛門・鹿野外守→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月15日	切紙・1通	へ27-4-2
仲治用状[覚](道前袖印1つにつき) 仲治→御運具方御役所様	(慶応4年)閏4月朔日	横切紙・1通	へ27-4-3
村田直太郎拝借証文[覚](長ミニエール銃早合15発等につき) 村田直太郎→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月21日	横切紙・1通	へ27-4-4

12 藩政／番方／武具方所管武具・武具関係品拝借・目録

根井小右衛門拝借証文[覚](袖印2つにつき) 根井小右衛門→御武具方様	(慶応4年)閏4月朔日	横切紙・1通	へ27-4-5
(ミニエール銃等拝借証文綴 慶応4年6月10日 ～19日)		6点	へ27-5
大川才右衛門他一名拝借証文[覚](袖印2枚拝 借につき) 大川才右衛門・松沢直衛→久保九郎右 衛門殿	(慶応4年)6月12日	横切紙・1通	へ27-5-1
栗山八十治他一名拝借証文[覚](下筋へ臨時出 張御用のため中短ミニエール銃2挺等拝借に つき) 栗山八十治・山本通次郎→小野熊男殿	(慶応4年)6月19日	横切継紙・1通	へ27-5-2
富沢馬之助他二名拝借証文[覚](下筋へ臨時出 張御用のため短ミニエール銃3挺等拝借につ き) 富沢馬之助・片岡主計・里見久米之進→久保九 郎右衛門殿	(慶応4年)6月10日	横切継紙・1通	へ27-5-3
和田義太郎他一名拝借証文[覚](下筋へ臨時た め短ミニエール銃2挺等拝借につき) 和田義 太郎・木村帯刀→久保九郎右衛門殿	(慶応4年)6月10日	横切継紙・1通	へ27-5-4
宮沢小次郎他四名拝借証文[覚](下筋へ臨時た め長ミニエール銃4挺等拝借につき) 宮沢小 次郎・宮沢九十郎・近藤謙次郎他2名→馬場広人殿 下ヶ札に返上品・日付を記載	(慶応4年)6月16日	横切継紙・1通	へ27-5-5
長谷川徳蔵他一名拝借証文[覚](袖印2枚を拝 借につき) 長谷川徳蔵・与良四郎左衛門→小野熊 男殿	(慶応4年)6月14日	横切継紙・1通	へ27-5-6
(袖印・武器等拝借証文 慶応4年2月4日～閏4 月)		8点	へ27-6
友野隼多拝借証文[覚](袖印1枚を拝借につき) 友野隼多(花押)→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月28日	横切紙・1通	へ27-6-1
富岡良右衛門拝借証文[覚](御出馬御供のため 赤山道付塗笠22等を拝借につき) 富岡良右衛 門→三村大之助殿	(慶応4年)4月22日	横切継紙・1通	へ27-6-2
富永新平受取証文[覚](御入料のため太鼓皮6 枚につき) 富永新平→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰閏4月	横切紙・1通	へ27-6-3
富岡判六受取証文[覚](臨時の出張入料ため袖 印3枚等につき) 富岡判六→御武具方御役所	(慶応4年)辰4月22日	横切継紙・1通	へ27-6-4
徳田治郎左衛門受取証文[覚](臨時の出張ため 袖印6流れにつき) 徳田治郎左衛門→菅沼治郎 右衛門殿	(慶応4年)4月19日	横切紙・1通	へ27-6-5
富岡判六受取証文[覚](臨時の出張入料ため鉢 巻8筋につき) 富岡判六→御武具方御役所	(慶応4年)4月25日	横切紙・1通	へ27-6-6
富岡啓蔵拝借証文[覚](出張入料ため中短ミニ エール銃1挺等拝借につき) 富岡啓蔵→矢野倉 謙兵衛殿	(慶応4年)2月4日	横切継紙・1通	へ27-6-7
富永新平受取証文[覚](臨時の出張ため雷火銃	(慶応4年)4月24日	横切継紙・1通	へ27-6-8

33挺等につき) 富岡新平→菅沼治郎右衛門殿 (陣羽織等拝借証文等級 慶応4年4月19日～明治元年12月11日)		10点	へ27-7
富岡宗三郎拝借証文[覚](小筒3挺につき) 富岡宗三郎→久保九郎右衛門殿	(明治元年)11月8日	横切紙・1通	へ27-7-1
近藤菊太郎他一名拝借証文[覚](三匁五分御筒1挺につき) 御雇組鉄砲師近藤菊太郎・代判西村喜代治→御武具方御役所	(明治元年)辰12月11日	切紙・1通	へ27-7-2
鹿野波衛拝借証文[覚](舶来長ミニエール銃1挺名等につき) 鹿野波衛泰民(花押)→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月25日	横切紙・1通	へ27-7-3
竹内八十五郎拝借証文[覚](小筒1挺につき) 竹内八十五郎→菅沼治郎右衛門殿	(明治元年)10月25日	横切紙・1通	へ27-7-4
高田貫之輔願書(御用稽古の節拝借の短ミニエール銃の拝借期間延期願につき) 高田貫之輔→御武具奉行 端裏書「御武具奉行」		横切紙・1通	へ27-7-5
杉田浅吉拝借証文[覚](臨時の出張御用のため陣羽織1つ等につき) 御鉄砲師杉田浅吉→御武具方御役所	(慶応4年)4月19日	横切紙・1通	へ27-7-6
村松新十郎拝借証文[覚](越後筋出張につき白山道法被1枚等につき) 一代御鉄砲師村松新十郎→御武具方御役所	(慶応4年)閏4月21日	横切継紙・1通	へ27-7-7
横田二作拝借証文[覚](下筋出張につき陣羽織1枚等につき) 御鉄砲師横田二作→御武具方御役所	(慶応4年)辰5月19日	横切継紙・1通	へ27-7-8
宮川国兵衛拝借証文[覚](臨時の出張御用のため陣羽織1つ等につき) 宮川国兵衛→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月20日	横切継紙・1通	へ27-7-9
宮沢但馬他二名拝借証文[覚](袖印2枚につき) 宮沢但馬・小河原紀伊・竹田撰津→ 後欠	(慶応4年)4月22日	横切継紙・1通	へ27-7-10
(武具等受取・拝借証文 慶応4年2月朔～5月11日)		56点	へ27-8
千喜良新之助他一名受取証文[覚](臨時出張のため三器1通受取につき) 千喜良新之助・代判上原徳之助→矢野倉謙兵衛殿	(慶応4年)2月朔日	横切継紙・1通	へ27-8-1
某用状[短三□□乱返上](銃1挺・胴乱返上22名の人名書き出し) 綴じのため柱書判読不能の箇所あり		横折紙・1通	へ27-8-2
富永新平他一名拝借証文[覚](長ミニエール銃1挺拝借につき) 富永新平・代判小野熊男→三村大之助殿	(慶応4年)5月11日	横切紙・1通	へ27-8-3
宮下寛三郎拝借証文[覚](赤塗胴乱1つ等拝借につき) 宮下寛三郎→三村大之助殿	(慶応4年)3月22日	横切紙・1通	へ27-8-4
宮下末男他一名拝借証文[覚](施條銃1挺等を	(慶応4年)3月22日	横切紙・1通	へ27-8-5

12 藩政／番方／武具方所管武具・武具関係品拝借・目録

拝借につき) 宮下末男・代判宮下寛三郎→三村大之助殿			
両角要右衛門[覚](御用のため六尺棒2本受取につき) 両角要右衛門→御武具方御役所	(慶応4年)3月20日	横切紙・1通	へ27-8-6
竹内金左衛門願書(御総督北陸道を通行のため出役足軽へ法被・塗笠4人分支給願につき)(竹内)金左衛門→御武具方様 端裏書「御武具方様 金左衛門」	(慶応4年)3月20日	横切継紙・1通	へ27-8-7
桜鷹次郎他一名拝借証文[覚](御借具足1領等を拝借につき) 桜鷹次郎・代判桜→三村大之助殿	(慶応4年)3月19日	横切紙・1通	へ27-8-8
菅左衛士他二名拝借証文[覚](御槍2筋拝借につき) 菅左衛士・高田悌次郎・代印三沢元之輔→三村大之助殿	慶応4年辰3月16日	横切紙・1通	へ27-8-9
池浦猪太郎拝借証文[覚](御槍1筋拝借につき) 池浦猪太郎→三村大之助殿	慶応4年辰	横切紙・1通	へ27-8-10
小野左金太用状(御甲冑・御槍拝借の旨家老より達しにつき) 小野左金太→御武具方様 端裏書「御武具方様 小野左金太」	(慶応4年)2月4日	横切紙・1通	へ27-8-11
原巖馬他一名拝借証文(御借具足1領等を拝借につき) 原巖馬・小野喜平太→三村大之助殿 へ-27-8-12-2と一紙に書継、後欠	慶応4年辰3月12日	横切紙・1通	へ27-8-12-1
赤沢床之助他一名拝借証文(御借具足1領を拝借につき) 赤沢床之助・小野喜平太→ へ-27-8-12-3と一紙に書継、後欠	慶応4年辰3月12日	横切継紙・1通	へ27-8-12-2
山寺常吉他一名用状[覚](合薬50斤等御役所より差し送りの品書き出し) 山寺常吉・代判富沢勇之進→三村大之助殿	(慶応4年)3月10日	横切継紙・1通	へ27-8-13
久保九郎右衛門拝借証文[覚](短ミニール銃1挺等を拝借につき) 久保九郎右衛門→三村大之助殿	(慶応4年)3月9日	横切紙・1通	へ27-8-14
拓植彦四郎受取証文[覚](臨時の御人数出し御用のため長ミニール銃31挺等を受取につき) 拓植彦四郎→三村大之助殿	(慶応4年)辰3月	横切継紙・1通	へ27-8-15
高久右文拝借証文[覚](臨時の出張御用のため短ミニール銃1挺等を拝借につき) 高久右文→三村大之助殿	(慶応4年)3月4日	横切紙・1通	へ27-8-16
小林太一郎他一名受取証文[覚](臨時出張の入料のため赤山道附法被14枚等を受取につき) 小林太一郎・山崎卓馬→三村大之助殿	(慶応4年)3月5日	横切紙・1通	へ27-8-17
牧野大右衛門受取証文[覚](臨時の入料のため長ミニール銃31挺等を受取につき) 牧野大右衛門→矢野倉謙兵衛殿	(慶応4年)2月	横切継紙・1通	へ27-8-18
宮入半之丞他一名拝借証文[覚](臨時の出張のため赤山道附陣笠24蓋等を拝借につき) 宮入半之丞・小林太一郎→三村大之助殿	(慶応4年)辰3月	横切継紙・1通	へ27-8-19

瀧村右源太拝借証文[覚](臨時の出張のため袖印1枚拝借につき) 瀧村右源太→三村大之助殿	(慶応4年)3月5日	横切紙・1通	へ27-8-20
小林太一郎他一名受取証文[覚](出張のため賄方目印1流等を受取につき) 小林太一郎・山崎卓馬→三村大之助殿	(慶応4年)辰3月	横切紙・1通	へ27-8-21
市場茂右衛門受取証文[覚](勅使下向により軽井沢宿へ出張御用のため塗笠6つ等を受取につき) 市場茂右衛門→三村大之助殿	(慶応4年)3月3日	横切紙・1通	へ27-8-22
相沢龍太郎拝借証文[覚](赤山道塗笠1つ等を拝借につき) 相沢龍太郎→三村大之助殿	(慶応4年)3月3日	横切紙・1通	へ27-8-23
近藤権内受取証文[覚](臨時出張のため幕4張等を受取につき) 近藤権内→御武具方御役所	(慶応4年)辰3月	横切紙・1通	へ27-8-24
近藤権内受取証文[覚](臨時出張のため幕4張を受取につき) 近藤権内→御武具方御役所	(慶応4年)辰3月	横切紙・1通	へ27-8-25
小池造酒多拝借証文[覚](御用のため紐引10筋拝借につき) 小池造酒多→御武具所	(慶応4年)3月1日	横切紙・1通	へ27-8-26
小林太一郎拝借証文[覚](臨時出張のため赤山道附陣笠2蓋拝借につき) 小林太一郎→矢野倉謙兵衛殿 年代に虫損あり	(慶応4年)辰3月	横切紙・1通	へ27-8-27
伊東一太郎他十四名拝借証文[覚](臨時出張のため短ミニエール銃15挺拝借につき) 伊東一太郎・塚本義太郎・村田直太郎他12名→矢野倉謙兵衛殿 返上品・日時等記載され印を墨消し	(慶応4年)	横切紙・1通	へ27-8-28
瀧村右源太拝借証文[覚](赤山道陣笠1つ拝借につき) 瀧村右源太→矢野倉謙兵衛殿	(慶応4年)辰2月20日	横切紙・1通	へ27-8-29
岡部次郎右衛門他十五名借証文[覚](臨時出張のため短ミニエール銃16挺拝借につき) 岡部次郎右衛門・坂本寛平・湯本久次郎他13名→矢野倉謙兵衛殿 返上品・日時等記載され印を墨消し	(慶応4年)	横切紙・1通	へ27-8-30
矢野求馬他三名借証文[覚](出張のため短ミニエール銃4挺等を拝借につき) 矢野求馬・衞津丈之助・原隼之進他1名→矢野倉謙兵衛殿 貼紙にて拝借人が青木謹一郎から衞津丈之助へ変更の旨記載	(慶応4年)2月晦日	横切紙・1通	へ27-8-31
矢野助右衛門内借証文[覚](出張のため御幕2張を内借につき) 矢野助右衛門→矢野倉謙兵衛殿	(慶応4年)辰2月	横切紙・1通	へ27-8-32
千喜良新之進他一名受取証文[覚](臨時出張のため小頭陣笠3つ等を受取につき) 千喜良新之進・上原徳之助→矢野倉謙兵衛殿	(慶応4年)2月晦日	横切紙・1通	へ27-8-33
千喜良新之進他一名受取証文[覚](臨時出張のため小頭法被3枚等を受取につき) 千喜良新之進・代判上原徳之助→矢野倉謙兵衛殿	(慶応4年)2月晦日	横切紙・1通	へ27-8-34
佐藤正左衛門拝借証文[覚](江府短ミニエール銃1挺等を拝借につき) 佐藤正左衛門→矢野倉	(慶応4年)2月晦日	横切紙・1通	へ27-8-35

謙兵衛殿			
池村長太郎他一名拝借証文[覚](出張のため胴乱1つ等を拝借につき) 池村長太郎・代判矢野倉謙兵衛→御武具奉行様	(慶応4年)	横切紙・1通	へ27-8-36
桜井佳人受取証文[覚](足軽陣羽織28枚受取につき) 桜井佳人→矢野倉謙兵衛殿	(慶応4年)2月	横切紙・1通	へ27-8-37
坂巻与兵衛他四名拝借証文[覚](赤山道附笠5蓋拝借につき) 坂巻与兵衛・正村勇之進・上原弘衛→矢野倉謙兵衛殿 返上品・日時等記載され印を墨消し	(慶応4年)	横切継紙・1通	へ27-8-38
石倉男之助他十三名拝借証文[覚](臨時出張のため短ミニエール銃14挺拝借につき) 石倉男之助・坂巻守兵衛・関口左膳他11名→矢野倉謙兵衛殿 返上品・日時等記載され印を墨消し	(慶応4年)	横切継紙・1通	へ27-8-39
松木源八受取証文[覚](臨時御用のため長ミニエール銃32挺等を拝借につき) 松木源八→矢野倉謙兵衛殿	(慶応4年)辰2月	横切継紙・1通	へ27-8-40
千喜良新之進他一名受取証文[覚](出張のため目付方印2本受取につき) 千喜良新之進・山中小平次→矢野倉謙兵衛殿	慶応4年辰2月29日	横切継紙・1通	へ27-8-41
千喜良新之進拝借証文[覚](ミニエール銃1挺等を拝借につき) 千喜良新之進→矢野倉謙兵衛殿	(慶応4年)2月29日	横切継紙・1通	へ27-8-42
海沼龍輔受取証文[覚](袖印5枚受取につき) 海沼龍輔→矢野倉謙兵衛殿	慶応4年辰2月29日	横切紙・1通	へ27-8-43
寺内多宮受取証文[覚](臨時の御人数出しの御用のため長ミニエール銃32挺等を受取につき) 寺内多宮→矢野倉謙兵衛殿	(慶応4年)辰2月	横切継紙・1通	へ27-8-44
白川税受取証文[覚](臨時の御人数出しの御用のため長ミニエール銃33挺等を受取につき) 白川税→矢野倉謙兵衛殿	(慶応4年)辰2月	横切継紙・1通	へ27-8-45
安藤源四郎他一名拝借証文[覚](出張のため足軽法被2つ等を受取につき) 安藤源四郎・山本左兵衛→矢野倉謙兵衛殿	(慶応4年)2月29日	横切継紙・1通	へ27-8-46
佐藤正左衛門受取証文[覚](笠2つ等を受取につき) 佐藤正左衛門→御武具奉行様	(慶応4年)2月29日	横切紙・1通	へ27-8-47
酒井磯次郎受取証文[覚](袖印20枚受取につき) 大熊衛士内酒井磯次郎→矢野倉謙兵衛殿	慶応4年辰2月29日	横切紙・1通	へ27-8-48
木村正男他一名受取証文[覚](赤山道笠18蓋等を受取並びに長谷川源吉他17名前の品受領名面書き) 木村正男・西沢八十馬→矢野倉謙兵衛殿	(慶応4年)2月	横切継紙・1通	へ27-8-49
山中小十郎受取証文[覚](受取につき) 山中小十郎→矢野倉謙兵衛殿	慶応4年辰2月28日	横切紙・1通	へ27-8-50

南沢三省他一名拝借証文[覚](御用のため袖印3枚等を拝借につき) 南沢三省・代判宮原良逸→矢野倉謙兵衛殿	(慶応4年)2月	横切紙・1通	へ27-8-51
宮原良逸拝借証文[覚](御用のため袖印3枚等を拝借につき) 宮原良逸→矢野倉謙兵衛殿	(慶応4年)2月	横切紙・1通	へ27-8-52
伊藤通硯他一名拝借証文[覚](御用のため赤山道笠1つ等を拝借につき) 伊藤通硯・宮原良逸→矢野倉謙兵衛殿	(慶応4年)2月	横切紙・1通	へ27-8-53
田中純之助他一名拝借証文[覚](袖印2つ拝借につき) 田中純之助・竹田勇之助→御武具奉行様	(慶応4年)辰2月29日	横切紙・1通	へ27-8-54
宮沢徳太郎拝借証文[覚](短ミニエール銃尖弾50拝借につき) 宮沢徳太郎→矢野倉謙兵衛殿	(慶応4年)辰2月29日	横切紙・1通	へ27-8-55
(武器・武具類拝借証文 元治元年11月～明治3年間10月)		129点	へ28
(武具等拝借証文綴)		3点	へ28-1
祢津左三郎拝借証文[覚](長ミニエール銃1挺等受取につき) 祢津左三郎→久保九郎右衛門殿	6月18日	横切紙・1通	へ28-1-1
馬場広人拝借証文[覚](フランス形施條銃1挺受取につき) 馬場広人(花押)→小幡全一郎殿	(明治2年)巳12月8日	横切紙・1通	へ28-1-2
寺内刑部拝借証文[覚](千段巻黒塗御簾竿1本等受取につき) 寺内刑部→矢野倉謙兵衛殿	4月23日	横切紙・1通	へ28-1-3
(武具等受取証文 慶応4年4月21日～明治2年正月15日)		9点	へ28-2
月岡徳治拝借証文[覚](鼠宿出張のため厚金胴乱2つ等受取につき) 月岡徳治→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月10日	横切紙・1通	へ28-2-1
与良捨三郎他一名受取証文[覚](三匁五分御筒1挺等受取につき) 与良捨三郎・代判与良四郎左衛門→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月29日	横切紙・1通	へ28-2-2
島海文作受取証文[覚](関崎御取締所出張のため袖印5枚等受取につき) 島海文作→池田平角殿	(明治2年)巳正月15日	横切紙・1通	へ28-2-3
竹花勘兵衛受取証文[覚](出張のため赤地御旗1本等受取につき) 竹花勘兵衛→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月21日	横切紙・1通	へ28-2-4
奈良井村吉郎衛門他四名拝借証文[覚](御用のため三匁御筒4挺等受取につき) 奈良井村吉郎衛門・北京原村藤吉・秀作他2名→御武具方御役所	(慶応4年)辰4月21日	横切紙・1通	へ28-2-5
小柰山村大日方弥惣治受取証文[覚](小柰山村関門入料のため火縄3把等受取につき) 小柰山村大日方弥惣治→御武具方様	(慶応4年)5月24日	横切紙・1通	へ28-2-6
竹房村孫右衛門他一名拝借証文[覚](玉薬20発分等受取につき) 竹房村孫右衛門・御僧印山下	(慶応4年)4月23日	横切紙・1通	へ28-2-7

近右衛門→御武具方御役所			
道通村秀之助他一名拝借証文[覚](袖印1枚等受取につき) 道通村秀之助・鬼無(鬼無里)村重治郎→富沢勇之進殿	(慶応4年)4月23日	横切紙・1通	へ28-2-8
[関門証文] 関門証文と書き出してあるのみ		横切紙・1通	へ28-2-9
(武具拝借証文 慶応4年4月21日～明治3年閏10月14日)		5点	へ28-3
給領組八郎治受取証文[覚](御船印1本受取、翌日引替につき) 給領組八郎治→御武具方御役所	(慶応4年)8月3日	横切紙・1通	へ28-3-1
竹内二助受取証文[覚](通行相木のため証文1枚受取につき) 竹内二助→小宮山丹五様	(明治3年)庚午10月	横切紙・1通	へ28-3-2
前島有年書状(御払物の内山長刀1振拝借願につき) (前島)有年→武庫司事様	(明治3年)閏10月14日	横切紙・1通	へ28-3-3
菅沼清志受取証文[覚](琉球莫莖等受取につき) 菅沼清志→ -	(明治3年)午7月23日	切紙・1通	へ28-3-4
上山田村重兵衛他五名拝借証文[覚](三匁五分御筒5挺等受取につき並びに此分不用の旨後筆) 上山田村重兵衛・丈之丞・彦兵衛他3名→御武具方御役所	(慶応4年)4月21日	横切紙・1通	へ28-3-5
(武具拝借証文 慶応4年4月～明治元年12月)		42点	へ28-4
弾薬方用状(胴赤御印5枚支給につき) 弾薬方→ -	(慶応4年)	切紙・1通	へ28-4-1
御雇組義右衛門拝借証文[覚](玉葉衆越後長岡出張のため袖印1つにつき) 御雇組義右衛門→御武具方御役所	(慶応4年)7月19日	切紙・1通	へ28-4-2
(細引7筋等書出) 後欠カ	(慶応4年)	横切紙・1通	へ28-4-3
西条七次郎組儀作拝借証文[覚](越後国小千谷まで御荷物宰領出張のため袖印1つにつき) 西条七次郎組儀作→御武具方御役所	(慶応4年)5月5日	横切紙・1通	へ28-4-4
内窪強拝借証文[覚](袖印1枚につき) 仕立宰領内窪強→御懸り様	(慶応4年)7月26日	切紙・1通	へ28-4-5
御手廻り半兵衛拝借証文[覚](袖印1枚につき) 御手廻栄兵衛・代判山下弥平→菅沼次郎衛門殿	(慶応4年)4月21日	切紙・1通	へ28-4-6
浅井左一郎組源次郎拝借証文[覚](越後筋出張のため胴赤袖印1枚につき) 浅井左一郎組源次郎→御武具方御役所	(慶応4年)6月28日	切紙・1通	へ28-4-7
牧野功一郎組吉沢周一郎拝借証文[覚](袖印4枚等につき) 牧野功一郎組小頭吉沢周一郎→御武具方御役所	(慶応4年)4月21日	切紙・1通	へ28-4-8
一場茂衛門組庄兵衛拝借証文[覚](袖印1枚につき) 一場茂衛門組庄兵衛→御武具方御役所	(慶応4年)4月25日	横切紙・1通	へ28-4-9
米倉元左衛門組才領栄三郎拝借証文[覚](下	(慶応4年)辰7月27日	横切紙・1通	へ28-4-10

筋へ玉葉宰領として出張のため袖印1枚につき) 米倉彦左衛門組才領栄三郎→御武具方御役所	(慶応4年)辰閏4月朔日	横切継紙・1通	へ28-4-11
三井孝右衛門組三作他一名拝借証文[覚](飯山表へ御用金荷物宰領夫勤務のため御印1枚につき) 三井孝右衛門組三作・代判早川親三太助→御武具方御役所	(慶応4年)辰9月16日	堅切紙・1通	へ28-4-12
早川鯉三郎組伝治拝借証文[覚](下筋へ出張のため袖印1枚につき) 早川鯉三郎組伝治→御武具方御役所	(慶応4年)7月14日	横切紙・1通	へ28-4-13
北村団之丞組柳原治之助他一名拝借証文[覚](越後表へ出張ため御印2枚につき) 北村団之丞組柳原治之助・海沼辰之助組徳藏・柳原治之助代→御武具方御役所	(慶応4年)閏4月2日	切紙・1通	へ28-4-14
御飛脚宰領栄左衛門他一名拝借証文[覚](袖印2枚につき) 御飛脚組宰領栄三郎・同徳左衛門→御武具方御役所	(慶応4年)7月28日	切紙・1通	へ28-4-15
佐藤弥一組熊太郎拝借証文[覚](越後表出張のため袖印6つにつき) 佐藤弥一組熊太郎→御武具方御役所	(慶応4年)7月16日	切紙・1通	へ28-4-16
岸田義衛門組弥作拝借証文[覚](袖印1枚につき) 岸田義衛門組弥作→山岸左内殿	(慶応4年)5月14日	切紙・1通	へ28-4-17
三井芳治門組喜代治拝他二名借証文[覚](越後表へ御用のため袖印3枚につき) 三井芳治組喜代作・高野新之丞組栄之助・海沼辰之丞組留吉→御武具方御役所	(慶応4年)20月	切紙・1通	へ28-4-18
早川鯉三太助組久蔵拝借証文[覚](御用金宰領として下筋へ出張のため袖印1枚につき) 早川鯉三太助組久蔵→御武具方御役所	(慶応4年)5月23日	切紙・1通	へ28-4-19
小山順作組善作拝借証文[覚](下筋出張のため袖印1つにつき) 小山順作組善作→御武具方御役所	(慶応4年)5月16日	切紙・1通	へ28-4-20
三沢刑部丞拝借証文[覚](御用のため御船印2本につき) 三沢刑部丞→御武具方	(慶応4年)閏4月17日	横切紙・1通	へ28-4-21
宮本慎助他一名拝借証文[覚](短ミニール銃2挺につき) 宮本慎助・三村大之助→菅沼治郎衛門殿	(慶応4年)辰5月13日	横切継紙・1通	へ28-4-22
宮嶋嘉織拝借証文[覚](御用のため法被3枚等につき) 宮嶋嘉織→	(慶応4年)辰5月13日	横切継紙・1通	へ28-4-23
宮嶋嘉織拝借証文[覚](御用のため法被51枚等につき) 宮嶋嘉織→	(慶応4年)5月17日	横切紙・1通	へ28-4-24
宮嶋嘉織拝借証文[覚](御用のため塗笠8つ等につき並びに返上の旨下ケ札) 宮嶋嘉織→小野熊男殿	(慶応4年)辰閏4月15日	横切継紙・1通	へ28-4-25
宮原為三郎他一名拝借証文[覚](袖印2枚につ			

12 藩政／番方／武具方所管武具・武具関係品拝借・目録

き)御用達宮原為三郎・代判富沢勇之助→御武具方御役所			
宮入慎七郎拝借証文[覚](胴乱1つ等につき) 宮入慎七郎→菅沼治郎衛門殿	(慶応4年)4月21日	切紙・1通	へ28-4-26
宮入慎七郎拝借証文[覚](短ミニール銃1挺につき) 宮入慎七郎→菅沼治郎衛門殿	(慶応4年)4月21日	横切継紙・1通	へ28-4-27
宮本甚次郎拝借証文[覚](中短ミニール銃1挺等につき) 宮本甚四郎・代判小野熊男→三村大之助殿	(慶応4年)5月10日	横切紙・1通	へ28-4-28
三井秀右衛門拝借証文[覚](黄山道附笠1蓋につき) 御雇小銃組小頭三井秀右衛門→御武具方調役衆中	(慶応4年)4月27日	横切継紙・1通	へ28-4-29
宮沢九郎拝借証文[覚](下筋出張のため赤山道笠1蓋等につき) 宮沢九郎(花押)→久保九郎右衛門殿	(慶応4年)6月8日	横切継紙・1通	へ28-4-30
宮沢源之丞拝借証文[覚](東山道総督府入料のため幕串5本につき) 宮沢源之丞→御武具方御役所	(慶応4年)辰閏4月朔日	切紙・1通	へ28-4-31
峯村七左衛門拝借証文[覚](御用のため袖印1枚受取、追って返上につき) 峯村七左衛門→御武具方御役所	慶応4年辰閏4月2日	横切紙・1通	へ28-4-32
宮沢源之丞用状[口上](豎軍方御用のため赤山道附法被13枚支給願につき) 宮沢源之丞→御武具方調役中様	(慶応4年)閏4月2日	横切紙・1通	へ28-4-33
宮嶋嘉織拝借証文[覚](陣笠1つ等につき) 宮嶋嘉織→御武具方様	(慶応4年)5月20日	切紙・1通	へ28-4-34
三村鋳太郎拝借証文[覚](短ミニール銃1挺等につき並びに返上の旨後筆) 三村鋳太郎→久保九郎右衛門殿 貼紙付	(慶応4年)3月7日	横切紙・1通	へ28-4-35
宮嶋嘉織拝借証文[覚](御用のため赤山道附法被2枚等につき) 宮嶋嘉織→御武具方様	(慶応4年)5月16日	横切紙・1通	へ28-4-36
下座見宮沢善治拝借証文[覚](法被2枚等につき) 下座見宮沢善治→御武具方御役所	(慶応4年)辰4月	横切紙・1通	へ28-4-37
宮下鉄治郎他一名拝借証文[覚](臨時御用のため短ミニール銃1挺等につき) 宮下鉄治郎・代判池田平角→三村大之助殿	(慶応4年)辰4月18日	横切継紙・1通	へ28-4-38
三井芳治拝借証文[覚](出張のため短ミニール銃6挺等につき) 三井芳治→御武具方御役所	明治元年辰12月27日	横切継紙・1通	へ28-4-39
宮沢善吾拝借証文[覚](出張のため中短ミニール銃1挺等につき) 宮沢善吾→三村大之助殿	(明治元年)11月28日	横切継紙・1通	へ28-4-40
宮入半之丞拝借証文[覚](臨時出張のため袖印16枚につき) 宮入半之丞→御武具方様	(慶応4年)4月19日	横切紙・1通	へ28-4-41
三井芳治拝借証文[覚](臨時の人数出しのためミニール銃玉葉1290発等につき) 三井芳治→	(慶応4年)辰4月25日	横切継紙・1通	へ28-4-42

御武具方御役所			
三井芳治拝借証文[覚](調練太鼓1つ等につき) 三井芳治→御武具方調衆中 (武具等拝借証文 元治元年11月)	(慶応4年)4月25日	横切継紙・1通 12点	へ28-4-43 へ28-5
小泉市二拝借証文[覚](赤山道附法被1つ等につき) 小泉市二→三村大之助殿	(元治元年)子11月	横切紙・1通	へ28-5-1
池村良太郎受取証文[覚](臨時出張のため十二 匁御筒21挺等につき並びに預かり切手を提出 の旨等貼紙2通) 池村良太郎→三村大之助殿	(元治元年)子11月17日	横切継紙・1通	へ28-5-2
祢津政渡他一名拝借証文[覚](御借具足1領等 につき並びに返上の旨後筆) 祢津政渡・藤田栄 次郎→三村大之助殿 下ケ札あり	(元治元年)子11月	横切紙・1通	へ28-5-3
御台所目付陣場方兼助中村小一郎受取証文 [覚](臨時の人数出しのため御紋附御幕20張 等につき) 御台所目付陣場方兼助中村小一郎・代 判小林太一郎→三村大之助殿	(元治元年)子11月	横切継紙・1通	へ28-5-4
月岡徳治拝借証文[覚](臨時出張のため御具足 1領につき並びに返上の旨後筆) 月岡徳治→ 三村大之助殿	(元治元年)11月19日	切紙・1通	へ28-5-5
富永新平受取証文[覚](臨時の人数出しのため 机木1腰につき) 富永新平→三村大之助殿	(元治元年)11月19日	横切紙・1通	へ28-5-6
白川積次郎受取証文[覚](白山道附法被1つ等 につき) 白川綾次郎→三村大之助殿	(元治元年)11月19日	切紙・1通	へ28-5-7
(従僕具足拝借証文留 元治元年11月19日) 5-8-1～3は貼継一括		3点	へ28-5-8
西山安太郎拝借証文[覚](従僕具足1領につき) 西山安太郎→三村大之助殿	(元治元年)11月19日	横切紙・1通	へ28-5-8-1
祢津政渡拝借証文[覚](従僕具足1領につき) 祢津政渡→三村大之助殿	(元治元年)11月19日	横切紙・1通	へ28-5-8-2
今井精蔵他一名拝借証文[覚](従僕具足1領に つき) 今井精蔵・祢津政渡→三村大之助殿	(元治元年)11月19日	横切紙・1通	へ28-5-8-3
梅沢藤吉郎他一名拝借証文[覚](御借具足1領 等につき) 梅沢藤吉郎・代形両角要右衛門→	(元治元年)11月18日	切紙・1通	へ28-5-9
宮沢彦治拝借証文[覚](御借具足1領等につき) 宮沢彦治安知(花押)→三村大之助殿	(元治元年)子11月	横切継紙・1通	へ28-5-10
(武具拝借証文 元治元年11月)		2点	へ28-6
宮沢彦治拝借証文[覚](ミニール銃1挺等につ き) 宮沢彦治→三村大之助殿 端には白紙貼付	(元治元年)子11月	横切紙・1通	へ28-6-1
今井専太郎拝借証文[覚](具足1領等につき並 びに閏5月に返上済みの旨後筆) 今井専太郎 →三村大之助殿	(元治元年)子11月	横切紙・1通	へ28-6-2
(武具拝借証文 元治元年11月)		2点	へ28-7

12 藩政／番方／武具方所管武具・武具関係品拝借・目録

関沢恒三郎拝借証文[覚](赤山道附法被1枚等につき) 関沢恒三郎→山口総平殿	(元治元年)子11月25日	横切紙・1通	へ28-7-1
河口多喜人他一名拝借証文[覚](小手1人分等につき) 河口多喜人(花押)・白川皆之助(花押)→三村大之助殿	(元治元年)11月20日	横切紙・1通	へ28-7-2
(武具拝借証文 慶応4年4月9日～29日)		54点	へ28-8
鈴木富治他二名拝借証文[覚](雷火銃3挺等につき) 鈴木富治・竹内藤左衛門・井堀勇右衛門→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月29日	横切継紙・1通	へ28-8-1
奥山八十治他一名拝借証文[覚](短ミニール銃2挺等につき返上済みの旨後筆) 奥山八十治・富岡房庵→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月21日	横切紙・1通	へ28-8-2
加藤文八郎他一名拝借証文[覚](合印2枚につき) 加藤文八郎・西村久之助→御武具奉行様	(慶応4年)4月	切紙・1通	へ28-8-3
堀井柳太郎他三名拝借証文[覚](臨時出張のため鉢鉄3つにつき) 堀井柳太郎・小宮山丹五郎・富沢善之助・代判富沢勇之進→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月21日	横切継紙・1通	へ28-8-4
八田礼太郎他四名拝借証文[覚](鉢鉄4つにつき) 八田礼太郎・伊木三之丞・山崎久米他2名→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月21日	切紙・1通	へ28-8-5
町田仙之助他一名拝借証文[覚](赤地御紋附御簾2流等につき) 町田仙之助・伊藤祐之助→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月21日	横切継紙・1通	へ28-8-6
橋詰嘉六他二名拝借証文[覚](御用のため袖印9枚等につき) 橋詰嘉六・大谷津権太郎・神戸神蔵→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月21日	横切継紙・1通	へ28-8-7
近藤権内他一名拝借証文[覚](陣場方・兵糧方・小荷駄方入料のため袖印100人分につき) 近藤権内・富岡良右衛門→御武具御役所	(慶応4年)辰4月	横切継紙・1通	へ28-8-8
松村半次郎他一名拝借証文[覚](鉢巻鉄入9筋につき) 松村半次郎・中村与三左衛門→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月21日	横切紙・1通	へ28-8-9
宮本壬子郎他三名拝借証文[覚](袖印4つにつき) 宮本壬子郎・小山新蔵・神戸仲治郎他1名→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月21日	横切継紙・1通	へ28-8-10
宮本壬子郎他三名拝借証文[覚](鉢鉄4つにつき) 宮本壬子郎・小山新蔵・神戸仲治郎他1名→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月21日	切紙・1通	へ28-8-11
吉原一庵他二名拝借証文[覚](袖印6枚につき) 吉原一庵・仁科章硯・渋谷玄岱→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月26日	横切紙・1通	へ28-8-12
諏訪部守之助他二名拝借証文[覚](臨時御用のため鉢鉄3つにつき) 諏訪部守之助・浅香榮喜・平野玄祐→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月21日	横切紙・1通	へ28-8-13
春日庫治他一名拝借証文[覚](長巻2振等につ	(慶応4年)4月21日	横切継紙・1通	へ28-8-14

き) 春日庫治・戸根山徳三郎→-			
清水新太郎他一名拝借証文[覚](臨時出張のため調練太鼓2つにつき並びに返上済の旨後筆) 清水新太郎・国本精一郎→三村大之助殿	(慶応4年)辰4月19日	横切紙・1通	へ28-8-15
西村源兵衛他二名拝借証文[覚](臨時出張のため袖印9枚につき) 西村源兵衛・野村力太郎・細田久作→菅沼次郎右衛門殿	(慶応4年)4月21日	横切紙・1通	へ28-8-16
堀田速見他一名拝借証文[覚](臨時出張のため袖印10枚につき) 堀田速見・鈴木治部右衛門→三村大之助殿	(慶応4年)辰4月25日	横切継紙・1通	へ28-8-17
八田嘉吉他三名拝借証文[覚](袖印4枚等につき) 八田嘉吉・青柳増太郎・近藤奎次郎・田中力馬→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月20日	横切紙・1通	へ28-8-18
野村寛治拝借証文[覚](臨時出張のため袖印1枚につき) 野村寛治・代判中村与三左衛門→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月24日	横切紙・1通	へ28-8-19
鈴木治部右衛門拝借証文[覚](御入用のため陣貝1口につき) 鈴木治部右衛門→三村大之助殿	(慶応4年)辰4月	横切継紙・1通	へ28-8-20
酒井渡七他一名拝借証文[覚](臨時出張御用のため雷火銃御筒1挺等につき) 酒井渡七・代判山内唯七→小野熊男殿	(慶応4年)辰4月22日	横切継紙・1通	へ28-8-21
富永新平拝借証文[覚](短ミニール銃1挺等につき) 富永新平→菅沼次郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月24日	横切紙・1通	へ28-8-22
出浦兵男他二名拝借証文[覚](臨時出張のため袖印2流れにつき) 出浦兵男・原久喜・代判松村半次郎→菅沼次郎右衛門殿	(慶応4年)4月24日	横切紙・1通	へ28-8-23
根井小右衛門拝借証文[覚](木柄刀1本につき) 根井小右衛門(花押)→菅沼次郎右衛門殿	(慶応4年)4月25日	横切継紙・1通	へ28-8-24
小宮山三吉他一名拝借証文[覚](舶来短ミニール銃1挺等につき) 小宮山三吉・清水一郎左衛門→池田平角殿	(慶応4年)4月	横切継紙・1通	へ28-8-25
小宮山三吉他一名拝借証文[覚](袖印14枚等につき) 小宮山三吉・清水一郎左衛門→池田平角殿	(慶応4年)4月	横切紙・1通	へ28-8-26
小宮山三吉他一名拝借証文[覚](舶来長施條銃14挺等につき) 小宮山三吉・清水一郎左衛門→池田平角殿	(慶応4年)4月	横切紙・1通	へ28-8-27
近藤愛之助他一名拝借証文[覚](長ミニール銃4挺等につき) 近藤愛之助・田中力馬→菅沼次郎右衛門殿	(慶応4年)4月20日	横切継紙・1通	へ28-8-28
三井七左衛門他一名拝借証文[覚](農兵出張のため陣羽織4つ等につき) 農兵世話役三井七左衛門・窪田行五郎→御武具方御役所	(慶応4年)4月20日	横切継紙・1通	へ28-8-29
草間三五郎他十四名拝借証文[覚](臨時御用のため竹長持1棹につき) 草間三五郎・樋口水之	(慶応4年)4月26日	横切継紙・1通	へ28-8-30

助・松村宮之丞他12名→菅沼治郎右衛門殿			
一場俊蔵他十一名拝借証文[覚](臨時出張のため長ミニール銃13挺等につき並びに返上済みの旨後筆) 一場俊蔵・友野隼太郎・窪田岩太郎他8名→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月23日	横切継紙・1通	へ28-8-31
関根源之助願書(籠長持拝借願いにつき) (関根)源之助→御武具奉行様	(慶応4年)4月21日	横切継紙・1通	へ28-8-32
蟻川功他二名拝借証文[覚](臨時出張のため赤地御簾2本につき) 蟻川功・富永新平・代判小野熊男→菅沼次郎右衛門殿	(慶応4年)4月25日	横切紙・1通	へ28-8-33
中澤六平治他三名拝借証文[覚](極短ミニール銃四挺等につき) 中澤六平治・小林常男・藤田祖之吉他1名→菅沼次郎右衛門殿	(慶応4年)4月28日	横切紙・1通	へ28-8-34
山田力太他九名拝借証文[覚](長巻6振等につき並びに返上済みの旨後筆) 山田力太・片岡金一郎・桑名理内他7名→菅沼次郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月21日	横切継紙・1通	へ28-8-35
野中良左衛門他三名拝借証文[覚](袖印4枚等につき) 野中良左衛門・堀内平五郎・長岡茂平他1名→ 後欠、焼跡あり	(慶応4年)4月21日	横切継紙・1通	へ28-8-36
柿崎甚蔵他一名拝受取文[覚](次男敬之進臨時出張のため袖印2筋につき) 柿崎甚蔵・赤澤千之介→三村大之助殿	(慶応4年)辰4月26日	横切継紙・1通	へ28-8-37
白川謙之助他二名拝借証文[覚](臨時出張のため短ミニール銃2挺等につき) 白川謙之助(花押)・竹村慶三郎(花押)・白川宣馬(花押)→菅沼治郎右衛門殿 灰色宿紙	(慶応4年)4月26日	横切継紙・1通	へ28-8-38
八田礼太郎他二名拝借証文[覚](袖印2枚につき) 八田礼太郎・山崎久米・代判竹花勘兵衛→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月21日	横切紙・1通	へ28-8-39
樋口弥治郎他二名拝借証文[覚](臨時出張のため短ミニール銃3挺等につき) 樋口弥治郎・近藤民之助・上原徳之助→池田平角殿	(慶応4年)辰4月15日	横切継紙・1通	へ28-8-40
清水新太郎他一名拝借証文[覚](袖印4枚につき並びに返上済みの旨後筆) 清水新太郎・岡本富人→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月19日	切紙・1通	へ28-8-41
竹内祐次郎他二名拝借証文[覚](舶来雷管40発等につき) 竹内祐次郎・春原小次郎・長谷川直太郎→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月20日	横切継紙・1通	へ28-8-42
高田柿次郎他二名拝借証文[覚](臨時出張御用のため御紋附赤地御簾2本等につき) 高田柿次郎・山越隼多・代判小野熊男→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月24日	横切継紙・1通	へ28-8-43
竹内権平他二名拝借証文[覚](御用のため袖印36枚につき) 竹内権平・小出甚四郎・代判山岸左内→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月20日	横切継紙・1通	へ28-8-44
仙仁平次郎他三名用状[覚](御印4枚等の支給	(慶応4年)4月25日	切紙・1通	へ28-8-45

願いにつき) 小納戸仙仁平次郎・代判山上仙之助・ 齊藤健左衛門他1名→御武具方御役所			
寺内大之輔他一名拝借証文[覚](御出馬供奉の 徒士のため鉢鉄10筋等につき) 寺沢大之輔・ 今井友之進→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月	横切紙・1通	へ28-8-46
塚田内蔵助他一名拝借証文[覚](臨時出張のため 鉢鉄2つ等につき) 塚田内蔵助・鳥海藤五郎→ 菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月23日	横切紙・1通	へ28-8-47
久保五郎他二名拝借証文[覚](出張のため舶来 雷管40発等につき) 久保五郎・西村健夫・代判長 谷川直太郎→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月20日	横切継紙・1通	へ28-8-48
倉嶋弥兵衛他一名拝借証文[覚](長巻2振等に つき) 倉嶋弥兵衛・竹花勘兵衛→菅沼治郎右衛門 殿	(慶応4年)辰4月21日	横切紙・1通	へ28-8-49
中村栄太郎他一名拝借証文[覚](鉢鉄2つにつ き) 中村栄太郎・萩原勘八・代判富澤勇之進→菅沼 治郎右衛門殿	(慶応4年)4月21日	切紙・1通	へ28-8-50
永原新之助他一名拝借証文[覚](玉薬740挺等 につき) 永原新之助・小山繁之助→御武具方御役 所	(慶応4年)4月27日	横切継紙・1通	へ28-8-51
山岸彦太郎他二名拝借証文[覚](袖印2枚につ き) 山岸彦太郎・大久保喜代治・代判早川鯉三郎→ 御武具方御役所	(慶応4年)4月21日	横切紙・1通	へ28-8-52
吉原慎五郎他一名拝借証文[覚](袖印4枚につ き) 吉原慎五郎・古岩権四郎→	(慶応4年)4月9日	横切紙・1通	へ28-8-53
中俣房治他一名拝借証文[覚](ヤーゲル御筒1 挺等につき) 中俣房治・中村進之助→三村大之 助・山岸左内	(慶応4年)辰4月25日	横切継紙・1通	へ28-8-54

13 藩政／番方／武具方所管上京御用服・武具・具足・張笠拝借 番方

(上京入料等拝借証文一括 元治元年9月～明治2 年4月) 封筒一括		45点	へ85
[一度目御上京二付品々渡切手入](封筒) 調役 →	明治元年辰12月	封筒・1点	へ85-1
(上京御用具足等拝借関係書類綴 元治元年9 月)		12点	へ85-2
雨宮通得拝借証文[覚](御番具足等3筆につき) 雨宮通得→山岸左内殿 継目「返上」	(元治元年)子9月4日	横切継紙・1通	へ85-2-1
菅鉞太郎拝借証文[覚](御番具足3領につき) 菅鉞太郎→山岸左内殿	(元治元年)子9月4日	横切継紙・1通	へ85-2-2
竹内多宮拝借証文[覚](上京御用につき御貸具	(元治元年)子9月7日	横切継紙・1通	へ85-2-3

足1領につき) 竹内多宮→山岸左内殿			
倉田三之丞拝借証文[覚](上京御用につき張笠・御貸具足につき) 倉田三之丞→山岸左内殿	(元治元年)子9月7日	横切継紙・1通	へ85-2-4
丸山保次拝借証文[覚](上京御用につき御貸具足・張笠につき) 丸山保次→山岸左内殿	(元治元年)子9月	横切継紙・1通	へ85-2-5
小林惣兵衛拝借証文[覚](上京御用につき御貸具足・笠につき) 小林惣兵衛→山岸左内殿	(元治元年)子9月	横切継紙・1通	へ85-2-6
一場茂右衛門拝借証文[覚](十二文御旗竿につき) 一場茂右衛門→山岸左内殿	(元治元年)子9月16日	横切継紙・1通	へ85-2-7
矢野求馬拝借証文[覚](御番具足等4筆につき) 矢野求馬→山岸左内殿	(元治元年)子9月2日	横切継紙・1通	へ85-2-8
青木忠大夫拝借証文[覚](下部具足・笠につき) 青木忠大夫→山岸左内殿	(元治元年)子9月	横切継紙・1通	へ85-2-9
青木織右衛門他一名拝借証文[覚](京都臨時御用につき6匁玉御筒等18筆につき) 青木織右衛門・横田甚右衛門→小野喜平太殿・三村大之助殿・山岸左内殿他一名	7月25日	横切継紙・1通	へ85-2-10
金原玄三申上書(拝借具足返上の旨につき) 金原玄三→御武具奉行様	6月朔日	横切継紙・1通	へ85-2-11
富澤勇之進拝借証文[覚](長巻1振につき) 富澤勇之進→小野喜平太殿	8月24日	横切紙・1通	へ85-2-12
(京都御用武具拝借関係書類一括 慶応2年2月～3月) 封筒一括		17点	へ85-3
[御上京御用付諸向渡物切手](封筒)	慶応2年寅2月	封筒・1点	へ85-3-1
春原織右衛門拝借証文[覚](京都御用につき御幕等3筆) 春原織右衛門→山岸左内殿	2月28日	横切継紙・1通	へ85-3-2
金児与助拝借証文[覚](法被1つ) 金児与助→山岸左内殿	3月2日	切紙・1通	へ85-3-3
春原織右衛門拝借証文[覚](京都御用につき法被等3筆) 春原織右衛門→三村大之助殿	3月12日	切紙・1通	へ85-3-4
小山弥一拝借証文[覚](御上京につき長巻・法被) 小山弥一→山岸左内殿	(慶応2年)寅3月	横切継紙・1通	へ85-3-5
金児忠兵衛拝借証文[覚](京都御警衛御用につき長ミニ一銃等19筆) 金児忠兵衛→山岸左内殿	(慶応2年)寅3月	横切継紙・1通	へ85-3-6
金児忠兵衛拝借証文[覚](京都御警衛御用につき駕籠長持1棹) 金児忠兵衛→山岸左内殿	(慶応2年)寅3月	横切紙・1通	へ85-3-7
富永新平拝借証文[覚](京都御警衛御用につき長ミニ一銃等19筆) 富永新平→山岸左内殿	(慶応2年)寅3月	横切継紙・1通	へ85-3-8
富永新平拝借証文[覚](京都御用につき駕籠長持1棹) 富永新平→山岸左内殿	(慶応2年)寅3月	切紙・1通	へ85-3-9
岡嶋治郎右衛門拝借証文[覚](上京御供につき番具足1領) 岡嶋治郎右衛門→山岸左内殿	(慶応2年)寅3月	横切継紙・1通	へ85-3-10

村田与兵衛拝借証文[覚](御上京御供につき番具足1領) 村田覚兵衛→山岸左内殿	(慶応2年)寅3月	横切紙・1通	へ85-3-11
宮本彦之進拝借証文[覚](御上京御用につき番具足1領) 宮本彦之進→山岸左内殿	3月13日	横切紙・1通	へ85-3-12
山口孝助拝借証文[覚](京都御警衛御用につき法被1枚) 山口孝助代判山口総平→山岸左内殿	3月13日	横切紙・1通	へ85-3-13
牧野大右衛門拝借証文[覚](京都御警衛御用につき長ミニー銃等21筆) 牧野大右衛門→山岸左内殿	(慶応2年)寅3月	横切継紙・1通	へ85-3-14
牧野大右衛門拝借証文[覚](京都御警衛御用につき駕籠長持1棹) 牧野大右衛門→山岸左内殿	(慶応2年)寅3月	横切紙・1通	へ85-3-15
寺内多宮拝借証文[覚](合葉等5筆) 寺内多宮→山岸左内殿	正月7日	横切継紙・1通	へ85-3-16
西村弥太郎拝借証文[覚](番具足1領) 西村弥太郎→山岸左内殿	(慶応2年)寅4月	横切紙・1通	へ85-3-17
(京都御用武具拝借関係書類綴 明治元年12月～2年3月)		15点	へ85-4
小野熊男他一名拝借証文[覚](岩村田藩士京都表へ御差送御用につき長ミニー銃等7筆) 小野熊男・佐藤伊与之進→矢野倉謙兵衛殿	明治2年巳正月3日	横切継紙・1通	へ85-4-1
大内喜太郎拝借証文[覚](中短ミニー銃1挺) 大内喜太郎→三村大之助殿	辰12月	横切継紙・1通	へ85-4-2
根井小右衛門拝借証文[覚](岩村田藩士京都表へ御差送御用につき塗笠・法被) 根井小右衛門→矢野倉謙兵衛殿	明治2年巳正月	横切紙・1通	へ85-4-3
柿崎甚蔵拝借証文[覚](京都御供につき中短ミニー銃・胴乱) 柿崎甚蔵代判大久保甲子太郎→三村大之助殿	12月12日	横切紙・1通	へ85-4-4
宮沢吉治拝借証文[覚](御上京御供につき陣笠3つ) 宮沢吉治→御武具方御役所	明治元年辰12月	切紙・1通	へ85-4-5
毛利喜作他三名拝借証文[覚](御上京御供につき中短ミニー銃等5筆) 毛利喜作・大久保甲子太郎・宮本義治他一名→三村大之助殿	12月12日	横切継紙・1通	へ85-4-6
春原六左衛門他九名拝借証文[覚](御上京御供につき中短ミニー銃等5筆) 春原六左衛門・東條辰三郎・矢嶋清人他7名→三村大之助殿	12月12日	横切継紙・1通	へ85-4-7
近藤権内拝借証文[覚](御上京入料籠張御長持1棹) 近藤権内→	(明治元年)辰12月11日	横切継紙・1通	へ85-4-8
寺内多宮拝借証文[覚](中短ミニー銃等9筆) 寺内多宮→三村大之助殿 作成・宛名の部分のみ継目以降紙質が異なる	(明治元年)辰12月	横切継紙・1通	へ85-4-9
小池六左衛門拝借証文[覚](御上京御供につき塗笠6筆) 御厩小頭小池六左衛門→御武具方御役所	(明治元年)辰12月	横切継紙・1通	へ85-4-10

14 藩政／番方／新小銃組編成

小崎貫兵衛拝借証文[覚](上京入料につき御幕) 小崎貫兵衛→三村大之助殿	(明治元年)辰12月	横切継紙・1通	へ85-4-11
長井小金吾拝借証文[覚](舶来火薬等3筆) 長井小金吾・福田小平太→三村大之助殿	(明治元年)辰12月10日	横切継紙・1通	へ85-4-12
寺内多宮拝借証文[覚](ケツト1枚) 寺内多宮代判久保九郎右衛門→三村大之助殿	12月9日	横切継紙・1通	へ85-4-13
樋口旗之助拝借証文[覚](短ミニール銃等4筆) 樋口旗之助→三村大之助殿	(明治元年)辰12月9日	横切紙・1通	へ85-4-14
山内唯七拝借証文[覚](陣笠34蓋) 山内唯七→片桐乙治殿	(明治2年)巳3月15日	横切紙・1通	へ85-4-15

14 藩政／番方／新小銃組編成 番方

(新小銃組取立関係書類綴) 紙綴一括		20点	へ42
割番用状[新小銃組御取立被下方等之義申上] (御足軽人数少なく新小銃隊五小隊へ御雇組を新規取立方につき) 割番→ - 紙綴一括	辰7月	豎半折・1冊	へ42-1
(新小銃組入替人名書出等)		19点	へ42-2
割番伺書(新小銃隊御雇へ7名入替えにつき) 割番→ -	8月3日	横切紙・1通	へ42-2-1
割番伺書(御雇任命願につき) 割番→ -	7月	横切紙・1通	へ42-2-2
(御雇組入替人名面書) 貼紙		横切継紙・1通	へ42-2-3
(御雇組五表跡入替人) 貼紙で2名追加	8月	横切紙・1通	へ42-2-4
[入替取調](御雇組等入替人名面書)		横折紙・1通	へ42-2-5
(入替分名面書)		豎紙・1通	へ42-2-6
割番伺書[新小銃組可被仰付人別](名面書) 入替人を貼紙・下ケ札で記載	7月21日	横長半・1冊	へ42-2-7
某用状(二小隊の内2名差し替えにつき)		切紙・1通	へ42-2-8
割番伺書并足軽奉行添伺貼添[三小隊目可被仰付人別申上](三小隊人) 割番→ - 入替人は貼紙・下ケ札で記載、足軽奉行添伺の上に許可済の旨貼紙	辰7月	横長半・1冊	へ42-2-9
割番用状[四小隊目可被仰付人別](四小隊御雇組等名面書) 割番→ -	辰8月	横長半・1冊	へ42-2-10
割番名面書[五小隊目人別](五小隊御雇組等) 割番→ -	辰8月	横長半・1冊	へ42-2-11
割番伺書(端裏書)[右御雇組被仰付候者名前申上](新小銃組より2名御雇組入り伺いにつき) 割番→ - 端裏書「右御雇組被仰付候者名前申上 割番」	8月	横切紙・1通	へ42-2-12

某用状(明朝御用番よりの達し間違いのため別紙手紙にて心得につき)	7月25日	切紙・1通	へ42-2-13
鎌原伊野右衛門書状(割番へ申渡につき) 鎌原伊野右衛門→寺内多宮殿 端裏書「寺内多宮殿 鎌原伊野右衛門」	7月25日	横切継紙・1通	へ42-2-14
某達書(白鳥大明神・武請大明神祭礼のため三品御道具例の通り送付につき)		横切紙・1通	へ42-2-15
某伺書(端裏書)[弾薬才領にて越後筋へ弾丸](越後表に逗留の者を返人依頼につき) 端裏書「越後筋之弾丸」	7月21日	横切継紙・1通	へ42-2-16
寺内多宮申上書(甲府出張並びに京・江戸の派遣人数多数のため越後表より人数差戻し依頼につき) (寺内)多宮→御同役中様	7月21日	横切継紙・1通	へ42-2-17
玉川左門申渡書(京都表へ飛脚1人派遣につき) 玉川左門→根井小右衛門殿 端裏書「根井小右衛門殿 玉川左門」	8月15日	横切継紙・1通	へ42-2-18
鎌原伊野右衛門返答書(別紙の伺承知につき) 鎌原伊野右衛門→寺内多宮殿 端裏書「寺内多宮殿 鎌原伊野右衛門」	7月25日	横切紙・1通	へ42-2-19

15 藩政／番方／新小銃組発射中り調書 番方

(新小銃組中り附調書類綴 明治2年3月～6月) 紙縫で括る		16点	へ56
(紙紐)		紙縫・1点	へ56-1
(新小銃組中附書上関係書類一括) 巻込一括		15点	へ56-2
(三番新小銃組の37名中り付書上)	3月23日	横切継紙・1通	へ56-2-1
(出張人附人願等書類) 巻込		2点	へ56-2-2
石倉藤右衛門申上書[覚](刀指1人長国寺御代番勤務のため私宅へ出張指示願につき)	4月16日	横切継紙・1通	へ56-2-21
磯田音門申上書(山口藤助松本表出張のため附人御足軽添願につき) (磯田)音門→御足軽奉行様	4月16日	横切継紙・1通	へ56-2-22
[五番新小銃組角打覚](37名中付書上)	6月13日	横切継紙・1通	へ56-2-3
(簾平面図)		横切継紙・1通	へ56-2-4
(一番新小銃組30名中付名面書)	4月23日	横長半・1冊	へ56-2-5
(一番新小銃組32名中付名面書)	5月13日	横長半・1冊	へ56-2-6
(一番新小銃組32名中付名面書)	4月6日	横長半・1冊	へ56-2-7
[三番新小銃組中り附調書申上](35名名面書)	明治2年巳3月6日	横長半・1冊	へ56-2-8

16 藩政／番方／百目筒図面

17 藩政／番方／真田石見馬印平面図 18 藩政／番方／武具方所管武具・武備・諸費上申

[新三番組中り附](31名名面書)		横折紙・1通	へ56-2-9
(三番新小銃組37名中附名面書)	5月3日	横長半・1冊	へ56-2-10
[五番新小銃組中附](35人名面書)	5月7日	横長半・1冊	へ56-2-11
(五番新小銃組31名中附名面書)	4月3日	横長半・1冊	へ56-2-12
(五番新小銃組30名中附名面書)	4月19日	横長半・1冊	へ56-2-13
(五番新小銃組34名中附名面書)		横長半・1冊	へ56-2-14

16 藩政／番方／百目筒図面 番方

(百目筒立図面) 朱書「百目筒目方三貫四百目 鉄弾 量六分以火薬試之」		横切継紙・1通	へ39
--	--	---------	-----

17 藩政／番方／真田石見馬印平面図 番方

[持来馬印](真田石見馬印平面図)		縦紙・1通	へ232
-------------------	--	-------	------

18 藩政／番方／武具方所管武具・武備・諸費上申 勘定所

(武具方関係書類一括 慶応4年正月～11月) 封筒一括		26点	へ127
[御当用書類](封筒) 源武庫→	慶応4年辰2月	封筒・1点	へ127-1
(武具取調関係書類綴)		14点	へ127-2
友之進申上書(子年浪士一件の際に鼠宿へ残した御筒・弾薬につき) 友之進→(矢野倉)謙兵衛様	2月7日	横切紙・1通	へ127-2-1
小藤太申上書(御槍・極短ミニール銃貸出につき) 小藤太→御武具奉行様	2月10日	横切継紙・1通	へ127-2-2
矢野倉謙兵衛申上書(貴様御預同心三井芳治組弥忠太の御雇足軽御役方手附新之助養子のため役儀差免につき) (矢野倉)謙兵衛→(大瀬)義八郎様	2月24日	横切継紙・1通	へ127-2-3
[覚](御賄方原与一郎役所への差出品) 端裏書「御礎定」		横切紙・1通	へ127-2-4
(端裏書)[雪晚伺](弾薬・硝石取調) - →をてしまや		横切継紙・1通	へ127-2-5
(武具方関係書類綴)		3点	へ127-2-6

玉川左門申上書(御紋附御幕・布更御幕を東京への差依頼につき) 玉川左門→矢野倉謙兵衛殿	2月	横切紙・1通	へ127-2-6-1
小荷駄奉行指図書(別紙御条目・散金の申通につき) 小荷駄奉行→-		横切継紙・1通	へ127-2-6-2
某指図書(病気により御雇御鉄砲鉄物師小林作右衛門の御雇中玄米扶持返上・役儀赦免につき) - →御武具奉行中	2月23日	横切継紙・1通	へ127-2-6-3
(医書他返上関係書類綴)		6点	へ127-2-7
矢野倉謙兵衛申上書(端裏書)[御用筒并調練前催促并仏蘭西医書之義御用状二月十八日御目附出ス](仏蘭西医書返上につきほか) (矢野倉)謙兵衛→(根村)熊五郎様	2月	横切継紙・1通	へ127-2-7-1
矢野倉謙兵衛申上書(御拝借の仏蘭西医書3冊返上につき) 矢野倉謙兵衛→中村周庵	2月12日	横切紙・1通	へ127-2-7-2
中村周庵申上書(拝借書物3冊返上につき) 中村周庵様→御武具様	2月12日	横切継紙・1通	へ127-2-7-3
(包紙) 越後今町新川端町糸魚川屋徳太郎→上		包紙・1点	へ127-2-7-4
糸魚川屋徳太郎申上書(鉛買入の件で越中辺において詮議につき) 糸魚川屋徳太郎→大日方様御役中	2月14日	横切継紙・1通	へ127-2-7-5
徳左衛門申上書[鉛相場御尋二付申上書](高田表鉛相場・貢数取調、3月まで御差支なければ早速下筋へ詮議する旨) 今町鉛問屋泉魚川屋徳左衛門→松代大日方四郎兵衛様御役中	慶応4年辰正月24日	豎紙・1通	へ127-2-7-6
(武具方関係書類綴 慶応4年正月～11月)		11点	へ127-3
武具奉行申上書(端裏書)[御内密申上](富永新平の出府の節御渡の御筒へ小泉市二が疑義の旨) 御武具奉行→- 下ケ札あり	慶応4年辰正月5日	横切継紙・1通	へ127-3-1
(旗竿新規出来関係書類綴)		3点	へ127-3-2
武具奉行伺書(端裏書)[御旗竿覆新規御出来之義伺](旗竿新調願につき) 御武具奉行→- 下ケ札あり	4月10日	横切継紙・1通	へ127-3-2-1
小野屋周左衛門申上書[覚](御旗竿覆御修復1本分代金見積) 小野屋周左衛門→御武具方御役所	4月10日	横切紙・1通	へ127-3-2-2
旭屋惣右衛門申上書[覚](御旗竿1本分桐油代見積) (松代紺屋町御桃灯所)旭屋惣左衛門→御武具方御役所	4月10日	横切紙・1通	へ127-3-2-3
(武具方関係書類綴 慶応4年正月～11月)		5点	へ127-3-3
某伺書(端裏書)[御旗并長短ミニ一銃被下伺](46挺・4本)	2月	横切継紙・1通	へ127-3-3-1
某書付(端裏書)[慶応四正月伺御旗]	慶応4年正月	切紙・1通	へ127-3-3-2

某書付(玉薬箱1荷)		切紙・1通	へ127-3-3-3
某書付(玉薬箱12荷)		切紙・1通	へ127-3-3-4
調役申上書[覚](真鍮胴2筆取調につき) 調役 → -	(慶応4年)辰2月	横切継紙・1通	へ127-3-3-5
矢野倉謙兵衛金銭受取証文[覚](岩村寅松出府 のための道中先触・御藩印紙) 矢野倉謙兵衛 →渡邊憲蔵殿	(明治元年)辰11月17日	横切継紙・1通	へ127-3-4
惣五郎申上書(岩村寅松について何の沙汰もな いので申談の上取り計らうべき旨) 惣五郎 →(矢野倉)謙兵衛様	12月17日	横切継紙・1通	へ127-3-5
某申上書[歩兵演範御渡方下案](師範家への12部 下ヶ渡しにつき)	11月1日	横切継紙・1通	へ128
(鉄砲関係書類綴 慶応4年2月～6月)		3点	へ129
根村熊五郎金銭受取証文(合薬御買上代金500 両)根村熊五郎→佐藤為之進様	7月25日	横切紙・1通	へ129-1
横浜出役宮原柔兵衛金銭受取証文[覚](御鉄砲 御買上御用臨時御借入金300両) 横浜出役宮 原柔兵衛→児嶋孝之助殿	(慶応4年)辰6月27日	縦紙・1通	へ129-2
横浜出役宮原柔兵衛金銭受取証文[覚](御鉄砲 御買上御用臨時御借入金300両) 横浜出役宮 原柔兵衛→九蔵殿・松碩殿・藤助殿	(慶応4年)辰2月25日	縦紙・1通	へ129-3
(東京出張銃兵小隊長御手当・入料評議書類綴 明治2年)		13点	へ130
(銃兵関係書類綴 明治2年)		12点	へ130-1
河原権大参事指図書(別紙小隊長申立のうち1・ 3・4条は勘弁し、2条は職制表になく、5条は東 京に申越べく、末条は拝借が妥当な旨) 河原 権大参事→富永大属(新平)殿	6月17日	横切継紙・1通	へ130-1-1
会計懸申上書(端裏書)[道中雨具料御渡之義申 上](前々の御振合の通り金2朱下ヶ渡願につ き) 会計懸→ -	6月20日	横切紙・1通	へ130-1-2
会計懸申上書(端裏書)[小隊長申立雨具之義 申上](トンヒ合羽、彼地において出来願につ き) 会計懸→ -	6月20日	横切継紙・1通	へ130-1-3
某伺書(臨時出張の際の糧袋雨具料を雨具料の みにして器械出来料に使用したい旨)	明治2年巳7月29日	横切継紙・1通	へ130-1-4
東京出張銃兵小隊長伺書(端裏書)[雨具御渡之 義伺](伍長以下銃手への雨具代金2朱下ヶ金 願につき) 東京出張銃兵小隊長→ -	6月	横切継紙・1通	へ130-1-5
某書上(小隊長・助長・下士等1人分の月割御手 当・道中御給メ金61両)		横切継紙・1通	へ130-1-6
佐藤美与喜申上書(市中取締の人数勤方のこと	6月12日	横切継紙・1通	へ130-1-7

は大属方で取調べて申上げる旨ほか3条) (佐藤)美与喜→(富永)新平様			
某書上(小隊長・助長補・分隊長等1人分の月割御手当・出立別段御手当・道中御給賄代・荷物賃銭ノ金230両2分12匁6分6厘) 破損甚		横切継紙・1通	へ130-1-8
某書上(九等、日割手当金・出立別段御手当・道中御賄代・荷物賃銭ノ金10両6匁6分6厘)		横切紙・1通	へ130-1-9
某書上(駄馬・人足代金14両2分につき)		横切継紙・1通	へ130-1-10
某書付(柄澤大之進等在東京月数3名)		切紙・1通	へ130-1-11
某書付(小隊長1人等人名)		横切継紙・1通	へ130-1-12
河権大参事指図書(小隊長申上の在京増人は彼地へ相談上の事とすべき旨) 河原権大参事→富永大属殿	7月16日	横切継紙・1通	へ130-2

19 藩政／番方／武具方所管武具・火薬購入製造諸費上申 勘定所

(雷火短筒御入料関連書類一括 安政6年5月～6月) 包紙一括		3点	へ154
(包紙) 御刀鍛冶御砲師兼山口近蔵→上		包紙・1点	へ154-1
御刀鍛冶御鉄砲師兼山口近蔵申上書[覚](雷火短筒御出来御入料ノ金2両ト銀13匁見積につき) 御刀鍛冶御砲師兼山口近蔵→上	安政6年5月	横切継紙・1通	へ154-2
御刀鍛冶御鉄砲師兼山口近蔵金銭受取証文[覚](雷火短筒御出来御入料ノ金2両と銀13匁金銭につき) 御刀鍛冶御砲師兼山口近蔵→上	安政6年6月	横切継紙・1通	へ154-3
某用状(イロハ番・人数書上)		横半半・1冊	へ155
監督取調書(各部隊兵士装備取調につき) 監督→	3月19日	横長半・1冊	へ156
(硝石等取引関係書類一括) 巻込一括		8点	へ157
(硝石・硫黄関連書類綴)		7点	へ157-1
佐久間修理取調帳[人蔘蒔附金山堀試硝石造込取調帳](杵野村硝石造込小屋掛代金25両2分錢48文等書上につき) 佐久間修理→竹村金吾殿裏表紙に灰色宿紙の切紙の付箋貼付	嘉永4年亥3月	横長半・1冊	へ157-1-1
某用状(丑11月24日～27日迄硫黄等残量書付)	(嘉永4年)	横長半・1冊	へ157-1-2
某用状[硝石](硝石代勘定書)	(嘉永4年)	横長半・1冊	へ157-1-3
(御蔵番引渡関係書類綴)	嘉永4年	2点	へ157-1-4
御利用方御手附鶴左久用状[金山御道具御蔵番え引渡候品々覚](鎚7挺等引渡品書上につ	嘉永4年亥3月	横折紙・1通	へ157-1-4-1

20 藩政／番方／武具方鉄砲奉行所管張筒製造上申

き) 御利用方御手附鶴左久→ - 御利用方御手附鶴左久用状[覚](硫黄130貫匁御蔵番へ引渡につき) 御利用方御手附鶴左久→ -	嘉永4年亥3月	横折紙・1通	へ157-1-4-2
御武具方元メ小山善次兵衛金銭受取証文[覚](硫黄78貫目余受取につき) 御武具方元メ小山善次兵衛→片桐重之助殿	丑11月27日	横切継紙・1通	へ157-1-5
某用状[四挺附御入料](メ金43両につき)		横折紙・1通	へ157-1-6
某用状(硝石残量勘定書)		横折紙・1通	へ157-1-7
宮島嘉織申上書(薩摩藩の動向並びに小銃組2小隊出府仰渡されたきにつき等) 宮島嘉織→御同役中様	12月25日	豎半・1冊	へ157-2
(合薬関係書類 明治2年6月)		8点	へ78
[御当用品々書類](封筒) 武庫→ -	明治2年巳6月	封筒・1点	へ78-1
鎌原伊野右衛門用状(別紙伺いの通相談につき) 鎌原伊野右衛門→矢野倉謙兵衛様	(明治2年)6月29日	横切紙・1通	へ78-2
宮入半左衛門他一名伺書[口上覚](合薬入用につき) 宮入半左衛門・北村国之丞→ - 封紙あり	(明治2年)	横切継紙・1通	へ78-3
矢野倉謙兵衛他二名伺書(合薬水車新規取建につき) 矢野倉謙兵衛・池田平角・三村大之助→ -	(明治2年)6月3日	横切継紙・1通	へ78-4
矢野倉謙兵衛用状(荷物開封につき) (矢野倉) 謙兵衛→(春原) 織右衛門様	(明治2年)6月4日	横切継紙・1通	へ78-5
[三十貫四百七十六匁 四十式貫三百十五匁](切紙)	(明治2年)	切紙・1通	へ78-6
(合薬数量書上)	(明治2年)巳6月8日	切紙・1通	へ78-7
(丁銅・錫数量書上)	(明治2年)	切紙・1通	へ78-8

20 藩政／番方／武具方鉄砲奉行所管張筒製造上申 勘定所

(張筒代金関係書類綴 嘉永5年)		6点	へ79
恩田頼母申聞書(別紙の件見込みにつき) 恩田頼母→岡嶋莊蔵殿	2月10日	切紙・1通	へ79-1
佐久間庸左衛門伺書[口上覚](張筒の件張り立ての指図につき) 佐久間庸左衛門→ -	2月	横切紙・1通	へ79-2
片井京助金銭受取証文[覚](張筒代金につき) 片井京助→ -	子10月	横切継紙・1通	へ79-3
某用状(端裏書)[国風御筒入料之義申上下案](国風御筒入料の件払いにつき)	6月	横切紙・1通	へ79-4
片井京助礼状[覚](筒張代金の件無利息拜借に	嘉永5年壬子12月	豎継紙・1通	へ79-5

つき) 片井京助・加判小泉友司→片桐重之助殿・高野覚之進殿 [口上覚](包紙) 片井京助→ -		包紙・1点	へ79-6
--	--	-------	-------

2 1 藩政／番方／武具方庶務筆墨料上申 勘定所

(筆墨料下ケ金願関係書類 文久2年3月～元治元年12月) 枝番1～4紐一括		4点	へ90
矢野倉謙兵衛申上書(端裏書)[品々何ヶ条取調申上](筆墨料等8筆勘弁願) (矢野倉)謙兵衛→ -	(元治元年)子10月	横切継紙・1通	へ90-1
矢野倉謙兵衛申上書(端裏書)[品々何ヶ条取調申上](筆墨料等8筆再応勘弁願) (矢野倉)謙兵衛→ -	(元治元年)子12月12日	横切継紙・1通	へ90-2
旧武庫庶務伺書(端裏書)[午未申三ヶ年分筆墨料之義伺](御渡願につき) 旧武庫庶務→ -	(万延元年)申5月5日	横切継紙・1通	へ90-3
矢野倉謙兵衛申上書(端裏書)[筆墨料請取之義付別紙相添伺](元庶務申立の趣勘弁すべき旨) (矢野倉)謙兵衛→ -	(文久3年)亥12月26日	横切継紙・1通	へ90-4

2 2 藩政／番方／武具方所管小銃組諸費上申 勘定所

(小銃組証文関係書類 5月)		6点	へ96
小出湯之助願書(先月中受取物本証文についての案内書の廻達につき) 小出湯之助→御頭取中様	5月	横切紙・1通	へ96-1
御買物所願書[覚](真木等6筆、先月中御受取物本証文廻達につき) 御買物所→小銃方御頭取中様	5月	横切継紙・1通	へ96-2
御武具方伺書(一昨年分証文の廻達が済み、昨年分も案内済により昨年分の証文の廻達願につき) 御武具方→御物頭様	5月19日	横切継紙・1通	へ96-3
御武具方願書(昨12月中火入稽古調練合薬入料の証文廻達につき) 御武具方→牧野大右衛門様	5月19日	横切継紙・1通	へ96-4
組別武器書上[覚](牧野殿御組等7組分につき)		横長半・1冊	へ96-5
[去辰年中小銃組損証文案内書入小銃組元メへ御渡披成下候](封筒)	5月19日	封筒・1点	へ96-6

23 藩政／番方／武具方所管鉄砲買上費上申 勘定所

(窪田利右衛門水原よりシヤスホウ銃買上に関する書状并並びに勘定書付) 包紙の断簡(カ)付、取扱注意		3点	へ106
(包紙)		包紙・1点	へ106-1
窪田利左衛門申上書(シヤスホウ銃買上入用の大凡見積りを提出したので、一刻も早い入用金送金願につき) (窪田)利左衛門→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様 端裏書「水原より午四月十二日達」	4月5日	横切紙・1通	へ106-2
窪田利左衛門申上書[覚](借用金差引287両2分、諸御入料送金願につき) (窪田)利左衛門→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様 下ケ札3点、端裏書「水原より午四月十二日達」	午4月5日	横切紙・1通	へ106-3
(包紙断簡カ) □(窪)田利左衛門→酒井市治様・水野清右□□□(衛門様)	午4月12日	包紙・1点	へ106-4

24 藩政／番方／武具方所管鉄砲師昼賄い上申 勘定所

(御鉄砲師昼御扶持被下方評議)		4点	へ113
出張御武具奉行伺書并御勘定吟味貼添願(端裏書)[出張御鉄砲師昼御扶持之義伺](昼扶持聞済願につき並びに御勝手元メへ尋ねて勘弁すべき旨) 出張御武具奉行→ -	12月	横切紙・1通	へ113-1
出張調役伺書[口上覚](御鉄砲師・御鉄砲師助昼御扶持下付願につき) 出張調役→ -	12月	横切紙・1通	へ113-2
[口上覚](包紙)		包紙・1点	へ113-3
横田仁作他三名申上書[口上覚](下筋出張御御工日限昼扶持願につき) 御鉄砲師横田仁作・村松新十郎・御鉄砲師助松田浅吉他1名→御調役中様		横切紙・1通	へ113-4

25 藩政／番方／馬奉行所管馬具出来・日吉馬場借入可否上申 勘定所

(御馬奉行申上関係書類綴)		4通	へ221
御馬奉行申上書并前島友之進貼添願(端裏書)[御馬具類御出来之儀申上](押掛等6筆出来)	3月	横切紙・1通	へ221-1

につき並びに御馬奉行伺勘弁につき) 御馬奉行→-			
御馬奉行申上書并前島友之進貼添願(端裏書) [御道中御用意物之儀申上](板等7筆道中御用意出来につき並びに御馬奉行伺勘弁につき) 御馬奉行→-	3月	横切紙・1通	へ221-2
御馬奉行申上書(端裏書)[日吉馬場之儀ニ付申上](日吉馬場借入につき御菱谷宰相へ金1千疋・馬場守へ金200疋下付願につき) 御馬奉行→- へ221-4と関連	3月	横切紙・1通	へ221-3
前嶋友之進申上書(端裏書)[御馬奉行伺之儀御尋付申上](日吉馬場御借入につき御馬奉行申上方別段異議なきにつき) 前嶋友之進→- へ221-3の添願カ	3月	横切継紙・1通	へ221-4

26 藩政／番方／西寺尾村硝石作場潰地小作初支給上申 勘定所

入久左衛門他一名伺書(端裏書)[硝石作場之儀伺](西寺尾村分地の硝石作場御用のため別紙絵図面の通り年々地主共へ小作初代金支給願につき) 入久左衛門・小嶋理兵衛→-	3月	横切継紙・1通	へ55
---	----	---------	-----

27 藩政／番方／大坂で錫購入御用請書 勘定所

源右衛門他二名請書[乍恐以書付御請奉申上候] (大坂表での錫買入御用につき) 北徳間村源右衛門・鍛冶町親類万吉・布野村同断又右衛門→水野友作様・片桐条之助様 端裏書[錫御買上代金受取 源右衛門]	弘化3年午4月	縦継紙・1通	へ161
--	---------	--------	------

28 藩政／番方／船手方所管御手船譲渡・入札 勘定所

(御手船御払関係綴) へ141~145各端裏朱書「イ」~「へ」、本来は何らかの形態で一括されていたカ		3点	へ141
御船手方伺書(端裏書)[御手船御譲代金之儀伺](御台場御免につき御手船跡役高崎様へ譲渡の儀につき) 御船手方→- 端裏朱書「イ」	3月18日	横切継紙・1通	へ141-1
御勘定吟味申上書(端裏書)[御船御払之儀ニ付申上](御船7艘高崎様・町人への払方の儀に	3月	横切継紙・1通	へ141-2

29 藩政／番方／武具費内借金勘定・用状

つき) 御勘定吟味→ - 下ケ札あり			
御船手方書上并伺書(端裏書)[代金差引調](船7艘分メ86両3分1朱の代金書上並びに先方様買上の手順につき) (御船手方)→ - 下ケ札あり、端裏朱書「ロ」		横切継紙・1通	へ141-3
某伺書[御手船7艘高崎様江御讓ニ付代金付取調被仰渡ニ付船大工清兵衛江代付為仕御払直段取調奉伺候](御手船七艘代金取調並びにその手順につき) 端裏朱書「ハ」・墨書「別帳」、下ケ札あり		横長半・1冊	へ142
(船2艘分代金書上関係綴 元治元年7月)		2点	へ143
某代金書上[一昨子年高崎様より御引受代金掛合調写](船2艘分代金) 下ケ札あり、端裏朱書「甲」・「ニ」		横切紙・1通	へ143-1
奈良屋安兵衛申上書[覚](高崎様御払船2艘買上の儀につき) 奈良屋安兵衛→御船手方御役人衆中様	元治元年子7月22日	横切紙・1通	へ143-2
御台場御船手方取調書[御手船并附属御品取調](木綿差帆・身繩等船の付属品取調につき) 御台場御船手方→ - へ144・へ145は巻込一括、端裏朱書「ホ」、下ケ札あり	慶応2年寅2月	豎半・1冊	へ144
船大工清兵衛入札書[船大工清兵衛 一御手船七艘御払入札書](船7艘の御払代金をメ86両3分1朱につき) 船大工清兵衛→ - 端裏朱書「へ」	慶応2年寅3月	豎半・1冊	へ145

29 藩政／番方／武具費内借金勘定・用状 勘定所

(内借金等勘定関係書類一括) へ31~35巻込一括		16点	へ31
(銃・合薬購入関連書類綴)		9点	へ31-1
望月主水用状(大銃の入料内借等切崩しの旨指図頼につき) (御当用望月)主水→(真田)志摩様	12月2日	切紙・1通	へ31-1-1
御勘定吟味用状(端裏書)[不用之分 大銃御入料内借高并御引当御金出高等之義ニ付申上] 御勘定吟味→ - 下ケ札あり、貼紙あり	12月2日	横切継紙・1通	へ31-1-2
[覚](御扶持代運用にて銃購入等諸払取調書) 裏打済、下ケ札あり		横切継紙・1通	へ31-1-3
[覚](合薬代金等勘定書)		横切継紙・1通	へ31-1-4
某用状[御内借高](亥11月より子9月までの内借高勘定書)		横切継紙・1通	へ31-1-5
(端裏書)[大銃御入料調書](亥8月より子5月までの内借高等勘定書) 端裏書「寅四月大銃御入		横切継紙・1通	へ31-1-6

料調書]			
[大銃之方](合薬代金等勘定書)		切紙・1通	へ31-1-7
某用状[(端裏書)大銃之分](大銃入料代金等の勘定書) 端裏書「不用 大銃之分」		横切紙・1通	へ31-1-8
大野徳左衛門用状(大銃新調費用中借金支払いにつき) 大野徳左衛門→・ 朱書あり		横切紙・1通	へ31-1-9
(ヘルシキ銃購入関連書類綴)		7点	へ31-2
勘定吟味用状(端裏書)[ヘルシキ銃代金之儀ニ付申上] 御勘定吟味→・ 端裏書「ヘルシキ銃代料之義ニ付申上」[十一月 御勘定吟味]	11月	横切紙・1通	へ31-2-1
御勘定吟味申上書(端裏書)[不用之方 ヘルシキ銃入料渡辻ニ付申上] 御勘定吟味→・	12月	横切継紙・1通	へ31-2-2
(端裏書)[ヘルシキ御入料調](亥正月より10月迄勘定書) 端裏書「寅四月ヘルシキ御入料調」	12月2日	横切紙・1通	へ31-2-3
某用状(端裏書)[不用之方 ヘルシキ御入料調](亥10月より子4月迄勘定・支出書) 端裏書「不用之方ヘルシキ之分」		横切継紙・1通	へ31-2-4
某用状(ヘルキン銃48挺代金勘定書)		切紙・1通	へ31-2-5
某用状[覚](月割金等差引勘定書) 端裏書「不用之分」	8月9日	横切継紙・1通	へ31-2-6
(ヘルシキ銃約定引替等勘定関係五ヶ条要望書並びに朱書返答) 端裏書「不用之分」	8月8日	横切紙・1通	へ31-2-7
(具足入料取調関係書類) へ32-1～へ32-7合綴		9点	へ32
山寺源太夫書状(10両の支出元の書類の件伺等につき) (山寺)源太夫→殿町様 端裏書「殿町様源太夫」、裏打済	12月13日	横切継紙・1通	へ32-1
(山寺源太夫宛用状)	12月12日	3点	へ32-2
高田幾太用状(内借金10両上納催促につき) (高田)幾太→(山寺)源太夫様 端裏書「源太夫様幾太」	12月12日	横切継紙・1通	へ32-2-1
河原理助用状(太雲院様御卒去の際の入料出金の件につき) (河原)理助→(山寺)源太夫様	12月13日	横切継紙・1通	へ32-2-2
山寺源太夫書状(十金中借証文の件支出元の件調査依頼につき) (山寺)源太夫→竹村(金吾)様		横切継紙・1通	へ32-2-3
[御武器御用金受取元帳]	(11月21日～丑年閏正月)	横半半・1冊	へ32-3
山下春八受取証文[覚](惣塗・仕立代等残金につき) 山下春八→山本嘉十郎様	天保11年子7月16日	縦継紙・1通	へ32-4
草間一路用状(具足入料の内20両御手元繰回金より支出願につき) (草間)一路→(河原)理助様 端裏貼紙「三」	7月12日	横切継紙・1通	へ32-5
某用状(入料積20両御下げ願いにつき)	7月	横切紙・1通	へ32-6

30 藩政／番方／文武学校・武具諸費・鉄砲訓練費用状 31 藩政／番方／鉛買上費用状

河原理助歎願書(端裏書)[御具足櫃等之儀申上](入料金支出許可願いにつき) 河原理助→ - 端裏貼紙「五止」	9月	横切継紙・1通	へ32-7
---	----	---------	-------

30 藩政／番方／文武学校・武具諸費・鉄砲訓練費用状 勘定所

(学校・鉄砲入料関係書類一括 嘉永3年8月～嘉永5年8月) 封筒一括 [文武御入料調](封筒) (銃試打入用等級) 某用状(小役金差引勘定につき) 朱書あり 某用状(大銃試打入用等書付) 某用状(端裏書)[学校御入用取調](炭・真木・油代15匁等メ560匁につき) 某用状(砲術褒美入用等書付) 端裏書「学校」 某用状[覚](弦等下渡入料書付) 下ケ札あり 忠兵衛書状(試し打ちの入料の精算につき) 忠兵衛→(片桐)重之助様 端裏書「御用届□□」 (硝石代金関係書類綴) へ-159-4と巻込 表御納戸伺書[酉年より亥年迄武芸ニ付御下金并鉛焰硝代金銀下渡出伺書](嘉永二酉年中武芸御入料金21両1分2朱等につき) 表御納戸→ - 下ケ札あり 某用状(学校・鉄砲経費下渡につき書付) へ-159-3-1の表紙と第1丁の間に挟込 某用状[文政八酉年四月 御先手組稽古焰硝鉛大縄渡元帳 嘉永三戌年八月御武具方より借写置 御金掛扣](焰硝22貫500匁代金等書上につき) へ-159-3と巻込	嘉永5年子8月 5月27日 嘉永5年子2月 嘉永3年戌8月	10点 封筒・1点 6点 切紙・1通 切紙・1通 横切継紙・1通 横切継紙・1通 横切継紙・1通 横切継紙・1通 横切継紙・1通 2点 横長半・1冊 横折紙・1通 横長半・1冊	へ159 へ159-1 へ159-2 へ159-2-1 へ159-2-2 へ159-2-3 へ159-2-4 へ159-2-5 へ159-2-6 へ159-3 へ159-3-1 へ159-3-2 へ159-4
--	--	---	--

31 藩政／番方／鉛買上費用状 勘定所

(鉛買上関係綴) 柘植嘉兵衛書状(鉛御買上731両余の支払方につき) (柘植)嘉兵衛→(草間)一路様 柘植嘉兵衛書状(別封お達し下されたき旨) (柘植)嘉兵衛→(草間)一路様 大塚谷平書状(鉛買上代金残金600両の支払い)	8月25日 8月25日 8月25日	5点 横切継紙・1通 切紙・1通 横切継紙・1通	へ146 へ146-1 へ146-2 へ146-3
--	-------------------------	-----------------------------------	------------------------------------

33 藩政／番方／武具方所管硝石製造用石臼代滞り訴訟取下げ

34 藩政／番方／元武具方仲間硝石製造懸硝石抜け荷一件処置

につき) (大塚)谷平→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様			
柘植嘉兵衛書状(御買上物代の内金1千500両を日限通りに支払を求める旨) (柘植)嘉兵衛→(草間)一路様	8月27日	横切紙・1通	へ146-4
田中権之助他一名書状(為替金手配並びに帰郷の件につき) 出衛(田中)権之助・(西沢)甚七郎→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様 包紙あり	9月7日	横切継紙・1通	へ146-5

32 藩政／番方／武具方所管鉄砲製造費増額訴願 勘定所

御鉄砲師高木吉蔵等八名歎願書[以書付奉歎願候](近年諸品高値のため製造料増願につき) 御鉄砲師高木吉蔵・同榎田二作・同高木多之助他5名→御武具方御役所	元治元年子7月	豎半・1冊	へ234
---	---------	-------	------

33 藩政／番方／武具方所管硝石製造用石臼代滞り訴訟取下げ 勘定所

牧島村弘右衛門他三名歎願書[乍恐以書付御吟味流奉歎願候](牧島村鈴木勘左衛門と上真島村大三郎との石臼代滞り吟味の御流願につき) 牧島村御用達鈴木勘左衛門親類弘右衛門・上真島村役人代安治・御町宿相原那次郎他1名→御武具方御奉行所	慶応3年卯7月17日	豎半・1冊	へ233
---	------------	-------	------

34 藩政／番方／元武具方仲間硝石製造懸硝石抜け荷一件処置 勘定所

(大田原村新重郎硝石抜売関係書類綴)		4点	へ92
竹村金吾伺書[大田原村新重郎儀御内意伺](新重郎の元御武具方仲間硝石製方懸勤中に抜売の不正と石灰買上偽装の処分につき) 竹村金吾→ -	12月7日	豎半・1冊	へ92-1
某申上書(硝石方御仲間取締の御尋により手附足軽増員願等につき)		豎半・1冊	へ92-2
竹村金吾他二名伺書[大田原村新重郎儀伺](新重郎の元御武具方仲間硝石製方懸勤中に抜売の不正と石灰買上偽装の処分につき) 竹村金吾・岩下左源太・宮嶋嘉織→ -	12月20日	豎半・1冊	へ92-3
[申渡書付案](大田原村長作智養子新重郎の元御武具方仲間硝石製方懸勤中の不正・石灰買	12月22日	豎半・1冊	へ92-4

35 藩政／番方／浦賀表海防臨時出張手当金拝借

上偽装の罪科を格別の御情で上納残金御払切・押込とする旨)

35 藩政／番方／浦賀表海防臨時出張手当金拝借 勘定所

(海防出張手当一括) 包紙一括		62点	へ1
[御用 海防御人数拝借証文一卷](封筒) 西村源(蔵)→湯本十学殿・三村大之助殿		封筒・1点	へ1-1
(海防臨時出張手当金拝借証文 嘉永7年正月～2月)		27点	へ1-2
常田鈔太夫拝借証文[覚](海防臨時出張手当金につき) 常田鈔太夫/(奥印)草間元司→西村源蔵殿	嘉永7年甲寅2月	縦継紙・1通	へ1-2-1
山寺源太夫拝借証文[覚](海防臨時出張手当金につき) 山寺源太夫/(奥印)草間元司→西村源蔵殿	嘉永7年寅2月	縦紙・1通	へ1-2-2
高山内蔵進拝借証文[覚](海防臨時出張手当金につき) 高山内蔵進/(奥印)草間元司→西村源蔵殿	嘉永7年寅2月	縦紙・1通	へ1-2-3
磯田小藤太拝借証文[覚](海防臨時出張手当金につき) 磯田小藤太/(奥印)草間元司→西村源蔵殿	嘉永7年寅正月29日	縦紙・1通	へ1-2-4
馬場茂八郎拝借証文[覚](海防臨時出張手当金につき) 馬場茂八郎/(奥印)草間元司→西村源蔵殿	嘉永7年寅2月	縦紙・1通	へ1-2-5
中俣一平拝借証文[覚](海防臨時出張手当金につき) 中俣一平/(奥印)草間元司→西村源蔵殿	嘉永7年寅2月	縦紙・1通	へ1-2-6
宮下謙大夫拝借証文[覚](海防臨時出張手当金につき) 宮下謙大夫/(奥印)草間元司→西村源蔵殿	嘉永7年寅正月29日	縦紙・1通	へ1-2-7
綿内右門拝借証文[覚](海防臨時出張手当金につき) 綿内右門/(奥印)草間元司→西村源蔵殿	嘉永7年寅2月	縦紙・1通	へ1-2-8
小幡保之助拝借証文[覚](海防臨時出張手当金につき) 小幡保之助/(奥印)草間元司→西村源蔵殿	嘉永7年甲寅正月29日	縦紙・1通	へ1-2-9
佐藤安喜拝借証文[覚](海防臨時出張手当金につき) 佐藤安喜/(奥印)草間元司→西村源蔵殿	嘉永7年寅2月	縦紙・1通	へ1-2-10
齊藤友衛拝借証文[覚](海防臨時出張手当金につき) 齊藤友衛/(奥印)草間元司→西村源蔵殿	嘉永7年寅2月	縦紙・1通	へ1-2-11
小林仁三郎拝借証文[覚](海防臨時出張手当金につき) 小林仁三郎/(奥印)草間元司→西村源蔵殿	嘉永7年寅2月	縦紙・1通	へ1-2-12

堀田源之進拝借証文〔覚〕(海防臨時出馬手当金につき) 堀田源之進／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	豎継紙・1通	へ1-2-13
上村治右衛門拝借証文〔覚〕(海防臨時出馬手当金につき) 上村治右衛門／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	豎紙・1通	へ1-2-14
竹内友馬拝借証文〔覚〕(海防臨時出馬手当金につき) 竹内友馬／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年甲寅2月	豎紙・1通	へ1-2-15
正村勇之進拝借証文〔覚〕(海防臨時出馬手当金につき) 正村勇之進／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	豎紙・1通	へ1-2-16
岩下権大夫拝借証文〔覚〕(海防臨時出馬手当金につき) 岩下権大夫／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	豎紙・1通	へ1-2-17
松村五大夫拝借証文〔覚〕(海防臨時出馬手当金につき) 松村五大夫／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅正月	豎紙・1通	へ1-2-18
小山織江拝借証文〔覚〕(海防臨時出馬手当金につき) 小山織江／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年甲寅2月	豎紙・1通	へ1-2-19
柿崎甚蔵拝借証文〔覚〕(海防臨時出馬手当金につき) 柿崎甚蔵／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	豎紙・1通	へ1-2-20
北嶋要専拝借証文〔覚〕(海防臨時出馬手当金につき) 北嶋要専／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年甲寅2月	豎紙・1通	へ1-2-21
堀井泉蔵拝借証文〔覚〕(海防臨時出馬手当金につき) 堀井泉蔵／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	豎紙・1通	へ1-2-22
山崎早馬拝借証文〔覚〕(海防臨時出馬手当金につき) 山崎早馬／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	豎紙・1通	へ1-2-23
橋本茂左衛門拝借証文〔覚〕(海防臨時出馬手当金につき) 橋本茂左衛門／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	豎紙・1通	へ1-2-24
渡辺栄司拝借証文〔覚〕(海防臨時出馬手当金につき) 渡辺栄司／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	豎紙・1通	へ1-2-25
坂西為之助拝借証文〔覚〕(海防臨時出馬手当金につき) 坂西為之助／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	豎紙・1通	へ1-2-26
横田嘉一郎拝借証文〔覚〕(海防臨時出馬手当金につき) 横田嘉一郎／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	豎紙・1通	へ1-2-27
(浦賀・横浜警衛役手当金拝借証文綴 嘉永7年)		34点	へ1-3
小幡長左衛門拝借証文〔覚〕(浦賀警衛役手当金につき) 小幡長左衛門／(奥印)高田幾太→西村源藏殿	嘉永7年寅正月	豎紙・1通	へ1-3-1

35 藩政／番方／浦賀表海防臨時出張手当金拝借

白井平左衛門拝借証文[覚](浦賀警衛役手当金につき) 白井平左衛門／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	縦紙・1通	へ1-3-2
出浦総右衛門拝借証文[覚](横浜警衛役手当金につき) 出浦総右衛門／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	縦継紙・1通	へ1-3-3
高田幾太拝借証文[覚](横浜警衛役手当金につき) 高田幾太／(奥印)草間元司→西村源藏殿・金井弥惣左衛門殿	嘉永7年寅2月	縦紙・1通	へ1-3-4
樋口健之丞拝借証文[覚](横浜警衛役手当金につき) 樋口健之丞／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	縦紙・1通	へ1-3-5
鈴木熊治郎拝借証文[覚](浦賀警衛役手当金につき) 鈴木熊治郎／(奥印)高田幾太→西村源藏殿	嘉永7年寅正月	縦紙・1通	へ1-3-6
片岡弘人拝借証文[覚](横浜警衛役手当金につき) 片岡弘人／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	縦紙・1通	へ1-3-7
大森荘兵衛拝借証文[覚](横浜警衛役手当金につき) 大森荘兵衛／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	縦紙・1通	へ1-3-8
石倉嘉大夫拝借証文[覚](横浜警衛役手当金につき) 石倉嘉大夫／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	縦紙・1通	へ1-3-9
原半七郎拝借証文[覚](横浜警衛役手当金につき) 原半七郎／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	縦切紙・1通	へ1-3-10
成沢縫殿右衛門拝借証文[覚](横浜警衛役手当金につき) 成沢縫殿右衛門／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	縦切紙・1通	へ1-3-11
近藤友喜拝借証文[覚](横浜警衛役手当金につき) 近藤友喜／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	縦継紙・1通	へ1-3-12
小崎戸代三郎拝借証文[覚](横浜警衛役手当金につき) 小崎戸代三郎／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	縦継紙・1通	へ1-3-13
柘津直人拝借証文[覚](横浜警衛役手当金につき) 柘津直人／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	縦継紙・1通	へ1-3-14
松木源太郎拝借証文[覚](横浜警衛役手当金につき) 松木源太郎／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	縦継紙・1通	へ1-3-15
小川邦人拝借証文[覚](横浜警衛役手当金につき) 小川邦人／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	縦継紙・1通	へ1-3-16
遠藤小右衛門拝借証文[覚](横浜警衛役手当金につき) 遠藤小右衛門／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	縦継紙・1通	へ1-3-17
上原徳之助拝借証文[覚](横浜警衛役手当金につき) 上原徳之助／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	縦継紙・1通	へ1-3-18
両角玄修拝借証文[覚](浦賀警衛役手当金につき) 両角玄修／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	縦継紙・1通	へ1-3-19
海沼龍助拝借証文[覚](横浜警衛役手当金につ	嘉永7年寅2月	縦切紙・1通	へ1-3-20

き) 海沼龍助／(奥印)草間元司→金井弥惣左衛門殿			
坂西正右衛門拝借証文[覚](浦賀警衛役手当金につき) 坂西正右衛門／(奥印)高田幾太→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	堅切紙・1通	へ1-3-21
神戸三五郎拝借証文[覚](浦賀警衛役手当金につき) 神戸三五郎／(奥印)高田幾太→西村源藏殿	嘉永7年寅正月	堅切紙・1通	へ1-3-22
片岡千吉拝借証文[覚](浦賀警衛役手当金につき) 片岡千吉／(奥印)高田幾太→西村源藏殿	嘉永7年寅正月	堅継紙・1通	へ1-3-23
大黒忠之進拝借証文[覚](浦賀警衛役手当金につき) 大黒忠之進／(奥印)高田幾太→西村源藏殿	嘉永7年寅正月	堅継紙・1通	へ1-3-24
寺沢慎之丞拝借証文[覚](浦賀警衛役手当金につき) 寺沢慎之丞／(奥印)高田幾太→西村源藏殿	嘉永7年寅正月	堅切紙・1通	へ1-3-25
郷原力作拝借証文[覚](浦賀警衛役手当金につき) 郷原力作／(奥印)高田幾太→西村源藏殿	嘉永7年寅正月	堅切紙・1通	へ1-3-26
中村久吉拝借証文[覚](浦賀警衛役手当金につき) 中村久吉／(奥印)高田幾太→西村源藏殿	嘉永7年寅正月	堅切紙・1通	へ1-3-27
徳間弥太郎拝借証文[覚](浦賀警衛役手当金につき) 徳間弥太郎／(奥印)高田幾太→西村源藏殿	嘉永7年寅正月	堅切紙・1通	へ1-3-28
宮本金三郎拝借証文[覚](浦賀警衛役手当金につき) 宮本金三郎／(奥印)高田幾太→西村源藏殿	嘉永7年寅正月	堅切紙・1通	へ1-3-29
前沢善之助拝借証文[覚](浦賀警衛役手当金につき) 前沢善之助／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅2月	堅切紙・1通	へ1-3-30
都筑仁十郎拝借証文[覚](浦賀警衛役手当金につき) 都筑仁十郎／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅正月	堅切紙・1通	へ1-3-31
久保喜作拝借証文[覚](浦賀警衛役手当金につき) 久保喜作／(奥印)高田幾太→西村源藏殿	嘉永7年寅正月	堅継紙・1通	へ1-3-32
加藤文八郎拝借証文[覚](浦賀警衛役手当金につき) 加藤文八郎／(奥印)草間元司→西村源藏殿	嘉永7年寅正月	堅切紙・1通	へ1-3-33
金児与助拝借証文[覚](浦賀警衛役手当金につき) 金児与助／(奥印)草間元司→金井弥惣左衛門殿	嘉永7年2月	堅切紙・1通	へ1-3-34
(浦賀表堅衛出役御供手当関係書類一括 嘉永7年正月～2月) 封筒一括		29点	へ163
[安政六未十二月至来之分江戸廻証文一まく] (封筒) 封筒抹消部分「□□□仕候証文□[]」あり		封筒・1点	へ163-1
(浦賀表堅衛出役御供手当拝借証文綴 嘉永7年正月～2月)		28点	へ163-2
樋口旗之助拝借証文[覚](海防臨時出張御供手当4両拝借につき) 樋口旗之助／(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅2月	堅紙・1通	へ163-2-1

35 藩政／番方／浦賀表海防臨時出張手当金拝借

河原敬之進拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当4両拝借につき) 河原敬之進/(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅2月	切紙・1通	へ163-2-2
長谷川三郎兵衛拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当4両拝借につき) 長谷川三郎兵衛/(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅正月	縦紙・1通	へ163-2-3
宇敷元之丞拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当4両拝借につき) 宇敷元之丞/(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅2月	縦紙・1通	へ163-2-4
師岡敬次郎拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当4両拝借につき) 師岡敬次郎/(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅2月	切紙・1通	へ163-2-5
奥山忠左衛門拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当4両拝借につき) 奥山忠左衛門/(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅正月29日	切継紙・1通	へ163-2-6
興津民之進拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当4両拝借につき) 興津民之進/(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅正月	縦紙・1通	へ163-2-7
奥村良作拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当4両拝借につき) 奥村良作/(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅正月29日	切継紙・1通	へ163-2-8
篠原良意拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当4両拝借につき) 篠原良意/(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅2月	切紙・1通	へ163-2-9
島田全隆拝借証文[覚](浦賀表堅衛出役手当4両拝借につき) 島田全隆/(奥書)高田幾太→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅正月	縦紙・1通	へ163-2-10
三津刑部丞拝借証文[覚](浦賀表堅衛出役手当4両拝借につき) 三津刑部丞/(奥書)高田幾太→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅正月	切紙・1通	へ163-2-11
竹村熊三郎拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当4両拝借につき) 竹村熊三郎/(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅2月	横切継紙・1通	へ163-2-12
小林重介拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当3両1分拝借につき) 小林重介/(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり、上部に付箋貼付	嘉永7年寅2月	切紙・1通	へ163-2-13
月岡萬里拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当2両2分拝借につき) 月岡萬里/(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅正月	切紙・1通	へ163-2-14
佐藤小左衛門拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当2両拝借につき) 佐藤小左衛門/(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅2月	切紙・1通	へ163-2-15
岡部治郎右衛門拝借証文[覚](海防臨時出馬御	嘉永7年寅2月	縦紙・1通	へ163-2-16

供手当4両拝借につき) 岡部治郎右衛門／(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり			
倉田多久拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当4両拝借につき) 倉田多久／(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年甲寅2月	縦継紙・1通	へ163-2-17
中村左兵衛拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当4両拝借につき) 中村左兵衛／(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅2月	縦継紙・1通	へ163-2-18
竹花新介拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当2両拝借につき) 竹花新介／(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅2月	切紙・1通	へ163-2-19
片岡亀之進拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当2両拝借につき) 片岡亀之進／(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅2月	切紙・1通	へ163-2-20
今井友之進拝借証文[覚](浦賀表堅衛出役手当2両拝借につき) 今井友之進／(奥書)高田幾太→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅正月	切紙・1通	へ163-2-21
関口喜代馬拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当2両拝借につき) 関口喜代馬／(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅2月	切紙・1通	へ163-2-22
山田力太拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当2両拝借につき) 山田力太／(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅2月	切紙・1通	へ163-2-23
小出一郎拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当2両拝借につき) 小出一郎／(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅2月	横切継紙・1通	へ163-2-24
町田磯之介拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当2両拝借につき) 町田磯之介／(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅2月	横切継紙・1通	へ163-2-25
中嶋直藏拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当2両拝借につき) 中嶋直藏／(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅2月	切紙・1通	へ163-2-26
御吟味方御物書駒村熊五郎拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当1両1分拝借につき) 御(吟)味方御物書駒村熊五郎／(奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年寅2月	横切継紙・1通	へ163-2-27
下大工小出茂助拝借証文[覚](海防臨時出馬御供手当1両1分拝借につき) 下大工小出茂助／(奥書)佐藤安喜／(再奥書)草間元司→西村源藏殿 柿崎良作署名の貼紙あり	嘉永7年2月	横切継紙・1通	へ163-2-28

36 藩政／番方／武具方所管武備・武具・火薬等購入製作修復費中内借 勘定所

(鉄砲師細工・居所修復代金等拝借証文 嘉永4年5月～嘉永5年11月)		5点	へ33
中俣一平金銭受取証文[覚](拝借金証文3通分残金につき) 中俣一平／(奥印)太田藤右衛門・高田幾太→高田幾太殿 へ33の表紙	嘉永5年子11月	横切継紙・1通	へ33-1
酒井源太郎拝借証文[覚](世帯道具購入金等金30両並びに御用代をもって上納につき) 酒井源太郎→中俣一平様	嘉永5年子11月	縦紙・1通	へ33-2
酒井源太郎拝借証文[覚](ヘルキシ銃48挺代金301両余につき) 酒井源太郎→中俣一平様	嘉永5年子11月	縦紙・1通	へ33-3
白井平左衛門受取証文[覚](谷御門脇御長屋並びに鉄砲師細工居所の修復費用と金6両3分余につき) 白井平左衛門→中俣一平殿・三村大之助殿	嘉永4年亥5月	縦紙・1通	へ33-4
[鉄砲師酒井源太郎拝借米代金取調帳] 御賄役→下ケ札あり	嘉永5年子8月	横長半・1冊	へ33-5
(内借証文等 嘉永5年4月～嘉永7年4月)		6点	へ34
金見忠兵衛内借証文[覚](十二匁カノン砲鑄直し入料代金34両余つき) 金見忠兵衛→高田幾太殿	嘉永5年子4月	縦紙・1通	へ34-1
金見忠兵衛内借証文[覚](大銃2挺新調合薬入料金30両につき) 金見忠兵衛→高田幾太殿	嘉永5年子4月	縦紙・1通	へ34-2
中俣一平内借証文[覚](大銃入料のうち金30両につき) 中俣一平／(奥印)高田幾太→山寺源太夫殿・長谷川深美殿	嘉永5年子8月	縦紙・1通	へ34-3
中俣一平内借証文并高田幾太貼添[覚](釵附御鉄砲入料のうち金30両につき並びに内借証文勝手元へ回送願の旨) 中俣一平／(奥印)高田幾太→西村源藏殿	嘉永5年子8月	縦紙・1通	へ34-4
中俣一平内借証文[覚](大銃入料のうち金30両につき) 中俣一平／(奥印)高田幾太→山寺源太夫殿・長谷川深美殿	嘉永5年子9月	縦紙・1通	へ34-5
今井弥惣左衛門内預証文[覚](大銃入料御引当金のうち金37両余りを内預りにつき) 今井弥惣左衛門→高田幾太殿 端裏貼紙「寅四月一七日大銃御残金内預証文」	嘉永7年寅4月17日	切紙・1通	へ34-6
(自然硝造硝御入料中借証文 文久元年10月～明治2年10月) へ102・103巻込一括		13点	へ102
[証文九通 通出帳 自然硝造硝石御入料中貸		切紙・1通	へ102-1

シ羽田三蔵分 山口総平分] 朱筆「二十六」、へ 102-1の表紙			
[硝石御入料御中借通] (文久元年10月～慶応4 年6月 3筆) 羽田三蔵・山口総平→-	文久元年酉10月	横半半・1冊	へ102-2
[造硝御入料御中借通] (文久元年12月～卯12月 11筆) 羽田三蔵・山口総平→三村大之助殿	文久元年酉12月	横半半・1冊	へ102-3
[造硝御中借請取通] (文久元年10月～卯7月 13筆) 羽田三蔵・山口総平→-	文久元年酉10月	横半半・1冊	へ102-4
羽田三蔵中借証文[覚] (自然硝石御製御入料金 45両2匁4分につき) 羽田三蔵→山岸左内殿	明治2年巳10月	横切紙・1通	へ102-5
山口総平中借証文[覚] (自然硝石御製御入料代 金13両2分11匁5分2厘につき) 山口総平→山 岸左内殿	明治2年巳10月	横切紙・1通	へ102-6
山口総平他一名中借証文[覚] (造硝石御入料金 10両につき) 山口総平・羽田三蔵→三村大之助殿	慶応2年寅8月2日	縦紙・1通	へ102-7
山口総平他一名中借証文[覚] (造硝御入料金35 両につき) 山口総平・羽田三蔵→三村大之助殿・ 山岸左内殿	慶応2年寅10月	縦紙・1通	へ102-8
山口総平中借証文[覚] (自然硝御入料金3両に つき) 山口総平→山岸左内殿	慶応4年辰7月12日	縦紙・1通	へ102-9
山口総平拝借証文[覚] (金5両につき) 山口総 平→三村大之助殿	(慶応元年)丑12月19日	横切紙・1通	へ102-10
山口総平中借証文[覚] (自然硝御製御入料代金 17両につき) 山口総平→三村大之助殿	(慶応4年)辰7月27日	横切紙・1通	へ102-11
山口総平中借証文[覚] (自然硝石御入料代金25 両につき) 山口総平代判富沢勇之進→山岸左内 殿	慶応4年辰7月26日	横切紙・1通	へ102-12
山口総平中借証文[覚] (自然硝御入料代金3両 につき) 山口総平→山岸左内殿	慶応4年辰7月20日	横切紙・1通	へ102-13
山口総平申上書[記] (造硝石入料代金差引勘定取 調につき) 山口総平→- へ102・103巻込一括	10月4日	横切紙・1通	へ103
(拝借関係書類書類綴 文久4年正月～12月) へ185-5～7巻込		32点	へ185-5
(武器等拝借関係綴)		30点	へ185-5-1
[諸拝借物切手入] (表紙)	文久4年子正月	切紙・1通	へ185-5-1-1
中澤文治拝借証文[覚] (鉛500匁玉等3筆につ き) 中澤文治→金児忠兵衛殿 返上日の注記あり	(文久4年)子正月29日	横切紙・1通	へ185-5-1-2
高田慎之丞拝借証文[覚] (槍柄3本につき) 高 田慎之丞→三村大之助殿	(文久4年)子2月4日	横切紙・1通	へ185-5-1-3
千喜良新之進拝借証文[覚] (長巻柄1本につき) 千喜良新之進→三村大之助殿	(文久4年)子2月29日	横切紙・1通	へ185-5-1-4
斎田虎尾拝借証文[覚] (笠木形5つ) 斎田虎尾→	(文久4年)子3月朔日	横切紙・1通	へ185-5-1-5

36 藩政／番方／武具方所管武備・武具・火薬等購入製作修復費中内借

富永新平殿			
原平馬拝借証文[覚](火縄1束につき) 原平馬 →御武具奉行富永新平殿	元治元年子3月	横切紙・1通	へ185-5-1-6
寺内多宮拝借証文[覚](合焰硝1につき) 寺内 多宮→富永新平殿	(文久4年)子3月21日	横切紙・1通	へ185-5-1-7
佐藤清甫受取証文[覚](鉄御管操押5本、御用に つき) 佐藤清甫→	(文久4年)子3月26日	切紙・1通	へ185-5-1-8
高野庫之助拝借証文[覚](陣笠の張形4つにつ き) 高野庫之助→山岸左内殿	(文久4年)子4月22日	横切継紙・1通	へ185-5-1-9
高野広馬拝借証文[覚](御貸形5つ、近日返上す る旨につき) 高野広馬→山岸左内殿 内4つを6 月21日に返上した旨の注記あり	(文久4年)4月28日	横切継紙・1通	へ185-5-1-10
高野広馬拝借証文[覚](御貸形1つ、近日返上す る旨につき) 高野広馬→	(文久4年)5月2日	横切紙・1通	へ185-5-1-11
白井平左衛門拝借証文[覚](伐柄1本につき) 白井平左衛門→山岸左内殿	(文久4年)子5月	横切継紙・1通	へ185-5-1-12
白井平左衛門拝借証文[覚](牛皮負革5筋分、代 金上納する旨につき) 白井平左衛門→山岸左内 殿	(文久4年)子11月	横切紙・1通	へ185-5-1-13
寺内多宮拝借証文[覚](馬張雨覆1つにつき) 寺内多宮→山岸左内殿	(文久4年)子5月26日	横切紙・1通	へ185-5-1-14
宮澤彦治拝借証文[覚](雷粉2千匁につき) 宮 澤彦治→三村大之助殿	(文久4年)子5月8日	横切紙・1通	へ185-5-1-15
白井平左衛門拝借証文[覚](十二拇石榴弾4つ につき) 白井平左衛門→御武具方様	(文久4年)子6月	横切継紙・1通	へ185-5-1-16
山岸左内拝借証文[覚](鎗鞘留臂坪1つにつき) 山岸左内→小野喜平太殿	6月27日	横切紙・1通	へ185-5-1-17
草間三五郎拝借証文[覚](笠張台3つにつき) 草間三五郎→富永新平殿	7月6日	横切紙・1通	へ185-5-1-18
白井平左衛門拝借証文[覚](十三拇玉・五百匁 玉につき) 白井平左衛門→御武具方様	(文久4年)子7月	横切継紙・1通	へ185-5-1-19
山岸左内拝借証文[覚](請筒1本につき) 山岸 左内→富永新平殿	7月	横切紙・1通	へ185-5-1-20
新馬喰町喜左衛門拝借証文[覚](御陣笠張台9 つにつき) 新馬喰町喜左衛門→御武具方御役所	8月4日	横切紙・1通	へ185-5-1-21
紙屋町嘉兵衛拝借証文[覚](鉄笠1蓋につき) 紙屋町嘉兵衛→御武具方御役所	8月21日	横切紙・1通	へ185-5-1-22
野村源左衛門拝借証文[覚](2間1尺槍柄1本に つき) 野村源左衛門→小野喜平太殿	8月8日	横切紙・1通	へ185-5-1-23
春原織右衛門願書[覚](4匁から4匁2分までの 鑄形の拝借の旨につき) (春原)織右衛門→御 武具方様	7月25日	横切継紙・1通	へ185-5-1-24
中澤平左衛門拝借証文[覚](玉鑄形1につき)	(文久4年)子9月25日	横切紙・1通	へ185-5-1-25

中澤平左衛門→山岸左内殿			
鈴木惣五郎拝借証文[覚](洪紙6枚につき) 鈴木惣五郎→御武具方御役所	11月9日	横切継紙・1通	へ185-5-1-26
白川松蔵他一名拝借証文[覚](牛皮1筋、代金上納の旨につき) 白川松蔵・内田拾治郎→御武具方御役所	11月18日	横切紙・1通	へ185-5-1-27
大森荘兵衛拝借証文[覚](鉄針金正味220目につき) 大森荘兵衛→小野喜平太殿	(文久4年)子12月3日	横切紙・1通	へ185-5-1-28
金井清八郎拝借証文[覚](十三寸弾7につき) 金井清八郎→三村大之助殿	12月8日	横切紙・1通	へ185-5-1-29
三井有右衛門拝借証文[覚](焰硝・雷管につき) 牧野大右衛門組小頭三井有右衛門→ - (拝借関係綴)	4月5日	横切紙・1通 2点	へ185-5-1-30 へ185-5-2
[覚](雷火帽等10筆勘定書)		横切継紙・1通	へ185-5-2-1
こはや久二郎預証文[覚](高白につき) こはや久二郎→金兎(忠兵衛)様 (武具拝借証文綴) へ185-5~7巻込 (武具拝借証文綴)	5月22日	横切紙・1通 20点 18点	へ185-5-2-2 へ185-6 へ185-6-1
[諸拝借切手](表紙) 御武具方調役→ -	(慶応2年)寅正月	切紙・1通	へ185-6-1-1
大日方渡拝借証文[覚](御幕・串につき) 大日方渡代判大日方通→山岸左内殿	2月9日	横切紙・1通	へ185-6-1-2
高田一郎兵衛拝借証文[覚](御具足1領、御内々拝借につき) 高田一郎兵衛→山岸左内殿	2月	横切紙・1通	へ185-6-1-3
大日方通拝借証文[覚](鉄葉板5枚につき) 大日方通→山岸左内殿	2月23日	横切紙・1通	へ185-6-1-4
金井清八郎拝借証文[覚](施條鉄等2筆につき) 金井清八郎代判蟻川賢助→山岸左内殿	2月18日	横切紙・1通	へ185-6-1-5
関根勇拝借証文[覚](雷火銃・三俣につき) 関根勇→久保九郎左衛門殿 午8月24日返上の旨の注記あり	(慶応2年)寅4月16日	横切継紙・1通	へ185-6-1-6
金井清八郎拝借証文[覚](雷管等4筆につき) 金井清八郎→山岸左内殿	8月9日	横切継紙・1通	へ185-6-1-7
高田一郎兵衛拝借証文[覚](御甲1つ、御内々拝借につき) 高田一郎兵衛→山岸左内殿	6月7日	横切紙・1通	へ185-6-1-8
森木一二三拝借証文[覚](歩兵銃30挺につき) 森木一二三→山岸左内殿	10月21日	横切紙・1通	へ185-6-1-9
金井清八郎拝借証文[覚](馬上銃等5筆につき) 金井清八郎→山岸左内殿	10月17日	横切継紙・1通	へ185-6-1-10
大日方通拝借証文[覚](長ミニー銃御筒等7筆につき) 大日方通→三村大之助殿	7月13日	横切継紙・1通	へ185-6-1-11
松崎栄三郎拝借証文[覚](鑄形等3筆につき) 松崎栄三郎→三村大之助殿	(慶応2年)寅11月4日	横切紙・1通	へ185-6-1-12

36 藩政／番方／武具方所管武備・武具・火薬等購入製作修復費中内借

高田一郎兵衛拝借証文[覚](散兵銃相對管入負革につき) 高田一郎兵衛→三村大之助殿	11月6日	横切紙・1通	へ185-6-1-13
磯田音門拝借証文[覚](三匁五分玉御筒につき) 磯田音門→三村大之助殿	慶応2年寅11月	縦紙・1通	へ185-6-1-14
山田兵衛拝借証文[覚](雷火管1千粒につき) 山田兵衛→三村大之助殿	12月	横切紙・1通	へ185-6-1-15
佐久間補次郎拝借証文[覚](十三ドイム玉につき) 佐久間補次郎→三村大之助殿	(慶応2年)寅11月29日	横切紙・1通	へ185-6-1-16
甚右衛門拝借証文[覚](御葉板70枚、追って返上の旨につき) 甚右衛門→御武具方御役所	(慶応2年)寅12月2日	横切紙・1通	へ185-6-1-17
高田一郎兵衛拝借証文[覚](合薬2斤半につき) 高田一郎兵衛→池田平角殿	12月18日	横切紙・1通	へ185-6-1-18
山田兵衛拝借証文[覚](槍柄7尺5寸荒木板につき) 山田兵衛→御武具奉行様 7月11日返上の旨の朱書あり、破損大	3月15日	切紙・1通	へ185-6-2
白井平左衛門拝借証文[覚](雷火銃等3筆につき) 白井平左衛門→寺内多宮殿 返上日の注記あり	(慶応2年)寅12月	横切紙・1通	へ185-6-3
(武具方関係拝借証文綴) へ185-5～7巻込		9点	へ185-7
[諸拝借切手類](切紙) へ185-7の表紙	安政7年申正月	横半半・1冊	へ185-7-1
坂野勝介拝借証文[覚](鉛1貫匁につき) 坂野勝介→三村大之助殿	(安政7年)申閏3月20日	切紙・1通	へ185-7-2
河口左文太拝借証文(鑄形・鉛につき) 河口左文太→-	4月3日	切紙・1通	へ185-7-3
小林善蔵拝借証文[覚](鉛2貫匁につき) 小林善蔵→宮嶋嘉織殿	(安政7年)申6月	横切紙・1通	へ185-7-4
内川巳之作拝借証文[覚](御陣笠木形5つにつき) 内川巳之作→三村大之助殿	(安政7年)申7月	横切紙・1通	へ185-7-5
望月顕蔵拝借証文[覚](御紋弓5張につき) 望月顕蔵→宇敷元之丞殿	(安政7年)10月20日	横切継紙・1通	へ185-7-6
館音右衛門拝借証文[覚](大釜等2筆につき) 館音右衛門→宇敷元之丞殿 下ケ札あり	(安政7年)申10月	横切継紙・1通	へ185-7-7
白井平左衛門拝借証文[覚](十三柵撞薬杖1本につき) 白井平左衛門→御両番御武具奉行様	(安政7年)申11月10日	横切継紙・1通	へ185-7-8
大日方正司拝借証文[覚](御幕等2筆、学校御用につき) 大日方正司→宇敷元之丞殿	(安政7年)申閏3月	横切紙・1通	へ185-7-9
(武具代金内借証文 文久3年6月～慶応2年5月)		25点	へ104
(武具代金内借証文 文久3年6月～元治2年3月)		11点	へ104-1
(武具代金内借証文 文久3年6月～元治元年12月)		9点	へ104-1-1
片山半之輔拝借証文[覚](鉄砲師岩村寅松ミ	文久3年亥6月	縦紙・1通	へ104-1-1-1

ニール銃出来方修行のため拝借金12両) 片山半之輔／(奥印)佐藤安喜→池田富之進殿			
根村熊五郎内借証文[覚](信火管出来入料金2分につき) 根村熊五郎／(奥印)佐藤安喜→池田富之進殿	文久3年亥8月18日	縦紙・1通	へ104-1-1-2
根村熊五郎内借証文[覚](繰替減高入料金8両3分につき) 根村熊五郎／(奥印)佐藤安喜→綿貫泰蔵殿	(文久3年)亥11月	縦紙・1通	へ104-1-1-3
中俣一平内借証文[覚](亜墨利加船ミニー銃御買上代金10両につき) 中俣一平／(奥印)佐藤安喜→綿貫泰蔵殿	文久3年亥10月	横切紙・1通	へ104-1-1-4
根村熊五郎内借証文[覚](御武具方諸買上物御入料金15両につき) 根村熊五郎／(奥印)佐藤安喜→綿貫泰蔵殿	(文久3年)亥12月	縦紙・1通	へ104-1-1-5
根村熊五郎内借証文[覚](御陣屋御備御筒御修復御入料金3両につき) 根村熊五郎／(奥印)佐藤安喜→綿貫泰蔵殿	(文久3年)亥12月	縦紙・1通	へ104-1-1-6
根村熊五郎内借証文[覚](指物出来御入料金15両につき) 根村熊五郎／(奥印)柘植嘉兵衛→宇敷元之丞殿	(元治元年)子5月	縦紙・1通	へ104-1-1-7
中俣一平他一名内借証文[覚](御鑄物師鈴木惣五郎御在所表出立拝借金60両につき) 中俣一平・根村熊五郎／(奥印)柘植嘉兵衛→綿貫泰蔵殿	元治元年子9月23日	縦紙・1通	へ104-1-1-8
根村熊五郎内借証文[覚](御武器類御修復其外品々御買上入料金30両につき) 根村熊五郎／(奥印)柘植嘉兵衛→綿貫泰蔵殿	元治元年子12月25日	縦紙・1通	へ104-1-1-9
(武具代金内借証文 元治2年3月～慶応2年5月)		2点	へ104-1-2
根村熊五郎内借証文[覚](鉛買上入料金120両) 根村熊五郎／(奥印)柘植嘉兵衛→矢野茂殿	元治2年丑3月5日	縦紙・1通	へ104-1-2-1
中俣一平他一名内借証文[覚](在所表大銃鑄造手職人手宛金30両) 中俣一平・根村熊五郎／(奥印)柘植嘉兵衛→矢野茂殿	元治2年丑3月15日	縦紙・1通	へ104-1-2-2
根村熊五郎内借証文[覚](舶来調練太鼓買上入料金25両) 根村熊五郎／(奥印)柘植嘉兵衛→齊田寅尾殿	慶応元年丑8月13日	縦紙・1通	へ104-2
中俣一平内借証文[覚](西洋銃買上代金300両) 中俣一平→矢野茂殿	(慶応元年)丑6月21日	横切紙・1通	へ104-3
根村熊五郎内借証文[覚](組合辻番所番人給金入料金14両3分3分1厘) 根村熊五郎／(奥印)柘植嘉兵衛→齊田虎尾殿	慶応元年丑11月5日	縦紙・1通	へ104-4
根村熊五郎内借証文[覚](在所表分ボイセンテレケル買上・蓋・笠・馬印其外品々修復入料金12両) 根村熊五郎／(奥印)柘植嘉兵衛→齊田虎尾殿	慶応元年丑11月5日	縦紙・1通	へ104-5

36 藩政／番方／武具方所管武備・武具・火薬等購入製作修復費中内借

根村熊五郎内借証文[覚](舶来革買上入料金30両) 根村熊五郎／(奥印)柘植嘉兵衛→齊田虎尾殿	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ104-6
根村熊五郎内借証文[覚](舶来胴乱革買上入料金240両) 根村熊五郎／(奥印)柘植嘉兵衛→齊田虎尾殿	慶応元年丑12月17日	縦継紙・1通	へ104-7
根村熊五郎内借証文[覚](御囲合葉・鉛買上入料金50両) 根村熊五郎／(奥印)柘植嘉兵衛→齊田虎尾殿	慶応2年寅3月	縦紙・1通	へ104-8
根村熊五郎内借証文[覚](京都送り調練太鼓・鉛合葉・摩管・雷火管買上入料金40両) 根村熊五郎／(奥印)柘植嘉兵衛→齊田虎尾殿	(慶応2年)寅3月	縦紙・1通	へ104-9
根村熊五郎内借証文[覚](京都御用意品々・16発銃鑄形等出来入料金30両) 根村熊五郎／(奥印)柘植嘉兵衛→齊田虎尾殿	慶応2年寅4月20日	縦紙・1通	へ104-10
根村熊五郎内借証文[覚](京都御用御武器類等修復入料金55両) 根村熊五郎／(奥印)柘植嘉兵衛→齊田虎尾殿	慶応2年寅4月	縦紙・1通	へ104-11
根村熊五郎内借証文[覚](在所表舶来雷火官買上入料金135両) 根村熊五郎／(奥印)柘植嘉兵衛→齊田虎尾殿	慶応2年寅5月24日	縦紙・1通	へ104-12
根村熊五郎内借証文[覚](京都御用御武器類御修復・16発銃買上・附属品々出来入料金10両) 根村熊五郎／(奥印)柘植嘉兵衛→齊田虎尾殿	慶応2年寅5月29日	縦紙・1通	へ104-13
根村熊五郎内借証文[覚](京都御用意物買上入料金50両) 根村熊五郎／(奥印)柘植嘉兵衛→齊田虎尾殿	(慶応2年)寅3月	縦紙・1通	へ104-14
根村熊五郎内借証文[覚](在所表雷火官・調練太鼓裏表皮買上入料金50両) 根村熊五郎／(奥印)柘植嘉兵衛→齊田虎尾殿	慶応2年寅2月4日	縦紙・1通	へ104-15
(武具方関係受取書綴 文久元年10月～明治6年12月)		97点	へ199
羽田三蔵金錢受取証文(証文96通、合金99両3分錢616文、沓野村文久元酉年～慶応3卯年まで7ヶ年造硝御作込品御入料) 羽田三蔵／(奥印)矢野倉謙兵衛→	明治6年12月	縦継紙・1通	へ199-1
惣作金錢受取証文[覚](4筆金2両錢348文、石灰持届人足・品々御入料につき) 硝石方御仲間惣作→羽田三蔵様	文久元年酉10月	縦継紙・1通	へ199-2
沓野村名主文左衛門他二名金錢受取証文[覚](灰759貫500匁代金3両2分につき) 沓野村名主文左衛門・組頭喜四郎・長百姓安吉→御武具方御役所	文久元年酉10月	縦紙・1通	へ199-3
沓野村名主文左衛門他三名金錢受取証文[覚](上御賄等2筆代銀6匁9分2厘) 沓野村名主文左衛門・組頭喜四郎・同断安吉他1名→御武具方御役	文久元年酉12月	縦継紙・1通	へ199-4

所			
佐野村名主源蔵他四名金銭受取証文[覚](人足4人等2筆代銭1貫文につき) 佐野村名主源蔵・組頭広右衛門・同断芳右衛門他2名→御武具方御役所	文久元年酉12月	縦紙・1通	へ199-5
野池伊兵衛金銭受取証文[覚](石灰運送賃銭につき) 御町溜間屋野池伊兵衛→御武具方御役所	文久元年酉12月11日	縦紙・1通	へ199-6
西寺尾村三平金銭受取証文[覚](石灰運送賃銭につき) 西寺尾村三平/(奥印)御免通船御会所条治→御武具方御役所	文久元年酉12月	縦紙・1通	へ199-7
寺尾会所久米冶金銭受取証文[差上申一札之御事](石灰御手当金につき) 寺尾会所久米治→御武具方御役所	文久2年戌3月9日	縦紙・1通	へ199-8
矢代村水主惣右衛門金銭受取証文[覚](通船御用立につき御手当御下ヶ金につき) 矢代村水主惣右衛門→御武具方御役所	文久2年戌3月	縦紙・1通	へ199-9
三俣周作金銭受取証文[覚](鋤拵直し代等2筆につき) 三俣周作→御武具方御役所	戌9月20日	横切継紙・1通	へ199-10
寺尾会所久米冶金銭受取証文[指上申一札之御事](船乗下入用代銭につき) 寺尾会所久米治→御武具方御役所	文久2年戌3月19日	縦紙・1通	へ199-11
沓野村名主安吉他三名金銭受取証文[覚](御賄・品々御手当御下ヶ金につき) 沓野村名主安吉・組頭喜四郎・長百姓文左衛門他1名→御武具方御役所	文久2年戌5月	縦継紙・1通	へ199-12
沓野村名主安吉他三名金銭受取証文[覚](品々御手当御下ヶ金につき) 沓野村名主安吉・組頭喜四郎・長百姓文左衛門他1名→御武具方御役所	文久2年戌5月	縦紙・1通	へ199-13
佐野村名主源蔵他四名金銭受取証文[覚](人足料1貫640文につき) 佐野村名主源蔵・頭取広右衛門・同芳右衛門他2名→御武具方御役所	文久2年戌5月	縦紙・1通	へ199-14
湯田中村名主九左衛門他三名金銭受取証文[覚](人足料御手当御下ヶ金につき) 湯田中村名主九左衛門・組頭義右衛門・同源兵衛他1名→御武具方御役所	文久2年戌5月	縦紙・1通	へ199-15
硝石方御雇御仲間惣作他一名金銭受取証文[覚](勤14日御手当金につき) 硝石方御雇御仲間惣作・直八→御武具方御役所	文久2年戌5月	縦紙・1通	へ199-16
沓野村名主安吉他二名金銭受取証文[覚](人足御手当品々御下につぎ) 沓野村名主安吉・組頭喜四郎・長百姓文左衛門→御武具方御役所	文久2年戌9月	縦継紙・1通	へ199-17
佐野村名主源蔵他四名金銭受取証文[覚](人足御手当御下ヶ金につき) 佐野村名主源蔵・組頭広右衛門・同芳右衛門他2名→御武具方御役所	文久2年戌9月	縦紙・1通	へ199-18
湯田中村名主九左衛門他三名金銭受取証文	文久2年戌9月	縦紙・1通	へ199-19

[覚](人足御手当御下ケ金につき) 湯田中村名主九左衛門・組頭儀右衛門・同断源兵衛他1名→御武具方御役所			
杵野村名主安吉他三名金銭受取証文[覚](御賄品々御手当御下ケ金につき) 杵野村名主安吉・組頭喜四郎・長百姓文左衛門他1名→御武具方御役所	文久2年戌9月	縦継紙・1通	へ199-20
鍵屋芳左衛門金銭受取証文[覚](御下ケ金につき) 鍵屋芳左衛門→御武具方御役所	文久2年戌9月	横切継紙・1通	へ199-21
硝石方御雇御仲間惣作他一名金銭受取証文[覚](勤16日御手当金につき) 硝石方御雇御仲間惣作・直八→御武具方御役所	文久2年戌9月	縦紙・1通	へ199-22
杵野村名主安吉他三名金銭受取証文[覚](御賄・品々御手当御下ケ金につき) 杵野村名主安吉・組頭弥五兵衛・長百姓市兵衛他1名→御武具方御役所	文久3年亥4月	縦継紙・1通	へ199-23
杵野村名主安吉他三名金銭受取証文[覚](人足料御手当御下ケ金につき) 杵野村名主安吉・組頭弥五兵衛・長百姓市兵衛他1名→御武具方御役所	文久3年亥4月	縦紙・1通	へ199-24
佐野村名主嘉右衛門他二名金銭受取証文[覚](人足6人賃銭につき) 佐野村名主嘉右衛門・長百姓芳右衛門・同断源藏→御武具方御役所	文久3年亥4月	縦紙・1通	へ199-25
湯田中村名主九左衛門他三名金銭受取証文[覚](人足御手当御下ケ金につき) 湯田中村名主九左衛門・組頭嘉右衛門・同断与五兵衛他1名→御武具方御役所	文久3年亥4月	縦紙・1通	へ199-26
硝石方御雇御仲間惣作他一名金銭受取証文[覚](勤16日御手当につき) 硝石方御雇御仲間惣作・直八→御武具方御役所	文久3年亥4月	縦紙・1通	へ199-27
杵野村名主安吉金銭受取証文[覚](御賄・品々御手当御下ケ金につき) 杵野村名主安吉→御武具方御役所	文久3年亥7月	縦紙・1通	へ199-28
杵野村名主安吉金銭受取証文[覚](人足料御手当御下ケ金につき) 杵野村名主安吉→御武具方御役所	文久3年亥7月	縦紙・1通	へ199-29
佐野村名主嘉右衛門金銭受取証文[差上申一札之事](人足料御手当御下ケ金につき) 佐野村名主嘉右衛門 →御武具方御役所	文久3年亥7月	縦紙・1通	へ199-30
湯田中村名主九左衛門他三名金銭受取証文[覚](人足御手当御下ケ金につき) 湯田中村名主九左衛門・組頭嘉右衛門・同断与五兵衛他1名→御武具方御役所	文久3年亥7月	縦紙・1通	へ199-31
硝石方御雇御仲間惣作他一名金銭受取証文[覚](勤14日御手当支給につき) 硝石方御雇御仲間惣作・直八→御武具方御役所	文久3年亥7月	縦紙・1通	へ199-32
杵野村名主安吉金銭受取証文[覚](御賄・品々	文久3年亥12月	縦継紙・1通	へ199-33

御手当支給につき) 沓野村名主安吉→御武具方御役所			
沓野村名主安吉金銭受取証文[覚](人足料御手当支給につき) 沓野村名主安吉→御武具方御役所	文久3年亥12月	縦紙・1通	へ199-34
佐野村名主嘉右衛門金銭受取証文[覚](人足御手当支給につき) 佐野村名主嘉右衛門・組頭辰五郎・長百姓芳右衛門→御武具方御役所	文久3年亥12月	縦紙・1通	へ199-35
佐野村名主嘉右衛門金銭受取証文[覚](人足御手当支給につき) 佐野村名主嘉右衛門・組頭辰五郎・長百姓芳右衛門→御武具方御役所	文久3年亥11月	縦紙・1通	へ199-36
湯田中村名主九左衛門金銭受取証文[覚](人足御手当支給につき) 湯田中村名主九左衛門・組頭嘉右衛門・同断与五兵衛他1名→御武具方御役所	文久3年亥12月	縦紙・1通	へ199-37
硝石方御雇御仲間惣作他一名金銭受取証文[覚](勤16日支給につき) 硝石御雇御仲間惣作・直八→御武具方御役所	文久3年亥12月	縦紙・1通	へ199-38
湯田中村名主五郎治他三名金銭受取証文[覚](人足御手当支給につき) 湯田中村名主五郎治・組頭義右衛門・同断幸八他1名→御武具方御役所	元治元年子7月	縦紙・1通	へ199-39
佐野村名主嘉右衛門他四名金銭受取証文[覚](人足御手当支給につき) 佐野村名主嘉右衛門・組頭辰五郎・長百姓源内他1名→御武具方御役所	元治元年子7月	縦紙・1通	へ199-40
沓野村名主高之助他三名金銭受取証文[覚](人足料御手当支給につき) 沓野村名主高之助・組頭桑五郎・長百姓寅蔵他1名→御武具方御役所	元治元年子7月	縦紙・1通	へ199-41
沓野村名主高之助他三名金銭受取証文[覚](御賄・品々御手当支給につき) 沓野村名主高之助・組頭桑五郎・長百姓寅蔵他1名→御武具方御役所	元治元年子7月	縦紙・1通	へ199-42
御仲間直八金銭受取証文[覚](勤8日御手当支給につき) 御仲間直八→御武具方御役所	元治元年子7月	縦紙・1通	へ199-43
湯田中名主五郎治他三名金銭受取証文[覚](人足御手当支給につき) 湯田中村名主五郎治・組頭義右衛門・同断幸八他1名→御武具方御役所	元治元年子10月6日	縦紙・1通	へ199-44
沓野村名主高之助他二名金銭受取証文[覚](御手当支給につき) 沓野村名主高之助・組頭市五郎・長百姓助治郎→御武具方御役所	元治2年丑2月	縦紙・1通	へ199-45
沓野村名主高之助他二名金銭受取証文[覚](人足料支給につき) 沓野村名主高之助・組頭市五郎・長百姓助治郎→御武具方御役所	元治2年丑2月	縦紙・1通	へ199-46
佐野村名主嘉右衛門他四名金銭受取証文[覚](人足御手当支給につき) 佐野村名主嘉右衛門・組頭林右衛門・右同断利右衛門他2名→御武具方御役所	元治2年丑2月	縦紙・1通	へ199-47
湯田中村名主五郎治他三名金銭受取証文[覚]	元治2年丑2月	縦紙・1通	へ199-48

(人足御手当支給につき) 湯田中村名主五郎治・組頭伸七・同断平左衛門他1名→御武具方御役所 御仲間直八金銭受取証文[覚](勤6日御手当支給につき) 御仲間直八→御武具方御役所	元治2年丑2月	縦紙・1通	へ199-49
杵野村名主高之助他三名金銭受取証文[覚](御賄・品々御手当支給につき) 杵野村名主高之助・組頭市五郎・長百姓助治郎他1名→御武具方御役所	慶応元年丑10月	縦継紙・1通	へ199-50
杵野村名主高之助他三名金銭受取証文[覚](人足・品々御手当支給につき) 杵野村名主高之助・組頭市五郎・長百姓助治郎他1名→御武具方御役所	慶応元年丑10月	縦継紙・1通	へ199-51
佐野村名主嘉右衛門他四名金銭受取証文[差上申一札之事](人足御手当・縄御入料支給につき) 佐野村名主嘉右衛門・組頭源三郎・同政右衛門他2名→御武具方御役所	慶応元年丑10月6日	縦紙・1通	へ199-52
御仲間直八金銭受取証文[覚](勤13日御手当支給につき) 御仲間直八→御武具方御役所	慶応元年丑10月	縦紙・1通	へ199-53
杵野村名主春原専吉他三名金銭受取証文[覚](御賄御手当支給につき) 杵野村名主春原専吉・組頭金兵衛・長百姓栄八他1名→御武具方御役所	慶応2年寅2月	縦紙・1通	へ199-54
杵野村名主春原専吉他三名金銭受取証文[覚](御手当支給につき) 杵野村名主春原専吉・組頭金兵衛・長百姓栄八他1名→御武具方御役所	慶応2年寅2月	縦紙・1通	へ199-55
佐野村名主嘉右衛門他四名金銭受取証文[覚](人足御手当支給につき) 佐野村名主嘉右衛門・組頭源三郎・右同断政右衛門他2名→御武具方御役所	慶応2年寅2月	縦紙・1通	へ199-56
硝石方御雇御仲間惣作他一名金銭受取証文[覚](勤12日御手当金) 硝石方御雇御仲間惣作・直八→御武具方御役所	慶応2年寅2月	縦紙・1通	へ199-57
下宇木村名主孫左衛門他一名金銭受取証文[覚](人足代支給につき) 下宇木村名主孫左衛門・組頭喜与蔵・長百姓民八→御武具方御役所	慶応2年寅8月	縦紙・1通	へ199-58
三輪村名主与兵衛他二名金銭受取証文[覚](人足代支給につき) 三輪村名主与兵衛・組頭善蔵・長百姓清之丞→御武具方御役所	慶応2年寅8月	縦紙・1通	へ199-59
佐野村名主金兵衛他二名金銭受取証文[覚](人足御手当支給につき) 佐野村名主金兵衛・組頭清六・長百姓彦左衛門→御武具方御役所	慶応2年寅8月	縦紙・1通	へ199-60
小河原村名主元左衛門金銭受取証文[覚](人足御手当支給につき) 小河原村名主元左衛門→御武具方御役所	慶応2年寅8月	縦紙・1通	へ199-61
大熊村名主友七他二名金銭受取証文[覚](人足御手当支給につき) 大熊村名主友七・七郎右衛	慶応2年寅8月	縦紙・1通	へ199-62

門・治郎右衛門→御武具方御役所			
佐野村名主中山嘉右衛門金銭受取証文[覚](人足代支給につき) 佐野村名主中山嘉右衛門→御武具方御役所	慶応2年寅8月	縦紙・1通	へ199-63
沓野村名主春原専吉他三名金銭受取証文[覚](人足代御手当支給につき) 沓野村名主春原専吉・組頭金兵衛・長百姓栄八他1名→御武具方御役所	慶応2年寅9月	縦紙・1通	へ199-64
沓野村名主春原専吉他三名金銭受取証文[覚](人足料支給につき) 沓野村名主春原専蔵・組頭金兵衛・長百姓栄八他1名→御武具方御役所	慶応2年寅12月	縦継紙・1通	へ199-65
沓野村名主春原専吉他三名金銭受取証文[覚](御入料支給につき) 沓野村名主春原専蔵・組頭金兵衛・長百姓栄八他1名→御武具方御役所	慶応2年寅9月25日	縦継紙・1通	へ199-66
沓野村名主春原専吉他三名金銭受取証文[覚](御賄・品々御手当支給につき) 沓野村名主春原専蔵・組頭金兵衛・長百姓栄八他1名→御武具方御役所	慶応2年寅9月	縦継紙・1通	へ199-67
湯田中村桶屋兵蔵金銭受取証文[覚](御入料支給につき) 湯田中村桶屋兵蔵→御武具方御役所	慶応2年寅9月25日	縦継紙・1通	へ199-68
沓野村名主春原専吉金銭受取証文[覚](土桶台代金) 沓野村名主春原専吉・組頭金兵衛・長百姓栄八他1名→御武具方御役所	慶応2年寅12月	縦紙・1通	へ199-69
造硝方御手附上野金作金銭受取証文[覚](造硝御造込御手当金) 造硝方御手附上野金作→羽田三蔵殿	慶応2年寅12月	縦紙・1通	へ199-70
小河原村名主文左衛門他二名金銭受取証文[覚](御賄入料支給につき) 小河原村名主文左衛門・組頭平八・長百姓藤助→御武具方御役所	慶応2年寅12月	縦紙・1通	へ199-71
佐野村名主嘉右衛門他四名金銭受取証文[覚](人足代・太縄代支給につき) 佐野村名主嘉右衛門・組頭源三郎・同政右衛門他2名→御武具方御役所	(慶応2年)寅12月	縦紙・1通	へ199-72
沓野村名主春原専吉他三名金銭受取証文[覚](賄入料支給につき) 沓野村名主春原専吉・組頭金兵衛・長百姓栄八他1名→御武具方御役所	慶応2年寅12月	縦紙・1通	へ199-73
佐野村名主嘉右衛門他三名金銭受取証文[覚](灰代御手当支給につき) 佐野村名主嘉右衛門・組頭源三郎・右同断政右衛門他2名→御武具方御役所	慶応3年卯4月	縦紙・1通	へ199-74
佐野村名主嘉右衛門他四名金銭受取証文[覚](賄支給につき) 佐野村名主嘉右衛門・組頭源三郎・同政右衛門他2名→御武具方御役所	慶応3年卯5月	縦紙・1通	へ199-75
沓野村名主春原専吉他三名金銭受取証文[覚](人足代支給につき) 沓野村名主春原専吉・組頭長兵衛・長百姓市兵衛他1名→御武具方御役所	慶応3年卯8月	縦紙・1通	へ199-76

36 藩政／番方／武具方所管武備・武具・火薬等購入製作修復費中内借

杓野村名主春原専吉他三名金銭受取証文[覚] (牛・人足代支給につき) 杓野村名主春原専吉・ 組頭長兵衛・長百姓市兵衛他1名→御武具方御役所	慶応3年卯8月	縦紙・1通	へ199-77
杓野村名主春原専吉金銭受取証文[覚](人足代 支給につき) 杓野村名主春原専吉→御武具方御 役所	慶応3年卯9月	縦紙・1通	へ199-78
湯田中村名主宮崎善右衛門他三名金銭受取証 文[覚](人足代支給につき) 湯田中村名主宮崎 善右衛門・組頭新吉・同林右衛門他長百姓1名→御武 具方御役所	慶応3年卯9月	縦紙・1通	へ199-79
杓野村名主春原専吉他三名金銭受取証文[覚] (人足代支給につき) 杓野村名主春原専吉・組頭 長兵衛・長百姓市兵衛他1名→御武具方御役所	慶応3年卯9月	縦紙・1通	へ199-80
杓野村名主春原専吉他三名金銭受取証文[覚] (人足等代支給につき) 杓野村名主春原専吉・ 組頭長兵衛・長百姓市兵衛他1名→御武具方御役所	慶応3年卯9月	縦継紙・1通	へ199-81
杓野村名主春原専吉他三名金銭受取証文[覚] (桶代支給につき) 杓野村名主春原専吉・組頭長 兵衛・長百姓市兵衛他1名→御武具方御役所	慶応3年卯9月	縦紙・1通	へ199-82
杓野村名主春原専吉他三名金銭受取証文[覚] (植真木代支給につき) 杓野村名主春原専吉・ 組頭長兵衛・長百姓市兵衛他1名→御武具方御役所	慶応3年卯9月	縦紙・1通	へ199-83
湯田中村名主宮崎善右衛門他三名金銭受取証 文[覚](桶代支給につき) 湯田中村名主宮崎善 右衛門・組頭新吉・同林右衛門他1名→御武具方御役 所	慶応3年卯9月	縦紙・1通	へ199-84
杓野村名主春原専吉他三名金銭受取証文[覚] (御賄代支給につき) 杓野村名主春原専吉・組頭 長兵衛・長百姓市兵衛他1名→御武具方御役所	慶応3年卯9月	縦紙・1通	へ199-85
鍵屋芳左衛門金銭受取証文[覚](簀代銀につ き) 鍵屋芳左衛門→御武具方御役所	(慶応3年)卯閏9月11日	横切紙・1通	へ199-86
大熊村名主友七他二名金銭受取証文[覚](御賄 代御手当支給につき) 大熊村名主友七・組頭七 郎右衛門・長百姓治郎右衛門→御武具方御役所	(慶応3年)卯9月	縦紙・1通	へ199-87
硝石方御雇御仲間惣作他一名金銭受取証文 [覚](勤217日御手当支給につき) 硝石方御雇 御仲間惣作・直八→御武具方御役所	慶応3年卯10月	縦紙・1通	へ199-88
硝石方御雇御仲間惣作他一名金銭受取証文 [覚](雑用代支給につき) 硝石方御雇御仲間 惣作・直八→御武具方御役所	慶応3年卯10月	縦紙・1通	へ199-89
硝石方御雇御仲間惣作他一名金銭受取証文 [覚](人足代支給につき) 硝石方御雇御仲間 惣作・直八→御武具方御役所	慶応3年卯10月	縦紙・1通	へ199-90
杓野村名主春原専吉金銭受取証文[覚](硝石・ 人足代支給につき) 杓野村名主春原専吉→御武	慶応3年卯10月	縦紙・1通	へ199-91

具方御役所			
佐野村名主中山嘉右衛門金銭受取証文[覚](硝石・人足代支給につき) 佐野村名主中山嘉右衛門→御武具方御役所	慶応3年卯10月	縦紙・1通	へ199-92
大熊村名主友七他二名金銭受取証文[覚](硝石・人足代御定賃銭支給につき) 大熊村名主友七・七郎右衛門・治郎右衛門→御武具方御役所	慶応3年卯10月	縦紙・1通	へ199-93
小河原村名主文左衛門金銭受取証文[覚](硝石・人足代支給につき) 小河原村名主文左衛門→御武具方御役所	慶応3年卯10月	縦紙・1通	へ199-94
鍋嶋村名主清三郎金銭受取証文[覚](硝石・人足代御定質支給につき) 鍋嶋村名主清三郎→御武具方御役所	慶応3年卯10月	縦紙・1通	へ199-95
町川田村名主彦兵衛金銭受取証文[覚](硝石・人足御定め賃銭支給につき) 町川田村名主彦兵衛→御武具方御役所	慶応3年卯10月	縦紙・1通	へ199-96
中澤茂市金銭受取証文[覚](石灰代金につき) 中澤茂市→羽田三蔵殿	文久2年戌12月	横切紙・1通	へ199-97
(武器弾薬内借証文 慶応2年6月～慶応4年正月)		19点	へ50
根村熊五郎内借証文[覚](武器類修復・囲玉等出来買上入料金40両につき) 根村熊五郎/(奥印)柘植嘉兵衛→斎田虎尾殿	慶応2年寅6月	縦紙・1通	へ50-1
根村熊五郎内借証文[覚](舶来合薬千斤買揚入料金491両2分2朱につき) 根村熊五郎/(奥印)柘植嘉兵衛→片岡弘人殿	(慶応2年)寅7月晦日	縦紙・1通	へ50-2
根村熊五郎内借証文[覚](ライフルカノン囲玉数多鑄立入料金75両につき) 根村熊五郎/(奥印)柘植嘉兵衛→片岡弘人殿	慶応2年寅8月5日	縦紙・1通	へ50-3
根村熊五郎内借証文[覚](舶来合薬500斤買上入料金183両1分5匁につき) 根村熊五郎/(奥印)柘植嘉兵衛→片岡弘人殿	慶応2年寅8月	縦紙・1通	へ50-4
根村熊五郎内借証文[覚](ライフルカノン御囲玉・損打分鑄造入料金150両) 根村熊五郎/(奥印)柘植嘉兵衛→片岡弘人殿	慶応2年寅10月22日	縦継紙・1通	へ50-5
根村熊五郎内借証文[覚](ライフルカノン玉鑄造入料金50両につき) 根村熊五郎/(奥印)柘植嘉兵衛→片岡弘人殿	慶応2年寅11月晦日	縦継紙・1通	へ50-6
根村熊五郎内借証文[覚](仏蘭西元込銃買上約定金220両につき) 根村熊五郎/(奥印)柘植嘉兵衛→片岡弘人殿	慶応2年寅12月5日	縦紙・1通	へ50-7
根村熊五郎内借証文[覚](調練太鼓買上・表皮裏皮等買上入料金45両につき) 根村熊五郎/(奥印)柘植嘉兵衛→片岡弘人殿	慶応3年卯2月4日	縦紙・1通	へ50-8
根村熊五郎内借証文[覚](ライフル玉・損分等	慶応3年卯3月14日	縦紙・1通	へ50-9

尾鑄造入料金102両2朱につき) 根村熊五郎／ (奥印)柘植嘉兵衛→片岡弘人殿			
根村熊五郎内借証文[覚](ライフルカノン損打 品々買上入料金25両につき) 根村熊五郎／(奥 印)柘植嘉兵衛→片岡弘人殿	慶応3年卯4月6日	縦紙・1通	へ50-10
根村熊五郎内借証文[覚](舶来雷火銃買上入料 金100両につき) 根村熊五郎／(奥印)柘植嘉兵衛 →片岡弘人殿	(慶応3年)卯7月16日	縦紙・1通	へ50-11
根村熊五郎内借証文[覚](舶来雷火銃買上入料 金190両につき) 根村熊五郎／(奥印)柘植嘉兵衛 →片岡弘人殿	(慶応3年)卯7月29日	縦紙・1通	へ50-12
根村熊五郎内借証文[覚](真鍮調練太鼓買上入 料金76両1分5匁につき) 根村熊五郎→片岡弘 人殿	慶応3年卯9月20日	縦紙・1通	へ50-13
根村熊五郎内借証文[覚](大小銃出来入料金6 両につき) 根村熊五郎→片岡弘人殿	(慶応3年)卯11月16日	縦紙・1通	へ50-14
根村熊五郎内借証文[覚](舶来管等買上入料金 354両10匁につき) 根村熊五郎→片岡弘人殿	(慶応3年)卯11月16日	縦紙・1通	へ50-15
根村熊五郎内借証文[覚](合薬入料金5両につ き)根村熊五郎→片岡弘人殿	(慶応3年)卯11月16日	縦紙・1通	へ50-16
根村熊五郎内借証文[覚](調練入用管買上入料 金38両につき) 根村熊五郎→片岡弘人殿	(慶応3年)卯11月	縦紙・1通	へ50-17
根村熊五郎内借証文[覚](鉛・銅乱買上入料金 638両2分につき) 根村熊五郎→片岡弘人殿	慶応4年辰正月	縦紙・1通	へ50-18
根村熊五郎内借証文[覚](御武器類修復・買上 入料金20両につき) 根村熊五郎／(奥印)□□→ 綿貫泰蔵殿	元治2年丑正月27日	縦紙・1通	へ50-19
(武器方拝借証文綴 慶応4年)	(慶応4年)	130点	へ185-3
[切手入](表紙) 勤番山崎藤太→-	慶応4年	切紙・1通	へ185-3-1
大里忠之進拝借証文[覚](御袖印3つにつき) 大里忠之進→矢野倉謙兵衛殿	(慶応4年)辰2月6日	横切継紙・1通	へ185-3-2
松木源八拝借証文[覚](短ミニー銃・7つ道具に つき) 松木源八→矢野倉謙兵衛殿 5月7日に宮下 寛三郎から御筒、5つ道具返上の旨の貼紙あり	(慶応4年)辰2月8日	横切継紙・1通	へ185-3-3
倉嶋嘉兵衛拝借証文[覚](鉛1貫匁につき) 倉 嶋嘉兵衛→御武器方御役所	(慶応4年)2月14日	横切紙・1通	へ185-3-4
河原左兵衛拝借証文[覚](袖印70につき) 河原 左兵衛内松本吉右衛門→山岸左内様	(慶応4年)辰2月16日	横切紙・1通	へ185-3-5
矢野倉助右衛門拝借証文[覚](御筒ヤアケル等 4筆につき) 矢野倉助右衛門→矢野倉謙兵衛殿	(慶応4年)辰2月	横切継紙・1通	へ185-3-6
牧野大右衛門拝借証文[覚](ミニーロール1 本につき) 牧野大右衛門代判池田平角→-	(慶応4年)2月	横切紙・1通	へ185-3-7
岩下章五郎他一名拝借願(口5斤につき) (岩	(慶応4年)17日	横切紙・1通	へ185-3-8

下)章五郎・濟之進→(三村)大之助様			
前田角次郎拝借証文[覚](舶来管250につき) 前田角次郎→三村大之助殿	(慶応4年)辰3月12日	横切紙・1通	へ185-3-9
関山平治拝借証文[覚](チャンスリ箱1つにつ き) 関山平治代判金井清八郎→池田平角殿	(慶応4年)4月6日	横切継紙・1通	へ185-3-10
近藤権内拝借証文[覚](筒袖桐油合羽35につ き) 近藤権内→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰閏4月	横切紙・1通	へ185-3-11
近藤権内拝借証文[覚](筒袖桐油142につ き) 近藤権内→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰閏4月	横切紙・1通	へ185-3-12
森木一二三拝借証文[覚](大御門内役番所相立 御用のため御紋付幕1張につき) 森木一二三 →菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)4月23日	横切紙・1通	へ185-3-13
海野寛男拝借証文[覚](短ハヤゴ・舶来管につ き)海野寛男代判菅沼治郎右衛門→山岸左内殿	(慶応4年)4月19日	横切紙・1通	へ185-3-14
恩田十郎他十三名拝借証文[覚](御用稽古のた め長ミニ銃等4筆につき) 七番恩田十郎・出 浦浪内・白川寛兵衛他11名(七番・八番各7名)→池田 平角殿 返上日を記した貼紙2点(1点破損)	(慶応4年)辰4月17日	横切継紙・1通	へ185-3-15
中村勝右衛門拝借証文[覚](ミニール銃コロス 300粒につき) 中村勝右衛門代判宮川国蔵→池田 平角殿	4月18日	切紙・1通	へ185-3-16
金井好次郎拝借証文[覚](コロス100粒につ き) 金井好次郎代判宮川国蔵→池田平角殿	(慶応4年)辰4月17日	横切紙・1通	へ185-3-17
吉村左織拝借証文[覚](太鼓2つ受取につ き) 吉村左織→池田平角殿	4月17日	切紙・1通	へ185-3-18
河原左兵衛拝借証文[覚](コロス等5筆につ き) 河原左兵衛代判富沢勇之進→池田平角殿	4月14日	横切紙・1通	へ185-3-19
山越新八郎拝借証文[覚](舶来管500粒につ き) 山越新八郎代判池田平角→三村大之助殿	4月9日	横切紙・1通	へ185-3-20
長谷川源兵衛拝借証文[覚](ナホレラン榴弾1 つにつき) 長谷川源兵衛代判早川観三郎→御武 具方御役所	6月12日	横切紙・1通	へ185-3-21
根井小右衛門拝借証文[覚](ミニー早箆等3筆 につき) 根井小右衛門→馬場廣入殿	6月朔日	横切紙・1通	へ185-3-22
青木謹一郎拝借証文[覚](雷火管5千粒につ き) 青木謹一郎代判小野熊男→菅沼治郎右衛門殿	5月晦日	横切紙・1通	へ185-3-23
斉藤新兵衛拝借証文[覚](御紋付御船印1本に つき) 斉藤新兵衛→三村大之助殿	(慶応4年)辰5月晦日	横切継紙・1通	へ185-3-24
蟻川功拝借証文[覚](火内・表皮につ き) 蟻川功→小野熊男殿	5月26日	切紙・1通	へ185-3-25
宮沢彦治拝借証文[覚](根付時計1つにつ き) 宮沢彦治→三村大之助殿	(慶応4年)辰5月24日	切紙・1通	へ185-3-26
奥村峯之助拝借証文[覚](依田謙次郎拝借之分	(慶応4年)辰5月9日	横切継紙・1通	へ185-3-27

36 藩政／番方／武具方所管武備・武具・火薬等購入製作修復費中内借

引替拝借、真鍮大鼓1つにつき) 奥村峯之助→小野熊男殿			
蟻川功拝借証文[覚](火薬・雷管につき) 蟻川功→小野熊男殿	5月3日	横切紙・1通	へ185-3-28
水野繁之助拝借証文[覚](五道具1組につき) 水野繁之助→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月27日	横切紙・1通	へ185-3-29
小野熊男拝借証文[覚](雷管500入につき) 小野熊男→-	5月3日	横切紙・1通	へ185-3-30
須田五十喜拝借証文[覚](鑄形1挺につき) 須田五十喜→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰7月	横切紙・1通	へ185-3-31
上原弘衛拝借証文[覚](三ッ俣1挺につき) 上原弘衛→小野熊男殿	慶応4年辰6月	横切紙・1通	へ185-3-32
白川松蔵拝借証文[覚](馬皮2筋につき) 御鉄物師白川松蔵→御武具方御役所	6月23日	横切紙・1通	へ185-3-33
長谷川藤右衛門拝借証文[覚](雷火銃等5筆につき) 長谷川藤右衛門→久保九郎右衛門殿	(明治元年)戊9月10日	横切紙・1通	へ185-3-34
長谷川藤右衛門拝借証文[覚](合薬等3筆につき) 長谷川藤右衛門→久保九郎右衛門殿	(慶応4年)戊8月10日	横切紙・1通	へ185-3-35
小野熊男拝借証文[覚](調練管1千粒につき) 小野熊男→三村大之助殿	8月21日	横切紙・1通	へ185-3-36
矢野倉甲子太郎拝借証文[覚](調練管300粒につき) 矢野倉甲子太郎代判山岸左内→三村大之助殿	8月	横切紙・1通	へ185-3-37
菅沼九左衛門拝借証文[覚](舶来合薬1斤につき) 菅沼九左衛門代判菅沼治郎右衛門→三村大之助殿	8月11日	横切紙・1通	へ185-3-38
菅沼小弥太拝借証文[覚](五ッ道具1組につき) 菅沼小弥太→三村大之助殿	8月11日	横切紙・1通	へ185-3-39
根井小右衛門拝借証文[覚](袖印100枚につき) 根井小右衛門→三村大之助殿	(慶応4年)辰8月	横切紙・1通	へ185-3-40
小幡知三郎拝借証文[覚](火縄銃1挺につき) 小幡知三郎→-	8月7日	横切紙・1通	へ185-3-41
近藤権右衛門拝借証文[覚](御船印・袖印につき) 近藤権右衛門→宮下力殿	(慶応4年)辰8月3日	横切紙・1通	へ185-3-42
三沢元之輔拝借証文[覚](万力1組につき) 三沢元之輔代判菅沼治郎右衛門→山岸左内殿	7月17日	横切紙・1通	へ185-3-43
齊藤新蔵拝借証文[覚](舶来合薬100匁につき) 齊藤新蔵代判菅沼治郎右衛門→山岸左内殿	7月20日	横切紙・1通	へ185-3-44
窪田名太郎兵衛拝借証文[覚](極短劔1本につき) 窪田名太郎兵衛→山岸左内殿	10月21日	横切紙・1通	へ185-3-45
前嶋七郎拝借証文[覚](舶来合薬・鉛につき) 前嶋七郎代判三村大之助→山岸左内殿	7月13日	横切紙・1通	へ185-3-46
長井知則拝借証文[覚](調練管500粒につき)	7月13日	横切紙・1通	へ185-3-47

長井小金吾知則(花押)→山岸左内殿			
瀧沢為道拝借証文[覚](調練管500粒につき) 瀧沢敬蔵為道(花押)→山岸左内殿	7月13日	横切継紙・1通	へ185-3-48
寺内多宮拝借証文[覚](袖印30枚につき) 寺内 多宮→山岸左内殿	(慶応4年)辰7月	横切紙・1通	へ185-3-49
小野熊男拝借証文[覚](舶来合薬等4筆につき) 小野熊男→久保九郎右衛門殿	9月8日	横切継紙・1通	へ185-3-50
宮下力口上書[口上](御用筋仕舞次第に役所へ 出頭する旨、メリケンライフル実弾拝借願の 旨) (宮下)力→(三村)大之助様・(山岸)左内様	6日	横切継紙・1通	へ185-3-51
小野熊男拝借証文[覚](舶来雷菅・鉛につき) 小野熊男→久保九郎右衛門殿	9月7日	横切紙・1通	へ185-3-52
宮沢彦治拝借証文[覚](舶来合薬8斤につき) 宮沢彦治→久保九郎右衛門殿	(慶応4年)辰9月7日	横切紙・1通	へ185-3-53
矢野倉謙兵衛拝借証文[覚](合薬3斤につき) 矢野倉謙兵衛代判小野熊男→久保九郎右衛門殿	9月6日	横切紙・1通	へ185-3-54
宮下力拝借証文[覚](学校御用につきナホレ ン玉2筆につき) 宮下力→久保九郎右衛門殿	9月4日	横切紙・1通	へ185-3-55
小銃弾薬方拝借証文[覚](御幕3張につき) 小 銃弾薬方→	慶応4年辰8月晦日	横切紙・1通	へ185-3-56
三村順次郎拝借証文[覚](ミニー銃1挺につき) 三村順次郎→三村大之助殿	8月26日	横切紙・1通	へ185-3-57
菅沼九左衛門拝借証文[覚](舶来管300粒につ き) 菅沼九左衛門(花押)→三村大之助殿	(慶応4年)辰8月24日	横切継紙・1通	へ185-3-58
山本荒之郎拝借証文[覚](短ミニー銃1挺につ き) 山本荒之郎→三村大之助殿	8月24日	横切紙・1通	へ185-3-59
小野熊男拝借証文[覚](舶来管・舶来合薬につ き) 小野熊男→菅沼治郎右衛門殿	10月16日	横切紙・1通	へ185-3-60
村田貞則拝借証文[覚](50目御筒1挺につき) 村田直太郎貞則(花押)→	明治元年戊辰10月14日	縦紙・1通	へ185-3-61
宮沢彦治拝借証文[覚](測量鏡1本につき) 宮 沢彦治→菅沼治郎右衛門殿	10月15日	横切紙・1通	へ185-3-62
山寺丙太郎拝借証文[覚](雷菅500粒につき) 山寺丙太郎代判久保九郎右衛門→菅沼治郎右衛門殿	(明治元年)辰10月9日	横切継紙・1通	へ185-3-63
枅次郎拝借証文[覚](合薬・雷菅につき) 枅次 郎→菅沼治郎右衛門殿	10月8日	横切紙・1通	へ185-3-64
山越常人拝借証文[覚](調練管500粒につき) 山越常人代判山岸左内→菅沼治郎右衛門殿	10月	横切継紙・1通	へ185-3-65
田中甲子次郎拝借証文[覚](管入1つにつき) 田中甲子次郎代判富沢勇之進→菅沼治郎右衛門殿	10月朔日	横切紙・1通	へ185-3-66
山中小平次拝借証文[覚](火縄6輪につき) 山 中小平次→久保九郎右衛門殿	9月29日	横切継紙・1通	へ185-3-67
中嶋斧三郎拝借証文[覚](調練合薬等2筆につ	9月27日	横切紙・1通	へ185-3-68

36 藩政／番方／武具方所管武備・武具・火薬等購入製作修復費中内借

き) 中嶋斧三郎→久保九郎右衛門殿			
和田虎次郎拝借証文[覚](調練合薬1斤につき) 和田虎次郎代判久保九郎右衛門→小野熊男殿 朱書 「巳五月廿二日、代金上納、宮津忠之丞取斗」	9月26日	横切紙・1通	へ185-3-69
常田壬太郎拝借証文[覚](調練合薬・調練管につ き) 常田壬太郎→久保九郎右衛門殿	9月23日	横切紙・1通	へ185-3-70
菅沼九左衛門拝借証文[覚](調練管500粒につ き) 菅沼九左衛門代判久保九郎右衛門→三村大之 助殿	9月25日	横切継紙・1通	へ185-3-71
小野熊男拝借証文[覚](舶来合薬等3筆につき) 小野熊男→久保九郎右衛門殿	9月20日	横切紙・1通	へ185-3-72
菅沼九左衛門拝借証文[覚](舶来合薬・鉛につ き) 菅沼九左衛門→久保九郎右衛門殿	9月19日	横切紙・1通	へ185-3-73
小野熊男拝借証文[覚](合薬5貫目につき) 小 野熊男→久保九郎右衛門殿	9月17日	横切継紙・1通	へ185-3-74
常田壬太郎拝借証文[覚](雷火管300粒につき) 常田壬太郎→久保九郎右衛門殿	9月17日	横切継紙・1通	へ185-3-75
根井小右衛門拝借証文[覚](鉛1貫匁につき) 根井小右衛門→久保九郎右衛門殿	9月16日	横切紙・1通	へ185-3-76
宮島嘉織拝借証文[覚](鉛・舶来合薬につき) 宮島嘉織→久保九郎右衛門殿	9月16日	横切紙・1通	へ185-3-77
菅左衛士介拝借証文[覚](雷管2千粒につき) 菅左衛士介→久保九郎右衛門殿	(明治元年)辰9月14日	切紙・1通	へ185-3-78
菅沼九左衛門拝借証文[覚](袖印100枚につき) 菅沼九左衛門→久保九郎右衛門殿	(明治元年)辰9月11日	横切紙・1通	へ185-3-79
村田直太郎拝借証文[覚](調練管1千粒につき) 村田直太郎→菅沼治郎右衛門殿	10月20日	横切継紙・1通	へ185-3-80
和田隼之助拝借証文[覚](調練合薬5斤につき) 和田隼之助→菅沼治郎右衛門殿	10月22日	横切継紙・1通	へ185-3-81
野池秀治郎拝借証文[覚](3匁5分筒1挺につき) 野池秀治郎→菅沼治郎右衛門殿	10月22日	横切継紙・1通	へ185-3-82
白井要人拝借証文[覚](雷管300粒につき) 白 井要人→菅沼治郎右衛門殿	10月6日	横切紙・1通	へ185-3-83
山寺六郎拝借証文[覚](調練管1千粒につき) 山寺六郎代判菅沼治郎右衛門→久保九郎右衛門殿	11月3日	横切紙・1通	へ185-3-84
小野熊男拝借証文[覚](合薬3斤につき) 小野 熊男→久保九郎右衛門殿	11月5日	横切紙・1通	へ185-3-85
木下伝五郎拝借証文[覚](中短ミニ一銃玉薬につ き) 岡野弥右衛門附屬木下伝五郎→久保九郎右 衛門殿	(明治元年)辰11月5日	横切紙・1通	へ185-3-86
祢津左馬充拝借証文[覚](30匁御筒・鑄形につ き) 祢津左馬充→久保九郎右衛門殿	11月8日	横切紙・1通	へ185-3-87
三村大之助拝借証文[覚](鉛等4筆につき) 三	(明治元年)辰11月10日	横切紙・1通	へ185-3-88

村大之助→久保九郎右衛門殿			
徳田秀馬拝借証文[覚](調練合薬・調練雷管につき) 徳田秀馬→久保九郎右衛門殿	11月24日	横切紙・1通	へ185-3-89
田中甲子次郎拝借証文[覚](調練合薬3斤につき) 田中甲子次郎代判山崎彦太→久保九郎右衛門殿	11月24日	横切紙・1通	へ185-3-90
関山孝之進拝借証文[覚](三ッ俣五ッ道具1組につき) 関山孝之進→久保九郎右衛門殿	11月24日	切紙・1通	へ185-3-91
鹿野浪江拝借証文[覚](小筒銃1挺につき) 鹿野浪江→久保九郎右衛門殿	11月25日	横切継紙・1通	へ185-3-92
草間一路拝借証文[覚](ケツト2枚につき) 草間一路代判三村大之助→久保九郎右衛門殿	11月8日	横切紙・1通	へ185-3-93
菅左衛士介拝借証文[覚](十二榴榴弾等3筆につき) 菅左衛士介→久保九郎右衛門殿	(明治元年)辰12月6日	横切紙・1通	へ185-3-94
加藤美作男拝借証文[覚](調練合薬・調練管につき) 加藤美作男→久保九郎右衛門殿	12月7日	横切紙・1通	へ185-3-95
中村代判松沢直衛拝借証文[覚](天幕等3筆につき) 中村代判松沢直衛→三村大之助殿	12月9日	横切紙・1通	へ185-3-96
斎村慶三郎拝借証文[覚](調練合薬1貫目につき) 斎村慶三郎→三村大之助殿	12月11日	切紙・1通	へ185-3-97
関山孝之進拝借証文[覚](調練合薬5斤につき) 関山孝之進→三村大之助殿	(明治元年)辰12月11日	切紙・1通	へ185-3-98
徳田秀馬拝借証文[覚](七ッ道具1組につき) 徳田秀馬→三村大之助殿	12月11日	横切紙・1通	へ185-3-99
菅左衛士介拝借証文[覚](銃量器1挺につき) 菅左衛士介→三村大之助殿	(明治元年)辰12月15日	横切紙・1通	へ185-3-100
徳田秀馬拝借証文[覚](調練合薬5斤につき) 徳田秀馬→矢野倉謙兵衛殿	12月17日	横切継紙・1通	へ185-3-101
池村謹之進拝借証文[覚](ケツト1枚につき) 池村謹之進→小野熊男殿	12月17日	横切紙・1通	へ185-3-102
小野熊男拝借証文[覚](ヒストル・ヒストルサックにつき) 小野熊男→三村大之助殿	12月20日	横切継紙・1通	へ185-3-103
白川税拝借証文[覚](ヒストル1挺につき) 白川税→	(明治元年)辰12月	横切紙・1通	へ185-3-104
小野熊男拝借証文[覚](ヒストル1挺につき) 小野熊男→久保九郎右衛門殿	12月17日	横切継紙・1通	へ185-3-105
(拝借証文綴)		8点	へ185-3-106
山内唯七拝借証文[覚](ロルテル2本につき) 山内唯七→小野熊男殿	7月5日	横切紙・1通	へ185-3-106-1
菅沼治郎右衛門拝借証文[覚](調練管50粒につき) 菅沼治郎右衛門→小野熊男殿	5月27日	横切紙・1通	へ185-3-106-2
松崎久左衛門拝借証文[覚](ナホレラン榴弾・	6月16日	横切紙・1通	へ185-3-106-3

36 藩政／番方／武具方所管武備・武具・火薬等購入製作修復費中内借

ナホレヲン榴散弾につき) 松崎久左衛門→御武具方御役所			
小野熊男拝借証文[覚](洗糊杖1本につき) 小野熊男→久保九郎右衛門殿	6月9日	横切継紙・1通	へ185-3-106-4
三村大之助拝借証文[覚](洗糊杖1本につき) 三村大之助→久保九郎右衛門殿	6月9日	横切継紙・1通	へ185-3-106-5
三沢元之輔拝借証文[覚](調練管200粒につき) 三沢元之輔代判富沢常之進→久保九郎右衛門殿	6月9日	横切継紙・1通	へ185-3-106-6
某用状(短ミニー銃5挺を鎌原伊野右衛門の御筒と引替に差遣につき)	7月8日	横切紙・1通	へ185-3-106-7
鎌原伊野右衛門差出書(御用につき太鼓替皮等3筆につき) 鎌原伊野右衛門→山岸左内殿 貼札あり	7月5日	横切継紙・1通	へ185-3-106-8
(拝借証文綴)		16点	へ185-3-107
矢野倉謙兵衛拝借証文[覚](調練雷火管200粒につき) 矢野倉謙兵衛代判久保九郎右衛門→山岸左内殿 貼札「御次男拝借之由」	7月16日	横切継紙・1通	へ185-3-107-1
木村長男拝借証文[覚](五ッ道具1組につき) 木村長男(花押)→山岸左内殿	7月21日	横切継紙・1通	へ185-3-107-2
川崎仲之助拝借証文[覚](替火門1筋につき) 川崎仲之助(花押)→山岸左内殿	7月23日	横切紙・1通	へ185-3-107-3
白井要人拝借証文[覚](合薬10斤につき) 白井要人→山岸左内殿	(慶応4年)辰6月28日	横切継紙・1通	へ185-3-107-4
白井要人拝借証文[覚](雷管1千粒につき) 白井要人代判蟻川功→山岸左内殿	7月24日	横切継紙・1通	へ185-3-107-5
伊東熊之進拝借証文[覚](三ッ道具1つにつき) 伊東熊之進代判富沢勇之進→久保九郎右衛門殿	9月14日	横切紙・1通	へ185-3-107-6
上原弘衛拝借証文[覚](銅乱1つにつき) 上原弘衛→久保九郎右衛門殿	9月4日	横切紙・1通	へ185-3-107-7
小左衛門願上書(御入料の御渡しにつき) 小左衛門→(三村)大之助様	7月7日	横切紙・1通	へ185-3-107-8
御買物内拝借証文[覚](棒5本につき) 御買物内→御武具方様	4月26日	切紙・1通	へ185-3-107-9
千喜良新之進拝借証文[覚](赤地御簇等3筆につき) 千喜良新之進→小野熊男殿	5月3日	横切紙・1通	へ185-3-107-10
西村喜代治拝借証文[覚](御陣具上箱・風呂敷につき) 西村喜代治→御武具方御役所	(慶応4年)辰2月23日	横切紙・1通	へ185-3-107-11
鈴木惣五郎拝借証文[覚](三斤榴弾20につき) 鈴木惣五郎→御武具方御役所	(慶応4年)辰3月	横切紙・1通	へ185-3-107-12
小野熊男拝借証文[覚](火縄等3筆につき) 小野熊男→久保九郎右衛門殿	9月24日	横切継紙・1通	へ185-3-107-13
三村大之助拝借証文[覚](双眼鏡1本につき) 三村大之助→久保九郎右衛門殿	11月20日	横切紙・1通	へ185-3-107-14

小野熊男拝借証文[覚](鉛・舶来合葉につき) 小野熊男→・後欠	9月12日	横切紙・1通	へ185-3-107-15
山田兵衛拝借証文[覚](管袋50につき) 山田兵衛→久保九郎右衛門殿	(明治元年)辰9月12日	横切紙・1通	へ185-3-107-16
柳沢啓郎拝借証文[覚](精光印200目につき) 柳沢啓郎→御武具方御役所	慶応4年辰正月4日	縦紙・1通	へ185-3-108
木村帯刀拝借証文[覚](50目玉御筒1挺につき) 木村帯刀→・朱書「八月廿六日返上、来五月廿七日改」	文久3年癸亥3月	切紙・1通	へ185-3-109
(軍用品等貸出関連書類綴)		98点	へ185-4
調役用状[菅沼・佐久間品々御禄ニ付渡物元帳] (閏4月～12月) 調役→・	慶応4年辰閏4月	横長半・1冊	へ185-4-1
御役方御手附喜太郎拝借証文[覚](袖印等4筆につき) 御役方御手附喜太郎代判山内唯七→御武具方御役所	(慶応4年)辰5月3日	横切継紙・1通	へ185-4-2
御役方御手附源兵衛拝借証文[覚](刀等6筆につき) 御役方御手附源兵衛代判山内唯七→御武具方御役所	(慶応4年)辰5月3日	横切継紙・1通	へ185-4-3
御役方御手附与三郎拝借証文[覚](刀等6筆につき) 御役方御手附与三郎代判山内唯七→御武具方御役所	(慶応4年)辰5月3日	横切継紙・1通	へ185-4-4
御役方御手附莊七拝借証文[覚](刀等6筆につき) 御役方御手附莊七→御武具方御役所	(慶応4年)辰5月3日	横切継紙・1通	へ185-4-5
伊藤寿作拝借証文[覚](御陣羽織等3筆につき) 伊藤寿作・早川鯉三郎・東壁恭作他2名→御武具方御役所	(慶応4年)辰4月21日	横切継紙・1通	へ185-4-6
竹内二助拝借証文[覚](袖印・陣羽織につき) 竹内二助→・	4月20日	切紙・1通	へ185-4-7
大鉄方拝借願[覚](袖印・水呑につき) 大鉄方→・		切紙・1通	へ185-4-8
羽田三蔵拝借証文[覚](袖印20枚につき) 羽田三蔵→菅沼治郎右衛門殿	4月9日	横切紙・1通	へ185-4-9
山内唯七拝借証文[覚](短ミニール銃等3筆につき) 山内唯七→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月15日	横切紙・1通	へ185-4-10
長谷川源兵衛拝借証文[覚](御袖印2枚につき) 御用達御鑄物師長谷川源兵衛代判山口近蔵→御武具方御役所	(慶応4年)6月6日	横切紙・1通	へ185-4-11
(ブランクセット支給勘定関係書類綴)		23点	へ185-4-12
某名面書(人名書上、長井小金吾等60名)		横切継紙・1通	へ185-4-12-1
某用状[臨時出張ニ付ケット拝借覚](鎌原伊野右衛門殿2枚等6筆につき)		切紙・1通	へ185-4-12-2
永野善十郎他一名金銭受取証文[覚](ブランクセット1枚代金3両1分につき) 永野善十郎・宮	(慶応4年)辰閏4月15日	横切継紙・1通	へ185-4-12-3

36 藩政／番方／武具方所管武備・武具・火薬等購入製作修復費中内借

沢源之丞→長井小金吾殿			
某申上書[覚](赤ブランケット1枚を岡野弥右衛門へ渡す旨につき)	4月21日	切紙・1通	へ185-4-12-4
宇敷元之丞他一名拝借証文[覚](ブランケット2枚につき) 宇敷元之丞・斎田虎尾→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰閏4月19日	横切継紙・1通	へ185-4-12-5
某用状(一人別ブランケット支給勘定書、宮沢善治等17名につき)		横切継紙・1通	へ185-4-12-6
鈴木次郎右衛門拝借証文[覚](紺ブランケット1枚につき) 鈴木次郎右衛門→三村大之助殿	(慶応4年)閏4月	横切紙・1通	へ185-4-12-7
小野熊男拝借証文[覚](赤色ブランケット1枚につき) 小野熊男→恩田靱負殿	7月5日	横切紙・1通	へ185-4-12-8
宮沢源之丞他一名金銭受取証文[覚](ブランケット1枚代金9両2分につき) 宮沢源之丞・永野善十郎→磯田音門殿・草間一路殿・佐藤為之進殿他3名	(慶応4年)辰閏4月14日	横切継紙・1通	へ185-4-12-9
永野善十郎他一名拝借証文[覚](ブランケット2枚代金6両2分につき) 永野善十郎・宮沢源之丞→藤井浅右衛門殿・師岡源兵衛殿	(慶応4年)辰閏4月5日	横切継紙・1通	へ185-4-12-10
某用状(一人別ブランケット支給勘定書、鎌原伊野右衛門紺1枚等47名54筆につき)		横切継紙・1通	へ185-4-12-11
某用状(江戸より到来のブランケット366枚の残高差引勘定につき)		横切紙・1通	へ185-4-12-12
某用状(赤ケット5枚4月21日等12筆227枚につき)		横切継紙・1通	へ185-4-12-13
某用状[覚](ケット79枚等7筆212枚につき)		横切継紙・1通	へ185-4-12-14
某用状(桃色・赤色ブランケット50枚につき)	(慶応4年)閏4月21日	横切紙・1通	へ185-4-12-15
某用状[覚](赤色・桃色・松葉色・紺色ブランケット251枚につき)		横切継紙・1通	へ185-4-12-16
某用状(ブランケット21枚につき)		切紙・1通	へ185-4-12-17
永野善十郎他一名金銭受取証文[覚](ブランケット1枚代金3両1分につき)	(慶応4年)辰閏4月6日	切紙・1通	へ185-4-12-18
小野熊男拝借証文[覚](ブランケット紺1枚につき) 小野熊男→根井小右衛門殿	(慶応4年)辰7月7日	横切継紙・1通	へ185-4-12-19
某用状[覚](桃色・赤色・紺色・松葉色ブランケットにつき)		横切継紙・1通	へ185-4-12-20
某用状[覚](ブランケット212枚につき)		横切紙・1通	へ185-4-12-21
某用状[覚](ブランケット212枚につき)		横切継紙・1通	へ185-4-12-22
某用状(ブランケット216枚につき)		横切継紙・1通	へ185-4-12-23
(武器関係拝借証文綴)		25点	へ185-4-13

池村熊次郎他一名拝借証文[覚](三斤実弾15につき) 池村熊次郎・徳田次郎左衛門→山岸左内殿	10月28日	横切継紙・1通	へ185-4-13-1
池村熊次郎拝借証文[覚](合薬10斤につき) 池村熊次郎→三村大之助殿	(慶応2年)寅11月	横切継紙・1通	へ185-4-13-2
池村熊次郎拝借証文[覚](合薬3斤につき) 池村熊次郎→御武具奉行様	11月	横切継紙・1通	へ185-4-13-3
中俣一平拝借証文[覚](雷火銃12挺等12筆につき) 中俣一平→牧野大右衛門殿	(慶応元年)丑閏5月	横切継紙・1通	へ185-4-13-4
大熊三郎拝借証文[覚](管入・御薬入につき) 大熊三郎代判大久保甲子太郎→菅沼治郎右衛門殿	10月20日	横切継紙・1通	へ185-4-13-5
中俣一平行司岩下章五郎拝借証文[覚](六対度地礮・実弾につき) 中俣一平行司岩下章五郎代判徳田治郎左衛門→寺内多宮殿	7月晦日	横切継紙・1通	へ185-4-13-6
岩下章五郎拝借証文[覚](三斤コロス・火薬につき) 岩下章五郎→三村大之助殿	3月14日	横切継紙・1通	へ185-4-13-7
中俣一平行司池村謹之進他一名拝借証文[覚](合薬5斤につき) 池村謹之進・岩下章五郎→三村大之助殿	3月	横切継紙・1通	へ185-4-13-8
中俣一平行司池村謹之進他一名拝借証文[覚](三斤地礮等6筆につき) 中俣一平行司池村謹之進・岩下章五郎→三村大之助殿	3月	横切継紙・1通	へ185-4-13-9
行司岩下章五郎拝借証文[覚](短ミニエー銃3挺につき) 行司岩下章五郎→池田平角殿	8月	横切紙・1通	へ185-4-13-10
池村謹之進拝借証文[覚](大胴乱・小銃胴乱につき) 池村謹之進→三村大之助殿	3月18日	横切紙・1通	へ185-4-13-11
池村謹之進拝借証文[覚](時計1つにつき) 池村謹之進→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月15日	横切紙・1通	へ185-4-13-12
中俣一平行司池村謹之進拝借証文[覚](雷管5千粒につき) 中俣一平行司池村謹之進→小野熊男殿	5月9日	横切紙・1通	へ185-4-13-13
池村謹之進拝借証文[覚](短ミニール銃1挺につき) 池村謹之進→御武具奉行様	5月6日	横切紙・1通	へ185-4-13-14
池村謹之進拝借証文[覚](胴乱9つにつき) 池村謹之進→山岸左内殿	(慶応4年)辰7月4日	横切紙・1通	へ185-4-13-15
大熊三郎拝借証文[覚](火縄1束2につき) 大熊三郎代判倉田彦右衛門→菅沼治郎右衛門殿	明治元年辰10月19日	横切紙・1通	へ185-4-13-16
中俣一平行司池村謹之進拝借証文[覚](雷管5千粒につき) 中俣一平行司池村謹之進→小野熊男殿	5月	横切紙・1通	へ185-4-13-17
池村謹之進拝借証文[覚](管入1つにつき) 池村謹之進代判菅沼治郎右衛門→久保九郎右衛門殿	7月2日	横切紙・1通	へ185-4-13-18
中俣一平拝借証文[覚](両眼鏡1つにつき) 中俣一平代判池村謹之進→久保九郎右衛門殿	9月25日	横切紙・1通	へ185-4-13-19

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

池村謹之進拝借証文[覚](合薬2斤につき) 池村謹之進→菅沼治郎右衛門殿	(明治元年)辰10月7日	横切紙・1通	へ185-4-13-20
池村謹之進拝借証文[覚](舶来雷管等2筆につき) 池村謹之進→菅沼治郎右衛門殿	(明治元年)10月3日	横切紙・1通	へ185-4-13-21
池村謹之進拝借証文[覚](中短ミニー銃等3筆につき) 池村謹之進→小野熊男殿 付箋「サワフル2本添」	10月20日	横切紙・1通	へ185-4-13-22
池村謹之進拝借証文[覚](大胴乱等12筆につき) 池村謹之進代判小野熊男→菅沼治郎右衛門殿下筋出張のために拝借替の旨の4月28日付岩下章五郎貼札あり	4月28日	横切継紙・1通	へ185-4-13-23
桜井喜作拝借証文[覚](網笠11につき) 桜井喜作→御武具方御役所 未5月27日返上の旨の朱書あり	8月12日	切紙・1通	へ185-4-13-24
富永新平拝借証文[覚](六匁御筒等3筆につき) 富永新平→小野喜平太殿 未5月27日返上の旨の朱書あり	12月10日	横切紙・1通	へ185-4-13-25

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

勘定所

(雷火ゲベール新規御出来御入料勘定一紙並びに証文 嘉永5年9月～12月)		10点	へ98
高野車之助受取証文(雷火ゲベール新規御出来御入料代金40両3分4匁2分2厘につき) 高野車之助/(奥印)萩原八左衛門/(奥印)宮下兵馬・藤岡伊織・立合祢津刑左衛門→岡嶋莊藏殿・長谷川深美殿	嘉永5年子12月	縦継紙・1通	へ98-1
山口近藏金銭受取証文[覚](ゲベール20挺代金10両40匁につき) 御鉄砲師山口近藏→御武具御役所	嘉永5年子9月	縦紙・1通	へ98-2
朝日喜市金銭受取証文[覚](ヘルキシケウエールカラクリ20挺分代金12両2分につき) 御鉄砲物師朝日喜市→御武具方御役所	(嘉永5年)子9月晦日	縦継紙・1通	へ98-3
内田捨治郎金銭受取証文[覚](ケウイール真鍮胴物御入料代銀287匁4分8厘) 御鉄砲金物師内田捨治郎→御鉄砲方御役所	嘉永5年子10月	縦継紙・1通	へ98-4
朝日喜市金銭受取証文[覚](ヘルキシケウエールハシキ鉄等4筆代金1両3分7匁につき) 御鉄砲物師朝日喜市→御武具方御役所	(嘉永5年)子9月晦日	縦継紙・1通	へ98-5
内田捨治郎金銭受取証文[覚](負革・負革銅物代金3分1匁につき) 御鉄砲銅物師内田捨治郎→御武具方御役所	嘉永5年子11月	縦紙・1通	へ98-6
山寺常吉金銭受取証文[覚](ゲベール御筒御試	嘉永5年子10月	縦継紙・1通	へ98-7

打玉葉御入料代金3分10匁7分4厘) 山寺常吉 → -			
代官町熊治金銭受取証文[覚](雷火銃台代金6 両2分2朱2匁5分につき) 代官町熊治→御武具 御役所	嘉永5年子11月	縦紙・1通	へ98-8
山口近蔵金銭受取証文[覚](雷火銃等3筆代金2 両2朱2匁5分につき) 御鉄砲師山口近蔵→御武 具方御役所	嘉永5年子11月	縦継紙・1通	へ98-9
山口近蔵金銭受取証文[覚](雷火銃鑄形代金1 分3匁につき) 御鉄砲師山口近蔵→御武具御役所	嘉永5年子11月	縦継紙・1通	へ98-10
(武具代金関係書類一括 天保4年3月～5年正月) 封筒一括		110点	へ81
[非常・御固前 江府御武器御入用金証文 壱] (封筒) 菅沼弥惣右衛門→ -		封筒・1点	へ81-1
水井忠蔵他一名金銭受取証文(非常固前武器仕 立入用につき) 水井忠蔵・坂本常左衛門/(奥書) 菅沼弥惣右衛門→ -	天保4年巳12月	縦紙・1通	へ81-2
与惣左衛門金銭受取証文[覚](旗・竿代金332匁 5分につき) 御鑓師与惣左衛門→ -	(天保4年)巳7月	縦紙・1通	へ81-3
与惣左衛門金銭受取証文[覚](御馬驗御幣仕立 代金150匁につき) 御鑓師与惣左衛門→ -	(天保4年)巳7月	縦紙・1通	へ81-4
与惣左衛門金銭受取証文[覚](御舟印竿代金 160匁につき) 御鑓師与惣左衛門→ -	(天保4年)巳7月	縦紙・1通	へ81-5
与惣左衛門金銭受取証文[覚](御幕串875匁御 用代につき) 御鑓師与惣左衛門→ -	(天保4年)巳7月	縦紙・1通	へ81-6
与惣左衛門金銭受取証文[覚](御三つ道具代金 2両につき) 御鑓師与惣左衛門→ -	(天保4年)巳7月	縦紙・1通	へ81-7
与惣左衛門金銭受取証文[覚](御馬印等代金 335匁につき) 御鑓師与惣左衛門→矢澤様御用人 衆中様	(天保4年)巳7月	縦紙・1通	へ81-8
与惣左衛門金銭受取証文[覚](御馬驗代金327 匁につき) 御鑓師与惣左衛門→ -	(天保4年)巳7月	縦紙・1通	へ81-9
与惣左衛門金銭受取証文[覚](御数槍等代金2 貫137匁につき) 御鑓師与惣左衛門→ -	(天保4年)巳7月	縦紙・1通	へ81-10
与惣左衛門金銭受取証文[覚](御数槍等代金3 貫225匁御用代につき) 御鑓師与惣左衛門→ -	(天保4年)巳7月	縦紙・1通	へ81-11
与惣左衛門金銭受取証文[覚](御鎗印代金5両3 分につき) 御鑓師与惣左衛門→ -	(天保4年)巳7月	縦紙・1通	へ81-12
与惣左衛門金銭受取証文[覚](御指物代金2分 2朱と2匁5分につき) 御鑓師与惣左衛門→坂本 (常左衛門)様	(天保4年)巳8月	縦紙・1通	へ81-13
与惣左衛門金銭受取証文[覚](御指物竿代金21 両1分につき) 御鑓師与惣左衛門→ -	(天保4年)巳7月	縦紙・1通	へ81-14

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

与惣左衛門金銭受取証文[覚](御指物代金705匁につき) 御鑓師与惣左衛門→-	(天保4年)巳7月	縦紙・1通	へ81-15
与惣左衛門金銭受取証文[覚](御持鎗代金830匁につき) 御鑓師与惣左衛門→-	(天保4年)巳7月	縦紙・1通	へ81-16
与惣左衛門金銭受取証文[覚](鎗袋仕立て代2分4匁につき) 御鑓師与惣左衛門→-	(天保4年)巳7月	縦紙・1通	へ81-17
白木屋庄兵衛他一名金銭受取証文[覚](龍門胴赤御指物代金18両3分2朱と7匁2分につき) 白木屋庄兵衛・喜兵衛→菅沼弥惣右衛門様	(天保4年)巳8月	縦継紙・1通	へ81-18
白木屋庄兵衛他一名金銭受取証文[覚](幕・平網代金3貫568匁につき) 白木屋庄兵衛・喜兵衛→-	(天保4年)巳5月	縦継紙・1通	へ81-19
白木屋庄兵衛他一名金銭受取証文[覚](法被代金4貫76匁5分につき) 白木屋庄兵衛・喜兵衛→-	(天保4年)巳6月9日	縦継紙・1通	へ81-20
越後屋本店藤十郎金銭受取証文[覚](5間幕20張調達確約につき) 越後屋本店彦四郎代藤十郎→菅沼弥惣右衛門様	(天保4年)巳3月2日	縦継紙・1通	へ81-21
越後屋惣吉金銭受取証文[覚](御指物等代金17両2分につき) 越後屋彦四郎・清十郎・長十郎代惣吉→菅沼弥惣右衛門様御取次中様	(天保4年)巳6月26日	縦継紙・1通	へ81-22
越後屋金七金銭受取証文[覚](風呂敷等代金325匁5分につき) ゑちごや金七→菅沼弥惣右衛門様御取次衆中様	(天保4年)巳7月	縦継紙・1通	へ81-23
大丸屋和助他一名金銭受取証文[覚](五郎丸幕等代金9両270文につき) 大丸屋和助・卯兵衛→真田様御役人中様	(天保4年)巳4月24日	横切継紙・1通	へ81-24
大丸屋和助他一名金銭受取証文[覚](幕・風呂敷代金6両3分2朱につき) 大丸屋和助・卯兵衛→真田様御役人中様 へ81-25-1、-2一紙	(天保4年)巳4月晦日	横切継紙・1通	へ81-25-1
大丸屋和助他一名金銭受取証文[覚](5両2分2朱につき) 大丸屋和助・卯兵衛→真田様御役人中様 へ81-25-1、-2一紙	5月2日	横切継紙・1通	へ81-25-2
大丸屋和助金銭受取証文[覚](法被半天等代金8両3分3朱につき) 大丸屋和助→真田様御役人中様	5月18日	横切継紙・1通	へ81-26
大丸屋卯兵衛金銭受取証文[覚](半天等代金3両2分1朱につき) 大丸屋和助代卯兵衛→真田様御役人中様	6月晦日	横切継紙・1通	へ81-27
大丸屋和助他一名金銭受取証文[覚](反物等1貫167匁7分につき) 大丸屋和助・卯兵衛→御役人衆中様	7月27日	横切継紙・1通	へ81-28
谷治兵衛金銭受取証文[覚](3両につき) 谷治兵衛→御役人衆中様 へ81-29-1、-2貼付	(天保4年)巳7月6日	縦紙・1通	へ81-29-1

谷治兵衛金銭受取証文[覚](弓注文手付け代2両につき) 谷治兵衛→御役人衆中様 へ81-29-1、-2貼付	(天保4年)巳5月28日	横切継紙・1通	へ81-29-2
中川林蔵金銭受取証文[覚](御征矢390目御用代につき) 御矢師中川林蔵→菅之間様 へ81-30-1・2貼付	(天保4年)巳7月	縦紙・1通	へ81-30-1
中川林蔵金銭受取証文[覚](260目御用代につき) 御矢師中川林蔵→菅沼様 へ81-30-1・2貼付	(天保4年)巳6月15日	縦紙・1通	へ81-30-2
中村屋次兵衛金銭受取証文[覚](胴差代金320匁6分につき) 中村屋次兵衛→御買物方御役人中様		縦紙・1通	へ81-31
中村屋次兵衛金銭受取証文[覚](72匁9分につき) 中村屋次兵衛→御買物方御役人中様	(天保4年)巳8月	縦紙・1通	へ81-32
中村屋次兵衛金銭受取証文[覚](地流し代300匁につき) 中村屋次兵衛→御買物方御役人中様	(天保4年)巳8月	縦紙・1通	へ81-33
桧物屋助三郎金銭受取証文[覚](小長持代金67匁につき) 桧物屋助三郎→上	(天保4年)巳8月	縦紙・1通	へ81-34
岩吉金銭受取証文[覚](6貫648文につき) 南部坂御門岩吉→菅沼弥惣右衛門様御内	7月13日	切紙・1通	へ81-35
松本浅吉金銭受取証文[覚](鎌杭板打建等代金につき) 杖突松本浅吉→-	(天保4年)巳8月	横切継紙・1通	へ81-36
庄司美濃兵衛金銭受取証文[覚](長巻代70両につき) 庄司美濃兵衛→菅沼弥惣右衛門様 へ81-37-1、-2貼付	正月14日	横切継紙・1通	へ81-37-1
庄司美濃兵衛金銭受取証文[覚](金具等代金1貫180匁につき) 庄司美濃兵衛→菅沼弥惣右衛門様 へ81-37-1、-2貼付		横切継紙・1通	へ81-37-2
御武具方金銭受取証文[覚](十手20本につき) 御武具方/(奥書)坂本常左衛門→-	(天保4年)巳6月	横切継紙・1通	へ81-38
坂本常左衛門金銭受取証文[覚](生焰硝につき) 坂本常左衛門→-	(天保4年)巳8月	横切継紙・1通	へ81-39
大坂や八右衛門金銭受取証文[覚](硫黄等につき) 大坂や八右衛門→上 へ81-40-1~3一紙	8月11日	横切継紙・1通	へ81-40-1
大坂や八右衛門金銭受取証文[覚](硝石等につき) 大坂や八右衛門→上 へ81-40-1~3一紙	8月11日	横切継紙・1通	へ81-40-2
坂本常左衛門金銭受取証文[覚](銀4匁5分につき) 坂本常左衛門→- へ81-40-1~3一紙、下ケ札あり	(天保4年)巳8月	横切継紙・1通	へ81-40-3
山城や平兵衛金銭受取証文[覚](金22両1分2朱につき) 山城や平兵衛→上 下ケ札あり	(天保4年)巳2月29日	縦紙・1通	へ81-41
三川屋平右衛門金銭受取証文[覚](鞍等22両につき) 三川屋平右衛門→矢沢様御用	4月14日	横切継紙・1通	へ81-42
舩屋吉兵衛金銭受取証文[覚](7両1分と銀10匁	(天保4年)巳6月20日	縦紙・1通	へ81-43

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

につき) 舩屋吉兵衛→菅沼(弥惣右衛門)様			
舩屋吉兵衛金銭受取証文[覚](4両1分につき) 舩屋吉兵衛→菅沼(弥惣右衛門)様 へ81-44-1~2一紙	(天保4年)巳7月	縦継紙・1通	へ81-44-1
舩屋吉兵衛金銭受取証文[覚](4両1分につき) 舩屋吉兵衛→菅沼(弥惣右衛門)様 へ81-44-1~2一紙	(天保4年)巳8月	縦継紙・1通	へ81-44-2
舩屋吉兵衛金銭受取証文[覚](24両2分1朱と銀1匁2分5石につき) 舩屋吉兵衛→菅沼(弥惣右衛門)様	(天保4年)巳7月晦日	縦継紙・1通	へ81-45
平蔵金銭受取証文[覚](紺染口代金3両につき) 御屋敷内平蔵→	(天保4年)巳8月	縦紙・1通	へ81-46
山下善八金銭受取証文[覚](812両2分と銀4匁6分につき) 山下善八→菅沼弥惣右衛門様	(天保4年)巳8月	縦継紙・1通	へ81-47
志摩屋太七金銭受取証文[覚](5両2分と銀6匁2分につき) 志摩屋太七→菅沼弥惣右衛門様	(天保4年)巳7月12日	横切継紙・1通	へ81-48
えびすや清四郎金銭受取証文[覚](細見風呂敷等代金10両につき) えびすや清四郎→菅沼弥惣右衛門様	(天保4年)巳5月	縦紙・1通	へ81-49
えびすや栄助金銭受取証文[覚](12両2分につき) えびすや清四郎代栄助→菅沼弥惣右衛門様 下ケ札あり	(天保4年)巳7月晦日	縦継紙・1通	へ81-50
松坂屋清助金銭受取証文[覚](紺才味代6両2分2朱と2匁5分につき) 松坂屋清助→御用菅沼弥惣右衛門様	(天保4年)巳5月	縦紙・1通	へ81-51
横谷源八郎金銭受取証文[覚](296両2朱と銀2匁5分につき) 横谷源八郎→御役所様	(天保4年)巳7月	縦継紙・1通	へ81-52
浦田甚右衛門金銭受取証文[覚](金18両3分につき) 浦田甚右衛門→菅沼弥惣右衛門様御取次中様 へ81-53-1~2一紙	(天保4年)巳7月	縦紙・1通	へ81-53-1
浦田甚右衛門金銭受取証文[覚](金27両2分につき) 浦田甚右衛門代甚五郎→菅沼弥惣右衛門様御取次中様 へ81-53-1~2一紙	(天保4年)巳8月	縦紙・1通	へ81-53-2
万屋源八金銭受取証文[覚](2貫733文につき) 万屋源八→菅沼弥惣右衛門様	(天保4年)巳8月8日	縦紙・1通	へ81-54
某金銭受取証文(山下善八等2名分代金書上につき)		横切紙・1通	へ81-55
万屋久兵衛金銭受取証文[覚](46両につき) (江戸京橋金六町万久)万屋久兵衛→上	3月28日	横切継紙・1通	へ81-56
万屋久兵衛金銭受取証文[覚](1両3分と4匁につき) (江戸京橋金六町万久)万屋久兵衛→上 矢沢様御長屋菅沼(弥惣右衛門)様	4月14日	横切継紙・1通	へ81-57
万屋久兵衛金銭受取証文[覚](1両2分につき) (江戸京橋金六町万久)万屋久兵衛→上 矢沢様御長	4月14日	横切継紙・1通	へ81-58

屋迄菅沼(弥惣右衛門)様			
万屋久兵衛金銭受取証文[覚](2両3分2朱と330文につき) (江戸京橋金六町万久)万屋久兵衛→矢沢様御七家迄・菅沼(弥惣右衛門)様	4月19日	横切継紙・1通	へ81-59
万屋久兵衛金銭受取証文[覚](2両2分と1匁5分につき) (江戸京橋金六町万久)万屋久兵衛→矢沢様御七家迄・菅沼(弥惣右衛門)様	4月27日	横切継紙・1通	へ81-60
万屋久兵衛金銭受取証文[覚](1両2分2朱と163文につき) (江戸京橋金六町万久)万屋久兵衛→矢沢様御七家納・菅沼(弥惣右衛門)様	5月4日	横切継紙・1通	へ81-61
万屋久兵衛金銭受取証文[覚](1両2分2朱と28文につき) (江戸京橋金六町万久)万屋久兵衛→矢沢様・菅沼様	5月19日	横切継紙・1通	へ81-62
万屋久兵衛金銭受取証文[覚](2両につき) (江戸京橋金六町万久)万屋久兵衛→矢沢様・菅沼様	5月24日	横切紙・1通	へ81-63
万屋久兵衛金銭受取証文[覚](3分と163文につき) (江戸京橋金六町万久)万屋久兵衛→御役人衆中様	6月9日	横切継紙・1通	へ81-64
万屋久兵衛金銭受取証文[覚](2両2歩につき) (江戸京橋金六町万久)万屋久兵衛→御役人衆中様	6月20日	横切継紙・1通	へ81-65
万屋久兵衛金銭受取証文[覚](2両2歩につき) (江戸京橋金六町万久)万屋久兵衛→御役人衆中様	7月8日	横切継紙・1通	へ81-66
万屋久兵衛金銭受取証文[覚](3両3歩につき) (江戸京橋金六町万久)万屋久兵衛→御役人衆中様	8月5日	横切継紙・1通	へ81-67
万屋久兵衛金銭受取証文[覚](2両2歩につき) (江戸京橋金六町万久)万屋久兵衛→御役人衆中様	8月14日	横切継紙・1通	へ81-68
松物屋助三郎金銭受取証文[覚](1両2分2朱につき) 松物屋助三郎→上	(天保4年)巳3月22日	豎継紙・1通	へ81-69
松物屋助三郎金銭受取証文[覚](4両2朱につき) 松物屋助三郎→上	(天保4年)巳5月	豎継紙・1通	へ81-70
松物屋助三郎金銭受取証文[覚](8両2朱につき) 松物屋助三郎→上	(天保4年)巳6月15日	豎継紙・1通	へ81-71
松物屋助三郎金銭受取証文[覚](3両1歩につき) 松物屋助三郎→上	(天保4年)巳7月28日	豎継紙・1通	へ81-72
松物屋助三郎金銭受取証文[覚](3両1歩につき) 松物屋助三郎→上	(天保4年)巳6月	豎継紙・1通	へ81-73
松物屋助三郎金銭受取証文[覚](3両1歩につき) 松物屋助三郎→上	(天保4年)巳7月	豎継紙・1通	へ81-74
松物屋助三郎金銭受取証文[覚](4両3分2朱につき) 松物屋助三郎→上	(天保4年)巳8月	豎継紙・1通	へ81-75
松物屋助三郎金銭受取証文[覚](4両3歩2朱につき) 松物屋助三郎→上	(天保4年)巳8月14日	豎継紙・1通	へ81-76
山本善八金銭受取証文[覚](3両1歩2朱と5匁5	(天保4年)巳8月	豎継紙・1通	へ81-77

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

歩につき) 山下善八→菅沼弥惣右衛門様			
庄七金銭受取証文[覚](28匁5分につき) 大工 庄七→上 へ81-78-1.2一紙	6月6日	横切継紙・1通	へ81-78-1
庄七金銭受取証文[覚](11匁2分につき) 大工 庄七→上 へ81-78-1.2一紙	7月10日	横切継紙・1通	へ81-78-2
清次郎金銭受取証文[覚](278両2分2朱につき) 大工清次郎・信州屋文右衛門→菅沼弥惣右衛門様	天保4年巳8月	縦継紙・1通	へ81-79
大沢宗左衛門金銭受渡書[覚](7両2分につき) 矢沢監物内大沢宗左衛門→菅沼弥惣右衛門様	8月	横切紙・1通	へ81-80
荘司美濃兵衛金銭受取証文[覚](10両2分につ き) 荘司美濃兵衛→矢澤様御家来様 虫損あり(金 額部分不明)	5月3日	縦紙・1通	へ81-81
中田屋五右衛門金銭受取証文[覚](銀75匁3分6 夕につき) 中田屋五右衛門→御買物方御役人中 様 虫損あり(金額部分不明)	(天保4年)巳8月	縦紙・1通	へ81-82
山下善八金銭受取証文[覚](16貫648文につき) 山下善八→菅沼弥惣右衛門様 虫損あり(金額部分 不明)	(天保4年)巳8月	縦紙・1通	へ81-83
栄助金銭受取証文[覚](1両1分と3匁5分につ き) 戎や清四郎代栄助→御納戸御役人衆中様 虫 損あり(金額部分不明)	(天保4年)巳9月4日	縦紙・1通	へ81-84
和助金銭受取証文(5両1分2朱と383文につき) 大丸屋和助→菅沼様御取次衆中様他1名	9月17日	横切継紙・1通	へ81-85
白木屋庄兵衛他1名金銭受取証文[覚](5両2分2 朱と2匁5分につき) 白木屋庄兵衛・喜兵衛→菅 沼弥惣右衛門様	(天保4年)巳9月	縦紙・1通	へ81-86
えびす屋清四郎金銭受取証文[覚](2両3分2朱 と6匁6分6厘につき) えびす屋清四郎代彦七→ 御納戸酒井重左衛門様・寺沢小兵衛様	(天保4年)巳11月晦日 日	縦紙・1通	へ81-87
(金銭書上帳) 坂本常左衛門→ -	(天保4年)巳8月	横長半・1冊	へ81-88
坂本常左衛門金銭受取証文[覚](3分につき) 坂本常左衛門→ -	(天保4年)巳8月	横切紙・1通	へ81-89
相模屋利兵衛金銭受取証文[覚](3朱につき) 相模屋利兵衛→ -	9月26日	横切紙・1通	へ81-90
錫屋勇左衛門金銭受取証文[覚](1分2朱と270 文につき) 錫屋勇左衛門→菅沼弥惣右衛門	8月12日	横切紙・1通	へ81-91
伊勢屋善四郎金銭受取証文[覚](8匁7分につ き) 伊勢屋善四郎→御役人衆中様	□月12日	縦紙・1通	へ81-92
大塚藤三郎金銭受取証文[覚](2貫11匁5分9厘 につき) 大塚藤三郎→ -	9月	横切継紙・1通	へ81-93
松井与兵衛金銭受取証文[覚](40匁5分につき) 松井与兵衛→坂本常左衛門	(天保4年)巳9月	横切紙・1通	へ81-94
山下善八金銭受取証文[覚](銀15枚につき) 山	天保4年巳9月15日	縦紙・1通	へ81-95

下善八→菅沼弥惣右衛門			
坂本常左衛門金銭受取証文[覚](1両1分につき) 坂本常左衛門→ -	(天保4年)巳12月	横切紙・1通	へ81-96
青木元之助金銭受取証文[覚](1両5厘につき) 青木元之助→ -	12月	横切継紙・1通	へ81-97
脇田錠之助金銭受取証文[覚](4匁につき) 脇田錠之助→ -	午正月	横切紙・1通	へ81-98
万屋澤八金銭受取証文[覚](416文につき) 万屋澤八→御役人衆中様	□月	横切紙・1通	へ81-99
周作金銭受取証文[覚](2分1匁8分5厘につき) 菅沼弥惣右衛門御借人周作→ -	(天保4年)巳8月	横切紙・1通	へ81-100
大工清次郎金銭受取証文[覚](3両につき) 大工清次郎→ -	天保4年巳10月	縦紙・1通	へ81-101
(江川英龍大筒鑄造代金受取証文綴 天保13年10月～弘化3年11月)		35点	へ80
[江川太郎左衛門様江御頼大銃御入料請取印書入](封筒) 御側御納戸→ -		封筒・1点	へ80-1
山中鹿渡金銭受取証文[覚](大銃鑄造入料の件内借金につき) 山中鹿渡→竹村金吾殿	11月	横切紙・1通	へ80-2
(金額書上)		切紙・1通	へ80-3
銅屋嘉七金銭受取証文(吹丁銅等につき) 銅屋嘉七→真田信濃守様御役人衆中様	天保13年寅10月15日	縦紙・1通	へ80-4
越後屋七兵衛金銭受取証文[覚](鉄板等につき) 越後屋七兵衛(大門通小伝馬二越後屋)→佐久間修理様	(天保13年)寅10月24日	横切継紙・1通	へ80-5
日野屋忠兵衛金銭受取証文[覚](軽子等につき) 日野屋忠兵衛→荘司美濃兵衛様	(天保13年)10月29日	横継紙・1通	へ80-6
石橋弥七郎金銭受取証文[覚](鉄板等につき) 石橋弥七郎→庄司簗兵衛様	(天保13年)寅10月15日	横切紙・1通	へ80-7
佐久間修理金銭受取証文[覚](ボンベン鍍丸等につき) 佐久間修理→飯嵩楠左衛門	(天保13年)寅10月	横切紙・1通	へ80-8
(惣出金書上)		縦紙・1通	へ80-9
[豆州葦山ニ而御鑄造御筒御差廻御入料覚] 金光忠兵衛→片岡十郎兵衛殿	天保15年甲辰7月	縦半・1冊	へ80-10
[御大筒運賃書上帳] 駿州沼津積問屋矢部十郎兵衛→松代様御内金児忠兵衛様	天保15年辰5月	縦半・1冊	へ80-11
[覚](大筒運賃等につき) 駿州沼津積問屋矢部十郎兵衛→松代様御内金児忠兵衛様	天保15年辰5月	縦半・1冊	へ80-12
金谷村茂作金銭受取証文[覚](大筒持運人足につき) 金谷村茂作→真田様御家中金児忠兵衛様	(天保15年)辰4月	切紙・1通	へ80-13
正木村名主半左衛門金銭受取証文[覚](鉄砲持運人足につき) 正木村名主半左衛門→真田様御	(天保15年)辰3月	横切紙・1通	へ80-14

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

内金児忠兵衛様			
正木村名主半左衛門金銭受取証文[覚](ホー イッスル等持運人足につき) 正木村名主半左 衛門→真田様御内金児忠兵衛様	(天保15年)辰5月20日	横切継紙・1通	へ80-15
正木村役人金銭受取証文[覚](鉄砲につき) 正 木村役人→金児忠兵衛様	(天保15年)辰5月20日	縦紙・1通	へ80-16
竹村金吾金銭受取証文[覚](内借金につき) 竹 村金吾→山中鹿渡殿	弘化3年午11月11日	切紙・1通	へ80-17
(内借金受取関連書類)		4点	へ80-18
山中鹿渡金銭受取証文[覚](130両内借金につ き) 山中鹿渡→三沢刑部丞 へ80-17-1~4一紙	弘化3年午3月	横切継紙・1通	へ80-18-1
山中鹿渡金銭受取証文(46両内借金につき) 山 中鹿渡→右同人(三沢刑部丞) へ80-17-1~4一紙	弘化3年午3月	横切継紙・1通	へ80-18-2
山中鹿渡金銭受取証文(7両1分2朱内借金につ き) 山中鹿渡→右同人(三沢刑部丞) へ80-17-1~ 4一紙	弘化3年午3月	横切継紙・1通	へ80-18-3
山中鹿渡金銭受取証文(52両内借金につき) 山 中鹿渡→右同人(三沢刑部丞) へ80-17-1~4一紙	弘化3年午3月	横切継紙・1通	へ80-18-4
山中鹿渡依頼書[覚](内借金返上の件納戸へ廻 しにつき) 山中鹿渡→御郡奉行様	11月	横切紙・1通	へ80-19
(金額書上)		切紙・1通	へ80-20
綿屋善兵衛金銭受取証文[覚](鉄砲運賃につ き) 綿屋善兵衛→金児(忠兵衛)様	(天保15年)辰5月20日	横切紙・1通	へ80-21
綿屋善兵衛金銭受取証文[覚](春筵等運賃につ き) 綿屋善兵衛→金児(忠兵衛)様	(天保15年)辰5月20日	横切紙・1通	へ80-22
正木村役人金銭受取証文[覚](鉄砲持運人足に つき) 正木村役人→金児忠兵衛様	(天保15年)辰5月20日	縦紙・1通	へ80-23
斉藤順五郎申上書[覚](綿屋善兵衛へ金子遣わ しにつき) 斉藤順五郎→金児忠兵衛殿	(天保15年)甲辰5月21 日	縦紙・1通	へ80-24
半治郎金銭受取証文[覚](鉄砲船積みにつき) 沼津平町半治郎→真田様御内金児忠兵衛様	(天保15年)辰5月28日	縦紙・1通	へ80-25
矢部十郎兵衛金銭受取証文[覚](人足につき) 沼津宿積問屋矢部十郎兵衛→松代金児忠兵衛様御家 来中様	(天保15年)辰5月27日	縦紙・1通	へ80-26
角屋三左衛門金銭受取証文[覚](人足につき) 沼津宿角屋三左衛門→真田様御内金子(忠兵衛)様	6月4日	横切継紙・1通	へ80-27
会右衛門札状[覚](祝儀金銭につき) 船頭会右 衛門→金児忠兵衛様	(天保15年)辰6月10日	縦紙・1通	へ80-28
清水三郎助受取証文[覚](ホーウィスル玉等に つき) 清水三郎助→片井京助殿	(天保15年)辰6月11日	横切継紙・1通	へ80-29
北村三郎治金銭受取証文[覚](豆州葺山往来道 中路銭につき) 北村三郎治→-	天保15年4月	縦切紙・1通	へ80-30

藤田繁之丞金銭受取証文[覚](御用金につき) 藤田繁之丞→片岡十郎兵衛殿	(天保15年)辰10月6日	横切紙・1通	へ80-31
長崎屋平助金銭受取証文(硫黄等につき) 長崎 屋兵助→金兎(忠兵衛)様・片岡(十郎兵衛)様	(天保15年)11月12日	横切紙・1通	へ80-32
伊豆屋太郎兵衛金銭受取証文(船賃につき) 伊 豆屋太郎兵衛→上	11月14日	横切紙・1通	へ80-33
江川太郎左衛門御内雨宮新平他一名金銭受取 証文[覚](大筒鑄造等諸入用につき) 江川太 郎左衛門内雨宮新平・柏木莊蔵→真田信濃守様御内 柿崎甚蔵殿	(天保15年)辰12月11日	堅切紙・1通	へ80-34
江川太郎左衛門御内雨宮新平他一名金銭受取 証文[覚](大筒鑄造等諸入用につき) 江川太 郎左衛門内雨宮新平・柏木莊蔵→河原衛守様	(天保14年)卯6月27日	堅切紙・1通	へ80-35
(武器差送切手・諸取証文一括 弘化3年7月～文 久元年4月) 封筒一括		12点	へ133
(袋)[武器類□□(証)文入] 御武具方→ 虫損 あり		袋・1点	へ133-1
(武具受取等関連書類綴 嘉永7年12月～文久 元年4月)		11点	へ133-2
宮嶋嘉織送状[覚](鞘2筆、赤澤助之進指図につ き) 宮嶋嘉織→岩下縫殿丞殿 端裏書「文久元酉年 四月七日到来」	文久元年酉4月	堅継紙・1通	へ133-2-1
一場茂右衛門受取証文[覚](ワートルパスキエ ンデ1本) 一場茂右衛門→岩下縫殿丞殿・片山半之 輔殿 端裏書「安政六未年十二月到来」	安政6未10月	堅紙・1通	へ133-2-2
三村大之助受取証文[覚](雷火銃1挺負革附) 三村大之助→岩下縫殿丞殿・片山半之輔殿 端裏書「 安政六未年十一月廿一日到来」	安政6未11月	堅紙・1通	へ133-2-3
山岸左内受取証文(胴乱1つ) (山岸)左内→(岩 下)縫殿丞様・(片山)半之輔様	3月18日	横切継紙・1通	へ133-2-4
宇敷元之丞送状[覚](硝石63貫匁、御台場御入 料として望月主水指図につき) 宇敷元之丞→ 岩下縫殿丞殿・片山半之輔殿・三村大之助殿	安政4年巳7月	堅紙・1通	へ133-2-5
宮嶋嘉織他四名送状[覚](十文字御槍1筋、恩田 頼母指図につき) 宮嶋嘉織・岩下左源太・菅鉞太 郎他2名→岩下縫殿丞殿・片岡山半之輔殿 宮嶋嘉織 は「御用無印」	安政2年4月	堅継紙・1通	へ133-2-6
岩下左源太金銭受取証文[覚](大銃火薬・稽古 火薬代金4両2分2朱4匁9分6厘) 岩下左源太→ 岩下縫殿丞殿・片山半之輔殿・鈴木熊次郎殿	嘉永7年寅12月	堅紙・1通	へ133-2-7
菅沼小弥太送状[覚](狙撃銃10挺) 菅沼小弥太 →岩下縫殿丞殿・片山半之輔殿	4月24日	堅継紙・1通	へ133-2-8
宮嶋嘉織金銭受取証文[覚](狙撃銃胴乱・雷火 帽入) 宮嶋嘉織→岩下縫殿丞殿・片山半之輔殿・鈴	嘉永7年寅10月	堅継紙・1通	へ133-2-9

37 藩政／番方／武器方所管武器・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

木熊次郎殿			
中俣一平受取書[覚](二十四ホントホウイッスル・1貫目カノン) 中俣一平→岩下縫殿丞殿	丑8月	縦紙・1通	へ133-2-10
飯嶋楠左衛門受取書[覚](竿鉛46貫900目) 飯嶋楠左衛門→岡本廣人殿	弘化3年午7月	横切紙・1通	へ133-2-11
(御武器方鉄砲入料受取関係書類綴 嘉永3年4月～嘉永5年8月) 裏書「御武器方」		29通	へ204
金児忠兵衛他四名金銭受取証文(去亥年中御新調6匁玉御筒20挺御入料73両2分13匁9分9厘、御鉄砲御引当金の内より勘定帳引合につき) 金児忠兵衛・小野喜平太・三村源五右衛門他2名/(奥印)萩原八左衛門/(奥印)宮下兵馬・金井諫・立合音田与三郎→岡嶋庄兵衛殿・山寺源大夫殿・長谷川深美殿 端書「証文数式拾八通」	嘉永5年子8月	縦紙・1通	へ204-1
芦田屋左久助金銭受取証文[覚](正上山印鉄等2筆代金7両2匁1分652文につき) 芦田屋左久助→松代山寺彦吉様 印「信州上田芦田屋」	(嘉永3年)戌4月	縦紙・1通	へ204-2
柳屋三五郎代為作金銭受取証文[覚](二三印鉄12貫590目代金2両5匁9分につき) 柳屋三五郎代為作→御鉄砲方御役所	嘉永3年戌4月	縦紙・1通	へ204-3
小泉友司金銭受取証文[覚](二三印鉄5貫20匁代金2両1分4匁5分につき) 小泉友司→高野車之助殿	嘉永4年亥11月	縦紙・1通	へ204-4
小泉友司金銭受取証文[覚](匁鉄400匁代銀7匁2分7厘) 小泉友司→高野車之助殿	嘉永4年亥11月	縦紙・1通	へ204-5
下軽井沢村孫左衛門金銭受取証文[覚](鍛冶炭大俵116俵代金8両2朱200文につき) 下軽井沢村孫左衛門→御鉄砲御掛り様	嘉永3年戌12月	縦紙・1通	へ204-6
八町村清吉代文吉金銭受取証文[覚](鍛冶炭中俵41俵代金1両3分2朱300文につき) 八町村清吉代文吉→御鉄砲方御役所	嘉永3年戌7月	縦紙・1通	へ204-7
上軽井沢村久三郎金銭受取証文[覚](鍛冶炭17俵代金1両2朱448文につき) 上軽井沢村久三郎→小泉友司様 訂正付箋多数	(嘉永5年)子7月	縦紙・1通	へ204-8
中沢屋徳治金銭受取証文[覚](鍛冶炭大俵等2筆代金4貫800文につき) 中沢や徳治→小泉友司様 印「信松代西木町□□」	嘉永4年亥12月	縦紙・1通	へ204-9
御雇御鉄砲師黒澤吉作金銭受取証文[覚](去戌4月中より6匁玉御筒御張立御雇作料254匁につき) 御雇御鉄砲師黒澤吉作→山寺常吉殿	嘉永4年亥11月	縦紙・1通	へ204-10
横田武作金銭受取証文[覚](去戌4月中より6匁玉御筒御張立御雇作料196匁につき) 横田武作→山寺常吉殿	嘉永4年亥11月	縦紙・1通	へ204-11
片井庄作金銭受取証文[覚](去戌4月中より6匁	嘉永4年亥11月	縦紙・1通	へ204-12

玉御筒御張立作料172匁につき) 片井庄作→山寺常吉殿			
片井京助金銭受取証文[覚](去戌4月中より6匁玉御鉄砲御張立御雇職人作料685匁7分5厘) 片井京助→山寺常吉殿	嘉永4年亥11月	縦紙・1通	へ204-13
小泉友司金銭受取証文[覚](6匁玉御筒40挺御細工料69匁5分につき) 小泉友司→後欠	(嘉永5年)子	縦紙・1通	へ204-14
御鉄砲師黒澤吉作金銭受取証文[覚](6匁玉御筒4挺仕立御受負作料43匁2分につき) 御鉄砲師黒沢吉作→小泉友司殿	嘉永4年亥12月	縦紙・1通	へ204-15
片井京助金銭受取証文[覚](6匁御筒16挺荒切請負代銀54匁につき) 片井京助→山寺常吉殿	嘉永3年戌12月	縦紙・1通	へ204-16
片井京助金銭受取証文[覚](荒錐入4挺代銀34匁につき) 片井京助→小泉友司殿	(嘉永5年)子7月	縦紙・1通	へ204-17
現金屋利兵衛金銭受取証文[覚](水油1升代銭548文につき) 現金屋利兵衛→小泉友治様 印「信州松代西木町□□」	嘉永4年亥12月	横切紙・1通	へ204-18
大丸屋忠兵衛金銭受取証文[覚](硫黄等2筆124文につき) 大丸や忠兵衛→御鉄砲方御役所 印「御用松代大丸□種」	(嘉永4年)亥7月	横切継紙・1通	へ204-19
中澤徳治金銭受取証文[覚](生うるし30匁代銀5匁につき) 中澤徳治→御鉄砲方御役所 印「御塗物師信松代西木町中澤」	(嘉永4年)亥7月	横切紙・1通	へ204-20
神戸草治金銭受取証文[覚](檜木10本御買上代金1両2分2朱2匁5分、片井京助へ渡した旨) 神戸草治→高野車之助殿 挟込あり	7月10日	縦紙・1通	へ204-21
佐藤太兵衛金銭受取証文[覚](6匁御筒20挺分御細工手間料6両につき) 佐藤太兵衛→高野車之助殿	(嘉永4年)亥10月	縦紙・1通	へ204-22
内田捨治郎金銭受取証文[覚](6匁御筒16挺調物御入料9両2分銀14匁につき) 内田捨治郎→御鉄砲方御役所	(嘉永4年)亥10月	縦紙・1通	へ204-23
御調物師小林浅吉金銭受取証文[覚](御筒40挺分代銀146匁につき) 御調物師小林浅吉→小泉友司殿	嘉永5年子6月	縦紙・1通	へ204-24
古川治助金銭受取証文[覚](御鉄砲20挺御入料1匁6分につき) 古川治助→金児忠兵衛殿	(嘉永5年)子7月	縦紙・1通	へ204-25
御鉄砲師山口近蔵金銭受取証文[覚](6匁玉鑄型2挺新規御出来御入料1分1匁につき) 御鉄砲師山口近蔵→御武具方御役所	(嘉永5年)子7月	縦紙・1通	へ204-26
小泉友司金銭受取証文[覚](御鉄砲御張立代金2両、片井京助へ渡した旨) 小泉友司→高野車之助殿 年代は付箋「四亥年」に従った、付箋挟込	嘉永4年亥7月	縦紙・1通	へ204-27
小泉友司金銭受取証文[覚](御鉄砲御張立代金	嘉永4年亥12月	横切紙・1通	へ204-28

37 藩政／番方／武器方所管武器・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

2両、片井京助へ渡した旨) 小泉友司→高野車之助殿	嘉永4年亥12月	横切紙・1通	へ204-29
小泉友司金銭受取証文[覚](御細工勤日数172日分金2分4匁2分、佐藤太兵衛へ渡した旨) 小泉友司→高野車之助殿		161点	へ164
(ゲバール銃修復費用等代金受取関連一括 元治2年4月～明治2年9月) 旧史料館ビニール紐一括(ビニール紐)		紐・1点	へ164-1
成本栄左衛門金銭受取并金銭受渡書[覚](当八月中御飛脚路銭並びに御手当メ金26両7分2厘銭17貫83文下し置かれるにつき) 成本栄左衛門/(奥印)牧野大右衛門/(奥印)玉井浅之進/(奥印)相沢龍太郎→池田富之進殿・堤常之丞殿・長谷川直太郎殿他4名	明治2年巳9月	堅半・1冊	へ164-2
(ゲバール銃修理関連書類綴 慶応3年11月～明治2年6月)		9点	へ164-3
矢野倉謙兵衛他五名金銭受渡約定証文(ゲバール銃42挺御修復代金6両3分12匁5分9厘受取の上請渡す旨、証文8通分につき) 矢野倉謙兵衛・池田平角・久保九郎右衛門他3名/(奥印)萩原勘八/(奥印)岸太五之丞・齋田虎尾・木内助右衛門→池田富之進殿・堤常之丞殿・長谷川直太郎殿他4名 端裏書「証文八通」、訂正の貼札あり、枝番号1～9まで一綴、合印あり、表紙	明治2年巳6月	縦継紙・1通	へ164-3-1
御鉄砲鉄物師杉田浅吉金銭受取証文[覚](ゲバール銃6挺修復代金銀40匁3分5厘受取につき) 御鉄砲鉄物師杉田浅吉→御武器方御役所 訂正のための貼札あり、合印あり	慶応3年卯11月	縦継紙・1通	へ164-3-2
御鉄砲師高木吉蔵金銭受取証文[覚](ゲバール銃5挺修復代金銀36匁2分9厘受取につき) 御鉄砲師高木吉蔵→御武器方御役所 訂正のための貼札あり、合印あり	慶応3年卯11月	縦継紙・1通	へ164-3-3
御鉄砲師竹内二助金銭受取証文[覚](ゲバール銃6挺修復代金銀56匁8分受取につき) 御鉄砲師鉄物師竹内二助→御武器方御役所 合印あり	慶応3年卯11月	縦継紙・1通	へ164-3-4
御鉄砲師山口近蔵金銭受取証文[覚](ゲバール銃5挺修復代金銀21匁5分受取につき) 御鉄砲師山口近蔵→御武器方御役所 訂正のための貼札あり、合印あり	慶応3年卯11月	縦継紙・1通	へ164-3-5
御鉄砲師横田二作金銭受取証文[覚](ゲバール銃5挺修復代金銀93匁9分5厘受取につき) 御鉄砲師横田二作→御武器方御役所 訂正のための貼札あり、合印あり	慶応3年卯11月	縦継紙・1通	へ164-3-6
御鉄砲師小林作左衛門他一名金銭受取証文[覚](ゲバール銃5挺修復代金銀49匁受取に	慶応3年卯11月	縦継紙・1通	へ164-3-7

つき) 御鉄砲師小林作左衛門・代印杉田浅吉→御武具方御役所 訂正のための貼札あり、合印あり			
御鉄砲師山口近蔵金銭受取証文[覚](ゲベール銃5挺修復代金銀48匁7分受取につき) 御鉄砲師山口近蔵→御武具方御役所 訂正のための貼札あり、合印あり	慶応3年卯11月	縦継紙・1通	へ164-3-8
御鉄砲師横田二作金銭受取証文[覚](ゲベール銃5挺修復代金銀71匁受取につき) 御鉄砲師横田二作→御武具方御役所 訂正のための貼札あり、合印あり	慶応3年卯11月	縦継紙・1通	へ164-3-9
成本栄左衛門金銭受取并金銭受渡書[覚](去辰十月中御飛脚路銭並びに御手当メ金28両13匁6厘銭18貫947文支給につき) 成本栄左衛門／(奥印)宮島嘉織／(奥印)萩原勘八／(奥印)相沢龍太郎→池田富之進殿・長谷川直太郎殿・高久専之助殿他3名 訂正のための貼札あり	明治2年巳6月	縦半・1冊	へ164-4
(軍物品等購入関連書類綴 慶応2年2月～明治2年6月)		14点	へ164-5
宮下力他十名金銭受渡約定証文[覚](メリヤス・ゲベール銃等メ代金185両3分13匁5分2厘受取の上請渡す旨、証文13通分につき) 宮下力・菅沼治郎右衛門・小野熊男他8名／(奥印)岸太五之丞・綿貫泰蔵・渡辺憲蔵・笠原平六郎／(奥印)相沢龍太郎→池田富之進殿・堤常之丞殿・長谷川直太郎殿他4名 端裏書「証文数拾三通」、訂正のための貼り札あり、枝番号1～14まで一綴、合印あり	明治2年巳6月	縦継紙・1通	へ164-5-1
鍵屋芳左衛門金銭受取証文[覚](メリヤス50着購入代金6両2分5朱受取につき) 鍵屋芳左衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応2年寅	縦紙・1通	へ164-5-2
上田御用達高山久左衛門金銭受取証文[覚](メリヤス50着購入代金5両受取につき) 上田御用達高山久左衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応2年寅8月	縦継紙・1通	へ164-5-3
鍵屋芳左衛門金銭受取証文[覚](メリヤス50着等購入代金メ1両2分5朱受取につき) 鍵屋芳左衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応2年寅9月	縦継紙・1通	へ164-5-4
しまや新兵衛金銭受取証文[覚](真鍮購入代金5両受取につき) しまや新兵衛→松代様御役人衆中様 合印あり	6月22日	縦継紙・1通	へ164-5-5
須田屋惣兵衛金銭受取証文[覚](御太鼓等購入代金メ金45両1銀247匁受取につき) 須田屋惣兵衛→松代様武具方御役人中様 合印あり	丑12月20日	縦紙・1通	へ164-5-6
鳥屋新兵衛金銭受取証文[覚](表裏革等購入代金メ金3分銀4匁5分につき) 鳥屋新兵衛→松代様清水様 訂正のための貼札あり、合印あり	10月26日	縦継紙・1通	へ164-5-7
須田屋惣兵衛金銭受取証文[覚](雷火管購入代	(慶応2年)寅2月	縦継紙・1通	へ164-5-8

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

金銀2貫300匁受取につき) 須田屋惣兵衛→松代様御武具方御役人中様 合印あり			
きく屋伝兵衛金銀受取証文[覚](白生雲美等購入代金メ銀2貫53匁2分受取につき) きく屋伝兵衛→御武具方御役所 合印あり	(慶応2年)寅9月11日	縦継紙・1通	へ164-5-9
御鉄砲台師中村伝七金銀受取証文[覚](テント真木等購入代金銀277匁7分2厘受取につき) 御鉄砲台師中村伝七→御武具方御役所 合印あり	(慶応2年)寅9月	縦紙・1通	へ164-5-10
炭町大八他一名代金受取証文[覚](テント一張等購入代金メ銀881匁1分受取につき) 炭町大八・山口進蔵・桜井喜作→御武具方御役所 訂正のための貼札あり、合印あり	(慶応2年)寅9月	縦紙・1通	へ164-5-11
代官町喜代松金銀受取証文[覚](上麻細引等購入代金3両11匁6分受取につき) 代官町喜代松→御武具方御役所 訂正のための貼札あり、合印あり	慶応2年寅9月	縦紙・1通	へ164-5-12
御鉄砲師山口近蔵金銀受取証文[覚](テント真木鉄物2つ購入代金銀18匁3分3厘受取につき) 御鉄砲師山口近蔵→御武具御奉行所 訂正のための貼札あり、合印あり	(慶応2年)寅9月	縦紙・1通	へ164-5-13
上山田村為三郎金銀受取証文[覚](竹御長持15棹購入代金22両2分受取につき) 上山田村為三郎→御武具方御役所 合印あり	慶応3年卯5月	縦紙・1通	へ164-5-14
高橋龍左衛門金銀受取并金銀受渡書[覚](去卯12月中御飛脚路銭並びに御手当メ金26両1分14匁6分8厘銭11貫570文支給につき) 高橋龍左衛門/(奥印)松木源八/(奥印)玉井浅之進/(奥印)藤岡伊織→池田富之進殿・堤常之丞殿・長谷川直太郎殿他4名 訂正のための貼札あり	明治2年巳8月	縦半・1冊	へ164-6
高橋龍左衛門金銀受取并金銀受渡書[覚](当七月中御飛脚路銭並びに御手当メ金19両3分9匁9分3厘銭12貫58文支給につき) 高橋龍左衛門/(奥印)松木源八/(奥印)玉井浅之進/(奥印)藤岡伊織→池田富之進殿・堤常之丞殿・長谷川直太郎殿他4名 訂正のための貼札あり	明治2年巳8月	縦半・1冊	へ164-7
(村々床下土見分出役賄金関連書類綴 元治2年4月～慶応3年11月)		35点	へ164-8
山岸左内他一名金銀受渡約定証文(元治2年4月並びに当卯年2月～3月村々床下土見分出役賄金4両3分3匁受取の上請渡す旨、証文34通分につき) 山岸左内・三村大之助/(奥印)岸太五之丞・齋田虎尾・木内助右衛門/(奥印)藤岡伊織→池田富之進殿・堤常之丞殿・長谷川直太郎殿他4名 訂正のための貼札あり、端裏書「証文三拾四通」、合印あり	慶応3年卯11月	縦継紙・1通	へ164-8-1
北郷村名主徳治郎他二名金銀受取証文[覚](御	元治2年丑4月	縦紙・1通	へ164-8-2

出役様御賄の御下金2分5匁受取につき) 北郷村名主徳治郎・組頭和兵衛・百姓代孫右衛門→御武具方御役所 合印あり			
上松村名主孫右衛門他五名金銭受取証文[覚] (御出役様御賄の御下金1分2朱1匁5分受取につき) 上松村名主孫右衛門・同断市郎兵衛・組頭仲左衛門他3名→御武具方御役所 合印あり	元治2年丑4月25日	縦紙・1通	へ164-8-3
檀田村名主荒木佐右衛門他二名金銭受取証文[覚](御出役様御賄の御下金銀4匁受取につき) 檀田村名主荒木佐右衛門・組頭五郎兵衛・長百姓彦左衛門→御武具方御役所 合印あり	元治2年丑4月25日	縦紙・1通	へ164-8-4
三輪村名主与兵衛他四名金銭受取証文[覚](御出役様御賄の御下金1分と1匁受取につき) 三輪村名主与兵衛・組頭清之丞・同断善藏他2名→御武具方御役所 合印あり	元治2年丑4月	縦紙・1通	へ164-8-5
下宇木村名主春原金左衛門他二名金銭受取証文[覚](御出役様御賄の御下金2朱2匁5分受取につき) 下宇木村名主春原金左衛門・組頭治兵衛・長百姓孫左衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑4月4日	縦紙・1通	へ164-8-6
押鐘村名主清重郎他二名金銭受取証文[覚](御出役様御賄の御下金2朱5分受取につき) 押鐘村名主清重郎・組頭善右衛門・長百姓惣作→御武具方御役所 合印あり	元治2年丑4月	縦紙・1通	へ164-8-7
桐原村名主善右衛門他二名金銭受取証文[覚] (御出役様御賄の御下金銀4匁受取につき) 桐原村名主善右衛門・組頭多兵衛・長百姓与七→御武具方御役所 合印あり	元治2年丑4月	縦紙・1通	へ164-8-8
返目村名主惣右衛門他二名金銭受取証文[差上申一札之事](御出役様御賄の御下金2朱15分受取につき) 返目村名主惣右衛門・組頭勇吉・長百姓幸十郎→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑4月	縦紙・1通	へ164-8-9
上高田村名主茂八他二名金銭受取証文[覚](御出役様御賄の御下金銀4匁受取につき) 上高田村名主茂八・組頭作左衛門・長百姓嘉左衛門→御武具方御役所 合印あり	元治2年丑4月	縦紙・1通	へ164-8-10
下高田村名主宇平治他二名金銭受取証文[覚] (御出役様御賄の御下金2朱と5分受取につき) 下高田村名主宇平治・組頭和兵衛・長百姓金右衛門→御武具方御役所 合印あり	元治2年丑4月	縦紙・1通	へ164-8-11
北高田村名主忠左衛門金銭受取証文[覚](御出役様御賄の御下金銀4匁受取につき) 北高田村名主忠左衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑10月29日	縦紙・1通	へ164-8-12
北高田村名主忠左衛門他二名金銭受取証文[覚](御出役様御賄の御下金2朱と5分受取につき) 北高田村名主忠左衛門・組頭吉兵衛・長百姓久太郎→御武具方御役所 合印あり	元治2年丑4月	縦紙・1通	へ164-8-13

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

下越村名主由右衛門他二名金銭受取証文[覚] (御出役様御賄の御下金2朱と5分受取につ き) 下越村名主由右衛門・組頭市郎右衛門・長百姓 久兵衛→御武具方御役所 合印あり	元治2年丑4月	縦紙・1通	へ164-8-14
西尾張部村名主平左衛門他二名金銭受取証文 [覚](御出役様御賄の御下金銀4匁受取につ き) 西尾張部村名主平左衛門・組頭喜左衛門・長百 姓孫兵衛→御武具方御役所 合印あり	元治2年丑4月27日	縦紙・1通	へ164-8-15
北東条村名主谷右衛門他四名金銭受取証文 [覚](御出役様御賄の御下金銀3匁受取につ き) 北東条村名主谷右衛門・組頭澄八・同吉左衛門 他2名→御武具方御役所 合印あり	(慶応元年)丑5月8日	縦紙・1通	へ164-8-16
市村北組名主茂左衛門他二名金銭受取証文 [覚](御出役様御賄の御下金銀4匁受取につ き) 市村北組名主茂左衛門・組頭文左衛門・長百姓 茂右衛門→御武具方御役所 合印あり	元治2年丑4月	縦紙・1通	へ164-8-17
丹波島村名主莊兵衛他一名金銭受取証文[覚] (御出役様御賄の御下金銀4匁受取につき) 丹波島村名主莊兵衛・組頭伊右衛門→御武具方御役 所 合印あり	元治2年丑4月25日	縦紙・1通	へ164-8-18
妻科村名主政右衛門金銭受取証文[覚](御出役 様御賄の御下金銀4匁受取につき) 妻科村名 主政右衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応3年卯2月29日	縦紙・1通	へ164-8-19
茂菅村名主文三郎他二名金銭受取証文[覚](御 出役様御賄の御下金銀8匁受取につき) 茂菅 村名主文三郎・組頭反右衛門・長百姓利兵衛→御武具 方御役所 合印あり	慶応3年卯2月	縦紙・1通	へ164-8-20
小鍋村三組名主彦兵衛他二名金銭受取証文 [覚](御出役様御賄の御下金2朱4匁5分受取 につき) 小鍋村三組名主彦兵衛・組頭五左衛門・長 百姓慶助→御武具方御役所 合印あり	慶応3年卯2月	縦紙・1通	へ164-8-21
上祖山村名主忠左衛門他二名金銭受取証文 [覚](御出役様御賄の御下金銀2匁受取につ き) 上祖山村名主忠左衛門・組頭新十郎・長百姓恒 左衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応3年卯3月	縦紙・1通	へ164-8-22
志垣村名主伊右衛門他二名金銭受取証文[差上 申一札之事](御出役様御賄の御下金銀2匁受 取につき) 志垣村名主伊右衛門・組頭長三郎・長 百姓治三郎→御武具方御役所 合印あり	慶応3年卯3月	縦紙・1通	へ164-8-23
追通村名主七左衛門他三名金銭受取証文[覚] (御出役様御賄の御下金銀4匁受取につき) 追通村名主七左衛門・組頭孫右衛門・長百姓義兵衛他 1名→御武具方御役所 合印あり	慶応3年卯3月3日	縦紙・1通	へ164-8-24
鬼無里村名主官左衛門他五名金銭受取証文 [覚](御出役様御賄の御下金1分5匁につき) 鬼無里村名主官左衛門・組頭房吉・同安左衛門他三名	(慶応3年)3月3日	縦紙・1通	へ164-8-25

→御武具方御役所 合印あり			
栃原村西條組名主八郎兵衛他二名金銭受取証文[覚](御出役様御賄の御下金銀12匁受取につき) 栃原村西條組名主八郎兵衛・組頭久之助・長百姓廣吉→御武具方御役所 合印あり	慶応3年卯3月5日	縦紙・1通	へ164-8-26
栃原村平組名主道蔵他二名金銭受取証文[覚](御出役様御賄の御下金2朱と5分受取につき) 栃原村平組名主道蔵・組頭辰右衛門・長百姓平左衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応3年卯3月	縦紙・1通	へ164-8-27
廣瀬村上組名主勝左衛門他二名金銭受取証文[覚](御出役様御賄の御下金銀4匁受取につき) 廣瀬村上組名主勝左衛門・組頭浅右衛門・長百姓甚四郎→御武具方御役所 合印あり	慶応3年卯3月	縦紙・1通	へ164-8-28
入山村新山組名主廣吉他一名金銭受取証文[覚](御出役様御賄の御下金4匁受取につき) 入山村新山組名主廣吉・長百姓嘉代吉→御武具方御役所 合印あり	慶応3年卯3月5日	縦紙・1通	へ164-8-29
入山村清水組名主善次郎他一名金銭受取証文[覚](御出役様御賄の御下金2朱と5分受取につき) 入山村清水組名主善次郎・長百姓廣太→御武具方御役所 合印あり	慶応3年卯3月6日	縦紙・1通	へ164-8-30
上ヶ屋村名主惣左衛門他一名金銭受取証文[覚](御出役様御賄の御下金2朱と5分受取につき) 上ヶ屋村名主惣左衛門・長百姓喜左衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応3年卯3月	縦紙・1通	へ164-8-31
腰村利右衛門他二名金銭受取証文[覚](御出役様御賄の御下金銀4匁受取につき) 腰村利右衛門・金平・久左衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応3年卯3月7日	縦紙・1通	へ164-8-32
後町村名主名主後見鈴木九兵衛他三名金銭受取証文[覚](御出役様御賄の御下金2朱と4匁5分受取につき) 後町村名主後見鈴木九兵衛・組頭鶴見重兵衛・同断山田喜兵衛他1名→御武具方御役所 合印あり	慶応3年卯3月8日	縦紙・1通	へ164-8-33
小河原村名主栄三郎他二名金銭受取証文[覚](御出役御賄の御下金1分受取につき) 小河原村名主栄三郎・組頭作兵衛・長百姓市左衛門→御武具方御役所 合印あり、年代部分に虫損あり	慶応3年□月	縦紙・1通	へ164-8-34
大熊村名主友七他二名金銭受取証文[覚](御出役様御賄の御下金銀5匁受取につき) 大熊村名主友七・組頭七郎右衛門・長百姓治郎右衛門→御武具方御役所 合印あり、年代部分に虫損あり	慶応3年卯3月	縦紙・1通	へ164-8-35
牧野良平金銭受取証文[覚](原桂仙頂戴御扶持の内金30両受取につき) 牧野良平・代判宮下力→佐藤為之進殿	(慶応3年)9月16日	縦紙・1通	へ164-9
(下宇木村硝石製場関連書類綴 慶応元年3月		95点	へ164-10

～慶応3年11月)			
山岸左内他一名金銭受渡約定証文(慶応元丑年5月より同2寅年4月迄下宇木村々硝石御製御入料金154両余受取の上請渡す旨、証文94通分につき) 山岸左内・三村大之助／(奥印)柿崎良作／(奥印)岸太五之丞・齋田虎尾・立合木内助右衛門／(奥印)藤岡伊織→池田富之進殿・堤常之丞殿・赤澤内蔵助殿他2名 訂正のための貼り札あり、端裏書「証文九拾四通」、合印あり、表紙	慶応3年卯11月	縦継紙・1通	へ164-10-1
東寺尾村名主荘治他三名金銭受取証文[覚](人足手当金1分2朱ト1匁5分につき) 東寺尾村名主荘治・組頭寅右衛門・同断久左衛門他1名→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑5月	縦紙・1通	へ164-10-2
丹波島村名主荘兵衛他三名金銭受取証文[覚](人足手当金2分6匁につき) 丹波島村名主荘兵衛・組頭伊右衛門・同藤太郎他1名→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑5月	縦紙・1通	へ164-10-3
三輪村名主與兵衛他四名金銭受取証文[覚](人足手当金1貫200文) 三輪村名主與兵衛・組頭清之丞・同断善蔵他2名→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑5月	縦紙・1通	へ164-10-4
下宇木村名主春原金左衛門他二名金銭受取証文[覚](人足手当金銭1貫文につき) 下宇木村名主春原金左衛門・組頭治兵衛・長百姓孫左衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑5月	縦紙・1通	へ164-10-5
荒神町栄助金銭受取証文[覚](灰代金銭41貫707文につき) 荒神町栄助→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑5月	縦紙・1通	へ164-10-6
返目村名主惣右衛門他二名金銭受取証文[覚](灰代金銭1貫文につき) 返目村名主惣右衛門・組頭勇吉・長百姓幸十郎→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-7
東和田村名主藤左衛門他三名金銭受取証文[覚](灰代金銭1貫文につき) 東和田村名主藤左衛門・組頭七左衛門・長百姓惣八→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月18日	縦紙・1通	へ164-10-8
吉田村名主三大夫他三名金銭受取証文[覚](灰代金銭5貫500文につき) 吉田村名主三大夫・組頭重治郎・長百姓利兵衛他1名→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑3月	縦紙・1通	へ164-10-9
荒神町栄助金銭受取証文[覚](灰代金銭8貫800文につき) 荒神町栄助→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-10
後町村松橋久左衛門金銭受取証文[覚](灰代金銭1貫784文につき) 後町村松橋久左衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-11

上松村名主孫右衛門他二名金銭受取証文[覚] (灰代金銭448文につき) 上松村名主孫右衛門・ 組頭仲右衛門・長百姓作十郎→御武具方御役所 合 印あり	(慶応元年)丑12月	縦紙・1通	へ164-10-12
鍵屋芳左衛門金銭受取証文[覚](三寸釘等代金 2分2朱2匁1分5厘につき) 鍵屋芳左衛門→御武 具方御役所 合印あり	(慶応元年)丑5月	横切継紙・1通	へ164-10-13
鍵屋芳左衛門金銭受取証文[覚](莖等代金1分2 朱5匁5分につき) 鍵屋芳左衛門→御武具方御役 所 合印あり	(慶応元年)丑5月	横切継紙・1通	へ164-10-14
御秤役所金銭受取証文[覚](26貫秤等代金1両2 分3朱銭787文につき) 御秤役所→ 合印あり	(慶応元年)丑5月12日	横切継紙・1通	へ164-10-15
鍛冶町桶職和吉金銭受取証文[覚](手桶購入代 金銀15匁につき) 鍛冶町桶職和吉→御武具方御 役所 合印あり	(慶応元年)丑5月15日	切紙・1通	へ164-10-16
下宇木村名主春原金左衛門他二名金銭受取証 文[覚](御出役様御賄手当金2分2朱4匁5分につ き) 下宇木村名主春原金左衛門・組頭治兵衛・長 百姓孫左衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑5月	縦紙・1通	へ164-10-17
布野村名主金左衛門他二名金銭受取証文[覚] (御出役様御賄手当金銀4匁につき) 布野村 名主金左衛門・組頭忠兵衛・長百姓金兵衛→御武具方 御役所 合印あり	慶応元年丑閏5月	縦紙・1通	へ164-10-18
上松村名主孫右衛門他二名金銭受取証文[覚] (灰等購入代銭6貫857文につき) 上松村名主 孫右衛門・組頭仲右衛門・長百姓作十郎→御武具方御 役所 合印あり	慶応元年丑閏5月28日	縦継紙・1通	へ164-10-19
上松村本郷名主孫右衛門他二名金銭受取証文 [覚](御賄御手当金3朱2匁7分5厘につき) 上 松村本郷名主孫右衛門・組頭仲右衛門・長百姓作十郎 →御武具方御役所 合印あり、訂正のための貼紙あ り	慶応元年丑閏5月28日	縦紙・1通	へ164-10-20
北上野村名主甚之丞他二名金銭受取証文[覚] (灰等購入代銭4貫448文につき) 北上野村名 主甚之丞・組頭銀藏・長百姓久右衛門→御武具方御役 所 合印あり	慶応元年丑閏5月29日	縦継紙・1通	へ164-10-21
北上野村名主甚之丞他二名金銭受取証文[覚] (御出役様御賄手当金3朱7分5厘につき) 北 上野村名主甚之丞・組頭銀藏・長百姓久右衛門→御武 具方御役所 合印あり	慶応元年丑閏5月29日	縦紙・1通	へ164-10-22
三輪村名主與兵衛他四名金銭受取証文[覚](灰 代銭14貫313文につき) 三輪村名主與兵衛・組 頭清之丞・同断善藏他2名→御武具方御役所 合印あ り	慶応元年丑6月	縦継紙・1通	へ164-10-23
三輪村名主與兵衛他四名金銭受取証文[覚](明	慶応元年丑6月	縦紙・1通	へ164-10-24

37 藩政／番方／器具方所管器具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

俵等購入代銭1貫548文につき) 三輪村名主與兵衛・組頭清之丞・同断善蔵他2名→御器具方御役所合印あり	慶応元年丑6月	縦紙・1通	へ164-10-25
三輪村名主與兵衛他四名金銭受取証文[覚](明俵代銭600文につき) 三輪村名主與兵衛・組頭清之丞・同断善蔵他2名→御器具方御役所合印あり	慶応元年丑6月	縦紙・1通	へ164-10-26
善光寺灰屋治郎太金銭受取証文[覚](灰代銭33貫600文につき) 善光寺灰屋治郎太→御器具方御役所合印あり	慶応元年丑6月	縦紙・1通	へ164-10-27
善光寺灰屋治郎太金銭受取証文[覚](善光寺より下字木村迄の灰輸送代銭3貫148文につき) 善光寺灰屋治郎太→御器具方御役所合印あり	慶応元年丑6月	縦紙・1通	へ164-10-28
三輪村名主與兵衛他四名金銭受取証文[覚](人足料銀1匁につき) 三輪村名主與兵衛・組頭清之丞・同断善蔵他2名→御器具方御役所合印あり	慶応元年丑6月	縦紙・1通	へ164-10-29
三輪村名主與兵衛他四名金銭受取証文[覚](人足料銀1貫400文につき) 三輪村名主與兵衛・組頭清之丞・同断善蔵他2名→御器具方御役所合印あり	慶応元年丑6月	縦紙・1通	へ164-10-30
三輪村名主與兵衛他四名金銭受取証文[覚](御出役様御賭手当金銀33匁につき) 三輪村名主與兵衛・組頭清之丞・同断善蔵他2名→御器具方御役所合印あり、訂正のための貼紙あり	慶応元年丑7月	縦紙・1通	へ164-10-31
北上野村名主甚之丞他二名金銭受取証文[覚](松真木等購入代金15両1分2匁6分3厘につき) 北上野村名主甚之丞・組頭銀蔵・長百姓久右衛門→御器具方御役所合印あり	慶応元年丑7月	縦紙・1通	へ164-10-32
北上野村名主甚之丞他二名金銭受取証文[覚](御出役様御賭手当銀6匁につき) 北上野村名主甚之丞・組頭銀蔵・長百姓久右衛門→御器具方御役所合印あり	慶応元年丑7月	縦紙・1通	へ164-10-33
北堀村名主喜左衛門他二名金銭受取証文[覚](真木代金3両3分2朱につき) 北堀村名主喜左衛門・組頭勝之助・長百姓九兵衛→御器具方御役所合印あり	慶応元年丑7月	縦紙・1通	へ164-10-34
吉田村名主三大夫他三名金銭受取証文[覚](灰代銭10貫900文余につき) 吉田村名主三大夫・組頭重治郎・長百姓利兵衛他1名→御器具方御役所合印あり	慶応元年丑7月	縦紙・1通	へ164-10-35
吉田村名主三大夫他二名金銭受取証文[差上申一札之事](明俵等購入代銭1貫836文につき) 吉田村名主三大夫・組頭重治郎・長百姓利兵衛→御器具方御役所合印あり	慶応元年丑7月	縦紙・1通	へ164-10-36
吉田村名主三大夫他二名金銭受取証文[差上申一札之事](御出役様御賭手当銀29匁につき) 吉田村名主三大夫・組頭重治郎・長百姓利兵衛→御武	慶応元年丑7月	縦紙・1通	へ164-10-36

具方御役所 合印あり、訂正のための貼紙あり			
吉田村名主三大夫他三名金銭受取証文[覚](御出役様御賄手当銀2匁につき) 吉田村名主三大夫・組頭重治郎・長百姓利兵衛他1名→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑7月6日	縦紙・1通	へ164-10-37
三輪村名主與兵衛他四名金銭受取証文[覚](御出役様御賄手当銀2匁につき) 三輪村名主與兵衛・組頭清之丞・同断善蔵他2名→御武具方御役所 合印あり、訂正のための貼紙あり	慶応元年丑7月7日	縦紙・1通	へ164-10-38
三輪村名主與兵衛他四名金銭受取証文[覚](御出役様御賄手当金2分2朱につき) 三輪村名主與兵衛・組頭清之丞・同断善蔵他2名→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑8月	縦紙・1通	へ164-10-39
押鐘村名主清重郎他二名金銭受取証文[覚](灰代銭1貫965文につき) 押鐘村名主清重郎・組頭善右衛門・長百姓惣作→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑10月3日	縦紙・1通	へ164-10-40
押鐘村名主清重郎他二名金銭受取証文[覚](明俵代銭448文につき) 押鐘村名主清重郎・組頭善右衛門・長百姓惣作→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑10月	縦紙・1通	へ164-10-41
稲積村名主忠兵衛他二名金銭受取証文[覚](灰代銭2貫500文につき) 稲積村名主忠兵衛・組頭安右衛門・長百姓喜兵衛→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑10月	縦紙・1通	へ164-10-42
稲積村名主忠兵衛他二名金銭受取証文[覚](縄等購入代銭548文につき) 稲積村名主忠兵衛・組頭安右衛門・長百姓喜兵衛→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑10月	縦紙・1通	へ164-10-43
稲積村名主忠兵衛他二名金銭受取証文[覚](人足料銭900文につき) 稲積村名主忠兵衛・組頭安右衛門・長百姓喜兵衛→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑10月	縦紙・1通	へ164-10-44
稲積村名主忠兵衛他二名金銭受取証文[覚](御出役様御賄手当金2朱と5分につき) 稲積村名主忠兵衛・組頭安右衛門・長百姓喜兵衛→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑10月	縦紙・1通	へ164-10-45
南俣村名主市之丞金銭受取証文[覚](御出役様御賄手当銀2匁につき) 南俣村名主市之丞→御武具方御役所 合印あり	(慶応元年)丑10月28日	縦紙・1通	へ164-10-46
北平林村名主長三郎他二名金銭受取証文[覚](御出役様御賄手当銀4匁につき) 北平林村名主長三郎・組頭友左衛門・長百姓惣右衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑10月29日	縦紙・1通	へ164-10-47
三輪村名主與兵衛他四名金銭受取証文[差上申一札之事](御出役様御賄手当銀4匁につき) 三輪村名主與兵衛・組頭清之丞・同断善蔵他2名→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑10月晦日	縦紙・1通	へ164-10-48

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

丹波島村名主莊兵衛金銭受取証文[覚](御出役様御賄手当銀2匁につき) 丹波島村名主莊兵衛→御武具方御役所 合印あり	(慶応元年)丑10月晦日	縦紙・1通	へ164-10-49
三輪村名主与兵衛他三名金銭受取証文[覚](荷桶等購入代銭2貫960文につき) 三輪村名主与兵衛・組頭清之丞・同断善蔵他1名→御武具方御役所 合印あり、訂正のための貼紙あり	慶応元年丑12月18日	縦紙・1通	へ164-10-50
下宇木村名主春原金左衛門他二名金銭受取証文[覚](四寸釘等購入代銭4貫276文につき) 下宇木村名主春原金左衛門・組頭冶兵衛・長百姓孫左衛門→御武具方御役所 合印あり、訂正のための貼紙あり	慶応元年丑12月	縦継紙・1通	へ164-10-51
下宇木村名主春原金左衛門他二名金銭受取証文[覚](二寸釘等購入代金2分2朱1匁3分につき) 下宇木村名主春原金左衛門・組頭冶兵衛・長百姓孫左衛門→御武具方御役所 合印あり、訂正のための貼紙あり	慶応元年丑12月	縦継紙・1通	へ164-10-52
御武具方御鍛冶高橋閔冶金銭受取証文[覚](鍋等購入代銀140匁5分につき) 御武具方御鍛冶高橋閔冶→御武具方御役所 合印あり	(慶応元年)丑12月	縦継紙・1通	へ164-10-53
吉田村桶職三吉金銭受取証文[覚](三尺桶等購入代銭6貫84文につき) 吉田村桶職三吉→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-54
鍵屋芳左衛門金銭受取証文[覚](琉球表等代金2分2朱2匁1分につき) 鍵屋芳左衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	横切継紙・1通	へ164-10-55
押鐘村名主清重郎他二名金銭受取証文[覚](人足代料300文につき) 押鐘村名主清重郎・組頭善右衛門・長百姓惣作→御武具方御役所 合印あり、訂正のための貼紙あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-56
押鐘村名主清重郎他二名金銭受取証文[覚](御出役様御賄手当金1分2朱につき) 押鐘村名主清重郎・組頭善右衛門・長百姓惣作→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-57
押鐘村名主清重郎他二名金銭受取証文[覚](人足御手当銭1貫文につき) 押鐘村名主清重郎・組頭善右衛門・長百姓惣作→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-58
三輪村名主與兵衛他三名金銭受取証文[覚](人足御手当銭400文につき) 三輪村名主與兵衛・組頭清之丞・同断善蔵他1名→御武具方御掛り御役所 合印あり	慶応元年丑12月18日	縦紙・1通	へ164-10-59
相原村名主善右衛門他二名金銭受取証文[覚](人足御手当等銭400文につき) 相原村名主善右衛門・組頭多兵衛・長百姓与七→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-60

吉田村名主三大夫他三名金銭受取証文[覚](人足御手当銭1貫500文につき) 吉田村名主三大夫・組頭重治郎・長百姓利兵衛他1名→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-61
返目村名主惣右衛門他二名金銭受取証文[覚](人足御手当銭900文につき) 返目村名主惣右衛門・組頭勇吉・長百姓幸十郎→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-62
北平林村名主長三郎他二名金銭受取証文[覚](人足御手当銭830文につき) 北平林村名主長三郎・組頭友左衛門・長百姓惣右衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-63
吉田村名主三大夫他二名金銭受取証文[差上申一札之事](人足御手当銭400文につき) 吉田村名主三大夫・組頭重治郎・長百姓利兵衛→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-64
三輪村名主與兵衛他四名金銭受取証文[覚](槓木代金1両2分2朱1匁7分3厘につき) 三輪村名主與兵衛・組頭清之丞・同断善蔵他2名→御武具方御役所 合印あり、訂正のための貼紙あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-65
三輪村名主與兵衛他四名金銭受取証文[覚](槓木代金13両1分4匁5分につき) 三輪村名主與兵衛・組頭清之丞・同断善蔵他2名→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-66
北上野村名主甚之丞他二名金銭受取証文[覚](槓木代金26両3分1匁7分8厘につき) 北上野村名主甚之丞・組頭銀蔵・長百姓久右衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-67
東和田村名主藤左衛門他三名金銭受取証文[覚](菊代金2朱2匁5分につき) 東和田村名主藤左衛門・組頭七左衛門・長百姓惣八他1名→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月18日	縦紙・1通	へ164-10-68
北平林村名主長三郎他二名金銭受取証文[覚](菊代金2朱2匁5分につき) 北平林村名主長三郎・組頭友左衛門・長百姓惣右衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-69
返目村名主惣右衛門他二名金銭受取証文[覚](下宇木村御製場より松代御役所迄硝石輸送代銭600文につき) 返目村名主惣右衛門・組頭勇吉・長百姓幸十郎→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-70
三輪村名主與兵衛他三名金銭受取証文[覚](下宇木村御製場より松代御役所迄硝石輸送代銭1貫200文につき) 三輪村名主與兵衛・組頭清之丞・同断善蔵他1名→御武具方御掛り御役所 合印あり	慶応元年丑12月18日	縦紙・1通	へ164-10-71
下宇木村名主春原金左衛門他二名金銭受取証	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-72

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

文[覚](下宇木村御製場より松代御役所迄硝石輸送代銭600文につき) 下宇木村名主春原金左衛門・組頭治兵衛・長百姓孫左衛門→御武具方御役所 合印あり			
上宇木村名主藤兵衛他三名金銭受取証文[覚] (下宇木村御製場より松代御役所迄硝石輸送代銭600文につき) 上宇木村名主藤兵衛・組頭助八・長百姓安兵衛他1名→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-73
相原村名主善右衛門他二名金銭受取証文[覚] (下宇木村御製場より松代御役所迄硝石輸送代銭600文につき) 相原村名主善右衛門・組頭多兵衛・長百姓与七→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-74
吉田村名主三大夫他三名金銭受取証文[覚](下宇木村御製場より松代御役所迄硝石輸送代銭600文につき) 吉田村名主三大夫・組頭重治郎・長百姓利兵衛他1名→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-75
下宇木村名主春原金左衛門他二名金銭受取証文[覚](御出役様御賄手当金1分2朱1匁5分につき) 下宇木村名主春原金左衛門・組頭治兵衛・長百姓孫左衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-76
三輪村名主與兵衛他四名金銭受取証文[覚](御出役様御賄手当金2朱ト5分につき) 三輪村名主與兵衛・組頭清之丞・同断善蔵他2名→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-77
丹波島村名主莊兵衛金銭受取証文[差上申一札之事](御出役様御賄手当銀4匁につき) 丹波島村名主莊兵衛→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月20日	縦紙・1通	へ164-10-78
上宇木村名主藤兵衛他二名金銭受取証文[覚] (母土桶代銀3匁につき) 上宇木村名主藤兵衛・組頭助八・長百姓治郎兵衛→御武具方御役所 合印あり	慶応元年丑12月	縦紙・1通	へ164-10-79
北高田村名主喜藤太他二名金銭受取証文[覚] (母土桶代銀7匁につき) 北高田村名主喜藤太・組頭喜惣治・長百姓忠左衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応2年寅7月	縦紙・1通	へ164-10-80
北平林村名主友左衛門他二名金銭受取証文[覚](母土桶代金2朱3匁につき) 北平林村名主友左衛門・組頭半左衛門・作右衛門→御武具方御役所 合印あり	慶応2年寅7月	縦紙・1通	へ164-10-81
押鐘村名主惣作他三名金銭受取証文[覚](母土桶代銀6匁につき) 押鐘村名主惣作・組頭善右衛門・長百姓清重郎他1名→御武具方御役所 合印あり	慶応2年寅7月	縦紙・1通	へ164-10-82
返目村名主幸十郎他二名金銭受取証文[覚](母土桶代金1兩余につき) 返目村名主幸十郎・組頭惣右衛門・長百姓彦次郎→御武具方御役所 合印あり	慶応2年寅7月	縦紙・1通	へ164-10-83

相原村名主善右衛門他二名金銭受取証文[覚] (母土桶代金2分2朱4匁5分につき) 相原村名 主善右衛門・組頭多兵衛・長百姓与七→御武具方御役 所 合印あり	慶応2年寅7月	縦紙・1通	へ164-10-84
下宇木村名主孫左衛門他二名金銭受取証文 [覚](母土桶代銀7匁につき) 下宇木村名主孫 左衛門・組頭喜代蔵・長百姓民八→御武具方御役所 合印あり	慶応2年寅7月	縦紙・1通	へ164-10-85
三輪村名主與兵衛他四名金銭受取証文[覚](代 金につき) 三輪村名主與兵衛・組頭善蔵・同断富 左衛門他2名→御武具方御役所 合印あり、虫損にて 品物代金共に不明	慶応2年寅8月朔日	縦紙・1通	へ164-10-86
三輪村名主與兵衛他四名金銭受取証文[覚](御 出役様御賄手当銀8匁につき) 三輪村名主與 兵衛・組頭善蔵・同断富左衛門他2名→御武具方御役 所 合印あり	慶応2年寅8月朔日	縦紙・1通	へ164-10-87
下宇木村名主孫左衛門他二名金銭受取証文 [覚](縄代金につき) 下宇木村名主孫左衛門・組 頭喜代蔵・長百姓民八→御武具方御役所 合印あり、 虫損にて金額不明	慶応2年寅8月	縦紙・1通	へ164-10-88
下宇木村名主孫左衛門他二名金銭受取証文 [覚](御出役様御賄手当金につき) 下宇木村 名主孫左衛門・組頭喜代蔵・長百姓民八→御武具方御 役所 合印あり、虫損にて金額不明	慶応2年寅8月	縦紙・1通	へ164-10-89
返目村名主幸十郎他二名金銭受取証文[覚](御 出役様御賄手当金2朱ト5分につき) 返目村 名主幸十郎・組頭惣右衛門・長百姓彦次郎→御武具方 御役所 合印あり	慶応2年寅8月	縦紙・1通	へ164-10-90
丹波島村名主莊兵衛金銭受取証文[覚](御出役 様御賄手当銀4匁につき) 丹波島村名主莊兵衛 →御武具方御役所 合印あり	慶応2年寅8月	縦紙・1通	へ164-10-91
下宇木村名主孫左衛門他二名金銭受取証文 [覚](硝石御製場家賃御手当金1両2分2朱に つき) 下宇木村名主孫左衛門・組頭喜代蔵・長百姓 民八→御武具方御役所 合印あり	慶応2年寅8月	縦紙・1通	へ164-10-92
硝石方御雇御仲間惣作他一名金銭受取証文 [覚](雑用代金3両2朱2匁5分につき) 硝石方 御雇御仲間惣作・直八→御武具方御役所 合印あり	慶応2年寅8月	縦紙・1通	へ164-10-93
硝石方御雇御仲間惣作他一名金銭受取証文 [覚](人足代金23両3分につき) 硝石方御雇御 仲間惣作・直八→御武具方御役所 合印あり、虫損に て詳細不明、訂正のための貼紙あり	慶応2年寅8月	縦紙・1通	へ164-10-94
御武具方御雇御仲間惣作他一名金銭受取証文 [覚](惣作・直八御勤御手当代金22両3分3匁 につき) 御武具方御雇御仲間惣作・直八→御武具 方御役所 合印あり、虫損にて詳細不明、訂正のため	慶応2年寅8月	縦紙・1通	へ164-10-95

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

の貼紙あり			
瀧沢平作金銭受取并金銭受渡書[覚](去辰六月 中御飛脚路銭並びに御手当メ金11両1分9匁 1分1厘銭6貫961文下し置かれるにつき) 瀧 沢平作/(奥印)山越新八郎/(奥印)伊東千右衛門/ (奥印)藤岡伊織→池田富之進殿・堤常之丞殿・長谷川 直太郎殿他4名 訂正のための貼り札あり	明治2年巳	豎半・1冊	へ164-11
瀧沢平作金銭受取并金銭受渡書[覚](当四月中 御飛脚路銭並びに御手当メ金29両3分6匁8分 1厘銭20貫257文下し置かれるにつき) 瀧沢 平作(奥印)山中小平次/(奥印)伊東千右衛門/(奥 印)藤岡伊織→池田富之進殿・堤常之丞殿・長谷川直 太郎殿他4名 訂正のための貼り札あり	明治2年巳5月	豎半・1冊	へ164-12
(カノーン砲関係受取証文綴 弘化2年正月～嘉 永5年7月)		4点	へ165
中俣一平他一名受取証文(カノーン筒3挺入料 金308両2朱4匁3分1厘につき) 中俣一平・久保 極人/(奥書)太田藤右衛門→	嘉永5年子7月	切紙・1通	へ165-1
江川太郎左衛門内雨宮新平金銭受取并受渡帳 [壹貫目カノーン五百目カノーン三百目カ ノーン御入料取調帳](各種カノーン入料メ 金194両2分2朱3匁4分9厘8毛につき) 江川太 郎左衛門内雨宮新平→ 下ケ札あり	嘉永4年亥3月	豎半・1冊	へ165-2
中嶋茂平次代辰之助受取証文[覚](吹銅代金 130両4匁3分7厘5毛につき) 中嶋茂平次代辰之 助→信州新町宛藤屋源右衛門殿	(弘化2年)巳正月29日	横切紙・1通	へ165-3
柿崎甚蔵受取証文[覚](豆州葦山への船賃1歩 11匁4分4厘につき) 柿崎甚蔵→久保極人殿	弘化2年巳正月	横切紙・1通	へ165-4
(鉄砲新調関係書類綴 嘉永5年6月～嘉永6年12 月) 虫損甚大		7点	へ166
菅沼小弥太他四名受取証文(新調6匁玉筒・鉄砲 入料手当29両1歩2朱2匁9分につき) 菅沼小 弥太・金児忠兵衛・三村源右衛門他2名/(奥書)水野 □(清カ)右衛門/(再奥書)草間元司・金井諫・立合長 谷川甚太夫→長谷川深美殿・宮下兵馬□ 端上部に 墨書「証文数六通」	(嘉永6年)丑12月	豎継紙・1通	へ166-1
佐久郡耳取村鉄砲職丸山権十郎請取証文[受取 証文一札之事](6匁玉鉄砲・鑄型代金20両に つき) 佐久郡耳取村鉄砲職丸山権十郎→御鉄砲方 御役所	嘉永5年子11月	豎紙・1通	へ166-2
御鉄砲師山口近蔵受取証文[覚](6匁玉鑄型代 金につき) 御鉄砲師(山口)近蔵→御武具方御役 所	(嘉永5年)子7月	切紙・1通	へ166-3
小泉友司受取証文[覚](鉄砲師手当金1両2歩に つき) 小泉友司→高野車之助殿	嘉永5年子12月	切紙・1通	へ166-4

小泉友司受取証文[覚](鉄砲師手当金1両4歩につき) 小泉友司→高野車之助殿	嘉永5年子12月	切紙・1通	へ166-5
小泉友司受取証文[覚](佐藤太兵衛道具手当銀39匁4分につき) 小泉友司→高野車之助殿	嘉永5年子12月	切紙・1通	へ166-6
佐久間庸左衛門受取証文[覚](鉄砲方新調筒・6匁筒入料引当金6両につき) 佐久間庸左衛門→高野車之助殿・長谷川藤藏殿・三村源五右衛門殿他2名	嘉永5年子6月	堅継紙・1通	へ166-7
(銃火器金銭受取証文綴 嘉永6年3月～嘉永7年3月) 紙縫綴、背表紙、虫損甚大		6点	へ167
岩下富馬等五名ゲベール銃代金受渡約定証文[覚](ゲベール銃代金4匁2朱余受取の上引渡す旨、証文5通分につき) 岩下富馬・菅鉦太郎・岸太五之丞他3名／(奥印)片桐総左衛門／(奥印)片岡十郎兵衛・長谷川藤藏・立合長谷川基太夫→竹村金吾殿・宮下兵馬殿・助磯田音門殿 端上部に墨書「証文五通」 合印あり	嘉永7年寅3月	横切継紙・1通	へ167-1
御鉄砲師山口近蔵受取証文[覚](ゲベール筒品々修復代金1両3歩5匁5分につき) 御鉄砲師山口近蔵→御武具方御役所 合印あり	嘉永6年丑12月	切紙・1通	へ167-2
御鉄砲師銅物師小林浅吉受取証文[覚](負銃代9匁6分につき) 御鉄砲銅物師小林浅吉→御鉄砲方御役所 合印あり	嘉永6年丑3月	切紙・1通	へ167-3
弦師庄次郎金銭受取証文[覚](弓30本代金2匁につき) (袋井町新通)弦師庄次郎→上 合印あり	嘉永6年丑4月	横切継紙・1通	へ167-4
竹山町潤平受取証文[覚](紐代金1歩2匁につき) 竹山町潤平→御武具方御役所 合印あり	嘉永6年丑4月	切紙・1通	へ167-5
御武具方元メ小山善次兵衛金銭受取証文[覚](刀代金2分余東寺尾村又兵衛へ支払代金受取につき) 御武具方元メ小山善次兵衛→ 合印あり	嘉永6年丑12月	切紙・1通	へ167-6
(銃火器関係金銭受取証文綴 嘉永4年10月～嘉永6年8月) 紙縫綴、背表紙付、虫損甚大		18点	へ168
高野車之助ゲベール銃代金受渡約定証文[覚](ゲベール銃代金74両余受取の上引渡す旨、証文18通分につき) 高野車之助／(奥書)堀内莊治／(再奥書)草間元司・金井謙・立合大日方正司→長谷川深美殿・宮下兵馬殿 端上部に墨書「証文拾八通」 合印あり	嘉永6年丑8月	横切継紙・1通	へ168-1
御徳居大工伝七金銭受取証文[覚](車修理代10文につき) 御徳居大工伝七→御武具御役所 合印あり	(嘉永6年)丑3月	切紙・1通	へ168-2
御徳居大工伝七金銭受取証文[覚](木挽手間等代金3両1歩5匁2分5厘につき) 御徳居大工伝七→御武具御役所 合印あり	(嘉永6年)丑3月	切紙・1通	へ168-3

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

内川己之作金銭受取証文[覚](12トイムホウイツスル代16両につき) 内川己之作→高野車之助殿 合印あり	嘉永6年丑7月	切紙・1通	へ168-4
鑄物師鈴木惣五郎金銭受取証文[覚](12トイムホウイツスル鑄立手間等代金1両2歩5匁につき) 鑄物師鈴木惣五郎→御武具方御役所 合印あり	嘉永4年亥10月	切紙・1通	へ168-5
御徳居大工伝七金銭受取証文[覚](台木等代金1両2朱につき) 御徳居大工伝七→御武具御役所 合印あり	(嘉永6年)丑3月	切紙・1通	へ168-6
御徳居大工伝七金銭受取証文[覚](大工手間等代金2両7匁5分につき) 御徳居大工伝七→御武具御役所 合印あり	(嘉永6年)丑3月	切紙・1通	へ168-7
御徳居大工伝七金銭受取証文[覚](木挽手間等代金8両1歩11匁2分5厘につき) 御徳居大工伝七→御武具御役所 合印あり	(嘉永6年)丑3月	切紙・1通	へ168-8
鍛冶町万吉金銭受取証文[覚](12トエムホエツル車台鉄物代金15両1歩につき) 鍛冶町万吉→御武具御役所 合印あり	嘉永6年丑4月	縦紙・1通	へ168-9
三俣藤吉金銭受取証文[覚](櫓鉾四方手取付等銀24匁5分につき) 三俣藤吉→御武具御奉行所 合印あり	(嘉永6年)丑3月	切紙・1通	へ168-10
御徳居大工伝七金銭受取証文[覚](軸棒等代金1歩2朱14匁4分につき) 御徳居大工伝七→御武具御役所 合印あり	(嘉永6年)丑3月	切紙・1通	へ168-11
御徳居鑄物師鈴木惣五郎金銭受取証文[覚](12トイムホウイツスルカラ玉等代金19両3歩2朱6匁1分につき) 御徳居鑄物師鈴木惣五郎→御武具方御役所 合印あり	嘉永4年亥10月	横切継紙・1通	へ168-12
鑄物師鈴木惣五郎金銭受取証文[覚](12トイム玉代銀75匁につき) 鑄物師鈴木惣五郎→高野様御内御役人中様 合印あり	(嘉永4年)亥10月	横切継紙・1通	へ168-13
上山田村治左衛門金銭受取証文[覚](合焰硝代金2朱につき) 上山田村治左衛門→御武具御役所 端裏書「十二寸ホウイツスル試打之破薬并シュンテル等御入料」あり	嘉永6年丑3月	縦紙・1通	へ168-14
上山田村治左衛門金銭受取証文[覚](合焰硝代金1両6匁につき) 上山田村治左衛門→御武具御役所 端裏書「十二トイム試打薬(カ、虫損)并等薬等御入料」あり	嘉永6年丑3月	縦紙・1通	へ168-15
大丸屋惣兵衛金銭受取証文[覚](硫黄等7匁9分につき) 大丸屋惣兵衛→御武具御役所	(嘉永5年)子極月	縦紙・1通	へ168-16
大丸屋惣兵衛金銭受取証文[覚](硫黄等8分5厘につき) 大丸屋惣兵衛→神戸様	(嘉永6年)丑2月	横切紙・1通	へ168-17
神戸革治支払証文[覚](硝石等5匁1分9厘につ	嘉永6年丑2月	縦継紙・1通	へ168-18

き) 神戸革治→高野車之助殿			
古川治助金銭受取証文[覚](油等2兩2歩5匁4厘につき) 古川治助→高野車之助殿	(嘉永6年) 丑8月	縦継紙・1通	へ168-19
(銃火器金銭受取証文綴 嘉永5年2月～嘉永7年4月) 虫損甚大		13点	へ169
高野車之助雷火銃代金受渡約定証文[覚](雷火銃代金57兩余受取の上引渡す旨、証文15通分) 高野車之助/(奥印)倉田三之丞/(奥印)片岡十郎兵衛・長谷川藤蔵・立合祿津刑左衛門→竹村金吾殿・菅沼九兵衛殿・宮下兵馬殿他1名 端書「証文数拾五通」	嘉永7年寅2月	縦継紙・1通	へ169-1
御鉄砲師山口近蔵金銭受取証文[覚](ゲベール筒代金10兩2歩2朱2匁5分につき) 御鉄砲師山口近蔵→御武具方御役所	嘉永5年子12月	縦紙・1通	へ169-2
矢代寫蔵金銭受取証文[覚](ゲベールカラクリ代金12兩2分につき) 矢代寫蔵→高野車之助殿	嘉永5年丑2月	縦紙・1通	へ169-3
御銅物師内田捨治郎金銭受取証文[覚](銅物真鍮方代370匁につき) 御銅物師内田捨治郎→御武具方御役所	嘉永6年丑8月	縦紙・1通	へ169-4
御鉄砲師山口近蔵金銭受取証文[覚](弾き鉄等代金2兩1歩7匁につき) 御鉄砲師山口近蔵→御武具方御役所	嘉永7年寅2月	縦継紙・1通	へ169-5
竹山町潤平金銭受取証文[覚](屑革代50匁につき) 竹山町潤平→御武具方御役所	嘉永6年丑4月	縦紙・1通	へ169-6
御鉄砲師山口近蔵金銭受取証文[覚](屑革代6匁につき) 御鉄砲師山口近蔵→御武具方御役所	嘉永7年寅正月	縦紙・1通	へ169-7
山寺常吉金銭受取証文[覚](試打入料3歩2朱3匁2分4厘につき) 山寺常吉→	嘉永5年子12月	縦継紙・1通	へ169-8
御鉄砲師山口近蔵金銭受取証文[覚](雷火銃御筒台入料金3兩につき) 御鉄砲師山口近蔵→御武具御奉行所	嘉永7年寅2月	縦紙・1通	へ169-9
代官町熊治金銭受取証文[覚](雷火銃御内台手間料金3兩銀20匁につき) 代官町熊治→御武具方御役所	嘉永7年寅2月	縦紙・1通	へ169-10
御鉄砲師山口近蔵金銭受取証文[覚](ミツマタ代等2兩2朱2匁5分につき) 御鉄砲師山口近蔵→御武具方御奉行所	嘉永7年寅2月	縦継紙・1通	へ169-11
御鉄砲師山口近蔵金銭受取証文[覚](雷火銃鑄形代金1分3匁につき) 御鉄砲師山口近蔵→御武具方御役所	嘉永7年寅2月	縦紙・1通	へ169-12
松山町健助受取証文[覚](西洋砲胴乱代金2兩2歩につき) 松山町健助→御武具御役所	嘉永6年丑10月	縦紙・1通	へ169-13
栄屋伝兵衛受取証文[覚](幅広沢田打代銀84匁につき) 栄屋伝兵衛→御武具方御役所	(嘉永6年) 丑12月	縦紙・1通	へ169-14

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

馬場町代助受取証文[覚](雷火官代金5両1歩9匁につき) 馬場町代助→御武具方御役所	嘉永6年丑12月	縦紙・1通	へ169-15
東木町青吉受取証文[覚](トントロ御口薬等代金5両2歩につき) 東木町青吉→御武具方御役所	嘉永7年寅4月23日	縦紙・1通	へ169-16
(武具修復関係受取証文綴 安政6年12月～万延2年3月)		8点	へ170
宮嶋嘉織他四名受渡約定証文[覚](武箸修復代金2両2歩2朱4匁3分8厘受取の上引渡す旨、証文7通分につき) 宮嶋嘉織・宇敷元之丞・三村大之助他2名/(奥印)高野左助/(奥印)佐藤安喜・岡野弥右衛門・立合依田源之丞/(裏書)岡野源右衛門→斎藤善藏殿・水井市治殿・助佐藤伊与之進殿他2名 端書「証文数七通」	万延2年酉3月	縦継紙・1通	へ170-1
上山田村宮原治左衛門金銭受取証文(小銃合衆代金3歩1朱2匁5分6厘につき) 上山田村宮原治左衛門→御武具方御役所	安政6年未12月4日	切紙・1通	へ170-2
御鉄砲師横田二作金銭受取証文[覚](大三つ俣代金1歩5匁につき) 御鉄砲師横田二作→御武具方御役所	万延元年申7月13日	切紙・1通	へ170-3
中津平左衛門金銭受取証文[覚](30匁筒鯨槳杖等7匁2分6厘につき) 中津平左衛門→三村大之助殿	7月12日	縦継紙・1通	へ170-4
坂口久兵衛金銭受取証文[覚](三ツ道具代25匁3分につき) 坂口久兵衛→御武具方御役所	万延元年申12月	縦継紙・1通	へ170-5
桜井健治金銭受取証文[覚](三ツ道具等代金2歩1朱2匁3分5厘につき) 桜井健治→御武具御役所	(万延元年)申11月	縦継紙・1通	へ170-6
御鉄砲台師瀧沢常蔵金銭受取証文[覚](三ツ道具代4匁につき) 御鉄砲台師瀧沢常蔵→御武具方御役所	(万延元年)申11月	切紙・1通	へ170-7
柴丁駿河屋錠吉金銭受取証文[覚](細引代金1歩2匁9分1厘につき) (松代)柴丁駿河屋錠吉→御武具方御役所	(万延)9月15日	切紙・1通	へ170-8
(武庫方金銭受取証文関係書類綴 万延元年7月～文久元年11月)		13点	へ171
岸太五之丞他五名受取証文(当正月～7月まで御武器御修復・新規御出来物御入料ノ金15両1分2朱1匁7分8厘) 岸太五之丞・山岸左内・三村大之助他3名/(奥印)田澤廉助/(奥印)片岡十郎兵衛・斎田虎尾/(裏印)宇鋪元之丞→斎藤善藏殿・水井市治殿・佐藤伊与之進殿他2名 端書「証文数拾貳通」	文久元年酉8月	縦継紙・1通	へ171-1
山浦昇金銭受取証文[覚](長巻3振御入料金9両) 山浦昇→宮嶋嘉織殿	文久元年酉3月	縦紙・1通	へ171-2
西条村研師元之助金銭受取証文[覚](長巻2振	万延元年申7月	縦紙・1通	へ171-3

代金1両) 西条村研師元之助→御武具方御役所			
研師嘉市金銭受取証文[覚](御長巻等3筆御入料銀42匁5分につき) 研師嘉市→御武具方御役所	万延元年申8月26日	縦紙・1通	へ171-4
御調物師内田捨治郎金銭受取証文[覚](御長巻御入料銀8匁につき) 御調物師内田捨治郎→御武具方御役所	万延元年申8月	縦紙・1通	へ171-5
御鉄砲台師見習大挾栄太郎金銭受取証文[覚](長巻鞘・柄御入料代銀29匁につき) 御鉄砲台師見習大挾栄太郎→御武具方御役所	万延元年申11月	縦紙・1通	へ171-6
御鉄砲鉄物師朝日喜市金銭受取証文[覚](御長巻御入料代金1分1匁5分につき) 御鉄砲鉄物師朝日喜市→御武具方御役所	万延元年申12月	縦紙・1通	へ171-7
八木屋惣吉金銭受取証文[覚](鉄鑊代銀6匁につき) 八木や惣吉→御武具方御役所	(文久元年)西4月	縦紙・1通	へ171-8
御築師桜井健冶金銭受取証文[覚](長巻御入料代銀91匁5分につき) 御築師桜井健治→御武具方御役所	(文久元年)西2月	縦継紙・1通	へ171-9
御鍛冶御鉄砲師兼坂口久兵衛金銭受取証文[覚](長巻御入料代金3分につき) 御鍛冶御鉄砲師兼坂口久兵衛→御武具方御役所	万延元年申12月	縦紙・1通	へ171-10
松嶋屋初五郎金銭受取証文[覚](極上長まき新木代銀30匁につき) 松嶋屋初五郎→松代三村大之助様 印「上州高崎田町松嶋屋」	(文久元年)西10月14日	横切紙・1通	へ171-11
御飛脚才領組徳左衛門金銭受取証文[覚](長巻持賃銀6貫400匁につき) 御飛脚才領組徳左衛門→三村大之助様御内	(文久元年)西11月	縦継紙・1通	へ171-12
御塗師桜井健冶金銭受取証文[覚](御持槍御修復入料代金3分4匁9分7厘につき) 御塗師桜井健治→御武具方御役所	(文久元年)西5月	縦継紙・1通	へ171-13
(武具方金銭受取証文綴 万延元年12月～文久2年3月)		18点	へ172
寺内多宮他五名受取証文(去西8月～12月まで御武器御修復・新規御出来物御入料メ金17両2分13匁2分5厘) 寺内多宮・岸太五之丞・山岸左内他3名/(奥印)高野左助/佐藤安喜・岡野弥右衛門・依田源之丞/(奥印)岡嶋忠記→斎藤善藏殿・水井市治殿・佐藤伊与之進殿他2名 端書「証文数拾七通」・訂正の為の貼紙あり	文久2年戌3月	縦継紙・1通	へ172-1
御安口令三郎金銭受取証文[覚](御幕手縄麻細引御入料代銀21貫676文につき) 御安口令三郎→御武具方御役所	文久元年西11月	縦紙・1通	へ172-2
桜井健冶金銭受取証文[覚](御長柄代金4両3分2匁1厘) 桜井健治→御武具方御役所	(文久元年)西10月	縦紙・1通	へ172-3

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

御調物師内田捨治郎金銭受取証文[覚](御長柄調物御入料代金2分6匁につき) 御調物師内田捨治郎→御武具方御役所	文久元年酉10月	豎紙・1通	へ172-4
外田町喜八金銭受取証文[覚](御紋附御幕・布更御幕御修復御入料代金1両3分2朱2匁5分につき) 外田町喜八→御武具方御役所	(文久元年)酉10月	豎紙・1通	へ172-5
桜井健冶金銭受取証文[覚](朱柄御長柄御調物御修復御入料代銀2匁5分につき) 桜井健治→御武具方御役所	文久元年酉10月	豎紙・1通	へ172-6
周兵衛金銭受取証文[覚](三ッ道具御入料代銀12匁5分につき) 周兵衛→御武具方御役所	(文久元年)酉10月	豎紙・1通	へ172-7
御鍛冶御鉄物師兼坂口久兵衛金銭受取証文[覚](三ッ道具石器鉄物御入料代銀3匁につき) 御鍛冶御鉄物師兼坂口久兵衛→御武具方御役所	(文久元年)酉12月	豎紙・1通	へ172-8
山浦昇金銭受取証文[覚](長巻御入料代金3両につき) 山浦昇→宮嶋嘉織殿	未11月8日	豎紙・1通	へ172-9
西条村研師元之助金銭受取証文[覚](御長巻御入料代金2分につき) 西条村研師元之助→御武具方御役所	万延元年申12月	豎紙・1通	へ172-10
御鉄砲台師見習大挾栄太郎金銭受取証文[覚](長巻鞘・柄御入料代銀10匁5分につき) 御鉄砲台師見習大挾栄太郎→御武具方御役所	万延元年申12月	豎紙・1通	へ172-11
御塗師桜井健冶金銭受取証文[覚](長巻1振新規御出来代金2分4匁3分5厘につき) 御塗師桜井健治→御武具方御役所	(文久元年)酉11月	豎紙・1通	へ172-12
御調物師内田捨治郎受取書[覚](長巻御入料代金1分につき) 御調物師内田捨治郎→御武具方御役所	万延元年申12月	豎紙・1通	へ172-13
御鉄砲鉄物師朝日喜市金銭受取証文[覚](御鉄砲鉄物師朝日喜市御入料代銀5匁5分につき) 御鉄砲鉄物師朝日喜市→御武具方御役所	文久元年酉12月25日	豎紙・1通	へ172-14
鍵屋伴之助金銭受取証文[覚](麻細引御買上代銀3匁7分2厘) 鍵屋伴之助→御武具方御役所 印「信州松代住伊勢町鍵屋」	(文久元年)酉10月	横切継紙・1通	へ172-15
御鉄砲師御刀鍛冶兼帯山口近蔵金銭受取証文[覚](御筒・鑄型・大工代金1両1分2朱3匁につき) 御鉄砲師御刀鍛冶兼帯山口近蔵→御武具方御役所	(文久元年)酉10月	豎継紙・1通	へ172-16
御塗師桜井健冶金銭受取証文[覚](御筒御入料代金1分2朱5匁3分につき) 御塗師桜井健治→御武具方御役所	文久元年酉12月	豎継紙・1通	へ172-17
御塗師桜井健冶金銭受取証文[覚](雷火銃・小道具御入料代銀11匁6分3厘につき) 御塗師桜井健治→御武具方御役所	(文久元年)酉12月	豎継紙・1通	へ172-18

(武庫方関係受取書綴 慶応4年2月～明治2年6月)		12点	へ173
矢野倉謙兵衛他五名受取証文(去辰年中御武器御修復・新規御出来物御入料ノ金9兩2分10匁6分7厘につき) 矢野倉謙兵衛・池田平角・久保九郎右衛門他3名ノ(奥印)岸太五之丞・斎田虎尾・木内助右衛門ノ(奥印)片岡弘人→佐川又左衛門殿・水井市治殿・谷口左仲殿他3名 端書「証文数拾壹通」訂正の為の貼紙あり	明治2年巳6月	縦継紙・1通	へ173-1
村田勝吉金銭受取証文[覚](焼印代金1分2朱につき) 村田勝吉→御武具方御役所	(慶応4年)辰2月	縦紙・1通	へ173-2
外田町音吉金銭受取証文[覚](御焼印代銀18匁につき) 外田町音吉→御武具方御役所 訂正のための貼札あり	2月6日	横切紙・1通	へ173-3
御槍物師湯本宇吉金銭受取証文[覚](焼印柄代銀1匁6分につき) 御槍物師湯本宇吉→御武具方御役所 訂正のための貼札あり	慶応4年辰4月	縦継紙・1通	へ173-4
三河屋利右衛門金銭受取証文[覚](御旗代銀3匁7分5厘) (松代)三河屋利右衛門→御武具方御役所	(慶応4年)辰3月	縦紙・1通	へ173-5
紙屋町菊治金銭受取証文[覚](御玉薬・御箱桐油代銀16匁につき) 紙屋町菊治→御武具方御役所	(慶応4年)辰2月	横切紙・1通	へ173-6
中町善右衛門金銭受取証文[覚](御高帳桃燈代金1兩1分2朱7匁3分2厘) 中町善右衛門→御武具方御役所	(慶応4年)辰3月	縦紙・1通	へ173-7
三河屋利右衛門金銭受取証文[覚](布更御幕代銀194匁につき) 三河屋利右衛門→御武具方御役所	(慶応4年)辰3月	縦紙・1通	へ173-8
中町善右衛門金銭受取証文[覚](小銃御玉薬箱桐油代金2兩2分につき) 中町善右衛門→御武具方御役所	慶応4年辰3月	縦紙・1通	へ173-9
中町善右衛門金銭受取証文[覚](御弓張御入料代金2分につき) 中町善右衛門→御武具方御役所	(慶応4年)辰3月11日	縦継紙・1通	へ173-10
御鉄砲御台師中村伝七金銭受取証文[覚](矢手木代銀12匁につき) 御鉄砲御台師中村伝七→御武具方御役所	(慶応4年)辰4月	縦継紙・1通	へ173-11
御鉄物師坂口久兵衛金銭受取証文[覚](御箆笥代金2分13匁につき) 御鉄物師坂口久兵衛→御武具方御役所	(明治元年)辰12月	縦継紙・1通	へ173-12
(武具等代金受取証文書類綴 明治元年7月～12月)		37点	へ174
羽田三蔵金銭受取証文[覚](小銃品々御買上物御入料金23兩1分3朱銭93文につき) 羽田三蔵ノ(奥印)池田平角ノ(奥印)高坂周平ノ(奥印)矢野	明治元年辰12月	横切継紙・1通	へ174-1

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

唯見・片岡弘人・立合河原理→堀内莊作殿 端書「証文三拾六通」			
表一ノ町くら屋善七金銭受取証文[覚](火縄8把代銀12匁につき) 表一ノ町くらや善七→松代様 印「越後長岡辰一ノ町角善」	(慶応4年)辰7月15日	横切継紙・1通	へ174-2
梅花屋徳十郎金銭受取証文[覚](麻油代1貫120文につき) 梅花屋徳十郎→上 印「越後長岡神田梅花屋」	7月19日	横切紙・1通	へ174-3
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](大砲銃カルカ代金1両2朱につき) 星野太郎右衛門→松代様御役人衆中様	(慶応4年)辰7月24日	切紙・1通	へ174-4
梅花屋徳十郎金銭受取証文[覚](麻油代560文につき) 梅花屋徳十郎→上 印「越後長岡神田梅花屋」	(慶応4年)辰7月24日	横切紙・1通	へ174-5
見附綿屋清藏金銭受取証文[覚](真鑰せこり代銀60匁につき) 見附綿屋清藏→松代様 印「北越見附[]」	8月4日	横切紙・1通	へ174-6
御手附助新吉金銭受取証文[覚](人足30人賃銭9貫文につき) 御手附助新吉→羽田三蔵様	(明治元年)辰9月	横切継紙・1通	へ174-7
御手附与三郎金銭受取証文[覚](人足15人賃銭6貫文につき) 御手附与三郎→羽田三蔵様	(明治元年)辰9月16日	横切紙・1通	へ174-8
五泉松田屋三太郎金銭受取証文[覚](銅895匁等につき) 五泉松田屋三太郎→松代様 印「北越五泉松田屋」	(明治元年)辰9月29日	横切紙・1通	へ174-9
五泉裏町大工菊藏金銭受取証文[覚](テント棒代銭1貫350文につき) 五泉裏町大工菊松→松代様	(慶応4年)辰8月28日	切紙・1通	へ174-10
木屋佐兵衛金銭受取証文[覚](杉丸太代900文につき) (北越津湊)木や佐兵衛→上 印「北越津湊栢屋」	8月29日	横切継紙・1通	へ174-11
三条玉木屋甚次郎金銭受取証文[覚](白木綿沓反代金1分3朱につき) 三条玉木屋甚次郎→松代様 印「北越三条甚次郎」	(慶応4年)辰9月2日	横切紙・1通	へ174-12
大工久之丞金銭受取証文[覚](三ツ目切100文につき) 大工久之丞→松代様	(慶応4年)辰9月5日	横切紙・1通	へ174-13
五泉亦四郎金銭受取証文[覚](三ツ目きり代350文につき) 五泉亦四郎→松代様	9月5日	横切紙・1通	へ174-14
五泉町藤八金銭受取証文[覚](手当金300疋につき) 五泉町藤八→松代様	(慶応4年)辰9月5日	横切紙・1通	へ174-15
越後五泉安中屋彦四郎金銭受取証文[覚](シヤボシ代240文等につき) 越後五泉安中屋彦四郎→松代様 印「越後五泉安中屋」	9月5日	切紙・1通	へ174-16
浅間屋四郎右衛門金銭受取証文[覚](男帯等2筆代金1朱110文につき) 浅間屋四郎右衛門→	(明治元年)辰9月12日	横切紙・1通	へ174-17

上様 印「越後五泉浅間」			
津川町舛屋利助金銭受取証文[覚](琉球産等代金3分11文につき) 津川町舛屋利助→松代様 印「北越津湊舛屋」	(明治元年)辰9月21日	横切継紙・1通	へ174-18
村松城松勘次金銭受取証文[覚](筵420文につき) 村松城町勘次→松代様	8月27日	横切紙・1通	へ174-19
御鉄砲師横田二作金銭受取証文[覚](地鉄等4筆村松御料御下金2両3歩銀8分4厘につき) 御鉄砲師横田二作→羽田三蔵様	(慶応4年)辰8月12日	横切継紙・1通	へ174-20
御鉄砲師横田二作金銭受取証文[覚](刃鉄等3筆下金1両1分3朱銀3匁3分につき) 御鉄砲師横田二作→羽田三蔵様	(慶応4年)辰8月27日	横切継紙・1通	へ174-21
村松かじや勘次金銭受取証文[覚](わらもしろ代銭1貫文につき) 村松かじや勘次→松代様	(慶応4年)辰8月27日	切紙・1通	へ174-22
梅田屋文吉金銭受取証文[覚](おひかわ代3匁20文につき) 梅田屋文吉→上 訂正のための貼札あり	7月7日	横切紙・1通	へ174-23
大澤荘吉金銭受取証文[覚](倉科村夫人足につき) 大澤荘吉→羽田三蔵様	6月4日	横切継紙・1通	へ174-24
馬下かしや和助金銭受取証文[覚](炭等代金3朱2貫60文につき) (北越)馬下かしや和助→松代武具方様 印「北越馬下宮□和」	(慶応4年)辰8月19日	横切紙・1通	へ174-25
村松上町扇屋玉右衛門金銭受取証文[覚](上琉球表等代金1両3分2朱銭3貫620文につき) 村松上町扇屋玉右衛門→松代様御役人中様 印「越後村松扇屋玉右衛門」	(慶応4年)辰8月21日	横切継紙・1通	へ174-26
村松上町甚兵衛金銭受取証文[覚](大縄代銭500文につき) 村松上町甚兵衛→松代様御役人中様	(慶応4年)辰8月21日	横切紙・1通	へ174-27
鍛冶田中屋金銭受取証文[覚](玉箱鉄具代金1朱につき) (邨松田中屋)かしや→上 印「北越邨松田中屋」	(慶応4年)辰8月21日	横切紙・1通	へ174-28
市川屋久平金銭受取証文[覚](油代410文につき) 越後村松小間物町市川屋久平→上 印「越後村松小間物町市川屋久平」	(慶応4年)辰8月22日	横切紙・1通	へ174-29
上町甚兵衛金銭受取証文[覚](大縄代銭380文につき) 上町甚兵衛→松代様御役人様	(慶応4年)辰8月23日	横切紙・1通	へ174-30
木村屋孝助金銭受取証文[覚](羽二重等代金1朱1貫865文につき) 村松木村屋孝助→松代様	(慶応4年)辰8月24日	横切紙・1通	へ174-31
村松河内屋甚右衛門金銭受取証文[覚](琉球表代金1両2朱300文につき) 村松河内屋甚右衛門→松代様	8月27日	横切紙・1通	へ174-32
鞍馬屋治平金銭受取証文[覚](木綿代金2分2朱300文につき) 鞍馬屋治平→松代様 印「北越加	8月11日	横切紙・1通	へ174-33

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

茂鞍馬屋」			
金児友太郎金銭受取証文[覚](白木綿等15筆買揚物代金5両2分2朱880文につき) 金児友太郎→池田平角様	8月7日	横切継紙・1通	へ174-34
見附伝蔵金銭受取証文[覚](御茶代金200疋につき) 見附伝蔵→上様 印「北越見附□□」	8月10日	横切紙・1通	へ174-35
藤田屋喜右衛門金銭受取証文[覚](筵代540文につき) 大西村藤田屋喜右衛門→松代様	8月10日	横切紙・1通	へ174-36
須川屋孫助金銭受取証文[覚](筵・縄代金3分3朱450文につき) 越後加茂須川屋孫助→松代様 印「越後加茂須川屋」	8月11日	横切継紙・1通	へ174-37
(武具修復等勘定関係書類綴 明治元年4月～明治2年)		32点	へ175
羽田三蔵金銭受取証文[覚](小銃御修復御買上物御入料等金24両2分1朱570文につき) 羽田三蔵／(奥印)池田平角／(奥印)柿崎良作／(奥印)矢野唯見・片岡弘人・立合河原理→高橋清蔵殿・堀内莊作殿 端書「横帳巻帳証文式拾九通」	明治元年辰12月	横切継紙・1通	へ175-1
御武具方御手附弥兵衛金銭受取証文[覚](人足へ草鞋御買上代銭2貫732文につき) 御武具方御手附弥兵衛→羽田三蔵様	(慶応4年)辰閏4月	切紙・1通	へ175-2
御鉄砲師杉田浅吉金銭受取証文[覚](大小銃御修復御入料1両2朱3匁につき) 御鉄砲師杉田浅吉→御武具方御役所	(慶応4年)閏4月23日	横切継紙・1通	へ175-3
千年鍛冶屋音吉金銭受取証文[覚](□□代1貫文につき) 千年かじや音吉→	慶応4年4月26日	切紙・1通	へ175-4
鍋屋喜太郎金銭受取証文[覚](本中鉦224文につき) なへ屋喜太郎→上 印「□□出雲大工道具鍋釜屋鍋屋喜太郎」	(慶応4年)辰閏4月13日	切紙・1通	へ175-5
新井久兵衛金銭受取証文[覚](なわ代銭164文につき) 新井久兵衛→上	4月29日	切紙・1通	へ175-6
奈良屋彦右衛門金銭受取証文[覚](大工作料248文につき) 奈良屋彦右衛門→上	(慶応4年)閏4月8日	切紙・1通	へ175-7
塩屋清右衛門金銭受取証文[覚](小判1朱代2貫文につき) しほ屋清右衛門→上	(慶応4年)辰4月19日	切紙・1通	へ175-8
あふらや金銭受取証文[覚](縄548文につき) あふらや→上 印「エチコ アラキ []」	(慶応4年)閏4月20日	切紙・1通	へ175-9
越後新井宿山本屋大工乙吉金銭受取証文[覚](木札1貫144文につき) 越後新井宿山本屋大工乙吉→松代御武具方御役所	(慶応4年)閏4月20日	切紙・1通	へ175-10
新井宿徳屋喜作金銭受取証文[覚](中麻200文につき) 新井宿植屋喜作→上	(慶応4年)辰閏4月5日	切紙・1通	へ175-11
かつらや茂兵衛金銭受取証文[覚](なわ代124	(慶応4年)閏4月13日	切紙・1通	へ175-12

文につき) かつらや茂兵衛→上			
長蔵金銭受取証文[覚](なわ代500文につき) 長蔵→上	(慶応4年)閏4月6日	切紙・1通	へ175-13
あら井桂屋茂兵衛金銭受取証文[覚](白苧代金 1朱につき) あら井桂屋茂兵衛→上	(慶応4年)閏4月5日	切紙・1通	へ175-14
新井宿三吉金銭受取証文[覚](松丸太等代銀12 匁5分につき) 新井宿三吉→上	(慶応4年)辰閏4月20日	横切紙・1通	へ175-15
御鉄砲師助杉田浅吉金銭受取証文[覚](大銃鉄 物御修復御入料代金2朱8匁5分につき) 御鉄 砲師助杉田浅吉→御武具方御役所	(慶応4年)閏4月28日	横切継紙・1通	へ175-16
御手附大沢荘吉金銭受取証文[覚](人足20人代 6貫文につき) 御手附大沢荘吉→羽田三蔵殿	(慶応4年)辰4月22日	横切紙・1通	へ175-17
小千谷西新金銭受取証文[覚](杉原紙代銭110 文につき) 小千谷西新→上 印「エチコ ラチヤ □屋」	(慶応4年)辰閏4月28日	横切紙・1通	へ175-18
小千谷町鶴屋与市金銭受取証文[覚](筵・並細 引代80匁につき) 小千谷町鶴屋与市→松代様 印「越後小千谷鶴屋」	(慶応4年)辰5月2日	横切紙・1通	へ175-19
小千谷町鶴屋与市金銭受取証文[覚](菅蔭・太 縄代53匁7分につき) 小千谷町鶴屋与市→松代 様 印「越後小千谷鶴屋」	(慶応4年)辰5月8日	横切紙・1通	へ175-20
鶴屋与市金銭受取証文[覚](御茶代金3分につ き) 鶴屋与市→松代様 印「越後小千谷鶴屋」	(慶応4年)辰5月	横切紙・1通	へ175-21
小千谷町鶴屋与市金銭受取証文[覚](桐油等代 銀74匁2分5厘) 小千谷町鶴屋与市→松代様 印「 越後小千谷鶴屋」	(慶応4年)辰5月10日	横切紙・1通	へ175-22
野尻宿池田幸蔵金銭受取証文[覚](縄代160文 につき) 池田幸蔵→松代様御荷物御宰領中様 下 ケ札痕あり	(明治元年)辰6月14日	切紙・1通	へ175-23
あら井奈良屋彦右衛門金銭受取証文(蠟7匁5分 につき) あら井なら屋彦右衛門→上	11月13日	切紙・1通	へ175-24
柏崎丹保屋新右衛門金銭受取証文[覚](蠟等代 金2朱1貫650文につき) かしハザキ丹保屋新右 衛門→上	11月11日	横切紙・1通	へ175-25
米屋文平金銭受取証文[覚](縄等代金2朱250文 につき) 米屋文平→上	10月8日	横切紙・1通	へ175-26
野口七左衛門金銭受取証文[覚](金1両1分につ き) 野口七左衛門→上	(明治元年)辰11月12日	横切継紙・1通	へ175-27
蔵王鮎屋長太郎金銭受取証文[覚](酒等5筆代 金2朱3貫190文につき) 蔵王鮎屋長太郎→松代 様 印「越後蔵王鮎長」	(慶応4年)辰8月4日	横切継紙・1通	へ175-28
鮎屋長太郎金銭受取証文[覚](酒等5筆代金1分 3朱8貫570文につき) 鮎屋長太郎→松代様 印「	(慶応4年)辰8月4日	横切継紙・1通	へ175-29

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

越後蔵王船長]			
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](炭代1分3朱につき) 星野太郎右衛門→松代様御役人衆中様	(慶応4年)辰6月29日	横切継紙・1通	へ175-30
羽田三蔵金銭受取証文[覚](御鉄砲師・御手附へ手当金12両2分2朱につき) 羽田三蔵→	明治2年巳	横切継紙・1通	へ175-31
某用状[御手充被下方渡通](7月～8月ノ金12両2分2朱につき)	慶応4年辰7月	横半半・1通	へ175-32
(鉛買上入料関係綴)		2点	へ176
羽田三蔵金銭受取証文(鉛御買上御入料79両1分2朱につき) 羽田三蔵/(奥印)池田平角・野村隼太/(奥印)高坂周平/(奥印)矢野唯見・片岡弘人・立合河原理→堀内荘作殿・高橋清蔵殿 端書「証文壱通」	慶応4年辰7月	縦継紙・1通	へ176-1
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](棹鉛代金79両1分2朱銀2匁8分8厘につき) 星野太郎右衛門→松代様御役人衆中様 印「越後長岡星野陶冶」	慶応4年辰7月5日	縦紙・1通	へ176-2
(武具購入等勘定関係書類綴 明治元年8月～12月)		47点	へ177
羽田三蔵金銭受取証文[覚](大小銃御買上物・御手当入料金35両1分3朱222文につき) 羽田三蔵/(奥印)池田平角/(奥印)高坂周平/(奥印)矢野唯見・片岡弘人・立合河原理→堀内荘作殿 端書「証文四拾五通」	明治元年辰12月	横切継紙・1通	へ177-1
津川きの国や庫八金銭受取証文[覚](太縄代銭50文につき) 津川きの国や庫八→上	8月23日	横切紙・1通	へ177-2
御手附大沢荘吉金銭受取証文[覚](大銃弾薬持届人足代銭8貫400文につき) 御手附大沢荘吉→羽田三蔵殿	(明治元年)辰9月	横切紙・1通	へ177-3
御手附与三郎金銭受取証文[覚](大小銃玉薬持届人足代銭7貫500文につき) 御手附与三郎→羽田三蔵様	(明治元年)辰9月15日	横切紙・1通	へ177-4
又吉金銭受取証文[覚](御手当金100疋) 又吉→松代様	(明治元年)辰10月12日	横切紙・1通	へ177-5
清水屋覚沢金銭受取証文[覚](筵代900文につき) 清水や覚沢→上	10月16日	切紙・1通	へ177-6
津川町舩屋儀助金銭受取証文[覚](小・白半紙代2貫500文につき) 津川町舩屋儀助→松代様 印「北越津湊舩屋」	(明治元年)辰9月17日	横切紙・1通	へ177-7
御手附与三郎金銭受取証文[覚](大小銃弾薬持届人足代13貫500文につき) 御手附与三郎→羽田三蔵様	(明治元年)辰9月17日	横切継紙・1通	へ177-8
金児忠兵衛金銭受取証文[覚](雷震礮会津城下へ運送代金1両2分につき) 金児忠兵衛→羽田三蔵殿	(明治元年)辰9月	横切継紙・1通	へ177-9

平野屋金銭受取証文[覚](さらし代882文につき)平野屋→上 印「北越津湊平野屋」	10月18日	横切紙・1通	へ177-10
御手附与三郎金銭受取証文[覚](大小銃弾薬持届人足代銭5貫100文につき) 御手附与三郎→羽田三蔵様	(明治元年)辰9月18日	横切継紙・1通	へ177-11
見附屋喜右衛門金銭受取証文[覚](竹代銭400文につき) 見附屋喜右衛門→松代様	10月6日	切紙・1通	へ177-12
重兵衛金銭受取証文[覚](縄代200文につき) 重兵衛→松代様	11月10日	切紙・1通	へ177-13
栗林屋金銭受取証文[覚](上五分紙代金1朱につき) 栗林屋→松代様御役掛中様	11月5日	切紙・1通	へ177-14
沢海村源助金銭受取証文[覚](蠟燭代金1分につき) 沢海村源助→松代様	(明治元年)辰10月24日	横切継紙・1通	へ177-15
慶徳村莊屋惣八金銭受取証文[覚](御手当代9貫文につき) 慶徳村莊屋惣八→松代様	(明治元年)辰10月	横切紙・1通	へ177-16
田上村本馬屋権四郎金銭受取証文[覚](金2朱につき) 田上村本馬屋権四郎→ 印「エチゴタガミ本間権四郎」	(明治元年)辰	横切紙・1通	へ177-17
沢海村源助金銭受取証文[覚](琉球産代金1兩1分につき) 沢海村源助→松代様	(明治元年)辰10月27日	横切紙・1通	へ177-18
沢海村源助金銭受取証文[覚](縄代250文につき) 沢海村源助→松代様	(明治元年)辰10月28日	横切継紙・1通	へ177-19
万願寺村新兵衛金銭受取証文[覚](酒代1分1朱1貫文につき) 万願寺村新兵衛→上様	10月28日	横切紙・1通	へ177-20
沢海村源助金銭受取証文[覚](筵代1貫300文につき) 沢海村源助→松代様	(明治元年)辰10月28日	横切継紙・1通	へ177-21
満願寺村庄屋権太郎金銭受取証文[覚](御茶代金100疋につき) 満願寺村庄屋権太郎→松代様	(明治元年)辰10月29日	横切紙・1通	へ177-22
満願寺村石川権太郎金銭受取証文[覚](金2兩2分頂戴につき) 満願寺村石川権太郎→松代羽田三蔵様	(明治元年)辰10月晦日	横切紙・1通	へ177-23
沢海村庄屋佐五右衛門代組頭名右衛門金銭受取証文[覚](金2兩につき) 沢海村庄屋佐五右衛門代組頭名右衛門→松代羽田三蔵様	(明治元年)辰10月晦日	横切継紙・1通	へ177-24
本名村又左衛門金銭受取証文[覚](草履代7貫654文につき) 本名村又左衛門→松代様御武具方様	(明治元年)10月4日	横切紙・1通	へ177-25
坂下宿薩摩屋吉治郎金銭受取証文[覚](馬手当2分2朱につき) 坂下宿さつまや吉治郎→松代様印「会津坂下薩摩屋」	(明治元年)辰10月8日	横切紙・1通	へ177-26
下忍沢村莊屋小池左右衛門金銭受取証文[覚](人足手宛6貫文につき) 下忍沢村莊屋小池左右衛門→松代様	(明治元年)辰10月	横切紙・1通	へ177-27

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

御手附大沢莊吉金銭受取証文[覚](大小銃玉薬持届人足代1貫文につき) 御手附大沢莊吉→羽田三藏殿	(明治元年)辰10月	横切紙・1通	へ177-28
蔵王飴屋長太郎金銭受取証文[覚](金3分受取につき) 蔵王あめ屋長太郎→松代様 印「越後蔵王飴長」	(明治元年)辰11月	横切紙・1通	へ177-29
見附屋三春屋市右衛門金銭受取証文[覚](御手当金1分につき) 見附屋三春屋市右衛門→上	(明治元年)辰11月4日	横切紙・1通	へ177-30
三條新保屋甚八金銭受取証文[覚](縄代175文につき) 三條新保屋甚八→松代様	(明治元年)11月4日	横切継紙・1通	へ177-31
蔵王飴屋長太郎金銭受取証文[覚](蠟燭代金1分につき) 蔵王飴屋長太郎→松代様 印「越後蔵王飴長」	(明治元年)辰11月4日	横切継紙・1通	へ177-32
蔵王飴屋長太郎金銭受取証文[覚](ふとん御手当金5両につき) 蔵王あめ屋長太郎→松代様 印「越後蔵王飴長」	(明治元年)辰11月5日	横切紙・1通	へ177-33
新保屋甚八金銭受取証文[覚](縄代350文につき) 新保屋甚八→松代様 印「越後三條」	(明治元年)11月4日	横切継紙・1通	へ177-34
米屋寅松金銭受取証文[覚](琉球産代金3朱につき) (越後蔵王)米屋(佐藤)寅松→松代様 印「越後蔵王佐藤」	(明治元年)辰11月5日	横切紙・1通	へ177-35
三条二ノ町浦大工甚平金銭受取証文[覚](木札代1貫文につき) 三条二ノ町浦大工甚平→松代様	(明治元年)辰霜月5日	横切紙・1通	へ177-36
村松屋熊助金銭受取証文[覚](筵等代60匁5分につき) 村松屋熊助→松代様 印「越後三条町村松屋」	(明治元年)辰11月8日	横切紙・1通	へ177-37
墨屋弥介金銭受取証文[覚](琉球代金1分1朱につき) 墨屋弥介→松代様	(明治元年)11月9日	切紙・1通	へ177-38
八郎金銭受取証文[覚](竹代1朱200文につき) 八郎→松代様	(明治元年)11月10日	切紙・1通	へ177-39
米屋寅松他五名金銭受取証文[覚](メ金6両2分受取につき) 米屋寅松・与板屋要助・粉屋六左衛門他3名→	(明治元年)辰11月9日	横折紙・1通	へ177-40
天屋村喜右衛門金銭受取証文[覚](馬14疋代金3分につき) 天屋村喜右衛門/(奥印)米蔵勇助→松代様 奥書部は貼継、継目印あり	(明治元年)辰10月14日	横切継紙・1通	へ177-41
シハタ権内組人足惣代久兵衛他一名金銭受取証文[おほえ](送り人足代金2両2分につき) シハタ権内組人足惣代久兵衛・市太夫/(奥印)米倉勇助→松代様 奥書部は貼継、継目印あり	(明治元年)辰10月14日	横切継紙・1通	へ177-42
天屋村御下附新左衛門金銭受取証文[おほえ](金1両受取につき) 天屋村御下附新左衛門/(奥印)米倉勇助→松代御器械方様 奥書部は貼継、継目印あり	(明治元年)辰10月11日	横切継紙・1通	へ177-43

青木村庄屋稲村治兵衛金銭受取証文[覚](人足代2分につき) 青木村庄屋稲村治兵衛/(奥印)米倉勇助→上 奥書部は貼継、継目印あり	10月5日	横切継紙・1通	へ177-44
津川御人足才領藤五郎金銭受取証文[覚](人足代3貫文につき) 津川御人足才領藤五郎/(奥印)米倉勇助→松代器械方様	(明治元年)辰9月19日	横切継紙・1通	へ177-45
矢代田村保科仁左衛門金銭受取証文[覚](酒代1分につき) 矢代田村保科仁左衛門/(奥印)米倉勇助→松代様 奥書部は貼継、継目印あり	(慶応4年)辰8月20日	横切継紙・1通	へ177-46
沢海村藤右衛門金銭受取証文[覚](大縄・筵7貫144文につき) 沢海村藤右衛門→松代様	10月27日	横切継紙・1通	へ177-47
(武具代金等勘定関係書類綴 慶応4年閏4月～12月)		9点	へ178
羽田三蔵金銭受取証文(辰4月～10月中まで小銃御筒附品々御買上物・御修復御入料手当金11兩1朱銭1貫323文につき) 羽田三蔵/(奥印)池田平角/(奥印)高坂周平/(奥印)矢野唯見・片岡弘人・立合河原理→大里忠之進殿 端書「証文八通」	明治元年辰12月	横切継紙・1通	へ178-1
御手附金作金銭受取証文[覚](新井宿奈良屋彦左衛門御手当金3歩につき) 御手附金作→羽田三蔵様	(慶応4年)辰閏4月20日	横切紙・1通	へ178-2
鶴屋与市金銭受取証文[覚](筵・並細引代銀40匁につき) 鶴屋与市→松代様 印「越後小千谷鶴屋」	(慶応4年)辰5月	横切紙・1通	へ178-3
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](舶来筒3兩1分銀2匁1分につき) 星野太郎右衛門→松代様御役人衆中様 印「越後長岡星野陶冶」	(慶応4年)辰7月3日	横切継紙・1通	へ178-4
村松鍛冶屋熊治金銭受取証文[覚](炭等代金1兩1分2朱3匁4分8厘につき) 村松鍛冶屋熊治→松代様	(慶応4年)辰8月22日	横切継紙・1通	へ178-5
村松熊治金銭受取証文[覚](炭・手伝代銀1貫190文につき) 村松熊治→松代様	(慶応4年)辰8月27日	横切継紙・1通	へ178-6
田子屋弥作金銭受取証文[覚](白布代金1分2朱につき) 田子屋弥作→御上様	(明治元年)9月15日	切紙・1通	へ178-7
会津坂下宿薩摩屋吉治郎金銭受取証文[覚](琉球壺等3筆代銀217匁につき) 会津坂下宿さつまや吉治郎→松代様 印「会津坂下薩摩屋」	(明治元年)辰10月	横切継紙・1通	へ178-8
越州加茂宿須川屋孫助金銭受取証文[覚](並細引代60匁につき) 越州加茂宿須川屋孫助→松代様	(慶応4年)辰8月	横切紙・1通	へ178-9
(武具購入費勘定関係書類綴)		10点	へ179
羽田三蔵金銭受取証文(小銃御入料品々御買上代金30兩1貫26文につき) 羽田三蔵/(奥印)池田平角/(奥印)高坂周平/(奥印)矢野唯見・片岡弘	(慶応4年)7月	横切継紙・1通	へ179-1

37 藩政／番方／武器方所管武器・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

人・立合河原理→高橋清蔵殿・堀内莊作殿 端書「証文拾通」			
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](管等3筆代金8両2分1朱につき) 星野太郎右衛門→松代様御役人衆中様	(慶応4年)辰7月2日	横切紙・1通	へ179-2
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](管代金3両1分2朱につき) 星野太郎右衛門→松代様御役人衆中様 印「越後長岡星野陶治」	(慶応4年)辰7月3日	横切紙・1通	へ179-3
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](合薬等代金12両1分につき) 星野太郎右衛門→松代様御役人衆中様 印「越後長岡星野陶治」	(慶応4年)辰7月4日	横切紙・1通	へ179-4
近藤民之助家来才治金銭受取証文[覚](十二梅玉手当金2朱頂戴につき) 近藤民之助御家来才治→上	(慶応4年)7月4日	横切紙・1通	へ179-5
廣島屋善助金銭受取証文[覚](松脂等代15匁4分5厘につき) 廣島屋善助→松代様御使中様 印「長岡神田一ッ町屋」	(慶応4年)辰7月4日	横切紙・1通	へ179-6
伊丹屋右兵衛金銭受取証文[覚](生中代金2朱につき) 伊丹屋右兵衛→上 印「長岡神田伊丹屋」	(慶応4年)辰7月4日	切紙・1通	へ179-7
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](舶来管等3筆代金3両2分2朱銭660文につき) 星野太郎右衛門→松代様御役人衆中様 印「越後長岡星野陶治」	(慶応4年)辰7月5日	横切紙・1通	へ179-8
横山屋幸治郎金銭受取証文[覚](木綿管代金3分1朱2匁5分につき) 横山屋幸治郎→松代様	(慶応4年)辰7月8日	切紙・1通	へ179-9
飴屋長太郎金銭受取証文[覚](炭代金2分3朱ト24文につき) あめや長太郎→松代様 印「越後蔵飴長」	(明治元年)辰7月8日	切紙・1通	へ179-10
梅田屋久吉金銭受取証文[覚](銅ノ等代金3朱ト2文につき) 梅田や久吉→上 印「長岡表二ノ町梅田屋」	(慶応4年)7月8日	横切紙・1通	へ179-11
(大小銃御買上関連書類綴 慶応4年6月～7月)		11点	へ180
羽田三蔵金銭受取証文[覚](大小銃御買上物御入料90両195文につき) 羽田三蔵／(奥印)池田平角・野村隼太／(奥印)高坂周平／(奥印)矢野唯見・片岡弘人・立合河原理→堀内莊作殿・高橋清蔵殿 端書「証文拾通」	慶応4年辰7月	縦紙・1通	へ180-1
八百屋藤左衛門金銭受取証文[覚](金篩い代金1朱につき) 八百屋藤左衛門→松代様 印「越後長岡表一之町八百藤」	(慶応4年)辰6月26日	切紙・1通	へ180-2
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](鉛玉代金10両2分ト銀3匁6分につき) 星野太郎右衛門→松代様御役人衆中 印「越後長岡星野陶治」	(慶応4年)辰6月27日	横切紙・1通	へ180-3
小村屋太郎兵衛金銭受取証文[覚](火之口硫黄代金1朱24文につき) 小むらや太郎兵衛→上	6月28日	横切紙・1通	へ180-4

印「越後長岡小村」			
平野屋善蔵金銭受取証文[覚](硝石代金1分2朱につき) 平野屋善蔵→上 印「安永五申正改平野屋」	6月28日	横切継紙・1通	へ180-5
御鑄物師星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](ハレツ弾等御細工代金60両銀512匁7分につき) 御鑄物師星野太郎右衛門→松代様御役人衆中様	慶応4年辰7月29日	縦継紙・1通	へ180-6
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](管代金2両3分1分につき) 星野太郎右衛門→松代様御役人衆中様	(慶応4年)辰6月29日	縦紙・1通	へ180-7
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](会津炭1両2分1朱につき) 星野太郎右衛門→松代様御役人衆中様	(慶応4年)辰6月29日	縦継紙・1通	へ180-8
平野屋善蔵金銭受取証文[覚](針かね等23匁5分につき) 平野屋善蔵→上 印「安永五申正改平野屋」	6月29日	横切継紙・1通	へ180-9
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](舶来管代金3両1分2朱につき) 星野太郎右衛門→松代様御役人衆中様 印「越後長岡星野陶冶」	(慶応4年)辰7月2日	横切紙・1通	へ180-10
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](舶来管代金2両1分につき) 星野太郎右衛門→松代様御役人衆中様 印「越後長岡星野陶冶」	(慶応4年)辰7月3日	横切紙・1通	へ180-11
(武器代金受取関係書類綴)		6点	へ181
羽田三蔵金銭受取証文[覚](大小銃御買上物・御修復御入料代金125両7匁につき) 羽田三蔵／(奥印)池田平角・野村隼太／(奥印)高坂周平／(奥印)矢野唯見・片岡弘人・立合河原理→高橋清蔵殿・堀内莊作殿 端書「証文五通」	慶応4年辰7月	縦継紙・1通	へ181-1
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](舶来管代金6両3分につき) 星野太郎右衛門→松代御役人衆中様	(慶応4年)辰7月9日	横切紙・1通	へ181-2
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](舶来管代金7両3分2朱につき) 星野太郎右衛門→松代御役人衆中様	(慶応4年)辰7月10日	横切紙・1通	へ181-3
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](ライフル榴弾代金50両3分銀5匁につき) 星野太郎右衛門→松代御役人衆中様	(慶応4年)辰7月10日	縦紙・1通	へ181-4
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](合薬代金10両2分につき) 星野太郎右衛門→松代御役人衆中様	(慶応4年)辰7月11日	縦紙・1通	へ181-5
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](ライフル御筒打鉄等5筆代金46両3分2朱銀137匁につき) 星野太郎右衛門→松代御役人衆中様	(慶応4年)辰7月16日	縦継紙・1通	へ181-6
(菓子・合薬等御入料金勘定関連書類一括) 内容から推定すると本来一括保存されていたと考えられる		50点	へ182

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

(菓子・合薬等勘定関係書類綴 慶応4年6月～明治元年12月)		32点	へ182-1
羽田三蔵金銭受取証文[覚](大小銃御買上物・品々下物御入料金50両170文につき) 羽田三蔵／(奥印)池田平角／(奥印)高坂周平／(奥印)矢野唯見・片岡弘人・立合河原理→堀内莊作殿 へ182の表紙	明治元年辰12月	縦紙・1通	へ182-1-1
御鉄砲師星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](土梅半ハレツ弾等3筆代金26両2分銀143匁1分につき) (越後長岡)御鉄砲師(星野陶冶)星野太郎右衛門→松代様御武具方御役人衆中様	(慶応4年)辰7月	縦紙・1通	へ182-1-2
鈴屋長太郎金銭受取証文[覚](炭代銀2匁3朱につき) (越後)蔵王あめ屋長太郎→松代様	(慶応4年)辰7月	横切紙・1通	へ182-1-3
御鉄砲師星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](小銃洗カルコ等4筆代金12両2分銀5匁につき) (越後長岡)御鉄砲師(星野陶冶)星野太郎右衛門→松代様御武具方御役人衆中様	(慶応4年)辰7月	縦紙・1通	へ182-1-4
鈴屋長太郎金銭受取証文[覚](御手当金3両につき) (越後)蔵王あめ屋長太郎→松代様	(慶応4年)辰8月3日	縦紙・1通	へ182-1-5
亀屋惣太郎金銭受取証文[覚](管代金2朱につき) 石内かめや惣太郎→松代様	(慶応4年)6月16日	横切紙・1通	へ182-1-6
蔵王寅松金銭受取証文[覚](せんへい代金1朱2貫文につき) (越後)蔵王寅松→松代様	(慶応4年)6月17日	切紙・1通	へ182-1-7
亀屋惣太郎金銭受取証文[覚](しら玉代金2朱につき) (長岡石内)亀や惣太郎→上	(慶応4年)6月18日	切紙・1通	へ182-1-8
亀屋惣太郎金銭受取証文[覚](しら玉代金2朱につき) (長岡)石内亀屋惣太郎→松代様	(慶応4年)6月19日	横切紙・1通	へ182-1-9
呉服町市二郎金銭受取証文[覚](まんちう代金1朱200文につき) 呉服町市二郎→上	(慶応4年)辰6月20日	横切紙・1通	へ182-1-10
石内町平屋店金銭受取証文[覚](豆せんべい代金1朱につき) (越後)石内町平屋店→御武具様	(慶応4年)辰6月21日	横切紙・1通	へ182-1-11
蔵王寅松金銭受取証文[覚](麦せんべい代金200文につき) (越後蔵王)寅松→上	(慶応4年)6月21日	横切紙・1通	へ182-1-12
亀屋惣太郎金銭受取証文[覚](しら玉代金2朱につき) (石内)かめや惣太郎→松城様	(慶応4年)6月22日	横切紙・1通	へ182-1-13
亀屋惣太郎金銭受取証文[覚](むし物代金2朱につき) (長岡石内)かめや惣太郎→松城様	(慶応4年)6月23日	切紙・1通	へ182-1-14
松田屋理助金銭受取証文[覚](くさ餅代金2朱につき) 松田屋理助→上様	(慶応4年)6月24日	切紙・1通	へ182-1-15
伊勢屋助左衛門金銭受取証文(せんへい代金1朱200文につき) (神田鍛冶)いせや助左衛門→	(慶応4年)6月25日	切紙・1通	へ182-1-16
蔵王寅松金銭受取証文[覚](せんへい代金1朱につき) (越後蔵王)寅松→松代様	(慶応4年)辰6月26日	切紙・1通	へ182-1-17

呉服町市二郎金銭受取証文[覚](まんぢふ代金2朱200文につき) 呉服町市二郎→松代様	(慶応4年)6月27日	横切継紙・1通	へ182-1-18
呉服町市二郎金銭受取証文[覚](まんぢふ代金2朱につき) 呉服町市二郎→松代様	(慶応4年)6月28日	切紙・1通	へ182-1-19
呉服町市二郎金銭受取証文[覚](まんぢふ代金2朱につき) 呉服町市二郎→松代様	(慶応4年)7月2日	切紙・1通	へ182-1-20
呉服町市二郎金銭受取証文[覚](まんぢふ代金2朱200文につき) 呉服町市二郎→松代様	(慶応4年)7月3日	切紙・1通	へ182-1-21
伊勢屋助左衛門金銭受取証文[覚](せんへい代金1朱につき) いせや助左衛門→上様 印「神田鍛冶町伊勢屋助左衛門製御せんへい品々」	(慶応4年)辰7月4日	横切紙・1通	へ182-1-22
亀屋惣太郎金銭受取証文[覚](しら玉代金1朱につき) (長岡)石内亀屋惣太郎→松代様 印「長岡石内亀屋」	(慶応4年)7月5日	横切継紙・1通	へ182-1-23
長岡鹿屋金銭受取証文[覚](花餅代金2朱200文につき) 長岡鹿屋→上	(慶応4年)辰7月6日	横切紙・1通	へ182-1-24
開川屋権兵衛金銭受取証文[覚](せんへい代金400文につき) 神田三ノ丁開川屋権兵衛→松代様	(慶応4年)	横切継紙・1通	へ182-1-25
呉服町八兵衛金銭受取証文[覚](せんべい代金1朱につき) 呉服町八兵衛→松代様	(慶応4年)7月8日	横切紙・1通	へ182-1-26
亀屋惣太郎金銭受取証文[覚](しら玉代金2朱につき) (長岡)石内(亀屋)惣太郎→松代様	(慶応4年)7月9日	横切紙・1通	へ182-1-27
伊勢屋助左衛門金銭受取証文[覚](せんべい代金1朱につき) (神田鍛冶町)いせや(伊勢屋)助左衛門→上様	(慶応4年)7月10日	横切継紙・1通	へ182-1-28
あら町市郎右衛門金銭受取証文[覚](花もち代金2朱300文につき) あら町市郎右衛門→松城様	(慶応4年)辰7月13日	縦紙・1通	へ182-1-29
御手附弥兵衛金銭受取証文[覚](御菓子代金2分3朱につき) 御手附弥兵衛→羽田三蔵様	(慶応4年)7月28日	横切継紙・1通	へ182-1-30
小村屋庄右衛門金銭受取証文[覚](蠟代金2朱につき) (長岡神田)小村屋庄右衛門→上様	(慶応4年)7月13日	横切紙・1通	へ182-1-31
千手町鋳屋貞太郎金銭受取証文[覚](をびメ金物代金3朱につき) (越後城下)千手町鋳屋貞太郎→上	(慶応4年)7月13日	横切紙・1通	へ182-1-32
(勘定関係書類綴 慶応4年6月～明治元年12月)		18点	へ182-2
羽田三蔵取調書[覚](大小銃弾薬品々御買上物御入料代金30両1分1朱銭579文につき) 羽田三蔵／(奥印)池田平角／(奥印)高坂周平／(奥印)矢野唯見・片岡弘人・立合河原理→堀内莊作殿 へ182-2の表紙	明治元年辰12月	横切継紙・1通	へ182-2-1
御雇組重太郎金銭受取証文[覚](琉球莫蔭代金1両3分2朱につき) 御雇組重太郎→羽田三蔵様	(慶応4年)辰8月28日	横切紙・1通	へ182-2-2

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

小村屋定之助金銭受取証文[覚](合薬代金2両につき) 小千谷町小村屋定之助→松代様	(慶応4年)辰7月	横切紙・1通	へ182-2-3
鶴屋与太郎金銭受取証文[覚](肴・酒買上代金1両1分2貫450文につき) (越後小千谷)鶴屋与太郎→上	(慶応4年)辰11月29日	横切継紙・1通	へ182-2-4
玉木屋甚左衛門金銭受取証文[覚](小銃合薬等3筆代銀260匁につき) 長岡玉木屋甚左衛門→松代様	(慶応4年)辰7月	横切紙・1通	へ182-2-5
津川嘉右衛門金銭受取証文[覚](筵代金3分につき) 津川嘉右衛門→松代様	(慶応4年)辰9月	横切紙・1通	へ182-2-6
坂下宿光次郎金銭受取証文[覚](筵等3筆代金3分3朱8貫50文につき) 坂下宿光次郎→松代様	(明治元年)辰10月11日	横切紙・1通	へ182-2-7
御手附大沢荘吉金銭受取証文[覚](大小銃弾薬運送人足代銭9貫文につき) 御手附大沢荘吉→羽田三蔵様	(明治元年)辰10月	横切紙・1通	へ182-2-8
満願寺村役場金銭受取証文[覚](人足賃銭1日112文につき) 満願寺村役場→上	(明治元年)辰10月晦日	切紙・1通	へ182-2-9
御手附大沢荘吉金銭受取証文[覚](大小銃弾薬運送人足代銭2貫文につき) 御手附大沢荘吉→羽田三蔵様	(明治元年)辰10月29日	横切継紙・1通	へ182-2-10
黒井宿竹田惣右衛門金銭受取証文[覚](酒肴代金2朱につき) 黒井宿竹田惣右衛門→上	(明治元年)11月14日	横切紙・1通	へ182-2-11
四郎丸村馬具師忠太金銭受取証文[覚](銅乱代金3分2朱につき) 四郎丸村馬具師忠太→松代様	(慶応4年)辰6月28日	横切紙・1通	へ182-2-12
大工助七金銭受取証文[覚](天蓋杭木代銀150匁につき) 大工助七→松代御役人中様	(慶応4年)辰8月	横切紙・1通	へ182-2-13
御手附助荘吉金銭受取証文[覚](馬30匹御入料につき) 御手附助荘吉→米倉勇助様	(慶応4年)辰9月	横切継紙・1通	へ182-2-14
鶴屋与太郎金銭受取証文[覚](小銃御銅乱損繕代銀48匁につき) (越後小千谷)つるや与太郎→松代御役人中様	(慶応4年)辰7月	横切継紙・1通	へ182-2-15
木物屋文八金銭受取証文[覚](火薬代金9両2分14匁3分1厘) 五泉木物屋文八→松代様御役人中様	(慶応4年)辰9月	横切継紙・1通	へ182-2-16
御手附大沢荘吉金銭受取証文[覚](出雲崎等5筆代金1両1分につき) 御手附大沢荘吉→羽田三蔵様	(明治元年)辰11月	横切継紙・1通	へ182-2-17
羽田三蔵金銭受取証文[覚](越ノ雪代金1両2分につき) 羽田三蔵→池田平角	(明治3年)午10月	横切継紙・1通	へ182-2-18
(大小銃弾薬・品々手当入料関係書類綴 慶応4年8月～明治3年10月)		13点	へ183
羽田三蔵取調書(大小銃弾薬御買上御入料並びに品々御手宛金27両1分424文につき) 羽田	(明治3年)午10月	縦継紙・1通	へ183-1

三蔵／(奥印)池田平角／(奥印)高坂周平／(奥印)矢野唯見・片岡弘人・立合河原理→堀内莊作殿			
池田平角金銭受取証文[覚](世話料2分につき)池田平角→羽田三蔵殿	10月	横切紙・1通	へ183-2
池田平角金銭受取証文[覚](飯米代等8筆代金7両3朱20貫200文につき)池田平角→羽田三蔵殿	(明治3年)午10月	横切継紙・1通	へ183-3
池田平角金銭受取証文[覚](手当等7両2分7貫200文につき)池田平角→羽田三蔵殿	(明治3年)午10月	横切継紙・1通	へ183-4
亀田屋卯兵衛金銭受取証文[覚](代金1両2分134文につき)(越後五泉町三都小間物)亀田屋卯兵衛→上	(慶応4年)辰8月26日	横切継紙・1通	へ183-5
亀田屋卯兵衛金銭受取証文[覚](白木綿・古銅乱代金1両2分につき)(越後五泉町三都小間物)亀田屋卯兵衛→上	(慶応4年)辰8月	横切紙・1通	へ183-6
津川宿喜八金銭受取証文[覚](生酒代銭9貫文につき)津川宿喜八→松代様	(明治元年)辰10月	横切紙・1通	へ183-7
津川嘉右衛門金銭受取証文[覚](御手当金3分につき)津川嘉右衛門→松代様	(慶応4年)辰9月	横切紙・1通	へ183-8
坂下大工甚之助金銭受取証文[覚](管代金2分3朱につき)坂下大工甚之助→御上様	10月朔日	横切紙・1通	へ183-9
坂下萬願治屋小吉金銭受取証文[覚](焼酎代銭1貫400文につき)坂下萬願治屋小吉→松代様	9月17日	横切紙・1通	へ183-10
坂下萬願治屋小吉金銭受取証文[覚](生酒代銭9貫文につき)坂下萬願治屋小吉→松代様	9月17日	横切紙・1通	へ183-11
池田平角金銭受取証文[覚](人足代銭等5筆1両3分13貫文につき)池田平角→羽田三蔵殿	10月	横切継紙・1通	へ183-12
新発田才料源助他一名金銭受取証文[覚](鳥目3貫文につき)新発田才料源助・長岡才料常七→松代様	9月16日	縦紙・1通	へ183-13
(大小銃品々買上・修復入料関係綴 慶応4年5月～7月)		47点	へ184
羽田三蔵金銭受取証文(大小銃品々御買上物並びに御修復御入料15両2分2朱銭444文につき)羽田三蔵／(奥印)池田平角・野村隼太／(奥印)高坂周平／(奥印)矢野唯見・片岡弘人・立合河原理→高橋清蔵殿・堀内莊作殿 へ184の表紙	慶応4年辰7月	縦継紙・1通	へ184-1
御手附源兵衛金銭受取証文[覚](地鉄等4筆代金1両3分3朱1匁5分につき)御鉄砲師助松田浅吉代判御手附源兵衛→御武具方御役所	(慶応4年)5月3日	横切継紙・1通	へ184-2
鶴屋用人金銭受取証文[覚](焼酎代銭1貫200文につき)(越後小千谷鶴屋)用人→上様	(慶応4年)辰5月11日	横切紙・1通	へ184-3
醤油屋孫兵衛金銭受取証文[覚](桐生紙代2貫	(慶応4年)5月7日	横切紙・1通	へ184-4

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

文につき) 小千谷町でうゆや源兵衛→御上様			
上町喜兵衛金銭受取証文[覚](40日分525文につき) 上町喜兵衛→上	(慶応4年)5月10日	切紙・1通	へ184-5
小千谷町与市金銭受取証文[覚](上畑引代銀11匁につき) 小千谷町与市→松代様	(慶応4年)5月10日	横切紙・1通	へ184-6
三仏生村次郎右衛門金銭受取証文[覚](白布代金3朱1匁につき) 三仏生村次郎右衛門→松代様	(慶応4年)辰5月13日	横切紙・1通	へ184-7
三仏生村次郎右衛門金銭受取証文[覚](小国紙代365文につき) 三仏生村次郎右衛門→松代様	(慶応4年)辰5月14日	横切紙・1通	へ184-8
小千谷治郎松金銭受取証文[覚](ちり紙代金2朱200文につき) 小千谷村治郎松→信州松代様	(慶応4年)辰5月14日	横切紙・1通	へ184-9
織屋嘉兵衛金銭受取証文[覚](代金1朱200文につき) (越後小千谷)織屋嘉兵衛→上	(慶応4年)辰5月15日	切紙・1通	へ184-10
西脇屋新次郎金銭受取証文[覚](紙代金1分につき) 西脇屋新治郎→上様	(慶応4年)5月16日	横切紙・1通	へ184-11
西新店金銭受取証文[覚](晒代金2匁2分につき) 西新店→上	(慶応4年)5月16日	横切紙・1通	へ184-12
金沢屋常七金銭受取証文[覚](内布代金1分1朱銀3匁につき) (越後)三仏生村金沢屋常七→松代様	(慶応4年)5月17日	縦紙・1通	へ184-13
藁屋・飾屋彦助金銭受取証文[覚](畳針代460文につき) 藁屋・飾屋彦助→御上サマ	(慶応4年)5月17日	横切紙・1通	へ184-14
油屋茂兵衛金銭受取証文[覚](椿油代4貫文につき) (小千谷下モ町)油屋茂兵衛→上	(慶応4年)辰5月17日	横切紙・1通	へ184-15
西新店金銭受取証文[覚](紙代金1分200文につき) 西新店→上	(慶応4年)辰5月18日	切紙・1通	へ184-16
小村屋金銭受取証文[覚](長□代400文につき) (小千谷小村屋薬店)小むらや店→上	(慶応4年)辰5月19日	横切紙・1通	へ184-17
金沢屋常七金銭受取証文[覚](白布代金2分2朱につき) (越後三仏生)金沢屋常七→松代様	(慶応4年)5月20日	横切紙・1通	へ184-18
三仏生村次郎右衛門金銭受取証文[覚](筋紙・德利代金1分1朱6匁につき) 三仏生村次郎右衛門→松代様	(慶応4年)5月20日	横切紙・1通	へ184-19
三仏生村次郎右衛門金銭受取証文[覚](流休葎代金2分2匁5分につき) 三仏生村次郎右衛門→松代様	(慶応4年)5月20日	横切紙・1通	へ184-20
御手附源兵衛金銭受取証文[覚](御手当金3分につき) 御手附源兵衛→羽田三蔵様	(慶応4年)辰5月20日	横切紙・1通	へ184-21
御手附原兵衛金銭受取証文[覚](雇人足臨時昼弁当御入料3朱につき) 御手附源兵衛→羽田三蔵様	(慶応4年)5月23日	横切紙・1通	へ184-22
鍛冶屋八十右衛門金銭受取証文[覚](たいこ御	(慶応4年)辰5月24日	横切紙・1通	へ184-23

入料2朱につき) 長岡千手町鍛冶屋八十右衛門→松代様			
大工惣吉金銭受取証文[覚](大工手間半日代・三寸釘代銀7匁2分5厘につき) 長岡千手町大工惣吉→松代様	(慶応4年)辰6月朔日	横切紙・1通	へ184-24
大工惣吉金銭受取証文[覚](玉薬箱引出・蓋代銀330文につき) 長岡千手町大工惣吉→松代様	(慶応4年)辰6月朔日	横切紙・1通	へ184-25
鍛冶屋八十右衛門金銭受取証文[覚](炭・鍛冶屋手間賃1両1分2匁3厘につき) 長岡千手町鍛冶屋八十右衛門→松代様	(慶応4年)辰6月	横切継紙・1通	へ184-26
鍛冶屋八十右衛門金銭受取証文[覚](かんとう代銀2貫100文につき) 長岡千手町鍛冶屋八十右衛門→松代様	(慶応4年)	横切紙・1通	へ184-27
御手附源兵衛金銭受取証文[覚](鍛冶屋八右衛門御手当金2分につき) 御手附源兵衛→羽田三蔵様	(慶応4年)5月24日	横切紙・1通	へ184-28
油屋佐藤金銭受取証文[覚](油代銀1匁につき)(越後)蔵王油屋(佐藤)→松代様	(慶応4年)辰6月10日	切紙・1通	へ184-29
野口屋三之丞金銭受取証文[覚](真中針・千草釵代金1分2朱123文につき)(北越長岡杵原町萬金物肆)野口屋三之丞→上	(慶応4年)辰6月12日	横切紙・1通	へ184-30
油屋佐藤惣次右衛門金銭受取証文[覚](代銀1貫文につき)(越後)蔵王町油屋(佐藤)惣次右衛門→上	(慶応4年)6月13日	切紙・1通	へ184-31
野口屋三之丞金銭受取証文[覚](真鍮細針代銀7匁につき)(北越長岡杵原町萬金物肆)野口屋三之丞→上	(慶応4年)辰6月13日	横切紙・1通	へ184-32
梅花屋徳十郎金銭受取証文[覚](上半紙代金5朱につき)(越後長岡神田)梅花屋徳十郎→松代様御勘定方様	(慶応4年)6月15日	切紙・1通	へ184-33
内山屋又吉金銭受取証文[覚](晒代金1分2朱につき)(越後長岡)千手町内山や又吉→上	(慶応4年)6月17日	横切紙・1通	へ184-34
伐木屋栄兵衛金銭受取証文[覚](代銀370文につき)(越後)蔵王むら伐木屋栄兵衛→松代御武具方様	(慶応4年)6月17日	横切紙・1通	へ184-35
大津屋喜左衛門金銭受取証文[覚](代銀1貫100文につき)(長岡神田)大津や喜左衛門→上様	(慶応4年)辰6月22日	横切継紙・1通	へ184-36
廣嶋屋善右衛門金銭受取証文[覚](チャニ代銀3匁につき)(越後長岡神田一ノ町)廣嶋や善右衛門→上	(慶応4年)6月22日	横切継紙・1通	へ184-37
小村屋戸右衛門金銭受取証文[覚](りうヒや代銀100文につき)(長岡神田)小むらや戸右衛門→上様	(慶応4年)6月22日	切紙・1通	へ184-38
絹屋五郎右衛門金銭受取証文[覚](松やに代金	(慶応4年)6月22日	切紙・1通	へ184-39

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

6朱) 絹屋五郎右衛門→上 八百屋藤左衛門金銭受取証文[覚](指ふるい・毛ふるい代銀7匁5分につき) (越後長岡表一之町)八百屋藤左衛門→松代様	(慶応4年)辰6月23日	横切紙・1通	へ184-40
小村屋戸右衛門金銭受取証文[覚](アエヒや代銀200文につき) (越後長岡)小むらや戸右衛門→上様	(慶応4年)6月24日	切紙・1通	へ184-41
中嶋村忠七金銭受取証文[覚](御銅乱等3筆代金3分2匁につき) 長岡中嶋村忠七→松代御武具方御役所	(慶応4年)辰6月14日	横切継紙・1通	へ184-42
大工文次右衛門金銭受取証文[覚](つち代銀500文につき) 蔵王村大工文次右衛門→上	(慶応4年)6月21日	横切紙・1通	へ184-43
梅花屋徳十郎金銭受取証文[覚](油代銀404文につき) (越後長岡神田)梅花や徳十郎→松しろさま	(慶応4年)6月28日	切紙・1通	へ184-44
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](鉄カルカ代銀30匁につき) 星野太郎右衛門→松代様御役人衆中様	(慶応4年)辰7月16日	縦紙・1通	へ184-45
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](ホイス代銀48匁につき) 星野太郎右衛門→松代様御役人衆中様	(慶応4年)辰7月16日	縦紙・1通	へ184-46
鍛冶職重治郎金銭受取証文[覚](地鉄等4筆代金2両2分3朱100文につき) 石内村鍛冶職重治郎→松代様	(慶応4年)辰7月	横切継紙・1通	へ184-47
(武具類入料金受取証文 嘉永5年5月～11月) かぶせ綴		4点	へ35
中俣一平金銭受取証文[覚](大銃品々入料証文3枚分585両余につき) 中俣一平／(奥印)太田藤右衛門・高田幾太→ - へ35の表紙	嘉永5年子11月	横切継紙・1通	へ35-1
鶴川屋新助金銭受取証文[覚](十匁ホイッスル台車入料金62両受取につき) 鶴川屋新助→中俣一平様	嘉永5年子10月	縦紙・1通	へ35-2
横田村利助金銭受取証文[覚](十二ポンド野戦銃御台車入料金80両受取につき) 横田村利助→中俣一平様	嘉永5年子9月7日	縦紙・1通	へ35-3
鈴木総五郎金銭受取証文[覚](十二ポンド御筒1挺等入料金443両余につき) 鈴木総五郎→中俣一平様	(嘉永5年)子5月	縦継紙・1通	へ35-4
(武具方鉄砲入料受取証文 嘉永5年2月～慶応2年8月) 封筒一括		13点	へ40
[御武具方品々御鉄砲入料金請取証文入](封筒)御金懸→ -	嘉永6年丑3月	封筒・1点	へ40-1
(鉄砲新調入料関係書類綴 嘉永5年2月～慶応2年)		12点	へ40-2

(安政3年より4年まで雷火銃等入料金内訳) 御 武具方→-	(元治元年)子4月	横継紙・1通	へ40-2-1
宇敷元之丞金銭受取証文[覚](狙撃銃入料の内 金12両につき) 宇敷元之丞→酒井市治殿・丸山保 治殿・水野清右衛門殿	(万延元年)申6月13日	切紙・1通	へ40-2-2
宇敷元之丞金銭受取証文[覚](狙撃銃入料の内 金12両につき) 宇敷元之丞→酒井市治殿・丸山保 治殿・水野清右衛門殿	(万延元年)申8月21日	切紙・1通	へ40-2-3
[御中借](銃器入料金中借金差引勘定書)	文久3年亥11月	横切継紙・1通	へ40-2-4
早川鯉三郎他一名中借証文[覚](西洋銃入料の 内金12両につき) 御武具方元ノ早川鯉三郎・伊 東寿作→酒井市治殿・水野清右衛門殿	元治元年子6月	横切紙・1通	へ40-2-5
武具方用状(三拾匁筒等入料金差引勘定書) 御 武具方→- 端裏書「此分通三月廿九日引替岸善次 兵衛持参」	(嘉永6年)丑3月29日	横切紙・1通	へ40-2-6
[覚](西洋銃修復入料金の内正金上納金勘定 書) 端裏書「此分通嘉永十一月河井□□」		横切継紙・1通	へ40-2-7
三村大之助中借証文[覚](西洋銃修復入料金10 両につき) 三村大之助→水野清右衛門殿・酒井市 治殿	慶応2年卯7月	横切継紙・1通	へ40-2-8
久保九郎右衛門中借証文[覚](西洋銃修復御定 金10両中につき) 久保九郎右衛門→水野清右衛 門殿	慶応2年寅8月	横切紙・1通	へ40-2-9
小野喜平太他三名金銭受取証文[覚](ゲベール 銃修復等のため金6両1分余につき) 小野喜 平太・三村源五右衛門・長谷川藤蔵・高野車之助ノ玉 井繁之助ノ宮下兵馬・佐藤安喜ノ立合祢津繁人ノ (奥印)玉井繁之助ノ(奥印)宮下兵馬・藤岡伊織・立合 祢津繁人ノ山寺源大夫殿・長谷川深美殿 受取証文3 通貼継一括、端裏書「ケーヘエル御修復入用」	嘉永5年子2月	横切継紙・1通	へ40-2-10
金児忠兵衛他四名金銭受取証文(ゲベール銃修 復等のため金1両2分余につき) 金児忠兵衛・ 小野喜平太・三村源五右衛門・長谷川藤蔵・高野車之 助ノ半田亀作ノ宮下兵馬・藤岡伊織・立合宮下民馬 ノ(奥印)半田亀作ノ(奥印)宮下兵馬・藤岡伊織・立合 宮下民馬ノ岡嶋庄蔵殿・長谷川深美殿 端裏に武具 方がゲベール銃の入料のため内借した旨を宿紙で貼 付	嘉永5年子11月	横切継紙・1通	へ40-2-11
(鉄砲新調の入料関係書類貼継) 金児忠兵衛・ 三村源五右衛門・長谷川藤蔵・高野車之助ノ小嶋元之 助ノ宮下兵馬・下木治郎右衛門・立合竹田千三郎ノ (奥印)金児忠兵衛・三村源五右衛門ノ岡嶋庄蔵殿 受取証文3通貼継	嘉永6年丑3月	横切継紙・5点 一括	へ40-2-12
(西洋銃御修復并合薬製御入料勘定一紙並びに証 文綴文久3年3月～慶応元年6月)		19点	へ84

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

富永新平他四名受取証文(西洋銃御修復・合薬製入料金19両1分2朱6匁1分8厘につき) 富永新平・寺内多宮・三村大之助他2名／(奥印)倉田三之助／(奥印)佐藤安喜・佐藤伊与之進・千喜良新之進→磯田音門殿・成澤勘左衛門殿・長谷川三郎兵衛殿他3名	慶応元年丑6月	縦継紙・1通	へ84-1
小沼茂平金銭受取証文[覚](石火銃修復入料銀88匁7分につき) 御鉄砲師小沼茂平→御武具方御役所	元治2年子2月	縦継紙・1通	へ84-2
山口近蔵金銭受取証文[覚](舶来石火銃・雷火銃修復入料金2分4匁につき) 御鉄砲師山口近蔵→御武具方御役所	元治元年子3月	縦継紙・1通	へ84-3
松田浅吉金銭受取証文[覚](雷火銃修復入料銀9匁5分につき) 御鉄砲師山口近蔵上坂ニ付代印松田浅吉→御武具方御役所	元治元年子12月	縦紙・1通	へ84-4
健冶金銭受取証文[覚](雷火銃入料金2分2朱8厘につき) 御住居健治→御武具方御役所	(元治元年)子8月	縦継紙・1通	へ84-5
山口近蔵金銭受取証文[覚](扇子入料近3分7匁3分につき) 御鉄砲師山口近蔵→御武具方御役所	(元治元年)子5月	縦継紙・1通	へ84-6
小沼茂平金銭受取証文[覚](雷火銃入料代金2分2朱4匁につき) 御鉄砲師小沼茂平代印横田二作→御武具方御役所	元治元年子	縦継紙・1通	へ84-7
健冶金銭受取証文[覚](御鉄砲御印附替入料銀7匁7分につき) 御住居塗師健治→御武具方御役所	(元治元年)子6月	縦継紙・1通	へ84-8
山口近蔵金銭受取証文[覚](雷火銃入料代銀3匁につき) 御鉄砲師山口近蔵上坂付代印松田浅吉→御武具方御役所	元治元年子5月	縦紙・1通	へ84-9
松田浅吉金銭受取証文[覚](雷火銃入料代金1両3匁5分につき) 御鉄砲師山口近蔵上坂ニ付代印杉田浅吉→御武具方御役所	元治元年子6月	縦継紙・1通	へ84-10
松田浅吉金銭受取証文[覚](狙撃銃入料代銀20匁につき) 御銅物師松田浅吉→御武具方御役所	元治元年子9月	縦紙・1通	へ84-11
小林作左衛門金銭受取証文[覚](狙撃銃入料代銀23匁につき) 御鉄砲師小林作左衛門→御武具方御役所	(元治元年)子7月	縦継紙・1通	へ84-12
坂口久兵衛金銭受取証文[覚](馬上砲入料代銀25匁につき) 御鉄砲師坂口久兵衛→御武具方御役所	元治元年子9月	縦紙・1通	へ84-13
内田捨治郎金銭受取証文[覚](雷火銃入料代金2分3匁につき) 御鉄砲銅物師内田捨治郎→御武具方御役所	元治元年甲子8月	縦継紙・1通	へ84-14
横田二作金銭受取証文[覚](狙撃銃入料代金2朱3匁2厘につき) 御鉄砲師横田二作→御武具方御役所	元治元年子7月13日	縦紙・1通	へ84-15

山口近蔵金銭受取証文[覚](狙撃銃入料代銀9匁につき) 御鉄砲師山口近蔵→御武具方御役所	元治元年子7月	縦紙・1通	へ84-16
兼吉金銭受取証文[覚](負皮入料代金3分3匁につき) 下田町兼吉→御武具方御役所	文久3年亥3月	縦紙・1通	へ84-17
宮原治左衛門金銭受取証文[覚](精製火薬調合入料代金3分3朱2匁26分3厘) 上山田村宮原治左衛門→御武具方御役所	文久3年亥6月	縦継紙・1通	へ84-18
兼吉金銭受取証文[覚](西洋銃入料代金8両1分2朱5匁5分につき) 下田町兼吉→御武具方御役所	元治元年子11月	縦継紙・1通	へ84-19
根村熊五郎金銭受取証文[覚](硝石買上代金3両3分、売上証文に引き替える旨) 根村熊五郎→矢野倉謙兵衛殿 端裏朱筆「三十」	明治2年巳5月	縦紙・1通	へ87
上山田村口上書[水車人別口上書](小原八郎左衛門他2名、御屋敷様より御内命により水車人別取り調べて道橋奉行所へ提出につき) 上山田村宮原喜右衛門・小原八郎左衛門→上	慶応4年辰7月	縦半・1冊	へ88
(硝石製造関係書類綴 文久3年10月～明治元年10月)		4点	へ89
[自然硝製方日記](10月9日～14日、硝石製造懸勤方関係)	文久3年亥10月	縦半・1冊	へ89-1
矢代村新之助他二名願書[乍恐以書付奉願候](当時節甚大の硝石入用につき御製御用を勤め、出方次第で御手当を下されたき旨) 矢代村新之助・森村安左衛門・五明村塚田千四郎→御武具方御役所	明治元年辰10月	縦半・1冊	へ89-2
某伺書[御領内硝石製之義伺](領内硝石製について銘々道具で製法仕法につき)	10月	横切紙・1通	へ89-3
硝石小屋絵図[御厩町裏硝石作り込小屋絵図面]		縦継紙・1通・25.5×56.0	へ89-4
(武具関係受取証文綴 慶応元年月～慶応3年2月)		22点	へ83
池田平角他五名金銭受取証文(証文21通西洋銃109挺修理調達につき) 池田平角・馬場廣人・久保九郎右衛門他三名/(奥書)野中直之助→岡野弥右衛門・松木源八・立合近藤民之助→磯田音門殿・成沢勘左衛門殿・長谷川三郎兵衛殿他3名	慶応3年卯2月	縦継紙・1通	へ83-1
杉田浅吉金銭受取証文[覚](雷火銃2挺につき) 御銃砲師杉田浅吉→御武具方御役所	慶応元年丑7月	縦紙・1通	へ83-2
杉田浅吉他一名金銭受取証文[覚](雷火銃6挺につき) 御銃砲師杉田浅吉他1名→御武具方御役所	慶応元年丑8月	縦継紙・1通	へ83-3
倉吉他二名金銭受取証文[覚](雷火銃5挺につき) 鍛冶町倉吉他2名→御武具方御役所	慶応元年丑8月	縦継紙・1通	へ83-4

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作・修復その他諸費受取

杉田浅吉金銭受取証文[覚](雷火銃3挺につき) 御銃砲御鉄物師杉田浅吉→御武具方御役所	慶応元年丑8月	縦継紙・1通	へ83-5
倉吉金銭受取証文[覚](雷火銃1挺につき) 鍛 治町倉吉→御武具方御役所	慶応元年丑8月	縦継紙・1通	へ83-6
高木吉蔵金銭受取証文[覚](雷火銃3挺につき) 御銃砲師高木吉蔵→御武具方御役所	慶応元年丑8月	縦継紙・1通	へ83-7
山口近蔵金銭受取証文[覚](雷火銃1挺につき) 御刀鍛冶御銃砲師兼山口近蔵→御武具方御役所	慶応元年丑8月	縦継紙・1通	へ83-8
倉吉金銭受取証文[覚](雷火銃3挺等につき) 鍛治町倉吉→御武具方御役所	慶応元年丑9月	縦継紙・1通	へ83-9
横田二作金銭受取証文[覚](雷火銃3挺につき) 御銃砲師横田二作→御武具方御役所	慶応元年丑10月	縦継紙・1通	へ83-10
横田二作他一名金銭受取証文[覚](雷火銃7挺 につき) 御銃砲師横田二作・鍛治町倉吉→御武具 方御役所	慶応元年丑10月	縦継紙・1通	へ83-11
横田二作金銭受取証文[覚](狙撃銃1挺等につ き) 御銃砲師横田二作→御武具方御役所	慶応元年丑10月	縦継紙・1通	へ83-12
杉田浅吉他二名金銭受取証文[覚](雷火銃6挺 につき) 御銃砲御鉄物師杉田浅吉・御銃砲師横田 二作・高木吉蔵→御武具方御役所	慶応元年丑11月	縦継紙・1通	へ83-13
横田二作金銭受取証文[覚](雷火銃1挺等につ き) 御銃砲師横田二作→御武具方御役所	慶応元年丑12月	縦継紙・1通	へ83-14
山口近蔵金銭受取証文[覚](雷火銃1挺等につ き) 御刀鍛冶御銃砲師兼山口近蔵→御武具方御役 所	慶応元年丑12月	縦継紙・1通	へ83-15
杉田浅吉金銭受取証文[覚](雷火銃6挺等につ き) 御銃砲御鉄物師杉田浅吉→御武具方御役所	慶応元年丑6月	縦継紙・1通	へ83-16
倉吉他二名金銭受取証文[覚](雷火銃6挺等につ き) 鍛治町倉吉・御銃砲御鉄物師竹内二助他1名→ 御武具方御役所	慶応元年丑7月	縦継紙・1通	へ83-17
倉吉金銭受取証文[覚](狙撃銃1挺につき) 鍛 治町倉吉→御武具方御役所	慶応元年丑7月	縦継紙・1通	へ83-18
倉吉他一名金銭受取証文[覚](雷火銃7挺につ き) 鍛治町倉吉・御銃砲御鉄物師竹内二助→御武具方 御役所	慶応元年丑7月	縦継紙・1通	へ83-19
倉吉他一名金銭受取証文[覚](雷火銃12挺につ き) 鍛治町倉吉・御銃砲師高木吉蔵→御武具方御役 所	慶応元年丑12月	縦継紙・1通	へ83-20
須田屋惣兵衛金銭受取証文[覚](銃軽子につ き) 須田屋惣兵衛→御武具方御役所	(慶応元年)丑4月24日	切紙・1通	へ83-21
米屋惣八金銭受取証文[覚](西洋調練太鼓につ き) 米屋惣八→御武具方御役所	(慶応元年)丑4月	切紙・1通	へ83-22
松本賢吉金銭受取証文[覚](道具修繕代金2分2朱 受取につき) 松本賢吾／(奥印)中村鎮蔵／(奥印)	慶応2年寅11月	横切紙・1通	へ148

柘植嘉兵衛→片岡弘人殿 (武具購入代金綴 慶応2年4月～11月) 近江屋九兵衛金銭受取証文并金銭支払書[覚] (御馬印・御長持等×銀1貫468匁5分購入代金 受取並びに代金支払) 近江屋九兵衛/(奥印)根 村熊五郎/(奥印)相原音五郎/(奥印)柘植嘉兵衛→ 御武具方御役人衆中様/斎田虎尾殿 代金受取証文 と支払書一継	(慶応2年)寅4月	3点 横切継紙・1通	～150 ～150-1
松本屋伊兵衛金銭受取証文并金銭支払書[覚] (御袖印等×金5両3分5朱購入代金受取並び に代金支払) 松本屋伊兵衛/(奥印)根村熊五郎 /(奥印)相原音五郎/(奥印)柘植嘉兵衛→御武具方 御役所御役人中様/斎田虎尾殿 代金受取証文と支 払書一継	(慶応2年)寅5月朔日	横切継紙・1通	～150-2
建部惣左衛門金銭受取并金銭支払書[覚](御馬 印等×2両1朱購入代金受取並びに代金支払) 建部惣左衛門/(奥印)根村熊五郎/(奥印)相原音五 郎/(奥印)柘植嘉兵衛→御武具方御役人衆中様/斎 田虎尾殿 代金受取証文と支払書一継	(慶応2年)寅11月	横切継紙・1通	～150-3

38 藩政／番方／先手組稽古費・鉄砲方諸費受取 勘定所

(御先手組稽古入料並びに御鉄砲方御入料勘定一 紙并証文 嘉永4年7月～5年8月) 金児忠兵衛他四名受取証文(御先手組稽古入料 並びに御鉄砲方御入料・御新調御鉄砲入料金 16両3分2匁1分6厘につき) 金児忠兵衛・小野喜 平太・三村源五右衛門他2名/(奥印)萩原八左衛門/ (奥印)宮下兵馬・金井謙・立合斎田与三郎→岡嶋庄藏 殿・山寺源大夫殿・長谷川深美殿	嘉永5年子8月	6点 縦継紙・1通	～97 ～97-1
三井芳治金銭受取証文[覚](合焰硝112斤・37斤 代金7両2分2分3厘、御先手組稽古御入料につ き) 御武具方元×御囲焰硝繰替掛三井芳治→御武 具方元×御先手御入料掛小山善次兵衛殿	嘉永5年子7月	縦紙・1通	～97-2
寅吉金銭受取証文[覚](火縄9束3把代銀119匁2 分5厘、御先手稽古御入料につき) 上ハ町村寅 吉→御武具方御役所	嘉永5年子4月	縦紙・1通	～97-3
紙屋忠兵衛金銭受取証文[覚](鉛代金1両1分1 分5厘につき) (信州松本紺屋町)紙屋忠兵衛→御 武具方御役所	(嘉永5年)子4月	縦紙・1通	～97-4
馬場町伝蔵金銭受取証文[覚](御鉄砲胴乱紐代 銀2匁5分2厘、御先手稽古御入料につき) 馬 場町伝蔵→御武具方御役所	(嘉永5年)子7月	縦紙・1通	～97-5

39 藩政／番方／足輕組高島流砲術稽古費受取

佐久間庸左衛門金銭受取証文[覚](御鉄砲方御入料代金6両につき) 佐久間庸左衛門→高野車之助殿・桜井利右衛門殿・長谷川藤藏殿他2名	嘉永4年亥7月	縦継紙・1通	へ97-6
---	---------	--------	-------

39 藩政／番方／足輕組高島流砲術稽古費受取 勘定所

(御足輕高嶋流砲術稽古入料勘定一紙並びに証文綴 元治元年3月～慶応元年6月) かぶせ綴		32点	へ52
小澤喜右衛門金銭受取証文[覚](合薬40貫目御用代金26両2分につき) 御用合薬師小澤喜右衛門→上	3月3日	切紙・1通	へ52-1
小澤喜右衛門金銭受取証文[覚](合薬30貫目御用代金20両につき) 御用合薬師小澤喜右衛門→上	6月20日	切紙・1通	へ52-2
小澤喜右衛門金銭受取証文[覚](合薬15貫目御用代金10両につき) 御用合薬師小澤喜右衛門→上	10月15日	切紙・1通	へ52-3
釜屋武兵衛金銭受取証文[覚](上鉛5貫目代金1両2分につき) (小網町三町目)釜屋武兵衛→上	子3月23日	切紙・1通	へ52-4
釜屋武兵衛金銭受取証文[覚](上鉛4貫目代金1両12匁につき) (小網町三町目)釜屋武兵衛→上	子5月7日	切紙・1通	へ52-5
惣助金銭受取証文[覚](角材2分3朱につき) (御大工)惣助→御割番所	子3月18日	切紙・1通	へ52-6
清兵衛金銭受取証文[覚](鉄代200文につき) 谷本清兵衛→上	3月15日	切紙・1通	へ52-7
鉄屋三五郎金銭受取証文[覚](大かま代金200文につき) 鉄屋三五郎→上	3月9日	切紙・1通	へ52-8
三文字屋又兵衛金銭受取証文[覚](6朱につき) 三文字屋又兵衛→上	3月19日	縦切紙・1通	へ52-9
岡崎屋徳兵衛金銭受取証文[覚](雷管2千代金3分1匁につき) 岡崎屋徳兵衛→近藤駒次様	子3月18日	横切紙・1通	へ52-10
三文字屋又兵衛金銭受取証文[覚](245文につき) 三文字屋又兵衛→上	3月17日	縦切紙・1通	へ52-11
世話役助駒次金銭受取証文[覚](炭8貫目代銀20匁につき) 世話役助駒次→御割番所	子3月20日	横切紙・1通	へ52-12
岡崎屋徳兵衛金銭受取証文[覚](カラ筒管代金2分2朱10匁につき) 岡崎屋徳兵衛→近藤駒次様	子3月20日	横切紙・1通	へ52-13
(金銭書付、金2両3朱31匁・銭1貫981文につき)		縦切紙・1通	へ52-14
世話役助駒治金銭受取証文[覚](真鑰等代銀6匁9分200文につき) 世話役助駒次→御割番所	子5月17日	横切紙・1通	へ52-15
岡崎屋徳兵衛金銭受取証文[覚](雷管2千代金1	子4月10日	横切紙・1通	へ52-16

両) 岡崎屋徳兵衛→-			
三文字屋又兵衛金銭受取証文[覚](代金2朱) (現金安価)三文字屋又兵衛→上	5月10日	縦切紙・1通	へ52-17
鉄屋三五郎金銭受取証文[覚](代銭200文につ き) 鉄屋三五郎→上	5月15日	切紙・1通	へ52-18
(金銭書付、金1両2朱6匁9分銭400文につき)		縦切紙・1通	へ52-19
岡崎屋徳兵衛金銭受取証文[覚](カラ筒管代金 3分6匁につき) 岡崎屋徳兵衛→近藤駒次様	子6月10日	横切紙・1通	へ52-20
谷本清兵衛金銭受取証文[覚](代金800文につ き) 谷本清兵衛→上	6月11日	切紙・1通	へ52-21
三文字屋又兵衛金銭受取証文[覚](代金2朱) 三文字屋又兵衛→上	6月27日	縦切紙・1通	へ52-22
(金銭書上、金3分2朱6匁銭800文につき)		縦切紙・1通	へ52-23
世話役助駒治金銭受取証文[覚](姫のり代銭72 文につき) 世話役助駒治→御割番所	子5月28日	切紙・1通	へ52-24
世話役助駒治金銭受取証文[覚](真木代銭1貫 348文につき) 世話役助駒治→-	子6月28日	切紙・1通	へ52-25
岡崎屋徳兵衛金銭受取証文[覚](雷管2千代金3 分1朱につき) 岡崎屋徳兵衛→近藤駒次様	子6月21日	横切紙・1通	へ52-26
(金銭書上、金3分1朱銭1分424文につき)		切紙・1通	へ52-27
須田屋惣兵衛金銭受取証文[覚](雷管2千代銀 46匁につき) 須田屋惣兵衛→真田様御割番役所 御役人中様	子霜月14日	横切紙・1通	へ52-28
三文字屋又兵衛金銭受取証文[覚](代銭315文 につき) 三文字屋又兵衛→上	6月15日	縦切紙・1通	へ52-29
谷本清兵衛金銭受取証文[覚](代金436文につ き) 谷本清兵衛→上	11月21日	切紙・1通	へ52-30
岡崎屋徳兵衛金銭受取証文[覚](雷管2千代金3 分1匁につき) (江本郷)岡崎屋徳兵衛→近藤駒次 様	子12月16日	切紙・1通	へ52-31
世話役割番帳付柳澤繁治金銭受取証文[覚](去 子年中御足輕高嶋流砲術火入稽古御入料67 両2分2匁9分2厘につき) 世話役割番帳付柳澤 繁治/(奥印)中俣一平/(奥印)玉井繁之助/(奥印) 斎田虎尾・小崎貫兵衛/(奥印)柘植嘉兵衛→御金御 奉行所 へ52-1~31全体の金銭受取証文	丑6月	縦継紙・1通	へ52-32
関山平治金銭受取証文(金児忠兵衛門弟砲術手当 金につき) 関山平治→斎藤友衛殿・草間一路殿・佐藤 為之進殿	慶応3年卯9月	縦紙・1通	へ3

40 藩政／番方・財方／大銃鑄造費受取 勘定所

(大銃鑄立勘定書類綴 嘉永7年正月～10月)		30点	へ202
(大銃鑄立勘定書類綴、その1) 11まで合綴、かぶせ綴		12点	へ202-1
[大銃御鑄立ニ付地銅取調帳] 鳥海藤五郎→ -		横長半・1冊	へ202-1-1
鳥海藤五郎金銭受取証文(証文9通並びに帳面1帳分の大銃鑄立地金代金銘々へ支給につき) 鳥海藤五郎→竹村金吾殿・山寺源太夫殿・宮下兵馬殿 他1名/(奥印)中俣一平/(奥印)丸山保次/(奥印)草間元司	嘉永7年寅	縦継紙・1通	へ202-1-2
御鑄物師鈴木惣五郎金銭受取証文[覚](大銃鑄立代金36兩余につき) 御鑄物師鈴木惣五郎→鳥海藤五郎様	(嘉永7年)8月	縦継紙・1通	へ202-1-3
中橋ぬし町鑄物師文次郎金銭受取証文[覚](大銃鑄立代金36兩余につき) 中橋ぬし町鑄物師文次郎→上	(嘉永7年)閏7月20日	縦継紙・1通	へ202-1-4
中橋ぬし町鑄物師文治郎金銭受取証文[覚](クロス50フリッキ15等代金1兩2分余につき) 中橋ぬし町鑄物師文次郎→中俣様	(嘉永7年)9月	横切紙・1通	へ202-1-5
御鉄砲助寅松金銭受取証文[覚](大銃鑄立代金1兩3分余につき) 御鉄砲助寅松→上	(嘉永7年)9月	縦紙・1通	へ202-1-6
かさりや善吉金銭受取証文[覚](飾張手間賃49匁余につき) かさり屋善吉→中俣様	(嘉永7年)9月	縦紙・1通	へ202-1-7
大工富五郎金銭受取証文[覚](玉箱作成代金2兩2分ト2匁9分につき) 大工富五郎→御役人衆中様	(嘉永7年)閏7月	横切紙・1通	へ202-1-8
大工富五郎金銭受取証文[覚](玉箱作成代金1分ト6匁につき) 大工富五郎→御役人衆中様 下ケ札あり	(嘉永7年)閏7月	横切紙・1通	へ202-1-9
大工富五郎金銭受取証文[覚](玉箱15作成代金1兩2分余につき) 大工富五郎→御役人衆中様	(嘉永7年)	縦切紙・1通	へ202-1-10
大工富五郎金銭受取証文[覚](玉箱10作成代金3分2朱余につき) 大工富五郎→御役人衆中様 下ケ札あり	(嘉永7年)8月	縦切紙・1通	へ202-1-11
[御帰国判取帳](硝石賃等白子屋見世等受取判帳) 中俣→ -	嘉永7年寅7月より	横長半・1冊	へ202-1-12
(大銃鑄立勘定書類綴、その2)		8点	へ202-2
鳥海藤五郎金銭受取証文(証文7通大銃鑄立地金170兩代金銘々へ支給につき) 鳥海藤五郎/(奥印)中俣一平/(奥印)丸山保次→竹村金吾殿・	嘉永7年寅7月	縦継紙・1通	へ202-2-1

山寺源太夫殿・宮下兵馬殿他1名／(奥印)中俣一平／ (奥印)丸山保次			
御鑄物師鈴木惣五郎金銭受取証文[覚](単身カ ノン砲等2挺代金87両余につき) 御鑄物師鈴 木惣五郎→鳥海藤五郎様	(嘉永7年)9月	縦紙・1通	へ202-2-2
稲刈屋銀助金銭受取証文[覚](鉄砲台車1輪代 金75両につき) 稲刈屋銀助→真田様御内鳥海藤 五郎様	(嘉永7年)閏7月6日	縦紙・1通	へ202-2-3
木挽丁四丁目かじ屋鏝五郎金銭受取証文[覚] (打鉄1両2分につき) 木挽丁四丁目かじ屋鏝五 郎→-	嘉永7年6月	縦紙・1通	へ202-2-4
柳原亀屋徳治金銭受取証文(ヲフセツトヲ代金 1両2分につき) 柳原亀屋徳治→上	(嘉永7年)閏7月29日	縦継紙・1通	へ202-2-5
中橋なし丁挽物師文次郎金銭受取証文[覚](ス タンベル1組12匁につき) 中橋なし丁挽物師文 次郎→上	(嘉永7年)閏7月20日	縦紙・1通	へ202-2-6
左官丁大工平吉金銭受取証文[覚](道具3両3分 余につき) 左官丁大工平吉→中俣一平様	(嘉永7年)寅10月10日	縦紙・1通	へ202-2-7
大工平吉金銭受取証文[覚](6ポンド2挺修理直 手間賃22匁につき) (左官丁)大工平吉→中俣一 平様	(嘉永7年)寅9月	縦紙・1通	へ202-2-8
(大銃鑄立勘定書類綴、その3)		10点	へ202-3
中村辰五郎金銭受取証文(大銃鑄立炭手間代車 台等買上代金380両余受取並び支給につき) 中村辰五郎／(奥印)岩下縫殿丞・片山半之輔・鈴木次 郎／(奥印)メ木治郎右衛門・加役森木一二三／(奥 印)草間元司→竹村金吾殿・山寺源太夫殿・宮下兵馬 殿他1名	嘉永7年寅10月	縦継紙・1通	へ202-3-1
受負人惣兵衛他一名金銭受取証文[覚](筒2丁 代金19両余につき) 受負人惣兵衛・鑄物師新吉 →中村辰右衛門様	(嘉永7年)10月10日	縦紙・1通	へ202-3-2
木挽丁西応寺かじ屋鉄五郎金銭受取証文[覚] (車台代金34両余につき) 木挽丁西応寺かじ屋 鉄五郎→真田様御台処仲村辰右衛門様	(嘉永7年)正月19日	縦紙・1通	へ202-3-3
木挽丁四丁目かじ屋鉄五郎金銭受取証文[覚] (打鉄代金1両につき) 木挽丁西応寺かじ屋鉄五 郎→真田様御台処仲村辰右衛門様	(嘉永7年)寅2月25日	縦紙・1通	へ202-3-4
木挽丁四丁目かじ屋鉄五郎金銭受取証文[覚] (打鉄代金1両につき) 木挽丁西応寺かじ屋鉄五 郎→真田様御台処仲村辰右衛門様	(嘉永7年)寅3月7日	縦紙・1通	へ202-3-5
木挽丁四町目かじ屋鉄五郎金銭受取証文[覚] (鉄砲代金28両余につき) 木挽丁四町目かじ屋 鏝五郎→真田様御台処内仲村辰右衛門様	(嘉永7年)寅3月16日	縦紙・1通	へ202-3-6
大工平吉代吉五郎[覚](車台代金32両につき) 大工平吉代吉五郎→中村辰右衛門様	(嘉永7年)2月4日	縦切紙・1通	へ202-3-7

4 1 藩政／番方／劔付鉄砲購入費受取 4 2 藩政／番方／合薬方所管硝石製造費受取

十一屋半次郎金銭受取証文[覚](極上折錫代金50両につき) 十一屋半次郎→真田様御役人衆中様	(嘉永7年)寅正月4日	縦紙・1通	へ202-3-8
鋳物師佐兵衛金銭受取証文[覚](上岩錫20代金82両につき) 鋳物師佐兵衛→中村辰右衛門様	(嘉永7年)寅3月21日	縦紙・1通	へ202-3-9
鋳物師佐兵衛金銭受取証文[覚](丁銅96目金42両につき) 鋳物師佐兵衛→中村辰右衛門様	(嘉永7年)寅3月17日	縦紙・1通	へ202-3-10

4 1 藩政／番方／劔付鉄砲購入費受取 勘定所

(劔付鉄砲代金受取証文綴 弘化3年3月～嘉永元年12月)		4点	へ162
磯田音門受取証文[覚](劔付鉄砲代金31両2歩2朱5匁8分につき) 磯田音門→山岸助藏殿・久保極人殿・山中鹿渡殿	嘉永元年申12月	縦紙・1通	へ162-1
磯田音門他一名受取証文[覚](劔付鉄砲代金31両2歩2朱5匁8分につき) 磯田音門・竹村金吾→山中鹿渡殿	弘化5年申正月	縦紙・1通	へ162-2
竹村金吾受取証文[覚](劔付鉄砲代金31両2歩2朱5匁8分につき) 竹村金吾→山中鹿渡殿	弘化4年未正月	縦紙・1通	へ162-3
竹村金吾他一名受取証文[覚](劔付鉄砲代金31両2歩13匁3分につき) 竹村金吾・岡嶋莊藏→山岸助藏殿・久保極人殿・山中鹿渡殿	弘化3年午3月	縦紙・1通	へ162-4

4 2 藩政／番方／合薬方所管硝石製造費受取 勘定所

(硝石・合薬方入料受取関係書類綴 明治元年6月～明治6年10月) 全体的に汚損あり		82点	へ220
矢野倉謙兵衛他一名金銭受取証文(硝石・合薬御製入料代金118両5匁2分2厘につき) 矢野倉謙兵衛・小幡茂義→	明治6年酉10月	縦紙・1通	へ220-1
平林村喜兵衛金銭受取証文[覚](真木32駄代金5両1分4匁9分9厘につき) 平林村喜兵衛→合薬方御役所	明治3年午12月	縦紙・1通	へ220-2
荒神町栄助金銭受取証文[覚](灰48貫500匁代銭2貫424文につき) 荒神町栄助→合薬方御役所	明治元年辰7月	縦紙・1通	へ220-3
荒神町栄助金銭受取証文[覚](灰55貫匁代銭3貫664文につき) 荒神町栄助→合薬方御役所	明治2年巳6月	縦紙・1通	へ220-4
荒神町栄助金銭受取証文[覚](灰52貫500匁代銭4貫37文につき) 荒神町栄助→合薬方御役所	明治2年巳10月	縦紙・1通	へ220-5

荒神町栄助金銭受取証文[覚](灰28貫500匁代 銭2貫189文につき) 荒神町栄助→合薬方御役所	明治3年午10月	縦紙・1通	へ220-6
馬喰町栄作金銭受取証文[覚](ふんと芋代金2 朱60文につき) 馬喰町栄作→合薬方御役所	(明治元年)辰7月3日	縦紙・1通	へ220-7
馬喰町栄作金銭受取証文[覚](ふんと芋等3筆 代金3朱315文につき) 馬喰町栄作→合薬方御役 所	(明治2年)巳7月	横切紙・1通	へ220-8
新馬喰町栄作金銭受取証文[覚](ふんと芋等代 金1分1朱158文につき) 新馬喰町栄作→北村団 之丞様	(明治2年)巳12月	横切紙・1通	へ220-9
新馬喰町栄作金銭受取証文[覚](ふんと芋等代 金1分1朱124文につき) 新馬喰町栄作→北村団 之丞様	(明治3年)午7月	横切紙・1通	へ220-10
馬喰町栄作金銭受取証文[覚](ふんと芋等代金 1分1朱68文につき) 馬喰町栄作→合薬方御役所	(明治3年)午12月	横切紙・1通	へ220-11
馬場町横町篠屋藤作金銭受取証文[覚](木綿切 等4筆代金1分1朱540文につき) 馬場町横町篠 屋藤作→合薬方御役所	(明治元年)辰極月	横切紙・1通	へ220-12
馬場町横町篠屋藤作金銭受取証文[覚](木綿切 等6筆出し金1兩2朱6匁8分8厘につき) 馬場 町横町篠屋藤作→合薬方御役所	(明治2年)巳7月	横切紙・1通	へ220-13
鍛冶屋桶工和吉金銭受取証文[覚](硝石直し桶 等3筆代金4兩3分3朱14匁につき) 鍛冶町桶工 和吉→合薬方御役所	慶応4年辰7月	縦紙・1通	へ220-14
鍛冶町桶工和吉金銭受取証文[覚](硝石直し桶 代金1分1朱につき) 鍛冶町桶工和吉→合薬方御 役所	明治2年巳12月	縦紙・1通	へ220-15
鍛冶町桶工和吉金銭受取証文[覚](硝石直桶代 金1分1朱につき) 鍛冶町桶工和吉→合薬方御役 所	明治3年午12月	縦紙・1通	へ220-16
桑根井村利三郎金銭受取証文[覚](水車御手当 銀820匁5分につき) 桑根井村水車主利三郎→合 薬方御役所	明治元年辰12月	縦紙・1通	へ220-17
桑根井村利三郎金銭受取証文[覚](合薬手伝御 手当金3分2朱3匁につき) 桑根井村水車主利三 郎→合薬方御役所	明治元年辰12月	縦紙・1通	へ220-18
荒町大工栄作金銭受取証文[覚](棒先拵代金1 分1朱につき) 荒町大工栄作→御武具御役所	(明治元年)辰12月29日	縦紙・1通	へ220-19
桑根井村安冶金銭受取証文[覚](大工賃銀10匁 につき) 桑根井村安治→合薬方御役所	明治元年辰極月	横切紙・1通	へ220-20
松橋久左衛門金銭受取証文[覚](ふるい代銀22 匁につき) 松橋久左衛門→御武具方御役所	慶応4年辰7月25日	横切紙・1通	へ220-21
松橋久左衛門金銭受取証文[覚](ふるいきぬ等 代金3朱13匁4分につき) 松橋久左衛門→御武	慶応4年辰7月25日	縦紙・1通	へ220-22

4 2 藩政／番方／合薬方所管硝石製造費受取

具方御役所			
掛屋利兵衛金銭受取証文[覚](水油等8筆9貫916文につき) 掛屋利兵衛→合薬方御役所	(明治元年)辰極月大晦日	横切紙・1通	へ220-23
篩屋伊助金銭受取証文[覚](8寸毛篩等5筆代金3貫2匁9分5分につき) 篩屋伊助→合薬方御役所	(明治元年)辰6月20日	横切紙・1通	へ220-24
新柴丁北村宅之助金銭受取証文[覚](古銅篩等7筆金1両1分2朱7匁2分5厘につき) 新柴丁北村宅之助→御武庫方御役所	明治2年巳7月	縦紙・1通	へ220-25
西條村与兵衛金銭受取証文[覚](山くわ木丸太代金2両2朱につき) 西條村与兵衛→合薬方御役所	明治元年辰11月	縦紙・1通	へ220-26
平林村愛之助金銭受取証文[覚](麦粉等代金494文につき) 平林村愛之助→合薬方御役所	(明治元年)辰8月	横切紙・1通	へ220-27
戸作金銭受取証文[覚](鍋直し代銀1匁5分につき) 戸作→上	9月18日	横切紙・1通	へ220-28
十人町戸作金銭受取証文[覚](鍋代金2匁につき) 十人町戸作→上	(明治元年)辰12月18日	横切紙・1通	へ220-29
馬場町横町篠屋藤作金銭受取証文[覚](掛行燈等12筆代金2分2朱6匁4分7厘につき) 馬場町横町篠屋藤作→合薬方御役所	(明治元年)辰12月	横切紙・1通	へ220-30
平林村喜兵衛金銭受取証文[覚](真木代金4両2分2朱につき) 平林村喜兵衛→北村団之丞様・宮入半左衛門様	明治元年辰12月	縦紙・1通	へ220-31
桑根井村利三郎金銭受取証文[覚](油かす代金1分につき) 桑根井村水車主利三郎→合薬方御役所	(明治3年)午5月14日	横切紙・1通	へ220-32
桑根井村利三郎金銭受取証文[覚](棒等代金31両3匁につき) 桑根井村水車主利三郎→合薬方御役所	明治3年午5月	縦紙・1通	へ220-33
掛屋利兵衛金銭受取証文[覚](水油等9筆代金1両1分2朱1匁7分3厘につき) 掛屋利兵衛→合薬方御役所	(明治2年)巳7月	横切継紙・1通	へ220-34
掛屋利兵衛金銭受取証文[覚](水油等7筆代金1両1分1朱につき) 掛屋利兵衛→合薬方御役所	(明治2年)巳12月	横切継紙・1通	へ220-35
篩屋武右衛門金銭受取証文[覚](銅篩等6筆代金1両2分2朱2匁5分4厘につき) 篩屋武右衛門→北村団之丞様	(明治2年)巳6月15日	横切継紙・1通	へ220-36
松本篩屋伊助金銭受取証文[覚](毛篩等5筆代金1両3分3朱3匁につき) 松本篩屋伊助→合薬方御役所	(明治2年)巳8月10日	横切継紙・1通	へ220-37
馬場町横町篠屋藤作金銭受取証文[覚](単伯耆等3筆代金1分5分につき) 馬場町横町篠屋藤作→合薬方御役所	(明治2年)巳7月	横切継紙・1通	へ220-38

山田村宮原為三郎金銭受取証文[覚](蚕籠代金3分3匁につき) 山田村宮原為三郎→武庫方御役所	明治3年午5月	縦紙・1通	へ220-39
中屋甚右衛門金銭受取証文[覚](真鍮包丁代銀3匁につき) 中屋甚右衛門→合薬方御役所	(明治2年)巳8月7日	横切紙・1通	へ220-40
桑根井村利三郎金銭受取証文[覚](杉葉等3筆代金1分780文につき) 桑根井村利三郎→合薬方御役所	(明治2年)巳5月	横切紙・1通	へ220-41
馬場町横町篠屋藤作金銭受取証文[覚](附木等5筆代金1分2朱1匁4分9厘につき) 馬場町横町篠屋藤作→合薬方御役所	(明治2年)巳10月	横切紙・1通	へ220-42
馬場町横町篠屋藤作金銭受取証文[覚](蕨粉等7筆代金3分1朱3匁1分3厘につき) 馬場町横町篠屋藤作→合薬方御役所	(明治2年)巳12月	横切紙・1通	へ220-43
桑根井村利三郎金銭受取証文[覚](箕等4筆代金1分2朱5匁7分につき) 桑根井村水車利三郎→合薬方御役所	(明治2年)巳12月	横切紙・1通	へ220-44
平林村兵作金銭受取証文[覚](棒等2筆代金1分1匁9分8厘につき) 平林村兵作→合薬方御役所	(明治2年)巳7月	横切紙・1通	へ220-45
欠村善吉金銭受取証文[覚](真木代金4両2朱3匁7分5厘につき) 欠村善吉→北村団之丞様・宮入半左衛門様・宮入半左衛門様	明治2年巳7月	縦紙・1通	へ220-46
欠村善吉金銭受取証文[覚](真木代金2両3分につき) 欠村善吉→北村団之丞様・宮入半左衛門様	明治2年巳12月	縦紙・1通	へ220-47
平林村小林源四郎他一名金銭受取証文[覚](棒代金33両3分2朱7分につき) 平林村水車主小林源四郎・名主音田清兵衛→武庫御役所	明治4年未正月	縦紙・1通	へ220-48
掛屋利兵衛金銭受取証文[覚](水油代金1両3分5匁4分6厘につき) 掛屋利兵衛→合薬方御役所	(明治3年)午12月	横切紙・1通	へ220-49
掛屋利兵衛金銭受取証文[覚](水油等7筆代金1両3分7匁1分につき) 掛屋利兵衛→合薬方御役所	(明治3年)午7月	横切継紙・1通	へ220-50
松本篩屋伊助金銭受取証文[覚](毛篩等2筆代金2分2朱につき) 松本篩屋伊助→合薬方御役所	(明治3年)午6月	横切継紙・1通	へ220-51
馬場町横町篠屋藤作金銭受取証文[覚](衆老たわし等2筆代金3匁3分9厘につき) 馬場町横町篠屋藤作→合薬方御役所	(明治3年)午7月	横切継紙・1通	へ220-52
馬場町横町篠屋藤作金銭受取証文[覚](蕨手等4筆代金3分2朱1匁7分5厘につき) 馬場町横町篠屋藤作→合薬方御役所	(明治3年)午12月	横切紙・1通	へ220-53
松本篩屋伊助金銭受取証文[覚](銅篩代金1両につき) 松本篩屋伊助→合薬方御役所	(明治3年)午10月	横切紙・1通	へ220-54
欠村善吉金銭受取証文[覚](真木代金2両2分につき) 欠村善吉→北村団之丞様・宮入半左衛門様	明治3年午7月	縦紙・1通	へ220-55

42 藩政／番方／合薬方所管硝石製造費受取

欠村善吉金銭受取証文[覚](真木代金3両2分につき) 欠村善吉→北村団之丞様・宮入半左衛門様	明治3年午12月	縦紙・1通	へ220-56
平林村小林源四郎金銭受取証文[覚](油かす代2分につき) 平林村小林源四郎→武庫御役所	明治4年未3月	縦紙・1通	へ220-57
平林村小林源四郎金銭受取証文[覚](大工手間代等金3両余につき) 平林村小林源四郎→武庫御役所	明治4年未3月	縦紙・1通	へ220-58
馬場町横町篠屋藤作金銭受取証文[覚](さめ等3筆代金2朱6匁5分につき) 馬場町横町篠屋藤作→合薬方御役所	(明治2年)巳7月	横切紙・1通	へ220-59
荒町村大工栄作金銭受取証文[覚](手間代金2分2匁5分につき) 荒町村大工栄作→御武具方御役所	明治2年巳7月13日	縦紙・1通	へ220-60
桑根井村茂兵衛金銭受取証文[覚](杉6分板等3筆代金1両2分2朱5匁2分につき) 桑根井村茂兵衛→北村団之丞様・宮入半左衛門様	明治2年巳6月	縦紙・1通	へ220-61
平林村林兵衛金銭受取証文[覚](檜木代金5両2分2朱につき) 平林村林兵衛→武庫合薬方御元ノ北村団之丞様・宮入半左衛門様	明治3年午8月	縦紙・1通	へ220-62
荒町村間峯源治金銭受取証文[覚](春白代金2両6匁につき) 荒町村間峯源治→武庫御役所	明治4年未3月	縦紙・1通	へ220-63
平井村大工兵作金銭受取証文[覚](棒先10挺継替工手間等代金2両1分につき) 平井村大工兵作→武庫御役所	明治4年未3月	縦紙・1通	へ220-64
平林村小林源四郎金銭受取証文[覚](棒台代金1分5匁につき) 平林村小林源四郎→武庫御役所	明治4年未3月	縦紙・1通	へ220-65
桑根井村茂兵衛金銭受取証文[覚](杉6分板等2筆代金1両2分2朱につき) 桑根井村茂兵衛→北村団之丞様・宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ220-66
平林村八重八金銭受取証文[覚](畔瀬等3筆代金1両1匁1分につき) 平林村畔瀬八重八→合薬方御役所	明治3年午5月	縦紙・1通	へ220-67
栃原村西条組廣吉他二名金銭受取証文[覚](御買上麻柄代駄賃とも2朱248文につき) 栃原村西条組名主廣吉・組頭十右衛門・長百姓七左衛門→合薬方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ220-68
栃原村平組源兵衛他二名金銭受取証文[覚](御買上麻柄代駄賃とも2朱184文につき) 栃原村名主源兵衛・組頭仁右衛門・長百姓十左衛門→合薬方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ220-69
追通村勘七他二名金銭受取証文[覚](御買上麻柄代金2朱556文につき) 追通村名主勘七・組頭治兵衛・長百姓孫右衛門→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ220-70

志垣村九左衛門他二名金銭受取証文[覚](御買上御出役御賄料・麻柄送駄賃3朱488文につき) 志垣村名主九右衛門・組頭三治郎・長百姓長三郎→合薬方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ220-71
上祖山村四郎兵衛他二名金銭受取証文[覚](御買上麻柄代等1分2朱488文につき) 上祖山村名主四郎兵衛・組頭市郎太・長百姓長兵衛→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ220-72
下祖山村米蔵他二名金銭受取証文[覚](麻柄御買上出役御賄料・麻柄継送駄賃2朱14匁3分2貫624文につき) 下祖山村名主米蔵・組頭惣左衛門・長百姓喜藤太→合薬方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ220-73
山田中村弥兵衛他三名金銭受取証文[覚](麻柄代金1分124文につき) 山田中村名主弥兵衛・同断利右衛門・組頭喜兵衛他1名→硝石御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ220-74
吉窪村菊治他二名金銭受取証文[覚](麻柄継送駄賃1分308文につき) 吉窪村名主菊治・組頭離惣太・長百姓清治郎→合薬方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ220-75
小市村龍蔵他二名金銭受取証文[覚](御買上ケ麻柄継送り駄賃508文につき) 小市村名主龍蔵・組頭宗三郎・長百姓半之輔→合薬方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ220-76
小松原村嘉兵他四名金銭受取証文[覚](御買上麻売継送り駄賃・御賄料2朱572文につき) 小松原村名主嘉兵・組頭作治・同断甚平他2名→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ220-77
原村高野儀右衛門他二名金銭受取証文[覚](御買上麻柄継送駄賃・御賄料1朱180文につき) 原村名主高野儀右衛門・組頭喜七・長百姓小泉彦市→合薬方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ220-78
小守村五左衛門他三名金銭受取証文[覚](御買上麻柄継送駄賃・御賄料2朱180文につき) 小森村名主五左衛門・組頭高澤恒佐・長百姓彦八他長百姓1名→合薬方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ220-79
四ツ屋村惣太郎他二名金銭受取証文[覚](御買上麻柄継送駄賃・御賄料332文につき) 四ツ屋村名主惣太郎・組頭多左衛門・長百姓中澤弥七郎→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ220-80
下氷鉈村泰作金銭受取証文[覚](麻柄2駄継送駄賃代銭248文につき) 下氷鉈村頭立泰作→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ220-81
小嶋田村三組文左衛門金銭受取証文[覚](麻骨2駄継送駄賃代銭500文につき) 小嶋田村三組頭立文左衛門→合薬方御役所	明治3年午4月	縦紙・1通	へ220-82

43 藩政／番方／硝石方所管硝石製造道具・材料費村々受取 勘定所

(硝石方掛り硝石代等金銭受取証文一括 明治元年11月～明治2年2月)		45点	へ10
[北郷村硝石製御入料御払証文四拾三通分高金百弍拾七両壹分拾三匁式分壹厘] 矢野倉鎌兵衛・小幡茂義→		縦紙・1通	へ10-1
保科村名主常八郎他三名金銭受取証文[覚](硝石道具持届人足代につき) 保科村名主常八郎・組頭弥曾右衛門・同断利助他1名→硝石方御掛り酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ10-2
保科村名主常八郎他三名金銭受取証文[覚](御賄代につき) 保科村名主常八郎・組頭弥曾右衛門・同断利助他1名→硝石方御掛り酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ10-3
牛嶋村名主又右衛門他二名金銭受取証文[覚](硝石道具持届人足代につき) 牛嶋村名主又右衛門・組頭喜四郎・長百姓倉太→硝石方御掛り酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ10-4
大豆島村名主繁八他五名金銭受取証文[覚](硝石道具持届人足代につき) 大豆島村名主繁八・組頭金右衛門・長百姓弥左衛門他3名→硝石方御掛り酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ10-5
大豆島村名主繁八他五名金銭受取証文[覚](御賄代につき) 大豆島村名主繁八・組頭金右衛門・長百姓弥左衛門他3名→硝石方御掛り酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ10-6
北高田村名主吉兵衛他二名金銭受取証文[覚](硝石道具持届人足代につき) 北高田村名主吉兵衛・組頭藤左衛門・長百姓大太郎→硝石方御掛り酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ10-7
美和村名主霜田源八金銭受取証文[覚](硝石道具持送り人足代につき) 美和村名主霜田源八→酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳2月	縦紙・1通	へ10-8
北郷村名主佐平太他二名金銭受取証文[覚](善光寺後町へ道具引替え等人足代につき) 北郷村名主佐平太・組頭倉七・長百姓富蔵→硝石方御掛り宮入半左衛門様 虫損あり	明治2年巳2月	縦紙・1通	へ10-9
北郷村名主佐平太他二名金銭受取証文[覚](御製場家賃等につき) 北郷村名主佐平太・組頭倉七・長百姓留蔵→硝石方御元メ宮入半左衛門様 虫損あり	明治2年巳2月	縦紙・1通	へ10-10

北郷村名主佐平太他二名金銭受取証文〔覚〕(寄炭代につき) 北郷村名主佐平太・組頭倉七・長百姓留蔵→硝石方御掛り宮入半左衛門様 虫損あり	明治2年巳2月	豎紙・1通	へ10-11
北郷村名主佐平太他二名金銭受取証文〔覚〕(御掛り様方出役賄料につき) 北郷村名主佐平太・組頭倉七・長百姓留蔵→硝石御掛り宮入半左衛門様 虫損あり	明治2年巳2月	豎紙・1通	へ10-12
久保寺村名主作右衛門他一名金銭受取証文〔覚〕(人足代につき) 久保寺村名主作右衛門・長百姓元右衛門→硝石掛富岡秀蔵様 虫損あり	明治元年辰11月	豎紙・1通	へ10-13
名主作右衛門他一名金銭受取証文〔覚〕(賄分につき) 名主作右衛門・長百姓元右衛門→硝石掛富岡秀蔵様 虫損あり	明治元年辰11月	豎紙・1通	へ10-14
小柴見村名主治郎右衛門他二名金銭受取証文〔覚〕(灰運送等人足代等につき) 小柴見村名主治郎右衛門・組頭伊左衛門・長百姓徳右衛門→硝石掛り富岡秀蔵様 虫損あり	明治元年辰11月	豎紙・1通	へ10-15
小柴見村名主治郎右衛門他二名金銭受取証文(賄代につき) 小柴見村名主治郎右衛門・組頭伊左衛門・長百姓徳右衛門→硝石御掛り富岡秀蔵様 虫損あり	明治元年辰11月	豎紙・1通	へ10-16
上松村本郷名主民之助他二名金銭受取証文〔覚〕(人足代等につき) 上松村本郷名主民之助・組頭要右衛門・長百姓三之丞→硝石方御懸り富岡秀蔵殿 虫損あり	明治元年辰11月	豎紙・1通	へ10-17
中御所村名主勝五郎他二名金銭受取証文〔覚〕(人足・炭代等につき) 中御所村名主勝五郎・組頭五右衛門・長百姓要左衛門→硝石御掛富岡秀蔵様 虫損あり	明治元年辰11月	豎紙・1通	へ10-18
中御所村名主勝五郎他二名金銭受取証文〔覚〕(賄代につき) 中御所村名主勝五郎・組頭五右衛門・長百姓要左衛門→硝石御懸り富岡秀蔵様 虫損あり	明治元年辰11月	豎紙・1通	へ10-19
三輪村名主霜田源八金銭受取証文〔覚〕(寄灰代等につき) 三輪村名主霜田源八→酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳2月	豎紙・1通	へ10-20
三輪村名主霜田源八金銭受取証文〔覚〕(賄代につき) 三輪村名主霜田源八→酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳2月	豎紙・1通	へ10-21
妻科村名主惣左衛門金銭受取証文〔覚〕(灰寄代等につき) 妻科村名主惣左衛門→酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳2月	豎紙・1通	へ10-22
妻科村名主惣左衛門金銭受取証文〔覚〕(富岡秀蔵他2名賄代につき) 妻科村名主惣左衛門→富岡秀蔵殿 虫損あり	明治2年巳2月	豎紙・1通	へ10-23

43 藩政／番方／硝石方所管硝石製造道具・材料費村々受取

上松村本郷名主三之丞他一名金銭受取証文 [覚](富岡秀蔵等賄代につき) 上松村本郷名 主三之丞・組頭助右衛門→硝石御元分宮入半左衛門 殿 虫損あり	明治2年巳2月	豎紙・1通	へ10-24
北郷村御請負人久右衛門他四名金銭受取証文 [覚](第真木代につき) 北郷村御請負人久右衛 門・同断又左衛門・名主佐平太他2名→硝石方御掛御 元メ宮入半左衛門様 虫損あり	明治2年巳2月	豎継紙・1通	へ10-25
北郷村名主佐平太他二名金銭受取証文[覚](元 土品代につき) 北郷村名主佐平太・組頭倉七・長 百姓富蔵→硝石方御掛り御元メ宮入半左衛門様 虫 損あり	明治2年巳2月	豎紙・1通	へ10-26
荒神町栄助金銭受取証文(灰代につき) 荒神町 栄助→硝石方御元メ北村団之丞様	明治元年12月	横切紙・1通	へ10-27
上ヶ屋村役人代九兵衛金銭受取証文(大半切代 等につき) 上ヶ屋村役人代九兵衛→硝石方御掛 り北村団之丞様 虫損あり	明治2年巳6月	豎紙・1通	へ10-28
上ヶ屋村役人代九兵衛金銭受取証文(寄灰代等 につき) 上ヶ屋村役人代九兵衛→[]御掛り北村 団之丞様 虫損あり	明治2年巳6月	豎継紙・1通	へ10-29
上ヶ屋村京田組役人代頭取六右衛門[覚](御用 真木代につき) 上ヶ屋村京田組役人代頭取六右 衛門→硝石方御掛り北村団之丞様 虫損あり	明治2年巳6月	豎紙・1通	へ10-30
北郷村助右衛門金銭受取証文[覚](品代金につ き) 北郷村助右衛門→北村団之丞様 虫損あり		横切紙・1通	へ10-31
北郷村名主佐平太他二名金銭受取証文[覚](硝 石代につき) 北郷村佐平太・組頭倉七・長百姓富 蔵→硝石方御掛り北村団之丞様 虫損あり	明治2年巳6月	豎継紙・1通	へ10-32
北郷村名主佐平太他二名金銭受取証文[覚](製 造場手充代等につき) 北郷村名主佐平太・組頭 倉七・長百姓留蔵→硝石方御掛り北村団之丞様 虫 損あり	明治2年巳6月	豎紙・1通	へ10-33
北郷村名主佐平太他二名金銭受取証文[覚](賄 料等につき) 北郷村名主佐平太・組頭倉七・長百 姓留蔵→硝石方御掛り北村団之丞様 虫損あり	明治2年巳6月	豎切紙・1通	へ10-34
小竹屋市兵衛金銭受取証文[覚](□代金につ き) (信州西横町)小竹屋市兵衛→北郷村名主様 虫損あり	5月26日	切紙・1通	へ10-35
硝石製御仲間惣作金銭受取証文[覚](硝石製御 手当等につき) 硝石製御仲間惣作→北村団之丞 殿・宮入半左衛門殿 虫損あり	明治2年巳6月	横切継紙・1通	へ10-36
三輪村名主与兵衛他二名金銭受取証文[覚](硝 石継送り駄賃につき) 三輪村名主与兵衛・組頭 善蔵・同断清之丞他2名→硝石方御元メ宮入半左衛門 様 虫損あり	明治3年午1月21日	豎紙・1通	へ10-37

上松村名主藤左衛門他二名金銭受取証文[覚] (北郷村硝石製入用灰継送駄賃等につき) 上 松村名主藤左衛門・組頭源兵衛・長百姓友七→硝石方 御元メ宮入半左衛門様 虫損あり	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ10-38
腰村名主久左衛門他三名金銭受取証文[覚](北 郷村製硝石継送駄賃につき) 腰村名主久左衛 門・組頭惣右衛門・同断平右衛門他1名→硝石御元メ 宮入半左衛門様 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ10-39
中御所村名主幸左衛門他二名金銭受取証文 [覚](北郷村製硝石・灰送り駄賃につき) 中 御所村名主幸左衛門・組頭理兵衛・長百姓吉左衛門→ 硝石方御元メ宮入半左衛門様 虫損あり	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ10-40
丹波島村名主岡津分八郎等五名金銭受取証文 [覚](北郷村製硝石・灰送り駄賃につき) 丹 波島村名主岡津分八郎・組頭伊右衛門・同藤太郎他3 名→硝石方御元メ宮入半左衛門様 虫損あり	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ10-41
小嶋田村上組名主栄太他二名金銭受取証文 [覚](北郷村製硝石・灰送り駄賃につき) 小 嶋田村上組名主栄太・組頭岡津文左衛門・長百姓弥治 右衛門→硝石方御元メ宮入半左衛門様 虫損あり	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ10-42
伴織之進金銭受取証文[覚](北郷村硝石製入用 灰送り駄賃につき) 伴織之進→武庫御役所 虫 損あり	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ10-43
北郷村名主保之助他二名金銭受取証文[覚](賄 料につき) 北郷村名主保之助・組頭米吉・長百姓 和兵衛→硝石御掛宮入半左衛門様 虫損あり	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ10-44
中町ふしや与兵衛金銭受取証文[覚](大盃代等 につき) 中町ふしや与兵衛→北村団之丞様 虫損 あり	(明治4年)未4月	横切継紙・1通	へ10-45
(石火銃附胴乱代金受取証文綴 文久2年10月～ 慶応元年6月)		2点	へ71
富永新平他四名金銭受取証文(石火銃附胴乱30 代金につき) 富永新平・寺内多宮他3名/(奥書) 倉田三之助/(奥書)佐藤安喜・佐藤伸之進他1名→磯 田音門殿・成沢勘左衛門・長谷川三郎兵衛殿他3名	慶応元年丑6月	縦継紙・1通	へ71-1
田町兼吉金銭受取証文(石火銃附胴乱30代金に つき) 田町兼吉→御武具御役所	文久2年戌10月	縦紙・1通	へ71-2

44 藩政／番方／出陣諸費受取 勘定所

山寺常吉金銭受取証文[覚](小千谷からの帰路 道中御賄人数6人分金2両3分銭80文につき) 山寺常吉/(奥印)池田平角/(奥印)高坂周平/(奥	明治元年辰12月	横切継紙・1通	へ208-1
---	----------	---------	--------

4 4 藩政／番方／出陣諸費受取

印) 矢野唯見・片岡弘人・立合河原理→近藤鉄之助殿・宮入半之丞殿 継目印は高坂周平と矢野唯見			
[明治元辰年十一月廿六日旅籠帳] 松代上野金作→・ 記載は2月～11月4点、印3つ「北越越後国関川宿高田屋」、「越後高田茶町村井屋」、「信州増屋」	明治元年辰11月26日	横半半・1冊	へ208-2
御手附金作金銭受取証文[覚](人数6人銭3貫文につき) 御手附金作→山寺常吉殿 11月26日より同晦日まで5日分1人1日100文ッ、	(明治元年)辰11月	横長半・1冊	へ208-3
(胴乱・焚炭等買上関係書類綴 明治元年6月～12月)		9点	へ209
山寺常吉金銭受取証文[覚](胴乱焚炭御買上物御入料25両余) 山寺常吉/(奥印)池田平角/(奥印)柿崎良作・高坂周平/(奥印)矢野唯見・片岡弘人・立合河原理→堀内庄作殿・高橋清蔵殿 証文8通合金25両3分1朱122文	明治元年辰12月	横切継紙・1通	へ209-1
長岡蔵立・河□屋長太郎金銭受取証文[覚](焚炭11俵代金4両3分1朱) 長岡蔵立・あめ屋長太郎→松代様	(明治元年)辰7月	横切紙・1通	へ209-2
麻嶋屋忠八金銭受取証文[覚](御鉄砲胴乱20つ金17両2分につき) 麻嶋屋忠八→松代様御役人中様	(明治元年)辰7月24日	横切紙・1通	へ209-3
舂屋利介金銭受取証文[覚](鉄砲胴乱1つ金1両1分3朱) 舂屋利介(越舂利長)→上	7月21日	横切継紙・1通	へ209-4
当銀屋善之進金銭受取証文[覚](とうらん1つ金1両につき) (長岡表二)当銀屋善之進→上	7月20日	横切継紙・1通	へ209-5
廣嶋屋善助金銭受取証文[覚](黄蠟・チヤン・松脂メ23匁4分につき) 廣嶋屋善助(翠店越後長岡神田一町廣嶋屋)→上様	(明治元年)辰7月23日	横切継紙・1通	へ209-6
革師代蔵金銭受取証文[覚](御鉄砲御胴乱9つ損繕代金2歩1朱) 革師代蔵→上	(明治元年)辰6月	横切紙・1通	へ209-7
油屋惣治右衛門金銭受取証文[覚](白貫5合1貫150文につき) 油屋惣治右衛門(越後蔵王佐藤)→上	7月21日	横切紙・1通	へ209-8
石内かをちや文五郎金銭受取証文[覚](とうらん1つ116文につき) 石内かをちや文五郎→松代様	7月23日	横切紙・1通	へ209-9
(武器・諸道具関係代金受取証文綴 明治元年11月～12月)		28点	へ210
山寺常吉金銭受取証文(小千谷村における大小銃玉薬・器械の御荷物取拵途中品々御入料、合金33両1分495文につき) 山寺常吉/(奥印)池田平角/(奥印)柿崎良作・高坂周平/(奥印)矢野唯見・金井弥惣左衛門・立合河原理→堀内莊作殿・高橋清蔵殿	明治元年辰12月	横切継紙・1通	へ210-1

(繩・筵等購入代金受取関連書類綴 明治元年11月～12月)		22点	へ210-2
せきや喜兵衛金銭受取証文[覚](しななわ158本代20貫156文等代金2朱21貫536文につき) せきや喜兵衛→上様	6月18日	横切紙・1通	へ210-2-1
山岸屋五左衛門金銭受取証文[覚](細引100筋代金5両1分2朱2匁5分につき) 山岸屋五左衛門→上	(明治元年)辰11月11日	横切紙・1通	へ210-2-2
田中屋松兵衛金銭受取証文[覚](筵45枚代銭6貫450文につき) 田中屋松兵衛→松代様御役人中様	(明治元年)辰11月12日	横切紙・1通	へ210-2-3
鶴屋清兵衛金銭受取証文[覚](荷燈灯9張代金1両2分3朱) 鶴屋清兵衛→松代様御役人中様	11月18日	横切紙・1通	へ210-2-4
金田屋太兵衛金銭受取証文[覚](琉球73枚代銀365匁につき) 金田屋太兵衛→松代御役人中様	11月	横切紙・1通	へ210-2-5
大工藤助金銭受取証文[覚](御荷物札71枚代銭2貫272文につき) 大工藤助→松代様御役人中様	11月18日	横切紙・1通	へ210-2-6
せき屋喜兵衛金銭受取証文[覚](むしろ52枚・大ふく3本代銭9貫150文につき) せき屋喜兵衛→松代様御役人中様	11月19日	横切紙・1通	へ210-2-7
平澤屋幸吉金銭受取証文[覚](龍久6枚等代銀33匁7分5厘400文につき) 平澤屋幸吉→御上様	(明治元年)辰11月18日	横切紙・1通	へ210-2-8
山崎屋長右衛門金銭受取証文[覚](杉丸太23本等代銀98匁5分につき) 山崎屋長右衛門→松代様御役人中様	(明治元年)辰11月	横切紙・1通	へ210-2-9
鶴屋与市金銭受取証文[覚](大蠟900目90挺代金1両2朱) 鶴屋与市(越後小千谷鶴屋)→山寺常吉様	11月23日	横切紙・1通	へ210-2-10
御荷物才領成本栄左衛門組左兵太金銭受取証文[覚](御荷物途中御入料御買上代金2朱銭100文につき) 御荷物才領成本栄左衛門組左兵太→山寺常吉様	(明治元年)辰12月	横切紙・1通	へ210-2-11
西大瀧村継吉金銭受取証文[覚](繩1わ代銭100文につき) 西大瀧村継吉→上		横切紙・1通	へ210-2-12
吉の屋庄蔵金銭受取証文[覚](蠟燭1本代金2朱) 吉の屋庄蔵→上	(明治元年)辰11月20日	横切紙・1通	へ210-2-13
御荷物才領斉藤房吉取扱組久五郎金銭受取証文(御荷物途中御入料御買上代金2分銭150文につき) 御荷物才領斉藤房吉取扱組久五郎→山寺常吉様	(明治元年)辰11月	横切紙・1通	へ210-2-14
十二ノ木村庄屋代喜兵衛金銭受取証文[覚](大雪につき人足難渋のため御酒代金1分2朱下付につき) 十二ノ木村庄屋代喜兵衛→松代様御才領清水久五郎様	11月18日	横切紙・1通	へ210-2-15

4 4 藩政／番方／出陣諸費受取

十二ノ木村平吉金銭受取証文[覚](蠟燭5丁代 銭750文につき) 十二ノ木村平吉→上	11月19日	横切継紙・1通	へ210-2-16
吉のや庄蔵金銭受取証文[覚](ろうそく30丁代 金2朱) 吉のや庄蔵→上	(明治元年)辰12月20日	横切継紙・1通	へ210-2-17
御荷物才領岸田義右衛門組莊吉金銭受取証文 [覚](御荷物途中御入料品々御買上代銭7貫 200文につき) 御荷物才領岸田義右衛門組莊吉→ 山寺常吉様	(明治元年)辰11月	横切継紙・1通	へ210-2-18
十二木村藤屋多助金銭受取証文[覚](蠟燭17挺 代銭1貫700文につき) 十二木村藤屋多助→松代 様	(明治元年)辰11月19日	横切紙・1通	へ210-2-19
十二木村平右衛門金銭受取証文[覚](御薬代銭 1貫文につき) 十二木村平右衛門→松代様	11月20日	横切紙・1通	へ210-2-20
十日町藤屋七郎右衛門金銭受取証文[覚](御薬 代銭1貫文につき) 十日町藤屋七郎右衛門→松 代様	11月	横切紙・1通	へ210-2-21
芦崎村莊屋代五郎作金銭受取証文[覚](人足70 人御酒代銭3貫500文につき) 芦崎村莊屋代五 郎作→松代様御才領宮尾正吉様	11月	横切継紙・1通	へ210-2-22
小千谷五智院金銭受取証文[覚](御下金300疋) 小千谷五智院→松代様御使中	(明治元年)辰11月19日	横切紙・1通	へ210-3
鶴屋与市金銭受取証文[覚](御下金500疋) 鶴 屋与市(越後小千谷鶴屋)→山寺常吉様	11月23日	横切紙・1通	へ210-4
小千谷町会所金銭受取証文[覚](御下金800疋) 小千谷町会所→松代様御役人中様	明治元年辰11月	横切紙・1通	へ210-5
山寺常吉金銭受取証文[覚](小千谷表に残し置 いた大小銃弾薬・器械御引払の礼のため鯛1 枚買上等代金2両につき) 山寺常吉→	(明治元年)辰12月	横切紙・1通	へ210-6
御手附金作金銭受取証文[覚](大小銃弾薬積置 世話につき金1両1分につき) 御手附金作→山 寺常吉様	(明治元年)辰12月	横切継紙・1通	へ210-7
(諸道具代金受取関係書類綴 明治元年7月～12 月)		7点	へ211
山寺常吉金銭受取証文[覚](越州小千谷表御 荷物上包・品々御買上御入料金20両1分1朱銭 209文につき) 山寺常吉／(奥印)池田平角／(奥 印)高坂周平／(奥印)矢野唯見・金井弥惣右衛門・立 合河原理→高橋清蔵殿・堀内莊作殿	明治元年)辰12月	横切継紙・1通	へ211-1
鶴屋治助金銭受取証文[覚](筵98枚等代銀551 匁9分1厘) 鶴屋治助(北越後小千谷鶴屋)→上様	(明治元年)辰7月	横切継紙・1通	へ211-2
小千谷源八金銭受取証文[覚](小田原桃灯代金 3両3分につき) 小千谷源八→松代様	7月5日	横切紙・1通	へ211-3
山崎屋八蔵金銭受取証文[覚](縄1本等代銭3貫 150文につき) 山崎屋八蔵→松代様	(明治元年)辰7月6日	横切継紙・1通	へ211-4

鶴屋与市金銭受取証文[覚](蠟燭800本等金2両2分2朱銀3匁5分7厘錢200文につき) 鶴屋与市(越後小千谷鶴屋)→松代様御役人様	(明治元年)辰7月6日	横切継紙・1通	へ211-5
小千谷大工源蔵金銭受取証文[覚](杉丸太等代銀142匁6分5厘) 小千谷大工源蔵→松代様御役人中様	(明治元年)辰7月	横切継紙・1通	へ211-6
御手附金作金銭受取証文[覚](大小銃彈薬運送人足52人代錢20貫800文につき) 御手附金作→山寺常吉様	(明治元年)辰9月	横切継紙・1通	へ211-7
(鉛代金受取関係書類綴 明治元年7月～12月)		8点	へ212
山寺常吉金銭受取証文(鉛御買上御入料代金125両2分錢249文につき) 山寺常吉/(奥印)池田平角/(奥印)柿崎良作/(奥印)矢野唯見・片岡弘人・立合河原理→堀内莊作殿	明治元年)辰12月	横切継紙・1通	へ212-1
稼人源蔵金銭受取証文[覚](鉛145貫200目代金72両2分6匁につき) 魚沼郡折立村上田銀山鉛山稼人源蔵→松代様御役人様	(明治元年)辰7月	横切紙・1通	へ212-2
蔵王長之助金銭受取証文[覚](古鉛370匁代錢2貫405文につき) 蔵王長之助→松代様御役人中様	(明治元年)辰7月12日	横切紙・1通	へ212-3
山田町美代吉金銭受取証文[覚](古鉛1貫630匁代錢10貫595文につき) 山田町美代吉→上	(明治元年)辰7月13日	横切紙・1通	へ212-4
石内八蔵金銭受取証文[覚](古鉛1貫900目代錢12貫350文につき) 石内八蔵→上	(明治元年)辰8月14日	横切紙・1通	へ212-5
蔵王長太郎金銭受取証文[覚](古鉛2貫500目代錢16貫250文につき) 蔵王長太郎→松代様	(明治元年)辰7月17日	横切継紙・1通	へ212-6
石内八五郎金銭受取証文[覚](古鉛1貫450匁代錢9貫425文につき) 石内八五郎→松代様御役所	(明治元年)辰7月23日	横切紙・1通	へ212-7
稼人源蔵金銭受取証文[覚](簾鉛81貫630匁代金48両1匁6厘) 魚沼郡折立村上田銀山鉛山稼人源蔵→松代様御役人様	(明治元年)辰8月	横切紙・1通	へ212-8
(御入料受取証文綴 明治元年7月～8月)		3点	へ213
山寺常吉金銭受取証文[覚](御賄御入料代金2分548文につき) 山寺常吉/(奥印)池田平角/(奥印)高坂周平/(奥印)矢野唯見・片岡弘人・立合河原理→近藤鉄之助殿・宮入半之丞殿	(明治元年)辰8月	横切継紙・1通	へ213-1
浦村金銭受取証文[覚](11人様御飯代等銀16匁7分2厘) 浦村→上	7月26日	横切紙・1通	へ213-2
浦村西脇金銭受取証文[覚](酒2升等代金1朱錢2貫200文につき) 浦村西脇→上	(明治元年)辰7月26日	横切紙・1通	へ213-3
(御入料受取証文綴 明治元年7月～12月)		6点	へ214
山寺常吉金銭受取証文[覚](器械方御通奥御入料等金18両1分2朱2匁173文につき) 山寺常吉/(奥印)池田平角/(奥印)柿崎良作/(奥印)矢野	明治元年辰12月	横切継紙・1通	へ214-1

4 4 藩政／番方／出陣諸費受取

唯見・片岡弘人・立合河原理→堀内莊作殿			
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](すのび鉄カルカ7本等代銀338匁につき) 星野太郎右衛門→松代様御役人衆中様	(明治元年)辰7月22日	横切継紙・1通	へ214-2
星野太郎右衛門金銭受取証文[覚](大銃合薬16斤代金6両1分2朱銀1匁5分につき) 星野太郎右衛門→松代様御役人衆中様	(明治元年)辰7月22日	横切紙・1通	へ214-3
小生村定之助金銭受取証文[覚](184はり合焰硝代金2両1分2朱260文につき) 小生村定之助→松代様御役人中様上	(明治元年)辰7月21日	横切紙・1通	へ214-4
あめ屋長太郎金銭受取証文[覚](合賂賄銀150匁につき) あめ屋長太郎→松代様御役人中様	(明治元年)辰7月22日	横切継紙・1通	へ214-5
秤座金銭受取証文[覚](大皿秤彫め1挺等代金1両1分2朱銀1匁2分5厘) 秤座→上	7月23日	横切継紙・1通	へ214-6
(諸品受取証文綴 明治元年5月～12月)		49点	へ215
山寺常吉金銭受取証文[覚](大小銃御修復御入料等品々御買上物御入料金46両1分2朱銭267文につき) 山寺常吉/(奥印)矢野倉謙兵衛/(奥印)柿崎良作/(奥印)矢野唯見・金井弥惣左衛門・立合河原理→高橋清藏殿・堀内莊作殿	明治元年辰12月	横切継紙・1通	へ215-1
鍛冶織常松金銭受取証文[覚](鉄10貫560目等代金10両2分1朱銀1匁3分8厘銭1貫725文につき) 鍛冶織常松→松代様御役人中様	(明治元年)辰5月	横切継紙・1通	へ215-2
小千谷鍛冶常松金銭受取証文[覚](細工所御用達につき金1両につき) 小千谷鍛冶常松→松代様御役人方様	(明治元年)辰5月晦日	横切紙・1通	へ215-3
鶴屋清八金銭受取証文[覚](水油3合代銭1貫50文につき) つるや清八→上	(明治元年)辰5月13日	横切紙・1通	へ215-4
山田屋三平金銭受取証文[覚](桐油10枚代金2分2朱) 山田屋三平→上	(明治元年)辰5月	横切紙・1通	へ215-5
鶴屋治助金銭受取証文[覚](細引131筋代金2両1分2朱) つるや治助(北越魚小千谷鶴屋)→上様	(明治元年)辰5月	横切紙・1通	へ215-6
干手村五左衛門金銭受取証文[覚](筵1つ代銭1貫200文につき) 干手村五左衛門→松代様御役人中様	(明治元年)辰5月29日	横切継紙・1通	へ215-7
番屋太兵衛金銭受取証文[覚](上細引17筋等代金1両3分2匁につき) 番屋太兵衛→松代様御役人中様	(明治元年)辰6月	横切継紙・1通	へ215-8
大工源左衛門金銭受取証文[覚](杉丸太4本等代銀71匁につき) 大工源左衛門→松代様上	(明治元年)辰5月	横切継紙・1通	へ215-9
大工源左衛門金銭受取証文[覚](杉箱1つ代金1分2朱) 大工源左衛門→	(明治元年)辰5月	横切継紙・1通	へ215-10
鶴屋与市金銭受取証文[覚](むしろ15枚等代金	(明治元年)辰6月	横切紙・1通	へ215-11

1分1朱1匁3厘) 鶴屋与市(越後小千谷鶴屋)→松代様御役人中様			
関屋喜兵衛金銭受取証文[覚](むしろ60枚代金3分につき) せきや喜兵衛(越後小千谷西喜)→上様	(明治元年)辰6月	横切紙・1通	へ215-12
川井屋店金銭受取証文[覚](むしろ12枚代金2朱)川井屋店(越後小千谷□□屋)→上様	6月29日	横切紙・1通	へ215-13
(諸品受取証文綴 明治元年6月～8月)		5点	へ215-14
小林兵三郎金銭受取証文[覚](鉛運送賃銭・上御包御入料代銭5貫340文につき) 御武具方附小林兵三郎→山寺常吉様	(明治元年)辰6月	横切紙継・1通	へ215-14-1
小出島町会所金銭受取証文[覚](古筵2枚等代銭310文につき) 小出じま町会所→松代様御役人中様	(明治元年)辰6月28日	横切紙・1通	へ215-14-2
小出島町会所金銭受取証文[覚](人足5人賃銭975文につき) 小出島町会所→松代様御役人中様	(明治元年)辰6月28日	横切紙・1通	へ215-14-3
堀之内金銭受取証文[覚](人足5人賃銭240文につき) 堀之内(越後堀之内間屋)→上	(明治元年)辰8月28日	横切紙・1通	へ215-14-4
川口屋半内金銭受取証文[覚](人足5人賃銭1貫915文につき) 川口屋半内(三國通川口駅問屋)→上	(明治元年)辰6月28日	横切紙・1通	へ215-14-5
瀧右衛門金銭受取証文[覚](筵7枚等2貫20文につき) 当所瀧右衛門→松代様	(明治元年)辰7月5日	横切紙・1通	へ215-15
関屋喜兵衛金銭受取証文[覚](むしろ60枚代金3分2朱) せき屋喜兵衛(越後小千谷関屋)→松代様御役人中様	(明治元年)辰7月	横切紙・1通	へ215-16
大工源左衛門金銭受取証文[覚](天幕柱木150本代金1両2分につき) 大工源左衛門→松代様御役人方様	(明治元年)辰8月	横切紙・1通	へ215-17
山崎屋喜八金銭受取証文[覚](なわ15わ等代銭3貫825文につき) 山崎屋庄八→上	(明治元年)辰8月	横切紙・1通	へ215-18
関屋喜兵衛金銭受取証文[覚](麻等代金3朱280文につき) 関屋喜兵衛→上様	9月3日	横切紙・1通	へ215-19
鶴屋清八金銭受取証文[覚](水油5合代銭1貫750文につき) つるや清八→上	(明治元年)辰8月3日	横切紙・1通	へ215-20
鶴屋治助金銭受取証文[覚](細引20筋等代金2両2分5匁につき) つるや治助(北□□小千谷鶴屋)→上様	(明治元年)辰8月	横切紙・1通	へ215-21
関屋喜兵衛金銭受取証文[覚](なわ4わ代銭160文につき) 関屋喜兵衛→上様	9月3日	横切紙・1通	へ215-22
鶴屋清八金銭受取証文[覚](水油5合代銭1貫750文につき) つるや清八→上	(明治元年)辰8月20日	横切紙・1通	へ215-23
桃燈屋源藏金銭受取証文[覚](小田原桃灯火袋	8月21日	横切紙・1通	へ215-24

4 4 藩政／番方／出陣諸費受取

1つ代銭350文につき) 桃燈屋源藏→松代御役人様			
才領仲太郎金銭受取証文[覚](十日町から小千谷まで運送人足賃銭2貫776文につき) 才領仲太郎→御武具方御役所	(明治元年)辰8月	横切紙・1通	へ215-25
十日町村役人申上書[覚](十日町から中条までの人足2人442文につき) 十日町役人(越後十日町問屋)→北条仲吉郎様	8月20日	横切紙・1通	へ215-26
中条村問屋申上書[覚](中条から上組までの人足2人442文につき) 中条村問屋→松代北條仲吉郎様	8月20日	横切紙・1通	へ215-27
上組村申上書[覚](上組から岩沢村までの人足2人884文につき) 上組村(下条上組)→松代北條仲吉郎様	8月20日	横切紙・1通	へ215-28
岩澤村庄屋所申上書[覚](岩澤村から小千谷までの人足2人1貫8文につき) 越後魚沼郡岩澤村庄屋所→	8月20日	横切紙・1通	へ215-29
提灯屋源藏金銭受取証文[覚](弓張袋1張代金2朱) 灯ちん屋源藏→松代御役人様	8月20日	横切紙・1通	へ215-30
鍛冶屋常松金銭受取証文[覚](長割鉄5貫190目等代金5兩2朱銀219匁3分9厘銭5貫400文につき) かじや常松→松代様御役人中様	(明治元年)辰8月	横切紙・1通	へ215-31
鶴治金銭受取証文(細引30筋等代255匁につき) 鶴治(北越魚小千谷鶴治)→上様	(明治元年)辰9月	横切紙・1通	へ215-32
御武具方附金作金銭受取証文[覚](駕籠人足賃銭2貫156文につき) 御武具方附金作→山寺常吉様	(明治元年)辰10月	横切紙・1通	へ215-33
五家人夫割番金銭受取証文[覚](村松行人足4人賃銭1貫104文につき) 五家人夫割番→上	10月13日	横切紙・1通	へ215-34
村松作藏金銭受取証文[覚](村松から五品までの人足4人1貫52文につき) 村松問屋→上	10月13日	横切紙・1通	へ215-35
治郎八金銭受取証文[覚](船越5人賃金1分につき) 亀田船頭治郎八→松代様御役人中様	(明治元年)辰11月2日	横切紙・1通	へ215-36
伊勢屋長藏御塗物所金銭受取証文[覚](旗竿2本筋代金1兩400文につき) (北越五泉伊勢屋長藏御塗物所)→松代様	(明治元年)辰10月15日	横切紙・1通	へ215-37
丸田屋卯右衛門受取証文[覚](荷札15枚450文につき) 丸田屋卯右衛門→上	(明治元年)辰10月19日	横切紙・1通	へ215-38
大工兼吉金銭受取証文[覚](荷札30枚代銭3貫650文につき) 五泉町大工兼吉→上	(明治元年)辰10月25日	横切紙・1通	へ215-39
荒物屋五郎兵衛金銭受取証文[覚](蘆18枚等代銭15貫390文につき) 五泉町荒物屋五郎兵衛→上	(明治元年)辰10月29日	横切紙・1通	へ215-40
松五郎金銭受取証文[覚](莫5枚代) 松五郎→御	(明治元年)辰12月晦日	横切紙・1通	へ215-41

上様 坂木町金銭受取証文[覚](莫5枚等代銭1貫400文につき) 坂木町→御上様	(明治元年)辰11月朔日	横切紙・1通	へ215-42
藤八金銭受取証文[覚](なわ6わ等代金1朱) 藤八→上	(明治元年)辰11月朔日	横切継紙・1通	へ215-43
本間屋治郎兵衛金銭受取証文[御買上書](琉球20枚等代銭27貫350文につき) 本間屋治郎兵衛→松代器械方御役人様	明治元年辰10月29日	横切継紙・1通	へ215-44

45 藩政／番方／武具収納筆筒等製作見積 勘定所

(筆筒・掛台出来入料見積関係綴)	(明治2年)	17点	へ222
高橋市兵衛他二名見積書并宮入亀治他一名見積書[一 御目付方日記筆筒式ツ、一 学校士官書類入筆筒式ツ、白木入箱壺ツ・箱大鉢壺ツ・鉄砲掛台壺脚、一 小銃方筆筒壺ツ・鉄砲台拾脚共御出来品々御入料御積帳](惣メ69筆合金21両2分7匁1分4厘) 高橋市兵衛・前澤龍之進・立合小野善之助／宮入亀治・元メ田嶋惣之丞／(奥書)増沢義平・中村嘉一郎／(奥書)佐藤伊之進→ - 表紙に「明治二年巳五月」とあり	明治2年巳6月	横長半・1冊	へ222-1
御普請奉行伺書并御勘定吟味添伺[本文数件入札取調伺](御目付方日記筆筒2つ6筆につき並びに御普請奉行伺勘弁の旨) 御普請奉行→ - 端裏付札「七月廿五日御下」	(明治2年)6月7日	横切継紙・1通	へ222-2
元メ見積書(御目付方日記筆筒1つ、士官学校御入料穀櫃1つ・火鉢1つ、小銃方御入料筆筒入札、士官学校御入料ケントン蓋御用紙入筆筒1つ、鉄砲懸台1脚、御目付方蟹めんど付筆筒、士官学校御入料7つ引出筆筒等御出来手間賃入札、落札合金29両3分8匁7分) 元メ→ - 下ケ札多数	(明治2年)巳6月	横切継紙・1通	へ222-3
筆筒籠絵図(引出筆筒等10点)	(明治2年)	横切継紙・1通	へ222-4
伊勢町忠作見積書[覚](御筆筒引出し等12筆) 伊勢町忠作→上 下ケ札3点	(明治2年)5月	横切継紙・1通	へ222-5
剃物師作蔵見積書[覚](筆筒籠絵図8点ごとに工賃取調、手間代1人9匁5分、入札請負願につき) 剃物師作蔵→上 下ケ札3点	(明治2年)5月25日	横長半・1冊	へ222-6
剃物師又五郎見積書(筆筒籠絵図9点ごとに工賃取調、鉄物代3両2分2朱) 剃物師又五郎→御役所 下ケ札3点	(明治2年)	横長半・1冊	へ222-7
笹町剃物師甚兵衛見積書并元メ貼添願(筆筒籠絵図9点ごとに工賃取調、鉄物代3両2分3朱並	(明治2年)巳5月	横切継紙・1通	へ222-8

46 藩政／番方／鞍鑑定 47 藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方上申・用状

びに士官学校筆筒2つ・御目付筆筒2つ・小銃方筆筒・鉄砲懸共品々入札伺につき) 笹町剃物師甚兵衛→御普請方御役所 (鉄物請負関係綴)		9点	へ222-9
作事方申渡書(御目付方日記筆筒2つ・学校士官書類入筆筒2つ・鉄砲掛台1脚・小銃方筆筒1つ・鉄砲掛台10脚出来につき鉄物一式請負につき) 作事方→-		横切紙・1通	へ222-9-1
筆筒仕様図(御目付方日記筆筒、ケントン蓋蕨手蟹目鉄物封印坪下り三坪棒通につき)		横切紙・1通	へ222-9-2
筆筒仕様図(御目付方日記筆筒、蕨手・封印坪付)		横切紙・1通	へ222-9-3
筆筒仕様図(学校士官改品々御用書類入筆筒) 下ケ札付		横切紙・1通	へ222-9-4
筆筒仕様図(学校士官改品々御用紙入ケントン蓋筆筒) 下ケ札付		横切紙・1通	へ222-9-5
筆筒仕様図(学校士官改品々御用白木入箱) 下ケ札2点		横切紙・1通	へ222-9-6
掛台仕様図(鉄砲前後40挺掛台)		横切紙・1通	へ222-9-7
筆筒仕様図(小銃方筆筒、銘々錠前付其外蕨手棒通し鉄物)		横切紙・1通	へ222-9-8
掛台仕様図(鉄砲掛屋10脚)		横切紙・1通	へ222-9-9

46 藩政／番方／鞍鑑定 勘定所

辻山城守政壽鞍鑑定書(浅海鞍伊勢因幡守貞房代金15枚) 辻山城守政壽(花押)→- 花押の裏に押印あり	寛政8年丙辰12月21日	横折紙・1通	へ223
稲垣主馬矩丘添状[添状](有海鞍伊勢大因幡守貞長の正作在判) 大坪入道々禪廿世稲垣主馬矩丘(花押)→- 花押の裏に押印あり、包紙あり、包紙上書「御鞍 添状」	寛政12年庚申7月	横折紙・1通	へ224

47 藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方上申・用状 番方

(武庫司事取調書綴 明治3年11月)		3点	へ72
武庫司事取調書(端裏書)[去辰年以来品々伺箇条取調申上](差立用状につき) 武庫司事→-	3月13日	横切紙・1通	へ72-1
武庫司事取調書(端裏書)[去辰年以来品々伺箇	8月4日	横切紙・1通	へ72-2

条取調申上](差立用状につき) 武庫司事→ - 武庫司事取調書(端裏書)[品々伺箇条取調申上](差立用状につき) (武庫司事)→ - (武具取調関係書類一括 明治2年3月～4月) 封筒一括	明治3年庚午11月	横長半・1冊	へ72-3
[御当用御達書類](封筒)	明治2年4月	封筒・1点	へ74-1
助之進用状(御布告北越出先につき) 助之進→ (河原)左京様	(明治2年)3月22日	横切紙・1通	へ74-2
長谷川平次郎申上書(端裏書)[当時北越残在玉薬員数来晦日迄ニ差出之承ニ付申上](軍勢官の回状の件わかりかねにつき) 長谷川平次郎→ -	(明治2年)3月21日	横切紙・1通	へ74-3
軍勢官御布告写(端裏書)[御布告写](弾薬残量の件取調につき) 軍勢官(長谷川平次郎)→ -	(明治2年)3月19日	横切継紙・1通	へ74-4
山崎藤太申上書(小出茂助母死去のため忌服日数につき) 山崎藤太→矢野倉謙兵衛様	(明治2年)4月5日	横切紙・1通	へ74-5
河原左京申渡書(御用多のため出勤申渡につき) 河原左京→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)4月6日	横切紙・1通	へ74-6
鎌原伊野右衛門用状(伺いの通承済につき) 鎌原伊野右衛門→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)4月28日	横切紙・1通	へ74-7
御武具奉行伺書(端裏書)[調練管直増之儀伺] 御武具奉行→ -	(明治2年)4月9日	横切継紙・1通	へ74-8
調役申上書(端裏書)[調練管不足之分取調申上](不足管取調につき) 調役→ - 下ヶ札あり	(明治2年)4月	横切継紙・1通	へ74-9
御物頭伺書[御旗御出来之義ニ付窺](大隊箠2本の件20日までに出来につき) 御物頭→ -	(明治2年)4月9日	横切継紙・1通	へ74-10
御武具奉行申上書[合薬力様表申上](角度・装薬等書上) 御武具奉行→ -	(明治2年)4月	横切継紙・1通	へ74-11
御武具奉行申渡書(鑄物師松崎岩吉亡父願い置の件玄米1人扶持下置につき) 御武具奉行→ -	(明治2年)4月12日	横切継紙・1通	へ74-12
(武具取調関係書類一括 明治2年正月～2月) 封筒一括		26点	へ75
[御当用御達書類](封筒)	明治2年巳正～2月	封筒・1点	へ75-1
矢野倉謙兵衛用状(野中軍兵衛献上筒につき) (矢野倉)謙兵衛→助右衛門様	(明治2年)2月27日	横切紙・1通	へ75-2
助右衛門用状(下筋持琉球莫蔭につき) 助右衛門→(矢野倉)謙兵衛様	(明治2年)2月14日	横切継紙・1通	へ75-3
七郎用状(附属の小道具回しの件御礼につき) 七郎→(矢野倉)謙兵衛様	(明治2年)3月6日	横切継紙・1通	へ75-4
(鍛冶・炭等代金書上)	(明治2年)	切紙・1通	へ75-5

47 藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方上申・用状

磯田小藤太用状(合薬管の相場割合につき) (磯田)小藤太→(矢野倉)謙兵衛様	(明治2年)2月21日	横切継紙・1通	へ75-6
磯田小藤太用状(不足代金の件落手につき) (磯田)小藤太→(矢野倉)謙兵衛様	(明治2年)2月24日	横切継紙・1通	へ75-7
某用状(通帳取消分の件落手につき)	(明治2年)	横切継紙・1通	へ75-8
鎌原伊野右衛門申渡状(岩村寅松雷火銃の件奇特につき) 鎌原伊野右衛門→矢野倉謙兵衛殿	(明治2年)2月16日	横切継紙・1通	へ75-9
某用状[覚](合薬量書上につき)	(明治2年)	横切継紙・1通	へ75-10
竹内新左衛門依頼状(銃・三ツ又等拝借につき) 竹内新左衛門→-	(明治2年)2月	横切継紙・1通	へ75-11
某用状(角前稽古出席人員書上)	(明治2年)	横切継紙・1通	へ75-12
某用状(合薬・雷管数量書上)	(明治2年)	横切紙・1通	へ75-13
我妻用状(1ヶ月分大砲取調につき)	(明治2年)2月24日	横切紙・1通	へ75-14
某用状[覚](合薬・雷管1ヶ月分入料につき)	(明治2年)	横切継紙・1通	へ75-15
(角前雷管数量書上)	(明治2年)	横切継紙・1通	へ75-16
御目付申上書(簾引替の件尋につき) 御目付→-	(明治2年)12日	横切継紙・1通	へ75-17
御足軽奉行申上書(簾引替の件尋につき) 御足軽奉行→-	(明治2年)12日	横切継紙・1通	へ75-18
某用状[覚](合薬数量書上につき)	(明治2年)	横切継紙・1通	へ75-19
[覚](5つ道具・三ツ又等につき)	(明治2年)2月	横切継紙・1通	へ75-20
某用状[覚](十二支御簇数につき)	(明治2年)2月	横切紙・1通	へ75-21
調役申上書[覚](調練合薬量につき) 調役→-	(明治2年)2月28日	横切継紙・1通	へ75-22
調役申上書[覚](鉛量につき) 調役→-	(明治2年)2月	横切紙・1通	へ75-23
[覚](雷火銃調べにつき)	(明治2年)	横切継紙・1通	へ75-24
某用状[覚](挺数につき)	(明治2年)	横切紙・1通	へ75-25
某用状(正金・札代金書上につき)	(明治2年)	横切継紙・1通	へ75-26
(武庫司事関係書類一括 明治2年11月) 封筒一括		3点	へ76
[御当用御達書類](封筒)	明治2年	封筒・1点	へ76-1
真田桜山申渡状(山内唯七御免につき) 真田桜山→矢野倉謙一郎殿	(明治2年)11月18日	横切紙・1通	へ76-2
某用状(武庫司事・武庫属・武庫庶務の職務内容につき)	(明治2年)	横切紙・1通	へ76-3
(武具取調関係書類一括 明治2年正月～11月) 封筒一括		23点	へ77
[不抱御当用品々書類](封筒)	明治2年巳正月	封筒・1点	へ77-1
(武具取調関係書類 明治2年7月～12月)		11点	へ77-2

[覚](銃数書上につき)	(明治2年)8月19日	横切紙・1通	へ77-2-1
某用状[大坂御買物](銃数書上につき)	(明治2年)	横切継紙・1通	へ77-2-2
調役申上書[覚](西原御武具類御取寄に付□荷馬荷之分取調申上につき) 調役→-	(明治2年)11月	横切継紙・1通	へ77-2-3
[覚](西原御筒数量につき)	(明治2年)	横切継紙・1通	へ77-2-4
矢野倉謙兵衛用状(拝借物上納につき) (矢野倉)謙兵衛→(岩下)章五郎様	(明治2年)8月9日	横切継紙・1通	へ77-2-5
岩下章五郎願書(寄進揚火の件拝借料上納につき) (岩下)章五郎→御武具奉行様	(明治2年)7月13日	横切継紙・1通	へ77-2-6
岩下章五郎願書[覚](寄進揚火の件拝借料上納につき) (岩下)章五郎→御武具奉行様	(明治2年)7月13日	横切継紙・1通	へ77-2-7
山寺丙太郎願書(元込一体の件渡し願いにつき) (山寺)丙太郎→(矢野倉)謙一郎様	(明治2年)	横切継紙・1通	へ77-2-8
山寺丙太郎願書(元込の件儉議につき) (山寺)丙太郎→(矢野倉)謙兵衛様	(明治2年)15日	横切継紙・1通	へ77-2-9
[報国要器]	(明治2年)	切紙・1通	へ77-2-10
[報国要器](印文につき)	(明治2年)	切紙・1通	へ77-2-11
(武具取調関係書類綴 明治2年3月～12月)		12点	へ77-3
忠兵衛用状(御買物のミニール銃の件修復につき) 忠兵衛→(矢野倉)謙兵衛様	(明治2年)12月8日	横切継紙・1通	へ77-3-1
某用状[覚](硝石・調練管等数量書き上げにつき)	(明治2年)	横切継紙・1通	へ77-3-2
馬場願書(御しらべ書の件書き上げ拝見につき) 馬場→矢野倉(謙一郎)様	(明治2年)5月19日	横切継紙・1通	へ77-3-3
長谷川平次郎用状(山内唯七用済み、出立につき) (長谷川)平次郎→御同役中様	(明治2年)10月6日	横切継紙・1通	へ77-3-4
某用状[覚](招魂祭奉納春日夜燈等代金につき)	(明治2年)	横切継紙・1通	へ77-3-5
鎌原伊野右衛門申達書(ヒストルサックの件拝借・お返しにつき) (鎌原)伊野右衛門→(矢野倉)謙兵衛様	(明治2年)8月20日	横切紙・1通	へ77-3-6
某用状(武具数書き上げにつき)	(明治2年)	横切継紙・1通	へ77-3-7
荒井弥平用状[口上覚](金子紛失の件勘弁の旨雇頭願につき) 荒井弥平→矢野倉謙兵衛様	(明治2年)3月2日	横切継紙・1通	へ77-3-8
(小銃玉数量書上につき)	(明治2年)	切紙・1通	へ77-3-9
某用状[覚](返上の残り分につき)	(明治2年)12月	切紙・1通	へ77-3-10
調役用状[覚](小銃弾薬入箱内訳につき) 調役→- 下ケ札あり	(明治2年)11月	横切継紙・1通	へ77-3-11
(小銃箱法量書上)	(明治2年)	縦紙・1通	へ77-3-12

48 藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方所管武具・武具関係品拝借・受領 番方

(武具拝借証文綴 文久3年～明治5年) へ30・1～5まで一括		162点	へ30
(武具拝借証文綴 慶応4年閏4～10月) へ29・30は巻込一括		33点	へ30-1
春原織右衛門拝借証文[覚](短ミニエール銃1挺等受取につき) 春原織右衛門→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰閏4月23日	横切継紙・1通	へ30-1-1
片岡十郎兵衛拝借証文[覚](袖印6枚につき) 片岡十郎兵衛→久保九郎右衛門殿	11月6日	横切紙・1通	へ30-1-2
中嶋弥五兵衛他二名拝借証文[覚](甲府臨時御用のため長ミニエール銃3挺等につき) 中嶋弥五兵衛・吉野芳馬・中村仲多→久保九郎右衛門殿	6月21日	横切継紙・1通	へ30-1-3
中川求記拝借証文[覚](赤山道笠1蓋につき) 中川求記→久保九郎右衛門殿	6月9日	横切紙・1通	へ30-1-4
小宮山丹五他一名拝借証文[覚](甲府臨時御用のため敬兵銃1挺等につき) 小宮山丹五・富岡万之進→久保九郎右衛門殿	6月9日	横切継紙・1通	へ30-1-5
[]之進拝借証文[覚](甲府出張のため短ミニエール銃1挺等につき) []之進→久保九郎右衛門殿	6月9日	横切継紙・1通	へ30-1-6
高久啓次郎他二名拝借証文[覚](甲府へ臨時出張のため短ミニエール銃2挺等につき) 高久啓次郎・宮下寛三郎・代判野村弥左衛門→小野熊男殿	5月28日	横切継紙・1通	へ30-1-7
鳥海繁之助他五名拝借証文[覚](甲府へ臨時出張のため短ミニエール銃5挺等につき) 鳥海繁之助・大塚莊作・野中左助他3名→小野熊男殿	5月26日	横切継紙・1通	へ30-1-8
小野猪鹿男他一名拝借証文[覚](短ミニエール銃1挺等につき) 小野猪鹿男・代判小野熊男→	5月26日	横切紙・1通	へ30-1-9
南沢喜久人拝借証文[覚](甲府へ臨時出張のため短ミニエール銃玉20発等につき) 南沢喜久人→小野熊男殿	5月26日	横切紙・1通	へ30-1-10
白木勝之助他六名拝借証文[覚](甲府へ臨時出張のため短ミニエール銃5挺等につき) 白木勝之助(墨消)・村上彦次郎・瀧沢利兵衛他4名→小野熊男殿	(慶応4年)辰5月26日	横切継紙・1通	へ30-1-11
上村治右衛門拝借証文[覚](甲府へ臨時出張のため極短ミニエール銃1挺等につき) 上村治右衛門→小野熊男殿	5月25日	横切紙・1通	へ30-1-12
落合亀次郎他一名拝借証文[覚](甲府へ臨時出張のため袖印1枚につき) 落合亀次郎・代判松	5月25日	横切紙・1通	へ30-1-13

村半次郎→小野熊男殿			
春原小八郎他一名拝借証文[覚](甲府出張のため袖印1枚につき) 春原小八郎・馬場広人→小野熊男殿	5月21日	横切継紙・1通	へ30-1-14
笠井三郎治拝借証文[覚](出勤のため白山道附法被1枚につき) 下目付笠井三郎治→御武具方調役中様	(慶応4年)辰5月	横切紙・1通	へ30-1-15
宮入半左衛門拝借証文[覚](甲府出張御用のため山道附陣羽織1つにつき) 下目付宮入半左衛門→御武具方調役中様	(慶応4年)辰5月	横切紙・1通	へ30-1-16
千喜良新之進受取証文[覚](甲府出張のため袖験5流につき) 千喜良新之進→三村大之助殿	(慶応4年)戊辰5月	横切紙・1通	へ30-1-17
寺内刑部他一名拝借証文[覚](甲府へ臨時出張のため玉薬4千760発等につき) 寺内刑部・代判小野熊男→山岸左内殿	5月6日	横切紙・1通	へ30-1-18
千喜良新之進受取証文[覚](甲府出張のため御船場印1流につき) 千喜良新之進→小野熊男殿	5月6日	横切紙・1通	へ30-1-19
鈴木柔次郎受取証文[覚](甲府御入料のため荒木箱1つ等につき) 四番小銃方御世話役鈴木柔次郎→御武具方	5月6日	横切紙・1通	へ30-1-20
千喜良新之進拝借証文[覚](甲府出張のため短ミニエール銃胴乱1つ等につき) 千喜良新之進→小野熊男殿	(慶応4年)辰5月	横切紙・1通	へ30-1-21
春原織右衛門他1名拝借証文[覚](甲府出張のため陣笠1蓋につき) 春原織右衛門・代判富永平→ -	(慶応4年)辰4月23日	横切紙・1通	へ30-1-22
増田助之丞拝借証文[覚](柏木口七ツ道具につき) 増田助之丞→小野熊男殿	慶応4年辰10月朔日	切紙・1通	へ30-1-23
松木源八拝借証文[覚](甲府御用のため長ミニエール銃9挺等につき) 松木源八→菅沼治郎右衛門殿	慶応4年辰閏4月2□日	横切紙・1通	へ30-1-24
佐庫正左衛門拝借証文[覚](甲府出張のため舶来雷火管40挺等につき) 佐藤正左衛門→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰閏4月23日	横切紙・1通	へ30-1-25
大日方通拝借証文[覚](甲府出張のためゲール銃1挺等につき) 大日方通→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰閏4月23日	横切継紙・1通	へ30-1-26
依田謙次郎拝借証文[覚](甲府出張のため雷火管25挺等につき) 依田謙次郎→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰閏4月23日	横切紙・1通	へ30-1-27
田中铁太郎拝借証文[覚](甲府御用のため短ミニエール銃1挺等につき) 田中铁太郎→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰閏4月22日	横切紙・1通	へ30-1-28
小山重作拝借証文[覚](甲府御用のため陣羽織	(慶応4年)辰閏4月22日	横切紙・1通	へ30-1-29

2枚につき) 大銃方附小山重作→御武具方御役所			
佐藤正左衛門拝借証文[覚](赤地御旗竿1本につき) 佐藤正左衛門→菅沼治郎右衛門殿	慶応4年辰閏4月	横切紙・1通	へ30-1-30
中沢平左衛門拝借証文[覚](甲府出張御用のため馬上砲御筒1挺等につき) 中沢平左衛門・代判加藤金五郎→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰閏4月22日	横切紙・1通	へ30-1-31
加藤金五郎拝借証文[覚](馬上砲御筒等につき) 加藤金五郎→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰閏4月22日	横切紙・1通	へ30-1-32
田中鉄太郎拝借証文[覚](甲府出張御用のため黒塗胴乱1つ等につき) 田中鉄太郎→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰閏4月22日	横切紙・1通	へ30-1-33
(武具拝借証文綴 慶応4年～明治5年)		60点	へ30-2
月岡徳治他一名受取証文[覚](下筋へ臨時出張のため赤山道附笠10蓋等につき) 月岡徳治・田中権之助→小野熊男殿	7月6日	横切紙・1通	へ30-2-1
月岡徳治他一名受取証文[覚](下筋へ臨時出張のため長ミニエール銃2挺等につき) 月岡徳治・田中権之助→小野熊男殿	5月16日	横切紙・1通	へ30-2-2
山崎久米他五名受取証文[覚](越後筋御用のため短ミニエール銃5挺等につき) 山崎久米・小山藤左衛門・竹内藤左衛門(墨消)他3名→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰5月11日	横切紙・1通	へ30-2-3
金井鉄之進他二名拝借証文[覚](短ミニエール銃2挺等につき) 金井鉄之進・白川勝之助・代判小野熊男→菅沼治郎右衛門殿	5月18日	横切紙・1通	へ30-2-4
小野亀男他二名拝借証文[覚](下筋御用のため玉葉20発等につき) 小野亀男・関口勇馬・代判小野熊男→菅沼治郎右衛門殿	5月18日	横切紙・1通	へ30-2-5
倉嶋弥兵衛他一名拝借証文[覚](長ミニエール銃2挺等につき) 倉嶋弥兵衛・坂西正之進→三村大之助 綴目より脱	(慶応4年)辰8月19日	横切紙・1通	へ30-2-6
繁之助拝借証文(越後筋御用のため袖印1つにつき) 玉井恒之助組繁之助→御武具方御役所	5月19日	横切紙・1通	へ30-2-7
篠崎源五郎他一名拝借証文[覚](下筋出張のため短ミニエール銃2挺等につき並びに返上の旨下ケ札) 篠崎源五郎・堀内速見→小野熊男殿	(慶応4年)辰5月8日	横切紙・1通	へ30-2-8
仙仁平次郎拝借証文[覚](御用のため輪束1筋につき) 仙仁平次郎→	(慶応4年)辰4月25日	横切紙・1通	へ30-2-9
原田常三郎他一名拝借証文[覚](御用のため六匁御筒1挺等につき) 御勘定所物書原田常三郎・代判東福寺泰作→御武具方	(慶応4年)閏4月朔日	横切紙・1通	へ30-2-10
原徳太郎拝借証文[覚](六匁御筒につき) 原徳太郎→菅沼治郎右衛門殿	4月20日	横切紙・1通	へ30-2-11

須田五十喜拝借証文[覚](六匁御筒1挺等につき) 須田五十喜→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月	横切継紙・1通	へ30-2-12
海沼忠兵衛他一名拝借証文[覚](臨時御用のため六匁御筒1挺等につき) 海沼忠兵衛・代判松代半次郎→菅沼治郎右衛門殿	4月20日	横切紙・1通	へ30-2-13
麻野波衛他一名拝借証文[覚](臨時出張のため六匁御筒1挺等につき) 麻野波衛・代判小野熊男→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切継紙・1通	へ30-2-14
西村重左衛門他一名拝借証文[覚](六匁御筒1挺等につき) 西村重左衛門・代判宮沢勇之進→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切継紙・1通	へ30-2-15
清水忠衛他一名拝借証文[覚](臨時出張御用のため六匁御筒2挺等につき) 清水忠衛(盛明)・代判小林善蔵→菅沼治郎右衛門殿	4月20日	横切継紙・1通	へ30-2-16
吉原慎吾拝借証文[覚](下筋出張御用のため白鉢巻1筋等につき) 吉原慎吾→菅沼治郎右衛門殿	4月20日	横切紙・1通	へ30-2-17
堀井泉蔵他一名拝借証文[覚](六匁御筒1挺等につき) 堀井泉蔵・代判小宮山蔵六→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月23日	横切継紙・1通	へ30-2-18
奈良井村上組吉郎右衛門拝借証文[覚](口薬入1つ等につき) 奈良井村上組吉郎右衛門→御武具方御役所	4月25日	横切紙・1通	へ30-2-19
某用状(称八印鉄砲外鉄砲等返却確認につき) →		横折紙・1通	へ30-2-20
根井小右衛門他一名拝借証文[覚](六匁御筒1挺等につき) 根井小右衛門・菅沼治郎右衛門→山岸左内殿	4月21日	横切紙・1通	へ30-2-21
寺内又左衛門他一名拝借証文[覚](臨時御出張のため六匁御筒1挺等につき) 寺内又左衛門・代判富沢善之進→池田平角殿	4月18日	横切紙・1通	へ30-2-22
御備掛書状(東寺尾村関門詰めの徒士皆引き払いの旨報知につき) 御備掛り→御武具方様御備掛り	7月18日	横切継紙・1通	へ30-2-23
福田小平太拝借証文[覚](六匁御筒1挺につき) 福田小平太(花押)→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月10日	横切紙・1通	へ30-2-24
青木直馬他三名拝借証文[覚](六匁御筒2挺等につき) 青木直馬・祢津千馬之助・小林勝太郎他1名→	(慶応4年)辰4月19日	横切紙・1通	へ30-2-25
青木直馬他二名拝借証文[覚](六匁御筒3挺につき並びに返上の旨朱書後筆) 青木直馬・祢津千里之助・代判小林勝太郎→菅沼治郎右衛門殿	4月19日	横切継紙・1通	へ30-2-26
出浦輝人拝借証文(胴乱1つ等につき) 出浦輝人→菅沼治郎右衛門殿 柱書読めず	4月21日	横切紙・1通	へ30-2-27

野兵組竹五郎他二名拝借証文[覚](野兵組出張のため御紋附口薬入4つ等につき) 野兵組竹五郎・七左衛門・代判山口総平→御武具方御役所 (松木源八等9人名面書)	4月20日	横切紙・1通	へ30-2-28
(牧野大右衛門等6人武具別名面書)		切紙・1通	へ30-2-29
(牧野大右衛門12人武具別名面書)		切紙・1通	へ30-2-30
[覚](飯山表出張等のため短ミニエール銃勘定書)		横切紙・1通	へ30-2-31
[覚](飯山表出張等のため短ミニエール銃2勘定書)		横切紙・1通	へ30-2-32
(短銃拝借者名面書)		横切紙・1通	へ30-2-33
(銃勘定書) 前欠		横切紙・1通	へ30-2-34
宮本浅之進他一名拝借証文[覚](牟礼宿出張のためミニエール銃玉薬50発等につき) 宮本浅之進・代判片岡文治→三村大之助	12月20日	切紙・1通	へ30-2-35
水井市治拝借証文[覚](赤地御紋附御簾1流につき) 水井市治→小野熊男殿	3月20日	切紙・1通	へ30-2-36
水井市治拝借証文[覚](袖印1つにつき) 水井市治→御武具方	4月26日	切紙・1通	へ30-2-37
水井市治拝借証文[覚](御紋附御幕1張等につき) 水井市治→小野熊男殿	6月20日	横切紙・1通	へ30-2-38
馬場平作拝借証文[覚](袖印13枚等につき) 馬場平作→菅沼治郎右衛門殿	4月24日	横切紙・1通	へ30-2-39
馬場平作拝借証文[覚](火縄1束につき) 馬場平作→菅沼治郎右衛門殿	4月28日	切紙・1通	へ30-2-40
馬場平作拝借証文[覚](臨時出張のため袖印2枚等につき) 馬場平作→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切紙・1通	へ30-2-41
小山藤左衛門拝借証文[覚](地藏峠出張中品不足等のため火縄1束等につき) 小山藤左衛門→菅沼治郎右衛門殿	4月28日	横切紙・1通	へ30-2-42
金児四郎拝借証文[覚](ミニエール銃弾薬6箱等につき) 金児四郎→御武庫方様	(明治5年)申正月23日	横切紙・1通	へ30-2-43
金児五郎拝借証文[覚](硝石20貫目等につき) 金児五郎→御武庫方様	(明治5年)正月23日	切紙・1通	へ30-2-44
金子弥高拝借証文[覚](スイス銃弾薬4箱入り等預りにつき) 金子弥高→武庫方様	(明治5年)申正月23日	横切紙・1通	へ30-2-45
金児四郎拝借証文[覚](大鉛9本につき) 金児四郎→御武庫方様	(明治5年)正月17日	切紙・1通	へ30-2-46
金児忠兵衛拝借証文[覚](具足5領等を預かりにつき) 金児忠兵衛→御武具方様	(明治5年)正月10日	横切紙・1通	へ30-2-47
金児弥高受取証文[覚](建板等20品取につき) 金児弥高→御武具方様	(明治5年)申正月10日	横切紙・1通	へ30-2-48
		横切紙・1通	へ30-2-49

金児弥高受取証文[記](刀4本等につき) 金児 弥高→玉蔵方様	(明治5年)申正月23日	横切紙・1通	へ30-2-50
金児四郎受取証文[覚](三拾目弾薬260発等につ き) 金児四郎→御武庫方様		切紙・1通	へ30-2-51
金児三郎受取証文[覚](和銃64挺につき) 金児 三郎→御武庫方様	正月10日	切紙・1通	へ30-2-52
[覚](出浦岳男等5名拝借武具覚)		横切継紙・1通	へ30-2-53
窪田竹五郎他一名受取証文[覚](農兵組出張の ため玉入麻袋70等につき並びに返上の旨後 筆) 農兵組世話役窪田竹五郎・同三井七左衛門→御 武具方御役所	4月20日	横切継紙・1通	へ30-2-54
大日向渡他一名拝借証文[覚](百匁玉御筒1挺 等につき) 大日向渡・宮沢勇之進→菅沼治郎右衛 門殿	(慶応4年)辰4月21日	横切継紙・1通	へ30-2-55
小宮山蔵六拝借証文[覚](胴乱2つ等につき) 小宮山蔵六→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月23日	横切紙・1通	へ30-2-56
岡野弥右衛門他一名拝借証文[覚](臨時出張の ため六匁筒1挺等拝借につき) 岡野弥右衛門・ 代判常右衛門→御武具方御役所	(慶応4年)4月23日	横切継紙・1通	へ30-2-57
月岡桂斎拝借証文[覚](六匁御筒1挺等拝借に つき) 月岡桂斎→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月	横切継紙・1通	へ30-2-58
向田平左衛門受取証文[覚](臨時御用のため三 匁御筒1挺等につき) 向田平左衛門→三村大之 助	5月19日	横切継紙・1通	へ30-2-59
須田五十喜拝借証文[覚](御筒3挺等拝借につ き) 須田五十喜→菅沼治郎右衛門殿	4月23日	横切紙・1通	へ30-2-60
(成沢勘左衛門武具拝借証文綴 慶応4年4月～ 5月)		24点	へ30-3
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張獵師拝借 分三匁玉100発分等につき) 成沢勘左衛門→御 武具方様	4月23日	横切紙・1通	へ30-3-1
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張獵師拝借 分浅黄鉢巻150人分につき) 成沢勘左衛門→御 武具方様	4月23日	横切紙・1通	へ30-3-2
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張神主拝借 分鏝2筋につき) 成沢勘左衛門→御武具方様	4月23日	横切紙・1通	へ30-3-3
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張獵師並び に神主拝借分袖印13枚等につき) 成沢勘左衛 門→御武具方様	4月23日	横切継紙・1通	へ30-3-4
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張神主拝借 分袖印3つ等につき) 成沢勘左衛門→御武具方 様	4月23日	横切紙・1通	へ30-3-5
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張獵師拝借 分袖印7つ等につき) 成沢勘左衛門→御武具方	4月23日	横切紙・1通	へ30-3-6

様			
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張獵師拝借分火縄2抱等につき) 成沢勘左衛門→御武具方様	4月23日	横切継紙・1通	へ30-3-7
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張獵師拝借分三匁五分御筒1挺等につき) 成沢勘左衛門→御武具方様	4月23日	横切継紙・1通	へ30-3-8
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張獵師拝借分三匁五分御筒6挺等につき) 成沢勘左衛門→御武具方様	4月25日	横切紙・1通	へ30-3-9
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張獵師拝借分合煙硝100発分につき) 成沢勘左衛門→御武具方様	4月22日	横切継紙・1通	へ30-3-10
成沢勘左衛門他一名願書[覚](上松村へ小筒4挺支給願いにつき) 成沢勘左衛門・代判倉嶋弥兵衛→御武具方様	4月21日	横切紙・1通	へ30-3-11
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張獵師拝借分玉葉60発分につき) 成沢勘左衛門→御武具方様	4月23日	切紙・1通	へ30-3-12
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張神主並びに獵師拝借分六匁御筒1挺等につき) 成沢勘左衛門→御武具方様	(慶応4年)辰4月23日	横切継紙・1通	へ30-3-13
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張獵師拝借分六匁玉御筒7挺等につき) 成沢勘左衛門→御武具方様	4月22日	横切継紙・1通	へ30-3-14
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張獵師拝借分三匁五分御筒2挺等につき) 成沢勘左衛門→御武具方様	4月23日	横切紙・1通	へ30-3-15
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張獵師拝借分御袖印50枚につき) 成沢勘左衛門→御武具方様	4月23日	横切継紙・1通	へ30-3-16
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張獵師拝借分御袖印28枚につき) 成沢勘左衛門→御武具方様	(慶応4年)辰4月23日	横切継紙・1通	へ30-3-17
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張獵師拝借分玉葉20発分等につき) 成沢勘左衛門→御武具方様	(慶応4年)辰4月24日	横切継紙・1通	へ30-3-18
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張獵師拝借分火縄1抱につき) 成沢勘左衛門→御武具方様	(慶応4年)4月24日	横切紙・1通	へ30-3-19
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張獵師拝借分胴乱1つ等につき) 成沢勘左衛門→御武具方様	(慶応4年)4月24日	横切継紙・1通	へ30-3-20
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張獵師拝借分火縄1輪等につき) 成沢勘左衛門→御武具方様	(慶応4年)4月25日	横切継紙・1通	へ30-3-21

成沢勘左衛門拝借証文[覚](御用ため袖印4枚につき) 成沢勘左衛門→御武具方様	(慶応4年)4月25日	横切紙・1通	へ30-3-22
成沢勘左衛門拝借証文[覚](二匁五分玉薬20発につき) 成沢勘左衛門→御武具方様	(慶応4年)4月25日	横切紙・1通	へ30-3-23
成沢勘左衛門拝借証文[覚](臨時出張獵師拝借分火縄1抱等につき) 成沢勘左衛門→御武具方様	(慶応4年)4月24日	横切継紙・1通	へ30-3-24
(磯田音門武具拝借証文綴 慶応4年4月～5月)		29点	へ30-4
磯田音門拝借証文[覚](獵師共出張のため小筒1挺等につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)閏4月11日	切紙・1通	へ30-4-1
磯田音門拝借証文[覚](関門出張農兵拝借分の小筒12挺等につき) 磯田音門→御武具方様	慶応4年辰5月24日	横切紙・1通	へ30-4-2
磯田音門拝借証文[覚](袖印10枚につき) 磯田音門→山岸左内殿	7月28日	横切継紙・1通	へ30-4-3
磯田音門拝借証文[覚](鉛1貫目につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)辰5月15日	横切継紙・1通	へ30-4-4
磯田音門拝借証文[覚](小筒10挺等につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)辰5月14日	横切継紙・1通	へ30-4-5
磯田音門拝借証文[覚](赤山道附法被10枚等につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)辰5月19日	横切継紙・1通	へ30-4-6
磯田音門拝借証文并九島十之進代印拝借証文貼継[覚](鉛1貫目等受取並びに磯田音門印形不所持のため九島十之進代印にて証文再提出) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)辰5月10日	横切継紙・1通	へ30-4-7
磯田音門拝借証文[覚](小筒8挺等につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)辰5月2日	横切紙・1通	へ30-4-8
磯田音門拝借証文[覚](笹崎出張供兵分拝借の小筒5挺等につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)辰5月	横切紙・1通	へ30-4-9
磯田音門拝借証文[覚](小祢山村大日方弥惣治拝借分の御筒10挺等につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)辰4月25日	横切継紙・1通	へ30-4-10
磯田音門拝借証文[覚](臨時出張獵師拝借分の赤山道法被6枚等につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)閏4月5日	横切継紙・1通	へ30-4-11
磯田音門拝借証文[覚](小筒1挺等につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)辰閏4月	横切紙・1通	へ30-4-12
磯田音門拝借証文[覚](三匁筒1挺等につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)辰閏4月7日	切紙・1通	へ30-4-13
磯田音門拝借証文[覚](獵師共出張のため六匁御筒1挺等につき) 磯田音門→御武具方様 下ケ札あり	(慶応4年)閏4月8日	横切継紙・1通	へ30-4-14
磯田音門拝借証文[覚](小筒1挺等につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)閏4月8日	横切継紙・1通	へ30-4-15

48 藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方所管武具・武具関係品拝借・受領

磯田音門拝借証文[覚](臨時御用のため獵師共出張のため赤山道法被1枚等につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)閏4月17日	横切継紙・1通	へ30-4-16
磯田音門拝借証文[覚](臨時御用のため獵師共出張のため玉薬20発分等につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)閏4月17日	横切紙・1通	へ30-4-17
磯田音門拝借証文[覚](小筒20挺等につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)辰閏4月19日	切紙・1通	へ30-4-18
磯田音門拝借証文[覚](袖印16枚につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)閏4月20日	切紙・1通	へ30-4-19
磯田音門拝借証文[覚](獵師出張のため合薬100目等につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)閏4月9日	横切継紙・1通	へ30-4-20
磯田音門拝借証文[覚](農兵へ支給用小筒3挺等につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)閏4月25日	横切継紙・1通	へ30-4-21
磯田音門拝借証文[覚](農兵へ支給用陣笠10つ等につき) 磯田音門→御武具方様	慶応4年辰閏4月25日	横切継紙・1通	へ30-4-22
磯田音門拝借証文[覚](獵師拝借分の陣笠1蓋等につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)辰閏4月26日	横切継紙・1通	へ30-4-23
磯田音門拝借証文[覚](赤山道附塗笠8つ等につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)辰5月2日	横切継紙・1通	へ30-4-24
磯田音門拝借証文[覚](赤山道附法被3つ等につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)辰5月5日	横切継紙・1通	へ30-4-25
磯田音門拝借証文[覚](臨時御用にて獵師拝借分小筒1挺につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)閏4月11日	横切紙・1通	へ30-4-26
磯田音門拝借証文[覚](臨時御用にて獵師拝借分小筒1挺等につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)閏4月11日	横切紙・1通	へ30-4-27
磯田音門拝借証文[覚](臨時御用にて獵師拝借分胴乱1つにつき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)閏4月11日	切紙・1通	へ30-4-28
磯田音門拝借証文[覚](臨時御用にて獵師拝借分鉛150目等につき) 磯田音門→御武具方様	(慶応4年)閏4月11日	横切継紙・1通	へ30-4-29
(横浜警護用武具類拝借証文 文久3年3月～4月)		16点	へ30-5
[横浜へ御人数出し候節諸拝借切手](切紙表紙)	文久3年4月	切紙・1通	へ30-5-1
丸山保次拝借証文[覚](臨時参府のため白山道附法被4つ等16筆につき) 丸山保次・大里忠之進→三村大之助殿	(文久3年)亥3月	横切継紙・1通	へ30-5-2
興津権右衛門拝借証文[覚](白山道附法被1枚等につき) 興津権右衛門→三村大之助殿	(文久3年)亥3月20日	横切紙・1通	へ30-5-3
宮沢徳太郎拝借証文[覚](黄山道笠1つ等4筆につき) 宮沢徳太郎→三村大之助殿	(文久3年)亥3月	横切継紙・1通	へ30-5-4
竹村熊三郎拝借証文[覚](参府のため塗笠7蓋	(文久3年)亥3月	横切紙・1通	へ30-5-5

等につき) 竹村熊三郎→三村大之助殿			
斎田虎尾他一名拝借証文[覚](参府入料のため 黄山道塗笠4つ等につき) 斎田虎尾・山中小平 次→三村大之助殿	文久3年亥3月	横切継紙・1通	へ30-5-6
宮本彦之進他一名拝借証文[覚](村夫2人拝借 分の赤山道附塗笠2等につき) 宮本彦之進・野 村庄左衛門→三村大之助殿	文久3年亥3月20日	横切紙・1通	へ30-5-7
成沢勘左衛門拝借証文(御旗3本等書出し) 成 沢勘左衛門(花押)→三村大之助殿 綴目のため柱書 読めず	文久3年3月13日	横切継紙・1通	へ30-5-8
宮本彦之進他一名拝借証文[覚](御供出府のため 槍持使用塗笠2つ等につき) 宮本彦之進・野 村庄左衛門→三村大之助殿	文久3年亥3月	横切継紙・1通	へ30-5-9
高野車之助拝借証文[覚](警衛御用のため口薬 入10等につき) 高野車之助→三村大之助殿	(文久3年)3月19日	横切継紙・1通	へ30-5-10
宮下力之助他一名拝借証文[覚](横浜警衛御用 のため雷火銃20挺等につき) 宮下力之助・代判 宮沢徳太郎→三村大之助殿	(文久3年)亥3月20日	横切継紙・1通	へ30-5-11
寺内多宮他一名拝借証文[覚](横浜警衛御用の ため雷火銃40挺等につき) 寺内多宮・蟻川賢之 助→三村大之助殿	(文久3年)亥3月	横切継紙・1通	へ30-5-12
片山半之輔書状(武器奥送帳送付につき) (片 山)半之輔→御同役中様	(文久3年)4月22日	横切継紙・1通	へ30-5-13
片山半之輔申上書(江府預かり分の黄山道陣笠 32蓋等送付につき) (片山)半之輔→御同役中様	(文久3年)4月22日	横切継紙・1通	へ30-5-14
池内良太郎拝借証文[覚](警衛御用のため三十 匁玉御筒10挺等につき) 池内良太郎→三村大 之助殿	(文久3年)3月19日	横切継紙・1通	へ30-5-15
宮沢徳太郎拝借証文[覚](警衛御用のため雷火 銃20挺等につき) 宮沢徳太郎→三村大之助殿	(文久3年)亥3月	横切継紙・1通	へ30-5-16

49 藩政・松代庁／番方／武具方拝借切手並びに武具方より武具拝借 計政局・番方

(武器方諸拝借証文一括 慶応3年4月～明治2年 正月)		260点	へ82
(封筒)		4点	へ82-1
[い印・に印・か印・あ印・し印切手入](封筒) 武 庫属→ 封筒裏面記載「相済又未十月済」	明治3年午5月2日	封筒・1点	へ82-1-1
[ほ印・き印・く印・て印・ま印・せ印・ね印切手 入](封筒) 武庫属→ 封筒裏面記載「相済又未 済」	明治3年午5月2日	封筒・1点	へ82-1-2

49 藩政・松代庁／番方／武具方拝借切手並びに武具方より武具拝借

[を印・と印・も印・た印・つ印・な印・拝借切手入](封筒) 武庫属→封筒裏面記載「相済又未済」	明治3年午5月	封筒・1点	へ82-1-3
[二印・三印・や印・は印拝借切手入](封筒) 武庫属→封筒裏面記載「相済又未済」	明治3年午5月	封筒・1点	へ82-1-4
(武具拝借証文綴 慶応4年4月～明治2年3月)		256点	へ82-2
(武具拝借証文綴 慶応4年4月～10月) 紙綴札「い」		17点	へ82-2-1
池田平角他一名拝借証文[覚](袖印1枚黄山道笠1つ他につき) 池田平角・代判富沢勇之進→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月7日	横切紙・1通	へ82-2-1-1
伊木三之丞拝借証文[覚](短ミニール銃1挺胴乱1つ他につき) 伊木三之丞→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰閏4月12日	横切紙・1通	へ82-2-1-2
伊東熊之進他一名拝借証文[覚](馬上砲1挺三つ俣1つ他につき) 伊東熊三郎・代判富沢勇之進→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月14日	横切紙・1通	へ82-2-1-3
出浦岳園拝借証文[覚](地藏峠辺りへ出張のため御役附御幕1張六匁鑄形1挺につき) 出浦岳園→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月20日	横切紙・1通	へ82-2-1-4
岩下章五郎拝借証文[覚](御用のため白山道附法被8枚黄山道陣塗笠8蓋他につき) 岩下章五郎→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰閏4月22日	横切紙・1通	へ82-2-1-5
岩下章五郎拝借証文[覚](越後筋出張のため雷粉5匁他につき) 岩下章五郎→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月22日	横切紙・1通	へ82-2-1-6
池村謹之進拝借証文[覚](布張2張につき) 池村謹之進→御武具方様	20日	横切紙・1通	へ82-2-1-7
池田義左衛門拝借証文[覚](袖印5枚につき) 池田義左衛門→御武具方御役所	4月19日	横切紙・1通	へ82-2-1-8
池田平角拝借証文[覚](短ミニール銃1挺・胴乱1つ他につき) 池田平角→菅沼治郎右衛門殿	4月19日	横切紙・1通	へ82-2-1-9
岩崎甚右衛門他一名拝借証文[覚](長ミニール銃につき) 岩崎甚右衛門・小野熊男→菅沼治郎右衛門殿	4月25日	横切紙・1通	へ82-2-1-10
岩下達四郎拝借証文[覚](短ミニール玉20発雷管25発につき) 岩下達四郎(花押)→菅沼治郎右衛門殿	4月25日	横切紙・1通	へ82-2-1-11
飯島弥兵衛拝借証文[覚](下筋へ差送のため胴乱1つにつき) 飯島弥兵衛→御武具方御役所	6月15日	横切紙・1通	へ82-2-1-12
岩下達四郎清明拝借証文[覚](臨時出張のためミニール銃玉80雷管100挺につき) 岩下達四郎清明(花押)→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月朔日	横切紙・1通	へ82-2-1-13
岩下淀拝借証文[覚](壺丁ル號玉薬20発他につき) 岩下淀→久保九郎右衛門殿	5月7日	横切紙・1通	へ82-2-1-14

岩下縫殿丞拝借証文[覚](長ミニール銃1挺胴乱1つ他につき) 岩下縫殿丞→小野熊男殿	(慶応4年)辰5月7日	横切紙・1通	へ82-2-1-15
伊藤庄吉拝借証文(臨時出張のためミニール銃玉薬20発他につき) 伊藤庄吉→久保九郎右衛門殿 綴目のため柱書読めず	6月7日	横切紙・1通	へ82-2-1-16
伊東善右衛門拝借証文(奥州出張のため御印1枚につき) 伊東善右衛門(花押)→菅沼治郎右衛門殿 綴目のため柱書読めず	(慶応4年)辰10月3日	横切紙・1通	へ82-2-1-17
(武具拝借証文綴 慶応4年4月～閏4月) 紙縫札「ろ」		15点	へ82-2-2
鈴木治部右衛門他一名拝借証文[覚](床机1つにつき) 鈴木治部右衛門・代判千喜良新之進→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月	横切紙・1通	へ82-2-2-1
菅将一郎拝借証文[覚](臨時出張のため長ミニール1挺・胴乱1つにつき) 菅将一郎(花押)→菅沼治郎右衛門殿	4月25日	横切紙・1通	へ82-2-2-2
菅左衛士之助拝借証文[覚](ミニール銃甲合20敷・舶来箸30粒につき) 菅左衛士之助→菅沼治郎右衛門殿	4月25日	横切紙・1通	へ82-2-2-3
鈴木慶一郎拝借証文[覚](臨時出張のため袖印10枚につき) 鈴木慶一郎→菅沼治郎右衛門殿	4月22日	横切紙・1通	へ82-2-2-4
菅沼九左衛門拝借証文[覚](臨時出張のため長ミニール銃44挺胴乱43他につき) 菅沼九左衛門(花押)→菅沼治郎右衛門殿	4月23日	横切紙・1通	へ82-2-2-5
菅鉞太郎拝借証文[覚](急用のため御役方御印1つにつき) 菅鉞太郎(花押)→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月20日	縦紙・1通	へ82-2-2-6
菅鉞太郎拝借証文[覚](袖印1枚につき) 菅鉞太郎→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月4日	横切紙・1通	へ82-2-2-7
春原織右衛門拝借証文[覚](小頭陣羽織4つ塗笠4枚他につき) 春原織右衛門→	(慶応4年)閏4月2日	横切紙・1通	へ82-2-2-8
鈴木治郎右衛門拝借証文[覚](御入用のため白山道法被7つ黄山道陣笠7蓋につき) 鈴木治部右衛門→三村大之助殿	(慶応4年)辰閏4月	横切紙・1通	へ82-2-2-9
春原織右衛門拝借証文[覚](御用のため黄山道陣笠1つにつき) 春原織右衛門→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰閏4月	横切紙・1通	へ82-2-2-10
鈴木啓一郎他一名拝借証文[覚](臨時借用のため袖印6つ他につき) 鈴木啓一郎・長谷川藤左衛門→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切紙・1通	へ82-2-2-11
鈴木敬一郎他一名拝借証文[覚](ミニール銃1挺胴乱1つ他につき) 鈴木敬一郎・代判富澤勇之進→菅沼治郎右衛門殿	4月25日	横切紙・1通	へ82-2-2-12
菅巖男他一名拝借証文[覚](袖印15挺につき) 菅巖男・代判富澤勇之進→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切紙・1通	へ82-2-2-13

49 藩政・松代庁／番方／武具方拝借切手並びに武具方より武具拝借

菅沼九左衛門拝借証文[覚](塗笠1蓋法被1枚他につき) 菅沼九左衛門→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月28日	横切紙・1通	へ82-2-2-14
菅沼九左衛門拝借証文[覚](御用のため塗笠1蓋法被1枚他につき) 菅沼九左衛門→菅沼治郎右衛門殿	4月28日	横切継紙・1通	へ82-2-2-15
(武具拝借証文綴 慶応4年4月～12月) 紙繕札「は」		22点	へ82-2-3
坂西廣見拝借証文[覚](奥州出張のため五つ道具1組中ミニール銃1挺他につき) 坂西廣見→三村大之助殿	(明治元年)辰12月28日	横切継紙・1通	へ82-2-3-1
林丈左衛門他一名拝借証文[覚](臨時出張のため短ミニール銃6挺黒塗胴乱6つにつき) 林丈左衛門・清水一郎左衛門→池田平角殿	4月	横切継紙・1通	へ82-2-3-2
長谷川藤左衛門拝借証文[覚](三俣3挺万刀1挺につき) 長谷川藤左衛門→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月25日	横切紙・1通	へ82-2-3-3
長谷川太郎拝借証文[覚](臨時御用のため張山道陣笠につき) 長谷川太郎→菅沼治郎右衛門殿	4月19日	横切紙・1通	へ82-2-3-4
林丈左衛門他一名拝借証文[覚](臨時出張のため長施條銃9挺胴乱9つ他につき) 林丈左衛門・宮山源次郎→池田平角殿	4月	横切継紙・1通	へ82-2-3-5
長谷川太郎他一名拝借証文[覚](臨時出張のため袖印20つにつき) 長谷川太郎・代判松林左金吾→三村大之助殿	(慶応4年)辰4月20日	横切紙・1通	へ82-2-3-6
坂西廣見拝借証文[覚](飯山表へ臨時出張のため袖印25につき) 坂西廣見→菅沼治郎右衛門殿	4月20日	横切継紙・1通	へ82-2-3-7
原悌次郎拝借証文[覚](臨時出張のため袖印15枚につき) 原悌次郎・小野熊男→菅沼治郎右衛門殿	4月40日	横切紙・1通	へ82-2-3-8
原巖馬他一名拝借証文[覚](下筋へ御用のため短ミニール銃1挺・黒塗胴乱1つ他につき) 原巖馬・小野熊男→菅沼治郎右衛門殿 2通を貼継ぎ1通とする	5月18日	横切継紙・1通	へ82-2-3-9
原久喜拝借証文[覚](御用のため御紋付御幕2張につき) 原久喜→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月18日	横切継紙・1通	へ82-2-3-10
長谷川藤左衛門拝借証文[覚](当組の者砲術稽古のため三つ俣5つ・万力2組他につき) 長谷川藤左衛門→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月12日	横切紙・1通	へ82-2-3-11
某拝借証文[覚](長谷川直太郎へ相渡す御武具奉行兼役のため御紋附御幕2張・高張1張他につき) 後欠のため作成・請取・日付不明		横切継紙・1通	へ82-2-3-12
長谷川直太郎拝借証文[覚](細引2筋鉢・鉄1つにつき) 長谷川直太郎→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月21日	横切紙・1通	へ82-2-3-13
萩原仙次郎拝借証文[覚](はちかね5つ・袖印5つにつき) 萩原仙次郎→菅沼治郎右衛門殿 後	4月21日	横切紙・1通	へ82-2-3-14

欠のため請取不明			
長谷川勝次郎他一名拝借証文[覚](中短ミニール銃1挺につき) 長谷川勝次郎・代判小野熊男→久保九郎右衛門殿	6月7日	横切紙・1通	へ82-2-3-15
原平馬申上書(明赤御印1拝借願につき) (原) 平馬→(菅沼) 治郎右衛門様	4月21日	横切紙・1通	へ82-2-3-16
原徳太郎拝借証文[覚](硝石2貫500目につき) 原徳太郎→御武具奉行小野熊男殿	5月6日	横切紙・1通	へ82-2-3-17
馬場廣人拝借証文[覚](臨時出張のため袖印2枚につき) 馬場廣人→久保九郎右衛門殿	6月7日	横切紙・1通	へ82-2-3-18
馬場廣人拝借証文[覚](下筋へ出張のため長ミニール銃5挺黒塗胴乱1つ他につき) 馬場廣人→久保九郎右衛門殿	11月4日	横切紙・1通	へ82-2-3-19
長谷川勝次郎他一名拝借証文[覚](下筋出張のため赤山道笠1蓋・同法被1枚他につき) 長谷川勝次郎・代判小野熊男→久保九郎右衛門殿	6月8日	横切紙・1通	へ82-2-3-20
橋詰嘉六拝借証文[覚](南山法被1つ・陣笠1つ他につき) 橋詰嘉六→菅沼治郎右衛門殿	4月27日	横切紙・1通	へ82-2-3-21
原徳太郎拝借切手[覚](出張のため長ミニール銃15挺・胴乱15等につき) 原徳太郎・代判上野三七→菅沼治郎右衛門殿 長銃10挺胴乱9つ返却についての下ケ札あり	4月20日	横切紙・1通	へ82-2-3-22
(武具拝借証文綴 慶応4年4月～1月) 紙繕札「に」		6点	へ82-2-4
西村金左衛門拝借証文[覚](臨時出張のため袖印1つ・鉢鉄1つにつき) 西村金左衛門・代判松村半次郎→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切紙・1通	へ82-2-4-1
西澤惣五郎拝借証文[覚](臨時出張のため長巻1振・袖印3枚等につき) 西澤惣五郎→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切紙・1通	へ82-2-4-2
西村久助拝借証文[覚](袖印1つにつき) 西村久助・代判松村半次郎→菅沼治郎右衛門殿	4月24日	横切紙・1通	へ82-2-4-3
西村半六拝借証文[覚](奥州出張のため中ミニール銃1挺・胴乱1つ等につき) 西村半六→三村大之助殿	(明治元年)辰12月28日	横切紙・1通	へ82-2-4-4
西村茂平拝借証文[覚](臨時出張のため馬乗砲御筒1挺・胴乱1つ等につき) 西村茂平・代判西村半六→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月13日	横切紙・1通	へ82-2-4-5
西村茂馬拝借証文[覚](袖印1挺につき) 西村茂馬・代判西村半六→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月2日	横切紙・1通	へ82-2-4-6
(武具拝借証文綴 慶応4年4月～9月) 紙繕札「に」		14点	へ82-2-5
蟻川功拝借証文[覚](サーブル1本につき) 蟻川功→菅沼治郎右衛門殿	4月27日	横切紙・1通	へ82-2-5-1

49 藩政・松代庁／番方／武具方拝借切手並びに武具方より武具拝借

荒井弥平拝借証文[覚](御用のため袖印1枚につき) 荒井弥平→久保九郎右衛門殿	9月21日	横切継紙・1通	へ82-2-5-2
秋里肇拝借証文[覚](胴乱1クワン60につき) 秋里肇(花押)→菅沼治郎右衛門殿	4月25日	横切紙・1通	へ82-2-5-3
荒井弥平拝借証文[覚](御船印1つにつき) 荒井弥平→御武具方御役所	8月12日	横切紙・1通	へ82-2-5-4
青木蔵治拝借証文[覚](臨時出張のため長巻1振・袖印1枚につき) 青木蔵治→菅沼治郎右衛門殿 虫損あり	4月21日	横切紙・1通	へ82-2-5-5
相沢宇忠治拝借証文[覚](臨時出張のため黄山道笠10つにつき) 御城内元メ相沢宇忠治→御武具方御役所 虫損あり	4月23日	横切紙・1通	へ82-2-5-6
相沢宇忠治拝借証文[覚](五つ道笠1つ・替輪2枚につき) 御城内元メ相沢宇忠治→松村半次郎殿	4月22日	横切紙・1通	へ82-2-5-7
相沢定忠治拝借証文[覚](諸番所御固御用のため雷火銃50挺につき) 御城内元メ相沢定忠治→御武具方御役所 「胴乱」を貼紙で訂正、継紙あり	4月23日	横切継紙・1通	へ82-2-5-8
荒井伴之助拝借証文[覚](才領役2人下筋へ罷越すため袖御印2つにつき) 才領役小頭荒井伴之助→御武具方御役所	(慶応4年)閏4月21日	横切紙・1通	へ82-2-5-9
荒井伴之助拝借証文[覚](御飛脚才領役1人下筋へ御用罷越すため袖御印1つにつき) 才領組小頭荒井伴之助→御武具方御役所	(慶応4年)閏4月26日	横切紙・1通	へ82-2-5-10
荒井伴之助拝借証文[覚](下筋へ御荷物才領罷越すため袖御印2つにつき) 才領組小頭荒井伴之助→御武具方御役所	(慶応4年)閏4月23日	横切継紙・1通	へ82-2-5-11
鹿野恒五郎拝借証文[覚](雷火銃15挺・玉葉15発等につき) 鹿野恒五郎・代判春日岩治→御武具方様		横切紙・1通	へ82-2-5-12
蟻川賢之助拝借証文[覚](臨時出張御用のため長ミニール銃38挺・黄山道陣附39蓋等につき) 蟻川賢之助→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月19日	横切紙・1通	へ82-2-5-13
秋里肇拝借証文[覚](甲合20発負担1筋につき) 秋里肇→菅沼治郎右衛門殿	4月25日	横切紙・1通	へ82-2-5-14
(武具拝借証文綴 慶応4年4月～9月) 紙綴札「を」		9点	へ82-2-6
奥村峯之助拝借証文[覚](短ミニール銃1挺・玉葉25発等につき) 奥村峯之助→久保九郎右衛門殿	6月7日	横切紙・1通	へ82-2-6-1
大久保甲子太郎拝借証文[覚](臨時出張御入用のため長巻1振・鉢鉄1つ等につき) 大久保甲子太郎・代判荒川道の輔→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切継紙・1通	へ82-2-6-2
大里忠之進拝借証文[覚](鑑軍方御用のため赤	(慶応4年)辰4月3日	横切紙・1通	へ82-2-6-3

山道附陣笠10つにつき) 大里忠之進→菅沼治郎右衛門殿			
大里忠之進拝借証文[覚](大小2通りにつき) 大里忠之進→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月3日	横切継紙・1通	へ82-2-6-4
大里忠之進拝借証文[覚](御鑑軍方御用のため 竹長棹1棹杉丸太1本につき) 大里忠之進→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰閏4月2日	横切継紙・1通	へ82-2-6-5
小野熊男拝借証文[覚](臨時出張御用のため甲 合50発・舶来管60発につき) 小野熊男→菅沼治郎右衛門殿	4月27日	横切紙・1通	へ82-2-6-6
奥村小文吾拝借証文[覚](ケット1枚につき) 奥村小文吾→久保九郎右衛門殿	9月25日	横切紙・1通	へ82-2-6-7
大瀬義八郎他一名拝借証文[覚](臨時出張のため 赤胴乱1つ・玉薬紙間合付20発等につき) 大瀬義八郎代判山岸左内→馬場廣人殿	(慶応4年)辰6月朔日	横切紙・1通	へ82-2-6-8
大日方良之助直政拝借証文[覚](袖印1枚につ き) 大日方良之助直政→菅沼治郎右衛門殿	4月22日	横切紙・1通	へ82-2-6-9
(武具拝借証文 明治元年4月) 紙縫札「あのねわ 」		3点	へ82-2-7
蟻川功拝借証文[覚](臨時出張御用のため袖印 2枚につき) 蟻川功→菅沼治郎右衛門殿	4月25日	横切継紙・1通	へ82-2-7-1
野中左助拝借証文[覚](臨時出張のため袖印1 つにつき) 野中左助→菅沼治郎右衛門殿	4月25日	横切紙・1通	へ82-2-7-2
綿貫謙蔵拝借証文[覚](短ミニール銃1挺・雷ク ワン25貫・玉薬20発等につき) 綿貫謙蔵→三村大之助殿・山岸左内・池田平角他3名	4月18日	横切継紙・1通	へ82-2-7-3
(拝借証文 明治元年4月～8月) 紙縫札「か」		18点	へ82-2-8
河原理助拝借証文[覚](臨時出張のため貝1つ・ 鉦1つ等につき) 河原理助・代判東條清見→菅沼治郎右衛門殿	4月23日	横切継紙・1通	へ82-2-8-1
春日三次郎拝借証文[覚](臨時出張のためミ ニール銃20・玉薬20管舶来管30発につき) 春日三次郎→菅沼治郎右衛門殿	4月23日	横切紙・1通	へ82-2-8-2
金児与助拝借証文[覚](袖印2つにつき) 金児 与助→菅沼治郎右衛門殿	4月25日	横切紙・1通	へ82-2-8-3
河口多喜人拝借証文[覚](ピストル1挺玉100発 等につき) 河口多喜人→三村大之助殿	8月14日	横切紙・1通	へ82-2-8-4
金児友太郎拝借証文[覚](臨時出張のため赤地 五番御旗印1本につき) 金児友太郎→菅沼治郎右衛門殿	4月19日	横切紙・1通	へ82-2-8-5
金児友太郎拝借証文[覚](臨時出張のため長ミ ニール銃38挺・黄山道笠38蓋等につき) 金児友太郎→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月19日	横切継紙・1通	へ82-2-8-6

49 藩政・松代庁／番方／武具方拝借切手並びに武具方より武具拝借

金井清八郎拝借証文[覚](大坂御買上短旋條状銃1挺・教兵銃胴乱1つ等につき) 金井清八郎→-	4月20日	横切継紙・1通	へ82-2-8-7
河原理助拝借証文[覚](陣羽織1つ・銀山道塗笠1蓋等につき) 河原理助→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月20日	横切継紙・1通	へ82-2-8-8
春日岩治拝借証文[覚](玉薬15発袖印1枚等につき) 春田岩治→御武具方様	4月20日	横切紙・1通	へ82-2-8-9
鹿野久人拝借証文[覚](合薬20匁につき) 鹿野久人代判小野熊男→菅沼治郎右衛門殿	4月20日	横切紙・1通	へ82-2-8-10
金井清八郎拝借証文(鉢鉄1つにつき) 金井清八郎→-	4月20日	横切紙・1通	へ82-2-8-11
鹿野久人拝借証文[覚](臨時出張のため短ミニール銃1挺・胴乱1つにつき) 鹿野久人代判鹿野牧人→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月13日	横切紙・1通	へ82-2-8-12
金兄友太郎他一名拝借証文[覚](臨時御用のためミニール銃紙問合玉薬20発・舶来管275挺につき) 金兄友太郎・久保五郎(花押)→小野熊男殿	4月18日	横切紙・1通	へ82-2-8-13
河口左文太拝借証文[覚](臨時出張御用のため鑑印御簾1本につき) 河口左文太→菅沼治郎右衛門殿	4月25日	横切継紙・1通	へ82-2-8-14
駒村彦三他一名拝借証文[覚](鉢鉄2つにつき) 駒村彦三・河口鉄治・代判富澤勇之進→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月23日	横切継紙・1通	へ82-2-8-15
金兄富之丞拝借証文[覚](袖印1つ黄山道陣笠1蓋につき) 金兄富之丞→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切紙・1通	へ82-2-8-16
川崎源吾拝借証文[覚](下筋へ臨時出張御用のため短ミニール銃1挺・胴乱1つ等につき) 川崎源吾→菅沼治郎右衛門殿	6月7日	横切継紙・1通	へ82-2-8-17
春日岩治拝借証文[覚](砲口11つにつき) 春日岩治→小野熊男殿	6月23日	横切紙・1通	へ82-2-8-18
(武具拝借証文綴 慶応4年4月～明治元年4月) 紙縫札「よ」		4点	へ82-2-9
依田謙次郎装備書上(大坂御買上銃1挺・ミニール銃1挺等) 依田謙次郎→-	4月20日	横切紙・1通	へ82-2-9-1
依田謙次郎拝借証文[覚](西洋太鼓1つにつき) 依田謙次郎→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月19日	横切継紙・1通	へ82-2-9-2
依田謙次郎拝借証文[覚](陣羽織1枚・袖印1枚等につき) 小荷駄小流小頭依田謙次郎→御武具方御役所	(慶応4年)辰4月26日	横切紙・1通	へ82-2-9-3
吉村左織拝借証文[覚](紙品合附玉薬1560発管1975粒等につき) 吉村左織→山岸左内殿	4月19日	横切継紙・1通	へ82-2-9-4
(武具拝借証文綴 慶応4年4月～明治2年5月) 紙縫札「た」		25点	へ82-2-10

竹内友馬拝借証文[覚](出張御用のため袖印2枚につき) 竹内友馬→小野熊男殿 虫損あり	5月1日	横切継紙・1通	へ82-2-10-1
高田悌次郎注誠拝借証文[覚](臨時出張のため短ミニール銃1挺・早合20発等につき) 高田悌次郎注誠(花押)→菅沼治郎右衛門殿 虫損あり	(慶応4年)辰4月24日	横切継紙・1通	へ82-2-10-2
高田悌次郎拝借証文[覚](赤地腰さし旗1本につき) 高田悌次郎(花押)→菅沼治郎右衛門殿	4月24日	横切紙・1通	へ82-2-10-3
高田悌次郎拝借証文[覚](短ミニール銃に添る釵1振につき) 高田悌次郎→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月24日	横切紙・1通	へ82-2-10-4
高田寛平拝借証文[覚](臨時出張のため白山道附法被1枚・黄山道笠1枚等につき) 高田寛平→菅沼治郎右衛門殿	4月26日	横切紙・1通	へ82-2-10-5
高久専之助拝借証文[覚](袖印8つ・小頭陣羽織1つ等につき) 高久専之助→菅沼治郎右衛門殿	4月	横切紙・1通	へ82-2-10-6
玉川渡拝借証文[覚](山中筋出張のため鉦・火繩・合葉等につき) 玉川渡→御武具奉行様	(慶応4年)辰4月	横切紙・1通	へ82-2-10-7
立田玄道拝借証文[覚](臨時のため玉葉20発・舶来管25発官取につき) 立田玄道→菅沼治郎右衛門殿	4月26日	横切紙・1通	へ82-2-10-8
黒岩才治拝借証文[覚](陣羽織4枚につき) 黒岩才治→御武具御役所	4月28日	横切紙・1通	へ82-2-10-9
玉川渡拝借証文[覚](山中筋出張のため御返上残分玉葉37発・同火繩1巻につき) 玉川渡→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月22日	横切紙・1通	へ82-2-10-10
竹村慶次郎拝借証文[覚](当地買上短ミニール銃1挺・胴乱1つ等につき) 竹村慶次郎・代判小野熊男→菅沼治郎右衛門殿	4月28日	横切継紙・1通	へ82-2-10-11
田中鐵太郎拝借証文[覚](黄山道笠8つ法被8枚等につき) 田中鐵太郎→菅沼治郎右衛門殿	4月29日	横切紙・1通	へ82-2-10-12
高山弥兵衛拝借証文[覚](臨時出張のため玉葉20クワン30発につき) 高山弥兵衛→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月21日	横切紙・1通	へ82-2-10-13
田中左吉拝借証文[覚](鉢金1つにつき) 田中左吉→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切紙・1通	へ82-2-10-14
高田寿一郎拝借証文[覚](出張のため、みの1つにつき) 高田寿一郎→御武具方御役所	(慶応4年)閏4月3日	横切紙・1通	へ82-2-10-15
田嶋惣之丞拝借証文[覚](臨時出張のため陣羽織1つにつき) 陣場方元メ田嶋惣之丞→御武具方御役所	(慶応4年)辰4月19日	横切紙・1通	へ82-2-10-16
玉川渡拝借証文[覚](山中筋出張のためミニール銃1挺三拾玉葉等につき) 玉川渡→御武具奉行様	(慶応4年)辰4月	横切紙・1通	へ82-2-10-17
竹内又五郎拝借証文[覚](御印4枚につき) 竹内又五郎→ -	4月19日	横切紙・1通	へ82-2-10-18

49 藩政・松代庁／番方／武具方拝借切手並びに武具方より武具拝借

高田一郎兵衛拝借証文[覚](奥羽へ出張のため 中短ミニール銃1挺・胴乱1つ等につき) 高田 一郎兵衛→池田平角殿	(明治2年)巳正月25日	横切紙・1通	へ82-2-10-19
多田謙三郎拝借証文[覚](御用のため袖印1枚 につき) 多田謙三郎・代判小出茂助→菅沼治郎右 衛門殿	4月23日	横切紙・1通	へ82-2-10-20
田中刀馬拝借証文[覚](袖印12につき) 田中刀 馬→菅沼治郎右衛門殿	4月20日	縦切紙・1通	へ82-2-10-21
高久専之助拝借証文[覚](玉薬150発分火縄15 把につき) 高久専之助→小野熊男殿	(慶応4年)辰5月2日	横切紙・1通	へ82-2-10-22
高橋龍左衛門拝借証文[覚](下筋へ御用使節足 軽3人分の袖御印3枚につき) 割番出役高橋龍 左衛門→御武具方御役所	(慶応4年)閏4月29日	横切紙・1通	へ82-2-10-23
竹内友馬拝借証文[覚](大岡村出張のため小頭 陣羽織5枚・赤山道法被5枚他につき) 竹内友 馬→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月19日	横切紙・1通	へ82-2-10-24
田中甲子次郎他一名拝借証文[覚](御用のため 袖印1枚につき) 田中甲子次郎・代判松村半次郎 →菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月9日	横切継紙・1通	へ82-2-10-25
(武具拝借証文 つの部 慶応3年4月～明治元 年閏4月) 紙縫札「つ」		5点	へ82-2-11
月岡清三郎拝借証文[覚](臨時出張のため長巻 1振袖印1流しにつき) 月岡清三郎→	(慶応3年年)卯4月20日	横切紙・1通	へ82-2-11-1
塚本義太郎拝借証文[覚](短ミニール早合20 発・舶来管25発につき) 塚本義太郎→菅沼治郎 右衛門殿	(慶応4年)閏4月朔日	横切紙・1通	へ82-2-11-2
塚田内蔵助拝借証文[覚](袖印1つにつき) 塚 田内蔵助→御武具方菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月3日	横切紙・1通	へ82-2-11-3
柘植彦四郎拝借証文[覚](臨時出張のため駕籠 長持1棹・西洋太鼓1面他につき) 柘植彦四郎 →菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月3日	横切紙・1通	へ82-2-11-4
月岡善平拝借証文[覚](鉢鉄1つにつき) 月岡 善平→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切紙・1通	へ82-2-11-5
(武具拝借証文 十印の部) 紙縫札「十印」		9点	へ82-2-12
中村力太郎拝借証文[覚](下筋へ出張のため砲 口の栓1つ・ミニール銃玉薬20発他につき) 中村力太郎→小野熊男殿	5月7日	横切紙・1通	へ82-2-12-1
中沢房治拝借証文[覚](ゲバール銃胴乱1つ玉 薬2千発他につき) 中沢房治→小野熊男殿 種 類の異なる紙を継いでいる	(慶応4年)辰5月10日	横切継紙・1通	へ82-2-12-2
中寫波之助拝借証文[覚](伊那県へ出張御用の ため極短ミニール銃1挺黒塗胴乱1つ他につ き) 中寫波之助→三村大三郎殿 破損あり	明治2年巳6月	横切継紙・1通	へ82-2-12-3
成沢新弥拝借証文[覚](臨時出張のためミニ	4月24日	横切継紙・1通	へ82-2-12-4

ル銃1挺赤塗胴乱1つ他につき) 成沢新弥→菅沼治郎右衛門殿			
中沢慎蔵拝借証文[覚](蓑30枚につき) 中沢慎蔵→御武具方	4月26日	横切紙・1通	へ82-2-12-5
長岡六三郎拝借証文[覚](下筋出張のため長ミニール1挺赤胴乱管発1つ他につき) 長岡六三郎→久保九郎右衛門殿	6月7日	横切紙・1通	へ82-2-12-6
中村久吉他一名拝借証文[覚](袖印1つにつき) 中村久吉・代判奥村小文吾→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月21日	横切紙・1通	へ82-2-12-7
中村慎蔵拝借証文[覚](袖印2つにつき) 中村順四郎(花押)→ -		横切紙・1通	へ82-2-12-8
中島惣蔵拝借証文[覚](臨時出張のため長ミニール銃1つ・胴乱1つ他につき) 中島惣蔵→菅沼治郎右衛門殿	4月19日	横切紙・1通	へ82-2-12-9
(武具拝借証文 うの部 慶応4年4月～閏4月) 紙繕札「う」		3点	へ82-2-13
宇佐美治兵衛拝借証文[覚](袖印1つにつき) 宇佐美治兵衛惇副(花押)→菅沼治郎右衛門殿	4月26日	横切紙・1通	へ82-2-13-1
上原弘衛拝借証文[覚](ミニール銃玉葉40発赤山道笠1蓋他につき) 上原弘衛→ -	(慶応4年)閏4月18日	横切紙・1通	へ82-2-13-2
宇敷元之丞他一名拝借証文[覚](臨時出張御用のため袖印2枚につき) 宇敷元之丞・代判小野熊男→菅沼治郎右衛門殿	4月25日	横切紙・1通	へ82-2-13-3
(拝借証文 クの部 明治元年4月～6月) 紙繕札「ク」		6点	へ82-2-14
久保藤四郎拝借証文[覚](短銃1挺胴乱1つ他につき) 久保藤四郎→菅沼治郎右衛門殿	6月21日	横切紙・1通	へ82-2-14-1
倉島弥兵衛拝借証文[覚](小粒合葉2斤火縄2把につき) 倉島弥兵衛→小野熊男殿	6月21日	横切紙・1通	へ82-2-14-2
久保三郎拝借証文[覚](中短ミニール銃1挺舶来胴乱1つにつき) 久保三郎→小野熊男殿	(慶応4年)辰6月29日	横切紙・1通	へ82-2-14-3
久保五郎他一名拝借証文[覚](臨時出張のため負草1筋他につき) 久保五郎・代判三村大之助→矢野倉謙兵衛殿	4月9日	横切紙・1通	へ82-2-14-4
倉嶋伊兵衛拝借証文[覚](大石形ゲベール銃29挺につき) 富永新平組倉嶋伊兵衛→御武具方御役所	(慶応4年)辰4月	横切紙・1通	へ82-2-14-5
久保五郎他一名拝借証文[覚](ミニール銃クロス250につき) 久保五郎・代判小野熊男→菅沼治郎右衛門殿	4月20日	横切紙・1通	へ82-2-14-6
(武具拝借証文綴 やの部 慶応4年4月～明治2年3月) 紙繕札「や」		29点	へ82-2-15
某拝借証文[覚](短ミニール銃1挺胴乱1つにつき) 紙繕欠損のため差出・宛所・日付等不明		横切紙・1通	へ82-2-15-1

49 藩政・松代庁／番方／武具方拝借切手並びに武具方より武具拝借

山田兵衛他一名拝借証文[覚](臨時出張のためゲベール銃附胴乱38ゲベール銃玉薬760発他につき) 山田兵衛・代判山口総平→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切継紙・1通	へ82-2-15-2
山越新八郎拝借証文[覚](臨時出張のため赤地御旗4振につき) 山越新八郎→菅沼治郎右衛門殿		横切紙・1通	へ82-2-15-3
山越新八郎拝借証文[覚](臨時出張のため長ミニール銃38挺黄山道附笠38他につき) 山越新八郎→菅沼治郎右衛門殿	4月19日	横切紙・1通	へ82-2-15-4
矢野助右衛門拝借証文[覚](伊奈村へ出張のため中短ミニール銃1挺・胴乱1つ他につき) 矢野助右衛門→久保九郎右衛門殿	(明治2年)巳3月20日	横切紙・1通	へ82-2-15-5
山田久賀拝借証文[覚](御印8枚につき) 山田久賀→ -	4月25日	横切紙・1通	へ82-2-15-6
山中小平次他一名拝借証文[覚](御用のため赤山道附法被2枚・御印2つにつき) 山中小平次・代判富永新平→久保九郎右衛門殿	6月12日	横切紙・1通	へ82-2-15-7
矢野倉甲子太郎拝借証文[覚](五つ道具1組・舶来管20発につき) 矢野倉甲子太郎(花押)→菅沼治郎右衛門殿 「長ミニール銃引替短ミニール銃御持参」の貼紙あり	4月25日	横切紙・1通	へ82-2-15-8
山中小平次拝借証文[覚](御用のため赤山道法被1枚・袖印1枚につき) 山中小平次→久保九郎右衛門殿	(慶応4年)辰6月	横切継紙・1通	へ82-2-15-9
山中小平次拝借証文[覚](赤法被3枚袖印3つにつき) 山中小平次→御武具方様	6月14日	横切継紙・1通	へ82-2-15-10
山中小平次拝借証文[覚](御用のため赤山道法被1枚・御印1枚につき) 山中小平次→久保九郎右衛門殿	6月16日	横切継紙・1通	へ82-2-15-11
山中小平次他一名拝借証文[覚](下筋へ御荷物を出すため才領の者へ渡す分として白山道法被2枚・陣笠2つ他につき) 山中小平次・代判小野熊男→御武具方様	6月10日	横切継紙・1通	へ82-2-15-12
山崎愛蔵孝則拝借証文[覚](下筋出張のため中短ミニール銃1挺・御紋附胴乱1つ他につき) 山崎愛蔵孝則(花押)→三村大之助殿	8月22日	横切紙・1通	へ82-2-15-13
山田兵衛拝借証文[覚](管千粒につき) 山田兵衛→御武具方	4月21日	横切紙・1通	へ82-2-15-14
山田兵衛拝借証文[覚](御用のため下筋才領者へ相渡す分として白山道法被2つ・黄山道陣笠2つ他につき) 山田兵衛→久保九郎右衛門殿	(慶応4年)辰9月	横切継紙・1通	へ82-2-15-15
山崎愛蔵他一名拝借証文[覚](負革附ゲベール銃1挺・管入附胴乱1つにつき) 山崎愛蔵・代判富沢勇之進→菅沼治郎右衛門殿	4月朔日	横切紙・1通	へ82-2-15-16

山中小平次拝借証文[覚](御用のため黄山道法被2枚・御印2枚につき) 山中小平次→久保九郎右衛門殿	6月26日	横切継紙・1通	へ82-2-15-17
山本左兵衛他一名拝借証文[覚](袖印2枚につき) 山本左兵衛・代判富澤勇之進→三村大之助殿	(慶応4年)辰8月7日	横切継紙・1通	へ82-2-15-18
山田兵衛拝借証文[覚](御用のため下筋出張の者へ相渡す分として袖印2筋につき) 山田兵衛→久保九郎右衛門殿	(慶応4年)辰9月5日	横切紙・1通	へ82-2-15-19
山田兵衛拝借証文[覚](御用のため下筋出張の者へ相渡す分として白山道法被2つ・黄山道陣笠2つ他につき) 山田兵衛→久保九郎右衛門殿	(慶応4年)辰9月5日	横切紙・1通	へ82-2-15-20
柳沢甚三郎他一名拝借証文[覚](臨時のため袖印2枚につき) 柳沢甚三郎・代判山口総平→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切紙・1通	へ82-2-15-21
柳沢甚三郎拝借証文[覚](臨時出張のため鉢鉄1つ他につき) 柳沢甚三郎→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切継紙・1通	へ82-2-15-22
山田吉次他一名拝借証文[覚](臨時出張のため御旗1本・胴乱45他につき) 山田吉次・代判大日方四郎兵衛→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切紙・1通	へ82-2-15-23
柳八十喜拝借証文[覚](臨時出張のため長巻1振・袖印1枚につき) 柳八十喜→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切紙・1通	へ82-2-15-24
山下左馬助他一名拝借証文[覚](袖印1つにつき) 山下左馬助・代判大日方渡→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月21日	横切継紙・1通	へ82-2-15-25
山崎茂作拝借証文[覚](ミニール銃玉薬20発・筒負皮1筋他につき) 山崎茂作→久保九郎右衛門殿	6月7日	横切紙・1通	へ82-2-15-26
山中小平次拝借証文[覚](御用のため袖印3枚につき) 山中小平次→馬場廣人殿	(慶応4年)辰6月	横切継紙・1通	へ82-2-15-27
山中小平次拝借証文[覚](御用のため黄山道附塗笠5つ・白山道附法被5枚につき) 山中小平次→馬場廣人殿	(慶応4年)辰6月4日	横切継紙・1通	へ82-2-15-28
矢野倉兼太郎他一名拝借証文[覚](袖印1枚につき) 矢野倉兼太郎・代判富沢勇之進→菅沼治郎右衛門殿	4月18日	横切継紙・1通	へ82-2-15-29
(武具拝借証文綴 この部 慶応4年4月～8月) 紙縫札「こ」		28点	へ82-2-16
小泉儀左衛門拝借証文[覚](臨時出張のため袖印1枚・鉢鉄1つ他につき) 小泉儀左衛門→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切紙・1通	へ82-2-16-1
小山藤左衛門他一名拝借証文[覚](臨時出張のため長巻1振・鉢鉄1つにつき) 小山藤左衛門・代判神戸神蔵→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切継紙・1通	へ82-2-16-2

49 藩政・松代庁／番方／武具方拝借切手並びに武具方より武具拝借

近藤権右衛門拝借証文[覚](御入料のため御合印20につき) 近藤権右衛門→御武具方 異筆にて「今朝拾人分拝借致置候間拾人分御渡被下候」	8月3日	横切継紙・1通	へ82-2-16-3
近藤権内拝借証文[覚](下筋出張御用のため御貸脇差30本につき) 近藤権内→三村大之助殿 貼紙「内巻柄拾五本木柄拾五本」	(慶応4年)辰7月	横切紙・1通	へ82-2-16-4
近藤権右衛門拝借証文[覚](御用のため袖印10枚につき) 近藤権右衛門→小野熊男殿	6月28日	横切紙・1通	へ82-2-16-5
近藤権右衛門拝借証文[覚](下筋御入料のため袖印5枚竿・添麻御船印1流につき) 近藤権右衛門→馬場廣人殿	6月3日	横切紙・1通	へ82-2-16-6
近藤権右衛門拝借証文[覚](御用のため麻御船印2流しにつき) 近藤権右衛門→御武具方御役所	5月7日	横切紙・1通	へ82-2-16-7
小宮山甲之助拝借証文[覚](下筋へ御用のためミニール銃胴乱1つ・元込玉30他につき) 小宮山甲之助→久保九郎右衛門殿	6月7日	横切紙・1通	へ82-2-16-8
小林太郎拝借証文[覚](越州表御用のためがんどう提灯50つ・チャン塗筒袖桐油50つにつき) 小林太郎→小野熊男殿	(慶応4年)辰5月24日	横切継紙・1通	へ82-2-16-9
近藤権右衛門拝借証文[覚](御用のため竿添御船印3流・袖印6枚につき) 近藤権右衛門→	6月1日	横切紙・1通	へ82-2-16-10
近藤権右衛門拝借証文[覚](御用のため袖印10枚につき) 近藤権右衛門→小野熊男殿	(慶応4年)辰5月24日	横切紙・1通	へ82-2-16-11
近藤権内拝借証文[覚](御旗長持1棹につき) 近藤権内→御武具方御役所	4月29日	横切紙・1通	へ82-2-16-12
小山重治拝借証文[覚](白山道法被2枚・黄山道1蓋につき) 小山重治→富澤勇之進殿	(慶応4年)辰4月29日	横切紙・1通	へ82-2-16-13
小宮山甲之助拝借証文[覚](袖印1つミニール銃1挺他につき) 小宮山甲之助→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月	横切紙・1通	へ82-2-16-14
小宮山甲之助拝借証文[覚](臨時出張のため帯革附長ミニール銃1挺につき) 小宮山甲之助→菅沼治郎右衛門殿	4月26日	横切継紙・1通	へ82-2-16-15
小出莊司拝借証文[覚](臨時出張のため銀山道陣笠1つにつき) 小出莊司→菅沼治郎右衛門殿	4月26日	横切継紙・1通	へ82-2-16-16
近藤権右衛門拝借証文[覚](臨時御用のため三つ道具2組三人棹10本につき) 近藤権右衛門→菅沼治郎右衛門殿	4月24日	横切継紙・1通	へ82-2-16-17
小出一郎拝借証文[覚](胴乱管入ゲバール銃御筒1挺・袖印5つ他につき) 小出一郎→御武具方御役所 破損あり	4月25日	横切継紙・1通	へ82-2-16-18
近藤権内拝借証文[覚](御用のため白山道法被5枚・赤山道付法被13枚につき) 近藤権内→三村大之助殿	4月23日	横切紙・1通	へ82-2-16-19

近藤権右衛門拝借証文[覚](御用のため布交御幕1張につき) 近藤権右衛門→菅沼治郎右衛門殿	4月25日	横切紙・1通	へ82-2-16-20
小出陽之助拝借証文[覚](臨時出張のため負革附ゲベール銃1挺・胴乱1つにつき) 小出陽之助→御武具方御役所	4月19日	横切紙・1通	へ82-2-16-21
小出陽之助拝借証文[覚](臨時出張のため黄山道笠1つ・白山道笠1つ他につき) 小出陽之助→御武具方御役所	4月19日	横切継紙・1通	へ82-2-16-22
小林弁五郎拝借証文[覚](白山道法被1枚・袖印1つにつき) 小林弁五郎→御武具方御役所	4月20日	横切紙・1通	へ82-2-16-23
小林勝太郎拝借証文[覚](御紋付胴乱2つにつき) 小林勝太郎→菅沼治郎右衛門殿	4月20日	横切紙・1通	へ82-2-16-24
近藤権内拝借証文[覚](御袖印50人分につき) 近藤権内→御武具方御役所	(慶応4年)辰4月23日	横切継紙・1通	へ82-2-16-25
小山藤左衛門拝借証文[覚](畳具足小手1組・長手当1組他につき) 小山藤左衛門→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月23日	横切紙・1通	へ82-2-16-26
近藤権右衛門拝借証文[覚](御用のため袖印5枚につき) 近藤権右衛門→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰閏4月5日	横切紙・1通	へ82-2-16-27
小林清右衛門拝借証文[覚](臨時のため袖印1枚につき) 小林清右衛門→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月9日	横切継紙・1通	へ82-2-16-28
(武具拝借証文綴 ての部 慶応4年閏4月～7月) 紙縫札「て」		4点	へ82-2-17
寺内多宮拝借証文[覚](下筋へ早夫代金にて罷越すため袖印350人分につき) 寺内多宮→御武具奉行様 端裏書「御武具奉行様印書入 寺内多宮」	(慶応4年)辰7月11日	横切継紙・1通	へ82-2-17-1
某願書(夫人350人程下筋へ罷り越すにつき合印お渡し下されたき旨)	7月11日	横切紙・1通	へ82-2-17-2
寺内刑部他一名拝借証文[覚](舶来ゲベール銃1つ他につき) 寺内刑部・代判小野熊男→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月3日	横切継紙・1通	へ82-2-17-3
寺内多宮拝借証文[覚](御用のため赤山道法被1枚・袖印1枚につき) 寺内多宮→	(慶応4年)辰7月	横切継紙・1通	へ82-2-17-4
(武具拝借証文綴 きの部 慶応4年6月～明治元年10月) 紙縫札「き」		10点	へ82-2-18
松本俊太郎拝借証文[覚](下筋臨時出張御用のため長ミニール銃1挺・玉薬20発他につき) 松本俊太郎→久保九郎右衛門殿	(慶応4年)辰6月	横切紙・1通	へ82-2-18-1
松林左金吾拝借証文[覚](臨時出張のためミニール銃胴乱1つにつき) 松林左金吾→菅沼治郎右衛門殿	4月20日	横切継紙・1通	へ82-2-18-2
増沢義助他一名拝借証文[覚](臨時出張のため	4月20日	横切継紙・1通	へ82-2-18-3

49 藩政・松代庁／番方／武具方拝借切手並びに武具方より武具拝借

ゲベール銃1挺・胴乱1つ他につき) 増沢義助・代判増沢義平→菅沼治郎右衛門殿 破損あり			
丸山龍藏他一名拝借証文[覚](袖印14につき) 丸山龍藏・代判富澤勇之進→・ 破損のため宛所不明	(慶応4年)辰4月	横切紙・1通	へ82-2-18-4
前島民部左衛門他一名拝借証文[覚](臨時出張のため合葉1升半他につき) 前島民部左衛門・代判小野熊男→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切紙・1通	へ82-2-18-5
松村左金吾拝借証文[覚](臨時出張のため銀山笠2蓋陣羽織2枚につき) 松村左金吾→菅沼治郎右衛門殿	4月20日	横切紙・1通	へ82-2-18-6
牧野助一郎拝借証文[覚](小銃38挺胴乱2つ他につき) 牧野助一郎→御武具奉行様 破損大	4月20日	横切紙・1通	へ82-2-18-7
松村甚之丞典忠拝借証文[覚](袖印3つにつき) 松村甚之丞典忠→菅沼治郎右衛門殿	4月26日	横切紙・1通	へ82-2-18-8
牧野良平拝借証文[覚](御用のため時計1つにつき) 牧野良平(花押)→菅沼治郎右衛門殿	(明治元年)辰10月10日	横切継紙・1通	へ82-2-18-9
某拝借証文[覚](臨時出張のため負革附長ミニール銃1挺玉薬20発につき) □□右右衛門→菅沼治郎右衛門殿 破損のため作成・作成日不明	4月	横切継紙・1通	へ82-2-18-10
(武具拝借証文綴 しの一部 慶応4年4月～閏4月) 紙繕札「し」		5点	へ82-2-19
白井重左衛門拝借証文[覚](舶来管1千100発ゲベール銃20挺につき) 白井重左衛門→御武具方様	4月21日	横切継紙・1通	へ82-2-19-1
嶋田竹次郎拝借証文[覚](臨時出張のため袖印4枚長巻3振他につき) 嶋田竹治郎→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切紙・1通	へ82-2-19-2
嶋田竹次郎拝借証文[覚](御用のため火縄4把につき) 嶋田竹治郎→馬場廣人殿	(慶応4年)閏4月2日	横切紙・1通	へ82-2-19-3
白川税拝借証文[覚](臨時出張のため長ミニール銃・黒塗胴乱1つ他につき) 白川税→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月28日	横切紙・1通	へ82-2-19-4
白川謙之助拝借証文[覚](鉛300目につき) 白川謙之助(花押)→菅沼治郎右衛門殿	4月25日	横切継紙・1通	へ82-2-19-5
(拝借証文 ひの一部 明治元年4月) 紙繕札「ひ」		7点	へ82-2-20
樋口旗之助拝借証文[覚](陣羽織3枚・銀山道笠3枚他につき) 樋口旗之助(花押)→菅沼治郎右衛門殿	4月28日	横切継紙・1通	へ82-2-20-1
樋口旗之助拝借証文[覚](舶来極短ミニール銃1挺・管入添胴乱1つ他につき) 樋口旗之助・代判小野熊男→菅沼治郎右衛門殿	4月28日	横切紙・1通	へ82-2-20-2
東條辰三郎高喜拝借証文[覚](玉薬20発・舶来管25挺につき) 東條辰三郎(花押)→菅沼治郎右	4月28日	横切紙・1通	へ82-2-20-3

衛門殿			
樋口弥治郎他一名拝借証文[覚](臨時出張のため袖印8つにつき) 樋口弥治郎・代判松林左金吾→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月	横切継紙・1通	へ82-2-20-4
平野玄祐拝借証文[覚](袖印10鉢・巻金10につき) 平野玄祐→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月	横切紙・1通	へ82-2-20-5
樋口寛男拝借証文[覚](臨時出張のため小手1組につき) 樋口寛男→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切紙・1通	へ82-2-20-6
樋口寛男他一名拝借証文[覚](胴乱1つ他につき) 樋口寛男・代判山口総平→菅沼治郎右衛門殿	4月21日	横切紙・1通	へ82-2-20-7
(武具拝借証文綴 もの部 慶応4年4月～明治2年正月) 紙繕札「も」		11点	へ82-2-21
両角要右衛門拝借証文[覚](奥羽へ出張のため中ミニール銃1挺・黒塗胴乱1つ他につき) 両角要右衛門→池田平角殿	(明治2年)巳正月24日	横切継紙・1通	へ82-2-21-1
森三馬拝借証文[覚](袖印2枚につき) 森三馬→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)辰4月21日	横切紙・1通	へ82-2-21-2
森木一二三拝借証文[覚](臨時出張のため物品につき) 森木一二三→菅沼治郎右衛門殿 綴目のため品目読めず	4月23日	横切紙・1通	へ82-2-21-3
森木一二三拝借証文[覚](臨時御用のため太鼓替皮4枚につき) 森木一二三→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月22日	横切継紙・1通	へ82-2-21-4
師岡源兵衛他一名拝借証文[覚](臨時出張のため袖印2枚につき) 師岡源兵衛・代判小野熊男→菅沼治郎右衛門殿	5月朔日	横切紙・1通	へ82-2-21-5
森木一二三拝借証文[覚](明日21日越後荒井宿へ組立者差越すため陣笠2蓋他につき) 森木一二三→御武具奉行様	(明治元年)閏4月20日	横切継紙・1通	へ82-2-21-6
森木一二三他一名拝借証文[覚](臨時出張のため袖印2枚につき) 森木一二三・代判山口総平→菅沼治郎右衛門殿	4月25日	横切紙・1通	へ82-2-21-7
森木一二三拝借証文[覚](袖印1枚につき) 森木一二三→御武具奉行様	(慶応4年)閏4月16日	横切紙・1通	へ82-2-21-8
森木一二三拝借証文[覚](御城番組2人下筋へ出張申渡されのため白山道法被2つ・黄山道陣笠2つ他につき) 森木一二三→三村大之助殿	(慶応4年)辰8月晦日	横切継紙・1通	へ82-2-21-9
森木一二三拝借証文[覚](1両組病気代り1人越州表へ差出すため袖印1枚につき) 森木一二三→御武具奉行様	4月28日	横切紙・1通	へ82-2-21-10
森木一二三拝借証文[覚](明25日両組の者御用にて越後国へ出張申渡されのため白山道法被3つ・黄山道陣笠3つ他につき) 森木一二三→御武具方様	8月24日	横切継紙・1通	へ82-2-21-11

50 藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方所管武具武備費上申

(武具拝借証文綴 セの部 慶応4年4月～8月) 紙繕札「セ」		6点	へ82-2-22
坂野勝助拝借証文[覚](臨時出張御用のため合 葉2升・火縄3把他につき) 坂野勝助→菅沼治郎 右衛門殿	(慶応4年)閏4月13日	横切紙・1通	へ82-2-22-1
桜井佳人拝借証文[覚](御用のため袖印1枚に つき) 桜井佳人→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月7日	横切紙・1通	へ82-2-22-2
佐藤為之進拝借証文[覚](袖印3枚につき) 佐 藤為之進→菅沼治郎右衛門殿	(慶応4年)閏4月20日	横切紙・1通	へ82-2-22-3
斎藤新蔵拝借証文[覚](下筋へ早追にて出張の ためケット2枚・ピストル3挺他につき) 斎藤 新蔵→山岸左内殿	(慶応4年)辰8月16日	横切紙・1通	へ82-2-22-4
斎藤馬之助拝借証文[覚](臨時出張のため早合 20発・舶来管60発につき) 斎藤馬之助→菅沼治 郎右衛門殿	4月25日	横切紙・1通	へ82-2-22-5
斎藤馬之助他一名拝借証文[覚](早合40・舶来 管50挺につき) 斎藤馬之助・代判春日三治郎(花 押)→菅沼治郎右衛門殿	4月25日	横切紙・1通	へ82-2-22-6

50 藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方所管武具武備費上申 勘定所・計政局

(鎌原仲次郎より借入長銃等破損入料取調評議書 類 巳6月～午6月)		8点	へ99
武庫庶務申上書(端裏書)[去々辰年中鎌原仲治 郎殿より御借入之品損之分御入料取調申上] (御借入損失分修復落札の分取調・長ミニー ル銃御買上御入料代金取調につき) 武庫庶 務→ -	(明治3年)午6月	横切紙・1通	へ99-1
武庫属伺書(端裏書)[鎌原仲次郎殿より御借入 之品代金ニ而御返済之儀伺](長ミニー ル銃並びに塗笠玉薬箱同革覆等を損御入料代金 で返済につき) 武庫属→ -	6月	横切紙・1通	へ99-2
武庫司事伺書(端裏書)[去々辰年鎌原仲次郎殿 より御借入之品々代金ニ而御返済之義付別 紙相添伺](属・庶務申立の通り勘弁につき) 武庫司事→ - 端裏下ケ札「六月廿五日御下」	6月4日	横切紙・1通	へ99-3
三浦清之丞願書(御借入御筒・笠損・玉薬箱覆損 御修復等の代金下付につき) 鎌原仲次郎内三 浦清之丞→武庫属中様	6月20日	横切紙・1通	へ99-4
(武具入料取調関係書類 明治2年6月～7月)		4点	へ99-5
桜井喜作申上書[覚](陣笠等4筆代金取調につ き) 桜井喜作→御武具方御役所	(明治2)巳6月	横折紙・1通	へ99-5-1

5 1 藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方所管武具・武備費中借

倉嶋市治申上書[覚](陣笠・陣笠黒塗入料取調につき) 倉嶋市治→御武具方御役所	(明治2)巳7月	横切紙・1通	へ99-5-2
高田力馬申上書[覚](鉄笠等4筆入料取調につき) 高田力馬→ - 去年中見積のため本文値段へ割増するべき旨の下ケ札あり、下ケ札にさらに下ケ札「是ニ而御極メ」あり	(明治2)巳7月	横切紙・1通	へ99-5-3
桜井喜作申上書[覚](玉葉箱覆代銀取調につき) 桜井喜作→御武具方御役所		横切紙・1通	へ99-5-4
武庫庶務取調書(端裏書)[御用達上田鑄物師小島大治郎辰年中下筋戦争ニ付品々御買上物并御出来物御入料取調書](舶来管等14筆代金2751両5匁5分につき) 武庫庶務→ -	(明治4年)辛未11月	横切紙・1通	へ100
武庫司事伺書(端裏書)[去ル辰年以來品々伺箇条取調申上](明治元年12月28日～同3年7月8日までの伺書の聞済願につき) 武庫司事→ -	7月10日	横切紙・1通	へ101

5 1 藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方所管武具・武備費中借 勘定所・計政局

(武庫方諸入料中借証文並びに通帳 慶応2年3月～明治4年7月)		15点	へ105
(湯本宇吉・坂口久兵衛・館孝右衛門・北村八百治御中貸金メ167両1分につき) へ105・1の表紙、朱筆「二十五」		切紙・1通	へ105-1
[御中借通帳](長ミニール銃等修復入料) 坂口久兵衛→武庫方御役所	明治3年午7月	横半半・1冊	へ105-2
湯本宇吉書上(中借払不足金7両3分と10匁5分につき) 湯本宇吉→ -		横切紙・1通	へ105-3
湯本宇吉中借証文[覚](御旗竿出来入料金10両につき) 御鉄師湯本宇吉→御武具方御役所	慶応2年寅3月	縦紙・1通	へ105-4
湯本宇吉中借証文[御中借証文之事](御旗竿入料金10両) 御鉄師湯本宇吉→御武庫方御役所	明治3年午12月	縦紙・1通	へ105-5
館孝右衛門書上(中借払不足金8両2分と11匁5分につき) 館孝右衛門→ -		横切紙・1通	へ105-6
館孝右衛門中借証文[覚](テレメンテーナ入料金20両につき) 館孝右衛門→三村大之助殿	(明治元年)辰9月20日	横切紙・1通	へ105-7
館孝右衛門中借証文[覚](テレメンテーナ製入料金10両につき) 館孝右衛門→三村大之助殿	(明治元年)辰12月15日	縦紙・1通	へ105-8
館三郎中借証文[覚](一昨辰年中テレメンテーナ入料金5両につき) 館三郎→小幡全一郎殿	明治3年午正月9日	縦紙・1通	へ105-9
中町平治郎金銭受取証文[覚](館様へ下金の内より下金5両につき) 中町平治郎→御武具御役	(明治2年)巳9月14日	縦紙・1通	へ105-10

5 2 藩政・松代庁／番方／硝石方・武庫方より硝石製造道具・材料費村々受取

所			
中町平治郎金銭受取証文[覚](テレメン代金3両、館幸右衛門留守のため御払内預かりにつき) 中町平治郎→御武具方御役所	(明治2年)巳正月19日	縦紙・1通	へ105-11
(武庫方中借証文関係 明治3年7月～4年7月)		4点	へ105-12
大狭栄太郎書上(中借払不足金3朱につき) 大狭栄太郎→ -		横切継紙・1通	へ105-12-1
北村八百治中借証文[覚](小銃台修復入料金6両につき) 北村八百治→武庫方御役所	明治3年午閏10月16日	縦紙・1通	へ105-12-2
北村八百治中借証文[覚](長中ミニール銃台新規出来入料金3両につき) 北村八百治代印近藤菊太郎→武庫御役所	明治3年午7月18日	縦紙・1通	へ105-12-3
北村八百治中借証文[覚](ミニール銃台修復・新規出来入料金3両につき) 北村八百治→武庫方御役所	(明治4年)辛未7月13日	縦紙・1通	へ105-12-4

5 2 藩政・松代庁／番方／硝石方・武庫方より硝石製造道具・材料費村々受取 勘定所・計政局

(硝石方掛り寄灰代等受取証文綴 慶応4年9月～明治6年10月)		95点	へ12
矢野倉謙兵衛他一名用状(大岡村硝石御製御入料御払証文九拾四通勘定帳へ照合の上支払につき、表紙) 矢野倉謙兵衛・小幡茂義→ - 虫損あり、へ12の表紙	明治6年酉10月	縦紙・1通	へ12-1
北河原村名主藤助他二名金銭受取証文[覚](硝石道具持届人足代につき) 北河原村名主藤助・組頭幸左衛門・長百姓重助→硝石方御掛り酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ12-2
北河原村名主藤助他二名金銭受取証文[覚](式御硝代につき) 北河原村名主藤助・組頭幸左衛門・長百姓重助→硝石方御掛り酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ12-3
布野村名主清右衛門他二名金銭受取証文[覚](硝石道具持届人足代につき) 布野村名主清右衛門・組頭彦左衛門・長百姓市川三左衛門→硝石方御懸り酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ12-4
吉田村名主長田甚十郎他四名金銭受取証文[覚](硝石道具持届人足代につき) 吉田村名主長田甚十郎・組頭直三郎・同断伊助他2名→硝石方御掛り酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ12-5
吉田村名主長田甚十郎他四名金銭受取証文[覚](式御硝代につき) 吉田村名主長田甚十	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ12-6

郎・組頭直三郎・同断伊助他2名→硝石方御掛り酒井千左衛門殿 虫損あり			
三輪村名主霜田源八金銭受取証文[覚](硝石道具持送り人足代につき) 三輪村名主霜田源八→酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳2月	縦紙・1通	へ12-7
茂菅村名主代豊治金銭受取証文[覚](硝石製道具持送人足代につき) 茂菅村名主代豊治→酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳2月	縦紙・1通	へ12-8
小鍋村名主伝治金銭受取証文[覚](硝石道具持届人足代につき) 小鍋村名主伝治・同断金右衛門・同断仙蔵→硝石方御掛り酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ12-9
小鍋村名主伝治金銭受取証文[覚](四御硝代につき) 小鍋村名主伝治・名主金右衛門・同断仙蔵→硝石方御掛り酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ12-10
山田中村名主宇左衛門他四名金銭受取証文[覚](硝石道具持届人足代につき) 山田中村名主宇左衛門・同断儀右衛門・組頭利右衛門他2名→硝石方御掛り酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ12-11
山田中村名主宇左衛門他四名金銭受取証文[覚](直八様等2名賄料につき) 山田中村名主宇左衛門・同断儀右衛門・組頭利右衛門他2名→硝石方御掛り酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ12-12
下祖山村名主喜藤太他二名金銭受取証文[覚](硝石道具持届人足代につき) 下祖山村名主喜藤太・組頭国之助・長百姓九左衛門→硝石方御掛り酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ12-13
下祖山村名主喜藤太他二名金銭受取証文[覚](四御賄料につき) 下祖山村名主喜藤太・組頭国之助・長百姓九左衛門→硝石方御掛り酒井千左衛門殿 虫損あり	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ12-14
志垣村名主九右衛門他二名金銭受取証文[覚](硝石御製道具継送り人足代につき) 志垣村名主九右衛門・組頭三治郎・長百姓長三郎→硝石方御元分宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ12-15
念仏寺村名主幾之丞他三名金銭受取証文[覚](硝石製寄灰品々代料につき) 念仏寺村名主幾之丞・同断喜平治・組頭三右衛門他1名→硝石方御手附酒井千左衛門殿	慶応4年辰9月	縦紙・1通	へ12-16
坪根村名主清兵衛他二名金銭受取証文[覚](寄灰代につき) 坪根村名主清兵衛・組頭弥五左衛門・長百姓長五郎→硝石方御手附酒井千左衛門殿	慶応4年辰9月	縦紙・1通	へ12-17
梅木村上郷名主弥祖八他二名金銭受取証文[覚](寄灰代等につき) 梅木村上郷名主弥祖八・同断林八・組頭佐治兵衛他1名→硝石方御手附酒井千左衛門殿	慶応4年辰9月	縦紙・1通	へ12-18

52 藩政・松代庁／番方／硝石方・武庫方より硝石製造道具・材料費村々受取

橋詰村下組名主喜太右衛門金銭受取証文[覚] (硝石御用製寄灰品々代料につき) 橋詰村下 組名主喜太右衛門・組頭嘉一郎・長百姓伊右衛門→硝 石方御手附酒井千左衛門殿	慶応4年辰9月	縦紙・1通	へ12-19
五十平村名主文太他三名金銭受取証文[覚](寄 灰代につき) 五十平村名主文太・組頭吉右衛門・ 同断太郎作他1名→硝石方御手附酒井平左衛門殿	慶応4年辰9月	縦紙・1通	へ12-20
倉並村名主平左衛門他二名金銭受取証文[覚] (硝石御用製寄灰品々代料につき) 倉並村名 主平左衛門・組頭惣兵衛・長百姓喜三郎→硝石方御手 附酒井与左衛門殿	慶応4年辰9月	縦紙・1通	へ12-21
岩草村名主平兵衛他三名金銭受取証文[覚](硝 石御用製寄灰品々代料につき) 岩草村名主平 兵衛・組頭平重郎・同源右衛門他1名→硝石方御手附 酒井千左衛門殿	慶応4年辰9月	縦紙・1通	へ12-22
上宮野尾村名主幸左衛門他二名金銭受取証文 [覚](硝石御用製寄灰品々代料につき) 上宮 野尾村名主幸左衛門・組頭六兵衛・長百姓与四郎→硝 石方御手附酒井千左衛門殿	慶応4年辰9月	縦紙・1通	へ12-23
伊折村両組名主儀左衛門他五名金銭受取証文 [覚](硝石御用製寄灰品々代料につき) 伊折 村両組名主儀左衛門・同断喜平治・組頭久右衛門他3 名→硝石方御手附酒井千左衛門殿	慶応4年辰9月	縦継紙・1通	へ12-24
橋詰村上組名主嘉惣治金銭受取証文[覚](硝石 御用製寄灰品々代料につき) 橋詰村上組名主 嘉惣治・組頭直右衛門・長百姓角兵衛→硝石方御手附 酒井千左衛門殿 虫損あり	慶応4年辰9月	縦継紙・1通	へ12-25
小鍋村上組名主金右衛門他二名金銭受取証文 [覚](硝石御用製灰品々代金につき) 小鍋村 上組名主金右衛門・同断伝治・同断仙蔵→硝石方御掛 り酒井千左衛門殿	慶応4年辰9月	縦紙・1通	へ12-26
地京原村上組名主勘兵衛金銭受取証文[覚](寄 灰代料賃につき) 地京原村上組名主勘兵衛・組 頭勘之助・長百姓国三郎→硝石方御懸り酒井千左衛 門殿	慶応4年辰9月	縦紙・1通	へ12-27
追通村名主七左衛門金銭受取証文[覚](人足代 等につき) 追通村名主七左衛門→硝石方御掛酒 井千左衛門殿	明治元年辰10月朔日	縦紙・1通	へ12-28
上祖山村源次郎金銭受取証文[覚](栗板9枚代 につき) 上祖山村源次郎→硝石方御掛酒井千左衛 門様	明治元年辰10月	切紙・1通	へ12-29
追通村棟吉金銭受取証文[覚](小判紙代等につ き) 追通村棟吉→硝石方御懸酒井千左衛門様	明治元年辰10月朔日	切紙・1通	へ12-30
青木屋市左衛門金銭受取証文[覚](ひしやく5 本代につき) (松代伊勢町)青木屋市左衛門→上	9月12日	切紙・1通	へ12-31

下祖山村鑄物師繁吉金銭受取証文[覚](御釜2ツ代につき) 下祖山村鑄物師繁吉→硝石製方吉澤直八様	(明治元年)辰9月19日	切紙・1通	へ12-32
か、や常吉用状[覚](品代につき) か、や常吉→御武具方御役所		切紙・1通	へ12-33
鬼無里村桶工亀吉代桂之助金銭受取証文[覚](柄杓2本輪替代等につき) 鬼無里村桶工亀吉代桂之助→御武具方酒井千左衛門様	明治元年辰10月	切紙・1通	へ12-34
鬼無里村桶工亀吉代桂之助金銭受取証文[覚](手桶1荷輪替代等につき) 鬼無里村桶工亀吉代桂之助→御武具方酒井千左衛門様	(明治元年)辰10月朔日	切紙・1通	へ12-35
御製人直八金銭受取証文[覚](蒔代等につき) 御製人直八→酒井千左衛門殿	明治元年辰11月	豎紙・1通	へ12-36
荒神町栄助金銭受取証文[覚](灰買上代につき) 荒神町栄助→御武具方御役所	明治元年辰10月	豎紙・1通	へ12-37
下祖山村鑄掛屋邦作金銭受取証文(釜鑄掛代につき) 下祖山村鑄掛屋邦作→硝石御掛り酒井千左衛門様	明治2年巳3月	切紙・1通	へ12-38
梅小村下組名主喜平治等二名金銭受取証文[覚](寄灰代につき) 梅小村下組名主喜平治他2名→硝石方御掛り酒井千左衛門殿 虫損あり	明治元年巳2月	豎紙・1通	へ12-39
荒神町栄助金銭受取証文(灰代につき) 荒神町栄助→硝石方御元分北村団之丞様	明治元年辰12月	切紙・1通	へ12-40
追通村太之助金銭受取証文[覚](上灰代につき) 追通村太之助→硝石方御掛り酒井千左衛門様	明治2年巳2月	豎紙・1通	へ12-41
栃原村西条組名主七左衛門金銭受取証文[覚](寄灰代につき) 栃原村西条組名主七左衛門→硝石方御掛り酒井千左衛門殿	明治2年巳2月	豎紙・1通	へ12-42
栃原村名主十左衛門金銭受取証文[覚](寄灰品々代につき) 栃原村名主十左衛門→硝石方御掛り酒井千左衛門殿	明治2年巳2月	豎紙・1通	へ12-43
志垣村名主九右衛門他二名金銭受取証文[覚](硝石御用製寄灰品九代につき) 志垣村名主九右衛門・組頭三治郎・長百姓長三郎→硝石方御掛り酒井千左衛門殿	明治2年巳2月	豎紙・1通	へ12-44
上祖山村名主忠兵衛他二名金銭受取証文[覚](硝石御用製寄灰代料につき) 上祖山村名主忠兵衛・組頭四郎兵衛・長百姓新十郎→硝石方御掛り酒井千左衛門殿	明治2年巳2月	豎紙・1通	へ12-45
日影村名主勇藏金銭受取証文[覚](寄灰代等につき) 日影村名主勇藏・組頭民重郎→硝石御掛り酒井千左衛門様	明治2年巳2月	豎紙・1通	へ12-46
鬼無里村名主代桂之助金銭受取証文[覚](寄灰代等につき) 鬼無里村名主代桂之助→酒井千左衛門殿	明治2年巳2月	豎紙・1通	へ12-47

52 藩政・松代庁／番方／硝石方・武庫方より硝石製造道具・材料費村々受取

追通村名主孫右衛門金銭受取証文[覚](上灰・中灰代につき) 追通村名主孫右衛門→硝石方御掛り酒井千左衛門殿	明治2年巳2月	縦紙・1通	へ12-48
地京原村下組名主政之丞他二名金銭受取証文[覚](寄灰代料賃共につき) 地京原村下組名主政之丞・組頭徳兵衛・長百姓清之丞→硝石方御懸り酒井千左衛門殿	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ12-49
青木村名主孫兵衛他三名金銭受取証文[覚](硝石御用製寄灰品々代料につき) 青木村名主孫兵衛・同断伊平太・組頭藤左衛門他1名→硝石御掛り酒井千左衛門殿	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ12-50
奈良井村名主平左衛門他四名金銭受取証文[覚](寄灰代料につき) 奈良井村名主平左衛門・組頭仲右衛門・同断惣五郎他2名→硝石方御懸り酒井千左衛門殿	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ12-51
中条村龍右衛門他二名金銭受取証文[覚](寄灰代料につき) 中条村龍右衛門・弥惣太・東作→硝石方御懸り酒井千左衛門殿	明治2年巳4月	縦紙・1通	へ12-52
専納村名主源左衛門他三名金銭受取証文[覚](寄灰代料につき) 専納村名主源左衛門・組頭富吉・同勝右衛門他1名→硝石方御掛り酒井千左衛門殿	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ12-53
志垣村甚三郎金銭受取証文[覚](真木10棚代につき) 志垣村甚三郎→硝石方御懸り酒井千左衛門殿	明治元年辰10月	縦紙・1通	へ12-54
追通村伝右衛門金銭受取証文[覚](真木10棚駄賃につき) 追通村伝右衛門→御武器方硝石掛り酒井千左衛門様	明治2年巳2月	縦紙・1通	へ12-55
追通村太之助金銭受取証文[覚](真木14棚切代につき) 追通村太之助→酒井千左衛門殿	明治2年巳2月	縦紙・1通	へ12-56
追通村太之助金銭受取証文[覚](雑真木2棚代につき) 追通村太之助→酒井千左衛門殿	明治2年巳2月	縦紙・1通	へ12-57
追通村名主七左衛門金銭受取証文(真木代につき) 追通村名主七左衛門→御武器方硝石御掛り酒井千左衛門殿	明治2年巳2月	縦紙・1通	へ12-58
上祖山村源治郎金銭受取証文[覚](雑真木代につき) 上祖山村源治郎→酒井千左衛門殿	明治2年巳2月	縦紙・1通	へ12-59
追通村木主吉兵衛金銭受取証文[覚](真木代につき) 追通村木主吉兵衛→御武器方硝石御掛り宮入半左衛門様	明治2年巳正月	縦紙・1通	へ12-60
追通村名主七左衛門他三名用状[覚](元土140本半代につき) 追通村名主七左衛門・組頭清左衛門・長百姓義兵衛他1名→御武器方硝石御掛り酒井千左衛門様	明治2年巳2月	縦紙・1通	へ12-61
追通村名主七左衛門他二名金銭受取証文[覚](御賄料につき) 追通村名主七左衛門・組頭清左	明治2年巳2月	縦紙・1通	へ12-62

衛門・長百姓義兵衛→硝石方御掛り酒井千左衛門様 追通村名主七左衛門他一名金銭受取証文(紙代につき) 追通村名主七左衛門・頭立伝右衛門→御武具方御掛り酒井小左衛門様	明治2年巳2月	縦紙・1通	へ12-63
元硝石製御仲間直八金銭受取証文[覚](硝石製御手当・雑用共下金につき) 元硝石製御仲間直八→北村団之丞殿・宮入半左衛門殿	明治2年巳11月	縦継紙・1通	へ12-64
追通村長百姓七左衛門金銭受取証文[覚](雑真木代につき) 追通村長百姓七左衛門→御武具方硝石御掛り宮入半左衛門様	明治2年巳10月	縦紙・1通	へ12-65
追通村善右衛門金銭受取証文[覚](真木買上代につき) 追通村善右衛門→硝石方御元分宮入半左衛門様	明治2年巳11月	縦紙・1通	へ12-66
追通村棟吉金銭受取証文[覚](真木代につき) 追通村棟吉→御武具方硝石御懸り宮入半左衛門様	(明治2年)巳10月7日	縦紙・1通	へ12-67
追通村棟吉金銭受取証文[覚](上灰代につき) 追通村棟吉→硝石御懸り宮入半左衛門様	(明治2年)巳11月	縦紙・1通	へ12-68
追通村名主孫右衛門金銭受取証文[覚](御出役様賄料につき) 追通村名主孫右衛門→硝石御掛り宮入半左衛門様 虫損あり	明治2年巳10月	縦紙・1通	へ12-69
追通村名主孫右衛門金銭受取証文[覚](硝石御製場手当金につき) 追通村名主孫右衛門・組頭治郎兵衛・長百姓七左衛門→硝石御掛り宮入半左衛門様 虫損あり	明治2年巳10月	縦紙・1通	へ12-70
追通村名主孫右衛門他二名用状[覚](元土69本代につき) 追通村名主孫右衛門・組頭七左衛門・長百姓治郎兵衛→硝石方御元メ宮入半左衛門様	明治2年巳10月	縦紙・1通	へ12-71
追通村組頭治郎兵衛金銭受取証文[覚](小判2状代につき) 追通村組頭治郎兵衛→御武方御元メ宮入半左衛門様	明治2年巳10月	縦切紙・1通	へ12-72
追通村善右衛門金銭受取証文[覚](吠9ツ代につき) 追通村善右衛門→硝石方御元メ宮入半左衛門様 虫損あり	明治2年巳10月	縦切紙・1通	へ12-73
硝石方御仲間惣作金銭受取証文[覚](硝石製手当・賃金雑用金につき) 硝石方御仲間惣作→北村団之丞殿・宮入半左衛門殿	明治2年巳12月	縦継紙・1通	へ12-74
上屋村京田組名主仙右衛門他一名金銭受取証文[覚](硝石製道具送り駄賃につき) 上屋村京田組名主仙右衛門・長百姓弥吉→硝石方御元メ宮入半左衛門様 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ12-75
廣瀬組上組名主七右衛門他二名金銭受取証文[覚](硝石製道具送り駄賃につき) 廣瀬組上組名主七右衛門・組頭□□衛門・長百姓甚四郎→硝石方御元メ宮入半左衛門様 虫損あり	明治3年午4月	縦切紙・1通	へ12-76
入山村影山組名主廣吉他一名金銭受取証文	明治3年午4月	縦紙・1通	へ12-77

52 藩政・松代庁／番方／硝石方・武庫方より硝石製造道具・材料費村々受取

[覚](硝石製造具運送駄賃につき) 入山村影山組名主廣吉・長百姓喜代吉→硝石方御元ノ宮入半左衛門様 虫損あり			
栃原村平組名主源兵衛他二名金銭受取証文 [覚](硝石道具送り駄賃につき) 栃原村平組名主源兵衛・組頭仁右衛門・長百姓十左衛門→硝石方御元ノ宮入半左衛門様 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ12-78
後町村名主後見鈴木八兵衛他三名金銭受取証文[覚](追通村硝石製入用寄灰代金等につき) 後町村名主後見鈴木八兵衛・組頭鶴見重兵衛・同断山田喜兵衛他1名→硝石方御元ノ宮入半左衛門様 虫損あり	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ12-79
追通村名主□七他二名金銭受取証文[覚](製硝石送り駄賃につき) 追通村名主□七・組頭治郎兵衛・長百姓孫右衛門→硝石方御元ノ宮入半左衛門様 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ12-80
志垣村名主九右衛門他二名金銭受取証文[覚](追通村製硝石・入用灰等送り駄賃につき) 志垣村名主九右衛門・組頭三治郎・長百姓長三郎→硝石方御元ノ宮入半左衛門様 虫損あり	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ12-81
下祖山村名主米蔵他二名金銭受取証文[覚](追通村製硝石・入用灰等送り駄賃につき) 下祖山村名主米蔵・組頭惣左衛門・長百姓喜藤太→硝石方御元ノ宮入半左衛門様 虫損あり	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ12-82
小鍋村中組名主市郎左衛門他一名金銭受取証文[覚](追通村硝石製入用灰継送り駄賃につき) 小鍋村中組名主市郎左衛門・作右衛門→硝石方御元ノ宮入半左衛門様 虫損あり	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ12-83
山田中村名主弥兵衛他三名金銭受取証文[覚](追通村製硝石・入用灰等送り駄賃につき) 山田中村名主弥兵衛・同断利右衛門・組頭喜兵衛他1名→硝石方御元ノ宮入半左衛門様 虫損あり	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ12-84
茂曾村名主豊治他二名金銭受取証文[覚](追通村硝石製入用灰継送り駄賃につき) 茂曾村名主豊治・組頭利兵衛・長百姓文三郎→硝石方御元ノ宮入半左衛門様 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ12-85
腰村名主久左衛門他三名金銭受取証文[覚](追通村硝石製入用寄灰並びに運送につき) 腰村名主久左衛門・組頭惣右衛門・同断平右衛門他1名→硝石方御元ノ宮入半左衛門様 虫損あり	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ12-86
妻科村名主徳武与市他四名金銭受取証文[覚](追通村硝石製入用寄灰・運送並びに駄賃等につき) 妻科村名主徳武与市・組頭政右衛門・同断利□□他2名→硝石方御元ノ宮入半左衛門様 虫損あり	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ12-87
吉窪村名主菊治他二名金銭受取証文[覚](追通	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ12-88

村製硝石・入用灰並びに運送賃等につき) 吉窪村名主菊治・組頭離惣太・長百姓清治郎→硝石方御元ノ宮入半左衛門様 虫損あり			
小市村名主龍蔵他二名金銭受取証文[覚](追通村製硝石・灰継送り駄賃共につき) 小市村名主龍蔵・組頭宗三郎・長百姓半之輔→硝石方御元ノ宮入半左衛門様 虫損あり	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ12-89
小市村名主龍蔵他二名金銭受取証文[覚](追通村硝石製入料寄灰代並びに運送駄賃等につき) 小市村名主龍蔵・組頭宗三郎・長百姓半之輔→硝石方御元ノ宮入半左衛門様 虫損あり	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ12-90
小松原村名主嘉兵他四名金銭受取証文[覚](追通村製硝石・灰継送り駄賃寄灰代賄料等につき) 小松原村名主嘉兵・組頭作治・同甚平・長百姓駒治他1名→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ12-91
四ツ屋村名主惣太郎他二名金銭受取証文[覚](追通村製硝石運送駄賃並びに賄料共につき) 四ツ屋村名主惣太郎・組頭多左衛門・長百姓中澤弥七郎→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ12-92
原村名主高野儀右衛門他二名金銭受取証文[覚](追通村製硝石並びに灰運送駄賃等につき) 原村名主高野儀右衛門・組頭喜七・長百姓小泉彦市→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ12-93
小森村名主五左衛門他三名金銭受取証文[覚](追通村製硝石並びに灰運送駄賃等につき) 小森村名主五左衛門・組頭宮澤恒佐・長百姓常八他1名→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ12-94
伴織之進金銭受取証文[覚](追通村硝石製入用灰運送駄賃金につき) 伴織之進→武庫御役所	明治3年午4月	縦紙・1通	へ12-95
(硝石方灰代等金銭受取証文綴 慶応4年7月～明治6年10月)		21点	へ13
[証文之通 ノ金八百弍拾五両壹分拾匁七分三厘](表紙) 御武庫方硝石合業製方→ - へ13の表紙		縦切紙・1通	へ13-1
(保科村・隣村・沓野村入料勘定帳へ引合につき) 矢野倉謙兵衛・小幡茂義→ -	明治6年酉10月	縦継紙・1通	へ13-2
保科村名主常八郎金銭受取証文[覚](元土・灰代につき) 保科村名主常八郎→硝石方御元ノ北村団之丞様	慶応4年辰7月	縦紙・1通	へ13-3
保科村名主常八郎金銭受取証文[覚](灰代につき) 保科村名主常八郎→硝石方御元ノ北村団之丞様	慶応4年辰9月	縦紙・1通	へ13-4
保科村角之助金銭受取証文[覚](真木代につき) 保科村角之助→硝石方御元ノ北村団之丞様	慶応4年辰7月	縦紙・1通	へ13-5
保科村文之丞金銭受取証文[覚](真木代につ	明治元年辰10月	縦切紙・1通	へ13-6

52 藩政・松代庁／番方／硝石方・武庫方より硝石製造道具・材料費村々受取

き) 保科村文之丞→硝石方御元ノ北村団之丞様			
高井郡花見村三九郎他一名金銭受取証文[覚] (製人・手伝職等入料につき) 高井郡花見村 三九郎・斧右衛門→硝石方御元ノ北村団之丞様	明治元年辰10月	縦継紙・1通	へ13-7
保科村名主常八郎金銭受取証文[覚](製所家 賃・藁代等につき) 保科村名主常八郎→硝石方 御元ノ北村団之丞様 破損大	慶応4年辰9月	縦継紙・1通	へ13-8
中町ふしや與兵衛金銭受取証文[覚](大盃代に つき) 中町ふしや與兵衛→北村団之丞様	(明治4年)未4月	横切継紙・1通	へ13-9
硝石製御仲間惣作金銭受取証文[覚](保科村・ 隣村床下土見分手当金につき) 硝石製御仲間 惣作→北村団之丞殿・宮入半左衛門殿	明治元年辰12月	縦紙・1通	へ13-10
小出村名主政木吉三郎金銭受取証文[覚](出役 様賄手当につき) 小出村名主政木吉三郎・組頭 治右衛門・長百姓徳右衛門→御武具方御役所	明治元年辰10月	縦紙・1通	へ13-11
東川田村名主彦藏他二名金銭受取証文[覚](出 役様賄手当につき) 東川田村名主彦藏・組頭徳 右衛門・長百姓岡村庄作→御武具方御役所	明治元年辰10月20日	縦紙・1通	へ13-12
町川田村名主富八他三名金銭受取証文[覚](出 役様賄当充につき) 町川田村名主富八・組頭彦 兵衛・同断彦治他1名→御武具方御役所	明治元年辰10月20日	縦紙・1通	へ13-13
沓野村名主市兵衛他三名金銭受取証文[覚](造 硝小屋地所手当金につき) 沓野村名主市兵衛・ 組頭友藏・長百姓児玉文藏他1名→御武具方御役所	慶応3年卯12月	縦紙・1通	へ13-14
沓野村名主市兵衛他三名金銭受取証文[覚](造 硝小屋地所手当金につき) 沓野村名主市兵衛・ 組頭友藏・長百姓児玉文藏他1名→御武具方御役所	明治元年辰極月	縦紙・1通	へ13-15
沓野村名主市兵衛他三名金銭受取証文[覚](造 硝小屋地所手当金につき) 沓野村名主市兵衛・ 組頭友藏・長百姓児玉文藏他1名→御武庫方御役所 虫損あり	明治2年巳12月	縦紙・1通	へ13-16
福島村長百姓塚田音八金銭受取証文[覚](賄料 につき) 福島村長百姓塚田音八→硝石方御元ノ北 村団之丞様	明治4年未4月22日	縦紙・1通	へ13-17
沓野村惣代山本喜藤二金銭受取証文[覚](賄手 充につき) 沓野村惣代山本喜藤二→御武庫方御 役所 虫損あり	明治4年未4月	縦紙・1通	へ13-18
御仲間惣作金銭受取証文(沓野村造硝小屋見分 出役手当につき) 御仲間惣作→北村団之丞殿・ 宮入半左衛門殿 虫損あり	明治2年巳12月	縦紙・1通	へ13-19
小布施村名主鶴田栄之助他二名金銭受取証文 [覚](賄銀につき) 小布施村名主鶴田栄之助・組 頭関谷甚兵衛・長百姓小林嘉四良→硝石方御元ノ北 村団之丞様 虫損あり	明治4年未5月15日	縦紙・1通	へ13-20
名主竹節安吉他三名金銭受取証文[覚](造硝小	明治4年未4月	縦紙・1通	へ13-21

屋地所手当金につき) 名主竹節安吉・組頭佐藤
喜惣二・長百姓黒岩市兵衛他1名→御武庫方御役所

53 松代庁／番方／松代藩兵隊交代の新潟県庁通牒・帰藩届 政事所

新潟県庁仰渡書(大垣藩兵と交代につき) 新潟県 庁→松代藩兵隊	4月5日	横切紙・1通	へ124
(端裏書)[帰藩二付新潟県并水原局江御届差出候 写](新潟戌守差免関係史料写)	(明治3年)庚午5月	横切継紙・1通	へ126

54 松代庁／番方／武庫方運営上申・伺い並びに用状 番方役所

(武庫方・軍事方関係書類一括 明治4年2月～11 月) 包紙一括、品々書類関係、欠年あり、他に散逸書類 袋ありカ		23点	へ205
[御当用品々書類 二月 四月 七月 十月 十一月迄メ](封筒) 武庫→	明治4年辛未	包紙・1点	へ205-1
(武庫方・軍事掛関係書類綴 明治4年2月～11 月)		22点	へ205-2
(武庫司事関連書類綴 明治4年2月～11月)		3点	へ205-2-1
庁掌申上書(三ッ道具・6尺棒2本を引払のため 引渡につき) 庁掌→武庫司事様	(明治4年)11月3日	横切紙・1通	へ205-2-1-1
武庫司事取調書[人員ノ取調](武庫司事5人等 12人につき) 武庫司事→	(明治4年)辛未11月17 日	横切継紙・1通	へ205-2-1-2
武庫司事伺書并軍事掛廻返状(休暇の有無と通 達担当につき並びに休暇通達を取紛落とし た詫と今後は相違なき旨) 軍事掛→武庫司事	(明治4年)辛未11月20 日	横切継紙・1通	へ205-2-1-3
河原権大参事指図書(根井小右衛門の火縄20半 拝借の旨取計願につき) 河原権大参事→武庫 司事	(明治4年)2月21日	横切継紙・1通	へ205-2-2
営繕司伺書并軍監貼紙朱印[去ル辰年於長岡表 焼失之御道具御払切之義伺](下筋出張支配 の者御預り御道具の内長岡表において焼失 の分御払切されたき旨並びに了承の旨) 営 繕司→ 貼紙[辛未二月六日□殿御聞済]	(明治4年)未2月	横切紙・1通	へ205-2-3
某用状[辛未四月廿七日御庫内発砲一件](明治 3庚午年11月25日騒動の節御渡筒武庫内にて 砲発につき)	(明治4年)	横切継紙・1通	へ205-2-4
[御賞典一件](御賞典不可の件次三男・支配ま で申通につき)	明治4年辛未6月	横切継紙・1通	へ205-2-5

54 松代庁／番方／武庫方運営上申・伺い並びに用状

某用状[御賞典一件](不本意ながら賞典渡方の遅延にて当3月18日より手形札にて支給につき)	明治4年辛未6月	横切継紙・1通	へ205-2-6
武庫司事指図書(支配の小頭等の内で卒に入れる人員の取調につき) 武庫司事→-	明治4年辛未8月25日	横切継紙・1通	へ205-2-7
武庫司事指図書(諸上納・払金を松代藩札相場割合を用い、金2分以上本金へ掛り歩増につき) 武庫司事→-	明治4年辛未8月25日	横切紙・1通	へ205-2-8
某用状(八坂大神県察につき28日より29日に県幣使出庁が済まで重軽脇の者・僧尼の輩出庁をはばかるべき旨)	明治4年辛未8月	横切継紙・1通	へ205-2-9
(武庫司事等関連書類綴 明治4年10月)		5点	へ205-2-10
軍事掛申上書(別帳の内で印付の分引渡落手の旨) 軍事掛→(矢野倉)謙兵衛様	(明治4年)10月3日	横切継紙・1通	へ205-2-10-1
樋口幟之助申上書(学軍両局のことについて、庶務から等の官へ支給のため学軍局の帳面を持参・兵隊の官員へ提出につき) (樋口)幟之助→-	(明治4年)辛未10月4日	横切継紙・1通	へ205-2-10-2
謙兵衛伺書并賦事職事掛等勘返状(病気中の休日数につき伺並びに休暇日4ヵ目御届につき) 徳兵衛→職事掛様・大属様・権大属様	(明治4年)10月8日	横切継紙・1通	へ205-2-10-3
柘植彦六申上書(別紙の通り71両を和田耕造へ払下げるよう決したので取計願につき) (柘植)彦六→武庫司事様 鉛筆書、端裏年代のみ筆書	(明治4年)辛未10月17日	横切継紙・1通	へ205-2-10-4
矢野倉謙兵衛申上書並金一郎勘返状(別帳東京へ提出のため取調の上見込提出等につき) (矢野倉)謙兵衛→金一郎様	(明治4年)辛未10月19日	横切継紙・1通	へ205-2-10-5
(武庫司事関連書類綴 明治4年2月～10月)		6点	へ205-2-11
宮島嘉織申上書(御処御手附当へ賞典を下される旨委細承知につき) (宮島)嘉織→(矢野倉)謙兵衛様	(明治4年)辛未2月2日	横切継紙・1通	へ205-2-11-1
御目見席連名願書[一生一代御目見席歎願書写](御目見席を御徒士席同様の取扱願につき) 御目見席連名→-	(明治4年)辛2月	横切継紙・1通	へ205-2-11-2
伊勢町石合周左衛門届書[記](脇差1振提出につき) 伊勢町石合周左衛門→御武庫庶務方御役所	明治4年辛未7月18日	横切継紙・1通	へ205-2-11-3
武庫司事伺書[合薬干台并附属之品々御新調之義別紙御済伺](去午閏10月13日の伺未了承ため再考慮願につき) 武庫司事→-	(明治4年)2月27日	横切継紙・1通	へ205-2-11-4
某用状[覚](合薬干台10挺等4筆代銀1貫425匁9分につき)	(明治4年)	横切継紙・1通	へ205-2-11-5
大久保量左衛門願書[去閏十月中合薬干台御積申上候写](木綿5尺4分1枚等5筆代銀175匁6)	(明治4年)未2月	横切継紙・1通	へ205-2-11-6

分去閏10月見積に当時の値段付記につき) 大久保量左衛門→ -			
(武庫方関係書類一括) 包紙一括、品々書類関係、欠 年あり、他に散逸書類袋ありカ		52点	へ206
[御当用不抱品々書類](包紙) 武庫→ -	(明治4年)2月	包紙・1点	へ206-1
(武庫方関係書類綴)	(明治4年)	47点	へ206-2
柘植彦六見積書[摩軋管代料調](摩擦火管千本 代銀1貫200匁につき) (柘植)彦六→(矢野倉)謙 一郎様 鉛筆書	(明治4年)9月17日	横切継紙・1通	へ206-2-1
謙一郎伺書并柘植彦六勘返状(金児氏のシヤス ツポ銃の返上につき並びに見本銃のため返 上の旨) (矢野倉)謙一郎→(柘植)彦六様 勘返状 は鉛筆書	(明治4年)8月4日	横切継紙・1通	へ206-2-2
中津平左衛門申上書[御尋ニ付申上候](兵器元 知事様引分の大分大参事以下事務取扱の旨返 答につき) 中津平左衛門→ - 下ケ札あり	(明治4年)辛未7月	横切継紙・1通	へ206-2-3
中津平左衛門申上書(御武器帳は安政5年御一 洗以来載除していないので金穀兵器等総計 取調引渡のための元帳には成りかねにつき) 中津平左衛門→ -	(明治4年)辛未7月	横切継紙・1通	へ206-2-4
(武庫司事関連書類綴)		12点	へ206-2-5
矢野倉謙兵衛申上書并小幡全一郎他一名勘返 状[廻章](硝石合薬武器拵頭取4人の内真嶋・ 岩真の両拵頭取助等に元メ団之丞・半左衛門 兩人をつけた願並びに相違なき旨) (矢野 倉)謙兵衛→(小幡)全一郎様・(小野)熊男様 下ケ札 あり	(明治4年)10月7日	横切継紙・1通	へ206-2-5-1
矢野倉謙兵衛願書并小野熊男勘返状(今日小野 氏へ慶沢氏一同の引取参上の可否、差支があ れば明後2日に引取度旨伺並びに明後2日引 取しかるべき旨) (矢野倉)謙兵衛→(小野)熊男 様 端裏に矢野倉「改名仕候」	(明治4年)9月晦日	横切継紙・1通	へ206-2-5-2
矢野倉謙兵衛願書并小幡全一郎勘返状(今日小 野氏へ引取参上の可否、小野氏の差支があれ ば明後2日に罷り越したいと両様の伺並びに 見込もないのでよろしく取り計らうべき旨) (矢野倉)謙兵衛→(小幡)全一郎様	(明治4年)9月晦日	横切継紙・1通	へ206-2-5-3
小幡全一郎伺書(病気により出勤できず長左衛 門権大参事から申聞一条、諸向人減の御取調 につき一生一代の2人は減らさないよう願) (小幡)全一郎→(矢野倉)謙兵衛様・(菅沼)柳三様	(明治4年)9月晦日	横切継紙・1通	へ206-2-5-4
小幡全一郎伺書(器械製造所・火工所の合併に より本局官が兼用で勤めることを伺の上指 令につき) (小幡)全一郎→御同職様	(明治4年)9月7日	横切継紙・1通	へ206-2-5-5

54 松代庁／番方／武庫方運営上申・伺い並びに用状

矢野倉謙兵衛申上書并小幡全一郎勘返状(火工所は小沢氏へは近々明けるように伝えるので半左衛門・東作に伝言の旨、当局使定儀のため明後日目見のことにつき、附属目附替の件、並びに委細任せる旨) (矢野倉)謙兵衛→(小幡)全一郎様	(明治4年)10月5日	横切継紙・1通	へ206-2-5-6
矢野倉謙兵衛申上書并小幡全一郎勘返状(休暇を除き11日目に届のところ以来は所労3日銀4ツ免廻章のとおり取計の旨等5件並びに御面倒恐れ入る旨等) (矢野倉)謙兵衛→(小幡)全一郎様	(明治4年)	横切継紙・1通	へ206-2-5-7
矢野倉謙兵衛申上書并小幡全一郎勘返状(火工所について長谷川殿に伺ったところ尊君への通じ方について長谷川か役方かの両様のうち評議のうえ仰渡され、御手職共は軍事拵で申儀すべき旨等6件並びに御面倒恐れ入る旨等) (矢野倉)謙兵衛→(小幡)全一郎様	(明治4年)10月7日	横切継紙・1通	へ206-2-5-8
矢野倉謙三郎申上書并熊男勘返状(昨日7日休につき御内覧の上御伏膝なき願並びに宜しく取り計らうべき旨) (矢野倉)謙兵衛→(小野)熊男様	(明治4年)10月7日	横切継紙・1通	へ206-2-5-9
矢野倉謙三郎并熊男勘返状(火工所につき先夜相談の通り御職の方へ御伏膝なき並びに同意の旨) (矢野倉)謙兵衛→(小野)熊男様	(明治4年)10月5日	横切継紙・1通	へ206-2-5-10
某用状[器械製造火工掛り](四ツ谷保谷豫一郎等11名書上)	(明治4年)	横切継紙・1通	へ206-2-5-11
某用状(大砲鋳物師・銃工・銃工台師・鉄砲物師・器械調物師・大小銃器械塗工師・喇叭師人名書上)	(明治4年)	横長半・1冊	へ206-2-5-12
(武庫司事関連書類綴 明治元年～明治4年4月)		6点	へ206-2-6
中村才太郎申上書[鈴木啓一郎鉄砲之義ニ付取合中村才太郎より申来](龍泉寺熊太郎頼により伺につき) 中村才太郎→矢野倉謙兵衛様	(明治4年)2月23日	横切継紙・1通	へ206-2-6-1
某用状[御内見可被成下候](古岩権四郎への先頃の内意の件につき)	(明治4年)11月15日	横切継紙・1通	へ206-2-6-2
愛之介申上書[宮入三治取扱記](辰年5月15日より10月16日まで御手附助出勤日数につき) 宮入三治郎取扱組愛之介→	(明治4年)4月13日	横切紙・1通	へ206-2-6-3
矢野倉謙一郎申上書[松代殿一年中御武具方手附助](落合喜左衛門組西條村元五郎等9名名面書) 矢野倉謙一郎→割番所	(明治4年)3月12日	横切継紙・1通	へ206-2-6-4
(明治元辰年4月～11月、調役助松村半次郎等8名の勤務記録) 下ケ札あり	明治元年	横切継紙・1通	へ206-2-6-5

御安口綿貫作治郎申上書[御尋付以書付申上候](当正月下向古岩権四郎から宇六郎附御筒其外品々の御払のため買取相違につき) 御安口綿貫作治郎→武庫方御役所 端裏書「御安口綿貫作治郎」	(明治4年)未2月6日	横切紙・1通	へ206-2-6-6
(武庫方関連書類綴)		4点	へ206-2-7
矢野求馬申上書[元手附助宮入三治取拵故愛之助内穿鑿書明治辛未年六月九日軍事拵矢野氏分相廻候](愛之助の去辰年の短刀売払届について穿鑿につき) 下ケ札あり	(明治4年)未6月	横切継紙・1通	へ206-2-7-1
小池屋作次郎申上書[御尋ニ付以書取奉申上候](古岩権四郎様から中短銃御払につき代金を官札で3両購入並びに隣家熊太郎へ4両2分にて売却につき) 小池屋作次郎→武庫方御役所 端裏書「辛未二月廿四日鈴慶ミニー鉄砲、御安口綿貫作治郎」	2月24日	横切紙・1通	へ206-2-7-2
北村熊太申上書[御尋ニ付以書付申上候](鈴木慶一郎から小池屋作治郎方の短銃1挺を購入につき) 北村熊太郎→武庫方御役所 端裏書「辛未二月廿四日鈴慶ミニー鉄砲、御安口北村熊太郎」	未2月24日	横切紙・1通	へ206-2-7-3
主簿申上書(鈴木慶一郎が明治元年に取調役の勤中に合薬・雷管等を多く持ち出して子供へ与えたこと等愛之助風説につき) 主簿→-	(明治4年)辛未6月	横長半・1冊	へ206-2-7-4
(武庫方関連書類綴)		4点	へ206-2-8
清申上書[御請](太鼓代料金札4両2分を玉川氏へ廻した旨、三村氏御勤役中よりとんだ目にあったにつき) 清→-	4月12日	横切継紙・1通	へ206-2-8-1
某用状(ミニー銃1挺見積につき)		切紙・1通	へ206-2-8-2
銃工山口近蔵見積書[覚](ミニー銃御買上御入料凡積等4筆代金80両2分2朱84文につき) 銃工山口近蔵→御武庫方御役所	6月	横切継紙・1通	へ206-2-8-3
某用状[覚](御陣笠51等106匁3分5厘につき)	6月27日	横切紙・1通	へ206-2-8-4
(武庫司事関連書類綴)		8点	へ206-2-9
(助長・助長補・下士長席順別給料書上)		横切継紙・1通	へ206-2-9-1
副衛士補願書(御用意を頼んだ常備4小隊と外8小隊と1分隊の凡60人ずつについて委細は下士長より取調申上げる旨) 副衛士補→武庫司事様	8月24日	横切継紙・1通	へ206-2-9-2
(予備銃・弾薬等の見積雛形)	(明治4年)辛未8月24日	横切紙・1通	へ206-2-9-3
(兵隊13小隊の人員780人・銃780挺等につき) 端裏書「老辛未八月廿四日[]調」	(明治4年)辛未8月	横切紙・1通	へ206-2-9-4
(兵隊13小隊の人員905人・銃905挺につき) 端裏書「三辛未八月廿□日[]調」		横切紙・1通	へ206-2-9-5

54 松代庁／番方／武庫方運営上申・伺い並びに用状

(長・中・極短施條銃295挺につき) 端裏書「大銃 []調」		横切紙・1通	へ206-2-9-6
(中・長・極短盤條銃の書上)		横切紙・1通	へ206-2-9-7
某用状(雷火胴乱・散兵胴乱書上) 端裏書「式辛 未八月廿四日、鉄□儀胴乱渡」		横切紙・1通	へ206-2-9-8
(武庫司事関連書類綴)		3点	へ206-2-10
新七申上書(過日に問い合わせのあった元松平 左京大夫様御家来渡辺氏へ下された喇叭の 手扣の詮議は別紙書抜の通りの旨) 新七→ (矢野倉)謙一郎様	9月29日	横切紙・1通	へ206-2-10-1
渡辺詮次郎申上書(東京表から両度45挺取寄の 内渡辺氏へ1挺下され、残り44挺は御武具方 へ引渡、1挺引渡の科は此表で新規出来につ き) 松平左京大夫様御家来渡辺詮次郎→ -	已7月18日	横切紙・1通	へ206-2-10-2
[御勝手方日記書抜](明治2已7月15日、西条様 御家来渡辺詮次郎へ御暇につき銀15匁・喇叭 1口下付につき)		横切紙・1通	へ206-2-10-3
(武庫司事関連書類綴)		6点	へ206-2-11
浅右衛門申上書(御馬具一条の相談のため来宅 願につき) 浅右衛門→(矢野倉)謙一郎様		横切紙・1通	へ206-2-11-1
六蔵願上書(御鞍鐙の引き渡しのため御支配の 者をよこし、御印紙持参してくれるよう願) 六蔵→(矢野倉)謙一郎様	8月26日	横切紙・1通	へ206-2-11-2
権右衛門申上書(双眼鏡下賜の仕法につき) 権 右衛門→(矢野倉)謙兵衛様	明治4年辛未5月21日	横切紙・1通	へ206-2-11-3
[御引越之節被進者御馬具覚](御鞍1口等23筆)		横長半・1冊	へ206-2-11-4
(付属品表)		切紙・1通	へ206-2-11-5
(兵器総計表)	明治4年辛未12月改正	切紙・1通	へ206-2-11-6
(武庫方関係書類綴)		4点	へ206-3
佐久間格郎願書[御内々奉願候](亡父修理が生 存中に武庫方より拝借していた御書物の返 却を延引につき) 佐久間格郎→ -		横切継紙・1通	へ206-3-1
佐久間格郎申上書(亡父存生中に借用した御書 物の返納のこと猶予が認められ感謝につき) (佐久間)格郎→(矢野倉)謙兵衛様	(明治4年)10月8日	切紙・1通	へ206-3-2
記事申上書(修理拝借の書物猶予願のみで外に 差し出していない旨御報につき) 記事→謙一 郎様	(明治4年)辛未10月22 日	横切継紙・1通	へ206-3-3
武庫属申上書[御書物引渡残取調](皇清経解6 帖佐久間修理等21筆) 武庫属→ -	(明治4年)辛未11月	横切継紙・1通	へ206-3-4
(武庫方関係書類一括 明治4年12月～5年10月) 包紙一括		横切継紙・1通	へ207

[御当用品々書類](包紙) 武庫→ -	明治5年壬申4・5・7月	包紙・1点	へ207-1
(武庫方関係書類綴 明治4年12月～5年10月)		34点	へ207-2
中俣一平申上書(東京において出来弾3種の負 数を凡でも申上るべき旨指令のところ覚束 なき旨) 中俣一平→矢野倉謙兵衛様	8月25日	横切紙・1通	へ207-2-1
根村熊五郎願書(元御鉄砲師近藤菊太郎・元御 鉄砲台師北村八百次について扶持頂戴につ き) 根村熊五郎→元武庫司	9月	横切継紙・1通	へ207-2-2
旧武庫司事申上書(元御雇求御鉄砲師の取計い 方につき) 旧武庫司事→根村熊太郎様	10月5日	横切継紙・1通	へ207-2-3
(武具奉行関連書類綴)		9点	へ207-2-4
根村重昌鉄砲見積書[拝演](元込銃・長短銃の 古物値段見積につき) 根村重昌→元武庫司	7月29日	横切継紙・1通	へ207-2-4-1
根村熊五郎馬具見積書[記](馬具5筆の古物値 段につき) 根村熊五郎→矢野倉謙兵衛様 朱書 で監督調値段を記	8月16日	横切継紙・1通	へ207-2-4-2
元武庫司事指図書(御雇御用中並びに勤中御扶 持下賜者名面取調書) 元武庫司事→元職事掛様	4月28日	横切継紙・1通	へ207-2-4-3
矢野倉謙兵衛申上書(山本与五郎の勤務永代雇 につき) (矢野倉)謙兵衛→(馬場)廣人様	4月15日	横切継紙・1通	へ207-2-4-4
矢野倉謙兵衛申上書并馬場廣人勘返状(元御役 方御雇手附6人の当時の雇用について伺並び に被免の旨) (矢野倉)謙兵衛→(馬場)廣人様	4月15日	横切紙・1通	へ207-2-4-5
某用状(青木繁三郎の一代研師免許につき) 青 木繁三郎が慶応2年から研師勤仕の旨の貼札	(明治4年)辛未12月11 日	横切紙・1通	へ207-2-4-6
山口総平申上書(□沢彦兵衛への御鉄砲官師任 命について不確定につき) 山口総平→山口彦 吉様	5月5日	横切紙・1通	へ207-2-4-7
某用状(慶応3卯年の鍛冶町与五郎の大小銅物 師・彫物師兼帯に関してにつき) 端書「明治五 壬申年五月三日、三井芳治郎方御日記書状□□ス」	明治5年壬申5月3日	横切継紙・1通	へ207-2-4-8
某用状[御書附覚](元治元年の8名の御雇に関 する書付書抜)		横長半・1冊	へ207-2-4-9
(武庫方関連書類綴)		4点	へ207-2-5
矢野倉謙兵衛伺書(村献金につき) 矢野倉謙兵 衛→玉川渡様	6月25日	横切継紙・1通	へ207-2-5-1
某用状(別紙庶務申立の鈴木惣五郎については 弁じ兼ねる旨等指示書)	(明治5年)壬申4月	横切継紙・1通	へ207-2-5-2
元武庫司指図書(大岡村宮原組吉兵衛奇特によ り弓・空穂・具足を御家扶持次第支給につき) 元武庫司→ -		横切継紙・1通	へ207-2-5-3
旧武庫方指図書(矢代村唐木銀三郎へ具足1領		横切継紙・1通	へ207-2-5-4

54 松代庁／番方／武庫方運営上申・伺い並びに用状

等28人へ支給につき) 旧武庫方→ -			
(鼠宿村関門引払関連書類綴 明治2年6月)		3点	へ207-2-6
玉川渡他一名指図書(鼠宿村関門引払の際に下 番10人の歎願の通り御鉄砲を下渡し30両を 内献上につき) 玉川渡・竹内小左衛門→鼠宿村関 門下番頭取左兵衛・下番利重・仁左衛門他7名	(明治2年)巳6月21日	横切継紙・1通	へ207-2-6-1
某指図書下書(鼠宿村左兵衛等9名について、関 所引払の際に御用を勤めたき旨の歎願によ り、臨時御用を勤めるべきにつき)	(明治2年)6月	横切継紙・1通	へ207-2-6-2
竹内小左衛門受取証文[覚](金30両、歎願の通 りの仰せのため冥加として内献上確かに預 置につき) 竹内小左衛門→鼠宿村左兵衛殿・七三 郎殿・彦弥殿	(明治2年)巳6月14日	横切紙・1通	へ207-2-6-3
(硝石・雷管等取調関連書類綴 明治5年5月～ 10月)		5点	へ207-2-7
某取調書[覚](硝石・鉛・合薬・管について凡取 調) 端裏書「硝石、鉛、合薬、管取調、壬申五月廿五日 山崎□□ス」	(明治5年)壬申5月25日	横切継紙・1通	へ207-2-7-1
某取調書[覚](13管等雷管についての取調につ き) 端裏朱筆「被下御□□七月廿九日調遣ス」		切紙・1通	へ207-2-7-2
某取調書[覚](両眼鏡5本等8筆) 端裏朱筆「壬申 八月五日□□」	(明治5年)壬申8月	横切継紙・1通	へ207-2-7-3
某取調書(御長柄143筋等9筆負数凡取調)	(明治5年)壬申10月	横切継紙・1通	へ207-2-7-4
某取調書[覚](飛口6本等3筆取調)	(明治5年)壬申10月	横切紙・1通	へ207-2-7-5
(武具奉行関連書類綴)		10点	へ207-2-8
某申上書(監督職掌等4件含み置くべきにつき) 端書「御内扱御一覽後御火中」		横切継紙・1通	へ207-2-8-1
小幡全一郎申上書(母親持病のため看病したい ので見合を願たき旨、所労3日限りだが今は 如何になっているかの伺等につき) (小幡)全一 郎→(矢野倉)謙兵衛様	5月6日	横切継紙・1通	へ207-2-8-2
某申上書(雷火銃焼筒49挺、岩松寅松献上筒の 内類焼のため鉄物不足の分につき) 端裏書「 岩村寅松相献上品之内五月十五日壬申五月廿七日調 長国方火事之節行内筋類焼ニ付焼ル」	5月27日	横切紙・1通	へ207-2-8-3
小山田久米申上書(雷火管は此方では置場がな いのでか、井方へ送るよう願、また先頃の取 込弾薬預りもか、井へ送りたい旨) (小山 田)久米→(矢野倉)謙兵衛様	6月3日	横切継紙・1通	へ207-2-8-4
藤井浅右衛門用状(大砲・合薬当今の1斤御払代 料の問い合わせにつき) (藤井)浅右衛門→(矢 野倉)謙兵衛様	7月29日	横切紙・1通	へ207-2-8-5
中俣一平申上書(別紙で品々代料の書入を差上	7月29日	横切紙・1通	へ207-2-8-6

げるよう指示につき) 中俣一平→元武庫司事様 (雷管2筆、6万1千677粒) [覚](元込銃15挺等6筆) (16発弾薬等3筆) (16発1挺等10筆) 端書「御手銃御張参込調壬申六月 三日御家扶分相廻ル」 (武庫方関係書類綴 文政7年3月～明治5年8 月) (武具奉行関連書類綴)		切紙・1通 横切紙・1通 切紙・1通 横切紙・1通 16点 8点	へ207-2-8-7 へ207-2-8-8 へ207-2-8-9 へ207-2-8-10 へ207-3 へ207-3-1
前嶋七郎申上書(隣家片井氏の主張している七 郎押領地は片井氏への貸地につき) (前嶋) 七郎→(矢野倉)謙兵衛様	6月10日	横切継紙・1通	へ207-3-1-1
矢野倉謙兵衛伺書(片井三次への内貸地所から の冥加金上納の遅滞の有無につき) (矢野 倉)謙兵衛→(前嶋)七郎様	6月12日	横切継紙・1通	へ207-3-1-2
前嶋七郎申上書(年貢について証書写御届につ き) (前嶋)七郎→(矢野倉)謙兵衛様	6月19日	横切継紙・1通	へ207-3-1-3
前嶋七郎申上書[奉復](初代は辰年分は片井氏 が皆済した旨) (前嶋)七郎事吉徳→	6月20日	横切継紙・1通	へ207-3-1-4
直味申上書(辰年分年貢は前嶋へ遣さずに購入 した旨) 直味→(矢野倉)謙兵衛様	6月25日	横切継紙・1通	へ207-3-1-5
片井宗造地所借証文写[覚](御用細工所普請 のため20坪、年々の年貢初銀差出) 片井宗造 →前嶋七郎左衛門様御内小沼忠太殿 端裏書「文政 七申三月、片井宗造より前嶋七郎左衛門江差出候分 []借用証書写」	文政7年申3月	切紙・1通	へ207-3-1-6
某書上[覚](巳・午・未年分小作初書上) 端裏書 「前嶋氏片井江貸地年貢調」		横切紙・1通	へ207-3-1-7
矢野倉謙兵衛申上書(前嶋七郎地所借用の片井 三次の分宅に初地は一切分けないう伺に つき) (矢野倉)謙兵衛→数馬様	(明治5年)壬申6月15日	横切紙・1通	へ207-3-1-8
金児忠兵衛申上書[鈴木惣五郎御賞筋](鈴木惣 五郎への賞典推薦のため五百目カノン1挺等 書上) 金児忠兵衛→御武庫司事御中 (武庫司事関連書類綴 明治5年4月～8月)	(明治5年)壬申3月	横長半・1冊 7点	へ207-3-2 へ207-3-3
某用状(端裏書)[大鉄御鑄造調](弘化3年・嘉永 2年・嘉永5年・元治2年分につき) (三斤柘榴弾216等7筆、惣五郎出来辻書上)	(明治5年)壬申4月	横切継紙・1通	へ207-3-3-1
[弘化度より佐庸手にて出来玉調](佐久間庸左 衛門出来分、300匁32等6筆)	(明治5年)壬申8月23日	横切紙・1通	へ207-3-3-2 へ207-3-3-3
[大鉄御鑄造拵](金吹右兵衛等8名書上)		横切継紙・1通	へ207-3-3-4

54 松代庁／番方／武庫方運営上申・伺い並びに用状

[大鉄御鑄造御入料](鉄・銅・古銅等) 端裏書「山寺□沢山口伊□川江可致下札分」(朱筆)	(明治5年)壬申8月27日	横切紙・1通	へ207-3-3-5
(6ホントカノン等30門、鳥海藤五郎・樋畑翁輔・山内芳太郎・山内唯七)		横切継紙・1通	へ207-3-3-6
(300匁カノン1挺等、弘化3年・弘化4年・嘉永5年・元治元年分) 下ケ札多数(御掛り調役鳥海藤五郎2挺・樋畑翁助3挺・山内唯七5挺など)		横切継紙・1通	へ207-3-3-7
(諸器械拝借帳切手関連書類一括 安政7年正月～明治6年5月) 封筒一括		297点	へ185
[諸器械拝借帳切手類入、御武具方](封筒)	明治2年巳正月	封筒・1点	へ185-1
(武庫司事関係書類綴)		7点	へ185-2
[御長柄槍受取証文](表紙) 草間一路→ -	明治4年辛未2月	縦紙・1通	へ185-2-1
武庫司事指図書(西山良助・海沼忠蔵討死の際に行方知れずとなった拝借物について親類の申し立てにより拝借流れとなった旨) 武庫司事→ -	(慶応4年)	横切継紙・1通	へ185-2-2
武庫司事指図書(官札100両献上により原村小出甫之助へ槍1筋下付につき) 武庫司事→ -	(慶応4年)	横切紙・1通	へ185-2-3
武庫司事指図書(刀12本・脇差5本を御手入のため松植彦六へ渡すべきにつき) 武庫司事→ -	(慶応4年)	横切紙・1通	へ185-2-4
武庫司事指図書(御渡物を以後下士長が受取たき願承知につき) 武庫司事→ -	(慶応4年)	横切紙・1通	へ185-2-5
武庫司事指図書(鉛等の拝借物を払切につき) 武庫司事→ -	(慶応4年)	横切紙・1通	へ185-2-6
小林誠夫願書(去巳年3月中拝借の中短ミニー銃紛失のため拝借流につき) 小林誠夫→松代御庁	(慶応4年)2月18日	横切継紙・1通	へ185-2-7
(武器関係書類一括)		14点	へ7
北村団之丞他一名伺書[口上覚](合葉製水車の儀大破のため新規普請願につき) 北村団之丞・宮入半左衛門→ -	(明治2年)巳7月	横切紙・1通	へ7-1
鈴木勘左衛門用状(焰硝入替えの儀につき) 鈴木勘左衛門→車屋大三郎様		横切紙・1通	へ7-2
根村熊五郎用状并添伺貼紙[覚](火縄筒御払い引き請けの旨某より願のため伺につき) 根村熊五郎→柘植嘉兵衛様 虫損あり、端裏書「御用筋」	(3月30日)	横切継紙・1通	へ7-3
(武具購入関係書類一括 明治3年11月～明治4年7月)		6点	へ7-4
(紙綴)		紙綴・1点	へ7-4-1
玉川一学他一名申上書(端裏書)[大銃弾鉛等差送之事](官軍御用にて鉛等出荷につき) 玉	7月6日	横切継紙・1通	へ7-4-2

川一学・柘植嘉兵衛→鎌(鎌原)伊野右衛門様・玉(玉川)左門様 下ケ札あり、端裏書「大銃弾鉛等差送之事 七月十三日夜達」			
玉川一学他一名申上書(官軍御用にて胴乱等荷物取計いにつき) 玉川一学・柘植嘉兵衛→鎌(鎌原)伊野右衛門様・大(大熊)衛士様 下ケ札あり	7月11日	横切継紙・1通	へ7-4-3
柘植嘉兵衛申上書(ミニール銃購入周旋尽力等につき) 柘植嘉兵衛→鎌(鎌原)伊野右衛門様	7月10日	横切継紙・1通	へ7-4-4
(端裏書)[江府大銃御払代積](十八斤攻城砲1門等代金勘定書) 端裏書「江府大銃御払代積」		横切紙・1通	へ7-4-5
浅山儀兵衛他四名書状(東山道先鋒惣督府御渡し由松本・須坂よりの達書拜見につき) 浅山儀兵衛・大久保五左衛門・浅野平馬他2名→谷口弥右衛門様・山中鹿渡様・宮下主鈴様他1名	2月晦日	横切継紙・1通	へ7-5
県庁申付書(端裏書)[不用](大嶋小藤太跡目・家禄相続につき) 県庁→-	(明治4年)辛未7月晦日	横切継紙・1通	へ7-6
県庁申付書(大嶋忠吉跡目小藤太相続につき) 県庁→-	(明治4年)辛未7月晦日	横切継紙・1通	へ7-7
松代藩届書写(端裏書)[御届書写](松代藩庁下騷擾の状況につき) 松代藩印→弁官御中	(明治3年)庚午11月	横切継紙・1通	へ7-8
(水内郡後町村松橋久左衛門申上書)		2点	へ7-9
(包紙) 水内郡後町村松橋久左衛門→上		包紙・1点	へ7-9-1
水内郡後町村松橋久左衛門申上書[乍恐以書付御届奉申上候](東京鎮台第二分営にて大砲弾頂戴につき) 水内郡後町村松橋久左衛門→城郭御番人御中	明治5年申7月	豎半・1冊	へ7-9-2
(武庫方関係書類一括 明治3年3月) 封筒一括		13点	へ63
[御当用御達書類](封筒)	明治3年午3月	封筒・1点	へ63-1
(武庫方関係書類綴)		12点	へ63-2
大熊董指図書(加賀井合薬蔵外圍柵出来承知の件営繕司と対談につき) 大熊董→武庫司事	3月12日	横切紙・1通	へ63-2-1
某申上書(端裏書)[鉛壺件](鉛値段取調につき)	午2月19日	横切紙・1通	へ63-2-2
武庫司事指図書(羽田三蔵・山内唯七の金手形御製造掛任命につき) 武庫司事→-		横切紙・1通	へ63-2-3
理事用状(別紙お通しの旨) 理事→矢野倉謙兵衛殿	3月10日	横切紙・1通	へ63-2-4
某指図書(藩政改革による内附使番等の返上差支の申立につき)		横切継紙・1通	へ63-2-5
矢野倉謙一郎申上書(別帳品々の会所拵への送付につき) (矢野倉)謙一郎→(加藤)直衛様	3月5日	折紙・1通	へ63-2-6
(包紙) 加藤直衛→矢野倉謙兵衛殿		包紙・1点	へ63-2-7

54 松代庁／番方／武庫方運営上申・伺い並びに用状

加藤直衛申上書(調練合葉送書の通り受領の旨) (加藤)直衛→(矢野倉)謙一郎様	3月15日	横切継紙・1通	へ63-2-8
某用状[覚](調練合葉・鉛・管書上)	3月	横切紙・1通	へ63-2-9
武庫司事指図書(塗師桜井喜作の内献上・尽力により益1つ下付につき) 武庫司事→-		横切継紙・1通	へ63-2-10
大川才右衛門用状[覚](喇叭70口の拝借人書上) 大川才右衛門→-	午3月	横切継紙・1通	へ63-2-11
伊藤寿作申上書[口上覚](大狭堂右衛門の小銃・毛擲杖内献上願につき) 伊藤寿作→- 端裏書「大狭堂右衛門儀小銃毛擲杖五百本御内献上之儀ニ付申上」、下ケ札あり	午3月	横切継紙・1通	へ63-2-12
(武庫方御当用書類一括 明治2年9月～明治4年4月) 封筒一括		37点	へ64
[御当用不抱品々書類](封筒) 武庫→- 紐付	明治3年午正月	封筒・1点	へ64-1
(武庫方関係書類綴 明治2年12月～明治4年4月)		23点	へ64-2
(武庫方上納刀剣関係書類綴 明治2年12月～明治4年4月)		8点	へ64-2-1
武庫司事指図書(山浦昇等御賞申立の献上・副代取調につき) 武庫司事→-		横切紙・1通	へ64-2-1-1
某用状(上納御刀・御短刀書上)	明治2年巳12月～3年2月	横切紙・1通	へ64-2-1-2
某用状[山浦素長昇作御刀并御短刀献上巨細調](御刀・御短刀等4筆)	明治4年辛未4月	横切継紙・1通	へ64-2-1-3
[御刀御入料積](包紙) 山浦昇→-	(明治2年)巳10月	包紙・1点	へ64-2-1-4
山浦昇申上書[覚](御刀・御短刀等入料積) 山浦昇→(矢野倉)謙一郎殿 下ケ札あり	(明治2年)巳9月	横切継紙・1通	へ64-2-1-5
[御刀御入料積](包紙) 山浦昇→-	(明治3年)午2月	包紙・1点	へ64-2-1-6
山浦昇申上書[覚](御刀・上出羽等入料積) 山浦昇→(矢野倉)謙一郎殿 下ケ札あり	(明治3年)午2月	横切継紙・1通	へ64-2-1-7
庶務調書[覚](御短刀・上出羽等8筆入料積) 庶務調→-	(明治3年)午3月	横切継紙・1通	へ64-2-1-8
(武器拝借・入料関係書類綴)		10点	へ64-2-2
磯田小藤太申上書(例の通帳少々拝借したき旨) (磯田)小藤太→(矢野倉)謙一郎様	4月10日	横切紙・1通	へ64-2-2-1
磯田小藤太申上書(別紙4品代料2両2朱7分上納の御請取御切手願につき) (磯田)小藤太→(矢野倉)謙一郎様	4月25日	横切継紙・1通	へ64-2-2-2
磯田小藤太申上書(拝借脇差返納につき) (磯田)小藤太→(矢野倉)謙一郎様	4月29日	横切紙・1通	へ64-2-2-3
磯田小藤太申上書(鎗・六尺棒返納を10日には埒明の旨) (磯田)小藤太→(矢野倉)謙一郎様	8月9日	横切継紙・1通	へ64-2-2-4

磯田小藤太申上書(雷粉目方5尺1分返納につき) (磯田)小藤太→武庫副事様 端裏書「雷粉入」	8月10日	横切継紙・1通	へ64-2-2-5
某用状(御具足等11筆下付物書上)	6月16日	横切継紙・1通	へ64-2-2-6
大熊儉之丞申上書(小銃取調につき) 大熊儉之丞→		横切紙・1通	へ64-2-2-7
杉田浅吉他一名申上書[覚](三ッ俣・五ッ道具御入料調) 杉田浅吉・窪田良太郎→御武庫方御役所	(明治4年)未3月	横切紙・1通	へ64-2-2-8
某用状(極短ミニー銃8筆入料取調につき)	(明治3年)午3月8日	横切継紙・1通	へ64-2-2-9
[覚](七書等69筆入料取調につき) (武器方関係書類綴)	2月	横長半・1冊 4点	へ64-2-2-10 へ64-2-3
根村熊五郎申上書(端裏書)[明治二巳年十二月附硝石見本并合葉直段御日記一件](硝石・合葉値段高値につき年中穿鑿し差し送る旨) (根村)熊五郎→(矢野倉)謙兵衛様 貼札あり	12月10日	横切継紙・1通	へ64-2-3-1
根村熊五郎申上書(端裏書)[明治三午年正月廿三日附硝石見本一件](硝石差出により見本返却につき) (根村)熊五郎→(矢野倉)謙一郎様	正月23日	横切継紙・1通	へ64-2-3-2
矢野倉謙一郎申上書(御武器類・御道具類明細取調につき) (矢野倉)謙一郎→(根村)熊五郎様 端裏書「根村熊五郎殿江御用状事」	明治3年午6月14日	横切継紙・1通	へ64-2-3-3
根村熊五郎申上書(端裏書)[御修向御庫物一件](御武器取調出精の旨) (根村)熊五郎→(矢野倉)謙一郎様	6月22日	横切継紙・1通	へ64-2-3-4
中俣一平申上書并俊平申上書(寅松買上ミニー銃菊太郎売込のため寅松出府・菊太郎出府中入用下付の件につき並びに拝借切手落手の旨) (中俣)一平→(矢野倉)謙一郎様	4月4日	横切継紙・1通	へ64-2-4
(武器方関係書類綴)		13点	へ64-3
(端裏書)[水原県ニ有之候御払筒](モストル元填銃等6筆書上)	明治3年午3月	横切継紙・1通	へ64-3-1
某申上書(別紙の内御受取の品棒懸けにつき)	6月19日	横切紙・1通	へ64-3-2
小宮山三吉申上書[覚](鉛等5筆等預願につき) 小宮山三吉→		横切紙・1通	へ64-3-3
(武器方取調書類綴)		7点	へ64-3-4
(端裏書)[文政十一子年六月二日御達](足軽其外への合焔硝代金を御納戸より受取、買上取り計らうべき旨等8筆) - →御武具奉行中	6月2日	横切継紙・1通	へ64-3-4-1
某用状[中貸大凡定渡事](御手職者・御掛者の中貸取調につき)		横切継紙・1通	へ64-3-4-2
某用状[覚](新古帳簿の取調につき) 端裏書「御帳目録」		横切継紙・1通	へ64-3-4-3

54 松代庁／番方／武庫方運営上申・伺い並びに用状

(雷火銃等3筆書上) 下ケ札あり		横切紙・1通	へ64-3-4-4
根村熊五郎申上書(端裏書)[鞞御ゴム并空管一件](ゴム6貫500目代金送金願につき) (根村)熊五郎→(矢野倉)謙一郎	8月8日	横切継紙・1通	へ64-3-4-5
根村熊五郎申上書[覚](シヤスボ銃送付につき) (根村)熊五郎→(矢野倉)謙一郎様・(小野)熊男様 端裏書「シヤスボ銃并パトロン一件」	6月1日	横切継紙・1通	へ64-3-4-6
根村熊五郎申上書[覚](管送付につき) (根村)熊五郎→(矢野倉)謙一郎様	(明治3年)午8月8日	横切紙・1通	へ64-3-4-7
鎌原伊野右衛門申上書(ミニール銃20挺献上承済の旨) 鎌原伊野右衛門→三村大之助殿	12月4日	横切紙・1通	へ64-3-5
武具奉行指図書(端裏書)[明治元辰十二月御達与引替、同三午五月廿八日野中軍兵衛献上筒一件](雷火銃20挺野中軍兵衛献上の旨心得につき) 御武具奉行→ -	5月28日	横切紙・1通	へ64-3-6
矢野倉謙一郎中借証文[覚](刀剣出来入料金2分につき) 矢野倉謙一郎→佐川又八郎殿・水井市治殿・谷口大角殿他2名	明治3年午4月7日	縦紙・1通	へ64-3-7
(武庫局諸書類一括 明治3年9月) 封筒一括		17点	へ65
[御当用品々書類](封筒) 武庫→ -	明治3年午9月	封筒・1点	へ65-1
(合薬関連書類綴)		16点	へ65-2
武庫司事返答書(相焔硝箱の出所につき) 武庫司事→宮沢彦治様	(明治3年)9月10日	横切継紙・1通	へ65-2-1
宮沢彦治用状(合薬箱不正譲渡一件糾明願につき) 宮沢彦治→御武庫司事様	(明治3年)9月12日	横切継紙・1通	へ65-2-2
(合薬箱立面図)	(明治3年)	切紙・1通	へ65-2-3
武庫司事通達(焔硝他2品寄合兵隊角打入用のため受渡し許可につき) 武庫司事→ -	(明治3年)9月14日	切紙・1通	へ65-2-4
岩崎懋用状(別紙の通りにつき) 岩崎懋→矢野倉謙一郎殿	(明治3年)9月14日	切紙・1通	へ65-2-5
武庫司事通達(鉛・合薬等小銃隊角打入用のため受渡し許可につき) 武庫司事→ -	(明治3年)	横切紙・1通	へ65-2-6
岩崎懋用状(別紙の通りにつき) 岩崎懋→矢野倉謙一郎殿	(明治3年)9月18日	切紙・1通	へ65-2-7
武庫司事通達(下筋にて購入の仏蘭西元込銃10挺引渡し願につき) 武庫司事→ -	(明治3年)9月	切紙・1通	へ65-2-8
武庫司事通達(銃輿15疋分引替司馭申請の旨許可につき) 武庫司事→ -	(明治3年)9月	切紙・1通	へ65-2-9
武庫属申上書[覚](大洪紙調につき) 武庫属→ - 端裏書「大洪紙之義取調申上扣」	(明治3年)9月25日	横切継紙・1通	へ65-2-10
武庫司事通達(樟脳・草履の件許可の旨用度司へ申渡しにつき) 武庫司事→ -	(明治3年)	横切紙・1通	へ65-2-11

某直達(聴訟鞠獄の節密かに問合せの事禁止につき)	(明治3年)	横切継紙・1通	へ65-2-12
武庫司事通達(鉛等寄合兵隊角打稽古のため借用願の件許可につき) 武庫司事→-	(明治3年)	横切継紙・1通	へ65-2-13
[覚](明治3年9月虫除入料受取物取調につき)	(明治3年)	横長半・1冊	へ65-2-14
武庫司事任命書(東福寺泰作他2名器械製造所・火工所掛) 武庫司事→-	(明治3年)	横切継紙・1通	へ65-2-15
理事召喚状(山浦隼太之助御用につき) 理事→矢野倉謙一郎殿	(明治3年)9月28日	横切継紙・1通	へ65-2-16
(武庫局諸書類一括 明治3年9月～11月) 封筒一括		18点	へ66
[御当用御達書類](封筒) 武庫→-	明治3年庚午11月	封筒・1点	へ66-1
(各品修復等関連書類)		17点	へ66-2
武庫司事通達(平民苗字許可の旨太政官布告卒族以下苗字なき者へ申渡につき) 武庫司事→-	(明治3年)庚午9月	横切継紙・1通	へ66-2-1
馬場広人答書(諸局提灯御印の取計いにつき)(馬場)広人→(矢野倉)謙一郎様	(明治3年)9月10日	横切継紙・1通	へ66-2-2
岩崎懋通達(別紙の趣心得につき) 岩崎権大参事(懋)→矢野倉謙一郎殿	11月3日	切紙・1通	へ66-2-3
武庫司事通達(演学銃修理のため鉄砲師出勤の件許可につき) 武庫司事→-		横切紙・1通	へ66-2-4
早川鯉三郎願書(病気のため庶務辞任願につき) 早川鯉三郎→伊藤寿作殿	11月15日	横切継紙・1通	へ66-2-5
庶務用状(御元方へ上納済の印書受取につき) 庶務→(矢野倉)謙一郎様	11月20日	横切紙・1通	へ66-2-6
書記申上書(早川鯉三郎副隊長補心得任命はなしにつき) 書記→(矢野倉)謙一郎様	11月20日	横切紙・1通	へ66-2-7
矢野倉謙一郎申上書并馬場広人勘返状(端裏書)[御印書添](御印書返上につき) (矢野倉)謙一郎→(馬場)広人様	11月22日	横切紙・1通	へ66-2-8
祢津千里親類用状(祢津千里借財返済並びに受取切手交付願につき) 祢津千里親類→武庫司事御中	11月24日	切紙・1通	へ66-2-9
某用状[口上](歎願願につき)	11月29日	横切紙・1通	へ66-2-10
某通達(藩祭開催につき)		横切紙・1通	へ66-2-11
銃工山口近蔵他四名歎願書[口上覚](鉄砲等新規製造等の件執成願につき) 銃工山口近蔵・御鉄砲鉄物師杉田浅吉・同竹田二助他2名→御武庫方御役所	(明治3年)午11月	横切継紙・1通	へ66-2-12
山口近蔵他四名用状(新規並びに修復品目録) 山口近蔵・杉田浅吉・竹田二助他2名→御武庫方御役	(明治3年)午11月	横切継紙・1通	へ66-2-13

55 松代庁／番方／武庫方所管武具ほか取計い達・伺い並びに指示

所			
(針等諸品壺人別書上) 貼札・下ケ札付	(明治3年)	切紙・1通	へ66-2-14
御手職山口近蔵他五名勘定書(擲杖等新規購入並びに修復品勘定書) 御手職山口近蔵・今泉馬之助・杉田浅吉他3名→ 下ケ札付	(明治3年)	横切継紙・1通	へ66-2-15
某用状(焼印の焚炭の値段につき)	(明治3年)	切紙・1通	へ66-2-16
武庫庶務用状(旗竿等諸品請入・修復代金細工人へ支払願につき) 武庫庶務→	(明治3年)庚午11月	横切継紙・1通	へ66-2-17
(源武庫局諸書類一括 明治3年6月) 封筒一括		5点	へ67
[御当用品々書類](封筒) 武庫→	明治3年午6月	封筒・1点	へ67-1
(雷火銃修復等関連書類綴 明治3年)		4点	へ67-2
理事通達(御用のため小山田久米方へ出頭につき) 理事→矢野倉謙一郎殿 虫損大	(明治3年)6月28日	横切継紙・1通	へ67-2-1
(慶応2年購入旗竿代等明細書) 虫損大	(明治3年)	切紙・1通	へ67-2-2
(包紙) 御雇御鉄砲台師北村八百治→上 へ67-2-3の包紙	(明治3年)	包紙・1点	へ67-2-3
御雇御鉄砲台師北村八百治申上書[野中軍兵衛献上雷火銃之儀御尋ニ付申上](修復の上献上につき)	(明治3年)6月	横切紙・1通	へ67-2-4

55 松代庁／番方／武庫方所管武具ほか取計い達・伺い並びに指示 番方役所

(軍備品関連書類一括 明治3年3月) 包紙一括		174点	へ203
[御達書入](包紙) 属→	明治3年午3月より	包紙・1点	へ203-1
(矢野倉謙一郎宛軍備品拝借関連書類綴)		20点	へ203-2
岩崎懋達書(二十桿天砲等4件金児忠兵衛拝借願承知済につき) 岩崎懋→矢野倉謙一郎殿	(明治3年)3月3日	横切継紙・1通	へ203-2-1
岩崎懋達書(ラッパ3口銃兵副隊長補拝借願承知済につき) 岩崎懋→矢野倉謙一郎殿	(明治3年)3月8日	横切継紙・1通	へ203-2-2
岩崎懋達書(ナポレオン尖榴弾15等中俣一平門弟拝借願承知済につき) 岩崎懋→矢野倉謙一郎殿	(明治3年)3月7日	横切継紙・1通	へ203-2-3
岩崎懋達書(ナポレオン1門中俣一平拝借願承知済につき) 岩崎懋→矢野倉謙一郎殿	(明治3年)3月9日	横切継紙・1通	へ203-2-4
岩崎懋達書(四斤施條砲1門金児忠兵衛門弟拝借願承知済につき) 岩崎懋→矢野倉謙一郎殿	(明治3年)3月9日	横切継紙・1通	へ203-2-5
岩崎懋達書(天幕一張演習のため中俣一平拝借願承知済につき) 岩崎懋→矢野倉謙一郎殿	(明治3年)3月9日	横切継紙・1通	へ203-2-6

岩崎懋達書(中俣一平門弟拝借の品の返済猶予願承知済につき) 岩崎懋→矢野倉謙一郎殿	(明治3年)3月9日	横切継紙・1通	へ203-2-7
岩崎懋達書(両組の稽古にて雷雲銃破損の修復願ため門弟拝借の品の返済猶予願承知済につき) 岩崎懋→矢野倉謙一郎殿	(明治3年)3月9日	横切継紙・1通	へ203-2-8
岩崎懋達書(別紙の通り心得の旨) 岩崎懋→矢野倉謙一郎殿	(明治3年)3月9日	横切紙・1通	へ203-2-9
岩崎懋達書(ラッパ7口拝借の旨承知済につき) 岩崎懋→矢野倉謙一郎殿	(明治3年)3月9日	横切継紙・1通	へ203-2-10
岩崎懋達書(別紙の通り心得の旨) 岩崎懋→矢野倉謙一郎殿	(明治3年)3月18日	横切紙・1通	へ203-2-11
理事達書(五明萌黄毛布5枚岩崎懋御用のため用意の旨指示につき) 理事→武庫司事御中	(明治3年)3月14日	横切継紙・1通	へ203-2-12
岩崎懋達書(調練合葉等69貫余水原へ運送の伺承知済につき) 岩崎懋→矢野倉謙一郎殿	(明治3年)3月9日	横切継紙・1通	へ203-2-13
岩崎懋用状并市場源七郎巻上貼添(長ニール筒返却猶予願につき) 岩崎懋→矢野倉謙一郎殿	(明治3年)3月	横切継紙・1通	へ203-2-14
武庫司事達書(中ミニール銃田中甲子次郎水原へ出張両組の稽古にて雷雲銃破損の修復願ため門弟拝借の品の返済猶予願承知済につき) 岩崎懋→矢野倉謙一郎殿	(明治3年)3月9日	横切継紙・1通	へ203-2-15
武庫司事達書(中ミニール銃田中甲子次郎等拝借の旨承知済につき) 武庫司事→-	(明治3年)3月	横切継紙・1通	へ203-2-16
学政局庶務庶務伺書(端裏書)[兵学書生ミニール銃拝借之義伺]学政局庶務庶務(中短ミニール銃学生へ拝借の旨武庫司事へ指示願につき) 学政局庶務庶務→-	(明治3年)3月	横切紙・1通	へ203-2-17
武庫司事達書(ミニール銃20挺学生局庶務掌拝借伺の件承知につき) 武庫司事→-	(明治3年)	横切紙・1通	へ203-2-18
岩崎懋達書(蟻川賢之助門弟演説のため天幕その他諸道具拝借承知につき) 岩崎懋→矢野倉謙一郎	(明治3年)3月晦日	横切継紙・1通	へ203-2-19
岩崎懋達書(ライフル付属品蟻川賢之助門弟稽古のため拝借承知につき) 岩崎懋→矢野倉謙一郎	(明治3年)3月晦日	横切継紙・1通	へ203-2-20
(出張拝借品関連書類綴 明治4年7月～11月)		27点	へ203-3
武庫司事達書(鈴木一重勤務励精等のためラッパ一口下賜につき) 武庫司事→-		横切継紙・1通	へ203-3-1
武庫司事達書(具足一領ほか四品御手許へ下賜のため提出につき) 武庫司事→-		横切継紙・1通	へ203-3-2
(貼紙)[笠法被等紛失願](包紙) 金兒忠兵衛→ へ203-3-4の包紙、作成者の上に「軍監」の貼紙あり		包紙・1点	へ203-3-3

55 松代庁／番方／武庫方所管武器ほか取計い達・伺い並びに指示

金児忠兵衛願書(越奥出張中黄山道笠・白山道法被を紛失のため品返上宥免の執達につき) 金児忠兵衛→軍艦御中	(明治4年)辛未8月朔日	横切継紙・1通	へ203-3-4
武庫司事達書(銅板加工のための銅について学校庶務伺の旨承知済) 武庫司事→-		横切継紙・1通	へ203-3-5
岩崎懋達書(別紙の趣心得えの旨) 岩崎懋→菅沼柳三殿	8月17日	切紙・1通	へ203-3-6
武庫司事達書(銅乱50演兵のため入用の伺承知済につき) 武庫司事→-		横切紙・1通	へ203-3-7
岩崎懋用状(別紙到来につき) 岩崎懋大参事→武庫司事 本紙と端裏を貼付	11月12日	横切紙・1通	へ203-3-8
某用状(郡政副主事ケツト・両眼鏡等拝借につき)		切紙・1通	へ203-3-9
某用状(監使兩人ケツト4枚拝借につき)		切紙・1通	へ203-3-10
某用状(鏡手入れ用の羅紗メン油100匁借用を学校庶務掌伺の旨承知につき) 武庫司事→-		横切継紙・1通	へ203-3-11
高田貫之助願書(端裏書)[辰年笠法被紛失御済](越奥出張中黄山道笠・白山道法被を紛失のため品返上宥免の執達につき) 高田貫之助→軍艦御中	(明治4年)辛未11月朔日	横切紙・1通	へ203-3-12
武庫司事達書(坂野勝可仁礼口関門へ出張の際拝借の弾薬農兵稽古にて払底の旨承知済につき) 武庫司事→-	(明治4年)辛未7月22日	横切継紙・1通	へ203-3-13
武庫司事達書(岩村精一拝借の床机1脚京都へ持参のためお流れの旨承知済につき) 武庫司事→-	(明治4年)辛未7月16日	横切継紙・1通	へ203-3-14
清水一郎左衛門願書(端裏書)[紛失物御流願](越奥出張中ミニール銃・黄山道笠・白山道法被を雪越等の節紛失のため品返上宥免の執達につき) 清水一郎左衛門→軍艦御中 端裏書「七月廿六日御達」	(明治4年)辛未7月	横切継紙・1通	へ203-3-15
武庫司事達書(上京市中取締りのため中ミニール銃ほか10品を小銃隊長拝借伺の旨承知につき) 武庫司事→-	(明治4年)辛未7月28日	横切継紙・1通	へ203-3-16
武庫司事達書(東京市中取締り出張のため下部塗笠6つ拝借伺の旨承知につき) 武庫司事→-	(明治4年)辛未7月24日	横切紙・1通	へ203-3-17
武庫司事達書(寄合水流角前稽古のため焰硝1貫200匁ほか1品を鎮兵小隊長掛補拝借伺の旨承知につき) 武庫司事→-		横切継紙・1通	へ203-3-18
武庫司事達書(中短ミニール銃・ラッパ3口引替の件銃兵隊長伺の旨承知につき) 武庫司事→-		横切紙・1通	へ203-3-19
(封筒) 庁→武庫司事中 へ-203-3-21の封筒	9月13日	封筒・1点	へ203-3-20

武庫司事達書(大日方四郎兵衛の元拝借地払切伺の旨承知済につき) 武庫司事→ - へ203-3-22の本紙	(9月13日)	横切紙・1通	へ203-3-21
武庫司事達書(金児忠兵衛・小宮山伝吉等越奥出張中黄山道笠・白山道法被等の紛失紛失のため品返上宥免につき) 武庫司事→ - へ203-3-4などとと関連		横切継紙・1通	へ203-3-22
武庫司事達書(越奥出張中に中短ミニール銃等の紛失のため品返上宥免につき) 武庫司事→ -		横切継紙・1通	へ203-3-23
武庫司事達書(別紙の通り差越しにつき) 岩崎懋大参事→武庫司事中		横切紙・1通	へ203-3-24
武庫司事達書(下筋出張戦争の長谷川勝次郎他越奥出張中赤山道法被等紛失品返上宥免の執達につき) 武庫司事→ -		横切継紙・1通	へ203-3-25
岩崎権大参事達書(別紙差越しにつき) 岩崎権大参事→矢野倉謙一郎殿		切紙・1通	へ203-3-26
武庫司事達書(喇叭教授心得近藤梅吉病氣願につき) 武庫司事→ -		横切紙・1通	へ203-3-27
(軍備品紛失関連書類綴 明治4年3月～8月)		47点	へ203-4
(包紙) 小宮山三吉・吉原慎吾→ - へ4-2の包紙		包紙・1点	へ203-4-1
吉原慎吾他一名願書(越奥出張中黄山道笠・白山道法被を紛失のため品返上宥免の執達につき) 吉原慎吾・小宮山三吉→軍監御中	(明治4年) 辛未7月晦日	横切継紙・1通	へ203-4-2
(包紙) 金児三郎→ - へ4-4の包紙		包紙・1点	へ203-4-3
金児三郎願書(越奥出張中黄山道笠焼失のため品返上宥免の執達につき) 金児三郎→軍監御中	(明治4年) 辛未8月朔日	横切継紙・1通	へ203-4-4
(包紙) 大島春水・宮下鉄次郎→ - 貼紙「中野騒動之節、旧二十四丁中銃ト引替有之追々式丁者誰々之分御庫ニ有之哉」		包紙・1点	へ203-4-5
大島春水他1名達書(ミニール銃等紛失につき) 大島春水・宮下鉄次郎→軍監御中	(明治4年) 辛未8月13日	横切継紙・1通	へ203-4-6
武庫司事達書(シヤスポ銃他2品演兵學員増員のため借用の件学助教申請の旨承知につき) 武庫司事→ -		横切継紙・1通	へ203-4-7
岩崎権大参事達書(別紙の趣心得の旨) 岩崎権大参事→矢野倉謙一郎殿	11月18日	横切継紙・1通	へ203-4-8
武庫司事達書(岸田耕造組根岸金蔵ラッパ吹口紛失の件銃兵副隊長補申請の旨承知につき) 武庫司事→ -		横切継紙・1通	へ203-4-9
岩崎懋達書(重船用砲・弾金児忠兵衛門弟町打稽古のため拝借の旨承知につき) 岩崎懋→小幡金一郎殿 「巳十二月御達」		横切継紙・1通	へ203-4-10

55 松代庁／番方／武庫方所管武具ほか取計い達・伺い並びに指示

武庫司事達書(嚮導旗3本を水原出張の分隊へ引き渡しの件軍隊伺の旨承知につき) 武庫司事→ -		横切継紙・1通	へ203-4-11
武庫司事達書(合薬雷管藩中拝借分量取極につき) 武庫司事→ -		横切継紙・1通	へ203-4-12
岩崎権大参事達書(別紙通りの趣) 岩崎権大参事→矢野倉謙一郎殿	11月12日	横切継紙・1通	へ203-4-13
武庫司事達書(幸教より幸民へ譲り渡しの鞍覆を預るべき旨) 武庫司事→ -		横切継紙・1通	へ203-4-14
岩崎懋達書(兵政副主事より長持御用のため兵政庶務掌へ引渡しにつき) 岩崎懋→小野熊五郎殿	10月3日	横切継紙・1通	へ203-4-15
武庫司事達書(小松誠三郎ミニール銃紛失の件宥免の旨承知につき) 武庫司事→ -		横切継紙・1通	へ203-4-16
理事用状并某貼紙(職員外非役の向今後中の口より出入りの旨支配向へ通達依頼につき並びに九管以下は従来通りの旨理事へ問合せにつき) 理事→菅沼柳三郎殿		横切継紙・1通	へ203-4-17
野村弥左衛門願書(端裏書)[辰年紛失笠半被願御方済](越奥出張中田中鉄太郎等2名拝借の黄山道笠・赤山道法被を紛失のため品返上宥免の執達につき) 野村弥左衛門→軍監御中	(明治4年)辛未8月朔日	横切継紙・1通	へ203-4-18
武庫司事達書(五ツ道具壺組等2品午年騒動焼失のため返上宥免の旨承知につき) 武庫司事→ -		横切紙・1通	へ203-4-19
武庫司事達書(今里村五明良左衛門当事件の節20両抛出奇特のため具足1領下賜につき) 武庫司事→ -		横切紙・1通	へ203-4-20
武庫司事達書(小銃組角打のため鉛・合薬・雷火管当月分支給願の旨承知につき) 武庫司事→ -		横切継紙・1通	へ203-4-21
岩崎権大参事(別紙差越につき) 岩崎権大参事→矢野倉謙一郎殿	11月7日	横切紙・1通	へ203-4-22
大熊権大参事達書(調練のため調練合薬支給願の旨兵学助教申請の旨承知につき) 大熊権大参事→矢野倉謙一郎殿	11月8日	横切継紙・1通	へ203-4-23
武庫司事達書(通志堂経解他1品高野広間居宅焼失のため焼失の件宥免の旨承知につき) 武庫司事→ -		横切紙・1通	へ203-4-24
武庫司事達書(極短ニミール銃剣未拝借のため拝借の件兵学助教申請の旨承知につき) 武庫司事→ -		横切継紙・1通	へ203-4-25
岩崎権大参事達書(別紙差越につき) 岩崎権大参事→矢野倉謙一郎殿	11月16日	横切紙・1通	へ203-4-26

鎌原溶水達書(城内の立木伐採のため斧3挺ほか1品拝借の件営繕司伺の旨承知につき) 鎌原溶水→武庫司事中	9月25日	横切紙・1通	へ203-4-27
武庫司事達書(玉葉製道具の内大机拝借の件計政副主事申請の旨承知につき) 武庫司事→-		横切継紙・1通	へ203-4-28
武庫司事達書(辰年下筋出張の際拝借の銅乱焼失のため返上方宥免願につき) 武庫司事→-		横切継紙・1通	へ203-4-29
岩崎権大参事達書(別紙差越の旨) 岩崎権大参事→矢野倉謙一郎殿	11月4日	切紙・1通	へ203-4-30
武庫司事用状(池村猪三郎辰年騒擾の節拝借の鎗紛失のため返上方宥免願につき) 武庫司事→-		横切紙・1通	へ203-4-31
武庫司事用状(ミニー銃の件承知につき) 武庫司事→-		横切継紙・1通	へ203-4-32
元文聰院様御側御納戸勤仕并伺書并端裏朱印(端裏書)[狙撃銃附属品々紛失之儀伺](紛失物の儀払切願につき) 元文聰院様御側御納戸勤仕並→-		横切継紙・1通	へ203-4-33
某調書(端裏書)[追年武庫司事より請取之品調書](玉葉・合葉等書上につき)	3月	横切継紙・1通	へ203-4-34
元文聰院様御側御納戸勤仕并伺書并端裏朱印(端裏書)[鎗之物御払切之儀伺](鎗之物御知事様へ御譲りにつき) 元文聰院様御側御納戸勤仕並→-	3月	横切継紙・1通	へ203-4-35
元文聰院様御側御納戸勤仕并伺書并端裏朱印(端裏書)[品々御払切之儀伺](品々代料滞りにつき) 元文聰院様御側御納戸勤仕並→-	3月	横切継紙・1通	へ203-4-36
(包紙) 綿貫謙蔵→-		包紙・1点	へ203-4-37
綿貫謙蔵達書(御纏守綱等紛失につき) 綿貫謙蔵→軍監御中	(明治4年)辛未9月	横切紙・1通	へ203-4-38
武庫司事達書(御弓紛失につき) 武庫司事→-		横切継紙・1通	へ203-4-39
武庫司事達書(伊勢町石谷周左衛門奇特につき) 武庫司事→-		横切継紙・1通	へ203-4-40
河原権大参事達書(農兵共へ小銃預につき) 河原権大参事→武庫司事中	4月12日	横切紙・1通	へ203-4-41
赤澤権大参事達書(別紙の趣心得るべき事につき) 赤澤権大参事→武庫司事中 巻込一括	4月7日	切紙・1通	へ203-4-42-1
武庫司事達書(具足一領下賜につき) 武庫司事→- 巻込一括		切紙・1通	へ203-4-42-2
武庫司事達書(大岡和平組平井伝七鎗御預けにつき) 武庫司事→-		横切継紙・1通	へ203-4-43
軍監達書(菅将一郎拝借御鎗紛失につき) 軍監→武庫司事様	(明治4年)辛未4月19日	横切紙・1通	へ203-4-44

55 松代庁／番方／武庫方所管武具ほか取計い達・伺い並びに指示

御武具奉行伺書(端裏書)[法被之儀ニ付伺](御用の品御新調の儀につき) 御武具奉行→-	(明治2年)巳7月12日	横切継紙・1通	へ203-4-45
武庫司事達書(別紙伺の儀見合につき) 武庫司事→-		切紙・1通	へ203-4-46
武庫司事達書(端裏書)[法被御出来之儀付別紙相添再応伺](別紙の通り勘弁願につき) 武庫司事→-	(明治4年)辛未3月7日	切紙・1通	へ203-4-47
(武庫方紛失物関係書類綴)		7点	へ203-5
武庫司事指図書(拝借笠・法被紛失歎願御聞済の旨心得につき) 武庫司事→-		横切紙・1通	へ203-5-1
武庫司事指図書(拝借笠・法被紛失歎願御聞済の旨心得につき) 武庫司事→-		横切継紙・1通	へ203-5-2
武庫司事指図書(ヒストス弾薬御扨切御聞済の旨心得につき) 武庫司事→-		横切継紙・1通	へ203-5-3
武庫司事指図書(拝借五ツ道具焼失御流御聞済の旨心得につき) 武庫司事→-		横切紙・1通	へ203-5-4
岩崎懋指図書(拝借品紛失御流御聞済の旨心得につき) 岩崎懋→矢野倉謙一郎殿	6月5日	横切継紙・1通	へ203-5-5
武庫司事指図書(拝借ケツ紛失御流御承済の旨心得につき) 武庫司事→-		横切継紙・1通	へ203-5-6
河原均指図書(拝借長ミニール銃・附属品紛失御流御承済の旨心得につき) 河原均→小幡全一郎殿	7月25日	横切継紙・1通	へ203-5-7
(武庫方指図書綴)		34点	へ203-6
岩崎懋指図書(中短ミニール銃拝借承済の旨心得につき) 岩崎懋→小幡全一郎殿	4月17日	横切継紙・1通	へ203-6-1
大熊董指図書(ケツ拝借承済の旨心得につき) 大熊董→小幡全一郎殿	4月20日	横切紙・1通	へ203-6-2
武庫司事指図書(御筒・太鼓拝借願承済のため其局への申談につき) 武庫司事→-		横切紙・1通	へ203-6-3
岩崎懋指図書(太鼓・御筒、別紙の趣の心得につき) 岩崎懋→小幡全一郎殿	4月20日	横切紙・1通	へ203-6-4
岩崎懋指図書(蟻川功の太鼓拝借願承済の旨心得につき) 岩崎懋→小幡全一郎殿	4月24日	横切継紙・1通	へ203-6-5
岩崎懋指図書(砲弾・上製合葉拝借願を合葉代金上納で承済の旨心得につき) 岩崎懋→小幡全一郎殿	4月4日	横切継紙・1通	へ203-6-6
岩崎懋指図書(三斤地礮・天幕拝借願承済の旨心得につき) 岩崎懋→小幡全一郎殿	4月8日	横切継紙・1通	へ203-6-7
岩崎懋指図書(三斤榴弾代金上納での拝借願承済の旨心得につき) 岩崎懋→小幡全一郎殿	4月9日	横切紙・1通	へ203-6-8
鎌原溶水指図書(ケツ拝借願承済の旨心得に	4月10日	横切継紙・1通	へ203-6-9

つき) 鎌原溶水→小幡全一郎殿 武庫司事指図書(使部・使丁呼称変更につき) 武庫司事→-		横切紙・1通	へ203-6-10
岩崎懋指図書(四斤施條砲・尖榴弾拝借願承済の旨心得につき) 岩崎懋→小幡全一郎殿	4月15日	横切継紙・1通	へ203-6-11
武庫司事指図書(螺叭拝借願の旨心得につき) 武庫司事→-	(明治3年)午5月	横切継紙・1通	へ203-6-12
武庫司事指図書(ライフル・十二斤船用礮・幕申拝借願承済の旨心得につき) 武庫司事→-	6月27日	横切継紙・1通	へ203-6-13
武庫司事指図書(角前稽古受取物伺の通り承済の旨心得につき) 武庫司事→-		横切継紙・1通	へ203-6-14
岩崎懋指図書(別紙の趣心得につき) 岩崎懋→小幡全一郎殿	6月7日	横切継紙・1通	へ203-6-15
岩崎懋指図書(12寸天砲拝借願承済の旨心得につき) 岩崎懋→小幡全一郎殿	6月13日	横切紙・1通	へ203-6-16
河原均指図書(施條銃・胴乱拝借願承済の旨心得につき) 河原均→小幡全一郎殿	7月4日	横切継紙・1通	へ203-6-17
武庫司事指図書(幕申受取伺の通り承済の旨心得につき) 武庫司事→-		横切紙・1通	へ203-6-18
河原均指図書(別紙差越の旨) 河原均→小幡全一郎殿	7月20日	横切紙・1通	へ203-6-19
武庫司事指図書(鉛・合薬・雷火管・銃兵副長隊補受取伺の通り承済の旨心得につき) 武庫司事→- 端裏書「午四月より七月迄之御達書」		横切継紙・1通	へ203-6-20
河原均指図書(御幕・営繕司伺の通り承済の旨心得につき) 河原均→小幡全一郎殿	7月9日	横切継紙・1通	へ203-6-21
武庫司事指図書(胴赤御旗・極短ミニ銃・舶来官、拝借願承済の旨心得につき) 武庫司事→-		横切紙・1通	へ203-6-22
武庫司事指図書(ケット入料、営繕司伺の通り承済の旨心得につき) 武庫司事→-		横切継紙・1通	へ203-6-23
武庫司事指図書(下筋出来の元込銃・附属品を軍監より引取につき) 武庫司事→-		横切継紙・1通	へ203-6-24
岩崎懋指図書(三斤・附属道具拝借願承済の旨引取につき) 岩崎懋→小幡全一郎殿	7月18日	横切継紙・1通	へ203-6-25
岩崎懋指図書(鎌・附属品、改次第渡すべき旨) 岩崎懋→小幡全一郎殿	7月20日	横切継紙・1通	へ203-6-26
岩崎懋指図書(銃剣、改次第渡すべき旨) 岩崎懋→小幡全一郎殿	7月22日	横切継紙・1通	へ203-6-27
武庫司事指図書(中短銃・極短銃・長ミニ銃・雷火銃、学政庶務掌へ引渡につき) 武庫司事→-		横切紙・1通	へ203-6-28

岩崎懋指図書(別紙の趣心得につき) 岩崎懋→小幡全一郎殿	7月22日	横切紙・1通	へ203-6-29
鎌原溶水指図書(六尺棒、新殿様御家扶伺の通り承済の旨心得につき) 鎌原溶水→小幡全一郎殿	7月24日	横切紙・1通	へ203-6-30
岩崎懋指図書(シャスツボ銃拝借伺承済の旨心得につき) 岩崎懋→小幡全一郎殿	7月27日	横切継紙・1通	へ203-6-31
岩崎懋指図書(喇叭吹口修復願承済の旨心得につき) 岩崎懋→小幡全一郎殿	7月29日	横切継紙・1通	へ203-6-32
武庫司事指図書(当節御用もないので学校柔術所を弾薬製造局から学政局へ引渡につき) 武庫司事→ -		横切紙・1通	へ203-6-33
河原均指図書(別紙の通り心得につき) 河原均→小幡全一郎殿	7月晦日	横切継紙・1通	へ203-6-34
(武庫方関係書類綴)		38点	へ203-7
小隊長名書付(17名書付)		切紙・1通	へ203-7-1
某申上書(下筋出張蟻川隊笠井富蔵の役所出頭命令依頼につき)		切紙・1通	へ203-7-2
某伺書(春原儀右衛門、赤山笠3つにつき)		切紙・1通	へ203-7-3
某伺書(藤井芳郎ほか2名の此表勤につき)		切紙・1通	へ203-7-4
某書付(竹内等7つの地名)		切紙・1通	へ203-7-5
某書付(富蔵等8名分名面書)		切紙・1通	へ203-7-6
某申上書(清水市郎左衛門御領足軽7名分人別)		横切紙・1通	へ203-7-7
某書付(長谷川藤左衛門、短ミニー銃1挺拵)	12月11日	切紙・1通	へ203-7-8
某書付(済、牧野切一郎ほか3名)		切紙・1通	へ203-7-9
人名書上(牧野切一郎へ附属の2名)		切紙・1通	へ203-7-10
某書付(岩下章五郎、甲府・下筋御筒拵)		切紙・1通	へ203-7-11
某書付(岩下、御筋への出張日程)		切紙・1通	へ203-7-12
某指図書(中銃取調につき)		切紙・1通	へ203-7-13
某申上書(中銃・極短返上につき)		切紙・1通	へ203-7-14
某申上書(村上覚次郎等御筒・付属品返上につき)		横切紙・1通	へ203-7-15
某申上書(松井惣吾・鈴木一重へ舶来喇叭等下付につき)		切紙・1通	へ203-7-16
某書付(ミニール銃・付属品焼失、6匁筒返上)		切紙・1通	へ203-7-17
某書付(ミニー銃数丁の返上につき)		切紙・1通	へ203-7-18
某書付(野村・岩下2人とも受取につき)		切紙・1通	へ203-7-19

某書付(中・短銃)		切紙・1通	へ203-7-20
某書付(長・中・短銃)		横切紙・1通	へ203-7-21
某書付(銃・附属品返上につき)		切紙・1通	へ203-7-22
某書付(御筒・16管)		切紙・1通	へ203-7-23
某書付(御筒・胴乱返上済の旨)		横切紙・1通	へ203-7-24
某書付(茂助組治郎兵衛出張の旨)		切紙・1通	へ203-7-25
某伺書(中ミニー銃修復の可否につき)		切紙・1通	へ203-7-26
某書付(筒方返上につき)		切紙・1通	へ203-7-27
某書付(御道具類返上の旨)		切紙・1通	へ203-7-28
某伺書(菅笠返上の旨)		切紙・1通	へ203-7-29
某書付(長中ミニー銃大損につき庶務御勘定帳に載せた旨)		切紙・1通	へ203-7-30
某伺書(法被・笠返上の旨)		切紙・1通	へ203-7-31
某書付(稲葉徳太郎笠受取につき)		切紙・1通	へ203-7-32
某書付(長岡門番存命者への下物)		切紙・1通	へ203-7-33
某書付(長・極ミニー銃)		切紙・1通	へ203-7-34
某書付(笠返上につき)		切紙・1通	へ203-7-35
某書付(銃9丁)		切紙・1通	へ203-7-36
某書付(御筒・附属品返上につき)		切紙・1通	へ203-7-37

56 松代庁／番方／徴兵士病氣措置伺い 番方役所

(徴兵病氣下宿之儀伺関係書類綴)		2点	へ231
友之進内願書并足輕奉行貼添願(端裏書)[御内々奉願候](不都合のため暫の間御役所番兼御足輕1人を拝借されたきにつき) 友之進→・友之進内願書と足輕奉行貼添願の間に貼添書「承済可申存候」、作成順では割番伺書(へ231-2)→友之進内願書→貼添書→足輕奉行貼添書カ	2月	横切紙・1通	へ231-1
割番伺書(端裏書)[徴兵病氣ニ付下宿仕候付下陣其外之儀伺](田嶋久吉が逆上のため下陣になるので病院・番人等の儀の仰せの願につき) 割番→・作成順では割番伺書→友之進内願書(以下へ231-1)→貼添書→足輕奉行貼添書カ	2月16日	横切紙・1通	へ231-2

57 松代庁／番方／武庫方所管鑄物師彈丸獻納褒賞 番方役所

(御用達鑄物師彈丸内献上之儀伺書類綴 明治3年7月～8月)		5点	へ51
武庫庶務伺書(端裏書)[御用達御鑄物師小島大郎御内献上御聞済之義伺](越奥戦争中の尽力・内献上願により御賞の件につき) 武庫庶務→-	(明治3年)午7月	横切継紙・1通	へ51-1
武庫司事伺書(端裏書)[御用達御鑄物師小島大次郎内献上并御賞之義伺](下筋戦争中の尽力・内献上願により庶務申立の通り御賞筋願につき) 武庫司事→-	7月	横切紙・1通	へ51-2
武庫庶務伺書(端裏書)[御用達上田表小嶋大次郎江御賞之儀猶伺](下筋一乱中の尽力・内献上願により御賞筋再々申上につき) 武庫庶務→-	(明治3年)午8月	横切継紙・1通	へ51-3
(小島大次郎内献上願関係写) 下ケ札あり	(明治)	豎半・1冊	へ51-4
御武具奉行伺書(端裏書)[御用達鑄物師小島大次郎内献上ニ付御賞筋伺](越奥戦争中の尽力・内献上願により御賞筋につき) 御武具奉行→-	7月	豎半・1冊	へ51-5

58 松代庁／番方／下付鉄砲類武庫方受領 番方役所

[御手許より御下ケ鉄砲類請取元帳] 武庫方→-	明治2年巳12月	横半半・1冊	へ4
-------------------------	----------	--------	----

59 松代庁／番方／武庫方所管火薬等製造作費上申・伺い 計政局

(合薬蔵入料当大銃払関係書類綴) 鉛筆書文書あり		5点	へ187
武庫司事伺書[合薬蔵御入料当大銃払之義伺](端裏書)(3斤地砲1門等4筆) 武庫司事→- 端裏書「い」、端裏書の作成者は「武庫方助柘植彦六」	5月	横切継紙・1通	へ187-1
計監申上書[大銃御払之儀付申上](火薬庫御取建御用途のために損壊大銃等の御払についての問合への回答につき) 計監→- 端裏書「ろ」	5月16日	横切継紙・1通	へ187-2
山口近蔵申上書[山口近蔵入立凡御払代申問候	(明治4年)辛未5月	横切紙・1通	へ187-3

書面] (500匁筒4挺、潰値段凡相場) 山口近蔵 → - 端裏書「は」			
柘植彦六申上書[三月十八日御払筒之義奉伺候 写](清野村山手へ御焰硝蔵御新造に徒刑の 人員で持運べば御入料少なき旨) 柘植彦六→ - 端裏書「に」	3月	横切継紙・1通	へ187-4
武庫司事申上書[大銃御払之義御尋ニ付申上] (500匁張筒4挺御払につき) 武庫司事→ - 端 裏書「ほ」	5月	横切継紙・1通	へ187-5
御勝手元々内々申上書[岩村寅松御下ケ金之儀ニ 付御内々申上](寅松横浜表小銃その他御買上 につき) 御勝手元々→ -	正月	横切継紙・1通	へ188
(硝石製造場村関係書類一括 明治2年正月～明 治4年11月) 封筒一括、硝石関係書類としてはまとまり あり		22点	へ189
[硝石製村戻触書入](封筒) 武庫→ -	明治2年壬巳正月	封筒・1点	へ189-1
(硝石製造場村関係書類一括) 紙綴一括		21点	へ189-2
(紙綴)		紙綴・1点	へ189-2-1
矢野倉謙一郎廻状(志垣村硝石御製場灰入用の ため村々へ寄灰の指示につき) 矢(野倉)謙一 郎→吉窪村・深澤村・山田中村兩組他3ヶ村三役人 包紙入、包紙に本文貼付、包紙は吉窪村宛、山田中村、 下宮野尾村は「御用ニ付無印」の下ケ札あり	明治2年巳3月4日	横切継紙・1通	へ189-2-2
山岸左内他一名指図書(造硝御小屋見分のた め11日に宮入半左衛門と仲間1人が出張につ き) 山(岸)左内・矢(野倉)謙一郎→沓野村三役人 包紙入、包紙に本文が貼付	明治2年巳11月8日	横切継紙・1通	へ189-2-3
矢野倉謙一郎廻状(志垣村硝石御製場灰入用の ため村々へ寄灰の指示につき) 矢(野倉)謙一 郎→三輪村・下宇木村・押鐘村他6村三役人 包紙入、 包紙に本文が貼付、稲積村、徳間村は「御用ニ付無印」 の下ケ札あり	明治3年午3月21日	横切継紙・1通	へ189-2-4
山岸左内指図書(志垣村硝石御製のため宮入半 左衛門・使丁1人出役につき) 山(岸)左内・矢 (野倉)謙一郎→志垣村三役人 包紙入、包紙に本文 が貼付	明治3年午4月14日	横切継紙・1通	へ189-2-5
矢野倉謙一郎指図書(志垣村硝御小屋に関す る御尋のため、三役人が安古松右衛門の掛元 メ宮入半左衛門・北村団之丞宅への出頭につ き) 矢(野倉)謙一郎→沓野村三役人 包紙入、包紙 に本文が貼付	明治3年午6月3日	横切継紙・1通	へ189-2-6
矢野倉謙一郎指図書(志垣村造硝場に関する申 渡のため懸元メ北村団之丞・宮入半左衛門宅 への出頭につき) 矢(野倉)謙一郎→沓野村三役 人 包紙入、包紙に本文が貼付、東寺尾村より村継、	(明治3年)午6月29日	横切継紙・1通	へ189-2-7

59 松代庁／番方／武庫方所管火薬等製造作費上申・伺い

午7月5日返上 矢野倉謙一郎指図書(昨已年中北郷村硝石製御用のため納めさせた飯米のことで尋があるので、その時々の下ヶ置いた請取印書持参で懸元メ北村団之丞・宮入半左衛門宅への出頭につき) 矢(野倉)謙一郎→三輪村三役人 包紙入、包紙に本文が貼付、東寺尾村より村継、午7月10日返上	明治3年午6月27日	横切継紙・1通	へ189-2-8
矢野倉謙一郎廻状(栃原村硝石御製場灰入用のため村々へ寄灰の指示につき) 矢(野倉)謙一郎・山(岸)左内→下祖山村・上祖山村・志垣村他2村三役人 包紙入、包紙に本文が貼付、清野村より村継、午閏10月返上、下祖山村、上祖山村は「御用ニ付無印」の下ヶ札あり	(明治3年)午10月25日	横切継紙・1通	へ189-2-9
矢野倉謙一郎指図書(9月25日の硝石方手附出役の際の触書に請印の上で返すべき旨を申し渡していたのに今以留置している始末を両度の触書を持参して委細申聞かせるべき旨) 矢(野倉)謙一郎→栃原村三役人 包紙入、包紙に本文が貼付、東寺尾村より村継、午11月返上	(明治3年)庚午11月3日	横切継紙・1通	へ189-2-10
矢野倉謙一郎廻状(栃原村硝石御製場へ手附1人出張の指示につき) 矢(野倉)謙一郎→後丁村・小階村・栃原村 包紙入、包紙に本文が貼付、西寺尾より村継	(明治3年)庚午10月25日	横切継紙・1通	へ189-2-11
矢野倉謙一郎廻状(志垣村硝石御製場へ懸元メ北村団之丞出役の指示につき) 矢(野倉)謙一郎→小森村・南原村・小松原村他18村三役人 包紙入、包紙に本文が貼付、包紙は小森村宛、清野村より村継、小市村、栃原村、入山村、茂菅村、吉田村は無印の旨の下ヶ札あり	(明治3年)庚午10月13日	横切継紙・1通	へ189-2-12
矢野倉謙一郎指図書(小河原村硝石御製中のことで御尋があるので三役人のうち1人出頭命令) 矢(野倉)謙一郎→小河原村三役人 包紙入、包紙に本文が貼付、東寺尾村より村継、辛未2月8日返上	(明治4年)辛未2月6日	横切継紙・1通	へ189-2-13
矢野倉謙一郎指図書(小河原村硝石御製中のことで御尋があるので三役人のうち1人出頭命令) 矢(野倉)謙一郎→小布施村三役人 包紙入、包紙に本文が貼付、東寺尾村より村継、辛未2月10日返上	(明治4年)辛未2月6日	横切継紙・1通	へ189-2-14
矢野倉謙一郎指図書(申渡があるので三役人のうち1人出頭命令につき) 矢(野倉)謙一郎→志垣村三役人 包紙入、包紙に本文が貼付、東寺尾村より村継、明治4辛未2月13日返上	3月25日	横切継紙・1通	へ189-2-15
矢野倉謙一郎指図書(北郷村硝石製中のことで相尋筋につき出頭命令につき) 矢(野倉)謙一郎→北郷村三役人 包紙入、包紙に本文が貼付、東寺	4月8日	横切継紙・1通	へ189-2-16

尾村より村継、4月13日返上、「此表江罷出候序ニ而宜候也」の下ケ札あり			
矢野倉謙一郎指図書(沓野村造硝御小屋手宛・掛の者見分の際の賄料等を下付するので掛元メ北村団之丞・宮入半左衛門宅への出頭につき) 矢(野倉)謙一郎→沓野村三役人 包紙入、包紙に本文が貼付、東寺尾村より村継、4月17日返上、「本文呼出外御用罷出候序ニ而宜候也」の下ケ札あり	(明治4年)辛未4月16日	横切継紙・1通	へ189-2-17
矢野倉謙一郎指図書(沓野村造硝御小屋地手宛増のことについて三役人の内1人の掛元メ北村団之丞・宮入半左衛門宅への出頭につき) 矢(野倉)謙一郎→沓野村三役人 包紙入、包紙に本文が貼付、東寺尾村より村継、7月29日返上、「本文呼出外御用序ニ而宜候也」の下ケ札あり	(明治4年)辛未7月27日	横切継紙・1通	へ189-2-18
矢野倉謙一郎指図書(硝石方のことで申渡があるので三役人の内1人の北野(ママ)団之丞宅への出頭命令につき) 矢(野倉)謙一郎→(高井郡)小布施村三役人 包紙入、包紙に本文が貼付、東寺尾村より村継、辛未10月18日返上、「本文呼出外御用罷出候序ニ而宜候也」の下ケ札あり	(明治4年)辛未	横切継紙・1通	へ189-2-19
矢野倉謙一郎廻状(沓野村硝御小屋地のことで申渡があるので三役人の内1人の懸元メ北村団之丞・宮入半左衛門宅への出頭命令) 矢(野倉)謙一郎→(高井郡)沓野村・佐野村・湯田中村三役人 包紙入、包紙に本文が貼付、東寺尾村より村継、10月18日返上	(明治4年)辛未10月18日	横切継紙・1通	へ189-2-20
矢野倉謙兵衛指図書(沓野村造硝製中のことで御尋があるので三役人の内1人の掛元メ北村団之丞・宮入半左衛門宅への出頭命令につき) 矢(野倉)謙兵衛→(高井郡)沓野村三役人 包紙入、包紙に本文が貼付、東寺尾村より村継、「本文呼出御用序ニ而宜く候」の下ケ札あり	(明治4年)辛未11月12日	横切継紙・1通	へ189-2-21
(硝石製方手当金関係書類一括 明治2年正月～明治3年11月) 封筒一括、硝石関係書類としてはまとまりあり		24点	へ190
[硝石壺件](封筒)	明治2年巳正月	封筒・1点	へ190-1
(硝石製方手当金関係書類綴)		23点	へ190-2
鎌原溶水申上書(元メ・手附への下金について心得あるべき旨につき) 鎌原溶水→三村大之助殿・矢野倉謙一郎殿	10月10日	横切継紙・1通	へ190-2-1
御武具方懸調役申上書[覚](合薬製懸元メ北村団之丞等6名書上) (御武具方)懸調役→ - 端裏書「合薬製懸元メ并御手附名面申上」	9月	横切継紙・1通	へ190-2-2
三村大之助他一名申上書[合薬製掛元メ并手附御内手宛被下之義伺](端裏書)(古灰製直の	9月	横切継紙・1通	へ190-2-3

59 松代庁／番方／武庫方所管火薬等製造作費上申・伺い

心掛のため別帳名面のとおりに1人金200疋御内々御手当仕度につき) 三村大之助・矢野倉謙一郎→ -			
[覚](合薬水車御借入杵5つ分手宛・1人別扶持金35両7分2分9厘等計算書) 端裏書[平塚水車御借入御入料控]、合薬水車御借入杵8つ分代金の付箋あり		横切紙・1通	へ190-2-4
宮入半左衛門申上書[申上](栃原村平組等27ヶ村31組、村々硝石并合薬製入料逼迫のため3分2は来年中まで延引の件につき) 宮入半左衛門→ - 端裏書[明治二巳年十二月、村々硝石并合薬製御入料三分一御払下伺]	明治2年巳12月24日	横切継紙・1通	へ190-2-5
宮入半左衛門申上書[申上](小嶋田村等30村33組へ4ヶ村硝石御製入料去々辰年より御払下の残りを廻村の上御払につき) 宮入半左衛門→ - 端裏書[明治三年四月廿五日硝石御入料残村々江相下調]	明治3年午4月25日	横切継紙・1通	へ190-2-6
北村団之丞他一名申上書[覚](北郷村硝石製御入料金16両2分等4筆、去々辰年より御払残り取調につき) 北村団之丞・宮入半左衛門→ - 端裏書[硝石製御入料残調]	午4月10日	横切継紙・1通	へ190-2-7
[口上覚](飯米之事) 北村団之丞・宮入半左衛門→ - 包紙のみ	午2月29日	包紙・1点	へ190-2-8
鎌原溶水申上書(北郷村硝石について三輪村よりの米を製人手宛の内から代金を上納させたい旨の伺が承済並びに郡政副主事へ申し渡した旨) 鎌原溶水→山岸左内殿・矢野倉謙一郎殿	5月22日	横切継紙・1通	へ190-2-9
武庫司事申上書(別紙伺の趣は製場最寄村方の御収納から差し出させて、仲間は手当金の内で上納し、職人の方は手間料の内から差引して渡す旨) 武庫司事→ -		横切紙・1通	へ190-2-10
北村団之丞他一名伺書[口上覚](飯米高値につき硝石製方御仲間并平職人の手当・飯米料増額料につき) 北村団之丞・宮入半左衛門→ -	10月	横切継紙・1通	へ190-2-11
北村団之丞他一名再伺書(端裏書)[硝石製方御仲間等増御手宛之儀奉再伺候](去巳年10月・当正月の硝石製方御仲間平職人等についての伺却下につき、改めて御手宛増額か飯米を最寄村方から収納の内で納めて御仲間御手宛金の内で上納するかの2ヶ条を再伺) (合薬方元メ)北村団之丞・宮入半左衛門→ -	2月	横切継紙・1通	へ190-2-12
(書付、上職人・並職人の従前と増額後の手当金の試算)		切紙・1通	へ190-2-13
鎌原伊野左衛門申上書(別紙伺の通り承済につ	4月19日	切紙・1通	へ190-2-14

き) 鎌原伊野左衛門→三村大之助殿・矢野倉謙一郎殿			
三村大之助他一名申上書[北郷村小生製人飯米并味噌之義伺](手附借入では不十分なので調役の申立通り御聞濟なさるべき旨) 三村大之助・矢野倉謙兵衛→-	3月18日	横切紙・1通	へ190-2-15
掛調役伺書[北郷村ニ而飯米并味噌等之儀ニ付伺](北郷村硝石製が飯米・味噌等買入等必至差支により掛御手附が借り入れてくれるよとの製人願につき伺) 掛調役→-	3月	横切継紙・1通	へ190-2-16
北村団之丞金銭受取証文[覚](白米5斗入1俵、北郷村硝石製御入料につき) 北村団之丞→三輪村三役人	巳4月	横切紙・1通	へ190-2-17
北村団之丞金銭受取証文[覚](白米5斗入1俵、北郷村硝石製御入料につき) 北村団之丞→三輪村三役人	巳4月	横切継紙・1通	へ190-2-18
草間一路申上書[覚](別紙調書の趣を手附へ尋ねたところ、手附は別々の賄払ではないので手附も同様の訳である旨を御手附へ御沙汰につき) (草間)一路→(矢野倉)謙一郎様	11月5日	横切継紙・1通	へ190-2-19
酒井千左衛門申上書[覚](中ノ御所村等3村、硝石内穿鑿に手附一同善光寺辺へ出張の際の泊り賄取調につき) 酒井千左衛門→-	11月	横切紙・1通	へ190-2-20
[口上覚](薬造調の事等) 包紙のみ		包紙・1点	へ190-2-21
北村団之丞他一名伺書[口上覚](硝石製造につき) 北村団之丞・宮入半左衛門→-	巳10月	横切継紙・1通	へ190-2-22
栃原村平組名主松沢源兵衛他二名願書[乍恐以書付御縫奉願上候](矢野倉謙一郎触書を源兵衛病気のために差置いていたところ、その旨について不埒の触書を7月に頂戴したため御赦免願) 栃原村平組名主松沢源兵衛・組頭松沢仁右衛門・長百姓山口十左衛門→御武庫方御役所	明治3年午11月	堅紙・1通	へ190-2-23
(硝石合薬関係書類一括) 封筒一括		13点	へ191
[硝石一件書類](封筒) 武庫→-	明治5年壬申正月	封筒・1点	へ191-1
(硝石関係書類綴)		12点	へ191-2
(硝石1貫匁等6筆勘定書)		横切継紙・1通	へ191-2-1
御武具方元メ申上書[舶来合薬御入料御尋ニ付申上](舶来合薬640斤代金483両1分5匁等2筆取調につき) 御武具方元メ→-	12月	横切継紙・1通	へ191-2-2
某申上書(舶来・此表御製合薬のことについて御尋につき、購入費・腐敗等を考えると此表製合薬を薦める旨)	4月	横切継紙・1通	へ191-2-3
某申上書(合薬懸合の中俣一平答弁のことにつ		横切継紙・1通	へ191-2-4

59 松代庁／番方／武庫方所管火薬等製造作費上申・伺い

<p>いての御尋への返答、永久腐敗の有無については一平へとくと見極めるように命じてほしい旨等につき)</p> <p>北村団之丞申上書[栃原村硝石製御道具取調(座三尺桶等28筆、辰年追通村より志垣村へ引移の際に取調た品につき) (硝石合薬方元メ)北村団之丞・宮入半左衛門→ -</p>	(明治5年)壬申5月	横切継紙・1通	へ191-2-5
<p>硝石合薬方元メ北村団之丞他一名伺書[栃原村硝石道具儀ニ付申上] (栃原村硝石御製について去12月以来御見合のままならば御製所御引払いの旨の内願により損益を取調の上で御製有無の差函につき) 硝石合薬方元メ北村団之丞・宮入半左衛門→ - 栃原村硝石御製入用残物凡取調の下ケ札あり</p>	4月	横切継紙・1通	へ191-2-6
<p>(勘定書、御払不足金89両3分2匁4分4厘の差引)</p> <p>硝石合薬製懸元メ北村団之丞他一名勘定書(金41両2分3朱18匁等3筆、硝石合薬製御入料につき) 硝石合薬製懸元メ北村団之丞・宮入半左衛門→ -</p>	(慶応元年)閏5月 未11月	横切紙・1通 横切紙・1通	へ191-2-7 へ191-2-8
<p>(勘定書、金1両1分沓野吉右衛門等2筆)</p>		切紙・1通	へ191-2-9
<p>羽田三蔵申上書[下宇木村硝石御製ニ付万端厚世話仕候人別](人別取調べ) 羽田三蔵→ - 端裏書あり</p>	申6月	横切継紙・1通	へ191-2-10
<p>某指図書(大宮村宮平組小林清太兵衛等4人御用につき3役人の内1人出頭命令)</p>		横切継紙・1通	へ191-2-11
<p>(人名書上、辰年勤小河原村北組・両組・新田組・東組10名)</p>		横切継紙・1通	へ191-2-12
<p>(硝石製勘定関係書類綴) 硝石関係書類としてはまとまりあり</p>		2点	へ192
<p>[沓野村造硝向子年迄三度御製御入料大凡御積取調帳](当年秋・冬・来未年春・夏・秋・冬・申年春・秋～酉年冬・戌春・秋～亥冬・子年春の入料取調) 硝石合薬製懸元メ北村団之丞・宮入半左衛門→ - へ192-1、2は折重</p>	明治3年午8月	横長半・1冊	へ192-1
<p>硝石製掛元メ北村団之丞他一名申上書(硝石製元土桶3本立1日製上ケ御積りにつき) 硝石製掛元メ北村団之丞・宮入半左衛門→ - へ192-1、2は折重、元土三等級の貫匁についての下ケ札あり</p>	2月	横長半・1冊	へ192-2
<p>[触出入留](1月～10月までの触の発給・返上の記録) 矢野倉武庫→ - 硝石関係書類としてはまとまりあり</p>	明治4年辛未正月	横半半・1冊	へ193
<p>(硝石関係書類一括) 封筒一括、硝石関係書類としてはまとまりあり</p>		26点	へ194
<p>[硝石一件書類](封筒) 武庫→ -</p>	明治4年辛未正月	封筒・1点	へ194-1

(硝石関係書類綴)		2点	へ194-2
(品名書付、西瓜蔓等15筆)		横折紙・1通	へ194-2-1
硝石合薬方元ノ北村団之丞他一名申上書[杓野村造硝御小屋御修復御入料取調](杉8本等19筆) 硝石合薬方元ノ北村団之丞・宮入半左衛門→ - 下ケ札2点あり	6月	横長半・1冊	へ194-2-2
(杓野村硝石関係書類綴 明治3年7月～明治4年7月)		4点	へ194-3
属大川申上書[覚](御囲硝石1千156貫400匁等2筆) (武庫)属大川(才右衛門)→ - 硝石など3筆の貫匁計算の下ケ札あり	明治4年辛未7月	横切継紙・1通	へ194-3-1
(勘定書、直八製硝石9貫780匁等3筆)		横切継紙・1通	へ194-3-2
羽田三蔵申上書(端裏書)[杓野村硝石一件](杓野村造硝・小河原村・下宇木村自然硝石年限取調につき) 羽田三蔵→ -	明治3年7月	横切継紙・1通	へ194-3-3
羽田三蔵他一名申上書[覚](杓野村造硝御入料・硝石御出方取調につき) (羽田)三蔵・(山口)総平→ - 端裏書「明治三午年八月杓野村造硝伺」	明治3年午8月	横切紙・1通	へ194-3-4
(造硝石入料関係書類綴)		13点	へ194-4
(端裏書)[造硝御入料残金調](2筆、金10両2分3朱2匁3分4厘190文につき)	明治4年辛未8月14日	横切継紙・1通	へ194-4-1
(端裏書)[造硝御入料残金調](2筆、金10両2分3朱2匁3分4厘)	明治4年辛未8月14日	横切紙・1通	へ194-4-2
(勘定書、寅・卯兩年の杓野村佐藤松左衛門等8筆)		横切継紙・1通	へ194-4-3
矢野倉謙一郎用状(杓野村願を表書の通りに申し付けにつき) (矢野倉)謙一郎→ -	(明治4年)辛未7月21日	切紙・1通	へ194-4-4
武庫司事用状(別紙の趣を承済の旨) 武庫司事→ -		切紙・1通	へ194-4-5
武庫司事伺書(端裏書)[御用真木請負人志垣村善之助等願之義伺](善之助願の通り御聞済なさるべきにつき) 武庫司事→ -	12月	横切紙・1通	へ194-4-6
硝石懸元ノ北村団之丞他一名申上書(端裏書)[栃原村硝石御製御入用真木代金之儀志垣村善之助等願面江添書申上](願の通りに御聞済なさるべきにつき) 硝石懸り元ノ北村団之丞・同宮入半左衛門→ -	12月	横切紙・1通	へ194-4-7
[覚](銭3貫282文等3筆)		横切紙・1通	へ194-4-8
(寄灰勘定書、鬼無里村組・日影村組の俵数)		横折紙・1通	へ194-4-9
(盆代調書、三ッ組並盆代銀5匁5分等2筆)	(明治4年)未4月	横切継紙・1通	へ194-4-10
(扇子代調書、上扇子1対代銀5匁5分等3筆)	4月	横切紙・1通	へ194-4-11

60 松代庁／番方／武庫方所管武具調達・修復費並びに運営費上申

志垣村硝石製真木代下金為替証文[証](金33両につき) 矢(野倉)謙一郎→-	明治4年未正月	縦紙・1通	へ194-4-12
志垣村岡本善之助他三名願書[乍恐以書付奉歎願候](樫真木22代金33両、木元代金差支につき) 志垣村岡本善之助・名主山口九右衛門・組頭野池三治郎他1名→武庫方御役所 (硝石関係書類綴)	明治3年午12月	縦紙・1通	へ194-4-13
武庫司事申上書并荒井弥平勘返状[覚](東京よりの御取寄につき雇人馬は何程になるか取り調べてほしい旨並びに雇いのことは区々なのでしかと分からない旨) 武庫司事→荒井弥平様	4月3日	7点 横切継紙・1通	へ194-5 へ194-5-1
北村団之丞申上書(端裏書)[桶之事申上](御尋の桶の寸尺につき) 北村団之丞→-	11月23日	横切紙・1通	へ194-5-2
某申上書(舶来硝石5千貫匁代金1千150両等3筆勘定につき)	3月	横切継紙・1通	へ194-5-3
某申上書(松代より東京まで本馬1疋雇賃銭53貫文等2筆勘定につき)	6月24日	横切紙・1通	へ194-5-4
荒井弥平申上書(端裏書)[東京賃銭調](本馬1疋分凡銭20貫320文等2筆勘定につき) 荒井弥平→- 本文以外の人足については分かり次第申し上げる旨の下ケ札あり	(明治2年)巳3月	横切継紙・1通	へ194-5-5
硝石会所御用達小澤兵左衛門申上書[覚](再製硝石代金1両につき目方2貫目等2筆上納相場につき) 硝石会所御用達小澤兵左衛門→松代様武器方御役所 端裏書「硝石直段附東草子村の分」	明治2年巳10月	縦紙・1通	へ194-5-6
杵野村地主吉右衛門他三名願書[差上申一札之事](造硝御小屋の掛物改により御増御冥加の旨) 杵野村地主吉右衛門・同九三郎・名主安吉他頭立1名→矢野倉謙一郎様	明治4年未	縦紙・1通	へ194-5-7
大銃方頭取伺書[大銃製薬所之儀ニ付伺](端裏書)(御用筆筒等6筆、下付願につき) 大銃方頭取・大銃方→-	正月	横切紙・1通	へ195

60 松代庁／番方／武庫方所管武具調達・修復費並びに運営費上申 計政局

(武庫方関係書類綴 明治3年5月～明治4年3月)		35点	へ225
武庫庶務申上書并武庫司事貼紙(端裏書)[中ミール銃長ミール銃雷火銃御修復御入料御中借申上](金12両也並びに庶務申立聞済につき) 武庫庶務→-	(明治3年)午6月	横切継紙・1通	へ225-1
(器械製造方入料金関係綴)		3点	へ225-2

御勘定吟味申上書(端裏書)[鹿野茂手木諸高割合ニ下方之儀ニ付申上] 御勘定吟味→ -	正月24日	横切継紙・1通	へ225-2-1
山岸左内伺書(端裏書)[器械製造方御入料金御中借之儀付伺] 山岸左内→ - 下ケ札あり(破損)、へ225-4と関連カ	4月20日	横切紙・1通	へ225-2-2
懸り庶務伺書(端裏書)[器械製造方御入料御中借之儀伺](金61両2分7匁7分2厘) 懸り庶務→ - へ225-3と関連カ	4月20日	横切継紙・1通	へ225-2-3
(端裏書)[スイツル銃御買上御入用積](2筆スイツル銃300挺) 下ケ札3点、銃の値段は360挺計算で1挺金26両3分2朱8厘、金30両3分2朱9厘、金29両12朱4分4厘の3種類、ただし書き上げられている2筆は300挺		横切継紙・1通	へ225-3
(武庫方関係書類綴)		5点	へ225-4
武庫庶務申上書并武庫司事添伺貼紙[合薬干台拾挺品々附属共御出来御入料之義申上](合薬干台10挺等4筆、下値のため御台師大狭栄太郎方へ指図につき並びに庶務申上の聞済願) 添伺貼紙に下ケ札「閏十月十三日御下ケ」、へ225-6～10は関連史料カ	閏10月12日	横切継紙・1通	へ225-4-1
(武庫方関係書類綴)		4点	へ225-4-2
(武庫方関係書類綴)		2点	へ225-4-2-1-1
大狭栄太郎申上書[覚](合薬干台1ツ見積申上) 大狭栄太郎→御武庫方御役所 下ケ札あり、225-6～10は関連史料カ	(明治3年)午9月	横切紙・1通	へ225-4-2-1-2
大狭栄太郎申上書[覚](洪紙1枚等3筆見積申上) 大狭栄太郎→御武庫方御役所 下ケ札あり、225-6～10は関連史料カ	10月	横切継紙・1通	へ225-4-2-1
御鉄砲台師中村伝七申上書[覚](合薬干台等4筆見積申上) 御鉄砲台師中村伝七→武庫方御役所 225-6～10は関連史料カ	閏10月	横切継紙・1通	へ225-4-2-2
菱屋秀兵衛申上書[覚](合薬干台1挺等4筆見積申上) 菱屋秀兵衛→御武庫方御役所 225-6～10は関連史料カ	閏10月	横切継紙・1通	へ225-4-2-3
武庫庶務申上書并武庫司事添伺貼紙(端裏書)[去々年雷粉製并雷管込代・銅管御買上之御入料御下金之儀申上](入料金10両1分4匁3分8厘・金17両3分5分2厘並びに武庫庶務申上の聞済願) 武庫庶務→ - 貼紙に下ケ札「10月28日御下ケ」	(明治3年)午10月27日	横切継紙・1通	へ225-5
営繕庶務申上書并営繕司添伺貼紙(銃兵副隊長補ねこ38枚買上代金14両1分中借伺並びに営繕庶務申上の聞済願) 営繕庶務→ - "ねこ"は"ねこだ"(わらやなわで編んだ大型のむしろ。また背負袋)のことカ、へ225-13と関連カ	9月5日	横切継紙・1通	へ225-6

信州松代紙屋町白木屋安左衛門申上書[覚](ねこ38枚代金見積書) 信州松代紙屋町白木屋安左衛門→上 代金14兩1分、1枚1分2朱宛、印「信州松代紙屋町白木屋」、"ねこ"は"ねこだ"(わらやなわで編んだ大型のむしろ。また背負袋)のことカ、へ225-12と関連カ	(明治3年)午8月	横切紙・1通	へ225-7
武庫司事申上書(端裏書)[引ロクロ真銃御出来之儀伺](先般ロクロ丈が出来し、此度真銃出来の儀伺につき) 武庫司事→ - 下ケ札「御用済」あり、へ225-14～17は関連史料カ	(明治3年)閏10月16日	横切紙・1通	へ225-8
器械製造所懸庶務東福寺泰作申上書[引ロクロ真銃御積取調伺](引ロクロ真銃代金を近藤菊太郎と高橋運治に見積もらせて高橋運治の方が下値につき) (器械製造所懸)庶務東福寺泰作→ - 近藤菊太郎1つにつき代金2兩1朱、高橋運治同1兩3分2朱、へ225-14～17は関連史料カ	(明治3年)閏10月	横切継紙・1通	へ225-9
御鉄砲師近藤菊太郎申上書[覚](引ロクロシン銃入料見積につき) 御鉄砲師近藤菊太郎→器械方御役所 見積金2兩1朱、へ225-14～17は関連史料カ	(明治3年)閏10月	横切継紙・1通	へ225-10
高橋運治申上書[覚](引ロクロ真銃入料見積につき) 高橋運治→器械方御役所 見積金1兩3分2朱、へ225-14～17は関連史料カ	(明治3年)閏10月	横切紙・1通	へ225-11
武庫庶務申上書(端裏書)[御借入品々損分御修復御出来御入料御積取調申上](長ミニ口銃10挺等4筆見積につき) 武庫庶務→ - 見積金84兩1分2朱6分5厘	(明治3年)午6月	横切継紙・1通	へ225-12
武庫庶務申上書并武庫司事添伺貼紙等(端裏書)[辰年中合薬製・同大小銃製并於下筋御買上御筒御修復御入料之内御中借之義申上](御下ケ金拝借の催促につき) 武庫庶務→ - 3筆金89兩3分1匁6分7厘、へ225-19、23～26は関連史料カ	(明治3年)午9月	横切紙・1通	へ225-13
武庫庶務申上書并計監添伺貼紙[覚](御入料御下ケ金拝借願につき) 武庫庶務→ - 4筆金286兩3分、武庫庶務申上書と計監添伺貼紙の間に武庫司事添伺貼紙と計政副主事添伺貼紙あり、作成順は武庫庶務申上書→武庫司事添伺貼紙→計政副主事添伺貼紙→計監添伺貼紙カ	(明治4年)巳12月16日	横切継紙・1通	へ225-14
武庫庶務申上書并武庫司事添伺貼紙(端裏書)[元込銃附剣摺合御入料御積取調申上](元込銃附剣44挺等2筆、先般剣を合わせたところ不合の分の修復見積につき並びに武庫庶務申上の聞済願) (武庫)庶務→ - 2筆銀75匁3分、下ケ札「十一月三日御下ケ」	(明治3年)庚午11月	横切継紙・1通	へ225-15
元武庫庶務申上書(端裏書)[二十寸打損シ彈丸四ッ御下之儀申上](丹波島村柳沢喜代三願	亥7月	横切継紙・1通	へ225-16

出につき) 元武庫庶務→ - 二十寸打損シ弾丸4つは安政2年より丹波島村へ預けられていた			
武庫庶務申上書并武庫司事添伺貼紙(端裏書) [辰年中合薬製并大小銃弾薬製御入料御中借之儀取調伺](御入料払残金の取調につき) 武庫庶務→ - 2筆45両、添伺貼紙に下ケ札「六月廿四日御下」、へ225-19、23~26は関連史料カ	(明治3年)午6月	横切継紙・1通	へ225-17
(合薬製造関係書類綴)		3点	へ225-18
武庫司事申上書(端裏書)[去辰年合薬製御入料御払下之義伺](庶務申上の聞済願につき) 武庫司事→ - 下ケ札「八月三日御下ケ」、へ225-19、23~26は関連史料カ	7月晦日	横切紙・1通	へ225-18-1
武庫庶務申上書(端裏書)[去ル辰年中合薬製御入料御中借取調伺](御用達合薬製勘定極まらぬため御下ケ願につき) 武庫庶務→ - 御用達合薬製の難渋は一昨辰年の下筋一乱の際に御用出精を命じたため、下筋一乱とは戊辰戦争を指すカ、へ225-19、23~26は関連史料カ	(明治3年)午7月29日	横切継紙・1通	へ225-18-2
武庫庶務申上書(端裏書)[大小製薬御入料之内御中借之儀伺](御払残人別共難渋につき) 武庫庶務→ - 金15両、へ225-19、23~26は関連史料カ	8月	横切継紙・1通	へ225-18-3
(西洋銃見積関係綴)		2点	へ225-19
武庫庶務申上書(端裏書)[シヤホ銃附センマエ鉄物三拾七新規御出来御入料御積](セシヤホ銃116挺修復見積につき) 武庫庶務→ - シヤホ銃附センマエ37、代銀740匁、見積は近藤菊太郎、へ225-28と関連カ	(明治3年)閏10月	横切継紙・1通	へ225-19-1
御鉄砲師近藤菊太郎申上書[覚](シヤホ銃センマエ37見積につき) 御鉄砲師近藤菊太郎→武庫方御役所 銀740匁、1つ銀20匁宛、へ225-27と関連カ	(明治3年)閏10月	横長半・1冊	へ225-19-2
(喇叭修復関係綴)		3点	へ225-20
武庫司事申上書[喇叭御修復御入料御下金之義伺](庶務申上の聞済願につき) 武庫司事→ - へ225-29~31は関連史料カ	6月8日	横切紙・1通	へ225-20-1
武庫庶務申上書[喇叭拾八挺御修復御入料御積申上](口損失新規並びに御修復の見積につき) 武庫庶務→ - 代金8両3分5分銭80文、見積は倉嶋市治、へ225-29~31は関連史料カ	(明治3年)午5月	横切継紙・1通	へ225-20-2
倉嶋市治申上書(喇叭口等18筆見積につき) 倉嶋市治→ - 代銀ノ525匁5分、へ225-29~31は関連史料カ	(明治3年)午5月	横半半・1冊	へ225-20-3
中俣一平書状(出立の際の厚情への御礼、源太郎拝借30両の証文引替の件の御礼につき) (中俣)一平→義太様	12月18日	横切継紙・1通	へ225-21

60 松代庁／番方／武庫方所管武器調達・修復費並びに運営費上申

武庫庶務申上書(御払錢等3筆取調につき) 武庫庶務→ - 2筆メ金648両1分1匁6分	(明治4年)辛未3月	横切紙・1通	へ225-22
御勝手元下申上書[大小銃御用鉄御買上之義ニ付再申上](此節の高値のため倍高ほどの買上願につき) 御勝手元メ→ - 端裏書「七」	6月	横切継紙・1通	へ225-23
(武器関係金銭受取証文写) 舶来雷火管750発、ヒストル玉百発		横切継紙・1通	へ225-24
(各種銃購入関連書類一括 明治2年2月～明治5年10月) 封筒一括		120点	へ226
(封筒)		封筒・1点	へ226-1
大塚谷平申上書(端裏書)[岩村寅空小銃献上仕候儀御含申上](ヤーゲル銃・ゲベール銃武器方へ献上につき) 大塚谷平→ -	11月	横切継紙・1通	へ226-2
(根村熊五郎瑞西銃購入関係書類一括) 紙綴一括		24点	へ226-3
(紙綴)		紙綴・1点	へ226-3-1
[歎願書](包紙) 根村熊五郎→ - 貼紙「不用ニ相成書面」		包紙・1点	へ226-3-2-1
根村熊五郎歎願書(瑞西銃購入の件家計逼迫のため藩取扱につき) 根村熊五郎→ -	(明治4年)未5月22日	横切継紙・1通	へ226-3-2-2
(瑞西銃購入根村熊五郎佐藤美与喜宛歎願書一括) 紙綴一括		5点	へ226-3-3
(紙綴)		紙綴・1点	へ226-3-3-1
根村熊五郎歎願書(入費調延引の旨等申上につき) 根村熊五郎→(佐藤)美与喜様	7月7日	横切継紙・1通	へ226-3-3-2
根村熊五郎歎願書(瑞西銃入料費御下につき) 根村熊五郎→佐藤美与喜様	(明治4年)未7月	横折紙・1通	へ226-3-3-3
(包紙) へ226-3-4-2の包紙、貼紙あり		包紙・1点	へ226-3-3-4
根村熊五郎申上書(瑞西銃の件金策のため裁判所出頭延引につき) (根村)熊五郎→(佐藤)美与喜様・(竹内)新七様	5月13日	横切継紙・1通	へ226-3-3-4
(瑞西銃一件関係綴) 封筒一括		4点	へ226-3-4
(封筒) 「佐藤美与喜様 根村熊五郎」		封筒・1点	へ226-3-4-1
根村熊五郎申上書(瑞西銃360挺代金取調につき) 根村(熊五郎)→ -	7月	横切継紙・1通	へ226-3-4-2
根村熊五郎申上書(瑞西銃一件御勘弁別紙差上につき) (根村)熊五郎→(佐藤)美与喜様	7月18日	横切紙・1通	へ226-3-4-3
根村熊五郎内々申上書(神奈川縣預瑞西銃買取代金等取計につき) 根村(熊五郎)→ -	7月	横切継紙・1通	へ226-3-4-4
[神奈川縣え差出候証書類](付箋) 「神奈川縣え差出候証書類」		切紙・1通	へ226-3-5

松代藩根村熊五郎約定書(端裏書)[フハーブルえ差入之証書受取付差出シ書面写](証書4通受取につき) 松代藩根村熊五郎→神奈川縣御中	(明治4年)辛未6月	豎紙・1通	へ226-3-6
松代藩根村熊五郎願書[以書附奉願候](瑞西銃20挺等借庫入につき) 松代藩根村熊五郎→神奈川西運上所御中 端裏書「瑞西銃并附属玉器械等借庫入願書写」	明治4年辛未6月9日	豎紙・1通	へ226-3-7
根村熊五郎申上書(フハーブルより証書請取神奈川縣より返書差出につき) 根村熊五郎→	6月	横切継紙・1通	へ226-3-8
松代藩根村熊五郎願書写[覚](瑞西銃359挺等外国人同様非常受負につき) 松代藩根村熊五郎→神奈川西運上所御中 端裏書「瑞西銃三百五拾九挺并玉器械等神奈川西運上に而預ケ火賃等受負願書写」	明治4年辛未6月11日	豎紙・1通	へ226-3-9
松代藩根村熊五郎申上書写(端裏書)[尅挺不足付取扱書認差出候写](瑞西銃1挺紛失のため359挺分にて値段勘定願につき) 松代藩根村熊五郎→神奈川縣御中	(明治4年)辛未6月8日	豎紙・1通	へ226-3-10
[證](神奈川縣運上所小銃等請取火賃受負証) 神奈川縣運上所→ 朱色罫紙、写シカ	(明治4年)辛未6月11日	豎半・1冊	へ226-3-11
(西洋銃購入関係約定書一括) 卷込一括		5点	へ226-3-12
根村熊五郎約定書写[覚](瑞西銃620挺納入期限20日迄日延につき) 根村熊五郎→川嶋伝吉殿・大塚権次郎殿	(明治3年)午12月11日	豎紙・1通	へ226-3-12-1
根村熊五郎願書写[覚](瑞西銃620挺金4500兩返済の件取計頼入につき) 根村熊五郎→川島伝吉殿	(明治3年)午11月21日	豎紙・1通	へ226-3-12-2
根村熊五郎約定書写[覚](瑞西銃620挺引受方頼入につき) 根村熊五郎→川嶋伝吉殿	(明治3年)午12月8日	豎紙・1通	へ226-3-12-3
芳賀仁兵衛他二名約定書写[覚](銃620挺代金4500兩請取につき) 芳賀仁兵衛・大塚権左衛門・川島伝吉→山本卯助殿	明治3年午11月8日	豎紙・1通	へ226-3-12-4
山本卯助約定書写[覚](銃代金4千500兩御渡につき) 山本卯吉→川島伝吉殿・大塚権左衛門殿・芳賀伊兵衛殿	明治3年午11月8日	豎紙・1通	へ226-3-12-5
(西洋銃支払方関係書状一括) 紙縫一括		3点	へ226-4
(紙縫)		紙縫・1点	へ226-4-1
根村熊五郎申上書(端裏書)[岩村借財方大凡之調](フハーブルへ支払代金の内借金元取調につき) (根村)熊五郎→	6月	横切継紙・1通	へ226-4-2
某用状(端裏書)[瑞西銃金沢藩え売込根元より之手続尋問之扣](瑞西銃売込過程書出につき)		横切継紙・1通	へ226-4-3

60 松代庁／番方／武庫方所管武具調達・修復費並びに運営費上申

大塚谷平内々申上書(端裏書)[御内々申上](瑞西銃代金不払一件裁判所へ出訴のため根村熊五郎等2名横浜表談判の旨につき) 大塚谷平→ -	11月	横切継紙・1通	へ226-5
某用状(端裏書)[岩村寅空御書附写](岩村寅空戊辰飯山北征御賞金900疋御下につき)	正月11日	横切紙・1通	へ226-6
根村熊五郎嘆願書(瑞西銃代金の内1453弗取計願につき) 根村熊五郎→ -	6月	横切継紙・1通	へ226-7
(佐藤美与喜差出書状一括) 紙縫一括		5点	へ226-8
(紙縫)		紙縫・1点	へ226-8-1
佐藤美与喜書状(岩村寅松拝借金等取調国元にて取計願につき) (佐藤)美与喜→彦六様 端裏鉛筆書「佐藤氏ヨリ岩寅貸懸調ノコト申来 堅帳一誠三郎書面一 三村氏印書写一 右三通添 十二月十九日付 十二月廿四日着」端裏貼紙「イノ一ニ添」	12月19日	横切継紙・1通	へ226-8-2
斎藤誠三郎申上書(端裏書)[岩村寅松手より鉄砲等御買上代滞金等取調申上](元鉄砲師岩村寅松借財等別紙取調につき) 斎藤誠三郎→ -	(明治3年)未12月	横切継紙・1通	へ226-8-3
三村大之助借用証文写[覚](金札200両扶持方引当にて返上につき) 三村大之助→岩村寅松殿	明治2年巳2月18日	縦紙・1通	へ226-8-4
某用状[覚](辰年東京より出来物長短取交25挺等書出につき) 端裏書「武庫より来着 四月二日」		切紙・1通	へ226-8-5
(ファールへ提出鉄砲代金関係証文一括) 紙縫一括		5点	へ226-9
(紙縫)		紙縫・1点	へ226-9-1
[フハブルへ差出候書面不束之取扱](付箋)		付箋・1点	へ226-9-2
重兵衛書状(質物一件元金返済取計のた早々帰府の旨につき) 重兵衛→根村様	極月23日	横切継紙・1通	へ226-9-3
水井一郎他一名約定書写[証](スイツル620挺代金納入期限延引につき) 水井一郎・斎藤喜三郎→伊勢屋宇助殿	(明治3年)未2月8日	縦紙・1通	へ226-9-4
東紺屋町宗八地借川島伝吉他三名借用証文[覚](鉄砲620挺代金1万230弗内残金12月25日納入につき) 東紺屋町宗八地借川島伝吉・神田鍛冶町大塚権次郎・三河町荅丁目伊東利右衛門他1名→フハアフル君金蔵殿	(明治4年)午11月29日	縦紙・1通	へ226-9-5
(根村熊五郎岩村寅松借財関係書状一括) 紙縫一括		8点	へ226-10
(紙縫)		紙縫・1点	へ226-10-1
(包紙) 根村熊五郎→岩村寅松殿 包紙上書「岩村寅松殿 根村熊五郎」		包紙・1点	へ226-10-2-1

根村熊五郎書状(一件裁判沙汰の際寅松借財申立の旨等につき) (根村)熊五郎→(岩村)寅松様 (包紙) 根村熊五郎→芳咲伊兵衛様 包紙上書「芳咲伊兵衛様 浜より根村熊五郎」	5月9日	横切継紙・1通 包紙・1点	へ226-10-2-2 へ226-10-3-1
根村熊五郎書状(寅松借財催促逃れの旨につき) (根村)熊五郎→(芳咲)伊兵衛様 (包紙) 根村(熊五郎)→宇兵衛殿 包紙上書「宇兵衛殿 根村より」	5月9日	横切継紙・1通 包紙・1点	へ226-10-3-2 へ226-10-4-1
根村熊五郎書状(岩村寅松借財等御下金不当取扱の旨につき) (根村)熊五郎→卯兵衛殿	5月9日	横切継紙・1通	へ226-10-4-2
根村熊五郎書状(裁判所沙汰のため岩村寅松へ厳申渡願につき) (根村)熊五郎→兩大属様 (フハーブル宛証書一括) 封筒一括 (封筒) 封筒「To Tochi Chikenji Sakurada Daisankenji Wuchino Wumi Daisankenji Kika」 (フハーブル宛証書綴) 金属製止具を使用	5月9日	横切継紙・1通 5点 封筒・1点 4点	へ226-10-5 へ226-11 へ226-11-1 へ226-11-2
根村熊五郎他一名約定書[日延約條書之事](瑞西銃代金納入日延につき) 根村熊五郎・岩村寅松／(奥印)小林一郎→／(奥印)フハーブル君	明治4年未2月17日	縦紙・1通	へ226-11-2-1
松代藩根村熊五郎他一名約定書[差上候約定之事](瑞西銃残金25日迄に納入につき) 松代藩根村熊五郎・岩村寅松→瑞西百七十五番フハーブルブランド君え	(明治3年)午12月朔日	縦紙・1通	へ226-11-2-2
松代藩岩村寅松他一名用状[証書之事](瑞西銃620挺等築地出張にて引取につき) 松代藩岩村寅松・根村熊五郎→横浜在留瑞西百七十五番フハーブルブランド君え	1870年7月20日	横切紙・1通	へ226-11-2-3
松代藩岩村寅松他一名用状(瑞西銃代内800両入置残金30日迄に納入につき) 松代藩岩村寅松・根村熊五郎／(奥印)柘植彦六→横浜在留瑞西百七十五番フハーブルブランド君え (シヤッホ銃取扱関係書類一括) 紙綴一括 (紙綴)	8月18日	横切継紙・1通 7点 紙綴・1点	へ226-11-2-4 へ226-12 へ226-12-1
岩村寅松申上書[御尋候付以書付奉申上候](川嶋伝吉周旋にて購入シヤッホ銃100挺代金取計につき) 岩村寅松→御役所 表紙に「上 岩村寅松」、表紙貼紙朱書「川嶋伝吉手寄御買上シヤースホ銃始末書」とあり	明治5年申4月	縦半・1冊	へ226-12-2
岩村寅松申上書[シヤースホ銃一条始末証文今般御尋二付左二申上](シヤースホ銃72挺代金828両上納願につき) 岩村寅松→ 表紙に「シヤースホ銃一條御尋二付申上候 岩村寅松」とあり、表紙貼紙「ロノ二」	明治5年壬申11月	縦半・1冊	へ226-12-3

60 松代庁／番方／武庫方所管武具調達・修復費並びに運営費上申

(岩村寅松シヤスポ銃引当借用金関係書状一括) 紙繕一括		4点	へ226-12-4
(紙繕)		紙繕・1点	へ226-12-4-1
(付箋) 「ロノ一ニ添」		切紙・1通	へ226-12-4-2
覚一郎他一名用状(岩村寅松等瑞西銃一件関係取計方につき) 覚一郎・善四郎→(佐藤)美与喜様 端裏書「外国人負債一件」	正月25日	横切継紙・1通	へ226-12-4-3
岩村寅松借用証文[証](金150両シヤスポ銃80挺引当正月16日迄に返済につき) 岩村寅松→フハーブル君	(明治4年)未12月	縦紙・1通	へ226-12-4-4
根村熊五郎申上書(瑞西銃一件借財取扱方藩中触廻願につき) 根村熊五郎→小野善四郎様	4月2日	横切継紙・1通	へ226-13
(西洋銃購入代金支払滞関係書類一括) 紙繕一括		17点	へ226-14
(紙繕)		紙繕・1点	へ226-14-1
(包紙) 根村熊五郎→・包紙上書「口上 根村熊五郎」		包紙・1点	へ226-14-2-1
根村熊五郎他一名願書(瑞西銃代金支払延引のため商人5人より上納金請取取計につき) 根村熊五郎・岩村寅松→・	(明治3年)午11月	横切継紙・1通	へ226-14-2-2
某用状(寅松借財分・藩返済分差引勘定外貨換算につき) 鉛筆書入、朱鉛筆書入あり		横切継紙・1通	へ226-14-3
柘植彦六他二名書状(岩村寅松御内用申含取計願につき) (柘植)彦六・(岡野)敬一郎・(竹村)金吾→(佐藤)美与喜様 端裏書「岩村寅松御内用申含之事」	12月16日	横切継紙・1通	へ226-14-4
斎藤誠三郎申上書(代金納入延引領事・フハーブルへ談判のため出張願につき) 斎藤誠三郎→渡辺憲蔵様	5月20日	横切継紙・1通	へ226-14-5
斎藤誠三郎申上書(フハーブルへ談判のため根村熊五郎・岩村寅松出京につき) 斎藤誠三郎→渡辺憲蔵様	5月21日	横切継紙・1通	へ226-14-6
某申上書(スイツル銃質人福岡藩家臣大塚権次郎へ内密申上の旨につき)	正月3日	横切継紙・1通	へ226-14-7
某用状(スイツル銃質人3名書出につき)		切紙・1通	へ226-14-8
某用状(銃代金2口合計4770弗につき)		切紙・1通	へ226-14-9
(切紙) 「なにわ町 伊勢や宇助」		切紙・1通	へ226-14-10
某用状(五十太婦府の節頼の品々送付願等につき等)		切紙・1通	へ226-14-11
(包紙) 根村熊五郎・岩村寅松→・包紙上書「歎願書 根村熊五郎、岩村寅松」		包紙・1点	へ226-14-12-1
根村熊五郎他一名歎願書(瑞西銃1千挺の金沢		横切継紙・1通	へ226-14-12-2

藩への売込の件が不手配・濟方延引につき、 金沢藩への売込見込のため川嶋伝吉に売渡 証文を差し入れた件の始末柄につき) 根村 熊五郎・岩村寅松→ -			
竹内新七他一名申上書(岩村寅松帰港次第取調 願につき) (竹内)新七・(佐藤)美与喜→(渡辺)憲 藏様	5月17日	横切継紙・1通	へ226-14-13
(銃購入代金関連書類一括) 巻込一括		2点	へ226-14-14
某用状[対州侯入金](金1千両対州侯より入金 につき書上)		縦紙・1通	へ226-14-14-1
岩村寅松申上書[覚](鉄砲代金等書出1000弗ス イツル銃代金へ上納につき) 岩村寅松→ -	5月	縦紙・1通	へ226-14-14-2
(明治3年瑞西銃代金支払関係書類一括) 紙縫 一括		16点	へ226-15
(紙縫)		紙縫・1点	へ226-15-1
徳兵衛他一名申上書[覚](金3500両貸附日賦等 差引勘定につき) 徳兵衛・(神田東紺屋町)伝吉 →根村(熊五郎)様・岩村(寅松)様	11月15日	縦紙・1通	へ226-15-2
麻寫屋庄蔵約定書[奉差上御証書之事](瑞西銃 1千挺金沢藩商人不都合のため手金流しにつ き) 麻寫屋庄蔵→根村熊五郎様 端裏書「三印」	(明治3年)午11月	縦紙・1通	へ226-15-3
根村熊五郎用状[覚](瑞西銃1挺あたり代金勘 定につき) 根村熊五郎→ - 端裏書「一印え添」	(明治3年)午11月	横切継紙・1通	へ226-15-4
根村熊五郎用状(異人支払代金等書出につき) 根村(熊五郎)→ - 端裏書「一印え添」	12月	横切継紙・1通	へ226-15-5
根村熊五郎申上書[覚](入用金4千435両内訳書 出につき) 根村熊五郎→ - 端裏書「一 入用調 書」	12月	横切継紙・1通	へ226-15-6
川島伝吉金銭金銭受取証文[覚](差引残金64両 3分につき) (神田東紺屋町)川島伝吉→根村熊五 郎様	12月8日	切紙・1通	へ226-15-7
佐藤美与喜他一名申上書(端裏書)[根村熊五郎 岩村寅松スイツル銃取扱義申上](瑞西銃代 金皆済につき) 佐藤美与喜・竹内新七→ - 端裏 書「申上扣」	12月	横切継紙・1通	へ226-15-8
根村熊五郎他一名申上書(瑞西銃1千挺金沢藩 へ売払につき) 根村熊五郎・岩村寅松→ - 端裏 書「写扣」	12月	横切継紙・1通	へ226-15-9
(スイスのC&J Favre-Brandt社より武器購入 の際の領収書一括) 巻込一括		5点	へ226-15-10
(封筒断簡) 虫損甚大		封筒・1点	へ226-15-10-1
スイス人武器代金受取証文(1870年9月12日に 根村熊五郎が購入したライフル620挺の代	1870年11月18日	便箋・1通	へ226-15-10-2

60 松代庁／番方／武庫方所管武器調達・修復費並びに運営費上申

金500両を根村熊五郎より受領につき) C&J Favre-Brandt社D(oruka)1→ - 「Rios(両) 500 Huinsatz(藩札)」			
スイス人武器代金受領証文(岩村寅松が購入した武器の代金945ドルの受領につき) C&J Favre-Brandt社D(oruka)1→ - 「\$ 945」、文中に945ドルと950両は同価値とあり、裏書「九百四十五弗十一月九日」	1860(1870 明治3年) 12月30日	便箋・1通	へ226-15-10-3
スイス人武器代金受領証文(配達済み分の武器の購入、その代金400両を根村熊五郎より受領につき) C&J Favre-Brandt社D(oruka)1→ - 「400 Rios(両)」	1870年12月14日	便箋・1通	へ226-15-10-4
スイス人武器代金受領証文(1870年9月12日に根村熊五郎が購入したライフル620挺の代金1千両を根村熊五郎より受領につき) C&J Favre-Brandt社D(oruka)1→ - 「Rios(両) 1000 Huinsatz(藩札)」	1870年11月18日	便箋・1通	へ226-15-10-5
東紺屋町宗八地借川島伝吉他三名約定書[覚] (根村熊五郎金1万230弗借入鉄砲620挺引取12月25日迄に上納につき) 東紺屋町宗八地借川島伝吉・神田鍛冶町大塚権治郎・三河町老丁目伊東利右衛門他1名→フハアヘル君・金蔵殿 端裏書「二印 スイツル銃引請人之者共よりフハアヘル番頭金蔵え差入候書面写取申上」	(明治3年)午11月29日	横切継紙・1通	へ226-15-11
神田鍛冶町式丁目差配人佐兵衛地借大塚権次郎他二名請書[奉差上候御請書之事](瑞西銃620挺代金1万230弗引請皆済につき) 神田鍛冶町式丁目差配人佐兵衛地借大塚権次郎・三河町老丁目家持伊東利右衛門・東紺屋町川島伝吉→松代藩御役所 端裏書「四印」	(明治3年)午11月23日	堅紙・1通	へ226-15-12
(岩村寅松代金未納一件関係書類一括) 紙繕一括		3点	へ226-16
(紙繕)		紙繕・1点	へ226-16-1
某指示書(高畑久夫より品々買取代金未納の件岩村寅松取調願につき) 貼紙「ハノー」、岩村寅松御役所宛高畑久夫より購入品々代金取調申上書に貼付		切紙・1通	へ226-16-2
岩村寅松申上書[高畑久夫え御払金滞仕置候義猶又今般御尋ニ付左二申上](高畑久夫へ支払代金等取調難渋のため支払滞納につき) 岩村寅松→ - 貼紙「ハノ二」	明治5年壬申11月	堅半・1冊	へ226-16-3
(根村熊五郎瑞西銃代金策関係書類一括) 紙繕一括		11点	へ226-17
(紙繕)		紙繕・1点	へ226-17-1
(包紙) 包紙上書「嘆願書 根村熊五郎」		包紙・1点	へ226-17-2-1

根村熊五郎嘆願書(瑞西銃質戻しのため柘植彦六様名前無断書入等不当取扱の件につき) 根村熊五郎→ -	(明治4年)辛未5月22日	横切継紙・1通	へ226-17-2-2
柘植氏書状[スイツル銃一件并大陽寺之事](スイツル銃・シヤスホ銃引替一件につき引替代幣不都合により責立方大渋難中のため根村義出立の旨等) 柘植氏→ -	12月14日	横切継紙・1通	へ226-17-3
根村熊五郎嘆願書(スイツル銃20挺取扱取調内14挺代金策願につき) (根村)熊五郎→ - 端裏書「スイツルノ事」	4月	横切継紙・1通	へ226-17-4
某用状(根村熊五郎・岩村寅松瑞西銃取扱不埒のため身分取上につき)	6月17日	横折紙・1通	へ226-17-5
根村熊五郎申上書(端裏書)[瑞西銃入費調申上](瑞西銃入費取調伝吉書面延引につき) 根村熊五郎→ -	7月	横切継紙・1通	へ226-17-6
根村熊五郎嘆願書(端裏書)[岩村寅松内借財大凡二申上并御憐愍筋歎願之義申上](岩村寅松借財にて御沙汰御勘弁につき) (根村)熊五郎→ -	6月	横切継紙・1通	へ226-17-7
根村熊五郎書状(瑞西銃売払取扱のため誠三郎派遣願につき) (根村)熊五郎→(佐藤)美与喜様	11月20日	横切紙・1通	へ226-17-8
柘植彦六申上書(瑞西銃代金一件のため根村熊五郎・岩村寅松御沙汰につき) (柘植)彦六→(佐藤)美与喜様 鉛筆書、端裏書「根村、岩村一条柘植氏」	6月11日	横切継紙・1通	へ226-17-9
松代藩根村熊五郎他一名嘆願書(瑞西銃代金残額8千256弗67セント月々返済につき) 松代藩根村熊五郎・岩村寅松→神奈川御縣御中	(明治4年)辛未5月16日	豎半・1冊	へ226-17-10
根村熊五郎書状(瑞西銃代金一件のため質入先の商社・元金沢藩町人との掛合不行届につき) 根村熊五郎→ - 元金沢藩領分町人共が瑞西銃1000挺を1挺に付金18両メ18000両、内10230両は新規買上620挺代金引、残金7770両で買上	明治5年壬申10月	豎半・1冊	へ226-18
某用状(メ金150両永77文元利書付) 元金30両		横折紙・1通	へ226-19
岩村寅松申上書[覚](フハーブルより鉄砲等買上代金遅滞の訴訟により御手元御用代滞金並びに御取替金其外向々貸付代金始末柄大略取調につき) 元御鉄砲師岩村寅松→ - 下ケ札多数、貼紙「イノ三」	(明治4年)辛未12月	豎半・1冊	へ226-20
岩村寅松申上書[瑞西国フワブルプラントより引負金一條御尋ニ付申上候] 岩村寅松→ - 貼紙「イノ四」 貼紙「イノ五」	明治5年壬申11月	豎半・1冊	へ226-21
岩村寅松申上書[瑞西国フワブルプラントより引負金調書] 岩村寅松→ -	明治5年壬申11月	豎半・1冊	へ226-22

60 松代庁／番方／武庫方所管武具調達・修復費並びに運営費上申

某用状[瑞西国商人フハーブルブランドより過ル五月中神奈川県え差出シ候調書写] 合洋銀21924弗30セント、返済高合13794弗13セント、差引借財合洋銀8256弗67セント、朱書「(〇二) 一卯」、下ケ札多数	明治4年辛未5月	豎半・1冊	へ226-23
根村熊五郎申上書[質入金并受払調書](瑞西鉄砲620挺引取・質入等の入費取調につき) 根村熊五郎→ - 入費金681両2朱	明治5年壬申10月	豎半・1冊	へ226-24
中澤村深谷善作他三名拝借金金錢受取証文[拝借金一札之事](商用差支につき、明治3年年閏10月～11月9日) 中澤村深谷善作・仮名主玉井市郎治・組頭杉村権之助他仮長百姓1名→計務方出納御掛御役所 閏10月金1000両、閏10月金2000両、閏10月27日金2200両、閏10月27日金1000両、11月9日金1000両の5通、差出、宛名は同一	明治3年年閏10月～11月9日	豎半・1冊	へ226-25
松代藩小野善四郎他一名伺書(約定書をフアブルブランドへ差入につき) 松代藩小野善四郎・佐藤美与喜→神奈川県御中 明治4末年5月28日付瑞西フアブルブランド殿宛の約定書写も合、下ケ札多数、朱書「(〇三) 二卯」、貼紙「イノニ」	明治4年未年5月	豎半・1冊	へ226-26
根村熊五郎歎願書[横浜在留瑞西国商人フハーブルブランドえ掛り残洋取調申上] 根村熊五郎→ - 合洋銀3791弗97セント	明治5年壬申10月	豎半・1冊	へ226-27
根村熊五郎送状[覚](長ミニール銃68挺・短ミニール銃10挺等につき) 根村熊五郎→矢野倉謙一郎殿・小野熊男殿	明治3年午2月	横切継紙・1通	へ151
(大銃台車並びに鉄物修復関係一括 明治3年2月～6月) 新へ152～156元々ヶ所にまとまっていた文書をかたまりのまま封筒に入れたもの、内容的にまとまりは希薄か、紙綴一括		9点	へ152
(紙綴)		紙綴・1点	へ152-1
計監申上書(端裏書)[大銃台車等御修復之儀御尋申上](御金払の儀計政副主事に御尋すべき旨につき) 計監→ -	(明治3年)6月	横切継紙・1通	へ152-2
軍監申上書并学政局副主事朱印(端裏書)[大銃台車并鉄物等之儀御尋申上](鉄砲修復の件形勢柄第一の御品につき余儀なきにつき並びに学政局副主事許可の旨) 軍監→ -	(明治3年)6月	横切継紙・1通	へ152-3
武庫司事伺書(端裏書)[大銃台車并鉄物御出来之儀伺](別帳並びに別紙の通り御金払致すべき儀につき) 武庫司事→ -	(明治3年)6月8日	切紙・1通	へ152-4
武庫庶務取調書上[台并鉄物御修復損失之分新規御出来御入科御積](十二寸台鉄物一挺分等各種銃見積につき) 武庫庶務→ -	明治3年午6月	豎半・1冊	へ152-5
(ナポレオン代金等関連書類綴 明治3年2月～		4点	へ152-6

3月)			
高橋運治他一名申上書[覚](大銃台鉄物等メ金72両2分2朱銀980匁5分見積につき) 高橋運治・三俣周作→武庫御奉行所	(明治3年)午2月	横切継紙・1通	へ152-6-1
大俠栄太郎他一名申上書[覚](ナボレラン代金15両等見積につき) 大俠栄太郎・中村伝七→御武庫方御役所	(明治3年)午2月	横切継紙・1通	へ152-6-2
鈴木惣五郎申上書[覚](ナボレラン前車鴨捻子等御手間代銀80匁につき) 鈴木惣五郎→武庫方御役所	(明治3年)午2月	横切紙・1通	へ152-6-3
大俠栄太郎申上書[覚](ライフル手木等メ339匁見積につき) 大俠栄太郎→御武庫方御役所	(明治3年)午3月	横切継紙・1通	へ152-6-4

6 1 松代庁／番方／兵食料費過払い返納上申

計政局

加藤直衛歎願書(端裏貼紙)[兵食料返納御猶予之歎願書](兵食料過払い返納の件につき) 松代藩加藤直衛→軍務局御中	(明治3年)庚午5月	横切継紙・1通	へ125
--	------------	---------	------

6 2 松代庁／番方／喇叭手等への諸手上申・指示

計政局

岡野弥右衛門指図書(喇叭吹御手宛の受取方申談のための御蔵への出頭命令) 岡野弥右衛門→酒井市治殿 へ136~140は内容としては一連、本来まとまったものカ	6月7日	横切継紙・1通	へ136
元治歎願書[以書付奉歎願候](難渋により喇叭吹修業中御手宛前借願につき) 柳澤新右衛門組元治/(奥印)立岩長兵衛・小坂長兵衛・清水庄左衛門→上→立岩長兵衛殿・小坂長兵衛殿・清水庄左衛門殿 へ136~140は内容としては一連、本来まとまったものカ	明治3年午4月	豎半・1冊	へ137
某申上書[御仰出遠足弁当錢之儀申上](片道1里32文増し) へ136~140は内容としては一連、本来まとまったものカ	卯3月23日	横切継紙・1通	へ138
(喇叭修業人内借願関係書類綴) へ136~140は内容としては一連、本来まとまったものカ、へ140はへ139に挟み込み		8点	へ139
喇叭取締伺書(端裏書)[去九月分十一月分鶏卵料被下之儀再応伺](喇叭修業人への鶏卵料下渡願等閑につき) 喇叭取締→端裏作成「副隊長補」、端裏朱印「計監可」	6月	横切継紙・1通	へ139-1
喇叭取締伺書(端裏書)[先々午年春喇叭修業人	(明治5年)申7月	横切継紙・1通	へ139-2

62 松代庁／番方／喇叭手等への諸手当上申・指示

え鶏卵料被下之儀再応奉伺候] (喇叭修業人への鶏卵料下渡願につき) 喇叭取締清水庄右衛門・立岩才治→ -			
寺内多宮申上書(端裏書)[申上](喇叭手御前借伺の勘弁願につき) (寺内)多宮→ -	4月5日	切紙・1通	へ139-3
柘植彦六申上書[喇叭□(修カ)業人御入料等之義ニ付申上](喇叭修業人入料内借願につき、別紙両通添) 柘植彦六→ - 裏打済	5月9日	横切継紙・1通	へ139-4
[喇叭修業入料送状](包紙) 大熊董→岩崎懋様	5月15日	包紙・1点	へ139-5
大熊董申上書(喇叭伝習につき別紙柘植彦六の申聞通りに取り計らうべき旨) (大熊)董→(岩崎)懋様 裏打済	5月9日	横切継紙・1通	へ139-6
柘植彦六申上書(喇叭稽古入料内借願につき) (柘植)彦六→(高野)廣馬様 裏打済	5月6日	横切継紙・1通	へ139-7
某申上書[竹村伝三郎等御手充之義ニ付申上](修業御手充願につき別段申上方なき旨)	11月	横切継紙・1通	へ139-8
計政副主事申上書[喇叭修業之者御手当御前借之儀ニ付申上](御手当は勘弁すべき旨) 計政副主事→ - へ136~140は内容としては一連のもの、本来まとまったものカ、へ140はへ139に挟込	5月24日	横切継紙・1通	へ140
(喇叭修業等関連書類綴)		16点	へ201
螺喇叭取締松村半次郎他三名伺書并学制副主事貼添伺(端裏書)[御手宛被下之儀伺](螺喇叭修業業用料のための御手当金願につき並びに伺通り御勘弁の旨) (螺喇叭取締)松村半治郎・松井惣吾・近藤梅吉他1名→ -	7月22日	横切継紙・1通	へ201-1
(喇叭取締手宛金関係綴)		3点	へ201-2
鈴木一重他一名願書(喇叭教授心得中年中手当金につき) 鈴木一重・松井総吾→ -	(明治4年)未4月	横切紙・1通	へ201-2-1
学校庶務掌伺書并銃兵副隊長補添伺貼紙(喇叭取締のための手当金御聞済願につき) 学校庶務掌→ -	7月10日	横切紙・1通	へ201-2-2
計監申上書(端裏書)[喇叭手取締之者御手宛被下之義御尋申上](副隊長伺を御聞済されるべきにつき) 計監→ -	7月	横切継紙・1通	へ201-2-3
御物頭伺書(端裏書)[調練稽古ニ付草鞋銭被下之義伺](惣人数上下85人分につき) 御物頭→ - 下ケ札あり	2月	横切継紙・1通	へ201-3
前嶋友之進申上書(端裏書)[調練出席銃卒え御手充之儀ニ付申上](御物頭申立に別段申上方なき旨) 前嶋友之進→ -	2月	横切紙・1通	へ201-4
御物頭申上書(端裏書)[御内々申上](小銃組稽古草鞋料下付願につき) 御物頭→ -	2月26日	横切紙・1通	へ201-5

御勘定吟味申上書(端裏書)[□□小頭大嶋梅吉御手宛被下之義ニ付申上](御大切の品持参の人足賃銭下付願につき) 御勘定吟味→ - 端裏添付「聞済」	3月29日	横切継紙・1通	へ201-6
(兵隊賄代金関連書類綴)		2点	へ201-7
用度司伺書[正月中兵隊深夜御賄代御下ケ金の儀奉伺候](674賄190貫964文につき) 用度司→ -	4月	横切紙・1通	へ201-7-1
用度司伺書并端裏朱印[当正月兵隊深夜御賄代御中借再伺](東京表出立の兵隊への御下ケ金願並びに計政副主事御尋の義申上方なき旨) 用度司→ -	6月18日	横切継紙・1通	へ201-7-2
(喇叭手行司手当金関連書類綴)		5点	へ201-8
某用状(別紙の通り心得るべしとの旨) - →給録掛	(明治3年)閏10月11日	切紙・1通	へ201-8-1
喇叭取締伺書并端裏朱印(端裏書)[喇叭手行司二季被下御手宛之儀伺](柳澤新右衛門組行司・新小銃組行司2名へ御手当支給の件につき並びに計政副主事可との旨) 喇叭取締→ - 端裏添付「副隊長補」,印「計副可」あり	(明治3年)閏10月	横切紙・1通	へ201-8-2
計政副主事指図書(大内与一郎への御手当金を出張人数並に下付するよう心得につき) 計政副主事→ -		横切紙・1通	へ201-8-3
計政副主事指図書(喇叭手行司二季手当金の銃兵副隊長補申立により渡し方取計につき) 計政副主事→ -		横切紙・1通	へ201-8-4
給録掛伺書[山越新八郎等職禄御中借之義ニ付伺](金31両2朱2分6分4厘) 給録掛→ - 端裏添付「副隊長補」,「承済候事」あり	(明治3年)閏10月	横切紙・1通	へ201-8-5
計政副主事指図書(砲術家大小銃手当金下付につき) 計政副主事→ -		横切紙・1通	へ201-9

63 松代庁／番方／割番所品・営繕費等上申 計政局

(蒲団・燭代関連書類綴)		9点	へ196
(蒲団拝借関係書類綴)		2点	へ196-1
御買物役伺書并御吟味役貼添伺(端裏書)[御此向江蒲団拝借并返上方之儀伺](蒲団4枚等3筆、在所よりの荷物到着まで貸出品の返上願につき並びに別紙3通の申し立てにつき) 御買物役→ -	正月16日	横切継紙・1通	へ196-1-1
前嶋友之進申上書(端裏書)[御番士等夜具返上	正月	横切継紙・1通	へ196-1-2

64 松代庁／番方／武庫方借用調練太鼓返却伺い書

之儀御尋付申上] (荷物着次第に拝借した夜着の返上を指示につき) 前嶋友之進→ - (営繕関係書類綴)		2点	へ196-2
某申上書(端裏書)[御燭台其外御繕之義ニ付申上](塗直等の払の件問合への回答につき)		横切継紙・1通	へ196-2-1
某申上書(端裏書)[御燭台其外御膳ニ付御金払之義申上](塗直等の払の件問合につき)		横切継紙・1通	へ196-2-2
某願書[覚](御用筆筒等7筆、御役方御用物調査につき)	6月	横切継紙・1通	へ196-3
理事伺書[覚](机3脚、御聞済の上は御達くださるべきにつき) 理事→ - 端裏書「机御出来被成下候度儀ニ付伺」	12月10日	横切継紙・1通	へ196-4
庶務伺書并計監端裏朱印[割番所畳替御入料積取調伺](金3両1匁2分5厘、御聞済された上御入料金御中借願並びに許可の旨) 庶務→ - 端裏朱印「計監可」、作成者に付箋「営繕司」	(明治4年)未5月	横切紙・1通	へ196-5
嶋田弥五郎取調書(割番所奥表替積並びに縁付手問等3筆) 嶋田弥五郎/(奥書)庶務/(奥書)営繕司→ -	(明治4年)未5月	横折紙・1通	へ196-6
郡役所副主事伺書[司税方御用物御出来之儀申上](これまでの分・古来の分代料として下金13両8分7匁につき) 裏打済 (諸品受取証文関係綴)	6月	横切継紙・1通	へ196-7
池田義左衛門受取証文[覚](籠長持等8筆、当7月中車庫へ分隊出張につき) 池田義左衛門/(奥印)森木一二三→宮下三郎治殿・宮入半之丞殿	(明治4年)未8月	横切継紙・1通	へ197-1
三井芳治他一名金銭受取証文[覚](真木等5筆、7月中御入料につき) 三井芳治・幡場潤蔵/(奥印)矢野唯見/(奥印)半田亀作→宮下三郎治殿・宮入半之丞殿	(明治4年)辛未8月	横切継紙・1通	へ197-2
根井小右衛門金銭受取証文[覚](水油7合5勺、7月中御入料につき) 根井小右衛門/(奥印)永野申太郎→相澤龍太郎殿・助磯田小藤太殿	(明治4年)未8月	横切継紙・1通	へ197-3

64 松代庁／番方／武庫方借用調練太鼓返却伺い書 計政局

(調練太鼓返済関係書類綴)		3点	へ160
計監申上書(端裏書)[調練太鼓御返済之義御尋申上](子年中御買上値段5両2分御下ヶ金御返済につき) 計監→ -	8月	横切継紙・1通	へ160-1
武庫司事伺書(端裏書)[真田翼より御借入太鼓	(明治4年)辛未8月	横切継紙・1通	へ160-2

御返済之義付別帳相添再応伺](太鼓御振替御返済致したいとのことにつき) 武庫司事→ -			
武庫属伺書(端裏書)[去ル子年中於大坂表調練太鼓壺面真田翼より御借入御返済方之儀伺](去巳八月中太鼓大損につき御買上又は代金にて御返済の件につき) 武庫属→ - 下ケ札あり	(明治4年)辛未8月	横切継紙・1通	へ160-3

65 松代庁／番方／武庫方所管銃隊調練費・使丁増員上申 計政局

計政副主事申上書(端裏書)[銃隊調練之節御入料之義申上(月々演習入料取調につき) 計政副主事→ - 裏面付札あり	12月24日	横切継紙・1通	へ93
武庫司事伺書(端裏書)[小銃方角前稽古ニ付御用意物之義伺](稽古用品々の今年分の不足により買上勘弁につき) 武庫司事→ -	7月	横切継紙・1通	へ94
(軍事方使丁増員願関係書類 明治4年9月)		3点	へ95
用度方伺書(端裏書)[士分隊演兵稽古ニ付茶湯被下之義伺](器数取扱等の学校庶務、持運等の使丁扱への下命願につき) 用度方→ - 端裏書に丸朱印「河原」あり	9月18日	横切紙・1通	へ95-1
軍事庶務伺書(端裏書)[軍事方使丁三人披仰渡之義伺](御用多のため6人では間に合わないのので3人の増員願につき) 軍事庶務→ - 添願の下ケ札あり	(明治4年)辛未9月19日	横切継紙・1通	へ95-2
軍事懸伺書(端裏書)[士分隊江茶披下ニ付使丁御人増之義再伺](使丁3人の神速での増員願につき) 軍事懸→ -	(明治4年)辛未9月19日	横切紙・1通	へ95-3

66 松代庁／番方／武庫方所管古鉄払切り上申 計政局

武庫司事伺書(端裏書)[古鉄御払切再調之義ニ付伺](再調でも腐・錆の物は多く、皆腐りきってしまうので只今御払切を勘弁すべき旨) 武庫司事→ - 本来は一連文書カ、内容関連あり	2月	横切継紙・1通	へ107
武庫属伺書(端裏書)[古鉄腐込懸減罷成御払切披成下候様伺](腐込御用立兼ねるので御払切のことの賢慮につき) 武庫属→ - 本来は一連文書カ、内容関連あり	12月	横切継紙・1通	へ108
武庫属申上書(端裏書)[古鉄之儀駢与取調候様被	6月	横切継紙・1通	へ109

67 松代庁／番方／武庫方所管瑞西銃買入手当用状

68 松代庁／番方／給禄掛役所所管農兵手当金支給願い

仰渡候付申上] (古鉄を取調の件処理につき) 武庫属→ - 本来は一連文書カ、内容関連あり			
計監申上書(端裏書)[武庫司事古鉄御払切伺之儀 付申上](御払切の件赦免願につき) 計監→ - 本来は一連文書カ、内容関連あり	2月23日	横切継紙・1通	へ110
計政副主事申上書(端裏書)[古鉄御払切之義ニ付 申上](御払切に件考慮願につき) 計政副主事→ - 端裏朱印「議長可」、本来は一連文書カ、内容関連あり	2月	横切継紙・1通	へ111
計政副主事申上書(端裏書)[古鉄腐込掛減等之分 御払切之義ニ付申上](余り多分の腐込掛減な のでしかと明細を取り調べた上で答申する旨) 計政副主事→ - 端裏朱印「計監可」、本来は一連文書 カ、内容関連あり	2月3日	横切継紙・1通	へ112

67 松代庁／番方／武庫方所管瑞西銃買入手当用状 計政局

(瑞西銃買入一件書状一括) 包紙一括		3点	へ54
[御用](包紙) 佐藤美与喜・竹内新七→岡野敬一郎 様・柘植彦六様		包紙・1点	へ54-1
竹内新七他一名書状(根村氏・寅松瑞西銃購入 の金主等につき) (竹内)新七・(佐藤)美与喜→ (岡野)敬一郎様・(柘植)彦六様	2月20日	横切継紙・1通	へ54-2
根村熊五郎申上書(端裏書)[手続書](瑞西銃 620挺残金を生糸1駄等借用にて返済したき 旨) 根村熊五郎→ -	2月	横切継紙・1通	へ54-3

68 松代庁／番方／給禄掛役所所管農兵手当金支給願い 計政局

(農兵手当支給の願書 明治2年12月)		2点	へ49
小柘山村名主五左衛門他三名願書[乍恐以書付 奉願候](農兵御手当として金21両余等支給 願につき) 小柘山村名主五左衛門・組頭牧之丞・ 組頭良右衛門他1名→給禄御懸り御役所	明治2年己巳12月	縦紙・1通	へ49-1
石口村名主源太郎他三名願書[乍恐以書付奉願 候](農兵御手当として金14両余等支給願に つき) 石口村名主源太郎・組頭栄右衛門・組頭伝右 衛門→給禄御懸り御役所	明治2年己巳12月	縦紙・1通	へ49-2

69 松代庁／番方／営繕局所管武具木札・武具箱製作諸費上申 計政局

(釵術等附札其外品々購入等関係書類綴 明治3年閏10月)		8点	へ147
庶務伺書[釵術等附札其外品々御入料物御出来請負入札取調](落札の届の申渡の件につき) 庶務→-	(明治3年)午閏10月	横切継紙・1通	へ147-1
寺町寅吉申上書[覚](大札・小札等の代金9兩3分2朱余につき) 寺町寅吉→営繕局御役所	(明治3年)午閏10月	切紙・1通	へ147-2
伊勢町忠作申上書[覚](札板三通等手間代3兩につき) いせ丁忠作→上	(明治3年)閏(10月)	切紙・1通	へ147-3
伊勢町忠作申上書[覚](4品手間代6兩3分2朱余につき) いせ丁忠作→上	(明治3年)閏(10月)	切紙・1通	へ147-4
刺物師文太郎願書[覚](5品手間代金3兩3分につき) 刺物師文太郎→営繕局御役所	(明治3年)午閏10月	切紙・1通	へ147-5
刺物師文太郎願書[覚](4品手間代金7兩1分につき) 刺物師文太郎→営繕局御役所	(明治3年)午閏10月	切紙・1通	へ147-6
営繕方触書(入札につき釵術等附札・同性名札等枚数書上並びに規格図面) 営繕方→-	(明治3年)午閏10月	横切継紙・1通	へ147-7
営繕方触書(入札につき銃洗浄具箱等個数書上並びに規格図面) 営繕方→- 裏に貼紙あり	(明治3年)午閏10月	横切継紙・1通	へ147-8

70 松代庁／番方／営繕局所管西条村西越の鉄砲角場石垣建設費伺い 計政局

(営繕司伺書等 明治3年4月～12月)		7点	へ38
営繕司伺書(端裏書)[西越角場石垣積直之義伺](請負人へ賄糶支給の旨につき) 営繕司→- 端裏下ケ札「五月卅日」	(明治3年)5月	横切継紙・1通	へ38-1
庶務伺書(端裏書)[畦鋤専七清重歎願之義伺](西越砲術角場矢留石垣普請請負人扶持料につき) 庶務→-	(明治3年)5月28日	横切継紙・1通	へ38-2
馬喰町専七他一名願書[乍恐以書付奉願上候](西越角場玉留石垣普請請負の不行届につき) 馬喰町専七(爪印)・畦鋤清重(爪印)→営繕方御役所	明治3年午5月	豎半・1冊	へ38-3
武庫庶務申上書并武庫司事添伺貼紙[西越鑄物御細工所爐場御小作地半農地年貢代金御下金申上](小作地年貢下金2分3匁余につき) 武庫庶務→-	(明治3年)庚12月17日	横切継紙・1通	へ38-4

7 1 松代庁／番方／營繕局所管銃隊訓練赤坂角場普請見積入札

營繕庶務伺書(端裏書)[西越砲術場受負大工与作増金之儀伺](大工与作昨年の入札高では難渋のため増金につき) 營繕庶務→ -	(明治3年)4月15日	横切継紙・1通	へ38-5
營繕司伺書(端裏書)[西越角場見分所等受負大工増銀歎願之義伺](大工与作米穀始め諸式高直しにより難渋のため増銀願につき) 營繕司→ -	(明治3年)4月	横切継紙・1通	へ38-6
大工与作歎願書[乍恐以書付奉歎願候](高直しにより先年入札金高にては難渋のため一定藪高ごとに銀五匁宛増金につき) 大工与作→ 營繕方御役所	明治3年午4月	縦紙・1通	へ38-7

7 1 松代庁／番方／營繕局所管銃隊訓練赤坂角場普請見積入札 計政局

(赤坂角場関係書類綴) 裏に貼札「赤坂角場御出来ニ付積立并入札取調伺、營繕司」		8点	へ134
副隊長補伺書(端裏書)[赤坂角場御手入之儀伺](小銃組火入稽古のため御手入願につき) 副隊長補→ - 端裏下ケ札「五月廿五日」	5月	横切継紙・1通	へ134-1
(鉄砲打場作料関連書類綴)		7点	へ134-2
庶務伺書[赤坂角場打小屋出来大工入札取調一紙](大工安治落札、落札者へ出来方任命可否につき) 庶務→ -	(明治3年)午10月	横切継紙・1通	へ134-2-1
東寺尾村大工安治仕様証文[覚](鉄砲打場小屋代金2両2分につき) 東寺尾村大工安治→營繕御役所	(明治3年)午9月	横切継紙・1通	へ134-2-2
卯之介願書[覚](道嶋角場代金3両3分証文通りにしたい旨) 卯之介→營繕御役所		横切紙・1通	へ134-2-3
大工与作見積書[覚](大工手間代金5両2歩) 大工与作→營繕方御役所	9月29日	横切継紙・1通	へ134-2-4
赤坂角場小屋入札募集要項(絵図面・注意事項5筆) 營繕局→ -	(明治3年)午9月	縦継紙・1通	へ134-2-5
杖突見積書[赤坂角場打小屋式間ニ五間筥屋祢新規御出来御入料御積] 杖突→ -	9月	横折紙・1通	へ134-2-6
營繕局見積書[赤坂角場打小屋式間ニ五間柱根掘建尤桁梁柄剃屋祢筥葺新規御出来御入料品々御積り] 營繕局/(奥書)庶務/(奥書)營繕司→ -	午9月	横長半・1冊	へ134-2-7

72 松代庁／番方／荷物会所掛所管上京荷物荷造・搬送費中借伺い 計政局

(荷物上包買上代金関係綴 明治3年7月)		4点	へ158
御荷物会所掛り伺書(端裏書)[御荷物上包御入料御買上代金御中借之義伺](別紙売上代金頂戴致したきにつき) 御荷物会所掛り→-	(明治3年)午7月	横切紙・1通	へ158-1
御荷物会所掛伺書(端裏書)[六月分御荷物会所御入料諸向請取物之義伺](黒半紙40枚等受取につき) 御荷物会所掛→-	(明治3年)午7月	横切継紙・1通	へ158-2
荒井伴之助伺書(端裏書)[当三月中早追上京之節乗駕籠損シ御払ニ相立候義ニ付伺](代金3朱上納の件につき) 荒井伴之助→-		横切紙・1通	へ158-3
荒井伴之助受取証文[覚](荷物上包買上物代金中借分1両2分2朱につき) 荒井伴之助→佐川又八郎殿・水井市治殿・谷口大角殿他2名	明治3年午7月	縦紙・1通	へ158-4
野中治右衛門中借証文[覚](荷物出入料につき) 野中治右衛門→高山敬之丞殿	(明治2年)巳12月4日	横切継紙・1通	へ5

73 松代庁／番方／武庫方所管硝石製造場建築・建材費村々受取 計政局

(硝石製造場関係品々代金受取証文綴 明治2年3月～明治6年10月)		60点	へ11
矢野倉謙兵衛他一名用状(大岡村硝石御製御入料御払証文五拾九通分勘定帳へ照合の上支払につき、表紙) 矢野倉謙兵衛・小幡茂義→-へ11の表紙	明治6年酉10月	縦紙・1通	へ11-1
大岡宮平組名主利左衛門他三名金銭受取証文[覚](硝石製造場の元土代につき) 大岡宮平組名主利左衛門・組頭新五郎・長百姓丸山与右衛門他1名→武庫方御役所	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-2
大岡和平組仮名主矢野銀右衛門他二名金銭受取証文[覚](硝石製造場の本土代につき) 大岡和平組仮名主矢野銀右衛門・組頭吉郎兵衛・長百姓新右衛門→武庫方御役所	明治3年午4月18日	縦紙・1通	へ11-3
大岡和平組仮名主矢野銀右衛門他二名金銭受取証文[覚](硝石製造場までの送水賃銭につき) 大岡和平組仮名主矢野銀右衛門・組頭吉郎兵衛・長百姓新右衛門→武庫方御役所	明治3年午4月18日	縦紙・1通	へ11-4
大岡根越組名主三左衛門他三名金銭受取証文	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-5

73 松代庁／番方／武庫方所管硝石製造場建築・建材費村々受取

[覚](本土代につき) 大岡根越組名主三左衛門・組頭市兵衛・長百姓吉左衛門他1名→武庫方御役所	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-6
大岡根越組名主三左衛門他三名金銭受取証文 [覚](硝石製造場の元水代につき) 大岡根越組名主三左衛門・組頭市兵衛・長百姓吉左衛門他1名→武庫方御役所	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-7
大岡宮平組多惣治金銭受取証文[覚](堅木代につき) 大岡宮平組多惣治→武庫方御役所	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-8
大岡宮平組常右衛門金銭受取証文[覚](松真木・堅木代につき) 大岡宮平組常右衛門→武庫方御役所	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-9
大岡宮平組新五郎金銭受取証文[覚](上灰代につき) 大岡宮平組新五郎→御武具方御役所	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ11-10
大岡宮平組名主金兵衛他三名金銭受取証文 [覚](上灰代につき) 大岡宮平組名主金兵衛・組頭山崎弥平太・長百姓五郎兵衛他1名→武庫方御役所	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ11-11
大岡宮平組頭立五郎兵衛金銭受取証文[覚](灰届賃につき) 大岡宮平組頭立五郎兵衛→御武具方御役所	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-12
大岡根越組名主弥惣右衛門他三名金銭受取証文[覚](上灰代と持届賃銭共ににつき) 大岡根越組名主弥惣右衛門・組頭柳澤富右衛門・長百姓惣兵衛他1名→硝石方御掛り大澤庄吉殿	明治2年巳3月	縦紙・1通	へ11-13
大岡根越組名主三左衛門他三名金銭受取証文 [覚](灰代につき) 大岡根越組名主三左衛門・組頭市兵衛・長百姓吉左衛門他1名→武庫方御役所	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-14
大岡根越組名主三左衛門他三名金銭受取証文 [覚](御製場までの運送賃につき) 大岡根越組名主三左衛門・組頭市兵衛・長百姓吉左衛門他1名→武庫方御役所	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-15
大岡根越組名主三左衛門他三名金銭受取証文 [覚](蕎麦灰代につき) 大岡根越組名主三左衛門・組頭市兵衛・長百姓吉左衛門他1名→武庫方御役所	明治3年午4月	縦切紙・1通	へ11-16
大岡宮平組長百姓五郎兵衛金銭受取証文[覚](灰代につき) 大岡宮平組五郎兵衛→御武具方御役所 虫損あり	明治2年巳3月	縦継紙・1通	へ11-17
大岡宮平組頭立五郎兵衛金銭受取証文[覚](灰代につき) 大岡宮平組頭立五郎兵衛→御武具方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-18
大岡川口村名主太兵衛他二名金銭受取証文 [覚](寄灰代につき) 大岡川口村名主太兵衛・組頭弥兵衛・長百姓佐之丞→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-19
大岡川口村名主太兵衛他二名金銭受取証文 [覚](御製場までの運送賃につき) 大岡川口	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-19

村名主太兵衛・組頭弥兵衛・長百姓佐之丞→武庫方御役所 虫損あり			
大岡和平組仮名主矢野銀右衛門他二名金銭受取証文[覚](寄灰代につき) 大岡和平組仮名主矢野銀右衛門・組頭吉郎兵衛・長百姓新右衛門→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月18日	縦継紙・1通	へ11-20
大岡和平組仮名主矢野銀右衛門他二名金銭受取証文[覚](御製場までの運送賃につき) 大岡和平組仮名主矢野銀右衛門・組頭吉郎兵衛・長百姓新右衛門→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月18日	縦紙・1通	へ11-21
南牧村名主権左衛門他三名金銭受取証文[覚](寄灰代につき) 南牧村名主権左衛門・組頭恒三郎・同断金重郎他1名→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-22
南牧村名主権左衛門他三名金銭受取証文[覚](御製場までの運送賃につき) 南牧村名主権左衛門・組頭恒三郎・同断金重郎他1名→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦切紙・1通	へ11-23
中牧村名主待井久右衛門他二名金銭受取証文[覚](寄灰代につき) 中牧村名主待井久右衛門・組頭徳左衛門・長百姓中村良左衛門→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-24
中牧村名主待井久右衛門他二名金銭受取証文[覚](御製場まで運送賃につき) 中牧村名主待井久右衛門・組頭徳左衛門・長百姓中村良左衛門→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-25
軽井沢村名主吉五郎他二名金銭受取証文[覚](中灰代につき) 軽井沢村名主吉五郎・組頭捨五郎・長百姓久右衛門→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-26
軽井沢村名主吉五郎他二名金銭受取証文[覚](大岡御製場までの附送賃につき) 軽井沢村名主吉五郎・組頭捨五郎・長百姓久右衛門→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-27
高野村名主吉重他三名金銭受取証文[覚](中灰代につき) 高野村名主吉重・組頭莊兵衛・長百姓吉左衛門他1名→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-28
高野村名主吉重他三名金銭受取証文[覚](灰代につき) 高野村名主吉重・組頭莊兵衛・長百姓吉左衛門他1名→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-29
灰原村名主銀右衛門他三名金銭受取証文[覚](上灰代につき) 灰原村名主銀右衛門・組頭半七・長百姓彦右衛門他1名→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-30
灰原村名主銀右衛門他三名金銭受取証文[覚](大岡御製場まで灰運送賃につき) 灰原村名主銀右衛門・組頭半七・長百姓彦右衛門他1名→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-31

73 松代庁／番方／武庫方所管硝石製造場建築・建材費村々受取

田野口村名主熊右衛門他四名金銭受取証文 [覚](中灰代につき) 田野口村名主熊右衛門・組頭大右衛門・長百姓甚蔵他2名→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-32
田野口村名主熊右衛門他四名金銭受取証文 [覚](灰代につき) 田野口村名主熊右衛門・組頭大右衛門・長百姓甚蔵他2名→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-33
赤田村名主半兵衛他二名金銭受取証文[覚](上灰代につき) 赤田村名主半兵衛・組頭弥五右衛門・長百姓甚兵衛→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-34
赤田村名主半兵衛他二名金銭受取証文[覚](大岡御製場まで灰運送賃につき) 赤田村名主半兵衛・組頭弥五右衛門・長百姓甚兵衛→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-35
大田原村名主重蔵他二名金銭受取証文[覚](寄灰代につき) 大田原村名主重蔵・組頭弥兵衛・長百姓吉右衛門→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-36
大田原村名主重蔵他二名金銭受取証文[覚](大岡宮平組御製場まで送付賃につき) 大田原村名主重蔵・組頭弥兵衛・長百姓吉右衛門→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月16日	縦紙・1通	へ11-37
小田原村名主国治他一名金銭受取証文[覚](寄灰代につき) 小田原村名主国治・組頭重兵衛→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-38
小田原村名主国治他一名金銭受取証文[覚](御製場まで送付賃につき) 小田原村名主国治・組頭長兵衛→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-39
小聖新田村名主磯右衛門他二名金銭受取証文[覚](寄灰代につき) 小聖新田村名主磯右衛門・組頭角兵衛・長百姓八郎右衛門→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-40
小聖新田村名主磯右衛門他二名金銭受取証文[覚](大岡宮平組御製場まで運送賃につき) 小聖新田村名主磯右衛門・組頭角兵衛・長百姓八郎右衛門→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-41
境新田村戸長鈴木喜右衛門金銭受取証文[覚](下灰・石灰御製場までの賃銭につき) 境新田村戸長鈴木喜右衛門→硝石方御元ノ北村団之丞様・宮入半左衛門様 虫損あり	明治6年9月28日	縦切紙・1通	へ11-42
大岡村硝石製造人小林清太兵衛他三名金銭受取証文[覚](硝石御製中職人並びに手伝人手充金につき) 大岡村硝石製造人小林清太兵衛・柳澤良左衛門・瀧澤要左衛門他1名→武庫方御役所 虫損あり、元は縦紙か	明治3年午4月	縦帳・1冊	へ11-43
大岡村硝石製人柳澤良左衛門請証文[差上申御	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-44

請一札](御製雑用手当につき) 大岡村硝石製人柳澤良左衛門→武庫方御役所 虫損あり			
大岡宮平組芦之尻村常右衛門金銭受取証文[覚](硝石御製場手当につき) 大岡宮平組芦之尻村常右衛門→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-45
大岡村硝石製人小林清太兵衛請他三名金銭受取証文[差上申一札之事](硝石送り賃銭につき) 大岡村硝石製人小林清太兵衛・柳澤惣左衛門・瀧澤要左衛門他1名→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-46
大岡根越組名主三左衛門他二名金銭受取証文[覚](御賄料につき) 大岡根越組名主三左衛門・組頭市兵衛・長百姓吉左衛門→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-47
大岡宮平組名主金兵衛他三名金銭受取証文[覚](硝石御懸り様御出役賄料につき) 大岡宮平組名主金兵衛・組頭山崎弥平太・長百姓五郎兵衛他1名→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午3月	縦紙・1通	へ11-48
大岡宮平組芦野尻村頭立常右衛門金銭受取証文[覚](御出役の節御賄手当銀につき) 大岡宮平組芦野尻村頭立常右衛門→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-49
大田原村名主重蔵他二名金銭受取証文[覚](酒井千左衛門様賄料につき) 大田原村名主重蔵・組頭弥兵衛・長百姓吉右衛門→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-50
小田原村名主国治他一名金銭受取証文[覚](酒井千左衛門様賄料につき) 小田原村名主国治・組頭長兵衛→武庫御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-51
大岡川口村名主太兵衛他二名金銭受取証文[覚](北村団之丞様賄料につき) 大岡川口村名主太兵衛・組頭弥兵衛・長百姓作之丞→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-52
南牧村名主権左衛門他三名金銭受取証文[覚](大澤荘吉様・酒井千左衛門様賄料につき) 南牧村名主権左衛門・組頭恒三郎・同断金重郎他1名→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-53
中牧村名主待井久右衛門他二名金銭受取証文[覚](大沢荘吉様賄料につき) 中牧村名主待井久右衛門・組頭徳左衛門・長百姓中村良左衛門→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-54
高野村名主吉重他三名金銭受取証文[覚](大澤荘吉様・酒井千左衛門様賄料につき) 高野村名主吉重・組頭荘兵衛・長百姓吉左衛門他1名→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-55
灰原村名主銀左衛門他三名金銭受取証文[覚]	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-56

7 4 松代庁／番方／武庫方所管武具拝借並びに火薬購入費・武具修復費拝借

(酒井千左衛門様賄料につき) 灰原村名主銀左衛門・組頭半七・長百姓彦右衛門他1名→武庫方御役所 虫損あり			
田野口村名主熊右衛門他四名金銭受取証文[覚](北村団之丞様賄料につき) 田野口村名主熊右衛門・組頭大右衛門・長百姓甚蔵他2名→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-57
赤田村名主半兵衛他二名金銭受取証文[覚](酒井千左衛門様等賄料につき) 赤田村名主半兵衛・組頭弥五右衛門・長百姓甚五兵衛→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-58
石川村名主与惣左衛門他三名金銭受取証文[覚](北村団之丞様・酒井千左衛門様賄料につき) 石川村名主与惣左衛門・同断茂平次・長百姓勝五郎他1名→武庫方御役所 虫損あり	明治3年午4月	縦紙・1通	へ11-59
中町ふしや与兵衛金銭受取証文[覚](三ッ組盃代につき) 中町ふしや与兵衛→北村団之丞様 虫損あり	(明治4年)未4月	切紙・1通	へ11-60

7 4 松代庁／番方／武庫方所管武具拝借並びに火薬購入費・武具修復費拝借 計政局

(拝借切手綴)		10点	へ185-4-14
[諸拝借切手](表紙) 武庫方→ -	明治3年午正月	横切紙・1通	へ185-4-14-1
根井小右衛門申上書[覚](背広・ズボン・笠・ケット、喇叭吹3人が水原県へ出立につき受取、銘々へ渡した旨) 根井小右衛門→矢野倉謙一郎殿	(明治3年)午3月	横切継紙・1通	へ185-4-14-2
山岸善拝借証文[覚](ケット2枚、御製造御用につき) 山岸善→菅沼柳三殿	明治3年午	横切継紙・1通	へ185-4-14-3
近藤晋拝借証文[覚](ヒストル・玉、追って藤田新太郎へ引き替える旨につき) 近藤晋→小幡全一郎殿	(明治3年)午7月	横切継紙・1通	へ185-4-14-4
金児忠兵衛拝借証文[覚](三斤加農等4筆につき) 金児忠兵衛→ -	7月20日	横切紙・1通	へ185-4-14-5
祢津刑左衛門拝借証文[覚](六尺棒6本につき) 祢津刑左衛門→武庫司事御中	明治3年午7月	切紙・1通	へ185-4-14-6
成本治左衛門拝借証文[覚](御具足1領、御用濟次第返上の旨につき) 成本治左衛門→小幡全一郎殿・山岸左内殿・矢野倉謙一郎殿他2名	(明治3年)庚午9月20日	横切継紙・1通	へ185-4-14-7
野中喜左衛門拝借証文[覚](両眼鏡等3筆、御用濟次第返上の旨につき) 野中喜左衛門→矢野倉謙兵衛殿 返上日の注記あり	明治3年9月25日	横切継紙・1通	へ185-4-14-8

宮嶋嘉織拝借証文[覚](玉葉等4筆、臨時御用につき) 宮嶋嘉織→小野熊男殿	(明治3年)庚午12月6日	横切継紙・1通	へ185-4-14-9
山越新八郎他三名拝借証文[覚](合葉等4筆につき) 山越新八郎・金児源馬・中俣俊平→菅沼柳三殿	9月14日	横切継紙・1通	へ185-4-14-10
(武器関係拝借証文綴)		18点	へ185-4-15
石阪市郎右衛門拝借証文[記](杉輪火縄2筆につき) 石阪市郎右衛門→山寺常吉殿	(明治6年)酉5月	横切紙・1通	へ185-4-15-1
佐藤伊与之進拝借証文[覚](硝石・硫黄、代金を上納する旨につき) 佐藤伊与之進→矢野倉謙兵衛殿	(明治5年)壬申4月12日	横切継紙・1通	へ185-4-15-2
磯田綱敬拝借証文[覚](硝石5貫目、舞鶴山奉納花火につき) 磯田綱敬→矢野倉謙兵衛殿	明治5年壬申7月28日	横切継紙・1通	へ185-4-15-3
小山田久米拝借証文[覚](朱重藤弓等4筆につき) 小山田久米→小幡全一郎殿	(明治5年)壬申2月	横切継紙・1通	へ185-4-15-4
庁拝借証文(村重藤弓等4筆につき) 庁→武庫司事中	2月7日	横切紙・1通	へ185-4-15-5
飯嶋与作拝借証文[記](法被等3筆につき) 飯嶋与作→小幡茂藏殿	(明治5年)壬申11月	横切継紙・1通	へ185-4-15-6
阪西広見拝借証文[記](甲州半紙20につき) 阪西広見→大川才右衛門殿	(明治5年)壬申5月16日	横切継紙・1通	へ185-4-15-7
宮入半之丞他一名拝借証文[記](甲州粘入紙・半紙、重ねて引き替える旨につき) 宮入半之丞・阪西広見→山寺常吉殿・宮川国藏殿・山崎藤太殿他1名	(明治5年)壬申2月4日	横切継紙・1通	へ185-4-15-8
柘植彦六拝借証文[覚](ブリッキ枝1、命令次第返上する旨につき) 柘植彦六→小幡全一郎殿	(明治4年)辛未正月15日	横切継紙・1通	へ185-4-15-9
前島有年拝借証文[覚](長持2棹につき) 前島有年→矢野倉謙一郎殿	(明治4年)未4月	横切継紙・1通	へ185-4-15-10
藤井浅右衛門拝借証文[覚](具足等5筆につき) 藤井浅右衛門→久保九郎右衛門殿	明治4年未12月23日	横切紙・1通	へ185-4-15-11
井上孝之進代判二名拝借証文[覚](三斤地礮等6筆につき) 蟻川賢之助弟井上孝之進代判小宮山丹五・同大川才右衛門→久保九郎右衛門殿	(明治2年)巳9月2日	横切継紙・1通	へ185-4-15-12
宮嶋嘉織拝借証文[覚](カントウ等5筆につき) 宮嶋嘉織→菅沼柳三殿	(明治3年)午12月14日	横切継紙・1通	へ185-4-15-13
沢角南拝借証文[記](弾薬等4筆、臨時出張につき) 沢角南→菅沼柳三殿	(明治3年)庚午12月27日	横切継紙・1通	へ185-4-15-14
草間一路拝借証文[覚](御長柄槍1筋につき) 草間一路→矢野倉謙一郎	明治4年辛未2月20日	横切紙・1通	へ185-4-15-15
岡嶋慶蔵他二名拝借証文[覚](極短ミニ銃6挺、臨時御用につき小銃と引替、帰り次第返上する旨につき) 岡嶋慶蔵・長谷川徳太郎・緑川	12月14日	横切紙・1通	へ185-4-15-16

75 松代庁／番方／器械方所管鉄砲製造道具・材料費中借

虎之助→菅沼柳三殿			
小林惣兵衛拝借証文[覚](大机1脚、計政方御入料につき) 小林惣兵衛→山寺常吉殿	(明治3年)庚午9月	横切継紙・1通	へ185-4-15-17
草間一路拝借証文[覚](合薬1斤、臨時御入用につき) 草間一路→菅沼柳三殿	(明治4年)辛未3月	縦紙・1通	へ185-4-15-18
(武器関係拝借証文綴)		11点	へ185-4-16
柘植彦六拝借証文[記](御長持4棹につき) 柘植彦六→小幡全一郎殿	(明治5年)壬申正月	横切継紙・1通	へ185-4-16-1
野村早多他一名拝借証文[覚](天礮弾薬箆1、御用の節は早速返上する旨につき) 野村早多・白川寛蔵→武庫司事御中	(明治4年)未正月	横切継紙・1通	へ185-4-16-2
小山伝治拝借証文[覚](玉薬箱2につき) 小山伝治→-	12月20日	横切継紙・1通	へ185-4-16-3
小松幾三郎拝借証文[覚](極短ミニ銃3、臨時御用につき) 小松幾三郎→菅沼柳三殿	12月16日	横切紙・1通	へ185-4-16-4
岡沢万亀多拝借証文[覚](胴乱等3筆につき) 岡沢万亀多→-	12月25日	横切継紙・1通	へ185-4-16-5
根井小右衛門拝借証文[覚](中ミニ銃・長ミニ銃、御用につき) 根井小右衛門→菅沼柳三殿	(明治3年)午12月20日	横切継紙・1通	へ185-4-16-6
池田義左衛門拝借証文[覚](中ミニ銃45挺につき) 池田義左衛門→-	(明治3年)午12月20日	切紙・1通	へ185-4-16-7
森木隊米倉元左衛門拝借証文[覚](胴乱55、臨時御用につき) 森木隊米倉元左衛門→武庫方御役所	12月18日	横切継紙・1通	へ185-4-16-8
沢角南拝借証文[記](玉薬箱等4筆、臨時御用につき) 沢角南→小幡全一郎殿	(明治4年)辛未正月15日	横切紙・1通	へ185-4-16-9
山田隊半田小一郎拝借証文[覚](舶来胴乱等4筆につき) 山田隊半田小一郎→武庫方御役所	12月18日	横切継紙・1通	へ185-4-16-10
寺内竹雄拝借証文[覚](胴乱60、臨時御用につき) 寺内竹雄→菅沼柳三殿	(明治3年)庚午12月16日	横切紙・1通	へ185-4-16-11

75 松代庁／番方／器械方所管鉄砲製造道具・材料費中借 計政局

(武具代金受取証文一括 明治元年10月～明治3年10月)		108点	へ8
[証文百九通 下金四百八拾八両三分壱朱壱匁三分九厘](表紙)		縦継紙・1通	へ8-1
鈴木惣五郎金銭受取証文[覚](ムートン詰道具等入料代金につき) 鈴木惣五郎→器械方御役所		縦継紙・1通	へ8-2

高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](ムートン木 鋸等入料代金につき) 高木吉蔵・横田二作・近藤 菊太郎→器械方御役所	(明治3年)午7月	縦紙・1通	へ8-3
鈴木惣五郎金銭受取証文[覚](ハアル弾等入料 代金につき) 鈴木惣五郎→器械方御役所		縦継紙・1通	へ8-4
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](ハアル真鉄 男鋸入料代金につき) 高木吉蔵・横田仁作・近藤 菊太郎→器械製造方御役所	明治3年午7月	縦継紙・1通	へ8-5
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](欠矢かつら 入料代金につき) 高木吉蔵・横田二作・近藤菊太 郎→器械方御役所		縦継紙・1通	へ8-6
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](棒鉄等入料 代金につき) 高木吉蔵・横田二作・近藤菊太郎→ 器械方御役所	(明治3年)午7月	縦継紙・1通	へ8-7
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](当鉄等入料 代金につき) 高木吉蔵・横田二作・近藤菊太郎→ 器械方御役所		縦継紙・1通	へ8-8
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](大アリ立入 料代金につき) 高木吉蔵・横田仁作・近藤菊太郎 →器械製造方御役所	明治3年午7月	縦継紙・1通	へ8-9
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](目打手鉄等 入料代金につき) 高木吉蔵・横田仁作・近藤菊太 郎→器械製造方御役所	明治3年午7月	縦継紙・1通	へ8-10
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](操上錐6本 等入料代金につき) 高木吉蔵・横田仁作・近藤菊 太郎→器械製造方御役所	明治3年午7月	縦継紙・1通	へ8-11
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](ほど突等入 料代金につき) 高木吉蔵・横田仁作・近藤菊太郎 →器械製造方御役所		縦継紙・1通	へ8-12
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](折釘入料に つき) 高木吉蔵・横田仁作・近藤菊太郎→器械製造 方御役所		縦継紙・1通	へ8-13
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](大鋸代金に つき) 高木吉蔵・横田二作・近藤菊太郎→器械製造 方御役所		縦継紙・1通	へ8-14
現金屋太吉金銭受取証文[覚](松板等代金につ き) 現金屋太吉→器械方御役所	(明治3年)午7月	横切継紙・1通	へ8-15
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](ヒジ坪等入 料代金につき) 高木吉蔵・横田二作・近藤菊太郎 →器械製造方御役所	明治3年午7月	縦継紙・1通	へ8-16
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](火杭道具等 入料代金につき) 高木吉蔵・横田仁作・近藤菊太 郎→器械製造方御役所	明治3年午7月	縦継紙・1通	へ8-17
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](大シン鉄等 入料代金につき) 高木吉蔵・横田仁作・近藤菊太	明治3年午7月	縦継紙・1通	へ8-18

75 松代庁／番方／器械方所管鉄砲製造道具・材料費中借

郎→器械製造方御役所 破損大			
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](セン台折釘入料代金につき) 高木吉蔵・横田二作・近藤菊太郎→器械方御役所		縦継紙・1通	へ8-19
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](ロクロカツラ入料代金につき) 高木吉蔵・横田二作・近藤菊太郎→器械方御役所		縦継紙・1通	へ8-20
高橋運冶金銭受取証文[覚](ロクロ真鉄入料代金につき) 高橋運治→器械方御役所	明治3年午10月	縦継紙・1通	へ8-21
大峽量左衛門金銭受取証文[覚](槻1挾等代金につき) 大峽(大挾)量左衛門→器械方御役所 下ケ札あり	(明治3年)午3月	縦継紙・1通	へ8-22
北村八百冶金銭受取証文[覚](ロクロ細工手間料等につき) 北村八百治→器械方御役所	(明治3年)午5月	縦切紙・1通	へ8-23
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](ロクロ鉄物等入料代金につき) 高木吉蔵・横田二作・近藤菊太郎→器械製造方御役所		縦継紙・1通	へ8-24
北村八百冶金銭受取証文[覚](針鉄引台等入料代金につき) 北村八百治→器械製造方御役所	明治3年午7月	縦継紙・1通	へ8-25
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](大蟻立等入料代金につき) 高木吉蔵・横田仁作・近藤菊太郎→器械製造方御役所	(明治3年)午2月	縦継紙・1通	へ8-26
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](大蟻立等入料代金につき) 高木吉蔵・横田仁作・近藤菊太郎→器械製造方御役所	明治3年午7月	縦継紙・1通	へ8-27
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](武填銃等入料代金につき) 高木吉蔵・横田仁作・近藤菊太郎→器械製造方御役所	明治3年午7月	縦継紙・1通	へ8-28
大峽量左衛門金銭受取証文[覚](銃台木取入料代金につき) 大峽(大挾)量左衛門→器械方御役所 下ケ札あり	(明治3年)午7月	縦切紙・1通	へ8-29
北村八百冶金銭受取証文[覚](武填銃台等入料代金につき) 北村八百治→器械製造方御役所	明治3年午7月	縦継紙・1通	へ8-30
大峽量左衛門金銭受取証文[覚](銃台木取入料代金につき) 大峽(大挾)量左衛門→器械方御役所 下ケ札あり	(明治3年)午5月	縦継紙・1通	へ8-31
近藤菊太郎金銭受取証文[覚](折釘等入料代金につき) 近藤菊太郎→器械方御役所	(明治3年)午5月	縦継紙・1通	へ8-32
北村八百冶金銭受取証文[覚](割鋸台細工料につき) 北村八百治→器械方御役所	(明治3年)午3月	縦継紙・1通	へ8-33
北村八百冶金銭受取証文[覚](欠矢等修復入料につき) 北村八百治→器械方御役所	(明治3年)午3月	縦継紙・1通	へ8-34
北村八百冶金銭受取証文[覚](水舟入料代金に	明治3年午7月	縦継紙・1通	へ8-35

つき) 北村八百治→器械製造方御役所			
北村八百治金銭受取証文[覚](底填中筒火造形細工料につき) 北村八百治→器械方御役所	(明治3年)午3月	縦紙・1通	へ8-36
桶工和吉金銭受取証文[覚](杉手桶等代金につき) 桶工和吉→御武具方御役所	(明治元年)辰11月13日	縦紙・1通	へ8-37
桶工和吉金銭受取証文[覚](小桶代金につき) 桶工和吉→器械方御役所	明治元年辰12月	縦紙・1通	へ8-38
舂屋伊兵衛金銭受取証文[覚](硯代等につき) (信州松代鏡見町)舂屋伊兵衛→上	12月	横切紙・1通	へ8-39
舂屋伊兵衛金銭受取証文[覚](墨代等につき) (信州松代鏡見町)舂屋伊兵衛→上	12月	横切紙・1通	へ8-40
水熊屋文左衛門金銭受取証文[覚](徳利代等につき) 水熊屋文左衛門→御武具方御役所	12月	横切継紙・1通	へ8-41
叶屋与兵衛金銭受取証文[覚](火鉢代等につき) (信州松代荒神町)叶屋与兵衛→上	11月	横切継紙・1通	へ8-42
藤屋与兵衛金銭受取証文[覚](小紅鉢代等につき) (松代中町瀬戸物御茶所)藤屋与兵衛→御武具方御役所	(明治元年)辰10月	横切継紙・1通	へ8-43
現金屋利三郎金銭受取証文[覚](駕籠篩代等入料代金につき) 現金屋利三郎→器械方御役所		横切継紙・1通	へ8-44
い戸や利兵衛金銭受取証文[覚](徳利代等につき) い戸や利兵衛→器械方御役所	正月	横切紙・1通	へ8-45
鉢屋忠兵衛金銭受取証文[覚](品代金につき) 鉢屋忠兵衛→器械方御役所	(明治元年)辰12月28日	横切紙・1通	へ8-46
酒井屋恒治金銭受取証文[覚](合紙代等につき) 酒井屋恒治→器械方御役所 虫損あり	(明治2年)巳正月	横切紙・1通	へ8-47
代官町房蔵金銭受取証文[覚](丸鉢代等につき) 代官町房蔵→上 虫損あり	12月	横切紙・1通	へ8-48
柳左衛門金銭受取証文[覚](品代金につき) 柳左衛門→器械方御役所	明治元年辰12月	縦切紙・1通	へ8-49
飭屋喜多五郎金銭受取証文[覚](古六升炊膳釜代等につき) 飭屋喜多五郎→器械方御役所	明治元年辰12月	縦切紙・1通	へ8-50
柏屋藤助金銭受取証文[覚](土鍋代等につき) 柏屋藤助→器械方御役所	(明治元年)辰12月	縦切紙・1通	へ8-51
菊屋新右衛門金銭受取証文[覚](焼酎代につき) (信州松代木町)きく屋(菊屋)新右衛門→上	(明治元年)辰12月	横切紙・1通	へ8-52
菊屋新右衛門金銭受取証文[覚](焼酎代につき) (信州松代木町)菊屋新右衛門→器械方御役所	(明治2年)巳12月	横切紙・1通	へ8-53
上野屋市兵衛金銭受取証文[覚](アラヒヤ代等につき) 上野屋市兵衛→器械方御役所 虫損あり、下ケ札「払無之 上野屋市兵衛」		縦継紙・1通	へ8-54
市太郎金銭受取証文[覚](御用箱代につき) 市	12月	切紙・1通	へ8-55

75 松代庁／番方／器械方所管鉄砲製造道具・材料費中借

太郎→器械方御役所			
柏屋与兵衛金銭受取証文[覚](茶差代等につき) かしわや(柏屋)与兵衛→器械方御役所 虫損あり	11月	横切紙・1通	へ8-56
木町健冶金銭受取証文[覚](洪代につき) (御大小拵所信州松代西木町中沢) 健治→器械方御役所 虫損あり	11月	横切紙・1通	へ8-57
現金屋祖吉金銭受取証文[覚](酢代につき) 現金屋祖吉→御武具方御役所 下ケ札「払無之 現金屋祖吉」	(明治2年)巳12月	横切継紙・1通	へ8-58
大丸屋惣兵衛金銭受取証文[覚](アラヒヤ代等入料代金につき) (御薬種所松代西木町) 大丸屋惣兵衛→器械方御役所 虫損あり		縦継紙・1通	へ8-59
大丸屋惣兵衛金銭受取証文[覚](明礬代等につき) (御薬種所松代西木町) 大丸屋惣兵衛→器械製造方御役所 虫損あり		横切継紙・1通	へ8-60
一文字屋彦四郎金銭受取証文[覚](猪ノ油代等につき) (信州松代本町) 一文字屋彦四郎→器械方御役所 虫損あり		横切継紙・1通	へ8-61
御鉄砲師山口進蔵金銭受取証文[覚](丸ヤスリ代等につき) 御鉄砲師山口進蔵→器械方御役所	(明治元年)辰12月	縦継紙・1通	へ8-62
富屋要助金銭受取証文[覚](品代金につき) 富屋要助→器械方御役所	(明治3年)閏10月	横切紙・1通	へ8-63
富屋要助金銭受取証文[覚](品代金につき) 富屋要助→器械方御役所	極月	横切継紙・1通	へ8-64
富屋要助金銭受取証文[覚](真中針金代等につき) 富屋要助→器械方御役所 虫損あり	極月	横切継紙・1通	へ8-65
篩屋義助金銭受取証文[覚](絹篩代等につき) 篩や義助→御武具方御役所 虫損あり	明治元年辰10月	縦継紙・1通	へ8-66
高木吉蔵金銭受取証文[覚](箱篩代につき) 高木吉蔵→器械方御役所	(明治2年)巳2月	縦継紙・1通	へ8-67
恵比寿や栄冶金銭受取証文[覚](紅鉢代等につき) 恵比寿や栄冶→器方御役所	(明治2年)巳12月	縦紙・1通	へ8-68
美濃屋喜兵衛金銭受取証文[覚](品代金につき) 美濃屋喜兵衛→器械御役所	(明治3年)午正月	縦継紙・1通	へ8-69
荒神町芳太郎金銭受取証文[覚](木綿糸代につき) 荒神町芳太郎→御武具方御役所	(明治元年)辰9月	横継紙・1通	へ8-70
近藤菊太郎金銭受取証文[覚](品代金につき) 近藤菊太郎→器械方御役所	(明治2年)巳12月晦日	横切継紙・1通	へ8-71
紙屋忠兵衛金銭受取証文[覚](清水紙代等につき) かみや(紙屋)忠兵衛→器械製造方御役所 虫損あり	(明治3年)午7月	横切継紙・1通	へ8-72
紙屋町宇吉金銭受取証文[覚](定木法板代等につき) 紙屋町宇吉→御武具方御役所	(明治3年)巳7月3日	横切紙・1通	へ8-73

富屋要之助金銭受取証文[覚](御単筆筒鉄砲代金につき) 富屋要之助→器械方御役所	(明治3年)午7月	横切紙・1通	へ8-74
坂口久兵衛金銭受取証文[覚](三ツ目錐代につき) 坂口久兵衛→御武具方御役所 下ケ札「払無之坂口久兵衛」		縦継紙・1通	へ8-75
柏屋藤助金銭受取証文[覚](五合徳利代等につき) 柏屋藤助→器械方御役所 下ケ札あり		横切継紙・1通	へ8-76
紙屋利兵衛金銭受取証文[覚](胡麻油代につき) かみや(紙屋)利兵衛→上		横切継紙・1通	へ8-77
浜屋為吉金銭受取証文[覚](生麩代等につき) (松代紺屋町)浜屋為吉→器械方御役所	(明治3年)午2月	横切紙・1通	へ8-78
柏屋与兵衛金銭受取証文[覚](甕代等につき) かしわや(柏屋)与兵衛→器械方御役所 虫損あり	(明治3年)午11月4日	横切継紙・1通	へ8-79
桶屋八百蔵金銭受取証文[覚](手桶代等につき) 桶屋八百蔵→器械方御役所	(明治3年)午7月	横切紙・1通	へ8-80
恵比寿屋栄治金銭受取証文[おほへ](こんろ代等につき) 恵比寿屋栄治→器械方御役所	(明治3年)午10月	横切紙・1通	へ8-81
湯本宇吉金銭受取証文[おほへ](欠矢細工代等につき) 湯本宇吉→器械方御役所		横切継紙・1通	へ8-82
能登屋富作金銭受取証文[おほへ](塩代につき) のとや(能登屋)富作→上 下ケ札あり		横切紙・1通	へ8-83
恵比寿屋栄治金銭受取証文[おほへ](品代金につき) えひす(恵比須)屋栄治→器械方御役所	(明治3年)午10月	横切紙・1通	へ8-84
飭屋喜多五郎金銭受取証文[覚](羽やすり代等につき) 飭屋喜多五郎→御武具役所 下ケ札あり		横切紙・1通	へ8-85
御調物師倉嶋市治金銭受取証文[覚](歛葉筒品代金につき) 御調物師倉嶋市治→器械製造方御役所	明治3年午10月	縦紙・1通	へ8-86
北村八百治金銭受取証文[覚](ハアル上筒代につき) 北村八百治→器械方御役所	(明治3年)午7月	縦継紙・1通	へ8-87
菊屋佐助金銭受取証文[覚](焼酎代につき) (松代伊勢町)きく屋(菊屋)佐助→宮下三郎治様御内	2月27日	横切紙・1通	へ8-88
旭屋惣左衛門金銭受取証文[おほへ](洪1本代につき) 旭屋惣左衛門→御武具方御役所 下ケ札あり		横切紙・1通	へ8-89
現金屋理兵衛金銭受取証文[覚](こぬり等代金につき) 現金屋理兵衛→器械製造方御役所 下ケ札あり	4月23日	横切継紙・1通	へ8-90
酒井屋常治金銭受取証文[おほへ](はけ代につき) (松代紺屋町)酒井屋常治→器械方御役所		切紙・1通	へ8-91
東屋重右衛門金銭受取証文[覚](銅小篩代につき) 東屋重右衛門→御役所	(明治3年)午4月	縦切紙・1通	へ8-92

75 松代庁／番方／器械方所管鉄砲製造道具・材料費中借

一文字屋彦治郎金銭受取証文[覚](瓶金につき) 一文字屋彦治郎→器械方御役所	8月24日	横切継紙・1通	へ8-93
蓬歳屋糸さく金銭受取証文[おほへ](コロッフ代につき) 蓬歳屋糸さく→器械方御役所	6月9日	横切継紙・1通	へ8-94
代官町房蔵金銭受取証文[覚](土底樋代につき) 代官町房蔵→器械方御役所 下ケ札あり		切紙・1通	へ8-95
北村八百治金銭受取証文[覚](ハアル御様筒代につき) 北村八百治→器械方御役所 虫損あり、下ケ札あり		縦紙・1通	へ8-96
代官町房蔵金銭受取証文[覚](五郎八茶碗代等につき) 代官町房蔵→器械方御役所 虫損あり		切紙・1通	へ8-97
和太郎金銭受取証文(品代金につき) 和太郎→大いかい町きし様御内	6月16日	切紙・1通	へ8-98
亀吉金銭受取証文[覚](焼酎代につき) 亀吉→器械方御役所	(明治3年)午7月	横切継紙・1通	へ8-99
田町文左衛門金銭受取証文[覚](2升5合入徳利代につき) 田町文左衛門→器械方御役所	(明治3年)午7月	横切紙・1通	へ8-100
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](鏝代等につき) 高木吉蔵・横田二作・近藤菊太郎→器械製造方御役所 虫損あり	(明治3年)午7月	縦切紙・1通	へ8-101
菊屋佐助金銭受取証文[覚](焼酎代につき) きくや(菊屋)佐助→器械方御役所 虫損あり	(明治3年)午7月	横切継紙・1通	へ8-102
北村八百治金銭受取証文[覚](器械道具入箱代等につき) 北村八百治→器械方御役所 虫損あり	(明治3年)午12月	縦継紙・1通	へ8-103
北村八百治金銭受取証文[覚](大槌柄代等につき) 北村八百治→器械方御役所	10月	縦継紙・1通	へ8-104
山口進蔵金銭受取証文[覚](手鉄代につき) 山口進蔵→器械方御役所 下ケ札あり	(明治3年)午7月	縦継紙・1通	へ8-105
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](小手丸錐代等につき) 高木吉蔵・横田二作・近藤菊太郎→器械方御役所 虫損あり	(明治3年)午8月	縦切紙・1通	へ8-106
鈴木惣五郎金銭受取証文[覚](ハアル照尺代につき) 鈴木惣五郎→器械方御役所	(明治3年)	縦継紙・1通	へ8-107
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](ホイソロ代等につき) 高木吉蔵・横田二作・近藤菊太郎→器械方御役所 虫損あり	(明治3年)午9月	縦継紙・1通	へ8-108
(武具代金受取証文一括)		35点	へ9
[証文数三拾四通 分金九拾五両式分壺朱七分](表紙)		縦紙・1通	へ9-1
高木吉蔵他二名金銭受取証文[覚](填板子代等につき) 高木吉蔵・横田二作・近藤菊太郎→器械方御役所	10月	縦継紙・1通	へ9-2

浜屋為吉金銭受取証文[覚](細筆代等につき) (松代紺屋町)浜屋為吉→器械方御役所	(明治3年)午7月13日	横切紙・1通	へ9-3
紙屋忠兵衛金銭受取証文[覚](品代金につき) (松代紺屋町)紙屋忠兵衛→器械製造方御役所	(明治3年)午7月	横切継紙・1通	へ9-4
紙屋忠兵衛金銭受取証文[覚](紙代金につき) 紙屋忠兵衛→器械製造方御役所	(明治3年)午7月	横切継紙・1通	へ9-5
富屋要之助金銭受取証文[覚](金札箱代等につ き) 富屋要之助→器械方御役所	(明治3年)午7月	横切継紙・1通	へ9-6
馬喰町林田勝吉中借証文[覚](ムートン代につ き) 馬喰町林田勝吉→器械製造方御役所 下ケ札 あり	(明治3年)午11月朔日	縦継紙・1通	へ9-7
御鉄砲師近藤菊太郎金銭受取証文[覚](ムート ン留鋸代につき) 御鉄砲師近藤菊太郎→器械製 方御役所	10月29日	縦継紙・1通	へ9-8
現金屋太吉金銭受取証文[覚](炭代等につき) 現金屋太吉→上	2月7日	横切継紙・1通	へ9-9
御台師北村八百治金銭受取証文[覚](ムートン 代等につき) 御台師北村八百治→器械方御役所	(明治3年)午11月	縦継紙・1通	へ9-10
近藤菊太郎金銭受取証文[覚](ホイス操錐代等 につき) 近藤菊太郎→器械方御役所	12月27日	縦継紙・1通	へ9-11
御台師北村八百治金銭受取証文[覚](サイ槌等 につき) 御台師北村八百治→器械方御役所	(明治3年)午11月	縦継紙・1通	へ9-12
御鉄砲師近藤菊太郎金銭受取証文[覚](大銃火 門操錐につき) 御鉄砲師近藤菊太郎→器械方御 役所	11月7日	縦継紙・1通	へ9-13
近藤菊太郎金銭受取証文[覚](矢倉ハシキ等入 料代金につき) 近藤菊太郎→器械製造方御役所	(明治4年)未3月	縦継紙・1通	へ9-14
現金屋太吉金銭受取証文[覚](品代金につき) (松代紺屋町)現金屋太吉→器械製造方御役所	(明治4年)未5月晦日	横切継紙・1通	へ9-15
酒井屋恒治金銭受取証文[覚](杉原紙代等につ き) 酒井屋恒治→器械製造方御役所 下ケ札「払無 之分」	(明治4年)未7月	横切継紙・1通	へ9-16
大丸屋惣兵衛金銭受取証文[覚](黒丹等につ き) 大丸屋惣兵衛→ - 下ケ札「払無之分」		横切紙・1通	へ9-17
旭屋惣左衛門金銭受取証文[覚](大洪紙代につ き) (御焼灯所松代紺屋町)旭屋惣左衛門→ -	(明治3年)午9月28日	縦紙・1通	へ9-18
旭屋惣左衛門金銭受取証文[覚](大洪紙代につ き) 旭屋惣左衛門→ - 下ケ札「払無之分」		縦紙・1通	へ9-19
中屋文五郎金銭受取証文[覚](老升徳利代につ き) 中屋文五郎→ -	(明治3年)午9月	縦紙・1通	へ9-20
紙屋忠兵衛金銭受取証文[覚](品代金につき) 紙屋忠兵衛→ - 下ケ札「払無之分」	(明治4年)未12月	横切継紙・1通	へ9-21
御調物師倉嶋平治金銭受取証文[覚](ホイス詰	明治3年午10月12日	縦紙・1通	へ9-22

76 松代庁／番方／武庫方番士手当金書上

棒代につき) 御調物師倉嶋市治→ - 下ケ札「払無之分」			
御調物師倉嶋市治金銭受取証文[覚](フリキ匙代等につき) (御調物師)倉嶋市治→ - 下ケ札「払無之分」		縦切紙・1通	へ9-23
現金屋太吉金銭受取証文[覚](柄杓代等につき) 現金屋太吉→ -		横切継紙・1通	へ9-24
高木吉治他二名金銭受取証文[覚](火箸代等につき) 高木吉治・横田二作・近藤菊太郎→器械方御役所	(明治4年)未7月	横切継紙・1通	へ9-25
菊屋新左衛門金銭受取証文[覚](焼酎代につき) (松代木町)菊屋新左衛門→器械方御役所	明治3年午12月	横切紙・1通	へ9-26
御調物師倉嶋市治金銭受取証文[覚](薬斗代につき) (御調物師)倉嶋市治→御役所	(明治4年)未7月	横切継紙・1通	へ9-27
御調物師倉嶋市治金銭受取証文[覚](合薬斗代につき) (御調物師)倉嶋市治→器械方御役所 下ケ札「払無之分」		縦切紙・1通	へ9-28
富屋要之助金銭受取証文[覚](炭代等につき) 富屋要之助→ -		横切継紙・1通	へ9-29
酒井屋恒治金銭受取証文[覚](大六寸釘代につき) 酒井屋恒治→器械方御役所	明治4年未7月	横切継紙・1通	へ9-30
宮沢彦治他二名金銭受取証文[覚](象皮代につき) 宮沢彦治・牧野良平・宮下知幹→小幡全一郎殿	7月	切紙・1通	へ9-31
坂田屋利兵衛金銭受取証文[覚](スキアゲ代料等につき) 坂田屋利兵衛→器械方御役所	7月	横切紙・1通	へ9-32
山崎屋駒吉代金請求書[覚](炭代につき) 山崎や駒吉→小山金作様	正3月	切紙・1通	へ9-33
かみや利兵衛金銭受取証文[覚](古長代につき) かみや利兵衛→上	(明治3年)閏10月8日	切紙・1通	へ9-34
小林八百治用状(役所と土蔵共修復入料につき) 小林八百治→ - 下ケ札「払無之分」		縦紙・1通	へ9-35

76 松代庁／番方／武庫方番士手当金書上 計政局

武庫方御手当金書上[記](矢野倉謙兵衛等12名御手当金ノ88両1朱銭4貫496文書上) 罫紙使用、罫紙柱書「東郭蔵弁」、付札あり		罫半・1冊	へ200
--	--	-------	------

77 松代庁／番方／硝石方所管硝石製造費村々受取 計政局

(栃原村硝石製造入用受取関係書類綴 明治2年12月～同6年10月)		23点	へ216
矢野倉謙兵衛他一名金銭受取証文(田頭組硝石製御入料金38両3分2朱5分7厘) 矢野倉謙兵衛・小幡茂蔵→	明治6年酉10月	縦紙・1通	へ216-1
上組山村名主四郎兵衛他二名金銭受取証文[覚](寄灰7俵代等硝石御製御入用代銭3貫936文につき) 上組山村名主四郎兵衛・組頭市郎太・長百姓忠兵衛→硝石方御元メ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ216-2
栃原村平組名主源兵衛他二名金銭受取証文[覚](灰7分代等西条組硝石御製御入用銭448文につき) 栃原村平組名主源兵衛・組頭仁右衛門・長百姓十左衛門→硝石方御元メ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ216-3
日新村名主伝右衛門他三名金銭受取証文[覚](三御賄料銀3匁3分につき) 日新村名主伝右衛門・組頭半兵衛・同断惣右衛門他1名→硝石方御元メ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ216-4
栃原村西条組名主廣吉他二名金銭受取証文[覚](元土48本御手元等硝石御製のため品々御入料代金2分2朱銀105匁銭9貫283文につき) 栃原村西条組名主廣吉・組頭十右衛門・長百姓七左衛門→硝石方御元メ宮入半左衛門様	明治3年午4月	横切継紙・1通	へ216-5
追通村棟吉金銭受取証文[覚](栃原村硝石御製御入用代金1両1朱1匁5分につき) 追通村棟吉→硝石方御元メ宮入半左衛門様	明治3年午4月17日	縦紙・1通	へ216-6
追通村七左衛門金銭受取証文[覚](雑真木等栃原村硝石御製御入用真木代金5両2分2朱) 追通村七左衛門→硝石方御元メ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ216-7
追通村善右衛門金銭受取証文[覚](堅木真木代金1両2朱) 追通村善右衛門→硝石方宮入半左衛門様	明治3年午4月	横切継紙・1通	へ216-8
追通村善右衛門金銭受取証文[覚](□代金1分6匁6分につき) 追通村善右衛門→硝石方宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ216-9
硝石製御仲間惣作金銭受取証文[覚](栃原村西条組のうち田頭村硝石製御手衆・賃金雑用代金18両2分6匁7分につき) 硝石製御仲間惣作→北村団之丞殿・宮入半左衛門殿	明治2年巳12月	横切継紙・1通	へ216-10
志垣村九右衛門他二名金銭受取証文[覚](灰5駄等栃原村西条組御製硝石御入用代銭4貫	明治3年午4月	横切継紙・1通	へ216-11

77 松代庁／番方／硝石方所管硝石製造費村々受取

972文につき) 志垣村名主九右衛門・組頭三治郎・長百姓長三郎→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	横切継紙・1通	へ216-12
志垣村九右衛門他二名金銭受取証文[覚](灰3表半等栃原村西条組御製硝石御入用代金1分232文につき) 志垣村名主九右衛門・組頭三治郎・長百姓長三郎→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	横切継紙・1通	へ216-13
鬼無里村金治郎他六名金銭受取証文[覚](寄灰7表等栃原村硝石御製御入用代金2分4匁4分につき) 鬼無里村名主金治郎・組頭元右衛門・同断市左衛門他組頭1名・長百姓2名→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	横切継紙・1通	へ216-14
下曾山村米蔵他二名金銭受取証文[覚](灰5駄等栃原村西条組御製硝石御入用代金1分1朱124文につき) 下祖山村名主米蔵・組頭惣左衛門・長百姓喜藤太→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	横切継紙・1通	へ216-15
山田中村弥兵衛他三名金銭受取証文[覚](灰5駄等栃原村西条組御製硝石御入用代金2分500文につき) 山田中村名主弥兵衛・同断利右衛門・組頭喜兵衛他長百姓1名→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	横切継紙・1通	へ216-16
久保寺村嘉助他三名金銭受取証文[覚](寄灰63箕等栃原村硝石御製御入用代金1両2分2朱447文につき) 久保寺村差出組嘉助・大門組同断久四郎・小路組同断喜代太他西川条組同断1名→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	横切継紙・1通	へ216-17
中御所村幸左衛門他二名金銭受取証文[覚](寄灰7箕6分等栃原村硝石御製御入用代金3朱14文につき) 中御所村名主幸左衛門・組頭理兵衛・長百姓吉左衛門→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	横切継紙・1通	へ216-18
小柴見村治郎右衛門他二名金銭受取証文[覚](栃原村硝石御製御入用灰1駄代銭124文につき) 小柴見村名主治郎右衛門・組頭仁左衛門・長百姓徳右衛門→硝石御掛り宮入半左衛門殿様	明治3年午4月	横切継紙・1通	へ216-19
吉窪村菊治他二名金銭受取証文[覚](灰5駄等栃原村西条組御製硝石御入用代金1分につき) 吉窪村名主菊治・組頭離惣太・長百姓清治郎→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	横切継紙・1通	へ216-20
小市村龍蔵他二名金銭受取証文[覚](硝石2駄等栃原村西条組御製硝石御入用代金2分269文につき) 小市村名主龍蔵・組頭宗三郎・長百姓半之輔→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	横切継紙・1通	へ216-21
小松原村嘉兵他四名金銭受取証文[覚](寄灰28箕6分等栃原村御高地製硝石継送賃銭御入用代金3分1朱603文につき) 小松原村名主嘉兵・組頭作治・同甚平他長百姓2名→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	横切継紙・1通	

原村高野儀右衛門他二名金銭受取証文[覚](硝石2駄6分5厘等枋原村御製硝石継送り駄賃御賄料516文につき) 原村名主高野儀右衛門・組頭喜七・長百姓小泉彦市→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	横切継紙・1通	へ216-22
小森村五左衛門他三名金銭受取証文[覚](枋原村御製硝石2駄6分2厘継送り駄賃664文につき) 小森村名主五左衛門・組頭宮津恒佐・長百姓彦八他長百姓1名→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ216-23
(硝石入用受取関係綴 明治2年2月～明治6年10月)		15点	へ217
矢野倉謙兵衛他一名金銭受取証文(中山中筋・川中嶋辺等硝石元土見分御入料代金1両1分11匁4分につき) 矢野倉謙兵衛・小幡茂義→-	明治6年酉10月	縦紙・1通	へ217-1
原村小泉彦市他二名金銭受取証文[覚](去辰10月中床下土御見分御賄分代銀3匁3分につき) 原村名主小泉彦市・組頭庄七・長百姓大久保忠左衛門→宮入半左衛門様	明治2年巳12月	縦紙・1通	へ217-2
小松原村直右衛門金銭受取証文[覚](去辰10月中床下土御見分御賄料代金1朱につき) 小松原村名主直右衛門・組頭作治・同断傳左衛門他長百姓2名→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治2年巳12月	縦紙・1通	へ217-3
布施高田村久保田戸作他一名金銭受取証文[覚](去辰年床下土御見分御賄料代銀3匁3分につき) 布施高田村名主久保田戸作・役人代曾根川官左衛門→武庫硝石方御元ノ北村団之丞様・宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ217-4
北郷村市郎兵衛金銭受取証文[覚](山中筋床下土見分代金2分2匁1分につき) 北郷村市郎兵衛→硝石方御元ノ御役所	明治3年午4月	横切継紙・1通	へ217-5
硝石方御雇御仲間惣作金銭受取証文[覚](山中筋床下土見分代銀43匁1分につき) 硝石方御雇御仲間惣作→北村団之丞殿・宮入半左衛門殿	明治3年午4月	縦紙・1通	へ217-6
矢野倉謙兵衛他一名金銭受取証文[覚](戸隠神領硝石元土見分御入料代金1両1分2朱3匁2分につき) 矢野倉謙兵衛・小幡茂義→-	明治6年酉10月	縦紙・1通	へ217-7
丸尾長兵衛金銭受取証文[覚](3分100文につき) 丸屋長兵衛→上 印「信州松代伊勢町丸屋長兵衛」	2月9日	堅切紙・1通	へ217-8
紙屋磯八金銭受取証文[覚](41匁5分につき) 紙屋磯八→宮入半左衛門様 印「信州善光寺上後町紙屋」	2月10日	堅切紙・1通	へ217-9
小鍋村作右衛門金銭受取証文[覚](御賄料代銀1匁1分につき) 小鍋村名主作右衛門→硝石御掛宮入半左衛門殿	巳2月10日	縦紙・1通	へ217-10

77 松代庁／番方／硝石方所管硝石製造費村々受取

栃原村平組十左衛門金銭受取証文[覚](御賄料代銀28匁6分につき) 栃原村平組名主十左衛門→酒井千左衛門殿	明治2年巳2月	縦紙・1通	へ217-11
栃原村平組十左衛門金銭受取証文[覚](御四人様御出役御賄料代銀13匁2分につき) 栃原村平組名主十左衛門・頭立古左衛門→酒井千左衛門殿	明治巳2月14日	縦紙・1通	へ217-12
志垣村九右衛門金銭受取証文[覚](戸隠辺土御見分御泊り御賄料代銀9匁9分につき) 志垣村名主九右衛門・組頭三治郎・長百姓長三郎→硝石方御元メ宮入半左衛門様	明治2年巳2月	縦紙・1通	へ217-13
妻科村惣左衛門金銭受取証文[覚](御賄代銀13匁2分につき) 妻科村名主惣左衛門→酒井千左衛門殿	明治2年巳2月	縦紙・1通	へ217-14
御仲間惣作金銭受取証文[覚](戸隠神領硝石元土見分代金3分2朱1分につき) 御仲間惣作→北村団之丞殿・宮入半左衛門殿	明治2年巳4月	縦紙・1通	へ217-15
(志垣村硝石製造入用受取関係書類綴 明治3年4月～明治6年10月)		48点	へ218
矢野倉謙兵衛他一名金銭受取証文(志垣村硝石御製御入料代金91両8匁4分5厘につき) 矢野倉謙兵衛・小幡茂蔵→-	明治6年酉10月	縦紙・1通	へ218-1
追通村勘七金銭受取証文[差上申一札之事](志垣村硝石製入料代銀21匁6分9厘につき) 追通村名主勘七→硝石方御元メ北村団之丞様	明治3年午10月	縦紙・1通	へ218-2
栃原村西条組和田廣吉金銭受取証文[覚](硝石御製御道具運送人足代銀1貫200文につき) 栃原村西条組名主和田廣吉→硝石方御元メ北村団之丞様・宮入半左衛門様	明治4年未7月	縦紙・1通	へ218-3
志垣村九右衛門他二名金銭受取証文[差上申御請一札之事](元土126本等代金4両3分2朱4匁7分8厘につき) 志垣村名主九左衛門・組頭三治郎・長百姓長三郎→硝石方御元メ北村団之丞様	明治3年午10月	縦継紙・1通	へ218-4
志垣村九右衛門他一名金銭受取証文[差上申御請一札之事](樫真木2間分代金3両2分2朱4匁3分5厘につき) 志垣村名主九右衛門・当主善之助→硝石方御元メ北村団之丞様	明治3年午10月	縦紙・1通	へ218-5
志垣村九右衛門他一名金銭受取証文[差上申一札之事](真木8間等代金14両3朱5匁5厘につき) 志垣村名主九右衛門・当人甚三郎→硝石方御元メ北村団之丞様	明治3年午10月	縦紙・1通	へ218-6
追通村勘七金銭受取証文[差出申一札之事](樫真木4間代金6両7匁4分7厘につき) 追通村名主勘七→硝石方御元メ北村団之丞様	明治3年午	縦紙・1通	へ218-7
志垣村善之助金銭受取証文[差上申一札之事](上灰18貫目等代銀5貫116文につき) 志垣村	明治3年午10月	縦紙・1通	へ218-8

善之助→硝石方御懸り北村団之丞様			
中御所村幸左衛門他二名金銭受取証文[覚](寄灰7箕6分等代銀6匁3分1貫22文につき) 中御所村名主幸左衛門・組頭理兵衛・長百姓吉左衛門→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ218-9
小柴見村治郎右衛門他二名金銭受取証文[覚](寄灰9箕等志垣村硝石御製御入用代金1分1朱600文につき) 小柴見村名主治郎右衛門・組頭仁左衛門・長百姓徳右衛門→硝石御掛り宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ218-10
妻科村徳武与市他四名金銭受取証文[覚](寄灰10箕等志村硝石御製御入用代金1分2朱253文につき) 妻科村名主徳武与市・組頭政右衛門・同断利左衛門他長百姓・役人代各1名→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ218-11
茂菅村豊治他二名金銭受取証文[覚](寄灰15箕4分等志垣村硝石御製御入用代金2分508文につき) 茂菅村名主豊治・組頭利兵衛・長百姓文三郎→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ218-12
小鍋村国見組勝左衛門金銭受取証文[覚](寄灰13箕4分等志垣村硝石御製御入用代金2分242文につき) 小鍋村国見組名主勝左衛門・組頭伊惣治→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ218-13
小鍋村中組市郎左衛門他一名金銭受取証文[覚](寄灰25箕1分等志垣村硝石御製御入用代金3分3朱210文につき) 小鍋村中組名主市郎左衛門・頭立作右衛門→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ218-14
小鍋村中組市郎左衛門他一名金銭受取証文[覚](志垣村硝石御製灰6駄送り駄賃代銀1貫500文につき) 小鍋村中組市郎左衛門・作右衛門→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ218-15
小鍋村千木村直之丞他一名金銭受取証文[覚](寄灰19箕5分等志垣村硝石御製御入用代金2分3朱64文につき) 小鍋村千木組名主直之丞・頭立孫右衛門→硝石方御掛り宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦継紙・1通	へ218-16
久保寺村嘉助他三名金銭受取証文[覚](志垣村硝石御製灰1駄代銀124文につき) 久保寺村差出組名主嘉助・大門組同断久四郎・小路組同断喜代太他西川原組1名→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ218-17
小市村龍蔵他二名金銭受取証文[覚](志垣村硝石御製灰3駄5分代銀872文につき) 小市村名主龍蔵・組頭宗三郎・長百姓半之輔→硝石方御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	縦紙・1通	へ218-18
吉窪村菊治他二名金銭受取証文[覚](志垣村硝石御製灰3駄半代銀288文につき) 吉窪村名主	明治3年午4月	縦紙・1通	へ218-19

77 松代庁／番方／硝石方所管硝石製造費村々受取

菊治・組頭離惣太・長百姓清治郎→宮入半左衛門様			
山田中村弥兵衛他三名金銭受取証文[覚](灰3駄半等志垣村硝石御製代金1朱432文につき) 山田中村名主弥兵衛・同断利右衛門・組頭喜兵衛他長百姓1名→硝石御元ノ宮入半左衛門様	明治3年午4月	豎紙・1通	へ218-20
吉田村伊藤弥兵衛他一名金銭受取証文[差上申一札之事](灰29表等代金2両3分2朱につき) 吉田村名主伊藤弥兵衛・頭立岡澤五郎左衛門→硝石方御元ノ北村団之丞様	明治3年午10月22日	豎継紙・1通	へ218-21
吉田村伊藤弥兵衛他一名金銭受取証文[差上申一札之事](御賄入用代銀9匁6分につき) 吉田村名主伊藤弥兵衛・頭立岡澤五郎左衛門→硝石方御元ノ北村団之丞様	明治3年午10月22日	豎紙・1通	へ218-22
三輪村与兵衛金銭受取証文[差上申一札之事](御賄入用代銀2匁2武につき) 三輪村名主与兵衛→硝石方御元ノ北村団之丞様	明治3年午10月23日	豎紙・1通	へ218-23
茂菅村豊治金銭受取証文[差上申一札之事](灰29俵運送等代金2朱5匁5分7厘につき) 茂菅村名主豊治→硝石方御元ノ北村団之丞	明治3年午10月	豎紙・1通	へ218-24
小鍋村勝左衛門他一名金銭受取証文[差上申一札之事](灰29俵運送代賃1貫802文につき) 小鍋村国見組名主勝左衛門・組頭伊惣治→賄方御元ノ北村団之丞様	明治3年午10月	豎紙・1通	へ218-25
小鍋村中組市郎左衛門金銭受取証文[差上申一札之事](灰29俵運送賃金等代金1分2朱3分4厘)につき) 小鍋村中組名主市郎左衛門→硝石方御元ノ北村団之丞	明治3年午10月	豎継紙・1通	へ218-26
下曾山村半蔵他二名金銭受取証文[差上申御受一札之事](灰42俵運送賃金等代金2分4匁1分2厘につき) 下祖山村名主半蔵・親類惣左衛門・長百姓喜藤太→硝石方御元ノ北村団之丞様・宮入半左衛門様宮入半左衛門様	明治3年午10月	豎紙・1通	へ218-27
下曾山村繁吉他一名金銭受取証文[差上申御受一札之事](大釜鑄懸代金1分につき) 下祖山村鑄懸師繁吉・組頭惣左衛門→硝石方御元ノ北村団之丞様・宮入半左衛門様	明治3年午10月	豎紙・1通	へ218-28
深澤村四郎右衛門他二名金銭受取証文[差上申一札之事](灰11俵等代銀65匁8分3厘につき) 深澤村名主四郎右衛門・組頭栄左衛門・長百姓栄作→硝石方御元ノ小林(北村)団之丞様	明治3年午10月	豎紙・1通	へ218-29
宮之尾村上組新右衛門他二名金銭受取証文[差上申一札之事](灰13俵等代銀70匁9分8厘につき) 宮野尾村上組名主新右衛門・組頭金兵衛・長百姓清兵衛→硝石方御元ノ小林(北村)団之丞様	明治3年午10月	豎継紙・1通	へ218-30
宮之尾村下組平右衛門他二名金銭受取証文[差	明治3年午10月	豎継紙・1通	へ218-31

上申一札之事] (灰6俵等代銀33匁7分4厘につき) 宮野尾村下組名主平右衛門・組頭弥惣太・長百姓小右衛門→消(硝)石方御元メ小林(北村)団之丞様	明治3年午10月	縦継紙・1通	へ218-32
坪根村勝之助他二名金銭受取証文[差上申一札之事] (灰7俵等代銀38匁5分9厘につき) 坪根村名主勝之助・組頭愛作・長百姓庄之助→消(硝)石方御元メ小林(北村)団之丞様	明治3年午10月	縦継紙・1通	へ218-33
五十平村半十郎他三名金銭受取証文[差上申一札之事] (灰8俵等代銀45匁9分5厘につき) 五十平村名主半十郎・組頭彦五郎・同断軽治郎他長百姓1名→消(硝)石方御元メ小林(北村)団之丞様	明治3年午10月	縦継紙・1通	へ218-34
橋詰村両組嘉一郎他五名金銭受取証文[差上申一札之事] (灰12俵等代銀90匁9分8厘につき) 橋詰村両組名主嘉一郎・名主直右衛門・組頭弥市他組頭1名・長百姓2名→消(硝)石方御元メ北村団之丞様	明治3年午10月	縦継紙・1通	へ218-35
倉並村勇助他二名金銭受取証文[差上申一札之事] (灰6俵等代銀33匁4分2厘につき) 倉並村名主勇助・組頭八郎治・長百姓平左衛門→消(硝)石方御元メ小林(北村)団之丞様	明治3年午10月	縦継紙・1通	へ218-36
北郷村小林佐平太金銭受取証文(硝石御製釜3枚代銀184文につき) 北郷村役人代小林佐平太→北村団之丞様	明治3年午11月19日	縦紙・1通	へ218-37
上房村利宗治他二名金銭受取証文[差上申一札之事] (灰11俵等代銀72匁6分1厘につき) 上ヶ屋村名主利宗治・同断長五郎・同断千右衛門→硝石方御元メ北村団之丞様	明治3年午10月	縦継紙・1通	へ218-38
廣瀬村三組七右衛門他二名金銭受取証文[差上申一札之事] (灰5俵等代銀29匁7分1厘につき) 廣瀬村三組名主七右衛門・組頭喜右衛門・長百姓甚四郎→硝石方御元メ北村団之丞様	明治3年午10月	縦継紙・1通	へ218-39
廣瀬村元組弥惣左衛門他二名金銭受取証文[差上申一札之事] (灰3俵等代銀18匁8分9厘につき) 廣瀬村元組名主弥惣左衛門・組頭利右衛門・長百姓市左衛門→硝石方御元メ北村団之丞様	明治3年午10月	縦継紙・1通	へ218-40
入山村三組常田廣吉等五名金銭受取証文[差上申一札之事] (灰25俵等代銀138匁3分3厘につき) 入山村三組名主常田廣吉・同竹田庫吉・同山口金左衛門他長百姓3名→硝石方御元メ北村団之丞様	明治3年午10月	縦継紙・1通	へ218-41
硝石方御雇使丁小池惣作金銭受取証文[覚] (志垣村硝石製賃金・雑用代金41両2朱5匁2分5厘につき) 硝石方御雇使丁小池惣作→北村団之丞殿・宮入半左衛門殿	明治3年午12月	縦継紙・1通	へ218-42
山田中村利右衛門金銭受取証文[覚] (硝石運送賃金1朱につき) 山田中村名主利右衛門・同断弥兵衛・組頭喜兵衛→硝石方御元メ北村団之丞様	明治3年午10月	縦紙・1通	へ218-43
吉窪村菊治他二名金銭受取証文[差上申一札之	明治3年午10月	縦紙・1通	へ218-43

77 松代庁／番方／硝石方所管硝石製造費村々受取

事] (硝石運送賃金等代金2朱2匁2分につき) 吉窪村名主菊治・組頭離惣太・長百姓清治郎→硝石方御元メ北村団之丞様			
小市村龍蔵他二名金銭受取証文[差上申一札之事] (硝石運送賃錢416文につき) 小市村名主龍蔵・組頭宗三郎・長百姓半之輔→硝石方御元メ北村団之丞様	明治3年午10月	豎紙・1通	へ218-44
小松原村嘉兵他四名金銭受取証文[差上申一札之事] (硝石運送賃金札2朱208文につき) 小松原村名主嘉兵・組頭作治・同甚平他長百姓2名→硝石方御元メ北村団之丞様	明治3年午10月	豎紙・1通	へ218-45
小松原村嘉兵他四名金銭受取証文[覚] (賄入用代銀1匁1分につき) 小松原村名主嘉兵・組頭作治・同甚平他長百姓2名→硝石方御元メ北村団之丞様	明治3年午10月	豎紙・1通	へ218-46
原村北澤喜四郎金銭受取証文[覚] (硝石運送賃金1朱につき) 原村組頭北澤喜四郎→硝石方御元メ北村団之丞様	明治3年午10月14日	豎紙・1通	へ218-47
小森村五左衛門他三名金銭受取証文[差上申一札之事] (硝石運送代銀7匁5分につき) 小森村名主五左衛門・組頭宮澤恒佐・長百姓彦八他長百姓1名→消(硝)石方御元メ北村団之丞様	明治3年午10月	豎紙・1通	へ218-48
(栃原平組硝石製入料受取関係書類綴 明治3年10月～明治6年10月)		11通	へ219
矢野倉謙兵衛他一名金銭受取証文(栃原村平組硝石御製御入料金107両1分2朱6匁3分9厘につき) 矢野倉謙兵衛・小幡茂義→	明治6年酉10月	横切紙・1通	へ219-1
追通村勘七金銭受取証文[差出申一札之事] (樫真木代金3両2分につき) 追通村名主勘七→硝石方御元メ北村団之丞様	明治3年午10月	横切紙・1通	へ219-2
山田中村両組利右衛門他二名金銭受取証文[差上申一札之事] (灰8俵等6筆代金3分2匁2分7厘につき) 山田中村両組名主利右衛門・同断弥兵衛・組頭喜兵衛→消(硝)石方御元メ小林団之丞 北村団之丞カ	明治3年午10月	横切紙・1通	へ219-3
吉窪村菊治他二名金銭受取証文[差上申一札之事] (灰17俵等6筆代金1両2分2朱7匁1厘につき) 吉窪村名主菊治・組頭離惣太・長百姓清治郎→硝石方御元メ北村団之丞様	明治3年午10月	横切紙・1通	へ219-4
志垣村岡本善之助他一名金銭受取証文[覚] (樫真木代金33両につき) 志垣村当人岡本善之助・名主山口九右衛門→硝石方御元メ北村団之丞様・宮入半左衛門様	明治4年未1月	横切紙・1通	へ219-5
下宇木村池田孫左衛門金銭受取証文[覚] (錢1貫751文等6筆銀10匁4分5貫833文につき) 下宇木村名主池田孫左衛門→硝石方御元メ宮入半左衛門様	明治4年未7月	横切紙・1通	へ219-6

押鐘村清水善右衛門他一名金銭受取証文[覚] (銭1貫412文等7筆金2分2匁1分8厘につき) 押鐘村名主清水善右衛門・長百姓原吉左衛門→硝石 方御元メ宮入半左衛門様	明治4年未7月	横切継紙・1通	へ219-7
栃原村平組松沢源兵衛金銭受取証文[覚](雑木 交り真木等2筆代金8両2分につき) 栃原村平 組松沢源兵衛→硝石方御元メ北村団之丞様・宮入半 左衛門様	明治4年未7月	横切紙・1通	へ219-8
栃原村松澤源兵衛金銭受取証文[覚](元土等4 筆代銀235匁3分31貫につき) 栃原村長百姓松 澤源兵衛→硝石方御元メ宮入半左衛門様	明治4年未7月	横切紙・1通	へ219-9
元硝石製使丁小池惣作金銭受取証文[覚](栃原 村平組硝石製手元・賃金雑用代銀112匁2分につ き) 元硝石製使丁小池惣作→北村団之丞殿・宮 入半左衛門殿	明治5年申6月	横切継紙・1通	へ219-10
中町与兵衛金銭受取証文[覚](太萱代銀4匁につ き) 中町ふしや与兵衛→北村団之丞様	(明治4年)未4月	横切紙・1通	へ219-11

78 元松代庁／番方／上田分営諸入用受取 元計政局

(諸入用受取証文一括 明治5年) 巻込一括		6点	へ6
(諸入用受取証文 明治5年6月)		3点	へ6-1
近藤民之助金銭受取証文(上田分営酒肴入費につ き) 近藤民之助→佐藤伊与之進	(明治5年)壬申6月23日	横切紙・1通	へ6-1-1
能登屋富作用状[覚](御吸物代等書付) 能登屋 富作→上	(明治5年)6月13日	横切継紙・1通	へ6-1-2
竹本茂助用状[覚](茶碗蒸代等書付) 竹本茂助 →上	(明治5年)6月22日	横切紙・1通	へ6-1-3
(諸入用受取証文並びに帳簿 明治5年5月～6 月)		3点	へ6-2
近藤民之助金銭受取証文[覚](上田分営入用金 につき) 近藤民之助→佐藤伊与之進	(明治5年)壬申6月	横切継紙・1通	へ6-2-1
東町いづみや岩蔵金銭受取証文[おぼへ](菓子 箱1ツ代につき) (信州上田)東町いづみや岩蔵→ 上	(明治5年)5月27日	横切紙・1通	へ6-2-2
[宿々賃銭帳](人足賃・茶代等勘定書) 近藤民 之助→ -	(明治5年)壬申5月27日	横長半・1冊	へ6-2-3

79 元松代庁／番方／旧武庫方褒賞並びに費用伺い 元計政局

(大銃製造関係文書 明治5年7月～7年3月) 枝番1～7紐一括		12点	へ91
(旧武庫方賞典関係書類 明治6年12月～7年3月) 枝番1-1～紐一括		6点	へ91-1
矢野倉謙兵衛伺書[山寺常吉御賞之義付伺](旧武庫属常吉の御賞方を改書の通りにするべき旨) 矢野倉謙兵衛→ - 端裏書は亥12月26日	(明治7年)甲戌3月	横切継紙・1通	へ91-1-1
矢野倉謙兵衛伺書[伊藤寿作御賞之義伺](旧武庫庶務寿作の御賞方を改書の通りにするべき旨) (矢野倉)謙兵衛→ -	(明治7年)甲戌3月	横切継紙・1通	へ91-1-2
(旧武庫方関係人名書付) 枝番1-3-1～2紙紐一括		2点	へ91-1-3
人名書付(旧武庫方手附御雇足軽6名) 端裏朱書「小幡茂兵衛殿江差遣」、奥朱書「右へ外雇之如く御賞賜有之度旨」		横切紙・1通	へ91-1-3-1
人名書付(片桐新之助等12名)		切紙・1通	へ91-1-3-2
矢野倉謙兵衛伺書[旧武庫方庶務格別御賞之義付伺](東福寺忠之丞・青山常寿の御賞方10円では多分の相違のため忠之丞9円・常寿7円の御品支給願につき) 矢野倉謙兵衛→ - 端裏書は亥12月26日	(明治7年)戊正月	横切継紙・1通	へ91-1-4
懸旧武庫属申上書(端裏書)[硝石製御出方金申上](出方金87両3分3匁9厘) 懸旧武庫属→ - 端裏朱書「四」、端裏貼紙「前島引渡口四号」	(明治6年)酉12月	横切継紙・1通	へ91-2
人名書付(端裏書)[再考](砲隊卒で御跡片付までの勤務者12人) 端裏書「去年十月十三日前島氏より」	(明治10年)1月13日	横切継紙・1通	へ91-3
矢野倉謙兵衛伺書(端裏書)[旧武庫方元メ宮入半左衛門御賞之義付別紙相添伺](改書のごとくにつき) (矢野倉)謙兵衛→ -	(明治7年)戊2月8日	横切継紙・1通	へ91-4
矢野倉謙兵衛伺書(端裏書)[早坂合薬製懸野菜料請取銭之義伺](元メの別紙申立の通りに下付するよう用度方へ命令願につき) (矢野倉)謙兵衛→ - 端裏書は亥12月26日	(明治5年)壬申7月	横切紙・1通	へ91-5
北村団之丞他一名伺書(端裏書)[早坂合薬製中野菜料請取銭之分取調伺](午7月～12月中までの分につき) 旧硝石合薬製懸元メ北村団之丞・宮入半之丞→ -		横切継紙・1通	へ91-6
矢野倉謙兵衛伺書(端裏書)[旧武庫方元メ宮入半左衛門御賞之義付伺](改書のごとくにつ	(明治6年)酉12月	横切継紙・1通	へ91-7

き) 矢野倉謙兵衛→ - 端裏書は亥12月26日			
--------------------------	--	--	--

80 元松代庁／番方／元武庫方所管武具加工所借地年貢滞納払い伺い 元計政局

東福寺泰作年貢初代金取調書并武庫司事添伺貼紙(端裏書)[前嶋吉徳より借地火工所年貢取調伺](並びに年貢滞納のため払下の旨前嶋の伺についての巻上貼紙) 東福寺泰作→ -	(明治5年)壬申6月	切紙・1通	へ69
---	------------	-------	-----

81 松代庁／財方／神社郡政庶務方所管入用道具上申 計政局

(道具出来願関係綴)		5点	へ198
大熊董指図書(これまで宅役所等で用いてきた品の内御借入の取計方につき) 大熊董→市場源七郎殿	11月晦日	横切継紙・1通	へ198-1
神社郡政副主事申上書(端裏書)[入用御道具御渡之儀申上](別紙租税司・庶務方申立の通り、神社郡政局の御道具をその向へ命じられて御渡になるようにしたき旨) 神社郡政副主事→ -	10月	横切紙・1通	へ198-2
神社郡政庶務方申上書(端裏書)[神社郡政局御道具之儀再申上](諸道具がなく支障につき)(神社郡政)庶務方→ -	11月	横切継紙・1通	へ198-3
神社郡政庶務方申上書[覚](廻状箱等5筆御道具出来願につき) 神社郡政庶務方→ - 端裏書「御道具御出来之儀申上」	10月	横切継紙・1通	へ198-4
租税司申上書[覚](御用筆筒等7筆出来願につき) 租税司→ -	10月	縦紙・1通	へ198-5

82 その他

飯島勝休受取証文[記](桐長持1棹・弁長持1棹につき) 飯島勝休→小幡茂義殿 端裏書「今井友之進へ被召相成候分」	亥3月	横切紙・1通	へ246
--	-----	--------	------

史料目録 第90集

しなののくにまつしろさな だ け もんじょもくろく
信濃国松代真田家文書目録 (その11)

印刷発行 平成 22 年 3 月 31 日
発行者 人間文化研究機構 国文学研究資料館
編集 調査収集事業部
〒 190-0014
東京都立川市緑町 10-3
電話番号 050-5533-2900 (代)
印刷所 三鈴印刷株式会社

© 人間文化研究機構 禁無断複写
(本文用紙は中性紙を使用)

本書は国文学研究資料館史料館の『史料館所蔵史料目録』(第78集まで発行)を継続しています。

978-4-87592-139-4